神宮司廳藏版

服飾部

古事類苑

古事類苑刊行會

古事類苑

服飾部目録

服飾部一

服飾總載一

服飾部二

服飾總載二

服飾部三

服飾總載三

服飾部四

服飾總載四

服飾部五

袍 襖 闕腋

服飾部六

直衣

服飾部七

下襲

服飾部八

半臂

衵

衣 袍并入

單衣 衫 汗衫并入

帷

服飾部九

小袖 胴着 襦袢并入

服飾部十

狩衣 退紅 白張并入 褐衣 闕

水干

細長

長絹

服飾部十一

直垂 大紋附入

服飾部十二

素襖

上下

服飾部十三

道服 被風附入

十徳 八徳附入

羽織 法被 半天附入

服飾部十四

袴

服飾部十五

帶 紐附入

服飾部十六
婦人服飾總載上
服飾部十七
婦人服飾總載下
服飾部十八
唐衣（背入）
裳
服飾部十九
袿
表著
汗衫
衣（袙衵入）
單衣
服飾部二十

打衣
小袖 胴着 襦袢 掻取 腰卷 羽織 綿附入
袴
帶
裙帶
領巾 波須比附入
服飾部二十一
冠
服飾部二十二
烏帽子
服飾部二十三
帽子
頭巾
服飾部二十四

笏

服飾部二十五

扇上 團扇附入

服飾部二十六

扇下 團扇附入 帖紙附

服飾部二十七

履 襪 足袋附入

服飾部二十八

服飾雜載

古事類苑

服飾部一

服飾總載一

名稱 [illegible] 四
名所 [illegible] 一三
服飾沿革 三八

服飾部二

服飾總載二

服制 [illegible] 五五
服色 [illegible] 八五

服飾部三

服飾總載三

祭服 [illegible]

[illegible] 一〇一

服飾部四

服飾總載四

項目	頁
禮服 [illegible]	一五三
朝服 [illegible]	一七三
制服	一七七
束帶 [illegible]	一七八
衣冠 [illegible]	一九七
直衣 [illegible]	二〇〇
布袴 [illegible]	二〇四
狩衣 [illegible]	二〇七
上衣下裳	二一一
平裝束	闕
晴褻	二一二
喪服 白衣	二一三
衣紋 [illegible]	二一五
裝束師	二二六

装束書 二三〇

服飾部五

袍 襖 闕腋 縫腋 ［小字註 illegible］

名稱 二三三
名所 二三五
製作 [illegible] 同
地質 [illegible] 二四九
色目 [illegible] 二五一
文様 [illegible] 二六九
位袍 [illegible] 二七六
著用次第 二八五
雜載 二八六
○
襖 二八六

服飾部六

直衣

項目	頁
名稱	二九五
製作	二九八
種類	三〇〇
地質	三〇七
色目	三一一
文様	三一三
著用制	三一四
著用例	三一八
直衣始	三二〇
雜載	三二三

服飾部七

下襲

項目	頁
名稱	三二五
製作	三二六
地質	三三二

色目 [illegible] 三三五
文様 三五三
寸法 三五四
著用制 三六四
雜載 三六五

服飾部八

半臂

名稱 三六七
製作 [illegible] 同
地質 三七二
色目 同
文様 同
著用例 三七六
雜載 同

衵

名稱 [illegible] 三七七

製作 三七八
地質 三八一
色目 同
文樣 同
雜載 三八五

衣 褂 [附]

名稱 打衣 表衣 三八六
製作 引倍木 三八九
地質 三九〇
色目 同
文樣 同

○

袿 表着 三九三

單衣 衫 汗衫 [附]

名稱 [illegible] 三九七
製作 三九九
地質 四〇一
色目 同

文様　同
縫繍　四〇五
○
衫　四〇五
汗衫　四〇七

帷

名稱　四一三
製作　四一五
地質　四一六
色目　同
縫繍　四一八

服飾部九

小袖　附著　襦袢　[illegible]

名稱 上著 下著　四二一
地質　四二七
色目　同
文様　同

着用制　四三四
着用例　四三五
綿入 綿子　四三九
袷衣　四四二
單物　四四五
帷子　四四七
着用季節　四五二
雜載　四五五
○
胴着　四五九
襦袢 汗取　四六〇

服飾部十

狩衣 退紅 褐衣 附 白張 布衣

名稱　四六四
製作　四六五
色目 老少異色 四時異色　四六八
地質　四七二
文樣　四

著用制 背衣不得入禁中　四七五

著用例 [illegible]　四八〇

著衣始　四八六

○

退紅　四八六

白張　四八九

褐衣

名稱　四九一

製作　闕

著用制　四九二

著用例　四九四

水干

名稱　四九五

製作　四九六

地質　四九八

色目　闕

文樣　闕

水干袴　五〇二
著用制（著用次第）　五〇四
著用例（水干用覆）　五〇六
雜載　五〇七

絹長

名稱　五〇七
製作　五〇八
地質　五一三
色目　五一五
童男著絹長　五一七
女子著絹長　闕
以絹長爲餞　五一八

長絹

名稱　五二〇
製作　五二一
著用制　五二三
著用例　五二四

服飾部十一

直垂 大紋附

名稱 五二八
製作 五三〇
地質 五四〇
色目 五四五
文樣 五五〇
著用制 五五二
著用法 著用次第 五五四
著用例 [illegible] 五六〇
直垂袴具 五七〇
直垂寶 五七一
雜載 同

○

大紋 名稱 製作 地質 色目 著用制 著具 五七一

服飾部十二

素襖

名稱　五七七
製作　五八〇
地質　五八二
色目　闕
文樣　闕
種類　素襖附素襖 小背今素襖　五八四
着用制　五八六
着用法　五八七
着用例　年始着用 [illegible]着用 射禮着用 旅行着用 元服着用 少年着用　五八九
素襖皆具　五九四
雜載　五九五

上下

名稱　五九八
起原　六〇三
製作　六〇五

地質 六〇八
色目 六一二
文様 六一三
種類 [illegible] 六一五
著用制 六二四
著用法 六二六
著用例 六二七
雜載 六三〇

服飾部十三

道服 被風 [illegible]

名稱 六三三
製作 附製道服 六三五
地質 六三八
色目 闕
文様 闕
著用制 六四〇
著用例 六四一
附道服 六四三

西洋道服　六四四
○
披風　六四四

十德 入德附入

名稱　六四七
製作　六四九
著用制　六五三
著用法 双十德　六五四
著用例　六五五
○
入德　六五七

羽織 法被 半天附入

名稱　六五九
起原　六六一
製作 縫　六六三
地質　六六八
色目　同
種類 [illegible]

羽織 六七二
着用制 六八六
賜羽織 六八八
羽織屋 六九〇
雜載 同
○
法被 六九一
半天 六九二

服飾部十四

袴

名稱 六九七
名所 六九九
製作 七〇三
地質 七〇八
色目 七一五
袴類 七一九

総載　七七五

服飾部十五

帯

絛帯[illegible]

名稱　七七七

革帯 [illegible]　七七九

布帛帯 [illegible]　八〇七

襷(?) [illegible]　八一九

組帯　八二〇

雑載　八二三

○

紐　八二五

服飾部十六

婦人服飾総載上

服制 [illegible]　八二八

服色 [illegible]　八三七

禮服 女帝禮服 皇后禮服 内親王以下女官禮服　八五四
朝服十二單　八六二

服飾部十七

婦人服飾總載下

晴服　八六九
褻服　闕
唐裝束　八七四
白裝束　八七五
宿裝束　闕
狩裝束　八七六
壺裝束　闕
被衣　八七八
裝束書用文節　八八四
打出　八八八
押出　八九五
以女裝束爲祿　八九六
男裝束　八九八
雜載　闕

服飾部十八

唐衣 袍 褙子附

名稱　九〇五
製作　九〇七
地質 [illegible]　九一〇
色目 [illegible]　九一五
文様 [illegible]　九二四
著用次第 [illegible]　九二七
著用制　九二九
著用例　同
雑載　九三〇
○袍　九三一

裳

名稱　九三二
名所　九三三
始見　九三四

製作 同
地質 九四〇
色目 九四一
文樣 九四三
著用次第 九四五
著用制 九四六
著用例 九四七
帽 九四八
緒 九五一
上衣下衣 九五五
腰衣 同
雜載 九五六

服飾部十九

袿

名稱 九五九
製作 九六二
種類 大袿 小袿 九六四
地質 九六六

色目 九六八
文様 九七四
着用法 九七五
着用制 九七六
着用例 同
袿直 同
以袿為綿 同

表著

製作 九七九
地質 九八〇
色目 同
文様 同

汗衫

名稱 九八二
製作 九八三
地質 九八七
色目 同
着用法 九九一

著用例　九九三
雜載　九九四

衣 袒裼入

製作　九九五
地質　九九六
色目　同
文様　同
五衣　一〇〇〇
重衣　一〇〇二
以衣爲祿　一〇〇四
雜載　同
○
袒　一〇〇五

單衣

製作　一〇〇七
地質　一〇〇八
色目　同
單重　一〇〇九

着用法　一〇一四
雜載　一〇一五

服飾部二十

打衣

製作　一〇一七
地質　一〇一八
色目　闕
着用法　一〇二〇
着用例　一〇二一

小袖 胴着 襦袢 掻取 腰卷 羽織 挿入

製作　一〇二二
地質　一〇二四
色目　一〇二五
文様　闕
着用法　一〇二八
着用例　一〇三〇
綿入　一〇三二

袷 一〇三三

單物 一〇三五

帷子 同

着用季節 一〇三六

縫紋 一〇三八

○

胴着 一〇三九

襦袢 同

褄取 一〇四〇

腰卷 一〇四三

羽織 一〇四七

袴

製作 [illegible] 袴 一〇四七

地質 一〇五一

色目 一〇五二

種類 [illegible] 下袴 一〇五五

着用制 一〇五七

帶

製作　一〇五七
地質　同
色目　同
種類（細帯 丸帯 附帯 腹合帯 鯨帯 [illegible]）　一〇六二
結様　一〇六七
帯掛　一〇七二
帯飾　同

裙帯

名稱　一〇七二
製作　一〇七三
地質　一〇七四
色目　同
紐線　同

領巾（淡須比禮入）

名稱　一〇七五
製作　一〇七七
着用制　一〇七九
着用例　同

領巾代　一〇八一
雜載　一〇八二
○
法須比　一〇八三

服飾部二十一

冠

名稱　一〇八八
名所　一〇九一
始見　一〇九二
製作　一〇九三
種類　[illegible]　一〇九四
冠具　[illegible]　一一一八
冠飾　一一六〇
冠店　同
雜載　同

服飾部二十二

烏帽子

名稱　一一六三
名所　一一六九
製作　一一七二
種類　[illegible]　一一七六
烏帽子具　[illegible]　一二〇六
着用法　一二一四
着用例　圖
烏帽子飾　一二一七
烏帽子屋　一二一八
雜載　圖

服飾部二十三

帽子

名稱 一二一九
種類 一二二〇
[illegible]
挂包 一二二九
覆面 一二三〇
雜載 一二三二

頭巾

名稱 一二三三
禁令 同
種類 一二三五
[illegible]
雜載 一二五八

服飾部二十四

笏

名稱　一二六二
制度　一二六三
製作　一二六五
種類　一二六八
把笏作法　一二七二
使用法　一二七八
把笏例　一二八二
不把笏例　一二八三
笏箕　一二八五
笏袋　一二八六
雜載　同

服飾部二十五

扇上

服飾部二十六

扇下 團扇 [illegible]人 貼紙 [illegible]

名稱 一二九〇
制度 [illegible] 一二九二
製作 [illegible] 一二九三
種類 [illegible] 一三一二
持扇作法 [illegible] 一三二五
使用法 [illegible] 一三三二
使用例 [illegible] 一三四四
扇箱 一三五〇
扇紙 一三五一
扇商 [illegible] 一三五二
雜載 一三五四
○
團扇 一三五五

貼紙

名稱 一三五七

紙質 一三五八
折様 一三五九
作法 一三六一
使用例 一三六二
具紙衾 一三六四
帳紙質 一三六七
雑載 一三六八

服飾部二十七

履 鞋 足袋附

名称 一三七一
初見 一三七二
制度 同
種類 [illegible] 一三七五
作法 [illegible] 一四三八
雑載 一四四三

○

服飾部二十八

襪 [illegible] 一四四四

足袋 [illegible] 一四五三

服飾雜載

玉佩 一四六四

綬 一四六五

位袋 一四六六

魚袋 一四六七

印籠 根付緒締 一四七一

胴亂 一四七九

巾着 一四八〇

頸玉 一四八三

手玉 同

足玉 同

釧 一四八五

手纏 一四八六

領巾 一四八七

襷 木綿襷 一四八八

前垂 一四九四

頸巻 一四九七

腹掛 一四九八

脛貫 一四九九

手甲 同

股引 一五〇〇

パッチ 同

[illegible]ニ[illegible] 一五〇三

古手屋 一五一四

古事類苑

服飾部一

服飾總載一

服飾トハ衣裳冠履及ビ服玩具等ノ總稱ニシテ、以テ寒暑ヲ防ギ、以テ威容ヲ整フルモノナリ、衣冠帶袴等ノ服飾ハ、上代ニ於テ已ニ備ハリシガ、三韓、支那等ト交通スルニ及ビ、漸ク其風ヲ摸倣シ、推古天皇ノ朝、始テ冠ヲ以テ位ノ高卑ヲ定メ、孝德天皇ノ朝、更ニ位冠ニ從ヒテ服色ヲ定ム、尋デ文武天皇大寶ノ制、王臣ノ禮服朝服等ヲ定メシヨリ、後世ニ至ルマデ多クハ之ヲ遵守セリ、

我國古來最モ祭祀ヲ重ンズ、故ニ祭服ヲ以テ最モ重シトス、祭服ニハ、齋服、帛衣、淨衣、明衣、小忌等ノ數種アリ、齋服ハ或ハ祭服ニ作ル、專ラ祭祀ニ用キルニ由レリ、大嘗、新嘗及ビ神今食ノ日、天皇ノ用キサセ給フ所ニシテ、地質ハ夏冬共ニ生絹ヲ用キ、其製作常ノ東帶ニ同ジ、又園韓神、平岡、平野等ノ祭祀ノ日、物忌以下ノ著スルモノヲ齋服ト云ヒ、新嘗祭ノ日著スル小忌ヲモ齋服ト云ヘリ、後世吉田家ニテ齋服ト稱スルハ、製作粗、衣冠ニ同ジク、地質ハ生絹及ビ麻布ヲ用キ、地位ノ高下ニ由リテ之ヲ區別セリ、帛衣ハ、ハクノキヌト云フ、大嘗、新嘗、神今食、奉幣使發遣及ビ齋宮群行ノ日、天皇ノ用キサセ給フ所ニシテ、臣下ハ之ヲ服セズ、其地質夏ハ生絹、冬ハ練絹ヲ用キ、其製作齋服ニ同ジ、天皇ノ齋服及ビ帛御衣ハ、共ニ神事ノ服御ナレド、大嘗祭ノ日、廻立殿マデハ帛御衣ヲ用キ給ヒ、同殿ニテ湯浴ヲ供ズルノ後、齋服ヲ著シ

ヲ大嘗宮ニ入リ、祭祀畢リテ廻立殿ニ還御ノ後更ニ帛御衣ニ改メタル、其輕重以テ知ルベシ、淨衣ハジヤウエト云フ、亦神事ノ服ニシテ、製作襖、狩衣ニ同ジク、地質ハ生絹或ハ麻布ヲ用ヰ、色ハ白又ハ黄ヲ用ヰル、之ヲ着スルニ衣冠ヲ重ヌルコトアリ、狩衣ノ如シ、固リ神職ノ之ヲ着スルノミナラズ、太上天皇以下、王卿雲客諸社參拜ノ日、多ク之ヲ着セラル、明衣ハ伊勢神宮及ビ諸社ニ於テ之ヲ用ヰル、朝廷ノ祭祀ニ於ケル小忌ニ似タリ、地質ハ生絹或ハ麻布ヲ用ヰ、宮主或ハ衣冠ノ上ニ之ヲ着ス、又曩ク大嘗祭ノ拔穗使、神服使、造酒童女、稻女等之ヲ着シ、六月十二月御贖ノ日ニハ、神祇官ノト部モ着シ、大宮賣祭ノ日ニハ、卜部モ着スル由見エタレド、其製作詳ナラズ、又齋服ノ日用ヰル所ノ浴衣ヲモ亦明衣ト稱ス、小忌ハヲミト云フ、大嘗新嘗及ビ神今食ノ日、小忌ノ官人之ヲ着スルニヨリテナリ、又山藍ヲ以テ摸樣ヲ青ク摺レルニヨリテ青摺ト云ヒ、專ラ祭祀ニ用ヰルニヨリテ、之ヲ齋服トモ云ヘリ、小忌ヲ着スルトキハ、右肩若シクハ左肩ニ赤紐ヲ著ケ、冠ニ日蔭鬘或ハ日蔭絲ヲ纏ヒ、心葉ヲ附ス、小忌ノ事ハ、神祇部大嘗祭及ビ新嘗祭篇ニ見エ、日蔭鬘心葉等ノ事ハ、冠篇ニ收メタルヲ以テ、宜シク參照スベシ、千早ハ、祭祀ヲ行フ時、神職及ビ巫女ノ着用スル服ニシテ、地質ハ大和錦又ハ練絹布等ヲ用ヰ、其製作袖ナキ羽織ノ如ク、長サ凡ソ二尺許ナリ、蓋シ小忌ノ一變セルモノナルベシト云フ、

禮服ハ、大祀、大嘗、元日、及ビ即位等ノ大禮ノ時ニ用ヰル所ニシテ、禮服具ニハ玉冠、大袖、小袖、裳、綬、玉佩、牙笏、烏皮舃、襪等アリ、而シテ天皇ハ大袖ニ、日、月、星辰、山、龍、火、宗彝ノ八章ヲ繡シ、裳ニ藻、粉米、黼黻ノ四章ヲ繡ス、之ヲ袞冕十二章ト云フ、又玉佩二旒ヲ垂ル、皇太子ハ袞冕九章ヲ用ヰ、日月星ノ三章ヲ畫カズ、親王以下諸臣ノ五位以上モ冕服等ノ禮服ヲ用ヰ、品位ニ從ヒ等差アリ、武官ニモ亦禮服アリ、文官ト異ナリ、冠ニ緌ヲ附シ、位襖、裲襠、横刀等ヲ用ヰタ

リ、

朝服ハ朝參ノ服ニシテ、親王以下諸臣ノ用ヰル所ニシテ、位階ニヨリテ其色ヲ異ニス、大寶ノ制、親王四品以上、諸臣五位以上ハ、袍ヲ著ケシメシガ、後之ヲ廢ス、後世束帶ト云フハ、朝服ノ正裝ニシテ、束帶ノ具ニハ冠、袍、下襲、半臂、表袴、大口、革帶、魚袋、笏、扇等アリ、衣冠ト云フハ、朝服ノ略裝ニシテ、表袴ヲ用ヰズシテ指貫ヲ用ヰ、革帶ヲ用ヰズシテ帛帶ヲ用ヰル、直衣ハ原ト宿直ノ衣ニシテ、亦指貫ヲ著シ、多クハ烏帽子ヲ用ヰル、布袴ハホウコト云フ、亦一種ノ略裝ニシテ、袍指貫革帶下襲劔笏等ヲ用ヰル、又無位ノ官人、及ビ庶人ノ制服ハ、黄袍ヲ用ヰ、皂縵頭巾、烏油腰帶等ヲ具シ、而シテ家人奴婢ハ橡墨衣ヲ用ヰル、婦女ニモ亦禮服朝服等ノ制アリ、其事ハ婦人服飾總載ニ載ス、

禁色ハキンジキト云フ、初メハ火色ノ衣ヲ以テ禁色トセシガ、近世ハ表袴ノ文樣ノ窠霰ヲ以テ禁色トセリ、又雜袍ハザフハウト云フ、汎ク當色以外ノ袍ノ義ニシテ、直衣ヲモ包含セリ、禁色雜袍共ニ勅許ノ宣旨ヲ蒙ムルニ非ラザレバ用ヰルコトヲ得ザレドモ、禁色ヲ以テ重シトス、單ニ直衣ヲ著用スルヲ聽ス事ハ、直衣篇ニ載セタリ、

武家ニ於テハ專ラ直垂、狩衣、大紋、素襖上下等ヲ以テ平時ノ正服ト爲シタレドモ、其重大ナル儀式ニハ猶ホ束帶衣冠等ヲ用ヰルモノアリ、

衣服ニハ衿、衽、裾、袂等ノ名所アリ、衽ハ初メ左衽ナリシヲ、元正天皇ノ朝令シテ右衽ト爲セリ、袖ハ初ノ狹カリシガ、漸次廣クナレリ、狩衣、水干、直垂等ノ如キハ袖括ヲ施シ、事ヲ執ルニ便ゼリ、

凡テ衣服ヲ著用シテ、儀容ヲ正スヲ衣紋ヲ調フト云フ、又人ニ衣服ヲ著用セシメ、爲ニ衣紋ヲ調フ者ヲ裝束師ト云フ、後世高倉山科ノ二家世々之ヲ以テ職ト爲ス、而シテ衣冠ヲ製ス

名稱

ノ著モ亦被裝飾ト云ヘリ、

〔倭名類聚抄十二〕衣服類第百六十三

〔箋注倭名類聚抄四〕説文、衣依也、上曰衣、下曰裳、象覆二人之形、又云、裳下帬也、釋名、凡服上曰衣、衣依也、人所依以芘寒暑也、下曰裳、裳障也、所以自障蔽也、白虎通義、衣者隱也、裳者障也、所以隱形自障蔽也、

〔段注説文解字八上〕衣依也、上曰衣、下曰裳、象覆二人之形、

〔事物紀原三衣裳冠冕〕衣裳

通典曰、上古衣毛、後代以麻易之、先知爲上以制衣、後知爲下以制裳、黄帝垂衣裳而天下治、世本曰、胡曹作衣、宋衷曰、黄帝臣也、呂氏春秋亦云、淮南子曰、伯余初作衣、許慎注云、黄帝臣也、一云、伯余黄帝也、故本又云、伯余制衣裳、孟徳編年通鑑曰、十紀合雒紀因始教人食鳥獸衣其皮毛、黄帝五帝紀、孔子曰、黄帝始制衣裳、

〔伊呂波字類抄伊雜物〕衣裳

〔運歩色葉集伊〕衣裳　衣類

〔書言字考節用集六器財〕衣服　衣裳　衣装　衣冠　衣飾

〔伊呂波字類抄古雜物〕衣

〔類聚名義抄六〕衣

〔運歩色葉集古〕衣

〔日本釋名下衣服〕衣　ころはきるの轉語なり、もはもの着るもの也、

〔倭訓栞前編九〕ころも　衣をいふ、服物の義なるべし、万葉集に服をよみ、日本紀に衫をよめり、今俗僧衣をのみさいへり、海人藻芥に、衣は俗の直衣也と見ゆ、

〔日本書紀十一仁徳〕二十二年正月、天皇語皇后曰、納八田皇女將爲妃、時皇后不聽、爰天皇歌以乞於皇后曰、〈歌略〉皇后答歌曰、虚呂望虚曾、赴多幣茂豫耆、瑳用廼虚烏、那羅陪務耆瀰破、箇辭古耆呂箇茂、

〔日本釋名下衣服〕衣　きてのゝなり、きつねどつするものなり、是はすでにたちぬひたるを云、

〔東雅八服用〕衣キヌ　倭名鈔に、在上曰衣、在下曰裳、[illegible]之服と注したり、舊事紀には、日神天磐屋戸にこもりませし時、令[illegible]長白羽神種麻、今衣服謂白羽、此其緣也としるされ、〈略〉〇中古語にまた衣をばソといひけり、舊事紀、古事紀、日本紀等に、衣の字讀でソと云ひし是也、ソといひ、またキヌといひ、コロモといふが如き、義並に不詳、日本紀には、裲襠衣服等の字、皆讀でコロモといふ、それが中、襠亦讀でソともいひ、衣服讀でキモノともいひけり、

古語に背をソといふ、因て背字此に讀でソと云ひしなり、今俗でセといふは、其語の轉せしなり、衣これをソといふは、太古の衣制領袖に背子といふ者の如くなりし故のみ、彼と此と意同じからねど名づけいふ事は異ならず、絹帛等の字、幷に讀でキヌといふ、衣また讀でキヌといひしは、その絹帛の類をもて製しぬるによりて、これをもキヌといふに似たり、或人の說にコロモといふは、キルモノといふが如く、コロとはキルの轉語にて、モとは物なりといふなり、されど衣服の字コロモとも讀み、またキモノとも讀みたれば、其コロモと云ひしには、別に其義ありぬべけれど未詳、

〔倭訓栞前編七〕きぬ　衣をよむは、絹は衣にすべきものなればなり、

〔古今和歌集十七雜〕龍門にまうでゝ、たきのもとにてよめる、　いせ

たちぬはぬ衣きし人もなき物をなに山姫の布さらすらむ

(源氏物語明石)こゝかしこのみちに、あやしきわざをしつゝ、御ぞくりむかへの人の、きぬのすそたへがたう、まさなきことゞもあり、

(伊呂波字類抄伊衣食)衣服(イフク)

(日本釋名衣服)御衣 おんぞは御衣也、衣は身にそふ物也、又みそとも云、みそのみもおんなり、君がみそのふなど、歌にもよめり、

(倭訓栞前編四お)す 衣をよひは、身に襲の義なるをもて也、祝詞に襲もよめり、

(倭訓栞前編三み)みけし 日本紀に衣裳万葉集に御衣をよめり、けし反き也、著の義也、

(古事記上)其日子遲神(○八千矛神)和備弖(中略)歌曰、奴婆多麻能、久路岐美祁斯遠(下略)

(古事記傳十一)久路岐美祁斯遠は、黑御衣をなり、書紀に衣裳、万葉十(三十丁)に服之御衣(ケシ)、續紀に佳美衣(ケシ)など見ゆ、此は大刀は佩物なる故に、御佩(ミハカシ)と云、弓は執物なる故に、御執(ミトラシ)と云如く、衣は著物なる故に、御著(ミケシ)と云なり、著(ケシ)を古言に都祁須(ツケス)と云り、又中卷倭建命の御歌に、都都賀那(ツツガナ)と見ゆ、

(古語拾遺)思兼神深思遠慮議曰、(中略)令長白羽神(伊勢國麻續祖、今俗衣服謂之白羽、此緣也)種麻以爲青和幣(古語爾伎弖)、令天日鷲神、與津咋見神、穀木種殖之、以作白和幣(是木綿也、已上二物、一夜蕃茂也)、令天羽槌雄神(倭文遠祖也)織文布、令天棚機姫神織神衣、

(八雲御抄三下)衣 あまのは(天人衣、又はゞかる衣也)みけし(衣也)と云、はき　けるものでもも、つまようす

おみ　ひとへ(夏)　あさうり(七夕衣也)　みのしろ(上のきぬ也、萬葉にしのゝめのふるもとに[illegible])

[illegible]　はないろ　みなれ衣　またかから　あるものか

り　たひ　はなすり　かた　はな　ぬれ　その　あまし

はやう　しはたれ　よるすて　衣　なれし[illegible]

麻衣　藤衣　布衣

いよ島かた万　山わけ　つゆわけ　くるわけ　そてつきせみのは　波かけ　あけ玉章　お
はよそ丹後人の、きならし玄一歌　あらはし有レ雲　いろ有レ雲　皮　うつふしそめの有レ雲　し
ろたへ万　にきたへ七夕のおれる色　いろとり　あさゝの　まくはし万、下山のつけのみなからのすかとつ
つけたり。　こけ万一、東路又聞、ふち万二　かは万、木皮白似人、うすゝみ　おみ　こそめ紅色
すみやき皆墨　うすその紅色　またら万、東路と又いり、万、猶まずかきてすにるころしとるみたり。　せふのは

（萬葉集七譬喩）臨時
今年去新島守之麻衣肩乃間乱者許誰取見

（萬葉集九挽歌）過足柄坂見死人作歌一首
小垣内之麻矣引干、妹名根之作服異六、白細乃紐緒毛不解、一重結帶矣三重結、苦侍爾仕奉而、（中略）

詠勝鹿眞間娘子歌一首并短歌（中略）
勝壯鹿乃眞間乃手兒奈我麻衣爾青衿着、直佐麻乎裳者織服而、（下略）

（古事記中應神）於是有二神、兄號秋山之下氷壯夫、弟名春山之霞壯夫、（中略）爾其弟如兄言、具白其母、卽
其母取布遲葛而、一宿之間、織縫衣褌及襪沓、亦作弓矢、令服其衣褌等、令取其弓矢、遣其孃子
之家、者其衣服及弓矢悉成藤花、

（萬葉集三挽歌）大網公人主宴吟歌一首
須麻乃海人之鹽燒衣乃藤服間遠之有者未著穢

（古事記中垂仁）其王子（○垂仁皇子譽津別王）者服布衣褌、旣爲賤人之形、執檝立船

（萬葉集五雜歌）老身重病經年辛苦及思兒等歌七首
麁妙能、布衣遠陀爾伎世難爾可久夜歎敢世牟周弊遠奈美（以下六首略）

（萬葉集二挽歌）天皇（○天武）崩之時太后（○持統）御作歌一首

夕去者、綾哀、明來者、裏佐備晩、荒妙乃、衣之袖者、乾時文無、

（萬葉集略解二）あらたへは、庶人の服にて、令集解に、大御衣には細布を奉るよしあれど、其細布も太后の御心に、たゞ人の著るあらたへの如くおぼして、かくのたまふなるべし、

皮衣

（新撰字鏡七）裘（巨鳩反、皮衣也、加波己呂毛、又加波乃、）

（倭名類聚抄十二衣服類）裘　説文云、裘（音求、和名加波古路毛、）皮衣也、

（事物紀原三衣裘帶服部）裘

黄帝出軍決曰、帝伐蚩尤、未克、夢西王母遣道人、被玄狐之裘、以符授帝、然則黄帝時已有裘之名、説文曰、裘皮衣、蓋上古衣毛冒皮之遺象也、

（萬葉集九雜歌）獻忍壁皇子歌一首（詠仙人形）

常之陪爾、夏冬往哉、裘、扇不放、山住人、

（萬葉集二挽歌）皇子尊宮舍人等慟傷作歌

毛許呂裳遠、春冬片設而、幸之、宇陀乃大野者、所念武鴨、

（古事記上）故大國主神、坐出雲之御大之御前時、自波穗乘天之羅摩船而、内剝鵝皮剝、爲衣服、有歸來神、

（日本書紀十應神）十三年三月、天皇遣專使、以徵髮長媛、（中略）一云、日向諸縣君牛、仕于朝庭、年既耆耈之、不能仕、仍致仕退於本土、則貢上己女髮長媛、始至播磨、時天皇幸淡路嶋而遊獵之、於是天皇西望之、數十麋鹿浮海來之、便入于播磨鹿子水門、天皇謂左右曰、其何麋鹿也、泛巨海多來、爰左右共視而奇、則遣使令察、使者至見、皆人也、唯以著角鹿皮爲衣服耳、問曰、誰人也、對曰、諸縣君牛、是年耆之、雖致仕、不得忘朝、故以己女髮長媛而貢上矣、

（延喜式四十一彈正）凡貂裘者、參議已上聽著用之、

（西宮記臨時）皮衣

臨時祭、舞人歸時、服[illegible]皮衣、

〔三代實錄 四十七光孝〕仁和元年正月十七日癸丑，是日始禁著用絹衣，但參議已上非制限，

〔江家次第 二正月〕春日祭使途中次第

昔尾張兼時於奈良坂預餞之饌，於不退寺前作詩曰，綱繼承觴駐大衞使二，絹色見不退寺前二，

國之人人更難得，不一條大將濟時○藤原爲使，脱黒絹衣給兼時，後有此說，上代以此衣爲重物之故也，兼

時得其心，後日令人責之，○中略

昔春日參入時，重明親王乘鴨毛車，著黒絹衣入重見物，此間春日以件衣一領持來爲重物，見入重

大惑云云，

〔枕草子 八〕むつかしげなる物

うらまだつかぬかはぎぬのぬひめ

〔源氏物語 末摘花〕ゆるしいろのわりなううはじらみたるひとかさね，なごりなうくろきうちきかさねて，うはぎにはふるきのかはぎぬ，いときよらにかうばしきをき給へり，こだいのゆへづきたる御さうぞくなれど，なをわかやかなる女の御よそほひには，にげなうおどろおどろしきこと，いともてはやされたり，

〔源氏物語湖月抄 末摘花〕ふるきのかはぎぬ 河 絹衣 和名てんと云顔也，如鳥といへり，○中略又拾遺云，中宮亮すふときりのかはぎぬを，高光少將入道横川にすみ侍けるにつかはしける，夏なれど山は寒しと云なれば此かはぎぬは猶をよせかん，

〔貞丈雜記 五〕一かわぎぬと云は，革の胴服なるべし，鎌川記に，かたぎぬの八德，又はかわぎぬなど打かけ，貴人の御前へ參る事いかゞに見え候と有，

〔易林本節用集 衣服〕絹衣 ケンイ

〔增補下學集 下二衣服〕絹衣 ケンイ

〔書言字考節用集 六 服食〕紙袍 又云紙衣、僧士之服、紙子

〔貞丈雜記 三十 服〕一紙衣も古よりあり、源平盛衰記巻四十八(佐藤入道ノ條)に云、色黒して疲れ衰へたる老尼の、紙衣の上に濃き墨染の衣をぞ着たりける云々、

〔本朝世事談綺 衣服一〕紙衣

元は律僧これを着す也、女の手をふれずしてなすものなれば也、寒氣を防ぐの服とす、南都二月堂會式の僧徒、おの／＼是を着す、因を用ひず潔白也、白紙子といふ、

一閑紙衣

大坂一閑といふものこれを製す、至てつよく手縄にするに切れず、又米を煮豆を煎、鍋釜の代をすと云り、

〔和漢三才圖會 二十八 衣服〕紙衣 加美古　紙衣之訓下略也、

按紙衣奥州白石、駿州安部川、紀州華井、攝州大坂出之、華井紙衣特佳、造之用良厚紙、洗浄煮熟、晒爲度、冷定則去皮滓之良、用以極厚紙、塗柹澁納乾、足蹈手揉數用、一夜露宿、則去柹澁之臭、或不加柹澁作衣可、

紙布　按紙布者縒紙如綿而織出、於奥州白石、人以爲稀、

〔雍州府志 七 土產〕紙衣　倭俗稱介美古、以少許糊白紙、紙毎接之、以柹澁引之、日乾、如此數度、其色自赤、然後晴天一夜露宿、則其色於是爾、手揉和之、以是製衣服、是謂紙衣、又稱紙子、有使寒氣不下、白山邊西依邊製之、中古清水坂人亦造之、是謂清水紙子、又稱寒紙子、倭俗衣服不濃色、謂黃或作空、所謂素面素謂之顯是也、中又紀伊國根來土人以白紙不塗柹油者爲紙衣、是謂白紙子、是不經女子之手而成者也、故持律僧及南都東大寺二月堂會僧徒各著之、其色潔白、是稱白紙子、好事俗士亦偶著之、倍背二月堂會僧徒所著之紙衣、破之爲帶、使著產婦、則易產、故婦人爭求之、

〔奥羽觀蹟聞老志 三 陸奥 土産〕紙絹　出于刈田郡白石城邑倉本村、尤爲上品、以柿汁染紙縫而拵之、俗謂之紙絹、用之服以禦遮寒、尤足以防風、其換赤色或淡紫色、近代有染而成文者、又所出于相馬、其製堅強以充焉、多年而貴之珍珠、

〔日本山海名物圖繪 四〕奥州仙臺紙子

仙臺かみこ、地紙つよく能もみのきてこしらゆる故、やはらかにてつやよし、奥州は木綿すくなき故、中人以下はおほく紙子をきる也、夜具も大かたは紙子にてこしらゆる也、其外諸國紙子の名物、肥後八代紙子、播磨紙子、紀州花井紙子、美濃十文字、大坂松下一閑紙子、

〔永正狂歌合〕五番 略○中 右

狂詞も年をかさぬる紙ぎぬのやつくりびんぼうしてもみゆらん 略○中

左方申云、紙ぎぬのつくり貴き初のつらさ、よせありてよろしく見え侍り、

〔雜談集追加 六〕以前大名家風の事

同日、今時諸大名方の家々に於て、晝夜共に上下を著せし事をば常用衣桑杯と申て、すべ宜敷樣に有之は、以前よりの事にて候か、答曰、略○中 右國郷守殿 野○後 家老共を呼御申には、近比は我等身上格合の衆中の玄關にも、取次役の者共には肩衣を著せ被申候間、此方にても左樣に申付る樣にとの儀に付、池田次郎左衛門、松村孫大夫と申侍兩人を以て、初て常上下を著せ、取次役に被申付候と也、夫より以前の儀は、桑原甚大夫、山岡庄大夫と申、小身の侍二人にて、玄關の定番を相勤る處に、山岡儀は就中小身の不勝手者に有之しが、手もみに仕立たる紙子の著物に黒き半えり、をかけて是を著し、古きひとへ物にて、面々方の御前へ出、廻り遊ひを致すをば、我等よく覺居申候也、今年よりは七十五六年にかかりも以前の事にて候也、

〔日本永代藏 三〕紙子身袋の破れ時

商賣ひだり前なる廿歳服部忠助〈略〉中此人、親代にはわづかの身袋なりしが、安部川紙子に縮緬を仕出し、又はさまざまの小紋を付、此所の名物となり、諸國に賣ひろめ、〈略〉下

〔本朝町人鑑四〕家主殿の鼻ばしら

春夏は女房に扇子を折らせ、秋のすゑより冬中は、男子らみの紙子をこしらへ、商ひけるに、〈略〉下

〔人倫訓蒙圖彙六〕紙子師　紙衣并巴紙これを造る、五條釘屋通に住す、

〔用捨箱中〕紙衣賣紙子賣

紙衣賣は京師の俳諧集にも見えたり、左に錄す、

諧心集寛文十三年板

多顏　引よぶや紅葉の錦紙衣賣　千之〈略〉下

〔古事記上〕其神〈八千矛〉之嫡后須勢理毘賣命、甚爲嫉妬、故其日子遲神〈略〉中歌曰、奴婆多麻能、久路岐美祁斯遠、麻都夫佐爾、登理與曾比、〈略〉中夜麻賀多爾、麻岐斯、阿多泥都岐、曾米紀賀斯流邇、斯米許呂母遠、麻都夫佐邇、登理與曾比、〈略〉下

〔古事記傳十一〕斯米許呂母遠は染衣をなり、斯米と曾米とはたゞ通音ぞ、

〔古事記下〕故是口子臣、白此御歌之時、大雨、爾不避其雨、〈略〉中爾匍匐進赴、跪于庭中時、水潦至腰、其臣服著紅紐青摺衣、故水潦拂紅紐、青皆變紅色、

〔古事記傳三十八〕古は凡て摺衣を好美き物にして、男女共に時となく服たること、萬葉の歌に數しらず、よみたる歌などを以て知べし、〈略〉中かくて後に至ても摺狩衣など摺袴など見えたり、神事には古の儀を傳へて、後まで大嘗新嘗及賀茂臨時祭などには、定まりて摺衣を用ひらる、〈略〉下

〔古事記下〕一時天皇登幸葛城山之時、百官人等、悉給著紅紐之青摺衣服、

摺衣　　韓衣　　衿名稱

〔日本書紀 二十九 天武〕朱鳥元年正月癸卯、是日詔曰、朕問王卿以無端事、仍對言得實必有賜、於是高市皇子被問以實對、賜蓁揩御衣三具、錦袴二具、○下略

〔續日本紀 十五 聖武〕天平十五年正月壬子、御石原宮樓、在城東北、賜饗於百官及有位人等、有勅鼓琴任其彈歌、五位已上賜摺衣、六位已下祿各有差、

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲三年正月丙子、御法王宮、宴於五位已上、道鏡與五位已上摺衣人一領、○下略

〔續日本紀 三十 稱德〕寶龜元年三月辛卯、葛井、船、津、文、武生、藏六氏男女二百三十人、供奉歌垣、其服並著青摺細布衣、垂紅長紐、

〔萬葉集 七 雜〕譬喩作
住吉之、遠里小野之、眞榛以、須禮流衣乃、盛過去、

〔萬葉集 十一〕寄物陳思
朝影爾、吾身者成、辛衣、襴之不相而、久成者、

〔萬葉集略解 十一〕辛は借字にて韓也、卷十四可良許呂毛すそのうちがへあはねどもとよみて、古へ韓人の衣の樣あはざりけん、後世衣をすべてから衣といふとは異也、○下略

〔寛平御遺誡〕弘仁御時、緣食殿門額初書宮城東面會額書耳、又初賜襟服云云、

〔新撰字鏡 衣〕袷 古炎反、入、衿也、襟也、古衣領、己呂毛乃久比、　衿 呂衿反、去、領衣上緣也、襟也、己呂毛乃久比乃毛止保禮、

〔下學集 上 器財〕衿襟 正作

〔倭名類聚抄 十二 衣服具〕衿 一本作襟、唐韻云、衿、衣領也、　釋名云、衿、音金、古呂毛乃久比、禁也、所以禁禦風寒也、襟 音金 禁也、交於前、所以禁禦風寒也、

〔箋注倭名類聚抄 三 衣服具〕衿衣之會領處也、○中略 原書衿作衿、按說文無衿字、唯有衿云項也、轉衣當

領之盤領之領、廣韻云、衿、衣衿、左傳領不從衣、以上廣韻文、是衿古用領字、後俗從衣、以別項領字、則知釋名用古字作領、按衿從俗寫也、原書襟作衿、按說文無衿字、從上俗字、○中略 說文、襟作紟、云交衽也、按說文之襟亦云已呂毛乃久比、新撰字鏡云、已呂毛乃久比乃毛登保志、新撰字鏡云、紟、領衣上縁也、已呂毛乃久比乃毛止保志、是也、又按、毛止保留頭之縁也、新撰字鏡、還頸、毛止保留、神武天皇御歌、其波賀伎等佐斯能之多、萬葉集云、又多知等等保理、倍是也、物之周邊亦云毛止保利、萬葉集云、六斯乃比毛等保理能、頸之周廻使邊縁之、云毛止保之毛止保須、神功皇后御歌、本岐許曾本斯是也、則知已呂毛乃久比乃毛止保之、謂衣領縁也、今俗謂衣領縁爲衣利者是也、衣利蓋依利之訛、依利猶縁也、

(伊呂波字類抄 衣服) 衿 ○○○○ 衿

(下學集 器財) 襟

(書言字考節用集 六 衣服) 衣領 衣襟 衿 衽 同

(日本釋名 下 衣服) 襟 縁也、衣のへり也、へとえと通す、

(倭訓栞 前編 五) えり 領をよめり、襟領の音なるにや、物に衣くびといへり、衣領の音にや、文選にはえりくびともよめり、又衽襟をもよめり、中山傳信録に、襟有小領勢といへり、

(古事記 中 景行) 小碓命○中略 御髪女之髪、垂其結御髪、服其姨之御衣御裳、既成童女之姿、交立女人之中、入坐其室内、爾熊曾建兄弟二人、見感其嬢子、坐於己中而盛樂、故臨其酣時、自懷出劔、取熊曾之衣衿、以劔自其胸刺通之時、下略

(日本書紀 二十八 天武) 元年六月己丑、將軍高市皇子之命、喚穗積臣百足於小墾田兵庫、爰百足乘馬緩來、逮于飛鳥寺西槻下、有人曰下馬也、時百足下馬遲之、便取其襟以引墮、射中一箭、因拔刀斬而殺之、

(日本書紀 二十九 天武) 八年五月乙酉、草壁皇子尊先進盟曰、○中略 五皇子以次相盟如先、然後天皇曰、朕男等、

各異顏面生然今如一母同產顯之、則彼標也、其六皇子、因以盟曰、若違此盟、忽亡朕身、皇后之盟且如天皇、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年七月甲辰朔、天皇宴群臣於常寧殿、左右近衞遞奏音樂、勅令四位已上開襟、至夕宴罷、賜祿有差、

〔古事談二臣節〕宇治殿令參內給之間、陽明門內(左近府官人座)前邊之圍ニ有大袋、求縁之後也、人落歟、以御隨身被見之、入束帶裝束一具、(有文)其エリ事外廣物儀愚也、右大弁事相撲(經長朝)顯之裝束ヲ落歟、仍還御之後、相具長朝付匠、經輔之許ハ遣遣處、果有實云云、

〔下學集下態藝〕輪(衣服具也、或日本俗衣裳曰輪也、)

〔嬉遊笑覽二上服飾〕りんといひしものは、下學集に、輪日本俗謂衣領裏曰輪也、林逸が節用集に、輪(衣之輪)とあり、後にはそぎえりといひ、今は半領といふ、寛永以前の畫には小袖にもはをりにもこれをかけたるが多し、但しりんは襟のみに限るべからず、袖輪の義にて、袖へり裾のふきなど皆輪なり、平家物語に、重盛公のさしのきのりんに、蛇のまとひし事をいへり、建武錄に、指貫の裏の表へすこしなめりたる處をいふ歟と、袴の裾の輪といふは、赤き裏のすこしすそへおめりたる處を、輪といひたる事、塞翁錄にみえたり、又小袖のりんといふは、小袖のうちのすそに、さま〴〵のきぬにて額縫といふ物を、風流にしたるを輪といふと、宗碩が記に出たり、〇中略そぎえりは、一代女(一)、踊子のことをいふ處、紅がへしの下着に、篇形の白小袖を重ね、黒きそぎえりを掛て云々、(同五)髮に角ぐり、早川織にそぎえりをかけて云々、自笑が野白內證鑑の序に、親父も若ひ昔しは、六條の遊女町に繻の半領かけて、さめ鞘に金鍔、にせ金の扇をかざし花やられしも云々、渡身の上(四卷、明和二年)今の世にも猫がたにはひが〳〵敷法度はゆめにもなし、されども遠國には其國の主の御ふれとて、或はきる物に半えりさす事を法度にし云々、

(守貞漫稿十一男服)男子ノ服ノ胸紐及帶[]等ハ、三都トモニ黒ヲ專トス、京坂ハ黒魚子織ヲ上トシ、魚子紗綾ヲ次トシ、黒紗綾ヲ其次トシ、黒木綿ヲ下トス、江戸ハ上中トモニ黒八丈絹ヲ用ヒ、下賤ハ黒木綿ヲ用フ、黒木綿京坂ニテハ呉絽子木綿ト云、呉絽子ハ黒綿ニ用フ物也、江戸ニテハ黒木綿ヲ黒桟留ト云、

文化文政頃、衣服ニモ黒ノ絹紬ヲ用ノ者アリ、士商ハ當時モ不用之、工匠雇夫制闘侠儀ノ徒ノ下僕等或ハ博徒等、專ラ鍵業ノ小民用之、今モ京坂ハ往々用之、江戸ハ天保以來更ニ廢ス、蓋全體ヲ黒ニスル也、今世モ三都トモ女子ハ衣服ニモ用之、京坂婦女嫁晴不用之、略褻用之、江戸ハ禮服ノミ不用之、晴褻以下用之、下帯ハ三都男子ニ專用之、衣服ニ黒半襟或ハ長襟ヲカクルコト、右ニ云如ク、男子上着ニ掛之者稀ニテ、下着ニハ專ラ黒衿ヲカクル、女子ハ下着ニカクズ、上着ニハカクル也、三都トモ然リ、

(守貞漫稿十六女服)京坂ノ婦女晴褻綿入袷トモニ黒襟ヲ掛ス、綿服ニハ黒衿ヲカケズ、晴ニモ略褻ニハ黒衿カケザル者多シ、略褻ニハ黒繻子ノ長ケ二尺五寸許ナルヲ襟表ニカクル、又賤ニハ黒天鵞絨黒繻子並ビ用フ、

京坂ノ婦女ハ袷綿入トモニ縮緬繻絆等ノ服ニモ掛衿ヲ用ヒザル者多シ、江戸ハ美服ト雖ドモ、民間ハ定紋付ノ外ハ必ラズ黒衿ヲカクル也、

江戸モ國前禮服ニハ不掛之、晴ニモ不掛之アリ、或ハ掛之アリ、掛之モノ近年京坂ヨリ多シ、僅ニ非ズ、美服ヲ略服ニ准用スルノ意ナリ、又江戸ハ略褻ト雖ドモ天鵞絨ヲ用ヒズ、黒繻子ヲ專トシ、小民婦女等ハ黒八丈絹ヲ用フ、京坂ニハ婦モ不用之、江戸ニテ天鵞絨ヲ用フハ、唯合羽ノミ、蓋權女ニハ衣服ニモ絲ニ用之、

三都トモニ掛襟ヲ半襟ト云、ハンエリト訓ナス、又本襟ト同長ク物ハ長襟ト云也、又三都トモニ軍服ト帽子ニハ黒衿カケズ、江戸ノ權女ハ綾紋チリメンナドノ掛衿スルノミ

衽

又御殿女中ハ禮服褂トモニ、更ニ黒ノ掛衿セズ、是亦台衫ニハ天鵞絨衿ヲカクル也、又大坂豪富鴻池某ノ一族二百餘アリ、其婦女下婢ニ至リ、皆更ニ黒衿ヲカケズ、褻服ニモ不用之コト、武家風ヲ學ブニ似タリ、又江戸ノ女太夫ト云ク、三線ヲヒキ、民戸ニ錢ヲ乞フ者、褻服ニモカケエリセズ、又近年三都トモニ裏襟ト號ケク、縮緬等ノ美服ニハ表ニ黒ノ掛衿セズ、襟裏ノ絹ニ代テ黒繻子ヲ用ヒ、此時或ハ内ニ折テ無掛襟トシ、或ハ外ニ折テ黒掛衿ノ如クニス、原勤略ヨリ起リテ、今ハ美服ニハ表ニ掛ザルコトニナリタリ、因云普通ノ服衿必ラズ内ニ折ル也、唯此襟ノミ時ニ随テ外ニ折ル、外ニ折テ黒ヲ出スハ略服ニ近ク、内ニ折テ黒ヲ不出ハ禮用ニ近シ、先年京坂男用ニモ裏黒紗綾衿ニスル者鰥夫ニアリ、今ハ廢ス、男女トモニ大略天保初年以来ニ始ル、此裏エリハ多ク長ニリ也、

〔好色一代男 三〕隱れは五条の外

寺泊越後○中略といふ所に側様町あり、○中略折節八月十一日の夕風、はや此所は袷を着るぞかし、島をよきと思へばこそ、何れも紬の品をゆ下、色入の襟を懸けぬといふ事なし、

〔俗つれ〴〵 四〕是ぞ鉢背の楽山

四十四五なる男の、昔を今の兵庫髷可笑げに、淺黄に鬱金裏の下着、上に黒紋の紗綾に白裏附けて、繻子の通し襟を掛け、○下略

〔新撰字鏡 衣〕衽 人任反、衣又千王反、衿也、襟也、書襟也、衣前衿也、字須加比、

〔段注説文解字 八上〕衽衣裣也、凡衽皆謂裳、深衣、喪服、喪服記曰、衽二尺有五寸、鄭曰、衽所以掩裳際也、上正一尺、燕尾一尺五寸、凡用布三尺五寸、○中略从衣壬聲、如甚切、

〔倭名類聚抄 十二裝束具〕衽 四聲字苑云、衽 如甚反、和名於保久比、衣前襟也、

〔箋注倭名類聚抄 裝束具〕大衿之前交、空物語俊蔭巻、省云於久比、今俗訛呼於久美、○中略按離騷注云、

衽衣衿也、說文、衽、衣䘳也、方言注云、衽、衣襟也、是衽即衿也、釋名、衽、襜也、在旁襜々然也

〔伊呂波字類抄〕衣服　衽オクミ　衣衿也　綴同

〔書言字考節用集〕六服食　衽ヲクミ衣上　外襟同○内襟ヲクミ衣下同

〔連阿口傳抄〕一直垂着次第（中略）袖ノ袖ヲ人々懸カミヲ重ク、ヒダヲ後髮裏歸入ヲ待ベシ、次ニ下ガヘノヲシノ付ゲハヲ取タ、主ノ後ヘ左ノ手ニタ引マヘレタ、右ノハゲニ引カクタ、左ノ手ニタトラヘタ、右ノ手ヲナレヤリタ、セノヌヒメヲ取タ主ノ左ヘ引ベシ（中略）上ガヘノ大ノビノ襟ノレタヲ、ナカラバカリタクダマニヲリタ、○中略襟ヌゲカヘタニ中ヘカヌベシ、

〔簾中雜草〕一小袖の下がい上がいとある本も在之、又上がへ下がへとも在之、所詮上がさね下がさね、上まへ下まへの事なるべし、然ば上がへ下がへと申て可然歟云々、猶可相究歟、

〔諸大名出仕記〕大身がはりの袴、少人など不苦、上がいは赤、下がいは白、又はうす紅などの事にて

袵

〔空穗物語藤原の君〕此ひしみつは、をんなの夢にみたてまつりたり、いとうつくしげにつや〳〵かになめらかなるくけばりに、はなだのいとをそひたり、いとみぎいとによりて、ひとひろかたわきばかりすげたるを、はしたかぞ君のおまへにおとしつる、そのはりを、いとかしこくおこなひさらはへる、行者ぞ君の御ぞのうはがひの御くびに、つよ〳〵となかくぬひつけてたちぬる、（下略）

〔源氏物語夕顔〕かくまいりこんとも、さらに思はぬを、もの思ふ人のたましゐは、げにあくがるゝものになんありけると、なつかしげにいひて、

なげきわび空にみだるゝわがたまを結びとゞめよしたがひのつま、との給こゑけはひ、その人にもあらずかはり給へり、

〔拾芥抄 中末 吉凶〕見人魂時歌
玉ハミツ主ハタレトモシラネドモ結留ノツマ[illegible]シタガヘノツマ、誦此歌結所著衣妻云々、男ハ左、女ハ右、

〔徒つれ〴〵 四〕御所染の袖色よかし
娘盛を恐らくはと思はるゝ、顔色略○中 通袖袪先を少し掲げて、袂の下に積み、略○下

〔新撰字鏡 七〕袂 [illegible]

〔和名類聚抄 十二 衣服具〕袖 釋名云、袖 [illegible]、所以受手也、袂 [illegible] 開張以臂受、[illegible] 屈伸也、袪 [illegible] 其中虚也、

〔箋注倭名類聚抄 四 衣服具〕曾天、衣手之義、按說文、褎、袂也、又云袂、褎也、又云袪、衣袂也、故袂袪二字亦同訓也、新撰字鏡袂字訓曾天、○中 原書作袖由也、手所由出入也、亦言受也、以受手也、說文云、褎、袂也、又載袖字云、俗褎从由、○中 原書作袂掔也、掔開也、開張之以受臂屈伸也、此臂受恐誤倒、廣本袂受字亦倒、說文、袂、袖也、○中 原書今本作虛也二字、恐當作袪虛也、其中虛也、互訛一句、說文、袪、衣袂也、一曰袪褱也、

〔說文解字 八上〕褎 衣袂也、[illegible] 从衣[illegible]、
袂 袖也、[illegible] 从
袪 衣袂也、一曰袪褱也、褱者袌也、[illegible] 袪尺二寸、[illegible] 春秋傳曰、披斬其袪、[illegible]

〔伊呂波字類抄 衣 雜物〕袪 ヘ○ソ○ツ○ア○ 〔同 雜物〕袖 ソデ 衫 袪 袴 襚 袂 袿 已上同、衣袖也、

〔類聚名義抄 六 衣〕袖 音岫 ソデ 袂 [illegible]○ [illegible]○ ト○ ソデ

〔書言字考節用集 六服食〕袂タモト又作𧘂、袖也、曽神也、挾也、　袖ソデ衣袂也、手也、　袵衣服衿也、　襟又作衿、　左

右袖又作襃、

〔日本釈名 中衣服〕袖ソデ　そは衣手也、衣の左右に出たる端也、中略

袂タモト　たもと、万葉集に手本とかけり、手の下なり、

〔倭訓栞 前編十三曽〕そで　袖をよめり、衣手の義也、つばそで袖に見えたり、袖のせばきとは下官などをいひ、又卑下の詞にいふめり、源氏にはせばき袖と見えたり、人をそでにするといふは、衣の身と袖を分つより、身にするといふうら成べし、袖にそでさまにといふ詞も見えたり、

〔倭訓栞 前編十六多〕たもと　袂をよめり、万葉集に手本と書り、釈名に袂掣也以臂掣持物也とみゆ、古歌に袖と袂を一首によみたるあり、そでは袖口のあたりをいひ、たもとはすそのふくらみたるあたりをいふなり、よて万葉集に、衣袖はたもとゝはりてぬれぬともいへり、

〔本朝世事談綺 一服〕袖袂　図やうの物にて心かはるも、


袂　かくの如し、

〔冠辞考 三〕ころもでのたなかみ山

万葉巻一に、衣手乃田上山之云々、こは二つの意あり、一つには衣手のた長きていふ意にて、田上にいひかけたる歟、其たは式の祝詞に、手長乃大御世、手長乃御寿など云て、長手なるもあれど、こゝは袖とは衣が手なること、ろにていへば、即衣手の手長とかさねいへるなるべし、さて古への衣手の狭く長りし事は、中略延喜弾正式には、衣袖口闊、無問高下、聴作一尺二寸已下と定らる、かく狭くて且袂の下りの長かりけん事は、巻二十に、宮人乃、蘇泥都気其呂母云々、こははた袖つけたるをいへり、又人に別るゝ時袖を振こと、巻一の人万呂の歌を始めてあまたあり、いと長からずば、振がたかるべく、短くばふるとも遠く見えじ、はた後世の如くはゞ廣くばえ

もふられじ、衣服令に玉篇を引て、其袂長中襴掖尺、注云、其袂長、衣中衣、則襴掖一尺、若今衣深衣則緣面已、若然中衣與長衣、袂皆手外長尺といへるに、こゝの古への袖もおもひやられて、手長とつゞくべきものとおぼしきなり、 今一つは衣手の疊はるてふ意をいひかけしにや、

〔古事記傳十一〕波多は中昔の物語書などに、袖之波多、波多袖など有て、袖の端つ方を云り、魚の鰭、鰭字は、背上鬣也と註したれど、波多と云は、左右の此端を本にていふなるべし、又俗言に、物の邊側を波多と云も同意なり、

〔連阿口傳抄〕裝束寸法 中略

同袖〇廣サ

主上院東宮ハ、一ノ御骨ヨリ中ノ御指ノサキマデニ、一寸餘ホドヲ二ニワリタ、御大袖ハ御身ヨリ五分ヒロシ、御小袖ハ此外ニ付ベシ、

〔松の落葉二〕衣袖

袖は万葉集の歌に、宮人の袖つけ衣といひ、ひろせ川袖つくばかりあさきをやともいへるを、思ひわたせば、むかしのたゞ人の衣の袖は、つゝ袖といふやうにせばく、大宮人のは大なる袖をことさらにぬひつけ、たもとゆたかにして、長くたれたりつらんと、おしはからる、たゞし袖口はせばし、續日本紀和銅元年のくだりに、制自今以後、衣褾口闊八寸已上一尺已下、隨人大小爲之と見え、延喜式四十一の卷には、凡衣袖口闊、無論高下、闊作一尺二寸已下とあり、和銅のころより延喜のころにいたりては、袖口すこしひろくなりつれど、今のよりはいたくせばし、たもとのいとゆたかなりしにぞありける、

〇按ズルニ、上代ヨリ奈良朝ノ比迄ハ、多ク袖ノ狹カリシコトハ、埴輪ノ土偶、及ビ東大寺正倉院ニ存在セル、聖武天皇ノ御服等ニヨリテ、知ルヲ得ベシ、

〔常陸國風土記〕常陸國司解〇中略 或曰、倭武天皇巡狩東夷之國、幸過新治之縣、所遣國造毗那良珠命新

令掘井、泉流淨澄、尤有好愛、時停乘輿、翫水洗手、御衣之袖、垂泉而沾、便依漬袖之義、以爲此國之名、風俗諺曰、筑波岳黑雲挂、衣袖漬國是也、

(日本書紀 武烈)十一年八月、(中略)仁賢、太子(武烈)懷恨、忍不發顏、果之所期、立歌場衆、(中略)執影媛袖、躑躅從容、

(續日本紀 三十 稱德)寶龜元年三月辛卯、葛井、船、津、文、武生、藏六氏男女二百三十人、供奉歌垣、(中略)毎、歌曲折擧袂爲節、

(萬葉集 一 雜歌)從明日香宮遷居藤原宮之後、志貴皇子御作歌
婇女乃、袖吹反、明日香風、京都乎遠見、無用爾布久、

(萬葉集 二 相聞)柿本朝臣人麻呂從石見國別妻上來時歌二首并短歌(中略)
石見乃也、高角山之、木際從、我振袖乎、妹見都良武香、

(萬葉集 八 秋雜歌)安貴王歌一首
秋立而、幾日毛不有者、此宿流、朝開之風者、手本寒母、

(萬葉集 十一 古今相聞)寄物陳思
不相見、夕卜乎問常、幣爾置爾、吾衣手者、又曾可續、

(萬葉集 十五)竹敷浦舶泊之時各陳心緒作歌十八首(中略)
和我袖波、多毛登等保里弖、奴禮奴等母、故非和須禮我比、等良受波伊可自、

(萬葉集 十六 有由縁雜歌)昔有老翁、號曰竹取翁也、(中略)竹取翁謂之曰、(中略)近狎之罪、希贖以歌、卽作歌一首并短歌(中略)
頸著之、童子蚊見庭、結幡之、袂著衣、服我矣、丹因子等何、(下略)

(萬葉集 二十)宮人乃、蘇泥都氣其呂母、安伎波疑爾、仁保比與呂之伎、多加麻刀能美夜、

右歌六首〈○略五首〉兵部少輔大伴宿禰家持、獨憶秋野、聊述拙懷作之、

〔萬葉集略解二十下〕官服は青摺袖を著れば、宮人の袖つけ衣とはいへり、

〔萬葉集二十〕追痛防人悲別之心作歌一首幷短歌〈○中略〉

大王乃、美許等能麻爾末爾、麻須良男乃、許己呂乎母知氐、安里米具理、事之乎波良波、都都麻波受、可弊理伎麻勢登、伊波比倍乎、等許敝爾須惠氐、之路多倍能、蘇田遠利加弊之、奴婆多麻乃、久路加美之伎氐、奈我伎氣遠、麻知可母戀牟、波之伎都麻良波、〈反歌略〉

右二月八日　兵部少輔大伴宿禰家持

〔古今和歌集十七雜上〕題しらず　讀人しらず

うれしさをなにゝつゝまん唐衣たもとゆたかにたてといはましを

〔今昔物語二十六〕利仁將軍若時從京敦賀將行五位語第十七

今昔利仁ノ將軍ト云人有ケリ、〈○中略〉若キ男共十餘人許出來テ、袪ヨリ手ヲ出シテ、薄キ刀ノ長ヤカナルヲ以テ、此薯蕷ヲ削ツヽ、撫切ニ切ル、

〔古今著聞集十九草木〕承元四年正月の比、内裏〈大炊殿〉にて、日給はて、頭中將以下殿上人町へ罷けるに、〈○中略〉たれやらんと見けるに、冷泉中將定家朝臣なりけり、〈○中略〉侍を木にのぼせて、枝をきらせておろさる、その枝を袍の袖くゝみに取て出にけり、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕浮世物語〈明曆萬治の頃〉數寄者のことをいふ處、人めをもつゝます、袖のなり大そぎにそぎて、つま高く引まはし〈袖あがり貝摺まで高くまはることかり、〉と有り、尤草紙に、短き物、袖ふくりんと云るは、袖口の小き也、袖口廣くなりしは丹前風より起る、〈○中略〉五元集に、袖うらや笛子よりげに白ぐくり、〈其角〉袖口。は尤草子時代寛永始りしとみゆ、寛山が大かゞみ、近代は若衆の人好み來るは、廣袖口、丸袖口、針金入、〈○中略〉此ごろはそぎ袖すたれ中渡六方がゝりなどいふ、是は袖のゆき短く、大

て丸袖に替り、丸袖すたれて振入袖下長きを用ゆ身のたけ長きは袂にはあれど見かけ賞し、若衆の人は短きもよし云々、○中かくいへるは延寶中の流行なり、○中好色重寶記、月代をそり下て、八寸袖口の大臣仕立の衣裳、事のなりの衆のいしよみ、一いにしへの袖はそ。ぎ。袖なり、今の袖はか。ま。す。袖なり、そぎ袖はあしく、かます袖もあし、中をとりてすべし云々、寛永元祿ごろ前句附、色色になる〳〵、そぎ袖は花立ばなの大食、又そろり〳〵と〳〵と、鰻紋のむかしをくどく杜が岡、

〔守貞漫稿女服十六〕江戸○中幼女ハ袂ナレノ需袖。ヲ専トス、○中今世江戸大中小民ノ少女七八歳以下、専ラ長袖遠ヲ備フニ至ルト雖ドモ、冒袂ヲ縫合セズ、廣袖也、是文政天保以來ノ事也、其以前ハ袖長カラズ、京坂少男少女ト雖、廣袖ヲ用フルコト甚ダ稀也、因云、昔ハ三都トモニ、男女ノ幼少ノ時、必ズ皆廣袖ノミ、袂アルコトナシ、

〔男色大鑑八〕心を染し昔の風は脇○中木綿着物の廣。袖。に肩脱下たる子供、下地も二つ折の髮の結振、はや目を付ける、○下

〔守貞漫稿女服十六〕袂ノ制、婦女中ハ今モ坊間ノ製ヨリ大。圓。也、坊間婦必ズ小圓形、京坂處女ハ圓ニセズ、方形ヲ専トス、俗ニ角。袖。ト云、京坂婦ハ少ト雖ドモ圓形處女ト差別ス、江戸ハ處女十二三以下角袖、以上ハ圓形也、○中江戸少女ノ袂、前ニ云如ク、十二三以下角袂也、○中又處女ト婦ノ差別、袂ニ無定製、男兒モ京坂住角袖ニス、江戸廣袖ニ非ル物ハ、専ラ小圓形也、又男女トモ木綿單衣ノ外製ハ例外也、

〔俗つれ〴〵四〕縫紋の國家好色庵

少年の時は脇明の袖下長く、男子は十七の春定つて丸。袖。になし、女子は縁に附くも附ざるも、十九の秋塞ぐこと、律儀千万なる代もあつて過ぎける、

〔獨語〕都べて男女の衣服、昔は極めて質素なりき、男子も女子も十四五歳までは長き袖をきるに、昔は鯨尺の一尺七八寸を極とせしに、貞享の比より二尺計になり、それより漸くます〱長くなりて、近比は二尺四五寸になりぬとみゆ、

〔貞丈雜記十三〕一小袖にふり袖とめ袖と云事、〇中略寛文年中の比迄は、女子のふり袖壹尺四五寸計なるを、十六七歳の人著るを、其比は大ふり袖とて、昔なき長袖也と申ける由、古老の物語也、今はいよ〱長くなりて貳尺四五寸に成たる也、

〔近世奇跡考一〕六尺袖

延寶天和のころ迄は、一尺五寸を大ふり袖と云、たんだふれ〱六尺袖をとうたひしは、其頃のことゝぞ、一尺五寸四ッ合て六尺袖也春臺の獨語に、すべての男女の衣服、むかしは極て質素也、男子も女子も十四五迄は長き袖を著たるに、昔はくじら尺の一尺七八寸を極りとせしに、貞享の頃より二尺ばかりになり、夫よりやうやく長くなりて、近き頃は二尺四五寸になりぬ云々、一蝶が四季絵巻に、髪のつゝまりをこえや、ふり袖大路をすらすと書しも、延寶天和の頃と、享保の頃と、大に風俗のかはりたることをいへるなりかし、

〔近世女風俗考〕振袖之事

女の振袖、昔はきわめてみじかし、松の葉元禄十六年印本巻之三に、門はしらといへる唱歌に、だんだふれ〱六尺袖を、中略のはんへ云々とあるは、万治より以前の唱歌なるべし、其故は新續犬筑波集萬治三年板、寛文七年印本十六巻に、だんだふれ〱おどり子の袖のゆきといふ發句あり、是門はしらの小歌をとれること明なり、六尺袖といふは、俗節書に、一尺五寸の振袖なり、一尺五寸四ッ合せて六尺なりといひ、又他書には、鯨袖丈六尺といふ者の袖に似たるによりて、讃して大よやくそでとしいふ、偶語に曰、すべて男女の衣服、昔は極て質朴なりき、男子も女子も、十四五歳までに長き袖をきるに、昔は鯨尺の一尺七八寸を極とせしに、貞享の頃より二尺計りになりけるよ

りやう〳〵ます〳〵長くなりて近頃は二尺四五寸になりぬと見ゆ云々とあり、近頃とあるは、享保中今いふ一ある(ママ)

或一また身持談義(享保十四年印本)年の程は十五位今ぞ盛の櫻色紺かのこ、ぎ(中略)水淺黄の下着中

は紫の鹿子紋、上には鹿子入の當世染の小袖、二尺五寸の大振袖云々とあり、[illegible]

(寛延二年)二之巻、老女己が若かりし時の事をいへる條に、我若かりし時、世上古風にして、江戸鹿子の

紺紋縮緬一尺八寸の振袖に、紫うらを隨分の風流とせしに、今時三尺にちかき大振袖、綸子縮緬の

裏縫の時花世界云々とあれば、[illegible]、是等の諸書によりて、振袖の長短推て知るべ

し、寶曆二年、三尺に近きもあれば、二尺八九寸あるべし、今の世に較べては是すら長きにあらず

といふべし。○(中略)

〔守貞漫稿 十七 女服〕振袖ハ昔時無之、[illegible]、振袖ノ名出ヅ、(振袖ニ對スル名也、又振袖ヲ今モ長

袖ハ特ニ振リ動ク故ニ、ワキ袖ト云、振袖長ヲ始メ[illegible]尺五寸、(中略)

今世高貴ハ平日モ用之、京坂ノ豪富弁平日用之、(京坂[illegible])

[illegible]中以下[illegible]晴服ニ用之、平日不用之、[illegible]下民ハ晴ニモ用

之者稀也、又近年京坂ノ中以上ノ市民ノ處女、及ビ花街娼妓ノ處女ハ、略服ノ時ニハ一尺五六寸

ノ袖ヲ製シ著之者往々有之、號テ中振袖ト云、大振袖ニ對ス辭也、

江戸大名及ビ旗本(万石以下)ノ大臣ノ息女、晴褻トモニ大振袖ヲ用ヒ、又大國大名ノ腰元モ晴褻用之、

(腰元ノ中ニ小姓、小女ノ名アリ)小國ノ大名ノ小姓(以上)及ビ士民巨戸ノ處女ハ、晴時著之、(江戸ニテハ富民ノ女ト雖モ、平日用之者也)

又江戸士民ノ處女、大略十歳未滿ノ者ニハ、晴褻共ニ振袖ヲ著スコト、大戸ヨリ小戸ニモ亘リ用之、

蓋數個重子著ス物、並振袖ニテ、又並ハ袂ヲ縫ズ、[illegible]

又如此小女ニ用之コト、天保初以來ノ流布也、[illegible]

又古ヨリ三都トモニ婦ハ振袖ヲ用ヒズ、少女ノミ用之、雖然既ニ嫁ク、或ハ未嫁者モ齡ヲ長タ用

本朝（京坂[illegible]江戸[illegible]）ト云、新婦ハ著之、〇中略

京坂江戸ノ少婦〇中略 凡元服ノ時ハ容色縮緬等紋模様ノ振袖ヲ著ス、絹モアル也、縮緬羽二重等ハ少婦モ用ヒズ、（京坂ニハ不用之也）江戸ハ少婦モ振袖用フルコトアルコトナキ也、（同云、江戸ノ奥宮ハ、大家ノ中宮ニ比スベシ、）

〔嬉遊笑覧（二上服飾）〕鶯袖といふあり、菟玖波集二、梅ばちや鶯袖のもん鹿子（主）佐夜中山集、手々にとりぬる胡鬼の小袖鹿をだに鶯袖は付やらで（[illegible]）そめなさん梅かたびらのはやれかし鶯袖をぬぎかけ踊（政公）社の歳長歌けんごまうと云あり、其内に、行て三鞆のまがきの内に、花のいろ〳〵その小袖きくに、朝背の鶯袖をひく手いく度わすれもやらで、鶯袖はふり袖なるべし、名義いまだ思ひ得ず、〇中略 装束を女詞に鶯と云は、もと香式にうぐひすといふ物あり、組香の包紙をさす事なり、〇中略 鶯袖は脇せつかひのやうなるによりて名づけしか、又古今集に、折つれば袖こそ匂へ梅の花ありとやこゝに鶯の鳴などよしあり、

〔皇都午睡（三編上）〕子供の髪を厚く置くこと、此頃（江戸）に廢れり、〇中略 娘著物は縫あげして、半振袖にして、袖口八掛等に、赤き裂をつけず、〇中略

〔嬉遊笑覧（一上服飾）〕つば袖、續山井、花薄にもさすやつば袖初尾花（宗臣）袂なき袖なるべし、江戸にて罵き詞に、竹園をにげつゝ、はうと云、つは袖を園つはう。と云は、竹園よりいふなるべけれど、もと壺袖の轉じたるなり、

〔書言字考節用集（六服食）〕祛（ソデグチ）袖口

〔倭訓栞（前編十三曾）〕そでぐち　續日本紀に、衣の褾（ソデグチ）と見えたり、褾は袖端也、源氏にも見えたり、又そでのはともよめり、

〔源氏物語（九葵）〕一條のおほぢ、所なくむくつけきまでさはぎたり、所々の御さじき、心々にしつくしたるしつらひ、人のそでぐちさへいみじきみものなり、

〔日本永代藏 三〕世渡りには淀鯉のはたらき

此家榮昌の時は、昔の紺屋の事はいひ出す人もなく、風俗も自から奢めきて、新在家衆の衣裳をうつし、油屋絹の諸織をけんぼう染の紋付、袖。口。薄綿にしてみつ重ね、小褄高からず、裾長く、下〇略

〔嬉遊笑覽 二上〕衣食住記（享保より寶曆までの人の記なり）男女衣服流行の染色品々くあり、今その大略を擧ぐ、享保の頃は、小袖の仕立丈長からず、丸袖にて袖口にこよりばりがねを入て、芥子ぐゝりにちやんと縫立、袖ぐり留ずみたる袴、ゆきは短し、染色は黑とび黑こび茶ぎんす、竹などなり、元文の頃丈長く袖少し大く、御服袖口とて、針がね少く、ゆき長く黑紬べり色は檳榔子、くり梅、藍、みる茶、木綿色、寶曆の頃、袖口いよいよふとく、角袖にへり、御納戸茶、身はゞ狹く、ふき女のふきの如し、染色は御納戸茶、千歳茶、すゝ竹なり、明和の頃より袖口廣く、袷の如し、

〔見聞雜之記 二〕鯨。袖。口。

むかし小袖の袖口へ針がね、又は鯨の鬚をいれたり、是をくゝ。り。袖。口。といひ、細かにくゝりたるを芥。子。ぐ。ゝ。り。と名づけしときけり、針がねをいれたることは、いまだ見あたらず、鯨袖口には二ッ三ッ見いでたり、

山端千句（延寶八年印本）

前句　連波や鯨の鬚に打よせて　四友

付句　尾花亂るゝくゝり袖ゆく　似春

花おふこ（享保十八年印本）

前句の（附句略）

此御字よりぞ鯨袖口　沾山

山端千句に見えたれば、延寶以前よりありしことなるは論なし、花おふこの句は、當時[illegible]

事をいふか、又むかしの事をいふか聞とれがたければ、たしかに享保の頃まであり し歴となしがたし、なほ考ふべし、

〔柳亭筆記 一〕縮ぐるみ○中略

袂には袖縁へ絲を入て、ふくらかにぬひたるを、くゝり袖といひ、それを總にぬひたるを括子くゝり、又のくゝりなどいひ、或は鯨の鬚をいれ、或は針金をいれたるもありしが、今はそれ等の事は絶えたり、○中略

くゝり袖

糸屑集 延寶 四年

ゆひそへる髭の尾花やくゝり袖　元武

俳諧時津風 寶永二年本、延寶四年、 當時江戸の流行物を集し冊子也、

大名紋袖口　風呂の外に龍捲鼠や雪の富士　幷元○中略

糸の節、寶曆七年集に、けしくゝりといふ歌あり、又句にも、

さらにむなしきちぎりさへかわかぬ袖のけしくゝりと見えたり、柳亭云、延寶にはくゝり袖とのみとなへしなり、○中略

按に寶永四年出版が撰したる鈴花千句に、

試樂にも花會は茶で出すつもり　琴風

風も揃るくゝり袖口　乘花

とあれば、元祿頃より江戸にては袖口といひし成べし、

〔書言字考節用集 六 服食〕袪　袖端　袖覆輪

〔本朝世事談綺 一 服〕袖袂

袖縁。袖口

細川三齋のはじめられし色は始末のためにあらず、その頃は專紅裏を用ゆ、色袖口へ紅色見ゆるをいみて、胴の色の袖輪をとられたる也、自然の風俗となりて、今專用ゆ、

〔安齋隨筆前編〕尤享保の頃までも、袖のまくつま、袖ふくりん佐野中山抔、ふくりんか尾花か袖に或の老、袖縁ふくりんは今いふ袖口なり、人是を袖べりともいへり、袖口にかくる物をたゞ袖口とはいふべきにあらず、

〔[illegible]事[illegible]記一〕袖ふくりん

袖ふくりん袖に袖ぐるみ、又袖縁と云、今の袖口なり、其はじまりを記したる草子あれども、かゝる事は誰文はじめたりといふ事もなく、自然とうつりゆくものなれば、信用しがたし、されどまづ其一ツ二ツを抄録す、永代袋〈元禄三年〉に、[illegible]と申す人云々、〈中略〉袖ふくりんといふ事取はじめて、當世の風俗みよげにとあるは、一時の狂文也、又或書に、袖縁は細川三齋はじめられしといふ事見えたれど、是も信用なしがたし、〈かゝる事細川家にありしか、〉尤の草子一〈寛永十年〉すそのまゝつき袖ふくりんと、あり、是より古くもあるか猶可考、

毛吹草　雪の袖にふくりんかくる霰かな　定重

鷹筑波集〈寛永十九年〉ふくりんをかけ洗濯し袖の綿　長治

袖くるみ

砂金袋〈明暦三年〉

立はづれ霞や雪の袖くるみ　[illegible]〈中略〉

俳諧三部抄〈延宝五年〉

面白し是や尾花が袖くるみ〈中略〉

紅絹の袖べり。

己が光〈元祿五年〉

若衆袖手や袖縁の紅の色　盤子

人夕ぐれ〈正德四年〉

七夕の願ひはうはの空なれや　宇中

西瓜にまける紅の袖べり　示周

〔明良洪範續篇二〕此桂昌院殿〈綱吉公御母〉ハ、常ニ御小袖ニ同ジ半襟同ジ袖口ヲカケ給フ、或時老女申上ケルハ、御エリ御袖口ハ無益ノ事ニ候ヘバ、御止メ遊バサレ然ベシト云ケレバ、イヤ〳〵無益ニアラズ、エリソデ口ヨゴレ候ヘバ、是ヲアタフル女中共ノ爲ニ宜シカラズ、襟袖口カク有ル時ハ、夫ヲ取レバヨゴレ無ナスレバ、女中ノ爲ニ益也ト宣ヒシト也、

〔日本永代藏一〕昔は掛算今は當座銀

三井九郎右衛門といふ男、手金の光むかし小判の駿河町と云所に、〈中略〉新棚を出し、萬現銀賣にかけねなしと相定め、〈中略〉龍門の袖覆輪かた〳〵にても、物の自由に賣渡しぬ、

〔日本永代藏二〕世界の借屋大將

藤市利發にして、一代のうちにかく手まへ富貴になりぬ、〈中略〉袖覆輪といふ事、此人取はじめて、當世の風俗見よげに始末になりぬ、

〔貞丈雜記五裝束〕一袖括の事、狩衣、水干、長絹、直垂等、皆袖括とて、袖口を緒にて、大針小針交て刺す也、〈今世武家の直垂には袖括なくして、袖口の所に緒を付て露と號す、是古風にあらず、すゞしき絹なども用らるゝは袖括あり、露と云は元來袖括の緒の餘りなる也、〉袖括は狩衣より起る也、狩衣は鷹狩の時鷹匠〈今云鷹匠なり〉の着る服也、袖のゆき長くては鷹をつかふに妨になるゆへ、袖を手くびに絞り寄せて、袖括の緒をしめて結置也、水干長絹に庶人〈庶人とは常の人を云、中に事〉の服に

腋

てあれば、臨時に手をつかひはたらくべき爲に、袖括の緒を設置るなり、又公家の小直衣は、一名狩衣直衣とも號して、狩衣のすそに襴を付たる物なり、元狩衣より出たる物なれば、狩衣の如く袖括もあるなり、水干と云装束も、狩衣より出たれば又同じく、袖括りあり、

(倭名類聚抄十二裝束)襖 方言注云、襖〈[illegible]〉、衣襖也、

(伊呂波字類抄阿雜物)襖〈衣服也〉

(書言字考節用集六衣服)襖〈字彙、[illegible]、[illegible]、〉

(貞丈雜記十二衣服)一小袖にふり袖とめ袖と云事、昔はなき事也、舊記にみえず、小兒は陽氣さかんにて、身の熱氣をもらさゞれば、病をわづらふ事ある故、小袖の左右の脇袖の下の邊に、口をあけていきをぬく也、袖を長くする事なし、是をわきあけと云也、舊中書記に、わきあけと云事有るは此事なり、今はハツくちと云、わきあけの轉也、袖の下の所、身ごろをはなれて、今のより袖の短き物の樣にありしより、次第々々に袖を長くして、風流にしたる也、

(守貞漫稿十六女服)小兒ハ氣短ナルガ故ニ、古來小兒ノ服ハ腋ヲ開ク、〈今云ヤツ口、[illegible]、江戸ニ人形ト云、〉氣ヲ洩ス故アクアルガ故ニ、專ラ二袖ヲ長クス、

(守貞漫稿十六女服)今世婦女衣服腋開圖〈中略〉

腋アク所ニ人形、八ツ口、古來ハ不塞之、所以ハ古製腋袖太ダ細ク、衿亦廣カラズ、近年袖幅甚ダ廣ク、衿亦古製ニ倍ス、故ニ開腋ナラザレバ着レ易カラズ、然リト雖ドモ御殿女中ハ今モ老少トモニ、必ラズシモ不塞之、坊間專ラ塞之、其塞文化文政中二寸、今ハ袖塞三寸五分、身塞一寸五分ナリ、塞ハ[illegible]製也、

(諸大名出仕記)紅梅のねりぬき白などは、幼少の人被着候〈中略〉ねりのうらは白く、袖はわきあけたるべし、えぼしを着候はぬ前は、わきあけにて候、但烏帽子を着候とも、依年わきをあけ申候也、

〔倭名類聚抄 十二 衣服具〕裾 陸詞曰、裾、一音據、和名古呂毛乃須曾 衣下也、

〔箋注倭名類聚抄 四 衣服具〕按方言注云、裾、衣後裾也、[illegible]釋名、裾、倨也、倨倨然直、亦言在後常見踞也、按說文、裾、衣袍也、是古義、不與今義同也、又按此所載、凡衣下之稱、訓古呂毛乃須曾、即是今俗音讀呼、裾者下邊之稱也、訓叙乃之利蓋是、

〔段注說文解字 八上〕裾 衣袌也、[illegible]

〔伊呂波字類抄 須 衣服〕裾 キヨ、コロモノスソ、衣下也、

〔運步色葉集 須〕裾

〔書言字考節用集 八 衣食〕裾 [illegible]

〔段注說文解字 八上〕裔 衣裾也、[illegible]

〔倭訓栞 前編 十二〕すそ 裔裾襴などをよめり、日本紀に見えたり、末処の義なるべし、

〔皇都午睡 三編上〕着類仕立にて上方と名の異なるを少しく申さば、上方にて云ふ八掛を裾廻し、

〇下略

〔守貞漫稿 十六 女服〕綿裏木綿裏トモニ、女用ハ裾ヲ綿裏ハ今世ノ藤色ニシ、上者ノ裏ニハ紅絹ヲ用フ、此裾ニハ身前後左右四ク各長一尺、並ビニ左右ノ衽下二尺許ヲ綿裏ハウス色ニス、凡ソ裏ノ上下異ナル物ノ裾ヲ京坂ニハフキカケト云、八掛也、身四ツ衽二ツ合テ六ツ也、然ルニ八掛ト云其意ヲ得ズ、江戸ニテハ是ヲスソマハシト云、裾廻シ也、〇下略

〔古事記中卷〕是以其父母欲知其人、誨其女曰、以赤土散床前、以閇蘇(此二字以音)紡麻貫針、刺其衣襴、

〔古事記傳二十三〕襴は靈異記に、取曾とあり、和名抄には、裾陸詞云、裾衣下也、和名古呂毛乃須曾一云岐沼乃之利とありて、襴には、唐韻俗云加字とありて、和名を擧ず、[illegible]、又[illegible]は、[illegible]にて、[illegible]も[illegible]と云り、上代に[illegible]、[illegible]之襴、著月經とありて、其御歌に、意須比能須蘇(須蘇)云々とあり、萬葉集には、衣の須蘇とも多くあり、[illegible]今世にも須蘇とも云處を云なり、

〔古事記中卷〕於是美夜受比賣、捧大御酒盞以獻、爾美夜受比賣、其於意須比之襴(意須比三字以音)著月經、故見其月經御歌曰、(中略)那賀祁勢流、意須比能須蘇爾、都紀多知邇祁理、

〔日本靈異記上〕狐爲妻令生子緣第二 昔欽明天皇(中略)御世、三野國大野郡人、應爲妻覓好孃、(中略)時彼妻著紅襴染裳、(今之桃花裳也)而窈窕裳襴引逝也、(中略)襴(スソ)

〔萬葉集十四〕可良己呂母、須蘇乃宇知可倍、安波禰杼毛、家思吉己許呂乎、安我毛波奈久爾、

〔伊勢物語上〕むかし、(中略)男のきたりけるかりぎぬのすそをきりて歌をかきてやる、

〔枕草子九〕みすのいとあをくをかしげなるに、きちやうのかたびらいとあざやかに、すそのつますこしうちかさなりて見えたるに、(下略)

○下襲ノ裾ノ事ハ下襲篇ニアリ、

〔倭名類聚抄十二衣服具〕襴　唐韻云、襴(音[illegible])、襴衫也、

〔箋注倭名類聚抄四衣服具〕廣韻云、襴[illegible]衫[illegible]會云、襴俗作襴、按廣韻所載二制、唐韻當同、然襴[illegible]者[illegible]衣下之横幅、[illegible]云、上衣下裳、[illegible]之[illegible]、[illegible]乃[illegible]、[illegible]服、使於[illegible]、

迄施襴於衣、爲橫幅而綴於下、謂之襴、所謂儀志、保定四年、宇文護始命袍加下襴、車服志、長孫无忌議曰、服袍者下加襴、緋紫綠皆視其品、是也、襴衫者、謂施襴緣之衫衣、上文引漢語抄所載襴衫、即是也、以襴衫解襴字者、猶以綠袍解袍字也、此衣服具、則宜用襴緣之訓、而用襴衫之訓、非是、按襴字二字、說文並不載、蓋古用闌、說文闌、門遮也、衣之有闌、猶門之有闌遮也、从衣从巾、並後世會意字、

(倭名類聚抄衣服十二)襴衫　楊氏漢語抄云、襴衫、〈[illegible]〉

(伊呂波字類抄 須 衣服)襴〈ラム衣名、見上衣〉

(安齋隨筆 四十 二一)一襴貞問答〈大和伊勢貞丈問、[illegible]答、〉

一襴の左右の耳のごとくなるものを襴先と在之候は、歩行先キノ儒字にて可有之候、着用方の習し、後の方を一寸引上ゲて着せしめ候へば、歩行ノ時、件の襴ノ耳前へよし、風情宜御座候故に、歩行前々にて可有之候、

但シ袍ニ限リ、左ノごとくの襴を付申候〈只衣、小直衣ニは附不申候〉、束帶服の大袖と半臂とは、右の襴の耳を左右へ襞摺に折入申候、又小直衣に付ク襴と申て、耳計付申候は、是亦深く考るに及はず、後の儀と奉存候、〈中略〉

水無月七日　眞樹

(連阿口傳抄)裝束寸法

タム〈中略〉〇襴ノ高サノ事〈中略〉〇

襴ノ左右ニ耳ノ樣ナル物ヲバアリト云、其ソバヘ出タル分、襴ノ高サニ一寸五分オトルベシ、是モ年少可相計、アリノサキアリニ同、〈中略〉〇

一半臂

袍ノ長サヲ五ニワリテ三分也、ムナノ折メヨリ也、此外ニ襴アリ、

(延喜式二十八)凡元日即位及蕃客入朝等儀，〇中略其官人著當色横刀，〇中略白丁隼人著緋大[illegible]布衫，[illegible]

(江家次第正月一)元日宴會　內辨補記　七日〇中略

著尤子之[illegible]，知不佐知良和[illegible]二高長，內竪國栖立，[illegible]

(日本釋名中)衣の褄　つまは爪衣衣の末を云，つめは手足の末にあるもの也，

(倭訓栞前編十六)つま　褄のつま，衣のつま〇中略などみな端をいふ，爪の義也，端の爪といふに同じ，

([illegible]記)永仁六年八月五日己未，新院〇伏見[illegible]殿[illegible]之後，初御[illegible]皇[illegible]御在所，〇中略上皇，

(本朝二十不孝二)[illegible]行の[illegible]の[illegible]にて[illegible]

[illegible]こん〱や，[illegible]こん〱と，小褄に留めて，[illegible]の小[illegible]の[illegible]に集り，[illegible]の[illegible]けき事に[illegible]はず，夕

暮を惜む[illegible]へ〇下略

(書言字考節用集六)褄

(守貞漫稿十八)女服之吹，袘は五分，男用袘三分，

(倭名類聚抄十二)[illegible]　[illegible]注云，[illegible]

(箋注倭名類聚抄四)所引文選[illegible]無載，見[illegible]注，[illegible]引，[illegible]見，

子虚賦[illegible]說文[illegible]衣也，[illegible]又[illegible]也，[illegible]傳[illegible]又[illegible]說文[illegible]字[illegible]注，

[illegible]則知古作[illegible]衣[illegible]字[illegible]字[illegible]，比太，又志和[illegible]毛乃比太，

(伊呂波字類抄比)[illegible]

〔倭訓栞前編二十一比〕ひだ　衣裳の襞積をいふ是也、あひだの略にや、和名抄にはひだめと訓せり、めは縫めなどいふがごとし、新撰字鏡に紋も訓せり、又、襞をもの丶ひだとよめり、

〔倭名類聚抄十二衣服具〕表裏　説文云、表〈陂嬌反、字〇閑、〉衣外也、裏〈音里、字〇裏、〉衣内也、

〔箋注倭名類聚抄四衣服具〕按今俗訓、表衣、爲字讀、使訓、衣表、爲於毛天〇中略原書衣部云、上衣也、與此不同、按玉篇云、衣外也、上衣也、蓋傳寫誤脱引玉篇

〔守貞漫稿十六女服〕替リ裏ノ流布

文政天保頃、御納戸茶浅葱ニ限ク、聊カ紬ヲ裏タルモ、縮緬ヲ専トス、因云、文政以前ハ、縮緬等ノ服表裏同品同色ノ引返シ裏也、昔ハ知ラズ替裏近世ノ流布初之トス、天保半後弘化始メ茶、天保府令ノ時美服ヲ禁止ス、故ニ縮緬服紬等ノ無地紋付小紋トモニ茶紬裏ヲ用フ、弘化末ヨリ嘉永初ノ華色裏當時裏ノミニ非ズ、流布色ナリ、華色ハ真紺華色ノ略也、縹色ニ黒ミアル也、今嘉永四五年御老色〇中略

近世ハ右ノ如クニ、替リ裏アリテ時々流行シ、縮緬服ハ常用ナラザル故ニ損破少ク、表一ツニ三年ニ二回モドブ、時様色ノ裏トカユル也、是近世一ケノ費也、又江戸ノ替リ裏上着下着二三領トモニ、必ラズ同色ヲ用フ、他色裏ヲ重着セズ、表ハ上着ト下着ト異也、然ドモ下着二領ノ物ハ表同色也、上着ト異ナル也、且上着引返裏ニ下着替リ裏ハ用之、又上着引返シ下着モ、無垢ト云テ、表裏小紋等ノ物トハ重着ス、上着引返ニ非ズ、替リ裏ニテ下着ニ無垢ハ用ヒズ、京坂ハ二三領トモニ異色ノ裏ヲモ重着ス、江戸モ武家小身ノ婦ニハ、交ヘ重着モアリ、又江戸ハ近世黒裏ヲ用ヒズ、昔寛保中ニ用之ト聞リ〇中略

略服ノ裏ニハ縹色ヲ専トス、縹俗ニ花色ト云、略ニハ縹紬、俗ニ云花色秩父也、京坂近世浅色ヲ略服ニ用フ、江戸ハ縮緬ニ替リ裏アリ、略服ハ花色也、蓋従来花色裏ヲ不易トスルナリ、袷ニハ縹木

絹ヲ不爲トスレドモ、江戸ハ絹ヲ用フ者多シ、中略

又女用花色裏三都トモニ、八掛縞縮緬等ヲ用ヒズ、全裏花色ヲ專トスレドモ、今世ハ三都トモニ八掛裾廻シノミ花色裏ニテ胴ハ紅絹ヲ用フヲ專トス、木綿裏ハ紅ノ胴裏ヲ用ズ、京坂ハ木綿裏ニモ胴紅絹ヲ用フ也、

〔萬葉集〕十二 寄物陳思

橡之袷衣、裏爾爲者、吾將強八方、君之不來座、中略

赤帛之、純裏衣、長欲、我念君之、不所見比者鴨、

〔萬葉集略解〕十二 紅といはず赤帛と有は、緋色の衣也、表裏同じ赤色なるを、ひたうら衣といふ也、

〔松の落葉〕二 衣服

古事記の神代のみまきに、伊邪那岐大神の御冠にたぐひて、御衣みはかまのこと見えたれば、そのかみよりうるはしくとりよそひきることありき、同書に、八千矛神のみうたに、くろき青き色の衣をふさはずとてぬぎすて、あかきいろの衣をよろしとのたまへれば、衣の色のよしあしをさだめいふ事もありつるなり、神代すらか〻れば、つぎ〳〵の御代々々にやう〳〵にと〻のひて、よき人のみよそひはさらにもまをさず、宮づかへ人も、たかきみじかきほど〳〵に、きぬはかまのやううるはしく、そめいろなどもうつくしく、よろづめでたくぞなりにける、雄略天皇紀の歌に、おみの子は、たへのはかまを、な〻へをしとよめるにてしりつ、そのころはよくと〻のひたるを、七重はたとへ言ならめど、またのはかま、うへのはかまとかさねきることのあるゆゑにこそ、かくはよみつらめ、はかまのか〻れば、きぬもうへしたこそかくたらひてあかぬ事なきをめづらしきを、このむ人の心のならひにて、推古天皇の御代十九年といふに、諸臣服色皆隨冠色と、

日本書紀に見えたるは、からのふりにかへたまへるなり、されどもひたぶるのかしこのさまにはあらで、こゝのふりもそひつゝとゞまられて、同紀天武天皇の十四年のくだりに、初定明位已下進位已上之朝服色、淨位已上並著朱華、(朱華此云波泥孺)正位深紫、直位淺紫、勤位深緑、務位淺緑、追位深葡萄、進位淺葡萄と見えたり、明位は淨位の上にあり、此御代のは、はねず色を上のかぎりとしたまへり、はねずは万葉集の歌に、はねず色の赤裳のすがたといひ、もじも朱華とかければ、あかき色なり、八千矛神のみうたに、衣のあかき色をめでたまへるにもかなひたれば、此みさだ、いにしへのこゝろにて、こゝのふりなるを、あぢきなくも次の御代には、からのにならひたまひて、あかきを賤の衣としたまへり、持統天皇紀四年のくだりに、其朝服者、淨大壹已下廣貳已上黑紫、淨大參已下廣肆已上赤紫、正八級赤紫、直八級緋、勤八級深緑、務八級淺緑、追八級深縹、進八級淺縹とあり、此朝服の色のみさだめなん、後の御代々々かけて、大かたはかはらざりける、衣服令なるも、延喜式に見えたるも、いたくたがはぬにてしるべし、たゞすこしづゝ異なることを、をり〳〵まじれり、つぎ〳〵にいふべし、○中略衣服令にしるされたるは、一位深紫衣云々、三位以上淺紫衣、四位深緋衣、五位淺緋衣云々、六位深緑衣、七位淺緑衣、八位深縹衣、初位淺縹衣と、こまやかにしるされたり、かくしるされたるさまは、うるはしけれど、時うつりてはさやうにのみもあらざりしよしにて、續日本後紀七の巻に、頃正義衰、朝服之色明在法儀、而今會集之時、有緋無緑、僭上之弊、遂失致敬、禮之朝儀、理不可然、衆緋之品、其紛然易識、而正緑縹之衣、其眼難多雜得而紕、若非早糺正、恐淺遂遺忘云々とあり、これを見て思ふべし、大寶令のみさだめを、五位已上にはまもられつれど、六位よりしもなる人は、みだりなりしなり、かゝればつぎ〳〵の御代々々に、いさゝかづゝはかはりきぬるも、ことわりにぞありける、延喜式に見えたるやうは、かの令と大かたは同じくて、たがへるふしは、凡大臣帶二位者、朝服著深紫、諸王二位已下五位已上、諸臣二位三位並著中紫、六位七位朝服

閑窓瑣談と見えたるばかりなり、令と式とはいさゝかなれど、かくことなるは年へてかはりきぬればなり、一位より初位までの服のは、さきにとり出てまるせる衣服令にてしられたり、無位の人の袍は黄の色なり、これも同令に、无位〈[illegible]〉皂縵頭巾、黄袍〈[illegible]〉云々、家人奴婢橡墨衣とあり、これははやう持統天皇紀七年のくだりに、是日詔令天下百姓服黄色衣奴皂衣とあるも、みさだめによられたるなり、しろこしの隋唐の世には、その天子の服黄袍なるに、こゝにては無位の人の服とす、いたくたがへり、さればひたよるの隋唐の世のよりには、あらざることをしるべし、さて無位人の黄袍をきるは、朝廷の公事にめしつかはるゝをりの事なるべし、すべて黄色衣皂衣きるは、公事にめしつかはるゝ、時はさらなり、さらでもうるはしく身のよそひするをりのことにて、うら〳〵につねにものするにはあらず、つねにはたかきもみじかきも、みなそめぬしろきゝぬをきたりとぞおもはるゝ、そのよしははうしはつねにも墨ぞめの衣きるゆゑに、それにむかへて、天武天皇紀に、素服のもじを、おこなひびとしろきぬとよみ、持統天皇紀には、素服のもじを、しろきぬにかへすとよみ、續日本紀の宣詔には、出家人〈ニモ〉白衣〈モ〉相雜天〈テ〉と、あるにてしられたるなり、

〔嬉遊笑覽〈二上服飾〉〕持統紀四年四月、朝服の制あり、詔曰云々、綺上下通用、其白袴其餘者如常、これ庶人の服色なり、續紀慶雲二年十二月、有勅令天下脱[illegible]一衣白袴、なにごともみな唐に擬せられしかど、猶左衽のことのみ改まらざりしと見えて、養老三年壬戌、初令天下百姓右襟云々とあれば、是より已前大かた左衽なりし事知るし、是も又先にも命令有しが行はれず、やう〳〵此頃其風すくなくなりしを、猶制令ありて改りぬるにや、又續紀天平二年四月庚午、詔曰云々自今以後天下婦女、改舊衣服、施用新樣とあり、その新樣のやう、令義解に見えたり、〈此時大寶令を施行されてより三十年に及べり〉古へ男女互ひに衣をかりて着しことあり、萬葉一大行天皇幸于吉野宮時歌、〈此大行天皇は文武帝にや〉宇治間山、

胡風寒之、並胭脂乎、衣服情、袜毛有勿久闕などみゆ、もとより夷のことにて、外に用るにあらじ、魏尚書何晏は好みて婦人の服を着たりとなむ和泉式部がむをかりしより思ひそめてきと云るは、女が男服をかりたるなり、唐の制に倣ひ給ふことも、時勢につれて移り變るも多かるべし、〇下略

〔松の落葉二〕異國人の衣きるは左襟なりし事

みくにのいにしへ人は、かみしもなべて衣きるやう左襟なりき、續日本紀八の卷、元正天皇の養老三年に、初令天下百姓右襟職事主典已上把笏といふこと見えたり、日本書紀の推古天皇の十一年のくだりに、始行冠位とて見えたるやうからのさまなるに、同紀同天皇の十六年のくだりには、服色皆用冠色とありて、衣服のさまもかへたまふことなれば、大宮人のはからのにならひて、はやくそのころよりぞ右襟にはしたまひけむ、されど百姓の衣はさておきたまひしを、養老三年にこれもかへよとおほせありしにぞありける、論語に孔子の管仲がいさをゝほめて、此人なくば被髮左衽といはれしよししるしたるを、御國人の見て左衽をえびすのふりなりといやしみおもふはひがこゝろえぞ、右衽も左衽もその國ぐにのならはしにてまことにはよしあしのわきあることゝなし、からには右をかみとし、御國にては左をかみとするも同じことなり、もろこしにてはその國右衽なるゆゑに、うちをたふとむるすぢにて、ほかのくにをえびすといひ、左衽をいやしきやうにいひもすべく、御國のいにしへは左衽なれば、からのえびすの右衽なるをこそいやしみおもふべきすぢにはありけれ、されどかく右衽となりての世には、これもまた今のみくにぶりなれば、よろしと思ひてありぬべし、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕古より移り變れる時勢粧のこと、委しくは知るべからねども、武家盛りにして鎌倉風行はれてよりや、かはれることも多かめれど、貴賤民ともにえぼし着たる迄は古風にい

たく異なるも侍るも見えざるにや、應仁のみだれより後は戰國の餘風改らず、大に沿革せし事も多かるべし、太平記二十一公家の人々鎌倉風を學びならふとすれど、二物中間にして都鄙に歩みを失へる人のごとしといふ事、前條に引たり、また建武元年落書に、此ごろ都にはやる物まな板烏帽子ゆがめつゝ、氣色めきたる京侍云々、尾羽おれゆがむゑせ小鷹手每にたれも居たれど、鳥とる事は更になし、鉛作りの大かたな、太刀より大にこしらへて、前さがりにぞ指はらす、ばさら扇の五ッ骨、ひろ腰やせ馬薄小袖云々、下衆上﨟のきはもなく、大口に着る美精好、鎧直垂なは捨ず云々、又同時の法度條々に、一錦直垂同鎧具足、金紗金襴紅裳之類、細々賞翫之時不可着用、一精好大口一切停止之、可用綾大口と有り、大かた婆娑羅にみる所のさましたる成るべし、又ばさらといふは、太平記に佐々木道譽が一族若黨ども、例のばさら風流を盡し、西郊東山の小鷹狩してとあり、ばさら風と云こと、そのころのはやり言にて、婆娑狂言の詞などにもあり、婆娑の義にて驕奢なるをいふにや、五骨の扇は中骨にや、衣裳がりたればばさらといふ歟、今もちりみだれたるやうの事を俗にばさけると云なり、殊實合戰物語、けしからぬ事ばさらにて、嫁實の隱衣をかくといへるなどは、美を好み飾りたるさまなり、今いふだてものなるべし、そも無法狼藉なるなり、後には、ばすばといふことなどの如く用ひたるにや、往來抄に、誹諧付合の事をいふに、白粉をぬれども下地黑い顏役者もやうの袖の裏ものこの前句今やうばしやらの女とみゆといへり、又土佐おし上るり草横引に、扇うちはのばさら繪にも云々、是は前にいへる意也、北條五代記曾關東北條氏直時代まで、諸侍の形儀異やうに粧ひし上下のひだのためやう、衣紋のかきやうに至るまでも、小田原やうとて貴人學べり云々、同書に、天文以前在國の武士の風俗云々、衣裳も業襟をのけえもんとて、うしろへ引さげし、小袖ばかり着する時も、背の見ゆる程に襟をのけて着るをよしとす、肩衣のひきのけて後えもんとて、うしろ襟の間五六寸はどあり、又長柄刀とて

柄長くして鍔のきを入、柄を目の先にさしつかふる程にさす、これは北條五代記によりて見ゆ、されども異同あり、其そのさま擬れるにや、慶長の頃浮世又兵衛などがかける繪か、ゝるすがたありて、今より見れば、いとをかしといへり、のけえもんとは今のき出しえもんと云、

〔杜の雫 二〕上下

いにしへかみしもといひしは、上にきるきぬと、下なるはかまとをいへるにて、何とさだまれる事はなかりき、古事記雄略天皇の御卷に、服上下衣服具身高面とあるにてしるべし、中ごろにいたりては、上下のいろひとしきをぞまかいへる、○中略此頃肩衣小袴を上下といふは、むげに近き世よりのことにぞありける、○中略肩衣は萬葉集五の卷の長歌に、綿もなき布肩きぬの、みるのごとわゝけさがれる、かゝふのみ、かたにうちかけと、へり、袖もなきものにて、昔はいたくいやしくまづしき人の衣をかるぬきることとかたければ、さひきをりに肩にうちかくるものなりき、かかればかたぎぬといふにぞありける、さるをたよりよきまゝに、だれも〳〵きるやうになり、はてはてはよき人もきたまひ、大内ならのところにては、つひに禮服のかすにいりたるはめづらしきことになん、

〔白石先生小品〕武家裝束ノ事

武家ノ代ノ始、賴朝ノ時、鎌倉ヲ將軍所トナサレタ、當ノ事沙汰シ玉ヒテ、武家ノ儀ドモイミジクユユレタ作リタタクレ、公家ノ式ニモヨリ用ヒ給ハズ、此事深ク謀リ遠ク慮リ玉ヒシ所アリ氣ニ見エタリ、[illegible]東鑑等ヲ按ズルニ、マヅ東帶衣冠等ノ儀

モツトモ希有ノ例ナリ、〈[illegible]〉直衣ノ例モ、直衣始參內ノ以ノ外ハ、イマダ見ル所ナレ〈[illegible]〉此外直垂ヲ開ル、ノ時ハ、立烏帽子水干ヲ用ヒラル、〈[illegible]〉社參ノ時ハ、必ズ立エボシ淨衣、ロノフキニハ布衣ニテ、直垂ノ儀モ多クハ見エズ、ソレヨリ後ノ代々モ大ヤウハ此式ニヨラレタリ、御騎馬ノ時ハ水干、御供ノ時ニハ布衣タル事又定マレル式ナリ、〈[illegible]〉御家人騎東ノ式モ束帶ノ儀、三代將軍ノ代ニハイマダ見エズ、〈[illegible]〉衣冠ノ儀又希有ノ例也、〈[illegible]〉垸飯ノ時、白水干、白直垂、但シ一段ノハレノ時、多クハ水干、御弓始御的始ノ時ハ、立烏帽子水干、其餘淨衣定マレル式也、〈[illegible]〉ヨロノフキハ布衣下括但ヒ騎馬供奉ノ時六位ノ侍ハ布衣ニ弓矢ヲ帶ビレ事多シ、〈[illegible]〉宮仕供奉ノ時、皆々立烏帽子ニ淨衣、隨兵ノ御時、或ハ御供ノ役或ハ警固ノ時ハ、折烏帽子ニ直垂、〈[illegible]〉其役實朝ノ御事アリシヨリ、直垂等トタ立烏帽子ニ直垂著結ノ人、必ラズ御供ノ左右ニレタガフ事、ロノフキノ儀〈[illegible]〉供奉ノ數狀ヲ見ルニ、布衣下括直垂等ナドイヒレ定マレル儀式アリトミエタリ、足利殿ノ代ニ至リテモ、大ヤクハ鎌倉ノ舊規ニヨラレキ、アレド其時ニ隨ヒタ斟酌ノ儀アリケルニヤ、マヅ公方御參內ノ時、御束帶御直衣等ノ外、殿中ノ儀、元日ニハ御立烏帽子御白直垂、其餘ハ御折烏帽子紫竹直垂等ノ御直垂、常ノ御直垂御大口トミエレハ、裏打ノ儀ナルベシ、御元服ノ時、御立烏帽子ニ白綾ノ御狩衣、任大將ノノチ、御出座ノ時、皆ノ御狩衣ノ儀モ見エタリキ、御評定始ノ時、御烏帽子直衣下括定マレル式歟、又御家人等ハ、歲首ノ時、白直垂或ハ大帷ヲモカタキ、其餘ハ淺黃ノ直垂ニ大帷ヲモカタキ、ロノフキハ裏打皆々大口ノ袴ヲ用ユ、夏ハスヾスヾク、御弓始御的始ニハ、立烏帽子水干馬背淺黃鎌倉ノ式ノゴトシ、犬追物ノ時ハ、射手スヾクヲ用ユ、普廣院殿〈御○足利義教〉ノ御事アリシヨ

リノチ近習ノ人々上下ト名ヅケテ、スワウノ袖トリタ[illegible]ル小袴著テ歴仕スル事出来タリ、[illegible]鎌倉ノ代ニ[illegible]但シ其ノ肩衣トイフ物モ、始ノホドハ今ノ様ニヒダノナドトルトイフ事ハナカリキ、[illegible]又直垂ニ大口ノ袴ヲ用ヒシ事又素襖直垂等ノ袴ニ下紐用ヒシ式ナド、イヅレノ頃ヨリスタリクルニヤ、イマダ考フル所アラズ、ソノ頃ヨリ長袴ナドイヒタ、袴ノスソ、踏ヲヒク事ナド出来、ソノノチ又直垂素襖着ル次第ヲモワレナヒタ、■ノヲサニモ鎧直垂着ル次第用ユル事ニナリタリ、ソノ中京ノ代ニキコヘレ、スワウトイフモノ、■事鎌倉ノ代ニハ聞エズ、足利殿ノ代享徳ノ比ホヒヨリソノ名ミエタリ、但シ此モノ直垂ノ制ニカハラザレバ、ソノ代ノ人ノ其名ヲヨビカヘレニヤ、コレ又イマダ考ル所アラズ、[illegible]又ムカシハ君子死スル時ニモ冠ヲヌガズトイヒシ事ノ如クニ甲冑ヲ著スル時モ烏帽子キヌトイフ事ハナカリキ、近代ノゴ・タニ、ヨノツネ烏帽子キザル事ニナリタルハ、應仁ノノチ打續キタルミダレニ、ヨノツネ甲冑ヲノミ著シケルホドニ、夏ノ暑サニ堪カネテ、カヤウナドモ大方クナリキ、其頃ヨリ烏帽子ヲモキヌ事ニナリ、又エボシ折ル式ヲモコトゴトクワスレナヒタ、今ノ様ナル物ハ出来レトハ申スナリ、スベテコレラノ武家ノ着服ワレナヒシ事共、足利殿ノ代ノ末ヅマミダレタル代ノ風俗ナリ、

諸役武家装束ノ式、直垂直衣狩衣等ノ外ハ、公家ノ式ニカハレル事、コレスナハチ武家ノ故實ナリ、一段簡ハセ玉フ時、御束帯ノ儀ナリトイフトモ、供奉ノ行粧、必ラズシモ公家ノ式ハ用ヒラルベカラズ、○下略

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一はつけんつむぎの小袖、紋の付たるはくるしからず、○中略

公方樣へも、人に御服をまいらせられ候にも、一段の御方へならでは、まいらせ候はず候、又むらさきのあはせは、御きんせいにてなく候へ共、其外の人は斟酌のやうに候、紫裏の小袖同前、
公方樣御服はいづれも紫の御うら付候間その■にて候、
一公方樣御服と申は綾物、白きあやは綾つむぎを地を色々に染御紋ひらさきなどに付候、其外加賀絹、又まいなつむぎ、遠江あかねなどにて候、御うら前に申如くに候、おりすぢなど中物は、紗綾段段■■■御時までは、めされ候はぬ由候、又から織物は一段御賞翫の儀に候、公方樣の外御臺樣、日野殿、三條殿、女中、管領の御母、御免にてめし候、又三職は拜領候てめし候、
一たゞのおり物も拜領候はでは、殿中へ着も着候はず候、又女中衆も中臈はからうしの織物うちまかせては御めし候はず候、すおみすなどをめし候、御免にてからうしをばめし候きはにて候、
公方樣御服給候を、久敷き候をきばと申候趾にても主人給候小袖同前、
一島織物の事、地下人のきる物にて候、きとしたる人は下着にても不用候、
〔御供古實〕一白綾の事、練の外なる花色にて、公方樣より御給の方々は御着用候、さつと有かたへ被遣候、只の人きる候はんずる事、努々不可有之、白あやは公方樣よりも、一段之御事ならでは被下候まじく候、公家には中納言々々は公方樣被下候はねどもめされ候、
一をり物の事、御人體によるべし、御女房衆にも中臈衆は、小かうしをばめされず候、過職にて候、自然中臈衆の御中にも、上意に被相叶候、御かたへは、御ゆるしにてめされ候、をり物紅かうしにて候はで、着すたれをとりたる織物をば、中臈衆もめし候、小かうしのをり物めし候はんずる方は、人によるべし、男衆織物著仕候はんずる事有まじき事也、但御服をば可有着用候、又被下候織物のごとくに、をりつぎ候て着用申事不可然候、雷事被下候を、末孫までも其主の嗜に

て、著用の事はあるべし、公方様々織物御拝領候事は、御相伴衆又御供衆中にも人體により御拝領候なり、其外は別而上意に相叶候輩に被下候也、

一唐織物之事、一段御賞翫之儀に候、尋常の人のめし候はんする事にては候はす候、からをり物なおとこ衆の著用の事は三管領へ御成の時、御拝領之外は無之候、然共又一段の後に被下候事も可在之、〇中略

一紅梅の事、男は十四五歳迄用ひ又女中は四十五十にても人によりて御用ひ候、つませの事はしかる間計可有著用候、女房衆年よけても用候、〇中略

一唐織物めし候はんする人の位は三管領の御母又は日野殿三條殿の女中杯の御事たるべし、是も御免と被仰出候てのされ候、

一嶋織物之事、人數へは不可然候、又まゆすどんす杯も御禁制にて候、〇中略

一毛綱の事、尋申て候得ば、織物唐物御禁制の事候間、はつけんも召候まじく候、然共當代をしまぎらかし候て召候方候是は紋を付て染たる上の事にて候、式々の時又御前杯へは召候まじく候、御盃の時も御前はつけんつむぎ御無益候、

一丸すゞしの事、尋申候へば、皆々めし候、紋を付、又は大身がはりに染たるを、大名の内の人など召候事も候是はをさへてめし候、惣別は無益之事に候、

一すゞしに紋を付すして、かたびらの様にして召候事、尋申て候得ば、是も人により候てめし候、只の人にはめし候まじく候、但ひとへすゞしは唯の人もめし候事も可有之か、丸すゞしは可依人體候、一段の賞翫之儀に候、

一つむぎの事、紋を付候て染たるをば、御前へも著用可申候、白つむぎは斟酌に候、但出家不苦候か、〇中略

一裝束の事、公家御裝束とは違はず候、乍去も一段の物にて候間、斟酌可然候、諸々も付候はん事は、斟酌候て可然候、

〔靜讀錄六〕常服〇中略武家ノ世ト成タ公家ノ冠服ヲ用ヒズ、烏帽子ニ布直垂ヲ着ル、是武家ノ服也、烏帽子ハ今ノ立烏帽子ナリ、又布ノ直垂ト云ハ今ノ大紋ノ直垂ナリ、公家ニテ大紋ノ袴ト云ハ指貫也、武家ノ直タレニ、昔ハ家ノ紋書タルコトハ無リシ故ニ、只是ヲヒタヽレト云フ、近世ニ成タ家ノ紋ヲ書タ其印トス、是ヨリ號ニ大紋ト云、士烏帽子ニ素袍ヲ着スルコトハ、何ノ世ヨリ始ルト云コトヲ知ラズ、是又武家ノ服ト見ヘタリ、狩衣ハ公家ノ服ニテ、武家ニモ用ルコトアリ、ヒタヽレモ素袍モ、昔ハ柔カニシナヤカ成レリ、今ハ布ニノリヲ強レタ絹ヲ織ニスル、是風俗ノ奢ナルヨリ起レリ、公家ノ衣モ古ヘシナヤカナリシニ、中古ヨリ強リ物ニ成タ、今ノ如クコハヽリタルモノニナレリト云、昔是風俗ノ漸々ナリ〇中略又武家ニテ布ノ直垂モ、ハカマノ裾ヲ長スルハ、指貫ノ如ク裾ノ下ニ蹈ラン爲ナルヲ、今ハ蹈ラズシテ縫上ニ曳タ、甚ダ不便利ナルコトナリ、舊樣ノコトハ、昔古ヲ忘レタ本ヲ失フコト惜マレル也、古ヲ好ム人ハ考ヘズハ有ベカラズ。

〔有德院殿御實紀附錄五〕林大内記信篤をもて御問ありし事もおほかり、難解由〇中略并もまた思ふ事あれば、つゝまず言上し、御政事の助けとなりしことも、又すくなからず、まづその聞えあげし事は、〇中略官服の事、正德より諸大夫の者も狩衣を着する事となりしが、これも昔にかへし大紋を着せしめ玉ひ、四位より上の人の奴袴の色も、天和貞享以前の風にかへし玉はゞ、尤然るべし、これら昔盛服飾をもて、奢侈を開くもとひなれば、第一に衣服の制を定めらるべきなり、今節儉をこととし玉ふといへども、衣服の奢いまだやまざるは、全く宿老はじめ、質素をこのまざる故とみえたり、重職の人々より、諸有司諸番士にいたるまでも、平日は絹紬木綿の衣服にて朝夕を

返り、拜領をゆるされざる輩從者の類かまへて紗綾綸子羽二重等ヲ着すまじきよしを命せられ、後宮の女房たちをもよく戒めらるべきなり、

〔將軍家裝束考〕弘化三丙午年七月廿三日夜、師の君のかたり給ふに、御營の御裝束類も、文昭院殿〇德川家宣御代、正德の御制度に、一度五位の諸大夫まで狩衣を着る事をゆるされしが、其御制度も有德院殿〇德川吉宗御代享保の御改革に又一變して、武家は風雅なる公家ざまの手振は不可然とて、また其いにしへにかへし給ひ、四位以上ひたゝれかりぎぬ、五位は大紋となれり、其後は享保の御制度に效はせたまひ、年始の御裝束も御直垂（公方樣御直垂、右大將樣御の御裝束と、しものにみえし通りにて、其外のいろなきへめし給はざり）し也、〇中略さて文昭院殿〇德川家宣はことに服色の事をこのませたまひ、年始も御小直衣を被爲召、內府公へも裏打の御狩衣をめさせ給ふ事となれり、〇中略さて其頃御小納戸內藤安房守は、よく服色の事に委しければ、これまでの御裝束類は、御元服の節調進の御紋柄すでにのちまでの御形と號りてありつれば、御高年の後の御差別もなし、こは不然とて、又大の違文（丁子唐草御文也）をめさせらるべきむね高倉家へ仰つかはされしところ、廣橋殿へ被仰合のところ、是可然とて、其まゝ大の違文になりたり、〇中略且太政大臣御轉任の節、紗の君も御衣紋號りに親しくかたらひ給ひければ、雲鶴の御紋柄〇中略且可然もやとめたまひて、則雲鶴に葵を縫交たるを、御調進となりたり、のちに嚴山の御肖像にありとて、雲立涌（雲立涌の文也、其餘は家々の裏文なり、）をもめさせらるゝ事也、されどもこは文昭院殿のみにて、公方樣へはいまだ雲鶴雲立涌の御文はめし給はず、繁文の御冠はめさせられ給ふ也、

松平大隅守四位の宰相たる時、琉球人（天保十三年なり）召れける折に、立ゑぼし裏打かりぎぬ着用せん事を乞、ゆるし給はず、つひに再例の上立ゑぼしのみ着用せり、こも裏打かりぎぬ着せしとて、子細なき事、故實なれども、國風の頃、公家も唯の狩衣のみを用（こは服制にて、中古物の自由ならざればなり、）武家にては

質疋なり、その遣風ありて、今も裏打を用ひざる也、公家の方は有職の人も出來にたれば、大暑の外は、夏にても生絹平絹抔にて裏打を用ゆるなり、武家は多も單狩衣を用ゆる事となりて、今は公武のたがひになり、公家よりは武家の有職を不好事ゆゑに、つひにならの事とのみ心得誤る事とはなれり、

圖に云、御裝束類は多くは後藤縫殿丈が方にて、高倉家へ申入て調進す、御元服をはじめ、御大禮の御入用は、高倉家へ直に被仰付といへども、一通りは高倉家より調進にて、一通りは織立させて、高倉家より後藤に、着物に下げ遣し給へば、それを織縫を江戸にてなし調進する也、いづれにも後藤の手を放るゝ事はなき也とかたり給ひき、　飯田諸遠誌

〔嬉遊笑覽二上服飾〕衣服すべて白色のはやりしは、寛永中より萬治寛文の頃に盛なり、竹齋物語（寛永）若衆を全かけたる男の、鐵に出たつ其日の裝束は、地白の衣にゑんこうが水にすめる月かげをとる所をそめたるあはせを、わきざしばかりにて云々、耳塵集に、古き歌舞伎狂言をいひて、傾城買が出立、白加賀に、鐵箔にてもやう付たりとあり、また恨介物語に、白ゑゆすに墨繪の羽織着たりといへり、又俠客に白柄の大小をさせるを白柄組といひ、三谷馬の駄賃付にも、白馬は並駄賃より高しとあり、又白服白うらもみうらも流行たり、色音論草子（下）二十あまりの侍の、あさぎの小袖、もみのうら、りんずのおもて、白うらの、えもんけだかくつくろひて、竹齋通夜物語（[illegible]寛永[illegible]）おさなき時より紋をして、りんずやさやにはふたへを、けんばふ紋に紋をして、うらに紅梅もみを付、花かいらぎの鮫ざやに、金銅大小うち違へ云々、紅梅のもみとは今いふもみなり、其頃衣服たけ長く、身はゞ廣く、袂をそぎゆき短く、袖口狭し、女鑑（寛文中板）三小袖のしたてやう、身廣すぐればみなりあしきもの也、すこしせばきをかんとす、かたのゆき袖の下段きもいなかめき、又短きも賤し、（[illegible]）袖口は尤寛[illegible]時代（寛文）始りしとみゆ、寛山が大かゞみ、

近代は若輩の人好み來るは、殿中拔六方が、ゝりなどいふ、是は袖のゆき短く、大袖口丸袖口、針合入、身の幅廣く、小襟高し、裏を深くふかせて、すそのたけはるかに短きを本とす、紋所大に、襟の縫厚きを用ゆ、されども時々の風俗に隨ひ、此姿を其まゝに用る處もあり、又廢れたる處もありと、かくはやるに任せて用べし、此ごろはそぎ袖すたれて丸袖に移り、丸袖すたれて隅入袖下長今を用ゆ、身のたけ長きは優にはあれど見かけ重し、若輩の人は短きもよし云々、大紋處すたれて處はど小き紋を付、又二ッ紋をも用ゆ、所詮時々の風儀なれば、常仕の格に定めがたし云々、かくいへるは延寶中の流行なり、又云、鹿子紋處風流なり、自然に著すべし、鹿子の小ちらしなり、ぬひ紋處また風流なり、處はど小くして二ッ紋などよろし、縫糸は地に隨ひて用ゆ、其中に黑き糸を第一とす、小襟の內のかくし縫、男服にはこれを制す云々、鹿子紋は紋所を鹿子にしたるなり、其後寬文ころの繪にみえたり、好色盛衰記、月代をそり下て入す袖口の大臣仕立の衣裳(貞享の風なり○中略)

衣食住記(享保頃より天明に至る、六十餘歲の人の記なり、)男女衣服流行の染色品々くわり今その大略を錄す、享保の頃は小袖の仕立丈長からず丸袖にて袖口にこよりはりがねを入れて芥子ぐゝりにしやんと縫立、袖ぐり黑すみる茶ゆきは短し、染色は黑とび、黑こび、茶ぎんす、竹などなり、元文の頃、丈長く袖少し大く、御服袖口とて針かず少く縫、ゆき長く黑袖べり、色は檳榔子、くり梅、藍みる茶、木賊色、寶曆の頃袖はいよ〳〵ふとく、角袖にへり、御納戶茶、身はゞ狹く、ふき女のふきの如し、染色は御納戶茶、千歲茶、すゝ竹なり、明和の頃より袖口廣く袷の如し、染はるり紺、こんぎゝやう、藍鼠、花色、安永天明の頃は身はゞ廣く借著したるが如し、染色ひわ茶、紫とびなり、小紋縞さま〳〵服の地合等繁多なれば悉く擧がたし、たゞ一二を記す、享保頃小紋花色の襟、ばうふりあられ、輪違ひ、安永天明の初にまた流行る、元文にあふぎや染、上代ぞめ、豐後絞、市松染、寶曆ころ人子稻妻あられ、

萬字南京縞そらさ染、明和の頃古手がへし、鹿子、安永天明青茶、小紋類多情、その外縞嶋さまざま、大かた此頃まで郡内、丹後、八丈、上田の類なり、享保には八丈は甚少く、八反がけなどもありしかど、中人以下は着ることあたはず、たまたまあるも黄八丈無地、又は横嶋ばかりなりしに、段々はやり出で、縦じま、格子、とび色、黒手、鮮みに随ひ織わたす、昔の有多すりなどは小切も見えず、又裏の色は浅黄白萌黄すみる事なりしが、元文ころ、黒うら、紺竹、寶暦ころ、御納戸茶、千歳茶、明和に紅のかくし裏、紺うら、安永天明の初め花色もえず色の昔にかへる、

〔賤のをだ巻〕一寛明◯[illegible]は、衣服の袖口も芥子ぐゝりとて、いかにも細くくゝりて、色も浅黄など専ら用ひたりしに、寶暦◯明和[illegible]が入丸の比◯安永より、はや浅黄はすたりて、着物とて人は嫌ひたり、翁が子心にもぬよたくて好ましからぬ色なりけり、ましてや若盛の人などは、浅黄の衣服をきることなし、然るに近頃に至りて、寶暦の比より又浅黄流行出て、若き女、伊達を好む遊人など此、専ら浅黄を用ひたり、人の心いかなるものぞや、我ながら計りがたし、既に翁が生涯の内なり、入ッ丸ッの比、浅黄のすたりたる比は、いかにも古めかしき色に、子心にも覚えたりしに、又廿年程に成て、浅黄流行出たるをみれば、いかにも當風にて、伊達に覚えたり、浅黄の色に昔も今もかはることもなし、人情のうつり行有様は、はかなき物にて、我心ながらさらに分りがたし、一様なく袖口もふとくくゝることの又流行出て、父の相模の奥州に、河内左太郎といふ人ありしが、色黒く小男なれど、立派なる男付にて、しかも何事も勤めかねまじき人なりしが、父は御様にかゝり居られしかば、興趣なれど綱像といひ、心易く、折にふれては我急たるに、袖口をいかにもふとくくゝりて、案袖したる時、りんと突立て、袖の折れぬやうにして着られたり、人によりては、袖口のわたの中へ、はりがねを入れてくゝるもありたりとぞ、初めの芥子ぐゝりから見れば表裏の違ひにて、人情の反覆更にはかりがたし、

其後寶暦の末に成りて、又袖口を細くくゝること流行出て、衣類も一體わたを至極うすく入て、いくつも重ねて著ること流行、うらゑりの衣紋、色々のゑりの五ツ六ツもそろへて、十二ひとへとも云べきやうに、みゆるをよしとす、尤一二年流行て程なくすたりたり、

古事類苑

服飾部二

服飾總載二

〔日本書紀推古二十二〕十一年十二月壬申、始行冠位、〇中略 十二階、並以當色絁縫之、頂撮總如囊、而著緣焉、唯元日著髻華、〇髻華、此云于孺、 十六年八月壬子、召唐客於朝庭、〇中略 是時皇子諸王諸臣、悉以金髻華著頭、亦衣服皆用錦紫繡織、及五色綾羅、〇一云、服色皆用冠色、 十九年五月五日、是日諸臣服色、皆隨冠色、各著髻華、則大德小德並用金、大仁小仁用豹尾、大禮以下用鳥尾、

〔日本書紀孝德二十五〕大化三年、是歲制七色十三階之冠、一曰織冠、〇中略 服色並用深紫、二曰繡冠、〇中略 服色並用深紫、三曰紫冠、〇中略 服色用淺紫、四曰錦冠、〇中略 服色並用眞緋、五曰青冠、〇中略 服色並用紺、六曰黑冠、〇中略 服色並用綠、 五年二月、制冠十九階、〇冠名略

〔日本書紀天智二十七〕三年二月丁亥、天皇命大皇弟、宣增換冠倍位階名、及氏上民部家部等事、其冠有二十六階、〇冠名略

〔日本書紀天武二十九〕十年四月辛丑、立禁式九十二條、因以詔之曰、親王以下至于庶民、諸所服用金銀珠玉紫錦繡綾、及氈褥冠帶、幷種々雜色之類、服用各有差、辭具有詔書、 十一年三月辛酉、詔曰、親王以下百寮諸人、自今已後、位冠及襅褶脛裳莫著、亦膳夫采女等之等之〇等之二字恐衍 手繦肩巾〇肩巾、此云比例、 並莫服、 四月乙酉、詔曰、自今以後、男女悉結髮、十二月三十日以前結訖之、 六月丁卯、男女始結髮、仍著漆紗冠、 十三年閏四月丙戌、詔曰、男女並衣服者、有襴無襴、及結紐長紐、任意服之、其會集之日、著襴

衣、而著長紐、唯男子者有圭冠、冠而著括緒褌、女年四十以上、髮之結不結、及乘馬縱橫、並任意也、別巫祝之類、不在結髮之例、

(日本書紀三十持統)四年四月庚申、詔曰、(中略)以其上日、選定九等、四等以上者、依考仕令、以其善最功能、氏姓大小、量授冠位、其朝服者、淨大壹已下廣貳已上黑紫、淨大參已下廣肆已上赤紫、正八級赤紫、直八級緋、勤八級深綠、務八級淺綠、追八級深縹、進八級淺縹、別淨廣貳已上、一畐(畐一本作幅、下同、)一部之綾羅等、種々聽用、淨大參已下直廣肆已上、一畐二部之綾羅等、種々聽用、綺上下通用、帶白袴、其餘者如常、

(續日本紀二文武)大寶元年三月甲午、始依新令、改制官名位號、(中略)又服制、親王四品已上、諸王諸臣一位者、皆黑紫、諸王二位已下、諸臣三位已上者、皆赤紫、直冠上四階深緋、下四階淺緋、勤冠四階深綠、務冠四階淺綠、追冠四階深縹、進冠四階淺縹、皆漆冠、綺帶、白襪、黑革舃、其袴者、直冠以上者皆白縛口袴、勤冠以下者白脛裳、

○按ズルニ、大寶令ニ規定セラレタル禮服朝服等ノ服制ハ、各其條下ニ詳ニセリ、

(日本書紀三十持統)七年正月壬辰、是日詔、令天下百姓服黃色衣、奴皁衣、

○按ズルニ、大寶令非先位以下制服ノ規定アリ、宜シク制服條ヲ看ルベシ、

(令義解六衣服)凡服色、白、黃丹、紫、蘇方、緋、紅、黃橡、纁、蒲萄、(謂、蒲萄者、紫色之最淺者也、)綠、紺、縹、桑、黃、楷衣、蓁、柴、橡墨、如此之屬、當色以下、各兼得服之、(謂假令服紫之人、得兼服緋以下色之類、其衣色、男女立制、)

(續日本紀八元正)養老三年二月壬戌、初令天下百姓右襟、職事主典已上把笏、　四年五月辛酉、制、皇親服制者、以王孫准五位、玄孫准六位焉、

(日本後紀二十一嵯峨)弘仁元年九月壬戌、制、大臣身帶二位者、聽著中紫、今宜改著深紫、又諸王二位已下五位已上、及諸臣二位三位者、依令應著淺紫、今改著中紫、

(續日本後紀十仁明)承和九年十月丁丑、文章博士從三位菅原朝臣清公薨、(中略)九年(弘仁)有詔書、天下

儀式、男女衣服、皆依唐法、五位已上位記、改從漢樣、(中略)並得聽服、

(延喜式 四十一 彈正)凡紕者、聽用五位已上朝服、六位以下不得服用、(中略)

凡紵布衣者、禁深退紅、自非蝦縹不在制限、(中略)

凡金銀薄泥、不得爲服用幷雜器飾、

(延喜式 四十一 彈正)凡無品親王、諸王、內親王、女王等衣服色、親王著紫以下、孫王准五位、諸王准六位、(服色者)(男女同)(中略)○

凡大臣著二位者、朝服著深紫、諸王二位已下五位已上、諸臣二位三位並著中紫、(中略)

凡蘇芳色者、親王以下參議以上、幷參議三位及嫡妻女子、並孫王聽著用、(中略)

凡支子染色可、濫黄丹者、不得服用、

凡減紫色者、參議已上聽通用、(中略)

凡公私奴婢服、黄[illegible]褐、淺紅赤練、練白橡、墨染、其襖青赤纈布等色聽之、紫緋緑縹等不須全色、唯得

[illegible]

凡親王以下、車馬從服色、通著皂及蘇芳染青褐、自餘色皆聽之、其女從衣者、通著黄赤練蘇芳退紅、中緑淺緑纈白橡皂染等色、(中略)

凡[illegible]色以[illegible]者、衞府舍人等當服、他人不得服用、

(政事要略 六十七)減紫[illegible]、昔古老稱、黑紫至參議以上、可用、下襲當時行事、王卿幷侍臣、聽禁色之輩、著蘇芳下襲、即用黑半臂、今件黑半臂、已是黑紫也、或云、衣黄[illegible]蘇芳、以之號減紫、衞門府風俗歌云、多々良女乃花乃加以[illegible]利好卑夜、減紫色好卑夜、此風俗歌、[illegible]似此說者、然而猶不得意、或云、昔爲侍中之人著之、似支子之上染蘇芳、如東宮御服之色者、彼此所疑者、衣服令中、有服色條下重彼色、即[illegible]黄橡色、紫近之矣、者衣黄橡□紫[illegible]淺紅歟、今案、元稹[illegible]詩曰、減紫[illegible]〔 〕□云々、[illegible]或

有紫氣之内、龍鳳貴以紫染之色、其染色之用、変紫爲芳色、神殿服式、謂紫之色以紫染之、然則古老所傳之黑紫、實當時所著之黑紫、實色雖不異、名實相同者也、況五行大義云、北方水色黑紫色者黑正色、春秋繁露云、火畏於水、故以其丁妻王、赤人服黑、故北方間色紫也、女工今號染、黑紫實用紫黑芳實、赤人、黑紫爲黑色、黒爲正色、紫爲間色、此等之文、其義不違、仍被稱黑紫可謂正說歟、

〔法曹至要抄 中〕一黄丹事

彈正式云、丈子染深色可濫黄丹者、不得服用、元慶五年十月十四日宣旨云、丈子染深色可濫黄丹者、不得服用、而年來以黄紅交染、尤濫其色、自今以後、黄者紅交染丈子者、不論淺深宜加制禁者、

案之、黄丹色之時、雖被制禁、近來之作法、或隔數多色兼用之、或雙黄丹黒色兼用之、上下男女任意隨望着無制之、

〔安齋隨筆 前編十三〕一公家武家服制

第一可心得事ハ、公家ノ服制と、武家の服制と差別あることを知るべし、室町將軍家には別に武家の服制を立られず、我神祖天下御平治の後、別に武家の服制を立給ひて、武臣の尊卑階級を定め給ひし也、夫直垂狩衣の類は、古代は有官無官有位無位の差別なく、誰々も着用する服にてありし也、今も京都にては如此也、然るを武家にては、御制法を定給ひて、直垂は侍從以上、狩衣は四品、大紋は五位、布衣は無位無官の侍の中、御役の品によつて御免あり、素襖は無位無官の侍着之、如斯五等の階級を定めて、武臣の尊卑を分ち、儀を正し給ふ也、又武家にては、位は五位迄なり、六位以下の位に叙する事なし、故に束帶衣冠は五位迄着之、是亦武家服制の内也、束帶衣冠は官服也、直垂、狩衣、大紋、布衣、素襖は、元來官服にあらず、然共御家にて、此五品を以て、武臣の尊卑を分ち給ふ御制法なれば、右の五品は武家にての公服也、又公家にては、文官の人は太刀をはく事なし、武官計り太刀をはく也、文官にても勅授帶劔の宣下あれば、太刀をはかるゝ也、武家の御制法には

夫にかゝわらず、文官にても武官にても、一統に太刀をはく也、右のごとく武家には別に武家の服制あることなれば、公家の服制を引て、その可否を不可論、

今世武家服制

束帶、五位以上著之、（家門以上は飾太刀、其以下は野太刀、侍從以上四品諸大夫迄、内衣白小袖、袍の色四品以上黒、諸大夫緋、襪、冠懸緒何れも紙捻、）

衣冠、五位以上著之、（内衣白小袖、袍色同斷、野太刀持の太刀とも云、四品諸大夫紙捻、）

直垂、侍從以上著之、（内衣白小袖、色不定、烏帽子、紙捻、其外常の太刀、小刀、紙捻、）

狩衣、四品著之、（内衣白小袖、色不定、家の紋なし、太刀、常の小刀、紙捻、）

大紋、諸大夫著之、（内衣のし目、色不定、家紋、太刀、常の小刀、紙捻、）

布衣、無官無位著之、（内衣のし目、色不定、家紋不付、紙捻、）

素襖、無官無位著之、（内衣のし目、色不定、家紋、打刀、小刀、紙捻、）

以上

〔草茅危言 二〕衣服制度ノ事

古ヨリ武門ニ服制ノ有コトヲ聞ズ、シカシ烏帽子直垂、狩衣、大紋、素袍ナド、イツノ頃ニカ禮服トナリタレドモ、サシタル高下ノ差別モナク、制度染色ナドニ曲折モナク、素袍烏帽子ハ平民マデ通用ノコトトナリシガ、足利ノ季世ヨリ、是等ノコトモ次第ニ崩壞シ、御治世ノ前ヨリ變ジテ、肩衣半袴トナリ、武門一統尊卑ヲ論ゼズ、格別ノ儀式ノ外ハ、皆コノ服ヲ用ルコトニテ、平人マデ通用シ、一向階級ノ分ラヌ事ニナリ來リタリ、彼光明帝ハ近代ノ英主ニマシマシテ、深ク學文ヲ好セ玉ヒ、經筵ニ四書新註ノ進講ヲ勅命アリ、朝章ヲモ彼是ト釐正アソバサレ、雲上ノ弊風ヲ挽回アラセラレントノ叡慮モ厚ク、其序ニ武門ニ禮服ノ古意ヲ失ヒタルヲ歎カセ玉ヒ、四海萬國イヅレノ地ニモアレ、袖ナキ衣服ヲ禮服トスルコトヤ有ベキトテ、コノ反正ノコト

ヲ關東ニ移サアラセラルベキニ極マリタル時ニ、天崩レ地裂ケ僅カニ群臣ヲ損サセ玉ヒシコト、世嘆ニ餘リ有ベシ、何分年久シキ調習故、俄カニ變ジガタシ、熊澤氏モ是ヲ心得タ服ハ改メガタクトモ、黄ク服色ヲ以テ尊卑ヲ定メタキ冒ヲ述ベオカレタリ、是モ尤ナルコト也、染色ハヤ、行ナハレ易キ方ナルベシ、既ニ服色ノ定メ有ナバ、今マデ用ナレザル色ハ目ニ立タ宜レカラズ、黒色、紺色、花色、紫色、鬱金、淺黄、黄、玉子、青鵆、黄鵆ナドニテ、随分分ルベシ、トテモノコトニ烏帽子、直垂、狩衣、素襖ノ製ヲ復シ專ラ用ヒ、ソレニ服色ヲ加ヘタラバ十分ナルベシ、但シ直垂ハ下ハ大ヒナル故ヨシ、狩衣ノ製、實素襖ノ袴ハミナ細長タレタ不便利ノモノナレバ、今ヨリ改メ平袴ノ如ク短クタレタリモコタラン、長上下ハ摩レタモ苦シカルマジキモノ、諸國陪臣マデモ、此制トナルベクバ、見ゴトナル禮儀ノ俗ト云ベシ、タヾ直臣ニタモ陪臣ニタモ、輕キ人ヨリ庶人マデハ肩衣平袴モ然ルベシ、下賤ノ禮服ハコレニタスミタリ、又庶人マデモ素襖烏帽子ヲ著スルニ、禁ハナカルベキノミ、

〔光藩一覧〕四 將軍様の御紋章は、將軍宣下前に關高倉殿〈江中本り〉高倉殿より被仰付、桐之御紋を鳳文紗に織文織色也、指貫は浮織紋、是も同じ御紋を、當立の圖に、総文に浮織にしたる物、総御束帶様魚袋にて、御太刀揃までも、御家門常用に不相替なり、替りたるは地文の唐草計也、上袴下襲同段也、唐の御紋を六分四方位に織出たる紗にて、冠の纓も纓ら仕立中紙、袍紐、裾、上袴下襲、指貫冠迄は、高倉殿承りにて調進せらるゝ、地料は別段に京都にて御賄司より相渡る也、御太刀、魚袋等等は、又別人承るよし也、内大臣なれはさして御三家に替りたる御様子は無之也、

〔武家嚴制錄〕二 武家諸法度〈中略〉

一衣裳之品不可混雜事

君臣上下可爲各別、白綾白小袖紫袷紫裏練無文小袖、無御免衆、猥不可有着用、近代郎從諸卒綾羅

錦繡等之飾服、亦古法、其制長、〈○中略〉

右可相守此旨者也

　慶長二十年〈○元和元年〉卯七月日

〔台德院殿御實紀〕〈四十〉元和元年、此年服飾の事を令せられしは、正月朔日二日六日裝束たるべし、給事の諸大夫、布衣の侍、五日の間は長袴たるべし、三月三日出仕の輩長袴たるべし、四月朔日より給衣を著し、襪を脱べし、五月五日染帷子長袴、六月十六日嘉定の節もおなじ、七月七日八月朔日白帷子長袴、八朔には五千石以上太刀折紙を獻ずべし、九月朔日より八日までは袷衣、九日より染小袖、十日より襪をゆるさる、九月九日長袴たるべし、十月玄猪の嚴會、長袴を著すべしとなり、

〔享保集成絲綸錄〕〈十六〉寶永六丑年八月

覺

重陽出仕之節、花色小袖著用之儀、一万石以上と先日〈○七月〉書付出候、高家大番頭以上も一同に花色小袖著用可然候、其以下は先頃相達候通、何色ニ而も著用可爲勝手次第候、以上、

八月

〔德川禁令考〕〈四十八 服制〉文久元辛酉年七月朔日

　改服冠履等異樣之製禁止ノ令

　　大目付江

異風之筒袖、異樣之冠物者、著用不相成趣、兼而相觸置候處、近來密々著用致し候族も有之哉之由、如何之事ニ候、以後心得違無之樣可致候、尤御軍艦方、其外大船乘組之もの、且武藝修行之者、筒袖ニ無之而ハ差支候はゞ、船中又者稽古場を限、外國人之服ニ紛敷無之樣仕立相用候儀者不

著候、且又度厚之儀も、御軍艦方等、船中を限り相用候儀者不苦、百姓町人共儀も職業筋商買體ニ寄、弁當着用、雪中度厚相用候儀、是迄在來之品者不苦といへ共、外國之製に紛敷相仕立候儀者不相成候條、心得違無之様、其筋々江急度可申付候、

右之通可被相觸候、

〔德川禁令考十八服制〕文久二壬戌年閏八月廿二日

服制變革ノ令凡五則

今度衣服之制度御變革、左之通被仰出候間、明廿三日より書面之趣可相心得候、

一熨斗目長袴者、以來總而被廢止候事、

一正月元日、裝束、

一正月三日、諸官之面々、御白服紗小袖半袴、

一正月四日より平服、

一正月六日七日、服紗小袖半袴、

一正月十一日、御具足御祝ひ、服紗小袖半袴、

一二月朔日、裝束、　但御禮席不拘面々は、服紗小袖半袴、

一三月三日、服紗小袖半袴、

一四月十七日、御參詣之節裝束、　但殿中者服紗袷半袴、

一五月五日、染帷子半袴、

一七月七日、同斷、

一八朔同斷、

一九月九日、花色ニ無之服紗小袖、

一御神忌且格別重き御法事等之節は、是迄之通り裝束、

一御定式御參詣之節は、諸向共服紗小袖半袴、

一勅使御對顔御返答之節は、是迄之通裝束、　但席ニ不拘面々は、服紗小袖半袴、

一勅使御馳走御能之節は、總而服紗小袖半袴、

一御禮衆萬石以上以下共總而服紗小袖岡袷又は染帷子半袴、

一月並者別御禮衆之外平服

一平服者以來羽織小袴、襠高き袴著用可致事、

右之通萬石以上以下共、不洩樣可被相觸候、〈一〉中略

諸家家來及從者著服之儀御目付ヨリ諸向へ達

平服之儀以來羽織小袴、襠高き袴著用可致旨被仰出候ニ付而は、平生召連候供侍著服、羽織袴付股引半天之内、中間小もの共者、法皮股引相用不苦候事、

一婚禮葬式等之節者、服紗染帷子上下著用候事、

　但上下地合色合等、勝手次第之事、

一銘々家來御老若方御宅并諸御役宅江差出候節ハ、以來上下不相用、羽織著用爲致可申事、

　但夏足袋相用候而も不苦候

右之趣周防守殿江伺相濟申候、依之申達候、

閏八月

文久三癸亥年十一月十二日

神保伯耆守

大井十太郎

服制復故ノ令

先般衣服之制度御變革被仰出候處、以來前々之通、熨斗目長袴等着用可致旨被仰出候、

一前々熨斗目成者服紗小袖、又者白帷子長袴着用候廉者、以來前々之通着用可致候、

　但正月八日より平服之事

一九月九日御禮之節、前々之通、萬石以上之面々、花色小袖たるべく候、

一月次御禮幷出仕之面々着服、前々之通りたるべく候、

一平服者前々之通、羽織上下たるべく、袴者襠高にても、平袴にても、勝手次第着用不苦候、

　但足袋之儀者、前々之通相用可申、尤夏足袋不及相願候、

一布衣以上勝り御用被仰付、前々白衣ニ而相勤候廉者、以來羽織襠高袴相用可申候、

一陪臣之儀、諸家上使御事等ニ而御城江差出候節、幷平常着服之儀、前々之通たるべく候、

右之通相心得、熨斗目長袴者十二月朔日より、其外者來ル十五日より、書面之趣ニ着用可致候、

右之趣萬石以上以下共、不洩樣可被相觸候、

慶應三丁卯年二月廿二日

　服制再變革ノ令 凡五則

今度御改革ニ付、年中御禮日着服、左之通御定相成候事、

　正月元日六日十日、二日三日五日同斷、

　但裝束下、諸大夫以上者白小袖、其外は服紗小袖着用之事、

同三日五時、紗小袖麻上下、

　但三日之内ニ而も、殿中幷御門々勤番之向者、都而平服之事、

同四日、今日より例刻平服、

同六日五時、同斷、

但寺社御參詣御席江携候分裝束着用之事
同七日五時、熨斗目小袖麻上下、
但殿中幷御門々勤番之向々は、都而平服之事、
二月朔日五時、平服、
但日光准后御對顏有之節は、御席江携候分裝束着用之事、
一准后御對顏無之候共、一山之御禮有之候得者裝束之事、
八月朔日五時、染帷子麻上下、
但殿中幷御門々勤番之向者、都而平服之事、
三月三日五時、熨斗目小袖麻上下、
五月五日五時、染帷子麻上下、
七月七日五時、右同斷、
九月九日五時、花色ニ無之熨斗目小袖麻上下、
但同斷
月次五時、平服、
但御禮有之候、尤三月朔日七月十五日ハ御禮無之候事、
兩山紅葉山御參詣之節も、殿中平服之事、
右同所御參詣之節着服之儀、老中、縫殿頭、兵部大輔、若年寄、御側衆、寺社奉行、大目付、御目付、奥向
熨斗目小袖染帷子麻上下、其外御供之向者平服之事、
但御裝束之節は、御場所被携候分は裝束、其外御供幷殿中共本文同斷、
一公家衆御對顏御返答

右裝束着用之事

一廟山拜禮

右裝束、或者服紗小袖帷子麻上下着用之事、

御加增官位家督御禮ニ御目見仲御目見、婚禮、遠國歸、病後、忌明、御用召人、

右御禮衆、服紗小袖染帷子麻上下着用之事、

一御側御機嫌御法事濟歸府間

右平服着用之事

右之通、高石以上以下之面々江可被達候、

其二

殿中平服之儀、以來羽織襠高袴取交着用可致候、尤三月朔日より書面之通可被相心得候、

麻上下之儀者、當分之内平袴仕立ニ而も不苦候

右之通、高石以上以下之面々江可相達候、

其三

衣服之儀此度被仰出候儀も有之候得共、御所向江相拘候儀者、都而是迄之通

其四

今般衣服之儀被仰出候付而者、武役之分者勿論、寄合小普請支配組頭、そぎ袖、羽織、襠袴を平服と相心得可申候、且又勤仕御目見以下者、武役ニ無之候とも、右着用致度ものは、一應御目付江問合之上、相用候樣可致候、

其五

今度衣服之儀御改革被仰出候ニ付而者、三月朔日より左之通可被相心得候

一隨意之面々御城江罷出候節、向後平服相用可申、尤拜領物獻上物之使者、其外御禮事等ニハ、服紗

小袖染帷子半袴著用可致候、

一是迄諸組等使者差出候節、麻上下著用仕來候處、以來平服ニ而罷出可申候、尤麻上下著用可致

儀者、前日呼出之節相達可申候、

右之趣、萬石以上以下之面々江可被達置候事、

(續日本紀元明)和銅元年八月丙申、制、自今以後、衣襟口闊八寸已上一尺已下、隨人大小爲之、又衣領

轉擬作、但不得襟口窄小、衣領細狹、

(續日本紀元明)和銅五年閏十二月辛丑、制、諸司人等衣服之作、或襟狹小、或裾大長、又衽之相過甚淺、

行趍之時易開、如此之服、大不穩便、宜令所司嚴加禁止、又无位朝服、自今以後、皆著襴黃衣、襴廣一尺

二寸以下、

(續日本紀光仁)寶龜七年八月甲午、太政官處分、朝庭儀式、衣冠形制、尊卑正式、貴賤總知、如聞、若其存意慣

容自然合禮、頃者文武官人雖任以上、衣冠之制違越經情、或彩綾著裏、輕羅致表、或冠纓長垂、過結接

領、或衣袖細狹、或裏其胸節、或持口所抄出其腰臂、如此之徒、其類稍多、宜令省二司、明加告示、

(續日本紀光仁)寶龜元年九月壬戌、令曰、(中略)先著袍衣、以匠爲限、天下服用、不問狹窄、比來任意、競好

寬大、至于綾袍匠、加宇匠、袍襖亦貪不得表裏替面、成俗爲費良深、自今以後不得更然、

(政事要略六十七)又云、弘仁格、神護景雲四年格、袍衣寬大、并袍襖不辨表裏、禁制已畢、是至今年、未見

改正、仍重作法、法襟如先、其袍袖口闊、五位已上一尺爲限、六位已下八寸、女亦准此、如不改正、以違勅

論、自餘制宜一如去年符、主者施行、

寶龜二年閏三月十九日

(政事要略六十七)太政官符

雜事六箇條略〇中、

一應定衣服制度事

右被太政官去天長五年四月廿六日符偁、大納言正三位兼行右近衞大將良峯朝臣安世宣、奉勅、衣袖口闊一尺二寸已下、表衣長纔着地、又衣缺腋者、自腋面上五寸爲限、袴口闊又同袖口者、

齊衡三年二月廿六日　左衞門大尉紀峯常奉略〇下

〔延喜式彈正四十一〕凡衣袖口闊(袖闊上下同作)一尺二寸已下、其缺腋闊者一尺四寸、其表衣長纔着地、

〔政事要略六十七〕太政官符　檢非違使

雜事五箇條

一應衣袖並袴廣闊以一尺六寸爲限事

右得檢非違使去十二月廿九日奏狀偁、齊衡二年格云、其袍袖口闊五位以上一尺爲限、六位已下八寸、女亦准此、彈正式云、衣袖口闊、(袖闊高下同作)一尺二寸已下、其缺腋闊者一尺四寸、其表衣長纔着地、謹案例云、衣之體制、准袖寬縫之、其表衣長、令見袴襴不得着地、齊衡三年二月廿六日宣旨云、衣袖口闊一尺二寸已下、表衣長纔着地、又衣缺腋者、自腋面上五寸爲限、袴口闊又同袖口、長保元年七月廿七日宣旨云、袖闊一尺八寸已下、同二年六月五日宣旨云、袴廣以二尺可爲其限者、齊衡以往、袖闊一尺已下、衣長纔着地、長保以來袖闊一尺八寸、袴廣及二尺、彼過其大、還增其限、被狹少之時、人民皆曾不從、況寛大之今、衆庶爭面驕行、夫法有弛張、政貴儉約、衣袴一色、何以如此乎、伏檢唐朝例、諸大夫家服衣小裳大、爲無故高冠、仍往代之制、袴闊同袖、被縫從良心、不可論短、其袖闊一尺六寸、袴廣闊亦准此、又巾子之高、復當可被省、左大臣宣、奉勅、袖袴之闊、既存儉約、宜以一尺六寸爲其限者、

以前條事、所仰如件、使宜承知依宣行之、符到奉行、參議從三位行左大辨兼勘解由長官藤原朝臣忠

補從五位下行左大史小槻宿禰 判

長保三年閏十二月八日

〔玉葉記抄〕建武元九十一、仰去比宣旨二通被下之、其狀云、○中略

建武元年九月七日宣旨

頃年以降、衣服之制多背法度、自今以後袍袖闊二尺以下、袴廣一尺六寸以下爲限、須長守延久二年符、宜爲大臣七尺、大中納言六尺、參議散三位五尺、四位五位四尺、但檢非違使別當以下、元來雖爲諸官職者不在制限、

藏人左衛門權佐藤原範國 奉

下勘延久符、若人々巾裹歟、時宜歟如何此時大中納言五尺也、見延久御暦、此外冠巾子長可減、女房袴可用生絹、又地下重稱好大口一切停止之、雜人軍勢等白絹白刀止之云々、此事誠可謂善政、偏古法也、

〔備宜草下〕諸宣旨事

一下外記宣旨○中略

禁制過差服事

〔大鏡二太政大臣時平〕延喜の世間の作法したゝめさせ給しかど、過差をえしづめさせ給はざりしに、この殿○時平せいをやぶりたる御さうぞくのことの外にめでたきをして、うちにまいり給ひて、殿上にさぶらひ給ふを、みかどこじとみより御らんじて、御けしきいとあしくならせ給ひて、職事をめして、せけんの過差のせいきびしきところに、左のおとゞの一の人といひながら、美麗ことの外にてまいれる便なきことなり、すみやかにまかりいづべきよしおほせよと、おほせられければ、うけ給はるもいかなる事にかと、おそれおぼえけれど、まいりてわなく〳〵しかじか

かゝる事と申ければ、いみじうおどろきて、かしこまりうけ給はりて、御隨身のみさきまいるもせいし給ひて、いそぎまかりいで給へば、御前ども、あやしと思ひてなへ、さて本院のみかど一月餘さ、せて、みすのとにもいで給はず、人などのまいるとも、かむだうのをもければとて、あはせ給はざりけり、さりしにこそ、よの中に過差はたいらぎたりしか、うちうちにうけ給はりしかば、さてばかりぞまづまらむとて、みかど〇中略と御心あはせさせ給へりけるとぞ、

〔本朝文粹二意見封事〕意見十二箇條　善相公〇中略

一請禁奢侈事

右〇中略臣伏見貞觀元慶之代、親王公卿、皆以生絹爲夏汗衫、綾羅爲表袴、東絁爲襖、染絁爲履裏、而今諸司史生、皆以白縑爲汗衫、白綃爲表袴、白綾爲襖、花綺爲履裏、其婦女則下至侍婢、衣非綺縠不服、衣非錦繡不襲、染紅綾者、費其萬錢之價、錦衣者、裂於一疋之間、自餘奢靡不能具陳、〇中略伏望隨人品判定衣服之制、令檢非違使糺其事、以懲格式、而此法常自上破之、令下效之、望請令檢非違使嚴行此制、〇中略

延喜十四年四月廿八日　從四位上行式部大輔臣三善朝臣清行上封事

〔古今著聞集三政道忠臣〕後朱雀院の御時、旬に參りける上達部を御覽じて、次日資房卿の藏人頭にてありけるを召て、昨日公卿の裝束を御覽ぜしかば、以外に過差にけり、かくては世のつゐへなるべし、いかゞせんずると、右大臣實資のもとへいひあはすべしと、みことのり有ければ、則申されければ、おとゞ申給けるは、みなの公卿に此よしを承りて觸申さば、さすがに左大臣御けしきかうぶりたると聞えば、人もなをり侍なんとはからひ申されければ、そのさために披露有て、右府閉門して、畏のよしをせられければ、人みな聞おそれて、裝束の寸法すべられけり、

〔故事要略六十七〕太政官符

雜事六箇條

一應禁制六位以下著摺子重下襲事〈中略〉〇註

右衣服制度、貴賤相分、而放逸之俗、奢僭爲宗、著所制之服、各隨所見之心、富者盡財、淺薄之弊、莫過斯焉、右大臣宣、奉勅、宜加下知六位以下著摺子重、一切禁遏、

一應禁制諸司史生以下著纐纈白絹事

右諸司史生豪富之輩、不量身之卑下、唯好服之鮮美、競貴爲者積習不改、因茲著用之家自多、纐纈之直已貴、時俗之弊、職此之由、同宣、奉勅、宜加下知諸司史生以下著纐纈及白絹、早從禁止、但諸衞府生、非色者著用、

一應禁制諸衞舍人諸司幷院宮諸家雜色以下人等著手作衣袴事

右貴賤之衣、既有制度、上下之服、非無等差、而今[illegible]之類、奴婢僕從之徒、不知身分、好著手作、非唯亂尊卑之序、又寘爲公私之弊、若不懲改、何教奢僭、同宣、奉勅、宜特下知諸衞舍人並院宮諸家雜色以下等、著手作衣加制止、然則年貢貿易〈年貢貿易恐有誤〉虎皮之靡、下流絶上僭之疑、但諸衞舍人、供節之日、聽著用、

以前條事如件、諸司承知、依宣行之、不可違失、符到奉行、

左大辨源朝臣　　左大史三國眞人

天曆元年十一月十三日

〔法曹至要抄中〕一纐纈衣袴事

彈正式云、纐纈爲纈衣袴、纐白絹纐纈、著從女衣裳等、皆禁斷、天延三年三月一日官符云、非色衣袴、尋常之時、諸人所著、任先例聽禁斷、家之制物、六位以下著用從被知、五位以上不憚制、仍近來殊差故、皆多著用之、

〔政事要略 七十糺彈雜事〕太政官符

一應禁制諸僕使多隨多率僕從著用綾羅錦繡衣袴事　永延四箇條內

右僕從之徒，雖立品秩，曾約之誡，屢降禁制，而頃年之間，諸家僕使等或職數多之多率，衣袴皆綾羅，或列七八之童僕，服用錦繡，非唯亂制，兼亦好奢，僣論其違使寄事神祀，尤加糺彈，謹習之漸□及上儀，開宜承前宣旨，下知檢非違使，如此之類，一切禁止，若乖制旨，猶有違犯，所隨主人，科違勅罪，當日有司責以制罪，然則故違職僕之費永斷，好服從多牛馬之走自禁簡矣，

永延二年四月十四日

〔江談抄 三雜事〕賀茂祭放免著綾羅事

被命云，放免賀茂祭著綾羅事，被知哉如何，答云，由緒雖尋未弁，被命云，賀茂祭日，放免從檢非違使廳有其儀云，放免著用綾羅錦繡，爲檢非違使其人何故乎，戶部答云，非人之故，不憚禁忌也，公任卿云，然者非人，放火殺害，不可加禁遏歟，他罪科者皆加刑罰，放著美服條，有摺文歟，有信卿答曰，贓物所出來物ヲ染摺成文衣袴等，件日非爲之美服，所令著用歟，仍大納言被甘心云々，

〔政事要略 六十七〕太政官符

第十一箇條

一應重禁制男女道俗著美服事

右衣服之制，明在令條，是以去天曆元年符，頃年紀律移，人心驕逸，不辨上下，以綾羅爲身裝，不論貴賤，以紅紫爲衣服，是十家之產，費於一襲之浮華，數年之貯，盡於半日之莊飾，富者競品裝備，上，野物之羽品飾，貴者雖位貴，假下臘之奢靡，加之城中好輪奐，四方殆廷然，城中好高大，四方自爾以來，殿中諸衞舍人，諸司，並院宮家雜色以下人等，不可著細美之布者也，下民之朱襟，好著白縑，如此之漸，爲俗之弊，國宜承前制，美服過差，一切禁斷，但袖闊一尺八寸已下，袴廣不及二幅，不可必制

止、

長保元年七月廿七日 略○註

右辨官下檢非違使

雜事三箇條

一應禁制男女道俗著美服事

右同前奏狀偁、同前符偁、略中 頃家競競紅紫之服、堤防自存、橋中袴直袍、下襲之類、或是用紅、或赤

用蘇芳、雖禁其深染、未曾制其淺色、年來之間、行來尚爽、今須停止、顧不穩便、美服過差之外、尋常通

用之色、仍雜袴類、更有何費、又只綾袖聞、不聞袴廣、稱不及三幅、已似無一定、宜立限制、任法亂行者、

同宣奉勅、紅紫之服、依舊行之、又袴廣亂行之處、中有疑殆之由、仍以二尺可爲其限者、以前條事所

仰如件、使宣承知依宣行之、

長保二年六月五日　　　　左大史多米朝臣國平奉

中辨源朝臣道方

〔法成寺攝政記〕寛弘三年十一月十五日甲寅、六位等依美服有勘責、

〔百錬抄六〕保延六年四月十八日、於判官宗能門前、檢非違使等、破裂關白隨身左近府生武生衣裳、

御禊日忘却法、著美服之故也、

〔玉蘂〕建暦二年三月廿二日　宣旨 起大臣、右大辭、○中略

一可亂定綿衣上下諸人服飾過差事

下襲裾寸法　大臣一丈　大納言九尺、略中 此外、檢非違使別當已下、自元短裾官職非此限、

御單數　殿上六位已上貳領　地下四位已下壹領

諒闇殿上在此內、但檢非違使者一斤染之時、重用白衣、不在制限、

織物狩衣侍臣已下不可著之、但禁色之人非制限、三位已上小袖不論、男女不論上下不得著用、紅紫二色、除殿上男女之外可停止之、但一院殿上人同女房、后宮后女房等不在制限、又六府官已下内舍人著綺衣之時、綾衣之單等聽著用、王臣家雜仕裝束、停止綢綾、宜用布、紺青紫等停止之、同裳不可用綾、裳又綿以摺用人三領、地下四位已下不可著綾羅、○中略僮僕故四不可著綾羅、女房可停止金銀錦繡風流、○中略鞍馬具金銀錦并金銅等類、先為品物可停止、凡新調裝束等不可好之、神服飾之制、綸綍重疊、而頃年服飾如忘、凡人不顧程分、貴賤競好風流、聞之則尤非、職而由之、各守式法、慎停止矣、○中略

藏人民部權少輔藤原貴嗣奉

〔玉英記抄〕建武元九十一、御坐比、宣旨二通被下之、其狀云、

建武元年九月日宣旨

近來諸人僭侈、諸司下部、背法賂之物、衣服過差之儀、已非倹約、可謂僭上、自今以後、綾羅錦繡金銀珠玉之服飾、永從停止、

藏人右近中將宗兼奉

〔享保集成絲綸錄十六〕正保五子年二月

一町人召仕輩布著し申事、此以前々被仰付候、但承中候間、絹紬計著し可申、中間町人之者は不及申、[illegible]がり傀儡之者共も、此旨急度可申付候、附刀脇差之拵結構に仕間敷事、

一らしやの合羽著し申間敷事、

二月

寛文三卯年十月

女中衣類之直段被仰付之趣、表中方其外御女中方へも以書付被相達之、

覺

一女院御所姫宮方、上之御服、一ッ表ニ付白銀五百目ゟ高直ニ仕間敷候、夫ゟ下之呉服は品々により、餘以下直に可仕上之事、

一御臺樣、上之御服、一ッ表ニ付而白銀四百目ゟ高直ニ不可仕、夫ゟ下之呉服ハ其品により、餘以下直に可仕上事、

一御本丸女中、上之小袖、一表ニ付三百目ゟ高直ニ致間敷候、夫ゟ下之衣類は品により、彌下直ニ可仕事、

一右之通、京都江戸呉服師共に堅申付候、御かんがへのため寫之差越候之間、御めし物幷下々之衣類輕く被仰付候樣ニ相心得可被申達候、以上、

十月

(我衣)寛文年中ニ至タハ總鹿子ノ小袖ヲ着ス、地白綸子或ハ紺紫ノ結鹿子總地ニセリ、尤結構ナリ、小舩町一丁目石川六兵衞ト云者ノ妻甚奢タリ、此女常ニ、ナアヤ、チリメン、綸子ノ類ヲ着シ、購ガマレキ所ヘハ、緞子、綸子、金入等ヲ着ス、常憲院殿(德川綱吉)上野ヘ始テ御成ノ時、(延寶年中御代替)彼ノ六兵衞御成ヲ拜スニ、黑門前ニ棧敷ヲカケサセ、御簾ヲアゲ簾ヲ打セ、名香ヲ焚キ、(蘭奢待トイヘリ)左右ニ女ノ切禿兩人、緋縮緬ノ大振袖ヲ著セ、其中ニ座ス、御通行ノ節御簾ヲ卷セタ拜セリ、是東照宮御他界以後凡四十餘年ノ事ナルニ、増タ御城ハ明暦ニ燒失シ間モナク御三代ノ御代替リ、其外キレ(慶安中)由井丸橋等天草亂、其外色々天災有タ、其節迄ハ下々町人體ヘハ御政務不行屆モ尤ナリ、シカレドモ石川六兵衞ガ程迄女房ニ驕奢、上ヲ憚ラヌ仕方心付ヌト云ハ、アマリナル事ナ

リ、ヒフキヤウ萬事ニ付、身ノ分限ヲワスレ放埒千萬ナリ、愚カナル町人ノ心ナリ、其時ノ上意ニ、是ハ何レノ大名ノ奥方ゾヤ、アマリ結構成樣子ナリ、アレ誰ヨトノ御意ニテ、則町人妻ノヨシ申上ル、是ヨリシテ町奉行吟味ノ上石川夫婦遠島ニ被仰付、闕所トナルニ、金入ノ小袖計リ、右モノ不久ノタトヘナリ、六兵衛タハクエモセヨ、名主町役人コレヲ止メヌハ、替々心ナキ事共ナリ、是ヨリ町人百姓男女ノ衣類、殊ノ外嚴敷御停止ニテ、寛永ノ如ク成ニケリ、

〔享保集成絲綸錄三十六〕天和三亥年正月

覺

一金紗　　一縫　　一總鹿子

右之品、向後女之衣類に制禁之、惣而珍敷織物染物新規に仕出し候事可為無用、小袖之表壹反に付、貳百目ゟ高直に賣買仕まじき者、

正月

〔享保集成絲綸錄十六〕天和三亥年二月

一先達而被仰出候御條目之通、中間下女半下之分、半襟袖べり、上下帶、頭巾、三尺手拭、鼻紙袋、巾著等に至迄、絹紬木綿麻布之外、一切可為停止旨、今日被仰出候間、急度相守、面々下人共に可申付候、若違背之者於有之は、召捕可申由、御歩行目付被仰渡、方に廻り申候間、左樣に可相心得旨被仰出候、以上、

二月

〔享保集成絲綸錄三十六〕正德三巳年五月

條々

一女之衣服、自今以後小袖之表一ッに付て、上之御用之物は、其代銀五百目を限り、万石以上之用

之物は四百目を限り、其餘は三百目を限り、夫々高直の物、一切に商賣すべからざる事、

一附、女帶之類、其外何物に不限、此例に准じ、其價を輕し商賣すべき事、

一女の衣類綿絹に不限、其下地は下品の物に而、縫鹿子等は、不相應之物たとへ、誂候物有之候共、一切に仕り不可出事、

一男女の衣類に不限、自今已後、或は珍らしく、或は新らしき織物染物之類、一切に仕り出スべからざる事、

右近年以來、女之衣類種々結構に及び、其上長崎表に渡來候織物糸類を始、縫鹿子染物等の手間代も相增し、其價以の外高直に至り、尤以て不可然事に就て、御制禁之所に候、或は衣服の下地を違つかはし、金糸縫箔鹿子等の代銀計りにて、御定之通に合候樣に仕り、或は小袖二ツ三ツの價を合せて、其表一ツの代銀とし、あるひは珍敷模樣新敷染色等、其好みに任せて仕り出し候類、すべて此等の事によりて、御法度も破れ候事に候得ば、若自今已後、何事に不依、御制禁の旨に違犯之輩有之においては、急度重科に行はるべし、たとへ何方々誂來候といふ共、御制禁の物共誂がふに不及、のがれ難き子細も有之においては、早速町奉行所に訴出、其沙汰に可任也、

正德三年癸巳五月

〔白石建議〕七正德三年癸巳三月、老中々間に付て奉る所の議三條、〈本書には、老中より御尋されし時の付札也、〉

一貴賤の衣服の事、倍人の申所は、近年已來、皆人結構に過候とも申、又は美麗に候共申候歟、結構と申すも美麗と申も、其詞はちがひ候得共、事は同じ事に候、又結構と申と綺麗と申事は、其差別可有事に候、〈綺麗とて、あたらしくよごれ候はぬを、世上にては綺麗と申候、某申候きれいは、明あたらしくよごれ候はぬ事に候、〉某愚存の所は、衣服等の結構に候計は、せめてもの事に候、綺麗に候は以の外に不可然事と奉存候、近世以來、御奉公の面々の衣服は、綺麗に過候と申物にて、結構に過候と申ものにては無之候、結構に過候と

中物は、輕き者の衣類にて、又紬縞にて綺麗に候と申物は、女中の衣類の事にて候、其故は大猷院様〈家光〉御代の比迄は、御近習の御奉公の人々は不及申、可然御役人中も、大かたは緞子繻子等のうち付候上下を用られ候と承及候、某存候人の親父は、御側にて可然御役を承り、其のもてなしも大かたならの比にて、年齢も其比五十計にて可有之處に、背縫の緞子の上下唯一具にて、日夜の馴近し候て、御他界の御時迄存生にて候ひしが、其上下のきれにて候とて、其子息の時に、茶入の袋にせられ候を某も見候に、はな色の小紋なる緞子にて候き、唯今の事に引くらべ見候得者、其上下は紬縞に過たる物に候得共、此一具のみ、年久しく常に用ひられ候事に候得者、綺麗なる物とは存ぜられず候、又今の衣服はいかほど紬縞候共、綸子も上品の物を著用の事にはなく候て、裏付の上下も紗綾文を染たる物の外は、ちやうの細き筋杯の類に候得者、むかしに引くらべ候に、紬縞に過候と申程の事は無之候、只同じ物を三四度は、著用も成がたきやうにて、出仕の度々に、新調の物を用ひられ候得ば、是は綺麗に過たると申ものにて候、只今迄の如くに、常に新調の物を用ひ候はんには、たとひ絹紬の小袖に奥島の類、唐木綿の染たる躰のうち付の上下を用ひ候共、其費は猶同じたるべく候、其故は上品の物共を減じ、綿紬計を用ひ候て、常にも新調の物を用候はんには、絹紬も必々其價を増し候て、却て輕き輩の便を失ひ可申事に候、たとひ又綸子縮緬等の上品の物を用ひ候共、昔の如くにやぶれ損じ候はぬうちは、日々に用ひ候共苦しからぬ候事になり候はんには、上品の物は必々いのち長き物に候得者、小袖一ツ二ツにても事足り候て、絹紬等の價の相増し候事もなく、輕き輩の便も宜かるべき事に候、然らば近世の宜しからざる事の第一は、綺麗に過候事と可申候、次に輕き輩の衣類、紬縞に過候と仕候事は、少給の歩行若黨の類迄上品の物共を用候事、殊に貴人の差出も見えわからず候、其上又騎馬役にも無之若侍等の、出あるき候を見及び候に、夏は上品の

綾子の肩衣單の袴、ふゆは上品のうち付候上下を著し候者共多くなり來り候、諸家におゐて上下を常に著用し候者は、家老番頭物頭奏者番杯申者の類にて、其限有事に候、是等の風俗、是又貴賤の差別なき事共に候、寛永八年十一月、寛文三年八月、同五年二月、天和三年十二月、度々諸家中の侍又は歩行者黨足輕等、衣類の制を出され、殊には寛永の御定には、歩行侍等も絹羽二重を上の物をば、紬とらるべき由をも被候はれ候所に、程なく其法やぶれ候事は、必ず其限あるべき御事に候歟、次に小者中間草履取六尺等の衣類の事、寛永十一年三月、天和三年十二月晏紬にその制を立られ候得共近年に至ては、多は木綿の物を用ひ候にも、紋所を繡にし候て、襟袖べりには羽二重綿等を縫入れ、上下の着皆々絹より以上の物ならぬはなく、夏は上品の晒の染たる、又は上品の島の帷子を用ひ、夏冬共に、あたらしき足袋ふみ候て、はな紙入印籠巾着等に至るまで皆々寛永天和の御制禁の物ならずと云物なく候事、是等は皆々結構に過たる事と申べく候、天和寛永の御制にも、如此の事候て、大下馬におゐてからめとりさらされ候事杯、承及び候得共、其時の事は下着に綾子綸子縮緬等を用ひ候までの事と聞え候得ば、只今にくらべ候得者、猶々事輕き事とも可申候歟、近年以來、小者中間の類の給金、年々相增候事、其闕なき事共存せられず候、此事共又むかしも有之候事と見えて、寛永十六年三月の御定に、中間小奴ざうり取等の給金の法をさだめられ、其餘の御條目等にも御定の如くなるべき由をしるし載られき、但し只今に至て其給金杯を減じ定られ候はん事は、いまだ其時至らずと存られ候、女中の衣服結構にして綺麗に候事は、今度其御定を出され候上は、今更論ずるに不及候、すべて此等の愚存も、別本にしるし進上候事、

〔享保集成絲綸錄十六〕享保三戌年五月

覺

町人男女衣服之儀、前々も相觸候得共、其實聞之由に候、此頃は別而結構に成、下賤迄に心を附候様に相聞不届に候、町人并召仕男女共に、衣類之品先年相觸候通可心得候、相背においては、急度曲事に可申付候、勿論見合次第召捕可申候間、此旨町中可觸知者也、

五月

享保六丑年四月

女中衣服次第に結構に成候、ケ様にには是有間敷儀に候間、輕き品を用ひ候やうにとの思召に候へば、向後御其心得可被有事に候、左候得ば御家門方其外大名衆より女中使御城へ上り候節、輕き衣服着用罷出可然候と、老中申聞候由、御家門方大名衆之女中向々へ、申通有之候様に可被致候、

四月

〈享保集成絲綸錄十九〉享保九辰年六月

覺 ○中略

一婦人之衣類、近年結構に相見へ候、向後大名之妻女たりと云共、輕き絹紬等を用ひ、殊に結構成衣類縫箔抔申間敷候、殊に召仕之女に至迄者、猶以上下之差別有之候様に、堅可被申付候、此度定直段町中江相觸候間、其趣ヲ可被存候、○下略

右之品々万石以上、其分限相應を計ひ可被用之候、以上、

六月

〈有徳院殿御實紀附錄十七〉華麗の服飾を禁せられしころ、宿老阿部豐後守正喬聞え上べき事ども數十件を記し、御前にてよみながら、御指圖をこひ進らせしに、末の一二ケ條にいたり、更に御いらへもなく、ひたすら豐後守が衣服御に目をとゞめられければ、豐後守心得がたく思ひ、退き

てのち同列の人々に、そのよしかたりしかど、誰もしるものなければ、御側の衆小笠原肥前守胤次に、ひそかにかくとかたりけるに、肥前守某も先に御座にさぶらひてよく見侍りぬ、紀伊の邸におはしけるほども、かゝる事度々ありしが、これはぬしの今日着し玉へる、熨斗目の服あまりあざやかに見ゆるを、好ましからず思召れしゆゑに、ふと御けしきに、あらはれたるにや侍らんと云ければ、豐後守おそれ謹みて、たゞちに衣を更め、かさねて御前に出しに、常にかはらず仰事ありしとなり、又御側の衆北條對馬守氏澄、一日綸子の單を着して伺公せしを御覽あり、これもひたすら其衣に御目をはなたず、御覽じければ、對馬守これは何事ぞ、我身に過失あるにやと恐れ、ひそかに同僚にとひしに、この時も肥前守、さきに豐後守にいひしごとくさとしければ、對馬守はじめて心おちゐて、速に衣を改めて出ければ、御氣色にかなひけるとぞ、これらの事を傳へきゝ、奥表の群臣いよ／＼儉德を守り、華美の服を着するもの少くなりし、中にも小普請奉行河野豐前守通喬、留守居番多賀左衞門常房など、衆にさきだちて時弊を矯んと思ひけるにや、日々木綿の羽織を着し出仕しける、是もその頃の事にや、濱の御庭に御遊覽ありしに、今日は鷹狩にあらねば、いづれも羽織袴にて供奉せよと仰られしに、小姓小納戸の人々、絹の羽織きて出しを御覽あり、いつものごとく木綿の羽織を着るべきを、今日は何とて絹を着たるや、すべて左樣に衣服の品をそなふるは、あしきことなりと仰ありしとぞ、

(甲子夜話　七)享保貴素ノ令モ、オノヅカラ薄ラギシヤ、寶曆九卯年ニ、衣服ノ制ヲ仰出サレケル旨アリシ頃ハ、老中ノ供廻リ、絹ノ小紋羽折著タルモアリ、御城ノ坊主ハ皆無地ノ黑絹羽折ナリシトゾ、町廻リノ同心、兩國橋ニテ商人ノ妻、黑縮緬ノ袷ニ、モウルノ帶、茶ノ腰帶、下ニ白帷子ヲ着タリシヲ咎メテ、番所ヘ預ケ、黑キ縮緬ノ小袖一ニテ、御城ニ赴ク少婦ノ胸ニ封ヲツケシトゾ、コレハ能役者觀世大夫ガ妻ト聞ヘシ、神田邊ニテ青梅縞ノ袷、裏ニ黑繻子ツケ、金魚ヲ縫タルヲ著シ

タル少女ヘ帶ニ封ヲツケタレタリ、新町ニテ輕キ男、木綿袷ノ上ニ黒紗綾ノ帶ヲ結タルヲ、其町ヘ預ケアルトテ、名主ヲ呼出レタレバ、袴羽織ニテ出タルガ、其羽織縮緬ノ小紋ナリシトテ、先コレヲ大ニ叱リ、シバラクノ遠慮申付タルヨシ、

〔天保集成絲綸錄 七十三〕文政八酉年二月

近來輕きもの共、ころふくれんさらさ等、其外にも相用候由、右體之儀者致間敷儀に候處、心得違之者も有之趣相聞へ、不埒之事に候、以來相止メ候樣可致候、

酉

二月

〔天保度御改正諸事留 四〕天保十三寅年十月二十九日

町人男女衣服之儀、前々相觸候通、絹紬木綿之外、一切着用致間敷候、縱令絹紬ニ候共、羽二重龍門ニ紛敷品、幷浮織紋織等ニ似寄候類、總而手數懸リ候織方之品者、可爲無用候、御用達町人共之儀者、御目見江罷出候節計、羽二重龍門之衣服着用不苦、平日者御法度之衣類、一切着用致間敷候、若相背におゐては吟味之上、嚴重に咎可申付もの也、

十月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、此旨町中不洩樣入念、早々可相觸候、

十月二十九日　町年寄役所

天保十三寅年十月二十九日

女衣類大造之織物繡物無用ニ可致候、縫金糸等入候而も、小袖表一ツニ付代銀三百目、染模樣小袖表壹ツニ付代銀百五拾目を限、夫より高直之品賣買致間敷候、尤帷子も右ニ准じ可申事、

右之通去丑十月中相觸候ニ付、萬石已上たり共、平生花美高價之品は、相用申間敷儀者勿論候得共、正德之度相觸候趣も有之、萬石已上重き式正之品者、別段之事ニ候間、已來者小袖表壹ツニ付

代銀四百目を限、染模樣小袖表之儀も右に准じ可被申付候、其外之儀者、去十月中相觸候通、相心得違失無之樣可被致候、

右之趣、萬石以上之面々ヘ可被相達候、

十月　（　）

右之通、御書付出候間、町方之もの共も、其旨相心得候樣、從町御奉行所被仰渡候間、町中不洩樣入念早々可相觸候、

十月廿九日　町年寄役所

〔天保度御改正諸事留 六〕天保十四卯年八月十七日

町人男女衣類之儀ニ付而者、前々ゟ之觸、幷去寅十月中相觸候趣も有之候處、木綿ニ而模樣等縫出し、手數相掛候品、高價に商ひ候者有之、今般吟味之上、夫々咎申付候、右者全偏之間江而已儉素ニいたし、内實奢侈之風儀不改事ト相聞、不埒之至ニ候、已後異服物ニ不限、何品に而も、右體之品、決而賣買いたす間敷候、尤異服物之儀者、國々元方江も急度申渡事ニ候間、此後手數相掛錦純子縮緬等に見紛ひ候木綿、其外絹紬之類迄も縫候はゞ、早速可訴出候、萬一等閑ニ相心得、隠置之趣相聞候者有之ニおゐて者、吟味之上、急度咎可申付候、

右之趣、町中不洩樣可觸知もの也、

卯八月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、其筋商賣人者不及申、町中家持借家店借裏々迄、不洩樣早々可相觸候、

八月十七日　町年寄役所

〔經濟錄 九〕制度

今ノ世ニテハ、章服モ一旦ニハ制セラレ難カルベケレバ、只今ノ分ニテ士庶人ノ衣服ヲ定ラレバ、士民ニ補有ベシ、先例ニ士民ニ令シテ、婦女皆縫箔金繡ノ小袖ヲ著ルコトヲ得ザラシメ、農工商ノ女服ハ絹紬ニ止ル、其時婦女ノ小袖ノ縫金繡ヲ解キ箔ヲ剝タリシニ、幾程ナク此法破レテ其以來ハ士民ノ婦女皆公然トシテ、縫ハクノ小袖ヲ著ル、所謂三日法度也、此後モ若士庶人ノ婦女ノ縫ハク等ヲ著コトヲ禁ゼラレバ大成害也、其子細ハ、士庶人ノ婦女シウハクノ小袖ヲ持タル者、若一旦ニ是ヲ禁ジテ著コトヲ得ザラシムレバ、新ニ絹紬綿布等ノ衣服ヲ作ラントスルニ許多ノ費アリ、有來ノシウハクノ小袖ヲ斥賣セントスレバ買者無、絹紬綿布ハ、二倍ニ用ラルヲ見越テ其價ヲ貴ス、若如此ナレバ士庶人ノ困窮今一倍スベシ、又世ニ充滿セルシウハクノ小袖ヲ、空ク棄物ニナサンモ、天地ノ意ニ違ベシ、是皆倹ヲ教ニ非ズ、只庶民ニ計綺羅シ、繡ヲ嚴禁シテ士人以上ハ男女トモニ、是ヲ著コトヲ禁アルベシ、デモアラバ民間ノ綺羅シウ繡悉ク斥賣スベケレバ、奢靡シウ繡ヲ好ダ者モ自然ニ儉朴クレタ貴ベシ、然ラバ民間ノ美服悉ク士人ニ歸スベシ、士人ト庶民トノ位モ辨別有テ、士人ハ貴ク庶民ハ賤ク成ベシ、是則時ニ取テノ章服也、凡人ノ衣服ハ、貴賤上下ヲ別ベキ目印故ニ、今ノ世ハ士庶人ノ衣服ニ制度ナキ故ニ、貴賤ノ差別ナレ、殊ニ士大夫ハ貧窮ナレバ惡服ヲ著シ、庶民ハ豪富成者多ケレバ、十分ノ美服ヲ著ル故ニ、士大夫ハ何フモ庶民ニ壓レテ影ヲ失フガ如シ、是ニ依テ自然ニ士大夫ノ方ヨリ、商賈ノ輩ニ諂屈スルコトアリ、如此ハ士風ヲ喪ス趣ニ非ズ、歎シキ事也、

〔經濟要錄七〕今ノ世ニ當テ、國政ノ緊要ナル者凡ソ十八ケ條アリ、○中略第四ノ衣服ヲ正クスルトハ、近來衣服ノ制度甚ダ亂レテ貴賤上下ノ差別アルコト無ク、足輕中間ノ下輩ナルモ、町人百姓ノ卑賤ナルモ、錢ノアル者ハ、己ガ心ノ儘ニ美服スル者多シ、此レハ大ニ天地ノ道理ニ違ヒタル事ナリ、尚書云、天命有德、五服五章哉ト、衣服ト云フ者ハ甚ダ大切ナル者ニテ、下人ニ美服珍器

ヲ弄バ合ルハ、其國君タル者ノ大命ヲ度知ニスルニテ、必ズ天罰アルコト也、會津ノ制度ハ、能ク上下ノ別アリテ、甚ダ嚴密ナリ、國組ノ士津君正之謂ノ猶ナ英明ナリシコト、察スルニ足レリ、今ニ彼國ノ上下皆絲布ノミヲ服シ、君侯ハ羽織ノ紐ニ紫色ヲ用ユ、故ニ重臣及ビ近習ハ紫紐紐ナリ、甲士以上ハ羽織ニ黑紐紐ヲ用ヒ、寄合組甲士以下ナル者ヲ持ツノ組ナリハ淺紐紐、其ヨリ以下ハ衣服ニ黑半襟ヲ掛ケ着ス、故ニ其衣服ヲ見レバ、其人ノ位階直ニ辨ズルナリ、又津山ノ先君松平越後守殿ノ事リ在國ノ時ニ、備中矢倉ト云ヘル城構ヨリ、城外ヲ眺望シ居タレケルニ、物頭格ニテ奏者役ヲ勤ル字多田都兵衞ガ當番ナリシニヤ、澁摺ヲ通行シ、其後ヨリ黑鳶色ノ打裂羽織ニ、捷當ノ袴ヲ着タル士一人、供ヲモ供ズニ通ルヲ見テ、近習ノ諸士ニ彼ハ何者ナルゾト問ハレケル、近習ニ知レル者アリテ、彼ハ某レト申ス足輕ナリト答フ、津山侯大ニ驚キ給ヒ、足輕ノ衣服ノ、重臣ヨリモ奢侈ナルハ何事ゾトテ、乃チ執政ヲ召テ、急ニ令ヲ下シ、諸士以上ノ者ト雖モ、服ハ綿布ヲ着シ、唯ダ大小ノ提緒(サゲヲ)ニ絹糸ヲ用ヒ、諸士以下ハ悉ク度提緒ヲ用ヒシメ、足輕ニハ澁染ノ袴ヲ賜リテ、澁染袴ヨリ外ノ袴ハ、足輕ニ着ルコトヲ禁ジ、江戸邸ノ取次ヲ始メ、廣間ニ勤仕スル諸士ニモ、皆綿布ノ上着ニテ勤メシム、何レ衣服ハ右ノ如クス可シ、

〔古事記上〕其神〈○八千矛神〉之嫡后須勢理毘賣命、甚爲嫉妬、故其日子遲神和備氏〈三字以音〉自出雲將上坐倭國而、束裝立時、片御手者繫御馬之鞍、片御足踏入其御鐙而歌曰、奴婆多麻能、久路岐美祁斯遠、麻都夫佐爾登理與曾比、淤岐都登理牟那美流登岐、波多々藝母、許禮婆布佐波受、幣都那美曾邇奴岐宇氏、蘇邇杼理能、阿遠岐美祁斯遠、麻都夫佐爾登理與曾比、淤岐都登理牟那美流登岐、波多々藝母、許禮婆布佐波受、幣都那美曾邇奴棄宇氏、夜麻賀多爾、麻岐斯、阿多泥都岐、曾米紀賀斯流邇、斯米許呂母遠、麻都夫佐爾登理與曾比、淤岐都登理牟那美流登岐、波多々藝母、許斯與呂志、〈○下略〉

〔古事記傳十一〕黑衣服は喪服にて、昔は常には服ざることなるを、此に如此あるは如何と云に、

〇中略まづ喪葬令に、凡天皇云々、喪服謂錫紵者細布、即用淺墨染色と見え、常に歌にも墨染衣とよみ、又中昔の書等に、是を鈍色と云、此は今云鼠色にて、〇中略眞黒なるには非ず、〇中略且又持統紀七年正月、詔に令天下百姓服黃色衣、奴皂衣と見え、衣服令に家人奴婢橡墨衣と定められたるも、右の鼠色なるべし、これらはみなや、後の御制なれども、上代よりも右の色は賤しめ忌みたるべし、さて眞黒なるは、貴人も常に着たるかともおぼゆれど、上代より中昔までも、黒衣を着たること物に見えねば、[illegible]眞黒なるをも、人の賤しめて、好ざりしと見えたり、[illegible]されば今此に、黒御衣とあるは、此は不宜とて、棄ることを云むために、先彼に、好ましからぬ色をよみ賜へるなり、さて次に青、衣を云て、其をも棄、その次に赤色を云て、此ぞ宜きとよみ賜へる次第、おのづから後の御世御世の服色の御制の次第とも合るをや、

〔日本書紀二十一崇峻〕二年七月、〇中略蘇我馬子宿禰大臣勸諸皇子與群臣、謀滅物部守屋大連、泊瀬部皇子、〇中略葛城臣烏那羅、倶率軍旅、進討大連、〇中略爰有迹見首赤檮、射墮大連於枝下、而誅大連幷其子等、由是大連之軍忽然自敗、合軍悉被皁衣、馳獵廣瀨勾原而散、

〔萬葉集七譬喩歌〕寄衣

橡衣人皆事無跡日師時從欲服所念、〇中略

紅之深染之衣下着而上取著者事將成鴨、

橡解濯衣之恠殊欲服此暮可聞、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌類之上〕寄物陳思

呉藍之八塩乃衣朝旦穢者雖為益希將見裳、
紅之深染衣色深染西鹿齒蚊遺不得鶴、

譬喩

紅之深染乃衣乎下著者人之見久爾仁寶比將出鴨、一云

右二首寄衣喩思

〔萬葉集十二古今相聞〕寄物陳思

紅薄染衣淺爾相見之人爾戀比日可聞、

〔胡曹抄〕一服用事 色目四十一種並襲式、此二ケ條今略之

十一月至二月

梅 面白、裏蘇芳、 櫻 面白、裏青、 櫻 面白、裏赤花、 花山吹 面薄朽葉、裏黃、一云山吹トモ云、 裏山吹 面黃、裏紅、 躑躅 面蘇芳、裏青、 三四月 藤 面薄色、裏青、

[illegible] 松重 面青、裏紫、 十一月 樺櫻 面蘇芳、裏赤花、 櫻萌木 面萌木、裏赤花、 [illegible] 面蘇芳、裏赤花、 紅梅 正月至二月 ツボミ紅梅 面紅梅、裏蘇芳、

裏マサリノ紅梅 面紅、 今樣色 面濃紅、 卯花 四月 面白、裏青、 [illegible] 五月 面紅、裏青、 花橘 五月 面朽葉、裏青、 [illegible] 五六月 面紅梅、裏青、 青朽 四五月

[illegible] 面青、裏青、 萩 面蘇芳、裏青、 萩經青 面青、裏青、 女郎花 面經青、裏青、 白菊 九月十一月 面白、裏蘇芳、又裏二藍、 黃菊 面黃、裏青、 移菊 ウツロヒ

[illegible] 面中黃、裏青、 黃紅葉 九十月 面黃、裏蘇芳、 櫨紅葉 面紅、裏黃、 蝦手紅葉 面紅、裏青、 青紅葉 面青、裏朽葉、 櫨田 黃朽葉

赤朽葉 若色 面朽葉、裏二藍、 檜皮 面蘇芳、裏アサキ 薄松色 面萌木、裏青、 虫襖 面青、裏二藍、又ロイロ色、 濃蘇芳

薄蘇芳 裏濃 蘇芳 蘇芳香 面黃、裏ウスカウ、 黑木賊 青木賊 黃木賊 赤色 [illegible]

ナヽノ青 面青 氷 面白、裏白、無文 雪ノ下 上白、中紅、下濃蘇芳、 枯色 面白、裏薄色、 枯野 面黃、裏青、 秘色 ヒソク色 紺

青丹 比金襖 面黃、裏二藍、 紫苑 面薄色、裏青、 烏子重 面白、裏蘇芳、 [illegible] 又火色、 蘭木 赤香 香

文濃 瑠璃色 二藍 [illegible] 濃色 淺黃 青鈍 濃打 [illegible] 花田 [illegible] 薄青

薄青文濃 若蝦手 面青、裏青、 龍膽 面青、裏蘇芳、 白襖 木色 苗色 若苗色 赤緂 魚綾 [illegible]

色 木蘭地 紅色 青色 [illegible] 青丹 [illegible] 紅葉重 八 [illegible]

ヲカヘリ一斤、杜仲(紅黄蘗黄)、ワカ、エデアテ(蘇芳黄蘗)紅ニ[illegible]ヲテタリ色(花田)一當

色(淡紅又薄紅色ト云ヒ紅梅ト云俗ニ桃色ト云フ)　濃色(紅梅色)　薄色(又紅梅白)　半色(ウスベニ俗ニ桃色)　花田(淡青)　藍青

青(ウスアヲ)　香(深クハ黄ヲ)　葡萄染(紫ナリ)　赤色(ウスアカ)　萱草色(黄色ニ赤ヲ入タルヲ云フ)

鈍色([illegible])

○按ズルニ、服色ニ關スル制度ハ、凡ク服制ノ條ニ收載セリ、

禁色

〔伊呂波字類抄〕(幾雜物)禁色

〔書言字考節用集〕(六服食)禁色(キンジキ)

〔塵袋〕(四)きんじき　延喜式に、凡諸禁色者、[illegible]下衣不在此限、用法曹至要抄に延長宣旨、紅染深色可禁制など見えたり、裝束要抄に、深紫深紅を禁色といふと、是本儀なるべけれど、今表袴の窠に霰の文あるを禁色と申ならはしぬとあり、

○按ズルニ、後世表袴ノ文ノ窠霰ヲ以テ禁色ト爲スハ、禁色ヲ聽サレタル人ハ、窠霰文ノ表袴ヲ著用スルヲ得ルヲ以テノ故ナラン、蓋シ光臺一覽ニ、綾貫ニ禁色ノ品アリトセルハ、其據ヲ知ラズ、婦女ノ禁色ノ事ハ、婦人服飾篇ニ載セタリ、

〔光臺一覽〕(三)清花の裝束は、家例は直に大臣の子孫なれば、若殿上下官のときより禁色を被召事、大かた鳥襷石疊之浮文也、當立涌の文は不叶よしなり、○中略又禁色を家筋直衣も召る、事也、尤者之内背禁色にて懷中候禁色とは浮線綾なり、禁色とは綾貫の品之事なり、

〔羽倉考〕(二)以紅爲禁色之事

凡禁色ト云ハ、總ジテ天下ニ禁ズル色ヲ云ノミニハ非ズ、其位ヨリ上タル服ヲ云ナリ、假令ヘバ禁位一位ノ著ル深紫ノ衣ハ、二位以下ノ禁色ニシテ、二三位ノ著ル淺紫ノ衣ハ、又四位以下ノ禁色ナリ、故ニ朝正式衆僧ノ非違ヲ論フル條ニ、聽ヘル禁色ノ註ニ、謂綾羅錦繡之類トアリ、仍テ中

古以来公卿ニ並ラズレタ、有文ノ表ノ袴、奴袴ヲ著ルヲモ、禁色ヲ聴スト云ナリ、夫衣服令ニ、凡服色、白、黄丹、紫、蘇芳、緋、紅、黄橡、纁、葡萄、緑、紺、縹、桑、黄、揩衣、蓁、紫橡、墨、如此之属、當色以下各兼得服之トアレバ、紅ハ五位ノ緋ヨリハ下リタリ、然レバ五位以上ハ著事ヲ得タ、六位以下ニハ禁色ナリ、法曹至要抄ニ、延長四年十月九日ノ宣旨ニ云タ、紅染ノ深色可禁制之由、中略○宣之、件色雖被聴禁色之輩、依此制同以不著用云云トアリ、中略、紅染ノ深色ト云ハ、必韓紅ニ限ル事ニハ非ズ、其時ノ絹ノ絹一匹ヲ染ルニ、紅花大一斤ヲ用フル以上ノ色ナリ、故ニ弾正式ニモ紵布衣者雖深色紅、貝并浅紅色不在制限ト云タ、韓紅ト云ズ、此等ノ文ニ據レバ、延喜ノ比ヨリ紵ノ布ヲ除タ外ハ、一切紅染ヲ禁ズルト見エタリ、蓋令ノ比ヘ、桑黄紅ノ御衣ヲ著御ノ事見エズ、仍ナ紅ヲ禁ゼズ、西宮記裏服條ニ、帝王遭喪以日易月之制、一周間依不臨朝、不服位袍、服橡衣、神事日著紅色トアリ、仍タ此比ヨリ紅ヲ禁ズル歟、御後ノ記録装束抄ニモ、袍直衣、布衣、水干等ニ紅ヲ用ヒタルヲ見ズ、上ニ謂ヘル外記史ノ紅花ヲ以タ、綵ノ衣ヲ染タル由見エタルノミ、直衣、綾直衣ニハ、近世用フル事アリ、建武二年ノ記、及満済院装束抄ニ見エタリ、其禍單、下襲等ノ如キ下衣ニハ、中古以来紅ヲ用フル事、枚挙スベカラズ、弾正式ニ、諸ノ禁色者、總雖下衣不聴服用ト見エ、西宮記ニモ、下衣白紅皆后所服、自餘上下通用ストアレバ、紅ノ下衣ハ用ヒザルベキ事ナレ共、禁制ノ破レタルナルベシ、

〔男官装束要領抄上〕一禁色をゆるさるゝとはいかゞ

禁色をゆるさるゝ事、大臣の子孫及蔵人等聴之、四位五位にてもあれ、其當色の袍を著て、其外の具は束帯の時も、衣冠の時も、公卿のごとく織物の装束著用の事ゆるさるゝを、禁色をゆると覚悟あるべく候、今世かくのごとく心得候はでは落著しがたし、装束抄に、深紫深紅を禁色といふと云々、是本儀に候へども、今表袴の窠霰(クハニアラレ)の文あるを禁色と申ならはし候、くはしく申のぶる時

者曰、婦女衣裳不被有制之者、以爲美觀、歷代之事、兼以條法、所降綸言、自有寛恕、故中正亦有昇殿、雖中正者還內匠云々、

別當中納言兼左衞門督藤原朝臣實頼宣、奉　勅、紅深色可禁止之由、格例已久、加之延喜十八年三月十九日、延長四年十月九日、先後相重、制旨不輕、而頃年之間、專乖綸旨、猶着深色、是則有司緩怠、不加檢察之所致也、宜重下知、嚴制、自來月一日、一切禁斷、但給本樣絹、更不得過此色者、

承平七年九月七日　右衞門權佐小野好古奉

左大辨藤原朝臣扶幹傳宣、大納言藤原朝臣師輔宣、奉　勅、紅染色可禁遏狀、去延喜十八年三月十九日、延長四年十月九日、承平七年九月七日、頻下宣旨、而年來禁遏之後、漸入增色、可存之趣、督察緩怠、若不加嚴制、何改舊弊、宜重下知、自來月一日、一切禁止、但給本樣絹、不得過此色者、

天慶五年五月十六日　左大史尾張言鑒奉

同日左衞門大志穴太時道奉　中略

禁中无位孫王衣服色並著禁色服狀事

右檢弘仁式云、无位孫王准五位、其服色者用緋、元慶七年五月一日、奉勅宣旨云、二世以下王、著青白橡、雜律云、違令者笞五十、別式減一等、名例律云、六議者犯流罪以下、減一等、又律云、應議者、犯流罪以下聽贖、又云、笞罪贖銅三斤者、據此等文、无位孫王可著緋色、自非行事勅宣旨、不可著用青白橡等衣、若著色之外著禁色者、可犯違式罪、笞罪者、是孫王是入六議之內、議減一等、則笞三十、須徵贖銅三斤、仍勘申、

天慶五年二月十日　大判事兼勘解由次官明法博士大和介惟宗朝臣公方、依攝政院仰勘申、

（春記）長暦二年十二月九日辛未、人々云、瀧口正任爲檢非違使使廳、被破却紅衣之衣、被打調、其事無極云々、其々被却衣物、令毀其衣破之、面打調無例、是依有密事云々、非常事也、件正任本使廳之

從者令相從僕等云々、若其例實歟、然而已爲公人、任意可打調哉、世間事不屑王事故歟、猶可有會釋事也、今夜宿侍之次、有被仰事等云々、十日壬申、今日仰云、藏口正任事、從齋院被申、此事有思慮、廷尉札彈調物、何爲哉、但過其禁法有打調事云々、是尤無會釋事也、爲之如何、予○藤原實房申云、札彈調物、是例事也、然而有官并如此藏口之類、只令脫其衣被却、前例如此、不及答歟、而正塲(正塲、上文作正任、)篩被打調云々、齋院有令申給事者、被召問使等如何、只左右可被仰關白歟、經範承仰參關白御許申此事云云、其子細不知、

〔飾抄上〕一下襲○中略　中略半臂
半臂、多禁色之人纐纈(注○略)身遠打夏大文黑半臂、多當者不着之、細鞍之時、若騎馬之時着之云々、○中略

一表袴
夏多無文判、禁色人有文、宿老人纐纈、若人蔽窠文、藏人頭帶禁色之殿上人、五位六位藏人等着蔽窠文、○中略

一衵衣
禁色之人夏大文帶物、多浮線綾、○中略

一紅袴
色淺深隨年役官可斟酌也、禁色之人織物、○下略

〔飾抄中〕一綾○中略
淺香　禁色之人者數用織物、(表袴之如云々、但蔽窠文浮文可隨人也、)

〔西宮記臨時四二〕禁色雜袍事
女官禁色宣旨同之云々

上卿仰辨官、宣旨給彈正檢非違使、作宣旨書樣藏人之所書下也、

〔北山抄 六備忘略記〕禁色雜袍事〈[illegible]〉
被聽所給者宣旨〈[illegible]〉、外記給彈正檢非違使、彈正於左衞門陣給之〈[illegible]〉
〈[illegible]〉大臣或於里第下給檢非違使者、於左仗座給之〈[illegible]〉
〈[illegible]〉女官禁色同之云々、

〔傳宣草 上〕諸宣旨事

一下外記宣旨〈略〉中
禁色雜袍事〈略〉中

一下彈正宣旨〈[illegible]〉
禁色事〈略〉中

一下檢非違使宣旨〈[illegible]〉
禁色事〈略〉下

〔侍中群要 二〕禁色宣旨
禁色雜袍宣旨三人已上書其名下給、三人以下依仰口傳云々、

〔世俗淺深秘抄 上〕一禁色事、中納言子孫代事也、然而於先例者多存之、今案雖非參議若弁參議依例、仰若依其人、被聽有何事哉、〈略〉中
一禁色雜袍宣下之時、位階雖高下、打不依、大臈上臈打之、於中關白者無此儀、取次未聞事也、

〔武家嚴制錄 二〕禁中幷公家中諸法度〈略〉中
一天子禮服〈略〉中 公卿著禁色雜袍、雖殿上人、大臣息或孫、聽著禁色雜袍、貫主五位藏人六位藏人著
禁色〈略〉中

右可被相守此旨者也

慶長二十乙卯年七月日　　二條關白　昭實公判　秀忠公判　家康公判

(中右記)嘉承二年四月廿六日壬午，關白殿若君(忠實子忠通)於枇杷殿有御元服事，(中略)大夫殿令參內給，(中略)這時聊抒於仗座，仰下禁色雜袍，[illegible]

[illegible]

元永三年(保安元年)十二月二日庚辰，巳時許參院，右大弁顯隆朝臣五位藏人之後今日申慶，并可申禁色也，(中略)

顯隆先著闕腋束帶申慶，次禁色宣旨被下之後，更改縫腋束，

(玉葉)文治二年十月三日丙午，親雅今旦參鳥羽歸來，(中略)傳院宣(後白河)云，源中納言通親卿息侍從通宗申禁色，相計可有御沙汰云々，者，申云，(兼實)件通宗內外共爲丞相之孫，父卿又許禁色之處，就中父卿奉公勝等倫，其身爲才卿云々，是尤足優賞，而中納言子息聽禁色之例，頗以邂逅歟，但非無其時其例及兩三歟，用捨可有御定，又內大臣息(良通)(兼實子)被聽乎云々，見任大臣子息者可異他歟，被許兩人之條，又決時議，當時禁色數及四人云々，子細如此之上，左右只在聖斷者， 五日戊寅，入夜親雅來申，昨日參院，令奏條々事，御返事等，通宗禁色事，內府息被仰下之時，同時可有沙汰云々， 十三日丙戌，人代親中納言通親來，余著烏帽直衣謁之，仍以交語，其息通宗禁色之間事有示旨，先日自院被仰下，余更無抑留之思，只申理之所致，而即時不被仰下，依余申狀，無宣旨之由，令傳聞云々，大略爲示其事所來歟，然而謁談之次，不示其趣，只陳其恐，尤切之趣，余粗遂子細矣， 三年四月卅日辛丑，巳刻定長爲院御使來，仰云，修理大夫親信中可讓男定輔之由，(可讓之由云々)[illegible]并通親卿息侍從通宗可被聽禁色之旨兩位如何，申云，(中略)通宗禁色，父卿浅位非無例，左右可在御定，但留五位藏人之[illegible](中略)

所望可有御計歟者、五月四日乙巳、此日最勝講定并臨時小除目等也、(中略)今日雜袍衣參
内、先參御前、次向直廬、右大臣兼忠朝臣爲奉行之、(中略)定通自院參、授任人折紙、給定通、給定通卿、可抑
上卿[illegible]之由再昇殿、禁色[illegible]、并論奏遣使宣旨[illegible]等事返州、

(將宣事上)禁色事

延慶四年二月六日　宣旨

藏人民部少輔藤原朝臣顯親

宜聽著禁色

權中納言兼左兵衞督藤原判奉

口宣旨一枚(藏人民部少輔)獻之、早可被下知之狀如件、

左兵衞督判奉

二月六日

大外記局

(師資記三)應永廿五年三月四日　宣旨

藏人右中辨兼近江守藤原俊光奉

侍從藤原朝臣持忠

宜聽著禁色

藏人頭正四位下行左近衞權中將兼三河權介藤原朝臣定親

權中納言從三位藤原朝臣時房宣、奉勅、件人宜聽著禁色者、

應永廿七年後正月廿六日　大外記兼肥後守中原朝臣師胤

(長興宿禰記)文明十四年二月十九日戊午、今日近衞關白殿下御息若公御元服也、(中略)人、從有
宣下之儀、上卿爲任山大納言、職事左中辨政顯朝臣、(中略)少外記清原實賢等參陣之、若公令叙正五位

下給、次禁色等事有宣下云々、

〔大江俊矩記〕寛政三年十一月十九日庚寅、巳刻自頭辨消息到來、(靑侍持參)

禁色昇殿等之事勅許候、珍重候也、

十一月十九日　花押

藏人大學助殿

請文如左

禁色昇殿等之事勅許候之條、謹而畏奉候、(俊矩)誠恐惶謹言、

十一月十九日　俊矩

文化十一年正月廿二日甲寅、一向萬里小路頭辨亭、以雜掌(□□□□)申入曰、一﨟年限及十ヶ年之間令辭職、且奉公之望依有之、更申藏人加、永庶令勤仕度、依之願書二通、(一也)申文一通、(一也)等令附進了、宜御披露賴入、尤武傳内見相濟候子細由也、且願書之方兩通共日附有之、昨日之日書也、是者昨朝入武傳内見之處、被留置、今朝被返了、仍日附令相違旨爲念申入置由申述、將又禁色昇殿之一紙、同令附進、宜預御沙汰旨申述、件一紙如左、(此一紙者不入武傳内覽也、)

禁色昇殿等之事

大江俊矩

右一紙小奉書四折相認、以美濃紙爲上包、(無上書、)

且又別段頭中入曰、辭職被聞食、即日藏人禁色昇殿等、宜下之條宜、預被露度、尤過日内々廣橋前亞相有言談、由及承了、何卒其都合相成候樣、呉々賴入存旨、以演說申入處、返答曰、書付類悉落手、可遂披露由、將又別段口上之意味、逐一承知、以其心得可有取計旨被申出、猶又宜賴入旨申之退歸、

一參上近衞殿、以諸大夫(□□宮內少輔)申置、先日中上置願書申文等、一昨日被露始相濟故、昨日書加日附、

狩衣月□傳奏六位藏人入內見之處、一夜被仰置、今朝以雜子御服被返之、即時禁色并殿中文相濟、附職事□辨了、仍此殿中上□由且又□官申元之一紙、此時同可附職事□先日□例□、最早此儀者相止下□中、禁色并殿之事□已可□□□傳之由、□□□中上、□有□上之處、內府公被聞召由、有□

□□□□令□出

文政二年八月廿八日丁巳、一條殿殿下若君忠香(□人九才)御元服御奏慶也、(略)○中禁色宣下陣儀、良則一人可參向、當日事行有儀云々、權中納言(□□)有服、後藤陣共□下、古賓此後經則朝臣參陣仰、禁色之事了、□歸來往來使實相從如例也、(略)○中今度□禁色給之後、殿下御誘引令參內々方給、良久之後、□本□□退出也、時日依以□也、

(□宣草)□宣旨事

一下外記宣旨(略)○中

禁色雜袍事(略)○中

一下彈正宣旨([illegible])

雜袍事(略)○中

一下檢非違使宣旨([illegible])

雜袍事(略)○下

(助無智秘抄)藏人ノ時禁色ヲキル事

ケナエンノ時、藏人カナラズキクヂンノ袍ヲキルベシ、コレ雜袍ノ宣旨ヲカウブリタルニヨリテ也、宿衣マタレタナリ、

(侍中群要)□□(略)○中　行事

麴塵青色([illegible])

(西宮記臨時四)直衣
王者以下、及貴種雜袍者衣之、
(禁秘御抄下)一殿上人事公卿侍臣昇殿、上古大臣之子、雜袍同聽之、
(光臺一覽三)大臣は雜袍を聽たまへば何にても心任せ也、常は不許也、
(新野問答)一直衣略○中
雜袍事、先年前右府息中納言公光卿元服之刻、被申請禁色雜袍宣下候、此大臣息及孫定事ニ候、于時中御門故大納言宗實卿、宗經卿、雜袍何ヲ以聽レ候哉ト不審候キ、仍被尋本家候處、彼先例申請之由被陳候々、貴賤朝以誇者自負候處、此儀以無所據、此不審出來候歟、如是事以至愚末學之短慮ヲ一決候者其憚不少候得共、所詮致舊記之所見愚存之趣申候、凡朝服例服者、所定之位袍ニ候、此外以異色雜用雜袍候、然者束帶之外、衣冠直衣等皆雜袍ニ候、凡不正束帶、易服雜袍顯禮儀之趣候者無禮之至ニ候、仍不蒙雜袍宣旨レク、當衣ニ候衣冠ヲ著候事者有マジキ事ニ候、然ドモ末代之至等窮之間、人々平日不能正束帶、僅以闕衣冠致朝覲シ候、夫トモ衣冠等沙汰ニ不及候、此儀當トナリ候ヘバ、似不知衣冠之爲雜袍事ニ候、又爲職事蔑乍略儀、聊如形正束帶候ヲ、夫モ此職事ノ故實ノ抄ニ存ジ候、實無全之事ニ候、アレバアマリニ手ヂカキ事ニ候故、人々似不知候、貴賤朝モ此程ノ事知マジキニハ候ハネドモ、被移流俗而出、異樣ノ不審、笑貽千載、迷惑之事ニ候、
(禁秘御抄下)一雜袍略○中
後冷泉院御時、俊通藏人頭蒙雜袍、著紅梅直衣、
(殿暦)康和四年正月十九日乙亥、酉剋許頭弁來云、今日行幸日時を持來也、其次師重雜袍之宣旨并五位藏人顯國、六位藏人宗章、禁色を被免云々、
(長秋記)元永二年十一月十一日、五節參入、略○中中納言實○藤原實隆問下官○源師時云、侍從○藤原公隆明日裝束

如何、下官答云、五節殿上人不待縫腋宣旨着直衣云々、不知子細、可被尋問時儀者也、仍以侍尋遣頭中納言許遣事云、尋常之儀、三ヶ日關所着直衣帶也、若着直衣帶令候給、何事有哉、不待縫腋宣旨着直衣事、不知給者也者、中納言又問下官、下官答云、只依被人命着直衣帶可被候也、是尋常儀也、着直衣參事不覺悟、但丹波前司季房朝臣五節昇殿不待宣旨着縫腋云々、下官又如是共昇吉例、不可被准據、着相尋可有左右事也者、後日以此旨申左大臣殿御許云、節三ヶ日着束帶參事尋常儀、於後者三日昇殿初參三ヶ日已過了、而及五節着束帶事無便宜、又着衣冠無據故、仍縫腋申被大殿之處、縫腋宣旨不可被借、只今着何事有哉、縫可被下其宣旨也者、仍隨被命所令着用也、於季房朝臣時事者不知子細者、

〔九條家譜〕波季　紹通男、實頼良男、中　弘治三年四月五日叙從五位下、同日昇殿、同日禁色、縫腋昇殿等事、

古事類苑

服飾部三

服飾總載三

齋服

〔倭訓栞 中編 九〕さいふく　齋服と書り、建武年中行事に多くすゞしなりといへり、

〔服飾管見 十〕齋服の始

孝德天皇の紀に、十三階の冠をつくり給ひし處に、此冠者大會饗客、四月七月齋時所着焉、とあれば、後の世いふ中祀已上のまつり、中儀已上の禮には、各此冠をきせしめ給ひしなりけり、〈[illegible]〉其後文武天皇の御字新令を制し給ひしも、禮服を大祀大嘗元日にきよと見ゆ、こは大祀と大儀とにのみ禮服を用ゐられ、中祀中儀以下は、朝服を用ゐられしなりけり、〈[illegible]〉嵯峨天皇の御宇までは、かくてありしに、淳和天皇の踐祚の大嘗のとき、神供をさへ金銀のかざりをはぶきて、いとおろそげになさせ給ひしかば、ましてつかうまつれる人等の、あしたにつくれる禮服を、とゞめられし事あきらか也、然よりぞ潔衣を用ゐて、齋服の名も出來にけり、

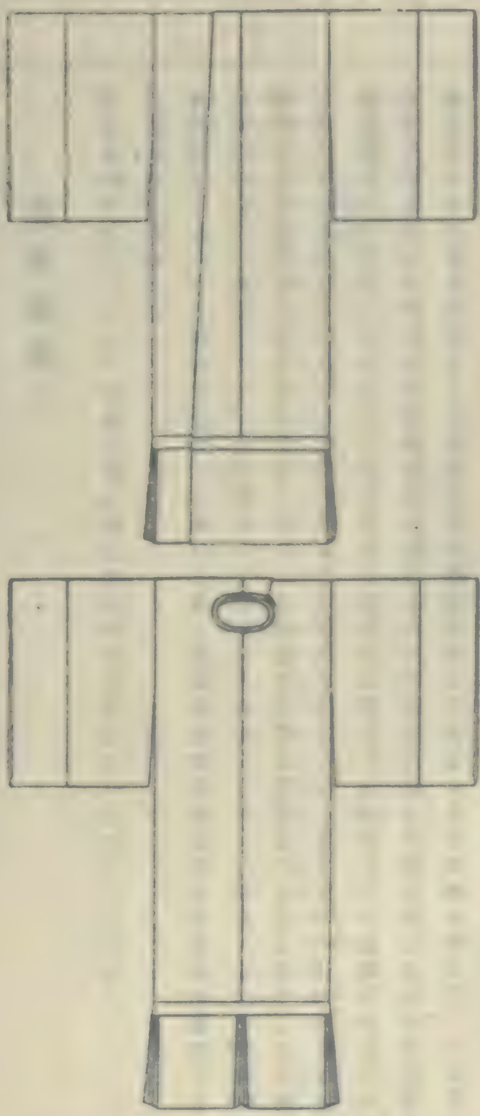
齋服製作

〔神道名目類聚抄 二 神官〕齋服〈サイフク〉〈[illegible]〉　布ヲ以テ調ム、今練絹ナドニテ作ルハ古法ニアラズ、

〔延喜式 一 四時祭〕齋服料〈[illegible]〉

物忌二人別夾纈帛、淺綠帛各三丈、絁一疋二丈五尺、帛一疋五丈六尺五寸、表袴一腰、帶一條、緋帛二丈四尺、緋帛一丈五尺、紫絲二兩、綿四屯、東絁三尺五寸、纈一兩、紅花五兩、支子五升、御巫一人、絁一疋、淺綠帛一疋、綿二屯、表袴一腰、物忌御巫別綠絁一疋、御供神物女儀一人、絁一疋、綿二屯、調布一端、表

〔文政大嘗會調度圖〕青褶



網一條、女丁二人別調布二丈一尺、紺布五尺、神祇官人當色一領、彈琴二人別黃帛三丈六尺、帛三丈六尺、綿三屯、卜部二人別調布二丈七尺、膳部八人別調布二丈七尺、紅花二兩、守神殿一人商布一段、中略○

齋服料、四時祭〇平野神

物忌一人裝束、絹四疋九尺、夾纈絁三丈五尺、綿三屯六兩、錦九尺五寸、紗七尺、紅花一斤三兩、支子五升、銅柱一兩、紫絲四兩、韓櫛二枚、神主一人當色一具裝束料絹二疋、細布二端、綿二屯、不二端、神祇官人一人、料御巫裝束料絹二疋、綿三絇、布二端、彈琴一人裝束料絹一疋三丈、綿三屯、庸布二段、膳部八人料布六端二丈八尺、別三丈五尺、紅花一斤四兩、卜部二人料交易商布二段、神祇官一人料一段、雜物所請、祝禰宜各一人料布十二端、中略○

齋服料、四時祭〇平野神

物忌王氏、夏絹五疋、冬加一疋、綿十屯、紅花小六斤、錢一貫六百八十文、冬加錢、和氏、大江氏、並夏別絹二疋、冬加一疋、綿三屯、紅花小三斤、錢六百八十文、冬加錢、彈琴二人、夏別絹三丈、布二丈八尺、多黃帛三丈、絹一疋、綿三屯、膳部十六人、夏別絹三丈、布三丈二尺、紅花一兩一分、多黃帛三丈、絹三丈、布一丈二尺、炊女四人、夏別絹四丈五尺、布一丈、多絹一疋三丈、綿二屯、布一丈、略○下

〔裝束集成抄〕〔後〕帛御服

帛御服ハ白平絹也、御齋服ハ白生絹也、御齋ハ重キ御神事之內ニ、何日ヨリ御齋ト云コトアリ、如新嘗祭等是也、御齋ノ時則御齋服也、

吉田家齋服ハ欄無之、直服ノ如キモノ也、又社家ニ齋服トテ白布ノ袍ヲ著スルモノアリ、何レモ製ノ外ニレタ著用シ來レルモノナリ、

〔儀式〔三〕〕踐祚大嘗祭儀中

卯日平明、〈略〉○中 次則豐與御廻立殿、主殿寮供帝浴湯御、訖奉供服、御大嘗宮、

〔延喜式 七踐祚大嘗祭〕卯日平明、神祇官班幣帛於諸神、〈略〉○中 次時天皇始幸廻立殿、主殿寮供奉御湯、

訖御祭服、入大嘗宮、〈略〉○中 宮儀進廻立殿、〈[illegible]〉供奉御湯訖、易御服、還御主基膳殿、其儀一如悠紀、

〔西宮記 臨時 七〕人々裝束〈略〉○中

大嘗會〈[illegible]〉○

天皇〈[illegible]〉著服衣冠(?)、大嘗宮之間御裝束也、〈略〉○中

神今食

天皇帛〈[illegible]〉御之間

〔西宮記 六月〕神今食　中院儀〈略〉○中

次時天皇〈[illegible]〉

〈[illegible]〉

〔北山抄 五〕大嘗會事

卯日平明、神祇官班幣帛於諸神、卜部司小忌人聞新嘗會、〈略〉○中 次中臣忌部各一人、率縫殿大藏等官

人、率舁衣服於悠紀殿、次內藏官人率舁御服二櫃、并櫛櫃置於廻立殿、〈略〉○中 主殿寮供御浴、〈自東戶[illegible]之〉

著祭服〈[illegible]〉

〔江家次第 十一〕大嘗會〈略〉○中

次御裝束　近例改帛御衣之袍下襲等、令著祭服給、至大將以下者、不改給、

〔蘆葉抄〕六月十一日神今食行幸事〈[illegible]〉

次明行幸中院、主上著御帛裝束、〈略〉○中 殿上四位之中一人、藏人一人、於中院奉仕御湯殿、〈略〉○中 御以主

殿官人令取御湯、藏人計之、以上臈役人先試御湯寒溫、〈[illegible]〉○中 次縫殿寮獻湯布、次內藏寮獻天

羽衣、次獻御泔坏、撤上簀等、以縫殿寮供祭服御裝束、改帛御裝束著御之後、藏司供御幘、

齋服著用例

〔御當代裝束抄〕齋服 神事

神事の時著之、(中略)吉田にも生の齋服を著するも、地下は布の齋服を三段と云事有、一段は十八神道、二段は護摩、三段は宗源、三段とも地下生を著す、袍は出家などのごとくして襴有、何も無文色白し、ゆるしなきところは淨衣を著す、白布也、齋服に下襲大帷有、是は威方の時也、指貫も色上に同じ、其内一日の時はさだまらず、

〔範國記〕長元九年十一月十七日辛卯、向大嘗宮、(中略)齋御祭服、(生絹也、(中略)件祭服二具、縫殿寮女官等入白木辛櫃二合、立殿、)(中略)次獻御幘、(今案御幘也、內藏寮入御櫃調進、)

〔大江俊矩記〕文政七年十一月十五日癸卯、新嘗祭也、(中略)

一御服辛櫃被出於御拜道廊下、點檢如例、

一御齋服　一領(御單帶一筋副)　一御裳　一腰(同)

一御袴　一腰

右晴之御料、以生二幅平裹裹之、居御莒、(是付)

一御齋服　一領(御單帶一筋副)　一御裳　一腰(同)

一御袴　一腰

右褻之御料、以生二幅平裹裹之、居御莒、(是付)

一御幘　一筋(納御莒、以紙捻付、)晴褻共無供替同物也、

帛衣

〔名目抄 裝束〕帛衣(ハクノキヌ)天子神事之時用之

〔倭名類聚抄 十二 衣服〕帛　說文云、帛(旁陌反、俗云波久之岐奴)繒也、

〔箋注倭名類聚抄 三 衣服〕帛　今俗呼羽二重者蓋此類、或羽二重是帛衿之訛轉、

帛衣御料

〔歴世服飾考 二十〕はくのきぬ　和名抄に帛をよめる音をとる也、令義解に、帛衣謂白練衣と見え、義解には、我朝以白色爲貴色、天皇服也と見えたり、餝秘抄に、帛御装束とも見え、胡曹抄に、帛御服神事之著御、夏生冬練と見えたり、こは弘仁の頃にして、嘉會には黄櫨染の御袍を用ひ給ふべきよしも見ゆ、されば桐竹鳳凰麒麟の御文も、此時に始まれるなるべしといへり、

〔安齋隨筆 前編六〕一帛衣　帛衣とは練白絹衣、法曹至要抄並義解に云、帛衣天皇正服也、定令條之時、未有黄櫨染也、嵯峨天皇御宇黄櫨御袍始之後、以帛衣爲神事之服御者、

〔令義解 六 喪葬〕凡天皇爲本服二等以上親喪、服錫紵、謂天子爲二等以上親喪、錫紵也、其錫紵者、以細布爲之、爲三等以下及諸臣之喪、除帛衣、謂帛衣白練衣也、外通用雜色、謂除帛衣之外、雜色亦通用也、

〔令集解 四十 喪葬〕釋云、帛衣白練衣也、除帛衣故者、我朝以白色爲貴色、天皇服也、各以所好色爲貴、故詩云、有客有客、亦白其馬、殷禮以白爲貴、故云然也、古記云、問除帛衣、其意如何、答當朝以帛色爲貴色、天皇朝閑上品餝用之、(中略)穴云、帛衣謂古之代爲皇帝白衣、是一色也、但今可求帛字歟、

〔西三條装束抄〕帛(天皇御服)(中略)

天子御神事ノ時ニ召ス、踐立殿行幸、奉幣使發遣、當宮行幸等ノ日召也、

〔深窓秘抄〕帛衣　神事ニ御用ヒ也、諸臣ハ不用、

〔装束拾要抄 上〕天子御袍(中略)

帛　天子令從神事御之時著御ト云々、帛トハ白ノ平絹也、夏ハ生、冬ハ練絹ナリ、

〔延喜式 十四 縫殿〕六月神今食御服

帛單衣二領、(別三丈七尺五寸)　袴二腰、(別三丈)　中袴二腰、(別三丈)　褌二腰、(別二丈六尺)　襪二兩、(別七尺五寸)　絁五疋、(別二丈中略)(中略)　帛

袜二兩、(別三尺五寸)　練絲二兩一分、生絲二分、(中略)

新嘗會御服

帛袍二領、綿六屯、襖子二領、綿六屯、汗衫二領、袴二腰、中袴二腰、綿六屯、褌二腰、襪二隻、綿卌兩、〈中略〉帛袷二領、綿一屯、帶二條、練絲二兩三分、生絲一分三銖、〈○下略〉

〔裝束雜名抄〕帛御服之時

御冠

御袍

御下襲

御袙

御單 白平絹

御石帶 無紋瑪瑙

表御袴

下御大口

御檜扇

御襪 白平絹

御草鞋

〔雅亮裝束抄〕三帛御服事

内藏寮調獻之、御寸法常の御束帶ニ同、御重儀時御袍御わきあけ也、

多分　御袍御半臂御闕腋袍、御下襲、御袙御單、

以上白平絹綾、無裏ひとへ成べし、

御表袴、御大口、御襪、御檜扇、御石帶

夏分　御袍以下同六多ニ同

御表袴　以上著御之樣、つねの御束帶ニ同、

右小忌　下襲書以永福門院記記之、件記永寧卿筆也、

〔貞石類書八十七〕帛御服

〔胡曹抄〕一天皇御袍〈中略〉

帛衣著用例

帛御服（御冬御袍、御下襲、御表袴）平絹　白下襲　白單　白袙　平絹表袴（裏紅）中略　紅大口　御插鞋（白綿白）　無文

〔雜方撰〕

〔御所讀二〕御祭服帛御裝束差別

仁安三年十一月廿二日、人車記大嘗會條云、次著御祭服、謂御袍、字胃下襲、以生絹調之、表御袴、袙單大口等、召本御裝束、件祭服幾夕料各一具也、雖殿裏調進之、中略卯刻改祭服、著御帛御裝束、コレヲ以テ御祭服ハ生ナルコト明ナリ、又帛御裝束ハ練ナルコト、今義解ニ帛衣ハ白練衣也トアリテ知ベシ、練ズルニ生絹ハ生糸ヲ以テ織タルマヽ、練絹ハ其生絹ヲ練ニトホシタル用ルニヨリ、生絹ノ潔清ナルニ及バザル故ニ、最初廻立殿マデハ帛御裝束、又神饌御供進ノ時ハ、最重ニ御祭服ニ改ラレ、其儀訖テ廻立殿ニ還御ノ後、又帛御裝束ヲ着御ナリ、

〔日本紀略嵯峨〕弘仁十一年二月甲戌、詔曰云々、其朕大小諸神事、及季冬奉幣諸陵、則用帛衣、元正受朝、則用袞冕十二章、朔日受朝、同聽政、受蕃國使、奉幣及大小諸會、則用黄櫨染衣、皇后以帛衣、爲助祭之服、以褘衣爲元正受朝之服、以鈿釵禮服爲大小諸會之服、皇太子從祀及元正朝賀、可服袞冕九章、朔望入朝元正受群官若宮臣賀、及大小諸會、可服黄丹衣、並常所服者不拘此例、

〔西宮記臨時〕人々裝束〇中略

大嘗會（卯日）〇中略　天皇（御行中之間帛）

新嘗祭　天皇帛。（中略）〇

神今食　天皇帛〇中略

荷前　天皇帛〇下略

〔西宮記六月〕神今食　中院儀〇中略

戌時天皇（帛御服）〇中略　主殿供御湯殿〇中略

(西宮記十二月)宣命事略○中

天皇御建禮門(冠、直衣、)略

(小野宮年中行事)御服事

大小諸神及季冬奉幣諸陵、帛衣、即位及元正受朝賀、袞冕十二章、略○注朔日受朝賀、聽政、及受蕃國使、奉幣、及大小諸會、黄櫨染衣、本服二等以上親喪服錫紵、(外祖父母喪同)三等以下親及諸臣之喪服、除帛衣外通用雜色、

皇后御服事

助祭帛衣

(北山抄五)大嘗會事略○中

小忌王卿著青摺、角鷹上廉、大臣候神今食、主殿寮供御湯、(自東戸、御之、)即著祭服、(本書祭服作帛衣、)略○中御大嘗會、

(北山抄二九月)十一日奉幣伊勢太神宮事略○中

供御湯、畢、著神態御服、

○按ズルニ、九月十一日伊勢奉幣ニハ、帛衣ヲ著御スル例ナレバ、此ニ神態御服トアルハ、即チ帛衣ノコトナルベシ、

(江家次第十一十一月)大嘗會略○中

卯日、略○中戌剋御湯殿、(御帛衣、)其儀式如常、

(江家次第九九月)例行幸(今十一日)次第略○中

出御南殿、(御帛御衣、文御袍、加御劔、御冠御裳、)

行幸神祇官、被立伊勢幣使、略○中

時剋行幸　帛御裝束

帛衣著用例

若御服、內裏燒亡者、往反路間御位服御束帶、於神祇官改帛御裝束、

〔江家次第十一月十〕新嘗祭〇中略

戌一點、天皇御南殿、著帛御衣、

〔江家次第十二神今食〕齋宮群行〇中略

如例御、大內時者著縫帛御衣、

〔禁秘御抄上〕一御裝束事

本御裝束、帛御裝束也、御冠御著無紋也、直衣亦用、只時又自他所行幸之時、赤大口不改、他皆帛御裝束タル一說也、

〔建武年中行事六月〕十一日、御神事一日よりはじまる、行幸あり、いねのはじめに出御、はくの御裝束をたてまつる、內藏寮てうず、夏はすゞし、冬はねり、

〔建武年中行事九月〕十一日、例幣、行幸あり、出御の儀つねのごとし、〇中略次間に御拜の御座をまうく、常のごとし、まづ御ゆどのゝことあり、上卿殿の座に著て宣命を奏す、帛の御服をくられうまうく奉りて、御拜の座につかせたまふ、

〔餝抄上〕一絕〇中略

帛　天子令供神事御之時著御

天慶九、八、齋宮群行、宣儀召改白御裝束、白御裝束著御事、御大內之時、一度召御裝束、行幸里第之時、先令著御帛御裝束、於小安殿召改白御裝束、

仁安二、十一、廿一、自閑院立殿移御神殿、主上著帛御裝束、無文五幅方御帶、又御帶同之、但

〔永左記〕承曆四年九月十三日早旦差使問匡房朝臣云、群行日、主上御裝束何樣哉、白御裝束歟如何、返答云、彼日以臨幸八省之後、著白御裝束御之說所、俗各云々、件御裝束者、御冠、御袍衣、下襲、上袴、

淨衣

帶等所令改著御也、者予以書狀令申於博陸、(師實)仍被尋示也、

(三長記)建仁元年八月廿七日甲辰、參殿下、以季宗申條々、各可奏之由、有仰、進寶壽宮拜行次第、(中略)中云、舟御裝束御帶可被選歟、仰曰、無文有文先例不同也、大嘗會之時自院被進歟、可奏事由、又中云、調御裝束御體奉天養文書注紅由文治白云々、於色目者不可限、拜行歟、仍相尋女工所幷縫殿寮等之處、申表白之由仰云、或生或練歟、裏又所見分明歟、可依吉例者、

(伏見院御記)弘安十一年(〇正應元年)二月廿七日壬午、今日伊勢奉幣神祇官行幸也、(中略)著舟裝束、權中納言爲兼朝臣奉仕之、無文冠無文袍方帶、單、下襲半臂袍、皆白平絹也、張

(伊呂波字類抄)(志衣服)淨衣

(名目抄)(衣服)淨衣(ジヤウエ神事時用之)

(深窓秘抄)淨衣　表又白絹衣也

(貞丈雜記)(八裝束)一淨衣と云は白き狩衣也、紋縫替る事なし、布本也、或は生絹也、是を著るに衣單等をかさぬること狩衣の如し、(白紙ト一同也、白無ハ白色ノ狩衣ナレドモ、是ハ淨衣ナリ、紋狩衣ナルコトハナシ、)

(武家名目抄)(衣服十一)按、淨衣は、潔齋の服にて社參之時著之、又送葬の日も服之、絹又は布にてこしらへ、にはこはと調す、上下のものなり、白きも黃なるもあり、上は狩衣のいきゝかつゞまりたるまでにて、枝縫かはることなし、

(俗神道大意)(三)吉見氏(中略)ノイハレタル如ク、白張トノミ云トキハ、小者、中間ノ著スル裝束ヲ白張トイヒ、社家ノ著スル淨衣ヲモ、上下トモ白キモノ故、不案内ノ者ハ、白張ト云ナレドモ、小者、中間ノ著スル白張ノ地ハ、布デイタシタ物、マタ淨衣ト云モノハ、絹地ヲ白粉張ニシテ、枝縫モトント異ナル物ヂヤ、併コノ淨衣ハ尊卑ヲ分タズ著用スル服ダニ依テ、上ハ天子樣ヨリ下ハ六位ノ侍マタハ無位無官ノ者マデ著スル物デ、寬文五年ノ御條目ニ、白張ト有ルハ、コノ淨衣ノコトヂ

や、

〔庭訓往來〕狩衣水干供奉人、淨衣、白直垂布衣襖、衣文撰、當行粧異目、〈中略〉

八月十三日　　　　　　　　　　　　左衛門尉

進上　大内記殿

〔異制庭訓往來〕承仕者淨衣、中童子狩衣、大童子水干、中間男者色々直垂也、〈中略〉

十二月三日

〔謡曲大佛供養〕シテ「面白やならの都の時めきて、いろいろかざる物詣、〈中略〉我はそれには引かへて、紋をうたん事を思ふこゝろはおのが名の、惡七兵衛景清と、御所にもそれと人やもし、白。淨。衣に立烏帽子、〈中略〉上宮人の袖をまはし狩衣、上〈略〉けふばかり社參さび、シテ人なとがめそ神だにも、上〈同〉慮にまじはる宮寺の、供養のにはに立いづる、〈下略〉

淨衣製作

〔裝束雜事抄〕淨衣事〈四六丈上アミ分〉

白布にはくと調ず、上は布衣に同じ、但肩方の袂を前へ一寸ばかりぬひこす、はた袖のはしをば内へ折て縫なり、其外はひねり、前後のすそをひねらず、袖のくゝり白すゞしのまろくみ、つゆばかり入也、十五歳までは白生平絹をさす、或は白糸くゝりも用之、此時ははた袖のはしぬはず、ひねるなり、五たんに入かり衣のごとし、はた袖のはし縫事、昔はまる組を縫て、みけると云々、今は重ばかりなれどもそのゆへ也、はかまもおなじ、前も、だちの、二の前うしろとをして、まへにちといる、うしろへまはり、わりの程に入、如此四のづ、左右の袴にあるべし、袴の腰の廣さ、昔は一尺三四寸にすぐべからずと申ども、當世はひろきをこのみて一尺六七寸にさたす、又こし白生平絹、白下袴、はかまきはを入なり、單は中にをよばず、夏多用物也、下具多は袙或衣大帷子、夏は引倍木、或單等也、色目狩衣に同、當はたゞ大帷子ばかり也、白生帷、大口は著せず、衣文も狩衣

に同衣袴を著せば、袴はにかゝねくはゆべし、社參の時用之、仙洞も内々御社參の時は著御あり、公私かはらず、又生絹浄衣もあり、重形もしは上臈の若時用之、絹には必袖括白平組也、或はいと下具は布に同、委細は式目抄の下にあり、

〔連阿口傳抄〕一浄衣事

狩衣ヨリフ、レクヌベシ、ハタ袖ハ一寸オトリナリ、

袴事

長サ浄衣ノ前ノ長サニ、今一尺三四寸ミジカシ、廣サハ長サヲ二ニワリタ、七八分セバシ、マタノ付所上ヨリ一尺、

袷事

長サ實身ニ八寸長シ、廣サ浄衣ニ一寸ミジカシ、

下袴事

長サ一尺、廣サ五分袴ニマサルベシ、

高袴事

長サ、タビスヨリ五分バカリ餘ル、廣サ長サノ半分也、但三分バカリマサリモスル、上下同色ノ水干ナラバ、三四寸モヒロシ、上下水干ハユウケンナル間ナリ、上ハ布衣ノ前後ノミジカキ物也、タリタビニヒボアリ、タリタビナラバ、右ノヒボヲカタヨリ後ニ付タ、左ノヒボヲバ、タビカミノヲリフセタルナキニフケタ、左ノタモトヨリ取出タ、前ニスヂカヘタユフベシ、馬ニ乗時ハ、右ノヒボヲモ後ヨリ前ニ同ヤウニユフベシ、騎ノ時又如此、

〔連阿不足口傳抄〕一浄衣身入衣紋ハ、リノシワノ所、白袴ノヤウナルベシ、

下袴ヲ背内ヘヲルベシ、道立ノシワヲバ不入、ヒザノシワヲバ指貫ノホド、フカクハ不入、タヽリ

ノシツハ、アラ〳〵ト可入、此シワヲトホス時マブ通リミセナ手ニテ取ツメテタヽリタスブベシモ、ダテノトホリヲ入ニトラヘナスルコトアハヒ四寸バカリオキテ殿ダチヨリモシモヘ六七寸許サゲテ、兩方ノ事ニテ、引ハダケテトラヘナスベシ、ヒザノシツヨリ下ナルシワヲ、カタカタトヨスベシ、ヨウロヲハヲハキハメタ多クマロヤウニシモヘタハシタ、ナキアガリニス、キノナビキタルヤウニ入ベシ、節アスダニトホサズシタ、シワヲベキ〳〵ニトリトホス、ヒト、リニセズシタ取ニカタ〳〵スベシ、

シワノ名　タヽリノシワ[illegible]　ヒザノシワ

[illegible]　組立[illegible]

ロウロタワ縮實ニカハル多

モヽダチノ後ニタタダマユオリタルユヘ、カタシノシツト云、縮實ニナキシワナリ、

〔法體裝束抄〕一淨衣事[illegible]

生平絹一幅くゝり生白平絹又白糸のよりくゝり二筋づゝ入べし、そでのはたひねるべし、年齢はおとなしくとも童體のはゞは、かやうなるべし、袖のはたはぬひて、つゆのくみばかり入事あるべからず、又布をも着すべきか、衣紅梅襴貫縁芳時によるべし、夏は麁衣、單生單生衣引倍木等、白下袴、白生帶、背俗に同じ

〔服飾管見十一〕淨衣の事

白布紡績にしてきる常の事也、やんごとなき人は白絹を用う、其製はかりぎぬの如し、袖のひにして、袖括も、はた袖のはしをうらにをりいれてぬひて、白き糸よくくみなる丸組一筋をして、すゑは狩衣の如くさげたり、又白きすゞしのきぬを五分ばかりにたゝみぬひて、全くかりぎぬのごと五緒にさしたるもあり、帶は白き絹也、袴はかり衣の製なり、淨衣と同じ物也、もとも上下と

もに裏をばつけず、きる次第もかり衣におなじ、

〔神道集成 六〕賀茂年中御神事次第

正月八日　吉田所始之儀、五郷田所各浄衣、於社家有御物事、

四月氏神社御祭　初中日也、社司出仕、五官衣冠、以下之社司浄衣也、

十二月御燈　晦日、本社権祝、末社各祝浄衣参勤、

〔賀茂大神宮年中神事略次第 正月〕下子日燃燈祭次第

先午剋、社司神主禰宜以下各服代出仕、著浄衣、参予御生野、面各ト座、

〔住吉大神宮諸神事之次第記録〕二月廿日

一切経会定神事、於上客殿行也、○中略社司衣冠氏人等同大海社司、同神官、浄衣、○中略

十一月

相嘗御祭巳日當戸、就於神殿行之、横座惣官、衣冠浄衣北座権官、同下客殿北座神官、南座惣官侍著座、○中略

十二月十五日

神宮寺仏名、惣官衣冠権官、衣冠氏人、衣冠絵所司等浄衣神官浄衣著座、

〔御当家令条 五〕定○中略

一無位社人可著白張、其外之装束者、以吉田之許状可著事、○中略

寛永五年七月十一日　御朱印

〔徳川禁令考 四十〕安永八亥年二月

熱田方太神楽差出候書付

一太神楽家業之者共儀者、神職人ニ属候哉、

儀ニ而太神樂ニ伊勢方熱田方と兩樣有之候處、熱田方之儀者先年尾州ニ而熱田太神宮禰宜之二男三男之輩、御當地江罷出、太神樂職仕、尤私共仲間ニ相支配幷配下と申儀無御座、烏帽子淨衣奴袴着用受領等之儀ハ、熱田社役人江相願候處免候迄ニ而御座候、〈中略〉

右御尋ニ付申上候、以上、

安永八亥年二月

大工町御太神樂 鏡味權之進

家主　五右衛門

名主　藤文郎

天明六午年、水野出羽守より阿部伊勢守江問合候趣、

白川家之許狀ニ而神主裝束着用有無之事

神主川口能登上京之上、白川家雜掌より許狀ニ而、風折烏帽子淨衣等之免許請候處、去ル寅年神社之儀ニ付、御國之爲ニ而ハ吉田家許狀無之候而ハ、裝束着用難相成趣ニ候得共、右者不容歟、當國川口能登裝束着用之儀、白川家雜掌より之許狀ニ而致着用候儀、類例も有之候哉、御糺之上、右類例も無之候ハヽ、御差留候方と存候、

〔俗神道大意三〕白川家ニテ無位無官ノ者ヘ出スル許狀ナドハ、少カモマヤカシタル事ナク、立派ナ物ダ有マスガ、其文言ノ略ハ、

何國何郡何村何社禰宜

何誰姓實名

右依無位神祇道行式、被授與之、因風折烏帽子、淨衣、淺黃指貫着之、宜令神事進退者、本官下知之狀如件、

年月日

神祇伯、、王家令官位姓名奉

カクノ如クデ、少カモ僧上不法ノ調ハ見エズ、誠ニ相當ノ文ト思ハレル、

〔有職抄{七}〕淨衣

絹布兩樣也、仙洞著御ハ、諸社ノ遙拜、熊野御幸ノ神事ナド也、武家ノ例ハ、八幡參詣、其外諸社參詣等ニ見エタリ、繪圖諸家凡是ニ同ジ、衣冠等ヲ重ル事狩衣ニ同ジ、

仙洞著御

建保二年三月六日、後鳥羽院ノ宸記ニ云午一點淨衣ヲキタ修明門院女院ノ熊野精進ノ屋ニ幸ス殿上人右少將實忠、右兵衞佐忠綱、狩衣、三郎淨衣ヲツタル、精進ノ屋ニオイテ昇殿スベシ仍テカクノゴトシ、醫王直衣ヲ著テ扈從スト云々、永仁七年正月廿四日、新院八幡ノ御幸ニ、淨衣ヲ著御ト云々、永德三年正月朔日、崇光院ノ宸記ニ云、淨衣ヲキタ神ヲ拜スト云々、

攝家

正和三年十二月十九日、後福光園院攝政ノ記ニ云、神木六條殿ニ入御、仍テ淨衣ヲ著テ、中門ノ切妻ニ下リテ六條殿ノ方ヲ拜ス、兩段再拜ト云々、康正二年二月八日、大染金剛院、淨衣ヲ著、庭上ニ下タ春日ノ社ヲ拜ス、文明四年八月七日、後成恩寺、春日社ノ參詣淨衣ニ衣ヲ重ルヨシ見エタリ、

將軍家

仁治元年八月二日、七條ノ將軍鶴岡宮ニ參詣ノ時、淨衣ヲ著用セラル、應永十年三月廿八日、勝定院將軍、八幡宮參詣布ノ淨衣ニ蘇芳ノ袙ヲカサネラル、應永十六年六月十五日、同將軍同宮ニ參詣、諸大織物ノ小直衣{或}{鈍}色ヲ改ニテ絹ノ淨衣紅ノ打衣等ヲ改テ用ラル、永享三年九月廿三日、普廣院將軍春日社參ノ時、絹ノ淨衣ヲ著用セラル、寬正三年二月廿九日、慈照院准后八幡參詣ニ、絹ノ淨衣ヲ用セラレ侍ルナリ、

淨衣

久安四年五月十日、台記ニ云、禪閤〈忠實〉天王寺ニ詣ス、扈從ノ人皆淨衣ヲ著用ス、予〈賴長〉亦是ニ同ジ、各布ノ淨衣也、延慶四年正月廿七日、一院八幡御幸ノ供奉、公卿新大納言實賢、按察使ノ大納言以下六人、殿上人隆實朝臣以下九人、上北面三人、以上淨衣ヲ著用スト云々、永仁七年正月廿四日、新院八幡御幸ノ供奉、宰相中將實躬淨衣ヲ著用ス、應永十六年六月十五日、勝定院將軍八幡ニ參詣ノ時、扈從裏松大納言淨衣ニ貫衣ヲタテキ、帥ノ中納言、北畠ノ中納言闕ク淨衣、殿上人教興朝臣資興朝臣以下十人、淨衣ニ色々ノ衣ヲキテアユ、諸大夫俊經朝臣淨衣ニ衣ヲ重ヌ、俊仲淨衣但衣ヲタテキズ、永享元年九月廿三日、普廣院將軍春日社參ノ日、供奉公卿萬里小路大納言、勸修寺中納言以下四人、殿上人資親朝臣已下十人、諸大夫二人、以上皆淨衣ヲ著用スル也、

〔更級日記〕そのかへる年の十月廿五日、大嘗會の御禊とのゝしるに、はつせの精進はじめて、〈中略〉その日京をいづるに、二條のおほぢをしわたりていくに、さきに見あかしもたせ、ともの人々上衣すがたなるを、そこらさじきどもにうつるとて、いきちがう馬も車もかち人も、あれはなぞ、ことやすからずいひおどろき、あざみわらひあざけるものどもあり、

〔台記〕康治元年八月十八日戊寅、入夜先參六角堂、次參行願寺、〈皆着淨衣〉也、
久安四年三月六日甲子、申剋沐浴、〈[illegible]〉著淨衣、巾剋出京、戌剋到宇治、〈[illegible]〉之、參西殿謁見禪閤、申之向新堂內御所、〈[illegible]〉洛後著淨衣、〈[illegible]〉向高野方謁大日貫首百遍、了禮拜七遍、

〔百練抄〕〈八〉承安三年十一月十二日、上皇參詣熊野山、御先達法務覺讚、相具御所御室四人皆取四人、御室淨衣上著赤袈裟、皆取淨衣著之、

〔山槐記〕治承三年三月廿日戊寅、早旦法皇令參向八幡給、十餘日可令御參籠給、〈中略〉次御奉幣、上西面廣

左衛門督知盛、持御劍、少將行盛御調度、侍二令力者元劔、次北面下﨟十人許騎馬、已下皆著淨衣者、

〔源平盛衰記十一〕小松殿〈○平重盛〉熊野詣事

同年〈○治承三年〉五月ニ、小松大臣宿願也トテ、公達引具シ奉リ、熊野參詣アリ、〈○中略〉岩田川ニ著給タリ、夏ノ事也ケレバ、河ノ縁ニ涼ミ給フ、權亮少將已下公達二三人、河ノ水ニ浴戲レテ上給ヘリ、薄アホノ帷ヲ下ニ著給ヘルガ、淨衣ニ透通テ、鈍色ノ色ノ如クニ見エケレバ、貞能是ヲ見咎テ、公達ノ召レタル御帷淨衣ニ移テナドヤ忌敷覺候、可被召替ト申ケル、次ヲ以テ權亮殿ノ御前ニテ御念珠ノ時、御後ニ顯光シ事有ノ儀ニ申ケレバ、大臣打咲ダミ給テ、重盛權現ニ申入旨有キ、御納受アルニコソ、其淨衣不可脫改トテ、是ヨリ又悅ノ事等アリ、人々奇トハ思ヒケレドモ其御心ヲバ知ズ、下向ノ後幾程ナクテ、後ニ重キ病ノ出給タレドモ、ツヤ〳〵療治モ祈誓モナカリケリ、

〔高倉院嚴島御幸記〕廿六日〈○治承四年三月〉むまのときに宮島につかせ給、〈○中略〉かんたちへ御身にさぶらひて、宮島のみなみの方三けん四めんの御所つくりて、しやうじのゑどもうみのかたをぞかきたるらうみのうへなぎさまでらうをつくりつゞけて、しはみたば御ふねをさしよせんしたくをぞしたる、御ゆ殿などありて、きぬの御衣やうえめしていでさせ給、〈○中略〉廿七日、供御などはてにしかば御宮めぐりあるべしとて、みやへまいらせたまふ、けふはぬの、御衣やう衣をそめしたる、

〔源平盛衰記十九〕文覺入定京上事

文覺ホクソ咲テ、アヽ御邊ハ以外ニ心廣キ人哉、我物顏ニイミジク寄給ヘリ、其荒涼ニテハ、一定天下ノ主ト成給ナン、サラバ院宣進ラセントテ、懷ヨリ文袋ヲ取出シ、中ナル院宣ヲ進ル、佐殿ハ手洗嗽、淨衣ニ紐サシナドシテ、是ヲ披見シ給ヒケリ、

〔源平盛衰記二十〕佐殿大場勢汰事

藤九郎盛長ヲ使ニテ、院宣ノ案ニ佐殿〈頼朝〉ノ施行書ヲ副テ方々ヘ觸遣ニ、盛長是ヲ給テ、〈中略〉三浦介義明ガ許ヘ相觸タリ、折節風氣アリテ平臥シタリケルガ、佐殿ノ御使ト聞テ、悅起テ、白キ淨衣ニ立烏帽子著テ出合タリ、

〔吾妻鏡 四〕元暦二年〈○文治元年〉四月廿六日己卯、今日前内府已下生虜依可入洛之聞、法皇爲御覽其儀、密々御立御車於六條坊城云云、中御門各人將前内府平大納言〈[illegible]〉云云、右衞門督〈[illegible]淨衣、立烏帽子〉、

〔吾妻鏡 十二〕建久三年正月廿八日丁丑、幕下〈○源頼朝〉、爲二所御精進出御于由比浦、著水干、騎鴾毛馬給、〈中略〉今將御精進被改著御淨衣云云、二月四日癸未、前右大將家二所御參詣、自横大路西行、先御參鶴岡宮、御車前後遣供奉人之後參行、於稻村崎整行列、御先達〈中略〉次前右大將家〈御淨衣、騎鴾毛馬〉、

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月五日、終日以後營參、左中辨依前示送云、折烏帽子可參、但於于三津邊可用立烏帽子、又高良御幣使可存其、又同前使同可勤也、所々御幣取可存知之、仍著折烏帽子、〈[illegible]〉淨衣〈[illegible]〉、并諸邊、左中辨同如此、

〔吾妻鏡 三十二〕仁治元年八月二日癸巳、前將軍家〈○賴經〉二所御參詣精進始、御先達參鶴岡宮寺、鳥居内御遙拜、御先達參會、次御進發、行列、〈中略〉次先達、次御駕、〈御淨衣〉

〔吾妻鏡 五十〕文應二年二月七日己亥、將軍家二所御精進始、未刻御出居所令出鶴岡宮、御〈[illegible]〉先達氏〈[illegible]〉參中御所、御祓彈正少弼業時、[illegible]五郎左衞門尉氏役送御使、越前前司時廣次郎左衞門尉、供奉人著淨衣、將軍家御精進中參籠人可供奉之由、被日觸、仍其定人數不足之間、被催加之云云、

供奉人　淨衣　〈御車寄〉武藏前司朝直〈持淨衣、立烏帽子〉　尾張前司時章〈[illegible]〉

〈[illegible]〉同左近大夫將監〈白淨衣上〉　彈正少弼〈一人淨衣〉　〈御簾役〉越前前司〈一人淨衣上〉　越後四郎顯時〈一人淨衣、中間上〉　相模三郎時輔〈淨衣、中間上〉　同七郎宗頼〈淨衣、中間上〉　遠江七郎時基〈同上〉

工繪圖（割注）一脚　和泉前司行方（淨衣、又衣冠、淨衣小舍人童、）

（園太曆）延文三年八月廿一日丁亥、今日忠季朝臣遂琵琶灌頂事也、○中略改裝出御、（御淨衣、御冠、香御小直衣、指貫、上結、）進退御裝束、○中大忠季依召參進、（[illegible]）

御裝束之時令一（[illegible]）

（教言卿記）應永十六年五月十五日丙辰、北山殿（○足利義滿）八幡宮御社參、公卿一位大納言、（淨衣、四方輿、）御中納言、（[illegible]）北畠中納言（[illegible]）殿上人教興朝臣、（淨衣、[illegible]）資高朝臣（淨衣、[illegible]）

（明應六年記）閏（○正）月日

一見參社司氏人、（○中略）近日、仍不記之、兩禰宜幷當參禰宜上首二人束帶也、自餘之禰宜、自今日者衣冠也、於氏人者大略布衣也、少々淨衣、又幼少輩狩衣已下隨意也、

（新撰長祿寬正記）同年（○寬正二年）四月ノ夏ノ比ヨリ、公方ノ御母於高倉殿御不例ノコト有リ、○中略同八月八日ノ晚、高倉ノ御所ニテ御他界有リ、○中略同十一日資刻、等持院ヘ出シ奉ル、白衣ノ御力者十二人御棺ヲ舁奉ル、將軍家（○足利義政）ハ御輿ニテ御出、眞如寺ニテ御直垂ヲメシ、改テ淨衣ヲ召御車ニノリ給、

（神道名目類聚抄）三（神官）黃衣（○中略）宮仕コレヲ著用ス、練緋布ハ布ヲ黃色ニ染テ縫ム、

（服飾管見）一日吉山王神宮次第、（禰宜、舍人、社務、一臈御子、二、淨衣也、宮仕、三、御子、四、女木守、五、猿樂共ノ禰宜祝、）

一社務禰宜祝下輩マデモ平生ハ淨衣ナリ、ハレニハ絶テシメヌキ也、黃衣ハ下スソノ衣、ヤトキトト

（服飾[illegible]）

云也、

一賀茂下上神職事、神司トハ神主祝等ヲ云、其次ハ座ノ上ミ是ハ神司ノ弟、或ハ座流ノ人也、神司ガ闕レバ神司ニ加ル事モアリ、又或下タ氏人ニナル事モアル也、其次氏人ナリ、是ハ侍也、サレド

モ陶政歌ノ御會ナドニモ皆ニアリタル彼石出事モアリ、長明ナド其類也、其下賤々アリ、其中ニ淨衣ハ上ナリ、黄衣ハ下ナリ也、トモハ下人、黄衣長ヲヤトナト云也、

〔さかき葉の日記〕一夜の中、都の騒もまづまり、いさゝかの騒擾などいふ事もなくて、奈良の所望も今は穩なき御を開たるにて、八月〈貞治五年〉十二日の歸座とて、猶にも目出度事との、しり侍にこそ、〈中略〉御還の行列はいつも同じことなれど、此度見及ひ侍りしやうを注し申なり、先赤仕丁二行に數十人白杖をもて前行す、次に白衣の神人數百人、神の枝をもつ、次春日の大明神の神寶に神人數百人相從ふ、次に又黄衣の神人數百人あり、次御正體、神詞ども束帶を著し、覆面をたれて持奉つる、神人數百人隨たてまつる、〈下略〉

〔神道名目類聚抄〕淨衣〈○中略〉　明衣　右ニツ異ム、總テ神官皆是ヲ著ス、

〔倭訓栞中編八〕きよぎぬ　明衣をよめり、淨衣也、江次第に藏人宣束帶袍上著白生絹明衣と見えたり、

〔大神宮儀式解七〕明衣の字は、漢國にて宗廟の祭に粢を明粢、酒を明水と云、又葬送の器凡て明といふ、明器又は明旌となどいへり、然れば明衣も本此義也、漢國には齋事祭祀一ツにて分ちなきゆへに兩方にわたる也、六典、凡國有大祀之禮、齋官皆習禮並給明衣と見ゆ、御國にて神事に用る明衣の名も、右漢國の祭祀に用る方を取たる也、和名抄内衣和名由加多比良、論語注、明衣以布爲沐浴衣也、字類抄、明衣由加太比良、西宮記、明衣ハ古人沐浴之外不服之なと見ゆるを以て、明衣は沐浴し清淨になりて著る心とせんは迂遠し、祭の明衣と沐浴衣と、色も縫樣の樣も同じさまなる故、沐浴衣をも明衣と呼し歟、漢國の明衣といふ物、祭祀に用ると沐浴に用ると二ツあるに依て、御國もそれにならひて二種ありと知べし、訓は岐與伎奴なり、儀式淨衣と見え、今の世にもきよぎぬといへり、又阿氣乃古呂茂ともよみなん、神樂歌弓立、あけのころもとよめども、二ツ共に

明衣と云字につきて調しものと聞えて、古名とは聞えず、御國には本より古名ありしか失たる歟、又上代はなかりしを、漢國にならひて後に始まりたる歟、それならば古名はなきなるべし、さて御國の服制、上世の事はさらず、推古紀十九年、諸臣服色皆隨冠色、天武紀十三年、詔男女並衣服者有襴無襴、及結紐長紐任意服之、其會集之日著襴衣而著長紐、唯男子者有圭冠冠而著括緒褌、女年四十以上、髮之結不結、及乘馬縱橫並任意也、別巫祝之類不在結髮之例、と見え、大寶元年紀、三月親王諸王諸臣の服色その品に隨ひて定られけるよしあるし、衣服令にもその事見ゆれど、その色品を專として、製縫の事に及ばず、彼に明衣はかゝる服制とは別事にて、清淨を專とし齋服をつくる也、世によりて其製かはるべしといへども、延暦の比いよ明衣は、今世の缺腋袍と袴とを生絹或布にてつくるべし、太神宮式月次祭禰宜著明衣(衣袴、並生絹、)と見ゆるも同じ、それより後は世につれて事美になり、行に隨ひ、いつの代より束帶の[illegible]上に明衣を著る、齋使部類、承保元年七月三日、公卿勅使云々、神主冷著木綿襷袍上著白絹闕腋、江次第、公卿勅使條禰宜束帶袍上著白生絹闕腋、といへり、此闕腋即明衣也、

〔西宮記 臨時四 裏書〕明衣

古人沐浴之外不服之、近年不論老少用之、殿上侍臣、藏人所人不服、(論語云、齋必有明衣布也、[illegible]必[illegible]衣而出之、)

〔論語註疏 十 郷黨〕齋必有明衣布(注、孔曰、以布爲沐浴衣、疏正義曰、(中略)齋必有明衣布者、將祭而齋、則必沐浴、浴竟而著明衣、所以明絜其體也、)(衣以布爲之、故曰、明衣布也、)

〔令義解 學令〕凡大學國學、毎年春秋二仲之月上丁、釋奠於先聖孔宣父、(謂釋奠也、奠定也、記曰、先聖以其教通也、宣父是孔子諡也、)

(中略)其饌酒明衣所須、並用官物、

〔令集解 十五 學令〕釋云、唐稱明衣者、是沐浴衣也、此令明衣服、意祭祀服、名同實殊、讀須消息、穴云、明衣、謂沐浴衣也、非祭服也、其格後勅也、不依令也、

明衣製作

〔延喜式 二十八 隼人〕凡諸國春秋祭賽、略中明衣布彩四端、各長一丈五尺、布袴四腰、各長五尺五寸、食單十一枚、三十枚、幅四二十三尺入り一枚、其明衣以下、隨破乃換、

〔服飾管見 上〕明衣

此ものは、あつき時單の衣に重ねてあせとりとて着る、殿上人より以下は生の單もあつきには、單の織にかへてひたかたびらとてきるめり、龍鬢は單の織に同じ、唯晒たる布もてつくれるのみ、色は濃装束と、白装束の料は白き明衣、紅装束には、紅に染たる明衣といへり、こは濃装束の料はをさなければひたかたびらにきぬば白き也、されば紅装束の料は紅の明衣といへるは、ひたかたびらの時書事也、單の下なるは、いつも白くてよき也、

〔倭訓栞 中編 阿〕あかはゞ　明衣と書り、御ゆかたびらをいふ也と三節會重事抄にみえたり、

〔日本書紀 七 景行〕四十年十月、日本武尊略中、葬於伊勢國能褒野陵、略中、群臣等因以開其棺櫬而視之、明衣空留而屍骨無之、

〔日本書紀 二十二 推古〕二十年二月庚午、改葬皇太夫人堅鹽媛於檜隈大陵、略中、是日誄於輕術、第一阿倍內臣鳥誄天皇之命、則奠霊明器明衣之類、萬五千種也、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉時行事幷用物事略中

次取吉日宮地鎮謝之用物幷行事注左、略中

絹二疋、五人之明衣料、木綿二斤、麻二斤、禰宜一人、大內人一人、大物忌一人、地祭物忌一人、宮守物忌一人、

並五人料明衣絹、略中

次取吉日、遣御船代木、率宇治大內人一人、諸內人等戶人夫、祭山木本祭用物幷行事注左、略中

庸布六端、給宇治大內人一人、山向物忌一人、父一人、御船代祝一人、已上六人明衣料、人別一端、

〔儀式 二〕踐祚大嘗祭儀上

天皇即位之年、○中略次神祇官卜定拔穗使、申官發遣、○中略次賜使明衣料絹二疋、綿八屯、布二端、（人別絹一疋、綿四屯、布一端、[illegible]、雜物、○中略）

是月（○九月）拔穗使在國、○中略下旬至京、齋場官人幷國司、持穗幷雜物、迎南門、獻御稻幷雜物、訖納院外稻屋、（以先作儲）次賜明衣、造酒童女布二端、綿一屯六兩、酒波女二人布一端三丈、（人別三丈六尺）

〔儀式 三〕踐祚大嘗祭儀中

十月上旬、○中略中旬、○中略次各神服使、幷國司齋場預、率服長織女等、就神服院造、其料、○中略使幷服長織女等明衣料、布五端三丈一尺、（使一人、長二人、各二丈、織女六人、各一丈六尺、[illegible]料各三尺三寸、縫料各五尺、縫料各五尺、）

〔延喜式 一 四時祭〕大宮賣神四座、○中略絹三疋、絲三絇、○註略布二端二丈八尺、（神部四人、明衣料、○中略）御巫、○中略

明衣料、調布三端三丈六尺、

中宮御巫、（東宮御巫准此、○中略）

明衣料、調布三端三丈六尺、○註略

右、齋日、卜部各著明衣、其一人執御麻、二人執荒世、二人執和世、○下略

〔延喜式 三 臨時祭〕御井祭、○中略

明衣料、調布二丈、史二人、

〔延喜式 四 伊勢大神宮〕九月神嘗祭、○中略

禰宜内人等明衣

禰宜大物忌二人、各絹三疋、綿三屯、大内人四人、各絹二疋、綿二屯、宮守、地祭、鹽燒物忌等三人、各絹一疋三丈、綿一屯、大物忌、宮守、地祭、鹽燒物忌等父四人、幷清酒、酒造、山向、鹽祭、土師器作物忌等五人、幷

明衣賜用例

又及御馬作、木綿作、忌鍛冶、陶器作、御笠縫、日祈御巫、御馬飼内人、[illegible]等九人、各絹一疋、綿一屯、瀧祭宮內人二人、絹三疋、[illegible]綿三屯、[illegible]物忌一人、絹一疋三丈、綿一屯、父一人、絹一疋、綿一屯、月夜見宮內人以下、園韓神祭宮[illegible]內人一人、絹一疋、綿一屯、伊雜宮內人二人、物忌幷父合四人、各絹一疋、綿一屯、[illegible]○中

右月十六日、於度會宮、十七日、於太神宮、禰宜大內人、各著明衣、分頭左右、宮司立中、[illegible]○下

(延喜式七 神祇 大嘗祭)凡諸神服者、[illegible]○中男女十人明衣料、調布四端八尺、並以官物充之、

(延喜式三十二 大膳)園韓神祭雜給料、[illegible]○中

膳部六人明衣、紺調布人別二丈一尺、

(延喜式十五 內藏寮)春日祭、[illegible]○中

調布二端二丈八尺、[illegible]商布十四段、[illegible]

已上雜十所、臨七所、幷左右寮等、雜給用度料、

(內宮長曆送官符)神財貳拾壹種、[illegible]○中

禰宜內人明衣陸拾伍具

生絹五具、[illegible]料絹二十匹一丈五尺

(皇太神宮儀式帳)年中行事幷月記事

六月例、[illegible]○中

御饌立[illegible]還本座、就鍛冶、禰宜各著明衣、從木綿多須岐、左右肩懸氏、宇治大內人[illegible]又御巫禰宜集真、

御殿木綿幷太玉串捧持、[illegible]○下

(儀式三)踐祚大嘗祭儀中

卯日平明、[illegible]○中衣造酒童女一人、[illegible]

明衣著用例

〔延喜式 四伊勢大神宮〕六月月次祭○中略

齋内親王還坐本宮、然後禰宜乃著明衣、明衣冠以生絹、太神宮司著當色、○中略

遷宮禰宜内人等裝束

太神宮、絹明衣五具、男三具女二具、布明衣六十具、男卅具女卅具、度會宮、絹明衣二具、男一具女一具、布明衣六十具、男卅具女卅具、

右裝束、隨物造備訖、御麻使辨大夫一人、史一人、史生二人、使部二人、神祇官史一人、史生一人、官掌一人、神部一人、卜部一人、部領送太神宮、其線夫皆給純染衫、

〔延喜式 七踐祚大嘗祭〕凡十一月中寅日、○中略卯日平明、○中略次造酒兒、著木綿明衣、日蔭鬘、次大酒波一人、

〔延喜式 三臨時祭〕凡遣諸蕃使祭天神地祇者、官人史生各一人、率織部等、賚幣物幷明衣、共赴祭處、

〔皇太神宮年中行事 二月〕一九日新年御祭次第行事○中略

玉串大内人幷大物忌父兄部東帶明衣ヲ著、但當事玉串大内人物忌父等皆衣冠ヲ著、官幣ノ南方ニ列立、以北爲上、

〔住吉大神宮諸神事之次第記錄〕十一月

相嘗御祭○中略晨日○中略酉時、國祭、○中略御供備進畢、任總事帶、神馬四疋引廻之時、所司轄ヲ申、二三四御供如例、四神殿神馬引廻之時、蘭不申、御供畢、社司木綿手襁明衣等取也、如去夜、

小忌

〔内宮臨時假殿遷宮記〕今日○明應六年九月十三日古物渡行事

一二三四五六七八九十禰宜役人縣貞守顯、守顯守直、二禰宜守藏、一禰宜召立役人秦秤、玉串大内人大物忌父等各束帶、有明衣、無木綿、其外權任各衣冠明衣著

〔伊呂波字類抄 疊字〕小忌

〔倭訓栞 前編二〕あをずりのきぬ　古事記に著紅紐青摺衣と見えたり、山藍にてすれる衣にて小忌の事也、後世大嘗會の時は小忌といひ、臨時祭舞人の著するをば青摺と名く、鏈縫のさまかは

れるばかり也といへり、践祚大嘗會式に、小忌親王門下皆青摺袍、五位以上紅垂紐と見ゆ、

〔連阿口傳抄〕身ノ二アルヲバ大忌ト云、一アルヲバ小忌ト云、

〔深窓秘抄〕小忌衣　一名青摺、神事等ニ用之、

〔装束拾要抄下〕小忌

小忌ト云ハ、神事ノ衣服也、白布ヲ像タ、山藍ト云草ニテ形木ヲ摺レ物也、○中略此小忌ハ専ニ用意シタ著用スルナリ、故ニ忍ノ小忌トモ云、諸司ヲ兼ヌル衣冠衛府ノ佐ナド用之、其外ハ諸司ノ小忌出納ノ小忌ト云タ、都ニ形ノ如ク青摺レタル物ナリ、其ヲバ只袍ノ上ニ打掛タ著スル也、例モ山藍ニテ摺レ物ナレド、臨時祭ノ舞人ノ著スルヲバ青摺ト名付、大嘗會ノ時ハ小忌ト云、小忌青摺ハ同事ナレド、装束ノヤウ替レリト云、

〔神道名目類聚抄三神官服〕小忌　神事ニ著用ス、神職ノ人著用シタル事ヲ見ズ、大嘗會ノ時公卿コレヲ著用ス、小忌公卿ト云フ、　或記云、諸司ノ小忌出納ノ小忌ト云タ、カタノ如ク布ニ青摺レタル物アリ、ソレヲタヽミ袍ノタヽニ打カケタ著スルナリ、イブレモ山藍ニテ摺モノナレド、臨時ノ舞人ノ著スルヲバ青摺ト名ブタ、大嘗會ノ時小忌ト云ナリ、○中略

〔服飾管見十〕摺衣の事

貞観儀式践祚の大嘗會の所に、宮内省令、諸司官人、神祇官ノ伯已下、預琴已上十二人、伯二人、副二人、祐三人、史二人、宮主二人、卜部上一人、御巫一人、琴師二人、各給藍摺ノ袍一領、白袴一腰、史生已下、神服已上百骨七人、史生四人、官掌四人、卜部二人、神部十六人、御巫五人、神服十七十六人、各青摺布衫一領と見へて、次賜小齋親王已下、及群臣、并内侍已下女孺已上青摺衫各一領、と見へたり、然るに此親王以下群臣内侍已下の青摺の衫を延喜式には青摺袍とあり、およそ儀式等には衫を袍とかきし例あり、此青摺の袍も、まことは衫也、貞観儀式践祚大嘗祭の雑事の中、左辨官下といふ處に、應給青摺袍料細

陸拾捌領〈細布百八十一領、位記六百八十七領、〉とありて、此細布の中に、史生四人、神部廿四人、卜部十六人、使部十二人、忌部五人、神服七十六人とあれば、こゝには衫を袍とかける事知るべし、さかれば延喜式の、小忌の親王以下のも、衫なる事をしれり、則新嘗會のに別なし、抑神祇伯已下彈琴已上三人のは襖也、いかにぞなれば延喜縫殿式に、別一疋一丈二尺とあり、又年中御服の御袍の料には、別一疋三丈四尺八寸とあり、是は袷なり、彼彈琴以上のも袷なれば、御袍より料のきぬのみじかさ二丈二尺八寸なり、是襴なき故也、しかれば襖なるをしりぬ、衣服令儀の義解に、謂無襴之衣也とあればなり、彼かの縫の袍とは縫入たる袍なり、そのきぬは帛也、延喜神祇式にも、縫袍とありて、おなじ縫殿式には帛袍とかき、絁五十二疋、袍料二疋半、背料一疋半とあり、こはきぬの丈尺、絁のほどをもしるすなれば、はじめにわたの事をいはず、儀式神祇式のは末にわたの事いふべくもなければ、縫袍とはかけるなり、此裏には綿絓はなし、さかれば給絓なるべし、榛藍摺は、はりのきと藍もてすれる也、青摺の衫は、縫殿式に、別二丈一尺、紐絓貫布、別長三尺二寸、廣六寸とあり、此廣さ六寸なるを、四筋にたゝば、一寸五分なり、それをあはせにぬへば、はゞ五分ばかりにて、長三尺一寸程なる紐四筋となれり、濃深おひそふとあれば、各濃紅一筋に、淺紅一筋をかさねたるなり、彈琴以上の摺衣は、大祀の大嘗の外、鎮魂祭、毎年の新嘗祭にもきるなり、諸司の青摺の衫は、大祀の大嘗と、毎年の新嘗にのみきしよし、延喜式には見ゆめり、されど後の世は、神今食にもきしと見えて、西宮記に、小忌所司當色青摺、〈六位、大忌、雜色、弓箭、〉とあり、

摺衣の文の事

後の世には、桃、柳、鐵、小草、水鳥、蝶鳥など、又鳳凰に、唐鳥、松に鶴菊などあれど、むかしは野摺にやありけん、縫殿式に、文のさたなし、およそ青摺は、山藍もてするなり、山藍とは、山草もてする事也、

〔安齋隨筆 前編 六〕一小忌青摺　延喜縫殿式ニ云、新嘗祭小齋諸司青摺布衫三百十二領〈三十領細布、一百位〉

〈續日本紀八十二〉縹絲料四丈、貲布六端一丈二尺〈四尺二寸、四丈九寸〉、山藍五十四圍、宇須數料米二斗四升
八匁と見えたり、青摺は白布に山藍ノ葉を以て青く文樣を摺り付る也、山藍は常の藍にはあらず、蓼骨草也、摸とは文樣を板に彫付たる木形也、摸敷とは敷を銅網にして布切レに包て、摸の面を打て摸に網を付て、其上に白布を敷て布を押し付れば、文樣は高く其外は低くなるを、山藍をもみて布切に包て摺る也、網を付る事は摺る時布を動かせまじき爲也

〔鑑所儀 三〕小齋大嘗會料
造酒式云、青摺綿布衫四十領、註云、四領著未經小齋人四人料、三十六領大嘗人三十六人料、マタ大炊御門良家裝束抄云、身ノ二ツアルヲ大忌ト云、一アルヲ小忌ト云、永享二年十一月十八日康富記云、大忌公卿權大納言公保卿權中納言實熙、已上兩卿例袍也、不着小忌、服之大忌、對小忌之稱歟、按ズルニ、古小齋大嘗ノ衣裳アルコト知ベシ、又康富記ニ例袍也、小忌ヲ着セズトアリ、

青摺袍

服飾大嘗祭式云、小齋親王以下皆青摺袍、五位以上紅襟緌、〈淺緋綾〉白餘皆結緒、内親王及命婦以下女孺以上赤青摺袍紅紐緌〈淺緋綾以上〉白餘皆結緒〈親王以上女王以下皆著〉蓋ト食陀乃緒、コレヲ以テ見ルニ、貞觀延喜ノ間、青摺ノ制今ト異ナリ、蓋紐ト云ハ、今モ青摺ノ肩ニ結垂タルナルベシ、結緒ハ讀詞ノ小忌ノ如ク、紐ヲ肩ニ付タルナルベシ、中古ノ小忌ハ、今ノ石摺ノ如ク、形木ニアタヽスリ、青摺ハ紙形ニタヽスリ、或ハ畫ガタ繪ニ見エタリ、又延喜ノ比ハ、縫ヲ入タル由式文ニ見ユ、

〔筆の霊 四十八〕青摺は、倭字裝束抄にあをずりは狩衣のまり長きに山あゐと云物して、竹きりに鳳凰をすりたり云々などもあり、其は小忌衣の事を云へるにて、小忌衣は闕腋の袍にして狩衣にあらぬを然云へるは、狩衣は肩を纈まで袖の本はなれ闕腋の袍はや、それより下の方にてはなれたる所有て、肩の所は常の如くつゞきたるが異なるなれど、袍をも上まで離せる如くし

たるもあるから、ふと同じ物のやうに狩衣の云々と說へるなり、狩衣には襴あるを小忌衣は闕腋と同じくて襴なきも違へれど、縫腋の體似たるを以て、雅亮のみならず、其かみ人々の然云へるなり、後世の闕腋は前後ともに裾の長き事狩衣にまして、下の闕めは袖のきはにて終み、狩衣は肩の上を越て後にまで及べり、昔の闕腋は袖の部に至ても猶闕て有しから然云へるなり、次將裝束抄五節の條、辰日節會といふところに〈[illegible]〉日蔭〈[illegible]〉、小忌袍〈白布以青摺之、右方付二赤紐、闕腋、縫如狩衣、尻長下襲、〉とあり、袍といへるは闕腋袍なれば、飾抄下には、諸司小忌として、建暦度予見之、麻布焦墨物也、四幅とて、分注に、身二幅、袖左右各一幅、凡四幅也、以紙捻閉之とて、本文に、前方兩方引合、縫前方、自左方引縫上下也、今度通氏朝臣白布美麗也、如形摺之、或後方自帶下引、縫[illegible]三角中云云とみえ、大嘗會豐明節會小忌袍とて著次將、只如闕腋、以袍替小忌許也、雖非衞府、至小忌闕腋也とあり、袍なる事志るべし、替小忌許也とある所の自註に、今案下襲尻短、小忌尻狹、而疊成方引寄ヲ折之、闕腋尻折目本顛右ノ方へ引出令小忌多見也とあり、又右の諸司小忌と云ことは、次將裝束抄五節之間と云條の巳日の下の注に、著縫腋袍〈[illegible]〉、細纓壺胡籙、著小忌之人、袍上著小忌〈[illegible]〉ともあり、不法といへるはそしれるにて、其よしと爲るは諸書に見えたる如く、闕腋の袍にて不法なりとする物は方領にして、腋のさけたる事や、狩衣の如くなる物を云と覺えたり、其は後の裝束抄ともに圖を出せるものなり、然るに然方領なるが古の小忌に近きたり、襖の如くにてぞ古には合ふべき、小忌は狩衣の縫の物とすれども、然のみ定れるにはあらず、小忌の闕腋の袍こそは狩衣と體似たれど、又縫腋の小忌もあるなどは、かけても似ざるなり、尻長の條に引て云へるをも見るべし、飾抄下に小忌事とて注へるは、或私の小忌なるべしと云へる如くて、狩衣の狀に似たるなり、

〔源氏物語〕〈幻四十一〉御をひの頭中將藏人少將など、をみ。にて、あをすりのすがたども、きよげにめや

すくて、みなうちつゞき、もてかしづきつゝ、もろ共に參り給ふ、

〔金葉和歌集九雜〕源頼家がもの申ける人の、五節に出て侍りけるを聞て、まことにやあまたかさねしをみずとよのあかりのくもりなきよに、とふみてつかはしたりければ、返しによめる、

源光綱母

日影にはなき名立けりをみえきてみよとこそいふべかりけれ

小忌裝束

〔飾抄〕一小忌

諸司小忌、中略、大嘗會若豐明節會、小忌袍、著衣冠、以細纓、以袍替小忌計也、

今案、下襲尻ハ隨小忌尻ハ狹シ、前ニ疊成方引寄タ所之腰後尻所日本ヲ、順右方へ引出、令小忌多見也、

建年斷府、至于小忌調度、

但今治元、大嘗會二日長、著位袍、弁官實尻長上官、纔著、四日嘉祖元、大嘗會大外記師遠、著纓著小忌、著闕

實書主事纓纔小忌、

保安四、大嘗會秘記曰、小忌衣事、供奉此事諸司等皆著之、但此中右衛門權佐實親、大外記師遠、

史纔著也、當主公長纔纔、

不治秘記曰、小忌事、其體如圖纔、但身一幅也、[illegible]無袖、手本ニシタ纔纔之、摺樣、[illegible]纔繪ヲ畫紙タ、形木上ヲ印タ、布ノ面ヲ上ニタ押付タ、墨物諸之、其後形ノ上ニ、山藍ヲ葉許取集タ摺之、木ニタ作、[illegible]一本以墨硯ヲ摺樣ニ摺也、巧匠吉ト云々、無山藍時、用替葉目本云々、圓紙畫小鳥小草許摺也、身後長五摺之、[illegible]三闕腋三長[illegible]摺之、下縫不摺、袖付上自肩後摺之、[illegible]中略

半臂下重如常、[illegible]

打衣

仁平三十一十九、豐明節會、兼長卿、小○忌○濃○打衣、

久壽元十一十九、同節會右大將兼長卿紅打衣、

平治秘記曰、若少人、或著打衣、

袷衣（付單）

仁平三十一十九、豐明、兼長卿、小○忌○裏○濃○紅綺、袷二領濃單衣、

久壽元十一十九、同節會右大將兼長卿、紅袷一領、紅單衣、

平治秘記曰、袷或著淵醉白衣（白綺）上予只著薄色袷一領、

表袴

仁平三十一十九、豐明節會、兼長卿、小忌堅○文○、（不用浮文）表袴紅裏、

久壽元十一十九、豐明右大將兼長卿浮文表袴、

〔有職抄（節會七覽）〕青褶

大嘗會豐明節會等ニ、小忌ノ袍ヲ著用ス、其體闕腋ノ如レ、但レ身ハ一幅ナリ、狩衣ノ寸法ヲ用ユト云々、但前尻闕腋ノ如レ、白キ布ヲ糊張ニシテ、藍ヲ摺リ後ニ裁タト云々、裏ナシ、タヽ一重也、文小草梅柳水草鷹蝶小鳥等ナリ、摺様繪形ヲ布ニ當テ、形木ノ上ヲ叩テ、布ヲ面ノ上ニ押付テ物ヲ覆テ是ヲフム、其後形ノ上ニ山藍ノ葉バカリヲ取集テ是ヲ摺ル、墨ヲ以テ硯ヲ摺様ニスル由見ユ侍ル也、

〔裝束圖式上〕



〔大江俊矩記〕寛政三年十一月十九日庚寅、此圖繪畫小忌之紋出來、自出納到來、掛物有一折、因人組合細川俊話ニ而、後日可返答也、

小忌模樣。　鎭山　梅　菊

前三段、後五段、袖前後に一段ツヽ、摺之也、合目摺不摺何れに成而も不苦由也、各廣幅前垂相違無也、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀下

左辨官下、中務、

應行青摺袍捌百陸拾捌領（六百八十七領、〇中略、[illegible]百八十一領、佐渡[illegible]）

右供奉大嘗會小忌人等青摺袍、諸司所請如件、宜以去八月五日官符所載九百四領之內充之、

（延喜式四神祇大嘗祭）凡三節祭幷解齋直會之日、鳥子名儛童男童女十八人裝束、青摺衣裳在前摺儀、

應祭給之料。布。十二端、（女嬬二人別二丈五尺、）彈琴二人、笛生二人、歌長三人、料。布。三端二丈、（二人別一丈）年終各給其身、

（延喜式十四縫殿）鎮魂齋服（男官齋服用之）

神祇官伯已下、彈琴已上十三人、緋摺帛袍十三領、（別一疋二丈二尺）一袴十三腰、（別三丈）綿五十二屯、（袍別二屯、袴別一屯、）

絲三兩一分三銖、〇中略

新嘗祭小齋諸司青摺布衫三百十二領、（八十二領各一丈[illegible]、二百卅領各二丈一尺、）一百 緋綛料四丈、貲布六端一丈二尺、（別長二尺六寸、廣一尺六寸、）二 山藍五十四圍半、燒飯料米二斗四升八勺、生絲四絢、紅花大十五斤五兩、薪六荷、蒿六圍、

酢六升四合、調布一丈四尺、帛被廿五條、（別一疋）綿三百七十五屯、（別十五屯）調布被廿五條、（別一丈五尺）庸綿三百七十五屯、（別十五屯）納被曝布袋五十口、（別二尺一丈）練絲四兩四銖、生絲五兩三分二銖、（被料二兩、袋料二兩四銖）中宮小齋人青摺細布衫帶九領、（侍從?二人、左右近衞各一人、左右兵衞各一人、左右衞門督?各二人、女嬬二人、[illegible]）佐渡布衫帶□領、（各[illegible]生二人、舍人十人、左右近衞十人、左右兵衞各三人、主水[illegible]二人、）縫料貲布一端三丈三尺七寸、山藍十五圍、燒飯料米七升四勺、紅花大七斤六兩二銖、酢一升九合、薪三荷、蒿三圍、帛被十條、綿一百五十屯、布被十條、庸綿一百五十屯、布袋廿口、練絲一兩二分四銖、生絲十三兩五分五銖、〇中略

裁縫功程〇中略

緋摺帛一疋、長功日大半、中功日一人小半、短功日二人、

青摺布一端、長功日小半、中功日大半、短功日一人、

（延喜式三十六主殿）新嘗會供奉料〇中略

青摺袍廿二領〈舞人二領、陪從二十領、〉請縫殿寮、

〔延喜式〈十四 縫殿寮〉〕踐祚大嘗祭供神料〈中略〉

供奉料〈中略〉青摺調布衫[illegible]領、〈[illegible]人料、〉

〔延喜式〈四十一〉〕凡供奉十一月新嘗會、小齋官人、幷近衞、青摺布衫五領、〈細布五領、[illegible]十二領、〉請縫殿寮、

凡供奉六月、十二月神今食小齋官人、近衞裝束料、六月人別細布二丈八尺、紅花大一兩、十二月人別貲布、用各三丈、綿二屯、細布七尺、並二百五十人、請大藏省、

〔雅亮裝束抄〈三〉〕をみのこと

をみをきることは、そくたいのうへに、あをすりをきるなり、そのすりあをくて、むめきじをする、かんだちめ殿上人五せちのせち、ゑの日、大忌やうゑなどに、藏人まできる、はんぴをきるところきあこめひとへ、まろきあせとりなどにてあるなり、又これもりとのなれば、まひ人のやうに、したがさねのしりにもとおつくるなり、これもおかひもあり、これは右のかたのうへになかをとおつけて、うしろまへにさげて、うしろはわきにとおたるがよきなり、かよりにひかげといふものを、左右のみゝのうへにさげたり、かよりのこじのもとに、ひかげのかづらといふものをゆひて、しろきいとのはしなど、からくみなるしてあげまきになをむすびさげて、かた〳〵に回すぢつゝ、かよりのつのをはさめてまへに、ふたすぢ、うしろにふたすぢ、左右にさげたるなり、このいとかざるところに、こゝろ葉とてむめのえだのちいさくつくりたるを、このかづらにまとひてたてたり、かづらなければ、あをきいとよし、このこゝろばかよりのまへのすぢのもとゝ、うしろのかづらむすびたるところに、たつといふ人あり、ひかげかた〳〵に入すぢもあり、心々なり、せちゑなれば、ぎよたいをつく、殿上人はめなうをさすべし、かんだちめは、うもんのおびさす、び

らをはをみのひらをといふ物あれども、つねになければ、こんちをさす、つねのことなり、かんたちめふ、かざりたちなり、

〔吉田〕小忌（[illegible]）一身四幅縫長、（[illegible]）下具如束帶、着打衣、付赤紐、（[illegible]）模鳥ヲ繪書、或カイヲ押ス、地平絹或綾、臨時祭用之、

一青摺、身四幅縫長、（[illegible]）宇賀下襲、陪從、文樣同、人長文鷹、陪從夏青竹叢、宇賀下襲摺持地綾、平絹、有在所家、富家段有、畫物、地綾、フカリノ組結是也、二筋飾抄ニアリ、或錦、織物等有用之件紐左右結類、常ニハ右計也、

下襲、（[illegible]）宇賀下襲以下同上、打衣紅濃色、四月臨時祭着袙、不着打衣、或白單紅張單等用之、赤紐青摺之時、着左肩ニ付、長一丈五尺、廣四五分計、 一縫腋袍小忌、身四幅、有袍上ニ打掛着之、前ヲハ帶ニ押込、後ヲモ帶ニ押入之、 一日蔭糸、左右各四筋、端ヲ結、色紅梅或白、近衞司兵衞尉等用、紅梅又青、 一心葉、梅折枝、金青糸ヲ結付、赤紐付右肩、前二筋後二筋、 式目抄ニ赤紐左ニ付之、後ハ袁手ノ内ニ入之、前ハ闕ノ前ニ一マトヒマトフ、

○按ズルニ、日蔭蔓心葉ノ事ハ、冠篇ニ在リ、

〔内裏式中〕十一月新嘗會式

小齋親王已下、參議及非參議三位以上一列、入自儀鸞門東腋、（[illegible]）

[illegible]

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中

前祭一日、（中略）同日辨官、參議已上、就宮內省、令班給小齋服、神祇官伯已下彈琴已上十三人、（[illegible]）各給藍摺綿袍一領、白袴一腰、史生已下神服已上百卅七人、（[illegible]）各青摺布衫一領、中務錄唱名、縫殿寮賜之、（中略）

次賜小齋親王已下及諸官幷内侍已下女孺已上青摺衫各一領、（[illegible]）

〔儀式五〕鎭魂祭儀（十一月中寅日、中宮鎭魂祭同巳日、）

其日所司預敷神座於宮内省廳事、（中略）神祇伯以下、御巫、猿女、御琴、笛、神部、卜部等、著青摺衣、令神供神物、

左右相分入立廳中、

〔延喜式二四時祭〕鎭魂祭（中略）官人以下裝束料（中略）

御卜長上二人、御琴二人、座摩神部一人、各緋青摺袍一領、袴一腰、史生四人、神部十三人、卜部十二人、

使部三人、各青摺布衫一領、（已上神祇官）御巫一人、（[illegible]）御門巫一人、生島巫一人、各青摺袍一領、（[illegible]）

二領、（下略）

〔延喜式十二中務〕凡鎭魂祭、前五日、（中略）其神祇官給青摺絹袍十三領、袴十三腰、青摺布衫廿二領、依例給之、

〔延喜式十七縫殿〕大嘗會（中略）凡嘗服者、十一月中寅日給之、神祇官伯以下、御琴以上十三人、（[illegible]）一人、（[illegible]）各紺藍摺綿袍一領、白袴一腰、史生以下神服以上一百廿七人、（[illegible]）各青摺布衫一領、其御巫猿女等服者、依新嘗例、小齋親王以下、皆青摺袍、五位以上紅袖、（[illegible]）自餘青絹絹、内親王及命婦以下女孺以上、赤青摺褶紅袖緋、（[illegible]）自餘青絹綾、（[illegible]）造卜食並乃給、卯日夜與裝束各五十領、付小齋人等侍宿所、（[illegible]）門部、猿部、笛工並青摺布衫、神部猿布衫、中務省預支料、中宮職受神祇官當服、令縫殿寮縫備、自餘縫物各付本司班給、其神祇官卜部二人、宮主卜部二人、各給當色、

凡十一月中寅日、（中略）卯日平明神祇官班幣帛於諸神、（中略）神部四人、左右前驅、（[illegible]）

〔西宮記十四日〕人々裝束

大嘗會（中卯日）〇

大臣及小忌人等、著青摺布袍縵等扈從、中略○

新嘗祭○中略

小忌王卿以下著色青摺日影(赤紐、縵、)衛府大忌小忌帶弓箭、

豐明

御服王卿如例節會、(但小忌著青摺日影縵赤紐等、小忌御衣前日供之、著青摺衣、又著赤紐、)

鎮魂祭○中略

舞人青摺袍、地摺袴、蘇芳下襲、糸鞋、(已上各打色、)赤紐、纓左肩挂、垂纓、陪從、青摺、表袴、柳下襲、大口、(舞人下襲三重、陪從二重、)

(表袴大口二重、)蔽膝○中略

神今食○中略

小忌所司當色青摺(但小忌大忌帶弓箭、)

(北山抄五)大嘗會事

卯日平明、神祇官班幣帛於諸神、(下)諸司小忌人同新嘗會、(新式云、參議以上及侍從等、預前日卜之、內豎以下、當日卜之、自餘當日卜定、給二青摺一、)

(豐樂殿中略)小忌職上納言參議各一人、供奉如常、(頭以下參上、若所司實錄奏、弁少納言、小忌人式數外不著二小忌服一、在二大忌列一之由、見二安和元年私記一、)

(北山抄九羽林要抄)新嘗會

天皇御南殿、近衞引陣、(小忌為先、其陣在大忌之次、時著二青摺一、日蔭縵、紫組、近例、小忌大將尚著一陣、而今日不使、大將小忌可著上也、)

(物具裝束抄)一小忌事

豐明節會大中納言參議并少納言著之、近衞司大嘗會之時著之、

小忌心葉(金銀花也)絲　日蔭糸

赤紐

小忌衣用例

一青摺事
臨時祭舞人著之、文綱竹也、但陪從小忌ハレユロ也、
青摺　赤紐
摺袴　打衣
紐　緌
表袴

〔助無智秘抄〕五節
卯日〈十一月中〉今日モ殿上ノエンヽイナリ、〈中略〉殿上人藏人ソクタイニテ行事ニダブス、小忌ヲキル、日蔭ヲカケタマヘレコケナリ、ソモ〳〵御ウタニアハザル侍臣、コトニ行事ニ供奉セズ、コレヲミヲキザルユヘナリ、タマヽヽ殿上ノ職事十人ハ、御ウタニアハズトモ、カナラズ小忌ヲキルベシ、
辰日節會〈中略〉中院ノ行幸アルトレ、今日小忌ヲキル、行幸ナキトレハ小忌ヲキズ、ダレシ小忌ヲキルトキハ、式部丞レリヲヒキ、ヒタイアタヲハナツ、廷尉オナジクレリヲヒキ、儀式官文官トイフトモカナラズハンヒヲキル、コレ小忌ワキアクナルヨリタナリ、又ヲミヲキル日、ビレイヲコノム人、ソノハカマフタヘオリモノヽハカマナリ、タヾレ廷尉ニヲキタハコノカギリニアラズ、シロキウキモンノハカマナリ、ヲミノウヘニキウセンヲタイス、

〔九暦〕天暦二年十一月廿三日、豐明節會、參內未三、御所內弁左閣中二個引到、今日節事俘濯子到事了、職司小忌服、前例用佐渡布、而所服用似商布、未有如此之事、

〔北山抄〕〈九 羽林要抄〉裏書　記云、貞觀元年十二月十一日、〈中略〉近衞司幷侍臣等著小忌、〈佯小忌著到樣、可有〉

首擢、也、

〔兵範記〕仁安三年十月廿九日丁巳、早旦行水解除、参殿下、次参行事所、月次大祓也、〇中略悠紀方國司行事官以下、曾日司、着小忌衣、今日令畫繪様、宗茂執筆、龍膽小鳥相交、御仰、繪師、兩三枚令彩之、代々其文相替云々、仍所議定也、　十一月廿二日己卯、未明出立、参齋場所、　小忌袍其文用悠紀方々、(例)、龍膽花應鳥相交、帯劔下襲以上　黑半臂　樹文袴可用綾、 紅相單衣等如常、還方帶不付、　日陰組在冠

赤紐付　狩衣相具

〔伊呂波字類抄〕紅纓紐アカヒモ、見神祇式、

〔名目抄衣服〕赤紐

〔雅亮裝束抄二〕まひ人のさうぞくのこと〇中略

あかひもは、ひろさ五分ばかりにて、なからのほどに、あげまきむすびて、うらうへのさがりに、になひすびて、ひらてがいをおしたり、こまうちひとすぢ、すはうひとすぢあるなり、〇中略

をみのこと〇中略

これもあかひもあり、これは右のかたのうへに、なかをとぢつけて、うしろまへにさげて、うしろはわきにとおたるがよきなり、

〔餝抄下〕赤紐

濃打并蘇芳打也、組結之赤紐長一丈四五尺、兩ニ濃蘇芳ナル各一筋ニナニ結也、後又如此并四筋

仁平三十一十九、豐明節會、長卿著小忌赤紐、着小忌右肩、舞人左、使纈紐也、

平治秘記曰、赤紐濃打、并蘇芳打也、有下繪押貝、或只所々押貝計、或又羅ニ用縫物、付右手本、舞人赤紐右付

冬、小忌者付右也、手本ノ縫目ノ上ニ付、ニ、的付一針所引、又有其儀上

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡齋服者、十一月中寅日給之、〇中略小齋親王以下皆青摺袍、五位以上紅垂紐、深淺

內親王自餘皆結緌、內親王及命婦以下女孺以上、赤青摺袍、紅衣緌、五位以上淺深紫、以上內自餘皆結緌、內親王以下女孺以上皆日蔭、並卜食訖乃給、

〔延喜式十四縫殿〕新嘗祭小齋諸司青摺布衫三百十二領、八十二領、領別二丈一尺、二百卅領、領別一丈一尺、二條組料四丈、

〔西宮記十一八〕豐明日裝

御服如例、王卿著魚袋、殿等但小忌王卿、著青摺布袍、赤紐、日影縵等、

〔西宮記十八〕臨時祭

舞人裝束青摺布袍赤紐、著左方、但小忌時著右、中略陪從裝束青摺布袍赤紐、表袴、白大口、淺履、下略

〔西宮記十八〕女裝束

五節舞姫裝束、赤色織物唐衣、地摺裳、中略麗青摺長袂、袷襠、比禮、纈、方目染裳、左右著赤紐、日

赤紐

〔枕草子五〕なまめかしきもの

宮の五せち出させ給ふに、中略小兵衞といふが、あかひものとけたるを、これむすばゞや、といへば、さねかたの中將よりてつくろふに、たゞならず、

あし引の山ゐの水はこほれるをいかなるひものとくるなるらん中略

うすごほりあはにむすべるひもなればかざす日かげにゆるぶばかりを

〔後拾遺和歌集十九雜〕おなじ人の五節のわらはのかざみ、かしづきのからぎぬに、おそすりをして、あかひもなどつけたりけり、人々見侍りけるに、おそきかみのはしにかきてむすびつけさせ侍ける、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　選子內親王

神代よりすれるころもといひながら又かさねてもめづらしきかな

〔倭名類聚抄 十二衣服具〕襅襷〈○中略〉本朝式云、襅襷各一條、〈襅讀知波夜、今案不詳、〉

〔箋注倭名類聚抄 四衣服具〕按、襅襷連文、見延喜縫殿寮、内藏寮、大膳職、主殿寮、内膳司、造酒司等式、知波也、見拾遺集神樂歌小序、按知波夜蓋伊知波也之省、伊知波夜謂急速也、有勸作之時、以之扶斂衣袖、以便捷疾也、其用略與多須岐同、歷著知波也、暇掛、木綿多須岐者、以便事神也、與天竺偏袒右肩以事佛其意全同、然襅云一條、則是襅類似、非後世巫女所著物、未知其詳、又按後漢明德馬皇后紀注云、以臂衣今之臂韝、以縛左右手、於事便也、

〔倭訓栞 前編十七知〕ちはや 倭名抄に襅をよみ、未詳と見えたり、日本紀にはまへもと訓せり、延喜采女司式に、緋布襅一條とみゆ、日本紀に襅をいちはやしとよめる義也、後世明衣を訓せるも義同じ、小忌衣也、布もて造る、身二はゞ袖一はゞ、木形をもて山藍を寫し、春草水禽蝶鳥の類也、袖は縫す、紙捻にて括るといふ、

〔類聚名物考〕千早掛帶、巫女の服也、千早は袖のなき羽織の樣なるもの也、凡長二尺計なり、神事を行ふ時神官著用なり、或官女内侍命婦迄もかくる也、位の品によりて地色模紋など替りあり、大和錦綾衣にて是を製る事あり、赤地の舞衣をちはやとも云、一説にちはやと云は、天鈿女命、茅萱を身にまとひ、岩戸の前にてうたひ舞ふ、是に表して此服をちはやと云、掛帶とは、物指などに女のかくる帶の事なり、

〔服飾管見 十〕ちはやといふ服は、布のひとへなる、うちかけのもとおしもなきが尻ながき物也、延喜已前の書にはなし、考るに大祀の大嘗、いにしへは五位以上に齋服をさせしめられしに、淳和天皇の御宇より、青衣にかへられぬ、其摺衣延喜式には小忌なるは、親王より下部まで、青すりの衫を給ひしに、其後また布の丈尺をそがれんとてか、既に後も小忌の諸司も、節會には青摺の衫を私に調へてきる、されば給ふ所も衫なるを料の布をそがむとて、形ばかりを作りて給はすを

しるべし、褶の袖下がへにおきて、裲襠の前後ながき襴なるを作り出て、袍のうへにくはへさせしめらるめり、褶裙をうはやと云ふ事は、いらはやくつくらるれば、名つけしならん、（[illegible]）[illegible]起とて直襟の上の鰭袖なくて、袂もなはぬを、紙[illegible]して、いとゆるくつがりたるものは、褶より出たるにあらずや、褶は心身一幅なるに、こはあはせまりのことにて、おはせまりにてもなく、まったく直襟の領袖、其直襟てふものは、[illegible]なかりしものなり、されば此のまりをうつしたる[illegible]からは、是は直襟や、直襟し比、仕出たる物なるを知べし、今も家の官人ちはやのさまなるをきる也、されば褶をやつして、給ひしはじめは、みなちはやのさまなるにてありしを、後にいきはひある人なとの、よしあしのけじめ、衣料に[illegible]服の[illegible]に、まぬる人の、官色に直衣の様をまじへてまそのたるならむ（[illegible]）[illegible]とあり、こはかけまりなるべし、

（[illegible]）太平記三十九の事に、神ノ子が鈴懸ル袖ノ上ニ託宣ノ涙不留敷、社人ノ鳳夜ヌル枕ノ下ニ夢想ノ告止時ナシ、巫女の著たるものはちはやなり、延喜主殿寮式廿七に、凡巫敢[illegible]直丁二人、毎年各給調布衫一領、褌一條、褶一條といひ、和名抄に、褶讀知波夜、今按不詳と見えたり、今の世のさまにては巫女のみ其著る如くなれば、女の服の如く思はるれど、然はあらずなん、又衫をば一領と云ひ、褌と褶とをば一條といへるにて思へば衣の如くは著るものかと思はる、如し、なは江家次第賀茂詣の條に、次神寶以下東遊、其次第先庭掃二人とて、分注に、褐襖紅白布褶、白袴、細纓巾、褶、白木杖相比とあり、是も男の著たるなり、さて其文今本は誤多ければ、古本によりて引り、退紅の下に布袍の字脱けむと覺ゆ、夫木集雜二西園寺入道の歌に、みかけ山卯花月夜

つゆながらはすやちはやのふるの神がき、ともよめり、ある人の說に、今のちはやと云物は小忌衣にて布もて造る、身二はゞ袖一幅、本形をもて山藍すりの色ばへに、春草蝶鳥水などを摺る、袖は縫ず、紙燃にて括ると云へか、然る狀の者は小忌衣の類にも有んか、又巫の著るちはやと云者の中に、錦などにて製り、袖なき衣の類もあり、それは背子著て神事に仕へ奉りしなごりにて、やがて背子とも呼べきなり、其をちはやと云は實は違へるにて、後に名の轉りたるなり、其背子と同狀なるをば手なしと云へりと思とらるゝそは手なしの條に云へるを見るべし、

〔神道名目類聚抄〈二神官服〉〕千早〈千はノ略〉神事ヲ行フ時、神官是ヲ著用ス、大和錦又ハ練衣布ニテモ是ヲ調ム、

〔當代裝束抄〕巫服〈神事〉
神事の時著之、或巫服の上に千早を著する也、是は遠方の時なり、千早は織物也、大形赤地錦、又色は不定、

〔長秋記〕保延元年二月廿七日辛未、上皇御幸春日社、〈中略〉行列次第、後持二人相雙、裝束冠老懸、赤衣、襖袴、表著、知波夜、布美服巾、藁履、

〔拾遺和歌集〈十神樂歌〉〕左衞門督高遠、賀茂になぬかまうでけるはての夢に、みやしろよりとて、ちはやきたるをうなの、ふみをもてまうできたりけるを、あけて見侍ければ、かくかきて侍ける、

そののち大貳になりて侍ける、

ゆふだすきかくるたもとはわづらはしゆたけにとけてあらんとをしれ

〔後太平記〈三十五〉〕宇佐大宮司兵火之事附神主調伏神樂之事
香春城ノ城没落セシカバ、大友入道〈宗麟〉勇氣ニ誇テ、中津原陣ヲ居ヘ、〈中略〉七月〈永祿四年〉廿日、ノ午剋、宇佐ノ宮ヘゾ押寄ケル、大宮司モ兼テ軍旅ノ用意遙ク調ヘタレバ、社人伶人神官僧侶ニ至迄、

烏帽子ナ。ハヤ。ヲ設ケ、堅甲利兵ノ資トナシ、持楯ヲ鋒並ベ、宇佐領ノ土民二三千呼集ヘ、ナタ長刀ヲ手每ニ持セ、兩ニ先覚ノ射手ヲ備立散々射タリケリ、

(春日正預祐範記)慶長十年乙巳正月以來、御神事次第、○中略

正月大○中略

一旬 日並朝夕 御戸開(大神主神主、) 音樂奏之 白杖 成久 御幣 基政 散米 包道 [illegible]引之、

(夫木和歌抄二十)光臺院入道二品親王家五十首社頭卯花　西園寺入道太政大臣

みかげ山卯花月夜つゆながらはすやちはやの袖の神がき

(江家次第十二)發[illegible]使參并路次儀

十二日

參著豐受太神宮○中略至第二鳥居下、内人二人[illegible]、[illegible]大床[illegible]禰宜入、[illegible]等五人

東司[illegible]剣立於御前宮殿○下略

(神道集成九)賀茂年中御神事次第

正月朔日

五節供始、巳剋御戸開、神供自左右調進、社司束帶獻御[illegible]幷讀音頌等、

四月中酉日

御祭也、巳剋(於今入)御戸開、神供自左右獻之、祠官束帶、但自今日着夏服、[illegible]以後更衣云々、

(住吉大神宮諸神事之次第記録)正月一日

辰一點、御供備進、社官(束帶)神官(布衣)氏人(布衣)自神前參也、

四月卯日御祭

於住江殿、從官(束帶)禰宜(同)氏人、(布衣)○中略

九月十三日

寅一點、於宿院、社家、孝綸王納曾利、從官禰宜氏人等、於住江殿著裝束、從官(束帶)禰宜(同)氏人、(束帶衣冠)

(正德六年七月十三日公卿勅使御參宮次第)當日未中刻計、參著於二島居、在御麻御鹽湯如例、祇承

宮掌大內人使職神主、忠頼神主、親政神主、(代)重安神主也、但上座二人束帶、

(春日正預祐範記)慶長十年乙巳正月以來、御神事次第、○中略

正月大

一登御神事、(元日)○中略　社司各束帶、氏人狩衣、淨衣、布衣等也、○中略

一旬、○中略　見參社司　神主時廣　正預祐範　權神主時家　新權神主師治　權預延實　權預

祐紀　次預延通　權預祐爲　加任預祐員　新預祐長　若宮神主祐紀　各束帶、缺之、

(神道集成六)賀茂年中御神事次第

正月卯杖

初卯日卯刻、御戸開獻卯杖、社司衣冠、鶏鳴刻御戸開、若菜神供自一方調進之、幷白馬奏覽之儀有

之、社司衣冠、

十五日

鶏鳴刻御戸開、神供自一方備進之、社司衣冠、

(住吉大神宮諸神事之次第記錄)正月七日

戌刻、御供備進、御供調進後、中義內、從官(束帶)禰宜(同)各陪膳侍進之、氏人(布衣)先列立南門前、如朔日、○中略

五月五日

辰一刻、御供備進、從官禰宜(已上衣冠)氏人(布衣)神官(衣冠)社司以下列立南門前、

〔治承元年公卿勅使記〕九月十五日、参向外宮、於一鳥居外下馬、(中略)自此所予(實房)前行、次王、中臣、忌部、卜部次第行列参進、至二鳥居下、大内人二人着狩衣、一人束帯、大麻立子取之、禰宜一人又神宮駈(人十)以御麻祓之三度了、道人之間、着狩衣之男四人並出前行、至御饌殿前南立、

以狩衣爲祭服

〔神道集成(六)〕賀茂年中御神事次第

正月十四日

御禊會、皮剥之、(中略)社司着狩衣、於神庭奉幣、

燈籠祭

下午日、本社禰宜(以下)各裝束、着狩衣、参向獻小松燈籠奉幣、

〔住吉大神宮諸神事之次第記録〕正月四日踏歌

皮剥、先於下宮殿拍子合、饗所著座、(中略)其後社司氏人等参、御前惣官(衣冠)禰宜(狩衣)著座奉幣、(中略)氏人(狩衣)中門廊著座、(中略)

六月

晦日、夏越御祓、早旦御供備進、惣官禰宜(衣冠)氏人(狩衣)神官(狩衣)列立南門、如常、

〔住吉大神宮諸神事之次第記録〕正月十三日

御結鎮神事、(中略)氏處、惣官(衣冠)氏人二﨟(衣冠)三﨟大海社神主、同氏人一人、御所司一人、神官座、禰宜(衣冠)政所目代神官神人等(中略)著座、

以狩衣爲祭服

〔俗神道大意(三)〕吉田家ノ裁許状ハ、寛文五年七月ノ御條目ノ如ク、無位ノ社人ニ白張ノ裝束ヲ裁許セラルベキコトナルニ、分ニ過タル狩衣ヲ許シ、官名マデヲ授ケ、マタ鎌ノ神ナドヲモ許サルルコト、言語道斷非法ノ限リナルコト、中ニ彼ハ、ソノ裁許状ト夕授ナル、文言ニ、

何國何郡何村何社之祠官、何何守何某、恒例之神事祭禮参勤之時、可着風折烏帽子狩衣者也、神

裝束許狀如左

何何年何月何日

神道管領長上卜部朝臣何某(吉田家實名)

ト記シタアル、脇ノ神職者達ガ吉田官ト稱シタ、大和守ノ和泉守ノト名乘リ、吉田家ノ裁許狀ヲ申請タト云ハ右ノ文言デヤ、此文言ヲ見ルニ裝束裁許マデノコトデ、官位ノ義デハナイ、コレハ寛文五年、關東ヨリ仰セ出サレタル御條目ニ、無位之社人者可著白張、其外之裝束ハ、以吉田之許狀可著之事、トアル故ノコトヽ見ユル、デタ吉見氏ノイハレタル如ク、白張トノミ云トキハ、小者中間ノ著スル裝束ヲ白張トイヒ、社家ノ著スル淨衣ヲモ、上下トモ白キモノ故、不案内ノ輩ハ白張ト云ナレドモ、小者中間ノ著スル白張ノ地ハ、布ダイタレタ物、マタ淨衣ト云モノハ、晒地ヲ白絹張ニシタ、鐵鍵モトント異ナル物デヤ。(中略)然ルニ不學ナル神職タチハ、小者中間タガ著ル白張ト給レタ見ユルコトヲイヤガリ、マタ布衣素襖モ無位ノ人モ著シタ苦カラヌナレドモ、夫ヨリハ見分ノ宜キ物ヲ著セントテ思フニ從タ、吉田家ヨリ紋紗ノ狩衣ヲ免サルヽコトヽ見ユル、然レドモ、狩衣ハ大中納言モ著セラルヽ物デ、品輕カラズ、殊ニコレハ尋常ノ時服デ、實ハ狩ノ時ニ著スル物ユヱニ、神拜ニハイカヾシキ物デヤ。(下略)

〔有職抄(六直衣)〕同(○神事)社參之例

寶德四年(○享德元年)三月九日、鹿苑院准后(○足利義政)春日社ニ參詣ノ時、衣。冠。ニ下結ヲ用ヒラレシナリ、

〔續[illegible]〕一直。衣。事(○中略)

社參之時、不可著直衣、神體は必直衣ニ而現給故也と故殿被仰者也、

〔有職抄(六直衣)〕攝家直衣布袴之例

直衣ハ神社ニ參ル時著用スベカラズ、神體ハ直衣ノ姿ニテアラハレ玉フ故也ト、成恩寺關白(○

給〔註〕ノイハレヤヘヨト、極位恩寺シルセタリ、イヤダ四品以下十ヶ事ニ付レド、殿人ノ説ニ付テ聞シル
レタハフル者也、

〔壮竹問答三〕直衣ニテハ參拝ハ不仕儀ト相心得候得共、小直衣ニテモ參拝不仕儀ニ御座候哉、
直衣ニテ不參拝コト勿論、且装束抄、餝抄等ニ注之候、尤直衣ニテ參拝セシ例ハ有之候得共、人
記仁安三年八月十四日、聞召〔…〕十六日〔…〕不宜例ニ候歟、當時モ參拝ノ節ハ不着直衣事ニ候、

〔有職抄〕小直衣、略○中、將軍家、略○中、
應永十六年六月十五日、勝定院將軍〔義持〕八幡參詣ニ、織物ノ小直衣〔文〕、濃紫芳ノ指貫ヲ用ヒタ
ル、略○中、永享元年九月廿三日、普廣院將軍〔義教〕春日詣ノ日、薄ノ織物ノ指貫、略○中、同廿七日、若宮
祭禮ニ、淺黄織物ノ小直衣、紫ノ紺香ノ織物ノ指貫ヲ用ヒタル、略○中、寛正四年三月十四日、將軍家
〔義政〕春九月春日參詣ノ装束ノ色目、大染金剛院注進ノ日錄、略○中、若宮祭禮ノ日、萌黄ノ浮織物
ノ小直衣〔…〕、紫ノ衣〔…〕、香ノ指貫〔…〕略○中、

[illegible]家、略○中、
至徳二年八月廿八日、同紋ノ衣〔…〕鹿苑院准后〔義満〕春日ノ社ニ參詣ノ時、社參ノ日、香ノ小直
衣文紫亀甲ヲ用ユ、　永享元年九月廿二日、勝定院義教〔…〕普廣院將軍春日ノ社ニ參詣ノ
時、若宮祭禮ノ日、薄香ノ小直衣〔…〕、菊本ノ衣薄色ノ指貫〔…〕ヲ用ユ、

〔春日社參記〕廿七日〔○寛正六年九月〕、そらこゝろよく晴て、空の雲の名残もなきに、けふは若宮の祭禮な
るべし、ことに風流のさうぞくなりとてひしめけば、をりあをめかり衣にきぬかさねて、ひくら
んじのさしぬきなどきて、見物にはじめばかりに、一條院にまいりぬれば、やがて御出〔義政〕なり、
御装束は、菊紅葉などえもいはずこきまぜたる唐をり物の御小直衣に、紅葉のきぬかさねて、香
の御さしぬきなどきはことなる御さまは、筆にも書のべがたし、

〔有職抄大成〕狩衣

將軍家

嘉禎四年七月廿三日、七條將軍〇賴經在京ノ間、八幡宮ノ參詣ニ狩衣ヲ用ヒラル、〇中略

諸家〇中略

永享元年九月、普廣院將軍春日詣、諸堂巡禮ノ日、〇中略同廿七日、若宮祭禮ノ日、万里小路大納言二重織物ノ狩衣、文菊枝、香ノ大帷、花田ノ織物ノ指貫、勸修寺中納言、薄花田ノ一重狩衣、文鶴菱、香ノ大帷、紺塵色ノ指貫、

〔松竹問答三〕神拜ノ體、狩衣ニテ笏ヲ持候事ニ御座候哉、

元來神拜ノ體、束帶ハ勿論、衣冠、淨衣ノ著用可有之事ニ候、小直衣、狩衣等ニテ神拜、本儀ハ不可然事ト存候、但當時武略儀體、小直衣等ニテ神拜スル人モ可有之候、略儀故猶ヲ笏ノ沙汰迄モ無之候、但人々ノ所意不一樣候故、狩衣ヲ淨衣ニ准ジ、持笏候人モ邂逅ニハ可有之ト存候、

〔敎言卿記〕應永十三年十月廿四日、御參宮ヨリ御下向、例日之間、今夜ハ若王寺御□□裏松ハ社參之時束帶、御賀殿水干云々、敎興朝臣長絹モ裏松ニ同道、兩人審ニ十德妻也、敎□參宮之時合著淨衣、

服飾部四

服飾總載四

禮服

〔名目抄人體〕禮服大嘗即位會

〔漢書禮樂志二十二〕孝武帝即位、進用英雋、議立明堂、制禮服、以興太平、

〔倭訓栞中編二十八〕らいふく　禮服なり、禮服は唐服、朝服は和服なりといへり、

〔服飾管見一〕禮服始

我朝の禮服の始を考ふるに、伊邪那岐大神日向の橘の小門の阿波岐の原にて禊祓し給ひし時に、投棄給ひし御よそひ物の中に、御裳のあなると、天照大神の丈夫のさまをなしますとて、御三頭をつくり給ひて、曲玉を纏はせ給ひしを合せみれば、後の世の禮服は、神代の風の殘れるなりけり、備禮服朝服のわかれしは推古天皇の御字十二階の冠を製せられし末に、只元日は髻華を著とみへたり、禮に髻華を著ると著ざるとのたがひにて、元日平日をわかたれしなれど、是ぞ禮服朝服のわかれし始ともいふべき、其後また裳を著しめられし事のみえたるは、大禮の時の事とぞおぼゆる、孝徳天皇の御字よりぞ、男女の禮服、朝服、儀衞のよそひまでも委く備はりしなるべし、然るに天武天皇の御字十一年二月に詔して、禮冠及服製のたぐひ多く停られたり、文武天皇の御字のはじめ、直大貳粟田朝臣眞人もろこしに使せしに、彼國の書どもは、其裝束を記せしを見れば、孝徳天皇の御字の禮服也、是は既に天武天皇の御字に停られしかど、東國のまじはりに

天皇禮服

は、殊に吾國のひかりを觀さしむべきなれば、此時ばかりは本儀の禮服を用られしにぞありける、其後新令を撰定し給ひし時、五位已上のみの禮服を制せられき、此禮服はもはら本儀天皇の御宇の禮冠、衣服製によらせ給ひしなりけり、儀著るなる日は既そがれて、大祀の大嘗、元日即位、蕃國の使を受給ふなど也、又續日本紀孝謙天皇天平勝寶四年の大佛開眼に、五位以上禮服を用ゐられし事みへたりしかしはかく臨時に大禮をも行はれ、禮服をも著たりしに、世のくだりけるまゝに、かゝる臨時の大禮も行はれず、元日の朝賀をだに、みくすりなどの事によせてしばしばとゞめさせ給ひき、又淳和の御宇踐祚の大嘗には、金銀などの飾を停られ、すべて大にはぶかれし事見へたれば、此御時にぞ大祀の大嘗に禮服を著る事も絶にける也、又元正朝賀にもやゝ參議以上の職事に預る人の外は禮服を著せしめられずなり、式の禮服の製を考るに、親王内親王以下王臣五位以上、内命婦の禮服、皆令條に同じ、但令に禮冠の式詳ならざれば、貞觀の禮冠、令のまゝなるやしらねど、延喜の民部式に見へたる禮冠の製、其玉の色のみ貞觀のと異也、かゝれば貞觀のも玉の色の外は、令のまゝなるべくぞおぼゆる、さて朱雀村上の御ころはひよりぞ禮服みだれそめて、一條院の御時より後は廢すたれもて行て、只匠の意にまかせて、風流を重し服物のごとくなりぬ、されば此圖の事は載す、

〔類聚國史七十一〕弘仁十四年十二月甲申、詔曰、古之王者、受命創制、文質相變、損益不同、○中略其時會後聞外國朝禮。服章雖多闕、朝賀四年之間、欲停著用、亦宜減定奉之、

〔儀式六〕禮服制

天子禮服、十二章、牙笏、

〔延喜式內藏十五〕元日御禮服、玉冠牙笏等、當日平旦藏官人、於大極殿後殿下、持參之、付内侍奉進之、

〔西宮記臨時四〕天皇禮服

赤大袖、繡日月山龍虎猿等形、同色小袖、同繡鳳形、白綾、玉佩二旒、冕冠、御笏、烏皮舃、長男、童帝御裝束同之、但日形冠、女帝御裝束皆白、臣御裝束、青摺色繡衣也、太子赤繡鳳形、（以上在内藏寮、）

〔西宮記 臨時八〕天皇御即位上

御服赤、日月七星龍猿虎形等繡大袖、小袖、（無文、）赤御衣、（繡形、）白綾、玉佩二旒、烏皮舃、（中略）○下

〔尚書注疏 五益稷〕

帝曰、（中略）予欲觀古人之象、（欲觀示法象之服制、[illegible]）日月星辰山龍華蟲、（日月星爲三辰、[illegible]）作會、宗彝、（會五采也、以五采成此畫焉、宗廟[illegible]）藻火粉米黼黻絺繡、（藻水草有文者、火爲火字、[illegible]）以五采彰施于五色、作服、汝明、（天子服日月而下、[illegible]大夫加粉米、上得兼下、下不得僭上、以五采明施于五色、作尊卑之服、汝明制之、）

〔事物紀原 三衣裘冠冕部〕袞衣

事始曰、黃帝作畫象日月星辰於衣上、以倣天、故有袞龍之頌、黃帝内傳曰、帝伐蚩尤、乃服袞冕、至舜始備十二章、書稱予欲觀古人之象、日月星辰山龍華蟲作會、宗彝藻火粉米黼黻絺繡、以五采彰施於五色作服、是也、周登日月於大常、九章而已、餘五服俱周制也、

〔西宮記 正月〕朝拜

天皇就高御座、（[illegible]大袖、小袖、[illegible]玉佩有二旒、[illegible]○下略）

〔北山抄 一年中要抄〕朝拜事（○中略）

天皇御高座、（[illegible]）

〔小野宮年中行事〕御服事

大小諸神、及季冬奉幣諸陵、則用帛衣、即位、及元正受朝賀、則用袞冕十二章、(小注不明瞭)

〔武家嚴制錄 一〕禁中幷公家中諸法度 中略

一天子禮服、大袖小袖裳御紋十二象、諸臣禮服各別、中略

右可被相守此旨者也、

慶長二十乙卯年七月日

二條前關白昭實公判　秀忠公判　家康公判

〔松竹問答 上〕女帝重祚御禮服之事奉伺度候

一女帝御禮服事、大袖小袖御裳何レモ白綾ニテ御調候、西宮記ノ白衣ト有之候ハ、大袖小袖ヲ雲ノ中ノ文圖ト相見エ候、且縫大袖小袖ノ通リニ候、

一女帝御禮服事、男帝ノ御禮服同樣ニ候、御寶冠之儀、小形ニ被造計ニ候、玉佩モ同樣ニ候、天明ノ度調進有之通リノ由ニ候

一同日形御冠圖所持無之候間、方ヘ申込置候ヘ共、急ニ手ニ不入候、依リ延引相成候儀、先々文ノ遲答申入候、御寫取候ハヾ内々可令借進候、前回寫置候入申候右之儀當時モ大嘗山槐記、永萬ノ記文ノ趣ニ候、仍左ニ注之、山槐記、永萬元年七月十八日、禮服御覽、一合納、童帝御裝束、大袖、小袖、御裳、已上色綾同、男帝以羅大小分別也、女帝御裝束、大袖、小袖、御裳、已上皆白色無文、中略次御冠、男巾子上有鈿、折數物、其上有日形、童帝巾子、有日形、前方鳳圖翅立、

〔續日本紀 十一〕天平四年正月乙巳朔、御大極殿受朝、天皇始服冕服、

〔日本紀略 十四 嵯峨〕弘仁十一年二月甲戌朔、詔曰云云、中略元正受朝、則用袞冕十二章、

〔中右記〕嘉承二年十月廿二日甲戌、晩頭參內、先參御直廬、御禮服所御覽也、藏人右中弁顯隆內藏助

相具、遣内蔵寮、束帯之間、辨来、(裹御二合、)童王礼服三具、(男○二、女○一、)皇后一具、

(山槐記)永萬元年七月十八日乙丑、今日可有礼服御覧也、(中略)右中弁成頼朝臣、蔵人右少弁長方、向内蔵寮、(中略)中納言殿御礼服、(中略)中綸旨収殿(御直衣)今令参内給、(中略)殿下家司職事(高佐、経成、定長、経憲等也、)弁之、立西弘廂、(中略)辨結縫(紐也、并封也、)又可召令一人之由被仰、仍長方召重方(蔵人、木工頭也、)相共取出之、取御辛櫃蓋、置御座南長押上、其上置黒漆筥蓋之後、御覧礼服、及香盤供御案、(前之)

一合納

男○帝○御○装○束○一具

大袖一領(赤色、有繡、日月七星以下等也、) 小袖一領(同色、無繡、)

御裳一腰(同色、有繡、) 綬(白) 御帯一筋(同色、有繡、以組結之、) 玉佩二流(入、細、黒漆筥、)

御笏一枚(牙) 御沓一足(同色、有繡、) 御襪

有銘久間年日六、但有相違等、

一合納

皇帝御装束 大袖 小袖 御裳

已上色繡同男帝、只有大小分別之、

女帝御装束 大袖 小袖 御裳

已上皆白色無繡

皇后御装束 大袖 小袖 裙

已上青色大袖背裾有繡、又副御裳一腰、

太子御装束 大袖 小袖 裳

已上色文等同御装束、但無日月形、

玉佩二旒今色宜中御所用、　綬一帖小　御沓三足赤革、此中今一足、

又一足黒色有緒　御襪二足　赤革烏皮片足

已上一合納如此、御裝束各納入、置藏方、其□□置方畢、六位藏人所書之目六人之、雖注其物員、不分

別男女及東宮后等寶、先々不注載之、仍又今度不注載之、〇中略

次御冠　男巾子上有御所撤物、其上有日形、童御巾子有日形、藏方風聞御立、

各又進納、男御冠返進了、女帝太子御冠不見、仍御藏方書付之、返納御辛櫃御冠畢了

(玉葉)文治三年二月廿日壬戌、宗頼來、〇中略此次仰下宗頼事三ヶ事、

一、有議寶之中、有納寶物之所々、就中內藏寮有歷代天皇御禮服云々、近代長官已下如此事曾不存

行、或納失或朽損、其不便云々、藏官藏人相共加檢知注目錄可分別歟、

(伏見院御記)弘安十一年二月廿一日丙子、今日禮服御覽也、召使朝臣、資仲等、向內藏寮禮服莨箱、各

納具禮服、先〇中略

御冠　不及見、破損歟、正元被修理之歟、　大袖　赤色也、有繡、日月七星等也、　小袖　同色也、無繡文、

御裳　同色也、有繡文、　牙御笏　入御筥　御襪　白地錦一具　御舃　赤皮以金銅飾　綬

一具　玉佩　二旒也

已上入唐櫃一合、內々見置御所、

(中務內侍日記)三月〇弘安十一年十五日、御そくゐ也〇即位行幸のぎしき、關白殿左大臣以下、供奉の人々め

づらしくおもしろし、〇中略ひらしきの御ざにて、御そくたいときくつろげさせおはしまして玉

の御かうぶりめさるゝらいふくめされて、大たやうじに主上わたらせおはします、たまの御かう

ぶりにあけのをゝつく、あけの御はうに、左右の御かたは、月と日とをいだし、御なをしには、ほく

と七星をあらはしたてまつる、御ひぬ御袖にはたつののぼりたるをぬひたり、あられちの御う

へのはかまのうへに、らいふくの御衣をめす、その上に御大そでの御はうをめす、御くびかみ御まひもなり、そのうへにたかくびの御小袖の御はうをめす、此色々の御もんは、御小袖の御はうにあらはして、うへにめしたり、あかぢの錦の御したうづ、はながたのからの御くつあかぢのにしきにつゝみたり、御こしには、御玉ゆとて、ひらをのしろきをひかせ給たり、左右の御うしろの御もきのとをりに、たんじゆとて二すぢ、御よをろのほどにさせられたり、御まへの左右の御わきにぎよくはいとて、玉をつらぬきてつけられたり、御すそにひうちがたのからかねをつけられたれば、ふげんのごとくにりやらめきならせ給ふ、御ちかへには、大じゆそむすびさせられたり、たちのひらをのごとくむすびたれたり、

〔康道公記〕寛永七年九月十二日、天子明正○中略清涼殿ニ行幸アリ、常御衣ノ五ツ衣裏生絹、白精好ノ單衣、御表着是モ裏生衣ナリ、唐衣御富貴ニ紋アリ、纐纈紅ノ、御袴御扇蝶鳥ノカナメ花菊絵ノ、ニナ結ビノ糸、ノ絹アリ、此御裝束ヲ改リ、御服ヲメシ給フ、寶冠、是ハ日形御冠ナリ、白服大袖小袖、裏皆生、白精好ノ御帶、御襪、御舄、長袴一領、錦綬二筋、玉佩二旒、御襪、御笏、御笏ハ象牙ヲ以作レリ、袞龍ヲメスベキ御事ナレドモ、女帝ニタマヽレマセバ、古代ノタメシニ任セ、白キ御衣ナリトゾ聞ヘシ、

〔言成卿記〕弘化三年十月三日、殿下○鷹司政通家公○山科言知へ被尋仰曰、靈元院御禮服、十二章紋悉有之、何比ヨリ被描哉云云、家公被答云、勿論文化十四年御禮服御覽之節、最早無之、安永度ニモ御覽ニ被用歟、自其節ハ御紋無之旨、從祖父忠言卿令傳承給之條被仰上云云、　四年八月廿五日、御禮服以下、御調進品々、被分給、　廿七日、參內、御禮服調進、屬于橋本中納言、實久

一御大袖、表赤色綾、日月七星山龍火華虫、繡以下宗彝、以上繡　裏紫染綾、遠菱横、

御襟ナク、左右御襟サキ、牡蛎鈕ニツ宛附、御紐ノ方左右ニ、牡蛎鈕ニツ宛ツキタアリ、御腋不入、

御只縫合セナサ、御當帶添、同色四五尺許、

一御小袖面裏同大袖、但無襴、御裏紅入綿アリ、
一御裳、面裏同上、壹尺許宛切リ縫合ナリ、裏紗米[illegible]、
　件御裳二ツニ折、御腰立紅絹糸組合、(長五尺許)且大袖御裳縫、裏絹ナリ、[illegible]
一御玉佩二旒、[illegible]
一御綬長一丈二寸、[illegible]、白綾[illegible]、〔〕[illegible]ノ[illegible]ナリ、
一御烏皮舃、朱[illegible]內[illegible]、[illegible]左右白組緒アリ、[illegible]金物、[illegible]
一錦御襪一足、[illegible]二[illegible]、
　以上御衣[illegible]

皇太子禮服

〔令義解 六衣服〕皇太子禮服
禮服冠、(謂以漆作之、其制在別式也、)黄丹衣、牙笏、白袴、白帶、深紫紗褶、(謂[illegible])錦襪、烏皮舃、(謂以烏皮為舃也、)
〔西宮記 臨時四〕天皇禮服(中略)
太子冬禮服形、(已上東宮、內藏寮、)
冠(中略)
冕冠、(中略)(太子[illegible])
〔小野宮年中行事〕皇太子御服事
從祀及正朝賀、服冕九章、[illegible]元正受群臣若宮臣賀及大小諸會、黄丹衣、(以上三[illegible])
〔日本紀略 嵯峨〕弘仁十一年二月甲戌、詔曰、云云、(中略)皇太子從祀及元正朝賀、可服袞冕九章、朔望入朝、元正受群臣若宮臣賀、及大小諸會、可服黃丹衣、並常所服者、不拘此例、

親王禮服

〔令義解 六衣服〕親王禮服

一品禮服冠、〈四品以上、每品各有別制、〉深紫衣、牙笏、白袴、條帶、〈深縹紗爲之、[illegible]者、〉深縹紗褶、錦襪、烏皮舄、〈[illegible]〉

〔令集解 二十九〕朱云、无品親王無禮服歟、有品故也、古記云、問有品无品、有別以不、答此條四品以上、

業新令可知、但无品有別式也、〈○中略〉或云、二品以下禮服衣、同一品、案此體可知之、〈文在次〉朱云、四品以上、

每品各有別制、謂只其禮服冠也、下諸條注放此耳、有別制、謂別式者、從深紫衣以下者、一品以下四品以上无別者、

〔儀式 六〕禮服制

親王四品已上冠者、漆地金裝、水精三顆、琥珀三顆、青玉五顆、交居冠頂、以白玉八顆、立徽形上、以紺玉廿顆、立前後押鬘上、其鬘者立額上、一品青龍尾上嚮下右出左嚮、二品朱雀右出左嚮、三品白虎尾末嚮、嚮下右嚮、四品玄武蛇所嚮右出左嚮、〈[illegible]〉並衣者深紫、牙笏、條帶、深縹紗褶、錦襪、烏皮舄、〈[illegible]〉

〔令義解 六 衣服〕諸王禮服〈謂五位以上王、不入品親王、令內准此也、即依諸臣之服也、〉

一位禮服冠、〈五位以上、每位及階、各有別制、諸臣准此、〉深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深縹紗褶、錦襪、烏皮舄、二位以下五位以上、並淺紫衣、以外皆同一位、〈[illegible]諸臣准此、〉

〔令集解 二十九〕穴云、五位以上王凡不入諸王之處也、令通例而皆耳、〈○中略〉古記云、其无位諸王服色准諸臣五位、但除其朝服耳、釋云、或說其无位諸王服色准諸臣五位、但除其朝服者、未見所由也、朱云、稱云、令釋云、其无位諸王服色准諸臣五位、但除其朝服者、未見所由者、此古令心耳、下服色條心耳者何、〈○中略〉跡云、諸王與諸臣禮服冠、亦有別式也、

〔令義解 六 衣服〕諸臣禮服

一位禮服冠、深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深縹紗褶、錦襪、烏皮舄、三位以上淺紫衣、四位深緋衣、五位淺緋衣、

以外並同、一位服大祀大嘗元日則服之、[illegible]

(儀式六)禮服制

諸王禮服一位冠者、漆地金裝、以玻璃五顆、緑玉六顆、[illegible]交居冠頂、以白玉八顆[illegible]立前形上、以緑玉廿顆立後押鬘上、衣以下同、親王二位三位冠者、漆地金裝、以玻璃五顆、緑玉五顆、白玉一顆、交居冠頂、以赤玉八顆立前形上、衣者淺紫、牙笏以下同上、四位漆地[illegible]押鬘上、[illegible]金裝、[illegible]以玻璃五顆、緑玉六顆、交居冠頂、以白玉十顆立前押鬘上、青玉十顆立後押鬘上、不立徽形上、衣以下同三位、[illegible]其諸王徽者、爲三位以上、止位正立仰頭、從位正立[illegible]、四位上階右出右向、下階右出左向、從四位上階左出右向、下階右出左向、諸臣徽者[illegible]、自餘皆准諸王、

(内裏式上)元正受群臣朝賀式

主殿圖書兩寮各服禮服、列[illegible]東階、[illegible]

(儀式六)元正朝賀儀

寅一刻、[illegible]中務省率[illegible]鉦鼓、少納言並著深紫衣金銀裝腰帶横刀、執[illegible]交[illegible]并内舍人皂緌冠挂甲白布帶横刀弓箭[illegible]鉦鼓[illegible]皂縵冠緋大纈袍、纈袍大帶白[illegible]袴布襪[illegible]、兵丁皂緌巾皂緌冠朱纈[illegible]大纈袍白布帶袴布襪[illegible]、

(儀式七)[illegible]儀

[illegible]引[illegible]等、[illegible]參入立定、

(延喜式十八式部上)元正朝賀[illegible]

元日[illegible]一刻、[illegible]中五位以上服禮服、[illegible]

(延喜式四十六)正月元日、使[illegible]史生左右各二人、其禮服者、冠[illegible]袍、[illegible]下襲[illegible]衣、[illegible]白袴帶、[illegible]

執威儀物、

〔西宮記臨時八〕朝拜

王卿、服禮服、玉冠牙笏烏皮鳥等、(有玉佩、已上)其王卿、内外弁大臣以下、纔帶劍人、不著其劍、但堂上威儀親王代侍從及衛府代官等、纔弁帶劍人、假借帶之、

〔江家次第二五〕釋奠

聞者起座登高座、次論義、(問答二度)起座於西堂外脫幞頭禮服冠等、還昇聞者高座前逸東面立、申官姓名作持如意再拜登高座、論義畢執如意、退還入堂外、著幞復座、

〔江家次第十四〕即位

内弁大臣(著禮服)取簡下名於笏、入自昭訓門、(中略)開章德興禮兩門、(自章德會昌門東西廊門、自興禮小門先開歟)伴左佐伯右御著五位禮服、率門部三人、(不著禮服)入自兩門、居會昌門内左右扇胡床、(中略)次左右侍從(著禮服)各引四位五位及少納言、入從光範門、(下略)

〔助無智秘抄〕御即位

一ノ大臣禮服キテ内弁ノコトハオコナハル、左右ノ御子代トテ、宰相モシハ三位禮服キテ、八人堂上ニ候、外弁公卿ハ禮服キタミナアリ、中納言ノ中ニナルベキ一人、叙位ノ宣命使ヲスルナリ、(中略)寛弘ノ御即位ニハ、行成卿ゾ中納言ニテ宣命使シタリケル、興福寺ノ寶藏ニアル禮服ヲ給ハリタリキタリケリ、(中略)禮服ハ累代ノ物ヲ申玉ハリテキルコトヽモアリ、又ワタクシニアタラシクトヽノヘテキルコトモアリ、ボロ〳〵トヤレソンジテワロケレドモ、クルシミナキモノハ禮服ノ袍ナリ、サテフルキ袍ヲバ、禮服ノヤウナリトイフニヤ、

〔續日本紀二文武〕大寶二年正月己巳朔、天皇御大極殿受朝、親王及大納言已上始著禮服、諸王臣已下

當色服

(續日本紀廿八)天平勝寶四年四月乙酉、盧舍那大佛像成、始開眼、是日行幸東大寺、天皇親率文武百官設齋大會、其儀一同元日、五位已上者著禮服、六位已下當色、

(經光卿記)仁治三年三月十八日庚子、今日御上[illegible]於太政官廳有踐祚御位事、(中略)經光可著外衞之由、去月有其催、(中略)已剋驚參、雖命之由、存其間、仍著當色、[illegible](中略)外衞今日著黃[illegible]門方參人、依例也、於敷政[illegible]知事例事體之處、只今參與人、御官東門云々、(中略)敷剋之後、主殿門中納言參入、(略)日又如車不下車、侍納言車後令持玉冠、[illegible]小時取出玉冠、於車中著之歟、然又下車後著之、有其例云々、及余則上御門中納言下車、侍從事相又同參入甫乘車引退之後、經光下車、(略)參人、各著色不退[illegible]、禮服之時又如此、又禮服人與參人無例云々、相伴參人著古實之由、先實之門傳歟、(中略)

權大納言隆親卿[illegible]

定雅卿[illegible]

權中納言顯定卿[illegible]

公親卿[illegible]

已上一列、先例中納言二人、大納言列ニヲ今歟列ニ退歟、今日只一列、

參議資季卿[illegible]

經光[illegible]

(園太曆)貞和六年[illegible]正月五日、抑新大納言衞禮服實、一見召寄、大袖小袖淺紫地綾文如常禮服、文官黑風雙綾也、玄緣色、[illegible]餝物帶紗也、

(宗建卿記)享保廿年六月二十七日、參院下[illegible]去二十五日、殿下參院之節、内々所有御沙汰禮服

色目文事、大略殿下書付被遣之、被書調被入御覽之處、可然思召之間、山科家調進之事、來月一日於宮中可被沙汰旨被申之、

臣下禮服色目　已上十四領分之

繡形注別紙了、殿下仰云、禮服文之事無實、古來以唐織物著用之歟、而自中古相其色目文等有說々、依之今度不一色相交賜之了、大臣已下至侍從典儀等、必雖不可然、大略令分配之由、又仰云、凡寶文者古來親王異文也、依之今度爲親王代料者也、件事々家記內々可令院奏之由被示之、寶永度臣下禮服不被新調、貞享度所被用之禮服被調色者也、於貞享度亦非新調、正保御卽位被新調、度々調色被用之了、件禮服悉窠文、當時所用之物ウナシ等也、於大臣料者窠蹴タスキ也、御度虫拂之節令一見者也、而今度悉新調、於色目文等被吟味之事、可謂珍重者也、仰今度禮服之事、先頭謁白參院、內々被言上云、於新調者悉色目窠、於文者孔雀鸚鵡可然之旨也、而院仰云、被新調於左右大臣可被定之由、依之去八日自禁中被仰下於左右丞相之處、先日兩公被獻繡物傳聞、仁治貞和等例云々、下略內府也、依之今度以件繡進之處、繡窠雲鶴孔雀鸚鵡、或窠ノ內唐鳥等被用之、是貞和圖太曆說者也、

(大江俊矩記)文化十四年九月十五日丙辰、禮服分配也、拜借之人々、午剋參集、銘々被申出也、於御拜道廊下、傳奏以下職事一緘右點檢畢、招人々被相渡也、○中略 註禮服色目如左、

久我大納言　玉冠　大袖裳　小袖　裳　牙笏　玉佩　綬具上　錦襪　烏皮履○中略

日野中納言　玉冠　大袖同上　小袖○中略

交野少納言　玉冠　大袖同上　小袖○下略

(令義解 六衣服令)武官禮服

衞府督佐、謂、依官位令、兵衞督正六位下官、又謂任五位不可同、依相當注制禮服故也、仍衞督佐、若以上御衣服註、若六位任三衞佐者亦准之、赤以上注以下准此、並皁羅冠、皁緌、謂冠也、牙笏、位襖、謂無襴之衣也、加繡裲襠、謂一片當背、一片當胸、故曰裲襠也、兵衞督當飾金銀裝

謂衛、金銀裝横刀、白袴、烏皮靴、[illegible]

〔令集解二十九〕次云、兵衛佐以上、准五位亦不在此例、下朝服制耳、[illegible]但大祀大嘗元日、依文云、牙笏、故不帶弓箭也、下朝服亦不帶弓箭、官五位以上依文官牙笏、六位以下木笏耳、六位以下會集及弓箭帶耳、[illegible]次云、同儀衛行列等是私備歟、答、案下條官備耳、或云、師云、此條儀衛行列、謂官備自餘物私備之、[illegible]朱云、凡此儀服等物私備耳、但下條云、挂甲官設耳、爲不堪私有也、此說未明、何者依律令、私有甲不制、故何未知、依何私備不制、云官備者、[illegible]中略參云、此儀衛不見常用時、故上儀大祀大嘗元日耳、[illegible]次云、自餘武官五位以上、同文官朝服、六位以下並衛、會朝服、但可行列武[illegible]耳、[illegible]同於袖繼等同、答亦不同、

〔延喜式四十五〕大儀[illegible]

其日官二刻始警蹕鼓三度、度別平鼓九下、即令裝束、大將著武禮冠、淺紫襖、金裝横刀、[illegible]金裝横刀、靴、著行幐、及中將著武禮冠、深緋襖、錦裲襠、著行幐、少將著武禮冠、淺緋襖、錦裲襠袴、將曹著[illegible]、金裝横刀、靴、著行幐、[illegible]將監著皂緌、深緑襖、錦裲襠、白布帶、横刀、弓箭、錦裲巾[illegible]、府生近衛並皂緌、深緑襖、挂甲、白布帶、横刀、弓箭、白布脛巾、麻鞋、[illegible]中略

中儀[illegible]

少將已上並著位襖、横刀、靴、著行幐、將監已下府生已上並皂緌、位襖、白布帶、横刀、弓箭、麻鞋、近衛皂緌、縹襖、白布帶、横刀、弓箭、麻鞋、[illegible]

小儀[illegible]

大將已下著准中儀、[illegible]中略　其近衛着袍

○按ズルニ、衞門兵衞ノ督佐尉志等ノ服裝ハ、近衞府ノ武官ト稍、異ナレド、其具ニ於テハ異ナル所ナシ、而シテ延喜ノ比ノ六衞府ノ武官ハ、禮服朝服ヲ分タズシテ、其儀ノ大小ニ由リテ服

設ヲ異ニシタルガ如シ、

〔名目抄 衣服〕小袖(コソデ)〈今世俗一衣內衣事、大袖、〉

禮服〈大袖同色〉 裳(モ) 綬 玉佩 屑(クツ)〈已上禮服具也〉

〔倭名類聚抄 十二 服玩具〕玉佩 唐韻云、珮〈音佩、和名於比毛乃〉玉珮也、古之君子必佩玉以比德、佩帶也、

〔箋注倭名類聚抄 六 服玩具〕按於无毛乃、蓋於比毛乃之轉、佩物也、〈○中略〉廣韻云、珮、玉珮、按玉篇、珮、玉佩也、孫氏依之、廣韻無古之君子以下十三字、按玉藻云、古之君子必佩玉、又云、君子於玉比德焉、聘義云、夫昔者君子比德於玉焉、是源君所本、

〔倭名類聚抄 十二 服玩具〕綬 禮記注云、綬〈音受、和名久美〉所以貫佩玉相受承也、又用組字、〈音祖〉

〔箋注倭名類聚抄 六 服玩具〕按久美之義、與宮調久毛禮與久美古本倒言、又按說文、組綬屬也、故云又用組字、〈○中略〉說文、綬韍維也、釋名、綬、受也、注禮記、佩玉之組、所以連繫瑞玉者、急就篇注、綬者受也、所以承受環印也、續漢書輿服志云、古者君臣佩玉、尊卑有度、上有韍、所以執事、五伯迭興、戰兵不息、於是解去韍佩、留其係璲、以為章表、韍佩既廢、秦乃以采組連結於璲、光明章表、轉相結受、故謂之綬、漢承秦制、加之以雙印佩刀之飾、北堂書鈔引漢官儀云、綬長一丈二尺、廣三尺、漢書嚴助傳云、方寸之印、丈二之組、是組即綬也、

〔餝抄 下〕一禮服

大袖 小袖〈同色〉

綾綺羅黃、有三色、貞應度通具朝臣着赤黃色、予〈○中略〉淺黃、所用之禮服、在三島社、〈○中略〉今度實[illegible]其色淺也、仍用之、宰相中將雅清着紫色、其地大略雲鶴紋歟、帶大口等、如尋常、

裳

水色也、其地穀、

冠（二樣[illegible]）

其圖在永治元成人別記、近代所用略物也、

袍

但平絹袍也、貞觀［以］帖唐綾合表袍也、人々所爲大略如此、

玉佩

綺帶在永治別記、

牙笏

貞觀度多以木畫牙笏作之、先例又如此云々、

永承六二十、上卿（[illegible]）曰、大殿（[illegible]）有牙笏事、大殿仰曰、上下其方是天子御笏也、是朝拜儀御用

者也、其外神事之時多用木上[illegible]、敬神之心歟、

天暦御時、重明親王參入之時、主上勅被取王上下方御笏、其時小野宮大臣（實賴）九條殿（師輔）

傳聞此由故被借御笏云々、

鳥皮履

其圖在永治別記、

襪

白地錦地等小文錦

〔物具裝束抄〕一禮服事

玉冠　大袖　小袖　裳　表袴　帶　玉佩　牙笏　綬（赤色）　襪（錦、以白生絹下）

引帶（今無）　鳥皮舃　錦心鞋

〔裝束要心抄〕禁中御禮服之事

玉の御冠〈略〉○中 かねにて打のべ瓔珞を付たるもの也、御卽位大嘗會之時、着御し給ふ、

御袞服 大袖小袖、裳、各緋色浮文有、大袖無紋綾、御紋縫、日月七曜の星、兩袖に有、裏表龍一ツ宛有、御裳連蓋の繡模りて黑染也、小袖同斷、無紋綾物、裏同斷、大袖に同じ、

表御袴已下如常

御綬二筋有、袞服の帶也、臣下は壹筋也、但シ壹筋は短、一筋は長き也、

玉佩 左右之腰にさぐるもの也、一雙なり、

御舃 赤地錦也

牙の御笏也、臣下も持之、

烏皮舃 內辨にて履之〈略〉○中

臣下禮服

禮服 大袖、小袖、裳、色不同、家々の數紋也、表はかま以下如常、綬一筋なり、玉佩錦なり、襪錦なり、

笏牙、

〔永仁御卽位用途記〕藏人所 註進御卽位調進物用途事

合

一御裝束 禮服

玉御冠 赤色大袖 同色小袖 同色御裳 玉佩二流 白綾一筋 牙御笏

御錦足〈不入之歟〉 錦御襪 御履〈內々御沙汰歟〉

已上修理〈御錦如之被可令注進、明在山藏寶藏歟、〉

〔西宮記 臨時四〕天皇禮服

著禮服者、先著烏帽〈冠之〉、鬢〈髮〉搔入、天皇被御巾子入玉冠、次著合袴、大口、表袴等、次著裙〈裳〉、白表袴三寸

可上、次著小輪大輪〈上に〉大輪上を、以簪又鬢に結之、前後左右■髪了、自宮以葉于大髻乃口、長七寸許也、次鬢■孔下に結之、下〈ヲ〉■通す、■以針鬢■夾に數所留著之、次著五佩、次鳥帽上加輪之、其上加髪、以總結堅■下、次取笥著鳥度■■■■■左鬢■■五佩者有右方に、少前に著之、可■、當右■■也、蔦合、自簀骨著正左右有五佩、中置髪也、

〔雷亮殿東抄二〕らいふくをきること

まづえぼうしをして、ばんをかきておるつぎにまたうづ一枚をはく、つぎにこそでのうへにおはごろもをきる、そのうへにもをうしろより、まへにひきまはして、そうのもきるやうにして、ものうしろなるをおびかたよりひきこして、まへのひだりのわきなる、みじかきをにむすぶ、さげじれうなり、

うへのはかまのすそより、もをば三すあげてきすべし、そのうへにこそでくびかみあり、ものすそより四すばかりあげてきる、三すつゝのことなり、小そでより大そで二すあげてきる、おはかたうへのはかまのすそより、おはそでのすそまでに、一尺につもるべし、三すづゝあげてきるべきなり、またおびをせず、大輪にはひもどもゝあるをかけてあるなり、またがへのつまなるひもをひだりのわきなるにかくべし、大輪ながくば、またもを一定にして、かみへなであげて、またおびをしてそのうへにとおて、ひらをのみじかきやうなる物をあて、ゝまへにむすびて、また一枚をうへにかへして、じすびめをかくして、うらゝへのはたをとづべし、なかくばかたかぎ、みじかくばまむすびにもすべし、ながくてかぎのみへば、二枚がなかにかくしてとづべし、さがりは一尺よばかりなり、ひらをよりはみじかし、かみろくすに、ちのしもなどにあつべし、まへに右のひざにあて、ゝたまのつらのきて、はたのやうなるをさげたり、ぎよくはいといふなり、かみにあるををすのしたよりとをしてゆふなり、ゆひめをかくして、すにはさめ、ひだりのわきのまたに、たん

やとて、まりひらそのやうなるものをさぐ、ていはすにおなじ、是にひすることは、すのむすびめをかくして、ゆふばかりなり、またうつまろおあかお、つねのことなり、かよりにみゝのほどにあたりて、左右にをあり、そのををみゝのうへより、みゝのうしろへこして、をとがひのまたにゆふべし、すまはつゆなどして、くびかみのうへにみせたる人あり、又くびかみのうちにおしいれたるつねの事なり、をりえぼうしのうへに、とうまみのわをふとらかにして、かみはそにして、みへもよへもかきねいれにたり、かよりをふかくいれじれうなり、くろかはのくつにをつきたり、あしのうへにゆふべし、たちをはかず、尺をもつ、げの尺、もしはつねのもちうきく、うへのはかまからあやをきるべし、

大そでかそで四あのうへのきぬのあかみたるに、すはうのうらをつく、あをいろのもあり、大そやのくびは、つねのきぬのやうに、すそまでつけくだしたるを、うちざまにをりとほして、こそでのくびかみのうへにひきまはしたるなり、ひもはみすべし、大袖よりはこそでのはながし、

〔經信卿記〕治暦四年七月二十一日辛卯、今日御卽位〈[illegible]〉也、僕〈[illegible]〉依可着禮服、而卯剋着直衣向主計會〈[illegible]〉

禮服條

先例畫之本樣圖之、大袖小袖色合染、近代五位袍色也、近代只蘇芳兩、綱黑袍之由、蒙勅、上古之體緋染、赤氣也、五位者如今位者、三位以上著之者、面成說云、四位參議可准三位、近者先朝御卽位時、故權解由長官資通中請此事之處、有議著之云々、仍今中將隆〈[illegible]〉御服云、有近例者可著歟、而有事次語此由於頭中將、中將從日路云々、奏聞、仰云、本條有制者不可著歟、但資通著者若爲例歟者、其後不見儀例、仍不著、先著鰈領、次著小袖、次著大口、次著單衣、〈[illegible]〉次著表袴、次上三寸許著裳、次上七寸著小袖〈[illegible]〉次上三寸許著大袖〈[illegible]〉次結緒左腋、與小袖下齊歟、〈[illegible]〉又結片鉤垂前一尺許、以著烏帽〈[illegible]〉理髮、次冒巾心輪於頭〈[illegible]〉著玉冠、以通結頭〈[illegible]〉次著烏皮沓、

結之、

(山槐記)永萬元年七月廿七日甲戌、今日行御即位、予被定右方侍從、[illegible]中[illegible]文[illegible]

先著韈、[illegible]次著烏帽[illegible]、[illegible]次著小[illegible]

[illegible]次著大口、[illegible]次著[illegible]

[illegible]次著表袴、[illegible]

[illegible]次著小袖、[illegible]次著大袖、[illegible]

[illegible]次乳下結紐、[illegible]

[illegible]次付玉佩、[illegible]

[illegible]次著[illegible]、[illegible]次人[illegible]心[illegible]

[illegible]次著玉冠、[illegible]次取笏、[illegible]次可著

烏皮舃、[illegible]

以上禮服具、中納言大納言殿玉冠借請左兵衞督[illegible]、[illegible]凡小袖大袖色隨品位、可有差別、然而近代[illegible]

不足沙汰云云、以冠許[illegible]法云々、仍尋取左武衞督[illegible]也、

(實躬卿記)永仁六年十月十三日丁卯、今日天皇(○伏見)[illegible]御即位、官[illegible]也、實躬被定[illegible]王代之間、已刻著[illegible]

服、先著烏帽子、[illegible]次著大口、[illegible]次著單衣、[illegible]

[illegible]次著表袴、[illegible]次著裳、[illegible]

次著小袖、[illegible]次著大袖、[illegible]

[illegible]次結[illegible]、[illegible]次付玉佩、[illegible]

[illegible]次著玉冠、[illegible]

朝服 親王以下諸臣朝服

[illegible]

〔伊呂波字類抄 [illegible]〕朝服 テウフク

〔令義解 衣服〕朝服

一品以下五位以上、並皂羅頭巾、衣色同禮服、牙笏、白袴、金銀裝腰帶、白襪、烏皮履、六位深綠衣、七位淺綠衣、八位深縹衣、初位淺縹衣、並皂縵頭巾、(謂[illegible])木笏、(謂[illegible])烏油腰帶、白袴、白襪、烏皮履、袋從服色、親王緋帛結、(謂[illegible])一品四結、二品三結、三品二結、四品一結、諸王三位以上同諸臣、(謂[illegible])正四位深緋、從四位深緋、正五位淺緋、從五位深緋、結同諸臣、(謂[illegible])結、已上正位紫結、從位緋結、上階二結、下階一結、唯一位三結、二位二結、三位一結、以緋紫正從以結明上下、朝庭公事則服之、

〔令集解 衣服二十九〕朱云、問衣色同禮服、牙笏白袴者、未知與牙笏白袴禮服時用者別有哉、更作文心何、答云、尤別也、顯文所云耳、(中略)朱云、凡六位以下、尤禮服者也、(中略)朱云、此文朝庭公事則服者、爲必服者文、又其他所著服不可論者歟云、師云、朝庭公事則服之者、除笏之外也、但笏者尋常取耳、問文云朝庭公事則服之者、未知私家服者如何、答師云、亦不責耳、(下略)

〔服飾管見 四〕朝服始

孝德天皇の御字には、是も既にありけれど、天武天皇の御字にはゝぼされしかば、その樣明らかならず、されど後の世の儀者の官人等が禮服ぞ、其遺製とはおぼゆれ、天武天皇の御字には、既に圭冠に圓領窄袖下襴をくはへたる、衣の長裾つけしに、かり袴を著るを會集服にあたたまひて、常は漆紗冠を[illegible]意に任て用ひ給ひき、此圓領窄袖長裾つけたる衣は、仁德天皇の御字よりみへたるも、そのころは[illegible]なきのときのみの事にて、常のよそひは猶禮服のさまなりしこゝ、前後の事をてらしてまらるゝ、されば後圓領窄袖などを、常に朝廷に用ひらるゝは、天武の

遺風也けり、其後服色の制有はた持統の御宇より文武の始まで、新令の制によせられしとみゆ、〇日新令の制は衣服令の制をいへり、其後弘仁の御宇歲服朝服の位袍の色を中重になされ、其後寛に著るところ改て服法によるとみえたれば、半臂汗衫なども是よりおこれりけり、其後延喜の比よりおとろへ行て、後の代はいにしへの儀もなく也けり、

〔延喜式十一太政官〕凡行幸扈從者、〇中略 給隨從五位以上朝服及袍袴、

〔延喜式四十一彈正〕凡諸內外諸司人等著緋紗朝服、

凡檢校者、聽用五位已上朝服、六位以下不得服用、

〔西宮記臨時十〕檢非違使事〇中略

給出、著內藏寮所改給朝衣、著直衣參向、〇中略

〔日本書紀天武二十九〕十四年七月庚午、勅定明位已下進位已上之朝服色、淨位已上並著朱花、朱花、此云波泥孺、正位深紫、直位淺紫、勤位深緑、務位淺緑、追位深蒲萄、進位淺蒲萄、

〔日本書紀持統三十〕四年七月丙子朔、公卿百寮人等、始著新朝服、　壬午、詔令公卿百寮、凡有位者、自今以後、於家內著朝服、而參上未開門以前、蓋昔者到宮門而著朝服乎、〇釋日本紀云、蓋昔者到宮門入、私記十一云

〔續日本紀二文武〕大寶二年正月己巳朔、天皇御大極殿受朝、〇中略 諸王臣已下著朝服、

〔續日本紀三文武〕慶雲三年正月壬戌、定大射禁法、〇中略 但散位者不著朝服、立其當位次、　二月庚寅、五世王朝服、依格始著淺紫、

〔續日本紀七元正〕靈龜二年十月壬戌、重禁內外諸司著紗朝服、六位以下羅幞頭、

〔續日本紀九聖武〕神龜三年九月丁丑、令京官史生及坊令、始著朝服把笏、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年四月辛巳、始授諸王四世者正六位上、五世者從六位下、其朝服用淺色、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲三年正月辛未，御大極殿受朝，(中略)是日勅，六等已上身有七位而帶職事者，始著當階之色，列於六位之上，六位諸王著淺緋衣之，

〔日本後紀二十嵯峨〕弘仁五年閏七月己亥，聽內外諸司人著襖朝服，

〔續日本後紀仁明三〕承和元年二月甲午，今代三品明日香親王薨，(中略)親王天資質朴，不習浮華，弘仁年中，世風俗靡，王公貴人競好錦衣，親王獨率質，日朝衣再三澣濯，

〔續日本後紀七仁明〕承和五年十二月甲午，彈正臺奏，朝服之色，明在法條，而今會集之時，有據無據，僭上之弊，遂失法制之規，理不可然，紫緋之品，其約然具，而正綠緣之衣，其類頗多，雖得而糺，若非早糺正，恐後遂忘蹤跡，請仰文武兩官，傳文武諸司，錄八位以下人位姓名於臺，仍遣巡察等，對勘位色，若猶不改，年五六月異例令移奏，許之，

〔文德實錄八〕齊衡三年四月甲午，彈正臺奏，五位王者，雖有王號，非王親之限，其朝服色宜依王臣位階，從之，

〔百鍊抄四一條〕正曆五年十月二日，關白(道隆)於東三條，行追修佛事，造圖繪木等佛像，書寫金泥法華經十一部，十僧二十八口(割注)外六十僧以朝衣裝束，從僧裝束各一襲，自五位文官，銅平緒冠等，悉調之，綱外僧綱爲云々，

〔長興宿禰記〕文明十二年三月廿二日壬寅，今日一條左大將殿(大納言冬良，左大將御昇進也)御拜賀也，(中略)外弟下衆爲助分，渡御日野侍從政資朝臣亭，著御朝衣，自彼亭御參內，　十八年七月廿九日壬申，西園寺大夫史助元於一條烏丸亭(割注)著朝衣(割注)，

〔令義解六衣服〕朝服

衞府督佐並皂羅頭巾，位襖，金銀裝腰帶，金銀裝橫刀，白襪，烏皮履，其志以上，並皂縵頭巾，皂襖，位襖烏油腰帶，烏裝橫刀，白襪，烏皮履，(割注)

兵衛、皁縵頭巾、皁緌、位襖、烏油腰帶、烏裝横刀、弓箭、白脛巾、白襪、烏皮履、會集等日、加以挂甲、槍、以外並

同[illegible]、其主帥、[illegible]皁縵頭巾、皁緌、位襖、烏油腰帶、烏裝横刀、白脛巾、白襪、烏

皮履、會集等日、加[illegible]、並朝廷公事即服之、衛士、皁縵頭巾、桃染衫、白

布帶、白脛巾、草鞋、弓箭若横刀、會集等日、[illegible]即服之、[illegible]

[illegible]尋常上桃染

衫及帶、其督以下主帥以上、各准文官、

〔令集解二十九〕穴云、兵衛佐以上、謂督、五位者與督是同也、牙笏上解了、其督佐大祀大嘗元

日會集、自餘會集日、只朝服耳、上條穴云、問、督佐朝服之處、除位者服文、答可然也、朱云、凡此條牙

笏及靴文耳、[illegible]朱云、其志以上、謂兵衛佐以下并餘司尉以下也、古記云、此條志以上位襖依格

不被服也、[illegible]穴云、注文為志以上、尉以下是兵衛佐亦同、仍緌頭巾耳也、會集謂上

大祀大嘗元日及宵節會文、[illegible]依日是自餘節日非也、凡會集謂大祀大嘗元日是也、相節日不入

也、跡云、朝廷公事也、何者下衛士條會集日謂節日謂諸節、或云、跡云會集等日、督以下志以上一周

也、又此條挂甲者、兵衛[illegible]官備、自餘私備之、又云、跡云、於衛士一色、依下文會集

日謂節日、謂諸節、但於帥以上者、會集日之例、皆約節日耳、令釋同之、[illegible]朱云、注云會集等日

者、未知會集一歟二歟、答於此者可一也、凡此注為兵衛佐以下並餘尉以下立注歟、何者督佐上

條、只立朝服色也、朝服日與會集日同日故也、謂同、但行幸時帶弓矢事不見文者何、而可云、就條文

歟、若朝服之外、為加弓箭等歟何、答督以下督約注、由朝用朝服會集日者可依上條也、餘會集日可

依此條也、誰不同也、[illegible]釋云、主帥謂門部使部也、穴云、主帥但合釋也、問、諸條以作部為主帥、讓見

答此條見耳、[illegible]朱云、問、朝廷公事二事一事歟、又公事謂京諸國同不、答朝廷公事二事、凡此文條

就文也、[illegible]公事遠近不見可、富者類云、不見遠近、但其中可有消息耳者、穴云、朝廷謂祭非廷

賜蕃客朝服

儀也、自餘皆是也、〈○中略〉次云、剛日闕儀仗此文、可有不立儀仗日也、〈剛日不立儀仗之〉私案、依宮衛令、必立儀仗、但

會集之日立儀仗、式意厚、自餘日縱立儀仗、儀式少薄耳、依文所案、歸同此說也、〈○中略〉或云、問衛士等

常可服何色、答除皂純皂外任服耳、〈註文〉

〔延喜式 〈兵部〉二十八〕凡武官五位已上、朝服皆著緌、但立仗日不須、

〔延喜式 〈彈正〉四十一〕凡侍從近衛府生以上、并撿非違使等者、并除節會之外、不必著朝服、〈中略〉〈在諸司散之日、不在此限、〉〇中略

凡諸衛府五位以上、通著朝服、其著胡籙、并立仗之日、著位襖、但參議已上不在此例、

〔內裏式 上〕七日會式〈○中略〉

有蕃客者、〈○中略〉內藏并縫殿寮、入建明門幄、幄臨當內、預擇客止合服者、〈取蕃客中堪服之〉隨客徒數、各取朝服、各

別客僕北面賜之、客等受之、授了還却、入儀鸞治部玄蕃引客等出、令脫本國服、著我朝服、參入列立如

前、再拜舞、

〔日本書紀 〈持統〉三十〕七年正月壬辰、是日、詔令天下百姓服黃色衣、奴皂衣、

庶服

〔令義解 〈衣服〉六〕制服

无位、〈謂無品親王、及諸王人、〉皆皂縵頭巾、黃袍、〈謂一位以下、初位以上、〉烏油腰帶、白襪、皮履、朝廷公事則服之、尋常通得著草鞋、

家人奴婢、橡墨衣、〈謂橡者、櫟木實也、以橡染衣、其色如墨、故云橡墨、其文之者略也、〉

〔令集解 〈衣服〉二十九〕朱云、无位謂白丁亦同也、或云、天下庶人制服如此也、〈註文〉

〔政事要略 六十七〕式部省問〈大同二年四月廿九日〉

直丁著何色服、以直本司、又召進諸司使部之職、若使部或假病不直本司、此時得使直丁召諸司哉、

明法博士讚岐公廣直答

答、衣服令、无位黃袍、注云、家人奴婢橡墨衣、令文云、无位、注云、奴婢、然則庶人之服、亦在其中、唯不顧服

色、須同无位、

○按ズルニ、奴婢制服ノ事ハ、政治要略賤民篇ニモ在リ、

〔続日本紀 五元明〕和銅五年閏十二月辛丑、詔、(○中略)无位朝服、自今以後、皆著黄衣、襴廣一尺二寸以下、

〔松の落葉 二〕衣服

もろこしの隋唐の世には、その天子の服黄袍なるに、こゝにては無位の人の服とす、いたくかへり、されば(し)ひたふるの隋唐の世のふりにはあらざることをしるべし、さて無位人の黄袍をきたるは、朝廷の公事にめしつかはる、時はさらなり、うらでもうるはしく身のよそひするをりのことにて、うちうちにつねにものするにはあらず、つねにはたかきもみじかきもみなそめぬしろききぬをきたりとぞおもはる、

〔伊呂波字類抄 和雑物〕朝服ワウイ　黄袍同

〔論語註疏 五公冶長〕孟武伯問、(○中略)赤也何如、子曰、赤也束帯立於朝、可使与賓客言也、(注略)不知其仁也、

〔運歩色葉集 曾〕束帯

〔源氏物語 二十四胡蝶〕けふは中宮のみどきやうのはじめなりけり、やがてまかで給はでやすみ所とりつゝ、ひの御よそひにかへ給ふ人々もおほかり、

〔源氏物語湖月抄 二十四胡蝶〕日の御よそひ(細)抄あやまれり、朝にまるすべし、(河)よるとまり給しが、昼の衣裳にきかへ給し也、(細)束帯なり、河を花鳥に破する也、直衣は宿衣也、束帯は日のよそひ也、

〔枕草子 十一〕ひとへは白き。ひのさうぞくの紅のひとへ、あこめなど、かりそめにきたるはよし、

〔宇治拾遺物語十二〕今はむかし、河原院は融の左大臣の家なり、略中夜中ばかりに西對の塗籠をあけて、そよめきて人のまいるやうにおぼされければ、見させ給へば、ひの裝束うるはしくしたる人の、たちはき笏とりて、二間ばかりのきてかしこまりてゐたり、

〔連阿口傳抄〕一晝裝束ト云ハ束帶ノコト也、直衣幷衣冠ヲ宿裝束ト云ヲモチタ可有了簡、

〔新撰裝束記〕夏多裝束着時、烏帽子、狩衣、袴、袷衣、帷、帷衣、單衣、差貫、水干、已上宿裝束、冠、袍、半臂、下襲、大口、表袴、帶、太刀、魚袋、香嚢、已上晝裝束、

〔助無智秘抄〕宿裝束

半靴、狩衣、袴、アハフレベシ衣、綾也、單、同

綵色ヲユルサレタ着トキハ、シカルベキ人ノ御裝束ヲ申ス、半臂、下襲、表袴等也、此外ハ私ニ用意ス、綵色ヲユルサレナ、綾レバクタアタ、ウスモノ、ナシヌキヲキルベシ、宿衣ヲユルサレナ、後朝三日布袴ヲ着ス、タヾシ近代ハ一日バカリキルカ、オホヨソ青色ハ束帶ニキタノチ、トノヰ裝束ニキルベシ、新任ノ人、又コロモガヘ後一兩日ヲヘタ、衞府儀式官ニウツリニンジ、文官檢非違使ニウツリニンジナドスル人ノ事也、

凡藏人青色ヲ着スル時、カナラズウキモンノ袴ヲキルベシ、カラアヤノ袴キルトキ、カナラズ象眼ノ下重キルトイヘリ、タヾシ多ハカナラズカラアヤノハカマヲ用、下重半臂ニオキテハ、ハナヲ象眼ヲモチキルベシ、シロキアコメヲキルベカラズ、宿衣ニアヲキイロヲモチキルコト、カナラズオリモノカラアヤノナシヌキヲキルベシ、但闕腋物ハ上古キズ、シカルヲ近代イテイタルモノ也、ナヲアヲイロヲキン日ハモチキルベカラズ、ダブヌベシ、夏時ウスモノ、ナシヌキヲ用ルフチノ事也、二藍ハアヲ色ヲキルトキ、ヒタヒアテヲハナチシリヲヒク、但春ニオキテハ、ハナキレアサキ心ニアルベシ、夏ノ時アヲイロアナガチニキルベカラズ、タヾシ人ノコヽロニア

リ、キンニオキタハ、ヘチニソレリアルベカラズ、タヾ袍ナツノコロニタ、ミダルレヤ故ナリ、

〔續世繼 四白河のわたり〕堀通のゝし宇治殿(賴通)にまいりて、おまへにめされてまいるとてまやくもちてまいらんとて、藏人所のみづしきぐりて、まやくもをかたのふずしかなし、衣冠にておまへにまいるものは、とりてこそまいることにてあるにと、つぶやきければ、殿きかせ給て、かくつねにはおしめらる、なとぞおほせられける、まやくふそくたいにてぞも二事にて侍を、とのゝかうぞくにも、ことにまたがひ、人によるべきにや、

〔後二條師通記〕寬治五年三月一日甲申、朝間二條末出河原、午後云々、予(師通)直。衣。裝束。了、前之衣冠云々、

〔西宮記 六月〕雷鳴陣

故人說記云、(中略)次中將立、陣有其例乎、衣冠可著之、及明之時、相具立出束帶云々、

〔新野問答〕一直衣(中略)

衣冠とて、單衣に指貫を重て、其指貫、位袍を著衣と申候、

〔有職問答 五〕一衣冠束帶と申儀は、何と出立候を申候哉、[illegible]

〔貞丈雜記 裝束 五〕一束帶とは、冠をかぶり、單下襲袙を重ね、其上に袍を著し、帶を付、表袴大口の上に表袴を着し、石の帶にて裝束をかため、靴をはき、冠の巾子又は淺沓をはき、笏を持を云也、武官は平緒にて太刀をはく也、

〔雅亮裝束抄 二〕そくたいのさうぞくのこと

そくたいをきることは、なつふゆおなじことなり、冬のにははんひつねはなし、わきあけには冬もあり、なつのにははんぴをぐしたり、あこめなし、かたびらにひとへをかさねてきるべし、こはくはりたるひとへばかり、又つねのことなり、なつはかんだちめ、あか色のまたがさね、殿上人よ

たあゐ、おとなしき人、青くちばつねのことなり、多つゝじのまたがさね、かんだちめあや、殿上人もひらぎぬなり、又さもあるをり、やなぎさくら、うらやまぶき、又をりによりてきるなり、殿上人もいろをゆりたる、これらをみなきる、わかき人うらこきすはう、もえぎ、又つねのことなり、うへのはかまも、かくのごとし、おとなしき人は、やなぎのまたがさねとてきる、うらはあをくろいろにそむるなり、まめそめと申す、かんだちめなどは、おもてはからあやなどにてあり、殿上人そ大夫などは、おもてはたゞきぬを、ふくさばりにてつくるなり、うへのはかまのおもて、ふくさにてきるなり、物だうくやう、千そうなどのだうどうじの、そめわけとて、左右わかちて、やなぎつゝじとてある、やなぎはつねのうすやなぎなり、つゝじといふは、つねのまたがさねをいふなり、ばんひのらんには、いづれもうらなし、されば、おり物などのは、おもてばかりをする物なれば、くるくるとるがりてみえず、さればきんだいかくしてこはきうらなどをつけて、あらはす人おほかり、だうどうじの、そめわけなどには、はなきれといふ物をはくことあり、それはさしかけとて、まつりのつかひなどの、かへるの日はく、又六位のはれには、はくものなり、くつのひのするものなり、

(西宮記六月)一日内藏司供夏御服〇中略

藏人頭不着御服(付女房、不御覽、但出御時、大臣奏事〇下略)

(扶桑略記延曆)延暦廿五年十一月、或説云、同比、天皇有廢皇太子〇中略謀計、于時名醫爲東宮傅、密告太子、太弟愁歎、不知所出、名醫啓曰、事在旦暮、非力可及、祈鶴山陵、或得其助、太弟束帶下、坐庭中遙

拜陵

(江談抄二)延喜之比、以束帶一具、經兩三年事

又談(云、古人)曰、延喜之比、上達部時服不好美麗、朱雀院御時、或公卿達消息於内裏女房許、令奏云、先朝恩賜御服、年月推移、處々破損、御下襲一領可被申下者、大略謂束帶一具、兩三年之間、節會公政之

着用例

〔達幸故實抄一〕大將幷大理之外公卿著衣冠參內不憚事、公事日(不ㇾ着)、非(二)節會(一)、(衣冠人、無ㇾ事)、
保元二五三、左金吾殿著束帶參内給、無公事只令參內給也、被仰云、大理之時、被聽衣冠了、然者可用衣冠之處、大將檢非違使別當兼衣冠之例也、自餘輩不見如御記子所預仍著束帶也者、

〔後照念院殿裝束抄〕束帶事
雜裝束事　上﨟以青著之、但可依年齡歟、
黑半臂　綾羅下襲　濃打衵(四十以後着(レ)之、雖(二)若年(一)、臨時祭着(レ)之、)　表袴地薄物(二重、一)　濃單衣(或青)　濃大口　紺線
緂表袴(高紋)　檜扇(日扇)

〔雅亮裝束抄二〕はうこのこと
そくたいにこきうらぞくといふは、うへのはかまのうら、おはぐちこき物にてあるなり、すはうのあこめ、あをきひとへにてあるべし、またがさねはつねのつゝじなり、夏は二あゐの下がさね、こきはりひとへにまろきかたびらをきるべし、あかきなどはきるべからず、五あゐも六あゐもおさなくてはじめてあかきなどする人は、みなきるべきことなり、

〔餝抄上〕壯年人束帶著濃單衣事
同(宣)○久五八廿五、三位中將實長中(屢)、成經記曰、今日始著紅裝束(先々織束)

〔後照念院殿裝束抄〕故(ニ)濃裝束著紅裝束事(多上﨟(二)、壯年(之))
半臂下襲濃裝束之時ニ無相違、○(黑半臂、綾羅下襲、)紅打衵(四十代之時、壯年者不(二)用(レ)之)、薄木紺二重(一)、或濃色(雲、先規、中將黑加(レ)之、)
紅單衣、表袴裏赤、赤大口檜扇、

〔物具裝束抄〕一束帶事(○中略)
晴裝束○○○

〔三内口決〕一束帶之具

一日晴ノ時、有染裝束、

〔助無智秘抄〕朝覲行幸

大將宰相中將若三位中將ナドハ、コトナルハレニ染裝束ヲスベシ、左右兵衞督人ガラニヨリテキルベキニヤ、左右衞門督ナドハイトセヌコトナリ、イハンヤ顯職ニキヌ人ハ、ソメ裝束ハミグルシカルベシ、

〔裝束抄〕上一下襲〇付中略

宰相織以二一幅折返面付之也、而後堀川院朝覲持明院之時、土御門大納言息中將顯定着染裝束、宰相ヲソラカレタ着之、人々傾奇云云、可有用意事也、仍注之、〇中略

下襲色之事〇中略

紅葉〇中略仁安三十廿一、大嘗會御禊、故殿〇子時中將着紅葉下重、同宰相文義著蘇芳表袴、予〇藤原年

少之時、故殿仰曰、染裝束文多所用蔓形文也、予雖服膺、爲愚人猶用此色目了、

〔後照念院殿裝束抄〕染裝束事

故實〇中略又會云、アトナビタル人ハ染下襲計、不染表袴、

因後大納言隆親卿ノ云、前關白基實被語シハ、染裝束時染下重、不染表袴事、必非宿老振舞、若ヲ可

謂爲晴公事ノ日、若キ人モ襲計染之由、見松殿〇基房抄、

〔新野問答〕生裝束〇中略

一染裝束と申候は、下襲表袴を各其の色に染候て、著用候事に候か、凡尋常所用下襲、冬は蘇芳下襲にて、公卿は霰文或轡丸の紋を白紗綾にして、裏はふしがねにて染申候、（ふしがねは蘇芳の代に用ゆ、蘇芳にてくろむ）（はじめそめ候べきを、ふしがねにて直にくろく染申候、世俗是を蘇芳ともいはれなき事なれど、久しく如此しつけたりと候、中候）遠菱の文に候、是を一名に蘇芳

の打下襲とも中倍裏の張方につきて申たる物に候歟、打下襲と中倍貼は裏を板引とて、黒染の板に絹を引てはり付候てよくほし候て引はなち候へば光出申候、上古は砧にて擣て光をいだし候を、後世板引にかへ申候、砧にかけ候ゆへ打と申候、今の板引をも、上古の名にまかせて打と申候、表は埀とて貝にて瑩候てひかりを出し候、殿上人の下襲も表裏ともに公卿と同じ色にては候得ども、中絹を用申候、但雲鶴色候、殿上人は、無公卿下襲候、夏は公卿は生絹にて遠菱文あるを重ね張方にて染中倍、張方の下襲と中倍、殿上人は穀を二重(あをのあかるもり入て織)にそめて用申候、是も躑躅色、殿上人は、無公卿に候、又多下襲表不、要裏うつたるを摂下襲と、中倍、これも常に用中倍、夏張方多つゝ、じの外にさまざまのいろの下かさね候、それを染下重と中倍、染下重染襲を用候を、染装束と中倍、是はことなる時の日用中倍其色には飾抄、西宮家抄、胡曹抄等委候へ共、不被載候抄例も及管見候を、少々書付入貴覧候、

〔中右記〕嘉承二年正月十九日丙午、今日關白殿[illegible]大饗也、○中略 末刻公卿漸參集之後、遣甘栗使藏人左衛門尉大江廣房參來、[illegible]

〔運歩故實抄〕二 時服事略○中

染裝束事

應永二二廿一、朝覲行幸、巳剋著束帶、[illegible] 新亭相中將[illegible]

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一 來剋計に、先室町殿[illegible] 御參內有御染裝束色、二重織物の白襲の御下襲[illegible]之唐織物の裏濃の御表袴[illegible]に御染裝束召て、後有重朝臣御身固を勤む、

〔物具裝束抄〕一 束帶事略○中

晝裝束

〔飾抄〕上 一下襲[illegible]

唐裝束

仁安三八廿四、殿記云、内府(久我)御拜賀、予(時中將)(朽葉色)唐綾表袴、顯文紗下襲、(赤色)

久安元正四、行幸、攝政(忠通)(殿下)介著御唐綾欄下重(赤色)唐綾表袴、

同二二一、朝覲行幸、治左府(賴長)(中略)著唐綾欄下重表袴、十一日則見、著件下重、被記曰、顯唐綾、猶著黑半

臂并繡物、者不著黑半臂、繡物(中略)

一構

半臂、或說夏著唐裝束之人、著顯文紗褂一重云云、或人曰、故通宗卿爲藏人頭、最勝講著唐裝束之時

著之云云、是下可有用意事云云、是是見著云云、

(後照念院殿裝束抄)最勝講中裝束事

大殿(殿下)(中略)嘉禎四年、大納言十一(歲)三日、唐裝束、顯紋紗(紋唐)(赤色)下重、同黑半臂、白唐綾(文)表袴、

緒池平緒、(中略)

唐裝束事

知足院殿(忠實)(中略)仰云、唐裝束、多ハ唐綾ノ表衣、同表袴、下重、唐綃ノ半臂ナド著也、大口、袙、單衣ハ不

然、

夏ハ唐綃ノ表衣、同半臂、表袴、絞單帷大口、者不然、

若時最勝講ナド著之

(嘉野問答)一唐裝束

餝抄曰、仁安三八廿四、殿記曰、内府(久我)御拜賀、予(時中將)(朽葉色)唐綾表袴、顯紋紗下襲、(赤色)久安元正四、行幸、攝政

介著御唐綾下襲(赤色)唐綾表袴、已上所見如是候、畢竟唐綾の下重表袴を用ひ、或下重に唐紗など

用申候を唐裝束と申候、

先例綾と稱し候は襷綾に候、和綾は織物と申べく候、さるにより綾は青付色とて、染たるゝみに候、織物と申候は、糸を染て織たるに候、

〔物具裝束抄〕一束帶事〈中略〉

白重〈中略〉　生裝束

〔實野問答〕一生裝束

是は老人の夏裝束に候、多は白裝束とて用申候、久安四年七月晦日台記〈宇治左府記〉曰、今日遂修結願、上御門大納言實雅生裝束、雖老人尤可然矣、十七日、殿下著生裝束、織綾生裝束と申候は、雖見白重に候、下襲に白生平絹を用候由見餝抄候、多白裝束と申候は、愚同家抄曰、白裝束事、普賢寺殿雖久九年夏〈〓〓〉著白張單衣候〈中略〉已上愚同家抄如是候、然内府令申闕候は、及老年人未遂先途時者不著素練袍、況遂先途時は雖壯年著之例、自初不著練絹之袍、先用白瑕文紋袍、次用平絹擣貫而後用平絹裏衣袴貫素、可准也、如此今申闕候、然内府七十にあまり候得共、任槐以前不用白綾貫候、任槐以後著練絹の袍を用候、就久我法性寺關白五十三歳、普賢寺同年等四十に而著用之候は、皆被遂先途已後事に候、久我家嗣大納言にて著用之候、屯保元任右大臣遂達、太政大臣、然ば不達前途以前假用之候得共、家嗣公被任相國候、偶然之事に候か、被嗣大納言家嗣二男に候得共、雖無任槐之望候しかども、其舍兄公久しき、其器に候得者自然之事に候、されども被嗣は大納言を前途とも思はれ候て、著用たるにても有べく候か、

〔雅亮裝束抄〕〔二〕ほうこのこと

四月一日よりあらがさねとて、まろきうすものを、はんぴえたがさねにきる、まろきはりひとへ、まろきあせとりをきるなり、かんだちめ、殿上人五六、外記史きる也、まうはきず、かむだちめもむもんなり、かとりといふものをうるはしくはきるなり、十月一日もきる、ねりたるきぬのきや〴〵

とはりたるなり、またかさねにうらあり、

〔助無智秘抄〕二孟旬四月十月

ワカキ上達部ハコノ日白重ヲ著、无文ノカブリ、白キコメノノシタガサネ、シロキムモンノミガキバカマ、白帷、白單、マキエノタチ、无モンノオビ、略〇中殿上人ハコノ日出仕スレバ、老タルモ若キモ、カナラズ白重ヲ著、御禊ノ日マデハアラタメザルニヤ、裝束體ハ公卿ニオナジ、少納言ナニガシトカヤイヒケルヒト、白重ニ赤帷ツキタリケリ、テルハ職者家ニタアリケルトカヤ、旬ノ日ニアラネドモ、六七月ヨリアツキニハ、前傍公卿白重著、フチノコトナリ、略〇中白重夏ワカキ人ハ、綾ノ綱ヲノキチキル、ブノキヌ大和國ノ實鳥、キンダイハタユタミエズ、シカレバタツアフキカラギヌヲモチキル、略〇中

六位更衣

文官無官オナジク白重ノ裝束ヲ著ス、略〇中文官無官ノ人更衣ノアイダ、ミナ綾ノ白重ヲ著ス、

〔餝抄〕上白重

宿老之人多著用之、先年左土院〇中略御字、蔵人頭當時前左府[illegible]著黄絹白重、人以不為可、故左府[illegible]著龍膽絹[illegible]、保延六十一十、新所旬、成人記曰、康和二年七月一日、新所旬、此日左大臣[illegible]著白重云云、今日予〇中略[illegible]著之如何、中御門〇中略[illegible]仰曰、老人著用之比著白重、因之被大臣被著歟云云、何可著乎、仍今日令著打下重、

久安四六一秘記曰、院御逆修結願、土御門大納言〇中略[illegible]著生裝束、襪、老人尤可然歟、

仁平二正三、[illegible]白〇中略[illegible]令著白重、

仁安三十二、曉記曰、衞府著闕腋之時、不著白重云云、

永久四正二臨時客、成人記曰、臨時例皆著用白重、如何、〈左注〉先年故民部卿〈俊明〉殿下〈○藤原忠實〉令任太政大臣給時、大饗日被著件下重、彼人爲一大納言之上、宿德之舊臣也、以彼思之、宿老之人可著用歟、但賜衣之日不論老少皆所著也、彼不著一見所著什也、可尋先例、長寬元五、成記曰、臨時御著白重、令內中古例、但事然當近代不見、成人曰、此事不甘心、宿老人可然人著之云云、

久安三四十一、成記曰、仁和寺覺法親王〈○原注〉著白重、

仁平元正一、台記曰、今日太政公〈○藤原實行〉著白重、[illegible]之、[illegible]、中[illegible]之處、有[illegible]之例、

永久四正二臨時記曰、下官著白重白袴單衣繡地平緒、大臣〈○藤原忠通〉仰曰、不論殿上人上達部、オトナビヌル人著之者也、

（次將裝束抄）白重事〈不論上﨟、東宮、四位以上著之、文武官、殿上人著之、〉

四月十月朔日出仕之人著之、或說朔日雖不出仕著之云々、

及候前日多著之、或當番日改之、從今日可然事著之、常裝束日必可改歟、多十月中旬之間必可改之、其夜有行幸者、必可著表重歟、著白重之間、雖爲衣用白帯、恆例也、中古向祭使出立所之人猶著白重、近代成人體之云々、

（後照念院殿裝束抄）白裝束事

菩提寺殿〈○藤原〉建久九年夏〈御方違〉著白裝束衣冠、

今案是白裝束歟、第三度御裝束圖也、〈建久三十九歲〉

白裝束時、表袴裏白、

猪隈殿〈○藤原家實〉不著白裝束、

岡屋殿〈○藤原兼經〉寛元元年御還補之時、令著給歟、〈元年三十八〉

顯全院殿(〇一條)文永六年、大閤兵仗慶申ノ時著給、(四十二歲)
鷹司殿著白裝束、表袴裏計ハ紅ヲ著時モアリ、建長、文永、永仁、大閤拜賀之時如然、(在平註之)
圓光院殿弘安九年正月一日始著給、(四十一歲、時大閤)
愚身正和四年十一月、(四十、國)

夏多白重事

元永元年十二月七日、最勝寺供養殿暦云、參內、重羅ヤウレタルヲ著ス、知足院殿(〇藤原忠實)ノ御云、(中外)
抄御堂(〇藤原道長)四月一日ノ白重ヲ令脱給フ、儀然時取出著御アリ、凡白重ハ老者トオモフ時著也、
件時ハ只綾ヲ白レタ著也、又上ノ袴冠ナドモ有紋也、
又殿上人ナドモ、一日不出仕レタ、次日ヨリ出仕ノ人ハ、白重ヲバ著スレドモ、冠表袴ナドハ、例ノヲ可著也、
依賴卿記云、仁平二年正月三日、朝覲行幸、關白殿(〇藤原忠通)著御白重、(下重以、單如例、)文、裏單文、
又云、保元四年四月旬、殿下(〇藤原忠通)白重、(下襲中)
同日六條殿御記目錄云、參內白襲、
入日遣使、參內、著白襲、
岡屋關白(〇藤原兼經)記建長五年十二月、法勝寺阿彌陀堂供養、著白張下重給、(于時大閤)
〔建本故實抄 一〕公卿白重事
應保二四一、大宮宰相(隆季)著白襲、同八日、灌佛、今日猶著白重之人、隆季卿□□
同三年五月六日、隆季卿著白重、中古爲恆事、然而近代不見、或人曰、此事不甘心、宿老人々可然著之、
白重事
治承四四八、今日三位中將(維盛)(實宗)彼參內、著白襲、朔日不著束帶、火事時著直衣、右少辨兼忠同著白襲、

綱ハ不必云々、先例云、綱ハ有少綱不必、由緒白重之由承之如何、不審事也者、

(貫首秘抄)裝束事(略)中　内府[illegible]令云(略)中　白重者近代有文之冠有文之時定事也云云、

(助無智秘抄)オサナキ人ノコキ裝束ノ事[illegible]

束帶

束帶

袍　半臂[illegible]下重コレラハ夏冬ニワカタレ、ウチヤキヤタヘワツウノモノ也、ヒタイハ冬ウラコキ織物ノ袍ニ濃キ裳也、マタアワキ裳モタルレヲラズ、表袴ノウラ大口、コレラハコキイロニタアルベキナリ、

夏

表袴ノウラ大口ハ多キナニ、アカタビラアカ單ノカハリニ、シロカタビラレロキハリ單ニタアルベレ、タノ裝束多ノゴトレ、[illegible]

(胡曹抄)建久六三廿九、[illegible]親王元服、御年十七、御裝束事、[illegible]中略

童束帶　赤色浮線綾物御袍、[illegible]、御下襲、[illegible]、黑半臂、[illegible]、蘇芳綾表袴、[illegible]、濃打御袙、蘇芳御袙一領、濃御單、濃張大口、有文丸鞆帶、[illegible]、結緒角、

(冠儀淺寡抄[illegible])冠者衣服事

古代殿上童者必着童束帶、(略)[illegible]不然童者多直衣束帶、[illegible]

直衣束帶

直衣束帶事

又[illegible]親王子息昇殿上童者不着束帶、雖直衣指貫或紐長布袴是亦中古以來其例繁々、

凡中古以來舞人今昇殿上大臣子息以下例講家了必着闕腋衣、[illegible]指貫[illegible]劍、木裝鞘、[illegible]扇、[illegible]闕腋下袴[illegible]等不結、髮是爲奇遺之儀(略)中

或又雖有著布衣水干直垂等例、略儀之極、殺禮之甚、不足爲例也、

〔世俗淺深秘抄 下〕一童五位加首服時、著直衣束帶、一如尋常束帶、縫腋袍如袍、著直衣也、縱童五位著尋常直衣又例也、

〔左經記〕長元四年八月十三日戊子、依左丞相公御消息、詣閑院、兒息元服云々、○中略 兒童著塵直衣束帶不結
縫二ノ一紐ヲ不結也、の不結帶也、

〔故實拾要 十四〕天子御束帶

御冠 纓立 御縁結ハ紙捻也

御袍 黃櫨染也、ハジトモ云、其色黃ニテ少シ赤シ、平絹ヲ用ル、御紋竹桐鳳凰麒麟也、又ハ桐竹鳳凰ノ御紋ナリ、平絹モアリト云、

御下襲 表白綾御紋小葵、裏濃色ノ平絹二引、又ハ表裏共ニ白綾小葵ノ紋ナル、色又ハ蘇芳也、引倍木ハ紅綾也、

御衵 紅御綾小葵ノ紋、引倍木ハ紅平絹也、裏ハ紅ノ平絹紋ナシ、又紅板引ニスル、

御單 紅綾菱御紋

御表袴 表白浮織物、御紋窠霰、裏紅平絹板引、紅平絹ヲ用也、

御大口 紅生絹

御石帶 有紋巡方玉帶

御笏

御檜扇 色絲紅

御襪 白平絹

御淺沓 御靴也 金襴赤地

右御束帶ノ具也、四方拜、小朝拜、節會、行幸、內侍所御神樂等、出御ノ時著御シ給也、○中略

臣下束帶

冠 [illegible]

袍 [illegible]

下襲 [illegible]

[illegible] [illegible]

單 [illegible]

大帷子 [illegible]

大口 [illegible]

表袴 [illegible]

石帶 [illegible]

[illegible] [illegible]

笏 [illegible]

襪 [illegible]

靴 [illegible]

右四下束帶具。

〔物具裝束抄〕一束帶事

冠 [illegible]

[illegible] [illegible]

[illegible] [illegible]

[illegible] [illegible]

縫腋（常著之）　闕腋（[illegible]行幸日著之、節會）

半臂（公卿、夏、三重[illegible]、[illegible]）

下襲（公卿、夏、[illegible]、殿上人[illegible]）

表袴（[illegible]公卿以上[illegible]、殿上人[illegible]）

袙（夏不[illegible]、中年[illegible]）

引陪襲（夏著之）　單（夏不著之、[illegible]中年以上[illegible]）

大口（[illegible]少人[illegible]）　襪（[illegible]）

魚袋（公卿[illegible]、節會[illegible]付之、）　履

淺沓

（後照念院殿裝束抄）裝束着樣事

知足院殿（○藤原忠實）仰云、東帶尻は平緒の下緒に宛て可作、小が吉也、

衣笠前内府（家良）命云、月輪（○藤原兼實）殿ハ三レハエモンヲカヽレタリケルヲ、普賢寺殿（○藤原基通）ハ、筑紫人ナドコソタクリモテトヲ咲給、

（運阿口傳抄）一束帶着次第

先着赤大口、其後表袴ニ足ヲ入タ、イマダ腰ヲユハズ、次ニ單ニ袙ヲ重テ後、袴ノ腰ヲ結ブ、腋ノ通リヨリハ、胸前ヘヨセタ、右ノ方ニ片カギニ結之、腰ノスソヲ同程ニハカラフ、（但片ミヽロカ也、サガリノ長、上臈ハ長ク、下臈ハ[illegible]カリ也、）或ハ前ニ兩カギニモスベシ、次ニ下襲ノ腰ノシハヲ深ク入テ、帶ニテ腰ヲユフ、但裾ベキナラバ、裾ノ腰ニテ可結、或ハ半臂重テ忘緒ニテ可結之、次ニ半臂忘緒ノワナヲ左ニアテヽ、イタクフロカラヌ程ニ結之、其後ニ袍ヲ着テ、頸紙ヲバ前裝束師マハシテ、後裝束師ヒボヲ入、先右ヲ可着、右ノ袍ヲ手ニ入ル、下ガヘナル故也、次ニ腰ノシハヲ深ク入テ、前ヘマハスホドヲ可待、前

へマハシオリセリ後尻ヲ作タル裝束師ノユビニオサヘナヌベシ尻ノ作ヤウ、縫ノ縫目ロモチト前ノ方ヲ下シアゲタ取タ上ヘ引上、其アゲムドヌソニ見合タ縫ノ真ナヲハカラフベシ、帯ノトムリロリレロヲ引上タ縫ノレハニマトヒ付ヤウニカラミカタレタ内ヘヒオル也、下ヲバロコザマニ取タ上ヲバタタザマニ取タ縫ヲカフベシ、チトマトヒカタシタルロシ尻ヲ帯アタ、ノモ大ニヒキナモバ、フキノレハヒカレタフマルガロキ也、前裝束師ニロクトラヘナセタ、其上ニ縫ヲアフ、縫ニヒタノナ尻ノ大小ヲ見ヘカラヒタ、イマダウルハシタシメザランナキニ、尻ヲ作オフスベシ、ブマリタラバイタラムドモヌキ出ベシ、大小ヲハカラヒオフセタ、尻ノ高サヲハカラヒタ、高タバ内ヘヲリカヘスベシ、中ノ縫目ヲバ縫ノ下ノトホリロリモ、イマスコシナガリメニワル、左右ノカドヲバ縫ノ中スミニアタガヒタ、中タワニスベシ、三角一面ニスルト云ハコレナリ、三角一面トイヘバトタ、中ノヌヒノヲ裝束師ノ前ヘ引タ、カドヲフタルコトニハアラズ、心ニヨニテヤウスルコトアリ、比興也、三角トハ両方ノカド二角タカタカド有、中ハ中タワナル。ガ一角也、両方ノ角ノアヒハ面スガナル間、一面ト云、中ノヌヒニカドヲアラセントタ、ワル事ユメユメアルベカラズ、中ヲヒキタガニアラスレバ、三角ニミユル也、両方ノカドヲタカクシタ、カドロリナム縫ノカタヲベタベタト取ヒレザタ、カドヲタタルガロキ也、カドヲタタタ帯ノカタワ、其ニマカサントスルハ、サタナキロト也、帯ノレヘヲロクロク縫ノカタヘオレヤリ、ミメロタ作ナス尻ノ大小仁ニロルベレ、相カマヘタ袖ノ下ニタワマヌヤウニスベシ、ワキノカヒヤウニロルベレ、尻ノ大小、御所ザマハ御論也、大臣以下次第ニテイサタス、但公卿ニイタルマデハ、公卿ナレバイタサヒサカルベカラズ、殿上人モ次第ニ下臈ニナラバ、ナヒサタスベシ、凡尻ハ餘ニ大ナルハワロレ、次ニ腰ヲオレカヘスコト、腰ヲ上ヘハサアゲタ、ソレヲマタ上ザマヘミマキシタ、主ノ大口ニオレマトフベレ、次ニ袖ノ叔モンカタコト、身ロリノシヘヲ、カタノトホリロ

リハ、ナゲテトリテ上ヘ高クカキ上、衣ニ一ノシハヲカマヘテ深ク入テ、胴ヲ深クスベシ、二ノシハヲバ淺ク、ホウノトヲリ取、身ト袖トノ縫メヨリ、三寸餘、身ヨリノ方也、二ノシハ、是ヨリハシヘ二寸餘、（一二同也）ノ二ノシハトハタ袖ノ付目ト、一寸バカリアルベシ、一ノシハノナキ、ムネノワリメヨリ一寸、或ハ五分ウシロヘコス、ムネノワリメタカクツキタラバ、ワリメノモトニテアルベシ、タカナヒキアニヨリテ、見合ハカラフベシ、一ノシハハタ袖ノ付メヨリオクヘ四寸バカリ入ベシ、其次ニソノアヒホドニ、二ノシハヲ付ベシ、二ノシハ、イサヽカナルベシ、マタ同ジホドニモス、是ハワロシ、袖ノ外ハ一ノシハノトホリヨリ、ハタ袖ノスソヘ、カドヲトホスベシ、ナレバトテカタナノハノヤウニ、トルコトハワロシ、マロヤウニトルベシ、ハタ袖ノスソ上ヘハスルコトハ、地下ニイタリテノコトナリ、殿上人以上ハ、鹿ノ大ノ耳ノヤウニ、フラ〱トナガルベシ、ソレサグルレダイハ、二ノシハノ通リヲ、衣領ニスソヘニホハカシテ、ハタ袖ノスソヘ、シダイニニホハカシテ、スソマデヲリワレバ、スエハフラ〱トナガルモノ也、袖ノ衣紋モシリノゴトク、衣領ニ下結ヘハ小タカクベシ、胴ヲナゲテトリテ、後ヘ袖ヲコセバ、衣紋大ニナル、胴ヲアゲテ取テ、衣紋ヲ付バ小ナルベシ、衣紋ヲ右ノ袖ノ上手ニカタル事、帶劔ノ時ハ、劔ノ足緒ノアヒニカタル也、殿上人ハ尻ノ右ノハシ、面ノ白ミヲ二寸バカリミセテ、アラハニヲリカヘスベシ、公卿ハサモセズ、只裏ノ黑ミバカリヲミスル也、大方中ノヌヒメヲバ前ヘナリ、兩方ノハシヲバウシロヘナリ、スソノナガサノ事、表袴ヨリチトアガルベシ、ソレモ仁ニヨリテケジメアルベシ、公卿ハ大略スソヲヒクホドナリ、前裝束飾表袴ノ腰ヲバ結ベシ、（是ヘ織也）本右ノ腰ニユフハ、片ワナニ結ベシ、スソノナガリノホド、カタ〱餘ニ長クバ、ワナニ長キ方ヲカヒカタベシ、袙ノ前フタヲ、腰ヲヨタクツロゲテ、タワヤカニ引上ベシ、下重ハ兩方一寸餘（閒アフス也）ヅヽヲリテ、コレモ腰ヲダブ〱トタワロゲベシ、前ノ高サハ繩ノツケメマデトヾクベシ、但前フクラヲ本トスベシ、次ニ半臂ノ前ニ

ホソキ物ヲツヾヒ合、兩方ノ襟ヘサレヤリタリ下具ヲモタスルヤウニ此前ヲバナトツメタルガヨ
レ、宿結ハイタクフロカラズ、或ハ宿結ノ引端ヲバ、ウレロバカリニアタヽ、前ヲバハブレタ、跡ニ
ハコノズ、袍ノ衣紋カク時フマルハフロキ紋也、前ヲバハブシタラバ、ノチニタビノナキヲバ端ニ
カフベシ、凡前ヲバ半臂バカリヲバハナフキニス、次ニ袍イマダ着セイル以前ニ、先下具ノ袖ノ
下ヲ取合タ、ヨコデマニ主ノ手ニモタセ、其後袍ノ袖ヲ入タ、頸カミヲ重タ、ヒザヲ後裝束師入ヲ
待ベシ、次ニ下ガヘノランノ付ザヘヲ取タ、主ノ後ヘ左ノ手ニタ引マヘレタ、右ノ一ザニ引カケ
タ、左ノ手ニタトラヘタ、右ノ手ヲナシヤリタ、セノユヒノヲ取タ、主ノ左ヘ引ベシ、セノ縫ノナカ
ラロリチト左ヘヌガルヽド也、右ノ手ニタ[illegible]ノフクザハヲ後ヘ引マハスベシ、左ノ手ニタトラ
ヘタルヲバ、ハブサズシタ、右ノ手ヲウシロヘヤル、裝束師ノ左ノヒザニタ、ハブレヌヤウニ押付
ベシ、上ガヘマハシオフセタルトキ、マタ裝束師ノ右ノヒザニタ、主ノ左ノハギニオシツケタ、前
ノ高下前フクラヲバハカラフベシ、上ガヘノ大クビノ襟ノレタヲ、ナカラバカリ、ダチザマニヲ
リタ、ウシロヘマハシテ合スデカヘタ、ニキハカスベシ、ランマデハカタベカラズ、前ノフクラミタラバ、ア
ラハニレタ、上ニアテノ手ニヲバ下ヘ内ヘオレイレ、上ヲバ右ノ手ニタテ、ゲタ、其上ニ襟ヲアフベ
レ、緒ヲ二マトヒレタ、ブヲクユフベシ、次ニ上手ヲ取タ、左ノワキノ下ロリナレヤルベシ、前ノヒ
キナハ、院宮御足ノコウニツク程也、主上ハ今スコレ高キヤウニノス也、執柄ナドハ一寸バカ
リアガルベシ、大臣二寸バカリ、大納言以下花族ナラバ二寸餘アガルベシ、或三寸、人ノ家ニヨル
ベシ、藏人頭五寸、四位五位ノ雲客ハ六寸バカリ歟、袍ノ衣紋カク時、袍カアヂキスル以前ニ、下具ヲヨ
クロク重オフセタ、袍ノ外ヲキノレハノツバノアリメタ、トリヒレゾベシ、袍カナキタ後ハ、フロ
タカタナノハノヤウニハトルベカラズ、袍カナキタ後、衣紋ウルヘシタカク時、其アリノ袍
ヲ一人ハトラユベシ、凡衣紋ヲバ、後裝束師カクベシ、ウレロヲバ上手ガスル故也、ハタ袖ノハシ

ワナゲタ引バナガル也、アゲタ引バアガル、

〔有職問答 五〕一衣冠束帯と中候時は、何と出立候を申候哉、〇下略

〔貞丈雑記 五装束〕一衣冠と云も大體束帯の如し、但衣冠の時は縫腋の袍とて、两脇を縫ふさぎたる袍を必用ゆ、表袴を不用して指貫を用ひ、石帯を不用して腰帯を用、檜扇を持也、

〔雅亮装束抄 二〕はうこのこと

そくたいは四月一日よりなつのをきれども、いくはんは五ゐも六ゐもごけいのほどなどまでは、多ゐをきるなり、ふゆのうへのきぬをきるべし、さしぬきもなつのさしぬきは、ごけいのころよりきるなり、〇中略十月一日よりふゆのそくたいなれども、又いくはんは五せちのころまではなつのなり、六ゐのさしぬきもきる也、

〔餝抄 上〕一衣冠

宰相人、大弁宰相、依事着之、雲客有修正御幸、院宮陀羅尼着之、自餘衣冠之、雖束帯帯革緒劔、无難、

事例

久安四二十一、頼政〇中略法性寺遷移從宇治丞相〇中略着宿衣、

仁安四正廿六、別當時忠、伊勢勅使發遣、衣冠袍夾無出衣、

仁安二十一廿七、殿記曰、〇中略春日詣、依院宣勤仕前駈、衣冠騎馬之間帯劔野太刀、着半臂、少將隆房、少將光能衣冠、

保安五十廿一、新院高野御幸、始終參御共、人々上達部殿上人布衣、自餘衣冠、別當一人衣冠、不渡前庭、藏人右衛門權佐實親衣冠、負狩胡籙、帯劔、袍夾也、

保延二九二、鳥羽競馬、宇治丞相衣冠、出紅打衣、前駈束帯、

〔西三條裝束抄〕衣冠

常ノ袍ニ指貫ヲ著ユルヲ云、公事ニアラズシテ尋常參內ノ時用ユ、或ハ春日詣競馬修正御幸、院ノ拜禮院庭尾ナドノ時ニハ御宿ヲ用ユルナリ、晴ノ時ハ衣冠、出衣等モ重ル事アリ、

將軍家ノ例

文和三年二月廿四日、等持院將軍參內ニ衣冠、浮線綾ノ指貫ヲ用ラル、

延文二年七月廿九日、寶篋院將軍參內ノ時衣冠ヲ著用セラル、

永德元年四月廿八日、鹿苑院准后于時右大將ニテ參內ノ時、衣冠ニ下括ヲ被用也、

同社參之例

至德二年八月廿九日、鹿苑院准后春日社參詣ノ時、衣冠ニ下括ヲセサセヒラル、

寶德四年三月九日、慈照院准后春日社ニ參詣ノ時、衣冠ニ下括ヲ用ラレシ也、

攝家之例

嘉禎三年四月十日、御室岡田准后入室ノ時、普光園院(于時關白、)衣冠白衣白キ生ノ單、濃色ノ生ノ指貫ヲ被用、圓明寺(于時大納言、)ハ襖青ノ衣白キ生ノ單、香色ノ浮線綾物ノ指貫、紅ノ下袴ヲ用ユ、

應永二年九月十七日、鹿苑院准后大將軍供奉ニ登山之時、福照院關白(于時前大納言、)衣冠、萌木ノ唐綾物ノ指貫、顯白ノ紙、紅打ノ衣、生ノ單、紅ノ下袴等ヲ用ラル、

〔扶桑略記〕(二十六上)天德四年九月廿三日記云、廿三日庚申、(中略)少納言兼家奏云、火燒左兵衞陣門、非可消救、走出見之、火焰已盛、御著衣冠、出南殿庭、左近中將重光朝臣持御劍御璽相從、

〔殿曆〕天永二年十二月十六日甲辰、今晚參春日、卯時上達部一兩來、余(忠實)著衣冠、濃色堅文織物指貫、紅打衣、(出衣)著野劍(平緒)持笏、

〔中右記〕大治五年四月十九日庚寅、大殿若君(實)元服給也、(中略)關白殿(忠通)(中略)今聞令渡給、從西入御、(中略)以宮內卿忠長被申右大臣(家忠)(中略)著衣冠可渡給者、是關白殿比日不例之後、未令出仕給、

仍依不可束帶着給、以此旨被申右府也、違事云、彼著束帶可參之由被申、其後衣冠之由被申也、

(台記)久壽元年十月廿一日庚子、巳剋自宿所參上、○中略僧侶衣衣奴袴、上達部直衣、殿上人諸大夫衣冠、殿上人猶直衣、御倚子衣冠、今日僧用衣冠、

(扶桑略記三十)延久五年正月十一日乙卯、太上天皇後三條御行前丹後守藤原公基之六條宅、依閑院造作事、被避方角也給也、大納言以上着衣冠、勤仕前驅、

(葉黄記)寛元四年五月廿五日壬午、今日可被供養五部大乘經、并泉涌寺梵網經也、○中略未一點出御、御衣冠、[illegible]綾白生御單、白御帷、濃色堅文御奴袴、[illegible]白合御衵、御比肩、御笏等、○下略

(建武年間記)武者所輩可存知條々

一五位以上、可用衣冠、於御所著單衣者、可用布、

一六位、同可爲衣冠、但准有官濫吹著單衣者、同可用布、○中略

建武元年五月七日

(武家裝束抄二)一重衣冠といふは、もと衣冠には衣文と單を用ることなるを、近き頃は略して、袍ばかりを用いる、はれの時は單をかさぬるを重衣冠といふ、近世の名目なり、

(當時裝束抄中)單衣冠

冠并纓　掛緒　袍　單○中略　指貫　下袴○中略　野劔或　帖紙　革緒或　笏木○中略　檜扇　夏扇

帖紙　淺沓　深沓　緒太　小袖　帶○中略

右單衣冠は、朝鮮人來聘の度着用せらる、又延享二年法華八講の時服用の事あり、是を重衣冠と云は、ひとへ々重着るゆへ也、單衣冠とし云なり、

(紋貫抄要十四)臣下衣冠

直衣著

冠[illegible]　袍[illegible]　腰帶[illegible]　指貫[illegible]

[illegible]　褻紅單[illegible]　襪[illegible]

右臣下直衣裝束。

○按ズルニ、直衣ヲヒノアタゾタト云ヒ、衣冠及ビ直衣姿ヲトノヰサクゾタト云フ事ハ、直衣ノ體ニ在リ、

〔枕草子[illegible]〕なまめかしきもの

ほそやかにきよげなるきんだちのなほしすがた。

〔源氏物語[illegible]〕まろき御ぞどものなよゝかなるに、なをしばかりをきどけなくきなし給て、ひもなどもうちすてゝ、そひふしたまへる御はかげ、いとゞめでたく、(下略)

〔源氏物語[illegible]〕御よそほひなどひきつくろひ給て、いたうくるゝほどに、またれてぞわたり給、さくらのからの御なをしえびぞめの御ぞのしたがさねいとながくひきて、みな人はうへのきぬなるに、あざれたるおほぎみすがたのなまめきたるにて、いつかれいりたまへる御さま、げにいとことなり。

〔玉海〕治承四年正月十九日壬申、早旦自内裏被仰下云、御著袴[illegible]之間、○中略 御直衣はこへ可引出歟、可被用歟云々、申云、○中略 御直衣可被用尻歟、又今日參入可用上于[illegible]者、○中略 直劔著直衣參内、[illegible]

依召直參御前[illegible]、御著袴之間、條々有被仰合之事等、○中略

一御はこへの事。

申云、凡人著袴之時、引直衣是尻、但主上御引直衣、春宮何異之儀、每事不可違主上之例、有御拜何

閑儀[illegible]、何况事、直衣に有はこへ之儀、古今未聞者、韻云、人々多申此旨、何可存御此儀、

〔西三條裝束抄〕直衣[illegible]

冠

此直衣ニ冠ヲ用ユルヲ冠直衣ト稱ス、強チ名目ニアラザレドモ、烏帽子直衣ニ對シテ稱スル也、

〔綺羅裝束抄〕一可ㇾ被ㇾ停ㇾ止後々〈略〉〇中

冠直衣拜賀當時、掛ㇾ念珠三度拜ㇾ之、宮後御唱、光明眞言等、〈文治二年嚴儀事〉

〔江家次第〈二十五月〉〕春日祭使途中次第

發向之時改ㇾ裝束、冠直衣野劍、〈魚袋或略〉平鞍、

〔後二條關白記〕寬治五年三月三日壬戌、御幸、卯時出立、參着泉殿、已刻許云々、又渡御堂云々、直衣着冠、殿上人衣冠、有騎馬事、

〔台記〕天養元年十月廿八日乙巳、重仁親王〈上皇(鳥羽)第一親王〉着袴、〈略〉〇中上皇冠直衣、〈略〉〇下

〔長秋記〕保延元年五月十八日庚寅、仁和寺供養也、上皇〈鳥羽〉〇略女院五宮、自夜前宿御田中殿、〈略〉〇中上皇御裝束冠直衣、後黄御指貫、

〔岡屋關白記〕正治三年三月三日癸丑、此日平等院一切經會也、〈略〉〇中今日余着直衣冠、〈先之山寺事、可ㇾ着烏帽子也、然而御堂冠也、着烏帽子之時、御直衣烏帽子也、〉

〔御幸始部類記〕正元元年十二月十三日、今夕新院〈後深草〉〇後御幸始也、〈略〉〇中御冠御直衣、

烏帽子直衣

〔後調草〈裝束部〉十九〕なほし　東帶色目に、烏帽子直衣は、大納言以上參院時着之、但可ㇾ隨勅免、於私者依便宜用之、无子細、大井川逍遙之時、殿人皆着烏帽子直衣、其外无例といへり、

〔餝抄上〕一直衣〈略〉〇中

大理烏帽子直衣共官人事

保元元三二、成秘記曰、大理殿相具若宮被渡宮法印房、烏帽子直衣、共檢非違使某能云云、負胡籙立

烏帽子毛背、

文治二、八、廿㞍、花山院中納言事之次、被仰曰、故忠雪法印爲故宮御主(?)之日、我着烏帽子直衣、其官人着烏帽子、着被只御裝束、不拄、感䁤、仍令尋申此事中出之趣者、別當[家通]先日被示送曰、烏羽御念佛中圍被着布衣、仍又官人着烏帽子可在共之由、存知如何、先人[某某]大理之時、官人着烏帽子在共云々、是古老之家人之說云々、我不覺悟、又不記置、依不審所尋申也、予答曰、不覺悟、大理着布衣、相具官人事、不打任歟、着徒明大理因着直衣、志[某某]着冠在共云々、御門又被仰曰、大理者布衣、相具官人事、不見知、至予烏帽子直衣者可無歟、仍我有此事、是私出行儀也、

〔續中參記〕一直衣事略〇中

着烏帽子直衣、參院中事、雖免許可違道略〇中

烏帽子直衣、大納言以上、參院之時着之、但可禁制也、於私者依便宜用之、無子細[淺儀之人着烏帽子直衣事、大中納言違例、凡人謂着烏帽子之時、凡人謂無例、]

〔西三條裝束抄〕直衣略〇中

烏帽子

此直衣ニ立烏帽子ヲ着用スルナリ、假令冠直衣ヲ着シタル内ニ參、直ニ院參ノ時、烏帽子ヲアラタメ着ルヨシ諸記ニ見エタリ、

〔三内口決〕一裝束之目略〇中

内々之衣裳略〇中

烏帽子直衣[大臣着之]

〔有職問答〕四一直衣烏帽子狩衣着用次第如何

烏帽子直衣トテ、烏帽子ニ直衣ヲ着用スル事ハ、大臣以後ハ晴ノ所ヘモ用之、大納言迄ハ不着物ヲ、因宣ハ獵ト云事ヲ行ヒ、自身ノ家ニテ着用候也、上古ハ家中ニテハ大納言モ着用

直衣著用次第

〈綾カルト云リ、近代ハ不然歟、〉

〔長秋記〕大治四年四月廿五日癸酉、賀茂祭也、〈中略〉下官〈師時〉等参新院、〈鳥羽〉御方著御装束出御渡殿、〈御烏帽子、二重織物指貫、紅打衣、御直衣也、〉

〔台記〕久安二年九月十三日、此日法皇〈鳥羽〉詣天王寺、卯剋著烏帽子直衣、詣参彼御所、〈鳥羽〉

〔増鏡〕〈四三神山〉維介よしかげといふもの、〈中略〉土御門殿へまいりたれど、〈中略〉人のかよへるあともなし、こ通宗宰相中将の御をとゝを子にしたまへりし、定通のおとゞばかりぞ、なにとなくそのづからの事もやと思ひて、なへばめるゑぼうし直衣にてさぶらひ給けるが、中門にいでゝ、たいめんし給ふ、

〔三條家装束抄〕一著直衣次第事

先單、次衣、次指貫、此下著どもを著籠むゝ、指貫の腰を結ゝ、に著直衣、時の時出衣あらば、結指貫腰之後、指貫の上へに著出衣、以太帶結之、出衣の尻つみあげて挾帶後、出衣の前あまりて、著出前腰の間、夏秋は先帷、次單、〈或ハ單ヲ引ヘリ、〉若年の人は、襲單の上に生衣を重著なり、用生衣の事は、五月九月事なり、老人は不著生衣事也、次著指貫、有出衣、著之の體同冬、

〔連阿口傳抄〕一直衣著次第

先下袴、當時ハ指貫ニ重タ一度著之、次單、夏ハ無之、更衣ノ單ヲ著也、老者汗取トテ帷ヲ著ス、主上花色御帷ハノサズ、次袙、夏ハ更衣單、大帷ナド著也、次指貫、次打衣、夏ハ引倍木、裏ヲ不出バ指貫ノ下ニ著、又說ニ裏ヲ出トモ下ニ著ク、指貫ノ上ニ、古ハ前ヲホコロバシタ出設有、上括ノ時、打衣、單、下袴不著、此時ハ大口バカリ也、只袙ト更衣單ト也、著樣ハ、腰ヲマハシテ、前ヲ青魚尾トテ、ウチチガエ、當時ハ如束帶スソヲマハス也、ハコヒノ作樣、下ヲ上ヘ、人ノ下タチビルノヤウニシテ、マタ

布袴

上ヨリクチビルノヤクニ下ヘキスベシ、タヽレマタ下クチビルヲ略シテ、上バカリニテノワセタルヲレ、ハコヒノ下ヲ帶ノ下ヘ引タルハ、ハコヒノサキハキタヲレ、縫目ニカドナクタマロヤカニヘスベシ、腋ノレヘヨク入ベシ、小紐ノ付所肝要也、帶トホレトタ、袖ノ下ニ、ハコヒノ上一寸五分アル所ニ付ベシ、腋ノレヘハ下具ノ裏襟ニヨルベシ、衣紋口傳有、

實身寸法ヲ取事、其仁ヲ板ニ立タ、一ノ骨ヨリ板敷マデ可取、左ノ手ヲノベタ、中指ノサキマデ可取、若此人背通ニカハリタ、或高クモ、ヒキクモアラバ、腋ノヘトニ寸法ヲ可取、

〔伊呂波字類抄〕波疊字布袴。。。

〔倭訓栞〕前編二十八はうこ　布袴のよみくせ也、はう反ふ也、

〔松竹問答〕四布袴之事、右當時絶候ヲ無之樣ニ細心得候處、先年御即位爲拜見上京仕候節、御當日ト覺候、地下ノ衆ノ内、布袴着用ノ人有之樣ニ見請申候、官姓名等忘却仕候、爲左樣ノ儀有之候哉、又其後關白樣御直衣始ノ節、諸大夫衆布袴着用ノ儀有之候樣ニ覺候、如何御座候哉、但右ノ外ニモ御座候哉之事、

布袴事、被示候通リニ候、地下官人ノ中ニテハ、當時御侍少納言侍等參役ノ節、イツモ布袴着用ニ候、又攝關大臣以下、主人直衣ニテ參候節、直衣始等ノ類ニ、前駈ノ地下ノ四位五位布袴着用候、當例近例等度々有之候、

〔雅亮裝束抄〕二はうこのこと

はうこといふ事あり、さぬきしのきうるはしくきて、そのうへにまたがるはきて、うへのきぬにまりつくりて、おびさしてさくをもつなり、えうはせず、

〔餝抄〕上一布袴

執聟者因方拜、春公事無止之時着之、直盧除目、臨時政、着陣中之時着之、

保安二三七、新補陸〈忠〇藤原通〉慶賀之後初出仕、直衣、隨身前駈等布袴、

康和二四、祭日、内大臣〈雅〇源實〉參賀院、御布袴大文奴袴、隨身下襲、野劒、

(桃華蘂葉)一布袴事〈是古來兩殿(原闕)御裝束、布袴は無例子細歟、只先知足院殿下束、[illegible]〉常袍に着下襲指貫是を布袴といふ、着用事は可隨先規也、布袴の時は無文丸鞆帶野劒を帶するよし、文治三年十月の御記に見へたり、又布袴に不帶劒事も有也、

天永二正六、叙位、予〈宗〇藤原忠〉今日任權中、大臣不參之上、御物忌故也、今日着布袴、〈見知足院殿御記、〇中略〉布袴には用野劒歟、但治安二年五月廿六日、關白〈賴〇藤原通〉隨身、下官〈實〇藤原資〉布袴着細劒之由、見小野宮右府記、又春日臨御前上官少納言は布袴、用蒔繪細劒平緒、云々、布袴用蒔繪細太刀平緒事、粗有准據例、不可爲難者歟、直衣着下重事は度々儀、小右記に見えたり、

(三條裝束抄)布袴

常ノ袍ニ指貫ヲ着タ、下襲劒笏等ヲ用ルヲ布袴ト云、攝政直廬ニテ叙位除目等以下ノ公事ヲ行フ時着用之、或ハ大臣等拜賀トシテ參入ノ時用之、此外四方拜、神社參詣、執聟ナドノ公事ニアラズレタ、無止事時皆例アリ、又攝政關白ナドノ前駈職々タル時用ユ、或春日詣ノ御前ノ辨少納言等着用スル也、將軍家ニモ用ラレ侍ル也、

嘉慶二年正月十六日、久我相國〈具通〉右大臣ノ拜賀トシテ、鹿苑院准后〈義〇足利滿〉ノ亭ニ參、准后布袴着用セラレシ也、

(西宮記六月)一日内膳司供忌火御飯、〇中略稱警蹕、不奉御飯、〈付女房、不御二覽山陰着布袴、六位束帶、〇下略〉

(北山抄二六月)朔日供忌火御飯事

内膳司早旦〈[illegible]〉付采女、於大床子御座供之、用御大盤一脚、不稱警蹕、〈或又稱警蹕、未知得失、但不奏供事由、只付女房、又不御之由、〉

直衣布袴

上卿着陣、仍以不着陣可謂下臈、○下略

〔江家次第上二月〕除目叙位事

殿下出御、直衣若不出御時、布袴御裝束中、設若五位藏人召公卿、

〔侍中群要七〕天文密奏事

博士早旦參着、藏人不論束帶、布袴、取文副奏之、但副奏之次也、

〔大鏡三太政大臣伊尹〕この殿あとゝ一の人におはしましゝかど、御なをしにてうちにまいり給事侍らざりき、そうせうさせ給ふ事あるおりは、布袴にてぞまいりたまふ、

〔兩宮記臨時七〕臨檢

上卿已下行向假殿舍、去嘉保二年三月十九日、八幡行幸臨檢、上卿參會朱雀門、從桂川邊、上卿幷官掌等辨、弁以下向留院、先例上卿衣冠、布袴、束帶也、因近所用布袴歟、

〔玉海〕文治三年十月三日庚午、此日當年不堪覽奏也、○中略余向直廬改著布袴、

如常、參衣、賞、不改之、

〔貞丈雜記〕一布袴事

直衣布袴といふは、直衣に下襲指貫を着する事也、源氏物語にも見えたり、經遠事也、應永廿七二九、靜定院殿太政大臣○足利義持御拜賀之時、被着直衣布袴、常々有前同事、誰老○未詳未練之間不及子細、大略任時宜計申之、其時着紅梅直衣下襲指貫給、又蒔繪劍、紫地平緒を用られし也、

〔西三條裝束抄〕直衣ノ布袴

直衣ニ下襲指貫劍笏等ヲ用ユルヲ、直衣ノ布袴ト云也、布袴ヨリハ略儀ノ事ト見エ侍ル、保延六年九月廿九日大外記師元抄ニ、知足院殿○藤原忠實仰ニ云、御堂○藤原道長宇治○藤原賴通京極ノ大殿○藤原師實節ニ、昇進外內辨官奏除目執筆等ニ至ルマデ、一トシタ侍ル事ナク殿ヲ追侍レド、直衣布袴ト云

狩衣

裝束ヲ著セザリシ也、サレドモシカルトキノ裝束ハ、其事ニ堪ザルニハ不及カ云々、〈○中略〉

攝家

永祚元年四月八日、法興院攝政〈○藤原兼家〉競馬ニ、直衣布袴ヲモチユ、

正暦年中ニ、御堂關白〈○藤原道長〉曲水宴ノトキ、紅梅ノ直衣、火色ノ下襲、紫ノ織物ノ指貫ヲ著ス、

凡直衣布袴ハ、其日第一ノ公卿ノ取意也、下臈トシテハ斟酌アルベキコレ、家ノ記ニ見エタリ、

〔江家次第 二十〕諸家子弟元服〈○中略〉

冠者著〈○中略〉白直衣、

地下者直衣布袴〈或直衣束帶、諸大夫直衣、〉

〔古事談 一 王道后宮〕知足院入道殿〈○藤原忠實〉被仰云、吾御堂〈○藤原道長〉宇治殿〈○藤原賴通〉大殿〈○藤原師實〉ナドノ御昇晉ニ、一事無相違、大臣大將、氏長者、攝政關白、牛車兵仗、又内辨官奏執筆、納言騎馬、物參等皆無闕事、但直衣布袴ト云事ゾセザリシ、雖然裝束ハ其事ニ不過之時ハセデモ有也、

〔類聚名物考 服飾 一〕冠に布衣著る事

東帶、衣冠には冠もとよりにて、直衣にも冠きれども、外の直垂、狩衣、布衣には冠はかうぶらぬ事の樣に人もおぼゆれども、是たまさか有る事なり、大鏡、吉部秘訓に見えたり、布衣は則狩衣にて、今の世の布衣にはあらず、その故は昔の讓位の後儀朝にて布衣始といふ事有り、その日よりみな人狩衣を著給ふにて知べし、猿樂の謠物に、狩衣の袂を冠の巾子に打かつぎといへるにもめづらしきやうながら、その故有る事なり、去かしながら是等たまさかの略服にて、尋常の事にはあらず、

〔玉海〕文治四年正月廿七日癸亥、此日余〈○藤原兼實〉氏長者之後、始參詣春日御社、〈○中略〉路頭行列、〈○中略〉次檢非違使二人、〈左五位尉知康、右六位尉季國、各布衣冠、〉

狩衣圖

(吾妻鏡二十三)建保六年六月廿七日丁卯、將軍家實朝任大將御之間、爲御拜賀參鶴岡宮給畢、○中略

行列略○中隨兵二行

江判官能範色布衣、冠、四人、張草、調度懸一人、雜色四人、帶太刀、郞等三人、○中略

次判官代諸司從騎馬略○中大夫判官行村重衣、佐々木判官廣綱著衣等候、檻門東西邊略○下

(實躬卿記)永仁三年八月七日、左中將長基朝臣來臨、下襲冠帶布衣、對面頃之、束帶參內略○下

(園太曆)貞和四年十二月廿日、抑今日東宮大夫息有首服事略○中當家代々大略申下主上御服、是今度申入之處、御服分云々、被下御冠許、故實其處、是依御狩衣冠直衣之間、所申加

御烏帽子了、

(布衣記)一馬の時やうは、略○中衣のりやう歟、新春を不用すあしなり、

(小林有之武家裝束抄上)布衣、略○中紺太、

(松岡辰方狩衣考)足袋

足袋をはく事有まじき也、官服著用の時は、總て足袋用る事なし、下冷と稱して其痛を達し、用ら

る丶事子細なし、

(男官裝束要領抄下)狩衣之具

烏帽子

攝家、清華、并中院、三條、正親町、三條西等の家には、立烏帽子著用あり、其外羽林家、名家、諸大夫家

には、多分十六歲まで立ゑぼうし、其後折烏帽子を著し給ふ、鷹狩、蹴鞠、馬上の時、いづれも風

折のよし、略○中

單○付中略　布衣

腰帶

狩衣の色に隨て、其切を用ゆ、但白裏の狩衣着用の人は、白帶を用る事、恒例のよしなり、

衣、單、幷大帷、

晴の時は、衣幷單等を着し、尋常は大帷白用之、○中略又單紅帷白衣冠の時に同じ、

指貫○中略　下袴紺大○中略

少刀○中略

公家には、かりぎぬに是を用ひ給はず、○中略

蝙蝠○中略　淺沓[illegible]

〔松岡辰方狩衣考〕

烏帽子

風折烏帽子の左折なり、○中略

掛緒

紙より也、今紙捻のよしにて、きぬをくけて用る事略儀也、○中略

狩衣○中略

當帶○中略

衣

式々は用る事なれ共、武家にては用る事なし、

單

是又武家に用る事なし

奴袴

花田の平絹たるべし、○中略

腰衣

東帶の時、表袴に大口を重るごとく、さしぬきの下にこし衣を着すべき事なれども、武家には不用とも備べき也、

内衣

四季通用の時服、白小袖たるべし、○中略

扇

末廣大ぼねのすかし、繪圖かまたり丁字等の品有、○中略

帖紙

時々の色目重の帖紙を内懷に入る事、式正の事に候へども、當時は其沙汰もなく候、

小刀○中略

沓

沓は其時儀までにて、當の草履にて候といへ共、鯛太を用べき事なり、

〔千載聞書 六〕多聞兵部卿親王雲林院の邊に、狩衣の袂を冠の巾子に打かつぎと有り、冠着たる時は袍を着す、狩衣の時には冠着事なしと、先年よりあざけりゐしに、先年御即位の時、地下の官人、狩衣に冠を着たり、有る事にやと、その時我淺見を恥て笑を止めたり、此作者有職の達人か、但しまぐれあたりなるか、彼ぬ太刀の異名にてもあらむかし、

〔大鏡 八〕さてまたおほくのみ物し侍りし中にも、花山院の御ときの石淸水臨時祭、圓融院の御らんせしばかりけうある事候はざりき、○中略御まやの御馬どもめしてさよらひしかぎり、御前つかうまつり、殿中將東宮なからまいり給ふ、ほり川の院なれば、程ちかくいでさせ給ふに、物見車ども、二條大宮のつじにたちかたまりて見るに、布衣に冠なる御前したる車の、いみじう人はら

上襲下襲

ひなべてならぬいきはひなるがくれば、誰ばかりならんと、あやしく思ひあへるに、頭中將したがさねのしりはさみて、うつしをきたる馬にのりておはするに、院のおはしますなりけりと見て、車ども・かち人もてまどひしたちさはぎて、いとものさはがし、

〔神事隨筆〕下襲(したがさね)

氏經日次記云、文明十八年三月廿一日交替、予ハ綺(東天)冠、下襲(天七)對面、(俗書云、まして、かた、ひする、れ、)

〔看聞日記〕永享六年十月五日、今晩神輿一社(日吉)入(洛)、山王、(出)二振捨、山法師退散、仍不及敵對云々、

略○中 天明(?)中藏(?)僕(?)以下公家、人々大略參候、上裳下裳相分付着到云々、

〔親長卿記〕文明三年三月二日、及晩自廣橋大納言許、可參殿上(下略)之由示之、即馳參、八月十六日、

入夜參内、(下略)後花園院百箇日御法事用脚殘五千四百十疋可下行云云、十七日、入夜參内、(下略)依

御佛事用脚事也、十一年二月廿四日、未刻許參内、(下略)

〔二水記〕大永六年正月廿三日、早旦參内侍所、(下略)

平裝束

〔西宮記臨時四〕天皇讓位

小舍人侍從外、不著魚袋、諸衛府佐闕腋、長劔等、六位平裝束、

〔西宮記臨時五〕行幸

京内

略○中

供奉王卿如常、諸衛府佐平裝束、外衛府生已上中務丞、内舍人平裝束、近衛馬寮判官已下褐衣狩胡籙、

略○中

城外

王卿裝束如常、諸衛府佐平裝束、判官已下中務内舍人褐衣、

〔西宮記臨時八〕同○入會御衣日裝束

公卿已上束帶、白裏衣、四位平緒束帶、官曹官遙紅袍、皆有例、

〔書言字考節用集〕六衣服 公服（ヲホヤケ）又作公服、

〔倭訓栞〕前編二十波 はれ 俗にはれ。。の衣服、はれの座席などいふは、法例の義也、

〔倭訓栞〕前編四十於 おほよそごろも 古語拾遺及伊勢内宮儀大和舞の事に見えたり、大襲衣成べし、

〔古語拾遺〕至于磯城瑞垣朝、略○中 事遷天照大神、及草薙劔、令皇女豐鍬入姫命奉齋焉、其遷祭之夕、宮人皆參、終夜宴歡、歌曰、美夜比登能、於保與須我良爾、伊佐登保志、由伎能與呂志茂、於保與須我良爾、今俗歌曰、美夜比止乃、於保與曾許呂毛、比佐止保志、由伎乃與呂之毛、於保與曾許呂毛、詞之轉也、

〔餝抄〕上 一下襲 略○中 下襲色之事 略○中

紅梅 正二三月晴著之、或年中十一二月著之、略○中

紅葉 十月十一月晴著之、略○中

一表袴 略○中

晴。時。浮文、常ハ堅文、

〔胡琴教録〕上 調琵琶

師説云、故二條院御宇、千秋參めしによりて、はしがくしのまへまいる、略○中 仰云、絃をばをしまくりてひくべきか、又比巴をいれてひくべきか、申云、琴師はまくりてひき候、略○中 御絃はをしまくりてひくは、うしろより見るにすがたわろしとて、いれてひき候也、二のせつともにそのいはれなきにあらず、たゞしせんずる所かりぎぬはけの事に候、はれ。。の所作にはかならず束帶もしは衣冠をきる時、をしまくりて候はん、さだめてすがたもことやうに、又ひきにくゝも候歟、

〔宗五大草紙〕上 衣裝の事

褻服

一はれの時可心得事、時によりてかりぎぬ大かたびら、うら打こすはう以下も、二三日前よりえもんをとりて、又をしをかけて置候へば、當日にしなく／＼として能候、又烏帽子をも二三日前より着候て、ひたいによくためあはせ候べし、〇中略

一すはうはかま、上下かはるは略儀也、但十五まではくるしからず、又からうまきひやうもんは御きんせいなり、是は一段の晴の時きせらるべき物也、

〔御供古實〕一御晴の時、えりまはりたる給更に不苦候、

〔倭訓栞前編九計〕けごろも　褻服をいふ、万葉集によめるは毛衣の義、

〔壒囊鈔三〕衣裳等ニ、ケ、ハレト云、晴ハ晴リ、ケト云ハ家ニアル心歟、是常ニ人ノ烟事也、ケトハ内ノ儀ナレ共、家ト云字ニ非ズ、褻字也、論語ニ云、紅紫不以爲褻服、王肅注シテ云、褻ノ服トハ私服ニシテ、公會ノ服ニ非ズト云云、又云、褻ノ裘ハ長シテ短右袂、孔安國ガ注ニ、私家ノ裘長キコトハ、温カナルヲ主トス、右ノ袂短クスルコトハ、作事ニ便リスト云、是褻服ト云也、長明ガ無名抄ニモ、セミノ小河ノ歌ヲ讀タリシヲ、顯宣給ヲ大キニ難ジテ、加様ノ事ヲバイミジカラン晴ノ會ニテコソ取出デメ、カヽルケ事ニヨミタル無念也ト云ト書リ、

〔運歩色葉集氣〕褻晴

〔段注說文解字八上〕褻私服、引伸爲凡昵狎之偁、論語曰、紅紫不以爲褻服、从衣埶聲、私列切、十五部、

〔神樂歌〕弓立

本すめ神のけさの神あげに、あふ人は、千とせのいのち、のぶとこそきけ、

末そべ神は、よき日まつれば、あすよりは、あけの衣を、けごろもにせん、

〔神樂歌入文下〕抄云、〇中略け衣は鶴の毛衣を云べし、千とせの命に對して云り、〇中略今按に、此等の說、うべなひがたし、あけの衣は、明衣ならん、〇中略けごろもは褻衣にて、常の服の事と聞ゆ、

（大鏡五太政大臣兼家）このいまのうへの御中略大將殿（中略）あつまりてかへり給ふおりは、多くは大かはらかにうづみて、たきものおほきにつくりて、ふせごうちをきて、けに着給ふ御ぞをば、あたゝかにてぞきせたてまつり給ふ、

（小右記）長和四年四月廿二日辛未、資平（中略）今朝來云（中略）去夕權中納言隆家令兼任之由（中略）入夜納言立通、又窮訪談急去、門外被事、公家御賀平賀、皇太后宮裝束、白二十枚、大明頒、中宮白裝束、左衞府賜裝束、砂金五十兩、納殿木角馬三疋、一疋鞍馬御馬、

（運歩色葉集上）白衣

（書言字考節用集）白衣ビヤクエ（儒服、白衣、異物、字典、同、平服、同、衣冠、白衣）

（倭訓栞中編二十一）びやくえ　俗に烏帽子を脱を白衣といふは、著聞集に、小袖びやくえとみゆ、書紀に、縫殿仕丁、常白衣多簡といふの類也、書紀古が注に、白衣給官府趨走賤人とも見えたり、

（貞丈雜記十三）一烏帽子を着せざるを白衣と云事、びやくえとは白衣と書く、公家衆の平服にはえぼしをかぶり、上は直衣といふ裝束を着し、下はさしぬきをかまを着給ふなり、小袖は白小袖也、びやくえといふ時はえぼしをかぶり、さしぬきを着て、直衣をば着し給はぬ也、直衣を着し給はず、白小袖をあらはす故白衣と云也、武家にても其心にて、えぼしをかぶり、袴をば着して、上にはすあふにても、ひたゝれにても着せずしてあるを、白衣と云也、肩衣袴の時は、肩衣を着せず、袴ばかり着したるは白衣也、今時は袴も着せず、小袖計着るを白衣といふはあやまり也、又禪の僧さへぬを、びやくえと云は、いよいよあやまり也、

（源平盛衰記十三）高倉宮信連戰事
信連（中略）狩衣ナクレバ、着タ中ベレト云ケレバ、ナクバハトク唯通立タ、六波羅ノ大庭ニ引居タリ、前

右大將〈實定〇中略〉ハ御座ヲ半疊上テ、大口計ニ白衣ニテ、長押ニ尻懸、大床ニ足差出シテ、蹴鞠ノ次第并鞠場ノ樣、柳木ニ縣タ可召問ト宣ヘバ、〈〇下略〉

〈古今著聞集十六興言利口〉後嵯峨院の御時、龜山殿御所の比、高倉宰相茂通卿と棄性法眼とは、むかしよりの知音にて有けるに、龜山殿の宿所むかひあはせにて有ければ、あさゆふよりあひてあそびけるに、茂通卿棄性が亭へ行向ひけるやうは、本鳥をはなちて、小袖びやくえにて門を入けして、〈〇下略〉

〈發心集一〉平等供奉離山趣異州事

中比山ニ平等供奉ト云タ止ゴトナキ人アリケリ、即天台眞言ノ祖師也、〈〇中略〉白衣ニテアシダナシハキテワリケルマヽニ、衣ナンドダニキズ、何地トモナク出テ、西ノ坂ヲ下テ京ノ方ヘ下リヌ、

〈倭訓栞前編三〉えもん　衣紋と書り、〈〇中略〉平家物語に、衣紋の樣模と見えたり、今はとるといへり、

〈書言字考節用集六服食〉衣文

〈連阿口傳抄〉一衣紋着次第〈〇中略〉

袖ノ衣紋カク時、袍カヲチヌ以前ニ下具ヲヨクヽヽ重オヲセタ、袖ノ外ワキノシハノツバノヲリメヲトリヒレダヘシ、〈〇中略〉袍カタチタ後、衣紋ウルヘシタカタ時、其ヲリメノ〈ハキヘ〉〈タ袖〉ヲ一人ハトラユベシ、凡衣紋ヲバ後裝束師カクベシ、ウシロヲバ上手ガスル故也、

〈男官裝束要領抄下〉衣文顏色可愛惜條々

一御主人御裝束御着用の事あらば、五三日已前に皆具損失之有無可改之事、

一御單紬別に用意し、〈并〉御位袍に同じ色の糸、且又針はさみ等可用意事、

一御裝束御着用、又は御脫之時、御主人を不向北儀に可知方角事、

一御冠〈并〉御裝束不向北方、不御跡方事、

一武家之四方衣冠御著用之時、かならず御物をとおてまいらすべし、公家にても御所作多き御人、此心得ある事なり、

〔武家装束抄三〕一衣文の事は、門にいらざる人には、いさゝかも語べからざる事なればしるさず、其意得になりぬべき事どもを、左にしるせり、

一衣文に候せむには、あらかじめ其具を闕すべし、もし損失あらば補ひ、又はあらため具べき事なれば、其ともののはしはどをはかりて、とくすべし、又當日に望る前日に、しらべ覧べし、其日に望ては、装束の具を廣蓋に盛には、初に著する物を上にすべし、先袴次に裾、大帷、表袴、赤大口と如斯重ね置、石帶、平緒、魚袋、笏、扇、帖紙等は、別の廣蓋に盛べし、冠太刀は又別に置べし、(平緒は太刀につけおくべし、かく)

一紐針を用意すべし、(かいとは用べし、針の色は紐の色にあはすべし、糸は白くすべし、又は[illegible])又はさみ小刀を用意すべし、(装束の紐ほころび、又はぬけたる事あり、又は[illegible]にて[illegible]ぬひ、[illegible]あらため、紐[illegible]もしあらば、[illegible]手に[illegible]結ひて[illegible]し又[illegible]あるへし、[illegible]まりて[illegible]けれは[illegible]るみたる時、自身[illegible])

一紙捻の結りを結るには、紙を折て著人のおとがひにあてゝ、はだへにさはらぬやうにすへし、

一袍をきする時、前衣文の人、くびかみをとりて渡す時、後衣文の人、とんばうをわなにかくる事なり、

一後衣文の人は、懐中に物を多く入べし、かくを立る時、膝にてゐざふるによきなり、

一後衣文の人は、裾をわきへよせて、足のさわらぬやうに心をつくべし、

一著人をまへむけや、衣のえりをまへせぬやうにすべし、

一緌を上手にかくること、四位はふたへに折、五位はひとへにしてかく、長短ある故なり、三位以上はかけや、ひながしらをとりて、自身にもたしむ、ひながしらのとりやうは、ならひあること

也、

一袍を納め置には、蝋燭をわなにかくべからず、わなにかくるは禁忌の事なり、

〔今川大雙紙 上〕衣類に付て式法の事〇中略

一主人にすわうはかまきせ申には、總じて衣もんに參る人、二人前後に居て著せ申也、左の袖を先入させ申、さて足をも左を入させ申なり、

〔宗五大草紙 上〕衣裝の事

一三えりに物を著候事、見苦敷などえりを色えて、うつくしく見せ候はんためにて候、又年寄はむはくき候はん爲也、たゞ常のごとくきたるが能候、又そうかうくびに物をそき候事、聞明入道年寄くるしからず、若人は尾籠也、又大えりに著候事聞前、

〔諸大名出仕記〕小袖を三えりに著候事、自然の儀に候外、人の前へ著候事努々不可有之候、只二ツえり無用候て能候、二ツえりとは小袖の襟と袖のえりとまでにて候、又兒喝食若衆などは三えり能候、

小袖を大えりに著候事、緩怠なる儀候、殊以年寄は二えり可然候、又うしろへのけて著申候も緩怠なる儀に候、よき比に可著候、〇中略

小袖のえりの様を著候はで著候をば、そうかうえりと申か、近頃自由なる儀に候間、人中へ如此著候事は努々有まじく候、年寄など他人行の時、ぼのくぼへ風あたり候へば、寒たる襟をひろげて、風のあたらぬ様に仕候、若人などはすまじき事にて候也、

〔貞丈雜記 三小袖〕一二ツえりに著る三ツえりに著ると云は、著物の前を合するに、下著と上著を別別に合するは常の事なり、上著下著を重ねて一ツに前を合するを幾ツえりと云なり、たとへば三ツえりと云は、三ツ著る時三を一ツに重ね合するを云、條々聞書に云、三ツえりに物を著候事、

見若衆などのえりを色々て、うつくしく見せ候はんためにて候、又年寄は物を多著候はん爲也、只常のごとく著たるがよく候云々的の時は男も一つまへに合たる也、弓射る時はたゞぬぐによろしき故也、又宗五一冊故實に、あはせは數に入らず候、二つより襲衣也、一つより袷とは小袖との事也とあり、袷と小袖と二つ著たる時、別々に合するとも、袷は數に入らぬ故一つより也、

一そうかうくびに物を著候事、闕腋入道年寄は不苦、若人は見苦也と條々聞書に有、又諸聞書條々に、物をきるに、六十より内はえりを折てきる也、六十より外はそうかうにきべき也と有、そうかうくびとは、小袖のえりを折らずして著る事也、あた・か直垂に折ざる也、そうかうは僧綱也、僧綱とは僧の位也、法橋法眼法印を僧綱と云、此位ある僧はえりたて衣とて、衣のえり立て頸をかくす樣にてある也、小袖のえりを折らずして著すれば僧綱の衣きたる形のごとくなる故そうかうくびと云也、

一大えりに著るとは、小袖のえりを廣くあけて著る也、

〔北山抄〕三[illegible]　内宴事〇中

續文事〇中　闕衣袖時〇中略、[illegible]不可一度闕兩袖、常以片手掩衣袖、以合片手闕其衣袖等云云、

〔榮花物語〕四見はてぬ夢　内大臣殿〇藤原伊周[illegible]の御まつりごとは、殿〇藤原道隆の御やまひの間とこそ宣旨ありしに、やがてうせ給ひぬれば、こぞのこといかなることにかと、よの人皆のはかなきよりも、これを大事にさゝめきさはぐ、〇中かゝる御おもひなれども、あべき事どもみなおぼしをきて、人のきぬのはかまのたけのべちゞめせさせたまふ、たゞいまはいとかゝらでも、まづ御いみのほどはすぐさせ給へかしともどかしう聞えおもふ人々あるべし、

〔平家物語〕一かぶろの事

いかなる人も、此一もん〇平家にひすばれんとぞしける、えぼしのためやうよりはじめて、え。も。

ナヘ裝束
强裝束

んのかまやうにいたるまで、伊達ゝ六はらやうとだにいひてしかば、一天四海の人皆是をまなぶ、

〔北條五代記 五〕關東當代形儀異樣なる事
見しはむかし、さがみ小田原北條家の繁昌時○中 衣裳をきるには、のけゑもんと名付て、けだかく引つくろひ、ゑりをせなかの中ばね、國のゆまでのけて、背筋の灸の見ゆる程に着し、はかまの前をひなだかに、うしろごしをあげてき給ふ、去程に、腰のゑもんつきと、はかまごしの間、五寸六寸程有し也、

〔大猷院殿御實紀附錄 一〕御若年のころ、世の中に流れ衣紋とて、小袖の領袖に綿を厚くいれ、その綿は薄くして、專ら衣裝を飾ふこと流行し、公○家光にもさる樣を玉ひし折から、青山伯耆守忠俊國と御前に出しが、御衣を引あげて、正しく端正たる御方の御身にて、かく衣もんなどに御心を用ひ玉ふは、何事にましますぞと、いたく諫め奉り○下

〔嬉遊笑覽 二上服飾〕今きの着るに領のをれたるを、襟くびと云は、襟持くびなり、犬子集、貧乏人は咲はれにけり衣紋ばかり襟持くびにひきなはし、二本 後撰夷曲集、貴げなる者を見て、ひだるさに寒さにすくむえりつきよ襟もちくびは名のみなりけり、懐中重ければ、衣の領前にひけて首すくむを云、今いふ襟胴は本義にあらず、

〔畫人要介〕僧俗ノ衣紋ハサノミ引ツクロハデ、然モ衣紋ノウツクシキ樣ニ著ナスベシ、凡裝束ノ衣紋上代ハ沙汰ニ及ズ、鳥羽院ノ御代ヨリ、强キ裝束ヲ用ル故ニ、衣紋ノ沙汰出來スルナルベシ、上代ハ皆ナヘ裝束トテ、フクナニタ强タハ不調也、然ニ鳥羽院已前ノ人ノ影ヲ畫トテ、鳥羽院以後初タル强裝束ノ衣紋ヲ畫タルハ、繪師ノ不覺也、如此事見知ラデ、或ハ難ヲ加ヘ、或ハ譽ル人モ猶ニ成ヌレバ、好タモ惡クタモ有ナン、

〔小野道風朝臣像〕



〔集古十種 古畫肖像二〕平小松重盛公像 同山城國神護寺藏



○按ズルニ、小野道風朝臣像ハ已ニ増補考古畫譜ニ載セタ、古川躬行ハ其ヲ以テ當世ノ珍ナリト云ヘリ、然ルニ其畫風ハ固ヨリナヘ裝束ニタ、當時ノ制ニ適合セルモ亦其珍トセシ所以ノ一ナルベシ、然レドモ躬行モ既ニ言ヘル如ク、扶桑略記、天台座主記、古今著聞集、元亨釋書等ニ、開眼ヲ道風ノ書、畫ノ會理トナスハ、此ニ記スルモノト合ハズ、又按ズルニ、明尊ハ天台座主記ニ據ルニ、永承三年八月十一日天台座主ニ任ジ、十三日辭退セリ、是亦此ニ記スルモノト合ハズ、姑ク記シテ疑ヲ存ス、

〔神皇正統記〕第七十四代第四十一世鳥羽院諱は宗仁、〇中略御容儀めでたくまし〵ければ、さらをもこのませたまひけるにや、裝束のこはくなり、烏帽子のひたひなどいふことも、そのころよりいできにき、花園の有仁の大臣また容儀あるひとにて、おはせあはせて、上下おなじ風になりにけるとぞ申める、

〔續世繼　花のあるじ〕この大將殿〇源有仁は、ことのほかにえもんをぞこのみ給て、うへのきぬなどのながさみじかさなどのほどなど、こまかにしたゝめ給て、そのみちにすぐれたまへりける、おほかたむかしは、かやうのこともしらで、さしぬきもながふみて、えぼうしもこはくぬることもなかりけるなるべし、このころこそ、さびえぼうし、きらめきえぼうしなど、おり〵かはりて侍るめれ、白川院は御さうぞくまいる人など、おのづからひきつくろひなどしまいらせければ、さいなみ給けるときゝ侍し、いかにかはりたるよにかあらむ、とばの院、このはなぞのゝおとゞ、おほかたも、御みめとり〵に、すがたもえもいはず、おはしますうへに、こまかにさたせさせて、世のるがになりて、かたあて、こしあて、えぼしとゞめ、おりとゞめなどせぬ人なし、又せでもかなふべきやうもなし、かうよりえぼしのしりは、くもをうがちたれば、さらずばおちぬべきなるべし、ときにしたがへばにや、このよにみるには、そでのかゝり、はかまのきはなど、つくろひたてたる

は、つき〴〵しく、うちとけたるは、かひなくなんみゆる、えもんの樣色などいひて、職人になれりしも、この類いまの人なり、

〔台記〕久安三年二月三日丁酉、左大臣源公出家入道、〇中略左大臣源有仁公者、〇中略詳智我朝禮儀、

〔倭訓栞前編三〕うちなし　打ならしの義、長豐卿の記に、昔人衣服打裂、今人裝束如木とみゆ、是右大將の袍をいへり、打裂は今のふくさ張の義、如木は多く糊して張をつよくする者也といへり、

〔倭訓栞中編十七〕なしうち　烏帽子にいへり、強裝の梨子肌の如くなるをいふ、しぼのあらかなるを大梨子打といひ、細かなるを小梨子打といふとぞ、一說に衣服に梨子を打といふは、ふくさ張とて、糊のこはからぬ烏帽子も同じといへり、三議一統に、第七、梨に打とあり、

〔新野問答〕如木

これは氣之毒なる事を被尋候に、申さず候得者事明らかならず候、申候へば人之過失をあらはすに候、乍去申さず候とも知る人は知るべく候へば、至愚之存分書付申候、近年傍輩中時の出立には、如木と號し候衛召具、其體は平禮、白狩衣、白狩袴を著したる者に候、當職之役人これある事、勿論舊記には不見及候、下官覺悟候は、裝束の強やうに如木と申、糊どこはく張候を如木と申候、文字之通り木の如くと申意に候、承元二年十二月二十五日三中記三條中納言長兼卿記曰、昔人衣服は打裂、今人の裝束は如木、如此に候、打裂、ふくさ張とて、糊をやはらかに張たるに候、又應永十九年九月廿七日廣橋一位兼宣記曰、御車副四人如木褐衣以兩說見申候へば分明に候、應永記の意は車副は人の所役之名に候、褐衣は其役人著用候服の名に候、狩衣のごとき服に候、これに如木の字を加へ候にて、強樣と申事皆に見え申候、こはく張たる木の如くなる褐衣に候、これは褐衣にかぎらず、承元記には、右大將の袍の事に候、近代の記に、如木雜色と申名目候、これもこはく張たる如木なる狩衣を著候雜色に候、さるにより園太曆などにも雜色不及如木とも見え申候、なへ〳〵

とまたる服を用ひ候もくるしからざるの意に候、如木雜色と候より召具候人の名目と取り違へ候て、近來召具し始めたる人に候、これにうつされ候て、近頃は人ごとに召つれ申候、一興千萬に存候得ども、流俗のやうになり候て無是非候、下官所役の日も不召具候也、

〔貞丈雜記 三烏帽子〕一糊子打ゑぼしと云は、糊子の字は字を假り用ひたる也にて、木の實の糊子の義にはかゝはらぬ事也、なしうちとはなやし打の略語也、なやしは、やはらかなるを云、打は作る事なり、やはらかに作たるゑぼしなればなり、愚昧記(仁安三年八月記)曰、承元三年十二月廿五日、東宮御元服、昔人衣服打糊、今人裝束如木云々、又明月記に、正治二年八月十六日(中略)騎馬侍從事、(布衣、打又糊子、)公敎卿記(文保二年二月廿一日ノ記ニ)此直衣去年秋開中初着給之間、如法打糊子云々、又東鑑(弘長三年四月十四日記文見同)日、二所御參詣(中略)不着染絹之間、打糊定有懈緩云々、右打糊とあるは、いづれもうちなやしの略語にて、裝束のなへてやはらかなるを云、糊子打も是と同じ義也、

〔明月記〕正治二年八月十六日、鷄鳴之間、參上御堂、無程御隨身出御、予(定家)〇中略賀茂國行、信光騎馬侍從事、(布衣、打糊、)

〔承元二年東宮御元服記〕長兼記

十二月廿五日庚寅、(大殿御曹司)朝間雲散、今日東宮御元服也、〇中略御裝束、予(長兼)〇中略參見之、〇中略坊司又奉仕御裝束、〇中略其儀母屋東第三間、自北障子南去七尺敷雲文繧繝、〇中略其上立金平文倚子、〇中略爲皇太弟加冠座、其南二尺二寸、立白鑞平文倚子、〇中略爲理髮加冠從役之座、其左右立螺鈿平文臺物机、(立金銅瓶、高麗敷物、供御雜事、奮子中央、立之爲雜、去二尺、立之、昔人衣服打糊、今人裝束如木、〇下略)

〔明月記〕嘉祿元年十一月十七日、謹聞、今日行幸還見上御前駈六人、參議、辨(同具記)大外記、大夫史、撿非違使等、各行粧之威勢、參議一人打糊云云、　二年六月十三日、御乳母三位車過了、(是非也、前代未聞、二人打糊、)

〔吾妻鏡 五十一〕弘長三年四月十四日癸亥、二所御參詣供奉人之中、中子細之輩事、有其沙汰、所謂〇中

略

近江三郎左衛門尉申

依御點進奉之上、可令供奉之條雖勿論、不堪乗馳之間、打架定有憚歟者、

以上執小侍註進武藏少輔景賴披露之處、被聞食訖者、

〔公敎卿記〕文保二年二月廿一日、及貫對法皇御幸萬里〈普賢寺打也〉小路殿、依執權摩大臣殿御參、〈黑直衣、同指貫、同冠、此直衣、去年秋除目中、前官拜賀之間、如法打之間、直衣、同指貫、大嘗會以令洗練、且縁近日一向如此云云、〉

〔倭訓栞前編十一〕じよぼく　如木の字、記錄に多く見ゆ、漢音によむといへり、裝束の體をいふ字の如くこはく張りたる也、今長烏帽子を著て、白丁を著て、行列の先途を勤むる者是也、俗にしよぼくないといふは、如木ならぬ意也といへり、又いたてんともいふ、板手の義也といへり、

〔南嶺遺稿四〕水干如木といふ裝束、〈中略〉元來水干は絹の名にて、裝束の名にあらず、ずいぶんやはらかに張て、のりを不用絹の事也、〈中略〉何にても絹つよく張たるを如木といふ、如木の袍と古來の書に有、末代になりては、元服拜賀の門出のとき、前を追ものをいふ、白き張張の袍やうぞくを著て、前を追ふもの如木とおぼへたり、役人の名目とは違ふ也、如木は衣をつよく張ることゝろにて、職名にはあらず、文字の通り也、

〔貞丈雜記官位四〕一如木と云はいやしき者也、白張(ハクチヤウ)を著て、公家の供をする者也、履傘などを持つ役也、白張と云は白布の狩衣也、如木跳紅と云事、義敎公御元服記にあり、〈白張はこはばりて、如木の如しと云心にて、〉

〈木といふとぞ〉

〔胡琴敎錄下〕時所作

師說云、はれの所作は、〈中略〉みれんの人、かならず失わやくあるべし、そのゆへはうちうちにては、白衣もしはなへわやうぞくにて、さゝはりどころもなくて、ひきならひたるにはかにはれにい

でたる時は、舞事わする、うへに、裝束ぶよはくにて、比巴もはるかにのきぬ、略〇下

〔餝具裝束抄〕一車副事

平禮　白張上下

下袴　風絹

以上如木之時着之、略〇中

一御厩舍人事

如木之時、平禮風絹、フタコノ時、縮烏帽子着衣、

〔胡琴教錄〕上琵琶體様

師說云、略〇中釼案には大相國禪門御說〇師長釼の御ながれには、比巴をあふぐるやうにもちてこれをひく、見め頗ひれつなれども、ふたつのとくあり、一には比巴裙をむねにつけてもちつれば無音勢、一には如木の時も、尋常の時も、おながちに無差別也、

〔相國寺供養記〕明德三年歲次壬申八月廿八日丁丑、今日萬年山相國承天禪寺供養也、略〇中

次御車中略〇　御車副六人如〇褐〇木〇襖〇　御牛飼一人竹〇褐〇一、〇如〇木〇中〇持〇略〇襖、　次關從公卿〇〔有毛車中略〕　右大將〔中略〕

御〇馬、舍人、隨身、如木、〇中略　勘解由小路大納言中〇略如〇木〇雜〇色〇二人

〔相國寺塔供養記〕十五日、〇應永六年九月、中略〇けふの御塔供養は、建久東大寺供養の例に准て、一千僧を請らる、略〇中

〔御〕隨人〔右近將監〕秦知興隨身二人、舍人二人、如木一人、雜色四人、〔同人〕菅原長政、略〇中如木童一人、雜色四人、略〇中　〔同人左少將〕源房嗣

副一人、雷色如木四人、調重二人、略〇下

〔雅亮裝束抄〕二わきあけのこと

はんひのをは、略〇中たゞうるはしくゆふやうあり、本をみるべし、ならふべし、さうぞくしのひす

裝束師

ることなり。

〔連阿口傳抄〕一束帶著次第〇中略

袍ヲ著ク、頸紙ヲハ前裝束師マハシテ、後裝束師ヒネリ入、

〔古事談〕一王道后宮 隆國卿〇源爲頭、奉仕御裝束、先奉探主上一〇後冷泉 御玉莖、主上令打落隆國冠給、敢不爲事、敢本意候、是何度事也、

〔言繼卿記〕天文十四年正月一日乙丑、御服著御衣紋高倉宰相、御前裝束予參、

〔東山殿年中行事正月〕朔日、卯剋將軍家出御、予便宜所、御烏帽子風折著、白御直垂御服唐織物、〇御後服 服中納晴、御〇〇山名宮内少輔雪之、御衣紋了、御 鳥紙鳥山宮内少輔衣紋之、御服仁直御事

〔光益一覽三〕羽林家之内、山科殿は禁中堂上方裝束帶之家、高倉殿は將軍家其外裝束帶之家也、

〔諸家傳覽記〕裝束

高倉　　山科

元來高倉家は大炊御門家々傳り、山科家は德大寺家々傳り候事に候所、當時に而は大炊御門德大寺兩家共其沙汰無之、高倉山科兩家而已之家業と相成候、其內少々振合有之事に而、山科家は裝束色目之事を沙汰有之、夫故代々必內藏頭に被任候先例に而、服御調進之事に被預、高倉家は著御之儀を主り候由中候由、乍去兩家共衣紋之事をは、共に家業と被致候事に候、但し山科家衣紋之事、中頃久々斷絕之由、寶永二三年之比々、主上御衣紋に被參候事に相成候由、或記に見江申候、

〔異服類名物目錄〕一禁裏樣、東宮樣、御調進は山科宰相樣に而候、万一御指合等御座候時は、高倉中納言樣ニ而御調進も御座候由、〇下略

〔武家裝束抄二〕一裝束に衣文をとる事、古はなかりしに、鳥羽天皇の朝に、花園左府源有仁公風流を好たまひ、はじめて衣文を搔事をこれり、其衣文大炊御門家へ傳へ、夫より高倉家へ傳ふ、是により

て高倉家衣文の家となれり、かの門に入ざる人は、衣文をつくる事をゆるされず、又山科家は、世世内藏頭に任じて、御服調進の家なり、古は縫殿司、内染司、縫部司等ありて、各其事を掌、次第に傳へて內藏寮へおくれり、後世は其事絶ぬれど、内藏頭は猶御服調進の事をつかさどる故に、衣文の一流を立て、山科流といへり、高倉家は今に主上の御衣文に候せらる、又將軍家〈公家先〉上洛したまひし時、衣文御用有しより今に至まで、武家の大禮には、必下向したまふ事例となれり、

〔羇旅漫錄四〕諸司代禁裏付の武家など、上洛のはじめは、第一束帶に拜謁せらるゝ故、極て裝束つけとて非藏人か、北面衆を頼む事也、參内の度ごとに、此人を請じて裝束してもろふなり、その度ごとに、謝禮の目錄を遣す事故、後々は自身に裝束をつけて出仕する事あれ共、禁中參内出入の俯仰に、多くは帶ゆるみ、はさみたる衣のけ落て、鬢鬚に見ちらしひろごりありき、赤面に及ぶ事あり、それ故うは帶を隨分かたく結びて、ぬけ落ぬやうにすれば、一日の進退見ぐるしくもあらねど、帶をかたく結びつむる故、腰臟くびられて、氣息づかひくるしきものなり、たのみたる人に裝束つけてもらひ參内する日は、帶もゆるやかにさのみかたくむすびたる樣にも見へねど、終日出入俯仰にも衣のけ落る事なしとぞ、裝束平生の事に成たる故、着用の覺悟ある事なるべし、延享年中、關東にて法華八講御法事有し時、御家門の近臣大名衆はじめ、皆束帶にて詰られし折節、別事にて下向の公家衆拜見を許され、同樣に出仕ありしに、兩三輩いづれも下臈の仁なりしか共束帶の儀觀雲泥にわかれて、優美なる事ども成しとぞ、

〔甲子夜話四十八〕林川子曰、去年〈癸未〉ノ春、公用ニテ高倉家參向アリシトキ、府下ニテ裝束門人ノ一組申合セ、ソノ旅館ニ大ナル櫻木ヲ栽ノ、容況ヲ繪クレバ、高倉センノ志ヲ殊ニ悦喜セラレテ、數程ノトキ詠歌ヲ、櫻田組ノ頭取ニ賜リタリトゾ、

さうぞくの門人櫻田組より旅中のなぐさみに櫻樹おくり、庭にうつしうへ侍りける、いと見

事におぼへて、花の色香に心ざしの深をあらはし、此組の次第にさかへ行ことを祝て、こしおれをつゞりはべりぬ、

永雅

都にもまさる色香のさくら花、霜年々にさかへそふ陰、コノ組ト云コトハ、裝束ノシナ學ブ輩、方角ニタ其黨ヲ立ルニタ、今ハ盛ナルコトナリ、至治ノ御世ノミヤビナルコト、實ニ京師ニモマサルベシ、コノ櫻田組ノ頭取ハ久留米ノ臣ナル松岡清助ナリトゾ、靜聞タ。コノ組ト云ハ七黨アリ、一ハ丸之内組、一ハ下谷組、一ハ植町組、一ハ山ノ手組、一ハ植町新組、一ハ今宏ル、以上以前ヨリノ組ナリ、櫻田組ハ其外ニレタ、清助ガ興立セル近來ノ組ナリ、コレニタ七黨トゾ、

〔後松日記三〕服色の制は朝廷の制にて、高倉山科兩家のしるべき事にはあらじ、しかるをたれもその事委しくたどらねば、この兩家にたづねしりたるより、いまは弟子ならぬは、かゝづらふ事をゆるさずなどいふめり、志かあれば古今を通觀して、天下の則とすべき事をこその給ふべきに、ふるき書などはみで、家の說とていとほこりがに、もてひがみたる事いひ出んは、本意なきわざなり、又官位をえて、天下の法令あなる事をみづからはしらで、他家にとひ聞もくちおしからずや、高倉家はたゞ尻つくり、襠のひだうるはしくする事杯ぞしるべき、山科はひろさせばさ長さみじかきなどぞしるべき、其法令は國史、令、式、諸家の日記、西宮、まさすけ、通方抄なとによりて、ふるきためしをしりたるがよきなり、

〔元治改正京羽津根三〕有職衣紋

高倉家

洛東中圓崎　岩垣大舍人允

一條新町西　木下彌三郎

中長者町新町西　藤井右衞門

山科家

新烏丸荒神口南　虫鹿豐後守

殿屋町中立賣西　畑備前守

〔雍州府志 七土產〕裝束　此一具稱下裝束師受山科高倉兩家之令而裁縫之、斯兩家主裝束衣紋之事、也、其內山科專禁裏裝束之事、高倉預參仕公方家之衣紋也、凡裝束綱條綱貼板頁、而及其乾、則取起之、是謂板引、兩家人手自作之、法綱製法各家秘而不漏他人、又石帶石多用瑪瑙、其至良者色青、是謂石上品之瑪也、倭俗百工掌其事者以師呼之、所謂裝束師豐田氏、冠師木村氏之類是也、

〔增補京羽二重 三〕御裝束師

烏丸通下立賣上ル町　井筒屋定太郎

室町通一條上ル町　石原越中

室町通上長者町上ル町　大文字屋久左衛門

同通三條下ル町　三宅近江守

〔雅亮裝束抄 三〕これは本には、三巻まき物にてあるを、一帖にかきうつしたるなり、まさすけがみづからのてにてかきたり、ぺらにかみにかきてをしつけたるは、すけゆきがてなり、かしらがきはこ殿の御てなり、それをみなかきうつしたるなり、かたかなにてかきたることは、わらはがかきたるなり、

〇按ズルニ、雅亮ハ、尊卑分脈ニ據ルニ、勸修寺氏ニシテ、雅職ノ子ナリ、台記ニ據ルニ、久安二年十一月十一日、藤原賴長ノ五節ノ舞姬ヲ獻リシ時、雅亮兄清職ト共ニ、舞姬ノ前駈トナリ、又久壽二年四月二十日、賴長ノ賀茂詣ノ前駈ニ此人ヲ定メシ事アリ、此等ニテ其時代ヲ推知セラル、而シテ此奥書ニすけゆきトアルハ、藤原資盛ノ子資行ナランカ、又こ殿トアルハ、賴長ノ書

ノ兄ナル藤原公能ニシテ、わらはトアルハ、公能ノ女多子(近衞后)ノ自稱ナルベシ、

〔群書一覽 二 有職〕飾抄 寫本 三卷 土御門大納言通方卿(○中略)

代々の記錄等を引て故實を明す 元亨二年五月五日、吉田内府奥書あり、

〔文齋裝束抄〕文應元年五月十五日、以右少辨守實朝臣本書寫之、(○中略)此抄者定家卿書出之、授子息畢、 左權少將判

〔群書一覽 二 有職〕三條裝束抄 寫本 一卷

一名伏見院宸翰裝束抄といふ、三條家衣服の事をしるせり、(○中略)

裝束雜事抄 寫本 一卷(○中略)

奥書に云、應永六年四月日、參議正三位行備中權守藤原永行、(○高倉祖也)(○中略)又奥書に云、右裝束雜事抄式目抄者、高倉家秘說書也、不慮一見令書寫畢、 元祿十五年閏八月廿五日 大炊御門經音作 花押 廿一歲

〔群書一覽 二 有職〕女官飾抄 寫本 一卷

はじめに女房の官品の事を記す、(○中略)次に女房衣色々、 此奥書に云、此一でうは後成恩寺のくわんぱく(○一條兼良)御製作也、すなはちかの殿下の眞跡の本を、桃花坊へ申うけ、みじかき筆にて字形をたがへずうつしとゞめ持て參り、迎納申候時、御ふたり校合申て、あやまりどもを直し付侍りき云々、大永元年十月六日、 るえもんのかみ藤原判

〔西三條裝束抄〕逍遙院(内大臣實隆公)眞本也、可謂奇珍者也、

天正五年孟夏中院 黃門郎經 花押

○按ズルニ、此他、助無智秘抄、布衣記、後照念院殿裝束抄、雁衣抄等ヲ始メ、近世有職家ノ服飾ニ關スル書籍ガ多シ、今一二ヲ擧ゲテ省略ニ從フ、

古事類苑

服飾部五

袍 襖併入

袍ハ表衣ナリ、ウヘノキヌト云ヒ、又字音ニハウト云フ、凡ソ袍ノ製作ニ縫腋闕腋ノ別アリ、縫腋ハ腋ヲ縫ヘルモノヲ謂ヒ、闕腋ハ腋ヲ縫ハザルモノヲ謂フ、文官ハ縫腋ヲ用キ、武官ハ初メ襖ヲ用キシガ、後闕腋ヲ用キタリ、而シテ其服色ハ大寶令ノ定ムル所、紫、緋、緑、縹ノ四種ニシテ、並ニ位階ノ高下ニ隨テ各淺深アリ、稱シテ當色ト云フ、又位袍ノ名アリ、後世ニ至リ、紫色及ビ深緋色ハ一變シテ均シク黑色トナリ、四位以上ハ皆黑袍ヲ著スルニ至レリ、黄櫨染、麴塵ハ並ニ天皇ノ御袍ニシテ、親王以下皆之ヲ濫用スルヲ得ザレドモ、藏人ノ如キハ毎ニ麴塵袍ヲ賜ハリテ之ヲ著スルコトアリ、

襖ハ一ニ襖子ト云フ、武官ノ表衣ニ用キル、又一種襖ト稱スルモノアリ、庶人、婦女子、及ビ僧侶ト云ヘドモ之ヲ著ス、袍ノ下ニ重襲スルモノニシテ、蓋シ後世ノ綿入衣ナラン、又後世專ラ襖ト稱スル者ハ袷衣ナリ、

〔倭名類聚抄 十二 衣服〕袍 楊氏漢語抄云、袍(蒲交反、和名宇倍乃岐奴、一云朝服、)著襴之袷衣也、

〔箋注倭名類聚抄 四 衣服〕爾雅、袍襺也、無衣毛傳、說文同、玉篇云、纊爲襺、縕爲袍、釋名、袍丈夫著、下至跗者也、袍苞也、苞內衣也、任幼植深衣釋例云、喪大記、袍必有表、謂之一稱、注、袍褻衣、必有以表之、乃成稱也、蓋袍爲深衣之制、特燕居便服耳、故云褻衣、若無衣以表之則不成稱、續漢書輿服志云、或曰、周

公袍、故王者居、故施袍、是袍爲古人燕居之服、自漢以後、始以絳紗袍皂紗袍、爲朝服、爰袴衣有襴始於後魏時、演繁露抄以爲襴袍衣、卽袍、蓋從後周、非古義也、

〔段注說文解字 八上〕袍、襺也、[illegible]从衣包聲、論語曰、衣敝縕袍、[illegible]

〔伊呂波字類抄 〇衣服〕袍 ウヘノキヌ 袍也、[illegible]

[illegible]

表衣也、已上同、

〔類聚名義抄 六〕袍 [illegible] ウヘノキヌ

〔三内口決〕一束帶之具〇中略

表衣。又號袍　且多[illegible]

〔東雅 八服用〕袍〇中略　袍の字、日本紀〔神代紀〕に讀てコロモと云ひしを、倭名鈔には楊氏漢語鈔を引て、ウヘノキヌ、一にいふ朝服、衣襴之袷衣也と註せり、古の制かゝるべしとも思はれず、日本紀に見えし所の如きは、たゞ袍者表衣之通稱なるの義を取れるなり、倭名鈔に見えし所の如きも、今の制には少しく異なるものと見えけり、

〔袖中抄 [illegible]〕うへのきぬ　倭名抄に袍をよめり、袍、衣の義也、君臣上下の別は、色と紋との差にして、縫腋に闕腋縫腋の二ツある也、職原鈔に、凡上蓋之服可稱曰袍と見えたり

〔武家名目抄 衣服部 一上〕按袍は、束帶衣冠の上服なるゆへ、ウヘノキヌといふ、

〔萬葉集 四四 四〕大納言大伴卿新袍贈攝津大夫高安王歌一首

吾衣、人莫著曾、網引爲、難波壯士乃、手爾者雖觸

〔古今和歌集 雜十七〕めのおとうとをもて侍ける人に、うへのきぬをおくるとてよみてやりける、

紫の色こき時はめもはるにのなる草木ぞわかれざりける　なりひらの朝臣

名所

〔武家装束抄二〕一袍の名所、えりをくびかみと云、わなにかくる結たる緒を蜻蛉と云、袖二はゞの内端を鰭袖、身に近き方を大袖と云、身をおくみと云、裾に横に縫へるを襴と云、其左右へ出たるをありさきといふ、後に袋のやうなるをはこえと云、又かくふくろともいふ、其上の方にある小き緒をわすれをといふ、右の名ども、文字詳ならざるもあり、俗に名付たるにや、かくぞ立ることを古きものにはしりつくるといへり、

〔武家名目抄装束部五上〕按、袍は、〇中略うしろの腰の袋の如き所をハコエとも角袋ともいひ、背の横幅を襴といひ、其左右の餘れる所をアリといふ、凡袖二幅なる物は、奥を大袖といひ、端をハタ袖といふなり、

製作

〔延喜式十四縫殿〕縫殿功程〇中略

袍綾羅袷及女表衣、四幅帛裙、并六長功日大半人、中功日一人、短功日二人、〇中略

布袍長功日三領、中功日二領、短功日一領、

〔延喜式十四縫殿〕年中御服

春季正月料二月三月亦同袍十領一白橡六領、浅紫四領、十一月十二月二領、並用白、料絹十五疋四丈八尺、別一疋二丈四尺八寸綿二兩二銖領別五

〔延喜式四十一弾正〕凡衣袖口濶無問高下闊作一尺二寸已下、其襴濶者一尺四寸、其表衣長纔著地、

〔延喜式四十六左右衛門〕凡督料袷袍一領料黒緋綾四丈、綾絹四丈、佐料袷袍二領料緋綾一疋二丈、綾絹一疋二丈、〇中略尉料袷袍七領料深緑絹四疋四丈、裏緑絹四疋四丈、志料袷袍十五領料深緑絹十疋、緑絹十疋、門部料袷袍七十六領料紺絹卅八疋、緑絹卅八疋、門部料黄袷袍一百領料黄絹五十疋、緑絹

五十疋、門部料貲單袍五十領料絹廿五疋、(略〇中)

右物服廿年一換

(續修東大寺正倉院文書別集十三)寫一切經所告朔解

奉寫一切經所解　申正月二月三月并三箇月告朔事(略〇中)

絁六匹二丈八尺(略〇中)

一匹絁袍一領料(略〇中)

綿一十六斤八兩(略〇中)

一斤八兩綿袍一領料(略〇中)

望陀布一端一丈(三月廿五日請)

用盡

三丈八尺主典一人、案主一人、并二人單袍二領料、(領別一丈九尺〇中略)

綿袍五十一領(廿領縫　卅一領未〇中略)

用盡

經師卌人、校生六人、裝潢五人、并五十一人料、(人別一領〇中略)

以前起去正月一日、盡今月卅日、請用雜物并殘等及食口、顯注如件、以解、

寶龜三年三月卅日

散位正六位上上村主馬養

判官大判官外從五位上美努連

(連阿口傳抄)裝束寸法

一束帶

袍ノ長サ

主上、院、東宮ハ、一ノ御骨ヨリ御キビスマデノ御寸法ニ餘リアルベシ、一尺二寸、親王、大臣、次第ニ可有了簡歟、餘リ年少次第ニ、殿上人七寸餘リ、地下五六寸、何モ年少可有了簡歟、

同廣サ

主上、院、東宮ハ、一ノ御骨ヨリ中ノ御指ノサキマデニ一寸餘ホドヲ二ニワリテ、御大袖ハ御身ヨリ五分ヒロシ、御ハタ袖ハ此外ニ付ベシ、宮、大臣ハ、御指ニ五分アマル程ヲ二ニワルベシ、殿上人ナラバ、ハコヒニヒトシ、地下ハ聊タラズ、大袖ノ付目ヨリワキヘ、一寸五分スザカヘテ上ベシ、

ハタ袖ノ事

大袖ノ三分ガ二也

袖ノ口ノ事

身ト大袖トヲ合テ、絹二寸五分、或一寸、仁ニヨリテ可有了簡歟、

ハコヒノ事

身ノ廣サニ、ハコヒノ長サハ一寸五分ミジカシ、凡ノ寸法ニヨリテ可定歟、此スソ三寸五分セバクオトスベシ、サキハスソホソナルユヘナリ、袖ノ付ノト、ハコヒノワケヤハトノアハヒ一寸五分アルベシ、是ヲ帶トウシト云、但帶トウシハ襴ノ付下ニアル也、一寸五分ノ間ニ小紐ヲ付ル歟、

タムノ高サノ事

ハコヒノナガサニ一寸五分オトルベシ、タケニヨルベシ、襴ノ左右ニ耳ノ樣ナル物ヲイ、アリト云、其ソバヘ出タル分、襴ノ高サニ一寸五分オトルベシ、是モ年少可相計、アリノサキ、アリニ同、

大クビノ事

上ハエリノ廣ノ半ナリ、下ハ上ヲ二合タルホドナリ、是ハ上下年ヲ不論、可了簡哉、

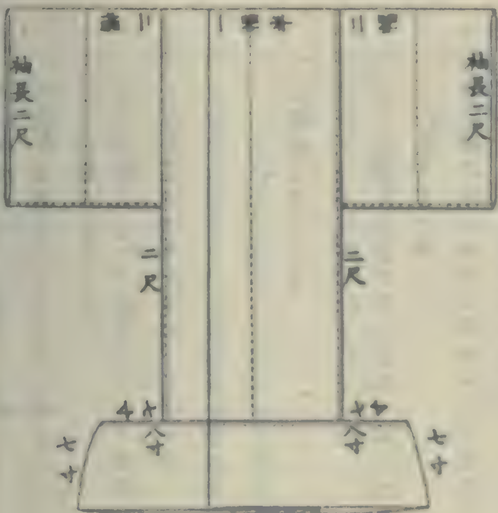
ムネノヲリメノ事

タビカミノ前ノキワヨリ七寸六寸ノ間也、了見上下ニヨラズ、年少ハ可相計、

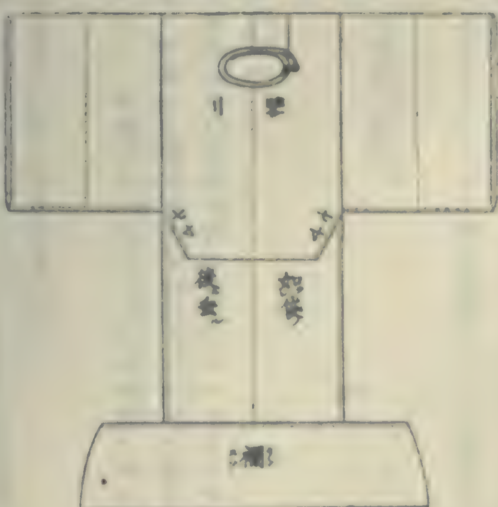
〔裝束圖式上〕袍、袞衣トモ號ス、衣服ハ神代ヨリ始レリ、神服是也、又ハ千波也ナド云ヘリ、十七代應神天皇ノ御宇、呉朝ヨリ衣縫ノ女ヲ貢ス、大寶令ヨリ異朝ノ衣服ヲ用ユ、云云凡袍、天子、親王、臣下等ノ差別、品品ナレドモ、皆色ト紋トノ差ニレタ、紋様ハ圓紋、輪紋、繁紋ノ二ツ也、袍ノ紋ハ家々ノ相傳ニヨツテ、其樣品々也、〇中略

服ノ長短ハ人ノ長短ニ隨ト雖、今中人ノ服ヲ以テ寸尺ヲ記ス也、

袍縫腋前圖



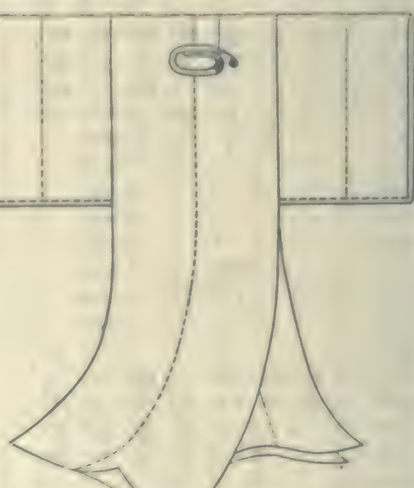
袍縫腋後圖



袍闕腋前圖



袍闕腋後圖



〔學習院所藏文書〕えんはう三ねん〈つゐとし〉三月ゟ十月までに御でき申候

なつふゆの御そくたい〈光○圓〉　二とをり〈唱○中〉

　きりたけなつ。の。御。ほ。う。

一御みたけ〈御むじれのおりから御もんまわりまで　御むじれのおり五寸〉　四尺五ぶ

一御みはゞ　一尺三ぶ　一御そでたけ　貳尺三ぶ

一おく御袖はゞ　壹尺一ぶ　一くち御そではゞ　八寸五ぶ

一御おくみかみのはゞ　四寸壹ぶ　一同すそはゞ　六寸二ぶ

一御かく　八寸　　一御らんたかさ　八寸

一御ありさき　八寸七ぶ（略）中
　きりたけふゆの御はう

一御身たけ御むれおりゟ　四尺五ぶ　　一御身はゞ　壹尺三ぶ

一御そでたけ　貳尺三ぶ　　一御おく袖のはゞ　壹尺壹ぶ

一御てくち袖のはゞ　八寸五ぶ　　一御かく　八寸

一御おく身のさき　四寸壹ぶ　　一御おく身のすそ　六寸

一御らんたかさ　八寸壹ぶ　　一御ありさき　八寸七ぶ

〔學習院所藏文書〕天保十一年十月御用、多御東帯〔二〕に

御袍

御身たけ　三尺壹寸　　御身はゞ　一尺五分

御むねの折　三寸五分　　御かく（御かゝみきはより壹尺壹寸五分〆に上り）　八寸五分

同よこ　七寸五分　　御口袖たけ　貳尺壹寸

御はゞ　七寸　　御おく袖たけ　一尺九寸

御はゞ　一尺五分　　御袖下あき（御うしろ四寸　御まへ六寸）

御おくび（上下）　三寸貳ぶ五寸　　御らむはゞ　八寸

御ありさき　七寸五分　　同たて　七寸

〔服色管見四〕袍衣製

考るに、唐の公服てふ物をうつしたる也、昔は袖口のせばきをこのみたるにや、其さまあしければ、和銅元年に八寸より壹尺までに定られけり、其後には又ひろきをこのみて、次第に大きく成

けむ、延喜彈正式に、衣の袖濶さは高下をとふ事なく、同じくは一尺貳寸以下、其襴の濶さは、壹尺四寸につくれと見えたり、又袍の襴を長くする事は、古へよりも好みけむ、是もかの彈正式に、其表衣の長さは、わづかに地につかしめよと、定められき、中比よりはかゝる定めもみなやぶれて、袖は大きく、衣のたけは長けれども、ひき上て足のかうにもつかず、且はこえとて、襴をわなにし、又ありさきとて、襴のはしを、左右へあましてみゝの樣にいだす事などいできにけり、延喜縫殿式の、年中の御服料の御袍の料の絹をもて、わかち見るに、はこえ、ありさきなどくはへてはたらざる也、中比の畫に、四位の人の、はこえ、ありさきなどなき袍を着たるを書たるに、少し下りたる世の年中行事の畫には、六位ならば此定なれど、五位より上つかたは、はこえありさきあるをぞ畫きし、思ふに、下襲の尻をながくするより、袍の後わきなどの、さびしくみゆるからに、かゝるものをくはへたるなるべし、されば六位などは下襲の尻も長くせず、且袍の襴の料も多くいれば、古へのまゝ、式を用ゐたる也けり、今は六位のも、大かた五位より上つかたも、皆同じさま也、且襴を半幅にす、前あきてわろし、一幅にて縫目にはしをかきてすべし、

〔北山抄 三拾遺雜抄〕内宴事 ○中略

此日王卿著青白橡闕腋袍、付魚袋、著蘇芳下襲之者、袍裏用紫色、著麴色之者、用青色、

〔服色管見 四〕表衣裏之事

中比より今に至るまで、綾物ならぬには絹の裏を付たり、是は古へもかくぞ有べき、其色はいか樣にも、表の色とはかはるべき也、延喜縫殿式の雜染用度のうちに、黃櫨綾一疋、櫨十四斤、蘇芳拾一斤、酢二升、灰三斛、薪八荷、帛一疋、紫拾五斤、酢一升、灰一斛、薪四荷とあり、此帛は紫のみにてそむれば、黃櫨染にてはなき物を、こゝにあらはしたるは、黃櫨染の御袍の御裏なれば、誤りてこゝに書つらねし也けり、赤色に蘇芳の裏つくる事は、岡屋殿の記に見ゆ、後照念院殿裝束抄、赤色袍の所に、岡屋殿御記云、文立涌雲如

〈實、裏黑禿、〉且上達部の袍服の裏に蘇芳を用う、又淺深の緋の袍は、綠裏、深綠、深縹、紺、黃の袍は、白綾裏つくる事、背左衞門式にあり、〈略〉是等をすべみるに、深淺の紫の袍には、蘇芳裏つくべきなりけり、但蘇芳にも深淺あれども、凡袍などの裏につくるは、上達部の夏の下襲の蘇芳の赤色のほどなるべきなり、後世は表の色のまゝなる絹の裏をつくる人多し、なほ是はむかしのまに〳〵、諸王五位以上、諸臣二三位は蘇芳裏、諸臣四五位は緋裏、六位以下は白裏を用うべきなりけり、〈禁祕抄に、雲客緋袍、實躬卿記に、四位より三位に叙されぬるに、しかも三位に叙しく袍なみあらたむるよし見え侍るとあり、は、寬喜二年正月なれば、異ばかりたる黑にて、三位も四位も同じけれど、緋裏を蘇芳裏にあらためたる事也、〉

〔後松日記十一〕いにし年服色略服解とて、まづ束帶の略服を書て、板にゑらせて人におくりし、それをみて平探亭多がとひおこせたる、袍之儀、六位七位深縹裏蘇芳夏穀、右は六位已下袗と而已相心得候處、多紛夏單尤甘心仕候、且常緋綠共裏之色表に同じき義に相心得候處、縹に蘇芳の裏相用候義御考準、倘候裏に緋色は有之間敷候得共、六七位にて蘇芳を裏に相用候義何の譯に御座候哉、但故官淺緋と有之候歟、行の末に付け、猶々かも愚考難及奉伺候、
此條縹と認め候は書損にて綠に御座候、六位以下綠衫と申候故、ひとへと存誤候、綠衫は夏の料に御座候、多は裏ある事勿論之事に御座候、仍蘇芳の裏付候事、御不審御尤之事に御座候、いかにも表之色にまたがひ申候事に御座候處、當時必すはうに候、いつの頃より如此に候哉、後日御考可得貴意候、田安宗武卿の管見に、綠の袍の裏は縹と申御考御座候、

〔貞丈雜記五裝束〕一袍の襴に入緒と云事有、古は袍の襴に入緒を付たり、人の知らぬ事也、江次第内弁細記篇に、元日内竪頭來立、仰云、召式乃司兵乃司二省丞來立、注云、近代弁自所不可然、壇下並、少石階之弁也、仍此日二省丞表衣襴放緒、又古今六帖緒、草枕結ぶとまけんよひ〳〵はとけざりきやは下のいれひも云々、今の袍は襴にのみ入緒あり、古の袍は襴のつまにも入ひもあり、襴とは

すそにある横幅なる所へ、紐をとおし入るを入紐といふ也、

(言經卿記)慶長九年十二月十一日丙辰、一昨日榮任へ、大將殿(○德川秀忠)御裝束以下目錄相添モタセ認向渡之、

一御裝束之日記(○中略)

一多の御はう　百七十目

同御うらきぬ　これは榮任出也

此てうれう　卅目

(大江俊矩記)文化十年閏十一月十日癸卯、池田屋吉兵衞ニ而、冬衣袍調度地申付候半ニ、幸織合有之由、此間織おろしの儘持參みせに來、地柄不宜薄手ニ候へども、是ゟ篤織候而は隙取、今度(○此三月諒闇)之間ニ難合由申之ニ付、無據調置了、全尺七丈貳尺有之、糸目貳百貳拾目有之也、此直段百七拾五匁云々、是は鈍色之差尺故、闕腋ニ致し候へば、くじら四丈八尺入用、仍くじらニ而七尺裂殘ル也、是は白ニ而殘し置、四丈八尺ヲ花色ニ染申付了、尤練ちゞみ貳尺許有之由、今日右之餘裂七尺持參受取置、尤染代拾五匁、仕立代七匁五分掛り、都合直段百九拾七匁五分ニ相成由故、百九拾目ニ而仕立上ゲ、近日早々可相納旨申付置了、是者若今度送葬候半、或山頭使ニ而も被仰付時、青色袍不著用、位袍可著用故、急ニ難調ニ付、兼而用意申付置候也、尤一箇年限も今明年ニ相成故也、

(異服類名物目錄)一夏袍地(袖三枚、ふるへ壹枚、ふくせ壹枚、下ニ小襴壹枚、蟻付四本、)

綾指五丈八尺、織出しゟ十二日ニ出來、

右糸遣堅貫共ニ唐白糸

右糸目貳百八拾目(堅百貳拾目、貫百六拾目)

縫腋袍

但縫方絹糸ニ少しふのり入、地もんは通糸へ引込、字ヲ引上ゲ紋付申候、

一多袍地〈縫一幅ニ付、地機六枚、紋竹六本、ふくさ六枚、下ニ付、機竹四枚、〉

縫箔五丈八尺、織出シ与十二日ニ出来、

右糸遣堅貫とも皆白糸

右糸目三百目〈堅糸百弐拾目、貫糸百八拾目、〉

右織方堅貫生糸ゆれ貫ニ而織、紋通糸へ引込、字ヲ引申候、

〔倭名類聚抄 十二衣服〕縫腋　考聲切韻云、褹〈縫腋、和名万部、衣之乃字讀乃岐闕、〉縫腋衣名也、

〔箋注倭名類聚抄 四衣服〕万部波之者介留也、言介縫究無缺也、万部波波万部波之之謂、縫東無闕也、與縫闕万止不闕相對、〇中略 廣韻云、褹、縫腋、與此同、按考聲切韻謂褹縫腋衣名也者、言褹字者縫腋之褹字也、縫腋者衣名也、然則單褹字可謂衣褹、不得謂衣名、連縫腋二字、始可謂衣名、然則此宜謂云下褹字注文十五字〈〇本書注文二十五字〉在縫腋下、爲允、源君引單褹字、爲國縫腋之名者誤、山田本、伊勢本、曲直瀨本、褹皆作褹、那波本同、昌平本正文上褹作褹、二縫腋皆從衣、伊勢廣本標目從衣、正文注文皆從木、按依廣韻、正文皆當從衣、又下條有缺腋、其字從手、則此正文皆從衣、標目亦注從手爲是、又按古無腋字、後人從衣爲縫腋字也、儒行篇、衣縫腋之衣、鄭注云、逢猶大也、大腋之衣、大袂禪衣也、正義云、大腋謂肘腋之所寬大、考聲切韻廣韻所言縫腋、即是按皇國所言縫腋、謂施襴之衣、施襴之衣、襴縫所以故謂之縫腋、蓋對缺腋立稱、非古縫腋之衣也、是制始於後魏、詳衣服具襴條、非儒行篇所謂縫腋之衣也、縫殿寮式、年中御服、春冬有袍襖子、半臂汗衫褌、夏秋有著襴設衫、半臂汗衫褌、春冬有袍襖子、夏秋有著襴衫、無袍、則式所謂袍即襴衫可知也、又按天武紀、朝會集之日、著襴衣、謂須皆用縫腋、當是後世所謂縫腋袍、

〔伊呂波字類抄 ほ雜物〕縫腋〈ホウエキ、ヌヒワキ、縫腋、衣名也、〉

〔後照念院殿裝束抄〕縫腋事
衣笠内大臣命云、眷實寺殿(○藤原家良)ハ、マトハシト被仰キ、(和名抄ノ心也)

〔裝束雜事抄〕臣下袍事
まとはしの袍は、たつ時身の前うしろを引そろへて、中を折て、その折目のきは、まへのかたにゐりかたをあけて、うしろにはこゑのわなをぬひて、むねの折目をとりてた丶めば、前後同たけに成なり、此外らんあるべし、

〔武家裝束抄〕二 一袍をうへのきぬと謂、常には音にて稱、又縫腋闕腋あり、(倭名抄には、腋を縫又袍とかけり、)縫腋はわきをぬふといふ義にて、袖の下より兩腋をぬひふさぐ、今用る袍也、是をまつはしのうへのきぬと稱、常には音にて稱、闕腋はわきをかくと云義にて、狩衣のやうに腋をあけて襴なきなり、是をわきあけのうへのきぬといふ、常に音にていふとき、けつえきなるを、けつてきと云、凡上の文字の聲にて、けつせつなどをつめていふときは、下にあるあいうへその音を、たちつてとになしてよむ常のことなり、

〔延喜式〕二十大學 釋奠(○中略)
執者(着緋衣、白縫腋)、引執經執讀、(並着縫腋袍)

〔北山抄〕三拾遺雜抄 内宴事(○中略)
此日王卿著靑白橡闕腋袍、(○中略)文人靑白橡縫腋袍、

〔江家次第〕六三月 石清水臨時祭試樂(○中略)
舞人陪從參、集藏門戸下、(武官闕腋、文官縫腋、○下略)

〔長秋記〕天永四年(○永久元年)正月一日、主上(○鳥羽)御元服也、(○中略)加冠後入御、著縫腋袍、著替下襲、而脱糸鞋、著御草鞋、

闕腋袍

〔玉海〕建久二年十二月十四日戊子、此日左大辨定長爲院(〇後白河)御使來、今宮(〇守貞)元服之事條々被仰合也、(〇中略)

一闕文裏并闕腋縫腋事

定長云、保延親隆記云、文雲鶴闕腋云々、不注裏有無、永久爲隆記云、無位袍單無裏云々、今度如何者、余申云、於文者保延分明者、只一向可被追其例、或説(宇治左大臣記也、不見記也、)然而親隆申行云々、尤可被用其説歟、但闕腋之條頗不審、於童服者闕腋也、元服以後用闕腋之條、其理如何、隔代之記不見、此事猶可被尋歟、裏事保延一定、其裏平絹之由有所見、可被彼例歟、(〇中略)廿六日庚子、此日二宮(〇守貞)御元服也、(〇中略)今度闕御袍綾色縫腋云々、

〔增鏡十老の波〕御賀(〇北山准后九十賀)は、二月(〇弘安八年)晦日ごろなり、(〇中略)高麗はて、のち、舞人播胡子を奏す、そのほどに借の様をたまふ、權中納言公敦よりはじめて、思ひ〱のすがたにて様をとる、あるは闕腋に半臂、もとをしの袍に革緒の劒など心々なり、

〔安齋隨筆前編七〕一モトオレの袍革緒の太刀　或問、增鏡老のなみの巻に、もとおしの袍に、革緒の劒などはくとあり、もとおしの袍とはいかなる服にや、又革緒の劒いかゞ、答云、もとおしのおは俗也、ほの字を用ゆべし、和名抄に縫腋の二字和名万都波之乃字倍乃岐奴とあり、是縫腋の袍の事也、マとモと音相通也、フとトと音相通也、ヘとホと音相通也、故にまつはしをもとほしてもとおしとも云也、闕腋の袍は狩衣などのごとく、兩腋をぬひ連ねずして開てある也、縫腋の袍は兩腋を常の小袖などのごとくぬひ連ねて、身にまつはる意にて、まつはしのうへのきぬといふ也、(〇下略)

〔倭名類聚抄衣服部十二〕缺腋　楊氏漢語抄云、闕腋、(和岐阿介乃古呂毛、)本朝式云、缺腋、(〇一云闕腋)

〔箋注倭名類聚抄衣服部四〕按缺腋、延喜式不載、蓋出弘仁貞觀式也、(〇中略)按中華古今注云、隋文帝征遼、

詔武臣服缺骻襖子、取軍用、如服有所妨也、至武德元年、高祖〈〇唐主〉詔其諸衞將、至十月一日、皆服缺骻襖子、至今不易其制、具圖缺腋袍並倣之也、

〔伊呂波字類抄 知雜物〕缺腋〈ワキアケノウヘノキヌ〉　闕腋〈同〉

〔深窻秘抄〕缺腋　羽林用之〈闕ノ字、アキト云、〉

〔空穗物語 吹上ノ上〕おくり物ひきいでものまうけたるかやのごとたてまつり給、御むまどもかざりさうぞきて、わきあけのきぬきたるみまやの人ども、むま一にふたりつけつゝ、こまかたさきにたてゝ、こまあそびしつゝ、いで、つぎ〳〵にみなひきならべたり、

〔裝束雜事抄〕わきあけの袍事

公卿は衞府官なれ共着せず、殿上地下四位五位の衞府官着之、常のまとはしの袍のらんをときて、うしろにぬひつゞけて、下襲の裾のながさに同す、節會行幸の時かやうなるべし、着様は後伏見院宸筆御抄にあり、但その様にまへを當時はひきくは着せず、ちとたかきなり、六位藏人のわきあけは、短様裾たけとひとしき也、後四五寸計打はゆべし、下襲のゑりより一二寸みじかゝるべし、武官の藏人はいつも闕腋を着するなり、

〔西宮記 正月〕踏歌事

當日大藏省木工寮立幄中院、裝束色目可載注、深沓闕腋等可加載、又諸司二分以下預此事者、着位色闕腋袍、

〔西宮記 臨時七〕伊勢使〈〇中略〉

十二日、〈〇中略〉至第二鳥居下、〈〇中略〉禰宜等五人束帶、〈上着白生絹闕腋、下着木綿縵、〉列立於御輿宿前、〈〇下略〉

〔新儀式 四臨時〕天皇加元服事

皇帝於南殿北廂内、奉闕御髮、訖皇帝着空頂黑幘、服缺腋御衣、出着於御座、

〔新儀式 四臨時〕殿上侍臣賭弓事

當時前後射手各十人、念人等皆取弓矢、出自休息處、入自日華門、(或入自月華門、)着南庭座、(射手念人皆著闕腋袍、)〇

下略

〔北山抄 一正月〕上卯日獻御杖事

延喜七年記云、左右兵衞佐以下兵衞以上、總用人等、皆不帶弓箭、捧杖相對參入、到立案南、(主殿許丈、)一佐

等威著闕腋、

〔扶桑略記 二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣賭、〇中略 猜奢被演時、爲先著、總麁缺腋袍帶劍、

宗家文書闕腋袍依願

〔大江俊矩記〕文化十一年九月十四日辛丑、晩間、今朝自藏人頭被返答有之、二﨟・三﨟兩人闕達參、上陽明、

自明日闕白宣下早參之節、兩人共衣體相改、而藏人闕腋、闕腋袍老懸著用覺悟之旨、御届被

中上云々、

又聞晩景自議大夫今大路刑部權少輔石見守來書、二﨟衣體之事、自明日闕腋袍老懸著用

可然思召之間、爲念今一應被仰下由、後日二﨟物語也、三﨟方猶其儀由、(略)是兵庫權助衣體衆

議紛々、先例不分明故歟、左兵衞尉衣體闕腋袍緌勿論也、兵庫寮者帶劍官、故縫腋袍緌可、爲本儀

歟、非無其疑、然去十三日御推任之節、內々殿下思召、嚴定御被相伺處、先四人共同樣衣體可、然被

命由、此御命亦難被默止歟、彼是可有宜除事也、仍如此被入御念、自陽明更被仰示儀歟、何分他日

的當之舊例勘得之上、以新兵庫權助者勿論、右馬助衣體亦縫腋袍緌可相改歟、爲念置、兼并蛙驥

見依遺憾御止、閣事序、聊注所存了、可秘々々、可愼々々、

〔柱史抄 上〕野行幸事

延長六年十一月十一日、可有大原野行幸、而當皇忌日也、〇中略 左大臣(忠平)〇中略 寛仁二年十二月也 芹河行

大袍

小袍

寮內記日記云、橘廣相于時參議右大弁文章博士、著狐尾袍著靴、是承和小野篁、滋野貞主等例云々、是卽儒職、今圖幹朝臣、(式部少輔大內記)正幹朝臣、(治部少輔)須著狐尾袍、不失儒例、按察大納言云、芹河行幸、王公皆著褶衣腋塞行縢、唯廣相朝臣不著行縢腋塞、著靴、衣尾自長、故曰狐尾袍云云、

〔錦所談 二〕狐尾袍

西宮記ニ、狐尾褶衣、野行幸時、小野篁、橘廣相等著之トアリ、按ズルニ、(中略)狐尾袍ハ、闕腋ナルコト知ベシ、又文官闕腋ヲ著スルコト、既ニ內裏ニハ、文武ヲ論ゼズ闕腋ナリ、如行幸詳臣悉ク腋塞行縢ヲ著セシニ、廣相朝臣ハ儒官タルヲ以テ闕腋ノミニテ腋塞行縢ヲ略セシヲ、其時狐尾袍ト稱セシニテ、全ク別製アルベカラズ、只一時ノ稱ナルベシ、

〔日本書紀 二十四 皇極〕二年四月己亥、西風而雹天寒、人著綿袍三領、

〔延喜式 十二 大舍人〕凡年終追儺、(中略)其方相假面一頭、(中略)緋皂袷袍各一領、緋皂單袴一腰、(緋皂絹各一疋)

〔日本後紀 十二 桓武〕延曆廿四年十二月己酉、施賜僧幷宿侍五位以上大袍、

〔儀式 大〕元正朝賀儀

寅一剋、(中略)中務省擊鼓、合裝束、(中略)鉦鼓師禮冠皂綾緋大袖袍、(下略)

〔延喜式 四十九 兵庫〕凡大儀分配擊鉦鼓人及執夫者、(中略)擊鉦鼓人著平巾冠、(綠綢頂巾)緋大袖袍、(下略)

〔貞丈雜記 五 裝束〕一小袍の事、宗雅卿記仁治二年正月五日、今上陛下(四條)御加冠之日也、又召內藏頭顯氏朝臣、著當色、(注云)濃色袍、面裏同色、無欄袖云々、台記久安六年正月、能冠右中辨光賴朝臣著紫小袍云々、小袍と云は常の袍に非ず、袖一幅にて端袖なきゆへ小袍と云なり、(袖口ノ一幅ヲハメ袖ト云)

〔飾抄 上〕一袍

綾袍(中略)

志之縫綾非尋常物、故普賢寺入道(中略)設トテ、或卿相談曰、件物吾未見聞、古者張目綾トナ、自然

又裝付色云云、

〔三條家裝束抄〕一冬袍は、たゞら地の綾文綾家用之、〈○中略〉裏青通物なり、冬袍は裏有之、平絹なり、張裝調之、色の事、四位已上は黒袍、フシカネにて染之、面はフタア張なり、夏の袍は文同上、薄物縠之無裏、色又同上、緋ハリにて張タ張之、

〔桃華蘂葉〕一束帶色目

袍〈○中略〉袍はいづれもたゞ霰の綾、前途ののち、宿老の人は、たゞらなき繁。斗。目。の。綾。をも著する也、夏は縠。

〔西三條裝束抄〕袍文

多ハ志々羅地ノ綾、裏ハ平絹、夏ハ縠、又異文ノ袍ハ縠地也、

〔後照念院殿裝束抄〕始著無縫目之袍事

弘長元年正月一日御暦云、今日始無縫目〈俗ヮヌレ〉之袍著之、

弘長元年正月十一日經光卿記云、殿下岡屋入道殿〈兼經〉〈○中略〉第二度執柄御時、御袍御直衣、非志々良、裏面被用之、古賢之所爲、雖不必然、自今度止志々良之由令諾給、

錦袍

〔日本書紀〈三十 持統〉〕十年三月甲寅、賜〈○中略〉越度嶋蝦夷伊奈理武志、與肅愼志良守叡草、錦袍袴、緋紺絁、斧等、

金襴袍

〔當時裝束抄〈中〉〕隨身裝束〈御禊年中〉〈○中略〉

袍〈闕腋〉錦地金襴、文雲、裏紅平絹、〈金襴の袍は、一日晴にて用ひ侍る事なれば、本儀にはあらざるとて、正の錦の袍に比し、當日晴に衣給ひしにこる又事係に在り、尤のごとくなる〉〈又寛永行幸の時し、随身金襴の袍なりければ、金襴の袍を用ひ給ふ事也、と古實といふべし、りしよし、金襴袍を用る事は、延文二年後光嚴院御禊の時、随身金襴の袍を着す、〉

綾袍

〔西宮記〈臨時〉〕内宴〈○中略〉

文人縫腋〈袍、麴塵、光文、中宮、春宮、縫腋〉

布袍

〔延喜式中宮十三〕凡四月中酉賀茂上下松尾三社祭、使者略○中
装束料、略○中
細布四端料袍

〔延喜式内蔵十五〕春日祭略○中
使等装束略○中
近衛別緋貲布袍一領〔官物張納上各有[illegible]〕

纈袍

〔御飾行幸装飾部類記〕寛元四年十月廿四日師元記云、今度御幸長官行粧儀、略○中
手振十人
召具本府官人上、仍冠緌纓、蘇芳纈袍、略○下

色目
黄櫨染袍

〔飾抄上〕一袍
黄櫨
天子常著御、用黄櫨染、文、竹桐鳳凰麒麟、

〔西三條装束抄〕黄櫨染〔文、桐竹鳳凰、〕
天子常ニ召ス、黄櫨染ト称ス、延長ニ大原野、承保ニ大井川等ノ行幸ニ、臣下モ著用ス、

〔装束唯心抄〕禁中御装束之具
一御冠　霊纓紙捻の御掛緒、
御袍　黄櫨染、色海松茶のはげたる様の色なり、裏平絹花田染、御紋、桐竹鳳凰麒麟等也、夏薄物無裏、略○中
右之分、四方拝、小朝拝、節会、行幸、内侍所御神楽等之出御に著御し給ふなり、

〔貞丈雑記五装束〕一海松色は緑色に黒みあるを云、木賊色も同、〔俗にアキミルチヤト云フ色ナリ〕

〔裝束圖式上〕天子御袍　黃櫨染御袍
御紋、桐竹鳳凰麒麟也、略○中織樣ハ織紋也、夏ハ生、冬ハ練、裏ハ平絹、色ハ表ニ同、主上常ニ著御シ玉フヨシ、禁秘御抄ニハシルシ給フ、舊記ヲ考レバ、此袍臣下モ著用ノ例有トイヘドモ、希有ノ事ト見ヘタリ、近代ハ主上モ常ニハ著御シ玉ハザル歟、

〔西宮記正月〕四方拜
天皇服黃櫨、

〔江家次第正月一〕四方拜
寅一刻出御（黃櫨御袍）

〔江家次第六三月〕石淸水臨時祭
出御（黃櫨御袍）

〔江家次第十七〕御元服
皇帝着黃櫨御袍（打綾方下襲、鮮紅細、御出御御韈、○下略）

〔禁秘御抄中〕一御裝束事
奉幣發遣時、所御裝束也、略○中尋常黃櫨染、文竹

〔日本紀略十四嵯峨〕弘仁十一年二月甲戌、詔曰云云、略○中朔日受朝、日聽政、受蕃國使、奉幣及大小諸會、則用黃櫨染衣、

〔西宮記臨時五〕行幸
花山帝於堀河院受禪、着黃櫨染御衣入內裏、（依太子衣、此日閑院、○下略）

〔玉蘂〕承元四年十二月廿八日癸卯、此日天皇（順德）○中略卽位于太政官廳、略○中於時出御南殿、（黃櫨御袍）

〔光榮公記〕享保三年九月十一日、出御淸涼殿、着御御束帶、略○中黃櫨染袍、窠霰浮紋御衣袴、縫文（鳳凰桐竹）

玉帶、蘇芳〈紋在〉御下襲、

（實成卿記）弘化四年二月廿五日、大嘗〈祭○仁孝〉前、御調進御品々御點檢、撰納于函給、多鄰東帶之具

一御袍〈黃櫨染、鳳二重平絹、御麴塵御紋、竹鳥、〉

（裝束織文圖會）麴塵〈山鳩色トモ云〉

（貞丈雜記〈五裝束〉）麴塵と云色は、萌黃の黃がちなる色也、〈麴にキナン色ト云〉

（西三條裝束抄）麴塵〈○中略、文同、桐竹鳳凰〉

是モ天子ノ御袍ナリ、臨時祭庭座御覽又ハ弓場始ナドノ晴ノ時召ス、靑白橡ト稱スル是也、又臣下著用ノ例還遷ニ見エタリ、但藏人是ヲ著ス所ノ雜色御衣竪駈日著スルハ拜領ノ由ナリ、

（助無智秘抄）麴塵ノトキ麴塵袍ヲキル事

ケチエンノ時、御簾垣下、五節預、御佛名堂童子等カナラズキルベシ、又御齋會內論義、仁王會季御讀經、御佛名行事コレヲチャクスベシ、但仁王會季御讀經、堂童子形勢ニレタガフベシ、臨時ナルニヨリテナリ、御佛名ニオキテハ、カナラズキルベシ、タヾシ靑色ヲキズシテ、堂童子勤仕人ソノカズアリ、文章生藏人ノ東帶ノトキ、カナラズ靑色ヲ著ス、又廷尉ノ藏人靑色ヲモテ常ニトノキ裝束ニモ、タヘブレニモキルベシ、〈○中略〉

靑色ヲキザル事

主上令著御日ハ、藏內ヲレラズ著ハスベカラベシ、賀茂祭ナラビニカヘリノ日、二省ノ丞、役ヲツトムル日、檢非違使ハジメテ廳ニツキテ政ヲ申日ト也、節會ノ本官役、因事ノトキキルベカラズ、凡藏人靑色ヲキルコヽロ、御衣ヲタマハル心也、麴塵ハ、大臣以下、非藏人、藏人所雜色、非雜色、通用ナリ、但非藏人ハ無文ヲ用ベシ、

（禁秘御抄〈上〉）一御裝束事

青色、(文一)(黄櫨)臨時祭庭座、賭弓、弓場始等被用之、又朝覲行幸後、出御之時或被用之、

(世俗浅深秘抄下)一上皇朝覲行幸時衣、著青色袍、是殊勝時事也、其時六位之青色袍不著、路頭者無妨、

(餝抄上)一袍　青色

天皇著御、文同黄櫨染、臨時祭次第出御著御青色、御下重也、蔵人著之、所謂色御衣前駈著之、拝領由緒、蔵人被聴禁色之時、先著御衣等、其意也、仍件色相傳古物云云、

(兵範記 保元三 正)賭弓

天皇位服、青色通用、

(江家次第 三 正月)賭射

主上出御(御青色御袍)於晝御座、

(西宮記 五月)六日奉武徳殿

天皇服青色袍、天暦九年移御座之間改赤色、

(江家次第 六三月)石清水臨時祭

出御(御座…)

(雲図抄 三月)同日臨時祭(石清水)庭座儀

(小右記)永観二年十月廿七日癸卯、巳時参御邑上山陵、(中略)著麹塵表御袍、

(西宮記 臨時 五)院宮事

上皇脱履之後(中略)御衣青色、直衣、布衣、随事有例、

(東遷記)正治元年十一月廿七日乙卯、今日天皇(土御門)行幸于上皇(後鳥羽)宮、(中略)上皇青白橡御袍、(謂青色也)

(西宮記 臨時 四)内宴

皇太子、王卿、皆菊塵闕腋、

〔園太暦〕貞和三年正月廿一日、自仙洞女房奉書到來、東宮御書始、來廿六日必定也、御袍事、代々所見被尋下、皆見所及注進了、

御ほうよはじめの御しやうぞくの事、けんち、ゑい仁は、あを色の御はうにて候よしをも、たづねもいたされ候はぬほどに、御ふしんに候ちと御心えありたく、との申され事にて候、(本ノちらしがき也)

御書始御裝束例

長和三年

小野宮右府記云、着青色御衣出、御御座云々、

承暦二年

江次第、青色麴塵闕腋、黑羅半臂、(不着)蘇芳下襲、桁單衣、浮線綾御袴、御絲鞋、隱文御帶、不把御笏、不着御劍給、

久壽二年

宇治左府記云、太子著青色御袍出座、

文永十年

式文第勘物、青色御袍、(色目在別)無御帶劍、御笏不令持給、

建治二年

後定勘記、青色御袍、(實ナ)赤色御下襲、黑御半臂、縮線綾表袴、令持御笏給、

永仁二年

或記、青色御袍、不令持御笏給、

〔西宮記臨時九〕一世源氏元服

天慶四年八月二十四日、齊明親王加冠、〈略〉〇中 冠巾帽具親氏出、〈以下略〉

〔雅亮裝束抄 二〕はうこのこと

うちのくら人〈略〉〇中 あを色は、ふゆもなつも、からあや、ふせんれう、けもんさなどにてあるぞいみじき、されば(にや)、はれにもちゐることなり。

〔侍中群要 五〕裝束

麴塵袍

除節會幷主上著御日之外、可然(撰)瑕所必著之、著蘇芳下重時付蘇芳裏、柳色下重時付青裏、蒲萄付紫裏云々、然近代絕無此事、著青色時必用浮文袴、或用唐綾袴、用綸文時用鳥襷文云々、日外不用云云、以青色〈[illegible]〉時用打衣若白色綾欄等、〈[illegible]〉但撿非違使常以青色爲宿衣、〈[illegible]〉儀式官著青色、〈[illegible]〉放冠額寬兒、微著之方宜、撿非違使不切微、凡著青色下重只隨便、至于白下襲非此限、張襴下重殊所不見也、

〔裝束雜事抄〕四下袍事

青色袍〈[illegible]〉

此青色は、殿上六位藏人一﨟必是を著す、晴の時は、二人まで著して路次供奉、殿上迄參內す、堂上は一人ならでは著せず、院以下諸家へ參る事子細なし、又一﨟藏人は公方御袍〈[illegible]〉をも下されて、練々著用之、〈略〉〇中

二省承に、此御袍をば公方御裏(?)の日は著せず、私の青色を著す、又臨時祭庭座の時に、私の青色も著せず、位袍を著す、これ公方青色を着御の故也、

〔武家嚴制錄 一〕禁中幷公家中諸法度〈略〉〇中

一天子〈略〉〇中 御袍麴塵青色、〈略〉〇中 六位藏人著禁色、至極﨟著麴塵袍、是申下御服之儀也、晴時雖下﨟

黃丹袍

着之、略〇中

右可被相守此旨者也

慶長二十乙卯年七月日　二條關白殿昭實公判　秀忠公判　家康公判

(長秋記)天永四年〇永久元年正月十六日、太政大臣家大饗、略〇中 申始、殿。人兵衛尉爲忠參仕、着色袍、紅梅下襲、萌木袴、[illegible]半臂、[illegible]

(新儀式臨時四)野行幸

左右大臣幷親王公卿列立如常、但王。卿。著麴塵袍、

(西宮記臨時四)野行幸

(扶桑略記二十二宇多)寛平八年閏正月六日、有子日宴、行幸北野雲林院、略〇中 殿上六位以上、皆著麴塵衣、

延喜十八年十月十九日、幸北野、略〇註 鷹飼、著麴塵袍、賀茂俶臣、伊衡朝臣行、已上皆著麴塵袍、[illegible]

(扶桑略記二十四醍醐)延長六年十二月五日、行幸大原野、鷹飼遊獵云云、親王公卿及殿上侍臣六位以上著麴塵袍、

(西宮記正月)內宴

文人參上、[illegible]

(西宮記臨時八)袍

青色、帝王及公卿以下侍臣隨便服之、舞人用之、無文、

(令義解六衣服)皇太子禮服

禮服冠、別有圖式、黃丹衣、

(日本紀略十四嵯峨)弘仁十一年二月甲戌朔、詔曰云云、略〇中 皇太子、略〇中 朔望入朝、元正受群臣若宮臣賀、及大小諸會、可服黃丹衣、

赤色袍

〔延喜式 四十一 彈正〕凡赤白橡袍、聽參議已上著用、

〔新儀式 四 臨時〕野行幸事

坏酌之次、以著御袍（赤白橡）給右大將、

〔西宮記 三 月〕内宴

主上出御、（延喜天暦御時著赤色、○中略）王卿已下著麴塵、（大臣白橡闕腋、親王一人著赤色、）

〔西宮記 五 月〕騎射事

諸衞出馬裝束

褐衣　摺袴　錦袴　手纓　足纓　赤袍（○下略）

〔西宮記 臨時 四〕内宴

天皇赤白橡、（延長以前闕腋、）太子王卿、皆着麴塵闕腋、靑色袍、餝劒、（大臣着赤色、）

〔西宮記 臨時 八 人給〕

赤色、主上及一上用、内宴時服之、

〔北山抄 三 拾遺雜抄〕内宴事

時刻御仁壽殿、（依例）女藏人十人、度紫宸殿北廂、采女擎御臺盤、更衣出御、（著赤白橡袍、御冠并靴、）

〔江家次第 十九〕殿上賭弓事

御白橡袍（○赤色○下略）

〔西三條裝束抄〕赤色（文室中竹綱）

太上天皇ノ御袍、赤白ノ橡ト稱スル是也、大治朝覲、建久ニ八幡等ノ御幸ニ召ス、時ニヨリ天子モ召ス、内宴賭弓ノ日ナド例アリ、又攝政關白モ是ヲ著スル、宇治（○藤原賴通）京極（○藤原師實）以下等皆著用ス、但松殿（○藤原基房）ノ口傳ニ、赤色ヲ著スルニハ、故實アル由見エタリ、北山抄、赤白ノ橡、闕腋ノヨシレル

又西宮抄ニ、近代緋袍ノコレ見エ侍ル、

〔飾抄上〕一袍

赤色

太上皇著御之、

保元四朝覲、著御赤色御袍、

長寬元朝覲今年不著御赤色、著御橡云云、今案、先院〇後鳥羽脫屣之始、神社御幸朝覲等著御赤色、後々

著御橡、也文寶中竹園也、

橡袍

四位以上橡、〇中略、廷尉佐大夫外記史大夫尉等著赤色、〇中略、赤色淺深隨家習著之、當時大外記淸中

両家有淺深色、師重朝臣良業異人又如此、大夫尉又如此云云、

〔扶桑略記〕二十四延長六年十二月五日、行幸大原野、〇中略、主上御輿、著赤色袍、

〔百錬抄〕一四寛弘二年三月八日、中宮上東門院行啓大原野、具一員舞人、左大臣著赤色橡袍、

〔雅亮裝束抄〕二わらは殿上のこと

わきあけのさうぞく、ものゝぐつねのごとし、うへのきぬあかいろなり、つねの五ゐのうへのき

ぬのあかみたるやうなり、もんにあふひ、つねのことなり、

〔兵範記〕仁安二年正月廿日己未、今日皇太子〇高倉、朝覲行啓上皇〇後白河、宮、〇中略、

裏書

儲皇御裝束、赤袍、面窠文綾、裏同色絹、

〔季連宿禰記〕貞享二年十二月七日癸巳、侍從御局言談之次、御裝束之事尋問、被言談、

春宮〇東山御裝束

一御袍、赤色、紋桐鳳凰、〇下略

白橡袍

(西宮記臨時八)正月十八日賭弓
天皇服白橡御服(闕腋御服也、但近代多着麹塵袍、)
(西宮記臨時四)野行幸
天皇白橡(延喜御時、天皇御右近馬場、着麹塵袍、)
(新儀式臨時五)親王加元服事
親王加元服之儀(中略)女藏人取祿賜之(白褂一重、御衣一領、大臣加白橡袍御衣、)
(西宮記臨時八)親王元服
天慶二年八月十四日吏部記云、章明親王加元服、(中略)冠者服白橡袍、

白袍

(江家次第十二)公卿勅使進發幷路次儀
著直會殿(中略)向閤下取幣宣命(今日上卿紫袍、不用上卿、著白袍、)

紫袍

(續日本紀三十四光仁)寶龜八年六月辛巳朔、以遣唐副使從五位上小野朝臣石根、從五位下大神朝臣末足等(中略)其石根者著紫、猶稱副使、其持節行事、一如前敕、
(延喜式四十五左右近衞)凡正月七日青馬出近衞著位袍、緋布青摺衫、紫小袖、(其國飾小袖、著青色、但佐會紫袍、)
(勘仲記)正應二年十月六日壬子、早旦參殿下、(○鷹司兼平)次參親王(○久明)御元服於仙洞、御使料也、紫御袍(文立)(二藍、人打衣、御伏組、御衣、箕、衣、香、)(中略)納長櫃、下家司出納相副仕丁等、殿昇之、予相具參仙洞、
(花園天皇御記)文保三年(○元應元年)三月朔日丁巳、今日爲御使參持明院殿、(○伏見)著束帶(紫袍、文白綾如例、)

蘇芳袍

(兵範記)仁安三年十月廿一日己酉、酉一剋御殿(○大嘗會御禊)(中略)大學助敦綱、帶劔之外
調兵衞尉、藏人左衞門尉平信廣供奉本陣、蘇芳袍、(纈著)
○按ズルニ、蘇芳ハ、大寶令ノ服色ニテハ四位五位ノ當色タル緋ノ上ニアリ、

緋袍

(儀式十)正月七日儀

朱紱

左右馬寮各率青馬、入自延明門、〇中略其裝束幷次第如常、但騎人近衞倍青摺著袍、〈前頭幷最後騎人紫、白絁袴、〉

〔延喜式四十五左右近衞〕凡正月七日青馬前近衞著皂縵末額、緋布青摺衫、紫小袖、〈其頭絁〇小袖、若無錦、用會綿〇袍、但頭紫袍、〉

〔延喜式十三大舍人〕凡車駕行幸者、舍人四番〈以二十一人爲番、〉二人、供奉御輿長八人、駄鈴四人、並著緋袍、白布袴帶、若皇后行幸、又供御輿長、裝束同前、其騎門者、便取副鈴舍人、總緋袍卌八領、布帶卌八條、〈錦布衫准此、〉

〔裝束雜事抄〕陛下袍事

朱紱〈〇朱衣也、色紅に黃ばみたり、〉紱より、文不同、其平絹、但參議正は黃衣、五位外記史は蘇芳衣、夏は濃物、文色等に同じ、官外記は入らんとて、他に左右のらんのありを、中へおし入てぬひく、當職の羅は青色、他官同也、

〔古今著聞集三公事〕後冷泉院御時、白河院に行幸有て花宴侍けるに、殿上人樂を奏して南庭をわたりけるに、笙にはかにさはる事有て參らざりければ、既に事闕なんとしけるに、大外記中原貞親は笙ふくものなりければ、もし笙や隨身したると御尋有けるに、則朱紱の懷より取出して侍ければ、叡感有て、殿上人の奏樂につらなりて南庭をわたりける、時にとりてめづらしくいみじくなん侍ける、

〔吾妻鏡四十七〕康元二年〇正嘉元年十月一日壬午、今日大慈寺供養也、〇中略大夫判官泰清〈朱紱〉上野判官廣綱〈白紱〉雙圓寺門、

〔御禊行幸服飾部類〕文應元年十月廿一日、經俊卿記云、

次第司次官式部權少輔菅原在嗣、著平絹朱紱帶劍、唐鞍、馬副四人、手振如例、〇中略

次第司次官兵部少輔平信繼、闕腋平絹朱紱、馬副張口、手振如例、

〔光榮公記〕享保十三年六月廿三日、皇太子〇町〇中略拜觀御總角、〈次第〉御袍、〈朱紱闕腋、〉

〔御禊行幸服飾部類〕寬治時範記云〇中略

外記二人〈三條俊仲、嶋原仲信、〇朱紱、〉〈〇以下、各著二紱、闕腋袍、同色、〉

黃袍

(御傳行李服飾部類)寬元四年十月廿四日陽明記云、少外記兼左衞門尉中原爲貞、着纈袍、帶劍、付位袍、〇

下略

(大江俊矩記)文化六年三月十四日甲戌、廣橋亞相當番故、被示聞、今參內處、番代之由不面會歸、是享保十三年予時一﨟也、貴秀記、御拜親之處、綠袍著用之由有之故、此事欲今相談也、同記立坊之日、參綠袍著用之儀無相見、是者式部丞參役故之儀ト被存也、是も可相尋所存也、立坊之日、一﨟綠袍著用之例、寬永五年卜部兼支、是亦式部丞參役故也、　十八日戊寅今朝予參內、於宮中謁廣橋大納言胤定卿、御拜親之日、享保十三年、一﨟丹波貴秀位袍著用之趣見記錄、尤何故著用之譯者一向無之、唯殿下內々御命之趣、相見計之由申入、此度之處如何可致哉相尋處、被命曰、不及其儀儀と被存、皇太子御元服以後之儀ニ候ハヾ、左樣之事可有之歟、何故ト申事無之、子細不相知、不審之至也、猶篤ト相考、後日可及返答旨被示、且又寬永享保兩度共、立坊期當日、一﨟位袍著用也、然共是ハ式部丞參役故之事と被存、延享明和等、其外之儀一向所見無之旨申入處、成程夫者式部丞故之事也、勿論今度迚も不及其沙汰旨被命被示也、　二十日庚辰、廣橋亞相胤定卿於宮中面會、先日相尋置立坊之日、御拜親之日、予著用袍色目之事、今日返答被示曰、享保之度立坊位袍著用者、勿論可爲式部丞參役之故、御拜親之日、亦全可爲其例、略〇註於今度者不及其沙汰、兩日共尋常之通青色著用可然旨也、

(令義解 衣服令)制服

无位、謂庶人服制亦同也、皆皂縵頭巾、黃袍、謂黃袍制同朝服也、

(令集解 衣服令 二十九)穴云、袍與服不見其別也、或云、不云黃衣、而云黃袍之由可求耳、朱云、黃袍、謂令衣者、但從時可爲袍衣耳、

(令義解 官位令 一)正三位〇中略　勳一等謂此勳位、勳一等者、其職事散官、朝參行立、各依位次爲序、若知一等以下、皆當色之

服、立文官之列、假如一等行列者、立正三位之下從三位之上類也、然案衣服令、勳位服色又制不顯、假如一等以下、不帶文位者、皆著黃袍也、

〔延喜式十八式部〕凡勳位朝參者、服文位服、列當位次第、若无文位、著黃袍、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年六月辛酉、流人小野篁入京、被黃衣以拜謝、

〔文德實錄四〕仁壽二年十二月癸未、參議左大辨從三位小野朝臣篁薨、〇中略六年〇承和正月、遂以捍詔、除名爲庶人、配流隱岐國、〇中略七年四月、有詔特徵、

〔儀式六〕元正朝賀儀

主殿寮官人亦各一人、率殿部十一人、著黃袍列立、

〔延喜式十三大舍人〕凡蕃客入朝者、待客處分、賜饗之日、點舍人十人、從酒部、各著黃袍、執行酒事所、

〔延喜式三十六主殿〕蒙衆年料

正月元日、〇中略殿部左方十一人、〇中略其裝束各黃帛袷袍一領、[illegible]

〔延喜式三十七雅樂〕遣諸蕃使、〇中略

新羅使、〇中略黃袍四領、執旗生料、

〔延喜式四十三春宮〕凡帶刀舍人考人、春宮服絹襖考料、黃袍考料、料絹絁十五疋、黃絁十五疋、〇中略並申官受、

大嘗會

〔西宮記臨時八〕袍

行事、無位束腰著用黃衣青色等、〇下略

〔北山抄八大嘗會事〕晦日、〇中略元日節會

近衞著綠襖、錄記者是也、十六日、依小儀著黃袍、而近例元日七日、皆著黃袍、閑門遣式及舊例也、

〔永昌記〕長治二年正月十八日丁亥、今日賭弓、〇中略矢取自南東妻、渡綠後著座、著黃袍十人、近衞十人列之、

〔西宮記正月〕賭射事

弘仁御後出馬、著纓冠、黃衣、〈下略〉

〔西宮記 臨時八〕袍

黃衣

無品親王、孫王、〈著〉源氏及良家子未敍爵冠者著之、公卿子未敍殿上無官時用黃衣、

〔西宮記 臨時九〕親王元服〈○中略〉

理髮者退、親王出丁、親王起引入退、〈親王下、殿下著黃衣、〉〈○中略〉

一世源氏元服〈○中略〉

冠者下〈於殿下、著黃衣、〉〈敍〉拜舞、

〔飾抄 上〕一袍

淺黃　親王未敍

保延五成秘記曰、雅仁親王元服、諸卿等相議曰、無品親王著黃衣、或曰、用之淺黃、尋不分明、宗能卿曰、是黃色之謂色乎、曰、成記曰、親王著黃衣、注曰、其淺黃色、世謂之黃衣、成記曰、著緣袍云云、以之推之、淺黃色歟、〈謂淺黃也〉宗能曰、淺黃者是心黃色也、尤可用歟、余人更不口入、予心中獨存無其謂之由、更不出口外、歸亭披故殿日記、長和二年三月廿三日行成記曰、新冠兩王〈敦平、敦儀、〉著黃衣、〈其淺黃色也、謂之黃衣、〉寬治元六二御曆曰、著緣黃衣給云々、改著男御裝束、緣御袍淺黃色、世謂之黃衣、面表綾緣之、裏同色平絹、闕腋襲之、有文御帶、件御裝束、自此前自待賢門院被調進也、

久安六十廿三、新大納言傳法泉〈明〉〈○中略〉問曰、重仁親王元服夜、袍色如何、其意趣宜載狀奏聞者、報狀曰、無品親王黃衣之由、見西宮抄〈臨時中〉〈四〉、又鏡殿宴式有所見、〈淺黃御衣由也〉可用淺黃色、

〔西三條裝束抄〕黃衣〈文小〉

通方案、先年六條宮元服之時、袍色有御沙汰、淨女郎花色也、有黃氣者、

儲君以下無品親王ノ袍、又西宮抄ニ無品親王、孫王、源氏ノ公卿ノ子孫等、昇殿ヲ聽ナイマダ無位ノ者是ヲ着スルト見タリ、此袍ノ色、古今沙汰有之、縫殿寮式淺黃、西宮抄薄淺黃、京極大閤(藤原師實)中御門右府(藤原宗忠)等ノ記ニ綠色、行成記ニ黃衣、是淺黃色也、故ニ黃衣ト稱ストイヘリ、保延ニ親王元服ノ時、淺黃コレ黃薄色也トシルシ侍ルナリ、

〔玉勝間 十一〕親王御元服袍の文又色また淺黃といふ色の事

親王御元服の御袍の色、黃と綠とたがへること有しは、色の名のまがへる故なり、そのまがひは、大かた古き物に淺黃とあるは、黃色の淺きをいへる也、然るを後に、淺葱色とまがひて、淺葱色のことをも、淺黃と書から、古き物に淺黃とあるをも、誤りて淺葱色と心得られたる也、長和二年云云、其、淺黃也とあるも、黃色の黃衣の淺きよしをことわれる也、此はさまではまがはざりし也、然るに寛治元年の度、綠袍を用ひられしは、古記に淺黃とあるを、淺葱色の事と心得ての誤なるべし、保延、更用淺黃とあるも淺葱色にぞありけむ

〔續世繼 八 [illegible]の御そ〕おとこは、このよにはおほくはとけの道にいり給て、御元服もかたくて、うへの御ぞのいろなども、たづねえ侍らぬをり〳〵も侍るとかや、くらゐおはしまさぬほどは、淺黃と日記に侍るなるをば、あをきいろか、きなるか、なをおぼつかなくて、はなぞの、おほゐどの(藤原家忠)にたづねたてまつられけるも、おさなくておぼえ給ぬよし申たまふなどきこえし、一宮の御元服のは、きなるをたてまつりけるなるべし、くらゐまだえさせ給はねば、きなるころもぞ、まことにもおはしますらん、無位の人は、黃袍なるべければ、その、たかむらが、おきよりかへりてつくりたる詩にも、こふきみきくをあいせば、我をみるべし、しろきことはかうべにあり、きなることはころもにありなどぞきこえ侍し、紳のやしろのきかりきぬなども、くらゐなきうへのきぬの心なるべし、

〔玉葉〕建久二年十二月十四日戊子、此日左大弁定長爲院〈○白河〉御使來、今宮〈良○〉元服之事、條々被仰合也、

一御袍色事

定長云、舊記云、黄色云々、又云、淺黄云々、謂淺黄者、黄色也、非緑色、隨又或文にも、淺黄之處に頭。屋頭を出せり、更知謂淺黄也、代々記録黄衣、已以符合、爰保延法皇〈○鳥羽〉著給緑色見親隆記、又院自讃著緑色之由有仰、又寛治輔仁親王元服之時、大殿〈○師實〉令申給云、爲緑色云々、保延任彼例歟、〈○忠通〉令申之由有見、然者於道理者黄色顯然、於近例者緑色也、今度可改正説歟、可依近例歟、可令計申者、余申云、愚案所存正説淺黄也、〈黄色也〉其故者、長和二年權大納言〈○藤原賴宗〉記云、著黄衣、〈淺黄也〉如此文者、無疑以淺黄爲黄也、其故者只爲黄色例故ニ、可有此注歟、其不合者、後代之人、聊雖子細、實故實之用心尤足歎美、若以爲黄色者、子細之注頗無太遺始有寛言之謂歟、彼此之人更不寄疑在之一條、況於如行成卿、上古之證以之爲足、至于或文者、謂淺黄ニも、聊可有黄氣、近代偏稱緑色也、是讃也、然者淺黄之染事ニ出爲緑、謂非疑始也、例況寛治元年故京極大閤記〈○藤原師實〉、偏注緑色之由、是又中古之證據也、永久花園左大臣元服袍爲緑之由見中御門右大臣記、保延之例可謂規模、然則緑袍無他例、縱雖爲失誤、彼追保延之日、乎可謂其例、況於有他例哉、況於行成哉、子細、上古中古近代皆以有其證、今度不可、及異議、可被用淺黄〈黄色〉也者、

〔吉部秘訓抄〕二親王御元服御袍色并染法事

建久二十二八日記〈○藤原資經〉云、東宮之後鳥羽院〈六條〉、今夜可有東山殿御移徙并今宮御元服定、不供奉行事、院司公卿可參人之由依有其催也、予約公卿候、殿上右大臣〈兼雅〉以下予著其座、依人少也、此間右府〈兼雅〉以御元服間事條議定之趣被示之、御袍色染法等事也、予申云、於御袍文者、雲鶴之由見、保延記、其外猶見不及、於染御說者不及勘敦歟、〈○中略〉又右府云、御袍色如何、予申云、如西宮文者黄色

歟、然而保延被用淺黃、爲吉例之上、定有沙汰之事歟、云々、被云此、以短慮難決歟、左大辨（定長）云、縫殿寮式難、被淺黃之由、用途難叶、以之思之黃色歟、人々曾可爲黃衣之由有存氣、

凡親王御袍色事、去夕粗雖申存旨、見保延大炊御門右府（公能）記、事非于孫難申出、隨其人可有猶豫歟、仍內々所申右府許也、其狀云、

親王御袍事、保延大炊御門右府記錦物云、御袍色淺黃也、人々有難氣云々、長和二年三月廿三日、敦儀敦平御元服也、行成記、兩親王著黃衣、其淺黃也、世俗之黃衣、寛治元年六月二日、今日親王元服著綠袍云々、是京極大殿御記也、尤可爲指南事歟、

黃袍之儀、云西記云式文無不審歟、然而保延綠袍、殿下令計申給云々、今案此事更非新儀、以寛治御記令申給歟、黃袍雖無左右事候、今度一可被逐保延之例云々、被用淺黃強無其難候歟、長和行成卿記之趣、寛治大殿御記、尤可有被見候歟、若可爲淺黃者、不可僞寛治之例、只可被用保延之儀候、去夜不知用捨、雖須申出候、右府記事依其憚候不言上候、被記（入道左府）所被借之本雖物懸鈎候、若無被露候歟、雖恐和議言上如件、

十二月九日　經房、

右府返事狀云

御袍事、先々黃色、保延綠之由ハ無異儀候、今度如仰任保延綠色歟、猶又任正道黃衣歟之由候、今ハ綠敢可被計定之由存候也、先々モ如此不審、自院被申合事常議候メリ、

同廿六日、今日今宮（廿）有御元服事、（○中略）（守貞親王）午斜參入院御前（六條殿御所）（○中略）加冠左大臣（實房公）、理髮頭右中將實明、親王御袍淺黃綾袍、雲鶴文無裏、件御袍色兼有沙汰、所被逐保延之例也、

〔玉葉〕建曆二年十二月三日、左府（良輔）（○中略）云、親王元服袍、殊以有沙汰綠色之由被記、就中京極殿、法性寺殿御象文同、而歲又分明之上、久安守治左府象當理心得也、但被尋問之時ハ綠色之由ヲ可申也、

不可違先祖意趣之故也、於顯露者、同法衣、八講、貢タル物也云々、予〈○藤原兼實〉答、尤可然之由申了、自本
此案文如此、
〔園太暦〕貞和四年十月四日、帥今日自仙洞女房奉相局令問、見親王男御服色今少無黄氣歟、大略濃
青色也、頗可加黄氣哉之旨申畢、
〔寧記〕永承七年七月七日、督殿参内給、晩景服師受命云、主上〈○後冷泉〉御衣如此、御服師等申云、至于今不可
有恐、此身可着御衣、服師猶忠直服者也、仍賓客衣如此之所着物云々、仍着麴塵之袍可參候之由
被下宣旨云々、
〔武家嚴制錄〈一〉〕禁中并公家中諸法度〈○中略〉
一天子〈○中略〉大臣袍橡異文、小直衣、親王袍橡〈○中略〉袍色四位以上橡〈○中略〉
右可被相守此旨者也、
慶長二十乙卯年七月日　〈二條關白殿〉昭實公判　秀忠公判　家康公判
〔餝抄〈中〉〕親王著常袍例〈○中略〉
永仁六六廿七、邦治親王〈後二條〉元服也、上皇出御、黑御袍、〈如常〉
〔花園院御記〕元亨三年三月朔日、依一點著束帶、〈如例黑袍〉
〔裝束唯心抄〕院中御束帶の具〈○中略〉
御袍黑シ、御紋窠、桐の輪の紋、所々有、夏ハ穀物也、〈○中略〉
右之分、御傘、拜禮其外モ着御之事可有之、
〔大鏡〈七太政大臣道長〉〕おり〳〵につけたる御かたちなどは、げにながきおもひいでとこそは人申
めれ、中にも三條院の御時の賀茂行幸の日、〈○道長時爲左大臣、中略〉うへの御ぞはくろきに、御ひとへはく
れなゐのはなやかなるあはひに、雪のいろもてはやされて、えもいはずおはしまし、ものか

支子袍

(續日本紀十四聖武)天平十四年正月丙辰、賜武官酒食、仍賚五位已上袷、主典已上支子袍、帛袴、府生已下番上已上纈袍、各有差、

退紅袍

(江家次第六四月)平野祭略○中舞人十人著青摺紅下襲略○下

(江家次第十九)臨時競馬事略○中左右乘尻各十人騎馬相向、其裝束、略○中左退紅布袍、是近衛常袍也、

青袍

(兵範記)仁安三年十月廿一日己酉、未明參河原頓宮、略○中酉一刻御禊、略○大嘗會畢、還御御膳幄、乘輿之後次第事了、改到還宮、裝束使留頓宮了、

八藏人五位二人、平絹青袍、被闕、臨闕下襲、已上纈著略○下

薄紅袍

(太平記十三)藤房卿遁世事

三月二○建武年十一日ハ、八幡ノ行幸ニテ、諸卿皆路次ノ行裝ヲ事トシ給ケリ、藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思タレバ、御供ノ官人悉目ヲ驚ス程ニ出立レタリ、看督長十六人、略○中薄紅ノ袍ニ白袴著シ、イチヒハバキニ亂レ緒ヲハイタリヒタ、

緋大纈袍

(儀式六)元正朝賀儀

寅一刻、略○中中務省率鉦鼓、令裝束、略○中擔丁皂縵頭巾、皂緌、緋末額、緋大纈袍、略○中卯一刻、兵庫昭調門內、大臣幄西南去一丈立鉦、南去一丈立鼓、略○中執夫四人、著皂縵頭巾、皂緌、末額、緋大纈袍、略○下

(延喜式四十九兵庫寮)凡大儀分配擊鉦鼓人及執夫者、略○中執鉦鼓夫著皂縵頭巾、皂緌、朱末額、緋大纈袍、白布帶長八尺、廣四寸、四人料、白布袴、紺布脛巾、鞋、

文纈

(拾芥抄上)一袍

綾袍〇中略

文多者蜀草、但有輪無輪、當家用無輪云云、當時攝政(九條良經)〇實中蜀草、近衞殿、納言之時、立涌雲中蜀草、
(中略)關白之後無實、只大立涌雲云云、當時右府(實氏)納言之時如何、而大臣之後著蠻文袍、然入道大
相國(實宗)大臣之後著大龜甲蠻文袍、前右府(賴實)又著之、
按得士御門(通親)令著遠菱文袍、若耐老高位之後著歟、但件日著御心喪服者歟、此事著蠻文歟可尋、

(二條家裝束抄)一多袍はしゞら地の綾文輪無家用之、輪無は、當家、大炊御門、中院實、日野、勸修寺等用
之、蜀草は、西園寺、德大寺、花山院、四條以下多用之、夏多無差別、大臣以後、異文袍定レル事也、當家
は壯年の時雖任大臣、皆輪無用之也、耐老之後用龜甲、大龜甲遠文ニ屆之、大サ七寸計なり、入道大
相國(〇實行)猶被用此文、仍而當家用之、他家異文袍、西園寺は長命蜀草、大炊御門龜甲、閑院流稱輪、自
餘只今不覺悟、追而可尋記、又異文袍は襲袍なり、

(後照念院殿裝束抄)先規人袍文事
岡屋(〇近衞兼經)御命云、六條殿(〇藤原基實)殿上人程、著菱遠文袍給歟、
信範記云、御袍文如凡人之由載之、(一門人ハ皆如此)〇中略

觀音唐草ノ文袍事(攝家以此爲規)之
岡屋御命云、一門人著之、件文自法性寺殿(〇藤原忠通)御時出來、先公(〇近衞家實)殿上人程、凡人袍文著給、公
卿以後召此唐草文袍云々、此事被示東山(〇藤原兼經)之處、自公卿以後著事、不知之由被示々々、〇中略

袍文事
御云、他家皆著輪無唐草等、但大臣以後著改之人等有之歟、大炊御門故内府冬忠公大龜甲、花
山院相國通雅公輪違等著之々、家例也、
岡御命云、東山入道物語云、執柄唐文表衣、古ハ凡人著之歟、

法性寺殿御時、被聽公事給之時、邦綱大納言着立涌雲袍、

涌雲并鶴浮線ナウノ袍事

知足院殿〈○藤原忠實〉仰云、立涌雲袍、宇治殿〈○藤原頼通〉以召ケルトテ、一人着之、我讓關白之後、初出雲ヲ著也、申テ云、件ノ立涌雲ハ、宇治殿初而召候歟、仰云、其ハイカヾ有ケン、先例ナドヲ以令着御歟、

立涌雲袍樣〈雲ノ樣ハ鳥時ヲ着之、或抄云、執柄雲文涌雲ヘ、鳥丙、如雲、被用之、○下略〉

建長六年二月十八日經光卿記云、九條前内府被仰云、執柄被着立涌雲袍事、京極大殿〈○藤原師實〉仰云、壯年之執柄不可着之、五旬後可用云々、而近代昇氏長者人、不謂年之老若皆令着給、又齡及五旬之□近代已稀之故歟、

〔装束雜事抄〕攝關家御袍文

地摺草〈壷中に龍膽まで中少將より大臣まで此文なり〉

雲立涌〈關白雲鶴之時着給也〉之

雲に鶴〈大臣之時着給也、是へ大略にしめ也〉

凡人袍文〈一隆の事なりの人〉

轡唐草〈閑院家は竹轡唐草、但三條家は輪無之と云々、此外着用家 家、勸修寺家、花山院、中御門、四條、平松、鷹司、山科、飛鳥井、富家、高倉、開局、冷泉 用之〉

輪無〈三條家、平家、花山院、日野、勸修寺〉

異文之事〈但大臣以後、家々之文不同、又相識之時龜文かはる也〉

三條〈うんけん同々〉德大寺、西園寺、花山院、大炊御門、久我、堀川、勸修寺〈竹の丸な〉

〔胡曹抄〕皇太子〈○中略〉

赤色闕腋袍〈窠霰、六ノ花形ノ丸中有鳳凰、窠霰を打〉

〔装束唯心抄〕東宮御束帶、童形之時闕腋なり、御元服之後縫腋にす

御譲位の袍　地紋霰之内に葵葉、色萌黄平絹、巧集板引之裏付也、

〔禁秘御抄中〕一御装束事〇中略

青色 文ハ同、黄櫨、

〔禁秘御抄階梯中〕按、麴塵御袍、又青白橡、御袍御文、竹桐鳳凰等同黄櫨染、但當時被用、牡丹唐草尾長鳥、是臣下所著青色袍文也、

〔故實拾要十四〕袍紋

雲立涌 攝關著御也、臣下攝家、攝政關白著用之、夏冬物紋同、　雲鶴　親王著御也、攝家ハ太閤ノ時著用、夏同、

浮線綾丸　攝政之時、又此紋袍著用之、夏同、　轡中唐草　九條ノ流著用之、夏同、

丁子唐草　攝家著用之、夏同、　鱗鸞　近衛家著用之、攝家ノ流用之、夏同、

轡唐草　西園寺、德大寺、花山院、四條家、用之、夏同、　輪無　諸家著用之、又地下諸大夫著用之、夏同、

右袍ノ紋如此、

〔光台一覽三〕攝家親王の袍は色は同じ橡色なれども、地紋雲鶴牡丹等品々にて、雜文の違文なり、諸家は角の内に花菱の地文鈎文の近文通例なり、またかきつばたの花房二ッ向はせて鈎文にしたる有、

〔當時裝束抄中〕束帶

袍　四位以上、地紋文轡唐草、輪無唐草通用、三位家にて[illegible]、尾州家丁子唐草、[illegible]今は[illegible]　色は橡と稱して、五倍子金漿なり、今四位には深く[illegible]　[illegible]五位緋、文四位に同じ、[illegible]

大炊殿、甲斐守殿、細川越中守殿、松平近江守殿、御計、自會所より用らるゝよしなれども、近頃正しく用ひらるゝにしあらず、又かゝる文化四年、同八年、御目附より御法會の時、御用相成候殿着例なし以用ひたよふ、〇中略又松平丹波守殿にては、三領の文の無輪唐草なるを用らる、其は織、裏は穀おりなり、〇下略

〔武家嚴制錄〕一禁中幷公家中諸法度〇中略

一天子〇中略袍之紋、轡唐草輪無、家々以二舊例一著二用之一、任槐以後異文也、〇中略

右可レ被二相守此旨一者也

慶長二十乙卯年七月日

二條關白殿　昭實公判　秀忠公判　家康公判

〔安齋隨筆前編十一〕一袍文　袍の綾の織文、後代には轡唐草輪無輪違の三種のみ也、轡の外は異文とて家々に定たる文あり、是は別也、こゝにはかゝわらず、延喜式縫殿式に、綾の名種々見へたれども、右の三種の名見へず、又袍には何文の綾を用ト云定法、衣服令にも縫殿式にも國史等にも見へず、唯染色の定法のみ見へたり、上古には只色の定のみにて、織文に拘る事はなかりしなるべし、右の三種のみを定て用るは、鳥羽院御代衣文と云事の出來しより以來の事歟、〇下略

〔三長記〕建久九年二月十四日壬午、今日上皇〇後鳥羽令レ參二詣石淸水一給、〇中略御束帶赤色御袍窠文、

〔葉黃記〕寬元四年三月一日庚寅、晴、〇中略今日有二御幸始一、〇中略剋限著二御御束帶一、御袍御下襲所二調進一也、御具、御服、陪膳、[illegible]東帶、如レ常、御袍文、赤色御袍、[illegible]中云、知二御在位之時一、可レ爲二竹御紋一歟、前右府申云、[illegible]云、但[illegible]不レ審之間、予内々以二大貳一爲二竹御紋一、[illegible]明門院御云、所レ遣二[illegible]文、以二中納言入道一、[illegible]之由、女房[illegible]云々、今[illegible]文、[illegible]所了、

四月廿七日丙戌、八幡御幸

文節〇中略時剋著二御御袍一色御袍、窠中八葉[illegible]

〔公賢公記〕貞和六年〇觀應元年正月十六日壬申、著二裝束一、袍色闕腋、〇中略節會也、

袍文轡唐草、文事正元行職記云、又くつわからくさわなし云々、又予時朝臣記云、ツナシ云々、鹿記之意、わのなき轡唐草之所見、又可レ被二[illegible]文[illegible]門殿御拜時、[illegible]之[illegible]予いつの頃よりにてかありけん、之[illegible]自二[illegible]文一、五位四位著二轡唐草一也、依[illegible]三條家にも輪無ければ、[illegible]には、[illegible]門殿御拜時、三條實忠[illegible]輪唐草著歟、[illegible]著之[illegible]よりも轡唐草ナ著歟、

來、是者相國殿一體以後、依叡慮見聞被事、被書、又今相國之所爲分明之間、可爲御衣事旨再遂了、被

〔後愚昧記〕内府〈實〇三條公忠〉相尋事等二十二十三條々

袍、可用異文歟、尋常文歟、御所爲可事存候、宿老人可爲異地候哉、

當家〈〇三條〉初任大臣拜賀時不用異文、宿老之後用之、文保相國拜賀之時、初用異文候き、異地候、

裝束事

文ハ大轂甲違タスキ候、

〔和長卿記〕明應六年六月十八日戊子、申刻一點參殿下、〈〇一條冬良〉中人祝事、有御對面、進太刀、〈金〉後聞今夕爲御禮關白參内、被著衣冠云々、御於議定所御對面之由局物語也、此事先規不審條々也、關白奏慶以前參内、以外之儀也、況被著衣冠事、是又背舊道歟也、其子細者、關白初任之時者、必祝新調也、其故者尋常道、故不用尋常袍、有也、今度無新調之儀、又非關白袍云々、旁以沙汰外也、

〔宣胤卿記〕永正十四年十月五日丁未、今日一條大納言殿〈房家〉〈中略〉御拜賀也、〈〇中略〉

一御袍自關白被借進、御文雲タタワタ也、此文ハ關白時被用文也、雖然就祝儀、大納言拜賀被用之、違總云云、

〔言經卿記〕慶長十年二月四日己酉、後藤源左衛門尉ヨリ色々誂合持來る、〈〇中略〉右大將殿〈〇德川秀忠〉用夏之御袍〈クワハカリ、イタヘシン〉指貫〈大文鳥ダスキ〉冠等也、其外色々有之、三月一日乙亥、後藤源左衛門尉ヨリ、右大將殿夏ノ御裝束一トヲリ可申付由有之、申付了、目六遣了、任機用也、〈〇中略〉

一夏の御袍〈にいしん、丁すからくさ、あふんひの丸、〇中略〉

慶長十年三月朔日

〔大江俊矩記〕文化八年閏二月十七日乙丑、三歸昨日入來之時、有物語曰、〈〇中略〉此間於山科筑前守宅酒席、濱島出會、〈〇中略〉雜談之序、被是物語之事共二三ヶ條、濱島之說贊噂、左之通、〈〇中略〉

一青色袍文之事、天子御著用之青色文、黄櫨染同樣桐竹鳳凰也、夫ヲ申下シ著用之事ナレバ、藏人
一臈著用之青色袍文、勿論桐竹鳳凰也、然レドモ年久絶タリ、禁中ニイツ頃ノ御時代ノ御袍歟、
當時ボロボロニ相成タル青色ノ御袍一領殘リ有之處、今之牡丹尾長鳥ノ文也、此牡丹尾長鳥
ノ文ハ、不申下シテ私ニ青色著用ノ時ニ用ル文也、申下シテ御衣ヲ著用ナレバ桐竹鳳凰ニア
ラザレバ不當、イツノ頃ヨリ如此紛タル事哉不知、今度東宮〇仁孝御會始御著用ノ青色御袍文、
古儀ノ通桐竹鳳凰出來ノ由、

〔江家次第十九〕殿上賭弓事
當日令中將等　藏人襖日、可立幄事　依不得無文袍、可給有文青色事

〔中右記〕嘉承二年十月廿一日、新中將昇殿之後被初參、但無文位袍被著也、〈無文袍ハ蒙二直衣宣旨一之後可二著用一也〉

〔西宮記七月〕賞相撲事
同年〇延長六年七月廿八日、相撲云々、左右各舞二曲、舞人服蠻繪袍云々、

〔西宮記臨時十一〕外衞佐事
加茂齋内親王禊日前駈事
裝束如臨時祭時、不著魚袋等、騎和鞍之馬、隨身二人著蠻繪袍等、

〔江家次第十九〕臨時競馬事
左右乘尻各十人騎馬相向、其裝束、〇中略右淺黄蠻繪布袍、

〔御禊行幸服飾部類三〕貞應元年十月廿三日、權大御記云、〈于時相中將〉　辰刻限、召集從者等見之、
隨身四人　蠻繪袍〈獅子丸、依左也、右熊文〉

〔物具裝束抄〕一蠻繪文事〈有二說一〉
常說、左近〈獅子〉、右近〈熊〉、

〔園太暦〕觀應元年十月五日、隨身蠻繪事、文保資前卿所爲、後日相尋公有卿、被家一體之故也、返報續之、

熊丸熊勿論、左右尤不定、凡文不論左右、可爲兵衛府文、右近衛衛門何樣可存哉、以獅子爲近衛文、以熊爲衛門文、右右近衛府獅子文、往昔以來未見、左衛門熊丸同前歟、尤不審哉、隨廳沙汰相違、先公御記謹覽、不可然、代代例兵衛熊哉、又非無證據之上、熊丸武衛不分左右候、猶有疑哉、

蠻繪隨身袍文事、左近左衛門獅子、右近右衛門熊、兵衛熊丸、如此候、被兵衛府用獅子熊等例候歟、注別紙進入候、文保御教書資前卿用熊丸之由、記雖皆中分候ける之上、定隨被御計候歟、凡用熊之條其謂候歟之由存候如何、他事期後時候、公茂誠恐謹言、

十月八日　公茂

〔名目抄衣服〕位袍又號黒、緋、深緑、淺緑、深縹、淺縹、黄衣、

〔安齋隨筆前編五〕一位袍　位袍とは一位より初位まで各定りたる袍の色あり、其位の袍を位袍といふ也、衣服令の所見、一位は深紫、三位以上（二位もいふ）は淺紫、四位は深緋、五位は淺緋、六位は深緑、七位は淺緑、八位は深縹、初位は淺縹是なり、深紫といふは、紫の色甚深くして、黒くなりたるをいふ、たとへば茄子の色の如し、ナスビの色はむらさき色深くして、黒く見ゆる也、淺紫にあらず、江戸紫は淺紫といふいろ也、深緋といふは、緋の色甚深くして黒くなりたるをいふ、たとへば緋の色の初は赤きが後、黒くなりたるが如し、淺緋は常の緋色なり、俗にヒと云赤き色なり、深緑といふは萌黄色の深きにて、俗に海松色とも木賊いろともいふ色なり、淺緑とは常の萌黄なり、深縹といふは縹色の深きにて、俗にいふコイ花色なり、淺縹といふは常の縹色にて、俗にいふ中花色なり、右何れも淺といふを薄き色と心得るは非なり、深に對して淺と云なれば、皆中位の色にて、濃からず薄からず、色淺と云たる也、

天皇位袍

〔江家次第 一 正月〕小朝拜事
宸儀出御〈位袍、御靴、〉○下略
〔禁秘御抄階梯 中〕按、諸位御袍者黄櫨染也、
〔江家次第 十一 十二月〕內侍所御神樂事
時剋出御、自殿間〈御位袍〉
〔小右記〕寬弘二年正月十八日丁卯、未剋許參內、○中略今日於仗頭、彼是卿相云、今日可○中略主上着御位御衣云々、頭中將實成云、可着御位御衣歟、將可着御麴塵歟、案內如何者、余〈實資〉○中略答云、慥不覺事也、有着御麴塵之時、此間不分明、且在內藏寮御服式歟、今日着御麴塵、問藤大納言、答云、初着御位御衣、今改着御青色御衣者、

親王諸王位袍

〔令義解 六 衣服〕親王禮服、
一品禮服冠、〈四品以上、每品各有別制、〉深紫衣、○中略
諸王禮服、○註略
一位、○中略深紫衣、○中略二位以下五位以上並淺紫衣、○下略
〔日本後紀 二十一〕弘仁元年九月壬戌、制、○中略諸王二位已下五位已上○中略者、依令條着淺紫、今改着中紫、
〔延喜式 四十一 彈正〕凡無品親王、諸王、內親王、女王等衣服色、親王着紫以下、孫王准五位、諸王准六位、〈其服色者、謂用紫、〉
凡○中略諸王二位已下五位已上○中略並着中紫、

諸臣三位以上位袍

〔令義解 六 衣服〕諸臣禮服
一位禮服冠、深紫衣、○中略三位以上淺紫衣、

〔續日本紀 光仁 三十三〕寶龜五年正月辛亥、勅、先令大臣身帶二位者著中紫、自今以後宜爲例行之、

〔日本後紀 平城 十七〕大同四年二月丁巳、有勅、聽右大臣從二位藤原朝臣内麻呂著中紫朝服、

〔日本後紀 嵯峨 二十〕弘仁元年九月壬戌、勅、大臣身帶二位者、聽著中紫、今宜改著深紫、○中略 諸臣二位三位者、依令條著淺紫、今改著中紫、

〔延喜式 彈正 四十一〕凡大臣帶二位者、聽著深紫、○中略 諸臣二位三位、並著中紫、

〔後撰和歌集 雜一 十五〕兼明朝臣中納言になり侍ける時、うへのきぬつかはすとて、　右大臣

思ひきや君が衣をぬぎかへてこきむらさきの色をきんとは

〔令義解 衣服 六〕諸臣禮服○中略

四位深緋衣、

〔西三條裝束抄〕深紫　一位ノ袍ノ色ナリ、院ニモ召スナリ、○中略

中古以來、四位已上ノ袍、フシガチニクツムルユヘニ、其差別シエザル也、仍四位ヨリ一位迄オ

レナベテ黒シ、○中略 但四位ニ黒クスルハ、深緋ヲ染ルニ紫草三斤ヲ加ルユヘニヤ、ナレドモ四

位ト三位トノ色ハカハルベキコト也、

〔胡曹抄〕一、三四位袍無差別事、　正曆三年九月一日小右記、明順眞人叙四位乞袍、以三品袍遣四品

如何、然而遣之、其報ニ云、近代三四位袍、其色一同、又最初著用如此之衣云々、仍所驚示也、爲奇不少、

寬弘三年小右記云、叙四位者、近代著三位以上袍、誠ヲ奇事也云々、

愚按一條院正曆之比歟、近代者不久事歟、如延喜式、四位深緋衣、茜大四十斤、紫卅斤にて染之、五位

淺緋衣、用茜卅斤染之、不加紫、是によりて四位は緋衣といへども、紫まじれるによりて三位袍にち

かき色、近代は附子金にて深紫にそむるによりて、位色のわけもなく成來れり、正曆の頃までは、

いまだ紫にて染たれども、四位袍に紫をおほく入て染たれば、三位袍に似たるべし、是によりて

四位の人も三位の袍を用ふ事のたがひ來れるはじめなり

〔吾妻鏡二十八〕寛喜三年三月三日、今日將軍家始令拜春日別宮給、是叙四品給之後、始著其袍御、仍被准拜賀可有御出之由、被仰云云、而四位袍事可被擇日次之由、重有其沙汰、公卿之後直衣始者、擇其日之例也、四品袍事必不及其儀歟之由、有職令申之間、只被用凡吉日云云、

〔顯輔集〕年の内に五位の上下をして、正月に四位をして侍る悦びいひつかはすとて、中宮亮

重家、

あけ衣色をへにしをひらさきの今一しはやまして嬉しき

返し

色をへし袖につゝみし嬉しさを雲にてはあまりぬる哉

〔三條家裝束抄〕一冬袍は、しゞら地の綾文綠家用之、中略色の事、四位巳上は黑橡、フシカネにて染之、中略夏の袍は文同上、薄物綾之無裏、色又同上、

〔安齋隨筆前編五〕一一位四位黑袍　今世の四位以上黑袍著、是本は黑袍にあらず、一位は深紫、四位は深緋なり、紫も緋も深く染れば黑くなるなり、一條院正暦の頃より、延喜縫殿式の染式廢れて、深紫深緋をも本式に染ずして、鐵漿に五倍子を交せて似せ色を染めはじめしより、深紫も深緋も差別なく、一位の袍も四位の袍もその色同じく黑染になりしなり、是よりして又何の時より歟、四位だにも一位の袍を著るが如くなれば、おとらじまけじと、二位も三位もともに黑袍を服する事になれる也、黑袍と云名目はなき事なり、本深紫深緋の似せ物也、

〔裝束雜事抄〕臣下袍事

四品袍ふしがね染綾よゝら、當世は蟹牙目也、裏平絹、色表に同、はた袖は裏なし、背かへす、夏は穀物、關白より四品まで袍色おなじものなり、

〔飾抄上〕一袍中略

慶長五位袍色

緋袍

四位以上橡

〔武家嚴制錄〕一 禁中并公家中諸法度○中略

一○中略 袍色四位上橡○中略

右可被相守此旨者也

慶長二十乙卯年七月日

二條關白昭實公判　秀忠公判　家康公判

〔令義解〕六 衣服令○中略

五位淺緋衣

〔飾抄〕上 一袍○中略

緋袍○中略

五位有薫芳氣

〔武家嚴制錄〕一 禁中并公家中諸法度○中略

一○中略 袍色○中略 五位緋色、地下赤色○下略

〔裝束雜事抄〕四下 袍事

五位袍 [illegible]

〔當時裝束抄〕中 束帶

袍○中略 五位緋、文四位に同じ、[illegible]

る、この外蘇芳を用ひらるゝ事あり、〇下略

〔後松日記十一〕五位袍之事

上古は淺緋と稱し、絹一疋に茜大卅斤を以てそめ候を著シ申候と相見へ申候、中古四位以上橡の袍になり、五位は御深緋に而、橡に蘇芳を加へて染たるを著し候哉、餝抄に、五位有蘇芳氣、又四位五位無差別、不知古實と有之候、まかれば專ら黑みあるを著たりと見へ申候、併元來淺緋相當に而、既大夫外記史、彈正、撿非違使尉等は赤衣、又朱紱とも唱へ、黃に赤みあるを用ひ候程の義に御座候得ば、故實ならぬ人も、まゐてくろきを執し候にも及申間敷候、後世たゞの蘇芳染を著し候は、却て中古の風よりはまさり候半と奉存候、雜事抄に五位袍蘇芳染と有之候、

五位袍は茜にて染候事本儀に候得共、茜草甚すくなく候哉、當時あかね染仕候は、但州出石、泉州堺、紀州等、此三ヶ所にて染候ばかりの由、其内出石にて染候茜本方之由、染上は至てくろく、年經候程、赤み出候而美敷相なり候、當時普通に紅の袍を著し候得共、紅は元來位袍の色には無之、其上深紅は延喜十八年、嚴に禁せられ候事に御座候得ば、著し候譯無之候、既新古今集に、女藏人内匠が、車より紅の衣を出したるを、撿非違使が糺したる事見へ申候、その時大空の歌をよみ出し候得ば、殊にめでられ候讀實集にも入られ候、これ中古の弊俗にて、風流に進み制度に怠り候故、位袍も臣下のまゝにて、五位深緋を著し候樣にいたり候は、可歎事にも候半哉、併其中古の風も、今は故實に相成候得ば、當時一位深紫、二三位淺紫、四位深緋、五位淺緋と上古に復し、制度を立候事も不相成候得共、位袍と稱し候得ば不輕事故、人の所存に任せ、區々に染出させ候義は、かつて有之間敷候、いまは四位已上橡に候得ば、五位も淺深のさたに及ばず唯緋と稱し、雜事抄等の說により、深淺無之一色に相なり候は、よろしくと奉存候、

〔三代實錄清和五〕貞觀三年正月十三日戊子、宮內大丞正六位上大原眞人安雄、去年十一月六日、關賜

諸臣六位以下位色

賜之日、式部省引列於庭中、而内記闕誤、不齎位記、還以空還、然而所賜畫緋、是日追賜從五位下告身、

〔三代實錄十清和〕貞觀七年二月二日甲寅、從四位上行伊豫守豐前王卒、○中略豐前爲性簡傲、○中略諸王五位以下者、五位者、法不聽著紫、豐前爲五位、著紫、(豐以下九字原脱、據一本補)爲有司所糺、然後著緋、

〔大和物語上〕野大貳(○大宰大貳小野好古)すみともがさはぎの時、うての使にさゝれて、少將にてくだりける、おほやけにもつかうまつり、四位にもなるべきとしにあたりければ、むつきのかゝいたまはりのこと、いとゆかしうおぼえけれど、京よりくだる人もおさ〳〵聞えず、ある人にとへば、四位になりたりともいふ、ある人はさもあらずといふ、さだかなることいかできかんとおもふほどに、京のたよりあるに、近江守公忠のきみの文をなむもてきたる、いとゆかしうれしうてあけてみれば、よろづのことゞもかきもていきて、月日などかきて、おくのかたにかくなむ、

玉くしげ二とせあはぬきみがみをあけながらやはあらんとおもひし、これを見て、かぎりなくかなしくてなんなきける、四位にならぬよし、文のことばにはなくて、たゞかくなむありける、

〔三代實錄五清和〕貞觀三年八月十九日庚申、左京人散位外從五位下伴大田宿禰常雄賜伴宿禰姓、先是正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫伴宿禰善男等奏言、○中略伏下窒之後、纂朱紱者、頃從無聞、一國之枝、榮枯殊隔、沈淪之歎、昔將无止、○下略

〔西宮記正月〕一五日敍位儀

應和四年正月五日、行敍位事、敍惟賢(以良)、敍忠賢、(中宮給、已上二人、是中宮大夫源朝臣息子、共幼稚、以今日無元服、云々、一家之內、同見童敍、未曾有事、衆人耳、今餘以所驚歎之、)

〔令義解衣服〕朝服、○中略六位深綠衣、七位淺綠衣、八位深縹衣、初位淺縹衣、○下略

〔令集解二十九衣服〕大同元年十月七日格云、太政官符、應改七位初位當色事、右被右大臣宣偁、奉勅、今聞

漢家之制、略異此間、緑緋之淺不著當色、知而不改、服制無節、尋客例叙、如見之何、宜七位者同著深緑、初位者共服深縹、自今以後立爲恆例、

〔延喜式四十一彈正〕凡六位七位朝服同著深緑、八位初位共服深縹、

〔武家嚴制錄一〕禁中幷公家中諸法度〇中略

一〇中略袍色〇中略六位深緑、七位淺緑、八位深縹、初位淺縹、〇下略

〔河三條裝束抄〕深緑　六位〇中略

淺縹　初位ノ著スル色ナリ〇中略

今モ五位緋、六位緑也、此外ノ品ナクナレリ、尋常ノ儀也、

〔杜の落葉二〕衣服

延喜式に、職者聽用五位已上朝服、六位以下不得服用とあり、今の世にも、六位の袍は緑ならず、あをみどり色のこめおりといふきぬなるは、いにしへのみるだめののこれるなり、令も式も六位の袍は深緑なるを、源氏物語をとめの巻に、ものゝはじめの六位すくせよとつぶやくも、はのきこゆ云云、かれきゝ、たまへ、紅のなみだにふかき袖のいろをあさみどりとやいひしをるべき、とあれば、一條院の御代のころよりは、今のごとく六位もあさみどり色の袍をきたること、志られたり、

〔裝束要領抄〕臣下袍事

六位袍緑絹一、平絹を緑に染たる物也、裏同、無文、闕物、こゝみといふ物也、色二藍むらさき色なり、

〔伊勢物語上〕むかし女はらからふたり有けり、ひとりはいやしき男のまづしき、ひとりはあてなる男もたりけり、いやしき男もたる、しはすの晦日に、うへのきぬをあらひて、手づからはりけり、心ざしはいたしけれど、さるいやしきわざもならはざりければ、うへのきぬのかたを、はりやり

てけり、せん方もなくて、たゞなきになきけり、これをかのあてなる男聞て、いとむぐるしがりければ、いときよらなるろうさうのうへのきぬを、見出てやるとて、

むらさきの色こきときはめもはるに野なる草木ぞわかれざりける、むさしの、こゝろなるべし、

(伊勢物語新釋 三)ろうさうは、綠衫をなだらかにいへる也、これは六位の袍也、

(扶桑略記 廿五上 二十)天曆九年乙卯正月四日、皇會事、爲母儀故太皇大后、供養御筆法花經、(中略)第五卷講說之朝、上從親王公卿、下至朱紫綠衫、或捧綾羅錦繡之服、或費金銀珠玉之寶、

(源氏物語 乙女 二十一)御めのと齡りて、(中略)いでやうかりける世かな、殿のおぼしの給ことはさらにも聞えず、大納言殿にもいかにきかせ給はん、めでたく共、物の始の六位すくせよとつぶやくもほのきこゆ、たゞ此屛風のうしろにたづねきてなげくなりけり、おとこ君(中略)夕我をば位なしとて、はしたなむるなりけりとおぼすに、世中うらめしければ、哀もすこしさむるこゝちしてめざまし、かれきゝたまへ、

紅の涙にふかき袖の色をあさみどりとやいひしほるべき、はづかしとの給へば、(下略)

(枕草子 十一)雪こそいとめでたけれ、忘れめやなどひとりごちて、しのびたる事はさら也、いとさあらぬところも、なほしなどは更にもいはず、かり衣、うへのきぬ、藏人のあをいろなどの、いとひやゝかにぬれたらんは、いみじうおかしかるべし、ろうさうなりとも、雪にだにぬれなば、にくかるまじ、むかしの藏人はよるなど人のもとに、たゞあを色をきて、雨にぬれてもしぼりなどしけるとか、今はひるだにきざめり、只ろうさうをのみこそうちかづきためれ、

(雅亮裝束抄 二)はうこのこと

さしぬき、むらさきのおり物、つねのことなり、かやうのものをうちのくら人きるに、うへのきぬ、

夏用大帷

のろうさうなる、うるはしきことなり、

〔六條修理大夫集〕ある六位の、二ゐの御許に、うちの殿上をまうしけるが、年比に成にけれど、ゆるされざりけるに、ろうさうをもとめ給と聞て、この六位ろうさうを奉るとて、

雲の上をよそにのみ聞身にしあれば、みどりの袖も何にかはせん

おこなひするほどぞ、この返事せよとの給ひしかば、

よそにのみおもはざらなん雲の上をつゐはみどりの袖ぞかさねん

〔三條家裝束抄〕一著袍次第

冬は先著赤大口、次上袴、次單、次袍、次下重、上下 其上袍、夏は先赤大口、上袴、次赤帷、次單、次下重、上下 次半臂、次袍、或說先赤大口、次下重袍、風情の物著之、次上ノ袴を著して、上の袴の腰にて下著を著襲、二說也、

〔雅亮裝束抄 二〕わきあけのこと

わきあけをきる事は、またがさねまではつねのそくたいなり、わきあけは、またがさねにおなじやうにぬひかさねたるがよきなり、またりは、いま三すばかり、下がさねのみじかきか、げたるにはよきなり、ひろさ五分ばかり、かた身づゝ、せばきが、なかをりにするにはよきなり、まへはかりぎぬのやうなるを、わきあけのうはがへのすそを、あしのくびにつかせて、またがへをば一すばかりひきあげ、またがさねをも一すばかりづゝ、またざまにひきあげつゝ、きする也、またりはきてのち、たけのあたるほどを、またがさねにとおむさねて、やがてまたもざまにうらうへのはしを、またげからで、とぢてだしたるが、たちにかくるおりはよき也、

ひわながしらとは、またりをとぢかさねてのち、またがさねかさねながら、わきあけのひだりのつまをとりて、うへざまにひきかへし、またがさねをかさねながら、すみざまにすぢかへており、又

すおかへて、ふたへをりたれば、かみは、せぬひのぬひめのかみざまへをる、なり、そらにはいひかたし、ならふべきことなり、すきとがりなるをそばにひきまはして、とがりたるさきをたちのおびとりのなかよりひきとはして、さきはたけとひとしくさぐべし、かくひきとはさんをりは、はんひのを、ぐしてとほして、このさがりたらんまりのうへにさぐべしこれはわする、ことなり、はんひは、らんをよくあらしたるがよきなり、いたくさがりたるも、おめてわろし、よこぬひめのかみ二三すばかりみゆるほどにあつべきなり、

夏袍

〔[illegible]方[illegible]記〕久安五年十月一日己酉、陰、早旦沐浴、参院、自今日、於宮御所被始行熾盛光法、〈阿闍梨[illegible]〉予奉行之、明日女院殿上始也、今日被定下殿上人、一院殿上人大略皆被聴之云々、[illegible]連事仰今日以消息内々各皆儲之、今日平緒〈[illegible]〉〈[illegible]〉中、兼冬下襲、其上著夏袍参上、万人属目、一身非両、尾張守親隆朝臣依為親昵、御教書令送出了、可謂希有不可思議、

〔古今著聞集〈十六 興言利口〉〕藤定成、承元二年十月廿八日、文殿の作文にまいりたりけるに、夏袍をきたりけるをみて、上下わらふ事かぎりなし、定成われをわらふとは知げもなくて、其日はやみにけり、後にあるかんだちべのもとへ、まんじて申けるは、ひとひ文殿のさくふんに夏袍を著てまいりて侍りしを、人々見候てあまりに感悦をして、四季をだにまらぬやさしさといふさだにこそ、のりて候へと、自讃しければ、きくもの嘲哢する事かぎりなかりけり、

〔武家装束抄〈三〉〕一袍を納め置には、蜻蛉をわなにかくべからず、わなにかくるは禁忌の事なり、

○

襖

〔新撰字鏡〈衣〉〕襖〈烏告反、上襖也、古己呂毛、〉

〔倭名類聚抄〈十二 衣服〉〕襖子　唐令云、諸給時服、多則自襖子一領〈襖音奥、今案、[illegible]、〉

〔伊呂波字類抄〈阿 雑物〉〕襖子〈アヲシ、衣服也、〉

〔類聚名義抄 六衣〕襖 アヲ 音奥、

〔字音假字用格〕おを之假字

同書〇日本書紀ニ、襖子ヲ阿乎之トアルハ、うノ韻ヲをニ轉ジテ、御國言ノ如ク云ナセル例ニテ、芭蕉ウはせをばト云ヒ、拾遺集物名ニ紅梅ヲ隱シテ、鶯の巣作る枝を折つればこをばいかでかうまむとすらん〇略註ナドノ如シ、

〔事物紀原 衣裘帶服三〕襖子

舊唐書輿服志曰、讌服古褻服也、今亦謂之常服、江南以巾褐裙襦、北朝雜以戎夷之制、至北齊有長帽短靴合袴襖子、朱紫玄黃各任所好、若非元正大會、一切通用、蓋取於便事、則今代襖子之始、自北齊起也、

〔武家名目抄 衣服五上〕按和名抄に、唐令云、諸給時服、冬則白襖子一領、襖音、烏老反、襖阿乎之とあり、今は阿乎とよめり、衣服令武官の服に、位襖繡裲襠等ありて、義解に謂無襴之衣也と云り、〇中略襴とは袍并直衣等の裾に付たる横幅のことなり、襖には此横幅なくして、左右の脇を縫はずして明たるものなり、是を闕腋といふ、〇中略桃花蘂葉に、狩衣事、たゞあをともいふなり、ぬひ物をもし、くゝりぞめにもするなり、又織物をも用ふ、織襖と云、此ことにや、或說に、織襖と號する狩衣二重織なりと云々、西三條裝束抄にも、織襖とは狩衣二重織物ト見エタリとあり、狩衣も闕腋なれば、襖ともいふと見えたり、〇中略狩襖、織襖、白襖、比金襖、虫襖等の名目あり、又靑と襖と訓おなじきをもて、互に假借して書ること諸書に多かり、其文に臨んで其實を辨ふべし、

〔東雅 八服用〕襖〇中略 襖の字の如きも、允恭天皇紀には、讀でコロモともいひしを、倭名鈔には、唐令を引てアヲシと讀みたり、其アヲシといふは、襖の字の音をもて呼びし所なり、これも又後代の制によりて云ひし所なり、儀制令の位襖の義解には、謂無襴之衣と見えたり、

〔令義解 大 衣服〕武官禮服

衛府督佐、〈略〉中 並皁羅冠、皁緌、〈緌者冠緌也〉牙笏、位襖、〈謂無襴之衣也〉

〔令集解 衣服 二十九〕古記云、位襖、謂不著襴、縫腋缺之也、

〔西三條裝束抄〕衛府具足〈略〉中

袍

位襖トテ、武官ノ袍ハ闕腋ヲ用ヒ侍ル也、事ニヨリ執柄大臣ナドモ闕腋ヲ用ヒ侍レドモ、尋常弓箭ヲ帶スル袍ニ限リテ、闕腋ヲ著用シ侍ル事也、

〔儀式 六〕元正朝賀儀

賁一刻、〈略〉中 中務省聞皷合裝束、大少輔並著淺紫襖、金銀裝腰帶、横刀靴、丞著緋襖、錄并內舍人、皁緌、緋襖、挂甲、白布帶、横刀、弓箭、麻鞋、鉦鼓師禮冠、皁緌、緋大袖袍、緋襖、大帶、白袴、布襪、履鳥、〈略〉中 賁二刻、〈略〉中 近衛大將〈謂左右大將〉著武禮冠、淺紫襖、〈略〉中 中將武禮冠、深緋襖、〈略〉中 少將武禮冠、淺緋襖、〈略〉中 將監、將曹並皁緌、深緑襖、〈略〉中 府生近衞並皁緌、深緑襖、〈略〉中 兵衛督著武禮冠、深緋襖、〈略〉中 佐武禮冠、緋襖、〈略〉中 尉志並皁緌、深緑襖、〈謂衛門〉〈略〉中 府生兵衛並皁緌、緋襖、〈略〉中 第一刻、〈略〉中 立鉦南去一丈立鼓、〈略〉註長一人、〈略〉註 鼓人各一人、著平巾冠、〈謂緋緌纈〉緋大袖袍、緑襖、〈略〉下

〔延喜式 四十五 左右近衛〕大儀〈略〉中

大將著武禮冠、淺紫襖、錦裲襠、將軍帶、〈飾以金銀〉金裝横刀靴、〈略〉中 府生近衛並皁緌、深緑襖、挂甲、白布帶、横刀弓箭、白布脛巾、麻鞋、〈近衛加著〉〈略〉中

中儀〈略〉註

少將已上並著位襖、横刀靴、〈略〉中 近衛皁緌、緑襖、白布帶、横刀弓箭、麻鞋、〈略〉中

小儀〈略〉註

大將已下赤袴中儀、(略)中 其近衞黄袍、

〔江家次第 正月 一〕元日宴會(御節會、天皇不出御儀)(略)中

開門(左右將曹、府生各八人、開承明幷左右腋門、不可開建禮門、由見[illegible])

〔延喜式 四十三 春宮〕凡帶刀舍人、册人節服、紺纈册領、(略)中 並申官受大藏省、

〔延喜式 四十五 左右近衞〕凡供奉行幸駕輿丁者、(略)中 青摺皂帛巾、皂緌、緋帛衫、調布襖、貲布衫、(略)下

〔延喜式 四十六 左右衞門〕凡番長二人、門部一百人、(略)中 門部大襖十領、料緋布緋白各五端、綿一百屯、(例十)

右隔三年請、

〔令義解 十〕凡官戶奴婢三歲以上、每年給衣服、(略)注 春布衫、袴衫、裙、各一具、冬布襖、袴、襦、裙、(略)注 各一具、

禁制長短闕腋

〔政事要略 六十七〕彈例云、衣之體制、准袖長短縫之、其表衣長令見袴襴、不得著纔襖子汗衫、宜亦准此減卻、

〔延喜式 四十一 彈正〕凡庶人以上、不得襖子重著、

〔政事要略 六十七〕私案、襖子重制、先後有疑、彈正式、令禁庶人以上之著用、天曆符、偏遏六位以下之著用、式稱庶人以上、則是一位以下也、符稱六位以下、似除五位以上也、爰欲從新制之旨、未詳改舊法之文、但時之行事、五位以上任著、六位以下不著、相尋其情、猶從後符歟、抑非違申請、難決疑殆、祖父爲左衞門佐、帶檢非違使之日、不著襖子重、蓋是存式意歟、

〔政事要略 六十七〕太政官符

雜事六箇條

一應禁制六位以下著襖子重下襲事(略)注

右衣服制度、貴賤相分、而放逸之俗、奢僭爲宗、著所制之服、各隨所見之心、富者盡財、澆薄之弊、莫過

新鋳右大臣宣、奉勅、宣旨下知六位以下著襖子、並一切禁遏、（中略）

以前條事如件、諸司承知、依宣行之、不可違失、符到奉行、

左大弁源朝臣　　　　左大史三国真人

天暦元年十一月十三日

〔延喜式 十四 縫殿〕年中御服

春季

正月料（二月三月亦同）襖子十領（[illegible]）料白絹十三疋四丈、（[illegible]）糸一両二分四銖、（[illegible]）（中略）綿一両二分四銖、（[illegible]）

鎮魂祭服（中略）

袍、（[illegible]）長功日大半人、中功日一人、短功日二人、

〔西宮記 正月〕一御斎会

内宴儀（中略）

蔵人式云、（中略）論議事了、賜布施各有差、（[illegible]）

（[illegible]）

〔西宮記 正月〕踏歌事

禄法、（中略）舞人九人、襖子各一領、

〔江家次第 十一 十二月〕御佛名

五位蔵人傳禄事、之（[illegible]）

〔延喜式 四 伊勢大神宮〕凡三節祭直會日、禰宜内人等、禄法、（中略）六位禰宜、襖子一領、（[illegible]）

〔西宮記 臨時八〕受領赴任事

舞人奏參入由、請御裁、〈任舞人者不論〉召南殿階下、賜勅祿、〈舞人之人〉賜祿、或於殿階下給、四位染衣、五位六位襖子、

將軍進介開之、

(新儀式〈四臨時〉)召雅樂寮物師等、令奏音樂舞等事

寮頭少屬、樂人、召人、物師等、皆給祿有差、〈延喜廿一年、頭給一領、允二人、屬各一領、〇下略〉

(日本書紀〈允恭十三〉)五年七月己丑、喚玉田宿禰、宿禰疑之、甲服襖中而參赴、甲端自衣中出之、

(東大寺正倉院文書〈四集十六〉)東大寺寫一切經所解　申請筆直并襖子袴等事〈〇中略〉

襖子廿三領〈廿一領經師料、二領裝潢料、〇中略〉

以前雜物、且所請如前、謹解、

天平十三年十月十九日　高屋赤萬呂

小野朝臣國堅

充牧萬呂

(續日本後紀〈一仁明〉)天長十年五月辛丑、北山玄雲靉靆、山嶺不見、終日天寒、衆人多着襖子、

(續日本後紀〈三仁明〉)承和元年二月庚子、伊勢守從五位上丹墀眞人清貞之官、喚於殿上賜襖子、丁未、

忠良親王朝覲拜舞、以新冠也、天皇御紫宸殿、賜親王酒、大臣以下侍從已上陪焉、酣暢之後、賜御被及

襖子、

(三代實錄〈四十五光孝〉)元慶八年三月三日甲子、御齋燒僧、一依舊儀、威儀師一人、率西大寺僧二十五人、奉

爲天皇轉念金剛般若經五十卷、延命費言一萬遍、其事由源觀進獻、奉賀踐祚也、襖子一領賜威儀

師、

(政事要略〈六十七〉)吏部記、天曆元年十一月十七日、兵庫頭忠幹傳右大臣消息云、〈〇中略〉公卿節會日得

用綾、六位不得着襖子、〈〇下略〉

〔伊勢物語下〕昔年ごろをとづれざりける女、心かしこくやあらざりけん、はかなき人のことにつきて、人の國なりける人につかはれて、もとみし人のまへにいできて、物くはせなどしありきけり、長きかみをきぬのふくろに入て、遠山ずりのながきあををぞきたりける、〇下略

〔空穗物語嵯峨院〕日やう〳〵はれもてゆくほどに、かねまつ山ごもりのみれうに、かゆのれうのあはせ、いときよらにてうじて、むまどもおはせて、ほしいひまけばかりにおはせて、ぬのゝあを、わたあつくいれて、いとおほうもたせ、ながひつどもにいゐいれさせ、さけそにいれてもたせてまうでゝ、山よしどもめしあつめて、いゐさけくはせ、ほしひあをひとつゞゝとらす、

〔源氏物語十六關屋〕九月つごもりなれば、紅葉の色々こきまぜ、霜がれの草むら〳〵をかしうみえわたるに、せきやよりさとはづれ出たる旅すがた共の、色々のあをのつき〴〵しきぬひ物くゝりぞめのさまも、さるかたにをかしうみゆ、

〔今昔物語三十一〕大藏史生宗岡高助傅娘語第五

今昔、大藏ノ最下ノ史生ニ、宗岡ノ高助ト云フ者有ケリ、〇中略 我ガ娘ノ方ニ行タル時ニハ、綾ノ襴ニ蒲萄染ノ織物ノ指貫ヲ着タ、紅ノ出シ袙ヲシタ、靴ヲ履シノタ行ケリ、妻ハ紬ノ襖ト云フ物ヲ着タリケルヲ脱棄タ、色々ニ錦重タル衣ヲ着タゾ娘ノ方ニハ行ケル、〇下略

〔續古事談五諸道〕昔ハ諸道ノ博士ナドハ、裝束執スル事ナカリケルニヤ、允榮ト云ケル陰陽師、上東門院ノ御產ノ時、〇中略 ウヘノキヌノシタニハ、ヌノノアヲトイフ物ヲゾキタリケル、

〔古今著聞集和歌五〕和泉式部忍て稲荷へ詣けるに、田中明神の程にて時雨のしけるに、いかゞすべきと思ひけるに、田かりける童のあをといふものをかりてきてまいりにけり、下向の程にはれにければ、此あををかへしとらせてけり、さて次日、式部はしのかたをみいだしてゐたりけるに、大やかなる童の文もちてたゝずみければ、あれは何者ぞといへば、此御ふみまいらせ候はんと

いひて、さし置たるをひろげてみれば、
時雨するいなりの山のもみぢばはあをかりしより思ひそめてき、と書たりけり、式部あはれと思ひて、此わらはをよびて、おくへといひて、よび入けるとなん、

古事類苑

服飾部六

直衣

直衣ハ、ナホシト云フ、其製作ハ略、縫腋ノ袍ニ同ジ、蓋シ直衣ハ略服ナルガ故ニ、袍ノ如ク當色ナク、表袴ヲ用ヰズシテ指貫ヲ用ヰル、又直衣ニハ必ズシモ冠ニ限ラズシテ立烏帽子ヲ用ヰルコト多シ、

直衣ノ種類ニ引直衣小直衣、傍續無襴直衣ト稱スルモノアリ、引直衣ハ又下直衣トモ云フ、天子ノ褻ノ御服ナリ、小直衣ハ一ニ狩衣直衣トモ云フ、狩衣ニ襴ヲ加ヘタルモノナリ、凡ソ直衣ハ私ニ用ヰルニハ其制ナシト云ヘドモ、公事ニハ勅許ヲ得タルモノニアラザレバ、著用スル能ハザルナリ、

名稱

〔倭名類聚抄 十二 衣服〕襴衫　楊氏漢語抄云、襴衫、(須曾豆介乃古路毛、一云、衣縁之衣古路毛、)

〔箋注倭名類聚抄 四 衣服〕按今昔物語第十一、亦以襴衫爲直衣、唐國所云襴衫、蓋皇國所謂縫腋袍也、直衣亦袍之類、其狀與縫腋袍相似、故楊氏以襴衫爲直衣、其實直衣皇國所製、無漢名可當者、

〔事物紀原 三 衣裘帶服〕襴衫　唐志曰、馬周以三代布深衣、因於其下著襴及裾、名襴衫、以爲上事之服、今舉子所衣者、襴衫之始也、

〔伊呂波字類抄 奈 雜物〕直衣ナホシ　襴衫ナヲシノコロモ、(俗作直衣是歟、)

〔名目抄 衣服〕直衣(ナフシ)

〔運歩色葉集 ナ〕直衣

〔東雅 器用 八〕直衣〇中略 倭名抄に、襴衫の字、楊氏漢語抄を引て、スソツケノコロモ、一にナホシノコロモといふと註せり、天武天皇十三年紀に、男女並衣服者有襴無襴、及結紐長紐、任意服之、其會集之日、著襴衣、而著長紐、唯男子者有圭冠、而著括緒褌、と見えたり、襴の字讀てスソツケといふ、其襴衣といふものは、即倭名抄の襴衫にして、今の直衣といふ者は其遺制なる也、

〔新野問答〕一直衣

此服者夜陰褻衣ニ候也、以宿直之意、號直衣候、宿直トハ令義解曰、夜仕曰宿、晝仕曰直ト候得共、殿番ヲツレナベテ宿直ト申候、殿上勤番人及夜陰所著之服ニ候、尤衣冠ト乄單衣ニ袿袙ヲ重テ著指貫加位袍候ヲ宿衣ト申候、後二條關白寛治五年三月一日記曰、予直衣裝束、謂之衣冠、ト候、凡晝裝束ト申候ハ束帶之事ニ候由、永嗣抄ニ見エ申候、衣冠モ宿衣ニ候得共、直衣ハ又一段褻服ニ候、去ルニヨリ、白晝ニ著直衣侍候中、以外之無禮ニ候、仍公卿已上依勅許著之、直衣直下ト申候、殿上人ノ可然人ハ、雜袍宣旨著之候、[illegible]京都拜賀日、雖勅許公卿トイヘドモ、著直衣事憚之候程ノ事ニ候、然ニ近衞府ハ常宿衞禁裏ニ候、其職掌異他之故ニ、賜永宣旨候也、中少將者補任タ不待勅許著用候、永宣旨ト乄永代勅許之宣旨候、此近衞府之眉目ニ候、サレドモ、三四十年計何トナク著之人無之候、中絶ノヤウニ候得ハ、好事ノ至ニ候ヘドモ、存本府之故、實下官某〇[illegible]去元暦中著之候キ、

〔服飾管見 十一〕直衣の事

直衣とは、下直の衣の略語也、衣服令に、凡服色者、白、黄丹、紫、蘇芳、緋、紅、黄橡、纁、蒲萄、緑、紺、縹、桑、黄、揩衣、蓁、柴、橡、墨、如此之類、當色以下各兼得服之とありて、朝廷公事には必位色を用うるをいへば、此服色條は下直の衣なる事知べし、西宮抄に、古實新叙五位已上書、著雜袍之直衣とあなるも、殿上人

書例以直衣爲束帶袍とあなるも、被服色條の違法也けり、〇中略西宮抄初めの說も古實とあり、後の說の末に近代不用之とあれば、承平の比はひより、いまの直衣は出來にけん、

〔安齋隨筆前編六〕一直衣直衣の直字　或說に、直衣は宿直の衣なるゆへ、直衣といふといへり、君に仕る人、夜禁所に寄するを宿といふ、宿直の例に侍るを直といふ、宿直とのゐとよむ、此說は唯直字之音のみを知りて、訓義を辨へずして誤りに作りたる說也、小補韻會、直の字の注に、逸職切、不曲也、又當也、侍也とあり、不曲也の訓はナヲレ、常也ノ訓はツ子、侍也ノ訓ハハンベル、又トノヰ、如此訓義各別なり、宿直ノ直は侍の義也、直衣の直は、不曲之義と常の義とを兼たり、侍の義をもつて不曲之義と混雜するは、大にあやまり也、常と不曲とは意義相通ずる事あり、異變の事あるを曲とし、又非常とす、異變の事なきを不曲とし、直也又常とす、然れば、ナホシと云訓と、ツ子といふ訓と、其義相通ずる也、伊勢物語に、父はなを人にて、母なん藤原なりけるとあり、なを人は直人と書て、常の人をいふ、是其證なり、直衣の直は、人の直に同じ、直衣は元ト朝服にあらず、私の家に在る時、常に著る衣といふ事を、直衣と名付けたる也、又衣の字、シトよむ事は、衣を古き詞にソといへば、ナシスセソの通音にてシトモ云たるなり、

〔倭訓栞前編十九〕なほし　直衣は、倭名抄に、襴衫、なほしのころもと見えたり、鉄縫の制もはら位袍の如し、古へ華族の公卿といへどもたやすくゆりず、近代先例によりて勅許あり、無襴直衣も物に見えたり、常にいふはのほしの音の如し、天子の直衣は小葵、中納言宰相等は臥蝶、中將少將は无文、皆内衣也といへり、又小直衣あり、狩衣直衣ともいへり、源氏にさくらのからの綺の御なほし見えたり、引直衣は天子數の御服也といへり、禁秘抄に有帶、昔は只引歟と見えたり、御直衣御張袴著御を引直衣といふ、多者白浮綾物の小葵、夏者生の二藍、花田、三重襷、公卿の夏直衣、同牢貫、同指貫文同と見ゆ、桃花蘂葉に赴參之時、不可著直衣、神事必直衣にて現し給之故也と見えた

裝束

ト、

〔今昔物語十一〕天智天皇建志賀寺語第廿九

今昔、天智天皇近江ノ國志賀郡粟津ノ宮ニ御マシケル時ニ、寺ヲ起タムト云フ願有テ、寺ノ所ヲ示シ給ヘト祈リ願ヒ給ヒケル〈中略〉翁ノ口ニ寄ラムトシ給フニ、實ニ翁有リ、恐畏ル氣色无シ、鈍ノ帽子ヲシテ薄色ノ直衣。ヲ著タリ、

〔連阿口傳抄〕裝束寸法

一直衣事

長ナ袍ヨリ一寸ミジカシ、上ザマハ二寸ミジカシ、廣ナ袍ヨリ二三分バカリセバシ、自餘如袍、

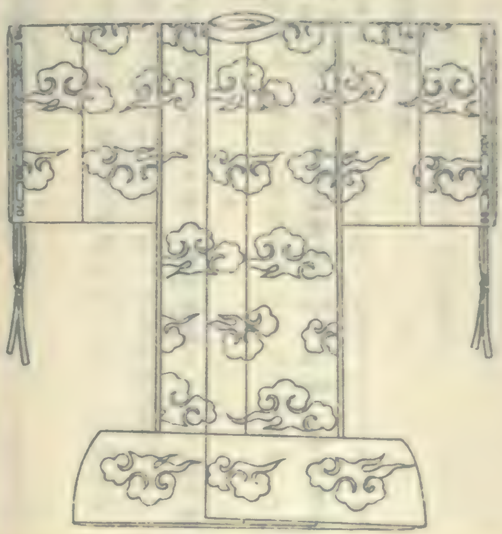
〔深窓秘抄〕御直衣冬縫立ノ定〈宮ノ御身、四丈ノ寸法ナリ、〉

御身ノ長四尺、御胸ノ折目ウチ、御襴ノ付ザハマデ御胸ノ通リ折目六寸也、御身ノ廣ナ一尺一寸、ハコエノツナ九寸、御襴トヲレ一寸五分、御大首上ハ月形ノ半分、下六寸、御袖ハホタタ二尺二寸、御大袖一尺一寸、御端袖七寸五分、御襴ノ高ナ七寸五分、御蟻六寸五分、御蟻先五寸五分、御袖御タケ四尺五寸、御胸ノ折目八寸、御身ノ廣ナ一尺五分、御セヌヒ上打一尺三寸、左右ノ御襴ノ脇一尺一寸縫ベシ、御エリ廣サ三寸、御身ノ前ウチ出ル、御胸ノ折目ウチ御ウシロヘ明ニタ、御後ハ一幅ユタ、御エリハ四尺五分、御身分御エリノ廣サ一三寸バカリ、御前ハワナ也、御大首常ノ如レ下五分、廣サ一尺一寸、御袖前四寸、御胸ノ折目御後一尺四寸、御指貫ノ長サ四尺、〈御ソヽ、下ロヽリ、ドナノヒ二尺二〉寸、長下打廣サ一尺九寸五分、〈大口ハ一尺一寸、口ハ八寸五分也、〉小裝積八寸五分、御後同、御腰、御前六尺五寸、御ウシロ四尺五寸、御直衣ノ丈數、多ノ分御身二丈一尺二寸、御前五尺二寸、御後五尺四寸、御ワタビ五尺一寸、御袖六コノクチ、御端袖二丈四尺、御襴八尺九寸、以上五丈九尺二寸、〈此寸法ハ、ソノ口ナリ、〉御裏四丈五尺八寸、

直衣



小直衣



〔装束圖式〕直衣

童體ノ時ハ、白キ浮線綾物直衣、紋ハ小葵也、裏ハ濃紫、元服ノ後ハ、白キ志々良ノ綾、紋浮線綾丸、裏ハ平絹、染色ハ年齢ニシタガフ也、若年ノ時ハ紫、次ハ縹色、次ハ淺黄、老者ハ志々良ナキ白キ綾ヲ用ル事ナリ、或ハ平絹、裏ハ何レモ白キ中絹也、夏ハ縠、紋ハ三重襷、老者ハ張平絹、或薄物ノ紋ナキヲ用ユ、凡ソ紋ハ少年ハ紋ノ勢少ク繁ク、成長ニ及ブハ勢分大ニ遠ク居ル也、小直衣ハ文色ヾ、大略狩衣ノゴトシ、攝家ハ丞相已後、凡家ハ宣下ノ後著之、尋常着用ハ浮文綾物、夏ハ生、冬ハ練也、堅文ハ遠ク、浮文ハ繁ク也、依年齢可計歟、袖括ハ稚ヒタル蘇芳淡、宿老ハ淺黄濃薄打交ナリ、風流小直衣ハ無法令也、

異稱

〔有職問答 五〕一小直衣、直衣、水干、引直衣、高倚、褄倚、以前皆御下、候畢、スイノ御服アル也、臣ニハ不用也、

〔物具裝束抄〕一直衣事(中略)

小直衣　狩衣直衣　引直衣

引直衣

〔三條裝束抄〕直衣文

天子(中略)御引直衣トテ尋常ニ召之、臣下ニ替レル直衣ナリ、是モ昔ハ御下直衣トイヘリ、近代御引直衣ト稱ス、御事ノコレ見エタリ、

〔故實拾要 十四〕天子內々ノ御裝束

御引直衣 冬表白、御紋小葵、裏紫平絹也、夏縠紗、色同二藍、紋三重襷也、 御袴紅生絹、或精好、直衣ノ御袴ト云、 御檜扇、或爪紅、御末廣、是ヲ御檜扇紅ハ、スヲウ染也、

右毎月一日、節句、朔御內々ノ御祝、或和歌御會等時著御、給也、

〔新野問答〕一御引直衣

天子褻ノ御服ニ候

禁秘御抄曰、多小葵樗裏、夏縠、文如臣下、

御スソ甚ナガクタ引レ候ニヨリ御引直衣ト稱シ候、御常用之儀ハ、高倉家祕說候故不載之候、

御引直衣ノ時ハ、紅ノハリバカマヲメサレ候、

〔貞丈雜記 五 裝束〕一御引直衣、又御下直衣とも云、天子常の御裝束也、其の裁縫は常の直衣の如くにて、襟のすそ甚長くして曳給ふ故、御曳直衣と云、多は白綾、文は小葵、裏は紫或は蘇芳なり、夏は生絹、色は二藍、文は三重襷也、御袴は紅の張袴をめす也、女房の詞に同じ、野宮定基卿云、御引直衣褻の御服に候、禁秘御抄に曰、多小葵、樗の裏、夏單之文如臣下、御スソ甚長くて被曳候により、御引直衣と稱し候、又山科先宮卿、御引直衣主上常著御、夏三重襷の綾、染二藍、多白小葵の綾、白紛張、常の直衣ノ

ナドロリは長タレタル物也、裏ハナガ成常也、高倉永範卿云、御引直衣、冬白綾、御文小葵、夏二藍三重縛成、御ナゲ直衣と云、〈右ノ三條ノ義ハ、新井筑後守源君美在京之間、三家ヘ問ヒタル時、三家御答ヲ記シ玉ヘリシ書ニ見ヘタリ、〉

〔江家次第〕〈六三月〉石清水臨時祭試樂

主上出御、〈御引直衣〉〇下略

〔禁秘御抄〕〈上〉一恒例毎日次第

於御手水間大床子理御髪、著御引直衣、〈自四月一日至九月晦日夏也、自十月一日至三月晦日冬也、〉生袴也、

〔禁秘御抄〕〈中〉一御装束事

引直衣有帯、昔只引給歟、近代用帯、尋常通直衣少短程著也、直衣冬小葵撫裏、夏穀文、〈如二藍下、〉〇中略又自閑久〇略頃直衣引上如以人著大口、不可為例歟、

〔禁秘御抄階梯〕〈中〉按引直衣若御ナゲ直衣歟、岡屋関白兼経公記御ナゲ直衣云々、

按、面白小葵浮織物裏平絹二藍、〈行之由有所見、〉以之称裡直衣、

〔世俗浅深秘抄〕〈上〉一公家内々引上直衣ナリ、如尋常直衣令著事、甚々無憚、一如尋常直衣、但冬綾衣、夏尋常單也、紅大口也、

〔後水尾院當時年中行事〕〈正月〉朔日、〇中略乗燭の後御祝あり、御はり袴御さげなほし、あこめをかさねてめす、〈是を物のぐといふ、〇中略〉十九日、御會はじめあり、〇中略生の御檜御引直し、あこめを重ねてめす、

〔殿暦〕康和五年十一月廿四日己亥、重物忌、参内、依宇佐奉幣也、〇中略主上〈〇堀河〉令著御直衣給、〈サゲナヲシ〉

〔後花山院相國記〕正元元年八月廿七日戊戌、今日皇太弟〈〇龜山〉御元服習禮也、〇中略即主上〈〇後深草〉御引直衣出御、〈御座内裏〉〇略

〔増鏡〕〈九草枕〉文永十一年正月廿六日、春宮〈〇後宇多〉に位ゆづり申させたまふ、〇中略うへは八にならせ給

へば、いときちいきくうつくしげにて、びんづらゆひて御引なをし、うち御ぞ、はりばかまたてまつれる御けしき、おとな〳〵しうめでたくおはするを、(下略)

〔御湯殿の上の日記〕文禄四年二月廿七日、きくていくわんじゆ寺中山、なかはしまでまこうにて、(中略)大かう(秀吉)〇[illegible]年とのきんだいに、御ひきなをしのきよひを申いだされたきよし、三人して申さる、ちよつきよなる、

〔光栄公記〕享保十九年三月廿五日、内侍所御法楽御當座、(中略)上(中御門)御引直衣、(紅打御衣、紅御單、[illegible]、[illegible])[illegible]

〔忠言卿記〕寛永九年十二月十日甲寅、午剋參内、御元服(中略)次御用調進物持參、於常御殿附于正親町大納言頭辨等、畢日六左に記、(中略)

御引直衣、(表當色平絹二重紋、裏當色平絹紅打、)御袙、(表當色平絹紅打、裏[illegible])御單、(平絹紅[illegible])御張袴、([illegible])　已上一箱

〔[illegible]卿記〕弘化四年二月廿五日、大嘗會(仁孝)節御調進御品々御點檢、龍納手箱給、　冬御引直衣分、

一冬御引直衣(表[illegible]、裏平絹二重、)[illegible]　二領

一御組帶(紅白[illegible]、)[illegible]、闊一丈一尺二寸許、　二組

納手一箱

廿六日、今朝大嘗會御調進御服、各御調進給、(中略)各以使者、屬勾當内侍給之處、落手云云、

三月廿五日、夏御束帶之具以下御調進、(中略)

一夏御引直衣(二重[illegible])　二領

右裹納手新調桐箱、(中略)以使者令附屬于勾當内侍給、落手云云、

〔名目抄衣服〕小直衣(或作小、[illegible]、[illegible]、[illegible]中[illegible]用之、)

〔服飾管見十一〕小直衣の事

かりぎぬの直衣とも云、かりぎぬに襴をくわへたる也、なまさかしき人の襴衫などのおこりを聞て仕出たるにや、雅亮が抄、餝抄などにも見えず、われはとおもふ人のきるにや、攝家大臣さらぬは大將よりきるとぞ、すべてかりぎぬに同じ、唯布をば用ゐず、

〔武家名目抄衣服五上〕按小直衣は、直衣のごとく袖に襴あり、狩衣のごとく袖に括あるなり、よつて狩衣直衣ともいふ、地紋も色も定まれる法なし、浮文堅文の織物、練の薄物等を用て、裏は平絹練、生、定まれることなく、色は表に從ふなり、括は薄平組の紫芳緂、紫匂以下、宿老は淺黃の濃き薄き打交せなり、又長絹の小直衣には、白糸をよりて括とするとぞ、

〔深窻秘抄〕小直衣〈[illegible]〉

〔後愚昧記〕一直衣事

近代著小直衣參院、不及勅免沙汰、雖不可然事也、攝家所爲一同之間、一身不及守株、愚老又著小直衣參入畢、

一狩衣直衣事〈號小直衣也〉

當家〈經〉一 丞相已後著之、凡家ハ[illegible]下之後著之、文色ハ大略同狩衣、尋常著用ハ浮文織物、夏生、多練色、堅文織物、幷練薄物、夏多通用、浮文ハ丈げく、堅文ハ違也、但依年齡可相計也、風流小直衣ハ無法令、且可依先規也、裏ハ平絹、練、生、任心、色ハ可隨面色、袖括ハうすひら紫芳緂、宿老ハ淺黃色、濃薄打交、又堅固細々、長絹小直衣には白糸をよりて、二筋ならべて括とす、無定法、狩衣指貫に下括は常事也、小直衣ニ下括する事、先規未勘出之、衣單等かさぬる事は、久安四年三月、宇治左府高野詣記に見えたり、於私亭內々對面人々之時、小直衣ニ面張ヲ著スル也、霽褻時スマシの平絹ノ袴ヲキル、夏多同、

〔三內口決〕一束帶之具

内々之衣裳〈○中略〉

小直衣〈大臣著之〉

(紋寳拾要十四)臣下之小直衣

立烏帽子〈○中略〉　小直衣〈紋色等定マレル事ナシ、唯時節ノ物ヲ用、冬ハ有紋、夏ハ顕物、紋アリ、紗アリ、用平絹、色紋紗、或菱實等打文也、〉　指貫〈紋色等同上〉　襪

紅末濃

右小直衣ハ、大臣大將以上著用之也、如狩衣短物也、裾ニ襴アリ、

(貴野問答)一小直衣〈狩衣直衣〉　狩衣直衣、狩衣ニ襴アル物ニ候、襴ハヌイヒラキ候、二物同事ニ候、俗ニヘソ。パ。フ。ザ。ト申候、鎌倉ハ大臣以後著之、清華ハ大將已上著之候、浮文、繁文、堅文、遠文、依年齢用之、其色ハ一向狩衣ニ同ジ、又用黄紋候、太上天皇モ是ヲ御著用候、甘御衣ト申候、

(武家嚴制錄一)禁中幷公家中諸法度〈○中略〉

一天子〈○中略〉御引直衣、御小直衣等之事、〈○中略〉大臣袍橡異文小直衣、親王袍橡小直衣、〈○中略〉

右可被相守此旨者也

慶長二十乙卯年七月日

二條前關白　昭實公判　秀忠公判　家康公判

(台記)久安四年九月十一日丙申、午剋著狩衣直衣、[illegible]野參御所、〈○中略〉戌剋退下、昏黒又參上、〈著二藍絹狩衣直衣〉亥剋參全佛所、

(吾妻鏡四十七)康元二年〈○正嘉元年〉六月一日甲申、御所旬御鞠也、其一條侍從定氏奉行、催人々、將軍家〈宗尊親王〉御狩衣直衣、令立御、

(園太暦)延文二年十一月九日、今日右府〈○近衛道嗣〉以使送狀、張絹小直衣事被談之、當家強不著用物候、雖無才學、圓明寺〈○[illegible]〉殿任大臣後宣旨已後著之、任槐十八歲也、如彼傍例歟、被著用之條、不可有子細之旨報了、〈○中略〉

御張絹狩衣小直衣等、何程年齡に可著候哉、常宿老人著用候歟、强又不可然候歟、圓明寺關白家任大臣兼宣旨之後、著張絹小直衣、(無脫)候之由、同岡屋關白〇兼經記置候、然者若壯人も不可有子細候哉、ちと不審事にて尋申候、可令御付給候也、近衞當時年齡不可有子細候哉、

張絹小直衣事、圓明寺著用之由候示、仍心事次尋申一條前關白、ハリギヌト心エテ尋之、而長絹被返答、此小直衣ハ不斷著用之物也、而件圓明寺著用白襖云々、若非長絹以張綾被用候歟、〇中略

一長絹小直衣事、此邊著用物者不候候、只生平絹候、圓明寺殿關任大臣兼宣旨以後著用物者、白襖生記置候、

〔薩戒記〕永享九年八月十九日丁丑、今日相國寺新命入院也、仍相府〇足利義教御出御、小直衣、上[illegible]八葉車、

〔春日社參記〕左大臣殿〇足利義滿この社にまうで給ふべきあらまし侍りて、〇中略ことしおなじき六の年〇至德長月廿日あまり一日と定められて、〇中略廿七日、〇中略巳のはじめばかりに一條院にまいりぬれば、やがて御出なり、御裝束は、菊紅葉など、えもいはずこきませたる唐をり物の御小直衣に、朽葉のきぬかさねて、香の御さしぬきなど、きはことなる御さまは筆にも書のべがたし、

〔光榮公記〕享保二十年九月十四日、於小御所内々有御對面、〇中略御小直衣御奴袴、(紺雲立涌)御烏帽子風折、當丸御縒、云云、

〔運步色葉集(衣)〕傍續(ソハツヾキ)

〔三內口決〕一束帶之具
内々之衣裳〇中略
小直衣(大臣著之)　曾波津々幾(親王著之)

〔有職問答 五〕一小直衣、(狩ノウハギトモ云フ、大臣著之、大將又著之、內衣也、)直衣、水干、引直衣、高袴、襖袴、以前被仰下候畢、

無襴直衣

〔裝實抄要十〕傍續

立烏帽子略○中　傍續　指貫白　腰帶上同　袴紅

末廣、右傍續具大臣大將以上著用之、

〔當時裝束抄上〕三月　三日略○中　御節の日略○中　公家衆は狩衣を著せらる略○中　親王方は傍續

〔深窓秘抄〕傍續ヲノヲノ縫立ノ定六月五日、室町殿寸法、

身ノ長前四尺八寸、後三尺一寸、大クビ四尺、襴ハコレノコブンニタ、身ノ廣サ一尺五分、大首髮ハ月形之半分、下五寸五分、袖ノ下縫ハブレ六寸五分、端袖袖ノ引立一尺九寸、大袖一尺五分、端袖七寸五分、袖付上一寸アタタ下七寸、襴ノ高サ七寸、ワナ二尺五寸、襴ノ兩方ノハレ折タ一寸五分ヲ開ベシ、總縫立ノ丈數三丈三尺、指貫ノ長サ四尺、股立ノ高サ下ヨリ二尺二寸、腰ノ長サ六尺、廣サ一尺九寸、腰袖一尺一寸、前後同ジ、

〔年中恒例記〕正月十日

攝家清華並公家、同官務外記與輿、又門跡並法中參賀也、略○中

御對面衣紋は略○中　御狩衣御そばつゞき、御官によりめされて、攝家以下御對面也、

〔殿中申次記〕正月御こはくごまいりやう

御こはくごの時は、御そばつゞきにても、御なをしにても、御前ばかりなんどめし候、

〔新野問答〕一無襴直衣

是ハ如闕腋直衣ニ候歟、闕腋久シク候故、シカト不相得候、略○下

〔台記〕久安二年九月廿七日、此日詣石山寺、依先年所立之願成就也、前駈公達十二人、殿上地下相交、諸大夫八人、皆布衣、余著無襴直衣、

〔飾抄上〕一直衣

無襴直衣

久安三九十二、法皇(鳥羽)天王寺御幸、宇治左府、(藤原頼長)依仰著無襴之直衣、薄色裏濃之由注之、

聽禁色之人、夏大文著物、多浮線綾、不然之人、夏穀多志々羅綾、宿老之人裏白、壯年薄色裏、

〔飾抄上〕一直衣

〔桃華蘂葉〕一直衣事

直衣　童體の時は、白浮線綾物直衣(文小)、裏濃紫也、元服の後は、白志々良綾(文浮線綾丸)、裏平絹、(中略)老者用無紋志々良白綾、或平絹、裏はいづれも平絹白也、童體時又用之、夏穀(文三重ダスキ)色又隨年齡(少壯濃色、老淺黄、)

老者生單襲平絹、或著用無文薄物、

〔三内口決〕一束帶之具

平生出仕之裝束

直衣　夏(生ノ濃目、紋霰、色二藍、但隨年齡次第ニ青ヲ減候、)

多(白綾、紋浮線綾、裏平絹ノ二藍、色之濃淡如直衣、壯年之間ハ濃々頁、老後漸薄目、)

〔物具裝束抄〕一直衣事

二陪織物直衣(上皇幷親王著之)　織物直衣(大臣年少時上人著之)

〔江家次第十七〕御讀書始

出御、(中略)撫紋冬御直衣、(白織物御衣、紅打御)

〔枕草子十一〕父の大納言殿(伊周)御まへより松君(伊周子道雅)ゐて奉る、えび染のをりもの、なほし、こきあやのうちたる紅梅のをり物などき給へり、

〔中右記〕長治二年十月廿七日辛卯、今日依可有東宮(鳥羽)御著袴、有行幸法王(白河)御所、(中略)織物御

直衣〈裏打〉

〔殿曆〕嘉承元年正月七日庚子、[illegible]東宮、○中略　御裝束、〈[illegible]直衣、〉○下略

〔玉葉〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太弟[illegible]御著袴也、○中略　上皇〈土御門、〉御直衣〈[illegible]、入襴、打、〉○中略

[illegible]

〔源氏物語〕〈八〉御よそほひなどひきつくろひ給て、いたうくるゝほどに、またれてぞわたり給、さくらのからのきの御なほし、えびぞめのしたかさね、しりいとながくひきて、○下略

〔兵範記〕保元三年十月十九日乙巳、今日可行[illegible]遷御會云々、仍御單且參寺家頃之御車、上皇〈白河〉召廣給御直衣等、

〔物具裝束抄〕一直衣事

直衣〈[illegible]〉

〔源氏物語〕〈十二須磨〉たびの御とのゐ物などてうじて奉り給ふ、かとりの御なほし、さしぬきさまかはりたるもいみじきに、○下略

〔源氏物語〕〈十一〉御かはのにはひ、にるものなくみゆ、うすものゝなほし、ひとへをき給へるに、すきたまへるはだつき、ましていみじうみゆるを、○下略

〔物具裝束抄〕一直衣事

練貫直衣　平絹直衣

〔禁秘御抄〕一御裝束事

小袖又無文也、○中略　御宿衣紅、〈又白〉又白無文、〈[illegible]〉

〔園太曆〕延文二年四月十五日、抑勸修寺前大納言、今日兩度送狀、問答之趣續左、文在裏也、宿老裝束幷除目事也、

今夕除目之由被相催候、例文不審條々注進仕候、可被計下候、

御製地直衣差貫自何程年齢可著用候哉、まゝ良相交可著候歟、將又製地になし候ては、まゝ良は不可著用候哉、平絹直衣差貫是又自何程著用候やらん、經房卿五十一二之間、同答花山左府之時、於今者不可有子細之由被返答候、然而五十八逝去、遂不著用候、經俊卿六十三歸泉、其も不著候間不審存候、故吉田内府自五十許程著用して候しと存候、製地は直衣差貫共著用候歟、平絹は一具には不著用之由其說候哉、旁不審存候、被示下候者可畏入候、經顯恐惶謹言、

四月十五日　經顯

洞院殿

御宿老衣服事、面々所存不同、諸家不一候歟、然而大較堤防又勿論候哉、所詮承置候分、隨年齢官位等、聊可有等差歟と覺候、於御著用者、云製地、云平絹、共不可有子細候哉、已先達人自五十餘之著用勿論候也、製地者、直衣奴袴一具ニ著用之、種々各別不見及候、製地著之後、まゝ良著交之條、古物など相交候、無子細候也、平絹には綾ニ著交候之條勿論候、綾直衣平絹奴袴、或又平絹直衣綾指貫、何も無子細候、上下平絹又勿論候、或說平絹綾には依衰躰可用など申候て、さまで不宿老人も、内々褻之事には可用平絹之樣申說も候歟、後鳥羽院と顯實公御問合事候けるなど承置候也、愚存之分例不能纖芥候、比興々々、恐々、

四月十五日　判〇中略

九月十八日、勸修寺前大納言被製地直衣差貫了、〇中略

御製地直衣差貫事、唐綾候歟、只綾ニ候哉、唐綾候は可打候哉、吉田萬里小路等著用候しは、只綾不打候しと存候、被召候しは、御差貫ハ唐綾ニ候しやらん不審存候、是は直衣差貫共可著用候、上下不可相替候哉、平絹ハ常ニ直衣差貫綾相交候歟、只今雖不及新調候、存知大切之間言上候、委被示

平絹

下候ば可ㇾ設入候事候、可ㇾ参入言上候、経顕恐惶謹言、

九月十八日　　経顕

洞院殿へ

御札悦承了、御製地直衣差貫事、尋常物止之ゞ良候上者、強不ㇾ可ㇾ為唐綾候歟旨存候而、進文ニ載候ぬれば、只綾地如何ニも綾裏下品候間、唐綾ニ令ㇾ織之由女工所申候、此條猥并古来所ㇾ習傳之說候、所詮者只ゞ良物ヲ止之ゞ良用之儀歟、了簡存候、打之事不ㇾ思寄候也、

直衣差貫着替事、綾平絹相交用之上者、是又不ㇾ可ㇾ有ㇾ難歟之旨存候へども、何と候けるやらん、さは不ㇾ着交候き、定自然事候歟事々猶期参賀上、謹言、

九月十八日

此事後日聞儲之處、女工所誂物雖ㇾ非ㇾ無子細、一定着用只綾之由棄出、仍昨日示遣其子細了、

御旨畏承了、製地事、只今不ㇾ及沙汰候、若秘計出候者、自ㇾ年始着用仕候ばやと存候間、為ㇾ才學先日言上候了、態被仰下候、恐畏入候、早々可ㇾ令参謝候也、経顕恐惶謹言、

九月廿二日　　経顕

〔餝抄上〕一直衣

宿老人着平絹直衣事

承安元四十七賀茂祭、近衛使右少将隆房朝臣出立、従花山院大相國（忠雅）第、着烏帽子直衣、（立烏帽、平絹、下）直衣、三條相國（公房）公（同）後高倉院御中陰初七日、献着之、前内府（通光）西山御堂供養日被着、又當時攝政（家実）常被着云々、前内相府因着平絹直衣指貫事、上下平絹者似ㇾ無ㇾ隠、仍故實一物着有文云々、

〔深窓秘抄〕平絹直衣　宿老着之（略）ト

〔台記〕天養二年九月廿三日丙寅、午刻参院、次参前待賢門院、（今日移御）依召参上皇御前、次着譲座、事畢退

出著平絹直衣淺黃指貫、不進前、

〔玉蘂〕承元四年二月十四日癸酉、入夜仲基入道來談古事、○中略又曰、老人著無文平絹直衣指貫、恒事也、

〔園太暦〕延文二年十二月八日、式部大輔家倫卿送状、不審一紙注進、可注付云々、仍折紙、

卿相著平絹直衣奴袴事、殊老人著用歟、然者年齡可依候乎、已及七旬者、著用不可有其難候哉、古賢著用顯紋平絹平、先公御日記、六十歲以後著之云々、猶不得其意歟、

且又取時宜可著歟、任意可著用歟、欲被計下矣、[illegible]

〔續古事談〕五諸道 采女正俊通ト云醫師アリケリ、七十餘ニテ、ヌノノナヲシニムラサキノサシヌキヲキタル人ニ會タリ、

〔世俗淺深秘抄〕上 一直衣ハ有色々、所謂青色紅梅等也、雖用何色、於裏者皆尋常櫻裏也、縱高年人雖用之、裏事外講也、是故實也、指貫色又有此色等、凡直衣與衣袴者、不依面色、用普通裏也、間不知案內輩、染裝束之時、與面同色裏付之用、甚不可然、見苦事也、

〔三條家裝束抄〕一直衣事 地下の人不著之、雖爲三品、會、近衞司は雖地下著之云々、

春冬面しじら綾、○中略萬様面白くて不著色、ふくさ張、裏さや〳〵と張張之、若年の人は紫色、年成長の時、次第に薄くなして薄花田、又漸年老て後は大略如白なり、但シテ宿老の人は裏一向白なり、張様は同事なり、又至極老人は、或著平絹直衣、不著色、張様又同前、重體の人、面白浮線綾物、文小葵重文也、裏同前、冬夏秋は裏なし、顯物文三重襷、色は若年人二藍、紫、次第濃花田、薄花田、後は大略如白皮也、袖の縫なくて、文は若年の人宿老共以無差別、重文三重襷なり、又重體の人の顯物文小葵也、色の事二藍なり、

〔後松日記〕三 直衣を雜袍といへば、なにいろをも用ゆべきに、こも又下襲のごと、いまは多は櫻、夏は二あゐにかぎれり、されどちかく北山行幸に、室町殿の若君、紅梅のなをしを著給ひしと覺ゆ、

紅梅　櫻　柳　二重

櫻二藍に限らば雜袍といふせんなきに似たり、いまも當色以下の(に當色に皆見えたり)の色を用ひ給はんに、なにの罪かはあらんや、

〔物具裝束抄〕一直衣事

紅梅直衣

〔増鏡おりゐる雲六〕正嘉三年(〇正元元年)三月廿日なりしにや、高野御幸(〇後嵯峨)こそ、又こしかた行すゑもためしあらじとみゆるまで、世のいとなみ、天の下のさはぎには侍しか、(中略)しろがね金をのべ、二重三重のをり物打物、からやまとのあやにしき、紅梅のなをし、さくらのからの木のもんこすそご、ふせんれう、色々さまざまのなうし、(下略)

〔空穗物語國讓上〕六宮くれなゐのかいねりのいとこきひとかさね、さくらいろのおなじなをしさしのき、えびぞめの下がさね奉りて、(下略)

〔枕草子一〕大納言殿(〇伊周)さくらのなをしのすこしなよらかなるに、こきむらさきのさしぬき、しろき御ぞども、うへにこきあやのいとあざやかなるをいだしてまいり給へり、

〔増鏡老の波十〕御賀(〇貞應、弘安八年)は二月廿日ごろなり、(中略)春宮(〇伏見)さくらの御直衣、あられにくはひのむらさきの御指貫、いひしらずなまめかしう見え給ふ、

〔榮花物語松のしづえ三十八〕二月(〇延久五年)はつか、天王寺に詣させ給、この院をば一院とぞ人々申ける、後三條院とも申めり、(中略)まづ住吉に詣らせ給、關白殿(〇教通)くれなゐのいだしうちきに、柳のなをしたてまつりたりしこそいとおかしく、此たびの見いでなれと人申けり、

〔枕草子二〕こまらかはといふ所は、小一條の大將殿(〇濟時)の御家ぞかし、それにて上達部けちえんの八かうしたまふに、いみじくめでたき事にて、世の中の人のあつまりゆきてきく、(中略)六月十よ日にて、あつき事世にしらぬほどなり、(中略)左右のおとゞたちをおき奉りては、おはせぬ上

通實　香　今按

速部なし、ふたあゐのなをしさしぬき、あさぎのかたびらをぞすかし給へる、

〔榮花物語〕三十二歌合 たかつかさ殿のうへ(○源隆國)七十賀せさせ給ふ、○中略 十二日(○長元八年五月)入になりて、上達部のさるべくわかやかなるをわかたせ給たり、左には資頼の宰相中將、公成の右兵衞督、みぎには顯基の宰相中將、隆國の右兵衞督との給はす、いつしかいかゞと思ひ申さるのときばかりに左のかたの人々、○中略 ふたあゐのなをしさしぬきに、くれなゐのうちたる、しろきひとへをぞきたる、○中略 右人まちかくなる程に、○中略 まづさるべき人々は、俊家の中將、となつのいだしうちき、ふたあゐのなをし、あをいろのをりもの、さしぬき、通基の四位侍從、ふたあゐのなをし、あをいろの織物のさしぬき、こきうちぎぬ、實綱の少將、ふたあゐの直衣さしぬきにあをきありものゝひとへ、○下略

〔康道公記〕寛永廿年九月廿七日、今日親王(○後光明)御元服也、○中略 於本所(南御所)令著童御装束、給二藍御直衣、(多帶三重襷)

〔空穗物語〕藏開上 八の宮は、あさぎのなをしさしぬき、いまやう色の御ぞ、さくらがさねたてまつりて、○下略

〔餝抄〕上 一直衣 ○中略

香直衣　保延三三三平等院一切經會、大殿(○藤原忠實)著之、

〔八幡社參記〕康正二年三月廿七日丙申、今日參詣石清水八幡宮、初度儀、○中略、(○足利義政) 今日辰一刻、著香小直衣(文鶴丸、黄貫田文松立涌、色藤丸、浮線綾織物、指貫上紫色、)出康公卿座、

〔光榮公記〕享保二十一年(○元文元年)三月廿八日、花山院內大臣(常雅公)拜賀、先參院、○中略 有御對面、(著御小直衣)

〔三條家裝束抄〕一直衣事

春多面しゞら綾、文浮線綾圓、少年の人はまろの勢分少くして、聊繁、居之なり、○中略 壯體の人、面白

浮織物、文小葵重文也、裏同前、〈註〉夏秋は裏なし、冬織物、文三重襷、

〔世俗淺深秘抄　上〕一直衣〈冠〉有二別文一事、有二先例一、京極關白爲二中納言一、五節時、自二上東門院一被レ送二裝束一、件直衣、尋常直衣〈冠〉紅葉ヲ、散タヘヲ織之、定有二口傳一歟、然而能々可レ計事也、還々可レ依二人事一歟、又可レ依レ時也、

着用例

〔山槐記〕治承四年二月五日丁亥、〈中略〉權大納言〈實宗〉被レ示送云、初度御參會、直衣御裝束、自二何所一令二調進一哉、〈中略〉又云、御直衣文未レ詳、無二左右一可レ用二浮線綾丸一歟、龜小葵如何、重盛王直衣調如此云々、〈中略〉先例令レ用二此文一給之條、勿論之儀歟、被レ比之間實定如何、答云、兩儀共不可、有二難歟、但讓位後日、新帝拜覲舊主之時、舊主不レ着二實色一、被レ着二御青色袍一、若同准二此儀一被レ用二浮線綾一如何、

〔増鏡　十一さしぐし〕御賀〈中略〉〈弘安八年〉は二月〈中略〉廿日ごろなり、〈中略〉新院〈龜山〉は、雲に鶴の浮織物の御直衣、おなじ御指貫紅の今少し色かはれるをたてまつれる、

〔實躬卿記〕應安四年正月廿五日、朝覲行幸、〈中略〉院〈後光嚴〉御冠、御袍御直衣、〈御紋〉御指貫、〈浮線綾、立涌、云云、〉

〔光榮公記〕享保十三年十月廿三日、東宮〈中御門〉、〈中略〉行啓于院、〈靈元〉、〈中略〉東宮御裝束、小葵御直衣、

〔續宮御記〕享保二十年後三月廿七日、院〈中御門〉、〈中略〉御會始ニ付、着御御直衣、御立烏帽子、御直衣者〈白、文、高菱、花田、〉

〔西宮記　臨時四〕袍〈中略〉

古實新叙五位已上者、着二黄袍直衣一也、

直衣

王者已下、及親王、雜袍者衣之、殿上人舊例、以二直衣一爲二東帶袍一、近代不レ用之、上臈者直衣下着二下襲一、〈諸衛常〉事、着二烏帽子之間、着二直衣一、家中事也、不二私事一者不レ得二出行一、〈式部卿、行明親王、〉〈家中及〉更衣之後、殿上人猶未レ服、新直衣之間、以二舊時袍一若直衣、爲二宿衣一、

〔西宮記　臨時五〕院宮事

御讀經、諷誦事、御灌佛、御懺法、仕御佛名、院司同人、御隨身申刻限、御衣青色、直衣布衣隨事有例、

〔江家次第七月八〕相撲召仰　内取御裝束略○中

主上御於晝中御座御直衣

〔禁秘御抄上〕一御讀經略○中

保安二年、南殿百座仁王會、主上羽鳥○略御南殿乾角、爲御所御束帶、頭中將忠宗取御前行、先々御直衣歟、于時爲隆曰、凡出御南殿皆御束帶、又幼主直衣也、此說如何、宗忠曰、爰鳥羽御覽時、非幼主皆直衣也、思之御束帶無謂、可爲直衣歟、

〔禁秘御抄上〕一内裏燒亡略○中

裝束直衣、衣冠、布衣無難、不着直衣之人、着直衣無憚、

〔貫首秘抄〕直衣事　常時參内無憚、但除障參時立腋云々、給文書之時、直衣無憚、又依召參晝御座無憚、但不奏文書也、院參亦无憚、故民部卿顯頼時、院中文書常直衣奏之、

〔宣胤卿記〕永正十四年正月八日、勸修寺黄門狀到來、略○中　公事見物不可着直衣歟計等也、略○中　公事日着直衣事憚候、如此返事了、

〔餝抄上〕一直衣略○中

浮文直衣事

建暦大嘗會、寅日左中將實平朝臣着浮文直衣、當日依上皇後鳥羽仰、于時奏之、被時仰曰、着浮文直衣之時必可奏也、主上着御之故也、若今案之仰歟、將又有先例歟、被時如此事有淵源之沙汰也、

〔武家嚴制錄一〕禁中并公家中諸法度略○中

一天子禮服略○中　直衣公卿禁色直衣始或拜領家之任、先規着用之、殿上人直衣、羽林家之外不着之、

直衣勅許

殿上人大臣息亦禁色直衣、布衣、直垂、隨所著用也、中略

右可被相守此旨者也

慶長二十乙卯年七月　二條關白殿　昭實公判　秀忠公判　家康公判

〔光臺一覽 三〕直衣は攝家、殿上、淸花大臣家に、着用も着せらるゝなり、諸家は御免か拜領にてなければ不叶なり、直衣とは不染白き袍なり、

〔禁秘御抄 中〕一諸直衣事

總入立之人定、雖直衣、其外侍臣雖之、不然人不著、可然人少々雖之也、五節帳臺御共人、一向上古近臣也、而近代攝關淸花、敬儀御時、實隆、通季、實行、實能、[illegible]一時雖之、准之高倉院御時、時忠[illegible]雖被帳臺御供、殿上人嘲之、近日入立外雖人々、太政大臣、内大臣、公卿、家嗣、依帳臺御供雖之、又忠信爲上臈雖之、實氏參東宮之間雖之、縱小事相之時無何雖、上皇有御猶、無何人事相時不雖、崇德院御時、宗能依代奉公雖之、從人任之、忠顯直衣始著之如何、御乳父御侍讀皆雖之、[illegible]

〔禁秘御抄階梯 中〕按以諸參著所參人之人、雖入立、或稱雖中入立也、　直衣、按古不雖、直衣之人、著衣著東宮所參内也、[illegible]也、雖未雖直衣人、於行向他所者任意著直衣無憚、仍被雖之時、著直衣可參内之由、職事書遣御教書於其人故實也、

〔至寶物語 中〕學士をかへて琴の師をつかうまつれ、東宮さとり有御子なり、ものいしせん人のなむいたすべきみこにあらず、心にいれてのこすてなくつかうまつらせたらば、なふしの位たまはせむとの給とき、下略

〔統事要覽〕一直衣事

攝家元服日禁色事被宣下也、無袍事、則不被仰之、仍不待勅免著直衣參内、當家[illegible]一代々例也、但永德二年四月讓位時故殿[illegible]直衣勅免事、以攝政宣被仰之、其時儀未一決、二條家代始每度

蒙勅許云々、委細事見故殿記者也、

〔宇槐記抄〕仁平元年九月廿七日甲子、長則直衣、作袖長參內、(小六條御直衣也、件人來、掌直衣參內之時、仍借用之、自小門入、直廬不)上、加、候殿上、

〔玉海〕仁安三年三月二日甲子、參內、頭之後政被參內、言談、與頭弁之間示云、(中略)又云、時忠卿被免直衣了云々、

〔吾妻鏡〕十文治六年(建久元年)十一月七日丁巳、二品(賴朝)御入洛、八日戊午、早旦伊賀前司仲教參六波羅所、持參御直衣也、是日來整置云云、給御馬云云、(中略)明日可有御院參(後白河)之由、被觸遣民部卿(經房)云云、九日己未、二品令參院內給、御家人等固辻々云云、今日付民部卿(經房)可聽直衣之由奏之給、即勅許、藏人左京權大夫光綱奉之、民部卿(經房)爲申次、(中略)依被候御所、

〔園太曆〕藏人右少弁俊國返書曰、着直衣可參內者、今日於院可有舞御覽、仍予[illegible]爲着之、昨日內々付女房所申請也、

消息書樣(件事昨日付也、而今朝被仰下之間、如此、直衣之時許之由先例也、已)

聽着直衣可令參內給者、依天氣上啓如件、

七月十八日　右少弁俊國

謹上中山宰相中將殿

已始則着直衣(略)○參內、

〔宣胤卿記〕永正十四年正月八日、勸修寺黃門狀到來、明後日室町殿(義植)○(足利)御參內、尹豐(左衛門佐)、(玉)可召進、可着綾貫直衣之條如何事、(中略)殿上人着直衣事、當時侍從衛府佐等各着用定無子細事歟、無所見候、入道前內府御談合可然候、又公事日着直衣事憚候、如此返事了、九日、勸修寺黃門狀到來、尹豐直衣事、並節會次第內不審事也、入道內府返事令一見返之、寫留在左、

祝詞誠重疊珍重候、抑明日御參内、佐殿御參日出度候、直衣事、近衞將者、依永宣旨著之候、其外禁色殿上人不能左右候、不然者外衞佐打任可著直衣之條、未曾有事候歟、先朝御代、故以量卿外衞佐にて不斷被候、袍等不合期候間、以密儀内々可著平絹直衣之條、如何候由及御沙汰、堅固内儀用之候、是は別儀候、其外は不打任かと愚存は存候、但何事老僧如此候はゞ事ゝ存知之限事候、期面謁候也、謹言、

九日　覺空

著用例

〔西宮記 臨時四〕野行幸

天皇白橡〈麴塵御袍、天皇綾御袍、或説直衣、〉〈御馬錦鞍、中略、〉

還御

天皇御南殿〈直衣、内侍持劔璽、〉

〔江家次第 十一 正月〕内宴雜記　七日〈○中略〉

故後家大臣事、仕内宴之時、依爲御忌月、後三條院著御直衣、渡御南殿令聞給、

〔小右記〕永觀三年〈○寬和元年〉二月十三日戊子、巳剋許參院、今日御子日也、御車令向紫野給、〈○圓融〉左右丞相、大納言爲光、朝光、〈大將、中略〉○公卿皆悉騎馬、著直衣下襲、以螺鈿鞍、

〔猪隈關白記〕承元二年正月十八日戊子、今日縣召除目始也、初於御前被行之也、〈○中略〉余著直衣冠等出會見之如常、

○按ズルニ冠直衣ノ事ハ、服飾總載篇直衣冠ノ條ニ在リ、

〔三長記〕建久九年正月廿一日己未、今日仙院〈○後鳥羽〉初幸于七條院、〈○中略〉御裝束御直衣、

〔增鏡 十八 村時雨〕又の年〈○元弘元年〉の春、やよひのはじめつかた、北山に行幸〈○後醍醐〉なる、〈○中略〉中務の宮〈○尊良〉もまいり給へり、兵仗たまはり給て御直衣にたちはき給へり、

〔四三條裝束抄〕天子直衣著御例

建久二年十一月廿日、五節參入主上御裝束ヲメス、小葵ノ綾御直衣、同文ノ白キ御衣二領、同單衣紅打ノ御衣、濃紫ノ綾地ニ窠ノ文ノ御指貫、腹白ノ御括、紅ノ御下袴、白御檜扇等ト云々、承久二年十一月十五日、五節參入主上御裝束、小葵ノ御直衣(裏薄色)紅打ノ出衣(括ヲ不入)半色ノ浮文ノ織物ノ指貫窠ノ文、腹白ノ括等著御、

太上天皇

天養元年十月廿八日、重仁親王著袴ノ時、上皇冠直衣、薄色ノ織物ノ指貫、紅打ノ衣ヲ出サルト云々、

貞和四年十二月十七日、上皇新院ニ御幸、御直衣出衣、二重織物ノ紫ノ御指貫、腹白之御括、

將軍家

建久元年十二月二日、右大將(賴朝、四十四歲、建久三七十二、除目、征夷大將軍、)直衣始ノ參內ノ日、直衣ニ藤丸ノ固織物奴袴、薄色ノ紅梅ノ衣ヲ出ス、

嘉禎三年十月、前大納言(賴經、號七條將軍、廿一歲、)參內ノ日、直衣ヲ著用、

貞治六年三月廿九日、寶篋院將軍(義詮、于時大納言、卅八歲、)中殿ノ御會ニ直衣、薄色ノ固文織物ノ指貫、紅打ノ衣ヲ出ス、

康曆二年正月廿日、鹿苑院將軍直衣始ニ、二藍ノ直衣、紫ノ織物ノ指貫文藤ノ丸紅ノ下袴、腹白ノ括、紅打ノ衣等ヲ用ラル、

寬正五年十二月五日、慈照院准后(義政、于時左大臣、准后、三十歲、)新院ノ御幸ニ、直衣(如常)指貫(花田織色、文雲立涌、)被用、

當體ノ例

應永元年十二月十七日、勝定院(義持)元服以前ニ、直衣(常浮織物、文小葵、)袙(綾、蘇芳、文唐草、)單(綾濃色、文小葵、)指貫(常二重織、)

袍、縫文亀甲ニ、白襷、綾之入、紋紗白、下袴、紅扇等ヲ用ヰル、

宿德之例

文明十二年正月十日、准后義政(四十六歳、于時准大臣、)年始ノ參内ニ、直衣(如常、)指貫(白綾)精、平絹ヲ用ヒラレ侍ル也、

攝家

寛治七年閏三月十日、知足院關白(忠實、于時權中納言、十七才、)左大將ノ後、始テ直衣ヲ著テ院ニ參ル、紅打ノ出衣、紫ノ浮線綾ノ指貫ヲ用ヰラル、

元永二年二月十四日、法性寺關白(忠通、于時内大臣、二十三歳、)大將ノ後、始テ直衣ヲ著テ參内、紅打ノ出衣、紫ノ浮文ノ指貫ヲ著用ス、

宿德ノ例

文明十二年四月廿六日、大染金剛院(持通、于時前關白、六十五歳、)慈照院准后參内ノ日、生ノ白平絹ノ直衣、同色ノ指貫ヲ著用ス、

〔純華集〕一可、應仁條々(略)〇中

直衣始著御衣之時著殿上無袴、直袴、

〔台記〕久壽元年十一月二十五日、今日中納言中將(兼長)〇師長直衣初出仕、(白三重、裏濃色浮文指貫紅打出衣、帯野劔、持笏、)隨身(?)毛車、衣冠前驅六人、(五位四人、六位二人、)隨身布衣、民部權大輔憲親連車、上人、先向入道右大臣亭、言談移剋云々、次參鳥羽直廬、次參院、次參皇后宮、次參新院、次向土御門二位所、次歸家云々、

〔進奉故實抄〕被聽直衣事

保元二五廿二、新宰相(實長)今日被聽直衣云々、同廿三日、實長朝臣始著直衣參内、又中宮權大夫公

親朝臣被爲直衣、少納言入道依內々御氣色、遣消息於彼人許云々、

〔山槐記〕治承三年十月七日辛卯、傳聞、今日殿中將〈師家〉有直衣始事、〈去年四月御元服、迄于今無此儀、〉

關白中將始著直衣參內事

其儀申剋參內、車、〈網、不新、〉裝束、〈直衣、紺三重、青表文、濃蘇芳、〉奴袴、〈文丸、打衣、〉隨身三人、〈淸千、敎最、貞弘、〉萌木上下薄色衣、〈生、〉帶劍雜色十人、〈自人、白襖、〉番長部友依父季觀法師所勞不參、前皇后宮大進長經、對馬守親光等、著衣冠騎馬在車後、中將權大輔經家朝臣、治部卿顯信朝臣、右少將顯家朝臣、〈已上束帶、〉扈從、參內之後令參中宮御方給、無還饗云々、

〔吾妻鏡六〕文治二年正月三日壬午、去年叙二品〈源賴朝〉給之後、未及御直衣始沙汰、依豫州〈源義經〉事、世上擾未靜謐、且爲令成衆庶安堵之思、今日被刷其儀、則詣鶴岡八幡宮給、〈下略〉

〔吾妻鏡十〕文治六年〈○建久元年〉十二月二日壬午、右大將家〈源賴朝〉御直衣始也、蘇丸薄色堅文織物奴袴、出薄色紅梅衣、〈淡數〉野劍、〈無平緒、〉持笏給、檳榔毛車、〈中略〉先御參仙洞、〈中略〉次御參內、今日上下裝束、皆以自院被調下之、

〔吾妻鏡二十二〕建保四年十一月廿三日壬寅、將軍家〈源實朝〉令任中納言之後、御直衣始也、

〔吾妻鏡二十三〕建保六年七月八日丁丑、左大將家〈源實朝〉御直衣始也、仍御參鶴岳宮、

〔明月記〕建永二年〈○承元元年〉八月廿三日、申時依重催參左大將殿、〈藤原道家〉今日御直衣始、大貳、左大將等候御出、自然遲々、秉燭以後御襲云々、良久御裝束、令參院御所給、紅打出衣、其下生御衣、〈例平絹生衣、〉帶劍持笏、即御院參、〈毛車〉御隨身上﨟冠、前駈六人、殿上人時通基定、〈三人束帶、〉於寢殿巽角簾中、女房奉謁、次御參內、入無名門、昇脊殿、〈東第二間〉令著殿上給、予〈藤原定家〉申女房、參入東面簾中、女房即御退出、

〔園太曆〕康永三年正月十一日、抑今日右大將〈藤原公淸〉直衣始也、〈昨日一昨日依二闕、延引、〉申剋許立車於一條之邊、見物、前駈三人、〈衣冠、中戟、〉隨身上﨟冠、舍人蘭府、居飼著下袴、牛飼赤色、於隨身著烏帽白張紅單也、中將家

秀朝臣逹車相從、〈藏人〉□人、先參內、次參仙洞、次被參北山、此等與用日也、

(鹿苑院殿御直衣始記)康曆二年正月二十日、今日征夷大將軍從一位行權大納言兼右近衞大將源朝臣義滿御直衣始也、〈略〉〈中略〉中劍右大將殿御出門、〈下略〉

(康富記)寶德二年七月五日丁未、是日室町殿〈○足利義政〉着直衣御、御參內也、御拜賀〈任大納言〉以前御直衣事、可爲何樣哉、爰日及御沙汰、淸少納言有大臣殿有御注進云々、鹿苑院殿〈○足利義滿〉康曆元四四、內裏泉殿飾物被進上之件日被召御直衣、〈同年七月廿五日大納言〉御拜賀也、同二年正月廿日、御直衣始也、寶篋院殿〈○足利義詮〉貞治年中、中殿御會御參內時、御直衣被召之由有說、後普光院殿〈○足利義敎〉被計中也、顯例大將殿征將軍等拜賀以前着直衣有參內之例也云々、

(宣胤卿記)文龜四年〈○永正元年〉閏三月四日乙未、早旦勸修寺黃門狀到來、今日武家〈○足利義澄〉御參內、可着直衣事、當官辭退以後、不及直衣始歟云々、直衣事、一代一度聽之、先御代雖聽之、當代又申之、昇進以後、更又不申之、直衣始事、昇進以後、更又無之儀、但依人例、或儀歟、當官辭退以後如之着用勿論、不及直衣始儀之總還答了、

(言繼卿記)天文十四年正月十九日癸未、予今日近衞殿准后御直衣中出着之、先內々長橋へ直衣始之由御案內申了、初度之外如此、不及御數書也、檜扇持之、爲着之御禮參直衣始之間同道、從高遣戶昇上御禮申了、

(大江俊矩記)文化十二年正月八日甲午、左府公〈○鷹司政熙〉御直衣始、朝餉出御、辰半刻早參、奉行頭辨俊明朝臣以下早參、職事評定、經則、光成、藤原助功、藏常顯、大江俊常、〈予〉等剋限參勤、〈近臣成□不參〉〈侍〉藏人方諸司闕剋出仕、殿上敷設事仕、

一朝餉御座以下西面御裝束、以奉行命藏人奉仕如例、〈不敷□及□之〉

一巳剋頃左府公御參、令着殿上給、〈依中□中□事行□〉無程出御朝餉御座、早參職事列候下戶西、藏人頭俊

明朝臣豫參候，實子出殿上，告召由於左府公了，復候本座，左府公自鬼間方令參御前給，直令歸出給，御參入內々方也，次入御，職事退入，〈左府公於內々方御飯酒等給之、東宮御對面不有之歟、午剋許御退出也、〉一御直衣後御裝束撤却退出，奉行被示藏人撤却了，予一人午半剋過令退出，其餘三人依有御用相殘了，於殿上數設者右府公亦今日御直衣始，故兩公御退出以後可撤却退出，仰出納置了，

〔槐記〕享保十一年六月朔日，左府公〈家久、藤原〉關白宣下，同日拜賀，　二日，今日ハ御直衣始トテ，長柄ニテ御參內，キノフニ替ラヌ御クシキ，イトユヽシキ御供奉ドモナリ，直ニ准后御方〈○家久女〉御目見，シバラク御モノガタリアソバス，直衣始ト申ハ，如何樣ノコトニヤト申シ上シニ，昔ハ必ズアリタルコト，是ハナクテカナハヌコトナリ，直衣ハ內々ノ服ニテ晴ノ儀ニアラズ，夫ユヘ吉日ヲ擇テ，內々ノ服ヲモ著初出初タルノ義ナリ，コレモ准后ノ御方御當職ノ時，始メテ行ハレシヨリ例トナル，率ニ日ツヾキモヨナニ，今アソバシタリト仰ラル，

〔公卿補任〈孝明〉〕慶應二年

權大納言　正二位　藤實良〈中略〉二月九日直衣始

同光愛〈中略〉正月五日直衣始

權中納言　正三位　同長順　正月八日聽直衣，同日直衣始，

參議　正四位下　同公質　正月八日聽直衣，同日直衣始，

〔世俗淺深秘抄〈上〉〕一攝籙著直衣拜定事也，即永久三年，白川院於宇治給馬於知足院入道〈○藤原忠實〉令拜云々，京極關白〈○藤原師實〉於泉殿拜，以此例知足院拜，又京極關白者，以法成寺入道關白〈○藤原道長〉例令拜云々，

〔世俗淺深秘抄〈下〉〕菩提院入道關白〈○藤原基房〉說々〈○建曆二年、中略〉著直衣人著座時，踏指貫中時ハ不及左右，不然時モ猶可突膝也，是知足院入道說也云々，〈○中略〉

著直衣著御前座時、必實餘可略云々、但御前如法、内々儀ハ不然、是知足院入道說云々、

〔[illegible]〕一直衣事 略○中

社參之時、不可著直衣、神前ハ必直衣ニ及現給之故也ト、故殿[illegible]被仰者也、

〔餝抄 上〕一直衣 略○中

初夏老輩著冬直衣事

仁安三五一、殿記曰、民部大輔惟頼朝臣語、中大夫殿〈久我〉曰、故朱雀禪部〈實能〉待賢門院中宮御時、著被大夫補之間、四月朔比猶侍著冬直衣之由傳送、大夫殿被仰曰、前老公御曾以著歟、此前三年之前四月朔、故御二品〈實家〉〈五七〉著冬下取著直衣、行向、先對入道相國亭、於彼客座覺悟著冬直衣之由、即主人對面無隔心謝、此事相國答曰、故院〈鳥羽〉御參詣天王寺、父入道〈實家〉四月朔比思失著冬直衣、相忘失之由、妙音院入道〈師長〉曰、前老之公御著之、常事也云々、

〔言經卿記〕慶長九年閏八月十四日壬戌、長橋殿へ日記書之、如此遣之、略○中

てうれうの事

夏の御なをし　二ツ　壹石 略○中

夏の御なをし御興色　一石 略○中

慶長九年閏八月十四日　山科

廿五日癸酉、長橋殿ハ御中御直衣新調進了、持參了、日六相渡之、

夏御なをし御マヽ　銀百五十匁目

てうれう　一石五斗

古事類苑

服飾部七

下襲

下襲ハ、シタガサネト云フ、又下重ノ字ヲ用ヰル、蓋シ袍ヲウヘノキヌト稱スルニ對シ、袍ノ下ニ重ヌル衣ナルヲ以テ此名アリ、後世ハ其裾ノ長キヲ以テ貴シトシ、地ヲ曳クコト丈餘ニ垂ルモノアリ、此ヲ下襲ノ尻(シリ)ト云ヒ、又裾(キヨ)トモ稱ス、凡ソ裾ハ坐スル時ハ、之ヲ身後ニ疊ミ寄セ、簀子ニアリテハ欄ニ懸ケ、歩行スル時ハ、人ヲシテ持セシメ、又ハ石帶ニ插ミ、劍柄ニ懸ク、後ニハ著用ニ便ナラザルヲ以テ、下襲ヨリ截斷シテ別ニ之ヲ設ケタルモノアリ、

〔名目抄(衣服)〕下襲(シタガサネ)

〔延喜式(四時祭二)〕鎭魂祭　官人以下裝束料(○中略)
御巫一人(中宮東宮御巫亦准之)御門巫一人、生島巫一人、各青摺袍一領(表裏料帛三丈七尺)、綿二屯、下。衣。一領(表裏料帛三丈○中略)
坐摩巫一人青摺袍一領(表裏料帛二丈五尺)、綿一屯、下。衣。一領(表裏料帛二丈五尺)

〔三代實録(十八清和)〕貞觀十二年十二月廿五日壬寅、勅、(○中略)又不聽雜色爲下。衣。、

〔後松日記(十二)〕三代實録には、下衣の制みえたれば、首[illegible]、せばくなりて、下衣の裳はれみゆればなるべし、下衣に風流の色を用ゆる時は、半臂も袖も染てぞきる、又行幸祭使杯は表袴もそひるなり、この草木の花によそへ、裳にたぐへて、重の色目といふ事も、天德のころもはら行はれたれば、延喜にはやありしなるべし

製作

〔連阿口傳抄〕一下襲事
裾ノ長、ムカシノサマノヨリ、袍ノ襴ノツクヤハマデ也、後ハ裾別ナラバ前ニハブレヌホド也、裾ヲブカバ、其長ナ仁ニヨリテ長短アルベシ、○中廣サハ身ハ袍ニ同、袖ハ袍ニ一寸ヨタキ五分ニテモマナルベシ、

〔装束圖式上〕下襲同裾
下襲、近來上下別ニ切テ用ユ、下襲ノ下ト稱ス、裾ノ事也、上下ツヾキタルハ事ノ煩アル故也、近代ハ一向上ヲ略シ、裾計ヲ用ル也、故ニ裾ハ下襲ト替事ナレ、多ハ表綾白絹裏ニシテ、ヤタ貝ニテ瑩

下襲



也、裏ハ蘇芳ノ濃打、是ヲ黐蘇芳打ノ下重、近代ハ附子金ニテ染之、非色ノ人ハ表白平絹、裏平絹ノ黑々也、夏ノ下襲ハ穀、蘇芳打紋アリ、非色ノ人ハ無文ノ穀、或平絹、色ハ二藍也、凡下襲ハ其様品々也、打下重、張下襲、染下重等有、打下襲ハ表裏引ベキ面白瑩也、打下襲ノ内又品々有、蘇芳トハ面白裏濃打也、躑躅打ト云モ同色、是ハ平絹ニシタ非色ノ人用ルナリ、櫻打ハ面白裏蘇芳染也、梅ハ裏蘇芳、柳ハ裏青、鳥子裏蘇芳打、何レモ面ハ白瑩也、蘇芳染ハ面蘇芳裏花田、山吹ハ面朽葉、白重ハ表裏白瑩ノ平絹也、張下重ハ面裏共ニ張之事也、此内ニモ様々有、蘇芳、櫻、柳、樺櫻、躑躅、梅、白重、紅梅等也、綾或唐綾、又ハ平絹ヲ用、染下襲ハ、織物、浮文、堅文ハ任意、唐織、唐綾、顯文紗、練貫等染之用也、夏ノ下重ハ蘇芳、二藍、青朽葉、香色、瑠璃色等、穀ノ生ヲ用也、夏ノ染下重ハ生ノ織物、或薄物、綾等、其紋不定、蘇芳、二藍、薄色、青朽葉、黃朽葉、萩ノ經青ナド云ハ、經青ク緯蘇芳、裏ハ青也、桔梗色、赤色、萌黃、女郎花トハ、面緯青、經黃、裏ハ青ヲ云ニヤ、又ハ裏ヲ付ザルモアリ、卯花、盧橘、菖蒲、瞿麥ナド品々有、公卿殿上人、禁色ヲ聽ト、ユリザルトノ差別アリテ着用候也、紋ナドモ家々ノ相傳ニ隨テ被用儀也、

〔連阿口傳抄〕一下襲事

裾ノ長、ムナノヲリメヨリ、袍ノ襴ノツクギハマデ也、後ハ襴別ナラバ、裾ニハヅレヌホド也、裾ツヅカバ、其長サ仁ニヨリテ長短アルベシ、主上大臣一丈二尺、腰ヨリ下分也、此外腰ノ上一尺四寸、帶ノ上ノヘコシカタ、下ヨリノハチカヘシ四五寸、是ヲツ取合テ、ムナノヲリメヨリイクラホドトシルベシ、大納言ヨリ參議マデ一丈、殿上人八尺、地下七尺、但辨少納言ノ人可了簡、其人ツイタケモアリ、廣サハ身ハ袍ニ同、袍ニ一寸ニテモ五分ニテモマサルベシ、

〔學習院所藏文書〕ゑんほう三ねんうじとし三月より十月までに御でき申候

なつふゆの御そくたい元〇闕 二とをり中〇中

御したかさね となひしすわうそめ

一御うしろたけ　御まハりきわまる　壹丈八尺　一御まへたけ　たゞし御まへハ御ふりとり中候　三尺二寸二ぶ
一御えりかた　二寸五分　一御えりはゞ　御ふりきるけん二寸五ぶ　二寸三ぶ
一御みはゞ　九寸七分　わきひねり候　一御せのぬいめつゝみてみはりさし也
一御おく身すそはゞ　六寸　一御おとし　三寸
一御こやま　六寸　一御むねのおり　五寸
一御袖はゞは　一尺九ぶ　一御袖えたは御はうにあわせてぬい申候　御わきこみはつゝみ申候
一御袖つけ御むねのおりから御そでのまんなかつけ申候、御まへゝ二寸、御うしろへ一尺二寸、
〇中略
ふゆ御下かさね御おもてニあおみよろ御うらとなひしいりひきくろ
一御たけ　御ふりわきまる　一丈八尺　一御まへたけ　三尺二寸二ぶ
一御むねのおり　五寸　一御身はゞ　一尺
一御おく身すそはゞ　六寸　一御おとし　三寸
一御こやま　御ふりきるけん二寸五ぶ　六寸　一御えりかた　御まへハ御ふりとり中候也　二寸五ぶ
一御えりはゞ　二寸一ぶ　おめりあり　一御うしろにもおめりあり
一御そではゞ　たゞし御そではいりはり　一尺九ぶ　一御袖たけは御はうにあわせてぬい申候也　御そでうはつゝみなし、あわせぬいなり、
一御そでつけ、なつのとおなじ、
(学習院所蔵文書)天保十一年十月御用、多御東書、〇中略、仁事、

御下襲

御身後たけ　一丈八尺　御前たけ　御むねの折とも　二尺七寸
御袖たけ　二尺五分　御はゞ　おめりとも　一尺

圖見下圖

御むねの折		二寸	
御ゑりはゞ	おめりとも	二寸三分	
御おくびはゞ		五寸	
御おとし		二寸五分	
御ゑりかた		二寸五分	
御身はゞ	おめりとも	壹尺	
御小づま		五寸	
御袖つけ		前二寸 後六寸五分	

〔後松日記十二〕一下襲ノ事、尻ノ長短色目等古實多シ、官位ノ淺深ヲ以テ尻ノ丈尺ヲ定メ、年齒ノ長少ニ從テ色ノ濃薄ヲ分チ、時季ニ因テ草木ノ榮凋ニ感ジ、或ハ公事ノ定儀ニ就テ先蹤ヲ追テ服用ス、其古實ノ書多ク且密ナリト雖モ、令式ニ下衣ノ製ナシ、又綾羅ノ禁、後世嚴ナリトイヘドモ、亦令條上衣ニ准ズレバ、五位以上六位以下ノ分也、唐裝束等ハ違令ナルベシ、今公卿、殿上人、地下人製アリ、是其類ナシトイヘドモ、自ラ官次ノ榮辱、年齒ノ人情ニ本ブイテ然ラシムル所ナルベシ、尻ノ長短モ亦然リ、色目ニ於テハ朝ニ臨テ闕政ヲ行フニ、年齒ノ長少、春秋ノ風流ヲ翫、公事ニ從ヒ、先蹤ニ從フ類、何ゾ翫弄ノ意ヲ恣ニスルノ暇アランヤ、二季ノ旬ニ白重ヲ服スルコト正ヲ忘レザル儀、甘心スベキ也、然レドモ數百年間由來スル所ノ古實捨ベキニ非ラズ、用ユベシ、然而色目ニ於テ、下襲ハ表衣ニ近シ、尚風流ヲ用ユ、衵單ハ内衣也、他ニミスベキニアラズ、又制ニ憚ルベキニ非ズ、然ルニ雜色ヲ用ルヲ得ズ、赤衵、染衵、([illegible]本[illegible]色)白衣、張衵、染衵、(如黄色)單ハ濃色、紅白等年齒ニヨリテ用ユルコレナレドモ、今ハ衵ハ濃紅、宿老白ニ限レリ、

〔安齋隨筆前編六〕一裾長　源氏物語花の宴の卷に、さくらのからのきの御なをし、えびぞめのしたがさね、しりいと長くひきて、みな人はうへのきぬなるに、あされたるおほきみすがたのなまめきたるにていつかれいりたまへる云々、是光源氏のさまをいふなり、この物語は一條院の御時につくれり、其頃ははやしたがさねのしり長くなりたるを、常に見るによりて、下がさねのしりいとながくひきてと書る也、古代はしり長からず、續日本後紀仁明天皇承和五年三月乙丑の

記に、池田之輔[illegible]春野が、衣冠其裾地をはなれてや、高く、時國[illegible]はれて見へたるを、此古樣に效ふべきよし見へたりしたがきぬのしりは裾也、

〔時信朝記〕大永元年十二月廿二日乙酉、今日任大臣節會也、○中略新亭相顯[illegible]參弓場、被奏慶賀、先是節會始之間、着裾長下重、日來爲中納言其裾短而今夕依任大臣、去中納言了、仍所着改裾長也、

〔建武故實抄〕可任納言之由爲議奏者裾長下襲[illegible]

仁安三八十、大納言爲納授不解闕中納言[illegible]二解闕、卿新中納言[illegible]二着裾長下襲内々申大相國云々、納言云、依相國御命被着之者、此事可爲先例、但理之所當宜制後可聞、并達之由、仍解闕也、而着改着下重者、首尾不叶歟、爰内之時、相具大長裾時長也、相國御案定無誤歟、後日可尋哉、

〔胡曹抄〕夏冬下襲色事　略○中

張下襲　[illegible]

蘇芳　[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]　梅　[illegible]　紅梅　[illegible]

〔餝抄上〕一下襲　○付中略

或說、宿老之人面裏張ヲ着之、不瑩不打、ハタヽ張下重、或只練、張下重云々、野宮左府常着之、○中略

練綾ヲ染タル着也、[illegible]中將朝臣行幸着之、新造東大寺供養行幸着之、

ワタナノ裝束事

或古老曰、有禁色之宿人着之尤見苦、又無禁色宿人共ニ付タル片腹痛、不着ハ宜歟、但可依事、少年殿官者着用何事在哉、

〔後照念院殿裝束抄〕蘇芳張下襲事　[illegible]

闕腋[illegible]○[illegible]御命云、元三ナドニ着事有之歟、但近例不被出、

弘長元年正月十一日、經光卿記云、參殿下、(二條良實)卿云、此一兩年令著張下重給、然而赤單ハ如常、未及白單擣瑩令著、又打下重給、常事也、節會爲打下襲云々、

〔吉部秘訓抄 四〕一左大臣(實房公)言談條々事

建久元十二十一、同記(藤原經房)云、左府(實房公)被談云、(略)○中 此次節會之時、不著張下襲之由有口傳、如何之由尋申、江中納言匡房等、著柳下襲時之謂者也、尤足爲例、被口遁尤有其興事也、

打下襲

〔胡曹抄〕夏多下襲色事

打下襲(大臣用之、[illegible]、及殿上人一人、殿上人ハ平絹也、)

蘇芳(面白裏蘇芳、又主上著之、[illegible]色人、)　蘇國(面[illegible]、常所用、平絹也、)　櫻(面白裏蘇芳、或二藍、主上、内宴第一大臣著之、)

梅(面白裏蘇芳、)　柳(面白裏青、打、)　鳥子重(面白裏蘇芳、行幸不著、但內宴白著之、)　葡萄染(面スハウ、)

山吹(面黃裏黃、)　白襲(表白、裏白、下襲著之、又皆常用之、)　山吹(面薄朽葉、裏黃、)　楓綠(表紅打、或蘇芳、又云大色、)

〔桃華蘂葉〕下襲　多は浮線綾の文のあや、白粉張にして、やう貝にてみがく、(略)○中 但下襲は蘇芳の打下襲といふ物也、本は打べきを近代は板引にする也、すはうの色をも常のごとく、ふしがねにてそむ、いはれなき事なれど、ひさし〳〵さたしつけたり、禁色をゆるされぬ殿上人の平絹の下襲をば、つや〳〵しの打下がさねといふ、それもうらは蘇芳なるを、ふしがねにて染なり、

引耗下襲

〔餝抄 上〕一下襲(略)○中

引耗　多炎天著之、先年修明門院春日一日御幸、宰相中將(實氏)著之、單猶打也、　保安元四、賀茂行幸、關白殿御後、(藤原忠實)著引耗下重、紺地平絹給、

(中右記)曳陪支下重付裏事、嘉禎三四十六、賀茂祭、使右近少將源輔通朝臣、爲內府(源定通)口入、被出立、而引陪支下重半臂等可付裏之由沙汰、人々疑殆、前內府(源通光)被不審云々、或人曰、近衛大殿(家實)(藤原)傾奇給云々、

忠親三四廿三、八幡行幸、依故實、新大納言兼引陪支半臂下重云々、

(飾抄上)一下襲(略○中)

曳陪支下重半臂事

康平二四十二、上東門院(自大殿)入御常野院、御裝束也、向新大納言(師實)出立所、日、裝束表衣如常、曳陪支下重半臂(打?)、殿下仰曰、半臂或用夏帶物黑半臂云々、傳聞、往年小一條大將(○藤原濟時)故殿(○藤原中納言)同日奉仕此御裝束之時、下重間用曳陪支半臂、彼大將用夏帶物黑半臂、故殿如今日所用、時人曰、彼大將知此事人也、又故殿者、大入道殿(○藤原兼家)幷一條左大臣(○源雅信)存生之間也、定有故歟云々、左大臣云、彼大將半臂是又一說也云々、今案、有兩說、今日只用故殿說爲是也、

(榮花物語二十七ころもの玉)關白どの(○藤原賴通)の御したがさね(…)のきくのひへぎかいやきめとゞまりたり、

(世俗淺深秘抄上)一下襲面ハ澤物、若ハ吉日ニ夕登タル、中陪ヲ入タ、裏ハ尋常ニテ、此事有所見、然而猶不審也、參議俊憲、御幸行幸日著之云云

(三條家裝束抄)一下襲事(略○中)夏(○中略)下襲には、澤物、文遠菱色、蘇芳、或には檜赤色、公卿常の時用之、(如上)無裏只單なり、如袍張之縫を付なり、下襲の尻は夏冬共に二幅なり、寸法ノ事、記右畢、顯職幷壯年の人、鮮なる時の時染裝束とて、半臂下重表袴等、色々用之、其間事、見入道左大臣殿裝束抄、仍略之、又四位已下は、當時二相の色なり、(二相とは、表花、裏花[illegible])

(胡曹抄)夏冬下襲色事(略○中)

夏下襲(單羅、表生色、黒用之、)

蘇芳(表裏濃蘇芳[illegible]、或表[illegible]、人以此色也、)　二藍([illegible])

青朽葉(老若共著之、四五月、)　香染

瑠璃色(濃淺共也)　水色

闕染下襲（生綾、或浮物、綾等、其文不定、無裏、或付裏、）

蘇芳　二藍　薄色（二藍色ウスキ也）　青朽葉（四五月）　黄朽葉（自七月至八月）　萩（表蘇芳、裏青、秋、）

萩経青（経青、緯黄、裏青、夏六月、秋、）　桔梗色　赤色（黄に赤まぜたる色なり）　萌黄　女郎花（表経青、緯黄、裏青、或）

不付裏、秋、　卯花（同、裏）　菖蒲（表青、裏紅梅、五月、）　盧橘（表朽葉、裏青、五月、）　瞿麦（表紅梅、裏青、六月、）

〔桃華蘂葉〕下襲略○中　夏は穀の遠菱の文、（家にはたてわくし、冬の下襲のうらにおなじ、）蘇芳にてくろむほど是をそむ、夏の下襲をば、蘇芳の下がさねとなづけ侍れば、をのづから相違なき也、うらはなし、非色人夏の下がさねは、無文の穀、或生平絹、色は二藍（以上本花及青花、鈍之也）或は公卿も着之、

〔三内口決〕下襲略○中　夏（紅ノ遠、二藍也）

〔三條家裝束抄〕二下襲の事、冬のハ面對ヒ鳥の綾、文浮線綾丸、遠文ニ居之、闕腋ハ粉張如雑色之狩衣、裏同ジキ綾文遠菱濃蘇芳染之、大略如ツシガネ染なり、裏はナヤ〱と強張ニ張之、

〔桃華蘂葉〕下襲　冬は浮線綾の文のあや、白粉張にして、やう貝にてみがく、裏は遠菱の文の綾、（家の例也、諸家にはふしを用也、）ふしがねにてそむ、うへのきぬにおなじ、但下襲は蘇芳の打下襲といふ物也、

〔助無智秘抄〕宿裝束

凡藏人青色ヲ着スル時、カナラズウキモンノ袴ヲキルベシ、カラアヤノ袴キルトキ、カナラズ象眼ノ下重キルトイヘリ、タヾシ冬ハカナラズカラアヤノハカマヲ用、下重半臂ニオキテハ、ナヲ象眼ヲモチキルベシ、

〔桃華蘂葉〕象眼事（象眼綾名也）中略

唐裝束事略○中

小左直治七四廿一、加茂詣、予着象眼下重、唐綾表袴、

〔倭訓栞〕（前編十佐）ざうがん　象花にざうがんうす物と見え、侍中群要に、下襲夏象眼と見ゆ、うす

もの、名なりといへり、

〔西三條裝束抄〕下襲〈中略〉唐綾

是ハ唐裝束ニテ、文色ナド強チ定事ナシ、下襲表袴ニ、唐綾唐ノ顯文紗ナドヲ著スル事也、凡唐裝束ハ一日晴ト稱シテ尋常ニ皆ヲ待ル也、仍定ル儀ナシ、又唐裝束爲裝束ハ、老者ハ用之侍ラザル事トミエタリ、

〔餝中抄要〕裝束〈中略〉

裝束織人事〈中略〉

抑十一日御禊、賀茂祭還立并遣使初著、節中次日、二宮大饗、本宮役日不可著青色、必著浮文袴著

唐袴、但著唐袴時、必著象眼等下襲、予多時必不著、唐綾下襲於半臂袖可用、唐羅縫腋表文ハ

霰、輪文、著用云々〈[illegible]〉

〔台記〕久安二年二月一日庚子、此日上皇〈[illegible]〉朝法皇〈[illegible]〉于小六條院、〈中略〉今日予〈[illegible]〉著唐綾櫻下

重表袴、十一日庚戌、巳刻參官、依刻限也、〈中略〉今日余著唐綾櫻下重表袴〈[illegible]〉〈中略〉著黑半臂給

袍、是雖唐綾、猶著黑半臂故也、但織物者不著黑半臂〈[illegible]〉

〔殿長朝記〕[illegible]二年正月一日卯、予著裝束袍乃至下襲〈[illegible]〉

〈[illegible]〉

〈[illegible]〉

〔兵範記〕保元三年正月十日辛未、天皇〈[illegible]〉朝覲行幸美福門院御在所白川押小路殿、〈中略〉右大臣

殿〈[illegible]〉御裝束如常、〈[illegible]〉

仁安三年九月廿二日庚辰、定考、〈中略〉下官〈[illegible]〉頁首以後、未列中文、今日立也、著唐綾袴、紗下襲、立劇

之間、今日次第不能委記、可尋常儀、

色目

〔枕草子十一〕したがさねは、冬はつゝじ、かひねりがさね、すはうがさね、夏はふたあゐ、しらがさね、

〔雅亮裝束抄二〕そくたいのさうぞくのこと〈○中略〉なつはかんだちめあか色のしたがさね、殿上人ふたあゐ、おとなしき人青くちばつねのことなり、冬つゝじのしたがさね、かんだちめあや、殿上人ひらきぬなり、又さくらもあるをりやなぎさくら、うらやまぶき、又をりによりてきるなり、殿上人もいろをゆりたる、これらをみなきる、わかき人うらこきすはうもえき、又つねのことなり、〈○中略〉おとなしき人はやなぎのしたがさねとてきる、うらはおそくろいろにそむるなり、まめぞめと申す、かんだちめなどは、おもてはからあやなどにてあり、殿上人を大夫などは、おもてはたゞきぬをふくさばかりにてつくるなり、

〔後照念院殿裝束抄〕下襲ノ色事
師時卿永久元服仕官日記云、中納言顯通卿著櫻下重、去三日宰相中將實澄著同色下重、而人々云、節會日蘇芳外不可著他色下重由被難、後日以此旨尋申左府、〈俊房〉仰云、於元日ハ蘇芳下重外不著他色之由所聞傳也、於自餘之節會不聞其旨、故二條殿〈教通〉被云、正月用下襲次第、元日蘇芳、二日青綠、三日櫻、七日柳著、〈○中略〉

常著色々

樺色〈夏冬、有、〉　二藍〈夏冬、無、〉　蘇芳〈夏宿老人、冬盛年無憚、〉　裏濃蘇芳

濃打〈夏無文、冬引倍木、〉　松重〈已上不論時節、〉　柳〈年少人、不可著、自五節至三月、〉　紅梅〈自五節至正月十五日、〉

花山吹〈自正月至三月、〉　裏山吹〈同〉　櫻〈自正月至三月、〉　櫻萌木〈同〉

樺櫻〈同〉　朽葉〈夏多著之〉　樗〈五月〉　菊〈自九月至五節、〉

萌木〈不憚時節、〉　花卯〈四五月〉　花橘〈四五月、裏朽葉、裏青、〉

已上下襲也、此内蘇芳、表濃、紅梅、表山吹、萌木等表袴ニモ着之、

〔西宮記 臨時八〕下襲

蘇芳、冬打、或蘇芳練打、或蒲萄、冬時用、紅、躑躅、打、引倍木、二藍、青朽葉、黄朽葉、白襲、白綾、上古時、無一白、棟、青朽葉之外、及躑躅不用平絹、

〔侍中群要 三〕装束、略、○中

下襲　隨時節著之

紅下重、表濃打、代々見綾、著之、　躑躅、白表、蘇芳裏、自正月朔、著之、

打梅、表濃、自十月朔至于正月晦、著之、　櫻、表白、自十月朔至于三月、著之、

藤、三月著之、　蘇芳、四時用之、

白重、二季著之、又外之不著、但白重可用、上臈、蔵人、不用紅下重、蔵人、貫首不著、

二藍、自四月至于九月、著之、　青朽葉、五月所著也、

黄朽葉、自朔日至九月晦著也、又可至上臈、

緑色、山吹、紅梅等之類、随有著用、但能可用心、就中臈所不可著於年齢可、無便、件色々之中、撫弁

達使有不著色、然而蔵人、撫弁、近使、非此限、帰紅宜、臈所不著、

〔世俗浅深秘抄 上〕一下襲ハ種々色多、凡無定、多尋常下襲ハ、不及左右、其外随便宜用之事也、夏ハ白

實、青朽葉、種色、蘇朽、是等ハ宿老之人用之、又尋常二藍下襲、宿老人用之、又於無色重用之、青朽葉同

之、此兩色ハ不論老少用之、

〔三内口決〕一束帯之具

下襲、冬ハ蘇芳、ハ横ス、　夏、紅ノ濃、　多、有具、如白綾、紋浮線綾等、

此外色、一日晴之時、或用種々品有之、

〔後松日記 三〕こたび御覧宿禰のみさうぞくとて、御あこめ、ひとへ、白がさね、御下重は柳を調進せよと高倉どのへ仰せごとありけるに、柳はいはひに着ぬいろなりとて調進せられず、さらばことと色にても調進すべしと、かさねて仰せられぬれど、任太政大臣にはつゝじの下がさねが相當なりとて、つゐによのつねのつゝじを調進せられける、柳の下がさねを任太政大臣に着し事は、康平に實平、實綱卿、寛治に實季、俊房卿、弘安に圓光院（公基）、天承に治部卿雅兼等例ある事なるを、しゐてとゞめられしは心得がたし、さて夏の御料には青朽葉を調進せらる、青朽葉もいはひに着ぬとて憚り多くば青朽葉もいみぬべきを、かれはいみ、これはいまず、いと〳〵いぶかしきさだめなり、

〔胡曹抄〕夏冬下襲色事○中略

染下襲（織物、浮文、固文、任意、又文未定、或又二重織物、唐織物、浮線綾、綾等用之、平絹色人々、浮線綾、顯文紗、浮物、練貫等染之、）

蘇芳（白を平、用、）　躑躅（表蘇芳、裏青、打、三月着之、台記云々、）　梅　紅梅　櫻　櫻萌木（或萌木、）

薄花田（表花田、裏中倍、）　棣棠　藤（表薄紫、裏青、三月四月、）　柳　花山吹（表薄朽葉、裏黄、自冬至春、）　裏山吹（表黄、裏紅、）

朽木　松重（表青、裏紫、）　黄紅葉（表黄、裏蘇芳、）　菊（表白、裏蘇芳、九月十月、）　裏濃蘇芳　黄青

裏　白　黄色

〔桃倉考 二〕胡曹抄所謂染下襲字義及染裝束唐裝束差別之事

胡曹抄ニ打下襲、張下襲、染下襲ト三色ニ品ヲ分チナチ、各其色ヲ擧タリ、其染下襲ノ色ノ中、花山吹ノ表裏ノ色、打下襲ノ山吹ト異ナラザル而已ナラズ、梅、紅梅、櫻以下、表裏ノ色ヲ注サヽル分ハ皆打下襲、張下襲ト同色ト見エタリ、然レバ色ニタノ差別ニハ非ザルベシ、又地合ハ打下襲ニ綾、平絹、張下襲ニ綾、唐綾、平絹、染下襲ニ、織物、二重織物、唐織物、唐綾、浮線綾、顯文紗、薄物、練貫ナドヲ用フル由ナレバ、三品大略違アルニ似タレドモ、唐綾ヲバ張下襲ニモ染下襲ニモ用フル

ナレバ、是モ差別シ難ク、且近代ヲ以テノ故ニ、染下襲ト名ヅクベキニモ非ズ、若ハ打モセズ、張モセザル儀歟、打タルヲバ打下襲ト云ヒ、張タルヲバ張下襲ト云ヒ、染タル計ナルヲ染下襲ト云ニタモ有ベキ歟、頗詳ナラズ、凡胡曹抄ノ如クニ打張染ヲ分チテ、各何色々々ト注シタルコトハ、餝字装束抄以下ノ諸抄ニイマダ見ザル事ナリ、且胡曹抄ノ説ノ如クナラバ、諸ノ記録ニ人ノ用ヒタル下襲ヲ注セルニモ、必打、張、染ノ字ヲ付テ分ツベキ事ナレドモ、曾然ラズ、他ノ抄ニ染下襲ト云ルハ、胡曹抄ニ云ル染下襲トハ、名ヅタル所異ナル歟、宣輸装束抄ニ、弱年ノ人、賀ナル晴ノ時ノ装束トテ、平胡下重、表袴等色々用之トアリ、又後照念院装束抄ニ、染装束ノ事、衣笠ノ會ニ云タリ、ワトナビタル人ハ、染下襲許不染表袴、随観那云、前関白被語シハ、染装束時染下重ヲ不染表袴事、必非宿老抜群高可憚公事ノ日ナドハ、若キ人モ猶許リ染云云トアリ、又逍遥院装束抄ニ、晴装束染装束ハ、老者ハ用ヒ侍ラザル事トアリ、此外ノ諸抄ヲ観ルニ、尋常ノ下襲ノ白躑躅、蘇芳、二藍、淺黄ナドニ非ズシテ、晴ノ時、松重、紅葉、菊、花橘ナド云色々ノ下襲ヲ用フルヲ、染下襲ト云ヒ、表ノ袴モ尋常ニアラズ、色々ノ袴ヲ用フルヲ、染袴ト云タ、[illegible]襲袴共ニ如此ナルヲ、染装束ト云事ト見エタリ、其事美ナルガ故ニ、老者ハ尋常ノ袴ヲ用フルナルベシ、如此ナレバ名實共ニ分明ナリ、凡装束抄類此説々ノ執用フル所異ナル事多ケレバ、胡曹抄ハ諸抄ト説ヲ異ニセルナルベシ、

〔後松日記十二〕染装束下襲ハ、白ト蘇芳式正ナリ、染装束ト稱シ、色々ヲ用ユルハ、中古風流優美ヨリ出タルナルベシ、然レドモ中古以來貴ビ來レルコトナレバ、今ハ故實ト定ムベキナリ、

〔世俗淺深秘抄上〕一上皇御具一員參神社時、有著染下襲事、非尋常事、御會日書之時著之、蘇芳浮線物也、袁貞文鑑中ノ中關菊花也、先規不分明、然有所存、或日以綾了見所著歟云云、不然有子細耳、此事則日ハ必可著二倍織物下襲也、仍度々用之、

火色下襲

〔雅亮裝束抄 三〕はうこのこと〇中略

大臣の大將などの、だいきやうのそんざをもし、又のりゆみのそうをもとるに、かいねりがさねの下がさねとて、くれなゐのこくうちたる、おやのおもてに、ひとへもんのふくさばりのうらつけたるをきる、この下がさねをきんには、こうばいおのひらを、かならずさすべし、たゞし正月七日いごならば、こうばいはもちゐるべからずと申す、

〔助無智秘抄〕三日臨時客

皆者ニ大將ナドムカハンニハ、カイチリノ下ガサネヲキル、ハレニ紅梅地ノヒタヲサス、〇中略カイチリニハコンヂノ平絹モタルレカラズ、ニンナキダンノ平絹ヲサヽスコト、故實ニ申、昔花園ノ左大臣〈〇源有仁〉ドノ、ノリユミノ參ノ日、カイチリニ紫ダンノヒラヲ、サヽセ給タリケレバ、法性寺殿〈〇藤原忠通〉アザケラセ給テ、太政大臣〈久我雅實也〉ノ大コソヲシヘモウサレタリケント、オホセラレケレバ、花園殿ハヂサセ給ケルトカヤ、火ノ色ノ下重、カイチリトカハリタルモノナリ、火ノ色トハウライモヲトモニ打物ニテ、中倍ヲ入タルナリ、カイチリトハ、タヾウラクレナヰノハリタルニテ、中ヘモナキナリ、ノリユミノ日ハ、カイチリヲキルコトナリ、火ノイロハ富家ノ大臣モヤノ大饗日、皆者シテキルコトヽゾキヽツタヘタル、三條內大臣殿コノヒノイロヲトヽノヘテ、カイチリトコヽロエテ、ノリユミノソウノ日、キサセタマハントテ、アルヒトニミセサセ給ケレバ、ミナメデタク候、但カイチリニハ候ハズトマウシケレバ、大臣殿イトモ心得ズシテ、キサセ給ニケリ、

〔餝抄上〕下襲色之事

火色　臨時客、賭弓、試樂、凡無止事之時著之、

唐綾下重著、黑半臂事〇中略

仁平元十一廿三、臨時祭試樂、舞人藏長(宇治三男)著火色下襲、黑半臂、紺地平緒、　長寬元正十八、踏弓、殿秘記曰、左大將火色下襲、面裏打之、右大將裏張之、各付中將、火色下重者裏可張也、入道殿被仰曰、何打事云云、但僻事也、　仁安二正十八、踏弓、殿秘記曰、右大將火色下襲裏張之、件裏文章文繁也、四五寸許小點ヲ遠ク織也、著中將紅梅地平緒、略○中　天養元正廿一、踏弓、左大將(賴長)初取奏、著火色下襲、　久安三正廿八、朝覲御賀、宇治左府著火色下襲、　天仁二正一、臨時客、殿下青鈍下襲、黑半臂、紺地平緒、　永久四正二、臨時客、內府忠通著青鈍下襲、黑半臂、紺地平緒、　長承三正三、臨時客、實有左大臣家忠、青鈍下重、黑半臂、　遠方義、火色青鈍、已似無差別、但如長寬記者、以裏張可稱青鈍歟、年紀不守、又無識之、且隨見出故也、

〔後照念院殿裝束抄〕火色青鈍下襲事(岡屋殿御命云々)岡屋殿御命云、二色無指差別事歟、六條殿(基實)法性寺殿(忠通)被申踏弓日、一人ハ裏ヲ打、一人ハ不打、イカナリケルコトニヤ、兩人替タリケレドモ、法性寺殿(忠通)何レヲワロシトモ不被仰云々、知足院殿(忠實)仰云、カイネリ重ハ必用黑半臂、表袴用織物、火色下重裏ハ張タル物也、略○中知足院殿仰云、かいねりがさねには可用紺地平緒幷青革裝束御也、略○中

正嘉二年二月十八日、經光卿記云、向三條入道右府(實親)第、被語云、祖父左府入道(實房)ハ被作裝束記文、是人々衣裳色目以下抄物也、隨分家之重寶也、練緯ノ下襲、火色下重ハ各別物也、共爲赤色之間、人存同物之由歟、是不可然、練緯ハ張下重也、火色ハ顯色薄、練緯ハ赤色殊深也、著練緯之日、必可用紺地平緒云々、如此之口傳等多被書之、

〔西三條裝束抄〕下襲略○中　火色

裏表共ニ打、臨時客、踏弓、御賀ナドノ晴ノ時ニ、無止事人是ヲ著ス、

〔世俗淺深秘抄上〕一火色下襲ハ裏張タル也、青鈍面裏共打也、

〔古事談二臣節〕松殿〇藤原基房九條殿〇藤原兼實左右大將ニテ令取賭弓奏給之時、共令着櫻練重給、左大將殿ノハ裏ヲ打、松殿御沙汰右大將殿ノハ裏ヲ張、中御門内府家御沙汰ナリ櫻練重、火色各別云々、以何爲火色哉不分明、

〔飾抄上〕嘉禎三年正月三日、臨時客、左大臣〇藤原兼經被着火色下重、後日案内人曰、面裏共打、中陪强張、文面浮線綾圓、裏遠菱如常云云、黑半臂、紺地孔雀唐草平絹、累代物云云、後日顯平卿曰、中陪紅梅衣、張ヲノラカサズ、ワシタヽミタ入中也、紅中陪ハ黑見云云、半臂裏普通單、但コハリノ料ニ付、裏面小菱、裏菱濃打、或說淺黃色云云、

〔岡屋關白記〕寶治三年〇建長元年二月廿一日、余〇藤原兼經向東山殿、對謁、禪閤〇藤原家實前攝政〇藤原實經同面謁、禪閤被談古事、余聞答、其儀々皆忘却、火色皆練差別事、禪閤被談曰、裏面共打稱火色、面打裏張稱皆練、但又一物異名之由古來傳之、際一決、且紅下襲注之、猶難決之者歟、賭弓時、菩提院入道所着之下襲、面裏共打、月輪入道下重、面打裏張、法性寺殿其時被仰曰、往年所着下重ノ體、隔星霜、委不覺悟、示合内大臣〇藤原實家可被着者、仍故禪閤相尋内大臣被着之、然者面打裏張說勝歟、

〔飾抄上〕下襲色之事、略〇中

紅梅　正二三月晴着之、或年中十一二月着之、付藤芳打裏之時、稱紅梅也、略〇中　仁平二正三、朝覲行幸、中將隆長着紅梅織物半臂下重、　仁安二正二、臨時客、主人〇藤原基房紅梅下重、面紅梅、裏藤芳打也、浮文梅散花、下不着半臂、　保延四正二、朝覲、或秘記曰、予〇藤原賴長裝束半臂紅梅、堅文織物、下重紅梅浮文織物也、兩種物文相聞、浮文堅文織誤歟、臨期難調改、令申此由於大殿下〇藤原忠實之處、浮文堅文各別者、騎馬之時、定見苦歟、被仰可着打下重之由、而新打下襲明日之料、未遂擣云云、自内被仰可早參之由、大殿下御返事曰、期限已遲々、只不擇浮文堅文可着用、依此仰不着半臂、騎馬日須着半臂、雖然不着、又府事也、　仁平二正三、臨時客、着者内大臣〇藤原實能唐綾紅梅下重黑半臂、　長承三正三、臨時客、主人紅梅織物

半臂下重、

〔西三條裝束抄〕下襲 ○中略 紅梅

表紅梅、裏蘇芳、多ヨリ春ニ至ル、晴ノ時著ス、臨時客、塔供養ナド例ナリ、

紅

〔西三條裝束抄〕下襲 ○中略 紅

紅梅ヨリハ色深也、是モ晴ノ時用ルナリ、誠還ニ見タリ、

蘇芳

〔餝抄〕上 下襲色之事 ○中略

蘇芳　四季著之無難、但夏生絹也、若涼物、　承安三四十七、近衞使少將隆房、著蘇芳綾物半臂下重、

表袴青打、身淡色也、　保安元四、賀茂行幸、新右大將(有文)被著蘇芳二重織物下襲、(入色也)　久安二十一

八、皇后宮八講結願、宇治左府、著蘇芳唐文織物下襲、

(有文)承保二四十七、明日御賀試樂、右兵衞佐實隆、(着蘇芳下重、固文表袴)、右衞門權佐時經、(蘇芳下襲)

〔江家次第〕八 七月 相撲召合 ○中略

殿上人、此日著蘇芳下襲浮文袴、後日著位袍、内裏下襲、成二藍等也、若有著更服例時、滿日著位袍、

童子下襲、隨人之所好、但以蘇芳爲常歟、

〔長秋記〕天永四年(改元永久)正月十六日、太政大臣家大饗、○中略 凡大饗日、尚只以著蘇芳下襲可爲常歟、

薄色

〔餝抄〕上 下襲色之事 ○中略

薄色

宿老之色也、四季通用、佐渡院御宇春日行幸翌日、今出左府(公實)平著之、于時七月歟、單紋織物、(文葉也)

松重

〔餝抄〕上 下襲色之事 ○中略

松重　四季通用之色也、○中略　保延三七廿三、仁和寺競馬、宇治左府(于時內大臣)○中略 松重半臂下重、白浮文

織物表袴、紺地平緒、

花葉色　紅葉　菊

弘安三四廿六、八幡行幸、實隆三位中將著松重下重、〈紫二重文〉白浮文表袴、頭中將實季朝臣著松重下重、蘇芳表袴、

〔三條装束抄〕下襲〈略○中〉　松重
表青、裏紫也、朝覲行幸、行啓、競馬等ノ時ニ、四季共ニ通用、

〔餝抄〕〈上〉下襲色之事〈略○中〉
花葉色　經黄色、緯數多色、大略花數多色歟、裏青打云々、多春三月著用、故通宗卿宜秋門院中宮之時、大原野行啓試樂著之云々、

〔餝抄〕〈上〉下襲色之事〈略○中〉
紅葉　十月十一月晴著之、青紅葉、黄紅葉、紅紅葉、櫨紅葉、色々蝦手紅葉有人情、仁安三十廿一、大嘗會御禊、故殿〈中將〉〈于時〉黄紅葉下重、〈同半臂、文菱形、〉濃蘇芳表袴、予年少之時、故殿仰曰、染装束之文、多所用菱形文也、予建暦度爲藏人頭用此色了、保延五十廿六、成勝寺供養、宇治左府著紅葉下重、

〔三條装束抄〕下襲〈略○中〉　紅葉
表黄、裏蘇芳、九月ヨリ十一月マデ著ル、是ヲ黄紅葉ト云、青紅葉、〈表青色、裏朽葉、〉櫨紅葉、〈表蘇芳、裏黄色、〉蝦手紅葉、〈表濃黄、裏黄色、〉數多品々侍ルナリ、

〔餝抄〕〈上〉下襲色之事〈略○中〉
菊　十月十一月、晴著用之、菊色々有人情、　久安五十十一、日吉行幸、三位中將兼長著菊半臂下重、表袴、

〔三條装束抄〕下襲〈略○中〉　菊
表白、裏蘇芳、十月十一月、晴ノ時用ユ、

款冬

(餝抄上)下襲色之事〈略〉○中

裏款冬　春多着、晴多着用之、

嘉禎三四廿三、八幡行幸、近衞三位中將〈忠嗣〉着生裏款冬、但夏裏款冬如何、被申合大殿、猶着有其故乎、可尋、

(西三條裝束抄)下襲〈略〉○中　裏款冬

表黄、裏紅、春多臨時客、御賀、春日祭、行幸ナドニ用ユ、花款冬〈面薄朽葉、裏黄、〉白款冬ナドトモ申侍也、

(後二條關白記)寛治七年三月廿日丁酉、殿下參六條院、〈略〉○中中納言款冬織物下襲、萌黄表袴、

花橘

(餝抄上)下襲色之事〈略〉○中

花橘　四五月晴着用之、前内府〈實〉相中將通忠爲中宮權亮勤仕賀茂祭使之時、着花橘下重、蘇芳表袴、

嘉禎三四廿三、八幡行幸、右大將〈實〉着花橘下重、白表袴、〈浮文歟〉太政入道公〈經〉〈實〉來經羽林、實爲又着此下襲、但二重織物、萌木表袴、

女郎花

(餝抄上)下襲色之事〈略〉○中

女郎花　七八月晴可着用歟、仁安三八四、御禊、中納言兼雅着女郎花下襲、

(西三條裝束抄)下襲〈略〉○中　女郎花

表〈經青緯黄〉裏〈青〉七八月ニ着ス、

柳

(餝抄上)下襲色之事〈略〉○中

柳　宿老人着用之、元永元正廿六、立后、關白〈忠實〉着柳下重、紺地平緒、天養二十一朔旦旬、出居侍從右京權大夫顯親朝臣、着柳下重、于時記之、宿老之故歟云々、久壽元二廿六、法勝寺千僧御讀

經、成秘記曰、今日初著柳紋下重、同三月廿日、院御八講、右大臣〈中院雅定〉○中略著唐綾柳下重、成秘記曰、今日右大臣語曰、用引柳半臂下重之日、以薄様綾爲表衣、見土御門右府〈源雅實〉記、康平三年四月廿二日、宇治殿〈藤原賴通〉仰云、保延六十二、大殿〈藤原忠實〉出家、拜聞令著布袴給、〈御下重〉　永治元十、御禊女御代、前駈五位十六人、已上柳打下重、先々多用櫻、今度長元例也、〈永治宣下、作欵冬之、〉○中略

黄柳　仁安二正二、臨時客、成秘記曰、皆著左大臣〈經宗〉黄柳下重、面薄黄、如練色、裏濃黄打也、後日平相公親範談曰、後日皆著被命曰、近日可著火色下重之時、前有騎宿老之人、用此色、京極大殿〈藤原師實〉令注給裝束記、如此、故知足院入道殿〈藤原忠實〉令命給、文圖文窠文、〈京極令著此色給時、今用黑窠丸給云々、〉黑半臂、依平相公命、如右、而後日左中將親定朝臣談曰、參向被亭、令取出件下重給見之、面薄黄浮線綾、圖文織物、裏薄青打也、平相公說御事也者、又三條中納言〈實房〉曰、左府被命曰、須著火色也、而臨弓在近、達々無念、仍所著也、又著黑半臂、若有難人歟、打任下重同物著事也、然而有所存者、

通方卿說々中親定朝臣三條中納言之說可信受也、親範虛言人之由聞置之、其謂歟、

〈日吉〉嘉禎三正三、臨時客、件事相爲長卿著柳襲下重、歳八十歟、

(後照念院殿裝束抄)節會日著柳下重事

岡屋殿〈兼經○藤原〉御命云、節會ニ著柳下重事不可、然但有例、殿暦云、永久四年正月七日、柳下重、〈今案、執柄不列節會、如此歟、〉

正治二年正月十六日、殿暦御記云、節會殿下御參內、御東帶濃青張御下重裏濃青、面綾張白、平絹御相如何、

(西三條裝束抄)下襲〈○中略〉　柳

表白、裏青、冬ヨリ春マデ著ル、又黄柳トテ有リ、著用ノ儀同ジ、臨時客、御賀、旬ナド例アリ、

(江家次第〈三〉)賭射

宇治殿〈頼通〉仰云、今日人々不可著柳下襲、

〔世俗浅深秘抄 上〕一多著柳下襲人、近代其色如女著柳色、此事甚非也、必可用黄青也、

〔園太暦〕康永三年正月一日壬戌、抑今日予装束已下爲了見引勘舊記、所見樣左、少々有之事、嘉禎三年正月、宮槐記曰、(略)○中一日辛亥、本封著装束、飾劔已下如常、柳下襲先々表濃裏薄黄染、今年殿、當時之關白も不濃、此色程にて被用き、故相國禪門又傳ヲ被用、常柳狩衣などの程色也、但自常柳ハ今年所染聊ハ濃、或云、老年人ハ傳ヲ用云々、節會日不用柳下襲、見江記、然予元日曾用柳下襲也、内宮装束記にハ、白柳青朽葉公卿爲可服色、但其文にハ白柳青朽葉之後、公卿不服、不稱云々、兼任予稱之故實、公卿可用之條勿論歟、加之檢非違使必用之、迎儀式宮等通裝歟、何節會日不用之乎、而柳青朽葉節會大饗立后等不著之由、在江記、野記ニモ何事ゾ在此文歟、節會大饗法會皆不出仕、白馬節會日、檢非違使必出仕如何、但予(略)○中先々元日著之、自然不叶節會、又七日ハ未著之、舊記又聊違疑、但於元日者出仕之上、爲節會之條勿論歟、七日縱爲節會、今年も猶可著、異國歟之由、案之聊疑行、其餘之條也、但又豆染トヤ云ハ不及此難之由、故相府謂申猶被示、於濃柳有此難歟、心裏爲通用物之故也、但於檢非違使著黄色朽柳也、爲之如何、心裏ハ著本式物之條也、不可用朽色、白襲裕如先規、

〔枕草子 九〕見るものは

りんじのまつり、そらくもりてさむげなるに、(略)○中ていじうのしなをくれたる、柳のしたがさねに、かざしの山吹、おもなく見ゆれども、(略)

〔飾抄 上〕下襲色之事(略)○中

蘇木　仁安二十廿一、日吉御幸、武數有中將顯賓經號蘇木下襲、同半臂表濃蘇芳上袴、

〔雅亮裝束抄 二〕(略)

かむたちめなどの、さくらのおもてかさねとてきるは、おもてはからあやおり物なれども、うらはこきむらさきに染る、略○中花のさくらにはあらず、いろをゆりたる殿上人、かんだちめにおなじ、

〔餝抄 上〕下襲色之事 略○中

櫻　三月晴多著用之、白櫻、櫻萠木、樺櫻等也、白櫻康中正二三月、或用之、予歎喜壽院供養、三月、予時三位中將、著櫻萠木下重、文竹節物、表萠木、裏打、白中倍、　永久三二十一、朝覲行幸、新大納言、法性寺殿忠通○樺櫻下重、櫻花文、

保安四二廿九、朝覲新大納言、白仁櫻萠木、二重織物下重也、　天養元正廿一、賭弓、宇治左府著櫻啟下重、去年朝覲行幸如此ト覺也、略○中　永治元三廿一、女御得子堂供養、大將著樺櫻織物下重、　仁平二正三、朝覲行幸、宇治左府著櫻堅文下重、　永久四正二、臨時客、民部卿、櫻下重、紺地平絹、師時記云、白櫻下重歟、可用常綾者也、

〔兩三箇裝束抄〕下襲 略○中

櫻

表白、裏葡萄染、春三ヶ月ノ間晴ニ著ル、或說ニ第一ノ大臣常ニ是ヲ著スルトイヘリ、櫻萠木、表萠木、裏赤花、樺櫻表蘇芳、裏赤花、等色替レリ、著用ノ儀同ジ、臨時祭、任大臣、除目ナド例有、

〔世俗淺深秘抄 上〕一櫻下重臨時ハ、黑半臂ヲ不著由、京極關白之記師實ニ見タリ、即宇治關白○藤原賴通臨時客時、爲主人乍著櫻下重、未著半臂之由云々、又同色半臂同不著之云々、近代ハ皆著之者也、可尋事也、略○中

一著櫻下襲時、不用常綾平絹、闕腋裝束用紺也、而土御門流不憚之云々如何、凡著櫻下襲、著紫表衣日付泡色、紫之色之闕腋裝束半臂ヲ用ハ定例也、京極關白恒如此、著尋常袍日、櫻下襲常紫綾平絹、猶似無其由、

一主上臨時祭之時、著櫻下重、其時ハ可著同半臂也、而近代被用尋常半臂、僻事也、堀川院御時、有沙汰、每度著御櫻ノ半臂也、略○中

白

一白下襲〈白〉練平絹著事、頗見苦事也、少將顯國、仲實公之爲聟、如此著之、時人咲之云々、

〔雅亮裝束抄　二〕はうこのこと〈中略〉
四月一日、しろがさねとて、しろきうす物を、はんひしたがさねにきる、

〔服色帶見　十三〕白下襲　おもてうら白こ張して堅く也、是はやんごとなき人の、老者とおもひてきるもの也、なかなかべは白張網なるべし、夏は繁文の白き穀裏なくて用うべし、此事人いたくしらず、夏の更衣の白襲を取着てきらは常のことにて、冬の袍の白下襲に、むかふるものにはあらず、

〔飾抄　上〕下襲色之事〈中略〉
白重　宿老之人、必著用之、先年左上府御宇殿勝講、當時前左府〈實平公、于時大納言、〉著生絹白重、人以不爲可、故左府〈經宗、自白重、號大炊御門、〉○著生練絹、〈從今以後、〉
保延六十一十、新所旬、成人記曰、康和二年七月一日、新所旬、此日左大臣〈俊房〉著白重云云、今日予〈宗忠〉著之如何、中御門〈宗忠〉仰曰、老人著然之比、著白重、因之被大臣被著歟云云、何可著乎、仍今日余著打下重、
久安四六一、秘記曰、院御逆修結願、土御門大納言〈雅定〉著生裝束、織物、老人尤可然歟、
仁平二正三、關白〈忠通〉令著白重、　仁安三十二、殿記曰、前府著闕腋之時、不著白重云云、
永久四正二、臨時客、成人記曰、于時朝臣著用白重如何、〈去年二月〉先年故民部卿〈俊明〉殿下〈忠實〉令任大政大臣給時、大饗日、被著件下重、被人爲一大納言之上、宿德之貴臣也、以被思之、猶宿老之人、可著用歟、但更衣之日、不論老少、皆所著也、依不著一旦所書付也、可尋先例、
長寛元五、或記曰、除事朝著白重參內、中古爲恒事、然而近代不見、或人曰、此事不甘心、宿老人可然人著之云云

二藍

青朽葉

久安三四十一、成秘記曰、仁和寺灌頂後朝、予著白重、

仁平元正一、成秘記曰、今日大政公実行〇藤原著白重、其表蔓之、諸卿傾奇、中納言聞之處、有禁制之仰、

永久四正二、師時記曰、下官著白重、白袙、單衣、紺地平絹、大臣仰曰、不論殿上人、上達部、オトナビヌル人著之者也、

通方案、宗能卿、無其罰歟、

嘉禎四正、著白重事、内々示合備州之處、卿白重尤珍重候、且所見如然、僧ニナレバ彌勿論之事歟、

金剛勝院供養曰、康治二年六月六日顯頼卿著用之、文日字治左府〇藤原頼長被語中納言聞、知足院殿忠實〇ソレハ何様ニシテ今著クルニカ、白重ハ多著之、夏ハ四月朔日ノ白重ヲ盛ナリ、定ナドノ有夜、然時著之、又老者ノ綱之時著也、秋中間著白重何故哉云云、師元勝記、所注如此候、随覺悟令注申候、

〔西三條裝束抄〕下襲略〇中 白重

裏表共ニ白シ、更衣ノ日上下著スル宿老ハ、更衣ナラヌ日モ著ル、又極熱ノ時モ是ヲ著スト見エタリ、又衛府闕腋ノ時ハ、白重ヲ著セズトイヘリ、

〔餝抄〕上下襲色之事略〇中

二藍　苦熱之比著用之、先年最勝講、右大將実氏公著之、文如常、

〔餝抄〕上下襲色之事略〇中

青朽葉　自最勝講之比、至于七月中下旬極熱之比、又甚雨之時多著之、無其難、宿老人雖非極熱、遮著之、随吉事、時不著之、著用之儀大概如此、於殿上人宿老者、近代モ多用之、爲家卿少將之時、予時十六七歟著之、其色黄、公卿希見之、前關白家實當時猶執、最勝講被著之、有黄氣トクナ色也、　保元二四十五、祭歸立、近衛使、右中將信頼朝臣、今日著青朽葉半臂下襲、蘇芳平絹、　仁平元五廿四、最勝講第三日、大政大臣、白單衣、青鈍半臂、下襲綾、沃懸地劒、　保元三六九、相撲事始、少將成憲朝臣、年四著青朽葉下襲、

云云、

同年七月、成親記曰、出居時、成青朽葉、青裏平緒、

(後照念院殿裝束抄)始著青朽葉下襲事

後京極殿 [illegible] 建保二年三月五日 [illegible]

岡屋殿 [illegible] 仁治元年五月廿四日 [illegible]

照念院殿 [illegible] 正嘉二年五月始著給、十一 [illegible] 被時被用下重切也、 今注進給云、色額可、黄青混黄色云々、

圓光院殿 [illegible] 弘安九五、最勝講時初著給、御年四十、

正嘉二五廿四、最勝講云、今日始著青朽葉下重、地并文如常、青色ノ過タルハ黄色ニ似タル由、御問被仰、予皆同色也、地并文不違、下重白綾紅引倍木、以下如例、

後寶寺殿 [illegible] 朽葉下重絶不著給、同命

同殿 [illegible] 御命云、夏秋不嫌、近例著之也、色ハ聊有黄氣、時光云、心黄ノ色トタ時事ニ不用ト申、然然賀茂祭ニハ著之、嘉保元年土記云、賀茂詣大殿青朽葉御下襲、朽葉ノ下重、後二條殿御如斯、

(西三條裝束抄)下襲中　青朽葉 [illegible] 木賊色也、最勝講ノ頃ヨリ七月中旬マデ著ス、是極熱ノ時ト云リ、サラヌ時モ宿老是ヲ著ル、又極熱ノ頃ハ、右ニシルス二藍ノ下襲モ用ユ、七月ヨリ九月ニ至ヲ用ユル也、黄朽葉モ著用ノ儀同ジ、

(消息裝束抄)青朽葉下襲拜賀用之事

件下襲拜賀著用之事、可憚之旨既有其說、然寛政元年四月二十七日、權大納言 [illegible] 拜賀、依別當 [illegible]

者、雖用青朽葉下襲、子〇伊家在家不審、後日以在盛所尋問、被所重、則別當被注送其例如左、

後愚昧記應安四年五月七日、内大臣經顯拜賀、七十四

一裝束事下具、白重、綿畧之人常事也、

袍、黄文□□　半臂、如常、在之、下重、青朽葉、常文、　引倍木、白、引　白帷、表袴、藤丸、如常、裏紅、練、白重之時ハ不相替歟、是先規也、大口、赤、尋常、是又先例也、

萬一記、建武元年八月十七日、大納言一位拜賀裝束之程尋裝束事、

袍文竹丸、青朽葉下襲、白帷、白單、蒔繪劔、紺地平緒、無文帶等也、下襲老體之間、當時用青朽葉、然而拜賀之時、可用蘇芳歟、中合左大臣道平公之處、拜賀之時、用青朽葉之條、有何事哉、且拜賀日不改用日來裝束之由、聊有所見、青朽葉用吉事之例存之由、被返答也、内大臣〇實泰公原缺者可用蘇芳之由被存歟、雖爲青朽葉不可有其難歟之間所着用也、

在家後、芝山内府〇經顯原缺例、於彼子孫者、當珍重、於他家者猶非貴範歟、如萬一記者、唯是暫被從時宜耳、既當時職違内大臣不同心之事、被記之上者、自分不本意之段見文外、是最初被申合左府之由、曲固被從其說也、左大臣者後光明照院關白道平公、内大臣者後□太政大臣實泰公也、殊ニ此記をも有拜賀日、不改日來裝束之説、猶以今度有美稱被着用日來蘇芳下襲之條、最無難、而可叶道理歟、不可説々々々、

(西三條裝束抄)下襲〇中略　蒲萄

表蘇芳、裏花田、冬ヨリ春ニ至テ是ヲ着スル也、春日行幸ナド例アリ、

(□行幸服飾部類)文永十一年十月廿二日、花内記云、殿下右大臣、師忠〇原註被用蒲萄染下重、攝政家基〇原缺審被議云、治暦京極大殿師實〇原缺被用蒲萄染下襲、彼者面ハ白也、昔通露殿下重也、仁治今太閤實〇原缺尋治暦例、殊經沙汰被着、其時モ面ハ白也、故光明峯寺入道攝政〇道家原缺者面白天裏蘇芳打ナル下重ヲメイ、號蒲萄染、蘇芳ト天、皆例體異名ニシテ着也、アヤ

マリヌ蘇芳ヲ著セント思フ、蘇芳ハナヤカニ染タルハ劣說也、家口傳如此云々、今度右府面蘇芳、頗不審也、

赤色

〔西三條裝束抄〕下襲略〇中赤色

拜賀、春日、賀茂等參詣ニ用ユ、

〔禁裏御裝束記〕下襲夏薄物、色青紋蘇芳也、關白以下禁色之殿上人、五位六位共ニ著之、非色人夏青、穀織紋ナル、色二藍輕也、

〔東寶記〕寛元四年四月廿七日、八幡御幸次第略〇中時則著御御座、略〇中赤色御下重

躑躅

〔後照念院殿裝束抄〕蘇芳襲下襲事近代蘇芳以綾、多用此下襲、

〔三條家裝束抄〕一下襲事略〇中御衣面白裏濃蘇芳、中倍花田は躑躅の下重と號して、老若貴賤常の時通用の物なり、

〔西三條裝束抄〕下襲略〇中躑躅

表白、裏濃打、冬ヨリ春ニ至タ用、拜賀春日祭例有、

〔園太曆〕康永三年正月一日壬辰、予拜賀略〇中著裝束、左近將監御料重躑躅之、略〇中赴藤丸遠文袍乃之躑躅下襲 [illegible]

櫻

〔相國寺塔供養記〕十五日應永六年九月、略〇中殿上前駆下襲をさくらとす、略〇中

〔助無智秘抄〕二孟旬四月略〇中十月

桔梗

桔梗下重トタ、公卿モ殿上人ノヤウニ、フタアヰナル無文ノ下重ヲ著事アルベシ、ソレモ平絹ノミガキ表袴ヲキルナリ、キハヤウノシタガサネ著トキハ、アヲダンノ平ヲアナスベシトゾ、

〔世俗淺深秘抄〕下一宿老人能々裁ハト思時、杉橫目扇持之、故實也、近衛八條太相國實行公參公家

最勝講時、菩提樹色下襲持此、其外例多歟、〈略〉○下

〔名目抄 衣服〕臥蝶（ウツブシテフ、又窠形、共ニ表袴下襲文、時用之、）

〔羽倉考 二〕多ノ下襲ノ文所謂浮線綾者可為臥蝶ノ轉語之事

多ノ下襲ノ文ヲ名目抄ナドニ臥蝶トアリ、後照念院裝束抄ニ載タル圖、及當世用フル所、此文蝶ノ伏タル體ニ似タレバ、此字本字ナルベシ、飾抄、桃花蘂葉以下ニハ、浮線綾ト書リ、浮線綾ハ織合ノ名ナレバ、其義合ハズ、蓋名目抄ニフセンデウト點シ、古來フセントト名目シタルガ故ニ、例ノ借音ヲ用ヒタ、後照念院裝束抄ニハ浮線蝶トシタ書キ、通藤院裝束抄ニハ浮線蝶ト書タル事ト見エタリ、（猶通藤院裝束抄ドモ圖ノ）紋ヲ則ニ浮線綾ト云事アル故ニ、是ト混ジテ、終ニ誤ヲ致レルナルベシ、

〔飾抄 上〕一下襲 付半臂

多、面浮線綾文、（壯年之人著之）裏遠菱文、（遠菱打、無文）壯年之人有中陪、又文四菱重也、老者一菱遠文、

〔後照念院殿裝束抄〕下襲文事〈中略〉

圓○〈中略〉御命云、下襲ノ文ノヒシハ、立ザマニ付之、菩提寺殿〈略〉被仰云、先公ハ横被付之、不審之間尋申東山御所（道家）之處、立ザマニ付之由被示キ、

〔西三條裝束抄〕下襲〈中略〉

多ハ表浮線綾、色白、裏ハ遠菱ノ綾、色蘇芳ノ濃打也、是ヲ蘇芳打ノ下襲ト云、攝家ハ立菱ノ文、諸家ハ横菱ニ織ル、又壯年ハ四菱ノ重文也、中陪アリ、老者ハ一菱ノ遠文濃色也、或ハ裏表共ニ不打、只張タモ用ユ、野々宮左府常ニコレヲ著ル、夏ハ縠ノ遠菱ノ文、蘇芳、裏ナシ、生蘇芳ノ下襲ト云是ナリ、又禁色ヲ聽サレザル殿上人以下ハ、躑躅ノ下襲トテ平絹也、色ハ蘇芳ノ下襲ニ同ジ、夏ハ二藍ノ縠ナリ、文右ノ外、宮ガタ、杏葉以下下襲ニヨリテ可有替事也、

襲

〔裝束唯心抄〕雜中御裝束之具略○中

御下襲、多白綾、御紋小。葵。、裏濃蘇芳なり、疊ジ、板引、夏御紋遠菱、青顯紋物、色蘇芳染也、

〔裝束唯心抄〕東宮御裝束略○中

御下襲　多白綾、御紋小葵、裏濃蘇芳、疊ジ、板引也、御紋ハ遠菱、青物、色蘇芳、

〔光榮公記〕享保三年九月十一日、出御清涼殿東廂御裝束略○中蘇芳（[illegible]）御下襲、

〔宣成卿記〕弘化四年二月廿五日、多御裝束之具、

一御下襲、（表小葵、裏無文、小葵、張打、）

廿六日、今朝大藏省御調進御服、略○中以使者、屬勾當内侍給之處、落手云云、三月廿五日、夏御裝束之具以下調進、

一蘇芳御下重（無文）

以使者、令附屬于勾當内侍給、落手云云、

〔名目抄〕衣服下襲（シタガサネ）

〔倭名類聚抄〕十二裝束具襲　陸詞曰、襲（音習、[illegible]和名古呂毛乃之太加佐禰）衣下也、

〔下學集〕衣服下襲（シタガサネ）

〔三條家裝束抄〕一下襲事略○中近來下襲上下別に切て用之、號下。下。襲。ノ。下。トハ裾ノ事也、

〔雅亮裝束抄〕二はうこのこと略○中

そくたいにしたがさねのしりをくるといふことあり、それはいかでかは、そのながさの物を、かみにくりあげて、せなかにをくことはあらん、すそをたけとひとしくはからひて、そのかみをわなにしてさげて、かみをさがるまじく、おびによくかふなり、

〔次第裝束抄〕凡有出御御拜之時、次將取御裾、

束帶如例、無不帶、多少見下襲尻、如夜陰雨儀時、或懸裾、又無其儀、

〔連阿口傳抄〕一束帶著次第〇中略

裾ヲ石ノ帶ノ上手ニカクル事、帶劍ノ時ハ劍ノ足緒ノアヒニカクル也、殿上人ハ尻ノ右ノハシ、頭ノ白ミヲ一寸バカリミセタ、アタハニヲリカヘスベシ、公卿ハサモセズ、只裏ノ黑ミバカリヲミスル也、大方中ノヌヒメヲバ前ヘナリ、兩方ノハシヲバウシロヘナリ、スソノナガサノ事、衣袴ヨリチトアガルベシ、ソレモ仁ニヨリタケデメアルベシ、公卿ハ大略スソヲヒタホドナリ、

〔装束御裝束記〕裾石帶掛樣之事、縫目左へなし右へ折、四品よりは中ほどを取り、二重に掛る、裾のすそを中に見る也、五位は一重懸る、合メ右に有、公卿裾は左の手に持ス、三折やうの事、左のすそを、左に持、左の方のかみてを、二尺餘り折た、ゝむ、内さまへ又三ツそろへて二ツ折、若人の左の方の袖下より、またはしゆひに持ス、又御本の供奉、或は手に物を持時は、石帶に公卿もかける也、太刀にも懸る、口傳あり、

〔松竹問答〕裾ヲ鞍頭ニ取候事ハ、馬上ノ節又ハ手ニ業アル時ニ限リ候事御座候哉、步行ノ供奉、

又ハ著座致シ候計ノモノ、鞍頭ニトリ候テ宜候哉、

四位以下ノ人裾、事アル節ハ下シ候ヘ共、常ハ帶ノ上手ニ掛、帶劍ノ人、或ハ劍ニ懸候、鞍頭ニ取候テ宜候、尤馬上並手ニ業アル時ノミニハ不相限候、步行ノ節、又假初ノ著座等ニ、鞍頭ニテ無子細候、儀仗ノ著座ノ節ハ裾ヲ下シ候、懸候事無之候、

裾ヲ上手ニ懸候節、五位ハ一重カケ、四位ハ二段懸ト申事モ御座候哉、裾ノ長サ四位五位同丈ハ古キ定ノ儀ニ心得候、ケ樣違候事如何ニ候哉、

被示候通リ、四位ハ二重懸、五位ハ一重懸、當時定法也、右ニ付被示候通リ、舊記ノ趣、並度々ノ制符ニモ、四位五位彌タ無差別候、但二百年許以來ノ法、大凡四位七尺、五位五尺ニ候、據ニリノ寸法ナリ其寸

法長短有之ニヨリ、二重疊、一重疊ノ差別有之事ニ候、

〔装束圖式上〕下襲 明朝 中略○

下襲縫之時、大帷ノ襟計ニ襲ノ切ヲ付ケ、裾ヲ付ル事也、

裾



〔西宮記十月〕旬○中略

大臣經小庭著陣、著靴、鬘尻出居并、[illegible]

〔北山抄三拾遺雜抄〕官奏事○中略

裏書 源左府被示曰、○中略官奏上卿者、不合續下襲尻事云々、仍多者、打下襲尻以着之、續下襲、不合、續尻、

〔北山抄七都省雜事〕外記政○中略

召使奏外記門北腋、上卿以下引入外記、(御還時、不着、)○中略

雨儀○中略

上卿於小屋戸前、顧南遣裾之、出中門、取裾向侍從所、○中略上卿於同砌中央間、(柱下也、略中)揖、辨少納言出

門參內、次第如此、從溫明殿壇上、經賢角柱內西行、越濡甃、入敷政門、

〔江家次第 正月一〕元日宴會○中略

天皇渡御南殿(經長橋、入自南殿北戸、有警蹕、人々御裾、〈中略〉)

內辨細記○中略

元日○中略

一揖退右之時、右足狹踏、左足廣踏、是爲令下襲能廻也、凡內辨以下重不返、細不動、不付砂於踏爲事、

略○中

大嘗會○中略

延久三年、任太政大臣日、故堀河殿內辨、以立后例爲是有此揖、此日宣命使參議能季也、內辨相向被

揖、只留被遣見許也、深不揖、大臣經納言列前、立內大臣上、不令下襲遶、從下重之出、自表衣之處、一尺

許下ザマニ此折、又下重遶時、練肩下重尻直云云、何方綻歟、秘說云云、凡取下重尻事、早可下之時、取

角可懸笏時、綻目與表衣欄裏相加懸笏、

〔江家次第 三月 六〕石淸水臨時祭○中略

一獻(使料、〈中略〉四位陪從、二位揖事、取下重立使座後、揖退着、又揖、左廻引、直裾、色使、○下略)

〔江家次第 八月 八〕里內駒牽儀○中略

左大將奉左馬頭、右大將奉右馬頭、至御馬二行中央、除下襲尻、(如此時、左着、)

〔江家次第 十九〕御覽陸奧交易御馬事○中略

上卿仰曰、御馬取[illegible]、[illegible]左將者經[illegible]、亞御馬二行之中、立東方、[illegible]次右又如此、[illegible]

〔貫首祕抄〕保元三年八月十二日、有可申事、參內府亭、[illegible]○中略及[illegible]事、被命曾註左、○中略

主上出御時、關白下重尻事、近日四五位藏人或取之、或不取之、予[illegible]○五位藏人之時、問[illegible]家卿、

答云、[illegible]不取之、又所行給所々引直之也、內府被命云、我[illegible]家[illegible]時初昇殿以後多見四五位藏人、

不云、弁官近衞將、主上出御之時、關白取御裾、職事取關白裾、又[illegible]々久事、不見不聞事也、[illegible]方[illegible]抄曰、

全不取云云、問內府殿[illegible]宗[illegible]同曰、不取云云、予[illegible]公光[illegible]取之、若家[illegible]歟、別事也、[illegible]曰、舊例之次

第、取之遂多事、[illegible]在之由、尤所[illegible]也云云、○中略

行幸之時、乘御御輿後、取御裾[illegible]給東[illegible]子事、上[illegible]次第之所爲也、職事全不取、於御[illegible]者、關白不

被之時、職事取、參入予御輿者也、而新大納言[illegible]自[illegible]時職事取之事、[illegible]出來、被[illegible]下官說云云、[illegible]

不然之由示之處、可取之由頻被存歟云云、內府說同予三位[illegible]○中略

一日、公光相公曰、我[illegible]、不取殿下裾、[illegible]之時事也、而[illegible]月[illegible]、可取之由被命、仍取之云云、不取無[illegible]

尺之由被命之故也、予[illegible]戶部[illegible]被家人可有家[illegible]之由[illegible]歟、

〔吉記〕壽永二年七月五日丁卯、[illegible]○中略[illegible]初昇之間[illegible]々事、○中略

一裾長、依貫首不可相違候、然而日來何程見候ヶム、日來被引候程二尺三寸候、

答云、中弁二尺、[illegible]用一尺八寸とぞ承候、當時二尺三寸頗長候歟、雖然貫首之時、無彼誡者あし

く候なん、只可[illegible]如本歟、

〔吉部祕訓抄〕一粟田口太政入道[illegible]與經房卿言談條々事

建久二二十九同記[illegible]云、詣粟田口太政入道[illegible]亭、今案[illegible]中之故也、於堂上有對面、當時事

故事等言談數多[illegible]、○中略

裾ヲ尻引懸仲之故、左府ハ執筆之時、從座上方、仰手ヲ少引ヲ取之、答云、是花園左府之說歟、又問申云、執筆之時も、唯以片手取中、縫目之程置之如何、答曰、九條相國(伊通)ナゾ被申歟、○中略 近代無白所懸之如何、德大寺左府(實能)裝束師馬助忠行以家懸之、彼時人執左府之間、傍輩攝之歟、猶自三願有ヲ可懸也、近代別號下襲持之、有古儀候持之時、顧見苦如何、答曰、花園左府(有仁)○源顧如斯、其後不帳之人相交歟、法性寺殿(忠通)○藤原近衞院御元服日尤可被懸自也、而陣中無左右令懸尻給也、予申云、此懸様モ所令懸給也、○中略

一聚田口相國(忠雅)宣被懸々事

建久二三廿八、同記(經房)○藤原云、○中略 今日相國禪門出被事、○中略

於陣座引直裾作法事

予尋申云、成背引上之、成半引上之如何、答云、法性寺殿(忠通)○藤原ハ半令引上給云々、此條定爲知足院殿(忠實)○藤原御說歟、由宇治左府(頼長)○藤原背被引上、以之思之、可被兩說歟、更無上下臈分別歟、

〔吉部秘訓抄 五〕一花山院相國禪門(忠雅)○藤原與戸部(經房)○藤原言談事

建久三六十七、同記(經房)○藤原云、向相國禪門(忠雅)○藤原久不謁申之故也、○中略 又被談云、下襲裾不疊持事、花園左府(有仁)○源記始之、近衞院御元服日、法性寺殿懸裾、令參給、令練給之時、件裾敢不損、如此事、只依人意造歟、

〔世俗淺深秘抄 上〕朝覲行幸之時、○中略 其時上臈解劍、進寄天、跪入御下襲、取裾挂給、束帶御裾跪入、御閑院戸、次取草鞋也、○中略

一公卿參內時、雖大臣必可懸裾、近代不然非也、縱雖自取之內ザマヘ押折テ可持、況殿上人間々取裾、甚奇怪也、○中略

一公卿居言子座時、懸裾於欄、而如朝覲行幸、大臣仰舞人賞、後復座、其以後ハ不懸裾者也、是故實也、

（世俗淺深秘抄下）一關白主上ノ御裾ニ候時、職事又取關白尻、見苦事也、無下近世事也、

（世俗淺深秘抄下）知足院入道關白說々（略）○中

凡物下襲、必可有三階云云、居簀子公卿、可懸裾於欄云云、有如遣水所ハ、令用意ヲ可懸、（略）○中

又如朝覲行幸、若臨時祭、簀子座ニ着座之時、裾必可懸欄、但雖長不懸之不及地一許尺許ヲ計テ可

懸之也、雖有遣水懸裾之、但如朝覲行幸時、主上御所階上皇所階ノ事其時、起座復座後不懸之

云云、然而又猶懸之一說也云云、

（建武年中行事）元日の節會、（略）○中主上出御、（略）○中關白ひさしの二間のまへにさぶらひて、笏をさし

て御裾をとる、藏人頭御さうかいをたてまつる、關白の裾をばくら人うしろにてこれをなをす、

うるはしくはこれをとらず、（略）○下

（續日本後紀七仁明）承和五年三月乙丑、散位從四位下池田朝臣春野卒、春野者天應以往之人也、（略）○中

春野容儀閑雅、能談故事、或可採容、此十年多、將有大嘗會事、天皇欲修禊於賀茂河、春野以權部領、率由

舊儀、首諸大夫所著當色、其鞦鞍飾、大臣曰、是尋常之裝束、非神事之古體、使撿自所貢、爲古體之證、其

鞍韉兎迹、高而將鞍亞見矣、諸大夫僧冀云、古之鞍制、既與此同、後代冒效之、春野衣冠古樣、身長六尺

餘、衆人之中獨爲而立、會集衆人莫不駐眼、唱々國老如此者、今則不見也、卒時年八十二、

（榮花物語二十四わかばえ）關白どの〻（○藤原賴通）御ぐしの大饗は、廿日（○萬壽二年正月）なれば、此みや（○三條院皇女禎子）のは、廿三日

とさだめさせ給て、われも我もとおとらじまけじと、急ぎの〻しりたり、（略）○中中宮大夫などさしつ

ゞきなみゐさせ給ぬ、賞御しとねにゐ給て、北むきにゐさせ給へれば、殿下がさねのしりどもは、

かうらんにうちかけつゝゐさせたまへり、かいねりがさね、やなぎ、さくら、えびぞめ、わかうおは

する殿ばらは、紅梅のこきうすきおり物などにてもき給へり、色々に見えかゞやきてりわたり

たる程、いみじうおかし、

〔枕草子　三〕弁などおかしくよきつかさとおもひたれども、したがさねのしりみじかくて、ずいじんなきぞいとわろきや、

〔長秋記〕大治四年六月十九日丙寅、夜前別當實行卿告送云、明旦可ㇾ有女院御佛供養事、可早參者、○中略在庭諸卿、皆取ㇾ裾懸ㇾ欄、唯内大臣〈○源有仁〉及下官〈○源師時〉不ㇾ懸之、南殿欄不ㇾ懸居之由、見故右府御日記也、○中略此間南欄不ㇾ懸裾之由、示顯定卿、右武衞聞此言、今度件兩卿不ㇾ懸裾、

〔台記〕保延二年十二月十七日庚戌、今日大臣饗始著陣日也、此間予〈○藤原賴長〉乍ㇾ懸下重尻、過外記史中、此間召使左右相分前行、〈左二人、右一人、〉僕前驅、○中略過史外記中了、以下重尻懸ㇾ欄、至二條更西折行、

〔玉葉〕治承元年正月八日己酉、今夜問中關白〈○藤原基房〉事等、○中略一論、下襲尻之時、只踵ヲ以テ引寄之常事也、而不ㇾ顧其身、爲手許ヲ後ニ遣ヲ、漸々寄之云々、可然哉、答云、官奏時不ㇾ可必引寄、可ㇾ隨便、若可ㇾ引寄ニハ、只踵ヲ人手引寄常事也、除目之時作法同事也、重而下重末ザマ不ㇾ踐バ、只尻ノ下許踵可ㇾ引直者、又手許ヲ爲指遣ヲ引寄も失錯ニハ不ㇾ可ㇾ有、如ㇾ此事偏可ㇾ依ㇾ便歟、如何、答云、只然也、凡此程事ハ不ㇾ及口傳、只可ㇾ隨便也、但除目之時ハ、只踵ヲ引寄也、

〔岡屋關白記〕寶治三年〈○建長元年〉二月廿一日、余〈○藤原兼經〉向東山、欲對謁禪閤〈○藤原道家〉前攝政同面謁、禪閤雜談古事、○中略余問云、夜陰行幸之時、執柄懸ㇾ裾常事歟、且先年見之樣思給如何、此事尤可然歟、殊幼主御時、進退不ㇾ及威儀之故也、禪閤答云、然也、此事小僧初非ㇾ計加、法性寺殿御所爲也、時々者又欄ナドニ打懸タルモ御座シタリ、

〔太閤記　十一〕行幸

今秀吉おぼし立給ふは、北山殿應永十五年、室町殿永享九年の行幸の例とぞ聞え侍る、○中略奉行職事ことぐ\く具したるよし奏しければ、御南殿に出御あり、御束帶の御衣は山鳩色とかや、御

殿より長橋の御後まで、筵道ふたんまいる、殿下〈○豐臣秀吉〉御裾を取給ふ、

〔政事要略 六十七〕吏部記、天暦元年十一月十七日、兵庫頭忠幹、傳右大臣〈○藤原師輔〉語云、近日有被定、行儉約事、多是依年、祭使及出立五節使者、費多也、自餘雜事、諸卿色々有定中、就中下襲長、親王出袍外一尺五寸、大臣一尺、納言八寸、參議六寸、公卿饗會日、得用綾、六位不得著襖子、〈○下略〉

〔玉葉〕建暦二年三月廿二日、宣旨、〈太政大臣、右大臣、○中略〉

一可↘定諸家上下諸人服飾過差事

下襲裾寸法

大臣一丈、大納言九尺、中納言八尺、參議散三位七尺、四位已下六尺、

此外除非違使別當已下、自元短裾官職者、非此限、

〔百錬抄 十三 後堀河〕寛喜三年五月廿四日、若宮御百日也、今日出仕人々、裾寸法事、内々有沙汰、中宮亮實經朝臣奉行歟、仰下、大臣八尺、大納言七尺、中納言六尺、參議三位五尺、四位上下四尺云々、

〔百錬抄 十七 後深草〕正嘉二年十一月一日、任大臣節會也、〈基平任内大臣〉以左大將經俊朝臣奉行之、内弁春宮大夫通成卿勤仕之、經俊朝臣仰宣命草於内弁、遂下襲裾寸法、〈下[illegible]〉

〔玉英記抄〕建武元九七、自内府〈○鷹司冬教〉許尋遣云、延久朝符、公卿下襲裾如何、余〈○一條經通〉云、大臣七尺、大納言六尺、中納言五尺也、而後日被改之、大中納言共五尺也、是者天暦大中納言無差別故也者、内府甘心、參議四尺也、〈四位以下禁之〉　十一、仰去比宣旨二通被下之、其狀云、〈○中略〉

建武元年九月七日宣旨

頃年以降、衣服之制、多背法度、自今以後、袍袖濶二尺以下、袴襴一尺六寸以下爲限、但長守延久二年符、宜爲大臣七尺、大中納言六尺、參議散三位五尺、四位五位四尺、但檢非違使別當以下、元來短裾官職者、不在制限、

下襲違延久符著人々中候歟、時宜歟如何、此時大中納言五尺也、見延久御曆、

藏人左衛門權佐範國奉

〔園太曆〕貞和四年七月二日、抑右大將送書、公與少將裝束事也、以事次連々令言上候、相叶本意候、拜賀可爲來十七日由存候、新調調仕候可有高察候、抑公與車事、就先日委細仰、散蒙了、裝束事朱紋短襟青朽葉下襲勿論ノ事候歟、今度不可著禁色候、然者半臂下襲同色候歟、近年廷尉佐短襟之體、大略引地候分歟、(不可然只當時可切之、曾不可引地候也、)一許尺候、本儀不可然事候歟、假令四五寸許うちかへたるやうに可候歟、委可承存候、他事期後時候也、誠恐謹言、

七月二日　公重

〔餝抄上〕一下襲〇中略

下襲寸法事

假令大臣一丈四五尺、大納言一丈二三尺、中納言一丈一二尺、參議八尺、四位七尺歟、但近年無存寸法之人、只以長爲先、且又隨人高下可斟酌其長短歟、後堀川院御時、雖被定寸法、不拘制法歟、檢非違使別當已下、帶可被先例也、

大理拜賀江家次第曰、康和記曰、尻長四尺餘、御裝束被獻云々、

延久御記曰、御下襲尻四尺餘、御裝束被獻云々、

遣辭書後大理違遲事

久壽元十一、或秘記曰、別當隆俊卿語物曰、別當遣辭書後、延下襲襟、不待左右出仕、若返給者、且臭辭、一兩日數度遣辭書、每度延襟云々、准此今日未返給辭書、可出衣歟、而不出之如何、問其由之處、无所據、

〔三條家裝束抄〕一下襲事〇中略裾長サ大臣大將一丈、大納言八尺、中納言六尺、參議五尺、四位五位四

尺也、此は腰より餘ル程をいふ也、

〔續筆叢談〕下襲(略)○中‧攝下襲の尻也、(略)○中長は代々の制符不同也、但近代攝家に用來分は、納言以前八尺、大臣一丈、關白の時一丈二尺許也、大概かくのごとし、又時にしたがふべし、

〔大江俊矩記〕文化五年二月三十日丙申、新調之裾、今日仕立出來、長一丈六尺也、(手細工仕立也)三月廿三日己未、美濃屋呼寄、先日調候多襧衣地、(くじら貳丈四尺代五貫目五拾匁有之也)金貳兩代銀ニ而百三拾貳匁八分、今日相渡遣了、

〔松竹問答一〕襴襞著之事、襴トヒトトレタ著用候哉、袍ノ襴ヨリ引上、一向不見候著用候哉之事、付襞トヒトツタ著用候、當時モソノ通リニ候、延喜彈正臺式(闕腋、武官ハ下襲ノコトニアラズ、縫官ノコトナレドモ、縫腋ノ文字ノ由)聞エ候之ヤ、凡衣袍、(略)○中其表衣長短著、隨服高襲裝束抄、したがさねのしりをつくるといふことあり、(略)○中すそをたけとひとしくはからひて、そのかみをわなにして、さげてかみをさがるまじく帶によくかよなり、飾抄下襲事、彈正弼、延尉佐、殿上六位、式兵二省丞、官外記等同之短襲、(たけとひとしく、四五位はすそながく、)(くわしくは、ゆへし、)寸法抄、下襲事、大納言より參議まで一丈、殿上人八尺、地下七尺、但辨少納言の人可尋其人、ついたけもあり、

〔政事要略六十七〕寛弘二年二月八日、大原野社行啓、中宮行啓相待臣多以供奉、愛藏人兵部少丞藤原定佐、著數多色織物下襲、于時檢非違使別當(藤原)(實資)仰佐以下官人云、件下襲可乱乎、縫身可申事由者、或云被禁色之輩、不著何色之服哉、並之下襲之色、載在令條、皆隨袍色、各可著用也、僭上服用、是著禁色也、依爲臨時之服、制之色、相準時宜、何無著襲歟成之衣、偏好僭上、似忘天下、就中至于織物之類、雖有用時、不用下襲、今恣著用、可謂過差、夫過差者、法之所制、不可不彈、各仰之旨不違法意、職縫殿人、身已六位也、立從被卸可、無其憚、但已上御代供奉雲林院御塔之日、藤原輔材爲藏人、以綾染數多花葉重著下襲(青色、黄色、紫色、赤色)、其時檢非違使、只有見咎、強不糺彈、事及天聽、無所被仰□日之

後事歟、

仰云、雖村濃花鳥不必著、宜從省者云々、如此之事可有用意、縱雖晴日、不可彩色、近來諸人皆悉此事、仍聊述當時之可否、示前事之不忘而已、（[illegible]）

〔法曹至要抄 中〕一染摺成文衣袴事（中略）

承平三年十一月九日、別當宣云、如聞祭使等摺袴下襲其長過多者、仍使官人等向祭使所、出件袴下襲任法裁行、

〔江家次第 正月四〕除目　執筆事

裝束（不必着靴、別下襲不用、冬用之歟也、）

〔扶桑略記 二十三 裏書〕延喜四年三月廿六日、先是去廿四日、於內裏有宴飮、（中略）侍臣特祿給之、左大臣給御下襲、參議已上細長、已下小褂衣、

〔古事談 一 王道后宮〕延喜比、上達部時服不好美麗、朱雀院御時、成公卿、道甫息於內侍許、令奏達云、先朝御時、恩賜之御下襲年月推移、處々破損、御下襲一領可被申下者、

〔扶桑略記 二十六 村上〕天德五年（二月改元應和元年）五月十四日丙子、內藏頭小野道風朝臣、奏內裏殿舍門等額畢、但除紫宸殿、仁壽、安福、淸涼殿等四箇所、以有舊額也、道風朝臣別給祿、下襲表袴等也、

〔台記別記〕仁平元年十一月十一日丁未、春日祭使左近權少將隆長（正五位下）自東三條第發向、（中略）赤馬護後、予（略）（中略）召兼成、右府召重文、俱參候同所、先大將殿袖賜重文、次予脫下襲（略）（中略）賜兼成、各退歸、（中略）予無下襲、請廊吹之、

古事類苑

服飾部八

半臂

名稱

半臂ハ、ハンピト云フ、半袖ノ衣ニシテ、下襲ニ重テ袍ノ下ニ著ス、襴及ビ忘緒アリ、而シテ半臂ハ夏ニ多ク之ヲ用キ、冬ハ略スルコトアリ、

〔倭名類聚抄十二衣服〕半臂 釋名云、半臂(此間名如字、下襲比)衣名也、

〔箋注倭名類聚抄四衣服〕按、釋名有半袖、其袂半襦而施袖也、後世半臂、然其遺事物紀原實錄曰、隋大業中、內官多服半臂、除却長袖也、唐高宗減其袖、謂之半臂、今背子也、

〔事物紀原三衣裘帶服〕半臂

實錄又曰、隋大業中、內官多服半臂、除却長袖也、唐高祖減其袖、謂之半臂、今背子也、江淮之間或曰綽子、士人競服、隋始制之也、

〔伊呂波字類抄波雜物〕半臂ハンヒ

〔名目抄衣服〕半臂ハンヒ(束帶之時、著之、闕腋之時縫腋、時付襴、公卿小忌時如此、)

〔書言字考節用集六衣食〕半臂ハンピ(始自隋大業年中、見開寶諸注、後漢書所謂繡臂是矣、見代醉、)

製作

〔連阿口傳抄〕裝束寸法 略○中

一半臂 袍ノ長サヨリ五ニワリテ三分也、ムナノ折メヨリ也、此外ニ襴アリ、上下年少同事、廣サハ袍ノ身ニ一寸ヒロシ、袖ナシ、襴ノ高サハ袍ノラムニ五分オトルベシ、左右ノ脇ニ、十二宛、後ニ六

タヽミ置間、長サ一丈二尺、是半臂アラジト云、

大タビノ事

六寸アルベシ、上サマ次第ニセバレ、

忘緒事

廣サ三寸五分、長一丈二尺、年少又可レ了簡、帯ノ長サ可レ依レ職、是ヲ引帯ト云、緒ノタヽミヤウアリ、二ニヲリタヾナノ片ヲ三分一ホドニヲリタ、マタワノ中ヲ引帯ニテ結、

ムチノワリメノ事

袍ノハ襴縫ノ下ヨリアス也、是ハエリヨリアス襴縫ノアワナヲ三寸バカリアタヽ、袍ノムチノワリノヨリ三寸ニタモ、二寸五分ニタモ、寸法ニヨリタ長サ可定、

〔装束圖式上〕半臂　紋小葵色深紫裏水色平絹也、袖忘緒、皇太子著御レ給也、



襴
忘緒

同圖略○圖紋三重襷、冬ハ綾、夏ハ縠、近代附子金ニテ染之、深紫色ト云、非色ノ人ハ多平絹、夏縠二藍染、何モ襴忘緒ハ諸物、闕腋袍ニ非レバ何モ襴ヲ略ス、

〔新野問答〕一半臂、略○中

半臂ト申候物ハ筆ニハノベガタク候、中候得者下襲ノ袖ナクテ襴アル物ニ候、ソノ襴ハ横ニナガキ物ニテ候、夫ヲ左右ノワキニ十二ツヽヒダヲトリ、又後ニ六ヒダヲ取申候、畢竟短衣ニ候、袍ニ對シテハ五分ノ三ニ候、襴高サ三寸、長一丈二尺ニ候、

〔延喜式十四縫殿〕年中御服

春季　正月料略二月三月○中　半臂十領(當四領、十二月二領、冬六領、十一月一領、並用白、)一料、絹八疋、(別四丈八尺)絲一兩一分、(別三銖)○中略

夏季　四月料略○中　半臂十領(當五領、九月一領、夏五領、用白、)料、綾四疋一丈、(別二丈五尺)絲三分二銖、(別二銖)　五月料略○中

半臂十領　六月料略○中　半臂十領

〔延喜式十五内藏〕踏歌人等裝束料、略○中　正月節、裝束料、人別冠一條、巾子一口、絹三丈七尺、(袴料)深紫絹二丈、(半臂料)白絹三丈、(汗衫料)

〔公清公記〕貞和六年正月十六日壬申、著裝束、(顏色闕腋、依三節會也、)○中略

半臂(文小葵、ヲカトゾノ家緒アリ、裏花田、下襲ノ中倍同物也、アヘ〳〵トヘヒ、襴羅也、此緒纈ノトハ不縫纈縫トヤ名□□アリ云々、襴并緒ノ無高也、承久三年三月十五日、野宮殿御記云、襴并緒纈無高、闕腋之時皆以同色物着付之、然今儀也、然襴之裝束不可見、仍黑闕腋也、是常事也云々、然襴黃、今儀有兼一事也、然而今度不及其沙汰、就向後記之、)

〔大江俊矩記〕文化九年十月二十日己未、自申刻前予參内、廣橋亞相面謁、略○中

黒半臂小葵浮線綾之内任便可用之、被御所持者浮線綾(御用之物古物云々)之由、裏平絹同色、(木色者猶用之由、山科家多用)之云、襴ハ歷代抄ニ面も縠ニ而も宜由、(被御所持之由也)、打半臂者山科家多用之由、高倉者不打云々、丈ハ下襲ヨリ少可長由、

〔雅亮裝束抄二〕そくたいのさうぞくのこと略○中

はんひのらんにはいづれもうらなし、されはおり物などのは、おもてばかりをする物なれば、くさぐさときがりてみえず、されはきんだい、かくしてこはきうらなどをつけてあちす人おほかり、○中

わきあけのこと○中

はんひのをは、こをといふ物にて、くびをゆひて、このごろの人は上下せられたればよし、たゞうるはしくゆふやうあり、本をみるべしならふべし、さうぞくしのひすることなり、

わらは殿上のこと○中

はんひはくろはんひ、らんをなとは、■といふものなり、なつはうすもの、○中 さうぞくをすることは、つねのわきあけなり、たゞしはんひのをゆふべし、本を見るべし、○中

みづらをゆふこと○中

おほかたそくたいのさうぞくには、はんひのをといふものあり、それをきんだい、はそきをして、くびをゆひて、ひきまはしてしたる、ことやすきれうなり、うるはしくは、さがりたるをのやうにて、え尺ばかりにて、ふたすぢあるなり、ゆふやうかきにくければ、本をしてぐしたり、ゆふべきやうは、まづうへのはかまをひきのべてをきて、そのうへに、こしのもとよりあて、ゝ、あしつぎのしもに、このはんひのをの、ひろさのほどをさげてゆふなり、これはひすべし、ゑふのわきあけなどにはゆふべきを、つねにはゆはず、わらは殿上の人はかならずゆふべし、

〔蓮阿口傳抄〕一束帶著次第○中

下襲ノ腰ノシハヲ深ク入テ、帶ニテ腰ヲユフ○中 或ハ半臂重テ忘緒ニテ可結之、次ニ半臂忘緒ノワナヲ左ニアテ、イタクツヨクタラヌ程ニ結之、其後ニ袍ヲ著○中 半臂ノ前ニ、ホソキ物ヲヒキノ也、兩方ノ腋ヘオレヤリテ、下具ヲモタスルヤウニ、此前ヲバナトツメタルガヨシ、忘緒ハイタ

クワヨカラズ、或ハ忘緒ノ引帶ヲバ、ウシロバカリニアテヽ、前ヲバハブシテ、結ニハコメズ、袍ノ衣紋カタク時、フマルハワロキ故也、

〔桃華蘂葉〕一束帶色目〇中略

黑半臂〇中略　薄忘緒は、うす物也、たゝみて付之、〇中略　夏は大略用之、〇中略　但襴をばなを略之、闕腋袍にあらざれば、襴までは見えざるゆへなり、或抄云、近代以半臂小緒結之、往古の例は以大緒二筋結之、今世少知人云々、

〔新野問答〕一半臂〇中略

此忘緒結樣、一筋二筋之差別分明ニ候得共、高倉家秘候條、不到口外候、半臂中絶ニ候ヲ、去元祿中賀茂祭ニ、右宰相中將公[illegible]爲近衞使日、考舊記、且高倉家所傳之半臂ヲ以再興候キ、其時下官毛頭相談候故、聊存知之候、忘緒ハ左方ニ結申候也、

〔大江俊章記〕延享二年四月十一日、向高倉家、是成先所望半臂傳受之事未被許、最初所望賀茂祭近衞使三條西殿衣紋也、重願也、若可被著半臂歟、仍急所望也、然不被著條治定故、傳受不急條申述、是元來半臂緒中絶、近代再興故、門弟傳受之人無之、先年廣橋黄門堀川中將大輔兩人、無被傳受之由、然處今度達而所望也、ナルマジニテモナシ、

〔服飾管見〕四半臂製

事物起原に、二儀實錄を引て、隋高祖其袖を減て半比とす、いはゆる今の背子也とあり、扨延喜縫殿式の年中御服料の袷の半臂の料の緋と、中宮袷の背子の料の緋と、丈尺同じ、是をもて見れば、いにしへは全くもろこしのまゝ也けり、さるを後の世の人、襴なき半臂は略せる物と思へる、いといとあやまれる也、此襴といへるは半臂の具にはあらで、袴襴なるを、表の袴に中の襴つけ、靴に行膝をつくるがごと、一度に著む料に、半比の裾に、とぢつけたるにぞ有ける、縫腋の袷の袍の

織質色目文様

束帶には、裾などなき如きはたゞ略けり、袍袖には遠て見ゆれば略せず、是には襴忘緒まではもちゐず、闕腋には何れも事略かず、縫腋にても騎馬の時はゐきる、是等には必襴忘緒あり、是は半比は用なけれども、袴襴をとぢつけてあなれば、袴襴につれられてきるものけり、されば騎馬のはれならで、縫腋の下にきるなるには、襴忘緒をばつけぬなりけり、今は縫腋にはさらにもいはず、闕腋にだに用うる人まれ也、

〔台記〕康治二年五月廿五日辛巳、巳一剋參宮、依召見也、中略予〇藤原頼長所著之半臂不結小紐、余云不結小紐奇怪、伊通曰、正儀只以大紐結之、何可用小紐哉、余因譏、自今已後不可具小紐、

〔大江俊矩記〕文化十年四月十五日壬子、向細川家三藤面會、先達半臂襴ニ相用來緒ノ切レ殘リ、今日持參返却、且兼謝禮奉書紙三百枚持參贈之了、

〔枕草子六〕はるかなる物　はむひのをひねりはじむる日、

〔延喜式四十一彈正〕凡除禮服并參議已上半臂、五位已上襖襴之外、不得著羅、

〔延喜式四十一彈正〕凡滅紫色者、參議已上聽通用、五位已上聽著半臂、

〔政事要略六十七〕滅紫雜色紫、古老傳云、滅紫是參議以上、聽可用、下襲當時行事王卿并侍臣著紫色之襲、著紫芳下襲、御用黒半臂、今件黒半臂已是黒紫也、中略依延喜式、滅紫之色以紫染之、然則古老所傳之黒紫、誠當時所著之黒半臂、色頗不異、名實相同者也、

〔西宮記臨時八〕多半臂

主上必著之、臣下上臈有事之時可著用、或人云、下臈著黒半臂、裏倍文、滅紫色綾半臂、夏冬時服必用羅類、

頭書四月八月九月之間用之、黒半臂或打半臂、

〔侍中群要三〕裝束〇中略

装束織人事、略○中至于冬時、必不著唐綾下襲、於半臂猶可用唐羅、庭殿都英文羅色文著用云々、〈文絵 紋羅〉

〈秋冬時、殿上人、可然之人、可用綾、是有故実、雖殿上人、用之、図文、石云、是身帯也、〉

〔雅亮装束抄〕二わきあけのこと略○中

ふゆのはうちはんひなり、かんだちめうちいくら人などはらのはんひなり、たゞのきうはくろ。はんひなり、なつはかんだちめうちのくら人、黒はんひなり、殿上人已下はうす物、またがさねのやうに二あゐなり、多はかんだちめは、つねにはんひきることなし、またよさの行幸などに、かたまひといふことあり、それにはかならずきることなり、

〔餝抄〕上一下襲〈付半臂〉○中略

半臂多禁色之人、綱羅〈地文同〉身裏打、夏大文黒半臂、多常者不著之、相撲之時、若騎馬之時著之云々、不著禁色之人、多不用、其色如恒、夏穀二藍半臂、〈冬濃打、夏二藍〉半臂欄以一幅折返面付之也、而後堀川院御譲持明院〈高倉〉○中略之時、上御門大納言〈定通〉○中略忠中将〈頼隆定〉著染装束、半臂ヲノヲカシク著之、人々傾奇云云、可有用意事也、仍注之、

〔三條家装束抄〕一半臂事、春多尋常の時、近代不著之定事也、如五節可相之時必著之、闕腋色以下委細見装束御抄、仍略之、夏秋著之、大紋羅物、〈の大文ト云へ、三重欅重文の欅なり、〉色如袍、襴并に忘緒たゝみて用之、〈半臂の闕物なた半又闕腋〉知難物なり、

〔後照念院殿装束抄〕半臂事略○中

仰云、文小葵歟、弘安春日行幸時、禅中大北政所之時不覚、但小葵歟云々、

今案、冬も相撲などする時はきる也、黒打半臂也、染装束時は別事也、

夏之黒半臂事、身下襲ノ裏様ナルモノ也、ウム羅也、

〔餝具装束抄〕一束帯事略○中

半臂〈公卿、夏[illegible]、[illegible]物[illegible]、[illegible]、[illegible]打之、[illegible]木色[illegible]之、[illegible]、[illegible]、[illegible]殿上人、夏[illegible]文[illegible]物、色[illegible]、[illegible]打之、[illegible]上、〉

〔[illegible]〕一束帶色目〈略〇中〉

黑半臂　多は綾をふしがねに染て假引にして著之、深紫色の半臂と名づく、裏あり、夏は生の穀、〈文三重、だゝすき〉又ふし金にて染之、いづれも闕腋はうす物也、たゝみて付之、近代多は一向略之、舊例も壯年人は半臂を著す、老者はかならずしもまからざるよし見えたり、夏は大略用之、表衣のひとへにてすきて見ゆる故殊夏に著用す、但闕腋をばなを略之、〈略〇中〉或抄云、著縫物下襲時、用同色半臂、〈[illegible]〉不用黑半臂云々、

〔西三條裝束抄〕半臂

宿ノ高職其袖ノ長ヲ制シタル故ズ、是ヲ半臂ト號ス、紫色ヲ著ル人、多繁菱羅薄物ノ濃打、夏ハ大文ノ黑。半臂、近代多ハ、常ニ不著、五節ノトキ、細腕ノ時、若ハ騎馬ノ時、是ヲ著ル、赤色ノ人ハ、多ハ平絹。濃打、夏ハ穀ノ二藍、文蓋ノ三重多須文也、此外下襲ニヨリタ、其色ヲ儲レト見エタリ、

〔餝抄中〕一御裝束事〈略〇中〉

尋常黃櫨染〈文竹鳳〉〈略〇中〉半臂黑、下襲ハ打、裏、御文小葵、〈略〇中〉夏生單、半臂、下襲、

〔後松日記十二〕一下重ニ綾色風流ヲ用タ內衣ニ襴アルニ似タルハ如何

一半臂今世五位子合緒二藍ニ限レリ、半臂ハ素夏日、又闕腋或騎馬ノ時用ルナレバ、內衣ヲ顯ハレ透カザランガ爲ニ、黑ミタル色ヲ用ルナルベケレバ可ナルベシ、然ナド白重ニハ白半臂ヲ用ユ、是ハ後ノ正儀ノ服ナレバ可ナリ、又餝抄ニハ黑半臂ノ外、紅梅、蘇芳、松重、黃紅葉、萌、山吹、柳、萌木、青紅葉等ノ織色、風流ヲ用ルヨシ見ユ、半臂ハ外ニ顯ルベキ衣ニタ下重ニ同ジ、內衣ニ對シテ色目ノ論亦同ジ、如何、但紋紗、闕腋等古實多端ナリ、今俄ニ綴セザレバ、中古ノ書ヲ信ズベシ、

〔松竹問答上〕半臂、公卿黑半臂ヲ著、殿上人二藍ノ無文ヲ著候哉、殿上人ニタモ三重襷ノ黑半臂ヲ

著シ候ヲ宜候故、

半臂、公卿ハ多浮線綾丸ノ紋、夏ハ三重襷ノ穀物、何レモ黑色也、四位五位ハ多無文、平絹ノ黑打、夏ハ無文穀二監定法ニ候、

〔大安寺伽藍縁起流記資財帳〕合大唐樂調度(中略)

緋色半臂參拾參領

〔東大寺正倉院文書〕四　謹解　申所盛物事

合參拾參種

緋朝服一領　葛布半臂一領(中略)

右等物、六條二坊安拜常麻呂之家、以去八月廿八日夜、所盗、注狀以解、

天平七年閏十一月五日　中宮職舍人少初位上中臣酒人宿禰久治良(下略)

〔枕草子〕十たのもしきもの

いみじうまたて、むことりたるに、(中略)六月に人の八講し給ひし所に、人々あつまりてきくに、この藏人になれるむこのれうのうへの袴、すわうがさね、くろはんひなど、いみじうあざやかにて、わすれにし人の、車のとみのおに、はんひのをひきかけつばかりにて、ゐたりしを、いかに見るらんと、車の人々も、しりたるかぎりは、いとおしがりしを、こと人ども、つれなくゐたりし物彼など、後にもいひき、

〔台記〕久安二年二月十一日庚戌、巳刻參官、依召見也、(中略)今日余(藤原頼長)著唐綾梅下重、表袴、(去一日行幸所)着的)猶黑半臂給、是羅唐綾、猶著黑半臂故也、至織物者不著黑半臂、(兵衛佐實)(中略)

〔大江俊矩記〕文化十年三月廿二日己丑、廣橋亞相面會、別段被示、(中略)夏半臂之事相尋處、公卿ノ直衣三重襷ニ而黑半臂、襴者夏多同物之實、同卿黑襴給也、

〔續世繼〈四白川の花宴〉〕このおとゞ〈雅定〉舞人も、世おぼえなど、とり〴〵になむおはしまし〳〵、〈中略〉もとより一の人にもをとらず、なんおはしまし〳〵、御うしろみにて、たぢまのかみ能通とかいふが、はかばかしきにて、うしろみたてまつりければ、御家のうちも、いと心にくきことおほかりけり、いつのことに侍けるとかや、おほみあそびに、多のすけたゞに、半臂をきさせ給へりけるを、かたぬがせ給ときゝ、宇治殿よりはじめて、したがさねのみしろくみえけるに、このおとゞひとりは、半臂をき給へりければ、御日記にはべなるは、予ひとり半臂の衣をきたり、衆人はおだたる色ありとぞ侍るなる、

〔台記〕康治二年正月二日庚寅、饗禄故事〇中略臨時客也、〇中略上人已下、無着半臂之人、〈家成卿着之、今日三位中納言、時年二十四、〉一人着之、年少尤可然、

〔玉葉〕建久六年正月二日戊子、此日臨時客也、〇中略余〈時年四十七、關白〉着打下襲、不着半臂、宿老之儀也、

〔西宮記〈臨時四裝束〉〕〇中略延喜四十、天皇〇中略幸大井、重明親王年七歳、舞間曲節不誤、今上脱半臂給親王、親王拜舞、

〔西宮記〈八月〉〕定考〇中略延喜十七年八月十一日、定考云々、大臣脱半臂給取盃史、史於庭中再拜訖、各分取之、

〔江家次第〈六三月〉〕石清水臨時祭試樂〇中略舞人陪從、參集殿上口戶下、〈武官解劍、文官不解、〉

衵

衵ハ、アコメギヌト云ヒ、後ニハ略シテアコメトノミ云ヘリ、單ノ上ニ著スル衣ノ名ニシテ、

製作ニ單ナルト袷ナルトアリ、蓋シ衵ハ衣ト稱スルモノト同物ニ名ニシテ、唯、其製ニ長短ノ差アルノミナリト云ヘリ、又束帶ノ時ニ用キルヲ衵ト稱シ、直衣或ハ狩衣ノ下ニ用キルヲ衣ト云フト説アレドモ、必ズシモ然ラザルガ如シ、今便ヲ以テ別ニ衣篇ヲ立ツ、宜シク參看スベシ、

〔倭名類聚抄 十二 衣服〕衵 唐韻云、衵(人質反、又尼質反、和名阿古女岐沼、)女人近身衣也、

〔段注説文解字 八上 衣部〕衵 日日所常衣、从衣从日、日亦聲、(人質切、十二部、)

〔類聚名義抄 六 衣〕衵(俗衵字歟、アコメ、)　衵(人質又尼質切、アコメ、アコメ、)

〔下學集 下 衣服〕衵(アコメ、)

〔名目抄 衣服〕衵(紅、山吹、躑躅之時赤、用之、袙付色、以…付、)

〔三條家裝束抄〕一衣事、(中略)或は袙とも稱之、但當家存知之分、束帶の下などに重用るは、綾著(アヤギ)と申、(ヒタタトレ)以是爲袙、直衣幷に狩衣の下に用之は衣也、以是爲差別、

〔新野問答〕一衵

衵字从日从白ト兩樣之事、从白者尤失也、(下略)骨經之至、不足言候得共、此字ニ限リ雙白之儀、決而無之由深存候、和名抄ニモ从日ト說文ニ日々所常衣、从日、日亦聲、會意、又女人近身衣ト有之候、和名抄同用此說、仍人ノ爲婦人之服由有疑、尤童女必用之候、但必不限婦人、男女通用之服ニ候歟、正字通ニ、左傳襄其衵服以戲于朝、凡男女近身衣皆曰衵、非女人內衣而謂之衵也、舊注以左傳夏姬衵服、增女人近身衣說ト候、委曲之儀注詮之條下候、袙字有正字通、同衵ト候、忙ニ候、邪巾袹額、始ニ與之服也、袙字ヲ吉禮ノ美服ニ用候者、イマ〳〵シキ事ニ候歟、一笑々々、

〔正字通 衣〕衵 人質切、音日、說文、日日所常衣也、六書故謂日衣也、左傳、陳靈公與孔寧儀行父通夏姬、皆衷其衵服以戲于朝、凡男女近身衣謂衵、舊注、女人近身衣誤、

袙 同帕、又貊、與陌同、又抹額、今之… [illegible]

〔貞丈雜記 五裝束〕一衵と云は衣と同じ、單也、假衵は衣よりたけ短き也、衵と名付故は、單と下襲の間に着こむる故、アイコメの詞にてアコメと云也、

〔官職裝束抄〕衵（細作、細身也、或見于裝束抄、寸法不同事、）著束帶曰衵、著直衣曰衣、其實同也、然故實記束帶時衣謂衣、直衣時衣謂衵、一物二名、但無差別、但以長短分之由、見于裏書裝束抄、多白平絹、夏白生絹、（不知）凡衵多無、止上達部副日用之耳、況於老人乎、略之古來之儀也、

打衣

〔深窓秘抄〕打衣　今ハ著用ノ人ナレ、多ハ打衣ヲタナチヨル也、夏ハ大帷也、其上ニ單衵ヲキル、今又略ノ袖計用ク、衵モナレ、略ノ略レ也、

〔餝抄 上〕一打衣

近代多不著之、或人曰、尋常之儀、近多束帶著打衣云云、夏季帷上付裏衵、（私）近代多袖計付、略儀也、

保延四十一廿三、宇治左府著座記曰、不著打衣云云、

遠方家、件度雖不著之、尋常著之歟、仍注載之、

〔兵範記〕久安五年十月十日戊午、今夕美福門院、初有入内御事、陰陽頭憲榮朝臣奉仕御出反閇、唐御車、御車副八人、（細字）、牛童（細字）、

出衵

〔小右記〕長和五年四月廿四日丁酉、近衛府使（割注）引馬、右近衛秦近年、著蘇芳織物衵、著狩袴、上著裝出衵、

治安四年四月十七日甲戌、今日童裝束、改著以白唐綾、爲出衵、

〔世俗淺深秘抄 下〕一公卿人々退出他所給時、衛府隨身著直衣、出衵由云々、天仁三年御產、同見宗能公記、

製作

〔連阿口傳抄〕裝束寸法

一束帶略○中 衵事
長サ袍ニ五六寸ミジカシ、廣サハ下襲ノ了簡也、略○中
一直衣事略○中 衵事
長サ直衣ノ長サニ六七寸ナガシ、廣サ袍ノ衵ノツモリノ如シ、略○中
一狩衣ノ事略○中 衵事
長サ一尺、實身ニマサル、廣サ二寸五分、狩衣ヨリセバシ、狩衣ハ一身ナリ、二寸五分オトルホドヲナカラブ、ハカラヒアハスベシ、小寸法可有了簡、袖口ハ布衣ニ同ジ、略○中
一淨衣事略○中 衵事
長サ實身ニ八寸長シ、廣サ淨衣ニ一寸ミジカシ、
〔學習院所藏文書〕天保十一年十月御用、冬御束帶、○中略仁事、

御衵

御身後たけ	二尺三寸(あと六寸)	御前たけ	二尺七寸(御ひれの寸とも)
御むねの折	二寸	御えりかた(御裏は二寸)	二寸三分(おめりとも)
御えりはゞ	二寸三分	御身はゞ	一尺
御袖たけ(御裏は九寸七分)	二尺	御はゞ	九寸五分
御袖つけ	前二寸 後六寸	御おくび	五寸
御小づま	五寸	御おとし	二寸

〔裝束圖式上〕衵
天子打衵、御神事之御時、白衵著御給フ、皇太子紅打衵、小葵綾、或平絹也、童束帶ニハ濃打衵、直衣ニハ蘇芳衵、紋菊立涌、攝家ハ小葵ノ紋ノ綾、濃色ニ染ル、裏ハ平絹、色ハ表ニ同、或紅打也、壯年ハ萌木

濃色等ノ染樣、公卿ハ赤キ袙ヲ著ス、壯年ハ、窠文、中年以後ハ遠菱、將軍家ハ桐唐草也、

袙(アコメ)圖



〔後松日記三〕むかしは、いまの小袖てふものはなくて、常に下にはひとへの衣、下の袴を著て、大口な衣を著さしぬきはきてゐるなり、ことに付とけたるなりは、袙衣ていあるべし、されば衣は多は綿いれ、さむからんにはいくつも重ね、是をわた衣とも、おつ衣とも、身いれの衣共いふ、綿いれぬをあはせの衣といふ、夏は引倍支とて、うらをとりてきる、わらは、是を袙といふ、東都にはおとなのきゝも袙といふ、中されば衣ひとへは、なをし、衣冠、かり衣の時さへきるものなれば、まして東都にあこめ

地質
色目
文樣

きぬ著ぬ事はあるまじき事なり、中頃よりいまの小袖出來て、さむきには綿入て、ひのさうぞくする時も、是を下にきるなれば、袙は著ても寒からねば、つゐに後のよには、袙きぬ人多く成にたり、あさましき事なり、ひのさうぞくする時は、小袖はみゑのやうにきるがよきなり、三中口傳に、衣架に裝束をかくる時は、これには小袖を具すべからず、若具する時は、下にかけ、かくすべしとぞみえにき、

〔延喜式十四縫殿〕年中御服

春季　正月料（二月三月准此〇中略）　袷袙單袙各十領（紅染）　料絹十三疋一丈五尺（袷別五丈三尺、單別二丈六尺五寸）、綿五十屯（袷別五屯）、絲一絇二分四銖（〇前四領、中略）

夏季　四月料（〇中略）　袷袙單袙各十領（紅染）　綿十屯（〇別一屯、中略）　五月料（〇中略）　單袙十領（〇中略）　六月料（〇中略）　單袙十領

〔江家次第一正月〕內辨細記　七日（〇中略）

予（〇謂內辨）窺見以繡線介之、袙頸上、

〔扶桑略記二十八後一條〕治安三年十月二十二日、中納言金剛峯寺、曉頭給住僧等口法服、此明日法會請僧也、（[illegible]）

〔餝抄上〕一袙（付單衣）

公卿用赤袙、壯年之人著染袙、（染袙者濃色也）權大納言（東宮）一門、吾等大臣後著赤袙、納言間著染袙云云、宿老之人、或白衣平絹、同單云云、夏帷上付張袙、（紅、若ハ白張、白綾、綾云、）單衣（紋、宿老無文、年少之人ハ、〇中略）

夏束帶著染袙事

成人衣抄曰、九月九日以後、夏束帶不著赤帷、著染袙（色濃）、有其說、納重紅單衣也、其單衣平絹也、

〔三條家裝束抄〕一袙ハ文小葵、地ハ綾ニナリ、濃色、ふゝき張、表ハ平絹、同色、檜垣張之、尋常の時著之、或

又略之、冬の時計の事なり、夏不着之、老若通用なり、但近年略之儀常事也、〈中略〉萌木濃色或は着之、凡束帶の袙は一領の外不着之、

(後照念院殿裝束抄)束帶下袙事

知足院殿〈忠實〉仰云、公卿ハ蘇芳ヲモ萌黃ヲモ着、但濃單衣不可、又仰云、常ニハ大臣以前萌木、大臣以後紅也、

安元御賀、三位中將殿濃色袙、

六條殿〈忠實〉上階御拜賀、紅御袙、關白殿〈忠實〉同御拜賀、萌黃御袙、

岡屋關白〈兼經〉仰云、吾大臣以後束帶ノ下ニ着赤袙、凡一門人大臣以後着之、

(物具裝束抄)一束帶事〈中略〉

袙〈夏不着之、若少人紅袙、或濃袙、中年人濃色、〉

(深窓秘抄)袙　綾モノニハアラズ、付色ナリ、單ニ重ヌルモノナリ、上下トモ用之、

([illegible])一束帶色目〈中略〉

袙、春多はこれを着すべし、然るを近代一向略之、若着用せば、小葵の文の綾をうす色に染て、平絹の肩裏を付て可着之、或は紅打袙一重にても、又紅打にうす色あこめをかさねても用之、以上舊說に見えたり、

(西三條裝束抄)袙

公卿ハ赤キ綾ヲ用ユ、中壯年ノ人ハ染タルヲ着ル、文ハ將軍家桐唐草、諸家少年菫文、中年以後遠菱、凡袙ハ春多計用ユ、近代一向是ヲ略ス、又宿老ニ至リテハ白キヲ用ル也、

(後松日記三)袙はよのつね紅、壯年は萌黃、うす色など、わかきはうちあこめ、やごとなき殿上人は小あふひの綾、きらぬはひらぎぬなるべし、

〔後松日記十一〕袙之條　位階之制御しるし無之候得ば、矢張單に同じく、五位以上綾を用候儀に御座候哉、

如御考殿上人も綾を用ひ候、尤中古以來如此候半歟、彈正式に朝服に綾を用ゆる事を聽すとみえ申候は袍の事にて、下衣には用間敷候、三代實錄にも禁色は下衣といへども服用をゆるさずと見え申候得ば、古制は袙之類平絹を用ひ候事勿論と見え申候、

〔西宮記臨時八〕袙大口袴〇中略

恐御著綾之儀、交用平絹衣、雖四位已下著綾之徒、無用平絹、上臈袙不染打不著用云云、

〔江家次第六四月〕御灌佛〇中略

使給錢、五位藏人取之、紅打袙一重、五位藏人出自殿上上戸授之、

〔侍中群要五〕裝束〇中略

袙大口　隨心著之、但著紅袙時不著青染大口表袴中重等、袙大口中重等可用一色也、除更衣外、殊不著白袙、又綠色綵不見物也、

〔西宮記臨時十〕成勘文事〇中略

獄中可著鈍左右獄囚事〇中略

文屋豐忠

賦物白綿襖一領　承和色阿古女一領〇中略

藤原重子丸

賦物白阿古女二領　細布袈裟一條　鈍色阿古女一領〇中略

岡田是本

賦物手作布一端　黑紅花阿古女一領〇中略

以前今月廿八日可著駄左右以因觸中如件、
寛和二年五月十七日　右衛門府生鶴(以下略)

〔宇津保物語藏開上〕よきわらは四人、ふたりはあをにびのかざみ、こきあこめなどきて、いでいり、花のかげにあそびて、(下略)

〔源氏物語三十五若菜下〕とめこはつるすゑに、わかやかなる上達部は、かたぬぎており給ふ、匂ひもなくくろきうへのきぬに、すはうがさねのえびぞめのそでを、にはかにひきはころばしたるに、紅。ふ。か。き。あ。こ。め。のたもとのうちしぐれたるに、気色ばかりぬれたる、(下略)

〔枕草子十〕雪たかう降て、今も猶ふるに、五位も四位も、色うるはしう若やかなるが、うへの衣の色いときよらにて、(中略)あ。こ。め。の紅ならずは、おどろ/\しき山ぶ。き。を出して、からかさをさしたるに、風のいたく吹て、よこさまに雪を吹かくれば、すこしかたぶきてあゆみくる、(下略)

〔大鏡七太政大臣道長〕女君二所、男君四所(和○女源[illegible])おはしますぞかし、(中略)一所は、馬頭にて、顯信とておはしき、御わらはなこけ君なり、長和元年壬子正月十九日、入道し給ひて、(中略)御法服、宮々よりもたてまつらせ給ひ、殿よりはあるべきの御衣たてまつるをば、あるまじき事に申させ給ふなるをぞ、いみじくわびさせ給ひける、いでさせ給ひける日は、ひ。め。御。あ。こ。め。の、あまた襲けるを、これかれあまたかさねてきたるなんうるさき、わたをひとつに入なして、ひとつばかりきたらばや、まかせよとおはせられければ、これかれぞゝき侍らんも、うるさきに、わたをあつくしてまゐらせんと申ければ、それはひさしくもなりなん、たゞとくと思ふぞと、おはせられければ、おぼしめすやうこそはとおもひて、あまたがわたをひとつにいれて、まいらせたるをたてまつりてぞ、其夜はいでさせ給ひける、

一、〔古今著聞集六管絃歌舞〕長治貳年正月五日、朝覲行幸有けるに、胡飲酒、中院右大臣(雅定)童にて舞給

けり、〇中略法皇〇白河の召によりて胡飲酒の童舞りけり、襖をぬがず、御前の簀子にかけれは、主上〇堀河紅の御袙を給はせけり、

(御幸始部類記)正元元年十二月十三日、今夕新院〇後嵯峨御幸始也、〇中略御冠御直衣、萌木二御袙、紅御單衣、〇下略

(園太暦)文和四年十二月廿二日癸酉、德大寺前内府送消息、彼嫡子息三位中將拜賀年始節會可逐用云々、其間事條々被示所存注付了、〇中略

一袙は是拜之年齢には、先々萌木襴色之由所見候、無相違候乎、萌黄之濃き色々事候乎、〔萌木と申上候、萌黄色不存知候、〕

(續宮御記)享保二十一年〇元文元年正月元日丙申、院御神拜、貢刻出御於小御所、著御御束帶、〔赤色御袍、御下襲、〕〇中略 御袙、〔[illegible]〕御單、〔[illegible]〕

(新儀式〇五臨時下)親王加元服事〇中略

爰内侍於侍東戸下、召加冠人、進候簀敷、女藏人取祿賜之、〔白袿一襲、女御衣一領、〕〇中略次召理髮者、候南廂小板敷、

同賜祿、〔白袿一襲、女御衣一領、同古〕

内親王初笄事〇中略

理髮者別儲候給祿、〔[illegible]〕〇下略

(西宮記〇臨時十七)保使事〇中略

爰召御殿御酒、餞殿肴物、賜使、此間列舞庭中、〇使賜御衣、〔紅長女之御衣、同古〕

(侍中群要〇八)親王元服〇中略

召理髮者、候南廂小板敷、同賜祿、〔白袿一襲、女御衣一領、同古〕

(扶桑略記〇二十六村上)康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、〇中略次納蘇利、小舍人實資、著天冠舞衣、舞畢、召實資於床子、以阿古女衣賜之、

衣 袿附

名稱

衣ハ、キヌト云フ、又打衣、出衣ナドノ名アリ、打衣トハ、絹ヲ打チテ光澤ヲ出シタルヲ謂ヒ、出衣トハ、衣ノ裾ヲ長クシテ、袍又ハ直衣ヨリ其褄ノ顯カ見ユル如ク出スヲ謂フナリ、宜シク細註ヲ參照スベシ、

袿ハウチキト云フ、大袿小袿ノ名アリ、婦人ノ小袿ノ事ハ、別ニ其篇アリ、參看スベシ、

〔名目抄衣服〕衣〈[illegible]時、無打衣之外不用之、〉

〔三條家裝束抄〕一衣ノ事、若年の人は冬時衣二三も重著之、是古儀なり、近代大略晴時之外一著之、或は袷とも稱之、但當家存知之分、束帶の下などに重用るは襲著、〈ひとへいゝ事也〉以是爲袷、直衣幷に狩衣の下に用之は與大也、以是爲差別、狩衣直衣の下の衣は、夏冬大略無差異、

打衣

〔服飾管見〔一〕〕打衣襲文色

打衣とて別なるものにあらず、袷袍の衣を打たるをいふ、されば板引とも打袷ともいふめり、おさなきは濃蘇芳、おとなしくて紅〈紅梅の上にきる時も、色々濃蘇芳紅なり、〉老ては白きを襲たる也、文は袷の袍に同じ、裏は菅中絹、色おもてに同じとはいにしへはきこへず、中比よりまいでし事也、例の袷の袍の上にきる、うるはしくせむ料にや、細などなき時は、多くはきず、西宮抄に、袍とあなるは、此打衣の事にて、下襲とあなるぞ、例の袷の袍單の袍の事なる、

出衣

〔禁腋秘抄〕出衣　又打衣也、色々不同、

〔新野問答〕一出衣

上ニ被出候打衣モ下ニ被着候袿モ同物ニ候、出衣ト申候ハ、直衣ニ衣冠等ヲ著スル時、風流ノタ

メ、キヌノスソヲ腰袍ノスソニ見セ候ヤウニ着ナス事ニ候、是ヲ出衣トモ申、又出袿トモ申候、其着様ハ、高倉家殊ニ極秘ト申事ニ候、如下官等最末ノ門弟ニハ、更不及口授候、然ドモ亡父故内府ハ、故藤大納言入道(永慶卿)外孫ニテ、故人道被口授候ツ、故内府則下官ニ令申聞候、其上書記ニテモ少々見及候キ、カキアラハシ候事ハ、安キ事ニ候ヘドモ、高倉家ノ秘説ト申候事ヲ、恣ニカキチラシ候モ、其家ノ心苦候故欠筆候、出衣ノ縫様ヲダニモ、可被申聞之由、藤中納言(永福卿)ニ所望候ヘドモ、秘候由ニテ出衣ノ縫ヲサヘ見セラレズ候キ、然處故藤大納言入道聞候而、故知足院禪閤(兼熙公)ニマイラセ候、白菊ノ出衣、今三條家ニ是有候、其キヌヲ故圓成寺殿下ニ申請候テ、ウツシ置候、高倉家秘事ニハ候ヘドモ、衣服ノ事ニ何カハサバカリノ秘説候ベキヤ、上古ハ常ノ事ニ候物ヲ、末代事ニ廢絶候テ、如人スクナクレタヨリ、其家ノ何事モ秘密々々ト申候テ、世ニホコリ候マデノ事ニヤト存候、サリトテ其門弟ニテ、此儀破リ候モ、其憚候ヘバ、先秘申ニテ候、サレドモハルバルト、東海百里ヲコエラレ、タマ〱被尋問候ヲ、ナセル事ナキ事ヲ、ムナシク申ナズ候モ、無下ノ事ハ候ヘバ、所持出衣圖(略)〇圖ニアラハシ、入貴覽候、

〔貞丈雜記(五裝束)〕一出衣と云は、直衣などをきる時、衣(きぬの事)の左右のすそを出す也、著用の様體、先指貫を著して腰をゆひ、其上に衣を著し、其上に衣を著し、其上に直垂を著する也、出衣せざる時には、衣を指貫の中へ著こむ也、是秘事也云々、

〔雅亮裝束抄(二)〕いくわんなをしにきぬをいだすこと

いくはんなをしにきぬをいだすこと、うちぎぬ、あつぎぬ、いづれもつねのことなり、五せちにはくら人はくれなゐうちをいだす、わかき殿上人またつねの事なり、又殿上人はおめらかして、五へも三へも、もみぢがさねなどにしてもいだす、おもており物あやつねのごとし、かすがのつかひなどには、いくわんにもなをしにも、きぬをいだして、かぶりにかしはばさみをする事なり、く

ゑんえいにはあらで、えんびをとざまにをりて、たけなどをけづりて、はさみてさしたれば、くゑんえいのやうにまがりたるなり、それはだいりせうもう、にはかの行幸などには、ゑふみなすることなり、大將なをしにてはじめてありきに、なをしにうちぎぬいだして、さくをもち、たちをはけども、それにはかしはばさみせず、五せちにも又す正の御幸などにも、なをしにきぬをいだすことはつねのことなり、これらにはかしはばさみせず、なをしははじめには、又かならずきぬいださず、きこめてもあれども、さくをもち、たちをはくことは、おなじことなり、

きぬをいだすことは、きぬさしのきをきたるうへに、わたいりたるきぬにても、うちぎぬにてもをきて、うらうへのつまをさしのきのまへより、ま又によくひきちがへておびをするなり、うしろはたかく引あげて、まへのつまきはさしのきのうへに、たけに三四寸たらぬほどにあぐべし、うしろはなをしにてもうへのきぬにてもきたらんに、らんのすそより、へりをきたるやうにみゆまじきなり、見せたる人々あり、あさまし、みせじれうに、わざときぬのうしろのすそを、なかいりにぬふこともあり、さらねどもよくおしあげて、おびしつればみえねども、いたくうしろをだにをしあぐれば、つまのうしろへひかれて、まへのひろごることあり、又せばまへのかたはまへゝまはらねば、うらうへにおほくびをつけたるよし、きぬをいだしてまへなるつまを、うらうへのそばへをしなして、さしぬきをひきあぐる人あり、まへをいだすといふなり、つまふたへをば前にみせて、そのうへよりさしのきをば引あぐべきなり、

宮づかさにまつりのつかひなどするも、うへのきぬにうちぎぬいだして、かしはばさみしてくだる、このゑづかさおなじことなり、わらふかぐつをかならずはくべし、

〔玉海〕承安二年十一月十二日、此日五節參也、〇中略 中納言〇藤原兼房 余〇藤原兼實 候大饗所、御直衣也、[illegible]

[illegible]

製作

〔貞丈雜記裝束〕衣と云は、裝束の下に著る物也、總體の仕立小袖の如し、袖をば廣袖に縫たる物也、兩脇をば袖下より以下縫ひふさがず、色はさま〴〵あり、(胡曹抄などに色の事あり)直衣の下よりきぬのつまの出るやうに長くする也、つまを出すを出しきぬと云也、

〔胡曹〕出衣ト云ハ、ウシロ背ノ通リヲ、腰ヨリ下ヲワリテヌヒツヾケズ、兩ノ脇ノ下モワリテヌヒツヾケズ、ヌソノ方五六寸ニ垂タヌヒ合スル也、○下略

〔寶智院所藏文書〕えんはう三ねん(つのとし)三月より十月までに御でき申候

なつふゆの御そくたい(元○略)　二とをり(略○中)

御うちきぬ(御うらおもて紅、御おもていたじき、こあふひ也、)

一御たけ　二尺二寸二ぶ　一御まへ　三尺二寸二ぶ

一御身はゞ(御せのすそのあき七寸)　一尺壹ぶ　一御おく身すそはゞ　六寸

一同おとし　三寸　一御こやま(御ゑりさきけん二寸五ぶ)　六寸

一御ゑりかた(御まへよ御ゑりもとり中候)　二寸五ぶ　一御ゑりはゞ(御うらのおめり二所、御ゑりばかりおめりあり、ほかになし、)　二寸壹ぶ

一御そではゞ　一尺九ぶ　一御そでつけ御下がさねとおなじ

引倍木

〔連阿口傳抄〕一下具事(略○中)

打衣ヲバ夏ハ不著、此面ヲハナチタ著ヲ引倍木ト云也、

〔貞丈雜記裝束五〕一裝束に打と云事あり、紅の打衣などの類也、是は砧にて打て光を出したる也、(裝束の下に著る單には、春冬には打タル單、夏秋は板引を用るなり、)後世は板引にかへても、古の儀にまかせて打といふ也、

一板引といふは、うるしぬりの板に、絹に糊を付てはり付て、能ほして引はなせば光出る也、蠟をぬりたるが如し、(中古以來板引にするなり)

一引倍木とも、ひへぎとも云は、板引の事也、(板にはりて引へがす故、引へぎと云、)

衣裏色目文様

〔装束唯心抄〕院中御装束の具略〇中
御袙紅、御紋小葵、夏引倍木也、略〇下

〔松竹問答五〕五月中、半臂ヲ著シ候タ引倍木ヲ著宜候哉、半臂ヲ著シ候程ニテハ、引倍木ハ不著方ニ候哉、

半臂引倍木重テ著無子細存候、其内五六七八月等ハ、多分引倍木ハ不著之、四月九月ニ多有之候、
但五月トテモ必不用ト定リタルニテハ無之候、人々ノ所意ニ可有之候、

〔學習院所藏文書〕ゑんほう三ねんうのとし三月ゟ十月までに御でき申候
なつふゆの御そくたい又〇略　　二とをり略〇中
　御ひつへきこいたゐふひ、ねり、きぬ、

一御うしろたけ　　二尺二寸二ぶ　　一御まへ　　三尺二寸二ぶ
一御ひねのおり　　五寸　　一御ゑりかた（御まへゟ御ふりより申候）　　二寸五ぶ
一御ゑりはゞ（御ふりさきのけん二寸五ぶ）　　二寸三ぶ　　一御身はゞ　　一尺壹ぶ
一御せのすそのあき　　七寸　　一御おく身御すそはゞ　　六寸
一開おとし　　三寸　　一御こすま　　六寸
一御そでつけは御まえたがさねとおなじ（くゝりはいづれもひねり申候）

〔三條家裝束抄〕一衣ノ事略〇中色は躑躅色、萌黄、紅、黄、蘇芳、紫、紅梅、女郎花用之、是等壯年の人用之、白は長年の人用之、皆綾なり、面ふくさ張、裏平絹、色同、面さや〳〵と張て如女房薄衣、長年人は白き衣用之、さらの綾常ノ事也、文の事、小葵、窠形、浮線綾の丸、若年の人は繁文、老大の人は遠文なり、是は皆尋常の時用之分也、異時の時、繡織并に壯年の人、或は浮織物、唐織物など、隨時色々の衣を出衣に用之、其色等委細不及注、分明に見古記なり、

狩衣の衣は大都直衣におなじ、但五月九月壯年の人用、生衣、裏表生也、皆用、有色、不用、白、多分女郎花蘇芳など也、

〔布衣記〕一衣之事、歲十六七許までは、平絹のいた引たるべし、色は狩衣の色によりて、萌木紅の間たるべし、又あこめを用候也、年廿許よりは、紅のあやたるべし、歲卅二三までは可用也、其巳後假令くちば香貫白風情のをりを可用也、いかにも依狩衣色可好也、

〔雁衣抄〕一衣色事

紅梅、蘇芳、(淺蘇芳濃蘇芳)萌黃、

或記云、萌木衣ハ自五節著之、何家此由、執、薄色、紅、紫、奥綾、綾、若黃衣、白衣、山吹、練貫綾、

〔後照念院殿裝束抄〕束帶下紅打衣事

近代常時略之不著用、如相撲之時著之、

〔枕草子二〕あさぼらけのいみじうきりみちたるに、(中略)紅のいとつや〳〵かなるうちぎぬの、露にいたくしめりたるをぬぎたれて、(下略)

〔殿曆〕嘉承元年正月七日庚子、殿餅關東宮御裝束、(綾織物御直衣、紫アフレ地ノ打物御指貫、紅打衣、)八日辛丑、戌時許參御堂、今夜修正月始日也、著直衣薄色指貫出衣、(紅ノアヤ)車用檳榔毛、

〔八條相國實行公記〕天治元年十月廿一日甲子、此日太上天皇爲奉拜弘法大師之靈廟、令參金剛峯寺給、(中略)早旦自法皇御方爲實行料、以別當內藏頭家保朝臣被獻御裝束一具、(御烏帽子、御直衣、(中略)白御衣三領、同單衣、紅打衣、)廿五日戊辰、著御御裝束、(御烏帽子、御直衣、(中略)白御衣、同合御袴、)

〔台記〕康治三年(○天養元年)十月廿八日乙巳、重仁親王(上皇第一親王)著袴、(中略)上皇冠直衣、薄色織物指貫、出紅打衣、

紅打衣、

〔三長記〕建久九年正月廿一日己未、今日仙院初御幸于七條院、(中略)御裝束御直衣、二倍織物指貫、(地)

甲未單白、紅打御出衣、

〔玉蘂〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子〈三歳〉御著袴也、〈中略〉此間自内裏被獻御裝束、〈中略〉御直衣、〈中略〉注打御衣、〈紅、黄、二藍、〉自本頭御衣上間之爲著易也、御衣一領〈有小袖、〉御單衣、白單文綾、

〔經俊卿記〕寶治元年十一月廿八日、新宮五十日、〈中略〉上皇〈御冠直衣、紅打、織物御指貫、御出衣入、〉

〔御幸始部類記〕文永十一年二月七日、今日御幸始也、〈中略〉山、次御車〈網代、〉車副二人騎之、牛童持鞭、

上皇御直衣、黑二倍織物御指貫、紅打御出衣、

〔增鏡〕〈十一老の波〉文永十一年二月廿日、布衣の御幸はじめ、北白川殿へいらせ給ふ、八葉の御車萌木の御狩衣、山吹の二御ぞ、紅の御ひとへ、うす色のをり物の御さしぬきたてまつる、

〔實躬卿記〕弘安八年十月十七日、行啓也、〈中略〉上皇〈御直衣、御烏帽子、平絹、御出衣、白、織物御指貫、〉

〔御幸始部類記〕永仁六年八月五日己未、新院〈後伏見〉殿昇之後、初御幸、〈中略〉殿觀法皇〈後深草〉御在所常磐井殿、〈中略〉布衣始也、〈中略〉小時被開御角小御障子〈女房〉之、出御〈御烏帽子、白織物御狩衣、濃色御指貫、御出衣、紅二、白生單、〉

正安三年二月八日、今夕新院〈後伏見〉殿昇之後、御幸始也、〈中略〉上皇〈御直衣、紅下御衣、如例、紅御單、〉〇下略

〔花園院御記〕元亨三年九月廿七日丙辰、未刻出御、御直衣也、予著狩衣、〈白固紋、薄色指貫、白下袴、如例、〉四年

正月朔日戊子、亥剋許著直衣、〈烏帽子、青色、白御衣、〉

〔顯言卿記〕享保二十年三月廿七日丁酉、辰剋於坊中御假殿著御御直衣、〈中略〉注裏山吹御衣、〈表黄、裏紅、〉御烏帽

木、紅御單、〈中略〉未剋御本殿へ御移徙、後三月廿七日丁卯、院御會始ニ付、著御御直衣御烏帽

子、〈中略〉裏山吹御衣、〈表黄、裏紅、〉御單、〈紅〉

〔顯言卿記〕延享四年五月三日壬辰、明日三日布衣始、各可有參集之旨被仰下候、仍申入候也、〈中略〉申

半剋許參院、〈中略〉酉剋著御御服、〈御烏帽子、赤色御狩衣、紅御打衣、紅御單、〉

〔大江俊矩記〕文化九年十月二十日己未、自中剋前予參内、廣橋亞相面謁、兩羽林入門相濟旨申入、且

萬端及相識條々如左、略中

打衣之事、衣小袖浮線綾之内、表裏共紅也、行幸ニハ近衛使勅禄之通也或蒲萄染抔例有之由、

〔羽倉考二〕掛與打衣不同之事

掛ノ字、本桂ニ作ル、和名抄ニ和名宇知岐ト見エタリ、ウチキト云ガ故ニ、打衣ニ思ヒ違ヘラルレド、記録、装束抄等ニ見ユル所、掛ト打衣トハ、例ノ書ノ文面ニテモ同物トハ見エズ、スナハチ掛ト打衣ト別ニ並ベタル書タル文ナド、台別記、吉記以下數多アリ、又掛スナハチ打衣ナラバ、打掛ト云フ名目ハ有ルマジケレド、玉葉以下甲乙ノ書ノ中ニ、打掛ト云フ名ナドモ見エタリ、凡打衣トハ擣タル衣ニテ、中古以後ハ打ツ代ニ、板引ニスルナリ、當世モ有ル所ノ婦人ノ打衣ナドモ然リ、掛ト云ハ、衣ト同様ノ物ナリ、或ハ衣ト通ジテ稱シ、或ハ衣ト別ケテ稱スルト見エタリ、猶衣ト桂トノ如シ、衣ノ事、或ハ桂トモ稱スレドモ、宸翰装束抄、道遙院三條[illegible]抄等ニ、三條家ニテハ、束帶ノ下ナドニ重ネ用ルハ襲著、[illegible]以是爲言、前衣并ニ行衣ハ下ニ用之ハ其大長シ、以是爲差別、爲衣ト見エタ、三條家ニハ如此ク別ツトイヘドモ、記録装束抄等ノ中ニ、束帶ノ下ニ衣ト云ヒ、衣冠直衣等ノ下ニ桂ト云ヒタルモ見エタレバ、又差別モ見エズ、桂モ其類ニシテ衣ニ中重アルヲ云ツヲシ、[illegible]、當時高倉家ニテモ此説ヲ執ストナリ、イカサマニモ記録装束抄等ノ文、掛ト衣トハ大カタ書分ケタレバ、定メテ中重ノ有無ニテ差別セルナルベシ、然レドモ装束抄ノ中ニ、衣ト云ヒタ中重ノ入リタルモ、彼此見エ、又女ノ五衣ヲ古ニ掛トモ重掛トモ云ヒタレバ、又差別モ見エズ、案ズルニ、其本ハ短キヲ掛ト云ヒ、長キヲ衣ト云ヒ、中重アルヲ掛ト云ヒタルヲ、後ニ重リタルハ、或ハ此三ツ混ジテモ稱シ、或ハ三ニ別チテモ稱セルナルベシ、然レバ其書面ニ依テ、或ハ別チ、或ハ別タズシテ見ルベク、通ジテハ論ジ難キ歟、

〔新野問答〕打衣

是は與に被衣袿と中物同じ事に候、うちきの語は打ぎぬの略たるべく存候、打衣は袿の字の假名がきに候歟、雅亮裝束抄に(［illegible］)曰、大袿の事、衣と各別の物也、衣よりはたけながく候、其色不定、只衣と同體也と、雖縫腋相替候、小褂に對して大褂と稱す、男の裝束にも女のにも共以用之候、衣と單との間に着候物に候、此抄隔衣には、裕の事かと存候、凡裝束諸抄、此打衣と中名目書不載之候、只飾抄にばかり被出候、彼抄にも近代多く不着之由所見候、又飾抄曰、尋常之儀、重多裏著打衣也、夏著帷上付張糊と候、此著用之義、彼雅亮裝束抄と符合候、仍打衣は袿のかな書にもやと存候、

一出衣

上ニ被出候打衣モ、下ニ被襲候袿モ同物ニ候、出衣ト中候ハ、(中略)又出袿トモ中候、

〔貞丈雜記 五衣服〕一褂と云は裝束の下に着する衣の事也、又大褂と云は褂のゆきたけを大に縫たる物也、是は着る物にはあらず、人に給わる物なり、(今武家の時服の如し)それを拜領して小く縫ひて、常の褂にして着る也、又小褂と云物あり、是れは女の着る物也、裳着衣などを着ざる時は、小褂をうちかけに着る也、(小褂は小袖の如くにて、ひろ袖也、裏もあり、地は綾にて、色は紅にて、さま〴〵あり、)

〔源氏物語 七紅葉賀〕中將(源氏)は中々なる心ちの、かきみだるやうなれば、まかで給ひぬ、(中略)例のなぐさめには、にしのたいにぞわたり給、しどけなくうちふくだみ給へるびんぐき、あざれたるうちきすがたにて、ふえをなつかしうふきすさびつゝ、のぞき給へれば、(下略)

〔源氏物語湖月抄 七紅葉賀〕あざれたるうちきすがた　(細)大褂ばかりをきて、直衣をきたまはぬ也、うちきはなをしの下にきる物也、

〔源氏物語 七紅葉賀〕うへの御けづりぐしにさぶらひけるをはてにければ、うへはみうちきの人

めして、いできさせ給ひぬる程に、略○下

〔花鳥餘情五紅葉賀〕御うちきの人めして　藏人私記第十三云、御髮御裝事、侍臣之間、撰能事之人、供、無定例、昔著當色袍、謂之御撤、當色綱也、謂能人所、今案、御もとどりとり御びんにまいる人は、常のきぬのなをしをきて、祗候するを、うちきの人とはいふ也、

〔槐記〕享保十一年正月廿三日、遠藤左馬頭へ御成、略○中近衛家上ノ御衣御ウチキ、ナイリカタナ、綾ノ字ヲ書ノ由、一重ノ略也、コレハ此頃御内々ニテ拝見ス、古代ノ眼ニテ源氏ナドニ、ウチキノカタト云コレ也、先日遠居宜下ニ、紬使ヘ下サレタルヲ見タルモノモ、コレナリトナリ、タトヘバ八紬ノナクニテカキテアリ、補以スソマヘリ、三重ソトノコヘリカサネ也、上ハ袋ズス、中ハ綾、サラヘモヘ、色也、近年ノ内ニヘ、モ衣ニモナサルベシト思召ロシ也、内統ヘ御刀モ持アルマロキ由ナリ、○下略

〔西宮記〕一天皇元服略○中

御裝束三具事略○中

一具夜御直衣、白綾御衣一領、紅御袴一腰、紅打袙一領、紅御單、

巳上物等、於御匣殿調之、從內藏寮分物、從縫司渡綾織物等也、

〔八幡相國實行公記〕天治元年十月廿一日甲子、自椒房御方、略○中被獻御裝束一襲、中略紅色御衣三領、同色御單衣二、重織物紅袴、烏帽子、重出衣、已上納織物裏、　廿四日丁酉、著御裝束、烏帽子、浮文織物御直衣、中略青紅御衣、紅重織物出衣、

〔長秋記〕天永四年元年○永久正月一日、主上御○略　元服也、略○中　左中弁顯隆朝臣、相儀云內藏頭能冠者、南殿出御後、於下侍儲北著御裝束御袍、行事小舍人持之、在御名門東、

〔玉葉〕建曆二年三月廿二日、　宣旨左大臣、右大將、○中略

一可禁制諸社上下諸人服飾過差事略○中

紅梅二色衣、除殿上男女之外可停止之、但一院殿上人同女房、母后妻后女房等不在制限、略○下

〔百練抄十五後嵯峨〕仁治四年元年○寬元十月廿四日、今日五節過約事、爲頭左中弁時高朝臣奉行、被仰下五節所云々、略○中

一殿上人非禁色之人、徴不可用綾事、綾衣唐物之類、非制限、

〔勘仲記〕弘安七年十一月十六日庚寅、殿上淵酔也、午剋令出立、以使前河邦良令出来、衣冠、[illegible]

[illegible]中略予行雅藤守像約、中略予殿人大進定光、[illegible]

[illegible]、藏人大輔仲[illegible]、[illegible]

〔[illegible]〕いだしうちき　桃花蘂葉に出袿と見えたり

〔桃華蘂葉〕一可從師說々、中略出袿仕候之時、跡之但衣冠等籠ヲ着之、

〔[illegible]の御[illegible]〕其出しうち着といへるは、袖のゆきの長くて、殊に[illegible]の出べく爲たるを云名こ聞ゆ、

〔今昔物語二十八〕尾張守□□五節所語第四

今昔□□天皇ノ御代ニ、□□ノ□□ト云フ者有ケリ、中略宮々ノ御方ノ女官共ノ唐衣褶掃着ナ行キ、殿上人藏人ノ出シ掛タシ、織物ノ指貫ヲ着、様々ニ裝ブキナ通ヘフ、此ノ五節所ノ内ニ集リ居タ、只此等ニ目ヲ付タ過シヲカヒタ、簾ノ許ニ出重ナリタ見ケルニ、下略

〔枕草子一〕おもしろくさきたるさくらをながくおりて、おほきなる花がめにさしたるこそおかしけれ、櫻のなをしに、いだしうちきして、まらうどにもあれ、御せうとの君達にもあれ、そこちかくゐて、ものなどうちいひたる、いとおかし、

〔殿曆〕康和二年十一月廿七日己丑、今日参詣春日、其儀東三條東對南面設公卿座、[illegible]上頁對著直衣、於同南廣廂[illegible]神寶、次着衣冠、[illegible]著廉、

〔兵範記〕仁安元年十月十日庚申、行立太子事、中略今於東三條亭有其儀、自東山七條末御所行啓、

御亭了、此上皇自御同宿、御車行啓可在同時云々、中略上皇御直衣、御冠、蘇芳染織物出袿、下略

（吾妻鏡十一）建久元年十二月二日壬午、右大將家○中略御直衣始也、藤丸薄色堅文織物奴袴、出薄色紅梅單、衣脱

單衣 衫 汗衫 附

單衣ハ、古クヒトヘギヌト云ヒ、衫ノ字ヲモ書シ、凡テ衣ノ裏ナキモノヽ通稱ナリシヲ、中世略シテヒトヘト稱シ、多ク單ノ一字ヲ書シ、專ラ袍、直衣等ヲ著スル時ニ、袿ノ上、衣ノ下ニ重ヌルモノヽ名トナレリ、而シテ東帶ノ時、單ノ上ニ衣ヲ著セザルヲ、ハダカ單ト稱シ、又單ヲ略シテ、其袖ノミヲ袿ニ施シタルヲ、袖單ト稱セリ、後世ハ平人夏時ノ服裝ニ、常ニ表衣トシテ著シ、之ヲ單物ト稱ス、單物ノ事ハ小袖篇ヲ看ルベシ、

汗衫ハ、汗湿ヲ受クル衣ノ名ニシテ、古ハ帷ナドヽ同ジク、男女共ニ身ニ近ク著用セシヲ、後世ハ專ラ童女ノ衣上ニ著スルモノヽ名トナレリ、婦人衣服汗衫篇ヲ參看スベシ、

名稱

（倭名類聚抄十二衣服）單衣　釋名云、衣無裏曰單、單衣比止閇岐沼、可知之、

（伊呂波字類抄比雜物）單衣ヒトヘキヌ

（類聚名義抄衣六）單衣ヒトヘキヌ

（名目抄衣服）單ヒトヘ

（倭訓栞中編二十一比）ひとへ　單をよめり、一重の義なり、偏をひとへにとよむも同じ、順也、側なりと注せり、衣の下にきる物をひとへと稱す、衣のいろあひによりて、單の色も定らずといへり、

（連阿口傳抄一下）具事○中略夏ハマタ單ヲコハクハリテ、ハリ單ト云テ著、

〔後照念院殿裝束抄〕單衣〈中略〉

東帶下○襲○單○衣事

普賢寺殿〈基通〉被遣信範朝臣御書云、

東帶赤ハリノ單衣ハ常之事〈[illegible]〉絹用之、綾ハ如何候、行不審事得申也、

東帶下白○襲○單○衣○事

建久九年七月廿二日、普賢寺殿御記目錄云、一方違行幸、着白襲單衣帷事、〈建久九年〉

岡屋禪閤〈○兼經〉寶治元年正月令還補給之時、前以下被用白色歟、

〔侍中群要 五〕裝束〈中略〉

白襲單衣可着事

或者云、御禊之間、着浄衣之日、若供御膳之時可着之云云、但可直衣殿下重被云々、

〔枕草子 二〕こゝろかはしといふ所は、小一條の大將殿の御家ぞかし、それにて上達部けちえんの八かうし給ふに、〈中略〉三位中將とは關白殿〈○道隆〉をぞきこえし、からのうすものゝふたあゐのなをし、おなじきしのきぬ、こきすはうの御はかまに、はりたるしろきひとへの、いとあざやかなるをき給ひて、あゆみ入給へる、

〔倭訓栞 前編十三〕そでひとへ　袖單と書り、上古單衣下襲と次第し、着用ありしを略して、大帷に單下襲のえりをつけ、五袖の單の袖ばかりをつけて用らるゝをもて此名あり、

〔錦所談 二〕袖單

或記ニ袖單ト云名目アリ、按ズルニ帷ノ端ニ單ノ袖ヲ付タルナルベシ、則永萬元年七月、山槐記、御即位禮服ヲ着ル次第條云、次着襲單、注云、次第如此可着之、然而依炎熱、予出今案、解放袖、許付小帷上、全不可見之故也、コレ袖單ナルベシ、

ヘダカ單

單作

〔布衣記〕一袖。一。重事、好絹をうこん染に色を付、狩衣の袖より一寸ばかり出べき也、衣と大帷の間に可付也、

〔太平記十三〕藤房卿遁世事

三月二〇建武年十一日ハ、八幡ノ行幸ニテ諸卿皆路次ノ行粧ヲ事トシ給ケリ、藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレバ、御供ノ官人悉目ヲ驚ス程ニ出立レタリ、看督長十六人、冠ノ老懸ニ袖單白クシタルヲ、略〇中カイ副ノ侍二人ヲバ、烏帽子ニ花田ノウチ絹ヲ重テ袖單ヲ出シタル水干著タル舍人ノ細色四人、略〇下

〔言繼卿記〕天文十四年六月二日癸巳、裝束之具方々江借用、袍、〈中納言〉下襲、表袴、〈公物〉袖單、

〔連阿口傳抄〕一ハダカ單トハ、束帶時打衣衵ヲ不著ヲ云カ、

〔連阿口傳抄〕裝束寸法

一束帶略〇中　一單事

長ナ一寸衵ヨリマサル、袖ノ廣ナ一寸五分、衵ヨリヒロシ、身袖ニ同、略〇中

一直衣事略〇中　單事

長ナ衵ノ如シ、廣ナハ袍ノ單ノゴトシ、略〇中

一狩衣事略〇中　單事

長ナ一寸廣ナ一寸五分衵ニマサル、分袖ノ事ナリ、身ハ衵ニ同、

〔學習院所藏文書〕ゑんはう三ねんうのとし三月より十月までに御でき申候

なつよゆの御そくたい元〇董　二とをり略〇中

御ひとへびしのあや紅ぞめ

一御ゆきたけ御うちきぬとおなじ〈くみりいづれもひねり申候〉

〔學習院所藏文書〕天保十一年十月御用多御束帶〈仁孝、中略、〉

御單

御寸法おなじ〈御袖たけ、御ゆきより少し相違、〉

○按ズルニ、此ニ御寸法おなじト云ヘルハ、御下御袙ノ寸法ニ同ジトノ意ナリ、宜シク袙篇ニ引ク本書ヲ參看スベシ、

〔裝束圖式〕上單圖〈○中略〉

單圖



綾ヲ紅ニ染、夏多闕ノ用之、夏ハ白キ生ヲモ被用、主上御幼年ノ御時ハ白キ單ヲ著御、常ハ紅打也、

凡裝束ノ時ハ、單モ濃色也、少年ノ時ハ濃ヲダミタ用ユ、童直衣ニハ青單ナドヲ用フル事ト見ヘタリ、

〔西三條裝束抄〕單

地質 色目 文樣

紅ノ綾文ハ菱、四季共ニ著ル、春多フタナバリ、夏秋ハ張單也、是ヲ夏ハ引倍支共號ス、是モ近代ハ袖單トテ、裾ニ袖計ヲ付テ用ユ、極老者ハ白キヲ用ヒ侍ナリ、

〔延喜式十四縫殿〕雜給功程

單衣〈汗衫亦同、但綿袷、各減小半人、〉長功日一人小半、中功日一人大半、短功日三人、

〔雅亮裝束抄二〕ほうこのこと〈略〉〇中

そくたいは四月一日よりなつのをきれども、いくわんは五ゐも六ゐも、ごけいのほどなどまでは多のをきるなり、〈略〉〇中きぬは一日よりひとへがさねをきて、すゞしのひとへなり、ひたひとへはまつりのころより六ゐはきるなり、それもすゞしくば一かさねつねのことなり、五月といふとも、さむからんにはきぬをきるべし、まつりの御幸などには、六位はひきへぎにすゞしのひとへをかさねてきたるなり、

〔雅亮裝束抄三〕かりぎぬのいろ〳〵やう〳〵〈略〉〇中

もえぎのかりぎぬには、くれなゐのにほひに、こうばいのひとへ、くれなゐのうすやうにしろきひとへ、こうばいのにほひにくれなゐのひとへ、うすこうばいにあをきひとへもくるしからず、又やまぶきのにほひにあをきひとへ、又きなるひとへもよし、これもさくらもえぎなどには、いはひにはきるまじ、こうばいのかりぎぬ、うらまさりにても、うすこうばいにても、もえぎのきぬ、くれなゐのひとへ、むらさきにほひ、くれなゐのひとへ、むらさきのうすやう、しろきひとへ、これらをきたるよし、〈略〉〇中

大臣殿〈宗盛〇按、今官〉五位の少將にて十五六のほど、いまだむらさきのさしぬききさせ給ひしとき、とばの上なんじのくらべむまの日、きくちよのひねりかさねたる御かりぎぬ、おみなべしのすゞしのきぬ、しろきひとへに、うすいろのさしぬきのあをきうらつきたるを、とく大じ殿〈略〉〇

〈服單〉きせまいらせ給たりければ、とばの院かやうのなすは、この世にはいまはいともみえぬを、めづらしくいみじとぞおほせられける、〈コノキレツヾキアリ略、コ大臣殿ノ御事ナリ、〉

〔餝抄上〕一袙〈付單衣〉〇中略

壯年人束帶著濃單衣事

久安四六廿三、侍從實長中殿束帶濃單衣、

同五八廿五、三位中將實長中殿、成勝記曰、今日始著紅單衣、〈實長卿〉

〔大臣裝束抄〕婦人〇中略

寒氣時打衣之下、重袴常染衣二領許著之、暑氣時單著打衣多單衣、無其儀、於單衣者、單著何色衣、猶可用紅、又不重紅單衣之時、紅色不可著之歟、假令黃蘇芳色、紅梅、萌木等單衣可著歟、蓋搗打時必重濃單衣、若重深色者、重濃蘇芳宜歟、

婦人著他色單衣事、故人不甘心、近代多之、假不知故實、

〔三條家裝束抄〕一單事〈布衣〉〇中略單文の綾紅に染て用之、春多ハフタサハヽ、近例、夏秋は強單とて、板引にする也、色春多に綱なり、是を夏は引倍木とも號する也、至極老人は白くて用之、〇中略

一單事〈衣冠〉〇〈夏冬〉常の單文重菱也、綾色は紅白々青々蘇芳黃よくさ強、春多同事也、夏強單とてきら〳〵と板引にして用之、或は引へぎとも稱之、老人不用色、白用なり、

〔後照念院殿裝束抄〕單衣

上階以前濃單衣、〈或黃〉上階以後紅、〇中略

〔雁衣抄〕一單衣色事

濃紅、白、青、黃、　同云、布衣ニ出萌木單事有之歟、然バ何之色單可出歟、　答云、萌木單事勿論、紅單白單例事也、其外蘇芳濃單等有之、　又同云、上臈之時、紫綃ニ著單事有之歟、　答云、遊宴事歟、織々に

は未見及也、

〔ゝ具裝束抄〕一束帶事〇中略

單 夏不着之、若少人濃單、或青單、中年以上紅單、

〔桃華蘂葉〕一束帶色目〇中略

單　ひとへ文の菱の綾を紅に染て、多は張、夏は板引にす、十五未滿、濃裝束を著するときは、單の色もこき色也、ふり袖に同じ

〔裝束唯心抄〕東宮御束帶〇中略

御闕腋の袍〇中略　御單　紅、轡紋四ツ菱、

〔枕草子二〕講師ゐてしばしあるほどに、さきすこしおはする車とゞめて、おるゝ人、せみのはよりもかろげなる、なをしさしぬき、すゞしのひとへなどきたるも、かりぎぬ姿にても、さやうにては、わかくほそやかなる、三四人ばかり、〇下略

〔枕草子十二〕見ぐるしきもの

色くろき人のすゞしひとへきたる、いと見ぐるしかし、のしひとへも、おなじくすきたれど、それはかたわにも見えず、ほそのとをりたればにやあらん、

〔枕草子十一〕ひとへは

白き、ひのさうぞくの紅のひとへ、あこめなどかりそめにきたるはよし、されど猶色きばみたるひとへなどきたるは、いと心づきなし、ねり色のきぬもきたれど、猶ひとへは白うてぞ、男も女も萬の事まさりてこそ、

〔長秋記〕長承三年八月廿二日己亥、大宮大夫見著袴也、〇中略若君出、相具裝束、生衣、袙、著直衣打衣、紅單女濃袴、不具指貫、帥徳扶持、大納言結袴腰、

〔古今著聞集十馬藝〕保延三年八月六日、仁和寺殿の馬場にて、日吉御幸の内くらべ七番有けり、○中略一番左院隨身府生秦兼弘兼久子右府生下野敦延敦季子あつかうまつりけるに、○中略敦延勝にけり、兼弘はじめて負にけり、大かたのりやう、上下目をおどろかしけり、院殊に御感有て、兩人共にめされけれ共、兼弘あとをくらみて失にけり、敦延に方人纏頭せざりければ、院まきりに方人をめされけれ共、參者なかりけり、右方の奉行の將にて、大炊御門右大臣の、中將にておはしけるぞ、女。郎。花。の。織。ひ。と。へ。を、なまめるに打かけられける、敦延其織を鞭にかけて、肩には取かけざりけり、

〔玉葉〕建曆二年三月廿二日、宣旨奉左大臣、右大○中略

一可糺定諸衞上下諸人服飾過差事○中略

六府判官已下內舍人著褐衣之時、褐衣之裏等綾著用、○中略

地下四位已下不可著綾裘、

〔葉黃記〕寬元四年五月廿五日壬午、今日可被供奉五節大嘗會、并宜陽殿例經也、○中略未一點出御、御衣冠、○中略綾白生御裘、白御帷、

〔實躬卿記〕弘安八年十月十九日、今日爲奉往寶、○中略今日上皇御騎馬、○中略御水干狩襖、錦文唐紅御衣、白。地。錦。御。裘。繡白生○中略虎皮御毛沓、

〔季連宿禰記〕貞享二年十二月七日癸巳、侍從御局宮崎之丈、御裝束之事尋問、被言談、

春宮東山○中略御裝束

一御袍、赤色紋桐鳳凰、　一御裘、重赤綾文蓋

〔賴言卿記〕享保二十年四月一日庚午、巳刻仙洞著御御衣冠、○中略御衣、裏山吹、御裘、重。黃。紅。○中略御儀守御奉幣相濟後入御、　十一月三日戊戌、御即位、仍之院御幸、著御赤色御袍、靑鈍塵御衣、裏山吹下同紅御裘、

〔北山抄 九羽林要抄〕相撲召合 ○中略

執中御覽之日、上﨟亞相於御前勤盃、無單衣透身、還似無禮、然而存故實、還遁俗儈之名乎、

○

〔伊呂波字類抄 比衣服〕衫 ヒトヘギヌ

〔釋名 五釋衣服〕衫芟也、衫衣無袖端也、

〔事物紀原 三衣裘帶服〕衫

實服志曰、馬周上議、禮無服衫之文、三代有深衣、請襴袖褾襈爲士人上服、開骻者名缺骻衫、庶人服之、即今四揆衫也、蓋自馬周始云、織布始曰、後周以枲紵爲衫、貴女功始也、

〔日本書紀 二十六齊明〕六年三月、遣阿倍臣名闕率船師二百艘伐肅愼國、○中略使一船裹出二老翁、廻行熟視所置綵帛等物、便換著單衫、各提布一端、乘船還去、俄而老翁更來、脱置換衫、并置提布、乘船而退、

〔令義解 十賦役〕凡官戸奴婢、三歲以上、每年給衣服、○註略春布衫、袴衫、裙、各一具、冬、布襖、袴、襦、裙、○註略各一具、皆隨長短量給、

〔儀式 六〕元正朝賀儀

大衣幷番上隼人著當色橫刀白赤木綿耳形鬘、自餘隼人、皆著大橫布衫、襟袖著兩面襴、布袴、著兩面襴、緋帛肩巾、橫刀、白赤木綿耳形鬘、

〔三代實錄 四十九光孝〕仁和二年十二月十四日戊午、行幸芹川野、○中略是日勅、參議已上、著摺布衫、行縢、別勅、皇子源朝臣諱、散位正五位下藤原朝臣時平二人、令著摺衫行縢焉、

〔延喜式 十四縫殿〕縫線功程

布衫、長功日六領、中功日四領、短功日三領、

〔延喜式 七踐祚大嘗祭〕門部、語部、樂笛工、並青摺布衫、物部、紺布衫、中務省預支料、申官請受、

〔延喜式十三大舍人〕凡車駕行幸者、舍人四番、(略)○中 其時門者使取調餘舍人、總緋袍卅八領、布帶卅八條、(略)○下

〔延喜式十八隼人〕行幸供奉(略)○中 領犬人別押帽子一口、(料調布一尺)緋布衫一丈八尺、(略)○中 並每年七月內緣備、

〔[illegible]內裏式〕

〔延喜式二十大學〕凡諸國春秋釋奠(略)○中 明衣布衫四領、(別一丈二尺)布袴四腰、(別五尺五寸)食單十一枚、(十枚別三尺三寸、一枚三尺八寸)其明衣以下、破損乃換、

〔延喜式三十大炊〕凡奉鹿島香取社幣帛之日(略)○中 寶膳夫二人、別衫一領、料緋布二丈、帶料布八尺、

〔延喜式三十五大炊〕故供御來米、舍天井料、調布四端、隔幌横藉換、行幸供奉仕丁二人裝束、人別緋布衫一領、(一丈二尺)袴一腰、(七尺)布帶一條、(九尺)綾綿二分、並三年一請、

〔延喜式三十六主殿〕車駕行幸供奉、殿部十人、各給紅染細布衫一領、細布帶一條、袴一腰、今良廿人、各給紺布衫一領、調布帶一條、調布袴一腰、(已上三年一請)仕丁十二人、各紺布衫一領、布袴一腰、布帶一條、(已上隨損請替)

〔延喜式三十七典藥〕凡供御乳日別大三升一合五勺、其年料用度(略)○中 調布五端二丈五尺、(中略○三幅三尺、取乳丁三人料)(略)○下

〔延喜式四十五左右近衛〕凡五月六日、騎射官人、近衛總十人(略)○中 並著深綠布衫、錦甲形、白布帶、横刀、弓箭、行縢、麻鞋(略)○中

凡供奉儀仗者(略)○中 府掌紫摺貲衫、番長府生、黃色紫摺貲衫、並行縢(略)○中

凡供奉行幸駕輿丁者(略)○中 皆著(略)○中 調布襖、貲布衫(略)○下

〔西宮記臨時十一〕改諸文事(略)○中

獄中可著鈦左右獄囚事(略)○中

大原眞犬丸年卅　左京人

賦物　絹衫一領　絹製裳一條　錦袴一連　合背一腰〈○中略〉

以前今月廿八日、可著鈦左右獄囚、隨中如件、

寛和二年五月十七日　右衞門府生錦〈○下略〉

〔倭名類聚抄　十二衣服〕汗衫　唐令云、諸給時服、夏則汗衫一領、〈衫音所銜反、衣名也、〉

〔廣韻　下平聲二〕衫〈衣衫、所銜切〉

〔釋名　五釋衣服〕衫、芟也、衫、衣無袖端也、〈○中略〉

汗衣、近身受汗垢之衣也、詩謂之澤、受汗澤也、或曰鄙袒、或曰羞袒、作之用六尺、裁足覆胸背、言羞鄙於袒、而衣此耳、

〔事物紀原　三衣裘帶服〕汗衫

實錄曰、古者朝燕之服有中單、郊饗之服、又有明衣、漢祖與項羽戰爭之際、汗透中單、遂有汗衫之名也、

〔羽倉考　二〕汗衫之事

式ニハ君臣共ニ用ヒタリ、男夫ノ服ト見エ、裝束抄ニハ童女ノ著用ノ由見エタリ、是必一物ニハ非ズ、凡式ノ比ヨリ以上ハ、字ヲ譯セル事正クシテ、俗名ナル者鮮シ、然レバ汗衫ノ字義ニ合フ物ナルベシ、夫汗ハ汗ヲ取ノ義ト見エタレバ、膚ニ著ル物ナルベシ、衫ノ字ハ單ノ短衣ナリ、縫殿寮式ヲ案ズルニ、年料ノ御服ヲ述ベ記シタルニ、汗衫ヲバ必半臂ト褶トノ間ニ列ス、是亦下著ノ一證タリ、其裁縫ハ考フル所ナシト雖、縫殿寮式ヲ案ズルニ、袍ノ料、帛一匹一丈五尺ナレバ、汗衫ノ料、帛三丈七尺五寸、又袍ノ料、帛一匹一丈二尺ナレバ、汗衫ノ料、帛三丈ナドナリ、然レバ其丈尺甚短レ、婦當世ニモ用フル大帷ト云物、多分式ニ見エタル汗衫ナルベシ、何ニトナレバ、桃花蘂葉ニ、大帷夏ハ汗取ト名ク、古クモ著スルナリトアリ、名目抄ナドニモ號汗取ト見エ、又古ハ汗取ノカタ

ピラト名タト註セル物モアリ、衫ノ字、今ノカタビラニ當ルナレバ、汗衫之字ここニ配シテ的中スベシ、且汗衫ヨリ外ニ、アセトリ、アセトリノカタビラナド云物、古書ニ見エズ、右ノ如ク古ノ汗衫、今ノ大帷ナラバ、歳時着用等註スニ及バズ、又西宮記以下ノ書、及諸ノ裝束抄ニアル童女ノ着ル汗衫ハ、短衣ニハ非ズシテ、却テ長キ物ト見エタリ、略○中其着用ノ狀モ[illegible]スク抄ニ見エタリ、又新撰萬葉ノ歌ニモ、諸人ノ遊ブナルカナ乙女子ガ汗衫ノ裔ノ長キ靡ゾカレ、ナド、見エタリ、然レバ式ノ比ノ汗衫ニ似ルベクモ非ズ、

〔服飾管見〕四汗衫製

後世はおほくびに半幅を用ゐ、されば襴の相合こと違し、仍てあはせひとすれば、上がへと下がへとの襴、左右によるも、昔の唐裝束の汗衫の（唐の裝束の汗衫とは、衵襲の襴の事也、今に用ゐる裝束の下襲と云、）前は縫目を中とするを以考るに、おはくびに一幅を用ゐて、はしをかくべし、又襴の長短を以、貴賤をわかつは、後世の事也、古へは表衣の襴に過ず、たゞ舞人袍の襴長ければ、汗衫も又從へり、末ざまは風流をのみことゝせれば、舞の裝束に仍て、闕腋袍と汗衫の襴を長くして、地を曳つゝ、後終に貴賤の類ある事になりぬ、其長短はた代々異也、（[illegible]が何の王の門にか長短みな異する、べきともいひしは、襴の有のことなり、）今はさせる制もなく、大かたの事也、既に延喜縫殿式の年中御服料の中に、汗衫十領の料の白絹六疋五丈別に四丈壹尺と見へたり、又主計式の絹幅を考るに、壹尺九寸也、此丈尺を以て、御汗衫をつくらば、左右御襴（各二尺九寸）御襴（五尺五寸、襴五寸、此襴各以■■とす、■■尺四寸、四夕にたいし、）御衽（各五尺三寸五分、）御身二幅（各九尺七寸、前五尺三寸五分、後四尺三寸五分、）かくのごとくなれば、御表衣の襴よりもれ出る事あるまじきなり、着御のだにかくなれば、皇太子及親王以下の汗衫も、御表衣の襴より出ざる事をしるべし、是明らかなる證也、且此式なるを古法によれり、古法は又唐制によれば、此御服料の汗衫の丈尺ぞ、唐の古への姿をも、はかりしらるべきにぞありける、

〔服飾管見九〕汗衫論

考るに汗衫の名、後世女の童の表衣にあり、こゝにいふ汗衫は童裝にあらず、延喜縫殿式の年中御服料の中に、下襲を載べき所に、汗衫ありて下襲なし、且小右記に、故殿の御記ニ云、寛和四年三月十四日賭射云々、左近府生佐伯真茂重服奉仕射手、其裝束尋常朝服淺鈍色半臂、柳色汗衫、深鈍色表袴纔也、と載られしも、又同じく下襲にあたれり、また異朝を尋るに、二儀實錄に、古者朝燕之服有中單、郊饗之服、又有明衣、漢胤與項羽戰爭之際、汗透中單、遂有汗衫之名也と載せ、又梁ノ天監三年何佟之議、公卿以祭服裏有中衣、即今中單也、又馬端臨曰、古人祭服、必有中單、冕弁朝祭之服、皆有之、多以白爲之、而緣以朱綃之屬、宣公服之初制必有此、後來流傳既文、雖從簡便、而朝服之所衣者弁中單、乃流俗不經之服也といひ、また釋名曰中衣者朝祭之裏衣、其制如深衣、故禮謂深衣、連衣裳而純之采者、有表則謂之中衣といへり、是等を合せ見るに、中衣は必單を用ゆれば、中單ともいひし也、然からくにの古の中衣は、衣裳の下にかさぬなれば、其製は深衣のごとくなるべし、○中略然我朝の節の裝束の中に、唐裝束といふもの有て、その下襲に縁あり、俗に内の縁、外の縁といふ、縁は上の縁下の縁也、單なるに縁したるを、二領とおかさねたるが、上のをばいたくをめらかしつれば、内外の縁のやうに見ゆる也けり、然此ものは唐裝束の具なれば、たゞし唐の製の汗衫也、○注略唯うるはしくせむとて、二領とおかさねて着せしめたるなり、爾延喜縫殿式の汗衫の御料の絹の丈尺四時同じ、且別に裁丈一尺とあれば、表裏にわかつにたらず、いつも單を用うるを知べし、爾異朝の汗衫に同じき事明らか也、是を以て下襲といふ物は、まことはかさね汗衫の下なるをいふこと志りぬ、汗衫といふ名なして、後の世の人、おせとりの事とおもへるあり、誤り也、善相公の意見の中に、貞觀元慶の代の耆人、儉にして、夏の汗衫も、生の衣裳絹にて作り、衣裳は綾羅にて作れるよし見えたり、是なとして知べし、後の世綾綿にて作る衣裳などへ、綾綿にて作りしに、綿羅の音に布にて作る人、錦なことに夏用ゐむに、生の衣裳絹にて作らむや、且あせとりの名、汗衫に繭すといへども、汗衫は中衣の下にあり、汗とりは身につくる衣なり、實用大きにことなり、既に蘇芳打下襲、柳打下襲つゞじ打下襲

などいふは、上は背白し、(こゝにいふ上とは、下襲の裏なり、)にたゞかさぬる衣の裏の色にいふ、下色をいふのみなる
を、後に誤りて、下襲の名を以て惣名とす、故に表裏單等の稱おきて、終に汗衫と中單の名を失ひ
つ、此事朱雀の御宇より既にあやまてども、猶應和のころ迄は、古き名も殘りける也けり、また後
の童女の童の表衣の汗衫は、(表着も一つにして、裏二つあるあり、〈中略〉されど汗衫といふ、に、袴の中衣と、女の童の表衣あるし、かれこれまじへきにあらず、)給衣な
り、其製いと異也、是は闕腋衫にあらじ、されどこゝにあづからねばおきて雜部に論じぬ、

〔服飾遊覽〕汗衫の事

名はおなじう汗衫といひて、其ものは二つある也、延喜式より以前の書に見えたるは中衣にて、則今の下襲也、單にて裏者にてぞありける、其後のものにも多單の下襲をばさいひたるもあり、後世の書に童女の裝束にあるは、表に着るものにて、袖の袖尻のはころびたるやう成物也、

〔服飾遊覽〕下襲の裏中倍等の事

下襲に裏といへる物は、誠は裏にてはなきなり、汗衫といへるものは、裏なきものゆゑ、うるはしうせんとて、汗衫の下に汗衫をかへして縫つれば、裏のやうにてあるを下襲とはいひたる也、されば延喜式の下襲裏倍染の下襲などいへるも、裏の事にはあらざる也、後には此製汗衫をすべての名を下襲と心得たるいとあさましき事なり、下襲に中倍入たるは汗衫三ッ襲たる心なるべし、

〔秋の寢覺〕入かざみは右の異見封事(○延喜十四年三善清行)に、親王公卿曾以生絹常綃爲夏汗衫と見え、(中略)和名抄にも半臂と襴衫との間に、汗衫とあげたれど、男の衣の中に云るにて、唐令に諸給時服夏則汗衫一領と云を引たれば、女の衣には定ざる記し様なり、次に云をも合せ見て心得べし、延喜左馬寮式に、凡行幸、御馬一疋、馬子八人、(中略)其裝束人別、(中略)帛汗衫各一領、(中略)又同式に、凡蕃客乘騎唐鞍、寮家掌收、行幸儀仗、隨御修理、其馬子、(中略)其裝束、黃袍汗衫、(中略)とあり、是は男の服にて、裏に

著たる物なり、自に著つべき躬の物なれば、古くよりありけん、賓客の乘る馬の馬子などが著るにても、總て人の著たりけん事は知るべし、外國の風うつり來て後に、其あり來し衣に、彼の汗衫の漢名を引當たるが名となれるなり、事類全書に、○中略典漢項羽交戰、汗透中單、改名汗衫、貴賤通服とあり、是漢名のおこる所なり、さて其馬子などの著る汗衫と、女の著るかざみとは、同名にして別物なり、男の著る方は、裏に著たる衣にて、女は著ず、女のきるかざみは、古のすそを引て飾としたる裳、又はひらめかして飾と爲たるひれなどの意を兼せて、美く飾としたる衣の出來たるに、名も別に無かりしかば、彼の男の著るなる汗衫と、何處か似たる所ありけんをよすがに、かざみの衣とやうに、いと俗ごゝろに付たりしが名となり定りけんかし、此字のさ字を濁て云べしと云說あるは、字に付てはさるべき事なれど、古くより音便に濁て呼るなるべし、かより連ねて云へばなり、又童女の著る衣なるを思へば、今の振袖と意似たる處あり、

〔西宮記十一月〕旬事

　還宮後儀○中略

承和四年八月一日云々、群臣具醉、王卿以下給祿、親王給中臂及汗衫、大納言已下參議給汗衫、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中

先祭七日、○中略賜物部人等行列日裝束、○中略稻實公○中略紅花染汗衫一領、○下略

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中

中卯○中略、十月、風俗歌人兩國男女各二十人裝束、男○中略襖子、汗衫、半臂各一領、○中略女各領巾一條、○中略

　汗衫一領、○下略

〔延喜式三臨時祭〕御巫等遷替供神裝束

男神衣四領、○中略汗衫四領、袴四腰、料帛二疋、女神衣四領、○中略汗衫四領、料帛一疋二丈、綿五十四屯、

〔延喜式四伊勢大神宮〕凡三節祭直會日，禰宜內人等賜祿法，中略大內人，諸神宮內人，物忌，汗衫各一領，

〔延喜式十四縫殿〕縫殿功程

單衣汗衫、小袖、各一領、綾絹並同、中略長功日一人小半，中功日一人大半，短功日三人，

〔延喜式十四縫殿〕新嘗會御服

汗衫二領料白絹三丈七尺、中略

鎭魂齋服之料同新嘗中略

猿女四人中略汗衫四領，料絹三丈、中略

年中御服

春季

正月料二月三月亦同、中略汗衫十領一領白綾、四領帛、六領生絹、十一月十二月二領、亦同、料白絹六疋五丈、別四丈一尺、絲一兩一分、別三銖、中略

夏季

四月料中略汗衫十領中色、料綾六疋五丈、別四丈一尺、絲一兩一分、別三銖、中略

五月料中略汗衫十領中略

六月料中略汗衫十領下略

〔延喜式十五內藏寮〕諸歌人等裝束料，中略東舞子四人，正月節裝束料，人別，中略絹三丈七尺，汗衫料

〔延喜式三十大藏〕入諸蕃使，中略

梶師挾杪水手長及水手，各給，中略汗衫，褌，貲布半臂，

〔延喜式四十三春宮坊〕凡帶刀舍人，步射騎射各十人，擬定手番訖，殿賜給祿，步射人別衾一條，長四尺、小衾一領、騎射

半臂，汗衫各一領，長四尺、小衾一領、亮若有障，大夫代之，

〔本朝文粹二封事〕意見十二條　善相公中略清行

一請禁奢侈事

右臣伏見貞觀元慶之代、親王公卿、皆以生绞紫絹爲夏汗衫、單羅爲表袴、夾纈爲襪、染纈爲履裏、而今諸司史生、皆以白縑爲汗衫、白絹爲表袴、○中略自餘奢靡、不能具陳、○中略

延喜十四年四月廿八日　　從四位上行式部大輔臣三善朝臣清行上封事

〔北山抄 一 正月〕十八日賭射事

應和四年、左府生具茂重服、大將奏事由、令奉仕、其裝束、尋常袍淺鈍色半臂、柳色汗衫、深鈍色表袴、襪等也、

帷

名稱

帷ハ、カタビラト云フ、其裏ナクシテ單ナルコト、全ク單衣ニ同ジト雖モ、中世ノ裝束ニ單衣ノ下ニ重ネテ着スルモノヲ、特ニ帷ト稱シタリ、夏季ハ强ク强リテ着シ、之ヲ汗取トモ云ヒ、又大帷トモ云ヘリ、古クハ布ニ限ラズ絹ナルヲモ帷ト稱シタレドモ、後世ハ絹木綿等ニテ作レルヲバ單物ト云ヒ、麻布ニテ作レルモノノミヲ專ラ帷子ト稱シ、夏時ノ表衣トセリ、宜シク小袖篇帷子條ヲ參照スベシ、内衣ノ事ハ、器用部澡浴具篇ニ在リ、

〔伊呂波字類抄 加 雜物〕帷カタヒラ

〔下學集 下 衣服〕帷カタビラ

〔名目抄 衣服〕帷（夏ハ汗取、[illegible]、束帶時事也、冬ハ白、是皆束帶之時、冬夏共白、）

〔倭訓栞 前編 六〕かたびら　日本紀、倭名抄に帷をよめり、傍平の義、ひらばりなどいふが如し、○中略布衫の事をもいふは、帷に用る布もて衣にしたる也、物語にも見えたり、五月五日より八月晦日

までは、かたびらを本とするよし、大鏡裏に見えたり、第六帖に、かたびら布とも見えたり、大帷子あり、布にて作る、

〔武家名目抄〕衣服十三按、かたびらといふは、もと衣服のみならず、凡ものを包み、上に帔ひ下に敷く物をも、又膚に觸れて、まける物をも、皆通じて帷といふ、裏なくしてひとひらなるもの、通稱也、然るを小袖のひとひらなるを、打任せて帷子といふは、袷の小袖、綿貫の小袖を袷といひ、綿貫といふがごとし、例の省略なり、

〔枕草子〕二職人の五位とて、それをしもぞ、いそがしうつかへど、〇中略夏などのいとあつきにも、か。た。び。ら。いとあざやかに、うすふたあゐ、あをにびのさしぬきなど、ふみちらしてゐためり、

〔連阿口傳抄〕一下具事〇中略大。帷。子。ハ非分ノ物也、夏ノ時ハ無紋、大帷子ヲア。セ。ト。リ。ト號ヲ着、白モ赤モ大帷子ハアセトリト云也、夏ハマタ單ヲコハクハリタ、ハリ單ト云タ著、紬ヲハ老者ハ不着歟、此時大帷子也、〇中略餘リニ年少ノ時、大帷子ハ無骨也、主上ハ御大帷子メサズ、御袖ナドノ時メス事アリ、十五以前六十以後ハ帷子ヲ不着、白レ、十五以前ハ濃色ナル間、帷ハ白レ、六十以後ハ老者ナル間、何モ白キ具成間白レ、凡物詣ハ直衣衣冠ニモ、アセトリトタ赤帷子着、面白キ也、又白帷子ハ勿論、イクモ着間無子細、

〔西三條裝束抄〕大。帷。

紅ニ染タル大帷也、汗。取。ノ。帷ト號シテ、夏秋是ヲ着ル、近代單ノ袖針ヲ付タ、夏冬共ニコレヲ着ス、老人ハ白キ帷ナルベシ、

〔大鏡〕五太政大臣兼家是九條殿の三郎君、東三條のおとゞにおはします、〇中略錄東、すまひのおり、東宮のおはしませば、ふたところの御前に、なにをもおしやりて、御。あ。せ。と。り。ばかりにて、さぶらはせ

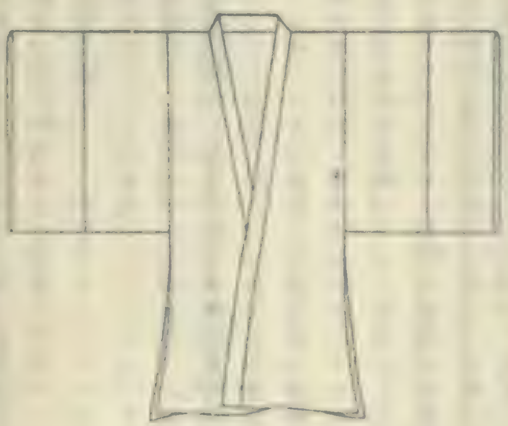
製作

給ひけるこそ、よにたぐひなくやむごとなき事なれ、

〔長興宿禰記〕文明十九年〇長享元年八月九日丙子、今日改元、武家御吉書御覽也、管領細川右京大夫政元朝臣[illegible]致參仕、[illegible]室町殿路次衆騎馬[illegible]騎馬三人、安富上原、丹波守[illegible]藥師寺備後守[illegible]各大帷也、

〔裝束圖式〕上古ハ不用之、近代用之、質衣文獻、多ハ白帷、夏ハ紅ニ染之、夏ハ汗取ト號、古モ用ユ、近代、下重袙單、半臂等ヲモ略シテ着スル故ニ、件ノ切ヲ大帷ノ襟ニ付テ用ユ、又袖ニ單ノ切ヲ付テ用ル故ニヤ袖單ナド云也、頗略儀之事ナリ、又老者ハ夏モ白キヲ用也、

大帷



地質色目

〔學習院所藏文書〕ゑんはう三ねんうのとし三月ゟ十月までに御でき申候

なつふゆの御そくたい（略）〇中　二とをり（略）〇中

御入かたびら貳つ

一こあふひ　六尺　一はゞ　一尺

一御うらくろ、とおびし、四方ニおめりあり、

〔學習院所藏文書〕天保十一年十月御用、多御束帯、（中略）〇仁孝、

御入帷

御たけ　六尺　御はゞ　一尺五分

おめり二分ヅヽ

〔雅亮裝束抄〕二ほうこの事（略）〇中

そくたいに、こきさうぞくといふは、（略）〇中夏は二あゐの下がさね、こきはりひとへに、ぉ゚ろ゚き゚か゚た゚

び゚ら゚をきるべし、わかきなどはきるべからず、五位も六位もおさなくてはじめてありきなどす

る入は、みなきるべきことなり、

〔三條家裝束抄〕一赤゚帷゚（略）夏秋著之、紅に染たる大帷なり、盛襲之、汗取の帷と又號之、至極老人白

ノて用之、多は不著之也、

〔布衣記〕一大帷事、是もふと布にてはなし、いき、かぽそ゚ぬ゚のなり、ふのり糊をよく可付、のりのう

すきは衣文を不持也、

〔服衣抄〕一大帷色事

白、萌黄、香、藍摺、紅、

〔後照念院殿裝束抄〕夏束帯下帷事

仰云、上階以前白、上階以後紅、著白裝束之時又白、

〔松竹問答一〕右帷子ト稱シ候ハ、麻布ノ帷子ニ候哉、生平絹ノ片びらニ候哉ノ事、

右本式ノ下著ニモ、生單ハ夏衣單ト云ルナリ平。絹。ニテ製シ、大帷子ハ麻。布。ニテ製スルナリ、又當時用ル內衣モ、帷ハ布也、單ト稱スルハ絹也、然レバ慶長ノ法度ニ注セラレタル內衣ノ帷子モ、麻布ノ帷ニテコレアルベク哉ト存候、大帷布ニテ作ル證、布衣記、一大帷事是もふとき布にてはなし、いささかほそ布也、宜論裝束抄、帷事常絹白き布大帷也、一條家裝束抄、一大帷子多晒布白シ、禮服記、帷子大帷子以細布爲之、明衣布ニテ作ル證、論語鄉黨篇、齋必有明衣布、孔安國曰、以布爲沐浴衣、更衣單ハ平絹ニテ作ル證、餝抄、衣付單、自五月十余四歟日近代四月下旬至八月十四日、平絹生單衣、中略自放生會比至九月九日、練生衣一領、平絹衣單也、裝束抄、白生絹なり、是も五月五日より八月中旬迄著すると申とも、近代は四月より九月まで著す、按ニ帷ト單ト稱號聊相違モアルベケレドモ、絹ニテ作ルヲ單ト稱シ、布ニテ作ルヲ帷ト稱スル事、右等ノ文ニテ考知ベシ、但調度ノ類、其外ニモ絹ノ帷モ、布ノ單モコレアルハ勿論也、一概ニ前文ノ如ク定ムルニハアラズ、今論ズル所ハ唯裝束ノ下著ヲ云也、又按ニ內衣ノ帷子ハ大帷ニテモ無之、マタ湯帷ニモ非ズ歟、中古小帷トイツ名目アリ、若今ノ內衣ノ帷ハ小帷ト稱スベカラン歟、式目抄、如法經御淨衣、御烏帽子、紙御淨衣上下、御袴腰布、御袖、御帷、御下袴、本練御紙小袖、御小帷具歟紙、布ニ御湯帷、御帶、御扇白紙、明月記寬喜二年七月廿八日、納言談云、奉幣日、顯平朝著紅汗取、例著帷ヲモ、本儀稱汗取、非件帷、是ハ小帷也、下略

〔武家名目抄〕衣服十三下按、かたびらといふは、中略○昔は絹にもあれ、布にもあれ、ひとへの小袖を帷子といひて、五月五日より絹帷子、六月七月は布帷子を著用しけり、近世は絹帷子を單物、又は單などいひ、布のひとへに限りて帷子といふからに、端午の朝きのふの袷に、頓て布帷子をぬぎかふることゝなりたり、昔の小袖は、綿に袷に絹と布との帷子にて四種なりしを、今は絹帷子

を單といひて、はれて著る時なければ、唯三種のごとくなりたるにや、

〔枕草子三〕こなからかはといふ所は、小一條の大將殿の御家ぞかし、それにて上達部けちえんの八かうし給ふに、略○中 左右のおとゞたちを、をき奉りては、おはせぬ上達部なし、ふたあゐのなをし、さしぬきあさぎのかたびらをぞ、すかし給へる、

〔台記〕久安三年五月廿一日癸未、今日製汗取、大口、布帷、尺寸之法、他物尺寸之法、去保延元年制之了、

〔山槐記〕治承三年三月五日癸亥、今朝刑部卿賴輔朝臣示遣書狀云、三日宇治御參候歟、何事候乎、略○中 先年宇治左府於鳥羽院御會鞠之時、故侍從中納言成通 被調著束帶之汗取、本 仕件日着通少將之時用著赤帷、是有禮事歟之由、左府示給云々、若人不可著白帷之間、用汗取候歟、於老人者、不可然事候歟、如何、此條不審、仍彼時不審聞居也、明日白帷、直衣可具候不、可候、何事候哉、略○下

〔玉蘂〕承元四年二月十四日癸酉、入夜仲基入道來談古事、知足院殿忠實 御齋直衣以丁子染タル香帷著之、偏女房萬事名也、

〔玉蘂〕建曆二年三月廿二日 宣旨左大臣、右大○中略
一可禁定緒素上下諸人服飾過差事略○中
王臣家雜仕裝束帷、止綾羅、宜用布、略○中
けちうのえんせい略○中
一をとこをんなよきこんあさぎのかたびらを、きるべからざる事略○中
一さらしのかたびらに、きぬの口もちゐべからず、かけとおものうしよりみゆるべからず、

〔三條家裝束抄〕一帷事略○中 常袖白き布の大帷なり、多時不用之、壯年の人なれども、五六七月單に重て用之、中年以後の人四月八月衣に重て用之、又單計に重て六七月に用之、又七夕帷とて

帷計をも用るなり、是は中年以後老人事也、香帷老者用之、多五月事也、近代經撿非違使別當人の外不用之、又束帶の赤帷を汗取と稱して用之、蹴鞠の家の人の事也、他人不然、

〔當時裝束抄 中〕束帶〇中略

大帷　冬は白布、夏は紅染、裾に單と下襲のきれをつけ、袖に單の切をつけて用ゆ、

右大帷子を著すときは、下襲と單と略する事普通のよふになれども、甚略儀なり、〈近來下襲單を用らるゝ方多し、夏は汗取とて下襲單の下に、大帷子を著する有、その時はあり袖をかけざるなり、〇下略〉

〔松竹問答 一〕帷子公卿端午ヨリ殿上人賀茂祭ヨリ著用之事

右公卿殿上人著始ル差別、慥ナル書ニ所見ナシ、但粗左ニ注スル例共ニテ考知ルベシ、且慶長ノ法度ニモ公卿從端午、殿上人從四月酉賀茂祭著用普通事トコレアリ候、普通事ト注セラレ候ハ、其時代ノ習ハシ歟トモ存ゼラレ候、一條家裝束抄下著事、五月五日ヨリ八月中帷子、柳原一位〈資光〉稱名院へ被尋事〈取要之〉凡近代見及候分、四月にいたりて公卿あはせを著し、殿上人は賀茂祭巳後更衣にて、十月南都維摩會巳後冬の裝束に改候、但公卿老後高官の人は、四月といへどもあつき折は帷を著し候、又八月にもさむき時は公宴といへども內々御會ごときの時は袷を著用歟、しかるを五月五日より九月九日までは、老臣といへども帷たるべきよし、其沙汰候に、此事いかゞ可有候哉、〈下略〉〇中略衞府裝束抄、祭の日よりのち、四月卅日までは單をばきず、薄衣に帷をかさねてきる也、

古事類苑

服飾部九

小袖 胴著 襦袢 袢入

名稱

小袖ハ、コソデト云フ、大袖ニ對スル稱ニシテ、古ハ帷ト同ジク裝束ノ內衣ニ用キシガ、後世ハ之ヲ表衣ト爲シ、又數重モ重ネテ用キル時ハ、其最モ上ニ著スルヲ上著（ウハギ）ト云ヒ、上著ノ下ニ著スルヲ總ベテ下著（シタギ）ト云ヘリ、胴著（ドウギ）ハ下著ノ下ニ著スルモノニシテ、襦袢ハ最モ下ニ在リテ、身ニ近ク著スルモノナリ、

〔易林本節用集 古 食服〕小袖（コソデ）

〔倭訓栞 前編 九 古〕こそで　小袖也、大袖に對へていふ、下著の名、禮服にあらず、されど庭戒記には、禮服に大袖小袖を擧たり、大雙紙に、小袖とはねりぎぬ也とあり、職掌の衣ならぬつぼ袖なるをいふともいへり、よて全浙兵制に暖衣を譯せり、

〔貞丈雜記 三 小袖〕一小袖と云事、上古は裝束の下に著する衣服をば袿とて、袖を大にしてひろ袖にして著したる也、そのうちきの袖の大なるに對して、常の衣服をば小袖と云なり、かたびら、單物、あはせにても、袖を小くして袖下を丸くしたるは、皆小袖なり、わた入たるばかりを小袖といふは、あやまり也、○中略

一小袖を丸。物。といふ事あり、本書丸物とは誤なり　伊勢常與記云、丸物と扇と太刀、人の方へ一度に渡事、先小袖の上に扇を置て、其後太刀を出シ候也、又云、丸物と鎧と太刀を、人の方へ一度に渡ス事、まづ

小袖の上に鎧を着て、其後太刀を出すも云々、小袖を丸物といふ事は鎧物に對して云也、小袖は表裏を具し、着らるゝ、鎧に調たれば丸物と云也、一器に取揃へ調りたる義也、

〔松の落葉二〕小袖

小袖は大袖にむかへたる名にて、西宮記一の舞御覽のところの裝束に、大袖小袖といふこと見えて、ふたつともいにしへの禮服にぞありける、今の世に小袖といふものとはことなり、同記十七の卷天皇禮服のところには、赤大袖繡日月山形虎猿等形調色小袖褶緋云云とあり、伊勢貞丈の小袖の考にいへらく、袖のしたをまろく縫たるを小袖といひて、裝束をきるにまづ白小袖をしたにきるよしいへり、おのがおもひとれるは小袖のぬいざまかたちは、伊勢氏の說のごとくなるべし、白小袖をしたにきるといへるはわろし、今の世のふりはさやうなれども、むかしの小袖はひとつの禮服にして、裝束のしたにきるものならず、今の白小袖は禮服にてはなし、禮服ならぬつねの衣はさきにもいへるごとく、むかしはみな白きをきたることにて、其ならひのこれるなり、大袖は袍に似てすこしことなるものなるべし、小袖もさやうにて、小といへるを思へば、袖のしたを丸くぬひて、ちひさくしたるものにてはありなん、今白小袖といふものは、そでのかたちの似たるゆゑにこそ、しかいひならひつれ、いたくことなり、北山抄八の卷、野行幸の條に、舊式近衞大將以下著小袖、但大臣兼大將不著之、仁和以後總不著之とあるを見れば、うへにきる禮服なることさだかなり、大袖のこと西宮記十七の卷に、衣著褶裳、自表袴三寸可上、衣著小褶大袖、大袖上ニ以褶ヌ腰ヲ結ヱと見えたり、小褶の大袖といひ、褶裳のかみにきるは、これもひとつの禮服なりけり、

〔松竹問答一〕小袖之事、古實ヲ以相考候得ハ、單衣袙等ニテ、當時之白小袖之儀者不及沙汰、可相濟候得共近來ノ法、束帶ノ節者、公卿ニテモ平絹著用ニ候哉、

又綾著用儀數ノコト、一ツ二ツ三ツ差別無之儀ノ事、
衣冠之節者、公卿綾、殿上人平絹ニ候哉、公卿一ツ二ツ三ツ子細無、殿上人一ツニ限候儀之事、
右示サル、如ク、小袖ハ古昔無之、中古以來〈裝束抄云、一條殿御時ニ小袖ハ御沙汰、大口ハ建久以後事也、〉專ラ用ル故、慶長ノ法度ニモ其制ヲ立ラレタリト見ユ、當時モ公卿衣冠ノ時、綾小袖〈無文ノ綾ナリ〉ヲ用フ、或略儀平絹ヲモ用フ、人々ノ所宜ニヨレアリ候、束帶ノ時同ク多クハ綾ヲ用、又平絹モ用候、有文ノ綾綸子ノ類ハ單ヲ著候程ノ事ニハ著用コレナク候、但有文ノ綾ハ晴ノ時モ迷遊著用ノ人モコレアリ、平常ニハ人々衣冠以下ニ著用ノ人多分コレアリ候、禁色ノ殿上人ハ公卿ニ同ク、非禁色ノ殿上人ハイツモ平絹ノミニ候、全ク慶長ノ法度ヲ相守モリ候事ニ候、又彼慶長ノ法度ニ、小袖、公卿衣冠之時著替綾、殿上人不著綾ト載ラレタ、束帶直衣以下ノ時ノ小袖ハ別ニ載ラレズ、恐察スルニ、慶長ノ比迄今時マデモ平常參內ノ時、衣冠著用普通ノ事ナレバ、其尋常ノ公服ノミ擧グラレタル歟、サレバ時ノ束帶、其餘直衣等ノ時モ准ジ知ベキ事歟、綾綾貫平絹等小袖通用事、禁秘御抄御裝束事、小袖又無文也、用綾、生絹、練絹、建久以後時々如此、可止事也、惣々羅綾貫無憚、一條家裝束抄、公方御服、一襲下著之事、御裝束ノ時モ、白平絹ノ小袖或綾、臣下裝束、一下著ノ事、白絹或あや、一綾ハ公卿、或ハ禁色ノ殿上人用ル也、袷數ノコト、古昔其沙汰ナキコトナリ、然ルヲ後世其說出來セリ、但シ當時文學闕タタル時節ユエ、猶タ其說ヲ用ル人希ナリ、〈自他適ニ其說ニ拘リ用ル人モコレアル歟、其他ハ許リ難シ、〉裝束著樣、小袖多白平絹綿入、彼人說、夏ハ帷子白袷、親王大臣二ツ及リ、或三ツ及リ、公卿以下一ツ及リ、一條家裝束抄、一公卿ヨリ衣服二ツ袷ニス、殿上人ハ一ツ袷也、但束帶ノ時ハ公卿モ一ツ袷也、私ニ曰、中古マデハ親王タル方モ有勅使二ツ袷ヲ著御ニテ御參ト云、古昔殿上人二ツ袷之例、平戶記寬元二年十一月十七日、殿上淵醉、武衞〈于時五位殿上人〉出立云々、未冠參內裝束、紅葉出衣表著紅打五重於女房、衣青紅葉掛三領、ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ蘇芳單衣、綾打措貫、ヽヽヽヽヽヽヽヽ濃下袴綾貫二小袖已下如常、扇如去

上着

年、

羽林家三十六歳迄織貫小袖着用有之儀之事

右慶長ノ法度ニ卅六歳迄ト定タレレコト定タ其證アルベシ、イマダ管見ヲ得ズ、猶諸得ハアトヨリ申スベシ、前高倉家ノ說ヲ注シタル物合ニ備フ、雑事抄、装束の下に着小袖事、ねりぬきは四十ばかりまで着之、但官又人によるべし、廷尉佐蔵人はねりぬき着せず、但職事並蔵人の時は着す、

紅梅小袖諸家十六歳迄着用儀之事

但紅梅者、織出貫共梅折枝織出シ、或無紋トモ通用候儀之事、

右十六歳ノ三月迄、或十五歳ノ多迄着用、兩様ニ候、梅折枝織出シタル小袖ハ、公卿並ニ禁色ノ殿上人着用ス、非禁色ノ殿上人ハ、無文ノ紅梅ヲ着用ス、雑事抄、装束の下に着小袖事、こうばいうき織物のこうばいは十五まで着用、寛文十年装束文記一殿上人十五歳未満ハ、十一月半ヨリ紅梅ノクヌ板ヲ白々小袖ニ重タ三月中用之

〔諸大名出仕記〕男の着候小袖には、いづれも綿をば入れ候、又女房の小。袖。の。上。着。には、綿を入ぬものにて候、上。着。とはいち上にきられ候小袖の事にて候、

〔貞丈雑記 十三 服飾〕一二ツえりに着る、三ツえりに着ると云は、着物の前を合するに、下着と上着を別別に合するは常の事なり、上着下着を重ねて一ツに前を合するを襲ツえりと云なり、たとへば三ツえりと云は三ツ着る時、三を一ツに重ね合するを云、條々聞書に云、三ツえりに物を着候事、見若衆などのえりを色えて、うつくしく見せ候はんためにて候、又年寄は物を多着候はん爲也、別々にまへを合する事也只常のごとく着たるがよく候云々、的の時は男も一ツまへに合たる也、弓射る時はたゞぬぐによろしき故也、又宗五一冊抜書に、あはせは數ニ入らず候、二ツえり二ツを重てまへ一ツに合すこと也裏綿也、一ツえり袷とは小袖との事也とあり、袷と小袖と二ツ着たる時、別々に合するとも、袷は數ニ入らぬ故、一ツえり也、

〔諸大名出仕記〕小袖を三。え。り。に着候事、自然の儀に候、外人の前へ着候事、努々不可有之候、只二。ツ。え。り無調候て能候、二ッえりとは、小袖の襟と袖のえりとまでにて候、又現喝食若衆などは三えり能候、

小袖を大。え。り。に着候事、緩怠なる儀候、殊以年寄は二えり可然候、又うしろへのけて着申候も緩怠なる儀に候、よき比にて可着候、

〔松岡辰方小袖模考〕一下。着。花色可然候、何色といへる定りもなけれど伊勢、伊勢守貞國朝臣の、かけもへぎの小袖に、花色小袖重着されたる古像あり、古風にして可取用事なり、〈當時の淺黄小袖は、凶色に似て不好なり、〉

下着

〔守貞漫稿〈十三男扮〉〕下着〇男シタギト訓ス、下襲ノ衣服也、武家及ビ豪民等、羽二重定紋付ヲ着シタル下着ニハ、鼠。無。垢。淺。黄。無。垢。等ヲ着ス、表裏全ク同色ノ物ヲ無垢ト云也、襟袖口等モ更ニ他色ヲ用ヒザル也、羽二重及ビ平絹ノ無地染也、下着ハ必ラズ綿也、熨斗目ノ下モ同之、

又武士モ白。無。垢。ヲ下着トスル、平士ハ不許之、大名モ近頃ノミ歟、

熨斗目及ビ羽二重紋付ノ下ニモ、小。紋。染。下。着。ヲ用フモアリ、中民以下專之、士モ中以下ハ用之、貴人及豪民ハ不用之、

小紋下着ハ表裏同色ノ物モアレドモ、多クハ紅絹裏ヲ專トス、或ハ黑ノ掛襟アルアリ、又ハ掛襟ナキモアリ、袖口モ黑ヲ專トス、又羽二重ノ下着ニハ、袖口ヲ鼠絹ニスルモアリ、福牛ノミヲ鼠絹淺黄剝等ノ襟ニシテ、無垢ニ擬スルモアリ、

表着ノ定紋付龍紋絹紬等ノ者ハ、小紋下着ヲ專トス、無垢ヲ着スコト相應ニ非ズ、

表衣定紋付ニハ、縞。下。着。ヲ用ヒザルヲ相應トス、稀ニハ縞下着ヲ着スモアル也、

表衣縞ナルハ、下着縞及ビ小紋染トモニ通ジ用フ、掛襟袖口トモニ京坂ハ黑魚子、或ハ黑魚子ナ

キ、或ハ黒紗綾、江戸ハ黒八丈也、下着ノミニ非ズ、男服襟袖口ヲ黒ニスルモノ皆同之、

下着ノ掛エリ、襟長ケ全クニ黒襟ヲ重子掛ルアリ、或ハ半エリト云フ、長サ二尺五寸ノ黒ギレヲカクルアリ、

近年全襟ニ黒ヲカクルニハ、男女トモニ襟ノ裏ニ花色絹ヲ用ヒズ、黒ヲ用テ代之也、著ス時ハ表ヘ折テ、外面ニ黒裏ヲ出シ、黒掛襟ニ准ズ也、婦女ハ衣著ニ専之也、[illegible]時々或ハ黒エリアルヲ好トシ、或ハ黒襟ナキヲ良トス、其随意ニ任スノミ、

下着ハ初冬季春等ニハ一領ヲカサヌ、寒気強キ間ハ二領ヲ重ヌルヲ専トス、蓋定製アルニ非ズ、絹服ノ綿薄ニ因ル、綿服ハ最寒ニモ下着一領ヲ専トス、是重クシテ温ナルガ故也、

大抵前ニ云如ク、上輩下着ニ無垢ヲ用ヒ、中輩紋付ノ下ニ小紋染縞ノ下ニハ縞及ビ小紋ヲ用フヲ習風トス、然ドモ或ハ反之亦少ナカラズ、京坂反之者特ニ多ク、江戸ハ稀也、

小紋染及ビ縞ノ下着ニ、全體同物ナル物アリ、或ハ周リニ用之、中間他物ヲ用フモアリ、左ニ圖之、

略○今京坂ニテ是ヲマワリ下着ト云、江戸ニテハ胴仕立ト云、裏表トモニ同物ヲ以テ周リトスルヲ、江戸ニテ胴無垢ト云、江戸ニテハ總テ表裏同色同物ナルヲ、無地ニテモ小縞及島ニテモ、トモニ無垢ト云也、京坂ニテハ引返シト云、無地ニシテ小紋及島ナキモノハ、京坂ニテモ無垢ト云、

胴仕立ノ下着ノ用品定リナシト雖ドモ、島小紋トモニ縮緬等ヲ専トス、略○中

下着二領襲ルニハ、二領同品同製ヲ専トシ、二領異品ヲ稀トス、江戸ハ下着二品二領ナル者特ニ稀トス、

惣テ衣服一領二領ヲ俗ニ一枚二枚ト云也、下着二枚同品同製ナル物ヲ、俗ニ對。ノ。下。着。ト云、

近年一種ノ製アリ、下着周リノミ二領ノ如ク、胴一領ナル物ヲ製シ、號ケテ比。翼。下。着。ト云、又人。形。仕。立。トモ云也、木偶ノ服ハ専ラ此製ナルガ故也、市民婦ニ用之、男子稀ニテ女子往々用之、娼妓等

モ用之、其衷ヲ着ノ而已ニモ非ズ、綢繆ヲ旨トスルガ故也、

〔延喜式四十五左右近衛〕凡正月七日、青馬騎近衛著皂緌末額、緋布青摺衫、紫小袖、其闕腋小袖○下略

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡行幸御馬、○中略騎人錦小袖二口、若有破損、返故請新、○中略

凡正月七日青馬、○中略騎人錦、紫、緋色、小袖、緋絁脛巾、並收寮家出用、○中略其儀人以左近衛充之、著本府青摺衫、末額寮小袖、袖一領、闕腋、

〔装束雑事抄〕装束の下に著小袖の事

白き小袖は老若用之、紅梅うら織物のこうばいは、十五迄著用之、白きうら織物は廿四五迄著なり、但官又人によるべし、廷尉佐弁官は、ねりぬき著せず、但職事蔵人の弁は著す、綾の小袖は三十餘より著之、夏は白帷子老少著也、

〔成氏年中行事正月〕一正月朔日、○中略公方様御上下二具、○中略御小袖ハ定ル事ナシ、御随意也、其以下ハ青タゞ御貢也、○中略

一同廿三日、鶴岡御社参、○中略公方様ハ香之御直垂ニ精好ノ大口、御直垂付之、御小袖白綾、烏帽子ヲ被召、○下略

〔成氏年中行事〕一或説ニ、公方様白小袖白綾也、御袷衣ハ加賀絹、又説ハハタ小袖、面ハ生衣ウラハ練貫、

一率分中白小袖白練、ウラハ生衣也、○下略

〔宗五大草紙上〕衣裳の事

一はつけんつむぎの小袖、紋の付たるはくるしからず、紋の付候はぬは、殿中又きとしたる時は、俗人は着るべからず、出家入道同朋はくるしからず、又何にてもから物同前、又古は同朋衆は小袖のりんに、何にてもから物をさしたるよし申候、近年はさも候はず候、總じて俗人はゑぼし

などの時、殊に無紋の小袖きべからず、但織物は何をきてもくるしからず候、武家の仁も大かたびらの時は、ねりきの小袖を着べし、絹なるべし、又白きぬは一段賞翫の儀に候、〇中略
一かけもよぎの小袖、いにしへははやり候つる、今はすたりて候、紬染の小袖は今も各被用候、殊にうつくしく染たるは、若衆にも能似合、女房にもよろしく候、

〔御供古實〕一無紋の小袖の事、をり色の事、たゞ無紋に染たるをもめし候まじく候、無紋の小袖は賞翫之事候、法體は何たるをもめし候はんずれ共、無紋の織色は御禁制にて候間、召候まじく候、
一白小袖はたゞの時はめし候まじく候、其上公家の御衣も、三位より後直衣の時もめし候、殿上人は殿上の下に白綾などめし候、又殿上人にて御座候へ共、官によりて白小袖をもめし候由候、武家にも式禮のときは、大かたびらの下は、白小袖めし候也、裏打の時、織物召候まじく候、

〔奉公覺悟之事〕一無もんの事、小袖らうせき也、あかねは別儀也、〇中略
一をりもの、小袖御免なくして大名のほかは、奉公之衆御きんせいにて候、御ふく拜領之事は別儀也、御ふく拜領候ては久着候事、きはにて候也、

〔諸大名出仕記〕白小袖は花義にて候、自然にはかに人中へ着候時は、あをを花にても、又は墨にてもちいさく紋を付候て着候、是故實にて候、白小袖を着候時、俄に人前へ罷出候時の事也、〇中略
小袖の事、依高下不着衣裝多候、先おり物の事は平人等は可有斟酌候、旁御禁制にて候、公方より御免候へば被着候、理運には不被用候、但又平人の子十四五迄は、内々にてはかんたうのおり物ならば着候ても不苦候、夫も外人參會には着間敷候、
白きぬ小袖の事、又の人は着不仕候、但平人にもおはかたびら着候時は、白小袖を用ひ候ても不苦候歟、又出家等はくるしからず候、
繻子、間段子の小袖、是も御禁制にて候間、人中へ着候事不可有之候、但少人などは又不苦候か、

縫筋の小袖の事、老若ともに不苦候、是も昔は不斷は斟酌候て、晴の會合の時は、着候樣に承候、當時は何も被用候間、其沙汰にも不及候、

藍の染小袖の事可然候、但老若それ〴〵に相應候樣にて用候、年寄には紋をちいさく付たるが能候、又若人には少し紋をおほきに付べし、又いさうに染候て、目に立候へば、不可然候也、

茶染の小袖の事不苦候、うらうちの時も着候、但若人には不相應に候か、又染樣にもよるべし、

紫の小袖の事、御禁制のさたはなく候、但下々の人など着候て、然も其人の御前へ來候事は、可有如何哉、又紫もぬりをこしをあけて染たるは能候、こしのあかぬはいやしく見え申候、紫にかぎらず何も染小袖はこしをあけ申候、

梅染の小袖の事、是も不苦候、人中へも着候、但若方には不相應に候、年寄は專ら着候、うら打の時も着申候

かけあさぎ、同かけもえぎの小袖の事、不苦候、昔は遣申候、當時はすたり候、うら打の時ほども可有如何候哉、小笠方の時は着用候也、

青の小袖の事、是はきつと會合の時は可有如何候哉、心安方は常に着仕候、是も無紋の類にて候間、似所着候まじき事にて候、

無紋の小袖の事、不着仕候、內々にては左も有べし、無紋の類にて候へども、青の小袖はてうほどの會合には、被着候方も候也、〇中略

男の小袖のうらを赤くする事、如何にて候、少人のは不苦候、但夫も面の色にもよるべし、表赤く候へば、裏も赤くする事、又小人のも青の染小袖、又は縫筋などのうらを赤くする事は無儀候、紫の小袖、又はちや染、茜などの裏を仕、赤くする也、色々是は少人の小袖の裏の事にて候、

小袖うらをば白くして、紋ばかりを藍染などに仕たるは、自然少人などは不苦候、年闌たる人に

は不似合候間、緞子にて候、是は小袖の地をばねりにて仕可然候、其儘白にて紋ばかり繍にてつけたる事にて候、少又異相にも見え候か、

地をば黄茶にして、紋を紫、又は萌黄、又は蘇芳などにて染たるは、中程の参会には可着候、貴人の御前へは斟酌しても可然候、うつくしき小袖にて候得ど、地下人など専着候間、左様の儀に如此候にて候、〇下

〔[illegible]雑録〕一小袖ハ縫箔ヲスル事カ、古ヨリ本ニ着ル小袖ハ縫箔也、アツパ様ノ織物、上臈着スル服ナリ、平人不着也、又町人已下ノ下賤ノ者ハ、一向知タ不着也、田村精観云、上古ハ織物着事ナシ、花ノ御所ノ時服ヲ好テ着セラル、今ニ着ナリ、只クス様ノ縫箔本ナリ、

一十六カハリ、八カハリノ小袖、貴人ノ外不着、四カハリハ平人モ自然ニ着スルナリ、

一紫ノ小袖ハ平人不着、細川京兆正月三日一度着、其日観世大夫ニ被下也、

〔貞順豹文書〕一かけもへぎの小袖、腰かけあさぎの小袖の事、昔はもつはらはやり申候つる、近来はすたり申候、殿中へも着かけめさず、腰かけもへぎと申候は、きぬを染たるにて候、小紋などをも付申候、

一おり物の小袖の事、常の人は着候まじく候、公方様より拝領仕候得ば、勿論着申候、りらんに着候事如何、三官領其外之大名等へは、御免にて御用候、〇中

一無紋の小袖之事、略儀に候間、殿中又は貴人主人の御前へは無着候、私にて者自然可着候歟、

一赤様之小袖之事、是も式々の出仕之時は可有斟酌候、不断は不苦、年寄も着候、無紋之類にて候得共、是は少々之参会にては不苦候、

一くれなひすぢの小袖之事、男は十四五まで者着候、但貴人の御子息等は十七八まで御着用候、

一一ツまぜの小袖の事、是も大略同前也、

一紫の小袖の事、紋を付たるをばきき候、無紋のをばめすまじく候、又むらさきも染やうにもよるべく候、ねりなどをこしをあけて染たるは、猶よく候歟、こしのあき候はぬは略儀候、又つむぎなどを染たるは、表むきへは不出候、染小袖のこしあき候はぬをば、うら打の時は可有斟酌候、

一桃ぞめの小袖之事、殿中へも着候不苦候、又裏うちの時も可着用也、

一ちやぞめの小袖の事同前、是もこしのあきたるが能候也、

一まいらの小袖の事不苦候、殿中へも着用候、同あはせもまいら猶可然候、

一ぬひ物の小袖の事、男は若人十四五まで着候、下々の人は不可有着候、

一はいの小袖の事同前也、貴人の御息御用勿論候、略○中

一白きの小袖の事、主人は不可着用候、公家は御用候、略○中

一すりの小袖の事、是も若人歟十四五まで被遊候歟、略○中

一白き小袖のえり袖計に、あいの花にて紋をちいさく書て着候、是は白小袖にてはなきの由にて、着する人も候、これもおもてむきへは出ざる儀にて候、私にての事に候、

一めゆひの小袖の事、内々にては不苦候、これも式々の時はむやくにて候歟、略○中

一おなじ色の小袖にて候得共、裏之あき候は賞翫にて候、こしあかぬはいやしく候、

一鹿子小袖の事、是も貴人衆之御前へは可有如何候歟、かたびらの事は中々不及沙汰候歟、

〔貞丈雑記 十三 小袖〕一そめつけの小袖と云事、年中恒例記八月朔日の部ニ云、女中衆あはせ着用之也、同染付とて文をあをく染たる小袖を被着之也、今月中着之云々、文とはもやうの事を云、今小紋と云もの色、藍にて染たる小紋の小袖の事也、

一今の世七月七日、略○中ある説に、袷はのしめを本とす、わた入の小袖は花色のふくさ小袖を本式とす、されば今四月朔日には必のしめ袷、九月九日は必花色のふくさ小袖を着する也といへ

り、此説心得ず、のしめの事は前に記すごとし、おはのしめ小袖、ふくさ小袖と云名目なし、
一無紋の小袖、小紋の小袖に、紋をあくるあけずと云事あり、貞順豹文書に云、紫の小袖の事、紋を〈小紋ナドヲ付ルヲ云也、文紋ニアラズ、紋所ノ事、紋ヲ白クヌキタル也〉付たるをば着候、無紋のをばめすまじく候、又紫も染やうにもよるべく候、ぬりなどをこしをあ〈紫ニテアル也、紋所ニテ、紋計白クヌク也、紫ニテ染タルヲ云〉けて染たるは猶よく候歟、こしのあきたるは略儀に候、又つむぎなどを染たるは表むきへは不出候、染小袖のこしのあき候はのをば、〈紋所ヲ小紋ナドニ替テ紋白ニシタル也〉裏打の時は、可有斟酌候、又かたすそを無紋にして、こし〈無地ニ何色ニテモ染テ、こし計白クヌク也〉を白くあけ候はむもん、〈紋ヲアケ候ヘバ、紋ヲ白クヌク也、一重ニ小紋ヲ付ル紋ノ事ナリ〉紋候はねども何とやらんいきうに相見へ候間、殿中江は如何と見ゆ、又貞丈雑記に云、男はおりすじの腰あけ可然候、〈腰ニ紋ヲツケル也、紋ヲ白クヌク也〉小袖もこしのあきたる本にて候とあり、〈能州、貴、又貞順豹文書ト同ジ〉こしをあけてとはこし計を白くして置を云、又こしをあけ候はぬとは、こしを無地に染、又は小紋などに染たるを云也、

〔幕朝故事談〕公方家〈中略〉

玄猪の出御は、とび色の御小袖に、黒の御羽織なり、〈中略〉

御廟〈寺家〉〇月御法事の時、諸侯拝礼、諸大夫大紋、四品狩衣、侍従以上直垂也、〈中略〉狩衣の下小袖は、白帷子なり、多は熨斗目なり、堂上にては白無垢なり、〈中略〉

諸侯〈中略〉

諸大夫大紋の小袖は、白小袖はならず、熨斗目なり、四品の狩衣の下小袖が、白無垢なる故なり、四品の装束の下は、何にても白無垢なり、三位は綾なり、〈中略〉

大名衆元日肩衣の時服を、二月十五日着用致す事は、十五日迄の登城は皆熨斗目にて、ふくさ小袖を着する日無之故也、因て十五日に着用不致れば、廿八日でも、其以後にても宜きなり、〈中略〉

時服被下、御旗本熨斗目、大名は綸子、四品以上おゝら熨斗目、三位以上の御下着は白綾なり、

〔一話一言二十九〕江戸風俗の事　服飾之部

諸役人〈萬石以上以下小身之旗本〉

安永天明の初のころは、(中略)小袖は黒羽二重に限り、諸大夫は常に白無垢を二ッ三ッ重ねて著たり、夏はすきやちゞみなどいふ絹ちゞみの上品なるを著す、(中略)天明の末、節倹の令一たび出て、惣服飾を變じ、(中略)小袖はきぬ紬の紋付、または縞島なども著せしなり、白無垢一ッに定り、殿上下のときにのみ著す、(中略)寛政の末に至りては、漸また服飾の制も美しく見へて、多くはつねに羽二重の黒く染たるに紋付て下にも白むくかさね著たるも有り、又八丈じま、丹後じまなど、小袖として著すもあり、

〔寛の須佐美追加下〕御旗本の士十二月の末に、一萬石領せらるゝ列侯の許へ云やられしは、正月の役の熨斗目小袖借用申度と有しかば、その答に、我等も一つならでは持たず、掃部頭殿にて借て達すべしとて、其よし返せられければ、こなたにもかへはなし、但子持筋なるを持たる間、是にてもよくば用られよとて、かされければ、それを著て晴の公務をすみけり、すべて寛文明暦の頃迄は、國初の遺風有て、上下質素なる事ども言つたふるが、是にてみれば誠にさ有けるにや、

〔將軍德川家慶公附錄十一〕右大將様御婚禮之次第

天保十二辛丑年十一月廿二日、(中略)

御婚禮之節御取替御品之内

右大將様〈江〉樂君様〈御實家有栖川宮〉より被遣、(中略)

一御小袖地　五

御紋付御熨斗目　二　御紋付羽二重花色無地　二　御紋付羽二重憲法無地　一

御裏地茶羽二重　二疋一緒　御中綿　百目充

一御白小袖用面地　二

著用制

御中綿　百目宛略○中

右大將樣より被成候紅被遣

一御小袖地　五

綸子御地赤　二　綸子御地白　二　綸子御地黑　一　御裏地紅羽二重　二疋一端

御中入綿　百目宛

一御白小袖兩面　二

御中入綿　百目宛略○下

〔北山抄八大嘗會〕御禊行幸

裝束略○中並亞野口薄絹之外、不聽及畫圖、謁衣袴、禁色、大臣、式、寛依大臣以下著小袖、但大臣時、不著之、仁和以後、庶人著之、

〔玉葉〕建曆二年三月廿二日　宣旨在大臣、右大弁○中略

一可亂定錦素上下諸人服飾過差事略○中

織物狩衣侍臣已下不可着之、但禁色之人非制限、三重已上小袖、不論男女、不論上下、不得着用、略○中

けちうのまんせい略○中

一こそでみつにすぎてきるべからず、あつきうすきは心にあり、こんのほかにこといろをばきるべからざる事也、

〔建武年間記〕武者所輩可存知條々略○中

一小袖織物練貫之類、細々不可用、略○中

建武元年五月七日

〔建武年間記〕陣中法條々略○中

於陣中可加制止條々略○中

著用例

一著布小袖小袴事

〔武家嚴制錄一〕禁中幷公家中諸法度 略○中

一天子禮服 略○中 小袖、公卿衣冠之時者著綾、殿上人不著綾練貫、羽林家三十六歲迄著之、此外不著之、紅梅十六歲三月迄諸家著之、此外平絹也、略○中

右可被相守此旨者也

慶長二十乙卯年七月日　　二條關白 昭實公判　秀忠公判　家康公判

〔享保集成絲綸錄十六〕寬永六丑年七月

重陽出仕衣服之儀、向後萬石以上者花色之小袖可有著用候、萬石以下之面々は只今迄之通花色之小袖に不限何色に而も勝手次第著用可仕候以上、

七月

寬永六丑年八月

覺

重陽出仕之節、花色小袖著用之儀、一萬石以上と、先日書付出候、高家大番頭以上も、一同に花色小袖著用可然候、其以下者先頃相達候通何色ニ而も、著用可爲勝手次第候、以上、

八月

寬永六丑十二月

覺

四品以上之面々、來年始ゟ向後裝束下に白小袖可有著用候、熨斗目は無用ニ候、以上、

十二月

〔古今著聞集十五宿執〕大藏卿藤原の守光は、侍學生の中には、名譽の者にてなん侍ける、略○中 永安三年

重病をうけて、日比なやみけるが、〇中略 八月いせんに上洛して、將軍にまいらんと思ひたりける、またしき者共制しけれども、強ゐてのぼりぬ、八月七日發病しながら、小袖のうへにまたがさね、うへのきぬ計をきて、陣門に參りたりけるに、寒熱とまりければ、退出にけり、

(源平盛衰記四十七)北條上洛尋平孫附髑髏尼御前事

此人〇六代 西山栂尾ノ明慧上人ニ謁シタ[illegible]給ケルニ、〇中略 立寄タ良見ケレバ、門々ニ武士アマタアリ、内ヨリ五六歳計ナル少人ノ、緋竹ニ鳳凰縫タル小袖ニ、上ニ練貫ノ小袖ヲ打着セタ〇下略

(吾妻鏡三)壽永三年〇元暦元年 十一月廿一日丙午、今朝武衛〇頼朝 有御要、召筑後權守俊兼、俊兼參進御前、而本自殊好華美者也、只今殊刷行粧、着小袖十餘領、其袖妻重色々、武衛覽之、召俊兼之刀、即進之、自取彼刀、令切俊兼之小袖妻給、後被仰曰、汝富才翰也、尤存儉約哉、如常胤實平者、不分淸濁之武士也、所領者又不可雙俊兼、而各衣服已下用麁品、不好美麗、故其家有富有之聞、令扶持數輩郎從、欲勵勳功、汝不知產財之所費、太過分也、俊兼無所于述申、垂面敬屈、武衛向後被仰可停止華美否之由、俊兼申可停止之旨、廣元、邦通、折節候傍、皆銷魂云云、

(吾妻鏡十七)建仁三年九月三日戊戌、今日於小御所跡、大輔房源性欲奉拾故一幡君遺骨之處、所燒之死骸、若干相交、而無所求、而御乳母云、最後令著染付小袖給、其文菊枝也云云、或死骸右脇下小袖僅一寸餘焦殘、菊文詳也、仍以之知之奉拾了、

(太平記十七)瓜生判官心替事附義鑑房藏義治事

判官〇瓜生保 己ガ館ニ歸テ、兩大將〇脇屋義助、同義治 ヘ色々ノ小袖二十重調進ス、此外御內外樣ノ軍勢共ノ餘ニ薄衣ナルガ、イタハシケレバ、先小袖一充仕立テ送ルベシトテ、倉ノ內ヨリ絹綿數千取出シテ、俄ニ是ヲゾ裁縫セタル、

(大舘常興日記)天文十年十一月廿九日、及晚、樣阿を爲御使被尋下候、おかしげなるおり物小袖着

用候て、御番に可参候事不苦候哉由内々御尋也、仍御返事言上、おり物にて候はゞ、御ふくにて候はでは着用不可然存候、島おり物などは亂中に着用も候へるよし御返事申上也、此趣そと一紙にしるし申候やうにと樣阿彌申候間、凡しるし候て申上之也、

〔明良洪範入〕池田家ノ士ニ森本秀勝ト云者有リ、伊勢本扱郡萩ノ城主ナリシガ伊勢ノ國司ニ攻落サレケル、其頃ハ秀勝幼年ニテ母抱テ落行キ尾州ノ織田信秀ノ許ニ隱レ居タリ、略○中信長星崎ヲ攻ラルヽト聞キ、森寺商人ノ體ニ成テ清洲城ノ臺所ニ行キ、勝入ノ母ニ申ケルハ、物ノ具求ムベキ手當無シ、金子貸シ下サレト云、勝入ノ母我等金子ハ持ザルハ、是ヲトラ綾ノ小袖三ツ遣ハス、森寺町ヘ持出タ、賣候六十文ニ替ヘ、古キ物ノ具ヲ買タレド、胄無レバ晒布ヲカヒタ鉢卷シタ、星崎ニ向ヒシカバ、信長頓テ勝入ヲ元ノ如ク仕ヘレケル、

〔兼見記二十一〕大臣家御馬揃事

同月年○天正九二月廿八日、大臣家○織田信長內々馬揃催ナルヽニ依テ御馬揃有之、略○中扨大臣家御手綱ノ次第、略○中御小人衆赤キ小袖、紅地白ノ肩衣、黒革ノ袴一統ナリ、大臣家御裝束、略○中御膚ニ召サレ候御小袖紅梅ニ白ノ段々ニ桐唐草ナリ、其上ニ蜀江ノ錦ノ御小袖、ソデノ口ニハヨリ金ヲ以テ蜀錦ヲ召サレ候、是ハ昔異國ヨリ三卷本朝ヘ渡リ來ルノ處其內ノ一卷ナリ、略○中御人數隣國ノ面々何レモ我劣ラジト結構ヲ盡シ各出立、面々ノ裝束下ニハ過半紅梅紅筋、上著ハ薄綸唐織物金襴唐綾狂文ノ小袖、御衣袴同前、略○下

〔駒井日記〕文祿三年三月二日、從吉野太閤樣○豐臣秀吉高野江御參詣、　三日、郡山御舞臺に而御能有、略○中

一關白樣江大かた樣ゟ御進物

一白あや小袖一　一ねいはく同一　一かうばい同一　一ぬめのたん小袖一　一さらし百端

巳上

一黒白様に大和錦うへ様々縫物

一からをり小袖一　一綾はく小袖一　一綾すぢ小袖一　一ぬいはく小袖一　一紅梅小袖一

巳上

〔板坂卜齋記〕廿三日○慶長五年九月三日を忘れ候分、石田治部少輔を搆來ル由、田中兵部少輔に被仰付、近江國北の郡を草を分候如く尋候へ共在處知れず、或夜兵部少輔宿所の前を、夜に入一人通申候、番ノ者何ものぞと改候へば、番所に水汲と答らる、の由水汲にても通し候事有間敷と、番の者寄合詮議候へば、折ふし小雨降暗き闇の夜なり、捕候て火を點し見候得ば治部少なり、出立は綾の茶の小袖に裏は淺黄、笠を被り脇指をして端折れ候脇指計なり、

〔明良洪範十八〕井伊掃部頭直孝大坂冬御陣ニ物見二人ヲ出サレシガ、雨ニヌレテ歸リケリ、樣子ヲ聞カレテ後、別ニ著ラレタリケル小袖二ツヲヌキテ、兩人ニヤラレケリ、サテ安藤帶刀方ヘ小袖ヲモラヒニ遣ハレケル、我等無樣ノ事ニテ、著ルモノ二ツナガラ家來ニツカハレ、著替コレ無候トテ、帶刀ヨリオクラレシ小袖ヲキテ、草臥ニテ御前ヘモ度々出ラレシトナリ、

〔室の須佐美追加下〕厩橋少將忠清朝臣○酒井執政の時、○中略營中にて事の末にや有けん、殿に関洞のかた〳〵休所に下りて、下著を脱て出座ありしに、汗ばみぬれば其下著を、欄干にかけて乾しける、朝臣の小袖の裏せのあたり、つぎたてたるのを廣げおきければ、宿所にて其事を司る老女に、殿中出仕の下著は、つぎたる裏は用べからずと有しに、老女云、時に臨みてその如く仰有とも、我等が一生はなり不申候と答へしとぞ、

〔玉露叢十一〕一寛永十二年正月廿八日ニ、二ノ丸ニ於テ、將軍家家光公ヘ仙臺ノ政宗御膳ヲ上ラル、略○中公方樣今日ノ御裝束ニハ、下ニ白御小袖、上ニ淺黄ノ小紋ノ御小袖ニ、紅裏紫ノ葵ノ丸ノ御

綿入

紋所、黒繻子ノ御上下、御中臈楷御服物ヲハ御臺ノ御床ニ飾セラル、御前伺候ノ大小名衆思々ノ出立、但レ金襴ノ鶴ノ小袖ニテ、肩衣ニハ色々ノ縫箔ニテ盡紋ナリ、

〔新撰字鏡 衣〕複（力六反、入、綿衣也、厚也、重也、加太文須、）袂（古協反、入、夾衣也、合乃己呂毛、又加太文須、）

〔書言字考節用集 六 服食〕綿入（ワタイレ）綿入（俗字）

〔倭訓栞 前編 四十二〕わたぎぬ　日本紀に綿袍をよめり、新撰字鏡に複又袂をよめり、倶に綿衣也と注せり、今綿入といへり、文選古詩の著をわたいる、とよめり、或は袂襦とも見ゆ、

〔扶桑略記 二十三 堀河〕寛治二年二月廿六日癸卯、戊剋御中院、○中略今夜賜諸僧法服卅具、布衣、袴、襖、袈裟、生裳、同合袴、綿衣、帽、襪等也、依為明日之請僧賜之、此外別所教人等并諸請僧之裳、給小袖綿衣卅領、

〔貞丈雜記 三 小袖〕一古は小兒には早く綿入の小袖をば着せざりし也、小兒は身の温氣强き故也、わき（あけとて、わきの下なふまだ著ざる以前なり、）東鑑卷三十四云、（仁治二年十一月廿一日ノ條）今日將軍家若君御前御著袴魚味也、中略其後著綿衣給云々、（此綿衣ハ綿入ト云事也、綿入ハ今いふ綿入衣也、）著始の二字にて、今日始て綿入を着せ参らせたるを知るべし、

○按ズルニ、後世小袖ト稱スルハ、多クハ綿入ヲ謂ヘリ、故ニコノ條ニハ、唯其名稱ヲ存スルノミ、

布子

〔書言字考節用集 六 服食〕布子（ヌノコ）

〔倭訓栞 前編 二十一〕ぬのこ　布子の義、冷葛も同じ、古へ麻布を用たり、又の、こともいへり、全斷兵衛に綿襖を賜せり、又布用爲常服、无綿花故也と見えたり、綿花はきわた也、

〔武家名目抄稿 衣服部 十三上〕按、布子は猶綿子、紙子などいふ例にて、即前條の布の小袖のことなり、但いにしへ布の小袖といひしは麻布にて、綿入れたるも袷なるも通じていひしを、後代布子といふは、綿布の小袖の綿入なるにかぎりていふにや、

〔嬉遊笑覧〈二上〉〕今世には小袖は木綿の綿入をいふ〈○中略〉布子はもと麻をいふなり、狂言記、〈盗人ぐるひ〉織たる布はなに〳〵云々、十徳布子の面こかたびら、同拾遣す、竹のつめたといふこと有す、竹色の布子なるべし、布子をおひえと云、つめたと同義なり、おひえと云は、見聞集〈三〉見しは昔関東にてのていたらく、翁老若き頭巾は、諸人の衣裳木綿布子なり、麻は綿に似たればとて麻布を色々にそめ、綿を入、おひえといひて、上に着せし也、〈原本おひへと誤り、按の意なるべければ、へを改むとはじ、〉布は出所多し、木曾の麻布は信濃にて織り手作は武蔵によめり、〈中略〉昔綿を多く入て、夜の物とて夜着にする、是をおひえとも、老のものとも名づけたり、また異名を布子とも綿入ともいふなり、此詞みな公家より出たり、今やんごとなき御方は、布子おひえの沙汰は、きこしめさずといへり、庭訓往来の抄云、老の物といふに一説あり、縫物模の物、古びたるを張替へて、胴裏を張るなり、綿を多く入て夜の物とて、夜着にするなり、又おひえなど、もいふなら、然るに夜着を老の物といふ事は、裏に綿綴をするに似て、老の物といふなり、又おひえといふことも、多は老より来るものなり、綿綴綿は御老なり云々、總じて胴裏といふは、綿綴より外につくべからず、胴裏の外をば只裏、布の裏なんど、いふなり、又何くの國にも布はあるに似て、胴裏といふ歟、悉く公家より出る詞なり、布子をば綿入ともいふなり、これはおひえといふ義ちがふなりといへり、布子をおひえといふも、義違ふにあらず、老の物よりうつりたる名なり、鑑山井に、身に着へ多は来にけるおひえ哉〈以由〉女重宝記には御単衣と書たり、〈女詞にておゆといふな、かく書るはわろし、〉後撰夷曲集、貧しきが寒しといひて、多の日にいくつきぬれどおひえ成りけり〈以上〉落穂集に、江戸の昔をいふに、郷村の百姓どもの儀は、目もあてられぬ有さまなり、男女ともに身に布子と申物を着し、縄の帶を致し、藁にて髪を束ねたる者ばかりのやうに有之候由、其時代の武人の物語を、我等承りたる事に候といへり、是は友山翁其むかしを思はず、其頃布子きたること、江戸郷村の百姓のみ

に限らんや、木綿出來し始を以て思ひ見べし、

〔本朝世事談綺 一衣服〕布子

或人云、略○中木綿わたらざる以前は、庶人の多の衣服には、布に蒲塵の穗わたを入てきたり、よつて布子の名あり、略○下

〔朝倉敏景十七箇條〕一朝倉名字中を初年の始の出仕、衣著可爲布子候、并各同名定紋を付させらるべく候、分限有とて、衣裳を結構にせられ候者、國の端々の侍色を好み、ふきつゝ　たる所へ、此體にては、出にくきなどゝて、構虛病、一年不出、二年出仕不致ば、後々は朝倉前に伺公の者可被少候事、略○中

右之條々能々服膺し、晝夜相勤めて、永く子孫に胎厥せらるべく候、諸事内方を謹厚沙汰し候へば、他國の暴黨は邪魔せぬものなり云云、

〔明良洪範續篇 十三〕井伊直孝彦根拜領有テ入部セラレ、諸事儉約ヲ第一トセラレ、自身ヨリ木綿衣服ヲ用ヒ、家老ヲ始大身ナル者共ヘ、手ブカラ木綿ノ布子羽織等ヲ與ヘラレシ故、美服ヲ著セシ者ハ大キニ困リシト也、

〔落穗集追加 八〕新御番衆初りの事

一問曰、右新御番衆の御あてがひの儀被仰出候節、兩御番衆とは、五十俵少く被下候に付ては、馬を持つ義を御免との御事に有之由、略○中答曰、其段は前方も申通り、時代がらと申物にて、差て不審なる事にもや無之也、子細を申に、以前御旗本に於て、三百俵抔取被申たる小身の樣子を承るに、衣服等之義も、番著物と名付て紬綿抔を以て調へ、二ツか三ツも所持被致、常々の義は布子綿服を被著、略○下

〔好色三代男 一〕情を包む鼻紙袋

結構の弟子らしきが、黒小紋の著子に、西陣異島の帶、此結び様をかしく詠め居れば、〇下略

〔胸算用 三〕つまりての夜市

十二三なる娘の子の、正月著子と見えて、萌黄色に染鹿子の裾綸、裏は紅紅にして、中綿も儀ますｓ入れて、未だ袖口も縫けやして、是を望みはないかくと譲りければ、六匁三分五リンづゝに落ちける、よもや裏ばかりも出來まじ、

〔置土産 二〕貸宗藏の銀事し

さすが名高き大臣の、歯なる身となりて、四季小紋の紺小袖も大變して、千種色の木綿布子の身狹にして、貸家住居の裏に、やうく手代どもがなさけ、上下三人の命をつなぐ、〇下略

〔永正狂歌合〕五番　左

世中は正月小袖けふたつをまるらみ著子のうらみてぞきる

〔新撰字鏡 衣〕袷（古洽反、入、衣無絮也、合〇阿波世乃〇己〇呂〇毛〇又和太太豆支）

〔倭名類聚抄 十二〕袷衣　文選秋興賦云、藏袷衣、（古洽反、和名阿波世乃岐沼）李善曰、袷衣無絮也、

〔伊呂波字類抄 阿衣服〕袷衣（アハセノキヌ、袷ハサミ、又袷衣）

〔延喜式 四十〕凡著刀舍人、歩射騎射各十人、其定、手振三位已下、紺纈袴、步射人別衣一領、（袷小袴）袷衣一領、

〔御供古實〕一かた身がはりのあはせの事、十五六歳までは用候、其外は斟酌あるべし、女房衆老ふけても用候、〇中略

一あはせの事、何も不苦候、こうばい、ねりしろ、ねりぬきなどは、男は十四五まで可有著用、白小袖は斟酌候、

一晴の時えりまはりたる袷可然候、但大かたびらの時は可相替候なり、〇中略

一袷之事、たゞきぬ可然候、近年綟色の袷、えり計まはりてめし候方も候、綟色の袷は、昔は御供衆御

にて候間、當代御めし候、薄々此程と成候て、えりばかりしぼり候て、著用候事不可然候、きぬのも
只白く淺黃抔可然と申習し候也、

(諸大名出仕記)紅梅の袷の事、男は十四五迄は著申候、其比過候へば無著用候、紅梅とは紅の袷の
事にて候、

赤き袷の事、是は廿計迄も依仁體著候、赤き袷とは、糸を蘇木にて染、おりたる事にて候、又紅梅は
糸を紅にて染申候、大略人目は同前のやうに見え候得ども、殊の外相替候也、

袷の事、年寄には先あさぎ、ちや、こん、もえぎ、くろ、梅、其類相應にて能候、又若き人には朽葉、ひわ、柄
色など可然候、又ひわた色、玉虫色、かや色、空色、とかげ色等は三十計のひと著候也、

紅梅のねりぬき白などは、幼少の人貴著候、又紅梅の袷のうらは、薄紅梅にて有べし、又ねき白の
うらも赤く候、又ねりのうらは白く、袖はわきあけたるべし、えぼしを著候はぬ前は、わきあけに
て候、但烏帽子を著候とも、依年わきをあけ申候也、

白き袷の事、不苦候、うらうち、又はおはかたびらの時も可著候、白袷と申は、きぬの袷の事也、ねり
などを仕候事はなき事に候、錬貫絹などをねり候て、うら面に仕候て用候、是は袷の事にて候、小
袖に仕候て、著候事はなき儀に候、御禁制にて候也、○中略

大身がはりの袷、少人など不苦、上がいは赤、下がいは白、又はうす紅などの事にて候、女中衆は不
苦候、○中略

小袖袷などの色のかはりたるを著候事健候、赤袖に同商の小袖などは又還候、又朽葉の袷に同
朽葉のおり筋などは又還候、また黒茶の小袖など著候時、又紺の袷是も如何にて候、紫を以て自
餘の儀分別あるべし、○中略

晴に袷を不着候、略義候、人中へ出候時は、必可著候、又袷の代に白絹をはだに著候事、是も略義に

候、但三月など小袖袷はあつく候間、小袖の下にかたびらを着候事も候、是も不苦候、寒時分にかたびらを着候はあしく候、

〔貞順豹文書〕一あはせの事、何れも不苦候歟、但ひらきき色をば可有斟酌也、先若き人にはくちば、ひは、柳色、紫可然候歟、又人の好みによりてひわだ色、玉むし色、きねつぬき、とかげ色などをも着候、次に年寄にはこん、あさぎ、ちや、又白あはせ、紫細籠にて可然候、おり色のあはせ御きんせひの間、それに依てえり袖などをまばりて着用候、又まゝらのあはせにて候得ば、まばり候はね共其儘用候、

一ばたんのあはせの事、四月一ヶ月計被用候に承及候、これも十四五までの事にて候、〇中略

一かた身がはりのあはせの事、是も十四五までの事にて候、

〔貞丈雜記十三服飾〕一大身がはりの袷の事、貞丈答書ニ曰、大身がはりの袷は、晴の時は着まじき也とあり、大身がはりとは、かた身がはり也、片々を別の色に片身片袖をかへたる也、土佐光茂が繪がきし犬追物の繪にも、介添の人の素袍に、片方淺黄にて片方紫なるを着たる物見へたり、是大身がはりなるべし、若き人の着する物と見ゆ、

〔享保集成絲綸錄十六〕寛永六巳年二月

覺

一袷之時分御禮日等に者、以前之通、熨斗目袷向後着用可申事、〇中略

二月

享保十六亥年四月

一參勤御禮之節御禮仕候者之外は、服紗袷可為着用事、

一御暇ニ而被為召候輩も、服紗袷可為着用事、

一以上使被下御暇候輩、爲御祝登城之面々尤熨斗目袷可爲無用事、

右之通可被相達候

四月

〔微妙公御夜話〕一江戸より御歸國(利常)之時分、越後山の下邊にて、殊の外あつく、御供中袷を著用仕候、山崎小左衞門袷有合不申候哉、何として有之候哉、熨斗目服明之袷を著用仕候、人々笑申候、何を笑候哉と御尋被遊候故、其段申上候得ば、いや〳〵苦かる間敷候、男は時宜にあまれと申候間、一段尤と御笑被成候、貴中西小左衞門咄承り候、

〔日本永代藏 一〕昔は掛算今は當座銀

初空卯月一日は衣がへとて、色よき袷を縫かけしを見るに、白き紋羅のひつかへしに、裾縮緬を中に入て三枚がさね袷、前袖襟に引縫、むかしはなかりし事なり、

〔書言字考節用集 六服食〕單衣(俗作單物、)單衫

〔武家名目抄 衣服十三上〕按、單物といふは、昔は素襖をさしていひ、今は晋絹帷子といひし物をいふ也、抑足利家の頃、直垂素襖等を平常の服としたり、皆一重と裏打との二種あり、直垂は一重を晴の服として、常は裏打を用ひ、素襖は一重なるを常服として、裏の付たるをば、人中に著ることゝなし、さるからに打まかせて、常の直垂を裏付といひ、素襖を單物とも單ともいひけり、其後干戈日々に動て、禮容おのづから廢れしを、元和に至て烏帽子素袍を著して、賀正の禮を行ふべきよし、あらたに台命ありき、されば是より先には、只肩衣袴等を晴れの服として、大袖なる物は、世に絶たるが如くにやありけむ、おのづから素襖の一名を單といふことも、人知らずなり來て、終に其名の絹帷子に移れるなるべし、御生絹の帷子をひとへすゞしといひしが、他に紛るゝ名の絶しからに、凡の絹にもひろごれるにやあるらん、

〔物類稱呼 四衣食〕單物　帷子

當世は、絹木綿など裏なきを單物といひ、生絹、麻などの類を帷子といひて、着る時節も差別あり、さるべきことにあらず、すべて裏なき衣は皆單物なり、ひとへなるが故に片といひ、風にひらめく故に、ひらといへるにて同じものなり、

〔成氏年中行事 五月〕一同二日、朝御祝如朔日、公方樣御單物嶋、御紋、御小袖は御随意也、○中略

〔成氏年中行事 三月〕同三日、公方樣由井ノ濱へ御出、○中略 御單物御紋、御供衆御馬、役人衆御供、御剱下○

〔教言卿記〕應永十三年正月一日壬辰、就晴、○中略 五日 鶴若丸新調單物綿、松竹鶴ヲ繍也、小袖紅梅、

〔聞書閑話〕名君節儉并本多見葉が事

一ある名君、始めて入國ましましける時、○中略 御入部四五日めに、所の木綿屋にて木綿二反調せられ、小納戸の者を召して、此木綿單衣に仕立度きまゝ、定紋を付けて、水淺黄に染めさすべし、我思ふ子細ある間、隨分當時はやりなる町と在との紺屋へ一反づゝ、遣はすべしと仰有りければ、承て其通にしたり、時にはやる所の紺屋なれば、人多く入り込みて、右の染物を見て、諸人大に仰天し、殿にはか樣なる麁末の品を召され候にや、是を見ては、我々が著服大に奢りなり、嗚呼嗚呼勿體なし〳〵とて、皆是を語り合ひ、吹聽して、自然に町在迄も奢を停止しけるとぞ、

〔守貞漫稿 十三男服〕單衣 ヒトヘモノト云也、略服也ト雖ドモ、初夏初秋ニハ專著之、又炎暑ニモ著之者多シ、蓋式正ニハ不用之也、

三都トモニ單衣ニハ上田嶋等、艶光アル物ヲ用フコト稀也、多クハ結城紬、玉紬、青梅嶋、結城木綿、河内木綿、松坂木綿等ヲ用フ、蓋前ニ云如ク河内ハ江戸ニ用ヒズ、松坂ハ京坂ニ用ヒズ、

單衣モ縞物ヲ專トス、定紋付モ稀ニ有之、江戸ハ特ニ縞トス、然ルニ嘉永安政ノ頃ニ至リ、紺縞ハ

縫納戸茶ノ木綿紋付ヲ下輩男女往々著之、

〔宗五大草紙〕上衣裝の事

一かたびらの事、つじがはな、はくなどは、女房兒若衆などは能候、年たけたる男は、尤不可然候、ただ男は若も老たるもまろきかたびら似合候、其外は梅ぞめなど能候、せすりあぶら布など同前、但なう布のたゞひは情喝食になをよく候、又小袖の下にこうちしろのかたびらを男の著候事は、遠々みにくゝ候、又紋の付たる梅染のかたびら同前、無紋などは子細なし、まろきかたびらは能し、但きとしたる時は著候はず候、昔の人はもゝだち取候はん爲に、かたびらにあはせのりんをさしたるなど申候、あはせはもゝだちとり候爲に、よくも候はぬとて候、略○中

一大かたびらの事、一重ひたゝれに下にかたびらの白きをこしより上にのりをこはくして、きかさねて、えもんを取也、衣紋の取やう口傳有、失念候、無曲候、御祝によりて白きひたゝれをかさね、又時によりて、はくにて我家の紋の付たるをもかさね候、著やう先大口をきて、さてかたびらをひたゝれにかさねてきべし、かたびらにこしより下にはのり付べからず、大口の上へさがるべし、其上にひたゝれの下をきるなり、略○中又前に申候如く、御時の時は我紋をはくにてをし、又一段の時はひたゝれを金みがき付にして、我紋をろくまやうにて書べし、夫を大かたびらに重ね候、略○中又大かたびらうら打の時、まゆすのきやはんをすべし、又すみがささすべからず、又大かたびらのときは、つゝら切付にをりまりがいをかけてのるべし、折尻がいとは、ばんどうまりがいと人の申物なり、

〔御供古實〕一かたびらの事、緋申候て候得ば、何も不苦候、染色は梅、淺黃抔に染たるは不苦候、成方の出仕之時、唐布の帷子召候へつるを、是は唐物にて候間、如何之由申候へつる、雖然いまだかたびらの御法は、むかしより御座候はぬ間、何を召候ても不苦候、又白かたびら、こしまゝら抔、わか

き人可然候、又若衆杯は紅の入たるも可有著用候、くるしからず候、

〔奉公覺悟之事〕一はれの時は、たゞにかたびらを著する事、略儀なり、然間かたびらにえりにおり色にぬひ付て用事、公方にても御やく等の懸仁體白衣御はしり衆なども、あせこき衆などあはせ身にまとひ、又は用心のためこじつたる事也、たゞえりばかりなり、然者かたびらはれにたゝざる事聞候歟、又袷の下に帷不苦候也、○中略

一大かたびらとは、武家御祝儀に御やくの仁體被著候、白き一重ひたゝれに、又下にのりを一段こはくこしらへ、ぬのたるべし、是をかさねてちやく候也、是箭ともひもいづれからよりたるべし、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄御對面御祝已下之事○中略

一御弓始十七日正月射手六人、三番公方樣御見物、○中略御てうしやく白き大かたびらをちやくして、兩人に前後のあたりはづれ申候へば、御的奉行折紙に矢數を付申す、

〔諸大名出仕記〕帷の事、何も不苦候、越布など御禁制の御沙汰はなく候、又北絹などを平人著候事は、努々有間敷候、少人などは内々にては不苦候歟、又紋紗等も同前也、

年寄には白き帷先可然候、扨は正直布なども不苦候、又若人等紺地白の帷よく候、紺地白とは背人の中候、地白の帷子の事にて候か、衣梅萌黄を加へそめたる帷子も、若人には可然候、殊に上かはをば赤くそめて下かは計を梅もえぎにて染たるは、若衆などには似合候て能候、女房衆も著き間は、加様に染たるを用ひられ候、

生絹の帷子の事、是は依人可被著候、平人など著申候事は、努々不可有之候、但十四五迄は、依人著候子細有之儀候、

丸生絹の事、是も同前に候、丸すゞしとは、すゞしの袷の事也、一重すゞしとは、生絹の帷の事なり、

紋を付てもおり申候、又一方をば赤、又下がいそば白も仕候歟、是をば白紅と申候、又何も赤も仕候、色々におらせ申候間、一向に候はず候、〈○中略〉

帷の事、先五月五日に厚絹のかたびらを可着候、六月より越後布など可然候、又七夕の帷子は必越後布たるべし、

帷の袖の上に縫上を仕候事、常の儀にて候、袖の内に仕たるが能候、又女房の帷の縫上をば袖の外に仕候事、小袖の袖の上に縫上をする事有間敷事也、〈○中略〉

帷子の時分、世間も寒く候へば、帷子の下に袷を重ねても着候、寒とて帷子の上に重て着候は悪敷候、又袷の時も寒候へば、下に小袖などを重て着申候は不苦候、

〔貞順豹文書〕一かたびらの事、唐布をも殿中へも着候不苦候、唐布御きんせいの無御沙汰候、

一はゝのかたびらの事、男は仮人十四五まで最着方も候、

〔大舘常興日記〕天文九年八月廿六日、佐方より内々被相尋候、御供などにくり梅のむもんの帷可着用事いかゞあるべく候哉と云々、かたびらの事、むもん更不苦、白き帷も無紋色くりむめさらさらくるしからず候、もと〳〵縫如此よし、令返答也、〈使者平也〉

〔當時裝束抄上〕正月元日〈○中略〉　大紋〈同大夫、○中略〉

小袖　熨斗目〈此事次の儀、品替のところに見えず、〉　夏白帷子〈先年武家にて、綿帷子を用ひ、不苦候の事問合られしに、近頃綿子を用ゆる人みへ候、苦からずる事なれどし、武は白帷子を用ひし事と聞へられしよし、又文化六年四月、紅葉山御参詣御[illegible]引にて、六月十七日、大紋付判の時、供奉の輩の内一人、綿子着用の人有、いかゝの事とて、直に白帷子に着かへられし、向るれば、自在どには、綿子を用ゆとし、候事にはかならず白帷子を用べし、又古は熨斗目は下明白むくを用ひし事なり、武家聞並度に、關大夫白むくと云は、下着に白むくを着する事にあらず、綱此大紋の下に、しろむく着用の事のよし、〉

〔當時裝束抄中〕東帶〈○中略〉

小袖　多は平絹〈いくつ書とも、りはさとへにすべし、〉夏は帷子を用ゆ、〈裏表の織子色成は生平絹の裏を用といへども、帷子を式とすべし、此事度々京師へし〉

[illegible]りしに、帷子にて下[illegible]なきよし、光[illegible]子は片ひらにて、かたとへの事[illegible]ばれつかとなし、すしを用ゐ、[illegible]の帷子な[illegible]す[illegible]に、[illegible]帷子にてかけまといふ[illegible]ばれつかなし、

〔武家故事要言〕諸侯〇中略

諸大夫夏は白かたびらなり、是は襲身目に准ずる故也、

〔吾妻鏡 十九〕承元五年〇建暦元年五月十日辛酉、文治五年故右大将軍〇頼朝御下向奥州之時、於平泉高屋所被召取之、錦繍文綾代々重宝等、被分配于彼時供奉之宿老訖、猶在其家々之由、将軍家〇実朝被聞食之、依為御要、被召出、多以紛失云云、少々進上分、所謂錦覆之鈴、駿河本主、其中葛西兵衛尉清重所進之不細帷、殊御入興云云、

〔貞丈雑記 三小袖〕一かたびらのわきかきたる、あはせの脇かきたると云事、古記にあり、曾我物語〇九に、十郎がその夜の出立には、白きかたびらのわき上かくかきたるに、むらちどりの直垂の袖を結びて肩にかけ、〇中略五郎が装束には、あはせの小袖の脇上かくかきたるを、狩場の用意にやしたりけん、からさゆみのひた、ゝれに、蝶を二ツ三ツ處々に書たるに、こんむの袴くゝりゆるらかによせさせ云々、源平盛衰記〇三十五[illegible]中略義仲は白帷子のわきかきたるに、黄大口著て云云、同六の巻[illegible]すゞしの帷子の脇かきたるに、赤地の錦の鎧直垂云々、是等皆直垂の下に重ねて著る大かたびらの事也、わきかきたるとは、素襖などの如く、左右の脇をぬはず、あけて置く事也、かきたるは闕たる也、あはせのわきかきたると云も、大かたびらに裏を打ちたる也、

〔後水尾院当時年中行事 下〕一かたびらはめされず、あまりたへがたき極暑の時、夕つかた堅固内々に、御ゆかたびらをうちかけられて、後奈良院などの、すゞませられしやうの事は方外也、

〔板坂卜斎記 三〕右衛門〇[illegible]は、合戦に負、〇[illegible]伊吹山に小木六七本藤葛のまつはりたる隠家の様成所あり、此所へ中納言殿〇[illegible]田を隠し置、供の者七人合て八人、具足は脱捨刀も捨、肌帷子一ツにて、九月中旬山中塞篠に踏入居候に、〇下略

（明良洪範續篇十三）一條御城御普請アリ、上方御譜代大名ニ仰付ラレ、諸國ヨリ奉行ノ者、人數ヲ召連上京セリ、井伊掃部頭ヨリハ岡本半助奉行タリシ、夏ノ事ナルニ皆相ナル帷子ノ洗ヒハゲ、所々破レシヲ半助著用セシ故、關東ヨリノ奉行ノ面々ヲ始メ、諸家ノ者迄笑ヒ申ニ致シ候、半助事少シモ構ヒ申サズ、出精シタル諸士下々迄モ、行儀作法格別ニコレ有候由、○下略

（閑散餘錄下）平手和、初メ醫ヲ以テ三浦侯〈ソノ城ハ三州刈屋ニアリ、今ハ作州ニ移ス、〉ニ仕フ、醫ヲ業トスルコトヲ屑トセズ、願テ仕ヲ致シ、後儒ヲ以テ守山侯ニ仕フ、時ニ月俸甚微ナリ、アル時五月五日ノ節ニ官長ノ曰、五日ニハ新シキ葛衣ヲ著テ朝セラレヨト、ソノ日ニ至テ婦人ノ服ヲ著テ出、官長コレヲトガム、平和曰、臣ガ如キ微祿ノモノハ新衣ヲ貯ルコトヲ得ズ、然リトイヘドモ官長ノ令ニ違ヒガタシ、細君ガ藏ル所ヤ、新シ、故ヲ以テコレヲ著タリト、侯聞テ即日ニ月俸ヲ增加セラレシトナン、

（窻の須佐美追加下）余〈○室鳩巣〉幼年の頃迄は、みな人夏は生平の帷子にうるし紋など付、高宮の袴に津良子を著來るに、又うるし紋付、多は下著と云物別に調じて著る者は、めづらしく、夏は綿ぬき小袖を袷にし、多は又綿入などして著ぬるを、まのあたり見たりしが、元祿の半過より、ましきりに衣服美麗になりしを覺し、それも今みれば猶儉風の有けるぞかし、

（守貞漫稿十三男服）帷子〈○中略〉三都士民トモニ、式正ニハ奈良晒麻布ノ定紋付ヲ用フ、染色水淺黃ヲ專トス、又空色、藍色、鼠色ニモ染ル、定紋ハ白ヲ專トスレドモ、或ヘカチンモント云テ、黑ク日向ニ書キ、或ハ紺青ニテモ書ク也、又白晒布ヲ染ズ、素ニテ定紋ヲカチンニスルモアリ、

（萬金産業袋四）染帷子、なべて辻といふ、たけ四尺より四尺二三すまで、袖下貳尺より貳尺三すぐらいまで、上京物、中店物、下京物、以上三品は、上中下のしなな也、やしき風といふは地黑、地赤、地ころ、地うこん、地淺黃等にして、誰田のもみぢ、後に櫻、櫻流しの類に大きなる文字、古文字、楷字あるひは

行、かなもじなど入レ、縫入ぬいなし打出し鹿子にて仕あげ、その内にもまた少々ゆうせんをあしらひなどする類、如此のみにも限るべからざれども、まづ大略は右の如し、町風といふは、ゆふせんもやうもあつさりとして、生繻緞を色よく遣ひ、裾に至りたる風、あるひは桔梗の紙地に、白の結かのこ玉だて、或はな色に白上り裾に縫、またはすみ繪素縫玉だて、ずいぶんと手を盡し染る事なれば、長くは書のせがたし、殊に此ごろ丁子茶、とび色等の至り風の染なし、時代とて重きいろの夏物涼しくは見へねど、時の物とて又にくうもあらじ、

絹縮染帷子、縫入、縫なし、屋方ふう、町ふう黄染仕入、右晒に同じ、○中略

一ッ身より本中立の染帷子、たけ袖下は絹の部にあり、但御召といふは、たけ袖下ともゆるやかに、地も本さらしを用ひ、女物には結かの子を入、ゆふせん、ちや屋染、紅の左まき、あるひは結かの子入等さま〴〵あり、男物もまたゆふせん小色等、みな繪付にして奇麗に仕入、中品より以下は地も地平、あるひは入講をつかひ、ゆふせん、ちや屋ぞめの類も、すり込にして水に入、までの景氣を取て仕入、その類に至りてはたけ袖下以外に短し

〔好色二代男六〕人魂も死ぬる程の中

さる門には小倉縮著たる人、挟箱持ちてつくにい、絹。目。帷。子。著て、左巻の木綿帯したる男は、太夫とつめひらき、○下略

〔日本永代藏五〕大豆一粒の光り堂

それ百ケ日も過行ば遺言の通りに、○中略ゆづり狀の箱を開て見れば、○中略同寺の妹に、花色の布子に、黑き半襟のかゝりしを一つ、生。平。の。帷。子。添てとらすべし、○下略

〔諸大名出仕記〕袷著時分之事、九月朔日に著して、九日に小袖を上に著し、明る年の卯月朔日迄わたを著し候、端午五月中袷を被著候、調にも四月一日より袖を著し候と申は、不覺のまゝ事にて

候、只わたを其儘著してこそ居候へ、能可有之分別也、〈中略〉

彼晴節衣裳を著仕事、先九月九日より明年の三月中は小袖を著候、又四月朔日より五月五日までは袷を著候、又五月五日より八月中は帷子を著候、又九月朔日より同八日迄は袷を著申候、毎年此分にて候、但男女のかはり候也、〈中略〉

小袖の時分に袷を著候て、罷出候は不苦候、また帷子の時分袷など著候悪候、亦袷などの時分に帷子を著候は不苦候、但是も可然時宜候、三月廿五六日の頃袷など著候可能候、又四月廿八九日より五月二日三日などに帷子著候、是も不苦候、また四月初などに、帷子など著申候事、ちと異相に見え申候、又三月の初に袷、是も同前にて候、體以是は其時節世上あつく候へば、自然は此方にて候、心當方へは加様にも仕候、貴人の前へは相定候時節の衣裝可然候也、

〔貞丈雜記三小袖〕一今の世七月七日、八月朔日、七月十五日には、必白かたびらを著する事、いにしへはかたびらは、白を本としける由、舊記に見えたれば、〈家五大雙紙其外舊記に見たり〉著之なるべし、然共五月五日には、白かたびらを不用、右に云如く、かたびらは白を本とする故、古は五月五日にも白を用ひし成べし、五月五日に限り、染かたびら著すといふ事、舊記には見えざる也、白を用ひしなるべし、ある人の說に、七夕中元八朔に白かたびら用る事、秋は金氣の節也、金の色は白とするが故也といへり、此說あやまり成べし、此說の如くならば、夏は火氣の節也、火の色は赤とする故、五月六月は赤きかたびらを用べき也、可笑、

〔御當家令條二十五〕覺

一七夕八朔共ニ召連候家來、白帷子著用之儀、不入事之由、老中被申合候、自分之家來ニも白帷子停止之由、然者面々致其心得、諸番組中江急度無之様相達可然之旨、若年寄衆御目付中迄演達之事、〈中略〉

延寶二年寅七月廿九日

〔享保集成絲綸錄十六〕寶永六丑年七月

當春ゟ熨斗目着候分は、七夕八朔白帷子着用可仕候、尤熨斗目着用不仕候者は白帷子無用ニ候、

以上、

七月

〔袷帷着用時節〕柳原一品〈紀光〉ヨリ勝名院〈江〉被相尋事

あはせ着用の事、過し秋の比、いさゝか其沙汰候つる、それに付て不審出来候まゝ、愚存注進候、抑更衣は昔夏冬二季にかぎり候得者、公家本式の時には、今とてもあひかはるべからず、およそ近代見及候分、四月にいたりて公卿はあわせを着し、殿上人は賀茂の祭以後更衣候か、十月南都維摩会以後、冬の装束に改られ候、但公卿老後高官の人は、四月といへども、あつき折は帷を着し、又八月にもうむき時は、公宴といへども、内々御会ごときの時は、袷を着用候歟、然るを五月五日より九月八日までは、老臣といへども帷たるべきよし、其沙汰候畢、此事如何可有候哉、もとより公卿も束帯本式の時は、九月中令も夏の装束勿論にて候へども、直衣直垂のには、八月中旬のころより、重陽の秋にいたりて、大あわせを着用のやうに覚悟候、八月中に袷をはゞかり、帷にてうへをつゝみ着用の事は、武家やうといひて難じ候歟、又重陽より公卿殿上人ともに、小袖大かた定れるやうに候へども、それも内々の事にて、更衣にはあらず候也、所詮袷はかたびら通用の物にて、いつよりいつまでと、日限定め着用とは見えず候歟、武家には老若によらず、四月朔日より五月四日までは袷を着して、端午よりは帷子にあらため、又九月朔日より八日までは袷を着し、重陽にいたりて更衣候、近代の事に候哉らん、其沙汰候ける、公私事により時によるべくは候へども、宿徳の仁と浅位の輩との差別勿論候歟、向後分別のため注進候、是亦實虛くわしく被仰付候

はゞ、本望之旨可得芳慮候也、

給の事まか〴〵と記したるもの不見及候、又時々の衣裳無沙汰のみにて候得者、法をはづれた
る事のみ候間、無念の事候、いか様當時かたびらには、著用見ぐるしき事と存候、時の寒熱により
て、自のはともかくも有てと存事候、所見も候はぬ事にて候間、きと難申候、他事期後音候、恐々謹
言、

卯月廿一日 愛

柳原殿

○按ズルニ、小袖ヲ著用スル事例ノ事ハ、歳時部更衣篇ニ詳ナリ、

〔殿氏年中行事 正月〕一日五日ノ夜御行始、管領ヘ御出恒例也、中略御酒始時モ、御三獻メニ御劍參、
御劍ヲバ幾度モ面ノ御敷ニ持テマカリ出、人體面進茲持テ參テ、役人ニ預申也、御小袖ヲバ先常
ノゴトクタヽミテ、横蓋ニ被置、公方樣御連枝樣ヘモ進上ヲバ、左ノ御袖ヲ上ヘナシ、右ノ御袖ヲ
内ヘタヽミ、御ホソ物ヲ、御座アル方ヘ向申テ進上イタスベシ、然間持參ノ時モ、御小袖ノ後ノ方
ヲ身ニ付テ、御ホソ物ヲ向ヘナシテ持テ可參、御小袖三重五重ニハ、タイラニ持テモ不可苦、十重
ハイカニモ身ニ付テ、向ノ方ヲ上テ可持、油斷スレバ上ナル御小袖、二三モハシリテヲツルコト
有、

〔今川大雙紙 上〕衣類ニ付て式法の事

一主人に小袖御目に懸る様、先右の袖を見せ申、其後面を見せ申也、御所望によりて、左をば御目
に懸る也、立ながら見せ申也、

一小袖請取て退るには、中に手を副て去ざる也、

一きる物とあよみと太刀を、人の方へ一度に渡す次第、先小袖の上に鎧を置て出して、其後太刀

を出すなり、

一小袖を參らする樣、下がさねに引かさねて、兩の袖を一所に取て、小袖を中より二つに折て、袖を上へ折かへして、ひろぶたに置て、下にかみを置也、えりを主人にむけて、右の方におく也、〇中略

一小袖をおほく出す事、一重二重三重までは只持て參る也、五重とも有ば、ひろぶたに置也、三重の時も、あつ絹にて持にくゝば、廣蓋に置て出すべし、貴人客人の前に、小袖の大くびを前にむけて、常主の前に少度すぢかへて置也、

一小袖をだん紙にそへて參らする事、だん紙一束の上に、小袖を四ッに折て、よこざまに打懸て置也、はそ物を前へむけて置也、四ッに折とは、二折にして、又中よりおれば四になる也、袖を中へ折籠て、扇などの上に、小袖を置も如此也、

一あそびしに小袖を出す事、是は式體すべからず、立ながら出すべき也、〇中略

一小袖扇太刀を一度に人に渡す事、一番に小袖、二番に扇、三番に太刀と心得べき也、

〔宗五大草紙上〕色々の事

一小袖を人に參らする事、袷をかさぬる事も候、又小袖ばかりを參らせ候、數は不定、十廿又五三一などもつかはし候、二は不及見候、あはせのかさなりたるは、二にては有まじく候、小袖ばかりの事にて候、練貫は一重とて二なり、公方樣へも進上候、分別あるべし、小袖を人に渡し候樣、小袖を二に折ておほくは重ねあぐべし、右のえりを上へなし、えりのさきを請取人の右へなるやうに、ちとすぢかへて出べし、請取人取直して持也、手にもすへ廣ぶたにも入て可出、手にすゆる時は、左の手にすへ、右の手にて上をかゝへて、渡しざまに兩の手にすへて可渡之、又主人へ參らせ候時は、右のえりを御前へ向て、ちとすぢかへて主人の左の方に置べし、御成などの時、公方樣へ進上此分にて候、又毎年正月松ばやしの時、御臺樣より觀世大夫にごふく唐織物以下十領下候、御

袷はかさならず、勢州取次申され候、御廣蓋にすはり候、大夫御廣ぶた共に取て、載て罷出候、又御ふくばかりを給りて、載ても退出致し候し、御ふく計を給たるがよきよしさた候、又公方樣へ御小袖進上、又被下候など申は、ねりぬきの事也、又一重進上被下とも申候、十重にても十五重、又廿重、又一重二重三重なども進上候、御服にて進上と申は、常の小袖の事也、

〔宗五大草紙上〕公方樣御成の事

一御成の時進物の事、〇中略 御小袖三重五重十重進上、御小袖とはねりぬきの事なり、又御服と申は、常の小袖の事なり、是も進上は數同前、御あはせは重なりたるやらん、たしかに覺え候はず候、

〔貞丈雜記小袖 十三〕一小袖一重ねと云は、小袖二ツの事也、但小袖の袖を通して重ぬるにはあらず、二ツの小袖を別々にたゝみて、つみ重ぬるを云也、酌并記ニ云、小袖を人に出す事、〇中略 小袖はかりはいくつ有共、かさねずして同やうにたゝむべし、又書札并雜々聞書云、小袖一重と云に、袷は不入候、たゞ小袖二の事也、小袖はいくつもめい〳〵に重ねられ候云々、めい〳〵に重られ候とは、一づゝたゝみてつみ重ぬるを云也、又酌并記に、袷あらば重ねたるが能也、條々聞書に、あはせの重りたるは二ツにてはあるまじく候云々、袷ある時は、袷を小袖の内に袖を通重ぬる也、袷は小袖幾重と云數には入らぬ也、一重と云に小袖二ッ積重ぬる也

〔長秋記〕長承三年十月五日庚辰、馬場始也、申時著束帶、相具師仲參女院、仰云、明夜御讀經、僧に令渡物〈犬欤〉、欲遊面巍物可賜何哉、予〇中略 申者過差、定發哀、不然者加給製裳并小袖矣、

〔兵範記〕仁平二年十二月十日庚午、御佛事第五日、被准五七日也、〇中略 但導師六僧、并七日各賜小袖一領、

〔太平記三十三〕公家武家榮枯易地事

都ニハ佐々木佐渡判官入道道譽ヲ始トシテ、在京ノ大名衆ヲ結テ、茶ノ會ヲ始メ日々寄合、〇中略

茶ノ湯物ニ百物宿ノ外ニ又籤引ノ賭物ツレケルニ、○中略第二度ノ頭人ハ、色々ノ小袖十重充置、○下略

(總見記十八)大臣家爲荒木退治御發馬事

同年○天正六十一月十六日、高山右近爲山ヘ參上御禮仕候處ニ、大臣家○信長御滿足ニ思召、御感喜斜ナラズ、忝キ御諚ドモ、其上寒天ノ由仰ラレ、御膚ニ召サセラレ候御小袖脫セラレ、是ヲ被下、○下略

(總見記十九)自奥州進上名馬名鷹事附貞安上人以下御褒美被下事

同月○天正七年七月廿五日、奥州ノ住人遠野孫次郎方ヨリ白ノ鷂鷹獻上ス、此使者鷹匠ハ石田主計ト云者ナリ、○中略同月廿七日、石田主計前田薩摩兩人召寄ラレ、堀久太郎秀政宅ニ於テ御饗應仰付ラレ、○中略遠野方ヘ被下物ヘ、御小袖十重ヲ十色ニナサレ、結構ヲ盡シ仰付ラレ、是ヲ遣ハサル、

(板坂卜齋記下)家康公、秀吉公御全盛の時、御召仕候者小袖を被下候、御前に祗候候者は、呉服屋祭仁、茶屋四郎次郎抔に、小袖金ヲ被預候を以て爲取候へと被仰付候、呉服屋所より小袖は如何樣仕立可申候哉、袖の行丈は何程、綿を如何程入可申と問に遣候時存候如く好み候、當の小袖よりは五割一倍も物入候、一年中に小袖少きは九ツ、多きは十四五被下候者あり、小身なるは小袖は不入、小袖の入目程金を給候へと申請取候、呉服屋は勘定の時に、小袖と代金の渡り候とは不申、年々の事に候へば、小袖に物の入候樣に好み、小袖をも取、金をも取候、か樣の事世上に小袖歳まり、天正の末、文祿年中よりの事なれば、日本の衣裳結構に成候事、家康公より始り申候、か樣の事は一圓御存知不被成候、家康公しワキ人と、世上にて申候へ共、根元御氣の大き成ゆゑにや、小袖の結構に成たる事は、秀賴公より始り、小袖結構に成たる時節、關ケ原の御合戰に御勝、其年の暮に諸大名小袖を進上被申候、其年より翌年には結構に成たり、年を經候程、彌增に結構成候、諸士の下々町人迄小袖を着候も、御代長久の故なり、

胴著

〔紫の一本下〕東叡山
東叡山黒門より二王門の並木の櫻の下には花見なし、東照宮の脇後松山の内清水の後に幕はしらかして、見る人多し、幕の多き時は三百餘あり、少き時は二百餘あり、此外違立たる女房の上著の小袖、男の羽織と辨當からげたる細引に通して、櫻の木に結び付て、かりの幕にして、毛氈花むしろ敷きて酒飲むなり、鳴物は御法度にて鳴さず、小歌淨瑠璃躍仕舞は咎むる事なし、本町通町を始め、有德なるものもさなきも、町方にては女房娘正月小袖と云ふは仕立ず、花。見。小。袖。とて、成程結構に手をこめ、伊達なるもの數寄に好みたるを著て出るなり、花より猶見事なり、

〔續のをだ卷〕一夫より前、父の御番入せられて、初在番に登られし比なるに、二條の御城下にて相番打よりて花見をするとて、小屋の廳に定めて、櫻をば植させつらめ、御城下の町人共の許より、女の小袖を多く取よせて、小。袖。幕。を打て、夫にとめ木をするに、父なる人の香の役につれて、伽羅を焼て小袖にとめありくとて、香爐の火にて襟をこがして、その損料金一兩をつくのひたると語られ侍りき、〇中略數小袖幕打て出會するに、とめ木までするなど、今の節儉質素より見れば、古風もなき奢の樣に思はるれど、今の小身のもの、次三男さへ、郡内著る人は一人もなし、龍紋羽二重縮緬の外は著せず、縮緬の小袖などは、むかしはまれなることなりしを、今は無祿の人もきとなり、然らば昔が奢なりしや、今が奢れるにや、〇下略

〇

〔守貞漫稿十五男服〕胴著〇男ドウギ、冬春ノ間、襦袢ノ上下著ノ下ニ著ス、綿入ノ下服也、上體腰ニ下體輕ク、費平ナルガ故ニ、今世ノ士民專用スルノ麁服也、粗ナルハ木綿、美ナルハ縮緬等ヲ用ヒ、大略用品下著ニ准ズ、男女トモニ用之、男子ハ掛半襟及ビ袖口黒ヲ用ヒ、女子ハ襦袢ト同ジ半襟等ヲ用ヒ、袖口モ黒繻子、紫チリメン等種々ヲ用フ、

襦袢
汗取

胴着ト半天ト、トモニ絹紬縮緬等ヲ以テ製シタル者、粗相似タリト雖ドモ、唯胴着ハ圖(略)ノ如ク左右袖下ノ間纔三寸許ヲ殘テ縫セズ、半天ハ兩腋全ク縫ヒ合スヲ以テ差別ス、胴着ハ肌着ノ上ニ著シ、半天ハ衣服ノ表ニ著ス也、

又筒袖ノ胴着アリ、形筒袖襦半ニ同キ故ニ略テ圖セズ、用品ハ前ノ胴着ニ准ズ、

又吾妻胴着(略)圖ト號ク、近年京坂用之、然ドモ江戸ニテ不用之、唯吾妻ノ名目ヲ冒スノミ、用品縮緬ヲ專トス、

筒袖胴著、吾妻胴著等ハ襦半ノ下ニ著シ、肌著ニスル也、

又三都トモ、ニ無袖胴著ヲ用フ者アリ、

〔文恭院殿御實紀附錄二〕四時ともに、鷄鳴には、必ず御目覺ありて盥嗽し、髪けづり玉ひ、(中略)○朝寒の朝といへども、御小袖二御胴著の外襲玉ふ事なし

〔書言字考節用集六服食〕襦袢 汗衫

〔倭訓栞中編十九波〕はだぎ　褻衣をいふ、肌衣の義也、庭訓にいふ布衣も同じ、ぢばんといふは襦絆の音也といへり、短衣をまとふよりいふ成べし、汗衫の類也、

〔物類稱呼四衣食〕襦半　じゆばん　諸國ともにじばんと唱ふ、東國及西國にて、はだぎともいふ、關西にて、はだつけともいふ、越中にて、はだこと云、北國及東奥の所々にて、てゝらといふ、

〔本草綱目啓蒙二十六服器〕汗衫
カザミ　ハダギ　ジユバン　ジバン　ハダツケ(備前)　ハダコ(雲州越中)　テヽラ(北國奥州)　チンコ(肥前小兒○中略)

〔典籍便覧二近身〕小汗衫也ト云リ、釋名ニ襦袢ノ名ヲ入ル、行厨集ニ無袖者曰襦袢、又曰衵頭ト云時ハ、襦袢ハソデナシロバンナリ、

〔幕朝故事談〕諸侯〇中略

御同朋は法眼の裳に大紋の上をきる、紅裏也、庶の襦ばんに白き衿をかけて、単物の下、及小袖の下にきる事はならぬ事なり、是諸大夫以上の服なる故也、上にかたびらをきれば、庶人にてもかまひなきなり、

〔守貞漫稿十五編〕夏襦伴

夏ノ肌著ハ全ク白晒麻布ノ半身ヲ本トスレドモ、汗ニ濡テ肌ニツキ不快ナルガ故ニ、近世ハ左図〇図略ノ如ク木綿ノ縦織ヲ製シ、皇国ニ製スレドモ、異製ナルガ故ニ、號テ阿蘭陀織ト云也、襟ト背袖ハ白晒麻布ヲ用ヒ、胴ノミオランダオリヲ用フ也、外見ニハ全ク麻布ト見ヘテ、風ヲ透シ肌ニ付キ易タラズ故ニ、コレヲ専用レタ、全ク麻布ハ稀ニナルコト、凡二十年来也、〇中略又褻略ニハ夏襦半ヲ用フ者甚稀也、用之者ハ多ク白ヲ用ヒズシテ、浅葱木綿半身無袖ヲ用フ、襟モ浅葱也、

夏襦半、男用ハ黒掛襟等ヲ用ヒズ、女用ハ白リンズ紗等ヲ掛衿スル也、

又夏麻晒布襦半ハ襟ノコレ易ク、表服ヨリ内ニ入ルヲ、余〇喜田川守貞モ思ヒテ鯨髭ノ心ヲ用ヒバ可ナランと思ヒナガラ、等閑ニ過シガ、頃日日本橋北木屋某ト云店ニテ賣之也、衆心ノ一ナルト、万物ノ不備ルコト無ヲ感心スルニ至ル、蓋是昇平ノ餘澤也、

鯨製襟心ノ図〇図略 鯨髭ヲ厚紙ノ如ク削リ、形図ノ如ク長ク二尺餘、幅一寸五六分、價銀六匁五分、襟ノ一方ヨリ差納レ著シ、常ニハ抜去テ著フル也、

又汗取ト云テ、白紙ヨリヲ亀甲形ニ編ミ、無袖ニテ襟ハ白布ヲツケ著ス、

又鯨髭ヲ削リ方四五分ノ格子ニ製シタルアリ、又篠管ノ長ケ四五分ナルヲ麻糸ヲ通シ、亀甲或ハ格子ニ編ムモアリ、此二品ハ襟モ袖モナキ也、紙製以下三品ハ用フ人稀也、

又文政以来綾オランダオリ、又ハサイミ布ヲ以テ汗取ヲ製ス、図〇図略ノ如クシ、號ケテ四ツ手ト

云、紙製以下特ニ器物ノ内、當時コレヲ專用ス、

〔三省錄一〕近年水野侯にて倹約の政を御始候とき、御自分綿衣を召され(中略)御聞られ候は、(中略)我等下々綿衣を着し候て、實に綿衣を着し候實情を相立可申と存候に付、納戸役共へ申付、下々綿衣を着用致し候とて、木綿縞仕のうへに、御紋付の綿衣を重御着用被成候(中略)本日抄

また曰、水野侯倹約にて御城下迄も在々に候へば、とかく觸令も行とゞき不申候處、御近習相勤候もの丶親類にて御座候御遠在へ遊山に参り候て、日頃心やすき有徳なる名主共の宅に止宿仕、その夜湯風呂に入申候ニ付、衣服を脱居申候て、縞染の木綿の縞仕計を屏風に打懸け置て、高をつかひ申候を亭主見申候て、なに故粗末なる木綿縞仕を、格別に大切になされ候と、たはよれ申に付、此御縞仕に付き子細有之候、われら仕は存之通屋形様御手洗番相勤居候へば、毎々御めし下々を拝領致す事にて、此御縞仕は御召下りにて、年寄には紅染に御座候間、我等へ着用致し候様にとくれ申候、依之ケ様に着用は致候へ共、むざと下にには置不申候と、はなし候へば、亭主家内之ものを呼よせ、縞仕をいたゞかせ候、(中略)本日抄

〔男色大鑑八〕執念に綿入の男
袖口は黃なる肌着に青茶桟茶の鳥襷へ、ばつとしたる容氣さながら女のごとし、

〔日本永代藏二〕世界の借屋大將
藤市と申人(中略)不斷の身持肌に單襦袢、大布子綿三百目入て、ひとつより外に着事なし、

古事類苑

服飾部十

狩衣 退紅 白張 襖入 褐衣 圖

狩衣ハカリギヌト云フ、字或ハ獵衣雁衣等ニ作ル、原ト遊獵ノ服ニシテ、麻布ニテ製リシヲ以テ一名ヲ布衣トモ云ヘリ、中古以來貴人放縱ヲ好ミテ、此服ヲ著シ、布ニ代ルニ綾羅ヲ以テシ、上ハ上皇著御ノ料トナリ、下ハ牛飼雜色等モ亦之ヲ著用ス、後年其名目數十種ニ分レ、其色目ニ因テ著用ノ時節ヲ定メ、或ハ時宜ニ因テ稱呼ヲ異ニシ、或ハ年齡ノ相當アリ、凡ソ服飾中、名目ノ殊ニ多キハ、下襲ト狩衣トナリ、然レドモ是等ハ有職家ノ私ニ定メシガ、自然ニ古實トナリシモノニシテ、初ヨリ制度ヲ立テシニハアラズ、因テ禁中ニハ之ヲ著シテ參リ入ル事ヲ得ズ、天皇脱屣ノ後、布衣始ノ御式有リテ、上皇始テ著御シ給ヒ、臣下亦院參、御幸等ニ著ス、近古ニ至リテハ冠婚葬祭ニモ著ルコトアリ、但シ大臣モ稀ニハ之ヲ著スレドモ、大納言以下ニ多シ、

ノ

武家ニテハ、鎌倉幕府ノ時、將軍之ヲ禮服ニ用ヰ、又年始、吉書始、政所始以下ノ式ニ、執權及ビ大名之ヲ著用シ、又將軍家盛裝シテ出行スル日ハ、警衞ノ武士ハ直垂ヲ著シ、隨從ノ大名ハ布衣ヲ著タリ、凡ソ鎌倉武士ノ服ハ、布衣、水干、直垂ノ三種中、布衣最モ其上ニ位セリ、足利幕府ニテハ、直垂、素襖ヲ通服トシ、裏打直垂ニ大口大帷ヲ用ヰテ、禮服トシタレバ、布衣ハ最大ノ式ナラデハ著セズ、當時絹布ニテ造ルヲ狩衣ト云ヒ、麻布ニテ製スルヲ布衣ト呼ブコト

起リタレドモ、讀者ハ皆ホ同物トス、德川幕府ニテハ、上下用衣ヲ通服トシ、將軍家ハ直垂ヲ式正ニ著シ、狩衣ヲ四位ノ禮服トシ、別ニ布狩衣ヲ布衣ト稱シテ、著用ノ資格ヲ定メ、諸事行以下、三殿〈田安、一橋、淸水、〉用人並ノ禮服トシ、之ヲ布衣以上ト稱シ、之ヨリ以下ヲ平士トス、此區別ノ大差アルコト、恰モ現今ノ奏任ト判任トノ如シ、故ニ布衣ノ名ハ、無位ノ有司中ニシテ、上職ノ者ノ稱呼トナレリ、而シテ當時治久シクシテ士奢リ、絹布ヲ以テ布衣ヲ製スルコトヽナリシヨリ、遂ニ綾物ニテ製ルヲ狩衣ト云ヒ、平絹ニテ製ルヲ布衣ト稱セリ、此ニ至リテ一種二物ニ別レ、全ク古實ヲ失ヘリ、但シ德川幕府ニテハ、元旦及ビ將軍宣下、外國來朝等ノ如キ、儀中ノ大禮ニアラザレバ著用セズ、故ニ見ルベキ事跡甚ダ少シ、

退紅ハタイコウト云フ、原ト染色ノ名ニテ、アラゾメト云ヘリ、後此衣ヲ著用スル者ヲ退紅ト云フ、白張ハハクチヤウト云ヒ、又シラハリトモ云フ、其糊バリタルモノヲ如木ト云フ事ハ、既ニ服飾總載篇ニ出ダセリ、而シテ退紅白張共ニ其製作略、狩衣ニ同ジクシテ、下人ノ著用スルモノナリ、

名稱

〔倭名類聚抄衣服十二〕布衣　狩衣〈加利岐沼、(中略)○下略〉

〔箋注倭名類聚抄衣服四〕按加利岐奴、謂獵衣也、蓋取可服之獵衣、袖細及袴短有可括之緒、爲射獵故設之歟、既狩括袖袴、以取輕捷也、本以布作之、故爲納言以下常服、以有文織物製之、袴用指貫、六位以下以無文絹製之、袴亦用指貫、呼無文獵衣爲布衣、布衣音轉、其實非以布製之、○下略

〔名目抄衣服〕狩衣〈カリギヌ、或作布衣、〉狩襖〈カリアヲ、狩衣同事也、昔之人今所用、又無文也、又號狩衣、〉

〔下學集衣服〕布衣〈ホイ〉裝束〈シヤウゾク〉狩衣〈カリギヌ〉

〔三條家裝束抄〕一狩衣事〈或ハ狩衣とも書之、布衣同物なり、〉

〔新野問答〕狩衣

製作

本名は布衣に候、野行幸時、扈從の四位五位用之、故に狩衣の號あり、(ハ下略)

〔倭訓栞前編二十八〕ほい　當時布衣のよみくせなり、ほういとも見ゆ、

〔貞丈雜記五装束〕古はすべて狩衣の事を布衣と云、又いにしへはほういと云、今はほいと云、是今世江戸武家の詞なり、

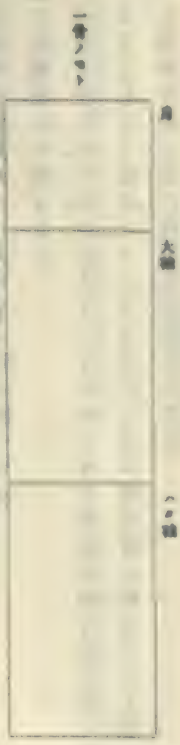
〔松岡長方布衣考〕布衣

高倉家の說に、殿上人の著せらるゝは、純狩衣と稱し、地下の著するを、染布衣と稱す、

〔連阿口傳抄〕一狩衣事

長サ前一尺、後四寸、實身ニマサナル、大臣以上如此、公卿大略如是、大納言以下可了簡、殿上人以下、前八寸後二寸、實身ニマサナル、地下諸ナドハ猶ミジカレ、年少又可相計、廣サハ實身ニ三寸マサナル寸法ニテ、一骨ヨリ中指マデノ分也、身ハ大袖ニ同、ハタ袖ハ一寸五分セバシ、紙形ニテ可計、

其紙形如此



袖ハ中ノ寸法也、合テ大袖ニ同、如此アワル間、袖ハ二ツ分也、(大袖イ)
只今ノヒロサヲ、袖ニシルスベシ、

袖口ノ事

大袖ハ、ハタ袖ノ廣サヲ合タ、猶二寸マサナル、大臣以上也、大納言以下次第ニ可了簡、殿上人ハ其寸

法體ニ同、侍ナドハ體ニタクラズ、

(松岡辰方狩衣考)狩衣略○中寸法の事

殿上人以上、前入寸後二寸、貢身にあまる事式也、

此寸法にてあて着すれば、後はきびすにひとしくなり、前は引上て着する故、よき程になる

也、是式正也、貢身とは大スイ一骨ノ際マデ也、

裏ナは貢身に一寸まさる

是は手をのべて、中ゆびより一寸ながくする事也、當時も是を用て可然といへども、便利あ

しきよしにて、着尺より二寸もながくする事、當時の風也、たけも着尺より後は五寸計短く

し、前着尺同じ位に仕立る事、當時の風也、

(松岡辰方布衣考)布衣略○中

袖の付は、後五寸ばかりつきて、前と脇はあけたり、前は高倉家にてはきりはなし、山科家にて

はひねる也、略○中

裏の事、いにしへは布衣直垂素袍みな裏打たるといへども、今は其沙汰なし、扨殿上人の狩

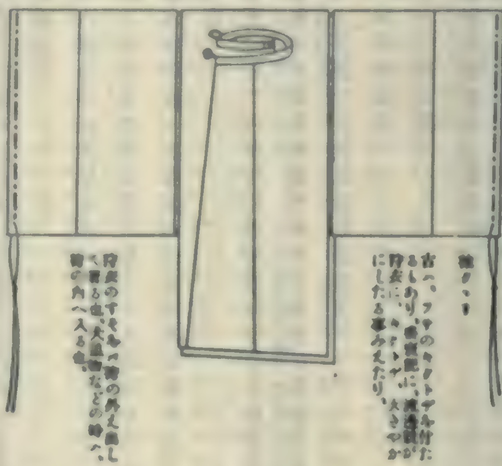
衣にも、裏打たるは稀なり、むかしは明文抄の單狩衣を着せしは、珍敷事にて、日記にも殊に記

したる程なるに、今は裏打の狩衣を着せし事を、日記にもめづらしく記し候樣になれり、され

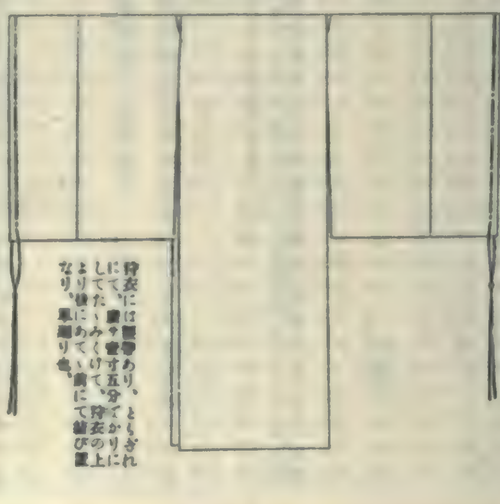
は六位の布衣に、裏打事は一向なき事となれり、

〔貞丈雜記 五 裝束〕

狩衣前



狩衣後



〔連阿口傳抄〕一狩衣事

袖ノクヽリノ事

十五以前ハケスキ形、十六ヨリウスヒラ、其後アフホソ、老者ハヨリクヽリ、六位ハヨリクヽリ本儀ナリ、雖然當時一向、ケスキ形、タミヲモチス、

〔松岡長方狩衣考〕狩衣 〇中略

袖ぐゝりは、すが糸の右より左よりを合せて、男針にぬき返して、男結にして、はしのあまり五

寸計あるべし、(中略)[illegible]

事なり、

〔装束抄〕一袖括事

有裏狩衣如常、[illegible]

但於六位ハ、薄有裏狩衣可着、袖括是秘説也、

布狩衣括事、壮年人青村濃紫村濃、中年人濃村濃、老人白也、[illegible]

然ノ五十已後可宜歟、青白模貫人袖括可白也、但雖壮年人、於有色狩衣、[illegible]用白縒括、常事也、

或村濃如常、

幼稚人或薄平、或置括也、

置括ト云ハ、毛拔形ノ形ニ、糸ヲフサヌギ、其中ニ或花或草色々括之也、

正下四位中将ハ、雖帯官位也、可着白裏狩衣、可差組分括也、雖年少者猶可為薄平歟、袖括ヲハ不可用之、

〔園太暦〕延文二年四月廿五日、勧修寺前大納言送状、有示合事、調答遣之、(略)中

御前達何様御事候哉、抑布狩衣袖括、[illegible]日来用紺緂候、於今者可用白括候哉、聊不審候間令言上候事、[illegible]

候ハヾ可御中入候、経顕恐惶謹言、

四月廿五日　[illegible]経顕

洞院殿

〔男官装束要領抄下〕布衣(略)中

名ある狩衣いろ〳〵、柳[illegible]

柳[illegible]

[illegible]櫻萌木[illegible]

闕樺櫻[illegible]花山吹[illegible]

裏山吹[illegible]躑躅[illegible]

卯花[illegible]若鷄冠木[illegible]杜若[illegible]

盧橘[illegible]菖蒲[illegible]棟[illegible]

女郎花[illegible]瞿麥[illegible]桔梗[illegible]萩[illegible]

[illegible]紫苑[illegible]青紅葉[illegible]

[illegible]黄紅葉[illegible]

白菊[illegible]黄菊[illegible]龍膽[illegible]移菊[illegible]

[illegible]海松色[illegible]

松重[illegible]

[illegible]凡此等の色を著用の時各それ〴〵の文を用る事、通法のよし見えたり、此外枯色[illegible]

[illegible]薄青[illegible]二藍[illegible]薄色[illegible]

朽葉[illegible]檜皮[illegible]

香[illegible]赤色[illegible]

[illegible]花田[illegible]白[illegible]

[illegible]比金青[illegible]裏濃蘇芳[illegible]白色

[illegible]此等の類其文不定、各表裏ノ色目の事家々說々、意巧區々にして、一概にのべがたし、猶古記の所見色目さま〴〵ありといへ共略之、

○下略

〔枕草子十一〕かりぎぬは

かうぞめのうすき、白きふくさのあか色、松の葉色したる、青葉、さくら、やなぎ、又あをき、ふぢ、男ハ

老少異色

なにいろのきぬも、

(普通装束抄 三)かりぎぬのいろ〳〵やう〳〵

おりもの　すはう　もえぎ　あをき　こうばい　きなる

このいろどもはわかくおきなき人いはひにみなきるいろどもなり〈略〉○中はなだのあをうらは、

をきなき人はきず〈略〉○下

(餝抄 上)布狩衣〈略〉○中鷹不論、　近衛白、年四五以後人、不可著歟、

(物具装束抄)一布衣事

綿狩衣〈四白、裏[illegible]、白、裏[illegible]、月十五日[illegible]少人用之、〉

(西三條装束抄)布衣　狩衣者色不定、若年ノ時ハ、紅梅萌木ノ浮文織物〈略〉○中十五未満時ハ袖括毛

拔形、若々人ハクスヒタノタミ、萌木紫紅等ノ打交、〈略〉○下

(服衣抄)狩衣色々〈略〉○中欄〈略〉○中　若色、骨計ニタモ着之、〈略〉○中　虫襖〈略〉○中　骨許人着之、自其顔若人

モ不可有苦、〈略〉○下

(三條家装束抄)一狩衣事〈略〉○中

白色〈略〉○中中年以後ハ薄綾、〈紋紗共用也〉顕文紗の薄物、〈老人も用之〉練絹、〈老人も用之〉裏ハ〈略〉○中中年以後、生張なり、

(服衣抄)布衣事〈略〉○前

張裏、壯年人用之、但當例無過失、高年人多著之、生白裏宿老後用之、近來老少用之、尤可差別事也、

一白裏狩衣〈略〉○中

俊成入道沈倫不居顯官、叙四品、及四十之後、著白裏狩衣、侍從大納言〈略〉○中會院見之、白裏狩衣

きさせ給しなとて致沈淪、是衰老失前途之由歟、〈略〉○下

(園太暦)貞和四年五月廿五日、及晩甘露寺中納言送状、先夜對面之時、問答篇目等、注送之、〈略〉○中

四季異色

一花田香檜皮薄青薄色等、可ㇾ爲ㇾ白裏ㇾ哉事、

貴命曰、以上白裏一同々、香分裏口聊宿老卿用之由、承置候也、

一同白裏事、

貴命曰、當時著用ハ可ㇾ爲ㇾ生張、精好幷穀ハ老色也、○中略

一紐事

貴命曰、隨狩衣色候はへ色の紐著之勿論也、紺淺黃老色也、白至極老色也、○下略

〔胡曹抄〕狩衣色々　白青、○中略不ㇾ論ㇾ老少ㇾ不ㇾ嫌ㇾ四季ㇾ

〔雅亮裝束抄 三〕かりぎぬのいろ〳〵やう〳〵○中略

こうばいのかりぎぬは、としのうち正月十五日のうちにきるべし、十五日すぎてはきぬことなり、○中略秋はひそくに、うすあをうらつけて、こくりいろとて、おとなしき人はきるなり、○中略をみなへしは、六月七八月などはなちては、きぬものなれば、すはうのまろうらのきぬなどよし、まらはりは、六るは五月六月などにきる物なり、○中略こむふたあゐは、まめらぬものなれば、なつあつきころ、すゞしのひとへにきたるうつくし、ふゆはいたくきず、○中略春こうらやまぶきよし、秋きぬよし、秋はきくとても、春はぼうたん、もちつゞし、○下略

〔三內口決〕內々衣裳、○中略狩衣、下ヘ著二單衣一、上ニ用ㇾ之候、堅固內々ノ衣服候、地下堂上皆同用ㇾ之候也、○中略

四季ノ狩衣ノ色目相替候

松重　梅　櫻　柳　款冬　若苗色　卯花　瞿麥　女郞花　朽葉　菊重　雪下

此外年中之用候、不ㇾ知ㇾ其數ㇾ候、○下略

〔狩衣部類〕或秘抄

裏又文練

一狩衣、(小直衣同之、)多ハ織物裏練平絹、又生裏もあり、けぬきあわせに縫なり、夏は薄物又顯文紗、裏生平絹なり、給重也、古は夏冬ともに中倍あり、三重狩衣ともいふ、又五重八重などもあり、袖括の事も、練裏には練糸、生裏には生糸の括なり、

(雅亮裝束抄二)はうこのこと〇中略

かうのぬのかりぎぬつねのことなり、されども院のくら人などにて、おそくうちへわたりなどして、さかりすぐれば、右のたもとぬひこして、しろききぬ、あをきひとへなどをきてあるをうたへありとはふるくは申けんとぞ、

(曉衣抄)一用布狩衣色

(白布狩衣(五月節時着事也))白襲香、二藍、紺、山吹、黄、赤朽葉、(以上ハ裏ヲ付著也)女郎花色、青之裏苔、朽葉、薄青、或云、布狩衣朽葉、(中略)用之、二藍ヲモ着歟、常ハ不打任歟、〇下略

(餝抄上)布狩衣

極熱之比勿論、其後依時依人歟、其一門ユルサレタル人ノ着タルメ宜也、非可然之人者不可然、予少年(十二三歳)故殿相具令参六條殿給、朽葉布狩衣(紺色也、但…)着之、先院(御)時、夏比上下多着之、壯年之人、或着黄括也、白括也、

(松岡辰方布衣考)布衣

地はふとき布なり、色はその人の望にまかすべし、紅葉の外何にても用べし、〇中略永仁三年布衣記に曰、六位の狩衣、或仁和寺布狩也、裏は練貫を付、色は表の色により、又其人の望にまかするよし見へたり、仁和寺の布と云は、今の太ざらしの類也、同記に五位の狩衣は上品の宇治ざらしと有、

(中右記)天永三年二月八日乙未、中納言中將忠教春日祭上卿、今日所發向給也、(中略)隨身下毛野(束帶、青地錦狩衣、青、)

〔雅亮裝束抄三〕かりぎぬのいろ〳〵やう〳〵略○中 おりかりぎぬは、なつもふゆも、五ゐのために、いみじきものなり、略○下

〔三條家裝束抄〕一狩衣事（或へ狩衣としも書之、同上、布衣、織物なり、）略○中 織物綾などは、先柳、櫻綺、柳立涌、只又柳を重文織也、略○中 若年人浮織物、浮線綾、略○中 長年の人不用之、略○中 白色（内々通用也）若年人は浮織物、略○中 中年以後は唐綾、略○下

〔桃華蘂葉〕一狩衣事略○中 又織物をも用ふ、綟綾と云、此事にや、或說綟綾と號する狩衣、二重織也云々、

〔裝束抄文〕臣下裝束之事略○中 狩衣（中略）織物、略○下

〔男官裝束要領抄下〕布衣（或用狩衣字、又用布衣字、）略○中 若年の時は、紅梅萌黃の浮文、壯年は堅文なり、浮文は繁く、堅文は遠く文をすゆ、

〔三條家裝束抄〕一狩衣事略○中 浮線綾、長年人不用之、略○中 浮線綾は冬夏通用之、

〔玉蘂〕建久七年三月二日壬午、後騎左近中將親能朝臣、（浮線綾、萌黃狩衣、紅衣、）

〔明月記〕嘉祿二年十一月三日、小童略○中 今着改薄物白狩衣、略○下

〔實躬卿記〕正應五年閏月廿三日御幸供奉人々、花山院宰相中將（師繼）薄物青裏狩衣、緋差貫、略○下

〔三條家裝束抄〕一狩衣事略○中 白色、略○中 中年以後は唐綾、（唐綾共用也）顯文紗の薄物、略○下

〔實躬卿記〕正應四年正月一日庚子、法皇御幸始、可供奉之由被相催之間、着布衣、（顯文紗、狩衣、）

〔青標紙〕衣服制度的例略○中

一狩衣略○中地をすかして紋がらをつめるを、地紋紗と云、地をつめて紋がらをすかす、是を顕文紗と云、隔様の内側れを用ても子細なし、色は好にまかすべし、紋がらは家の紋を織なり、

○按ズルニ、地紋紗ト云ヘル名目、他書ニ見エズ、恐ラクハ關東ノ方言ニテ、實ハ顕紋紗ノ稱謂ナルベシ、

〔松岡辰方狩衣考〕狩衣

地は紗、文は人の好により定りなし、略○中文の事、老人は太ク遠く、壯年は少ク近く有べし、夏多ひとへを用、(中略、今世家方にては、おへは、冬はあやの裏ある狩衣を着し、夏はすゞしのひとへ、一説に、いにしへ紗のかりぎぬは、夏冬通用して着す、多くはあやのうら打たるかり衣を着)はしたる事也、或説に、裏なし、○下略

〔裝束抄三〕かりぎぬのいろ／＼やう／＼略○中

ちやうけむのかりぎぬ、おとなしき人のきるものなり、よりくゝりをさしてきるなり、略○中まことしく、おとなしくてきる人は、くゝりさゝで、たもとのひこしてもきるなり、

〔雁衣抄〕一長絹狩衣(長絹狩衣ハ、四位大夫之人着之、又五位殿上人着之、又外記史中也、)

或書云、宿老人可着之、但諸非違使別當、壯年猶必定着之、蓋タ分斷ニ成ぬれば、着用無憚、殿上人者、四位ノ中弁可着之也、又蔵人三ケ國受領者着之云々、近代不可然歟、醫師陰陽師等着者、非正長絹、女せ絹也、長絹と云は、細美絹也、

〔園太暦〕康永四年四月廿二日、又勧修寺前大納言(經顯卿、乞長絹狩衣之事)送消息、有相尋事、仍續左、

抑長絹狩衣可着用之由存候、可爲單達候哉、可爲御所分候、括は白糸二筋にて候やらん、被計下候者可畏存候、經顯恐惶謹言、

四月廿二日　經顯

洞院殿

嘗用制

件狩衣、四十餘許より著之條勿論歟、於今者不可有子細候歟旨報了、

〔松岡辰方布衣考〕布衣

布にて製すべきを、今は(寛政年間)其故實を失ひて、布衣地といふ物呉服所にあり、其品を見るに、布にあらずしてねりぬき也、(節にのしめ地といふ)又近來リウモン、精好などを用事あり、五位さへ布の直垂を著用せらるゝに、(近年多く用ひらるゝといへども、四五位以下は、多く立紋織物などを用ゆ、)六位に比せらるゝ人、ねりぬき精好等を用る事、法度を失ひ、制をやぶりたる事なれば、こゝろある人は改たきものなり、

〔延喜式(彈正四十一)〕凡雜絹綺爲襖衣袴、純白絹褌、青從女衣裳、以纐纈爲車、及用金銀飾等、悉皆禁斷、(但金泥釘非制)

限、

〔政事要略(六十七)〕吏部記、天暦元年十一月十七日、(中略)雜子下人襖衣、不得用手作布、

〔法曹至要抄(中)〕一雜絹衣袴事

彈正式云、雜絹綺爲襖衣袴、純白絹褌、青從女衣裳等皆禁斷、天延三年三月一日官符云、非色衣袴、可言之時、諸人所著任先例可禁斷、

案之、織物六位以下著用、從被知、五位以上不可制、仍近來偏差被、皆多著用之、

〔百錬抄(十七後嵯峨)〕寛元三年三月、近日藏人五位等過差、其中有文狩衣停止由、仍被許之、

〔玉葉〕建暦二年三月廿二日 宣旨(中略)

一可停止賀茂祭使、諸王嬪從供奉人登車、及從類裝束過差事、(中略)

禁近衞官人已下衣服

金銀珠玉、錦繡綺羅、織物綱襖、狩袴、裏可停止、(中略)

一可糺定緇素上下諸人服飾過差事、(中略)

織物狩衣、侍臣已下不可著之、但禁色之人非制限、

〔三條家裝束抄〕一狩衣事〈或に狩衣とも書之、同物なり〉

五位以上用織物狩衣、不因禁色の事也、

〔公秀卿記〕康永三年三月廿四日癸未、今日法皇幸神護寺、余明著布衣、〈文固地狩衣、烏帽狩袴、之間、有紋紗狩衣、可著之由、〉

一同被之、〈下略〉

〔園太暦〕貞和四年十二月廿六日、愛好法師入來、武藏守師直狩衣以下事談之也、今度被用正慶狩、被

狩衣示聞了、

○按ズルニ、本文ニ據レバ、正慶年中ニ、狩衣ノ制ヲ出サレシナリ、

〔西宮記 臨時四〕衣〈略〉〈中略〉布衣

太上天皇已下、隨便服用、無所限、

〔裝束抄 冬〕直衣〈略〉〈中略〉

狩衣〈納言已下、殿上、地下皆著用、〉

〔禁裏向御法式〕禁中方御條目十七箇條〈略〉〈中略〉

一天子禮服、〈中略〉殿上人直衣、羽林家之外不著之、雖殿上人、大臣息又孫、聽著禁色、直衣、布衣、直垂、隨所著用之、〈下略〉

〔青標紙〕衣服制度的例〈略〉〈中略〉

一狩衣　四品〈略〉〈下略〉

〔小林有之武家裝束抄 上〕狩衣〈略〉〈中略〉

右は四位の諸大夫著せらる

〔松岡辰方狩衣考〕狩衣は關東ノ御定、四品に叙する人是を着用せらる、又日光紅葉山の神事にかゝはらる高家衆は、侍從にて是を着用せらる事有り、公家衆にては高官淺官の差別なく、大中納

官大臣に至るまでも是を著す、院にも召給ふなり〈御てめし給ふを御衣給とて、其式有事也、〉三條家裝束抄に、五位以上織物狩衣を著、禁色によらずと見えたり、又舊記に、五位織物褐衣を用る由見えたり、されば五位以上は織物の狩衣を用る事なるに、關東の御定にて、五位は布直垂を著し、四品は狩衣を著し、侍從に至る人は精好の直垂を著する事なり、直垂は武士の定服にて、褻にも晴にも〈武家ノ式ノコトヽ也〉是を著する事、鎌倉將軍家京都の將軍家も多直垂を著したり、今直垂、狩衣、大紋、布衣、素袍と其服を分る事は、其人の高下を見やすからん爲なるか、

〔小林有之武家裝束抄上〕布衣〇中略

右は無位の諸士ゆりて著用す、是を布衣以上の有司とす、〈布衣はもとより無位の服なれども、是は武家の定なり、〉

〔官中秘策四〕諸大名諸士叙爵之御定〇中略

一布衣被仰付面々

新御番頭
御書院組頭
中奥御小性
御裏方御〔?〕
御旗奉行
百人組頭
御先手
御勘定吟味役
御本丸御留守居番
定火消
御使番

小普請支配
御小性組與頭
御小納戸
御鎗奉行
御持弓鐵炮頭
御鐵炮御用
西丸裏御門番頭
二條御留守居
御目付
御鷹匠頭

小十人頭　御徒頭
御船手　一位様御用人
月光院様御用人　御広敷御用人
北方渡カ御納戸頭　御腰物奉行
奥御右筆組頭　浦賀奉行
佐渡奉行　二条御城番
大坂御船手　駿河御城番
駿河町奉行　伊奈半左衛門
林百助　竹姫君様御用人
養仙院様御用人　法心院様御用人

(松岡辰方布衣考)布衣〈○中略〉かりぎぬは、五位六位ともに着用すべきものなるを、東都にて無位の御役人着し玉ふ、布衣といふは、衣服の名なるを官名の様になれり、布衣は六位に比せらる、と見えたり、(林百助、布衣の時、[illegible]にて、[illegible]の節も帯せらる、是六位の謂なり、これに准れば、布衣を六位に比せらるゝと見ゆ、)

(殿中年中行事 正月)十五日、御吉書の事、近代諸家中より左義長献上無之、入夜南殿上の南庭にて御沙汰あり、先御簾の前に燭を左右に立て、階下左右に、北面四人狩衣にて候す、

(次将装束抄)春日祭〈○中略〉路頭〈○中略〉
隨身布衣　狩胡籙　乗移馬、

(桃華蘂葉)一衛府長事　装、[illegible]色袍、
大納言以下平礼布衣

狩衣不得入禁中

大臣不兼大將、略○中叙位除目日、褐位冠、尋常平禮布衣、
〔裝束抄 九〕衞府長(或隨身雜色具、或隨身官人、是本府隨身隨之、雜役公卿令具之、)
烏帽子平禮　指貫淺黄　單紅　狩衣色不定　腰帶　太刀平鞘　壺胡籙　弓
淺沓
又諸公卿事に寄り、以青侍被具之、于時著布衣、蓋是也、
〔物具裝束抄〕一小舍人童事
狩衣上下　衣　單　毛沓略○中
狩衣事、依時宜可隨主人裝束也、
〔物具裝束抄〕御廐舍人事略○中
平禮　狩衣上下　衣　單　亂緒
〔園太曆〕貞和四年九月十三日
御牽十八日行幸可供奉之由、相存候、舍人裝束事、如例符可爲一倍狩衣由被仰之候歟、然而拜賀之時者不守此式候、今度如何樣可遂止候哉、被計下候者所仰候、略○中
九月十三日　公重狀略○中
恩問快承了、略○中御牽十八日行幸御供奉目出候、舍人裝束事、一倍狩衣之由雖例符候、被守之條何事候哉、如拜賀一日臨時儀、面々守家例所爲格別事候、其儀以守嚴制穩便儀候乎、略○下
〔北利宮雜記〕承應二年四月十三日己酉、下總國葛飾郡古河村雀大明神祠官吉次裁許之狀(烏帽子狩衣之)事所望付行事官忠治令口入、昨日自吉田家(兼起)被出裁許狀之由、今日申請、
〔禁秘御抄 中〕一可違凡賤事、略○中舊紀布衣者入禁中、公卿雜色一(○一本作一、二)人隨之、宿仕人爲陪膳、青侍一人隨之云々、是不叶近代法、但前驅侍雜色不入日月花門由(○由、一本作內)、近代如此、爲衞府者、女御后御

着用例
濫着用

方々輩之文官ハ衣冠也、殿上近衛遣北陣如已下至于所衆瀧口同之、瀧口勿論所衆ハ襲、末代不然歟、

(中右記)寛治八年〇嘉保元年閏三月八日己酉、近曾有新制、布衣烏帽者不可入陣中、又近衛府者皆帶劔嚴候、摺物〈衣袴〉兵仗、重可禁制之由、被仰別當、

(玉葉)建久二年二月二日辛巳、此日於內裏〈閑院〉有呪師事、〇中略以瀧口方爲呪師、敷疊等着裝束所、前庭敷長筵五枚、爲呪師走場、其北敷紫端疊三枚、爲舞人座也、〇中略余著直衣、御簾中公卿又直衣也、殿上々々儀也、舞人著蠻繪袍、或冠或甲、於樂者元裝束之儀也、是布衣之者依不可參御所之近、先例如此也、但於散樂者不禁布衣、是先例也、

(明月記)建暦三年四月十日、少將退出、二條北辺殿前立、有御物、宗長雅經朝臣已下應召、其本被立之間、忠綱家綱等布衣行事云々、私室之傍、朝臣已爲主居、殿上人上北面四位五位等、皆著衣冠乎、近代於事多略儀、如何至于此事、更不可及人傾、又時實朝臣布衣、候院御方云々、身帶近將爲實客、又非如實平親平等朝臣近習、布衣入陣中太不當歟、事理可然乎如何云々、

(薩戒記)應永卅三年四月廿一日乙酉、今日賀茂祭也、〇中略近衛使左少將親賓〈年十、左中將[illegible]〉[illegible]

(康富記)寶德二年六月十九日辛卯、今夜內大臣殿〈公保公〉御拜賀也、〇中略陣立部內、於東寒無名門有拜舞、〇中略御退出、〇中略前駈隨身立部外、出逢陣東寒事、迎之衞府長隨身爲具、爲狩衣之間不入立部內者也、

(西宮記臨時四)野行幸〇中略

鷹飼王卿、大鷹飼地摺狩衣、緋袴、玉帶、〇中略延長〈延長、一本作延喜、〉年、大原野行幸時、衞府公卿以下、皆著直衣、諸衞督將佐以下、著狩衣、胡簶、脛巾、小手、行騰、

宿直着用

參內着用

〔新儀式四臨時〕野行幸事

又可供奉鷹飼、王卿著狩衣深履而把笏也、

〔日本紀略仁和〕天長六年十月丙辰、幸泥濘地、覽水禽鳥、御紫野院、山城國獻物、日暮雅樂寮奏音聲、侍臣并狩衣、○下略

〔伊勢物語上〕むかし男うひかうぶりして、ならの京かすがの里にしるよしゝてかりにいにけり、○中略其男しのぶずりのかりぎぬをなんきたりける、○下略

〔伊勢物語下〕昔仁和のみかどせり川に行幸し給ひける時、今はさる事にげなく思ひけれど、もとつきにける事なれば、おほたかの鷹かひにてさぶらはせ給ひける、すりかりきぬのたもとに書付ける、○下略

〔嵯峨野物語〕一中比におもしろかりしは、承保の野の行幸也、○中略近衞司の鷹飼四人、色々の狩襖ぬひものしたるを著して、錦の袴を著弓箭をそひて、鷹をすゆ、○下略

〔古事談二臣節〕知足院殿○藤原忠實仰云、我幼少之時、小鷹狩ノ料ニ、水干裝束ヲ申カバ、大殿○藤原師實仰云、小鷹狩ニハ不著水干裝束事也、萩狩衣ニ女郎花生ノ衣ナド院垂テ、袴ハ隨身水干袴ヲ取タキタ、裝獸ニ騎テ狩也、○下略

〔明月記〕承元二年八月十日、著狩衣、參宿、直名謁、

〔園城記〕正長元年八月九日己丑、依當番、著布衣參院、供御之次於御前賜飯酒、○下略

〔吾妻鏡十五〕建久六年六月三日丙辰、將軍家若君一万、御布衣、御參內、無網代車給、　廿四日丁丑、將軍家○源賴朝御參內、若君狩衣、御同參給、

〔花營三代記〕康曆二年十二月廿五日

右大將家○足利義滿御拜賀散狀、并路次儀、出康曆元七廿五、御中二點、○中略行列、○中略

爰布衣馬打參次第

一色右馬頭　畠山右衛門佐（義綱）　今河上總介　吉見兵部大輔　佐々木大膳大夫　赤松兵部少輔（略）〇下

参院著用

〔明月記〕建久三年三月廿九日、早旦參院、（衣冠）　四月一日壬寅、午時許參院、（布衣、直人無紋、裏一重）　十二日、辰時許參院、（束帶、直人無紋）　十七日、早旦參院、（布衣）

〔園太曆〕貞和四年十二月廿日、今日新院八幡御幸也（略）〇中爲御幸供奉、西園寺公定朝臣參仕、狩衣萌木浮線綾狩衣、（色文竹立涌）〇下略

行幸供奉著用

〔扶桑略記〕（二十三 醍醐）延喜五年正月三日、行幸仁和寺（略）〇中來三對御輦、近衛中將已下、皆著褐襲衣當色褂服、扈從時野行幸（略）〇下

〔百錬抄〕（五 白河）永保元年十月十四日、八幡行幸、殿上侍臣着布衣、從是近衛、其外武士多供奉陣中、依大衆事也、

御幸供奉著用

〔古事談〕（一 王道后宮）圓融院子日御幸（ヲ）、寬和元年二月十三日事也、巳剋上皇御出、御車（ヲ）、向紫野給、左右丞相、大納言爲光朝光（左大將）濟時（右大將）中納言文範（布衣）顯光、重光、保光、右近中將義懐（直衣、三位）、參議忠淸（布衣）、公季（布衣）右近中將道隆（布衣、三位）、公卿悉騎馬（略）〇下

〔續世繼〕（六）侍從大納言成通（略）〇中白河院には御いとをしみの人にておはしき、殿上人の中には、たゞひとりいろゆるされておはすとぞきこえ給し、雲ふりの御車にひきわたのかりころもをき給へりとて、むえの事におほせらるゝときゝて（略）〇中なりみちこそひきわたの事、かしこまりて申候へと申たりければ、あしよしの御けしきはなくて、まことにきくわいなりとぞ、おほせられける近衛のすけなどは、かとりうすものなど、はなのいろもみちのかたなど、そのつけらるべかりけるを、ひきわたのあら〳〵しく、おもほしめしけるにや、

年始著用

〈明月記〉建仁二年六月十三日、今日人々皆着狩衣、(〇中略)如是、御傘例、狩裝束云々、

〈園太暦〉貞和四年十二月廿五日、抑今日自武家有使者、二階堂三門入道云々、以人問答、年始沙汰始時、伴衆著狩衣、而製符何樣哉、可承存云々者、下話、無濟物有免之由報了、

〈宮中秘策〉十六年中行事

正月元日　卯中刻、百官登城、

一侍從　白小袖直垂　一四品　白小袖狩衣　一諸大夫　熨斗目大紋直垂　一諸役人　熨斗目布衣　一無官　熨斗目素襖袴

吉書始著用

〈吾妻鏡〉三十三延應二年三月九日癸酉、政所造畢之間、今日有吉書始儀、前武州(布衣、以下同之、)參給、評定衆前攝津守師員、藏人大夫入道西阿以下參上、

政所始著用

〈吾妻鏡〉四十二建長四年四月十四日丁卯、可有政所始之由、被仰下之、仍兩國司(北條時頼、北條重時、布衣、)被參政所、十一月四日甲申、奥州相州(已上布衣、)令參政所給、〇中略三獻并御劒御馬如例、是依被新造也、

評定始著用

〈吾妻鏡〉四十六建長八年正月十日壬寅、於相州御亭有評定始、前右京兆(〇北條政村)已下著布衣出仕、盃酌如例、

〈花營三代記〉貞治七年四月廿七日、左馬頭殿(〇足利義滿、)御評定御出仕始、(御裝束狩衣、)

垸飯著用

〈吾妻鏡〉二十七安貞二年正月一日乙亥、今日垸飯、〇中略御弓箭大炊助有時、(布衣、)

〈吾妻鏡〉三十三仁治二年(〇延應元年)正月二日癸酉、垸飯、〇中略御調度若狹守泰村、(布衣、〇中略)

一御馬　周防右馬助光時(〇布衣、中略)帶劒

二御馬　北條左近大夫將監經時(〇布衣、中略)帶劒

三日甲戌、垸飯、〇中略右馬權頭(布衣、)

〈吾妻鏡〉三十九寶治二年正月十五日甲子、御弓始也、射手十人、二五度射之、各立烏帽子水干葛袴如

但南伊東大郎左衞門尉者著布衣、是起於次飯尾依從所役也、

(花營三代記)應永廿八年正月一日乙丑、有椀飯出仕、(中略)三ヶ日ハ、御烏帽子御狩衣也、但例也、(中略)康曆二年正月一日壬申、椀飯出仕、有(官領代)畠山彈正少弼持國(官領一男也、仕名道本、)(中略)於寢殿御方御所樣有御對面、御立烏帽子御狩衣也、五ヶ日同式三獻マイル、

元服著用

(明月記)建仁二年四月十九日、依招請參給三位中將殿、(中略)被定中將子息、今夜於此殿首服、(中略)小時召童、童參(女童)坐圓座、(中略)ト

(成氏年中行事)公方樣御元服ノコト、(中略)御祝アルベキ御座ヘ御出之時、御脅之役アサイ者ツメサセ申也、御狩衣ハ木蘭色、御指貫ハ紫、御袷ハ紅、御紋ハ何モ桐、此等ノ御裝束、皆關東ノ政所ヨリ被立入、京都ノ政所ヨリ調進アル也、

鷹狩著用

(雁衣抄)狩衣色々(中略)

一鷹取之時可然色

薄花田　薄青　赤色　香　淺黄　櫨　枯色　苦色　鈍色

(明月記)建仁二年四月十六日、亥時許渡給向殿、(今夜冠者子(大臣家嫡)御直衣、)取御脊、

移徙著用

(雁衣抄)狩衣色々(中略)

一移徙之時可憚色

赤色　檜皮　苦色　朽木　薄青　櫨　淺黄　香

(實躬卿記)弘安十年七月二日、今日新御所御移徙也、(中略)供奉人(中略)土御門宰相中將、(二藍狩衣)

(康富記)文安六年三月十一日辛卯、是日室町殿有移徙、(中略)公方以下殿上人以上、皆白襖狩衣也、

火災著用

(火災裝束抄)山大衆參陣時、(中略)

假令於里亭見火、若聞不慮事馳參者、先必著宿衣可馳參、率爾間事布衣不憚、但雖近邊非內裏火、

武家著用

布衣人不可昇殿、猶在里亭必可着衣冠歟、若着布衣參他所之時有如此之事者、諸家可改哉、尤乍布衣可參歟、略〇中

裝束

直衣（著衣冠）中略或布衣、尤可負野矢歟、（但只可着狩衣）

〔百錬抄 十四〕仁治二年九月十四日己亥、左大臣已下於仗座被定申神宮火事之間、布衣輩參入正殿事、

〔淨明珠院裝束抄 狩衣部〕將軍家

嘉禎四年七月廿三日、七條將軍社參之間、八幡宮ノ參詣ニ、狩衣ヲ被用、略〇中凡將軍家任槐以前、皆狩衣ヲ被用也、略〇下

〔吾妻鏡 四十一〕建長三年正月十一日壬申、將軍家參鶴岡八幡宮、御束帶御劍笏、網代之御車也、

行列略〇中

次御後供奉人（布衣、下﨟）、

相模右近大夫將監時定　陸奧掃部助實時略〇下

〔花營三代記〕應永廿八年三月廿一日甲申、此御所ヨリ御網代輿也、先三條坊門八幡ヘ御社參有、布衣六人、近衞河原ヨリ乘馬也、略〇中一七箇日日吉有御參籠、略〇中公卿二人、殿上人六人、布衣六人、番頭八人、殿上人布衣二人、毎日御社參ニ分之、

〔殿居嚢〕年中行事拾遺

正四月紅葉山御宮御參詣、略〇中御供奉之面々衣冠、法眼法印、布衣者其服、平士素袍、略〇中自拜之面面、直垂狩衣大紋法印、法眼、布衣ハ其服、略〇中將軍宣下、其外御轉任御兼任御位階等ニ而、御大禮之節、略〇中布衣ハ其服、略〇下

布衣著用

(明月記)建仁三年八月廿四日、先被補入平等院、○中略 被拜御遷幸具否、布施取四位家司國行職事屬衣冠相儲、此事季長朝臣入道文治衣冠とおぼゆと申、入道殿仰、更不然、布衣也、季長老耄歟者、杜殿仰聞候云々、仍可爲布衣由被定、而先二人問前途已着之、[illegible]猶不可憚、爲向後猶布衣可宜由被仰、

布衣始

(名目抄服飾)布衣始ホイハジメ 太上皇尊號之後、始令着御烏帽子云也、

(貞丈雜記八装束)一布衣始ホイハジメ、名目抄ニ云、太上皇尊號之後、始令着御烏帽子云也、(中略)[illegible]

(園太暦)貞和四年十一月廿八日辛酉、抑今日新院布衣始也、○中略 春宮大夫入夜令參也、引立烏帽子、檜皮狩衣、白生[illegible]大帷[illegible]白下袴也、○中略 院[illegible]

○

退紅

(春宮字號御用裝束八)退紅タイコウ

(白石紳書五)一退紅のあらぞめ、最上より出し紅葉の始にて染たる色也、故て下具の着也、候京人には知れず、

(貞丈雜記四装束)一退紅と云もいやしき者の服なり、退紅とは桃色に染たる布の狩衣也、それを着る故退紅と云也、又色赤く少し黒みあるもあり、それは異の退紅にはあらず、退紅も雨傘などを持つ役也、[illegible]

(某侍交談記)[illegible]云、承安二年後七日記六阿闍梨[illegible]承記、[illegible]有相違、其相違者、阿闍梨記云、退紅仕丁云々、[illegible]承記云、赤衣仕丁云々、退紅者[illegible]歟、然者赤衣仕長如何、予云、退紅仕丁者着[illegible]仕丁勿論也、又赤衣仕丁者、着紅仕長也、名赤衣丁是也、不可云赤衣事歟、退紅仕丁者古[illegible]王家之外不

用之、清華家人用赤仕丁云々、平常用白仕丁也、但當世立有職輩退紅仕丁者著紅也云々、或人云、紅褪色云退紅云々、鴛染薄紅也、然紫與紅共可有退紅名者歟、又大處卿爲房記云、帶紅仕丁云々、不審、退紅也、定有所存者也、禁裏下仕當時著紅號退紅、此相論未決之、被不審、予年來蓄懷也、紫有退紅云名之條顯然也、又紅鴛染云退紅事可有之、退紅安良曾免調故、又或記云、義孝少將著退紅二重云々、是紫二重而非紅、於退紅有見合古今記錄、甚浸者也、所詮如此於有異儀事者、自昔難決事也、只守一記用之、更无其謂歟、雖然予當退紅仕丁者著紫仕長也、禁裏親王家用之式也、赤仕丁者著紅仕長也、執柄以下清花族可用之、又禁闕竹園赤仕丁可有之、赤仕丁事爲退紅、紅條雖有一說、尙不宜歟、如爲房卿記可著帶紅也、被承安阿闍梨者著紫仕丁不可召具之仁也、是則紅云退紅、一義存之歟、又或儀師記當赤衣仕丁、无謂者也、乍同事赤衣言有憚于仕丁事也、是可申仕丁云々、

〔吉部秘訓抄五〕一放生會上卿裝束間事○中略

次予伊房○略車○中略雨皮持著退紅、

雨皮持八下用退紅仕丁、事在人々歟、年來用白裝束仕丁、讓位之間、不可著退紅之由、依有聞及之旨也、或說可依人云々、○中略

相國禪門公經命云

堅苦辛櫃等退紅仕丁可持之、一日上卿不可雜餘出仕事也、被召具前駈候雨皮持、同可著退紅也、

〔西三條裝束抄〕退紅　白丁

是等ハ下部ノ著物也、笠持、沓持等ノ著物也、退紅ハ能家ニ具スル也、

〔海人藻芥〕仕丁裝束ノ事、親王大臣家ハ退紅、公達等ノ家々白丁也、僧中ニモ隨家門可用之、

〔裝束集成六召具〕退紅

雜史云、緂纈如狩衣、色係褪紅、狩衣ヨリ短キモノ也、○中略或人云、退紅は能家の公卿の下部、笠持一人、又沓持共に二人著するなり、又大臣家の下部は、皆退紅を著するよし云へり、

〔當時裝束抄〕召具裝束

退紅

烏帽子。　侍烏帽子と云、揉みなり、前に掛緒なく、烏帽子の緒に打緒を付たり、

退紅并完帶。　地布、色薄紅、〈今これを退紅染と云て、紅染にては猶色、〉完帶皮地、緒くゝり、木綿或木平組、

黑袴。　地布墨染、すそにくゝりを入る、六布にて裁縫すべし、

小袖。　多木綿夏布、色不定、

右者御三家方毛利家の傘持、沓持これを着す、〈この御家々にも、直垂は白黒なり、此退紅裝束の時、これを具すなり、〉

〔武家裝束類聚〔二〕〕退紅

一退紅　完帶あり

布のうす紅染なり、え張張りニすべし、退紅は桃染と稱して、紅花にてうすく染たるもの也、故ニ桃花布と云なり、俗ニは退甲などゝ書く也、然るを今の世蘇芳ニて深々淺々いろ〳〵に染る也、本儀ニは背れども、下部の服なるゆへ、如何にも有め用る也、裁縫の儀、白張りと同じ、

高橋家ニ、退紅と書く時は、紅花の二ばんせんじにて染るなるべし、

一袴。　布の墨染也、本儀は紅の濃々染也、此儀四位以上の袍の檜染、或は多下襲の裏と同じく、蘇芳の濃ク染たるが轉じて黑クなりたる也、〈中略〉

右退紅白張りと共ニ下部の服也、〈下略〉

〔台記別記〕久安三年三月廿八日辛卯

入道殿御賀〈○藤原忠實七十賀〉雜事〈中略〉

一渡御御共〈○中略〉　與舁仕丁裝束八具　女院廳沙汰　退紅　[illegible]袴　烏帽子　藁沓

〔吾妻鏡〕十 文治六年(建久元年)十二月一日辛巳、右大將家(源賴朝)御拜賀也、○中略

路次行列

先居飼四人〈二行、退紅、手ノ下…之、一人持…〉

〔普廣院殿大將御拜賀雜事〕一供奉人事○中略

御車副二人 退紅仕丁〈…、持御車、…〉

〔書言字考節用集〕六 服食 白張〈ハクチヤウ、官人下部服〉

〔類聚別志〕一 白張は服の名なり、白丁は人をいふなり、

〔類聚別志の解〕白張(はくちやう)は官人の奴僕の著る服なり、○下略

〔貞丈雜記〕四 官位 一如木と云はいやしき者也、白張を著て公家の供をする者也、雨傘などを持つ役也、白張と云ふは、白布の狩衣也、〈中略〉白張へこはりして木の如くしと云ふにて、如木といふとぞ、

〔吉部秘訓抄〕五 一放生會上卿深齋間事○中略

小舍人童 著白張

〔物具裝束抄〕一 雜色事

平禮 白張〈上下〉○中略

一車副事

平禮 白張〈上下〉○中略

以上如木之時著之

烏帽子〈エボシ〉 白張〈上下〉○中略

牛飼事

裝束之樣、大略同車副、但不著白張也、

〔當時裝束抄　中〕召具裝束

白張(白丁とて、仕丁の事なれども、今は白張とて裝束なり、中略)

烏帽子。　退紅の儀にあるがごとし

白張　布白狩張、總て退紅のごとし、

白袴　白張と友地なり、其餘黑袴に同じ、

右は青侍、牢人、侍、輿舁、小者等是を著す、この召具の裝束は、外樣の御大名四品以上、御譜代は侍從の後是等の裝束著用し侍るものを連らる、

〔武家裝束類聚　三〕白張之具　又白丁とも云

一白張(狩衣。)布帶。

布の白狩張り(糊して張りすに)、其縫鏈は首かみありて、身一はた張り也、袖くゝりあり、本縫の平組也、(今の俗に云ふさなだの平打紐なり)其さま狩衣の略服なるもの也、

一白袴。

地合白張と同じく白狩張りなり、其鏈は狩袴と同じ、(狩袴は指貫の略なるものなり)

〔山槐記〕治承四年三月四日丙戌、今夜新院還御之後始有御本土御門亭、(中略)次御車、(中略)次檢非違使府光長(六位、白襖、冠、白袴、)

〔古今著聞集　二十〕攝津國清澄寺といふ山寺あり、村人きよし寺とぞ申侍る、其寺に慈心坊尊惠と云老僧有けり、(中略)承安貳年七月十六日、脇足によりて法花經をよみ奉ける程に、夢ともなくうつゝともなくて、白張に立烏帽子きたる男のわら沓はきたるが、竪文を持て來れり、尊惠あれはいづくよりの人ぞと問ければ、えんま王宮よりの御つかひ也、うけぶみ候とて、立文を尊惠にとらせければ、(下略)

〔御桜行幸服飾部類〕文保二年十月廿七日、按察入道殿記云、次節下大臣 先白張小雜色三四人、行列之外副、路傍、先行、不定、其數、自然之儀歟、或又爲走使、用心歟、

〔普廣院殿大將御拜賀雜事〕一供奉人事〇中略

御車副二人〇中略 白張仕丁白張、所召、仕持、御笠、

〔禁書家令條五〕定〇中略

一無位社人可着白張、其外之裝束は、以吉田之許狀、可着事、〇中略

寛永五年七月十一日 御朱印

〔伍神道大意三〕テナ吉見氏ノイハレタル如ク白張トノミ云トキハ、小者中間ノ着スル裝束ヲ白張トイヒ、社家ノ着スル淨衣ヲモ、上下トモ白キモノ故、不案内ノ輩ハ白張ト云ナレドモ、小者中間ノ着スル白張ノ地ハ、布デイタレタ物、マタ淨衣ト云モノハ、麁地ヲ白綾張ニシテ、義絶モトント異ナル物デヤ〇下略

褐衣

褐衣ハ狩衣ノ兩腋ヲ縫ヒ合セタルモノナリ、往時ハ野行幸等ノ時ニ、衛府ノ中少將及ビ隨等モ之ヲ着セシガ、後世ハ專ラ隨身ノ服トナレリ、

名稱

〔伊呂波字類抄加服飾〕褐衣カチ

〔倭名類聚抄十二〕見褐 麻飾切韻云、見褐戸葛反、此間云加知、闇衣以見毛和織也、

製作

〔貞丈雜記五装束〕一褐衣とは隨身の着する服也、兩腋の袍の如くにて、兩の腋を縫ひふさぎたる物也、紋をぬひ付る、獵繪とて丸く獅子孔雀鸞鳳などの類を付る也、一體狩衣の兩腋をぬひふさぎたるがごとし、又古書に褐冠と云事あり、是は褐衣に縫付たる冠を着する事、〇略 註

〔羽倉考二〕褐之事

是本朝ニテモ褐ト云服アリテ、色ニ因テ云タル名ナリ、此外延喜十七年ニ、鷹飼貴褐ヲ著セルコト、同十八年十月十九日ノ北野行幸ニ、鷹飼宣茂朝臣伊衡等青摺鷹褐ヲ著シ、諸鷹々飼並鷹同数、小鷹々飼紀保良峯義方等榛摺褐ヲ著セルコト、並ニ西宮記ニ見エタリ、鷹飼ノ著スル物ナレバ、狩衣ノ様ヲ摸ギタルナルベキ事ナリ、又中古ニテハ、玉葉ニ蹴鞠ノ時、召具随身黄色褐ヲ著セルコトアリ、是等皆色ノ定ナク、其紋織ニ依テノ名ナルコト明ナリ、異邦ニ褐ト云ハ、字注ノ如ク毛布ニテ、今ノ褐子ノ如キ絨合ノ物ト見エタリ、本朝モ上代ハ絨合異邦ノ褐ト同ジキ事モ有ベシ、但中古以来ハ絨合毛布ナルトハ見エズ、是ハ總テノ衣服、古ヨリハ次第ニ華美ニ成タ、布衣ナドモ名ハ布衣ニテ、絹ニ布ヲ用ユル事ハ、一向ニナキ例ナレバ、褐モ其始毛布ヲ用キタリトモ、中古以来同ジク、用ユベキ事ニハ非ズ、唯紋織ニ依タ褐ノ名ノ残リタル事、布衣ノ例ナルベシ、然レバ昔ノ褐地ハ毛布ニテ、色ハ黄黒色、紋織ハ狩衣ノ様ヲ摸ギタル物ナリシニ、後世ノ褐ト云服ハ、昔ノ褐ノ紋織バカリ残リタ、其名存シ、後世ノ褐ト云色ハ、昔ノ褐ノ色ノ如クニテ、服ノ名色ノ名相分レタルナルベシ、

〔物具裝束抄〕一隨身事

行幸行啓并一具御幸之時、公卿召具之、殊使召具之、

冠　緌　褐衣　袴（略○中）

一手振事

殊使召具之、常十二人也、

冠　緌　褐衣（略○中）

一馬部事（略○註）

冠　緌　褐衣　襖袴

〔桃華蘂葉〕一同〈隨身〇中略〉裝束事
拜賀日
一官人束帶壺胡籙、番長以下褐衣、白狩袴、壺脛巾、狩胡籙、〇中略
行幸日
官人以下褐衣、染分狩袴、〈左蘇芳、右朽葉、〇中略〉
一衛府長事　號褐色長〇中略
敍位除目日、褐衣冠、尋常平絹布衣、
一小隨身事
中納言中將以下衛府官時具之
行幸日
褐衣狩袴〈左二藍、右縹木、〇中略〉
節會日
褐衣　紅梅袴
尋常
褐衣　白狩袴〇註略
〔西三條裝束抄〕褐衣ノ
隨身ノ着スル物ナリ、狩衣ノ脇ヲフサギタル物ナリ、着用事可依先規、
〔世俗淺深秘抄〕下一衛府褐、近代甚頸以不然爲吉、左右袖聯外ザマニ折也、如小忌著儀、但小忌ハ皆折、是手程少ヲ折也、故實也、
〔江家次第〕二十賀茂詣〇中略、白、

着用例

次騎先官掌二人、○中略、次乘尻二人、（以下略）

〔扶桑略記 二十三〕延喜七年正月三日庚辰、午二剋行幸仁和寺、奉拜法皇如例、○中略、御輦還宮、昨日仲平朝臣奏曰、仁和寺行幸時、先々諸衞中少將佐等着褐衣、去年朱雀院行幸時着雷色、此時者可着雷色、不可着褐、仍日令着雷色例服、已上御記

〔西宮記 臨時 四〕野行幸

延喜十八年十月十九日、幸北野、（大將不着、依無其例、無大將、依不供奉云々）、親王公卿着麴塵、衞府官行、以上着青色、摺袴、…、隨身方、…

〔扶桑略記 二十四〕延長六年十二月五日、行幸大原野、○中略、諸衞官人着褐衣隨身行騰等、大井河行幸、

〔兵範記〕康和五年十一月八日癸未、今日春宮（鳥羽）被參遣奉日使、○中略、南庭敷葉薦、其上立案者、立御幣、以御馬二疋引立、…

〔御禊行幸服飾部類〕康治元十廿六字槐記云、○中略、予（左大臣頼長）供奉儀式、○中略

馬副十具

雜綵冠、緌、紺布袴、褐衣、袴、

褐衣身尻六尺五寸、闕腋四尺三寸、袖長一尺六寸、（…）袴長三尺五寸、渡大路之時、夾褐衣尻、○中略

手振十二具

雜綵冠、緌、紫色布褐衣、（身尻七尺、闕腋四尺五寸、）青摺絹單、下重、○中略

褐衣身一副、下襲身二幅也、渡大路之時褐衣下襲等細引、延上、

〔台記〕康治三年〈○天養元年〉十月廿八日乙巳、重仁親王〈上皇(崇徳)第一親王〉著袴、年五歳、未始参、新院〈崇徳〉酉刻終幸、皇后宮、〈○中略〉御随身布衣冠、須著褐衣也、

〔御禊行幸服飾部類〕久壽二年重方記云、殿下大臣〈内府(藤原伊通)〉子〈左大将○中略〉馬副十人、〈褐衣、如常、〉手振十二人、〈鵝○黄褐○衣、朽葉〉〈束帯狩、取物如常、〉

〔太平記十三〕藤房卿遁世事
三月〈○建武二年〉十一日ハ、八幡ノ行幸ニテ、諸卿皆路次ノ行粧ヲ事トシ給ケリ、藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限リノ供奉ト被思ケレバ、御供ノ官人、悉目ヲ驚ス程ニ出立レタリ、〈○中略〉馬副四人カ°チ°冠°ニ猪ノ皮ノ尻鞘ノ太刀佩タ左右ニツヒ〈○下略〉

水干

水干ハスヰカント云フ、絹ハ紗、平絹、貲布等ニシテ一定セズ、其製狩衣ノ短小ナルモノニシテ、下ニ袴ヲ著スルナリ、官服ニアラザル故ニ、貴賤共ニ用ヰタリ、

〔名目抄衣服〕水干〈スイカン〉上下用之

〔散木弃歌集九雑〕すいかんを、人のよませ侍りければよめる、
宮木野のしづくにかへるかり衣忍ぶもぢすりみだれしぬらし
かり衣はやのあひずりたちかへてあけのゆひひもむすびしでたり

〔武家名目抄衣服六〕按散木集に、すいかんを人のよませ侍りければよめる、宮木野のしづくにかへるかり衣忍ぶもぢすり亂れしぬらし、かりごろもはやのあゐずりたちかへてあけのゆひひも結びしでたり、此歌によれば、水干は卽狩衣より出て、もとさや〳〵と水張にしたる

製作

より、水干とはいふにや、狩長絹の直垂を長絹といひ、練貫の小袖を練貫といふの例なるべし、

〔武野問答〕一水干略○中

凡水干と申候事は、甚しき臆説候へども、愚案聊申試候、此服は遊宴の服に候、殊に内々之儀に候、干之字水邊の注有之候へば、川逍遙などに用ひるより、此名出來候と存候、此服用候節候事見明月記候、近日物裝束とて、飛鳥井難波兩家用之候は直垂に候、袴葛布精好に候、水干より出來候歟、直衣より思より候歟、異樣の物に候、兩家私として構出たる服に候歟、色々品、我國制とは相違候、新制法體心得稱存候、水干は不及説、裝束、袴の腰に水干の上にかゝり候、古來如此候由存候得共、管見に候へば、他說有之否無心許候、

〔水干考〕考ふるに、水干は三條院長和の頃よりきこへて、御相撲は野外遠所に著給ひ、童體又武家之童は、尋常にきにける也、もとこれ褻服なれば、させる制もなきによりて、文紗、圓紋紗、綾、縫物のうるはしきをも、着きよみなどのいやしげなるをも、心のまゝに〳〵きにけるなるべし、足利の世にいたりては、直垂をむねときて、少しかひつくろふ時は、裏打に大口をかさね、皆やんごとなき日にぞ、水干をば著たると見えたり、今は御射場始、流鏑馬の射手のみ、定りてきるなるべし、

〔布衣記〕一童裝束事略○中上は水干、下は葛袴、水干色紫萌木闇なり、のぼりはた袖、一身に袖一、色を替、くゝりにてもする也、文我が家文を金箔にてをす也、在所は前後に一、左右袖外に二所、前に二所宛、已上五なり、うしろには不付、胴はかまにも不付、袖のくゝりとくび紐は赤皮也、略○中のぼりといふは前後半分なり、

〔運阿口傳抄〕葛袴事

上下水干ハユウケンナル闕ナリ、上ハ布衣ノ前後ノミジカキ物也、タリクビニヒボアリ、タリクビナラバ、右ノヒボヲカタヨリ後ニ付テ、左ノヒボヲバ、タビカミノアリフセタルナキユワケタ、

左ノタモトヨリ取出テ、前ニスヂカヘテユフベシ、馬ニ乘時ハ、右ノヒボヲモ後ヨリ前ニ廻ヤウニユフベシ、騎ノ時又如此、

〔裝束雜心抄〕一水干之事、白平絹上下とも、但シ常にても直垂のごとく仕立、きくとぢの上六ツ、袖に露、胸紐前のとまりと、せなかの眞中にとづる、下に露八ツ、前に四ツ、兩方のあひ引に四ツ也、

〔安齋隨筆後編十一〕嘉貞問答　水干

水干、或作水旱、此名儀未詳、定基嚮所答、予新井君美問、寄狂達羅說未足執之、予抱疑多年未得啓發也、實惡紛、　貞丈

今ノ世水干ハ、多クハ生平絹ノ雁紗張也、生ノ平絹ゆへ或程不用、粘、随分水張リニ製也と見へ申候、張絹今ハ長絹と書候得共、是ハ未聢ノ人著用ゆへ、白キ生ノ絹ヲ粘張にして強ク製し、花染に羽トデノ總を付られ候也、

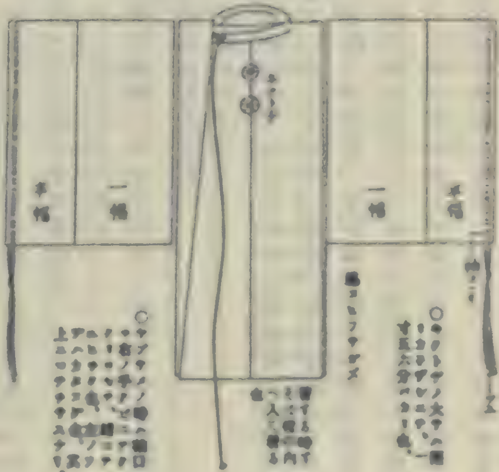
如御命、定基嚮ノ水涯川道遙ノ御說ハ、甘心無御座候、水干張絹ともに、絹ノ製を以て唱候ト申說ノ外無御座候、〇中略

水無月七日　嘉樹

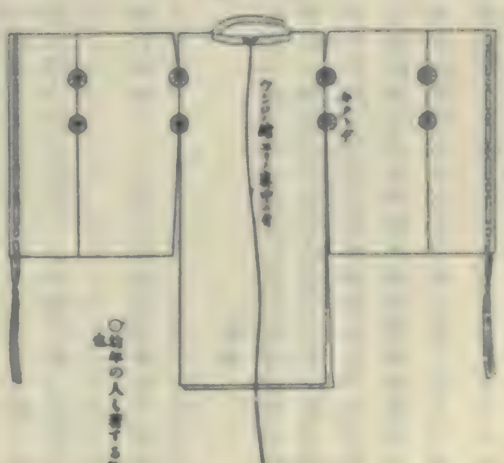
〔貞丈雜記三裝束〕一水干の事、仕立樣狩衣のごとし、袴は直垂の如し、地は紗、精好、綾、平絹等定なし、色も定なし、多は白を用る也、菊とぢは總をおしひらめて、菊の花のごとく平くして、一所に二ツづつ付る、前に一所、後に四所付る、紐は丸組の緒也、きくとぢも紐の色も不定、前の紐はえりの上かどに付る、後の紐はゑりの後の眞中に付る也、前紐短く後紐長し、大的の時は紅、朽葉、水色等の水干、人々の年の程によりて染べし、紋は主々の家の紋をぬひ物にすべしと、大的の書に見へたり、武家には紋を付る、公家には紋付られず、今時蹴鞠の時、水干とて著する物は、水干にはあらず、直埀に似たる物也、蹴鞠の水干は、飛鳥井家にて私に作り出したる物也、〇中略

地質
色目
文樣

水干前



水干後



〔武家名目抄〕衣服六 按教木集に、すいかんを人のよませ侍りければよめる。○中略 裏あるもあり、單なるもあり、上は狩衣の鎖縫に同じ、但くびかみの紐をも入ず、木をも入ず、紙ばかりなり、上がへの背かみのさきと、後の中の通りのくびかみとに、長き組の紐あり、袖括も同じ組也、前後のたけ狩衣より短くて、袴の内に着籠る也、袴も上と同じ色にて、鎖縫は直垂の袴に同じこと也、○下略

〔布衣記〕一弓矢事、○中略 調度懸の裝束、審府時與押折時、可替也、審府時は立烏帽子走水干也、色は朽木、上下同色、○中略

一郎從事、立烏帽子、裝束走水干、上色うすかう、袴萬也、はく紙にて水干に家の紋をおす、うしろ左右袖の上五所、前後に一、巳上六、袴にはおるすくゝりを上、刀をさす、略○中一舍人の事、立烏帽子に右近ぞめの走水干、上下同なり、くゝりを上、刀をさす、一人如此、一人はそへ舍人也、折烏帽子、淺木の一重直垂也、紙よりの小結也、

〔三內口決〕童裝束　而向時之時著之、元服以前之事也、

水干攝政、關白、平生着用之、色不同、宣下、當家三條家は織物之水干着用之由、見記録、重殿上人之間は、諸家着用、元服以後は不用之、然大臣ノ息子は元服以後着用、如何、論義、

〔蹇驢嘶餘〕一兒公家息ハ白水干著ル也、武家ノ息ハ長絹ヲ著スル也、タビカミノ有ヲ水干ト云、無ヲ長絹ト云也、イヅレモ菊トヂハ黑シ、中童供養ノトキ、御門跡ノ御供奉、貫全童形ニテ仕ル也、其トキハ空色ノ水干、其時節ニ似合タル結花ヲ、菊トヂニシテ、法師ノ肩ニノル也、色ハ空色也

〔射禮私記〕一御的射手の裝束の事、定れる法有べからず、右大將家賴朝の御時、文治五年正月二日、御弓始の射手、五番の五度弓也、其時の射手、出仕の裝束をあらためずして參勤之間、嘉例として今にいたりて、水干立烏帽子を用也、然共直垂立烏帽子にて、參仕の先例も有、又折えぼしひたゝれにて仕たる事もあり、此時は沓をはかず、たゞすあしたるべし、雖然近年は皆水干立烏帽子にてつとめ來もの也、時の弓太郎などの年齡宿老なるは、ねき白以下おとなしき裝束相應なり、若き射手などは、紅梅くれなゐ等の水干を著する事、常の義なり、何も家の紋をぬひ物に付べし、且者時代にしたがひ、且は人體によるべきか、

〔續世繼 六 藤波の中〕白河院の殿上人に、むるのさうぞくせさせて御覽じけるに、たけめゆいのすいかんまて、やなぐひをひ給へりけるこそ、たなすぐれておはしけるにや、略○下

〔古事談 二 臣節〕二條帥長實著水干裝束、遊女神崎日古曾ニイカヾミユルト被問ケレバ、目出タ御庭之由申之、重被問云、水干裝束ニタヨカリレ人、又誰ヲカ見哉云々、遊女申云、肥前守景家ト申人コソ見

被シカト謂來了、御出家殿云々、件裝束水干裝束之時ハ無貲、布衣之時假田舍五位、束帶之時ハ諸人笑之云々、常ハ小忌摺ノ水干、紺文袴、紅衣ヲ著タ、赤フカノ刀ノマフタギニ、貝摺タル差タゾ家中ニハ居タリケル、〇下略

〔古今著聞集 十五 宿執〕伊通公の參議の時大治五年十月五日の除目に、參議四人、師賴長實宗輔師時等、中納言に任ず、是みな位次の上臈なりといへども、伊通その儀にたへず、宰相右兵衞督、中宮大夫、三のつかさを辭して、檳榔毛の車を、大宮おもてにひきいでゝ、やぶりたきて、後褐水干に、さよみの袴きて、馬にのりて、神崎の君がもとへおはしけり、今はつかさもなき、いたづら物になれるよしを、

〔古今著聞集 八 好色〕紫金臺寺御室に千手といふ御寵童有けり、〇中略 御使再三に及ければ、さのみは子細申て參りにけり、けん紋紗の兩面の水干に、袖にひばらこきに夜の居たるをぞぬふたりけり、紫のすそごの袴をきたり、

〔安齋隨筆 後編四〕裏打の水干のいものする事〇中略 兩面は裏表共に紋紗なるを云、ムバラコキとはバラの花の色コキを云なるべし、これをヌヒ紋にしたる也、

〔本朝世紀〕久安三年七月十八日庚辰、是日法皇於白河御所、御覽武士等、〇中略 今日爲義著紺色水干、其上著甲云々、雖爲廷尉、存均服之儀歟、

〔山槐記〕永曆二年〇應保元年 四月廿五日丁卯、今日、我存生之時、相構可補檢非違使別當之職職事又之時、所存事三事不違遺恨也、〇中略

一廳所行事之時相具下部事

下部著水干小袴此時也、件裝束水干者、紺藍摺無式法、美麗調之、小袴者フタラ染藍染タル一色合著也、是如武士所著、亦狩衣色也、

七月十三日甲申、所衆等招瀧口於右近馬場競馬云々、瀧口料裝束水干袴、（朽葉鹿子結水干、衆袴濃□摺加合袴、）所衆冠柏挾、染狩袴、水干又任意裝束、入錦繡云々、

〔源平盛衰記二〕清水寺緣起幷上皇臨幸六波羅事

賴政ハ白キ見紋紗水干小袴ニ、生絹ノ帷着タ、立烏帽子ニ大刀帶タ、胡籙ヲ不負、逡沓ヲハケリ、

〔源平盛衰記三十五〕木曾頸被渡事

降人中原兼光、烏帽ノ水干、葛袴ノ練色衣ニ、引立烏帽子ヲ着ス、從獄ニテ渡ケリ、

〔吾妻鏡四〕元曆二年（文治元年）二月十九日癸酉、南御堂事始也、武衞（着水干、葛袴、鶴毛沓、御騎馬、）渡御其所、

〔玉葉〕元曆二年（文治元年）五月三日乙酉、申剋內大臣息、侍從公繼來、（着二水干裝束、浮線綾白水干、紺、濃、紫袴、紫衣、）

〔吾妻鏡五〕元曆二年（文治元年）八月卅日庚辰、御遣骨（義朝）着、文覺上人門弟僧等奉懸頸、二品（賴朝）自奉請取之、還向于時、故以御裝束（鈍色水干）着素服給云云、

〔吾妻鏡九〕文治五年正月三日甲午、垸飯如例、盃酒數巡之後、今日爲良辰之故、可有御弓始之由被仰出、○中略 修理進季長起座、（着青水干）蹲踞于行事之傍、

〔吾妻鏡十三〕建久四年五月廿七日甲午、未明催立勢子等、終日有御狩、射手面々顯藝、莫不風毛雨血、爰無雙大鹿一頭走來于御駕前、工藤庄司景光（着作與美水干、駕鹿毛馬、）兼有御馬左方、此鹿者景光分也、可射取之由申請之、

〔明月記〕正治二年十二月廿五日、酉時許東帶參上、仁王會未始云々、○中略 今度水干裝束不及華美、曲折歟淺、○中略 雅經隆仲等着藍摺水干、此事不可然歟、基家唐物衣、綾葛青色水干、仲經綾紺葛水干ノボリ縫物袴ニ縫、○中略 信清葡萄色水干（以白革閉之）、練色衣、公經卿（閉白白水干、紫衣縫文、）親能卿（無文紺）葛水干、○中略 忠信（々泉水干）紺葛袴紅衣押之、御服白御水干ノ（カリノ、ソバヘ、）紫淺深葉縫之、紺葛御袴、

〔吾妻鏡十七〕建仁三年九月二日丁卯、遠州（北條時政）以工藤五郎爲使、被仰遣能員之許云、依宿願有佛

水干袴

御供養之儀、御幸臨可被御覽歟、且又以大町被御覽事哉、早中町殿參之由、〈中略〉廷尉參入、著平禮、白水干。葛袴、黒馬、郎等二人、雜色五人相共、

（吾妻鏡二十）建暦二年十一月十四日丙辰、去八日繪合事、負方獻所課、又召進遊女等、是皆模兒童之形、評文水干、付紅葉菊花等著之、

（吾妻鏡二十二）建暦三年〈建保元〉三月九日庚戌、晴、〈水干、葛袴〉今日又參御所、〈下略〉

（秋の夜の長物語）このちごきんしやのすいかんなよやかにうちしほれたるていにて、みる人もやとかゝりのもとにやすらひたれば、〈下略〉

（太平記十三）龍馬進奏事

三月〈建武元年〉十一日ハ八幡ノ行幸ニテ、諸卿皆路次ノ行粧ヲ事トシ給ケリ、藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレバ、御供ノ官人耳目ヲ驚ス程ニ出立レタリ、〈中略〉走リ下部八人、細烏帽子ニ上下一色ノ家ノ紋ノ水干著タ、二行ニ步ワセキタリ、〈中略〉次ニ細烏帽子ニ袖單白シタル淺黄色ノ水干著タル調度懸六人、次ニ細烏帽子ニ、香ノ水干著タル舍人八人、〈下略〉

（太平記二十七）田樂事附長講見物事

同年〈貞和五年〉六月十一日、抖擻ノ沙門有ケルガ、四條橋ヲ渡サントテ、新座本座ノ田樂ヲ合セ、老若ニ分テ、能クラベヲゾセラレケル、〈中略〉匂ヒ薫蘭ヲ凝シ、粧ヒ紅粉ヲ尽シタル美麗ノ童八人、一樣ニ金襴ノ水干ヲ著シテ、東ノ樂屋ヨリ練出タレバ、白クシ清ラカナル法師八人、薄化粧ノ金黒ニテ、色々ノ花鳥ヲ織盡シ染狂タル水干ニ、銀ノ乱紋打タル下濃ノ袴ニ下括シテ、拍子ヲ打テ、〈下略〉

（走衆故實）一水干事二月六日〈壬寅〉午剋御參内有之、〈中略〉〈足利義政〉御ねり貫、赤き水干、立烏帽子也、

（服飾管見十一）水干

袴には葛布を專ら用う、緌には練ぬきをす、裏はかり袴に同じ、よき人の家にては、練ぬきにかり袴

をもきけり、又上下とて、水干と同じものにてしたるかりはかまもきる、但上下は従者などきる物也、長袴をもきれど、主は上下はきず、扨上下には大かた菊綴をしたり、水干葛袴にもすれど、せぬもあり、餘のきぬはかま具すにはつけず、菊綴はぬひめの糸きるとも、はなれじ料にしたるものなれば、よき人のにはせぬがよき、○下略

〔貞丈雜記五裝束〕一水干の袴も直垂のごとく長袴也、地も色も上と同じあひ引の所に、きくとぢのふさを二ツづゝ、左右に付る也、別に繪圖に不及なり、仕立直垂の袴に替る事なし、

〔三中口傳四守國部〕水干裝束事
袴ハ纐纈纐纈常事也
裏ハ薄紙裝束用、布ハ定事也、水干袴各裾之、二裾ヲ一結ニスベシ、檀紙ヲ細切ナ二重ニタヽミテ、各中所ヲ取合テ上下二所ヲ可結、白木綿ニ付革緒可納之、件紐内可押紙歟、但必無本說事也、

〔枕草子六〕あはれなる物
たかみつがとのもりのすけなるは、あをいろの紅のきぬ、すりもどろかしたる、すいかんばかまにて、うちつゞきまうでたりけるに、○下略

〔小右記〕長和四年閏六月十四日壬辰、眞弘裝束下袴下著水旱袴、其袴腰入革、以同革爲緖、尤有故事也云々、

〔續古事談二臣節〕神泉苑西面ニハ、二階ノ樓門アリケリ、小野宮殿ノ三條大宮ノ邊ニオハシケル時、監物ノ水干袴キタル男ノ、○下略

〔保元物語三〕爲朝生捕被遠流事
爲朝其樣カニテ、件木ヲ以テ數多ノ者ヲバ打伏タレ共、大勢ニ取籠ラレテ、無云甲斐被搦ニケリ、季實判官請取テ、二條ヲ西へ渡ス、白キ水干袴ニ赤キ帷子ヲ著セ、腰ニ白布ヲゾ指タリケル、

著用制

〔吾妻鏡〕十　文治六年(建久元年)十一月七日丁巳、二品御入洛、(中略)其行列、(中略)次二位家、(駕黒馬、(中略)御水干、)紅衣、夏毛行縢、駕黒馬、(下略)

〔吾妻鏡〕十八　元久二年八月七日辛酉、相州(時政)(中略)廣元朝臣已下參尼御臺所御亭、有評議、被召小山左衛門尉朝政、(下略)朝政參上、

〔吾妻鏡〕四十六　建長八年(康元元年)八月廿三日辛巳、將軍家(宗尊親王)入御于新奥州(長時)常葉第、巳剋御出、(中略)先入御出居、其所立衣架、被懸御裝束、所謂御衣、(中略)御水干、袴、(中略)御帷子五等也、

〔玉葉〕建暦二年三月廿二日　宣旨(中略)

けちう(中略)家のまんせい(中略)

一上からうし下からうしせんごに、ひたゝれ、すいかん、くゝり、ばかま、のるいをきるべからず、(下略)

〔統年譜〕一水干事

紗にても、平絹生にても、又色は白にても何色にても、大納言の時まで内々着用之、諸明の家には、大臣又前途之後も、如長絹直衣被着用之、尤不苦也、

〔貞丈雑記〕一兄弟公家皇ハ白水干着ル也、武家ノ皇ハ長絹ヲ着スル也、タビカミノ有ヲ水干ト云、無ヲ長絹ト云也、イブレモ袴トザへ皇レ、

著用次第

〔服飾管見十一〕水干

かり衣の短き物也、袴の下にきる故也、あげくび、たれくび、たれくびとてあり、たれくびはくびかみの緒と、うはがへのゑりさきとに、紐ぐゝりと同じき緒を各一筋つけたり、ゑりそうちざまにそりて合せて、後の緒をば、右のかたより前へし、うはがへの緒をば左の小袂へぬきて、胸にて二ッの緒を取合せて、もろかぎに結也、(中略)又水干は綾織物唐紋紗などのも、主人の着てあたへぬれば侍もきる也、着次第は、かり衣に同じ、唯袴を上に着るによりて、帶を用ゐざるのみ、常には帶まきをさ

す也、

〔貞丈雜記五裝束〕一水干のひもの結樣、前の緒と後の緒と取ちがへもぢりて、前の緒は前へ引くだし、後の緒はゑりの後を廻して、左の肩の上より前へ引くだして、もろわなに結ふなり、○略圖

一又くびかみのかどを内へ折入て、たりくびにして著る事あり、永釧抄(高倉家の書也)上下水干は幽玄ナル間也、上は前後の短き物也、くびかみを内ざまに折て、ゑりの如くにて著候を、たりくびと云也、たりくびに紐あり、たりくびならば右の紐を肩より後に付て、左の紐はくびかみの折伏たるさきに付て、左の袂より取出て、前にすぢかへてゆふべし、馬に乘る時は、右の紐をも後より前に同樣にゆふべし云々、貞丈云、(タリクビに紐アリト云ヘ、クビカミニヒモアリノ書誤ナルベシ、又タリクビナラバ云々ノ文ニテハ、タリクビノ紐、ヒモノ付ヤウ書ルヤウニ闕ユレドモ、本文ノ心ハタリカミノヒモ、又紐付直サズシテ、タリクビニシテ、タルトキノヒモノ結ヤウノ事ヲ云ナリ、本文ノ書ヤウワロキナリ、)

〔水干考〕水干は便に隨ひて袴にきこめ、又ゑりをも折てたりくびに著る事も、世のつねなれど、うるはしくは袴の上に著て帶すべし、童など主のおまへには、必かくはきべきなり、しかるをなまなまの識者は、水干は袴にきこめたる物ぞと心得たるも有けり、げに中頃よりの手ぶりは、多かくはせし事なれど、もとより袴は足をかくすの料にして、うへの衣著こむべき物にはあらじ、もとの心を知りて後ぞ、とまれかくまれせん事もむべなるべし、

[illegible]明家にては、水干をあげくびに著給ふ事なしとぞ、高き家にておわしませば、必打とけてたりくびに著給ふもうべなるべし、廣橋故一位殿、今の日野大納言殿は、多くあげくびに著給ふて、紐をかたにてむすびさげさせ給へり、是貴尊卑の手ぶりのかはれるにや、其口傳もことなるべし、されば裝束抄の中にも、桃花蘂葉、淨明珠院唯心院裝束抄等は、みな一の人の家にておはしませば、諸家に及ぼしがたき御說もあるべきを、其用意なき時は、よのことわざの匕をかねにて、ものたらせんに、必まがれる類出來ぬべきもの也

天保十三年十二月　丹治眞人行稱

〔今昔物語二十六〕觀硯聖人在俗時値盜人語第十八

今昔、見奉行シ觀硯聖人ト云者有キ、(中略)觀硯年來ヲ經テ、東國ノ受領ニ付テ行ス、(中略)年五十許ナル男ノ怖シ氣ナルガ、水干裝束シテ打出ノ大刀帶タリ、郎等共人許有、(下略)

〔今昔物語二十九〕伯耆國府藏入盜人被殺語第十

今昔、伯耆ノ守、橘ノ經國ト云フ人有ケリ、(中略)館ニ在ル官人ヲ召テ庭ヲ調ナセテ見レバ、年卅許ナル男ノ糸調ワカナルガ、水干裝束直クシタルガ色モ無キヲ引出タリ、(下略)

〔日本紀略十三後一條〕長和五年五月一日甲戌、季御讀經始、於權大納言賴通高倉家行之、今日太上天皇(三條)登天台山、依御目病也、七箇日可被修七佛藥師法也、公卿以下著布衣幷水干裝束扈從之、

〔古事談二臣節〕知足院殿(○忠實)仰云、我幼少之時、小鷹狩ノ料ニ、水干裝束ヲ申カバ、大殿(○師實)被仰云、小鷹狩ニハ不著水干裝束事也、只狩衣ニ女郎花、生衣ナド脱懸テ、袴ハ隨身水干袴ヲ取テキテ、鷹狩ニ騎テ狩也、大鷹狩ニコソ、錦。水。干。直垂袴ナドヲバ著スレ、但右近馬場ナドニテ馬騎之時、隨身ノ袴ヲ召テ著用常事也云々、

〔從三位賴政卿集上〕女院百日の御懺法のはてに、僧の布施に、わらはべのさうぞくをしてまいらするに、ずいかんさうぞくを、したしき人々一具づゝして、つかはす中に、中宮權大進重家がつかはしたるに、紋數みえ侍りしかば、つかはしたる返事に申ける、

昔綱川せきいるゝのみか水はすに人のこゝろはみえける物を(○返歌略)

〔禁秘御抄下〕召人

馬部召藏人有過、乍著水干引立參殿上口、希代珍事也、

〔吾妻鏡二〕治承五年(○養和元年)六月十九日甲子、武衞(○源賴朝)爲納涼逍遙渡御三浦、(中略)爾後令到于故義

水干用途

明當時給、義實勸盃酒、從飯外畫美酒宴之際、上下沈醉催其興之處、岡崎四郎義實所望武衛御水干、則賜之、仍仰下候座廣常顔嫉之、申云、此美服者如廣常可拜領者也、被賞義實樣老者之條、存外云云、○下略

競馬

〔台記〕久安二年九月十八日、午剋參桂殿、法皇上皇皇后御覽、（競馬、皇后御所、）幸馬場、（午、）余（○賴長）自陸奧、有六番競馬、（冠○水干○）皆勝負中剋事了、余參仁和寺、

〔台記別記〕仁平三年十一月廿六日、今日詣春日、○中略又乘尻着水干、（○中略）

〔十訓抄 十〕ある時は御小弓いさせ給ひて、御負わざには、院○（後鳥羽）のうちにさぶらふかぎりの女房をみせさせ給へと新院○（土御門）のたまひければ、童の物數たるよしをつくりなして、女房どもに水干きせていだされたる事も侍りけり、

〔徒然草 下〕多久資（○久資、一本作久助、）が申けるは、通憲入道舞の手の中に、興ある事どもをえらびて、礒の禪師といひける女に敎てまはせけり、しろき水干にさうまきをさゝせ、烏帽子をひき入たりければ、男舞とぞいひける、○下略

名稱

細長

細長ハ、ホソナガト云フ、童男童女通用ノ服ニシテ、皇子モ亦之ヲ著シ給フ、水干ノ類ニシテ、其形細長キニ由リテ此名アリト云フ、

〔倭訓栞 前編二十八 保〕ほそなが　三代實錄に、細長絹と見えたり、宇治拾遺に、女の裝束に賜られたりける紅の打たる細長といへり、弄花に、幼き上﨟のうへにきる物なりと見えたり、雅亮抄に、烏子がさねのほそ長見えたり、女官飾抄に、皇太子も幼童の時に召せらるゝ事見え、又女房裝束抄

製作

に用細長之時不用袙袴等是先例也といへり。

〔枕草子七〕はしたなきもの

あぢきなき事どもを、さぬなどにすゞろなる名どもをつけゝんいとあやし、きぬの名には。そ。な。が。をばさもいひつべし、なぞかざみはしりながといへかし。

〔服飾漫語〕細長の事

細長も其ものは二ツあり、女の裝束の細長とは、小袖のうへに着るものにて、小袖の如くにて、おはくびのなきものなり、童の裝束に細長といへるは、闕腋らくそんの袍のさまゝたるが、水干の樣に袖に長き緒つきたるなり。

〔細長考〕考ふるに、細長の名はわが[illegible]みる所は延喜延長をはじめとすこれよりかみにもありしや後見えらず、細長にも二の樣あり、ひとつはおさなき童の衣なり、いまひとつはおとなになりても、やごとなき女はきるなり、其童裝兒の料は國太暦に寸法みえたり、又いまも產衣の料あるはさりぬべき所にちごのまじらひ給ふ時は着給ふれば、めにちかく見、畫圖にものしたるもあれば誰もまるらん、昔物語におとなの女の着給へる、又繪に畫へりしなどぞいかゞは[illegible]まけるならん、ふるき畫等にも、こは細長を着たるなめりとおもふもみえず、兒の料のごとくにて大きくぬひて着たるにや、さてはやごとなき女の着給はんに、なまめかしくうちあひてもあらざるべし、雅亮に、れいの衣の大くびなきやとみえたる、例の衣とは、表衣の事にや、下衣の事にや、そもまるべからず、名を一にして其物かはるべうもおもはへず、ろくに玉ふも兒のを玉はりてはなにゝかせん、先達にとへど、長女のきたる事をさへまらぬ人多かれば、よしなくて、たゞふるき書をかきあつめて後考をまつのみ。○略■

〔裝束織成十二〕細長寸法

威記云、細長、身幅袖左右一幅にして身の長四尺四五寸、袖長一尺六七寸のよし、公賢公日記に見えたり、

〔裝束要領抄 後篇〕わらは女のさうぞくの事

細長は狩衣のくびかみのやうにたて、三はたばりの物なり、凡身のたけ四尺四五寸、袖のたけ一尺六七寸也、表白裏及び染なるを襟の細長（女装しやうまだしらす）といふ、幼童、皇太子、及殿上わらは、童女著る物也、兵範記保元三年正月廿九日、今日關白殿第三若君御元服事あり、若君御裝束細長、袍指貫をめすと有、若是闕腋なるもしらず、又女房裝束抄、建暦元年四月十日、姫君の眞菜始、姫君白重織物の細長、同じき織物の小袖二重、細長を用る時は、あこめ袴を用ひず、是先例也と見えたり、○中略

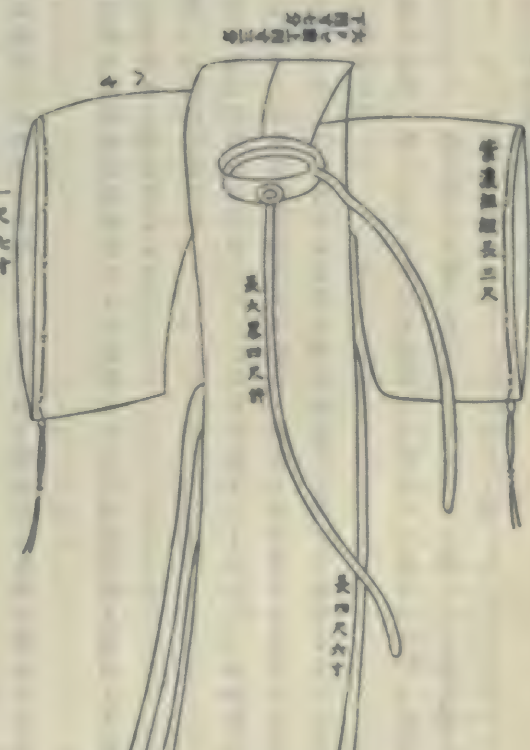
師說曰、成人同細長は御產衣にも用ひ給ふやうに承りぬ、然る說、曰さも候歟、委子細は己（○井蓋如）ごときのしるべき儀ならず、

〔服飾管見十二〕細長の袍の事

皇子はさら也、やむ事なき人のいたくおさなき程きるもの也、○中略注浮織物の小葵の紫文の表に平絹の裏つけて、走物の袍の樣に、身一幅にて尻長く、白き袖括有、水干の樣に袖ぐゝりのごとなる緒を、上がへのくびかみのはしと、えりの後とにつけたり、是をきるには下の具は宿衣に同じ、

〔羽倉考二〕細長之事

細長ノ名目諸抄ニ載タレドモ、イマダ其製作ヲ註セルヲ見及バズ、○中略枕草紙ニ細長ハサモ云ヒツベシトアレバ、先ハ細長キ服ト見エタリ、近年或人ノ顯ハセル抄ニ、細長ハ狩衣ノ領（くび）カミノ樣ニタタ、三ハタバリノ物ナリ、身ノ長四尺四五寸、袖ノ長一尺六七寸ナリトテ圖アリ、其出所詳ナラザレドモ左ニ寫ス、但後ノ圖ナリ、



往年小野小町ヲ畫ケル古畫アリシガ、其著タル衣モ之ニ同ジク見エタリ、然レバ此圖其ニ近キ歟、

(羽倉考二)細長汗衫同物歟之事

先ニ上ル所ノ圖繪兩品(汗衫、細長、)相似タリ、若ハ元來一物ニテ、少人ノ著スルハ狹ク小キナルニ依テ、細長ト名ブク、是ヨリ二物相別レタル歟トアリ、此事其證トスベキ文ハ見エザレドモ、實然モ有ベキ事ナリ、但彼圖繪ニ據ニ、細長ニハ襴ト袖トニ緣アリテ、汗衫ニハナシ、又細長ノ圖ハ後一

幅ニテ、汗衫ノ圖ハ後二幅ナリ、但二幅縫合セタルナラバ、是ヲ少クスルニハ、一幅トモ爲ベケレドモ、圖畫ノ圖ヲ見レバ、汗衫後二幅相分レタリ、雅スケ抄ノ文ハ、縫タリトモ分レタリトモ定メ難シ、又此汗衫ハ男子著用ノ事所見ナシ、細長ハ男女共ニ著スル事、兵範記、玉海以下ノ記録ニ間見エタリ、同物異物一決シ難シ、

〔安齋隨筆後編十四〕一細長といふ物はうぶぎ也　家千代君御誕生の時、天子より被遣、むつき二ツそへられたり、是は四方なるもの也、襁褓の事也、細長をうぶぎの事といふは非也、細長はかりぎぬの仕立にて、すそ長きもの也、是禁中にて童女の裝束也、それをうぶぎにも用ひらるゝなり、

〔武家名目抄衣服五上〕按細長は細長の袍といふを省きていふなり、童の服にして男女ともに著之、狩衣のくびかみの如く裁て、三はたばりの物にて、身一幅、袖各一幅くびかみのうしろと上がへの端とに、長き組緒を付る事水干のごとし、其結樣は、右の肩にて前後の緒を一もじりもじりて、前のは前へとり、後のは、左の肩へ越して、胸にて闕腋穴に結ぶなり、袖ぐゝりは毛拔形なり、○下略

〔半日閑話一〕一竹千代樣御誕生ニ付而、禁裏より御祝物の内、御細長とは、大概狩衣之くびかみの樣に致、三幅のものニ而御座候、寸法は凡身のたけ四尺四寸、袖長サ一尺六七寸にて御座候、地は練絹にていたし、紋樣は定る事無御座、大龜甲とは少さき龜甲の模樣を織付たる事にて御座候、幼童之皇太子、及殿上童女等被著候、

〔雅亮裝束抄一〕もやのだいきやうのみそうぞくおなじことなり、○中略よんぎの所をうくのところとして、はしらにくりがたをうちて、あしつをのつなをひきまはして、やう〳〵のろくをかくるなり、ろくにはとりのこがさねのほそながおはうちぎ、あかよすまなどいふものあり、とりのこがさねといふは、おもてにはしろくてなかべはうすこうばいにて、うらは黄なるきぬなり、はそながといふは、れいのきぬのおほくびなき也、

〔園太暦〕延慶四年(応長元年)二月廿五日丁卯、今日御産三夜儀、(中略)

児御衣調進事(注進、延慶四年二月日)(中略)

納物事

白御細長二具、表白小葵甲綾、裏平絹、中陪無之、

二領重之、(一具重之、)綾、一領重之、御細長結定分六尺五寸以上、一具分如是、

御身長四尺五寸、御身弘六寸五分、御大領(上寸三分、下寸七分)、御袖引立一尺七寸、御袖弘八寸、(中略)

件今日御衣、上臈上御門中納言通顕卿、下臈于(今出河)公顕卿沙汰也、手調進之哉、

御細長二領、(白浮文綾各二重、文菱御紋、)(中略)納御衣筥二合、(下略)

〔基量卿記〕延宝六年十二月十一日

一今日大姫へ従内蔵頭被進御細長調進于於御前令見物之、令鑑査了、

御細長図(略○図)

袖長サ一尺二寸、身長サ五尺五寸、身ハヾ七寸一幅也、表藍甲白綾、裏平絹、頸紙常ノ装束ノゴトシ、

細長一領、ウハガヘノハブレ常ノ男トンボウノトコロニフクタ、今一領ハ、ウシロ身中ニ付タ、

細長長サ六尺餘、白キチリグリニナムスピナリ、ムスピヤウワキノゴトシ、

〔学習院所蔵文書〕嘉永四年十一月、和宮様(仁孝皇女親子)御深曾木、

御細長

御身たけ	四尺壹寸	同御はゞ	八寸
御袖たけ	一尺七寸	同御はゞ	八寸
御袖つけ	ふりわけ	御わきのあき	五寸
御えりたけ	五尺	同御はゞ(おめりとも)	三寸五分

御ゑりかた　ぬいたて一寸八分

〔西宮記臨時九〕親王元服

延喜十七年、克明親王加冠、慶子内親王初笄時、少納言唱名賜祿、又承和例奏見參、略○中 頭之雜、親王公各女裝一襲、式部卿加綾細長、理髮朝忠座、廊下座頭、肴目間、公卿同給女裝束、殿上四位各白細長一襲、袴一具、五位同細長一領、略○下

〔西宮記〕一天皇元服

御元服了、於本殿宴賀、略○中 母后御座時又有祿云々、大臣女裝、納言綾細長、袴、參議小褂、袴、殿上疋絹云々、

〔江家次第正月二〕大臣家大饗

大尊者祿女裝束一具、加綾細長、紅擣打細長、主人親給祿、

〔台記別記〕長承四年保延元年○ 二月八日壬子、大納言殿○[illegible]令任右大臣給、略○中

大大臣祿　宰相中將一人女裝束一具、中將二人各綾細長一襲、袴一腰、略○中

大上達部祿　大納言三人各女裝束一具、加綾細長一襲、

〔空穗物語國讓〕大將の君儀にさし出給へり、略○中 うちよりあやかいねりの表くろらかなる一襲うす色の織物のほそなが、一襲みへがさねのはかま一へもいはすきよらにてさし出給へれば、中將の君といふ人、とりてかづけ奉りつ、略○中 うへ人には織物のほそなが、あはせのはかまなどさまぐ＼なり、略○中 君よべおとゞのつゝませておはしたるあやかいねりおり物はそながなど給て、とし四十に三たらねど、いとあてはかにこめきて、らうたげなるかはして、かみたけに二尺ばかりあまり給へり、いとわかくみえ給、

〔紫式部日記〕御ちつけつかうまつりし橘三位のをくり物、れいの女のそうぞくに、をりもの、ほそなが、そへて、しろかねの衣ばこつゝみなどもやがてしろきにや、又つゝみたるものそへてな

とぞ聞侍りし、くはしくは見侍らず。

(狭衣四上)日くれぬればみなのぼりぬるに、いつしかと夕月夜さし出て、木末どもいとおもしろう見えわたされたり、さま〴〵の御こと共、みすの中よりいださせ給へれば、とり〴〵にゆづり給ひつゝ、大将は手もふれ給はぬを、大納言あるまじき事なりとて、きんをせめて奉り給へば、御前にてはさらにめづらしげなく中々に侍りとの給ひて、たゞ掻きならして、さくら人うたひ給ふ、御声のおもしろさにまさる事なかりける、おかしきほどにまばしあそびて、人々まかで給ふに、織物のほそながこうちきなどやうの物ども給はせけり。

(長秋記)元永二年七月廿日、若宮〇顕仁 始入内給、先渡御白川殿、〇中略 自御車前簾、萌黄二重織物細長指出、自彼方紅單重、二藍二重織物表衣、地摺裳、二重織物白腰被出、皇子還御二位一人車、纏頭被云々、

(忠教卿記)保安五年〇天治元年 三月十四日辛卯、早旦参院、〇中略 定、御産間雑事、〇中略

誦經所課　五夜〇中略 御衣　一具　参河　織物細長一領〇中略 一具　丹後　綾細長一領〇中略

保安五年三月五日

(長秋記)保延二年正月廿六日甲午、皇后宮五十日也、〇中略 此間、蔵人頭隆陰御料女装束織物細長、〇中略 大臣料織物細長袴、納言綾細長袴、参議綾細長、〇下略

(台記)保延二年十二月廿五日戊午、今日興福寺参賀也、〇中略

綾被　別當僧正〇白大褂一重、白色織物細長、各襲取之、〇下略

(玉葉)久寿二年四月十六日、此日東宮〇守仁 始聞食魚味、〇中略 東宮出御、〇白小袖、白袴、〇織物細長、御供人、懐大夫実長卿、〇以下略

(後照院殿御發心記)若君様〇義持 御産衣次第、〇中略

一於管領御産衣第　細殿ニテ此儀在之

先御タレ髪ノ御扮 御所様〈段〉ツケマイラセラル、うき織物ノ二御服ヲメス、

其後御前様ノ御大口 細長〈紅梅地、白濃綾、物紋、石ダヽミ、龜ノコウ、〉めして、御ハレ直の供御ニ御向アリ、

（北山抄三 拾遺雑抄上）大饗事

早旦差使〈五位〉事、遣請親王家、略〇註 中使來、給禄甘栗、〈饗所設座、召之、先召家人、令參入、主人獻之、尊者入、主人迎入、〉

卽令立作、給使禄、並上加衾、緑白細長衾一重也、〇下略

（北山抄五）大嘗會事

巳日、略〇中 御清暑堂有御遊事、略〇中 給王卿侍臣禄有差、（中略）天皇（中略）重禄 白細長等、〇下略

（江家次第十七）御元服

天皇御本殿、有御遊事、略〇中 召侍臣堪管絃之者御遊、略〇中 給禄、親王卿下襲表袴、（中略）大納言以下三位宰相、白細長一重、〇下略

（裝束抄光）女房衣事

一 細長 〈表白、龜甲、裏白、平絹、〉 二倍 〈内裏御には、表裏とも白、〉

（内裏歌合）三月 〈天暦四年〉 略〇 一日、歌のだいをゐだめてかたくにたまふ、略〇中 又かむたちめにはうへよりたまふ、左大臣にはなつのさうぞく一くだり、大納言にはしろきあやのほそながひとかさね、さいさうにはひとへがさねのほそながひとかさね、殿上殿所の人々には、こしさし、略〇下

（玉海）治承四年正月廿日癸酉、此日皇太子有魚味蓍袴等事、略〇中

今日御眞菜之時、御裝束白細長也、

（賀陽院水閣歌合）長元八年五月十六日、於賀陽院水閣有和歌合、略〇中 次頼實昇自剌洲濱、略〇註 小舍人平經章、〈着二重織、赤色細長、〉賞傳取置簀子敷、

（玉葉）嘉應四年〈承安元年〉四月十一日丙辰、此日顯基忠家加首服、略〇中 次小童着、〈童装束、衣袴、赤色細長、方下襲、二重織物、如代々多東宮、今度依元三年例、用式、〇下略〉

〔西宮記臨時八〕御庚申御遊

十六七〇裏書 御庚申、供天酒給臣下、被歌細長、又有作文、略〇註、小舍人取細平敷、賭物賜親王、臣、於二宮
次藏人頭行細長賭給、

〔源氏物語三十一眞木柱〕御使たづねとゞめさせ給て、いたうまはし給ふ、こうばいがさねの、からのほそながそへたる、女のさうぞくかづけ給ふ、

〔今昔物語二十四〕小野宮大饗九條大臣得打衣語第三

今昔、小野宮ノ大臣(實頼)ノ大饗行ヒ給ケルニ、九條大臣(師輔)ハ尊者ニテナム坐給ヘリケル、其御送物ニ得給タリケル女ノ裝束ニ被副タリケル紅ノ打タル細長ヲ、心无カリケル前駈ノ取テ出ケルニ、取ハヅシテ遣水ニ落シ入タリケレバ、即チ騒テ取上テ打振ヒケレバ、水ハ走テ乾キニケリ、其濕タリケル方ノ袖ノ、露水ニ濕タリトモ不見シテ、不濕方ノ袖ニ見競ケルニ、只同様ニナム打目有ケル、是ヲ見ル人打物ヲゾ奇異ノ事ニ思ケル、昔ハ打タル物モ此様ニゾ有ケル、今ノ世ニハ極メタル難有キ事也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔狹衣物語一上〕その日のかづけものやがてまうけたり、〇中略まらうどのざうどもよりはじめて、くにのすけには、こまひらきのあはせのほそなが一かさね、あはせのはかまひとくだり、それよりしもは、ひとへなる物などたまはらぬ人なし、

〔北山抄十二月〕十九日御佛名事(今日以後三ヶ日、或二日、或一日、)中略

同裏書〇天暦九年十二月廿二日、〇中略賜法親王被、紅染細長一襲、櫻色綾細長一襲、茶垸茶具二裹、
下略

〔源氏物語六末摘花〕二條の院におはしたれば、紫の君、いともうつくしきかたおひにて、くれなゐはかうなつかしきもありけりとみゆるに、むもんのさくらのほそながなよよかにきなして、〇下略

〔源氏物語二十四胡蝶〕宮のすけをはじめて、さるべきうへ人共ろくとりつゞきてわらはべにたぶ、とりにはさくらのほそながに、てふにはやまぶきがさねたまはる、〇中略 中將の君にはふぢのほそながそへて、女のさうぞくかづけ給ふ、

〔源氏物語二十九行幸〕真なる御こゝろざしなりかし、あをにびのほそながひとかさね、おちぐりとかやなにとかや、むかしの人のめでたうしける、あはせのはかま一ぐ、むらさきのしらきりみゆる、あられぢの御こうちきと、よき衣ばこにいれて、つゝみいとうるはしうて奉れ給へり、

〔女官飾抄〕一ほそながの事
櫻のほそながに、つやゝかなるかいねりとりそへてと、玉かつらの巻に見ゆ、童殿上も細長をきる也、皇太子幼童の時著之、

〔貞丈雜記五装束〕一細長の事、童子童女ともに幼き時は著用せらるゝ也、〇中略 男子之時は細長にさし貫を用られ、女子の時は袙袴をば用られず、男女にて著用差別あり、

〔中右記〕嘉承元年十二月十六日癸酉、殿下〇藤原忠實 御春日詣也、〇中略 若君〇忠通、年十歳、 御同車、〇御直衣、葡萄細長、木賊色袴、從對南階下給、〇御車寄中門廊

〔兵範記〕保元三年正月二十九日庚寅、殿下〇藤原忠通 入御御曹司方、若君召御裝束、〇細長、〇五〇 下略

〔玉蘂〕承安二年七月八日乙亥、昨今物忌也、或人語云、攝政息七夜、自建春門院被送見衣、時忠卿奉仰調之云々、而一合ニハ納細長、一合ニハ納綾小衣、〇細小衣 后宮產、寛弘以後未見此例、臣下產、康平承曆又無此儀云々、前大相國〇藤原忠雅 見之興言云、成人之後可令奉著、早可割置、太能治之沙汰也、最神妙云々、其語自達法皇〇後白河 之御聞、仍時忠之處置者太異樣之由有不快之御氣色云々、但時忠定有所見致其沙汰歟、尤皆可尋見先例也、

〔仙源抄〕ほそなが　未通女ノキルカリギヌ也、ミハタツノ物也、水源ニ云、未通女著用也、然共可

又細長異綴

然人、若ハ后宮、女御ヲトナシキモ著用也、細ニタ縫ヲ付ナリ、

〔枕草子 十八〕裝束色々品々 〇中略

襲のほそなが（おほきなる上臈女房のきる物也、表裏すゞし　う色、細はうすく、細はこき色、紅色の事也、）

〔空穗物語 樓の上ノ上〕いぬ宮からなでしこのからあやのうちきひとかさね、きかう色のをり物のほそながふへがさねの裳はかま、内侍のかみゐざりよりて、おろし奉り給て、御ぞひきつくろひなどし給て、ゐざり入給、

〔空穗物語 樓の上ノ下〕いぬみやえろいうすものゝほそながに、ふたあゐのこうちきをき給とて、たけは三尺のきちやうにたらぬほどなり、御ぐしはいとをよりかけたるやうにて、〇下略

〔榮花物語 三〕七月の中には、御家の事いとあはたゝしく、いとまなきうちにも、此御入内の事たゆみ給はず、八月廿一日にとなん定め給ける、〇中略此度ぞ北の方君だちにもたいめん有ける、濃きあやのうちき、をみなへし色のほそ長奉給へり、色よりはじめてめでたければ、かの繪物の錦にえたまひし衣のをりを、思ひ出る人あるべし、

〔餝抄〕女房夏多裝束

一細長事

建暦元四十、姫君有裝束、殿公白重織物細長、同織物小袖二重用、細長之時、不用袙先例也、

〔西宮記 臨時 十〕祿使事

令春日之時、異姓使等被賜祿、在中門外、許稱祿後退出、〇中略祿使賜御衣、（女之細長、桐古、）又召藏人所佐渡布、舞人以下有差、

〔江家次第 七 八月〕相撲召合

或有王卿出居等給祿例、代初若母后入内時等依、勅與所給也、〇註略親王大臣御衣、納言白綾、參議合

褂、式部卿王大臣宰相下襲、大臣細長二具、

〔空穗物語國讓下〕としかへりて八月に、この殿にすまひのかへりあるじ有べければ、おとゞきたのかたにきこえ給、あるじの事すべきに、はやかづけもの、ことせさせ給へ、このたびの事、こゝにてはじめてすることなるを、こゝろことに、まうけのものなど、いたはりてし給へ、れいは中將よりはじめて、つかさの人みなろくはとらするを、ことしはそこにものし給と、きく人も心にくゝおもはんものぞ、しふのぬしたちもまうけ給へ、れいは中將には、女のさうぞくひとくだりづゝ、少將にはしろきうちきひとかさね、はかまをなむものするを、このたびは中將になをほそながをそへて、少將にはあやのうちき、三へがさねのはかまなどをまうけ給へときこえ給へば、〇中略下

〔小右記〕寛仁三年八月十一日乙未、今日還饗、附府行之、將監祿各細長一重、〇中略下

〔増鏡六おりゐる雲〕春すぎ夏たけて、年さりとしきたれば、康元元年にもなりにけり、太きおとゞ〇西園寺實氏の第二の御むすめ〇東二條院公子女御にまいり給ふ、〇中略廿三日〇十二月又御せうそこまいる、御つかひ頭中將通雅、こたみも殿〇實氏かゝせ給ふめり、〇中略女のさうぞくはそながそへてかづけ給ふ、けふはじめて内のうへ〇後深草女御の御かたにわたらせ給ふ、〇中略人々のろく、こうばいの匂ひもえぎのうはぎ、えびぞめのからぎぬ、うちぎ、はそながこしざしなど、まな〴〵にまたがひてけぢめあるべし、

長絹

長絹ハ、チヤウケント云フ、本ト絹ノ名ナリ、初メ此絹ヲ以テ製セシニ由リ此名アリト云フ、童男ノ服ニシテ、多クハ元服以前ニ之ヲ用キル、其製作大略直垂ニ同ジ、白色ナル生絹、或ハ

名稱

紗ヲ用キ、裏々菊綴アリ、緒ハ左長ク、右短キヲ法トス、

〔運歩色葉集 知〕長絹（テウケン）

〔書言字考節用集 六服食〕長絹（チヤウケン）公家衣裳

〔倭訓栞 中編十四知〕ちやうけん　長絹の水干といふべきを略していひならはせり、古記に、長絹直衣、長絹狩衣なども見えたり、絹に長絹、平絹、細絹、生絹の別ありとぞ、

〔貞丈雜記 八裝束〕一長絹の事、〇中略或說に云、いにしへ絹に四品あり、長絹（チヤウケン）、平絹（ヘイケン）、生絹（スヾシ）、細絹（サイケン）是也、此事萬命院僧正宣守の代〈足利時代の人〉書れし海人藻芥（アマノモクヅ）と云書にあり、裝束の長絹は、右の長絹といふ絹にて作り始し故、長絹と名づくといへり、是を長絹の直垂と云也、

〔新野問答〕一長絹

此名目事、當節不足言之儀に候得共、いな事を申たる事に存候、長絹は絹の名と存候、さかるを長絹の水干と申べきを、たゞ長絹と計申候て、水干の別名の樣に人々申候は、おほきなる誤に候、萬命院僧正宣守抄曰、凡絹有三種、所謂長絹、平絹、細絹、生絹是なりと候、此抄三種と候得共、數は四種に候、應永の頃までは、長絹と申一種有之候と見え候、今も平絹は勿論絹の上品なるは細絹、下品なるは生絹とわかれ候、長絹の名取失ひたると存候、今の世にも有之候得ども不辨其名をたゞに平絹と存候儀、但そのかみ有各別之法、而使きぬの長短相分るゝ事候歟、當面不知之候、長絹は不限水干、右に出され候長絹狩衣直衣、長絹狩衣等の名書記每度所見候なり、

〔裝束集成 九〕長絹

或記云、長絹トテ、別ニ有ヤウニ云、今ノ水干ノ下ヲ長絹ト云、童體著玉フ、長絹ニアラズ、圓絹也、昔閒々ロリ調物ニシタル絹ニテ調タル水干也、長絹ハ圓絹ノ記誤ナラン、　或人曰、昔は圓絹の名目有り、白生絹なり、上下共に有り、拔縫水干に同じ、總はついたけなり、長絹の狩衣と云も有り、

〔和漢三才圖會 二十八 衣服〕長絹
按、長絹似直垂、而白色、用紗生絹、有黒色總名、菊綴、元服以前人用之、

〔法體裝束抄〕付衣事
長絹 布。

〔武家名目抄 衣服七上〕按、長絹といふは、御前儀の長絹の直垂のことも、海人藻芥に、凡絹有四種、謂ゝ長絹、平絹、練絹、生絹是也といひ、又雁衣抄に、長絹狩衣云々、醫師陰陽師等著者、非正長絹、ゑせ絹也、長絹と云は如平家物語太平記の衣など あれば、長絹はもと上品の絹の名にて、縫たる直垂を長絹の直垂といふ、裁縫常の直垂に替ることなく、唯菊綴を水干のごとく、組の餘りを亂して花のごとくしたり、長絹昔に絶て後は、紗生絹等にて其様を學びたる直垂を長絹といふ、さる故に長絹はもと絹の名にて、後は服の名となれるなり、

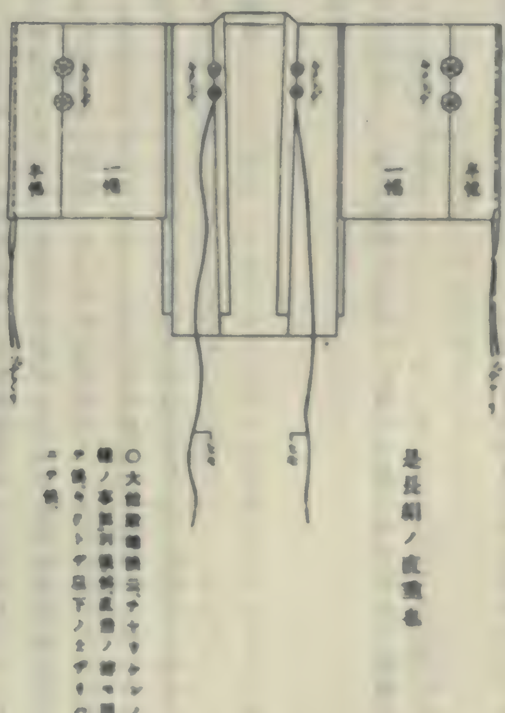
〔青標紙〕衣服制度的例
長絹 略○圖
地精好又、生絹、色不定、
長絹ハ裁縫ニ付タル名ニアラズ、國シナノキヌノ名ナリ、然ドモ中比ヨリ裁縫ノコトヽナリタ。鰭側ヲ水干トシ、方側ヲ長絹トス、

〔裝束集成 九〕長絹
當代裝束抄云、長絹、元服已前用之、菊とぢとて五所に房有り、但上三ッ、下前に二ッなり、地は紗にても生にても色白也、

〔貞丈雜記 五裝束〕一長絹の事、本名長絹の直垂也、仕立様直垂の如し、替る所は袖くゝり有り、紐左は長く右は短シ、地はすゞしにても紗綾などにてもする、定たる事なし、色も不定、多くは白を用る、菊とぢは水干の如

くゝるを付る、但二ブ、付る、後に三所、前に四所付べし、きくとぢひもの色不定也、〇中略

長絹圖

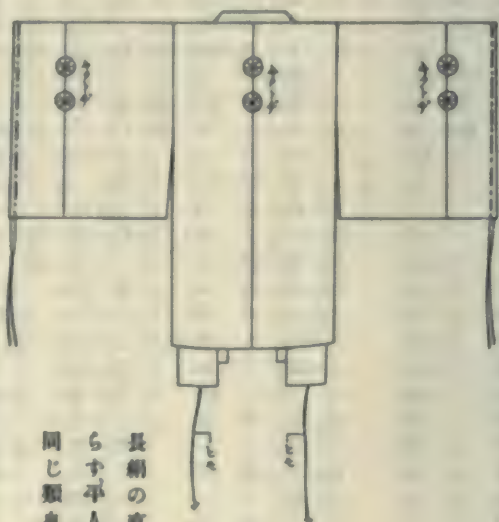


是長絹ノ裏畫也

〇大[illegible]云、チヤウケンノ仕立樣ノ事、[illegible]ノ[illegible]モ同色ニテ候、[illegible]ヨリ下ノ[illegible]ニテ候、

著用例

長絹後



長絹の直垂は官服にあらず平人の服也、水干に同じ類也、

一長絹の袴は前に記すごとく、直垂の袴に同じあい引にふさを二ヅヽ付る、繪圖に不及、○下略

〔西三條裝束抄〕長絹

元服以前是ヲ用ユ、菊トヂトテ黑キ房アリ、地ハ生ニテモ紗ニテモ色ハ白シ、

〔三內口決〕童裝束　面向晴之時著之、元服以前之事也、○中略

長絹　地下之童著用之物也

〔[illegible]〕一見公家ノ童ハ白水干著ル也、武家ノ童ハ長絹ヲ著スル也、タビカミノ有ヲ水干ト云、無ヲ長絹ト云也、イヅレモ菊トヂハ黑シ、

(故實拾要十服飾)略〇中

長絹　白綾、或生絹、〇中略

右侍從具也、大臣大將以上著用之、〇中略

長絹　地色、紋無、黃也、〇中略

長絹　紗也、表白、色々、生絹、紋ノ類用レ之、

右諸家元服以前、童形ノ人、常ニ内々ニ著之也、

(諸大名出仕記)裝束之事、公家は二才、武家は三才にて仕候、〇中略又支度之事、男子は長絹を着させ候、平人のは布の素襖袴にて候、長絹のはつゆひもくみにて候、又きくとぢはすゞしの糸をふしがねに染て用候、又青襖のは革にて仕候也、

(鶴岡事書案)一代々將軍家御代始ノ時、社參出仕事、純色白襲長絹、力者十二人、〇中略

一外方供奉出仕事不闕　純色白襲長絹　與力者五人、又者三人、

(太平記九)主上上皇御沈落事

天台座主梶井二品親王〇尊胤ハ、〇中略是ヨリ引別テ伊勢ノ方ヘゾ赴カセ給ケル、サラデダニ山立多キ鈴鹿山ヲ、餘タル馬ニ白鞍置テ被召タランハ、中々道ノ阿、爲警トテ、御馬ヲ替宮ノ主ジニ賜テ、門主ハ長々ト綴帶タル長絹ノ御衣ニ、檳榔ノ裏無ヲ被召、經超僧都ハ袖置キタル黑衣ニ、水精ノ念珠手ニ持タ、步行タル有樣、如何ナル人モ是ヲ見タ、スハヤ是コソ落人ヨト思ハヌ者ハ不可有、〇下略

(鹿苑院殿御元服記)一應安五年十一月廿二日、御判始、御歳十五

御裝束　御立烏帽子、御直垂、　白長絹、

(康富記)寶德二年八月廿八日己亥、午刻參大炊御門殿、若公有御讀始、前内大臣殿綱御

直垂也、若公同御長絹、大口也

(常徳院殿御乗馬始記)文明五卯月十日、午刻花の御所にて召初らるゝ記、
松の庭にてめすなり、若公様御ちやうけんを召て、南の竹すのこのとをりの御わき戸より御
出有て、西の御ゑんのうへに御立あり、

(和長卿記)明應三年十二月廿七日壬午、今朝武家(○足利義澄)御元服也、依鹿苑院殿御例、武家之儀也云云、傳聞、加冠細川政元(管領右京大夫)、理髪同典州、御首服所之儀、左兵衞督永康朝臣奉仕、(○中略)御長絹、大口也、依武家之儀、御直垂之儀也、御首服之儀、著長絹、

(光源院殿御元服記)御成次第　十八日(○天文十五年十二月、中略、)
一間日著替(○足利義輝)御先江御成也、御服練物御長絹下計也、

(續話筆記一)天正十八年、小田原御陣觸ノアリシ時、氏郷(○蒲生)ハ御先手ニテ深草ニ於テ武者揃セラレシニ、洛中ノ男女僧俗多ク見物ニ出ケルニ、山三郎(○名古屋)モ紫ノ長絹ニテ見物ニ出タリシヲ、氏郷馬上ヨリ見テ、其名苗字ヲ尋テ、速ニ父庄兵衞ニ便リ、建仁寺ヨリ招テ小姓ニ召抱ヘラレタリ、

(百一録)延寶八年十一月廿五日、顯修寺殿息房丸(深草本)フカツヤ云々、初長絹著用、

(音曲物語)一七十年以前(○寛文頃)のむかしは、太神宮御神樂太神樂とて、毎日江戸中徘徊しありく、有樣先規式正しくて、(○中略)其次に十四五歳計の男子を美しく作り、瓔珞をかぶり、長絹を著せ、白袴著、中啓の扇子、右の手に鈴を持、(○下略)

古事類苑

服飾部十一

直垂 大紋 附入

直垂ハヒタタレト云フ、始ハ庶人ノ服ナリシガ、漸次ニ貴人モ之ヲ著用シ、鎌倉幕府ニ至リテハ、專ラ武家ノ平服トナレリ、當時將軍ハ、朝儀ニハ束帶シ、私事ノ晴ノ時ニハ、狩衣、水干ヲ著シ、直垂ヲ平服トス、但シ將軍他出ノ日、守衞ニ隨フ武士ハ、直垂ニテ帶劍ス、此事將軍源實朝鶴岡ノ變アリシヨリ起リテ、常例トナレリ、足利幕府ノ時モ、朝儀ニハ束帶シ、式正、及ビ晴レノ時ニハ、直垂ノ下ニ大口、大帷ヲ著用シ、平常ハ素直垂トテ、大口大帷ヲ著用セズ、又大名ノ從者郎黨、及ビ牛飼舍人ノ如キモ、直垂ヲ著用シタリキ、德川幕府ニ至リテハ、更ニ武家ノ服制ヲ定メ、式正ニ直垂ヲ著用スルモノハ、將軍以下諸大名ノ四位以上ニ限レリ、而シテ紅、紫、萌黃ノ三色ハ、將軍家ノ著スル所ナルヲ以テ、大名以下ハ遂ニ之ヲ避ケテ、紺、淺黃、鼠、木蘭地等ヲ著ス、當時拜領シテ著用スルトキハ、大ニ之ヲ榮譽ト爲セリ、但シ將軍秀忠上洛ノ時、參內ノ供人、牛飼舍人等ニ、直垂ヲ著セシメシハ、謂ユル一日晴ノ儀ニシテ特別ナリトス、

直垂ヲ著ル時ハ必ズ烏帽子ヲ用キル、鎌倉幕府ノ頃ニハ立烏帽子、折烏帽子相雜リシガ、足利幕府ニテハ、多ク風折ヲ著シ、德川幕府ニテハ專ラ風折ヲ用キル、又內衣ハ、鎌倉幕府ノ時詳ナラズ、足利幕府ノ時、白小袖、及ビ染小袖ヲ著シ、德川幕府ニテハ、白小袖及ビ熨斗目繡ノ

小袖ヲ著セリ、太刀ハ、鎌倉幕府ノ時ハ一定ナク、足利幕府ノ時ハ白造リノ鞘巻ヲ帯シ、黒太刀ヲ持タシムル等ノ事アリ、徳川幕府ノ時ハ、小サ刀ヲ帯シ、國主ハ緋鞘ノ太刀ヲ持シメ、蝙蝠扇ヲ執リ、緒太ノ草履ヲ著ケシメタリ、而シテ武装ニ用キル鎧直垂ノ事ハ、兵事部甲冑篇ニ在レバ省略ニ從ヘリ、

大紋ハ家紋ノ大ナルヲ著クルヲ以テ名トス、初ハ有直垂ノ俗稱ナリシガ、徳川幕府ノ時ニ至リテハ専ラ大紋ト稱シ、以テ五位ノ禮服ト爲レタリ、

〔伊呂波字類抄比雑物〕直垂ヒタヽレ

〔下學集衣服下〕直垂ヒタヽレ

〔書言字考節用集六服食〕被練ヒタヽレ　直垂ヒタヽレ　被練俗用之為字、誤

〔服飾管見十一〕直垂の事

直垂とは、のるときうへにおはひきる袿の事なるに、後世甲の下にかへてきしより、下部の常の服となりしにや、その後わきをあけ、ひな綴菊綴などくはへしなりけり、○下略

〔倭訓栞前編二十五比〕ひたゝれ　直垂と書り、中右記、台記などに見えたるは寝服也、もとは女子の服なるべし、兵範記に故建宮、御法事を記して、織物直垂故宮御衣と見え、玉葉に攝政殿の長女入内の事を記されて、先著紅御直衣、其上奉著御衾と見えたり、○中略山槐記、明月記に見えたるは、寝の服と見ゆ、此比より起りたる名にや、○下略

〔直垂考附錄〕元來直垂は武家の衣服なりといへり、武家のみにもかぎらず、すべて直垂は地下人の常服なり、地下の中にも、身の程よき者は、直垂を常服とし、それよりも猶品くだりたる者は、素襖を常服とし、侍などは常に素襖きる者も、裝ひを改め晴なる時には、直垂をきる事あり、

直垂は、常の褻の服なる故、朝廷などへ著て參る事憚あり、されば平貞丈に直垂をゆるされし

事、直垂考に引く所の兵部卿範輔卿記の文に見えたり、是も朝廷へ著て參る事をゆるされし
をいへるなるべし、堂上の人々の常服は直衣也、是も常の私の服なるゆへ、朝廷へ著て參る事
憚あり、勅免を蒙りて後、朝廷へも著せらるゝも、同じ例なり、

又同云、直垂考に、宇治拾遺、明月記等を引て、直垂は元來寢具なる事をいひ、又常の直垂と、寢具
の直垂と、同名異物といふべきやともいひ、又常の直垂は、寢具の直垂より出し物のやうにも
いへり、如何、答云、同名異物なるべし、按するに寢具の直垂は、綿を入るよし見えたり、常に著用
の直垂は、布絹を調きたる物なれば、たとへ綿を入たりとも、寢具には用ひがたし、その上、直垂
考に、禁裏女房内內記を引て、とのゐ物のふさの付所の事を記せり、とのゐ物は寢具の直垂な
り、そのふさの付様、常服の直垂のきくとぢとは異なり、是又同名異物なる事を知べし、寢具の
直垂も、幅度きる物なれば、常衣なるべし、常の直垂をばひたたれといひ、寢具の直垂は、夜のひ
たたれといふべきにや、晝服する衣とねをば、おましといひ、寢具の衣とねをば、夜のおましと
いふ例なるべし、

〔類聚直垂考〕行義吉田問〇中略云、夜具のひたたれを、猶雜也とは、尤なだらかなる御説にて、正説なるべ
し、〇本書ニ寢具ノ直垂ハ、綿ナリトノ説アレド、從ハズ、されどわが臆説あれば、序に聞へ侍ぬべし、直垂のもとは、宿直
に夜寒をまのがん料に、わた入たる衣を著て、柱によりそひなどして、夜をあかせしものなる
べし、宿直役に入て、もて出て、とのゐさうぞくの上に打著て、帶などもせで、ひたぶるに打たれ
著たれば、ひたたれとはいひしなるべし、いふの例、おなじ、御衣をを打とけたる時は、晝も著、夜は衾の下
にも著たる也、さればまさしき夜具ともすべからず、さて物部はもとより宿衞の任なれば、も
はらひたたれを著たる事にて、常の服になりて、武士の常服とはなりし也、直垂の體製は下衣
なり、表衣の裁縫にてはなし、本朝の衣のきぬは、必あげくびにて、袴の上にきるを例とす、下衣

製作

は實首にて、肩の下にきるものなり、されば直垂は、布衣狩衣よりもやゝ下れる衣服と志るべし、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一ひたゝれの染模、公家のめし候一重ひたゝれは、くろくもふたへ物もよく候、○下略

〔布衣記〕一舍人の事、○中略一人はそへ舍人也、折烏帽子、淺黃の一重直垂也、紙よりの小結也、

〔貞丈雜記五裝束〕一ひとへ直垂と云は、裏なき常のひたゝれ也、うら打の直垂ある故、まぎれぬ爲に、單直垂と云也、單直垂をば、ひたゝれとばかり云事也、○中略

一直垂にも、素襖にも、ふたえものと云事有、つまびらかには知れざれども、染やうの事とみゆる也、裏打の直垂の事にてはなき也、條々聞書に、ひたゝれの染模、公家のめし候ひとへ直垂は、黑もふたえものも能候とあり、寛正五年糺河原勸進能棧敷の圖に、申樂衆すあふ狩也、初日は黃色、二日は淺黃、三日はふたえ物とあり、按ずるに、公家方の裝束に、ふたえ織物と云事有、それは織物の上に、ぬひ物をする事也といへり、是に准じて考れば、素襖直垂などの、ふたへ物と云染様も、下地を何色にも染て、其上を別の色にて、紋唐草などを染出したる物なるべし、今どんすがへしなどと云類なるべき歟、

〔奉公覺悟之事〕一武家のひたゝれは、うら打たるべし、○下略

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一はれの時可心得事、時によりて、かりぎぬ大かたびら、うら打、こすはう以下も、二三日前より、えもんをとりて、又をしをかけて置候へば、當日に志な/\として能候、

〔供立之日記〕一社參の當日は、裏打にて候はゞ、房に長刀を持せられ間敷候、然者黑太刀を可被持也、

〔齋藤親基記〕文正元年三月廿三日、御所還御、於御寢殿御祝有之、六本立等大草勤之、

御配膳　藤兵衛督

御手長　伊忠　伊勝　伊備前青ニ裏。打。

御祝奉行　　飯尾大貞有素打

〔貞丈雜記五装束〕一裏。打。の。直。垂。と云物あり、故々聞書に云、うら打は、たゞあさぎに、紋をぬひめ付に白く付たるが能候よし、古より申傳候、又彈正判官の人は、地を黒く紋に蝶を付られ候、裏腰あかし、裏腰とへ、腰とな云也、彈の官の人はきべからず、常のうら打は、縣せいごと、うらすゞしのきぬなるべし、うら打は、ひも、きくとぢも常のごとく、素革にすあふのひもより少廣かるべし、菊とぢ同大なるはわろし、又云、大かたびら、裏打の時、大かたびら用る時也、とうら打の時と、帽子のきやはんをすべし云々、道照齋草に云、うら打の紋の事は、家々の紋付候方も候、大略松竹鶴龜などを付候、異相なる紋などは不付候、色はあさぎにて候、又其外の色をも被用候、つゆひもの付様も同前、袖の下に三四寸つゆをむすびさげ候、かわは大略素革にて候、

貞丈裏打の直垂、武家にばかり用ひしにはあらず、上古は公家にも用ひられし也、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一ひた・れの染樣中略常のうらうちは、こしせいがう、裏すゞしのきぬ成べし、中略又うら打はひも、きくとぢも常のごとくひらきき革、小すはうのひもより少ひろかるべし、菊とぢ同じ、大なるはわろし、大口は、うしろごしを少さげてきたるが能候、さ候へば、大口のはりやう、いかにもなりうつくしく候、さしはづしは、うへ下はほそく、中ほどは、ちとひろく、大口のうら打より出たるが能候、も・だらのきはにて、ねりぐりの糸にてとづべし、大口のさしはづしの廣く出たるはわろし、中略下

〔青標紙〕衣服制度的例

一直垂、略○中 仍兩胸より菊結ぶ胸紐の色、紫を用ゆなれども、全體は定なし、袖の端を通したる袖括露と云ものも同じ、又所々に附る菊とぢも同じ色也、何れも皆八ッ打糸也、仍袖括に端ばかり袖の先に出して結ぶ、是をこはぐゝりと云、狩衣の如く通して、其餘りを端にたれたる、是をさしぐゝりと云、仍袴を下とも腰ともいふ、這相は白の精好を用ゆべきといへ共、當時は經は生、緯は練糸にて、もぢりて織たるまゝらを用ゆ、是を練緯と云、上樣には、白の織物を御用ひなりき、

〔俗調寶比類二十下〕ひたゝれ、略○中 素襖袴とのかはりは、胸紐打緒と革緒との違也、下は腰のなき長絹なるべし、色上下同じ、略○下

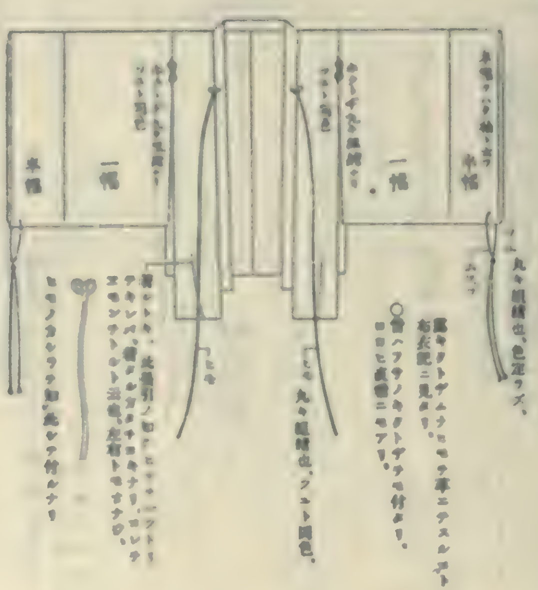
〔貞丈雜記五裝束〕一ひたゝれは、仕立やうすあふの如し、袴は長袴也、すあふの袴に同じ、前腰後腰ともに白綾を用ひ、太き糸にて上ざしあり、後腰に板を入る、板の上の所かどを丸くする、袖の下に露有、露もひも、菊とぢも組緒也、

〔貞丈雜記五裝束〕一直垂袖括、袴の括の事、御供古實云、略○中 又裏打などの時も、すそをばさのみつめたるは不可然候、くゝりを一寸四五分計つめたるが可然候云々、按古代常着用の直垂は、袖口にもくゝりあり、袴にもすそぐゝりありしと見ゆ、前文にて考べし、京極殿諸大夫尾崎大和守說云、常の直垂、袖の端を狹縫にして、其內へ緒を通して、例下へ結下る、此古實を失て、今は袖の下へ計露を付る云々、袴もくゝりをつむる事あれば、袴のすそを狹縫にして、其內を緒を通したる物と見えたり、されば袖口にてつむる時は、きやはんをする也、足くびにてくゝる時は、きやはんを用ざるなるべし、馬上御供の時は、沓を用るゆへ、下括にするなるべし、歩立御供の時は、上括にして、きやはんを用るなるべし、職書記を考て可備、證書也、古代は長袴はあまりに長くしたるは、あしきと見ゆ、かやうの時くゝりなどするに、長過たるは不宜なるべし、御供古實云、すあふの下は、ちゞめたるが本儀にて候云々、

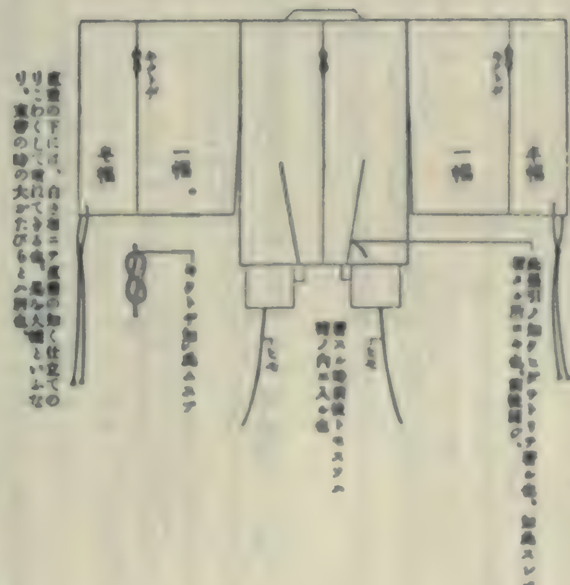
〔貞丈雜記 五 衣服〕

○直垂ノ圖

右直垂ハ、常ノ袖[illegible]ヘ、袖ヲ二幅ニスルナリ

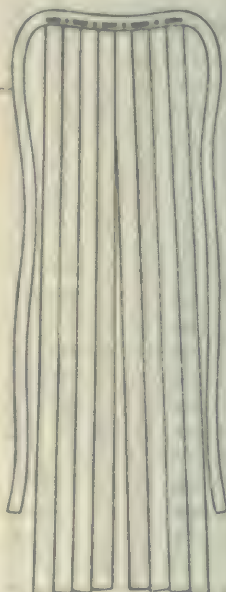


○直垂袴



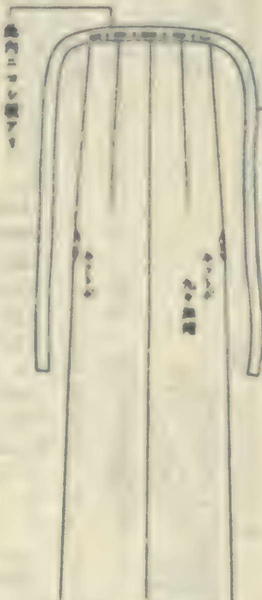
直垂袴前

上ゲレ大針五ツ、小針四ツナリ、ノトキ白糸二筋ナラベテアス、前後同シ、



長袴也

同後





腰板の形　古へ直垂の袴の下に一、必精好の白大口を着く事あり、大口を重ざるをべすびたゝれと云て略儀也、

〔輔臣直垂考〕同〇単直垂胸紐

単直垂には打組の丸を結て付る、色は何をも用ふ、白くも用ふる也、家説によるに長さは三尺六寸を、二つに切て付る也、直垂仕立様の書に見えたり、水干の書には見る事あれど、大道どもみ見るに、組の紐までのみ言ふ事もあらざれば、皆此を略て、此の寄懐なし、緒のみ、今世直垂ノ紐、緒り糸に通たり、又事公愛悟記に、御祝などの時、白き直垂に、紐も菊綴も紙捻なる記録には、これ

み略して云はず、と見えたるは誤なり、其緒付べき様は先づ、これにならへ、



先をはつりて露とす

如此にして、緒穴をひねり返し、糸にて裏より前七寸計り下に緒付べし、但寸合は其人によるべし〇中略菊綴も同く丸組を用ひて、色はさだまらず、随意による其付様二様あり、こゝにてはゆる〳〵と一むすびして付るを、京都にて仕立たるの野袴及装束を見しに、ゆる〳〵と一むすびしたるを、ひねり返して付たるさまなり、〇中略

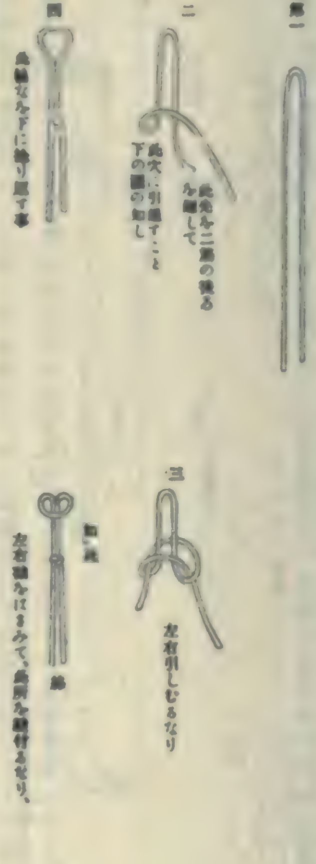




露之式

露は元大針小針をさしたる、其餘を下げたるなるべし、然るを玉葉云、建暦二年三月廿二日宣旨に曰、王臣家の雑仕装束、皆停止之、かけとぢくゝりと云は、大針小針の事なるべし、とのたまひしよりや、露をのみ下るべく成にけん、其露下べき長さは、道明愚草に、袖の下に三四寸露を結びさげ候、とぞ見えたる道明愚草云々、露使用には是を左右取合を結びて肩に懸るなり、昔実は直垂などは、大針小針さしたるなれば、事あるも、是を両のくゝりと云也、いはゆる曾我物語、弁見に、直垂の露を結て肩にかけといへる是なり、〇中略註此露結び付んには、一尺一二寸計の打緒を二重にとりて、露の股に結

で、上にわなをして縫付るなり、よる事、當時の製に、其圖左にあらはす、



（職臣直垂考）裏絹〇略中

大雙紙に曰、裏打は緒も菊綴も常の如く紫革に〇略中 註て、素襖の緒より少し廣かるべし、〇略中 布衣記調度部出立に、絹の直垂に赤革のひも也とも、又齋藤助成の記にも、革緒の直垂と云ひ、奉次消息略〇 註にも無位の武士は布直垂に、緒に革を付たり略〇 註とも云へり、此緒付べき様は革を能程にたち切て、糸にて縫付るべし、縫目は内に成る様に折返して付るなり、〇略中

貞丈云　革の方廣りあるべからず

内の縫目を見すべき為未書を用ふ

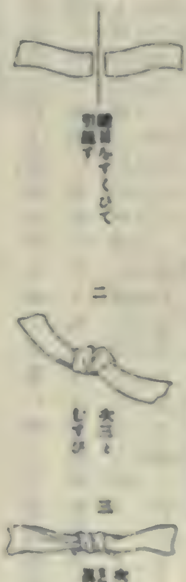
此緒着下べきも、又御供などの時納むべき様も前に出す、菊綴の式に替る事あられば、こゝに略けり、

菊綴之式

大雙紙に云、略上 又裏打は緒も菊綴も、常の如く紫革にて、略中 菊綴の大きなるはわろしと云り、又

先物結び付んには、圓書に、菊綴は素襖をはころばさじが爲にて候へども、今はそく飯にて付候、其又故實記も、縫目を裏よりすくひて付候方も候、又糸にて付候、又そくいにて當代つけ候、當代みゆとも見へたり、裏よりすくひて付るに二樣あり、縫目の竪に成たると、横に成たるとなり、素襖に云如く、縫目をはころばさじが爲なれはなり、

横結之式



竪結之式



行儀圖〇歟云

露

長さ三四寸なるよしは、前に云がごとし、此露付んには、革を細き程〈三分計可然歟〉に裁て、端を折返し、糸にて縫付るなり、其圖如左、

袖



ひきのまたに結ぶこと、直垂の露のごとし

細組して結ぶこと露に同じ　革の色定りあるべからず

〔貞丈雜記 五装束〕一直垂は、本は地下人、無位無官の者の服也、堂上の人の着給ふべき物にあらず、鹿苑院將軍義滿公の比より、堂上衆も着用し給ふ也、堂上に着給ふは、袖ぐゝりの緒あり、是地下の直垂と、わかたん爲なるべし、本は武家のも袖括あれども、今關東の制には、袖括なし、露ばかりあり、

〔装束唯心抄〕直垂露の事

山科家には、五處に付ル、

高倉家には、三處に付ル、

家々古實有之、此抄所書は小精好なり、露のかたち如斯



袖に露くゝりは無之由



但シ大樹公御好之外如斯

〔装束抄 光〕臣下装束之事〈略〉○中

直垂事〈略〉○中

一直垂〈紗、平絹、〉二種、

地質

一下は侍に誰も上に着たれば、上に侍の人のなきよりし下略

〔二判問答〕一直垂事、將軍幷家禮之色、紺、萌黄、可任所望歟、於朧者必可為紺歟、仍近年諸侍直垂打之時用革緒、於公卿之直垂用組紐之儀、可為道理歟、〇下略

〔中村道樹武家裝束抄上〕緒紐は白絲を用、裝束抄に直垂の下は、絲の無き長絹なるべしと有を見れば、直垂は上ばかりの物のやうに聞えたり、今世所用長絹、直垂、大紋は、其形同じ物にて、上下別なる物にはあらず、また古の直垂には、菊よきあり、後世菊綴とて、打紐に替たり、長絹には今もよき有、

〔小林有之武家裝束抄上〕直垂考

一當時武家著用の直垂、ことのほかに、袖小さくなりて、見にくき事甚し、是は其目わざある人の、便利の爲にせしを、よきことゝ心得て、節儉重き人までも、大かたは其如くになりて、大に威儀を失へり、古より定めある服制を、意にまかせて改る事は、あるまじき事なり、武備の爲なりといふ人あれど、いにしへ戰國の時の武士は、常に直垂素袍を著たれど、武事に妨ありし事をきかず、平家の兵高倉の宮へおしよせし時、兵衞尉信連、狩衣の上に腹卷して戰しといへり、直垂の露といふものは、事に臨みては、結て肩にかくべき料なれば、何　て袖の大なるをいとふ事あるべき、素襖の袖を切、今の肩衣といふものにせしは、松永彈正が所爲とかや、是より我國の人のかたち、大に變れり、今は目なれたれば、ことやうにも見えねど、意にかけるさまのいやしきを見て、古の風俗をおもふべし、今直垂の袖の小さくなりたるも、吾國の風俗にかゝることなれば、つゝしむべきにあらずや、〇下略

〔西三條裝束抄〕直衣附直垂

紐。ヲ用ユ、色ハ何ニタモ、今見ルニ大紋黒紅色也、ムク綿地ト云色ノロシ、或人申侍シ、下ハ房ノナ

キ長絹直ベシ、紗ノ直垂ハ、スグレタル家ダニ著シ侍ル、大概水干ノゴトシ、晴明ノ家ニハ、精好ノ直垂ヲ紅染御著ノコレナリ、小刀ヲ著シ給フ、小刀ハ他家ニモ用事侍リ、〈略〉〇下

〔三内口決〕直垂　諸大夫之外ハ、諸家共用絹直垂候、鹿苑院殿御代、昵近之人々給布直垂候、其以来、諸家著用之候、一向非本儀候、雖然大臣家ハ著絹候、當家ハ公時卿爲諫尺平生着候之條、依御入魂、内々ノ時著布直垂候、然間所樣着來之由、然處故入道〈[illegible]〉右大臣拜任之上者、家之儀爲各別、仍布之直垂相止了、拙別十六歳迄ハ、諸家一同著白絹直垂候、色々直垂ヲバ不著之、諸大夫モ同前候、

〔中村道樹武家裝束抄上〕直垂　絲を用、大概黑紅色のよしなれども、武家に用る所、都て精好なり、色亦定なし、但將軍家御若年紅、後に紫、御老年藍色著御させらる、されども御代により、必しも此次第にもあらず、此外に萌黄色あり、また紗の御直垂あり、紗は三家にも用らる、凡紅、紫、萌黄色、此三色の直垂は、將軍家の御服たるにより、諸家皆避之、〈略〉〇中　また萌木紗の直垂は、松平〈[illegible]〉〇[illegible]肥後守著す、是は常憲公より拜領のよしなり、萌黄精好直垂は、松平越前守、松平肥後守、高家六角越前守、右三人著之、右之外の色は、諸家何色にても著べし、大體、海松、媒竹、鐵色、納月、茶、鶸茶類通例なり、藍色、松重、[illegible]等、其外の織色もあり、

〔男官裝束要領抄下〕直垂幷布直垂〈[illegible]〉　堂上は、紋、精好等の直垂なり、武家方侍從以上も、かくのごときのよし也、其色大概黑紅色にて、木蘭地といふ色の由なり、其外色々あり、但紫、萌黄、紅等は、將軍家御代々御著用の色なれば憚之云云、然共晴明の御家には、精好の紅の直垂、御著用のよしなり、

〔兵範記〕仁安元年九月二日壬寅、錫林懺法之後、〈略〉〇中

裝束十貫○中略二。倍。織。物。直。垂。二。○下略

〔古今著聞集 五 興言〕花園左大臣家に、始て參りたりける侍の、名簿のはしがきに、能は歌よみと書たりけり、おとゞ秋のはじめに、○中略此はたをりをばきくや、一首つかうまつれと仰られければ、○中略

あをやぎのみどりの糸をくりおきて夏へて秋ははたをりぞなくとよみたりければ、おとゞ感じ給て、萩。お。り。た。る。御。ひ。た。ゝ。れ。をおし出して給はせけり、

〔古今著聞集 二十 魚蟲禽獸〕足利左馬入道義氏朝臣、美作國より猿をまうけたりけり、其さるえもいはずまひけり、入道將軍の見參に入たりければ、前能登守光村につゝみ打せられてまはせられけるに、誠に其興ありてふしぎ也けり、け。ん。も。ん。さ。の。ひ。た。ゝ。れ。こばかまに、さやまきさゝせて、烏帽子をさせたりけり、○下略

〔裝束抄 乎〕臣下裝束之事

長。絹。直。垂。

一長絹直垂 上白生絹[illegible]

一下八袴 白生絹[illegible]

凡家童體時著之

〔直垂考附錄〕又問云、長。絹。の。直。垂。古書に見えたり、今世には長絹といふ服と、直垂といふ服とは別也、如何、答云、長絹といふは絹の名也、此絹古はありて、後には絶てなし、惠命院僧正宣守の記されし海人藻芥に、凡絹有四種、所謂長絹、平絹、練絹、生絹是也と見たり、又東鑑に、長絹幾疋といふ事、所々に見たり、又古事談に、長絹九疋經通之許へ送遣と見たり、又古今著聞集に、長絹の狩衣長絹の裝束見へたり、又吉部秘訓にも、長絹の褂衣見たり、又太平記に長絹の衣[illegible]見たり、平家

物語にも長絹の製裝見えたり、是みれ長絹といふ絹にて裁縫したる物なる故、長絹の何といふなり、長絹の直垂といふも、長絹といふ絹にて裁縫したる直垂なる故、長絹の直垂といふなり、されば長絹の直垂といふべし、長絹とばかりはいふべからず、たとへば錦の直垂とは云べし、錦とばかりはいふべからざるが如し、古代は何直垂にてもあれ、きくとぢは組緒を結て付ると、ふさを付るとの兩樣、いづれをも用しなるべし、然るに長絹といふ絹絶て後、その代に生絹、又は紗などにて直垂を縫たる後、常の直垂に裁縫もかはらず、其體異なる所なきが故に、常の直垂には組緒のきくとぢと定め、長絹といふ絹の代りに、たゞの白絹にて縫たる直垂には、ふさの菊とぢと定めて、其差別をよび習はしたる成るべし、古は常の直垂に、白きも有し白き直垂、義經記に見えたり、猶白の直垂、盛衰記に見へたり、ゆへ、ふさを付て差別をなさゞれば、わかちがたき故の事なるべし、去ゐて此差別を立たる事は、元服以前の童形に、着用せしむべきが爲の料なるべし、西三條殿裝束抄に、長絹元服以前用之、菊とぢとて黒きふさあり、端は生にても紗にても、色は白しと見へたり、

〔曾我物語四〕はこわうすけつねにあひし事

すけつねは、ねんまゆにて、ゝのち、大まゆの中へたち入て、いとう入どうがまご、この御山に候ときく、いづくのばうに候ぞや、なをばなにと申ぞととひければ、あるそう申やう、御なをば、はこわうどのと申て、べつたうのばうにましく候、中略これにこそとて、とうざいを見めぐらし、ちやうけんのひたゝれに、まつにふぢをぬいて、もえぎのいとにて、きくとぢして、こなたむきにたち給ふこをと、をしへければ、下略

〔太平記十二〕千種殿并文觀僧正奢侈事附解脫上人事

中ニモ千種頭中將忠顯朝臣ハ、中略宴說ナ和興ニ時ハ、數百騎ヲ相隨ヘテ、内野北山邊ニ打出テ

進出犬小腰軒ニ日ヲ暮シ給フ、其衣裳ハ豹虎ノ皮ヲ行騰ニ裁チ、金襴緞子ヲ直垂ニ縫ヘリ、

〔古今著聞集十二偸盗〕隆房大納言、檢非違使別當のとき、白川に強盗入にけり、〔○中略〕強盗の中にいとなまやかにて、こゑけはひよりはじめて、よに尋常成男の、とし廿四五にもやあるらんと覺ゆる有、どう腹巻に左右こてさして、長刀を持たりけり、ひをぐゝりの直垂はかまに、くゝりたかくあげたり、

〔長門本平家物語十五〕平大納言時忠、ひをぐゝりの直垂に絲葛の袴きて、〔○下略〕

〔源平盛衰記五〕行綱中言事

サレモ實深ク憑レタリケル、多田藏人行綱ハ、弓袋ノ料ノ白布ヲ、直垂小袴ニ裁縫タ、家子郎等ニ著ツヽ、目打シバタヽキタヽブク／＼案ジツヽ、此事無益也ト思二心附ニケリ、

〔源平盛衰記四十二〕金仙寺觀音講附六條北政所使逢朝經事

其ヨリ屋島ヘ打程ニ、中山路ノ邊ノ末ニ、貲ノ直垂ニ、立烏帽子、立文持タ、足バヤニ行下種男アリ、〔○中略〕是ハ六條攝政殿〔○基實〕ノ北政所ヨリ、大臣殿〔○宗盛〕ノ御方ヘ、申サセ給御文ナリト申、〔○下略〕

〔太平記三十五〕北野通夜物語事附青砥左衛門事

報光寺〔○中略北條〕最勝園寺貞時〔北條〕二代ノ相州ニ仕ヘタ引付ノ人數ニ列リケル、青砥左衛門〔○中略〕ト云者アリ、數十箇所ノ所領ヲ知行シタ、財寶豐ナリケレ共、衣裳ニハ細布ノ直垂、布ノ大口、飯ノ菜ニハ燒タル鹽、干タル魚一ツヨリ外ハセザリケリ、

〔康富記〕寶德二年五月十五日戊午、參三條殿西殿、昨日丞相御昇進、珍重之由申之、卽有御對面、〔[illegible]〕〔○[illegible]〕

〔孝亮宿禰記〕元和六年五月十三日庚寅、立竹來云、附屬〔○丁〕ノ下部〔○貴役〕役人、今度就女御〔○和子〕入內、總出布直垂令著用度旨申之云々、予云、平生烏帽子上下ニテ總出、然而可何者可、著布直垂、猶可尋習仰之、

〔後淨明珠院殿記〕寛永廿年九月廿九日、親王御方、御元服以後初參內、供奉人々、〇中略

次召次長〈平時、布衣、〇下略〉

〔將軍德川家禮典附錄〔二〕〕寛永三丙寅年九月六日

一二條御城行幸〇中略

尾張大納言〈義直卿、直垂、〇中略〉

副舍人二人〈無紋之直垂、烏帽子、〇下略〉

〔青標紙〕衣服制度的例

一直垂〇中略 扨此服、當時地相は都而精好を用ゆ、色は上樣〈〇將軍〉にては、葡萄染とて、江戸紫の色、大納言樣〈〇將軍世子〉には、緋の色を御着用、淺黄、萌黄は、台德院樣〈〇德川秀忠〉大猷院樣〈〇德川家光〉御用ひの色なれば、憚りて用ひず、會津、黑田、細川家には、萌黄を用ゆる事規模なり、其外の色は、好にまかすべし、なれども黑染は凶事のものなれば心得べし、扨透精好とて、紗地の精好は、御三家にて御用ひ、紀州にては、近衞殿より賜はりし由緒にて用ゆ、〇下略

〔後潤聚比〈前編二十五〉〕ひたゝれ〇中略 堂上方武家の侍從巳上は、絹精好の直垂にて、黑紅色也、但紫萌黄紅等は將軍御代々着用あるをもて憚らる、陽明家には精好の紅を着用あり、

〔御供古實〕一公方樣御直垂は、御としの若く御座候時は、色をこくめされ候、御年よられ候次第に、うすくめされ候なり、

〔宗五大草紙〈下〉〕殿中さまぐの事

一公方樣御ひたゝれの色、かう、むらさき、くちば以下不定候、但正月はしろきをめされ候、高倉殿より調進候、御所樣御年寄られ候へば、いづれの色もうすくなり候、

〔成氏年中行事〈正月〉〕一同廿三日、鶴岡御社參、〇中略 御帶ノ役ハ、御馬ヨリ先也、〇中略 上杉被勤之時ハ

染。直。垂。是ハ院家ノ恒例也、御供ノ役ハ染直垂、〇下略

(着衣記)一中間事、折烏帽子、小結常也、染直垂に大帷を重、符に大口をかさね、直垂の色付、地かちんにもんを書、或地香文かちん、又ハ萌木也、家の文也、

(太平記二十四)天龍寺供養事附大佛供養事

同(康永四年)八月二十九日、將軍(〇足利尊氏)并左兵衞督(〇足利直義)路次ノ行粧ヲ調ヲ天龍寺へ被參詣ケリ、〇中略三番ニハ帶刀ニテ、武田伊豆四郎、〇中略以上十六人、染。直。垂。レ。タ。ル。色。々。ノ。直。垂。ニ、思々ノ太刀帶テ、二行ニ歩シ連タリ、

(長祿二年以來申次記)正月朔日

一正月御服事、朔日は御織物をめさるゝ、御ひたゝれは白きなり、此白。き。御。直。垂。は正。月。晦。日。ともにめさるゝ也、

(貞丈雜記三服飾)一白直垂の事、條々聞書に、御祝によりて、白き直垂に、大かたびら重ね着する由見へたり、正月御祝御對面等の時、公方樣白直垂めされし由、東山殿年中行事にみえたり、又條々聞書に、白直垂の時、又白直垂に金紋を置たる時、紙ひねりにて、ひも菊とぢ等をする由見えたり、又宗五雙子被書に、惣別白き直垂を被着候、是は公方樣にても、御元服など、一段の御祝に被著候云々、(ひねりへ、くわんぜんよりの事也、)

(成氏年中行事正月)一同廿三日、鶴岡御社參、〇中略御供ノ役ハ御馬ヨリ先也、白。直。垂。白小袖ニテ、練ノ大口也、〇下略

(長門本平家物語二十)ある時下女來りて、まことにや主馬八郎左衞門を御尋さぶらふなるか、彼の人は清水寺へ、夜每に詣たまふなりとぞ申ける、北條悅て、いかなる在樣にて詣づるぞととふ、白直垂着給て、ものもはき給はず、はだしにて、詣づる人にて候なりと申ければ、清水寺邊に人を

むきうかゞひみするに、或時、白直垂のしほれたるに、はだしにて、盛久詣けるをめし捕て、兵衛佐殿へ奉る、

〔吾妻鏡十一〕建久二年十一月廿二日丁卯、多好方等欲歸洛之間、自政所賜餞物、○中
ひたゝれ十二具内略○中 しろき二具略○下

〔古今著聞集十六興言利口〕將軍入道殿(賴朝)はじめて上洛の時、清水の橋を渡りたりけるに、いづれの武者の分にてか有けん、しろきひたゝれ着たる男の、たけだちことがら、さる體なるが、奉行して有けるが、略○下

〔古事談三僧行〕大原上人四五人許、參詣高野山之路次、河内國石川郡ニ宿シニケリ、家主隆信名、歲六十許ナルガ、著紺直垂、日爲宿聞僧人、取出止觀一卷讀之、略○下

〔吾妻鏡一〕治承四年十一月八日丙戌、所逃亡之佐竹家人、十許輩出來之由、風聞之間、令廣常義盛生虜、皆被召出庭中、略○中 著紺直垂上下之男、頻落涙、面寄殿之間、令問由緒給、略○中 被宥之、剩列御家人、號岩瀨與一太郎是也云云、

〔吾妻鏡十五〕建久六年三月十日乙未、將軍家爲令遂東大寺供養給、著御于南都東南院、自石清水直令下向給云云、
供奉人行列略○中
後島平權守入道(著直垂、讓衣ニテ、押入烏帽子、)略○下

〔康富記〕寶德二年七月五日丁未、是日室町殿著直衣御、令參内給、略○中
伊勢備中守貞親(著白太刀、白直垂、)伊勢因幡守貞仲(同、)

〔古今著聞集十六興言利口〕治部卿兼定、滋野井の泉にて、納涼せられたるに、增圓法眼其座につらなりけり、盃酌のあるだに、治部卿、さよらひ、うまの丸なにがしとかやいひける老たる者、香のひたゝれ

のしはれたるをきて、忍緒の體にて、物くひて居たりけるが、〇下略

〔曾我物語〕四 はこわうすけつねにあひし事

この信、かまくらのあんないしやにて、大みやうしやうのこさい、よくしりたればをしへけり、〇中略 又めてのかたに、すこしひきのきて、はんしやうぞくのしゆすもちて、かうのひたゝれきたるは、いかなる人にてあるやらん、かれこそ御よんだちの一もん、今いとうのぬし、くどうさゑもんすけつねよ、御よんのち、かはづどのとはいとこなり、

〔成氏年中行事〕一公方様御參向事〇中略 天下御靜謐、建長寺爲始諸五山ヘ公方様ヲ請被申、御師如事ト云、出御之儀式、入院、又ハ年始御成以下之時ニハ、御狩衣、御立烏帽子ニ、香之御直垂、精好之大口、御小袖白綾ヲメサレ、供奉人數役人兩人共ニ十二騎何モ直垂也、

〔吾妻鏡〕十二 建久二年十一月廿二日丁卯、多好方等依御神樂之間、自政所賜祿物、〇中略

ひたゝれ十二具内〇中略 あいずり六具〇下略

〔布衣記〕一 調度懸の事、折烏帽子に紙よりの小結に、赤皮の烏帽子懸、褐布直垂に、赤革のひはなり、袴もくゝりを入て高く上矢をおひ弓を持事は、當府の時に不可替、但ここに手かはをさすべからず、その外は同じもの也、

〔平義器談 平家物語〕一 かちのひたゝれの事

かちとは、かち色なり、かちん色ともいふ、藍を濃く染て、黑くなりたる色を云なり、いにしへ攝津國飾磨の里にて、布をかち色に染て賣りしなり、是をしかまのかちと云なり、夫木抄の歌に、信實朝臣、はりまなるしかまに作るあゐばたけいつあながちのこぞめをか見ん、又同抄に、中務のみこ、しかまなる市女がもてるかち布の色ふかくのみ人をこひつゝ、又かち色を、勝の意にとりなして、軍陣に用ひて祝とする事あり、かつ色ともいふ、

〔平治物語二〕信頼降参事并最後事

爰ニ齢七十計ナル入道ノ、柿ノ直垂ニ、文書ブクロ頸ニ掛タルガ、平アシダハキ、鹿杖ツキ、市ノ如ク立閙タル人ヲ、カキ分カキ分行ケレバ、〈略〉○下

〔源平盛衰記五〕成親已下被召捕事

御連ノ父忠盛ハ、正シク殿上ノ交ヲ嫌レシ人ゾカシ、其嫡子ニテオハセシカバ、十四五マデハ、叙爵ヲダニモ賜ラズ、シカモ継母ニハ値タリ、無遇カリケレバコソ、中御門藤中納言家成卿ノ、播磨守ニテオハセシ時、受領ノ鞭ヲ取、朝夕ニ貲ノ直垂ニ縄緒ノ足駄ハキテ通給ヒシカバ、京童部ハ高平太ト云テ笑シゾカシ、〈略〉○下

〔吾妻鏡十二〕建久二年十一月廿二日丁卯、多好方等歌舞済之間、自政所賜禄物、〈略〉○中

ひたゝれ十二具内〈略〉○中　かき三具〈略〉○下

〔吾妻鏡二〕治承五年〈養和元年〉七月廿日甲午、鶴岳若宮宝殿上棟、〈略〉○中中宛事終、武衛令退出給、爰未見之男一人相交供奉人、頻進行于御後、〈略〉○中下河辺庄司行平廻件男訖、還御之後召出庭中、曳柿直垂之下着腹巻、背付札、安房国故長佐六郎郎等、左中太常澄之由注之、

〔貞丈雑記五装束〕一曳柿の直垂といふ事、東鑑曾我物語等にみえたり、布の直垂に、柿渋を引たる也、

〔御供古実〕一大かたびらにて出仕之時は、中間先へ左右につがい候て、大名は十人可召仕候、御内仁は御供の時六人、あかき直垂にてねり候、〈略〉○下

〔小林有之武家装束抄上〕将軍家御装束

直垂〈略〉○中

一緋直垂は、将軍家に限りたる事にて、諸家に用る事を得ず、〈略〉○下

文樣

（中村連樹武家裝束抄上）近衞家には、室町將軍義晴公より、稙家公へ進せられたるを、持傳たる由にて、往年關東參向之節、紅直垂少刀にて登營有しを、有德公御不審あり、御當代に至り、あらたに右の品を近衞殿江遣はされしといふ、

（將軍德川家禮典附錄一）寬永三丙寅年九月六日

一二條御城行幸中略

御馬　居飼一人烏帽子平禮、直垂上下、生絹、色紫、

居飼副舍人一人烏帽子平禮、直垂上下、生絹、色紫、○下略

（宗五大草紙上）衣裝の事

一ひたゝれの染樣中略又御正判官の官の人は、地をおもひ〳〵に、紋にてうこを付られ候、うらこし赤し、餘の官の人はさるべからず、○下略

（中村連樹武家裝束抄上）鍋島肥前守直澄には、文ありといふ、實に然るや、所見なし、義經記に、牛若奧州下りの事に、白大口に、唐綾物の直垂と記し、また錦直垂には、錦等もあれば、地文のひたゝれ、なき事にては有まじけれ共、今武家侍從以上に、用らるゝは、かならず無文なり、

（太平記四十）中殿御會事

中殿ノ御會ノ事、内々已ニ定リニケリ、中略藏人左少辨仲光ヲ奉行ニテ、三月貞治六年二十九日ヲ被定、勸與ノ人々ニ賦題、花多春友ト云題ヲ、任建保例、當日ニ關白被出タルトカヤ、既ニ其日ニ成シカバ、中略亞相許ニ、將軍義詮已ニ參内アリ、其行粧、見物ノ貴賤耳目ヲ驚カセリ、中略先帶刀十人、左右ニ相番フタ與、列左ハ佐々木佐渡四郎左衞門尉時秀、地白ノ直垂ニ、金銀ノ薄ニテ、四ツ目結ヲ押タル、紅ノ腰ニ、誠ノ金作ノ太刀ヲ帶タ、右ハ小串次郎左衞門尉詮行、地紅ノ直垂ニ、銀薄ニテ二ツ引ヲ押、白太刀ヲ佩タ、次ニ伊勢七郎左衞門貞行、地白ノ直垂ニ、金薄ニテ村濃ヲ押テ、白

太刀ヲ佩ク、左ニ歩ム、右ハ齋藤三郎左衞門尉淸永、地香ノ直垂ニ、二ツ筋違ノ中ニ、銀薄ニテ欄要ヲ押タル黃腰ニ、鍍ノ太刀ヲ佩タリ、次ニ大内修理亮、直垂ニ、金薄ニテ大菱ヲ押ス、打紐ニ金作ノ太刀ヲ帶ク、右ハ海老名七郎左衞門尉詮季、地黑ニ茶染直垂ニ、金箔ニテ大笠鐶ヲ押ク、黃ナル腰ニ、白太刀帶タリ、次ニ本間左衞門太郎義景、地白紫ノ片身易ノ直垂ニ、金銀ノ薄ニテ、十六目結ヲ押、紅ノ腰ニ、白太刀ヲ佩ク、右ニ山城四郎左衞門尉師政、地白ニ金泥ニテ洲濱ヲ書タル直垂ニ、白太刀佩ク相隨フ、次ニ粟飯原彈正左衞門尉詮胤、地黃戻(ママ)ニ、銀泥ニテ水ヲ書、金泥ニテ纓冠木ヲ書タル直垂ニ、緋ハ貴ナル腰ニ、白太刀ヲ帶タリ、由々敷ゾ見ヘタリケル、

〔鹿苑院殿御元服記〕一永享二年七月廿五日、(甲子中刻、天晴風靜、)大將御拜賀、供奉行列略○中

侍所(甲斐、一色左京大夫入道性具、俊所司、赤松伊豆守滿祐、具、)

郎從三十騎召具之、

御隨身者、淺黃糸鎧、帶金刀金太刀、持重籐弓、負大中黑箭、略○中侯ハ紺ノ直垂ニ、銀薄ニテ文ヲ押ス、略○中

次番刀十二番、二行、直垂以金銀薄押紋、

赤松三郎　　赤松民部少輔

伊勢守　　赤松掃部助略○下

〔寶篋院殿將軍宣下記〕延文三戊戌年十二月十八日之午剋、爲勅使、以日野時光征夷大將軍宣旨色、略○中

一同廿二日卯剋、御車(并)諸侍之先ニ、乘騎馬之事、略○中

一其次ニ步行兵三百人、各家紋付たる直垂着御候、略○下

〔殿氏年中行事(正月)〕一正月朔日、早朝ニ公方樣御行水メサレテ以後、御手水ノヤク人、直垂ニテ致

着用例

出仕トキ略○中

一殿中ノ御儀ヲハ、御サンハ計被召、略○中御祝儀上古ハ直垂計ニ始ル、近代ハ夜ニ入、公方様御直垂、御紋ハ桐、二重後貴白御小袖ニキリノ大口ヲメサル、略○中

一同三日朝、御祝同前、略○中公方様方御直垂、二日三日不定、或ハ緋地、或ハ浅黄、何モ御紋桐也、

一同五日ノ夜御行始、管領ヘ御出仕例也、公方様御直垂、御紋桐、略○下

(玉葉)建暦二年三月廿二日、宣旨略○中

けちう中○略のえんせい略○中

一ひたゝれこばかまにうらをつくべからざる事、略○中

一上かうし下かうしせんごにひたゝれすいかんくすばかまのるいをきるべからず、略○下

(建武以来追加)禁制條々貞治六十二○中略

一同壹略○中直垂之絹裏、絹服、幷烏帽子懸不可用事、

貞治六年十二月廿九日

(建武以来追加)禁制略○中

一中間凡下輩、エボシカケ、キヌゴシ、ヒタヽレノキヌクヽリ、同大口、刀ノカヘラザヤ、金銀、但メヌキヲ除事

右條々カタク可被止也、若違犯ノ事アラハ可處罪科之状、依仰下知如件、

應安二年二月廿七日　左馬助源　臣判

(深窓秘抄)直垂上下々々用之、平服也、

(年中恆例記)正月一日略○中

元三は、大口直垂にて出仕也、但御部屋衆、走衆者に素襖也、略○下

(貞房宿禰記)寛文十二年六月十三日丁亥、一公卿モ著布直垂、後柏原院御宇カ、公卿ハ絹直垂、雲客

ハ布直垂ニ被定、シカレドモ近代ハ不及其差別云々、

〔青標紙〕衣服制度的例

一直垂　侍従以上、三位以上、宰相ハ四品ニても、是を公卿といふ、尤御三家、御三卿、加州侯に限る、

全體直垂と云ものは、上古京都にて、地下の無位無官之人着用の品にして、官服にあらず、常の服なりと云、

〔春湊浪話上〕布直垂素襖直垂

京都將軍の比よりや、直垂専ら武家の官服となりて、今は四位の侍従以上は、精好の直垂、五位は布直垂なり、〈略〉○下

〔四季草秋草中〕狩衣　直垂〈略〉○中

直垂官は服にはあらで、無位無官の者の服なるゆゑ、古は官位なき侍も、式正の時には、素襖をぬぎて直垂を着したるなり、將軍家御所の御弓場始には、矢取の中間、直垂を着すべきよし、大的體拜記に見えたり、〈略〉○下

〔中村達樹武家裝束抄上〕御直垂被爲召候御儀式

年始御禮　元日　二日布衣已上、太刀進上、

御代替御祝儀　初日　二日目國主衆太刀進上

將軍宣下同　初日　二日目

若君様、御元服、御官位、

御養君御祝儀　寶永元年十二月廿一日

三月、例年勅使御對顏并御返答、

琉球人御禮并音樂被聞召、

正月六日、増上寺其外寺社御成、

二月朔日、日光御門跡御對顔、其外寺社御禮、

正月閏あれば、閏正月朔日にあり、

年始紅葉山、東叡山、増上寺御靈屋御參詣、

同月御祭禮紅葉山御宮御參詣、

御代替、紅葉山御參詣、

若君樣、紅葉山、山王御宮參、

〔宗五大草紙 上〕衣裳の事

一ひたゝれの染韋略○中こしのとめやう、前にて候、常のごとくむすびて、それを取寄てうしろ腰のゝきをひろげて、口の韋をつゝみて、うつくしく丸くして、うへより下へ二重ばかりそしかひて、とめ候べし、たとへば□如此也、略○下

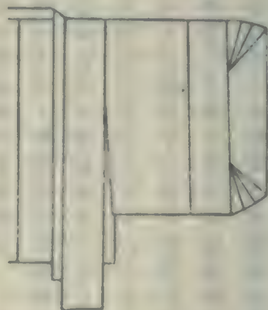
〔御供古實〕一裏打のときもすそをば脊へ入候まじく候、直垂のすそのくゝりをば、さのみとめたるは不可然候、くゝりをば、一寸四五分程とめたるは可然候、略○中

一裏打のこしのとめやうの事、只いつものごとくにおさめ候、公家の御かたには、只結たる計にて御をさま候、武家にはをし丸めてはさみ候、うら打も大かたびらも同事也、

〔小林有之武家裝束抄 上〕直垂

一近衞太閤家熙公、寶永中、久く東都におはせし時、常には直垂を着たまひしに、肩の上に、かみを打かけて、狩衣のやうに、あてごしにて結たまひしと、見たる人の語りし、古は直垂も素襖も、かくこそありけめ、今も狂襖といふものに、狂言する者の、上下を着るには、先肩を着て、かた衣を上に着、あてごしをするなり、古風の遺れるなるべし、略○下

〔貞丈雜記五裝束〕一素襖、直垂などの袖、前の方にゑもんをとる事、ゑもんをとるとは、ひだをとりて、糸にてとぢ付おく事也、本式にはなき事なれども、手をつかふによろしき故、さやうにしたるがよきなり、

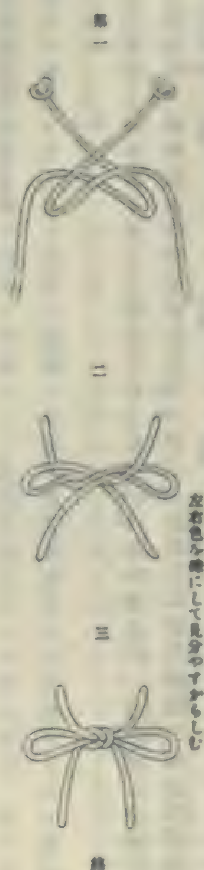


如此袖の前の方を、ひだを取なり、素襖にても直垂にても同じ、左右とも同じ事なる故、左袖計、圖をあらはす也、

此圖は補入也

〔輔臣直垂考〕單直垂略○中胸紐

單直垂ニハ打組ノ丸ヲ結タ付ル、略○中常ニハ左右を二重に取りて[illegible]輪穴に結びたるなり、其式左の如し、



〔貞丈雜記五裝束〕一或人云、今公家衆の、直垂を著給ふを見るに、直垂のすそを、袴の内に著こまずして、袴の外へ出して著て、細き帯を上よりかけて、ゆひ置給ふ、是本式の著やう成べしと云、是は打かけひたゝれとて略儀の著やうなり、すべてうちかけて著るは略儀也、袴の内に著こむるは本

著用次第

式也、○下略

〔源平盛衰記 三十四〕木曾可追討由附木曾怠状事山門牒

壹岐判官知康ヲ以テ、木曾ガ許ヘ被仰下ケルハ、武士洛中ニ充滿テ、資財ヲ追捕ノ間、人民歎歎ヲ不安堵由、其聞ニアリ、速ニ狼藉ヲ可鎮ナリト、知康木曾ガ許ニ行向テ、院宣ノ趣申含ケリ、木曾御返事ヲバ申サズ、テレモノ院宣ノ御使ニ、水干ニ闕直垂、烏帽子ニ手綱ヲタクセタリ、賢モカヽ、ズレタ、中タルコトヘ、○下略

〔康富記〕寶德二年六月十九日辛卯、今夜内大臣殿公保御拜賀也、○中略予可參之由兼日有仰、○中略仍直垂參也、○中略扈從事、相永豐朝臣、着直垂、直垂大口其後有三獻、公卿勸盃右大將殿、中御門大納言、直垂不着大口坊城中納言、直垂大口飾卿、直垂不着大口冷泉中將爲富朝臣、山科中將顯言朝臣二人、直垂不着大口

八月廿八日己亥、午剋參大炊御門殿、直垂大口若公丸自有御讀書始、前内大臣殿略○

寛朝御直垂也、若君同御長絹、大口也、○下略

〔長祿二年以來申次記〕正月御日

一御直垂めさるゝ時、役者之事、御後腰は畠中納言殿、御前腰は山名宮内少輔豐之、御腰物、御扇子、鼻紙は、畠山宮内大輔教國等三人也、是又畠山管領之御事也、

〔貞丈雜記 五 衣服〕一古のひたゝれの着やうは、先大口を着て、さて大かたびらを、直垂に重て着て、衣に直垂の下を着るなり、後々聞書に見えたり、今は大かたびら大口を用る事なし、

〔大的體拜記〕一中間の出立は、折烏帽子の緒をときて着て、まはしかけをする、直垂は、或はうすかき、或は香摺、家々の紋をする、但紋の事は、何にても人の好によるなり、大帷子大口を重而、下には白小袖を着し、鞘卷の刀をさし、扇をさすべし、足には皆々半物草はく、矢取は直垂の下にくゝりを入て、矢を取時はたかくあぐる、すあしたるべし、

〔御供古實〕一白小袖は、たゞの時はめし候まじく候、其上公家の御衆も、三位より後、直垂の時もめし候、〇中略武家にも式裝の時は、大かたびらの下は、白小袖めし候也、裏打の時、織物召候まじく候、〇中略

一直垂の下に召候はん小袖は、練貫其外染小袖不苦候、をり物は努々有まじき事にて候、

〔裝束抄光〕武官裝束之事〇中略

直垂 倚廬以上 家賓合ノ、直垂内裏白。小。袖。〇中略

一内衣 白小袖 老中毎年四月朔日ヨリ、羽弁襲紋守 大老之時ノ綿入、綿計白、〇下略

〔貞丈雜記五裝束〕一武家内衣の事〇中略伊勢守貞親朝臣の像、直垂の内衣、かけもへぎの小袖に、花色小袖を重ね着せられし體見へたり、されば武家式正と云大紋直垂の時は、白小袖、常は何色にても着用、帷子の時は、白帷子、常は何色にても着用也、帶も表衣と同じ色の帶をする也、

〔四季草秋草裝束中〕直垂

直垂の事、今世は直垂ばかり着るなり、古は大かたびらなり、〇中略白布にて、直垂のごとくぬひ、襟をこはく付て、直垂の下に重ねて着たりしなり、これ衣文のためなり、袴もたゞは着ず、下に白精好の大口を着て、其上に袴を着るなり、此事宗五記に見えたり、大かたびら大口を着ずして、直に直垂ばかり着るをば、素直垂とて、略儀とするなり、〇下略

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一大かたびらの事、一重ひたゝれに、下にかたびらの白きを、こしより上にのりをこはくして、きかさねて、えもんを取也、衣紋の取やう口傳有、失念候、無由候、御談によりて、白きひたゝれをかさね、又時によりて、はくにて我家の紋の付たるをもかさね候、着やう先大口をきて、さてかたびらをひたゝれにかさねてきべし、かたびらは、こしより下にはのり付べからず、大口の上へさがる

べし、其上にひたゝれの下をきるなり、ひも、きくとぢともに、白きかうひねりなるべし、

〔尊公儀傳之事〕一大かたびらとは、武家御禮儀に、御やくの仁體被著候、白き一重ひたゝれに、又下にのりを一段こはくこしらへ、ぬのたるべし、是をかさねてちやく候也、是等とぢもひもいづれからよりたるべし、

〔三内口決〕一烏帽子事略○中
風折、地下諸大夫、醫陰之輩、殿上之中ニモ、著用之家々有之、略○下

〔宗五大草紙上〕衣裝の事
一大かたびらの事略○中まばしはこゆひなしてうづがけをすべし、てうづがけとは、一寸まだらに、白く黑く打ませたるくみの、さげ緒より紐きをかけにする也、惣じてまばしには、こゆひなき物也、先てうづがけを打かけたるを、今こゆひと云也、ひがこと也、

〔衣文番量記〕直垂
先烏帽子

〔裝束抄先〕武官裝束之事略○中
直垂略○註
一烏帽子略○下

〔男官裝束要領抄〕直垂之具
烏帽子　大紋風折のよし　腰緒　前におなじ

〔中村道樹武家裝束抄〕直垂之具　烏帽子
武家に於ては、將軍家立烏帽子着御有り、其外三家以下皆風折を用給、用之事、地下は片用を用、右折左折は、家々の相傳に依るなるべし、多分は左へ折たるを用らるゝなり、三家三卿は、左より右

へ折たるを用給といふ、宗對馬守、松平讃岐守亦用之、此外にも有べし、

〔吾妻鏡四十九〕正元二年〈○文應元年〉十二月廿六日己未、將軍家〈○宗尊親王〉御方違于相模太郎殿御亭、〈○中略〉

供奉人

刑部少輔教時　遠江右馬助清時〈○中略〉

已上、立烏帽子直垂、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一大かたびらの事、〈○中略〉刀はさや、まき、さげを引目さげを、火打袋さぐべからず、〈○中略〉太刀は白太刀とて、柄鞘共に白し、つか鐵のうちさめ、いのあしなかをはくべし、又もたせ候太刀は、くろ太刀とて、さやぬりおとし、つかさめをかけて黑くぬる、かなぐしやくどう、うけ彫、けばり、なゝこたるべし、めぬき、我家の紋を燒付にすべし、帶取高麗革、足間もつかもまかず、是を黑太刀と云、うでぬき入べからず、惣じて、きとしたる時、太刀打刀に、うでぬき入まじく候、もたせ候樣常のごとし、

〔御供古實〕一直垂打之時可被持太刀は、黑太刀たるべし、同持候中間は、主人の左の身とをりにゐるべし、其外召仕候中間は、何も持まじく候、自然馬の後に、列の太刀をも可被持候歟、是馬上の時の事也、

一大かたびらにて出仕之時は、〈○中略〉此時も太刀は黑作にて候、一振可被持候、六人の中間の内壹人持べし、

一大かたびらの時、さし候はんずる刀は、精好にて候、中間も同前に候、然共さやまきなくば、中間は例式の刀不苦候歟、同はさやまき可然候、主人はさやまきならでは叶候間敷候、〈○中略〉

一同時、〈○直垂打略〉打刀を、小者に持候事不苦候、つば刀の事、色繪たるも不苦候、太刀は黑太刀たるべし、黑作と申は、つばもぬりつば、金具はしやくどうにて候又ぬりかなぐにても、柄もぬりざや、

着用例
參內着用

柄は常のごとく鮫にて候、おびとりはしやうぶ皮をたゝみ候て仕候、糸にても、皮にても常候ま
じく候、是を黒太刀と云なり、

〔三內口決〕一腰物

攝諸家之諸大夫、直垂之上ニ帶腰刀、是近代之作法、一向不知之儀、其故は彈少輔清綱、先祖代々爲
院御所之御裝束師、或時候御衣文、以來間之、御無可切刀、仍自院給御腰物、乍着布衣帶之、然間直垂
之時モ帶之、是一家之規模限此流也、然處諸大夫ヘモ可帶腰刀之儀、諸家之諸大夫相似之條、如何、西
園寺太以見苦儀也、近代將軍家以武勇被免之條、直垂ニ被帶腰刀、御參內之時、御直垂迄
被帶之、是ハ一個法外不可爲何例者也、

〔男官裝束要領抄〕小刀

堂上には、直垂に小刀の事なし、但陽明の御家には、代々御例として、小刀を用ひ給ふ事、尤子細あ
るよしなり、武家には供奉之時、小刀に鞘卷御帶せられ、殿中出仕には、小刀のみ用ひらるゝ由也、
略○中むかし尊氏將軍已來、代々御在京の間、近衞殿へ紅ノ直垂小刀被進候ひしより、御例として用
ひ給ふよしなり、あながち子細なき事にて候、

〔禁秘御抄〕中殿上人略○中

近日侍臣或女會爲見物、着直垂參入、末代之習中、猶不思議、尤可爲恥事歟、

〔年中恒例記〕正月十日御參內次第事、先御立烏帽子、御直垂を被召て、三獻盃を參りて、則長橋殿迄
御參、則長橋殿、御冠、御指貫、御袍を御着用候て、有春御身固有之、次傳奏御裏樣へ御案內略○中御緣
御中候て、其後長橋殿御退出候て、如元御直垂御立烏帽子を召れて、後長橋殿被參、又三獻參、十
月五日、北野御經へ渡御、先松梅院へ御成ありて、御裝束を被改、經堂へ渡御略○中又還御に、松梅院
にて御直垂を被召て一獻參、十二月晦日略○中御直垂、白御大口、藤中納言殿調進之、

年始著用

〔康富記〕嘉吉四年二月五日乙酉、是日被行仗議、今年甲子、當革命否、并改元定等也、
康富直垂ニテ見物有憚、但近代三公公卿已下流例也云々、
寶徳二年六月十五日丁亥、入夜藏人佐經茂送使者、中云、候禁裏候、今間可參者、予直垂卽參之、於殿上上﨟云、〇下略

〔成氏年中行事正月〕一正月朔日〇中略
一殿中ノ朔ノ御盃ヲバ、御ナンバ計被召、〇中略御一家以下ノ奉公老若、直垂ニテ出仕、朔日ノ椀飯ハ、管領ヨリ參、遠侍ニハ高盛物二アリ、一ニハ波貫、一ニハ錯色、置鳥、置鯉アリ、椀飯奉行直垂ニテ出仕、〇下略

〔長祿二年以來申次記〕正月朔日〇註略
一公方樣御佳儀之事、先御便所へ御出成て、藤中納言殿御びんに被參て、御直垂をめさるゝ、其時御供衆於御便所、一列に掛御目也、〇中略
一出仕衆之事、各大くち直垂裏うちなり、〇下略

〔營中秘覽十六〕年中行事
正月元日　卯中刻百官登城
一少將　白小袖緋平絹有之直垂
一侍從　同　同〇下略

〔中村道樹武家裝束抄上〕年頭御使之高家を、傳奏之宅江招候節、公家衆直垂を著す、

〔花營三代記〕應永卅一年正月二日、御方管領へ成、御乘車、義資卿〇裏松中納言持御劍、被御車參、直垂也、

〔宣胤卿記〕文明十二年正月十日辛卯、今日室町殿年始參賀、每年式日也、早朝乘輿、直垂先參、小川〇下略

政所出仕著用

〔政氏年中行事正月〕一同四日朝、政所出仕、直垂被着、公方樣モ御直垂ニテ御對面、御酒式三獻、

評定始著用

〔政氏年中行事正月〕一同十一日、御評定始、公方樣香之御直垂、精好ノ御大口ニテ、御直垂付ニ、白キ紐ヲノヲアル、國經平人白紐ヲ不着、

射禮著用

〔射禮私記〕一御的射手の裝束の事、定れる法有べからず、右大將家頼朝の御時、文治五年正月二日、御弓始の射手五番の五度弓也、其時の射手出仕の裝束をあらためずして、參勤之間、其例として、今にいたりて水干立烏帽子を用也、然共直垂立烏帽子にて參仕の先例も有、又折ゑぼしひたゝれにて仕たる事もあり、此時は脊をはかずたゞすあしたるべし、中略

一ひたゝれのひもの事、是も左のひもは刀の下へまはしておしかふべし、右のひもは、直垂と内衣との、あはひへおし入、さて直垂のわきよりとりて、はかまのこしにおさむべし、

〔大的體拜記〕一直垂の紐納る次第、左は水干のごとく刀の下に納る也、右は素襖の紐納る樣に、直垂の中へ入て、右の脇のあきたる所へ引出して、其まゝ右の腰にはさむべし、

〔長祿二年以來申次記〕同正月十七日、中略

一御的始、未刻、事、日記には弓場始と書之、

射手の衆六人、直垂、弓着也、中略 應仁亂後は、うちうちにても勤之、御的之事行兩人、是等もうちうち打にて候公也、

狩場著用

〔眞字本曾我物語入〕建久四年癸丑五月下旬比、中略 既始御狩庭、中略 鎌倉殿御子息少將御料、頼家 直垂武州畠山嫡子六郎重保、生年武十四歲、參御合手、自餘國侍共中擇撰、參御合手面目無極、中略 面殺中略 大鹿四、妻鹿五、九郎下少將御料自左方、中略 六郎重保自右方、中略 本射遣鹿、大鹿二、妻鹿一、少將御料射之殘三頭重保留之、三遍出稲毛榛谷金子村山人々中留、其後合手人々進、大第召、各々着花珍裝儀參、

一番、相模國住人愛甲三郎、本間次郎出、愛甲三郎其日裝束、下獅子牡丹織物小袖、上島摺松原飛鶴直垂、大斑行縢、生絹裏打竹笠、○中略本間其日裝束、下生裏小袖、上秋野直垂、熊皮破合行縢、氣張裏打竹笠、○中略

二番、同國住人澀谷馬允重助、中村小太郎出、澀谷其日裝束、下淺黃小袖、上蛙紺直垂、秋二重毛行縢、赤地錦裏打竹笠、○中略

三番、駿河國住人興津小次郎、荳品三郎出、興津其日裝束、下練緯生絹裏小袖、上練絹萱葱草摺直垂、熊皮破合行縢、高麗唐綃裏打竹笠、○中略荳品其日裝束、下白小袖、上褐地以白糸菊綴直垂、大斑行縢、紅葉落葉處々以絹裏打竹笠、○中略

四番、同國住人神原彌五郎、高橋大九郎出、神原其日裝束、下柳櫻織物小袖、上木工蘭地直垂、秋二重毛行縢、氣張裏打竹笠、○中略高橋其日裝束、下唐綾小袖、上練色魚綾直垂、夏毛行縢、萌黃裏打竹笠、○中略

五番、伊豆國住人鹿野小次郎、滿見五郎出、鹿野其日裝束、下淺黃小袖、上杏葉付直垂、大斑行縢、生絹裏打竹笠、○中略滿見其日裝束、下亞織物小袖、上通文直垂、夏毛行縢、赤地錦裏打竹笠、○中略

六番、同國住人南條小太郎、深堀彌次郎出、南條其日裝束、下鈍色小袖、上藤付直垂、秋二重毛行縢、紺地錦裏打竹笠、○中略深堀其日裝束、下白綾小袖、上鶴付直垂、熊皮破合行縢、青地錦裏打竹笠、○中略

七番、相模國住人早良十郎、土谷三郎出、早良其日裝束、下黑村紺小袖、鷺丸付直垂、熊皮破合行縢、小草綿錦裏打竹笠、○中略土谷其日裝束、下白唐綾小袖、上鶴丸付直垂、夏毛行縢、以薄匂絹裏打竹笠、○中略

八番、武藏國住人稻毛三郎、江戸小太郎出、稻毛其日裝束、下獅子牡丹織物小袖、蝶丸直垂、夏毛行縢、生絹裏打竹笠、○中略江戸其日裝束、下練貫小袖、上鷺丸直垂、秋二重毛行縢、萌黃裏打竹笠、○中略

九番、岡國住人河越小太郎、綿谷四郎出、河越其日裝束、下物氣小袖、上秋野摺畫直垂、大斑行縢、深紫裏打竹笠、略○中綿谷其日裝束、下唐綾小袖、上錦付直垂、夏毛行縢、紅張裏打竹笠、略○中

十番、岡國住人笠井三郎、豊島小太郎出、笠井其日裝束、下紫目結小袖、上滿地、以白糸縫繡鶴直垂、熊皮破合行縢、赤地錦裏打竹笠、略○中豊島其日裝束、下淺黄小袖、上表摺直垂、熊皮破合行縢、紺地錦裏打竹笠、略○中

十一番、安房國住人安西小次郎、洲崎五郎出、安西其日裝束、下目結小袖、上鳴摺直垂、秋二重毛行縢、青地錦裏打竹笠、略○中洲崎其日裝束、下白唐綾小袖、上精村綿直垂、夏毛行縢、紺貴裏打竹笠、略○中

十二番、上總國住人海國小次郎、吸田小太郎出、海國其日裝束、下練絲小袖、上三重目結直垂、大斑行縢、深紫裏打竹笠、略○下

〔鹿苑院殿御元服記〕應安元年四月朔日

御元服儀式次第、略○中

加冠以下、役人事行人等、皆著白直垂、

〔光源院殿御元服記〕後奈良院天文十五丙午年十二月十九壬寅日、於坂下樹下宅、公方左馬頭義藤朝臣、後號義輝、十一歲、御元服之次第、

役者之定

一御元服惣奉行、攝津守元造朝臣、著直垂、以下同之、

一御元服奉行、杜田丹後守晴秀、飯尾大和守堯連、

一御加冠役、佐々木彈正少弼定頼朝臣、從四位下、

一理髪、細川中務大輔晴經、同著之、

一打亂、佐々木民部少輔義綱、同著之、

産所鳴弦者着用

一消坏、佐々木中務大輔高保、同ノ右中略○

御元服次第○中略

一鳴弦、高保、時綱、定頼、元造、以上五人、白小袖袷白直垂、大帷、大口著之、折烏帽子、紙ヲカタリ縫刀海老作鞘

零也、○下略

〔今川大雙紙上〕一御産の蟇目射るには、白き大口ひたゝれにて射べし、○下略

〔中村道樹武家装束抄上〕若君様山王御宮参、供奉之装束、

御産　御太刀　高家

蟇目　福岡諸、或老中役之、今日供奉、

装束は、蟇目侍従直垂、

社参着用

〔成氏年中行事正月〕一同廿三日、鶴岡御社参、○中略公方様ハ香之御直垂ニ精好ノ大口、御直垂付之

御小袖白綾、烏帽子ヲ被召、○下略

〔源平盛衰記五〕成親已下被召捕事

大納言成親ハ、我身ノ上トハ露知給ハズ、例ノ山ノ大衆ノ事ヲ、院ニ被申ヌルニコソ、○中略何様

ニモ参テコソ申サメトテ、急ギ被出ケリ、安元二年七月ニ、建春門女院隠サセ給テ、其御一周モ果

ザレバ、鈍色ノ直衣、コトニ内浄タハヤカニシテ、諸大夫一人、侍二三人、花ヤカニ装束セサセテ、入

道ノ宿所、西八條ヘオハシタリ、

内裏着用

〔花營三代記〕應永卅二年二月廿七日戊辰、御方御所様、申刻御圓寂十九歳、道號雲山、法名道泰、號長

得院殿、正四位下征夷大將軍參議中將義量也、畠山信濃守持清、大館刑部少輔持房、備中守伊勢守貞慶國政

畠山伊與九郎持安、文郎左衛門尉貞房、右衛門尉貞平、○中略此六人、廿九日、等持寺御出之時、直垂ニ

テ御供ニ参、歩行也、　廿九日庚午、於等持寺、戌剋御タミアリ、役人事、素ニ白直垂大帷、ニノイカタ、口ソワフンザナハタ、刀ノ鞘ノ

直垂著用

入、畠山伊賀九郎持安、大舘刑部少輔持房、備中守貞藏、略○中以上十二人皆著白直垂、略○中官領遣場

舎弟修理大夫入道道能、細川右京大夫入道道歎、兵部佐義淳、此外少々被参也、

(装束抄)直垂下装束之事略○中

直垂事略○中

右京師ニ直垂用無之、當日直垂東下向之時着用之事有、略○下

(源平盛衰記三十四)公朝與直垂東下向附知康鼓事

壹岐判官ハ、略○中手鼓ニ砂金十二両取添タ事ヲ給タレバ、略○中知康被フタ賜タ、先鼓ヲ取タ、始ニハ膝ナガラ打タルガ、後ニハ觀キ、直垂ヲ肩脱タ、様々打タ、略○下

(吾妻鏡二十五)承久三年六月八日辛酉、及黄昏、幸子山上、略○中主上又密々行幸、職事實賢朝臣、具實朝臣、○已下略

(康富記)應永廿九年十二月十八日辛未、朝且多雪、叙位也、去月式日延引、略○中予参一條殿、上、侍所、遣十年等、宮司少輔資益朝臣、被取請之、

嘉吉二年十月十三日庚子、是日殿下御作文、予合清書之、略○中三枚續ヲ書之、略○中但文和元年家記具不得所見之間、内々談合清史、直垂赤有何事哉之由被觸、中文木朝中務亦直垂也、略○中四年二月二日壬午、四辻外記康顯、令着直垂清書勅文、略○中神祇権大納言奉、有出座敷、直有被見、

(土岐家聞書)一鍛冶の中に可然物と云位あり、略○中又は實籍の比、青蓮院の内府の事にて、わかき公家の、酒をこぼされて、直垂の袖にてのごはれたるを、後に内府いましめ仰られしは、當月の衣裳は、公界の物なり、只今も武家へ参せられんに、直垂の酒にまほれはてたるを、着せられんは無禮也、古人は當月出仕の衣裳をば、さやうにはせぬとこそき、つれと、仰られしと

武家着用

なり、○下略

(康富記)寶德三年十月十日乙亥、參坊城殿、去月初比令任彈正尹給、其後未參賀、令面謁給候間入見參、雜事中承、烏帽子直垂異于常、

(孝亮宿禰記)元和三年四月十二日丙午、今日出宇都宮、著日光山、十四日戊申、參南光坊大僧正、假殿遷宮上棟、中御門事相(宣衡)取宣命、(神祇官余使)被渡大僧正、○略註衣神祇宣命使參向ノ宣旨、大神祇官參向、○中略兩傳奏烏帽子直垂、奉行裝束也、

(資勝卿記)元和九年八月十一日、夜中ヨリ伏見ヘ參、大樹ニ而夜明、諸家ニ而直垂ヲ著申候而直ニ登城候也、

(吾妻鏡三十二)嘉禎四年正月廿日丁卯、午剋將軍家○賴經御所略依可有御上洛、爲御出門、入御于秋田城介義景甘繩家、被召御輿、御立烏帽子御直垂也、供奉人行列、同車、換其體云云、

(吾妻鏡三十四)仁治二年二月廿二日庚辰、將軍家爲御方違、入御遠江守名越亭、被用御輿、前右馬權頭、北條大夫將監以下供奉、各直垂、立烏帽子、

(徒然草下)平宣時朝臣、老の後むかしがたりに、最明寺入道、○北條時賴あるよひの間に、よばるゝ事のありしに、やがてと申ながら、ひたゝれのなくて、とかくせしほどに、又使きたりて、直垂などのさぶらはぬにや、夜なればことやうなりとも、とくとありしかば、なえたる直垂うち〳〵のまゝにてまかりたりしに、○下略

(太平記四十)中殿御會事

征夷大將軍正二位大納言源朝臣義詮卿、薄色ノ立紋ノ織物ノ指貫ニ、紅ノ打衣ヲ出シ、常ノ直垂也、

(花營三代記)應永卅一年正月一日戊寅、御所樣御參內、幷御院參、御方同、○中略畠山中務少輔持清、直

重ニテ被憂不參官、

(駿京抄 又)將軍家川○中略 御發京事略○中

御進物

一御烏帽子、　一御直垂、

東照宮様淺黄台德院様同大猷院様萌木嚴有院様同、略○中 關東御好故禁色也、

寛永七琉球人來聘御對顏、大廣間出御、御直垂着御、

一御袴　一御小サ刀

一御扇略○中

御直垂二領、毎年山科家より内藏頭御調進、

(將軍德川家繼實紀附錄 下)正德四年甲午十二月四日琉球人音樂被仰付候次第略○中

一大廣間出御○御直垂下略

(將軍德川家齊實紀附錄 九上)文化十三丙子年四月朔日

一辰中刻、老中水野出羽守、若年寄登城、御熨斗目長上下、

一出御以前、裝束ニ改む、○中略

一巳上刻、御白書院、公方様御直垂○中略 大納言様御直垂○中略 出御、御直垂 御上段御著座、勅使、中宮使、東宮使御對顏、年頭之賀御祝儀、禁裏、中宮、東宮より被進物御頂戴相濟而、攝家御門跡方、年頭之使者、其外御禮於緣側入御、

四月四日

一巳上刻、御白書院、公方様右大將様出御、略○中 御直垂 勅使中宮使東宮使出座、略○中 年頭之御祝儀被進候御返答被仰出、前面禁裏江御轉任御兼任之御禮、且又右御祝儀被進候御返答被仰含、

直垂著用

四月九日

一御轉任御兼任相濟候ニ付、紅葉山御宮江御參詣ニ付、○中略

一辰中刻過、御參詣出御、御束帶、御先立老中、直垂、○下略

四月廿日

一御轉任御兼任相濟候ニ付、東叡山大猷院樣、嚴有院樣、浚明院樣御靈前、常憲院樣、有德院樣、孝恭院樣御靈前、大猷院樣御祥月御兼御參詣、卯下刻、老中水野出羽守若年寄登城、各熨斗目、麻上下、出御以前、月番之外東叡山江相越、裝束改ム、直垂、出羽守ハ狩衣、若年寄ハ麻上下之儘、○中略

一東叡山御裝束所ニ而、御直垂ニ御著替、○下略

〔成氏年中行事 正月〕一同八日、若宮社務御加持ニ被參、○中略 次自社家出仕被參、○中略 卅日ハ自管領參、仍管領出仕、○中略 御妻戸ヨリ七間ヘ參ク、出仕ヲ侍中ナル、管領モ供兩人直垂也、○下略

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年三月廿一日戊子、戌尅御息所入御、○中略 儲相州〈○北條政村〉亭、武州〈○北條長時〉被儲之、次自西門〈平門〉出御、○中略 町大路南行、入御所東門、○中略 扈從

相州〈雜色二人、著直垂、五人、已下略〉　武州[illegible]

武藏前司朝直〈雜色二人、直垂一人、著直垂、二人、○中略〉

相模太郎殿〈北條時宗、雜色二人、直垂一人、著直垂、五人、○下略〉

〔吾妻鏡 五十〕文應二年〈○弘長元年〉二月七日己亥、未尅御息所令歸給、同宮御下向後初度、○中略

供奉人

淨衣○中略

尾張前司時章〈侍所、布衣立烏帽子、中間白直垂、〉

同左近大夫將監〈侍白直垂、中間上、○中略〉

同〇中略 七郎宗顯 俳優一人立烏帽子、中間直垂、下略
建江七郎時基 上略
木工權頭 朝臣色々〇一騎直垂、下略

〔太平記 十三〕藤房卿遁世事
三月七(建武二年)十一日ハ、八幡ノ行幸ニテ、諸衞ノ官人悉ク行粧ヲ事トシ給ケリ、藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレバ、殊ニ御供ノ官人、悉目ヲ驚ス程ニ出立レタリ、中略 其次ニ直垂着ノ雜人等百餘人、皆絹ノ袴高クカヽエ、鉾ヲ携テ被供奉タリ、

〔園太暦〕延文二年九月廿六日、今年夢窻國師七年忌也、武家可參向天龍寺云々、其間事、圓忠法師以狀談之、今日又有談事、

平人著用

來廿九日、南禪寺之間、着布衣可爲乘輿候、直垂色下部者、可爲折烏帽子直垂候事、但當道之(?)是亦於引馬候之儀、不相應之所候、可爲如何樣候哉、内々有御伺、示賜候者恐悅候、恐々謹言、
九月廿六日　圓忠判
左馬助入道殿

〔中村通樹武家裝束抄〕直垂 中略 直垂には、無位の服にて、武士專用之、庶人百工皆といへども、亦烏帽子ひたゝれは着し來れるを、中古以來工商不著之、故に偏に武家の服となりたるなり、

直垂着具

〔小林有之武家裝束抄 上〕將軍家御裝束
直垂
烏帽子 風折、或は侍烏帽子、　直垂 或は色々、或は御紋なきこともあり、　内衣 白小袖　小刀 御太刀ハ高家、御刀ハ御側衆持て從ふ、　帽 [illegible]　太 [illegible]
右は正月朔日、二日、六日、其外紅葉山、東叡山、三縁山等御拜禮、二月、日光、久能、御代御頂戴の日、御着用也、

直垂實　雑載　大紋名稱

諸家裝束　直垂一
烏帽子(風折、騎馬、紐、)
直垂(御紋、蜀紫紺、有ノ練、白き緒か附、)　内衣(白小袖)　精好、色は緋紫、萌木を除て外は、何色にても用、但近き比、萌木は諸家用らると云へり、
小サ刀　蝙蝠　鼻太
右は元日、及東叡山、三緣山等拜禮之時、侍從以上著せらる、國主は此時、緋零の鋼を持しむ、
〔七十一番歌合〕五十八番　右　直垂うり
雲まきの町ひたゝれのすきかげにさしてさはらぬ月の袖笠(中略)
忍びあまる涙をいかにつゝまゝしまち直垂のせばく短や
〔貞丈雜記(装束五)〕一まち直垂と云は、出來合の直垂の事也、(下略)
〔西宮記(臨時十一)〕成勘文事
勘申可著鈦左右獄囚事(中略)
曰佐吉助　贓物(中略)　麻綿直垂一領(下略)
〔古今著聞集(魚虫禽獸二十)〕一條院御時、御秘藏の鷹ありけり、たゞしいかにも鳥をとらざりけり、(中略)粟田口十禪寺の辻につなぎて、行人に見せられけり、もしそのづから、いふ事やあるとて、人を付られたりけるに、たゞのひたゝれ上下にあみがさきたるのぼり人、馬よりおりて、此鷹を立まはり見て、あはれ逸物、上なきもの也、(下略)

〇

〔書言字考節用集(服食六)〕大紋直垂(オホモンノヒタヽレ、諸大夫著服)
〔俗調琴比(倭調二十五)〕ひたゝれ(中略)　布直垂は諸大夫著す、俗に大紋といふ是也、

大紋製作

〔両三條裝束抄〕直衣〇同布直垂中略

布直垂ハ諸大夫著ス、是ヲ俗ニ大紋ト云、大ナル紋付タルニヨリテ云タ。

〔両三條裝束抄〕直衣〇同布直垂中略

俗ニ大紋ト云フ、〇中略紐ハ打組也、露ニタムスビタ下ル下モ上ニ同ジ、長キ袴也、素襖袴トノ替リ目、ムナ紐、菊綴ト打組トナリ。

〔青標紙〕衣服制度的例

一大紋、〇中略但大紋の色、古くは淺黄を用ひたるが、今は色定まらず、又地紐は、古は都て裳の縁を用ひたるが、當時は鱗形、龍紋形、牡丹形、五郎丸など用ゆ、何れも略儀なれども子細なし、紋は數丸ツを本式とすれども、腰の下の紋なきを吉とす、上に五ッ下に四ッ附る家あり、是可然事也、紋は如何樣にも目立樣に付べし、兩胸より菊綴およびな紐、袖の綴を通したる袖結の露、又菊とぢ、直垂と同じく紐を用る事、僻べき說あれ共、武家にて此事僻はれしに、不苦之由御沙汰有之、但袴は下とも腰共い上、白の精好を用る事本式なれ共、ましまら絹、白布等用ひ苦からず、當時は直垂大紋共に、前に紐を結び下たれども、古實はくる〳〵帶に、わなもはしも取合せまくべきも、紐ぐヽりは下結なり、本式はくヽりを入べき事なれ共今は略していれず、又まばり袖の仕立は、至て近來の事なり、

〔小林有之武家裝束抄上〕諸家裝束

布直垂〇中略

胸紐、露、紫紅の外、何にても用、袴の腰、白き練を用、〇中略色定無し、裁縫直垂に同じ、〇下略

〔中村道樹武家裝束抄下〕大紋

紋は上に五ッ、下に前二ッ、手襟と云、後に一ッ、左右相引各一、都合十なり、淺黄、空色多し、花色、玉子、紺竹等

大紋直垂
大紋色目

もあり、其形無官の素襖に似たれども、糸打の露紐、緘貫の腰紐、總じて、直垂の仕立に違事なし、
大紋は、十に入九、袖口にひだを取たる多し、御奏者番などは、行、袖等もちいさくし、或は前の袖の付をくりたるもあり、
腰紐白練にては、そらどけすとて、白異國晒木綿を用ゆ人もあり、御奏者番多用之、

〔貞丈雜記 五装束〕一今の世、布の直垂に、家の紋付たるを、大紋と名づく、〇中略今の大紋の紋付様、古の裏打直垂の紋の付様をうつしたる物なるべき歟、大紋と素襖と似たる物なれども、違たる所あり、紐菊とおび、露、〈スアラハ事也、大紋ハ丸クミノ緒ナリ〉古の裏打は革を用、紋の付所、大紋も素襖裏打も、上は同じ事也、大紋の袴は、後腰を白練にする故、腰板の所に紋はなし、裏打も同じ、素襖は腰板の所に、小く紋を付る、大紋は、あひ引に紋有て、尻のあたりに紋あり、素襖は、尻のあたりに紋なくて、あひ引に紋あり、大紋は、袴の前股のあたりに、左右に紋あり、すあふには無し、腰板の上のかど、大紋は丸く、素襖はかどあり、古のうら打も、大紋の如く、袴のあひ引に紋有り、尻のあたりにも紋ありし也、

〔將軍德川家禮典附錄 三〕寬永三丙寅年九月六日
一二條御城行幸〇中略
帶刀之輩二行

左
三好與左衞門直重

右
能勢治左衞門頼重〇以下名略

右步行、烏帽子素襖大紋に、金箔を以て唐花を紋所に貼し、緋鞋を著し、金熨斗付太刀を帶す、

〔中村道樹武家裝束抄 下〕寶暦之比、前備大膳大夫、御闕諸大夫にてありし時、精好龍門といふ物にて、純色の大紋を染させ、其上を紋ぐるみ一面に、藍にて染たりければ、紋も見えわかず、さながら直垂の如く、闕腋の人々奇なりとす、

大紋著用例

〔青標紙〕衣服制度的例

大紋之紋所之事　寛政十二申年正月朔日、大久保安藝守、大紋之色媒竹色に、紺に畫紋所付、著用罷出候處、御沙汰有、安藝守著用大紋、紋所付方、紛敷由、采女正殿、大目付、御目付江御沙汰有之由、右ニ付、大目付安藤大和守ゟ、安藝守家來呼出、右樣紛敷裝束致間敷旨達有之、

〔小林有之武家裝束抄上〕諸家裝束

布直垂に大なる紋を付る故、俗に大紋といふ、〇中略

右は五位の諸大夫著せらる、寛永の末に、狩衣に改められし事あり、後又故の如し、〇下略

〔中村進憲武家裝束抄上〕御直垂被召候節御儀式

五位　大紋

年頭并御祭禮御宮御靈屋御參詣

供奉之面々裝束

諸大夫行列　大紋

御同朋　大紋之上白帶

三月勅使參向

御靈屋參詣之節、御馳走大名隨身大紋著、紅葉山門石壇迄出迎、高家寺社奉行同席裝束、

若宮供、山王御宮參、供奉之裝束、

御刀脇差御小姓、大紋　若年寄、大紋　御側大紋　大目付、大紋　御同朋之服、御裝束之日著之

大紋之上、御家之露紐、御露紐角々紋、三家同席には紋露紐々用、

白袴、大紋の下に同じ、白袴を用、仕立直垂の通り、上下替りたる大紋なり、

少刀

大紋著具

熨斗目紅裏紅むく、白むく、
紅を著者は頭ばかり也、平には不著用、

京都にて、攝家淸家之諸大夫、或ハ諸司之官人等、大紋の直垂著す事は、近代也、(略)

〔火打袋〕今世武家服制(中略)
大紋　諸大夫著之(下略)

〔將軍德川家禮典附錄〕(三)元文二丁巳年五月廿二日
一今晚寅之刻於西丸若君樣御誕生被遊(中略)
一右御誕生(中略)御蟇目御矢取御用(中略)和泉守(平松)は、大紋著之(下略)

〔將軍德川家禮典附錄〕(十八)正德四年甲午十二月四日琉球人音樂被仰付候次第
一讃岐守江、於鶴間ニ而御料理被下、老中出席及挨拶、
饗應奉行　稻葉若狹守
給仕　進物番(但大紋)
一兩使江(○與那城王子、金武王子、)殿上間下段ニ而御料理被下、老中出席及挨拶、
饗應奉行　井上讃岐守
川勝能登守
松平伊勢守
給仕　進物番(但大紋)(下略)

〔衣文晝圖〕布直垂(俗謂之大紋、諸大夫侍之品著之、)
先烏帽子(風折、懸緒、)　次布直垂(付ニ其家紋、直垂と袴地紋替る事なし)
次袴(同上)　次少刀(同前)

大紋

（小林有之武家裝束抄上）諸家裝束

布直垂大なる紋を付る故、俗に大紋といふ、　　布直垂略○註

烏帽子風折、纓結

內衣夏は小袖、冬は白帷子、　　小サ刀

蝙蝠扇略○中

正月紅葉山御社參行列には、諸家の側、或は野郎を小刀の上に、據木にてつくるなり、

（大打聞）今世武家服制

大紋　諸大夫著之

布の直垂也、色不定、家の紋付る、

風折えぼし、かけ緒紙捻、內衣のしめ、　太刀　右同斷○本少刀略　　當時右同斷○小刀打刀

古事類苑

服飾部十二

素襖

素襖ハ、スアフト云フ、字或ハ素袍ニ作ル、其製直垂ニ類シ、麻布ニテ作レリ、素襖ハ鎌倉幕府ノ頃ニハ見ユル事無ク、當時ハ專ラ水干直垂ヲ以テ武家ノ常服トセシヲ、足利幕府ニテハ、素襖肩衣ヲ常服トシ、中士以下ハ晴レニモ之ヲ著タリシモノニテ、射場始、犬追物ノ如キ日ハ、尋ク華美ヲ盡シヽナリ、當時之ヲ射手素襖ト稱ス、又酒宴ノ席ニシテ、著用ノ素襖ヲ脫ギテ、人ニ贈ル事アルヲ、素襖引ト云ヒ、猿樂ニ見物人ノ脫ギテ纏頭トスルヲ、素襖脫ト云フ、共ニ足利時代ノ風俗ナリ、德川幕府ニ至リテ、武家ノ禮服ヲ定メ、素襖ヲ以テ、無官ニシテ將軍謁見以上ノ士ノ著スル服トシ、正月元日、將軍宣下以下、式正ニ著用シ、射禮ニハ騎士モ著ル事アリ、諸侯ハ直垂ノ日、素襖著タル士ヲ召具スル例ナリ、

素襖ノ下ニハ長袴ヲ普通トシ、上下同色ナリ、或ハ色ヲ別ニスルヲバ、素袍袴ト稱ヘ、半袴ヲ著ルヲ、素襖小袴ト云ヒタ、上下色別ナリ、又小素襖アリ、袖幅普通ヨリ狹ク、下ハ半袴ナルヲ云フ、素襖ノ烏帽子ハ、風折ノ一種ニシテ、俗ニ侍烏帽子ト稱ス、少年ハ小結アリ、小袖ノ色ハカクモエギ、練子ハ白、或ハ大身替、片身替等アリシガ、德川幕府ノ時ニハ、熨斗目ニ一定シ、小サ刀ヲ帶シ、蝙蝠ヲ持チ、(或ハ持タザルモアリ)闘芥下ヲ履ク例ナリ

(饅頭屋本節用集財寶)素襖

〔書言字考節用集〕六服食 素襖袴(又作素袍、又作素衫)

〔諸大名出仕記〕一方、同朋衆にひだを取候はゞ、自由なる儀に候、(中略)下

〔倭訓栞前編十二〕すあう　素襖の音也といへり、源氏にすあをとも見えたり、布を用ゐて綾緞の襖に對したる名也といへり、大草家にすきすあうは絹綾ぬのを染たるをいふと見えたり、又射手すあう、丸すあう見えたり、略素襖は略也、袴なく烏帽子なし、

〔深窓秘抄〕素襖　上下ト云

〔貞丈雜記〕三装束 一上下(かみしも)と云事、今は肩衣袴を云、古はすあふ長袴の事を云、古は常に素襖に小袴を着する間、すあふ長袴の事をば上下と云し也、上と下と同じ色同じ紋にて、上下一對なるを云也、上と下と色も紋も違たるは、すあふ袴といふなり、

〔青標紙〕衣服制度的例

一素襖　全體素袍は、上古京都にて輕き人の裝束にして、布にて拵へて、文がらもなく、ざつとしたる物故、素と云ふ、襖は袍と同じ、上に著たる裝束の一體の名なり、

〔小林有之武家裝束抄上〕總背

一素襖はすあをの事、あをといふものは、賤きものゝ著るものゝ名、裏ありしをひとへにして用る故に、素襖といふといへり、あをゝ(うにとなふ)あふといふや、〇中略和泉式部稲荷へ詣でたりしとき、雨にあひて、わらはの著たりける、あをゝかりて、著たるといふ事あり、またぐれつる稲荷の山のうすもみぢあをかりしより思ひそめてき、といふは、かのわらは、あをゝとりにゆきて、式部におくりし歌也、

〔春湊浪話上〕布直垂、革緒直垂、

京都將軍の比よりや、直垂專ら武家の官服となりて、今は四位の侍從以上は、精好の直垂、五位は布直垂なり、近代は是を大紋といふ、無位の武士は、布直垂に革をつく、齋藤助成記に、革緒直垂と

いふ、則是なり、烏山重忠、直垂に紫革の結つけ折烏帽子を着たりしと、義經記に見えし、いつより か是を素襖といふは誤なり、本名革緒直垂なり、

素襖

素襖といふは、今の布衣といふもの丶名なり、釋名院おとゞの細流抄に、當時すあをとて着するは、狩襖の裏をのけたるものなりと、注し給ふにて知るべし、狩衣を布衣とも、狩襖ともいひて、昔一物なる事は、諸記に明なり、素といふ字は、染ざる絹の名なれば、是をとりて、飾を加へざるものを、素といふこと多し、銚子の柄を裹み飾らざるを素銚子といひ、鞢をはかざるを素足といふ、皆是なり、素襖といふも、狩衣に裏も文もなく、飾なければ、其名をよぶ、是を布衣といふは、後代の誤なり、

〔貞丈雜記 五装束〕一素襖の事、襖之字は、玉篇と云書に、袍襖と注したり、袍も襖も一類なるゆへ、玉篇に、袍襖と續て云ひたる也、袍襖は上に著る裝束にて、禮服也、此禮服は、官位ある人は、綾などを以て縫ふ也、無位無官の者は、麻布を以て縫ふゆへ、素襖と云也、素とはかざりもなく、麁相なるを云也、○註略公家の朝服に、○註略袍と云服あり、襖と云服あり、衣服令と云古書に、○中略武官の服を襖と云、○註略是は闕腋の衣也、闕腋とは、兩方の縫をぬはず、わきをあけておくを云なり、此襖の事を、後代は闕腋の袍と云、本名は襖なり、

一素襖とも書き、又素袍とも書く、襖の字をよしとすべし、古書に皆襖の字を用たり、○中略貞丈云、素襖と云服、鎌倉將軍代までは、其名聞えず、東鑑に見えず、其より已前の書には猶見へず、京都將軍以來の書に見えたり、古代は直垂を以て、庶人の常服とせり、按るに、素襖と直垂、緒縫違たる所なし、素襖も本は直垂なるべし、然るを京都將軍の時に至て、布直垂の紋のつけ所、腰紐、菊綴、胸紐等を變じて、素襖と名付て、直垂よりも、下品の服に定められし成べし、○註略

〔嬉遊笑覽二上服飾〕古へ賤の男といへども、みな烏帽子に素襖を着たり、あをといふは字音なり、玉篇襖、烏老切、袍襖也、とありて、うへの衣なり、（高麗図経に、[illegible]、）〇中略衣服令を案ずるに、武官の袍を闕腋といひ、（[illegible]）文官の袍を縫腋といふ、（[illegible]）闕腋の袍には襴なし、是を位襖と記したり、位によりて色の定めある故なり、いづれも綾をもて製るなり、素襖は布にて製る故、その形少異なれども、みな上に着るものなれば、准へて名づくるとなむ、

〔宗五大草紙上〕衣裳の事

一すあふの紐革の事、黒餅小紋の付たる、紀伊國革可然由申候、金胎寺は黒餅を用候し、ひらさき革は、打まかせては付候まじき由、ふるき人被申候し、乍去近年あつかひも候はや候、當世見及候は、丹波目結、ひきめがはなどを、ひもに付られ候、さもあるべく候歟、又ひもはひともんとて、昔より定りたる事にて候を、今は紋の外ひろく候、不可然候、又きくとぢは、すあふをほころばかさじが爲にて候得共、今はそく飯にて付候、紐とぢも大に見え候、

〔御供古實〕一素袍の菊とぢの事、すはうのぬひ目を裏よりすくひて付候方も候、又糸にても付候、又そくゐにても當代付候、皮の色は、何も不苦候間、黒餅皮、又丹波目結可然候、ひらさきをも用候、

一すはうの下は、ちゞめたるが本體にて候、

〔諸大名出仕記〕樂立の事、〇中略きくとぢは、すゞしの糸をふしかねに染て用候、又素襖のは革にて仕候なり、

〔諸大名出仕記〕惣方、同肩衣にひだを取候は、ぬは自由なる儀に候、先如常ひだを取候事可然候、

〔貞丈雜記五衣服〕一すあふのむねに付たる皮を、ひもともひも皮とも云也、〇中略

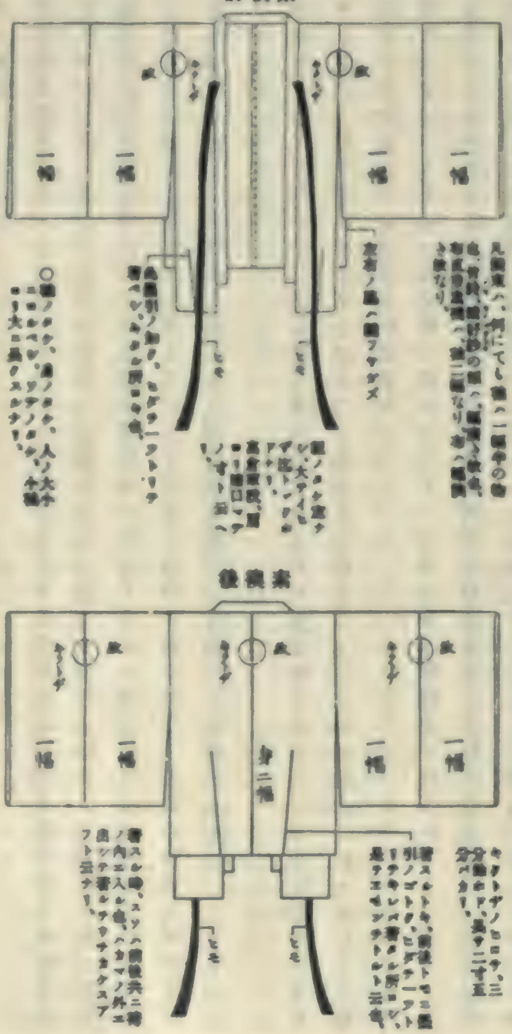
一素襖に、ほそき革をむすびて、紋の上に付るを、きくとぢと云、〇中略

一すあふ袴と云は、すあふの下にはく長袴の事也、すあふと同じ色、同紋にする也、又すあふと、長はかまの事を、すあふはかまといふ事しあり、〇中略

一すあふは、今誰も知りたる物にて、珍らしからぬ物なれ共、左に繪圖をあらはしおく也、すべて今人の知りて、珍らしからぬ事をも、書記して置べき事也、古の人其頃誰も知りたる事を、記しおきたるが、今の世の證據になる事多き也、

素襖前

素襖後



〔小林有之武家裝束抄上〕素襖〇中略

素襖色目文様

布、色定なし、紋の付やう、布直垂と少異なり、素襖布直垂の如にして、胸紐菊に革を用ゆ、袴の腰、常の袴と同じ、

〔中村雑樹武家装束抄〕一素襖　形付あり、無地あり、色は花色、空色、樺杉、浅黄、鶸茶、煤竹の類なり、大きなる紋を上に五つ、下相引左右各一つ、腰板に一つ付たり、近年大紋付とて、前紐を袖へかけて付け、大紋仕立とて、袖ひだを取る、菊は常革、増子革、是も今は八幡黒、或は玉虫、茶字等を付る人あり、近き比は、袖にも中形付を着る人なし、〔下〕は常の麻袴の長き物なり、召供の素襖には、大形付たる多し、袖なども大くして、菊革なきもあり、袴の長も弐尺五寸位なるも多かり、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一すはう袴、かたぎぬ小袴などの紋の事、只目にたゝぬが可然候、さのみちいさきも、又大なるも人によるべし、殊小者は、人の目に立候やうになるが能候、さもと有人は、只めにたゝぬがよく候、

一すはうはかま上下かはるは略儀也、但十五まではくるしからず、又かうまき紋、ひやうもんは御きんせいなり、是は一段の晴の時、きせらるべき為也、奈良御社参の時、各かうまき、ひやうもんのすはうはかまをきせられ候しと也、又糺の河原の勧進猿楽の時、観世座の者共、一日は一やうにかうまき、又一日は皆ひやうもんをきたると云々、ひやうもんとは、縦は二色にて染たる事にて候、二色を三色四色に染分たるはくるしからず、それはひやうもんにてはなし、只色々たるなるべし、

〔御供古實〕一すはうはかまの紋を一ツにして、地の色を上下の色をかへ候て、召候方も候、大に略儀にて候、自然は細美などめし候事も候歟、何も略儀に候、若切方抔はなをもくるしからず候歟、更に有間敷事に候、〔中略〕

一ひやうもんの事、すはう、袴、染色何にても候へ、三色にて候得ば、ひやうもんにて候、あさぎ、梅か

りやすなど、此三色を一ぐの内に染たるをひやうもんと可申候、何も別々の色を三色いろどり
たるを、ひやうもんと可申也、ちごわか衆は不苦候、又は人の小者など不苦候、又は同朋などの事、
是も沙汰に不及事候、

〔貞丈雑記五装束〕一すあふの染様に、こうまきと云事有、○中略紅の纈染也、布をかたく巻て、其上を糸
にてかたく巻て、紅にて染て、後巻たる糸をとけば、糸の所は白く、外は紅にそまる也、今紅しぼり
と云類也、一名を巻染とも云也、殿中日々記、寛正六年三月四日、花見の御成の事を記したる所に、
御所様上様各御供衆、上下巻染也、かうまきと書へ非也、こうまきと書べし、○中略
一素襖の染様に、とり染と云事有、貞親犬追物記ニ云、犬射素襖に、とり染とて、五色に細筋を押よ
せに、しぼり染にする事なり云々、

〔松岡辰方小素袍考〕小素袍袴○中略
ひやうもんとは、三色に染分たるものなり、禁制のよし、條々聞書に伊勢家五入道記、文明八年中見えたり、又見
若衆は不苦候よし記せるものもあり、殊に晴の時は、ひやうもんを着候事有、當時○寛政年間ひやう
もん御禁制の御沙汰もなければ、ひやうもんにして子細有べからず、ひやうもんは、今のかゝも
んのごときものなり、むかしは家の紋を、素袍直垂等に付る事なし、當時必家の紋付されば家の
紋をひやうもんニして付べし、

〔青標紙〕衣服制度的例
一素襖○中略地相は麻布古實なり、當時は五郎丸絹麻の類を用ゆ、皆略儀なり、色定らず、多くは淺
黄花色を本とす、古は大形の模様を付、或は上下と替りたる色、又小紋も有し也、胸紐菊とぢの處
へ、ぬひ付たる革、色定まらず、袴の腰に紐を入べきを略して入ず、

〔殿中日記〕寛正六年八月廿二日丁酉、御成、御供細川殿、馬場棲敷犬追物二百疋今出河殿、上様、御比丘

足、御所々々、略〇中貴殿守〇貞陸伊勢、信州中〇守貞親、〇小笠原、〇貞宗、武庫〇貞親、〇伊勢貞宗、〇〇御成巳前御出有、御成御はじまる、略〇中貴殿御馬、鹿毛御すわふ、地〇かゝち〇ん〇越後布、御〇もん〇島〇に〇お〇も〇だ〇か〇、ぬひのつけのとをりに、ひろさ三寸あまりのすぢ、一とをりあり、御小ばかま同上、くゝり入、略〇中武庫御馬、月毛御すわふ、地〇白〇地〇も〇ん〇に〇ひ〇が〇き〇を〇か〇ち〇ん〇に〇、馬〇の〇黒〇を〇黒〇も〇ん〇に、もえぎ御小ばかま、略〇中信州御馬、黒毛御すわう、地〇か〇ち〇ん〇、尾〇長〇鳥〇二〇ぬいめつけ、下白、略〇

〔宗五大草紙〕上衣裳の事

一すはうはかま、略〇中す〇き〇す〇は〇う〇とは、越後布を染たるを申候、是は六月七月両月各著候、八月朔日よりあつきすはうにて候、當時すきすはう御免の御禮など申入られ候て、年中めし候事珍しき由、金仙寺殿〇伊勢貞頼宜ひ候し、

〔年中恒例記〕五月五日

諸家透素襖著用之、七月晦日迄三ヶ月用之、本式は六月三十日ばかり也、すきすあふと申は、越後布なり、

〔御供古實〕一すきすはうの事は、六月中の物にて候、五月よりめし候人も候歟、略儀ニ候、七月迄めし候事も略儀に候歟、惣じてすきすはうは、りやくぎにて候、すきすあふ越後布にて致候、

〔親元日記〕寛正六年六月廿九日乙巳、武庫〇伊勢貞親へ、細川出雲御すきすわう、もえぎ、細紐也、御扇一進上、佳例也、

〔走衆故實〕一永禄四正親町二月六日壬寅午刻御參義輝内有之、略〇中御供衆細川典厩、〇〇〇〇下略

〔宗五大草紙〕上衣裳の事

一すはうはかま、略〇中も〇ぢ〇る〇よ〇みは、かりそめにも、殿中へは著候はず候、かげにては射〇手〇す〇は〇う〇物などには用候つる、それもきとしたる時は斟酌たるべきよし候し、

〔御供古實〕一もじのすはうの事、殿中へはめし候まじく候、〈略〉〈中〉射手すはうには不苦候、

〔貞丈雜記〈五装束〉〕一射手すあふとて、別の事なし、犬追物笠掛など射る時に著るすあふの事也、名高き射手などは、人の目に立つ樣に、風流に染て著る也、犬追物の時著るを、犬射すあふと云、笠掛の時は、笠掛すあふ、と云、すべては射手すあふと云也、

〈日審〉射手すあふは、袖を常よりもちいさくする也、

素襖袴

〔御供古實〕一すはう袴にて被召仕候時、そとも、だちを取候人御入候つる、是は大にあるまじき事候、もゝだち取候事緩怠至極候、

〔貞丈雜記〈五装束〉〕一すあふ袴と云は、すあふの下にはく長袴の事也、すあふと同じ色同紋にする也、〈又すあふと長ばかまの事なりすあふはかまといふ事もあり、〉

素襖小袴

〔成氏年中行事〕一公方樣御參向事、〈略〉〈中〉御跡ニ御沓ノ役以下、供奉之人々不知其數、仍御力者或十人或八人、又ハ六人、何モ出長頭巾トテ、黑布ニテタヽリテ、クレロノカタヲバ、ヒロクシテ、中一所バカリトヂタルヲカブリテ、シロキスワウニツメタル小袴、引敷ニテ、太刀ヲハク、兄部ハ御長刀ヲ持、二番目ノ御力者、柄長杓ヲ持、其跡ニ小舍人、其跡ニ御雜色、何モスワウ小袴ニテ、小太刀一腰ハク計也、御馬廻ニハ、御中居殿原、〈是ハ御覺悟〉〈御被官〉面々、御劔ヲカツギ、スワウ小袴、ヒフレキ、小太刀一ツ充帶致、多御供申ナリ、

〔醍醐隨筆〕一門跡、坊官、武家出頭之時、一和尚一人、直綴、練大口、或ハ布ノ白袴也、自餘ハ素袍小袴、チイナ刀、先規如此、近代ハ皆直綴白袴也、

小素襖

〔貞丈雜記〈五装束〉〕一小素襖と云は、別の事なし、上は常のすあふの如くして、袖一幅半也、下は長袴を著ずして、袴のたけ、足のくるぶしまでとゞく程の短き袴を著る事を云、長袴を短くしたる也、今の半袴也、染色紋などは、上と同じ樣にする也、今の半袴也、染色紋などは上と同じ樣にする也、

〔松岡辰方小素袍考〕一小素袍持人、〈素の袖ひやうし、上下同地等、〉色は定りなし、紅梅、薄紅梅、黄、朽葉、もへぎ等、何色にても好によりて用べし、もよふを染出す事有、土佐光茂が畫し犬追物の繪巻物に、種々の模樣染出したる繪あり、又舊記例あり、袖一幅半にしたるを、小素袍といふ、袴も品よしきり也、仕立樣ならいあり、然而小人は、わか〱敷出立れたるがよき也、されば紅梅などよろし、

片身がわり大身がわりなどいひて、二色のきれにて仕立、又は上下かわりたる素袍など、十五以前は着したる事もあれど、あまりに體かはりたれば、今は用がたし、

〔宗五大草紙上〕公方樣諸家へ御成の事

一式の御成の時は、〈中略〉御腰物、御弓、征矢御家によりて一色づゝ、役人定りて御前へ持參候、いづれも役人は、大口ひたゝれ、但こすはうの事も有歟、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄御對面御祝已下之事、〈中略〉

一管領大かたびら、其外御相伴衆、御供衆、申次、小笠原以下、うら打也、結城進士同前、千秋備後三上、小すはう也、〈中略〉

一四日〈正月〉御盃なし、〈中略〉御供衆申次番頭以下小すわう、〈下略〉

〔長祿二年以來申次記〕正月十八日〈中略〉

一今夕圓的始在之、〈射手三人〉近代〈人數畠山、伊勢因幡等名字、〉二參勤也、何も小すあふ也、

〔將軍德川家禮典附錄四〕寛政五癸丑年二月四日〈中略〉射手〈騎〉〈中略〉騎馬の人々十六人、伍列をたゞして馬を歩せ、埓元の方へ乘行、介添の士〈小素袍に烏帽子着、手ニ主の弓各持、〉十六人同じく埓の中を歩行、〈下略〉

〔衣文晶要抄〕素襖

武家無官人著之、又社家僧中行列之時具之歟、於公家希ニ被用之、

〔小林有之武家装束抄上〕素襖

右は無位の諸士幷陪臣等によりて着用す、

〔中村道樹武家装束抄下〕素襖

御目見以上之人、布衣以前着之、又大廣間大名之召具、御譜代侍従以上之召具着之、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一永祿四年辛酉三月三日、○中略

一御馬被御覽時は、御相伴衆、御供衆、庭上へ祗候、雲上之御衆は、庭上へ不及祗候、筑州もこすはうに着用仕かへられ候間、此時庭上へは不及祗候、

〔將軍德川家禮典附錄九上〕文化十三年丙子年三月廿一日

左之書付、大目付御目付江達之、

來月二日、公方樣御轉任、大納言樣御兼任、御規式有之ニ付、万石以上之面々父子共、○中略

一諸大夫以上は束帶、其外布衣素袍、法印法眼は其装束着用之事、

一五半時揃に候事○下略

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一すはうはかま上下かはるは略儀なり、但十五まではくるしからず、

〔今川大雙紙上〕躾式法之事

一御供之出立は、ゑぼしすはうはかまなり、但ゑぼし着ざる時は、髮をちやせんにゆふ也、又こし當をして、下緒をとめ、もゝだちを取て、きやはんをするなり、

衣類ニ付て式法の事

一主人御すはうなどをぬがるゝ時、持事、左の手ニて折懸て持也、左を上にする也、○中略

一主人にすはうはかまきせ申には、總じてえもんに參る人二人、前後に居て着せ申也、左の袖を

先入させ申、さて足をも左を入させ申なり、

〔今川大雙紙〕〔下〕酒に付て式法の事

一めし出し呑事、貴殿様へとあらば、いそぎまいりて呑べし、主人又は貴賤の人の御意にてあらば、いたゞいて酒をうけて、主人にさしむかひて呑べし、かた〳〵へむきて呑事いはれなし、素襖下をすつる事有べからず、まとのひべき也、ひぼをすわうと小袖の間へおし入て呑べし、

〔犬追物明鏡之記〕〔一〕一同〇中略素襖紐の留様、前にて一結びして、一筋づゝ、間を三寸計はどに、袴の腰におしかふべし、又ひとつに取ても、押かふて置事可有之、何も不苦、

〔大的躰拝記〕一素襖着の時、紐納る次第、左は如常刀の下に納て、右をば左の手にてまとひて、右の素襖と小袖の間へ押入べし、

〔犬追物付紙日記〕一素袍にて犬を射る時の紐をば、前にて二結びむすびて、前の小袴の紐へ、紐一筋宛別々に、間を二三寸置て押こふ也、一ツに取ても前腰に押かふべし、又前にても二むすび結で、後の際に紐むすぶやうにも結ぶ也、是は笠懸いる時と同事也、

〔貞丈雑記〕〔五〕〔調度〕一素袍のひもの結様は、ひもを真中より二ツに折て、折めの方を取て、まむすびにしてをく也、然ればもろわな結になるなり、〔もろわなとは、両方にわなある也、〕前階闘など勤る時、其外、手をさげくつかふ事ある時は、ひもの結たるをときて、小袖とすあふの間へ入て、内にて常の通りにはさみ置也、旧記にひもを納るとあるは、此事なり、今はひもを結事を知らぬ人多く、紐を下へ引くだして、はかまの前腰の内へ引入て置く也、古風を知らぬなり、

〔諸大名出仕記〕かけあるき、肩かけもえぎの小袖の事不苦候者は殿中候、当時はすたり候、うら打の時なども、如何有べく候哉、小笠方の時は着用候也、

〔親元日記〕寛正六年八月廿二日丁酉、犬追物〇二日〇中略、貴殿〇貞親、伊勢守、〇中略御すわう〇中略御かたびら白、〇中略

素襖用例
年始着用

略武庫〈○貞親子、兵庫頭貞宗、中略、〉御すわう略〈○中〉御かたびらべにいらずの壮がはな、備州守〈○貞親弟、備中守貞国、中略、〉御すわう略〈○中〉御かたびら、かた身がはり、紅立すぢ、略〈○下〉

〔将軍徳川家礼典録〕一年中行事　正月元日略〈○中〉
年始御礼出仕之面々略〈○中〉
無官　熨斗目　素袍略〈○下〉

〔松岡辰方小素襖考〕一内。衣。熨斗目にして可、若熨斗目〈二ツ割、若縞帷着候ハヾ、無なし、縮もみへざるやうにして可、若縮緬みゆれば、三ツ割ニなりて悪し、〉かけもへぎ、腰は一寸計の大節たるべし、かけもへぎとは、もへぎの黒む程に染たる也、本多公覚悟記、かけもへぎの小袖は若きものに似合候、おし出して被着候也と見へたり、其外旧記かけもへぎの事多あり、帯ハ同色を用べし、

一〈官者〉体節ハ、縫箔肩ヨリスソ迄、スクワオルコトナレドモ、当時ハ一体ニスクワオル事如何、時世ニシタガフベシ、テレハ節ヲ尋常ヨリ長クオラスベシ、

一下。着。花色可然候、何色といへる定りもなけれど、伊勢伊勢守貞国朝臣の、かけもへぎの小袖に、花色小袖重着されたる古像あり、古風にして可取用事なり〈当時の浅黄小袖ハ、白色に似て不好なり、〉児若衆は、三。襟。もくるしからずといへども、二。襟然べし、

〔後調聚〈雑類〉編十二〕すわう　略。素。袍。は略也、袴なく烏帽子なし、

〔貞丈雑記〈五装束〉〕一うちかけ素襖と云は、すあふのすそを袴の内へ入れず、羽織を着るごとく、打かけて着るを云、無礼なる事也、うちかけ肩衣と云も、同じ心也、打かけすあふ、打かけかたぎぬ、打かけえぼし、[illegible]なる由、條々聞書〈大草家〉に見へたり、

〔長禄二年以来申次記〕正月朔日略〈○中〉
一出仕衆之事、略〈○中〉御部屋衆、または節朔之衆、内には、檜葉などは皆々こすあふにて出仕也、

同二日〇中略

一管領へ、年始之御成始在之、〇中略

　兩御所之御供衆、何も裏打也、走衆はこすあを也、

同四日〇中略

一武家衆、今日は小すあを也、〇中略

次、公家也次第、さいのきはへ参て、公家と申入て三日御對面計候也、以上是迄は前後出仕衆也、前に如申候武家衆は小すあを也、

(年中恒例記)元三は大口直垂にて出仕也、但御部屋衆、走衆者は素襖也、御供衆之内、細川一人は小素襖なり、

(中村益衡武家裝束抄下)素襖

元日、二日、御譜代使者著之、

同斷、御家督御官位御祝儀に付、京都へ五萬石以上使者、

三日目、國守城主四品〇中略已上之使者、四品使者素袍

四日目、五位、五万石已上大名使者素襖、

(官中秘策十六)年中行事

　正月元日　卯中刻、百官登城〇中略

一無官　熨斗目、素襖袴、〇中略

一在國在所之病氣、獻上御太刀之使者、烏帽子、熨斗目、素襖袴、〇下略

(雜業集)犬追物之覺書〇中略

一裝束〇中略

射方奉行

烏帽子、素袍、小刀、熨斗目、　同服之侍四人を従ふ

日記役

烏帽子、素袍、小刀、○中略

射手三十六騎

烏帽子、素袍、官位あれば狩衣なり、○中略素袍なれば、左の肩ぬぐ、○中略

見物衆

大紋素袍以下なるべし

〔犬追物明鏡之記〕一素襖にて犬射る時は、紐を前にて異結びにして、両へわけて、袴の帯に押かふべし、又一ツに取ても押かふべし、又かたを打違て、後にて留る事も有べし、是は略儀也、笠懸の時は如是留て、後にては糸にてとづるなり、

〔犬追物付紙日記〕一射手可具足次第之事、○中略左の素袍の袖をぬぎて、上より下へ、右皮の緒に引通し、左の方へ袖をまくべし、其後左皮を寄たる袖の見へぬやうに、重る緒を可結、○中略素袍の袖をば、昔より下より上へ取て、右皮の緒に寄て納め来たれども、上より下へすぐに引通して、納たるが仕合よき間、近来如是沙汰せらるゝ也、

〔将軍徳川家礼典附録〕四寛政五癸丑年二月四日初の卯の日、○中略午の半に及んで、射士騎馬、○中略烈をたゞして乗出す、○中略馬にはさまざまの鞍置て、静にあゆませ、従士二人に素袍を着せ、色へ好に随ひ、紋は主の家紋を付、折烏帽子を冠り、一人は代弓を袋に入、弓袋白布さしかざして従ひ歩、○下略

〔光源院殿御元服記〕後奈良院天文十五丙午年十二月十九日壬寅、於坂本樹下宅、公方左馬頭義藤朝臣、後義輝、御年十一、御元服之次第、○中略

一今日定頼、〈六角〉鎌子、左京亮義賢、小素袍ニテ開候、〈略〇中〉
一御祝過テ、晴元、高保、誠綱、元盛朝臣、重臣、貞清、小スヲウ被著之、
〔後調栄〕〈四〉〈編〉十二〕すわう　大阪には元禄の末まで、庶人の葬禮に、素襖を著たり、時の奉行禁止せしとぞ、

凶事著用

〔将軍徳川家禮典附録〈六〉〕安政五戊午年八月十八日
巳刻御出棺、〈温恭院〉〈〇徳川家定〉中刻御葬送、
一御出棺并御葬送ニ付、上野御先江相越候面々は、衣冠布衣素袍著之可、被任之候、御出棺御供相勤、直御葬送御供も相勤候面々は、霊前堂江被為入候後、衣冠、布衣、素袍、著替候而、御葬送御供相勤候事、

從者著用

〔今川大雙紙上〕躾式法の事
一御供之出立は、まばしすはうはかま也、〈略〇下〉
〔大的體拝記〕一北小路室町新造花御所、御的次第、〈永享三年正月十九日〇中略〉十二中間は皆素襖袴を著る也、
〔深重秘抄〕素襖、〈略〇中〉下部ドモノ用ル也、
〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一永禄四年辛酉三月三日〈略〇中〉
一烏帽子すわうの衆常人躰、被仰付、存分在之間、各不相構烏帽子すわうなり、
〔續狂言記〕〈五〉素袍落
主アト是は此當りの者でござる、某明日参宮致す、夫に付身共の伯父ごや人も、参宮するなら、まらせてくれい、参りたいと仰られた程に、さそひにやらふと存る、やい〳〵太郎くはじや有か、シテ太郎くはじやはあ、是にをります、〈略〇中〉主いていはふは、明日思ひ立て参宮致します、こなたにも内々参宮またいと仰られました、まいらせらるゝかと、いふてとふてこい、〈略〇中〉シテよふこそ

心にかけてをこされた、○中略定てなんぢは供するであらふ、○中略是は著古したれ共、此すはふをきて、めでたふ宮めぐりせい、太此すはふを私に下ますか、ナナ中々とらすぞ、太是は似合ませぬ、おしんしやく申ませふ、ナナはていらぬこといはず共、取てゆけ、太夫ならいたゞきませふ、○中略此すはふをきて、宮めくりせい、豪い、

〔中村道碩武家裝束抄上〕素襖、白張、

御譜代大名、侍從已上召具之、〈雖四位といへども、侍從ならざる者は、不召具之、〉

大廣間大名は、五位の時より召具之、

寛永御參內之時、御譜代外樣、五位之面々、皆長刀素襖白張を召具したり、

〔中村道碩武家裝束抄上〕一御參內

寛永三年御參內、將軍家供奉之面々裝束、

諸大夫百六十二人　束帶騎馬

各召具。

長刀一人素袍を著、烏帽子なし、

素襖著三人　白張著三人　傘持一人

年頭并御祭禮、御宮、御留居

諸大名自分參詣

侍從以上直垂〈布衣、素襖、白張召具、〉

四品狩衣〈○中略大名素襖白張召具〉

〔諸大名出仕記〕裝立の事○中略支度の事、男子は長絹を著させ候平人のは布の素襖袴にて候、

〔嬉遊笑覽〕一御童子ハ、素襖袴ニテ、髮ヲサゲ用ヰタル、○下略

少年著用

素襖著用

〔將軍德川家禮典附錄 四〕元文二丁巳年九月十六日○中略

一左之通被仰出之、

竹千代樣(家治)御宮參之節、布衣以上御役人之面々有之候樣子、騎馬ニ而御供被仰付候間、騎
馬御供差支無之者、幷年齡共書付、三宅周防守、松前主馬兩人之內江差出候樣ニと被申聞候、○中
略

一竹千代樣御宮參之節、騎馬ニ而御供被仰付候面々、烏帽子小結素袍着著用有之、○下略

〔武家裝束著具略記〕素襖

烏帽子

折すへ調子かけ色不定、古法平組、當時丸打、

素襖

布、色不定、胸紐革色不定、むすばず、はうみ置事略儀也、革品々習あり、

小刀　扇　帖紙　革履　小袖(熨斗目又綸子)

〔小林有之武家裝束抄 上〕素襖

折烏帽子　俗に侍烏帽子と云、懸緒組を用ゆ、幼年の人は小結を用ゆ、

素襖　小刀　扇

〔親元日記〕寬正六年八月廿二日丁酉、犬追物○中略二百疋、信州、(伊勢備中守貞親、)○中略御すわう、遠かちん、尾張島二
ぬいめつけ、(白、)○中略御腰物かいらぎさや、(金作)

〔狂言記〕えぼしをり鬮○中略大名、ちやせんがみ、すわふ、ちいさがたな、

〔走衆故實〕一當御代入御御社參之時、○中略彼々伯部兵庫所へ、飯尾をよび候て尋申、雨ふり候て、ま
やはんをとり候へば、も、は、まをもとり候歟と申、中々の事、其分候、其證據には、天氣不定に候

へば、も、はゞきをば仕候て鞘出、仍すはう着ながら取候やうのこしらへやうあり、うしろのた
てあげをみじかく仕候へば、くりこして足ぬかれ候物に候、○下略

〔中村道樹武家裝束抄上〕一日光御社參、紅葉山御宮拜、其外御裝束御成之節、供奉面々裝束、

御長刀　龜井坊　素襖腳半

〔供立之日記〕一烏帽子素袍の時、長具足は不可然、主のうつぼの事は、付させらるべし、御供の時も
同事也、

〔御供古實〕一ゑぼし素襖の時、長具足は指て不致持候、共にて候弓うつぼつけさせらるべし、御供
の時も、弓うつぼは致付候て可然候、○中略
一長具足とは何を申候やらんと尋申候へば、長具足とは、鑓長刀かまにて候、是をばゑぼしすは
うの時は、さのみ好候て、持たせられ候はん事、無益に候然共ちと用心の時は、さも候はんか、是は
常住の事にて候、但ゑばしすはう、ばれの時、御供には持候はんずる事、無用にて候、太刀もさのみ
大なる太刀は、このみ候はず候、節曆にも候はゞ、大なる太刀など斟酌にて可然候、大太刀も長具
足の内にて候へ共、致持候方も候、遂別は無用ニ候、

〔貞丈雜記五酒宴〕すあふ引と云は、古は酒もりの時、人に盃をさして、拐着たるすあふをぬぎて、盃さ
したる人につかはす、たがひに如此するを云ふ也、

〔宗五大草紙上〕大酒の時の事同殿中一獻の事
一大酒の時、小袖引、すはう引、刀引、常の事也、小袖もすはうも、當座にきかへ候、刀もさしかへ候、さ
だまりたる法有べからず、

〔御供古實〕一小袖又すはう引の事、自然御引候て、軈てめし候事、定たる法儀にて候、
一小袖引の時たがひにひかれ、候て、めし候はゞ、すはう、又はかた衣杯は、めされ候はで、同朋又は

田樂猿樂などまこう候はゞ、被遣候事可然候、在御酒なかばの事たるべきに、たゝれ候てめされ候へば、なりあしく候也、○中略

一すはう引の事、やがて其座敷にて、袴をも御引あるべし、兩方共にめしかへ候べく候、但小すはう小ばかまなどの時は、すはう計御ひき候べく候、又小ばかま共にも、くるしからず候、

〔花營三代記〕應永三十年十二月廿五日、管領亭〻成、同御方成、細川大名折紙千疋進上アリ、初會所成、又折紙代、增阿彌參、御腰物一振、食寄、被下之、自御方御スワウ被下、管領已下大名小袖ヌガル、兩御所御供人皆ヌグ、管領內者ヌグナリ、

〔今川大雙紙上〕衣服に付て式法の事

一まひ舞、猿樂の類に、貴人すはふはかま等を下さるゝをば、袴を下に、すはふを上に、或は扇子に居ても、又はたゞ持て出て渡す也、

〔貞丈雜記五服飾〕一すあふぬぎと云は、猿樂に能をさせらるゝ時、すあふをぬぎて、猿樂にとらする事也、翌日、猿樂その素襖を給りたる人の家々へ持て廻りて、鳥目を申受る也、すあふぬぎの時、すあふ計ぬぎて、袴は着たるまゝにて居る也、昔の素襖を着る事なし、是も酒宴の時の事也、

〔宗五大草紙上〕大酒の時の事同殿中一獻の事

一すはうぬぎの事、是も殿中にては、御ひたゝれ出候へば、皆ぬぎ候、前のごとく舞臺へ持て出候てをき候、翌日大夫其外坐の者持て廻候、御ひたゝれの事は申にをよばず、めん〳〵などは要脚に上下をそへ被遣候、私にても同前、○下略

〔大內問答〕一素袍ぬぎの事、同殿中ニ而の御様體の事、

素袍の事、殿中ニ而も御座候、御ひたゝれを被出候へば、各々もぬがれ候、前のごとく舞臺へ持て出をかれ候、

〔諸大名出仕記〕猿樂等に素襖のきぬ又肩衣ぬぎ候て遣し候時、其儘素袍又肩衣不着が能候、

〔御供古實〕一御能などの時、小袖ぬぎの事、時分は難定候、乍去御能過候て御酒之時可然候、夫も又座敷のやうにも寄べし、ふと貴人御ぬぎ候へば、其にまたがひみな〳〵御ぬぎ候間、左あるまじく候、先其時のきやく人より御ぬぎ候事可然候、たゝみ候はで、何となく左に持、右にて上をかゝへ候て、遣事可然候、則の小袖を着用候事はあるまじく候、小袖すはうかた衣同前たるべし、然る間炎天の時分、すはうぬぎ可然由申ならはし候、又主君など御小袖以下ぬがれ候共、たゝみ候はで何となく可被遣候也、

〔親俊日記〕天文八年正月四日癸酉、一貴殿御出仕如例年、殿中御謡初、觀世大夫、同四郎祗候、何モ御服遣飾拜領之、其以後大館左衛門佐殿へ、貴殿、藤宰相殿、細川右京兆御出、スワウカタギヌヌギアリ、

上下

上下ハ、カミシモト云フ、其名甚ダ古シ、然レドモ汎ク上下ノ色目文樣等ヲ同ジクスル服ヲ謂ヒシノミナリ、武家ニテハ肩衣ト袴トヲ合稱シテ上下ト稱シ、特ニ麻上下ト云フハ、麻布ニテ製シ、肩衣ト袴ト同質同色ニシテ裏ナキヲ謂フ、繼上下ト云フハ、肩衣ト袴ト色ヲ異ニシタルモノニシテ、德川幕府ニテ平服ト稱スルハ此ヲ謂フナリ、長上下ト稱スルハ、肩衣ト長袴トヲ著スルヲ謂ヒ、大禮ノ時ニ之ヲ着用ス、夏上下ハ、戻絲、羅、精好、紗ナドニテ作リタルモノニシテ、六七兩月之ヲ着用ス、半上下トハ、肩衣ノミ着用スルヲ謂フナリ、而シテ慶長三年ニ至リ、令シテ諸役人ノ肩衣ヲ廢シ、羽織袴ヲ用キシム、

〔書言字考節用集六服食〕上下

〔安斎随筆前編九〕一上下　何にても上下一具したる服を、上下と云、

〔貞丈雑記五装束〕一上下と云事、今は肩衣、袴を云、古はすむふ長袴の事を云、古は常に素襖に小袴を着する間、すあふ長袴の事をば上下と云し也、上と下と同じ色同じ紋にて、上下一對なるを云也、上と下と色も紋も違たるは、すあふ袴といふなり、

〔梧窓漫筆二〕それ本朝は少陰の國にして、唯質實のみを欲して、文華を嫌ふが故に簡易く便宜し、略○中武家に於は文華を更に用ひらるゝ事なく、肩衣袴をたゞ上下と云、佩刀送服をも大小とのみ唱ふ、上下大小といへば、武家假初の禮服佩飾の總名と謂へり、

〔見聞談叢〕上下

布衣記に曰、此の時、御供者事、御前の時は、略○中中間六人、其儀は時に隨ひ、そへの若黨、中間等に上下著召し具すと、布衣記は伏見院、永仁三年にかける書なれば、上下の名は久しきことなり、今の上下其制はちがひあるも、この名稱によるなり、

〔藤貞幹雜記上〕上下といふ服

昔の上下、あるずの上下、きちんの上下、素ず上下などいふこと其外も古き書にみへし何程もあり、山槐記、[illegible]夫を近きころの名といふは晉圖の書にうとき故なり、或はまた此上下といふ名によりて、今の上下といふもの古く有しといふ證とするも又誤れるなり、昔も上下の直垂の如き有し事は、上に論ずるごときなれども、ふるく上下といふは、みな直垂の事をいふなり、今の上下の事にはあらず、宇治拾遺物語にみへし、三善清行の家の變化の畫をかきし古き畫をみしに、上下といふに、直垂を着たる畫を畫たり、其餘も直垂のごとく聞へたり、今も其唱なきにあらず、騎の時にみな人の着るひたゝれの上を、裝束の上と唱ふることと昔に相同じ、此服を上には

なべて水干といへども、是は誤にて直垂の上なり、其製盤領方領の異を有て、水干と直垂は縫線
同じからず、

(松の落葉 二)上下

いにしへかみしもといひしは、上にきるきぬと、下なるはかまとをいへるにて、何とさだまれる
事はなかりき、古事記雄略天皇の御巻に、逮上下衣服量身高面とあるにてしるべし、中ごろにい
たりては、上下のいろひとしきをぞしかいへる、東鑑に、著紺直垂上下男といふこと見え、今昔物
語には、あさぎ上下きたる翁といふこと見えたるを思ひわたすにうへのきぬうへのはかまき
たるを、上下きたるとはいはず、ひたゝれ素襖水干などに同じ色の袴きたるをいふこと、しら
れたり、家忠日記にも慶長十年のことをしるせるところに、人のよそひに、あさぎこもんの上下
ゑばうしといふ事みえたり、此日記には、ゑばうしをたぐへいへれば、いよ〳〵さやうにぞ見え
ける、たとへばあるはいろの素襖に、同じ色の袴きたりといふべきを、あるは上下とはぶきて言
みじかくいふは、中ごろよりのちかけての人のものいひのさまなり、東鑑なるは、直垂といひた
れば、よくわかれたれど、あさぎ上下、あさぎこもんの上下といひては、上は直垂にや、素襖にや、水
干にや、今はしりがたけれど、その世にはきたるそりのやうによりて、さだかにそれとしられた
る事にて、かくはいへるなるべし、此ごろ肩衣小袴を上下といふは、むげに近き世よりのことに
ぞありける、慶長のころに上下といへるも今のにはあらじ、ゑばうしをたぐへきたれば、今やう
の肩衣小袴も、同じいろならんには、何の上下ともげにいふべきことぞかし、しかいひて肩衣小
袴としらるゝは、今の時代のさまなり、されば麻の上下といふもかみしもながら、麻なればなほ
中昔のいひざまなり、さて肩衣は、萬葉集五の巻の長歌に、綿もなき布肩ぎぬのみるのごとわゝ
けさがれるかゝふのみかたにうちかけといへり、袖もなきものにて、昔はいたくいやしくきまづ

しき人の衣をかさねきることかたければ、さむきをりに肩にうちかくるものなりき、かゝれば
かたぎぬといふにぞありける、さるをたよりよきまゝに、たれも〳〵きるやうになり、はて〳〵
はよき人もきたまひ、大内ならのところにては、つひに禮服のかずにいりたるは、めづらしきこ
とになん、

〔古事記中卷應神〕故是有二神、兄號秋山之下氷壯夫、弟名春山之霞壯夫、故其兄謂其弟、吾雖乞伊豆志袁
登賣、不得婚、汝得此孃子乎、答曰易得也、爾其兄曰、若汝有得此孃子者、避上下衣服、量身高而釀甕酒、
亦山河之物悉備設、爲宇禮豆玖云爾、(自宇至玖以音、下效此、)

〔古事記傳三十四〕上下衣服は、加美都志毛都能伎毛能と訓べし、鎭御魂齋戸祭祀詞に、奉御衣波上下
備奉丘とあると同じ、上とは衣を云、下とは袴を云り、○中略後にも古語拾遺に、着白兩面上下、ま
た蒼赤色上下など見え、其他の書等にも、或は淺黄、上下、或は紫色、上下など云ること多し、皆上
とは、狩衣直垂、素襖など、何にまれ上に着る服を云、下とは袴を云り、(上も下も同色一具なるを、本色上下とは云り、さて又、
今の世に上下と云服あるも、下とは袴を云り、)

〔今昔物語二十六〕飛驒國猿神止生贄語第八
今昔、佛ノ道ヲ行ヒ行ク僧有ケリ、何クトモ無ク行ヒ行ケル程ニ、飛驒ノ國マデ行ニケリ、○中略彼方
ニ大キナル人郷有タ、人ノ家多ク見ユ、然レバ僧喜レト思テ喜ビ行程ニ、此有ツル物負タリツル
男、有タル者ヲバ置テ走リ向テ來ル、後ニ長シキ男ノ淺黄上下著タル、不幾ト走リ來テ僧ヲ引ヘ
ツ、○下略

〔宇治拾遺物語八〕是も今はむかし、下野武正といふ舍人は、法性寺殿(○藤原忠通)に候けり、あるおり大
風大雨ふりて、京中の家みなこぼれやぶれけるに、殿下近衞殿におはしましけるに、南面の方に
のゝしるものゝ聲しけり、誰ならんとおぼしめして見せ給に、武正あかゝうのかみしもに蓑笠

をきて、みの、うへに縄を帯にして、ひがさのうへを又おとがひに縄にてからげつけてかせ杖をつきて走まはりておこなふなりけり、

〔宇治拾遺物語十二〕今はむかし、陽成院おりゐさせ給ての御所は、大宮よりは北、西洞院よりはにし、あぶらの小路よりは東にてなんありける、大なる池のありける釣殿に、番のものねたりければ、夜中ばかりにほそ〳〵とある手にて、このをとこがかほをそと〳〵なでけり、氣むつかしとおもひて太刀をぬきて、かた手にてつかみたりければ、淺黄の上下きたる翁の、ことのほかにものわびしげなるが、略〇下

〔續古事談二臣節〕桂殿〈△〉ニテ、鳥羽院御時、内ノ女房宇治ニ參リテアソビケルニ、和歌會アリケレバ、人々アマタ參ケルニ、刑部卿重家朝臣アニヲト丶、清輔季經ナド一車ニテ參ケル道ニテ、ヲノ〳〵云ケル、宇治ニテハ、水干裝束ヲ着アヒタルニ、清輔ワトナシキ人ニテ、アヤタズカミシモヲキタリケル、和歌ノ後、連歌アラムズラン、其時季經、アヤタズヲタテヌキニキル人ナレバ、トイヒタランニ、清輔ケシキバミテ、ソバヒラミマヘレテ、コノ連歌ハ清輔ヘナチテハ、タレカハツクベキトテアリベノカミニコレヲナテバヤ、トツクムズルナリト、各約束シカタメテケリ、略〇下

〔運歩色葉集賀〕肩衣〈風賞之躰、衣字可書絹字〉

〔節用集〈財加〉賀〕肩衣〈衣服〉

〔和漢三才圖會〈衣服二十八〉〕袴肩衣〈カミシモ〉　俗云上下、加美之毛、

按今稱肩衣者古之褶也、相傳我父重忠從源賴朝狩于富士野、時以爲褶袖袴皆長、而無益于武士使力、故始截褶衣去袖一幅、人皆感歎之、以來士庶人用之、呼其短袴曰半袴、〈長袴者名〉呼無袖褶曰肩衣、共以單麻布爲表裏、或有裏者、或袴與肩衣異色者爲常禮、或著袴與褶者、最略式也、

〔春湊浪話上〕肩衣袴

肩衣袴といふものゝ又上下ともいひて、今の世武家にて貴きもいやしきも尋常の禮服となりぬ、此服の始をさまヾヾにいふ事あり、近衞龍山公の薩摩國へ下りおはしませし時に、島津龍伯とはかりて直垂の袖をとり、袴のすそを切て、作り出し給ふといふ、又松永彈正久秀が所爲なりともいふ、或はそれより遙前明德元年内野合戰、正月元日に起ければ、殿中惣會の面々直垂の袖を切て、義滿將軍に隨從せしに始るなどもいへども、是等の事たしかなる所見なければいかゞあらん、盧談なるが如し、夫より以前、此の肩衣見えし事あり、伏見院の御時に書かれし、法然上人の畫傳に、侍の郞等とみへしものゝ、肩衣に大口の袴着たりしもの品々見えたり、其後今川了俊の大雙紙にも、袖付ざる直垂といふ事見えたれば、彼世に始りしものとも思はれず、猶往古を考るに延喜の隼人式に、肩巾の領緋帛五尺とあれば、昔の隼人の衆人などいふもの、服なりし、ひれといふも、今の肩衣のごときものなりしや、又六月大祓の祝詞の詞にも、比禮掛る伴男とある此比禮も同じものなるか、さらば此肩巾といふもの、昔飯會などいふものゝ、著るものにやありし、又御代の始に行る、大嘗會の時の小忌の中に、形のごとくの小忌といふものは、今の肩衣といふものに似たりと聞し、是は神祭のものにて、肩衣のためしにすべき物にはあらねど、往古よりかゝる形の衣服有しにまがふべからず、かれこれ合せ考れば、肩衣に肩巾の遺制にて、往古よりありしも知るべからず、

〔玉勝間三〕片衣小袴といふ物

二水記云、大永七年正月七日、早旦室町殿出仕、令見物、道永以下悉以片衣小袴也、〈○中略〉とあり、片衣小袴といふこと、此外にもところヾヾ見えたり、今の世の肩衣半袴の事と聞ゆ、

〔萬葉集五雜〕貧窮問答歌一首幷短歌　山上臣憶良

風雜、雨布流欲乃、雨雜、雪布流欲波、爲部母奈久、寒之安禮婆、〈○中略〉麻被引可賀布利、布可多衣安里

佐許等其等伎曾佰麻毛(略)中綿毛奈伎布可多衣乃美留乃其等和和氣佐加禮流可可布能尾肩
爾打懸(下略)

〔古今著聞集 二十魚蟲禽獸〕近頃常陸國たかの郡に一人の上人有けり、大なる猿をかひけり、(略)○中此猿(略)○中いづくにてか取たりけん下臈の著るてなしといふ布著物を著て、かまを腰にさして、わみがさをなんきたりける、

〔安齋隨筆 前編二〕貞丈按、布可多衣は、布肩衣にて、袖なくして肩にばかりかゝる衣なるゆへ肩衣といふなるべし、是貧賤の者の服なる故、袖をば省略するなるべし、古今著聞集卷二十、魚蟲禽獸の部に、下臈の著るてなしといふ布著物を著て、かまをこしにさして、わみがさを著たりける云々、此手なしと云物、肩衣なるべし、手なしとは袖なし也、袖は衣手也、袖は衣の手也、されば歌にころもでとらよむ、今世武家に用ゆる肩衣も、本はひだなし、近世に至りてひだを取たる也、肩衣本は賤者の服にて、禮服にもあらざりしが、後に賤者の禮服の如くなりて、今にてはおし出して武家の禮服となれり、松永彈正久秀が、素襖の袖を取り捨て肩衣をつくりはじめたりと云說あれども、それはそら事也、近衞龍山公の、薩摩の國にて作りはじめ玉ひしと云もそらごと也、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕羽織師 はをりの仕立、袴足袋是仕立るを羽織やと號す、(略)○中日本の肩衣はむかしは、上下の男子大紋の裝束をきたりしを、中世にいたりて其袖を略して肩衣と名付し也、

〔經濟錄 六〕章服(略)○中室町家ノ末ヨリ、海內戰國ト成、公家ハ衰ヘ、武家ハ亂世ノ風ヲ中ニ生レ、萬事ニ簡易ヲ好タルヨリ、章服ノ制毀レ、烏帽子直垂モ廢シテ、上下ト云服ヲ用ユ、上下ノ起ハ素袍ノ袖ヲ割去テ、胸ノ兩旁ニヒダヲ付タル也、今ノ長バカマ也、其後又ハカマノスソノ長ヲ嫌ヒ、是ヲ割去テ短ス、今ノ

半袴也、其後又肩ノ開キヲ縫ヒ、裏ヲ附ケ今ノ裏付上下也、遂ニ變化シテ、今ハ貴賤ノ通服ト成、上王公ヨリ下庶民迄、是ヲ以テ禮服トス、

〔白石小品〕武家裝束ノ事

普廣院殿〇足利義敎ノ御事アリシヨリノチ、近習ノ人々上下ト名ヅケタ、スワウノ袖トリタ肩衣トナヅクハ小袴著タル服從スル事出來タリ〇下略

〔八水隨筆〕一昔素袍の袖をきりて上下に充たりしは、松永彈正がはじめたるといふこと、よく人のしる所也、然上下のすそを切し事も遠からぬ事也、〇下略

〔本朝俗事談續〕一上下

慶光相國義晴公の時、内野合戰、正月元日に起る事なり、殿中貴賤皆素襖の袖と裾をとりて事に從ふ、吉例と成る、細川晴之の所爲也、又織田信長公の時、松永彈正〇久秀これをはじむと云り、

〔青標紙〕衣服制度的例

一半上下、惣而上下と言物は、足利家の頃素袍の事にして、今の上下にあらず、足利三代義滿公之時、内野の合戰、正月元日におこる、此時殿中御祝儀として、出仕の面々、素袍之袖と裾とを括り上て出づ、是より上下之形始るとぞ、又其後十代の義稙公の有馬溫泉へ御湯治の節に、供奉の内、走衆二十人肩衣半袴に小太刀をはかせらる、此時より始るといふ、何れか定かならず、なれとも鎌倉年中行事に、出陣之節、金襴之肩衣に小袴とて、羽二重之括袴を著せし事あり、又靜物語に、梶原が靜を迎ひに行所の繪に、今之絹への肩衣袴を著せし體なり、されば今の上下と云ものは、鎌倉足利の頃より以後、專ら用ひられたる物と見ゆ、歩行に便利の爲に出來たるものなり、永祿の頃、松永彈正素袍之袖を切、肩衣とせし事、又慶長のころ、近衛殿の先祖東求院龍山殿といふ人、薩摩の國に逗留の時、肩衣半袴を拵へ給ふを始とすといふ説は皆非なり、

〔倭訓栞前編六〕かたぎぬ　萬葉集に布加多衣見ゆ、今武家の肩衣袴は細川頼之製せり、もとひだなし、信長公の畫像もまかり、秦元親伏見の邸にて、秀吉公を招請せられしに、結番の士皆三幅の袴を著すといへる是也といへり、されど鎌倉年中行事に、鎌倉殿には、金襴の肩衣に小袴をめされしとも見えたり、

〔老人雑話下〕近衛龍山公は三藐院殿の父なり、衰微の時、さつまに在します、今用ゆる肩。絹。半袴は、龍山公の初製なり、素袍の袖を取れり、それに襞を加ふるもの也、

〔閑田耕筆四〕専斎の老人雑話に、今世の肩衣袴は、近衛龍山公薩摩にして制し給へりと紀す、世には松永彈正製せりともいふ、いづれか實なるをしらず、戰國の間、袖の長きを不便也とて、素袍の袖をきりて製せしよし也、玉露に宋渡江以來、士大夫始衣紫窄衫、上下如一、又云、紫窄袖衫、乃戎服也、出於兵興一時權宜、而相承至今不能改と紀す、袖の窄きと袖のなきと、兵興一時の權宜に出るもの、其意全く同じく、永世改る事あたはざるも亦同轍也、

〔秦山集雑著甲乙録二〕肩衣袴、細川頼之製之、然今公武皆用之、足打亦如此、上下今通用之、

〔藝苑日渉十一〕肩衣

足利氏之衰也、海内鼎沸、皇綱解紐、舉名文物、一切從便宜之制、迨織田氏之時、灰滅無餘、慶元已還、尊已反之正、未暇修禮文、因循至今、所謂肩衣卽直垂之除袖者也、直垂素襖之類、本田臣之服也、保元已降、始有此稱、迨足利氏之時、朝士多服之、○中略今袴有腰版、卽以當腰謂袴也、(俗名腰當)遂如著袴在衣表者、蓋東山氏之時、茶會盛行、其茶室者不過方丈、故除袖短袴以便周旋耳、今雖樂部伶人肩衣著袴表、猶不失古意、大抵人情日趨簡便、風俗日從奢汰、六七十年前、士庶肩衣及袴皆用葛布、今通用麻絹、麻絹絲經典緯、延喜式所謂纔也、

〔萬金産業袋五衣服〕寸尺幷字類

麻上下　上〈些ちなれはくなにく尺、〉　下一丈九尺五寸

長上下　上右同斷　下三丈三尺、但下は四尺五寸づゝ、六幅、外に六尺腰ひもと積ば成、

○按ズルニ、△印アルハ、曲尺ノ記號ナリ、

〔白石小品〕武家裝束ノ事

普廣院殿〈義教〉〈足利〉ノ御事アリシヨリノチ、近習ノ人々上下ト名ヅケタ、スワウノ袖トリタル〈素襖〉ト小袴着タル服從スル事出來タリ、〈略〉但シ其ノ肩衣トイフ物モ、始ノホドハ今ノ樣ニヒダメナドトルトイフ事ハナカリキ、〈肩衣ニヒダメトル事ハ、松永彈正久秀ガ、イヒ出セシ事ナリ、〉

〔季世雜談集 三〕足輕　中間　十德　肩衣　四布袴

昔貝翁讀書に、陽仁中足輕壹人清水に參詣す、〈略〉中間に肩衣〈今の如くにて、又風なり、ひだなく、時のつへに着て、付襟の帶あり、裾く〉〈略〉肩衣に今もちゆ、

〔諸大名出仕記〕三方、同肩衣にひだを取候はのは、自由なる儀に候、先如常ひだを取候事可然候、

〔翁草 百十八〕侍の禮服は〈略〉肩衣のひだは、信長公以來なるよし、先年織田貞置老人物語なり、

〔貞丈雜記 衣服〕一古は肩衣にひだなき物也、三光院内府記に云、半臂は如肩衣ニテ有裏云々、公家衆束帶の裝束の下に半臂と云裝束を着せらるゝ也、〈略〉其半臂は襞なき物也、ひだもなき物也、古の肩衣はひだなき物にてありし故、半臂の形をいふとて、如肩衣といひたる也、其形似たる故也、今の肩衣はひだをとるゆへ、半臂の形に似たる事はなく、大に違たる也、〈略〉

一今の麻上下の袴の腰にすてひだとて、おひ引の縫めの所にて、ひだを細くして、それぎりにひだを取すて、又よせひだとて、腰のひだを眞中へ細くよせてひだを取る事古風にあらず、近年仕〈正德享保ノ比ヨリ歟〉出したる事也、古風はひだのはゞ總樣へ同じ程づゝにまくばりひだをとる也、是を今はすだれひだ、とをしひだ杯と云也、かやうの事も段々古風をうしなふなり、

〔安斎随筆 後編四十四〕一古の肩衣にはひだなし、今も春日の社人ひだなき肩衣を着す、今の富小路殿、ひだとらぬ肩衣を用ひられし也、

〔独語〕つく〴〵と百年巳来の風俗をおもひくらぶるに、余所の事をば置て、江戸の人の風俗こそ殊に昔にかはりたれ、〈中略〉男の肩衣と云ふ物、昔は麻の幅鯨尺の八寸ばかりなりしに、貞享元禄の比より幅一尺におよべり、

〔昔々物語〕近きころ〈中略〉よほど大身なる歴々も、肩衣の幅甚広くして、鳥の羽をひろげたる如く成を着る人多し、是はやりの元は、〈中略〉境町役者の舞台へ出たる様子よき故、幅広きを真似たる物とぞ、何れもよからぬ風俗を真似給ふ、やめにして可然、

〔嬉遊笑覧 二上服飾〕衣食住の記といふものに、享保までは肩衣広からず、元文の頃より横麻のかた衣広くなり、鯨ひげを入れ、肩を一文字に仕立、小舟に帆かけたる如く、地合も享保元文迄は、目すきばりとて、しやんとして、音なきやうに、糊かげんを好みしに、明和の頃より糊こはく、紙のぼりの如くなれり、袴も武家と町家は違ひ、襠を下げたるをば、町人仕立と卑しめしに、天明の頃は、町人のやうに仕立、急に馬に乗る事成がたし、

〔甲子夜話 四十九〕高崎侯ノ祖輝貞ハ、厳廟〈常憲院綱吉〉ノ御時ヨリノ人、ソノ着用セシ上下トテ、彼家臣ノ持伝ルヲ閲タニ、今ノ制ノ肩衣ノヘリニ、鯨ノヒゲヲ入レタル所ニ、撚リ苧ヲ入レタリ、〈西牧紙是ノ麻紙カドアリ〉袴ノスソニモ亦同クヨリ縫タヽミテアリ、地ハ麁ナル麻ノ幅セマキモノナリトゾ、袴ニヨリ苧ヲ入レタルハ、立縮リニ皺ヤブラヌ設ナランカト、彼家臣ノ語リキ、

〔甲陽軍鑑 十下品第三十二〕氏康公〈北条〉仰らるゝは、川越の夜軍は天文七年七月十五夜と覚え候、氏康が廿四歳の時也、敵は両上杉人数八万六千程有、氏康に〈中略〉八千の人数に白き紙にて胴肩衣をきせ、首とるべからず、斬捨にして、敵なりと云とも白き物きたるをばきるべからず、人をきりか

けたりとも、うしろにて其の背開えば其所へきたれど、ミク鐶中ふくめ、代るの手の糊に雨上杉殿本のかしは原と云所へまりてかゝり、略

〔鳩巣小說下〕一天下武家ノ制法ニ相成候上ハ、不及是非コトヽイヘドモ、衣服ノ制餘リニ見苦シキ事ニ候、天下ノ萬國郡シキ中ニ、何レノ異狀ニカ、箇狀ノナキ衣服着用ノ所有之ヤ、唐國ノ麻上下ト云物ハ無縁候、着用仕候事尋タ惜ムベキ義ニ思召候、衣服ノ事ハ、武士トタモ背ヘ歸リ候ヤウニ、近日關東ヘ御下知アルベシト被仰出候内ニ、御疱瘡ニタ終ニ崩御ニタ御遂候、寶永三年九月二十二日、

〔成氏年中行事〕一公方樣御發向事、略、中公方樣左折之御縁ヌリ、金襴ノ御肩衣小袴、略、下

〔貞順豹文書〕一もぢいかたぎぬの事、六月七月之間は可被用候歟、但夫も心やすき參會の事にて候、貴人の御前へは可有斟酌也、

〔和漢三才圖會二十八衣服〕袴肩衣、略、中

絹肩衣、麻綿以白線縫之目無細紋樣、暑月着之、出於勢州津、最爲著名、鬼綟鬼綟一

〔萬金產業袋五衣服〕夏物類

肩衣類、京縫紬もじ上中の品大ぶん有事也、色いろ〳〵小紋石餠付、呂の肩衣同上 つもじ、勢州津よりいづる、縞地、小紋いろ〳〵、此外、鬼もじ 紙布もじ 島もじ 絹もじ等あまたなく〳〵、無地小もんいろ〳〵、絹もじ、津もじはまろにて切付もあれば、肩衣だけに切り、定紋に染る事も自由也、

〔八水隨筆〕一肩衣袴の袖をきりて、略、中麻子かたぎぬは、むかし評定所の給仕に、吉原の遊女出し事あり、其節三浦屋の高尾夏のかたぎぬはうすものまかるべからんといひしぞ、松平伊豆守信綱聞きかれ、尤の事なりとて作られけるとなり、是は本阿彌本通が子、次郎左衛門咄しなり、其後麻

子肩衣に裏を付て、多用ひし事は、小堀十郎左衛門政尹遠州三男なり作之也、

〔肥後物語〕家中質素之風行ハル、事

隠岐○亀井諸国ヲ遊歴シ、士風民情等ヲ何国ニテモ心ヲ付見ルニ、幾度毎ニテモ熊本ノ風俗ニ感ジ入リシ也、中略○中畑生喜左衛門ト云ハ、彼地ニテモ名ヲ得タル人ナリ、同人廿四年ノ間奉行職ヲ勤ム、彼國ノ限アル役人ハ皆上下ニテ、夏ハ肩衣ヲ用ユ、喜左衛門逢人ノ用ル網ニテ肩衣ヲ作リ、廿四年ノ間、右ノ肩衣一ツニ済セシ由承ハレリ、

〔甲子夜話四〕龍紋ヲ麻上下ノ代リニ用ルコトモ、左近始メラレシト云、一日著シタル德廟吉宗○紀州ノ御前ニ候セラル、ソノトキ左近ノ上下ハ何ナルヤト御尋ナリ、是ハ龍紋ニテ候、家来ヘトラセ候ヘバ、麻ヨリ保ヨキトテ候ト申上ラル、夫ヨリ世ノ中、龍紋ノ上下ヲ用始メシト云、

〔幕朝故事談〕公方家

公方様、御不断召は八丈縞なり、中略○中田安様は郡内縞也、青縞を御召被遊、三筋立の棧留の御袴に、御肩衣は麻に裏をしたるもの也、御継上下と麻との間の時は、茶字の御上下也、二丸様御入など中時は、茶字の御上下にて御登城なり、

〔世事百談〕緞子の上下

禮服には、貴賤ともにおしなべて、麻上下を著用することなり、その外には、龍紋、絹の小紋などにかぎれり、昔は仕官の人なども繻子、緞子の上下を著たるなり、今も越後の農家などにて、婚姻などはれの時は緞子、繻の上下を用ふときけり、戯場にては常のことなり、これらもみな古風のなごりといふべし、むかし緞子の上下を著たることの物に見えたるは、寛永頃の記録に、青柳某といふ人の、緞子の袴くゝり股だちにて、羅紗の雨羽織、数寄屋足袋、高木履に、下人に傘をさゝせ通りけるといふこと見え、また白石遺稿に、むかしはしかるべき仕官の人は、大かた緞子繻子等の

裏付候上下を用ひられ候と承り及び候、ある人の親父は、しかるべき御役をつとめ、世のもてなしも大かたならず候人にて、誰もその頃五十計にても可有之、しかるに麻綟の紬子の上下たゞ一具にて、日夜の出仕し候て、君のかくれさせ給ふ御あとまでも存生にて候ひしが、その上下のきれにて候とて、その子息の時に、本人の袴にせられ候を、それがしも見たるに、花色の小紋なる紬子にて候ひきとあり、今よりおもへば、紬子の上下を着用すること、奢侈に似たれども、たゞ一具にて日夜の出仕を勤められたるは、かの紬子が一領を三十年の間にて勤事すべし、

〔一話一言 二十九〕江戸風俗の事　服飾之部

諸役人（麻上下小紋之類着之○中略）

天明の末、倹約の令一たび出て、無服飾を禁じ、小倉木綿、京さんとめ、わけんたんなどをもて、袴に製し、袴もじに裏つけて肩衣とせり、或は真布に小もんがた打て袴となせるもあり、または肩衣は麻上下の上を着るもあり、（中略）寛政の末に至りては、商人また服飾の制も美しく見へて、（中略）肩衣は絹にうら付、はかまは唐さんとめ、たんごじま、茶宇じまなど思ひ〳〵に着せり、夏も絽もじなどの肩衣に、精好じま、絽よこ麻の島など袴とせり、

〔一話一言 四十五〕流行物書留之事

頃日江戸の流行もの、且大小にあじろ鞘、小柄のこして柏木鳥麻肩衣に斎草履、（下略）

〔天保市令〕

一上下地縞微塵小紋（之類、代銀拾五匁之品、引下ケ拾二匁五分、之品、引下ケ十二匁五分、代銀拾四匁之品、引下ケ拾二匁五分）

一平微塵小紋（之類、代銀拾弐匁之品、引下ケ拾匁、之品、引下ケ拾匁五分、代銀九匁之品、引下ケ八匁五分）

一並小紋（代銀七匁五分之品、引下ケ六匁五分、代銀入七匁之品、引下ケ六匁弐分）

一縮緬呂様両面小紋（緬みじん拾三匁五分之處、拾匁四分、中拾壹匁五分之處、九匁五分、並同九匁之處、七匁五分、）
一片面小紋（絹上拾匁之處、八匁弐分、中八匁五分之處、同七匁三分、並七匁五分之處、六匁五分、）
一無地紋付（上黒拾匁之處、八匁五分、並同八匁五分之處、六匁五分、）
一花色御納戸（六匁五分之處、五匁五分、）
一空色鼠茶淺黄（六匁之處、五匁、）
一無地上繡（拾匁之處、九匁、並八匁五分宛、七匁五分、）
一麻上下紋付両面（絹拾三匁へ拾壹匁三分、中拾壹匁へ八匁弐分、並九匁へ七匁、）
一絹紋付上（八匁五分之處、七匁五分、）
一薄檜淺黄（六匁五分之處、五匁、）
一花色上（五匁之處、四匁三分、）
一空色淺黄茶鼠之類（四匁五分之處、三匁五分、）
一木綿紋付花色御納戸（五匁之處、四匁弐分、）
一同茶鼠紋付（五匁へ四匁弐分、）
一同花色御納戸無地（三匁五分へ三匁弐分、）
一同縞上繡（八匁五分へ七匁五分、）
一同中（五匁五分へ五匁、同並四匁五分へ三匁五分、）
但羽二重、紗、綾、綸子、縮緬繻之類ニ至候而も、染方之義ニ付、少シ直段相増候義ニ可有御座候哉ニ奉存候、
本文染上直段、諸方注文ニ寄、染数相懸候儀ハ相對之儀ニ付、少シ直段相増候義可有御座奉存候、
五月十（天保十三年）九日

色目

(伊勢兵庫頭貞宗記)肩衣袴をなじ色に候共の事
一肩衣袴は老たる若き物あひによりて、色違仕事間敷候歟、但ひやう紋などは、れうじには着候はや候、二色を三色などに染分ては常にも不苦候由候也、肩衣袴同じ色に候共、もめんはかまはおもてむきへはいで候はず候、内々にては着候也、
(貞順豹文書)一かたぎぬはかまの色も上下と同前也
一かたぎぬにはかまの色がはりたるは、内々にては不苦候歟、是も式々の時はむやくにて候、
(中島摂津守宗次記)一かたぎぬはかまにて出仕の御ともと有時は、かちんのかたぎぬはかま本なり、青墨に御はしりの時のよのばかまに別の色あるべからず、かちん本なり、
(宗川入道宗記)最様文官者口状之事
又このうつけには、かまかたぎぬをこしらへとらせんとおもひ、色はなにいろがすきぞ、このめと申候へば、とかく老少不定ともにかちんがよひと申た事、
(甲陽軍鑑三十二品第三十)甲州勢も手前に取紛、信玄公いづ方に御座候も存ぜず、越後勢も其通也、然ば萌黄の胴肩衣きたる武者、白手巾にてつぶりをつゝみ、月毛の馬に乗、三尺計の刀を抜持て、信玄公床机の上に御座候所へ、一文字に乗よせ、きつさきはづしに三刀伐奉る、中略原大隅と申御中間頭、青貝の柄の御鑓を持、月毛の馬に乗たる萌黄の段子の胴肩衣武者をつけば、つきはづしたるにより、具足のわたがみをかけうちつれば、馬のさんづをたゝき、馬さうだつてはしり出候、後きけば、其武者輝虎なりと申候、
○按ズルニ、松隣夜話ニハ、此日謙信ノ著セル肩衣ヲ、青キ段子ノ胴肩衣トセリ、
(信長公記十四)二月天正九年廿八日、五畿内隣国之大名小名御家人を被召寄、駿馬を集、於天下被成御馬揃中略御小人衆あかき小袖にこう地白の肩衣黒皮之袴一様也、

御内府〈信長、織田、〉之御裝束略○中御肩衣べにどんすにきりから草也、御袴同前也、御腰にはだんの作花をさゝせられ、是は禁裏樣より參りたる由也、

〔諸大名出仕記〕肩衣の色と同袴の色の替りたるを著候事略儀に候、少人には不苦候か、但是も心安時の事也、略○中

小袖と同肩衣袴の色同やうなるを著候もあしく候、不苦とは申ながら、少めにたち候、略○中

村濃染たる上下、同肩衣袴の事、彼入著候、不苦とは申ながら、本々の參會の時は如何有べきや、先は如常縫め付可然候、地紋にしてそれを紫にまたたるの事にて候、

〔石岡道是覺書〕一松平陸奥守樣御合口にて、不時に登城、御夜咄にも御出仕、或時御數約にて出仕、正宗は異風を好候間、何も替り裝束之由、忠秋公にも紅茶うらの御上下被爲召候、然處正宗御酒宴の内、御次〈江〉御立候所、忠秋公を被見、扨々珍敷也、紅の袴を著候は、往古有來候得共、紅の肩衣といふは、此年迄不見、始て一覽之由數興被申候由、其節忠秋公にも御脇指に御手を掛ケ、御忿怒體にて、御にらめ付被成候由、

〔風流軍配團 二〕名殘の盃呑込まぬ不心底の胸は異ある忠言

佐五郎死罪明日に極めぬれば、略○中明朝未明に牢屋の門まで來てまたるべしと言渡さるれば、梅之助恐なしと罷出て歸り、翌朝白裝束に無紋の淺黃上下著し、家來に土器二枚新しき八寸にのせて持たせ牢屋の門前に控へ待ちゐたり、

〔宗五大草紙 上〕衣裝之事

一すはうはかま上下かはるは略儀也、略○中又肩衣には、いにしへは、我紋をかならず付候つる、當時は、一向かはり候、乍去小袴もかたぎぬも、めにたゝぬやうに候が能候、

〔伊勢兵庫頭貞宗記〕肩衣袴の色に上下の事

一色に上下有由候、ひやう〇ひやう、〈一本作〉紋なとは常には御禁制にて候、其外の事はいかゞ候哉不存候也、

〔常憲叢草〕一大和家に御家の御紋事、足利大和守せられたる其かたにより御紋被成、但大和一人のやうに永及候也、そのゆへは常徳院殿様〈足利義尚〉江州御陣之時、佐渡守御紋のかたぎ〇〇〇〇を着用候しをば不可然候由被仰出候事、定而可為存知、但被申分候つるか、其段不存候、近年は佐渡守子孫は、御紋を着用なく候し、兵部少輔政郡と申候しは、常徳院殿様御方衆に被召加、其後は中次をも被仰候つる、慈仁殿中のかたぎりの御紋を着用候事無之候き、

〔玉露叢十〕一寛永十二年正月廿八日ニ、二ノ丸ニ於テ、將軍家光公ヘ、仙臺ノ政宗御膳ヲ上ラル、中略

一御膳下レタ御能アリ、亭主ヘモ、一役御所望遊バサル、質、上意也、中略

一公方様今日ノ御装束ニハ、下ニ白御小袖、上ニ御紋ノ小紋ノ御小袖ニ、紅裏紫ノ葵ノ丸ノ御紋所黒繻子〇〇〇〇ノ御上下、中略土井大炊頭利勝ハ、小袖物ノ白タナル綾地ノ大紋ノ染物ニ紅裏ナリ、淺黄〇〇ヲ襦袢〇〇ニシタル〇〇上下ヲ着シ、三尺計ノ金綱帳ノ大脇指ヲ帯イカラカレタ歩行ナリ、

一今日ハ、大小身ニヨラズ、御能ノ御役付アリ、中略政宗其時ノ装束ニハ、下ニ淺黄地ニ、金紋ノ繻子、裏紅梅、其上ニヒワ鹿子ノ小袖ニ、金紗ノ五色ノ糸ニテ、縫リ七寸四方程ニシタ、裳ニ繡ヲ五所紋ニシタ、淺黄裏肩衣ハ鹿子、後前ニ唐獅子ト蓮唐草ヲ金ヲ以テ繡箔、袴ハヒワ〓地ニ、色々裏〇〇〇〇ヲ、金紋ニ縫付タセ、下略

〔享保集成絲綸錄十〕正徳二辰年十月

覚

一御出棺〈常憲院殿〉御供之面々、布衣以上は熨斗目長袴、布衣以下は熨斗目半袴可着事、

但質斗目は、無地ニ而も、腰明ニ而も、且又上下も小紋ニ而も無地ニ而も、可為勝手次第、〇下略

〔室町故事談〕公方家

浚明院様(家治)(〇略)用暑気の節、腰あきのし目、むちのしめ、小紋の上下、むちの上下、有合次第着用可致との御書付出るなり、

〔親容儀拾五〕四季上下之事

いにしへは通じて素袍袴を着せし也、〇中略今世上に着する處の肩衣は、其素袍の袖の廃れる處なりとぞ、來其儀杳を知らず、其色春三月は萌色(萌のみどりに少黒みのかゝりたる色也)夏三月は水色(俗に云うす浅黄の事也)秋三月は鼠色(鼠ひわ黒の色なり)冬は黒色、是則四季相應の色にして、尤其理よる處あり、此色はいにしへ素袍の色なり、しかれば當世の上下の色も、右をかんがへ侍りてこそ染べけれ、よつて麻上下を本式として、裏付上下を略儀とせり、朔日十五日廿八日、其外臨時の會合心安き處に、裏付を用べし、武家には其家々の法式ありて、一へんに顯りがたし、當時江都流の事は云にやは及ぶ、又次上下は至略儀也、尤官人のすべき事にはあらず、展子肩衣は嚴暑のあつきをしのぐためにて、はるか後の製也、公私の差別を分判して着用すべし、

〔萬金産業袋(四衣服)〕京染仕入物類

麻上下類(かみしも)色小紋いろ〳〵、有紋付石もち付、無地いろ〳〵、此内にかちんには子持すぢに石もち付あり、上野北布下常晒、是を上代と云、かみしも共常晒をとも地と云、中上下、小上下、着初上下(麻黒紬、しん所松竹に石餅、子もち筋あり、)皆いづれも無地小もん、色いろ〳〵、長上下出來合、多くは小もん計也、
但かちんに子持筋はあり、有紋はなし、

〔享保集成絲綸録(七)〕享保十四酉年十一月

覚〇中略

一出し登城致來、御道具爲持候時之通、(入用分付箇)熨斗目着候格之者ニ、常々之熨斗目上下、外之者ニは
ふくさ小袖麻上下、足輕一は對之羽織着させ可申候事、

右之通可被相觸候、以上、

十一月

〔天明集成絲綸録二十二〕天明七未年十二月

正月十四日、御年始ニ付組番當番之面々、熨斗目麻上下着用候儀可致候、尤以來右之通候間、得其意向々江可被達候、

〔類集撰要十一〕寛政九年二月廿六日、從町御奉行所被仰渡候書付、

此度於御本丸御能之節、御白洲ニ而、町人拜見被仰付候間、町々割付人數之分、髮月代仕、麻上下を着し、見苦敷無之樣ニ仕、當日罷出之町々明ケ七ツ時前、當番ゟ三番迄は、常盤橋御門江入、○下略

〔幕朝故事談〕諸侯

臼上召時は、いつでも麻上下にて出る事なり、平服なれば平服で可出と申來るなり、御留守居衆にて皆麻にて登城の日にて人、御用の義有之て今登城との時は、平服にて出るなり、御用部不知故なり、麻にて出るは古事なり、夫故召時は麻にて可出由申出すなり、平服の日にても同斷なり、○中略

水野壹岐守、元日出仕の時分獻上ものゝ前に置、勝手に罷立候て、御目見不仕候ゆへ、翌日見咎、三日御目通差扣被仰付候、然るに麻ふくさ小袖麻上下登城致候に付、又御叱りなり、是正月七日迄の御目通差扣は、熨斗目麻上下にて登城致す御定なり、

〔一話一言二十九〕江戸風俗の事　服飾之事、

諸役人(萬石以上以下小身之諸士)

安永天明の初のころは、〇中略麻上下も麻にてはせず、龍門琥珀麻太麻など、綃をもて織れるもの
にて製す、〇中略
天明の末、節倹の令一たび出て、銀服飾を禁じ、〇中略麻上下はなべてみな諸麻のやれたるを着す、
ゆきたけもみじかく着なし、鼠のぞうりをはけり、

〔賤のをだ巻〕一翁が上下着習て十五六歳になる比は、麻上下はよせひだとて両肩の中通りへ、いかにも細くよせて仕立たるが流行たり、

〔武野燭談六〕一綱吉公未相公の御時、公方家の御機嫌毎日伺はるゝに、麻上下を着有し、慎謹ましまし、御快御座あれば、御上壇に居られ、下の方にて御手をつき聞召るゝ、毎日違ふ事なし、献上の御菓子以下、何によらず差上られしものは、必役御目通にて頂戴しけり、信敬御志厚れたるより顕れにけり、御本丸にして表御座の間に出御の間は、御上下を奉り、老臣以下退出して後に、常の御居間へ入せ給ふ、

〔武野燭談七〕一家宣公いまだ甲府中納言殿と申奉りし頃、日講を始られ、儒子を召、講釈仰付られけるに、麻の上下を召れ、正敷御着座有ける、寒天暑熱の時、諸儒には継上下をゆるされけれども、御自身は麻上下也、

〔奥州波奈志〕とら若
とらいは達弾と云し外りやう有き、寛政年中のことなるべし、大力大男のげんきもの成し、そひの若生、時ならず麻上下を着して来たりしをとがめ、何故の禮服ぞととふ、若生曰、今日御術のでんじゆすみしかへりがけなりといふを聞て、〇下略

〔青標紙〕衣服制度的例
一色麻布麻上下之事　享和二戌年、五節句式日之内、都而夏向色麻布麻上下着用致候儀、如何ニ

繼上下

御座候段、

附、目立不申分不苦候

(四季草秋草中)繼上下

繼上下の事、今世肩衣と袴と色の違ひたるを繼上下といふ、是は古風なり、前にも云如く昔は肩衣と袴と一對にてはなし、肩衣ははなれ物にて、袴と一具したるはなかりしなり、今世は繼上下を略儀とするなり、是時世の風俗なり、

(有德院殿御實紀附錄十七)常に仰けるは、○中略また繼上下といふ事をはじめ麻の肩衣に裏附し袴など、心のまゝ着すべしとぞゆるされける、

(嬉遊笑覽二上服飾)衣食住の記といふものに、○中略つぎ上下などは、享保迄は甚の略服にて、寒氣の時など着用し、多くは決して用ひざりし、元文の末、御役人平日は繼上下に不及、つぎ上下、小紋縞類取交用候樣とありてより、押並てつぎ上下着用になりし、天明の今は職々も座敷に用らるとあり、

(甲子夜話七十)或人林氏ニ問タ云、今武家ノ服、麻上下服紗小袖ニテ事足ルベシ、入ラザル繼上下ノ類、小紋ノ服ナド云雜色ドモ出來タリ、事多クナリシナリ、時アリテ改革セラレバ、青衣ノ一ツナルベシト、林氏答タ云、言ハル、所至當ノ論ナリ、然ドモイフノ世ニ成タモ、此事ハ出來マジ、既ニ京師位袍ノ外ニ、直衣ト云モノヲ始メシヨリ、人情自然ノ雜袍ヲ好ムコトニナレリ、狩衣ノ色目尙更ニ品多シ、武家トテモ同ジ事ナリ、人情ヲ計ラズシタハ、如何ニ論ハ當ルトモ、其事ハ行ハレザルコトナルベシト、

(幕朝故事談)公方家

田安樣、五日一朝の時、繼上下也、御病後の御機嫌伺の時は裏付なり、夏は背繼上下也、○中略

諸侯

水野壹岐守、元日出御の時分、獻上もの前に罷、勝手に罷立候て、御目見不仕候處、伊豆守見咎三日御目通差扣被仰付候、然る處ふくさ小袖縫上下登城致候ニ付、又御叱りなり、是正月七日迄の御目通差扣は、熨斗目麻上下にて登城致す御規定なり、

〔貞丈雜記 五衣服〕一今時長上下といふ人あり、あやまり也、肩衣長袴といふべし、長き下はあれども、長き上はなき物なり、

〔享保集成絲綸錄 九〕寛永六巳年正月

覺

一御出仕〇謂御禮月次之御供之面々、熨斗目長上下可着之事、

但熨斗目ハ、無地ニ而も縫明ニ而も、且又上下も小紋ニ而も無地ニ而も、可爲勝手次第事、

一露髮之面々、御奉納之節熨斗目長上下可着事、〇下略

〔青標紙〕衣服制度的例

一長上下　諸麻を用る事本式なり、當時は絹麻龍門の類を用る事略儀なれば、殿中は憚るべき事也、文化八年二月御暇の大名絹麻の上下を用ひられたるが、內々御沙汰有之諸麻に替らる、又同年四月御暇の國主大名、龍門を用ひたる事ありしが、是も內々御沙汰有家の先格の由にて、押て用ひられたり、都而色柄の事は定なし、古へは無地を本式とし、たまたま小紋を用ひたるものも、享保の頃までは、殿中多く無地を用ひたるものなるが、寶曆の頃より追々小紋を用ゆ、いにしへの裃方は、裃の腰板堅狹して紐を腰につゝけて、付出して前方へ引通したるが、今は切て別に付るも、又襠にくゝりを入れ、途中徒行の時は括り上る事本式なるが、今は腰より別に紐を出して括るなり、但凶事には、黑染又淺黃の無紋を用る事なれば、嘉珍花色の無地は好て用ゆべからず、

夏上下

（官中秘策十七）年中行事

七月十五日　月次之御禮無之

一盂蘭盆會ニ付、紅葉山江御參詣、御白帷子、御長上下、

（百一箇條）正德五年八月朔日、御太刀馬獻上、上使松平志摩守年來長上下著用、自去年著衣冠、今年亦衣冠也、

享保九年四月廿一日、家公（○日野黄門資廉）（○中略）獻上物使者長上下、御家來勤仕、御家來一人長上下、

（常山紀談三）豐後國城井彌三郎鎮房大剛士にて、城井谷の要害に籠居て、國主の成敗に從はず、仍秀吉公より黑田如水へ内意有、如水方便をめぐらし、城井が女を甲斐守長政が妻に娶、其舍會に城井を呼て、其座にて長政自ら鎮房を討果す、長政小姓喜多村長三郎、十二歳にて二の太刀を打、城井が從士切入處を、黑田家臣栗山備後守、井上周防守、後藤又兵衛以下、政僕の裝束長上下にて、館迫取、從徒を悉く平らげ、鎮房が首は秀吉の命に仍、磔に掛る、從徒は從僕の中にて云けるは、昔より館も多けれ共長袴の館は今ぞ始ならんと笑ふ、昔人聞之て、斯くいそがしき中にての戯れ、流石勇者の強盛理有と譽之、長政の家家其由を聞も不斂、

中々にきいて結のるものならば誰ため絶んはたもの、上と書て十九歳にて自害スと也、

（將軍德川家禮典附錄十一）右大將樣（○家定）御月御婚禮之次第

天保十二年丑年十一月廿二日（○中略）

右大將樣江姫君樣（○家慶女）より被遣

一御長上下　二具

御紋付御熨斗目御地紙　一

御紋付花色小紋　一

（四季草秋草中）夏上下

夏上下の事、今世用衣は屎糸、麻、精好、紗などのうす物を用ひ、袴に精好ひら、綾ひらの類、生糸織のうす物を用る事、是古のすき素襖より出たるものなり、宗五記に云すき素襖とは、越後布を染たるを申候、是は六月七月兩月各着候、八月朔日よりあつきすあふにて候、當時すき素襖御免の御禮など被申入候て、年中めし候事、珍しき由、金仙寺〈東山殿代政所執伊勢伊勢守平貞宗、號金仙寺、貞丈が先祖なり、〉のたまひ候し云々、越後布とは近世越後ちゞみといふ物なり、是にて素襖を縫たるを透素襖といふなり、うすく透通りて涼しきゆゑ用ひしなり、近世の夏上下は是より出たる物なり、

〔殿居囊〕武家年中行事

四月

朔日　五時、のしめ袷麻、今日ゟ足袋不用、月次御禮、其外御禮衆、御三家方使者被差出之、○中略

五月

朔日　五時、ふくさ袷麻、月次御禮有之、

○按ズルニ、袷麻ハ袷麻上下ヲ云フ、

〔一話一言二十六〕南市令府傳書

延寶八年申四月十日、嚴有院樣〈○家綱〉御代、

一今日於二丸、酒井雅樂頭殿御茶被獻、深町土佐淨瑠璃太夫三郎操有之、其上覽、右爲役人、與力頭方より給人、熨斗目袷上下着、同心二十人、上下着、右與力同心共中番役にて出る、○中略

延寶八年申八月廿五日、同斷、〈○嚴有院御代〉

一新御勾當被爲召候旨、土井能登守殿、出雲守殿へ被仰渡、勾當を與力同心、染袷麻上下着召連、御城中之口迄引連、與力は御廊下へ上り、坊主衆を以、内藤若狹守殿井御目付衆へ申込、勾當は御殿へ上り、平家二句語之由、夜四半時退出、

〔諸田問答〕一裏附上下幷ニ色ノ替リタル肩衣ヲ着シ候事、何頃ヨリ初レルヤ、享保ノ頃ヨリナド申傳ヘ候ハ、實說ニ候哉、

答　裏附上下ノ始、數年亂候ヘ共、慥成說ヲ得ズ候、凡大猷公〇德川家光ノ御代カト覺存候、享保ノ頃ト申候モコトツリナキ事ニハ無之、當時總肩衣ナド、申候タモ夏カタ衣ニ裏ヲ付用ヒ候ハ、有德公〇德川吉宗ノ御代享保ノ初被仰出用ヒ候事ノ由申候、

〔八水隨筆〕一昔袞袍の袖をきりて上下にしたりしは、松永彈正がはじめたるといふこと、よく人のしる所也、〇中略裏附の上下は小堀遠州、茶の給仕する小姓にはじめてきせられしよりひろまりて、今常服となれり、

〔青標紙〕衣服制度的例

一裏付上下　古くは都て麻上下を着せしものなるが、嚴有院樣〇德川家綱御代寛文の頃、夜分拜塞氣をふせぐ為に着したるもの也、其後平生に是を用ゆるやうになれり、

〔寬寬集成十〕裏付上下

宗恒の比までは麻上下なり、八十年餘なり、夫より以後の比、此品始る、

〔政談二〕朽木土佐守ガ語リシ、土佐守ガ父伊豫守十八歳ノ時、大猷院〇德川家光ノ御代成ベシ、同格ニ能有ク見物ニ呼レシニ、裏付上下ヲ不持ユヘ、見物ニ不得行ト也、二萬石餘ノ大名ノ總領ガ、十八歳マデ裏付上下ヲ不持コトハ、草履片々、木履片々成風俗ノ世ナレバ也、當時ハ某式ノ者ノ子供モ、裏付上下ヲ持コト也、昔ハウラ付ノ所へ麻上下ニテモ着タル也、今ハ格式ノ樣ニ成タ、如何成者モ、上下モ小袖モ、帷子モ、數品揃テ持ネバ成ヌ世界也、コレ制度ノ樣ナレドモ、誠ノ制度ト云者ニ非ズ、世ノ風俗ニテ、自然ト新規成コトヲ仕出シ、是ヲ見マネスルヨリ、後ハ風俗ニ成テ、今ハ格式作法ト成タル也、譬バ裏付上下モ、羽織モ袴モ、昔平服也、然ニ羽織ハ略儀也、裏付上下ヲ着ベ

キ場也トスルコト、今ノ世ニハ有也、昔ハウラ付上下ト云物モナシ、右ノ差別ノナキ證據ハ、諸初ノ時肩衣ヲ取ト云コトヲ有ハ、麻上下ヨリ直ニ袴計ニ成タル也、ウラ付ハ無テ麻ノ袴ヲ用ヒタルコト明也、

〔殿居嚢〕武家心得草

天變出火達廬中等心得〇中略

達廬閉門並知之内、宅ゟ出火之節者、〇中略御目見以上ハ裏附上下着、御届ハ親類名代、〇下略

〔幕朝故事談〕公方家

御門番大名、御規式御成の節御成還御共、麻にてつめる也、御狩の節は朝計出る也、且裏。付。なり、

〇按ズルニ、麻トハ麻上下ニテ、裏付トハ裏付上下ナリ、

〔近代公實厳秘録六〕美濃部左傳治殿中にて伯父美濃部猪右衛門を切ころす事

大御所吉宗公の小十人山高左大夫組に美濃部左傳治と云者あり、十八歳に成しが、至て短氣者なり、延享二年十一月十二日、泊番の節、つゝぢの間に寢所をかまへ、相休みけり、左傳二紹の肩衣をぬぎ置、つゞらの上に指置、寢入ける内に、相番の若手の面々いたづらに彼の絹。の。裏。付。かた。ぎ。ぬ。の表の花色のうへに、鮎天鳳に南無阿彌陀佛と書て、静かしらずにさし置けり、

〔將軍德川家禮典録十二〕寶暦三癸酉年

十二月

一裏付上下之儀、唯今迄は小。紋。と縞。差別有之候ニ候得共、以後は差別無之様、大目付御目付江達之、

本文裏付上下は、通。し。上。下。とも云ふ、これは一種之物にして、世間一般に着不行ものに而、他より見る時は、麻上下同様なり、地合は龍紋にして、麻上下之如く小紋を置く、裏は茶丸海氣

之類なり、これを裏付上下と云ふ、又は紬に面裏付を通し上下と云、

〔一話一言二十九〕江戸風俗の事　服飾之部

諸役人 万石以上以下小身之面々衣

安永天明の初のころは、島琥珀のうら附上下、夏は仙臺ひら、雲中ひら、こはくひらなど、その價至て貴きものを着とし、小身迄なべて著せしなり、○下略

〔享保集成絲綸録九〕延寳九酉年四月

覚 ○中略

一壹万石以下三千石以上之面々、使者○中略は染帷子半上下ニ而、四時より九ツ時迄之内、二王門前大臘梅迄被遣、本坊江可被献之事、

一此外之面々使者も染帷子半上下ニ而、九時より八時迄之内、二王門前大臘梅々迄被遣之、本坊江可被献上事、

右之通、五月九日ニ可被献上者也、

〔百一録〕正德五年十月二日、伏見新宮御目見御參内、○中略御供白左右布衣八人、半上下青侍無之、入車寄御門、到長橋玄關、

〔將軍徳川家禮典附録十一〕右大將家○家慶御婚禮之次第

天保十二年丑年十一月廿二日、○中略

右大將樣江御簾中樣○喬子より被遣進○中略

一御半上下　二具

御紋付加賀絹熨斗目　一
御紋付花色小紋　一

〔御供古實〕一かたみがはりの事、かた衣袴の事、十四五迄可着用候、

半上下

著用制

〔御供古實〕一もじのすはうの事、殿中へはめし候まじく候、かつた衣の事も同前にて候、射手すはうは不苦候、

〔今川大雙紙上〕衣類ニ付て式法の事
一あそび者に小袖を出す事、是は式體すべからず、立ながら出すべき也、すはふ袴同前、またゑやくに立たる人、肩衣ぬぎあるともぬぐべからず、還てぬぐべし、

〔伊勢兵庫頭貞宗記〕もぢのすわう同肩衣の事
一殿中へは無着候、貴人の御前へも同前に候、内々にては不苦候也、

〔青標紙〕衣服制度的例〈中略〉
昔は肩衣と袴と一對にてはなし、肩衣ははなれ物にて、一具したるはなかりし也、扨陪臣にて肩衣を着する事は、明暦大火前後より始まれり、其以前は御老若、寺社奉行にて、家老の上座たるもの、是を着せしものなりとぞ、

〔有徳院殿御實紀附錄十七〕常に仰けるは、むかしは上も下も奢侈をしらず、萬の事簡易なりしかば、當用事たりて、諸民安穩なりしが、太平日久しきにしたがひ、人々華美をこのみ、奢にたける風俗となりし故、世中自らとぼしきにいたれり、衣服調度すべて數多くなり行しは、よからぬならはしなり、常憲院殿〈綱吉〉御代のはじめまでは、上下は青麻をのみ用ひしときけり、今よりふたたび古の風にかへし、裏附し上下を禁じ、麻のみを用ひしめば、花美をのぞくの一端ともなるべし、先我身に行ひ試むべしとて、享保の中頃三月ほどの間、終日麻上下を召ておはしけるが、いかに思召けるにや、此事は仰出されずしてやみぬ、されど諸大夫の人々も、平日白小袖を着るに及ばず、縞また小紋の小袖、心のまゝに着すべし、また繼上下といふ事をはじめ、麻の肩衣に裏附し袴など、心のまゝ着すべしとぞゆるされける、

著用法

〔殿居嚢〕諸御門番所御法令書 ○中略

一大手御門 ○中略

拾万石以上之衆御譜代衆勤之、番侍拾人之内、番頭壹人、物頭壹人、常肩衣着、平士羽織袴着、○中略

一内櫻田御門 ○中略

右三ヶ所、大手、内櫻田、西丸大手、御門番之頭取を、番頭役と書上、○中略 於所臣、御城内ニ而、平生肩衣着用之儀は、三ヶ所番頭之外無之事、○中略

一外櫻田御門 ○中略

一番士五人羽織袴、○中略 番頭も同服、肩衣着用者不相成候事、

〔柳營秘鑑〕五 享保年中行事之略

正月三日 ○中略 大納言樣御肩衣、御側衆渡之、老中西丸、老中三之御猶之間板縁にて大夫に渡之、歸座之節、御三家江肩衣可被賜旨、會釋有之、夫より出仕之面々江も、何も肩衣可賜旨傳之、尾張殿、紀伊殿、水戸殿江上意有之、老中出座、御祝儀申上、○下略

〔武江年表〕十一 慶應三年三月朔日より、諸役人継上下を用ひず、袴外套着用すべき旨を令せらる、

〔桃源遺事〕四 一西山公御國元にて、年始の御規式、諸士布衣素襖を着し候儀、延寶六年戊午年より、御はじめ被成候、小姓頭以上を布衣とし、寄合觸引より、中山備前守組付まで素襖とし、夫より以下を、上下と御定め被成候、總じて加様の儀も、廢たるを興し、絶たるを御繼候よし、

〔中島攝津守宗次記〕一はかまをきる時かたぎぬの事、袴へあしをいれてのちに肩衣をきるなり、きるもの、えりとかた衣のえりと、おなじ物にきる事本なり、

〔武家裝束抄〕三 一近衛大閤、家熙公、寶永中、久々東都におはせし時、常には直垂を着給ひしに、袴のうへにかみをうちかけて、狩衣のやうにあてこしにて結たまひしと、見たる人の語りし、古は直垂

も素襖もかくこそありけめ、今もさるがくといふものに狂言するもの、、上下を著るには、先袴をきて、かた衣を上に著、おゝてこしをする也、古風の遺れるなるべし、

〔年々随筆四〕觀世流人の門徒の在家、朝夕の看經に、上下の上ばかりをきる有、又輕業力持のはやし方、上下の上ばかりをきるを、そかしき事におもひこしに、十訓抄に、大原の聖達四五人ばかりつれて高野へ參けるに、河内國石川郡に留りけり、家主は紺の直垂ばかり著て、袴はきず云々とあり、むかしもさるためしありけり、

〔伊勢貞親教訓〕一朝には疾起て身を清め、衣を肩衣の上に懸て珠數を取、奉信處の佛神三寶殊に御氏神を奉念者に隨當法施をさゝげ、武命長久家門相續の可奉祈嘉運、

〔走衆故實〕一慈林院殿様〔足利義政〕御代、有馬の湯へ被入候時、右京兆〔高國〕往古より加様の御用心の時、又遠路などにて候へば、管領より廿人走衆被參候つる由候、御輿をもひかせ候はん間、被參候はん由被申候、〈略〉〇中慈林院殿様所望六借被思召、御用心も入候はや候、又御輿をもひき候事も候はず候、其御輿かきおくめしつれられ候由候て、京兆衆はじめつれられ候はず候、走衆廿人かたぎぬ、はんばかまにて小太刀をはかれ候、その時分物忩事ありし程に、はんばかまにて候つる由候、〈略〉〇下

〔著聞雜談集一〕五條の足輕京にて死するに陣中にて人これにあふ事
應仁の亂中のことなるに、東洞院と高倉との間に、足輕一人あり、〈略〉〇中中間はかたぎぬよのばかまにて、主の笠を頸にかけ、手やりをかたげてあとにゆく、〈略〉〇下

〔二水記〕大永七年正月七日、早旦室町殿出仕令見物、道永以下悉以片衣小袴也、當時先無爲之間、不可然之體也、併似郡亂飲之由、各有沙汰、誠以異樣之事也、武田出仕之體同之、大ノフトナヘ、此事如何、

〔三好記〕一長春様〔好三〕の小性に山井圖書と云たる人者、大酒のみにて、一日には酒一斗も二斗も

のみ候ても、さほど酔なく一段と長寿様の御意よしにて、夜宵の酒もりにて候に付而、異見様はなく候て、背屋にかた衣をきせ申候、是も酒故とは不申候、背やにかた衣きせたる故と申ならし候、

〔光源院殿御元服記〕御成次第　十八日〈天文十五年十二月、中略、〉

一御供衆三騎〈中略〉御同朋孝阿彌也、四人トモニ肩衣袴著之、〈中略〉

一若君御走衆六人、遠藤又次郎、本江宮内少輔信家、〈中略〉飯河山城守信堅着刀肩衣四布袴脚半著之、御小者六人装束同之、

〔北条公方家〈御成○永禄四〉〕御成也、御装束者御肩衣御袴褐色縫箔御小袖也、〈中略〉

同廿二日御成次第

一同月廿二日、常正少弼定頼旅館〈江〉御成有之、御供衆右同断、但装束者烏帽子袴肩衣也、〈中略〉

同廿四日　還御〈中略〉

一兩御所様、常在寺直貫、東山還御也、御供衆如前、御走衆御小者衆肩衣四布袴著之、

〔信長公記〈首〉〕一備後守殿〈信秀、信長父、〉疾病被成御悩、〈中略〉終に三月十八日〈天文十八年〉三日、御年四十二と申に御遷化、〈中略〉信長御焼香に御出、〈中略〉御舎弟勘十郎は折目高成肩衣袴めし候て、有べき如くの御沙汰也、

〔宇野主水記〕天正十三年三月十日、秀吉公初ク参内アリ、略次肩衣小ハカマ、〈下略〉

〔駒井日記〕文禄三年正月廿五日、〈中略〉明日廿六日御参内に付ク、各御警固可有之所之事、一施薬院之西かど　一菊亭殿北かど　一四足之御門南かど　右三所に、持肩衣にて廿人づゝ、御組衆可被置之旨候、巳上、

〔慶長見聞集追加〈大〉〕以前大名方衆風の事

問曰今時諸大名方の家々に於て、晝夜共に上下を着せし輩をば、常肩衣衆抔と申て、すべて宜敷様に有之は、以前よりの事にて候か、答曰、我等抔若年の節より、御老中方、若年寄、寺社奉行衆方の家老用人抔の義は、晝夜共に常肩衣にて相勤申候を覺るなり、其外には、國郡の守護職たる大名方の家老用人、重き役儀の者たり共常に上下を着し候と有るは無之、肩衣を持參致し、面々の詰所に差置申如く仕り事濟申處に、大火事少し前にても有之や、右因幡守殿家老共を呼御申には、近比は我等身上格合の衆中の支配にも、取次役の者共には肩衣を着せ被申候間、此方にても左様に申付る様にとの義に付、池田次郎左衛門、杉村孫大夫と申侍兩人を以て、初て常上下を着せ、取次役に被申付候と也、夫より以前の義は、桑原甚大夫、山岡庄大夫と申小身の侍二人にて、支配の定番を相勤る所に、山岡義は、貧中小身の不勝手者に有之しが、手もみに仕立たる紙子の着物に、黑き半襟をかけて是を着し、古きひとへ羽にて、歴々方の御前に出、送り迎ひを致すをば、我等よく覺居申候也、今年よりは七十五六年ばかりも以前の事にて候也、

〔先哲叢談 三〕二山義長、字伯養、小字彌三郎、號時習堂、石見人、○中略伯養居家平生著上下、上下禮服也、居本郷弓街時、其家無井、常汲之鄰家、鄰家一日濬井、議當出役夫以助之、適伯養偶有疾、伯養乃出躬自執、畚分力、曾不脱上下云、

〔昔昔物語〕昔は正月五節句、總じて禮する日は、何程小身たりとも、家々主人上下を着し客に逢ふ、召仕侍も上下、

〔雲萍雜誌 二〕予〇柳澤里恭が友としける平澤何某といふ士は、堪忍づよき人にして、ある時主用ありて、人多く具して行きける道のほどにて、二階より齒みがきをつかひて、吐きたる唾のあやまちて、平澤が着せし上下へ、したゝかにかゝりたれば、供人大にいきどほり、その家に入り、唾を吐きかけたる者を引き出さんとす、平澤とゞめて、しばしこの家をかるべしとて、その家に入りて、

狭箱より着がへの上下を取り出だして着かへけるに、その家のものども大勢いでゝ侘びけるにぞ、平澤申しけるは、あやまちなるべし、重ねて心をつくべしとて出行きぬ、供人いひけるは、いかでそのまゝにゆるし置き給へるぞといへば、けふは大切なる主用なり、かゝるさゝいのことに、暇取るべきことにあらず、わが常に守れる箴言は、この事なりといへり、

〔窓の須佐美一〕或士禄米二百五十石とれるありけり、病死して子十五才なりしかば、まだ幼年の事なればにや、百八十石に云付られけり、此子申やう、父が跡の儀はゝ跡もたやし給とも申べき樣なく候、さもなくば徒に半知減せられ候事、心得不申とうけがはざりしかど、伯父の何がししゐて講せしので退ぬ、かくて謁見の節せよとありしに、上肩を片身にし、肩衣も袴も半幅とき捨て着て出ければ、諸役人驚きさま〴〵に教訓せしかば、某は父がなくては御用に立ざる身に候へば、此衣服は父が残し置候物に候ゆへ、全しては着難しとて、啼き居たり、せんかたなくて君に申ければ、たくましき器量ありげに見ゆ、父が禄を残らずあたへよと、あらためて命じてたびければ、かしこまりて出ぬ、

〔烏板記〕一小袖、帷子、袴、かたぎぬなども、主の給りたるときは、いたゞきて取て立、かげにて、是も着して、頓て出で禮由を云也、

〔親俊日記〕天文八年正月四日癸酉、一貴殿御出仕如例年、殿中御謡初、觀世太夫同四郎参候、何も御服〈細注〉拝領之、其以後大館左衛門佐殿へ、貴殿、攝津守相殿、細川右典厩御出、スワウ、カタギヌヌギアリ、

六日乙亥、野洲井修理御屋形へ如例年一荷両種進上、御對面之、御肩衣袴被下之、

〔本朝世事談綺一服飾〕勸進能

後花園院寛正五年甲申四月、京糺河原において勸進能興行あり、〇中略　細川〈右京大夫〉〇中略　畠山〈尾張守〉〇中略　斯波〈義廉〉〇略　各一萬疋、猿樂に授く、相伴衆衣服脱被下之と云々、

諸大名より御肩衣下さる丶事あり、かやうの例か、

〔猿樂傳記 上〕正月御謡初に初手をうたふ、御吉例の御祝として、御肩衣を脱て賜ふを以て、何公の面々不殘肩衣を取て、觀世にあたへらる、○中略

一書に曰、台德院殿秀忠公御夢に、御歯落ると御覽有て、殊の外御氣に懸させらる、觀世太夫承之、是は御吉夢なりと申上、則高砂をうたふ、處は高砂の尾上の松も年ふりて、老の波もより來るや、此下陰の落葉かくなるまで、命ながらへて、猶いつまでかいきの松、それも久敷名所かな、それも久しき名將かな、台德公御機嫌にて、當坐御褒美何哉とて召し給ふ御肩衣を脱せられ被下たると也、依之今正月御謡初の時は、御肩衣を脱せられ、諸侯大夫皆脱て太夫に被下との事也、

〔一話一言 十〕御謡初の事

一當時御謡初に出仕之面々、肩衣をぬぎ觀世太夫へ遣す事、足利家よりの例と見へたり、猿樂傳記などに色々の説あれども、信用するにたらず、

〔伊勢兵庫頭貞宗記〕肩衣を人に遣事

一遣事無別儀候、帷子など遣す如くにて候、是も下がへを上へなして、えりの方を人の前へ成樣に渡候也、

〔利家夜話 下〕一大納言樣○前田利家右の年、○慶長三年十一月の事成に、御夜噺に御機嫌能、金子二兩、小袖、肩衣袴、帷子又は道服錢三貫文、○中略其外色々札を附置、御噺の衆、神谷信濃、村井勘十郎など被召加、名香御覽被成候處、○中略肩衣袴宗與、○中略其外皆々取申候、御機嫌能御笑被成候中にも、宗與が肩衣袴を取候を、以の外御笑被成候、

〔慶朝故事談〕公方家

御成の節、御門番の大名、御鼻馬の先へ、御徒方を見懸て坐し、御小人を見て手を突、御長刀を見て平伏す、通御相濟候を計りて、首を仰ぐなり、陪臣は通御相濟候以後、御小人目付來て、肩衣を引起すなり、是は輕みの御小人目付なり、

〔簾の須佐美二〕大名高貴の宴會に、肩衣を脱る丶は格別の入魂ならではせず、留守居の出會にも、袴を脱事は元祿の末まではなかりしとぞ、この頃は高貴の人、宴につく時先袴をとり、甚しきは退散にも、白衣にて履ぶ氣色もなく、式臺より出て歸らる丶あり、夕方などは肩衣を着ずして乘輿するもあり、

〔叢殘談〕本多彈正少弼殿〔忠〕若年寄御役の節、總登城時麻上下の上を着し、時服の袴にて登城し給ふ事あり、是奢すして費を省き奢を退るの遠慮なり、是よりして今麻人は勿論、朝士も時服の袴に麻上下の上を着る人多し、所謂其身正不令行也といふものの也

〔伊勢貞興返答書〕かたぎぬはかまた丶みやうの事
かたぎぬは下がへを上へなしたゝみ候、はかまは二つに折て、うしろごしを上へなして、かたぎぬを上にをき候なり、

古事類苑

服飾部十三

道服 被風附入

道服ハ、ダウブクト云フ、腰ヨリ下ニ襞アリテ、僧ノ直綴ニ似タリ、大納言以上ハ私ニ之ヲ著スルコトアリタ、白袴ヲ穿チ、烏帽子ヲ戴ク、僧ハ之ヲ用キルヲ非禮トシタレドモ、法皇ハ著シ給ヒシ事アリ、後ニ一種途上衣服ノ上ニ襲ヒ、以テ塵埃雨露ヲ防グモノアリ、亦道服ト名ク、

被風ハ明國ノ服ニ擬シテ作レル者ニテ、始ハ男子ノ剃髪者之ヲ著シタリシガ、後ニハ老人婦女子ノ著用スル者ト爲レリ、

〔運歩色葉集 多〕道服ダウブク

〔易林本節用集 太 食服〕道服ダウブク

〔和爾雅 五 衣服〕道服 道者之服、謂之道服、今俗謂上服綴衣爲道服、在道路服之、以防塵埃被雨露、

〔書言字考節用集 六 服食〕道服ダウブク 今云、羽織、往古騎馬客服之、免塵埃之用、故名、

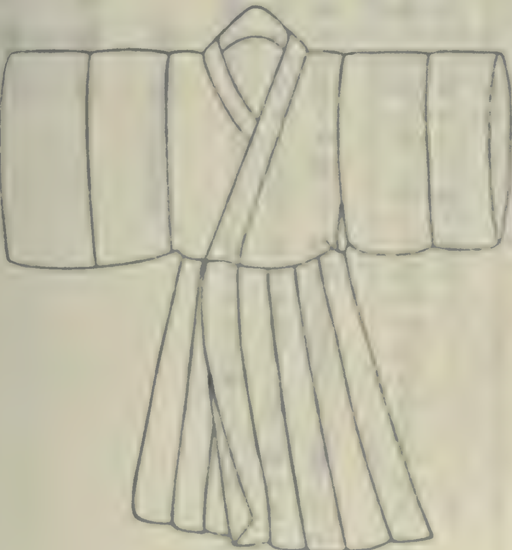
〔倭訓栞 前編十四 多〕だうぶく　衣縁家の褻服にいへり、道服と書り、其製直綴とはゞ相近し、もと道家の服也、野服の制に似たる事、鶴林玉露に見えたり、水戸義公の新製せらるゝ所の道服は、深衣を隱括せる者也、

〔壒嚢抄 二〕俗人ノ道服トテ、法衣ノ様ニ服ヘルハ、入道ナンドノ可著物歟、更非其儀、雨衣道服ト

云物有、〇中略道服トハ簡略ニ時乘馬スル上ニ打著タ事モセス物也、灰ホコリノ立ヲ、衣裳ヲ塵スヲ防グ心也、路夏内ニタ可著ニ物ニハ非ザル也、

〔和漢三才圖會衣服二十八〕道服〇中略

按道服其製與直綴同、本出於僧衣、假令常俗服黑衣、腰背不加月形者也、多則用四幅七條綴、夏則用紗、其色不定、大臣已下隱居者着之、與烏帽子、呼曰烏帽子道服、民間衣服上著短衣、謂之道服、一名羽織、蓋象於道服以略之者歟、



製作

〔續日本紀　七 元正〕養老元年四月壬辰、詔曰、置職任能、所以教導愚民、設法立制、由其禁斷奸非、頃者百姓乖違法律、恣任其情、剪髮髠鬢、輙著道服、貌似桑門、情挾奸盜、詐偽所以生、姦宄自斯起、一也、

○案ズルニ、此ニ道服ト云ヘルハ、汎ク僧服ヲ指スナリ、後世ノ道服ニ非ズ、其文字ノ同ジキヲ以テ姑ク此ニ附載ス、

〔白石紳書　四〕一道服とて、地は紗子綸子などの類也、衣をつけて、袴も著す、衣に著して烏帽子を著るは燕居の服也、たゞしこれは佛道の服といふ也、僧家より出るなるべし、

〔西三條裝束抄〕道服

地ハ絆衣ノゴトシ、出家著用ノ衣ノゴトシ、月形ナキ物ナリ、大臣亞相ノ褻ニ用、是ニ立烏帽子ヲ著用ス、

〔故實拾要　九〕法體裝束

道服　色、鼠、萌黃等、下ノ袴、白紗、紺等ヲ用、色紅等也、

〔貞丈雜記　三 服飾〕一胴服と云は、中略 道服は腰より下にひだありて、僧の衣に似たる物也、公家大納言以上の人、内々にて著せらるゝ物也、ゑぼしをかぶり、下は白袴なり、

〔本朝世事談綺　一 衣服〕道服　羽織

道服編裰同じ、道服は大臣亞相の褻にこれを著し、烏帽子を被る、因て烏帽子道服と云、民俗衣服のうへに短衣を著す、是を道服と云、官家の道服といふ者あるにより、庶人の道服とす、

〔道服考〕一仕立方雛樣も御座候哉之事

普通直綴之如く仕立候形一通、水戸黄門光圀卿ゟ、此御方御先代前殿下房輔公江、當時之道服仕立方、直綴之様ニ而不宜被存、深衣ニ被擬新製有之とて被遣候一通、此御方ニ而ハ二通リ被爲用候、○中略

道服之儀、御治定被遊候歟、圖白殿〇或思召ニ而、御治定も被遊候様、内々被仰聞申上候處、御家說と申ニ而も無之事ニ候得ども、不外御心易事故、左之通ニ而も可有之哉ニ思召候、

一仕立方　水戸ゟ被遣候歳縫之通ニ而も可有之歟〇中略

一袴、淺黃綿白差袴ニ而も、又ハ白ニ而も苦カル間敷歟、裏ハ常之御差貫之様ニ而可宜候、夏多差別ハ無御座候、

右者文化十年七月、阿州ヨリ問合之節、御返答書也、

〔板坂卜齋記〕慶長五年七月廿一日江戸御立、岩付へ被成御〇中略御装束物元に法師武者因幡御前には廣袖の御道服、御持筒、御持弓抔はなし、

〔白石紳書〕七一丁酉〈慶長二年〉十月八日に、谷寨りし時に語りしは、昔に西宗眞といひしもの、初には九郎兵衞と申して、茶の湯の事に名を得しものにて、太閤にも東照宮にもまゐらしめされしもの也、其子孫の家に、今も太閤より給りし道服あり、萌黄の金襴物にとび色の裏せり、總は少し入りたり、東照宮より給りし御道服といふものは、もとは紫色にや、今はとび色のやうに見へ、倚り緞紗なるに、是もとび色の裏にて、總少し入られたり、今の製とはかはりて、袖は二ツながら一はゞ半にて、四角なるが、少しくまろく見へて、袖口も狹し、胸紐も表のきれをもて、つけひぼといふものにしたる也、

〔桃源遺事〕三一今の世の道服といふものの形やう、あやまり候、是に仍て西山公御改め御仕立させられ、鷹司前關白房輔公、有栖川幸仁親王江御上ケ候得ハ、御二方御同様に御稱美被遊候

〔道服考〕元祿七甲戌十月廿七日、水戸前中納言光圀卿ヨリ使者ニ而、新製御道服箱入ニ而一領、并鮭貫卷二尺被進之、使者大串平五郎、門上書文言

只今世間通用の道服ハ、古來識人の製し被申候とも知れ不申、大方見及申候儀、全く直綴に據

り、猶褊衫を取用申候樣に相見へ申候、直綴は僧の服のみに御座候へば在官の御方又は隱居遯逸の身にても、出家不被成候て著用は、少し疑議仕候者も自然可有之歟、何れにても古服に據り宜きにかなひ、製し申候はゞ、深衣は吉凶貴賤通用の正しき服にて候へども、全く深衣を移しては、異形に相見へ申候ニ付、少し深衣を取直候而新製仕候、袪はそぎ不申、色もかまい不申候、貴人在官の御方にても、御內々の御著用には、道理も聞へ可申かと存候、舊製の道服を全く不宜とて、止申度と申事にては無之候、若此新製も一理聞へ申候と被思召、高貴の御方御著用も被遊候へば、をのづから製も末々改り、一統の新製に可被成哉と奉存候間、何とぞ不苦思召候はゞ、御著用被遊被下候樣奉願候、已上、○中略

右爲御禮御直書被遣候案文、大串平五郎呼、十月卅日御直ニ御渡し也、

追而拜領分土產之一種給之、慰意之至、難申謝候也、

爾來者音問疎闊之處、預使者、其境彌安體之由承知、珍重存候、先以新製道服一領給、喜悅之至候、舊製之服は、如示給直綴を移候樣に相見へ、內々不審に思給、何とぞ吟味候而可然服著用大望之處に、不存寄新製之服被贈之、別而本懷之事候、深衣を被取直候之由候へ共、右製宜相叶候と、扨々感心不淺候、向後此服可令著用、大慶存事候、謹言、

十月晦日　房輔

水戸中納言殿

右主殿頭藤長朝臣日記寫之

太宰少貳之次○中略

一水戸殿ゟ被遣候道服之義御尋承候、地紗色紫、地紋牡丹ニ而御座候、指貫ハ宜不申候、○中略

右は文化十年七月、阿州より問合之節、御返答書也、

〔松屋叢話〕妙法院一品法親王は、ひろくこれかれの道にわたらせたまひて、いとざえかしこうおはしましけり、中略文化二年三月江戸へくだらせ給ひて、愛宕山のふもとなる天徳寺を、かりの御まし所と定たまひけり、中略春海千蔭とともに、歌たてまつりけるに、春海には懐文庫、硯箱などくさ〴〵のろくたまひ、千蔭には、まごろもといふ道服たまひけり、そは紫唐草、おりものにしたる黄色のどんすにて、右ひだりの袂は貴来もてあやつりつなぎたり、俗に十徳はふりなどいふものゝたゞひとつにて、やゝことなるさまなりとぞ、

〔武徳編年集成十五〕天正三年六月、酒井左衛門尉、奥平九八郎ハ、神君ノ命ニテ岐阜ニ到ル、信長厚ク接待セラレ、且二将ガ勲功ヲ感賞シテ曰、長篠ノ全勝ハ信長ガ武略ヲ以テ、強敵ヲ防ギシ堅固ノ籠城ニ起リ、且忠次ガ鳶ガ巣山夜寇ノ計策ニ因テ也ト、称嘆斜ナラズシテ、中略唐錦ノ胴服ヲ信昌ニ賜フ、下略

〔信長公記十四〕三月天正九年五日、従京中御所望に付て、又御馬めさせられ、此時者御馬揃之中之名馬五百余騎を寄させられ、御装束者黒々御笠に、御はふこふ何れもめされ、くろき御道服に御たち付、御叡覧させられ候之也、

〔立入左京亮入道隆佐記〕又三月天正九年五日に御馬乗有之、はや馬共をすぐられ、三百余騎にて、くろき赤き頭巾思々出立、どうふく皮袴皮立付にて、御見物者、御方之御所様御見物にて、中略御見物なされ候、中略信長□之御出立者はたにこうはい、中略并秋田城介殿信忠信長子にはまやう〳〵皮の御どうふくに頭ずきん、黒皮袴、其外思々御馬乗に御出候、

〔宇野主水記〕天正十二年三月廿三日、関白内大臣殿秀吉筑州御陣見舞ニ為御使顕証也、中略秀吉へ御小袖三、道服二、此外廿所余へ御音信有之、　十三年正月十一日、徳川殿御使[illegible]御音信、小袖二、道服一、中略　十一月四日、秀吉公今度地震ノ時、江州ニ御逗留、其後大坂へ御帰城、夫ニ付今度ノ地震ニ

ナ、御城内少モ無遠、御ヨロコビトナ、○中略新門樣ヨリ唐綾ノ道服、

〔利家夜話下〕一太閤樣○豐臣秀吉坂本の古城の跡へ、御鷹野に出御の時、内府樣○德川家康大納言○前田利家を初め、國大名端々に供奉被成候、其時平塚と申者など、鳥を手取に仕、太閤樣御機嫌能候時、俄に風雨故、直に坂本へ御座被成候に付、何れも馬上にて御供被成候、家康は油道服を召候へば、風にさゝめき吹立候へば、御馬驚き足をためず寛出、既に御落馬可被成體に候、其夜の御咄に、内府に似合ぬ事に候、大事の油道服さりとてはと被仰候、

〔板坂卜齋記〕慶長元年、秀賴公三歲、上洛、○中略家康公は大きなる黃の紋付候青染の道服、赤き裏の袴を召、利家は黑き緞子の道服袴、兩人ながら馬上にて高く御咄、諸大夫裝束著したるを供に連

御通

〔太閤記十八〕竹中半兵衞尉

此竹中は濃州菩提の城主にして、安藤伊賀守が聟なり、○中略戰場之出立は、○中略餅の付たる青黃の木綿筒服を長々と打はをり、ゆらり〳〵と打見えしなり、

〔竹豐故事上〕三ヶ津淨瑠璃流布幷古流慶賀事

禰太夫一中と云し人は、○中略山本上佐掾、松本治太夫等の流義を和らげ、一流を語り出し、○中略寶永正德の比、一中節とて他國迄も賞翫せしなり、惣髮にて紋紗の十德を著し、白綾の長袴、少刀を指て、出語りを勤められし也、

〔道服考〕一道合色目定有之候哉之事

　夏ハ紋紗之類、多ハ織物、略儀ニ而者、純子之類も用候、綾薄などニ而も、夏多通用ニ而も可宜歟、色目ハ定無之候、松重などハ、若キ色ニ而候間、宜かる間敷、其餘何ニ而も被用候、○中略

一道合　綾薄ニ而も可有之歟

著用例

一色目　何ニ而も可宜ながら、萌黄、藍、紺、青丹之内ニ而も可有之哉、

一地紋　何ニ而も可宜候、唐草様之物ニ而も可有之哉、○中略

右者文化十年七月、阿州ヨリ問合之節、御返答書也、

〔深窓秘抄〕道服　大臣ノ平服也

〔三内口決〕一法體裝束等之事

道服　色ハ不定候、大中納言法體之人著用候、但之時ハ大臣ハ麥子細無候、綾紋實候、又紋ハ俗體ニ入之心候、然ハ僧綱之儀、被許候ハ不苦候、略、

〔海人藻芥〕御直衣ハ貴賤共用之、道服者俗體著用之云々、而大覺寺ノ寛尊親王被用之、自由之至、世人皆奇比興云々、

〔紋實鈔草十四〕道服　紋。色。等定レル也ナレ、鶴丸也、當家著用ノ衣ニ無月影物アリ、

右道服ハ大臣ハ至極ノ儀ニ著用之、大中納言法體ノ後著用之、

〔道服考〕一著用人體之事、何之節著用候事哉之事、

堂上方入道之人著用有之、或俗體之節も内々ニ而、聊々著用も有之哉ニ候、表立候事ニハ著用無之候、

一袴。も召候哉之事

別ニ召候袴と申而者無之、御差貫御差袴之上ニ被召候、○中略

輪門殿御寄飾様ハ隨分被召候、御寄飾已前も御内々ニ而ハ、時々御服々被召候、○中略

一著用之節下。著。之事

堂上方ハいつニ而も、白ノ上ニ被召候儀ニ御座候間、下著之論者無御座候、○中略

一御隱居様など御著用吉カル間敷儀哉ニ思召候、併江戸ニ而之御振合ハ無御存候得共、京都ニ

而此御方へ御出之節御着用は、隨分不苦候、江戸ニ而も白川樂翁殿、當年廣橋殿へ御逢被成候節、道服御着用之由承り候、

〔太平記十四〕矢矧鷺坂手越河原闘事

猿程ニ足利左馬頭直義朝臣ハ、鎌倉ニ打歸テ、合戰ノ樣ヲ申サン爲ニ、將軍ノ御屋形へ被參タレバ、四門空ク閉テ人モナシ、アラヽカニ門ヲ敲テ、誰カ有ト問給ヘバ、須賀左衞門出合テ、將軍ハ矢矧ノ合戰ノ事ヲ聞召候シヨリ、建長寺へ御入候テ、已ニ御出家候ハント仰候シヲ、面々樣々申留メテ置進セテ候、御本結ハ切セ給テ候ヘドモ、未ダ御法體ニハ成セ給ハズトゾ申ケル、○中略左馬頭直義朝臣是○中略ヲ持テ、急ギ建長寺へ參リ給テ、將軍ニ對面有テ泪ヲ押ヘテ宣ヒケルハ、當家執權ノ事、義貞朝臣ガ申勸ルニ依テ、新田ヲ討手ニ被下候間、此一門ニ於テハ、縱遁世降參ノ者ナリ共求尋テ可誅ト議シ候ナル、叡慮ノ趣モ又同ク遁ルヽ所候ハザリケル、先日矢矧手越ノ合戰ニ討レ候シ敵ノ膚ノ守リニ入テ候シ綸旨共、是御覽候ヘ、加樣ニ候上ハ、トテモ遁ヌ一家ノ勝負ニテ候ヘバ、御出家ノ儀ヲ思召翻サレテ、氏族ノ陸沈ヲ御助候ヘカシト被申ケレバ、將軍此綸旨ヲ御覽ジテ、謀書トハ思モ寄リ給ハズ、誠サテハ一門ノ浮沈此時ニテ候ケル、サラバ無力尊氏モ、各ト共ニ弓矢ノ義ヲ專ニシテ、義貞ト死ヲ共ニスベシトテ、忽ニ脫道服給テ、錦ノ直垂ヲゾ被召ケル、

〔御產所日記〕一廿七日○本事六年二月酉時、又七夜、御祝山名右衞門督入道常熙、道服ニテ參勤、

〔康富記〕寶德二年正月六日辛亥、冷泉宰相持爲卿年首御禮被參申之也、○中略法皇有御出座、有御對面、其次予同被召御前之間、經東面簀子入中門脇戶、於南向棧敷座席、經御目了、法皇御道服也、冷泉相公御對面之後也、

〔新撰長祿寬正記〕同○寬正四年ノ夏ノ比ヨリ、公方ノ御母君高倉殿御不例ノコト有リ、○中略同八月

入日ノ晩、高倉ノ御所ニテ御伺界有リ、○中略將軍家方丈ニ御入有テ浄衣ヲ召替御遠駆ニテ御看

經歡喜也

〔蔭涼軒日録〕文明十八年七月廿九日壬申、今日室町殿自大御所御拜賀、當年廿二歳□下御表度、每度

御當家御佳例也、可、寓来謂之由、被有其沙汰、東山殿於一條室町、○中略被御棧敷御見物、○中略路次

御板輿、貴御遠駆、御共上下騎馬、

〔甲陽軍鑑十八品第四十八〕一甲州武田は、新羅三郎公○源義光より法性院機山信玄迄廿七代なれば、○中略

甲斐國へ乱入なき故、神社佛閣町地下、その外非人までも、余國よりは少々富貴なり、諸馬牛の皮

はぐ乞食が、騎馬にのり、下人をつれ、れん主やくかうし玉屋といふ酒やにて、代物を出して酒

をのむとき、おりふし向山岡心功力左大夫と中侍、又足軽大将の三枝善右衛門寄子小宮山八左

衛門と中信玄公御持弓の者ゝ、兩人の侍なにぞ用ありてこそ、これも右の酒やへまいる、○中略然

共小宮山八左衛門、功力左大夫兩人ながら武道の心ばせよき者共にて、○中略理をもちても、町人

などを事あらけなく、おどす事聊是なし、併皮はぎ乞食侍の雑富貴なるに任、如此族へは、貴賤上

下のわかりもなく、さながら侍の作法例も悉皆いらざる事なりとて、小宮山八左衛門、功力左大

夫兩人書付をもつて奉行衆へ申す、○中略此已後皮剝の遠駆袖廣袴にも、牛と馬と兩方に、中には

草履を付て、かならずまてあり〳〵べし、さなくばよき仕合にて、己等はた物にあがらん、さては釜

にていらるゝと心得候へと、申定らるゝに付、それより後は、皮はぎ例とよき馬に騎ても、右のご

とくきたる遠駆襦のかたにてまるゝ、故に、甲州信濃上野までも定あるは、今淵間工夫の故な

り。

〔東海道名所記六〕五條を西のかた、大宮に出て、南をさしてゆく、六條のあたりより、西朱雀の丹波

海道より北のかたに、一かまへみへたるは、これ傾城町なり、俗に島原となづく、○中略又は鍛冶や

のやしなひにて、揩箔やの年功の弟子など、その物屋の生子殿を、そゝのかし、知人に行あはじと、奥島の道服をうちかづき、目ばかりを見いだし、〇下略

〔折たく柴の記上〕かゝりし程に、酒井左衛門尉眞忠仰をかうぶれりとて、入來りて火を防ぐ、火燼りならんには、御座を移さるべしなと聞ゆるに、御待ばかりに、御道服めされて、常の御所の南面に出たゝせ給ひ、〇家宣細川某〇新井白石がさぶらふを御覽じて召す、御縁に參りしかば、地震の事つぶさに聞はせ給ひて、後に奥に入らせ給ひぬ、

〔信長公記六〕七月〇元龜四年廿六日、〇中略去程に公方様〇足利義昭より被仰付、淀の城に、岩成主税頭、番頭大炊頭、諏訪飛驒守兩三人楯籠候、羽柴筑前守秀吉調略を以て、番頭大炊、諏訪飛驒兩人を引付、御忠節可仕の旨御請申、然間永岡兵部大輔被仰付、淀へ手遣候處、岩成主税頭城中を懸出候、則兩人としてたて出し候、切てまはり候を、永岡兵部大輔臣下下津權内と申者、組討に頸を取、高島へ持參候て頸を懸御目に、高名無比類の旨被仰、忝御服をもめされたる御道服を被下、面目の至、冥加の次第也、

〔武徳編年集成十五〕天正三年六月三日、依田常成昨日內藤彌次右衛門ガ發スル所ノ大箭ニ札ヲ付、是何人ノ矢ナルヤ、武朝カ被疑カト書ス、石川家成ガ許ニ送ル、神君モ家長ガ精射ノ功ヲ感ジ、胴服ヲ賜フ、

〔信長公記十二〕三月〇天正七年十四日、多田之谷御鷹つかはされ候、塩河勘十郎一段逸上之時、御道服被下頂戴忝次第也、

〔利家夜話上〕一秀吉公御仕置の爲御出馬被成、利家〇前田其時は越中の御先手にて、吳服山の下に御入候、其時內藏介御侘言相濟、秀吉公へ御禮に被參候、〇中略其後不破彥三、村井又兵衞兩人被召出、金子五枚に御胴服被下、度々骨折之由、上形にて被聞召候、其上此度の樣子、利家被申聞候由御

懇意也、其夜殘る家老共四五人被召出、御胴服時服等夫々に被下候由に御座候へ共、利家の御噂に不承候故、こまやかに書付不申候、

〔左大史孝亮記〕慶長廿年元和元○五月十一日、越前少將從者ナナガ之首打取、依之今日自將軍大御所家康○德川白銀二百枚、服二重、御道服拜領云々、

贈遺道服

〔駒井日記〕文祿二年十二月十六日、從大政二丸樣呉服五、御道服一、爲御歲暮御祝儀御進上、　三年正月廿二日、有馬江三位法印樣爲御見舞、鐵太郎右衛門被遣、御小袖二、道服一、白鳥一、御朱印被遣、

〔利家夜話中〕一伏見にて、越後景勝上杉○上ヶ爲御使、家老直江山城守兼續○大納言樣利家○前田へ參り、略○中口上には、御國違の事に候へば、以來は是非々々被懸御目可被下候へ、上洛仕候刻奉賴存候由也、略○中進付御禮に參度由に候故、山里にて御對面可有由にて、景勝被參候、略○中利家御手前にて御茶御座候、略○中直江山城へ御小袖三ツ、胴服一被下候、扨被歸候て後日に、村井豐後を御使に被遣、昨晩御出忝候由御述候へバ、景勝對面にて忝次第御返事被申含候て、豐後に小袖三ツ、胴服二ツ給候、其夜德山五兵衛方へ景勝より使者にて、小袖三ツ、胴服一被贈候、流石遠國人と、利家も御禮返しを被仕候を御笑被成候、其後大閤常陸と申人を使にて、忝次第を御禮に被越候、夫にも利家よりも又小袖胴服被下候、

〔太閤記十九〕山中鹿助傳
母もよのつねの女性にはにげなく、武のみちにかしこき事一かたならず見えしと也、鹿介に與し侍る人々に、帷子、或は胴服、或は肩衣、はかま、手拭やうの物を送りしかば、鹿介が下知につきぬる事、骨節の相すくふがごとし、

○

被風

〔倭訓栞前編二十五比〕ひふ　服にひふあり、被風と書り、ひいほんともいふ、唐音也、此綿繻を黑く、綠

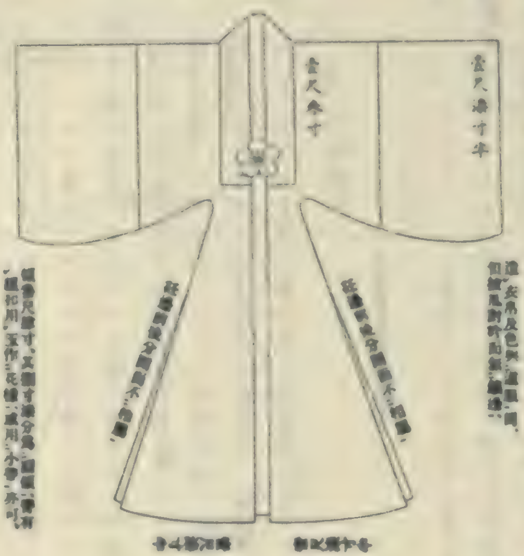
を白くしたるを鶴氅といふ也、

〔裝束集成十一〕被風

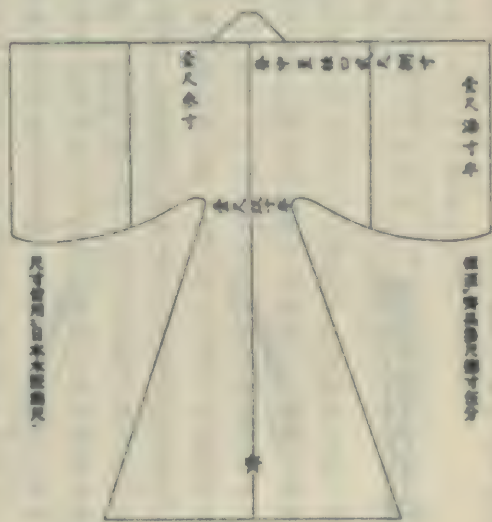
高倉家傳云、内々服にて、道服の處を被風を用る、

〔朱氏談綺上〕

被風前圖



被風裁圖



〔傍廂 前篇〕被風

被風は、堂上方の略服にて、直衣に似て入襴あり、上帯なければ、風に被く故の名なり、袖も短く狭し、たゞうち〳〵のみの御服なり、さるを近来下々にて、合羽に似て、襟の装束なく、裾の方に襠なく、襟の後の方に、蔽掛のごとくなるを附けたるを、被風と號けて剃髪總髪などの着る事あり、これ被風とは、大に異にして、塵敷合羽といふ物なり、近き頃は、總髪剃髪ならぬ、月代頭の人にも着るあり、似つかはしからず、僧めきてにくげに見ゆ、小女の着たるもにくし、年たけたる女の着た

名稱

るは、殊ににくし、○略

〔護草小言 四〕披風トイフモノ近時著モノ多シ、天明ノ頃マデハ、京師ニモナカリシト見エテ、葛原詩話ニ、披風トイフモノハ今ノ合羽ノヤウナルモノナリ、笠翁ノ閑情寓寄ニアリ、蕉中師ノ詩ニモ、塞垣傳聲析、永夜擁披風ト作レリ、其製寓寄ヲ考ベシ、

〔嬉遊笑覽 十 六〕世のすがた○中略享和の頃より、披風といふもの流行して、文政の頃は、女子或は出家に至るまで、みなこれを著す、女子は色々なるはでもよう、又は紫縮めんの類などを著す、僧尼の徒は、嚴令ありて止たり、

十德 八德附入

十德、ハジツトクト云フ、多ク旅行及ビ、犬追物ニ用キルモノニテ、駕輿丁ハ常ニ之ヲ著セリ、後ニハ剃髮ノ者ノミ之ヲ用キ、醫師御坊主等ノ禮服トナレリ、其形ハ羽織ノ如クニシテ菊綴アリ、家紋ヲ著タルヲ通例トシ、下ニハ袴ヲ著シ、白布ノ疊ミタルヲ以テ帶トス、侍ノ著スルモノニハ、革ノ胸紐アレドモ、駕輿丁ノ著スルモノニハ胸紐ナシ、

放十德ハウジツトクトハ、帶ハ普通ノ如クニシテ、袴ヲ著セザルヲ謂フナリ、放十德ハ、其初ハ禁制ナリシカドモ、後ニハ袴ヲ著セザルノミナラズ、帶ヲモ用キザルコトニナリケレバ、偶、帶ヲ用キタルモノアレバ、異樣ノ觀ヲ作スニ至レリ、此外ニ八德トイフ者アリ、卽チ朋服ニシテ、其形十德ニ似タルヲ以テ名ヅケシナラント云フ、

〔下學集 下 衣服〕十德ジツトク 日本俗所用也

〔易林本節用集 之 衣服〕十德ジツトク

〔倭訓栞 中編十一〕しつとく　服にいふ、直綴の訛音なるべし、褊綴とも稱せり、褊衫より出たる名なるべし、〇中略 出羽にて、羽織を十程と云も十徳の訛音にや、

〔新撰類聚往來 上〕抑我等不肖者以歩行之儀、猥於路傍可令見物候、有御同心者可御出也、拾得小袴風情、預可有御用意候、委曲具難載紙面、恐々謹言、

大簇廿五日　紀某

謹上謝解由次官殿

〔萬金産業袋 五衣服〕僧家衣の大概〇中略

十徳、また何の徳をか以て名付しといふに、是とすべき證もなし、ある野子のいはく、これ直綴のとなへぞこなひ、されば十徳のごとくして、袖ながく、四すそを五寸計づゝ、綻せたるを褊綴といふ、是にてしるべしといへども、しかし直綴は上にいふごとく、なが袖裳付の衣の事也、然れば十徳の仕立やうの物を、直綴といふべき事謂なし、直綴もと袍と裳とを直に綴るとの心、その字義を以て見れば、猶十徳に所縁なしといふに、又不知の作人、いや十徳はかの畫にかける寒山拾得の畫形、拾得の著られたる物をまねて、いつの比々か和に仕立て著る故に十徳といふ也と、用ゆるにもたらず、誠にこれも一笑也、

〔瓦礫雜考 一〕十徳

十徳は直綴〈或は裰とも書たり〉の略製にて、其名をとなへ誤りしまゝに、やがて十徳といふ名さへ出きし也、かく誤りしこともや、古く見えて、下學集に直綴と十徳とを別に出せり、産業袋といふものに、十徳は直綴のとなへぞこなひ、されば十徳のごとくして袖ながく、四すそを五寸ばかりヅツ綻せたるを褊綴といふ、是にて知るべしといへども、直綴は長袖裳付の衣のこと也、しかれば十徳の仕立やうのものを、直綴といふべき謂なしといへるは、却て非なり、そは省略せるにより

製作

て、名の變りたることに心つかざるなり、略○中さて直綴を省略して十徳と名づくるは、利用多きにもよれるなゝめれど、その本は直綴の語音なり、此服今は俗體の人は著ざれども、昔は普く俗に用ひたり、略○中

五德○三編中略 入編

ある物に十德の名義は衣のごとく羽織のごとくなれば、ごとくといふ事を二ツ合せて名づけたりといへるは、衣に似たり羽織に似たり、是はしたりとかいひけむおどけ噺をとれるにや、これも一說なれば、をかしけれども書出つ、略○下

〔伊勢貞興返答書〕こしかきしたての事

一十德を、地をあさぎにそめ、ぬいめには四ツめゆひを付候、十とくのうへにしろき帶をする也、

〔青標紙〕衣服制度的例

一十德略○中絹又は紋紗の類通例用ゆ、足利家の頃、十德と云もの有、素袍の如くにて、兩脇を縫付たる物にして、葛布又麻布にて拵へ、染て紋を付る也、士の著するには胸に革紐あり、與昇の著するには胸紐なし、略○中今醫師の著る十德は、胸紐ある十德より出來たるものなり、

〔武家名目抄衣服十一〕按十德は鎧直垂素襖の上のごとくにして、唯兩脇をあけず縫ひあはせたる物なり、布葛等を以て調じ、色は定らず、素襖のごとく紋を付て菊綴あり、又地紋にもする也、今世醫師の著する黑き紗にて製し、紋をも付ざるものを、十德といふとは、其さまかはれるもの也、

〔好古日録末〕十德

一故家ヲ古十德ニ擬ム、松田丹後守貞秀遺物也、寶永ノ火災ニカヽル、惜ムベシ、其製苔布ヲ以造ル、大尺ヲ以度ルニ身長三尺、後幅一廣一尺四寸、襟廣一寸八分、大頸廣下八寸、袖廣一尺五寸、打タレ二尺一寸、袂下襞積長一尺九寸廣上四寸、下一尺、其製縫腋ノ入襴ノ如シ、帶平絹廣二寸、長結頭ヨ

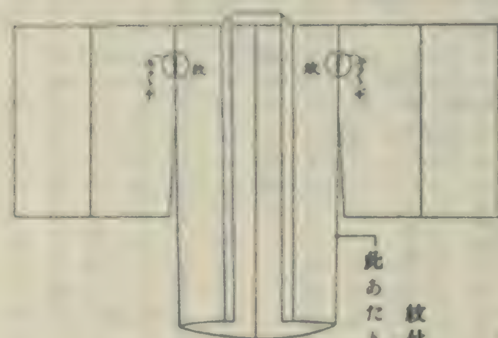
ツキレナ知ベカラズ、中略ニ陸、古ヘ傳ヘシト雖ノヒナガアリ、腰ハ實衣ナラム、又家書一卷ニ十綴ノコトモコヨリ、熨斗目ヲヘキナラン、又今世俗ニ用ル所ノ十德、何ノ比ノモノニヤ、殊ア當服ト心得タル人アリ、又凡下ノ著ル十德、其服如著ル所ナリ、

〔四季草秋草服飾中〕十德

十德の事略○中十德の製縫は素襖の如く、左右の腋をぬひふさぐなり、革のむなひもゝあり、是に具したる袴はなし、白布又は白練などをたゝみて帶にして、一重なり前にて結び置なり、十德に紋を付る事もあり、今も京都にては、門跡方のこしかきの者これを著るなり、江戸にても將軍家の御こしかきの者は著るなり、今世醫者の著するも同じ製縫なれども、羅精好紗などにて縫ひ、色は黑く無紋にして、胸紐に革を用ひず、十德と同じきれにて平ぐけにして、短くして結び、帶をせずしてはなち著にするゆゑ、別の物のやうに見ゆれども、實は同じ物也、今は俗人は曾て著る事なし、たゞこしかきのきるばかりなり、

〔貞丈雜記五裝束〕一十德の事略○中貞丈云、十德は素襖の如し、すあふは左右の脇あきたる物也、十德は脇をぬひふさぐ物也、昔は麻布にてする由、侍は人體によりすゞしにてもする、下々の者は布にてする也、中間小者輿かきなども著する者也、侍の著するはむねにひも有、すあふの如し、下々の著するはひもなし、白布を疊みて帶にする也、又白絹をも用、後より廻して前にて結び置也、十德を中間小者著するとき、下には四幅袴を著る也、其上に十德をうちかけて帶をする也、十德に紋付る事素襖の如し、きくとぢも有なり、貞丈云、今醫者の著る十德も本は同じ物也、

十徳前



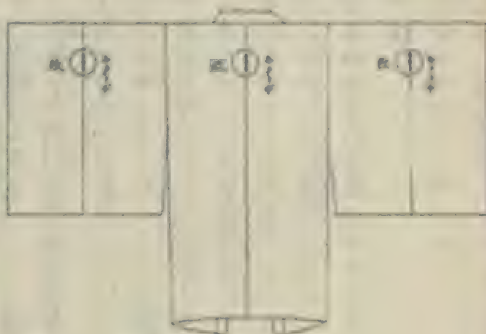
紋付けざるもあり

此あたりより下をぬひふさぐ也

侍の着るは胸に紐あり

すそは袴の外へ出して着て白き帯をする也

十徳後



私刀記云、公方様御參宮御出立之事、御十徳御小袴、何も色はむらさき也、御紋桐を被付候、仍御供衆出立之事、同十徳小袴十徳のたけは常より長し、十徳の上に帯をして、腰あてをして、太刀をはき、うつぼを付、弓を持れ候云云、こしあてとは別紙の事也

〔筠庭雑考 一〕鉢たゝき〇中略圖茶筅うりが著たるも十徳なれども、うは著したるは異ざまなり、これらは皆僧俗二中のものなれば、十徳は似つかはしき服なり、

〇按ズルニ、十徳ニ上帯シタルヲ異ザマナリトイヘレド、決シテ異様ニアラズ、上帯スルヲ古ノ法トス、後世ハ帯ヲ略シテ放チ著ニスル事、普通トナレリケレバ、帯ヲスルヲ異トストイヒシモノナラン、

〔筠庭雑考 一〕十徳〇中略此は春トが絵本手鑑といふものに出たり、但土佐家とのみいひて畫者定かならず、おもふに慶

長の初年比に書し物にや、畫中にいる、かゝる處あり、圖略○圖は若人の花見するさま也、十德をうへに著たり、なほ當時のはやり風俗と見えたり、

〔裝束集成〔六衞府具足甲冑大將甲及召具〕〕十德

衣文愚童訓云、十德、退紅、以下十德ニ至テ仕丁ノ品著之、又云、十德、輿舁著之、不著烏帽子、頗異體也、院御輿舁小紋十德、其外僕家々紋替也、有胸紐、色淺黃花色素襖ノ上ノ樣ナルモノ麻也、當代裝束抄云、十德、輿を舁下部著之、紋所有、染色不定、大形布木綿にて有、雜史云、十德、素襖ノ上ノ如シ、無定色、紋所大ニ付無袴、下臈ノ隸少カラタル也、烏帽子ナシ、輿舁者著之、或記云、雜家雜色、晴時輿舁ニ被爲乘、其輿ヲ舁タ下部ノ著スル物ヲ云也、麻ニテ單ニシテ、當用羽織ノ長サ、色ハ淺黃、文ハ四ツ目結如文、胸紐革也、武家ニテモ正月ハ、加州、陸奧、薩摩等登城ニ用之、麻ニテ大キナル文ヲ付ル、色ハ品々有リ、頭ニハ烏帽子モ不被、

〔三議一統大雙紙〔騎射〕〕一騎馬の時の諸物の事、大きなる馬のふしうつぼを付る事、論の外なり、袖ほそ十德の類胴肩衣は時によるなり、尾袋略儀なり、尾をとる事もなき事なり、腰當是又上下の上には似合す、十德に旅出立の時は沙汰の外なり、

〔貞順豹文書〕一十德も紋を付て可用候、紋のなきは略儀にて候歟、是主人社參の時は、馬上の供衆いづれも十德を可著候、我家之紋を可付候、

〔高忠聞書〕一主の供の時、腰當をする事すまじきなり、ことにゑぼし上下きてはすまじき也、但旅の時十德などきては、ゑてもくるしからず、

〔好古日錄〔東〕〕十德

一故家ニ古十德ヲ藏ム、〇中略蓋十德ハ、古昔貴賤通用ノ服ニシテ、今絶テ見聞セズ、

〔慢寓叢談〔三〕〕溝鑑科式〇中略

一祝髮之徒者可衣十德、蓄髮之人者可著袴肩絹、是亦我邦俗禮百行之一也、

〔青標紙〕衣服制度的例

一十德　醫師の禮服也、○中略今も京都にては、平生與昇是を著する也、袴を著せず、烏帽子も冠らず、手輕く禮服に成故に重寶なるを以て十德といふ、

〔四季草〕秋草中十德

十德の事、今世は醫者の類、剃髮の者のみ著するなり、昔は俗人もこれを著したり、又駕輿丁も著せしなり、

〔富草 百九十一〕一江戶御城御坊主の風俗不宜、分限不相應之事共有之に仍、寬政二年寅十二月、御同朋頭平井專阿彌に被命、御吟味有之趣、左之通、○中略

一一體坊主共之儀、至而小給之者ニ而、無知之者多御座候處、萬石以上之御方、其外諸御役人衆、被御殿御用向被申付候間、過分之給物等有之、有餘ニ相募候故、全體之分限を忘却仕、結構成者かと心得違候ゟ事起候儀と奉存候、○中略此度勤方之心得幷萬石以上以下御禮之御用相達候仕方、衣服家作等、召仕下人人數等之儀ニ至迄、作法相定申渡、○中略

一羽織之定古例

裝束之節は　十德○下略

〔宗五大草紙〕上衣裝の事

一十德の事、いにしへは、くずをまろくても、又黑く染ても被用候つる、十德の上に帶をし候つる、又奉公の人などは、犬追物見物などの時は、すはうはかまの上に十德を著、ゑぼしを持せられて、若よび入られ候へば、十德をぬぎて烏帽子をきて被出候よしなど申候、○下略

〔諸大名出仕記〕社參の時の十德には、常の遠方の如く紋を付申候、又地紋にも付る人候ず、袴も從

紋十徳

ごしと又雨のも、だちとに付候、是も地紋にも仕候、但地紋は略儀に候、遠所の社參の時は、十徳を着て、其上にふと帯して腰當を仕、太刀をはきて靭を付、厠弓を持候ふ事、帯は白き布をほそくおりて、それをくけて用候也、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一十徳の事、〇中略 はなち十徳は御紋割のうち也、

〔貞丈雜記五裝束〕一はなち十徳は、御紋割の内也と、條々聞書にみえたり、はなち十徳とは、下に袴を着せずして中帯ばかりにて上に(中帯とは、小袖の上にする帯也、)十徳を着たるを、はなち十徳と云、下に袴を着て上に十徳をはなち着にきたるは、はなち十徳にてはなきよし、武雜記に見へたり、(十徳には白布の帯あり、帯をせずして帯をはなして着るをはなちとは云也、)

着用例

〔人貫記〕一はなち十徳と申事は、下にはかまを着用にて、上に十徳をはなちぎにき候へば、はなち十徳にてはなく候、中帯ばかりにて十徳を着用候を、はなち十徳と申て、尾籠の事にて候、古よりもはかまのうへに十徳を着用候事は有し事にて候、むかしには墨をくろくもいかやうにも染て用申候、又十徳の上に帯をも仕候し也、

〔河村誓眞聞書〕一十徳の事、昔はくずを白くても、染ても着候て、上に帯を之候つる、うちかけは御きんせいにて候つる、

〔花營三代記〕應永廿九年九月十八日壬申、有伊勢太神宮御參宮、〇足利義持 御供事路次十徳也、

〔建内記〕嘉吉元年三月廿三日、雨下、室町殿〇足利義勝 爲伊勢御參宮、今朝令進發給、路次之儀内々十徳云々、如例云々、

〔康富記〕文安四年四月九日、清水地主權現祭也、執行坊構棧敷、入申鷹司殿、〇左大臣房平 自兼日可參之由、被仰之間、異體參之、〇十徳、小袴、

(齋藤親基日記)文正元年三月十七日御參宮、〇中略 走衆六人手替六人乘馬打御供衆後、〇中略 次御輿、裁着、御十德、

(奇異雜談集 一)五條の足輕京にて死するに路中にて人これにあふ事
應仁の亂中のことなるに、東洞院と高倉との間に、足輕一人あり、名字ヲ缺ク 夏の比なるに淸水にさんけいす、あさめしいせんに障子のもんのかたびらに、もよぎのもぢの十德に、かたなわきざしにてやどを出づ、〇下略

(二水記)大永六年二月十三日、宋雲伊勢國司息〇北畠晴具 上洛、乘輿也、馬上靑侍許有之、密々上洛云々、仍各笠、十德之體也、

(足利季世記 三好記)畠山卜山之事
其年暮テ、明レバ天文三年ニ成ル、其ノ比故畠山政長ノ子息尾張守尙慶十八歲ニテ出家シ、道號ヲト山ト號シ、高屋ノ城ヲバ子息稙長ニユヅリ、我身ハ紀州ノ廣ト云處ニ隱居シテ有シ時、紀伊國住人湯ノ川庄ニ直光ト云モノ、小松原ト云所ニ有テ、卜山ノ下知ヲ背ク、〇中略 爰ニ湯川直春ガ一門共山サンバト云山家ニ浪牢シテ居タリケルガ、其中ニ湯川民部少輔ト云モノ、子ニ、業阿彌ト云法師アリ、紛川ノ邊ニ有ケルガ、直光ガモトニ來リテ、揚モ我等ガ怨敵卜山ヲ此時打取事安カルベシ、卜山ヲ打トラバ、一門一味シテ本領ニ安堵セント思フ也ト云ケレバ、湯川悅ビイロイロ謀事ヲ廻ラシカノ法師ヲ陣僧ニ作リ、廻狀ヲ書タカノ陣ニ遣リケル、然レドモカノ業阿彌、運ヤコハカリケン、大將ノ卜山ヲ見知ラザリケレバ、陣中エ入テ見レバ、卜山十德ノ衣ノ中ニロロセヤタ痛ノツキニ立給フ、

(家忠日記追加 十八)慶長十年四月廿六日、台德院殿〇徳川秀忠 將軍宣下の拜賀とシテ、車ニ駕シテ朝ニ入給ふ、

八德

行列略○中

三番御先行　右長刀十人小者同断　青山常陸介忠成目付　目付　傘持十德白布帶刀サヽス

(武功雜記)一太閤薩州ヘ人數ヲ被入、鹿子島近所マデ御座候節ヨリ、薩摩降參候、明日野陣ニテ可爲對面候由御免アリテ、其日廣野ヘ御人數ヲツナヘ、太閤床几ニ座シ給フ、義久剃髮十德ヲ著シ無刀、家老四人是モ同裝ニテ出ラレ候、

(百一錄)貞享四年四月三日、側御本坊入御手黒岡、午刻白御裝、十德之者供之、

○

(倭訓栞中編十一)じつとく略○中 又十德と書るより、八德の制も出たるなるべし、享祿の比より侍の服にも八德を用ゐし也、

(貞丈雜記三服飾十)一八德と云物あり、略○中 八德と云は、胴服の事なるべし、其形十德に似たる故、八德と異名を付たる成べし、

(武家名目抄衣服十一)八德 按、八德は其體十德にや、似て下れるものなれば、この名あるにや、十德に對へていへる秀句なるべし、又是を羽織といふ、

(萬金產業袋五衣服)製裝衣之大概略○中 居士衣、八德、十德、これ中古の製作もの歟には居士衣、八德はなを近代の物にて、仕立やう一概ならず、尤故實もなき事なれば、さまざまに物好風流をかざりて目だつやうにす、八德はもつはら著用する事、俳人畫工にあり、右の三品、釋門が是を俗衣とする事、居士衣、八德は、いかさま唐の山谷、陶淵明が衣體にも似たれば、げには俗衣ともいべきか、略○下

(兎園雜考一)五德○三德中略 八德

さて入德といふ服は、產業袋といふものに、居士衣、入德は、猶近代の物にて仕たてやう一轍ならず、尤古實もなき事也といへるがごとし、さま〲意に任せて風流に製る事と見えたり、十德に及ばぬものなれど、近く似よりたる心にて名付しにや、

〔裝束集成〕六篇肩具足從臣衣陣甲及召具 入德

當代裝束抄云、入德、十德のごとくにして袴有り、常の如くなり、或記云、又入德、十德のごとくにして袴有り、常のごとし、緣以下不著之、紋所有、染色不定、地は布也、木綿も著歟、因ヲ目結のやうなるもの、

〔伊勢兵庫頭貞宗記〕肩衣の上に入德などの事

一はつとく又はかたぎぬなど打かけ、貴人の御前へ參り候事いかゞニ而候、のがれ候て可然候、略〇下

〔孝經樓漫筆〕三 入德

侍事變前後よりは多く入德を用ゆ、今の袖なしの上下の起る所か、略〇下

〔時慶卿記〕文祿二年五月十二日、午剋以前ニ初當座褒美ヲ食御相伴候、二三獻迄被下候、金銀也、紹巴父子、昌叱父子迄御相伴也、殿下〇豐臣秀吉 肩衣袴各其分也、略〇中 玄仍ハ入德也、

羽織　法被　半天 〔附入〕

羽織ノ名ハ、或ハ羽ニテ織リシニ出デタリト云ヒ、或ハ通常ノ服ノ端ヲ折リテ著セシニ起レリト云ヒ、或ハ衣服ノ上ニ帶ヲ用キズシテ放リテ著ルヲ謂フト云ヘドモ、皆明徵ナシ、蓋シ始ハ衣類ヲ保護スル爲ノ外套ニシテ、略服ナレバ、人ニ面會スルニハ必ズ之ヲ脫却セシ

名稱

ニ、後ニハ親睨ノ人ニハ著ナガラ面會シ、終ニハ袴ト相具シテ一ノ禮服トハナレリ、其長短ノ如キハ、時ニ隨テ甚シキ沿革アリ、皆舊人ノ風ヲ摸スルニ由レリ、而シテ醫者ハ多クハ長羽織ヲ著シタリ、又蝙蝠羽織ト稱シテ、一種短キ羽織ヲ著用セシ事アリ、又袖無羽織、廣袖羽織アリ、又紙子ニテ作レルモノアリ、而シテ多クハ陣中ニ著用セシナリ、(陣羽織ノ事ハ、兵事部甲冑篇ニモ在リ、)[illegible]ブツサキ羽織ハ乘馬ノ際著用ノ便ヲ謀リ、背後ノ下ヲ割キタルモノナリ、火事羽織ハ革或ハ羅紗ニテ製セリ、火事羽織ニアラズシテ革ニテ製シタルモアリ、サレドモ寛政年中ニハ、卑ノ者ノ革羽織ヲ禁ジテ、木綿法被ヲ用キシメシ事アリ、又婦人ハ羽織ヲ用キザルヲ以テ禮ト爲シ、一時ハ之ヲ禁ゼシ事アリ、

法被ハハツピト云フ、木綿ニテ作ル、半天ハハンテント云フ、縮緬紬、木綿、革等ニテ製セリ、

〔和漢三才圖會　二十八衣服〕襦　今云羽織、俗云道服、

按襦、短衣也、小襦衫、俗云羽織也、其袂略衫者、馬上所用羽織也、士庶人著之於衣上、猶鳥之羽翅、故名之、尋常似爲禮服、蓋官家有道服者、古制與此略似、故又稱道服、

〔本朝世事談綺　一衣服〕道服　襦〈羽織中略〉○

又襦は馬上の具也、漢の襦は袖細し、俗に小手袖と云類ひに同じ、和の襦は袖なし、今陣襦と云ふ類ひなり、今庶人の羽織と稱するもの又相似たり、衣の上に是を著に鳥の羽翅のごとし、よつて羽織の文字あり、

〔橘庵漫筆　三〕世俗貴賤の差別なく羽織と稱する物を著くす、園太曆の趣を以按ずるに、承久の兵亂の後、公卿大に窮給ひて衣服調度はゐに任せられず、勿論車馬は意不隨意に而、衣冠京都の御方も歩行し給へば、晴の服に塵埃の窶らんことをいとひ給ひ、衣冠などの上へ明衣などの服を上張歩行し給ふ故に道服と云、其上張の妻の端に引を折てはさみ給ふ故服折と稱す、服は身に

服る衣の總名也、奥服をくれはと云も、倉の羽翼をはと訓も、みな身に被るもの、稱なり、羽二重と云も、御召縮の金を入て佃の絹を二重合せ織しごとき絹と云縮ニ、順服二重なり獻上に入反掛の名有がごとし、胴折、羽織の諸說多けれど信用し難し、昔いにしへは狩衣素襖計被召て、奴袴はかまの類を被召ざりし事、實に有事なり、故に一向宗の拜禮に肩衣ばかり著るも、其の故實殘りたり、然るに等持院尊氏公胴折に袴を著することを初給ひしが、拜禮の時胴折を去りしより終に袴ばかり著する樣に變せりとぞ、一向門徒と辻打並下の噺子かたのみ、肩衣ばかりを著せり、又陣羽織と云ものは、道服の意とは異なり、是は具足の威を敵に知られまじき爲に設しものとかや、また民間に袖なし胴折を著兵衛ばおりと云は、陣兵はおりの轉せしとなり、

〔老牛餘喘 羽織〕はをり

伊勢氏雜記に、天文永祿ノ比、室町殿ノ申次ノ役ヲ勤タリシ、伊勢六郎左衞門平貞順ノ記ニ、胴服ノコト見エタリ、此頃既ニ胴服アリシ也、其服タケ短クシテ、胴バカリヲ掩フモノ故、胴服ト云、此胴服ノ一名ヲハフリト云ハフリト書テ、ハフリトヨムナリ、胴服ハ著ヲトカズシタ、ハナチタ、ハフリカケテ著ルユヱ、ハフリト云、故ノ字ナリ、室町日記ニ、三好長慶ガ京都ヘ具足羽織ヲアツラヘシコト見エタリ、羽織ノ假名ニハ、ハヲリトカクド、是織ノ字ニ付タカナ誤ナリ、本ハハフリナリと見ゆ、今按に、ハヲリは羽折にて假名違へるにあらず、もとは常の衣を褄を内に取上て、腰のあたりにて折て著たるをいふなり、今も田舍の婦人はしかするものあり、羽は衣のことなり、長白羽神と申名の羽も衣の事なり、鳥の衣を羽といふも同じ、世に人の餙らむとして衣をとゝのふるを、ハツクロヒといへり、かの褄を内に取上て、腰のほどにて折て著たるよりはじまりて、後には衣の褄を切たるが、今の羽をりなるべしと思ふはいかに、伊勢氏の說もいはれたれど、假名違また物どほくおぼゆ、よりて思ひよれるをこゝにしるす、

胴服

〔四季草秋草冠服中〕羽織

羽織の事、古は胴服といひしなり、其たけ短くて胴計りをおほふゆゑの名なり、後にこれをはなりといふなり、又道服といふ物あり、是は公家衆の用ひ給ふ物なり、胴服とは別の物なり、(東齋隨筆などに見えたり)或說に、羽織はむかし異國より鳥の羽にて織たる服を渡したるを、其形に似せて裁縫したるものなるゆゑ、羽織と名付、といへり、是は羽織と文字に書くにつきて、造り出したる妄說なり、羽織とかくは胴に付てあて字に書たるなり、實ははふりと書て、胴にははをりといふなり、あふひと書て、胴にはあをひといひ、あふぐと書て、胴にはあをぐといふと同じ例なり、はふりといふは放の字なり、〇中略たとへばつなぎたる物の、はなるゝやうの事を、はふらかす、はふるなどいふなり、俗語にはふりなぐる、はふりかくるなど、いふも同じ胴なり、胴服をはふりといふも、上より帶をせずしてはふりかけて着るゆゑ、はふりといふなり、それを胴にははをりといふなり、はふりかくるは放掛(ハフリカケ)の字なり、帶にておさへずして、放ち着にきるゆゑの名なり、羽織の字は、胴に付てあて字に書たるなり、

〔太閤記十八〕竹中半兵衞尉

此竹中は濃州菩提の城主にして、安藤伊賀守が聟なり、〇中略戰場の出立は、〇中略餅の付たる靑貲の木綿胴服を長々と打はをり、ゆらり〳〵と打見えしなり、

〔我衣〕羽織ハ天正年中ヨリ始ルトミヘタリ、茶人ノ服ナルベシ、緇ノヒトヘヲ元トセリ、下郞ヨリ始ルモノニ非ズ、又禮服ニテモナシ、閑居ノトキノ著ルモノ、上ニハヲリテ客ニ對面スルトキハ、取テワキヘ置キタリ、羽織ノ文字モ後ニ書出シタルベシ、慶長比ヨリ心安キ人ニハ、羽織ノ儘ニテ對面シタリ、元來チリヨクニテ、衣類ヨゴレザルヨウニ、儉約ニテ心ブキタルモノナリトゾノコヽロヨリカ、下郞モ上ニモ禮服ノヤウニ思ヒテ、後ハウスモノヽ羽織ヲ仕立、或ハ袷、綿入ニモ

シテ著シ、袴ヲ著シテ公儀ヲ勤ムルヨウニハ成タリ、

上古羽織ノ拜領ハナシ、是ニテ知ルベシ、

寛政ノ末ヨリ、女ノ児ノエリノ後ヘ紋ノ隠ルヽホド切レヲ當ル、是ハタヾ襟ノ垢付ヲイトヒテ仕出タルナリ、夫サヘ近年ハビロウドヘ緋ヂリメンノヘリヲトリ結構ヲ盡ス、今ハエリ當ヲ賣ル呉服屋モアリ、是等後世ハ衣服ノ内ニモ入ベキカ、可笑々々、

〔春湊浪話中〕羽織

羽織又道服といふもの、其起る所人によりて一にあらず、安東紛要にみへし道服といふは、宮門跡、又攝家にても著し給ふ、されども兩親御在世の時には憚り給ふとぞ、是らも佛道者の服といふなる故なり、さらば道服とは道者の服の中略なれば、今醫師陰陽師の類剃髮せしもの、着る羽織といふは、昔此道服に倣しもの成べし、又俗の着る道服或は羽織といふ物、今專ら用て、下ざまなるに至ては、歩行羽織、足輕羽織などいふ類あり、是は上にいふ道服と其製其名も同じくして、其起る所大に異なり、此道服は道路の服といふことなり、壒嚢抄に、道服は〈○中略〉内にて可着ものにはあらずといふ則是なり、是をそれより以前は打かけといひしにぞ、舞の本に、鈴木三郎重家が高館へ參りし時の詞に、わらづぬがで、上に着たる打かけぬいで、ふはと捨てとあるも、道路の服なればなり、又鹿苑院將軍〈○足利義滿〉の嚴島詣し給ひし時、今川了俊の書し道記に、此たびはめづらしき打かけといふものを、同じすがたにき給ふ、花田のめゆひに染て、袖口はそくすそひろきものと書たれば、其比より專らになりて、後に道服といひ、今羽織といふものにはなりたり、其羽織といふ名をよぶ事をも、さまざまの説あれども、さも有べしとおもふこともなし、昔に打かけとよびし名のるひにて、衣服のうへに打はをるといふことより、羽織とはいふなるべし、いつよりか今は道服のみにもあらず、座間にも打着て、貴賤をわかず、衣服の一物となり、俗にて今は

褻の服といへるがごとし、

〔青標紙〕衣服制度的例

御紋付御羽織之事略〇中

一羽織袴　羽織は足利家の時道服と云物有、其丈短くして腰ばかりに着之、此一名を羽織と云、帯をまめすしてはをり懸て着す故の名也、昔は常に着せず、旅行抔に風を凌ぐ為也、今は羽織と云もの礼服の様になれり、

〔翁草百四十五〕或人ノ云、羽織は殊外近世の物也、中人以上のはさら事の伊達に、稀々に着たりし事也、然るを頃日に至ては、上下共に礼服の如くに一統に着る事になり、表向にて時服拝領等に、羽織を副らるゝ様に成しは、百年以来の事也と云り、惰思ふに、七十余年以前、余が穉き頃迄は、子供に羽織を着せる事なし、遠町家などには、振袖の羽織有り、余も羨しくて是をせがめば、士の子は袴計りがりゝしくてよしとて、古風なる父母は何れも之を容さず、其頃老人の申せしにも、我等若き時分迄は、羽織を持る人稀也し、尤常には着る人もなく、花見遊山やうの事に着せし許也、今の如きは常憲院殿〇[illegible]川の御代々の風俗也と云り、然れば全く近世の事と聞ゆれども、又本文の通りを本説と見れば、二百余年以前々此服は有ながら、民間には無りしと見へたり、

〔萬金産業袋四衣服〕唐物類略〇註

羅紗略〇中もし羅紗にて羽織を裁んには、幅四尺壹寸ゟうへ有時は、一ツ身にして、くじら壹尺七寸のゆきになる、真中の折目を背として一身裁、袖身ニ縫目なきを詮とす、略〇図如此一身にたつ時は、身袖わき入ヽまで一トツ切ヽの積にて裁るといへども衿なし、衿は身だけ弐尺五寸の羽織なれば引廻して二重に、また衿廻し八寸共くじらにて五尺八寸入ゆへ、横切ヽに取て羅紗の幅縫ニなをし、漸三尺三四寸の間なれば、中にて羅紗つぎにつぐ、縫ても一向見へぬもの也、又幅に

て衿だけを取ル時は、くじらにて五尺八寸幅にて取り、前衿はゞ七寸縫にとれば、大分跡に切レ出ル事也、よつて多くは横切レにとり、中にてつぎて仕立る、尤紗綾は切レに竪横なし、横に成とも竪に成とも勝手につかふ、一ッ身縫ニしても袖下まへ寄しみな切レ出る、

（萬金產業袋五染織）寸尺幷字類略○中

今世に羽織とて、もつはら用ゆるは、そのかみは鳥の羽にて織、具足の上に着たるとかや、皆袖なしにして、陣羽織などいひて用ひし、今その遺風世につたへて、近代は民家工商の人の禮服とぞ成し、○中略

羽織の裁者幷圖略○中

縮緬羽織のたちやう總じて前えりだち長、身の後、前袖のわきをとし切、也、但此縫やう、縮面計にもかぎらず、くじらにて一尺五寸はゞの物にて、羽織をたつ時は如此、上緞子などの羽織も、此たちやうを用ゆべし、又茶字島などにて、小たち羽織をたつ時、身はゞ、えりはゞをつもり如此すべし、

（我衣）羽織、天正ノコロ、丈キハマリナシ、天和貞享ノ比マデ、貴人ノ丈相應ニシタ着ル、元祿ヨリ京大坂羽織ノ丈甚ミヂカシ、此比京ノ人多ク銀座へ下ル、銀座元祿ノ比ハ、三ツ寶四ツ寶ノ吹キ最中ナレバ、繁昌世界ニ及ブ者ナシ、晝夜金銀ヲマウケ、若キ手代ハ我勝ニ惡所へ行ク、金銀泥山ニ遣フユヘ、惡所ニテモ尊敬シ、銀座客ヲ我一トモテナス、世上ノ人是ヲウラヤミタク、形銀座ヲヱセタリ、銀座モノ袖永ク、カヽトツ打、羽織短ク袖下ニ等シ、是ヨリ羽織江戸モ短ク、小袖丈長クナル始メナリ、享保ノ比、羽織丈元へ歸リタ中分ナリ、元文ゴロ上方ヨリ都古路豐後掾ト云淨瑠璃語リ下ル、此一流皆羽織長シ、元文ヨリ此風世上ニハヤリ、先ヅカタチヨリ我身へ寫ス世ノ中ナレバ、此一節ヲ學ブ若手ハ、先髪ヲ宮古路風ニユヒ、羽織モ長クセリ、後々ハマナバヌ人モ羽織長クナル、

〔昔昔物語〕享保の末、元文の比より、寬延の今に至りて、若き衆の風俗衣裝、女の如くにきびすを打ほど長、〈○中略〉又近き比、〈○寬延〉羽織の長二尺八九寸にして、紐は太く、是も甚だ長く結び下げ、ゆふだすきかけたる樣にして、鬢はひたいの角とひとしく厚く、寒髮とやらに結たる人多し、

〔嬉遊笑覽〕〈二上服飾〉昔より長短さま〴〵にかはりしは羽織なり、古畫をみてもいたく替れるは知るべけれども、さもあらぬはまれがたし、大かた寬文已上は長きやうなり、其内にもかふむり羽織などいひて、いと短き一種あり、延寳已下はすこし短くなれり、〈○中略〉衣食住記に、享保頃二尺二三寸、元文には段々長くなり、二尺五六寸、三尺に餘る、明和の頃短く享保にかへる、安永の末、天明に又丈長く、身巾ひろし、元文頃、長紐足の爪先へ屆く云々、

〔我衣〕元文ヨリ町人ノ羽織丈長クナルハ、淨瑠璃太夫都古路ニ始ルナリ、當ハ東國西國トモニ昔ヨリ長クナリ、モツクイ計ニモナレ、一體僧衣ノ略タルモノカ、官モ、法眼法印ニモ任ズ、衣ヲカタドリタリトモユ、俗人何ゾ衣ヲ着センヤ、

〔皇都午睡〕〈三編上〉京攝にても大名縞に絲の入しを以、前田縞とてはやりしよし、松坂縞より郡山縞兀し、染色にても路考茶、璃寬茶、芝翫茶と移り變り、伊豫染、鳶色、鐵、納戸茶うらが止て、花色裏になるかと思へば羽織の長いがお醫者計りに殘りて、跡は殘らず短ふなる、八端の摸樣がうさると、鹿形がはやるなど、誰いひ合すとなく移り變る、都會の流行とは云ふなり、

〔我おもしろ〕〈上〉やごとなき御かたのお羽織の胴裏、四度まで書てたてまつりける後、又も書てよとありければ、

おもひよるはしこそなけれ五つめはわたしもこまる羅漢どうら

白紗綾の羽織の胴裏に

かきいる・羽織のうらの白さやはきれぬたちをやよしといふらん

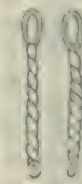
羽織紐

〔我おもしろ(上覺)〕狂言の末廣がりを書し羽織の胴裏に
過しころ、此胴裏に何ぞ書てよとあるを、筆筒に入置て、そのまゝに忘れけるが、はしための見覺ざる羽織のありしといふからに、とくとり出て、げにもさうよやよげにもさうよとて、とみに書つく、
ざれ繪さつとかきし羽織の胴裏も末廣がりになりし臨入

〔綫のをだ卷〕一義太夫節は、有職の御代より流行出しといへり、されば豐後ぶしの流弊、次第に淫風に移りて、遊士俗人の風俗、あらぬものに成行て、〇中 衣服對の羽織を着、長きひもを先にちひさく結び、下駄の音にかゝるやうにして、腰の物は落しざしにさし、懷手にして駒下駄はきて、お中をふらり〳〵と歩行たり、〇中
一羽織の紐も品々流行たり、先平打の眞田紐にして、長さ三寸或は五寸位(所謂は裏きを鍵とす)むすぶ所はわなにして、ばたんがけなり、是は尤流行たることなり、又細き打紐をいくすぢもよせてこしらへたるもあり、是も牡丹掛なり、後は銀の鎖を紐にしたる人も有けり、〇中 略

〔我衣〕紐(羽織)ハ元來トモ切レニテクケタリ、十德ノ略ナリ、天和マデ八ツ打ナリ、貞享ヨリ平打廣シ、元祿迄用ユ、寶永ヨリヒラ打牡丹ガケ、正德黑ク短キセマキボタンガケヘヤル、紐打武家用ユ、享保末ヨリ紐太ク少シ長クナル、元文長キヒモ國重ニトリテ左ヨリ右ヘカラダ付、片ヒモヽ有リ、又結ビタ輪ノ下ヘ下ルモ有、見苦シ、其比市村羽左衞門俵元ニ庄左衞門ト云者、羽織紐ヲ編ノゴトクナヒテ、牡丹ガケニシタリ、然ドモ世上ニ知モノナシ、寛保三年ヨリ世上ニモテ遊ブ、延享ニ至テ絲屋ニテ作ワテ店ヘ出シ賣ナリ、
一如此庄左衞門ハ黑糸ナリ、延享ノ比賣シハ茶ビロウド、
二其後二重ニシタルモ出ル

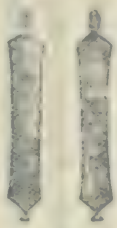
其比黒威ハ紫ニテ八ツ打ニシ、金糸チラ〳〵入タリ、見事ナリ、寛延享ノ仕出シナリ、若手是ヲ用ユ、







三古來八ツ打細ク短キ黄ガラ茶、後フトクシテ黒紫ニスル、貞享ゴロナリ、古來ヨリ少シフトメナリ、



四元祿ゴロ平ウチ幅廣シ、淺黄ハヤル紫モアリ、寶永ニハボタンガケ、

寶永ゴロ平打出ル、幅セマクミヂカク、ボタンガケ、スミル茶多クハ黒シ、

綾打寶永ヨリ出ル、享保比フトク長ク、先キトケルユヘ不用、

五享保末元文比ニ、都古路風ノ黒八ツ打出ル長緒ナリ、

六其後黒糸ニテ少シ細キ八打ヲ四重ニ取リ、左ヨリ右ヘカケ、片ヒモニスルモノモ有リ、見苦カリシ、





右ノ外ヒモハ大名ノ御家風アリテ、古來ヨリ定有、格別ノ相違モナシ、但町人ケ様ノ物好キヲ

地質
色目

スルコトナリ、寛延元太白ノ糸ニテ、幾重モ幾重モ合タヒモトス、見苦シヽ、

同三年、京師ヨリ組モノヽヒモヲ出ス、或ハ輪違ヒ成ハケマン結ビ、網ノ手品々アリ、何レモゼタンガケ、

〔翁草三十一〕彼彌平次(三宅)後は明智左馬助秀俊と號、日向守肱股の臣と成、白綾の羽織に狩野永徳に雲龍を墨繪に書せ、具足の上に著し、二の谷と云名物冑を著、明智が先手を勤、度々の高名其功隱れなし、

〔岩淵夜話別集下〕山名禪高(當時交代寄合、但州七千石、山名氏ノ祖)或時いかにもふるき黑き羽織の所々破れたるを著用して、御前へ出られけるを、大御所(家康公)御覽じて、禪高其羽織はと御尋有り、禪高袖かき合せて、是は萬松院殿義晴公に拜領仕候と後申上ければ、公聞召、ゝゝ、流石山名殿ほど候よ、返す返す殊勝也と、御感賞有しとかや、

〔南龍公言行錄三〕一龍宣君紀の丸馬場にて、御馬を召けるに、其節俄に時雨降り來り候故、南のだし樋江御入、雨の晴間を御待被成候、(中略)御近習衆へ仰せ聞られ候は、三左衛門は細川越中守三齋子也、幼少より使立られ、見習ひ聞習ひ候ゆへ、あのかい〴〵しさを見よ、貳千石取てゐる身が、段にて、毛綿のはおり、手傘をさし、步行の者は鬼の子の樣なるを、大勢つれて通りたる利發さよ、あれこそ武士なれ、(下略)

〔微妙公御夜話〕一微妙公御暇被遊候御飛脚參候得ば、御迎に何も罷越候、(中略)或年何も承驚に我先にと馳出し候故、瀨兵衛(山本)も罷出候得ば、(中略)信州田中にて御駕籠に參合、(中略)其夜善光寺御泊にて、羅紗之御羽織被下、著用御供仕候由被仰出候、

〔一話一言二十四〕赤城義臣傳抄

良雄(大石)ハ外戚池田玄蕃ガ招ニ應ジテ、備前ニ赴クト稱シテ(中略)出都、四條ノ道場梅林庵ヲ借

テ當時ノ寓居トス、折柄菊屋彌兵衛ト云絹ヲ賣人、親ク出入シタリケルガ、此者ニ命ジテ父子及ビ其外同士ノ裝束ヲ拵ナセケルニ、腹卷仕立ノ著籠、裏ニ萌黄ノ金襴ヲ用、浮紋ノ裁付、紅梅裏ノ黑小袖、羽織ハ黑羅紗ヲ用、紐ト袖覆輪トヲ白ク大筋ニシテ、頭巾ノ裏ニハ兜ノ鉢ヲツヽミイレ、火事裝束ヲゾ擬シケル、父子ノ出立制符ヲ合セタル如ク、同ジ絹ヲ以製之、其外同士ノ著籠ハ、紅ノ布ヲ裏ニ用、裁付ヲ脚絆ニカヘタリ、其外小袖羽織等思々ニ地絹ヲ替タレドモ、羽織ノ大筋ト小袖ノ紅裏、頭巾ノ前立物等ヲ以、相印(アヒシルシ)ト仕ケレバ、擬樣ヲ用ルコトハ四十餘人ニ至テ、少モ違ザリケリ、

〔御鷹秘鑑入〕小金中野牧御鹿狩之一件同繪圖

一享保十一丙午年三月廿六日、將軍家下總國小金中野牧御遊獵之節御定書、御用掛供奉之面々、幷御場所繪圖、左之通、○中略

一當日、御召毛天鵞絨之御羽織被爲召之、御懸置之御鞍を以、御手自松平左近將監ニ下賜之、○中略

一御狩之節罷出候面々○中略

一西丸御書院番より
　曾我周防守組　羽織黃色　五人
　本堂伊豆守組　羽織白地紫黑　五人
　酒井豐前守組　羽織萌黃地　五人
　牧野播磨守組　羽織白花色縞交　五人○中略

一御小姓組
　一番組番頭　大久保査兵衛○中略　騎馬一之手羽織紫
　四番組番頭　阿部出雲守　二之手羽織白赤段々
　五番組番頭　松平伊勢守　御番衆羽織黑
　六番組番頭　金田周防守　御番衆羽織白地中黑

七番組番頭 水谷出羽守　御番衆羽織白黒片身替
八番組番頭 澁谷讃岐守　御番衆羽織白地五人

一大御番方
番頭 山名因幡守　御番衆羽織赤地黒紋五人
番頭 植村土佐守　御番衆羽織紺地朱紋五人
番頭 森川下總守　御番衆羽織白地朱紋五人
番頭 三浦肥後守　御番衆羽織赤地黄紋本式金紋也五人
番頭 山口伊豆守　御番衆羽織白地朱紋五人
番頭 小堀備中守　御番衆羽織淺黄地朱紋五人

一小従人組
組頭 岡野權次郎　御番衆羽織心持次第伊達羽織可著之拾五人

〔有德院殿御實紀附錄十七〕常憲の服飾を禁せられしころ、中略中にも小普請奉行岡野豐前守通喬、留守居番多賀左衞門常房など、衆にさきだちて時勢を遵んと思ひけるにや、日々木綿の羽織を著し出仕しける、是もその頃の事にや、濱の御庭に御遊覽ありしに、今日は鷹狩にあらねば、いづれも羽織袴にて供奉せよと仰られしに、小姓小納戸の人々、絹の羽織きて出しを御覽あり、いつものごとく木綿の羽織を著るべきを、今日は何とて絹を著たるや、すべて左樣に衣服の品をそなふるは、あしきことなりと仰ありしとぞ、

〔甲子夜話七〕享保質素ノ令モ、オノヅカラ薄ラギシヤ、寶曆九卯年ニ、衣服ノ制ヲ仰出サレタル冒アリシ頃ハ、老中ノ供廻リ絹ノ小紋羽折著タルモアリ、御城ノ坊主ハ皆無地ノ黑絹羽折ナリシトゾ、麹町ニテ輕キ男、木綿袷ノ上ニ飛紗綾ノ帶ヲ結タルヲ、其町ヘ預タルトキ、名主ヲ呼出シタ

レバ、袴羽折ニテ出タルガ、其羽折縮緬ノ小紋ナリシトテ、殊ニコレヲ大ニ叱リ、シバラク遠慮申付タルヨシ、

(古朽木)第二回　天滿宮八十八に宣告す
先第一汝が虚飾には困り果た、此所へ來て願を懸るに、其替縞の羽織も銀の煙管も無用ことなり、略○中

第六回　八十八近在へ旅立の事
大手櫻田の氣色はいふも更なり、見付の猩々緋は初日に映じて花麗に、立番の紺羽織は空の色を帶て長閑なり、

(根南志具佐三)此龍宮界にては、琴三絃などは、藝衆ばかりの翫びかと思ひしに、かゝる少き暮しにて、娘に三絃彈すとは、扨々人間と云ふものは、おごりしものかなと思ふ内に、きびらの帷子著て、小紋羽織を手に提げた男來り、略○下

(奴師勞之)小松百龜が若き時、元飯田町に小紋の羽織を持しもの一人もなし、百龜など外へ出る時、小紋の羽織を懷中して、護持院の原のあたりにて著たりといふ、町内をば遠慮せしなり、今はいかなるいやしき裏店にても、羽織もたぬもの有るべきや、

(遊藝園隨筆抄)四月天保十四年十三日日光山へ御參詣として御發輿家慶○徳川なり、略○中右大將樣家定○徳川西丸より御入あり、御對顏濟の上、六ツ半時二寸前にて御成、但し黒の御丸羽織に御野袴なり、

(遊藝園隨筆抄)御目附部屋之坊主御目附部屋に勤仕するの坊主なりに松下閑齋といふものあり、俳諧をよくし、氣分灑落にして、こゝろある人物なりけり、此人土岐丹波守が御目附たりし頃、御目附部屋に勤むるに、黒紬の羽織を著し、鼻紙は塵紙を懷にせしこと常なり、或時丹州之を笑ひしに、彼いふには、なかまの者は、何れも常に、黒縮緬の紋附の羽織を著し候得共、それは皆諸侯方より賜はる所に

して、鼻紙とて別に諸侯より贈りはいたし不申候得共、いづれも諸侯より時々に贈る所の金子を以て買ものなり、なかまの者は其贈物を受るがゆへ、諸侯のためにのみ奔走して、諸侯の奴隷の如し、此坊主は公儀の人なれば、いかに俸給なりとも、諸侯の奴隷となり、其紋附の羽織を着るは、深く耻べき事と存るが故に、斯は自辨の粗服を着すとのことを以てせりと、夫れ世の中には、此間諸坊に耻るもの少しとせず、

〔ひともと草〕王子祭　橘洲

今日は文月十三日なりけり、名にたてる王子の御祭見んと、まだ辰の時ばかりに、瀧川なる茅屋を出るに、秋ながらなほ大暑の酷熱盛かんにして、清風の故人いまだきたらず、略○中あたりを見れば、大江戸の人もあまたいり居たり、みな人肌ぬぎ腕まくりあへる中に、まだ廿にはたらぬ男子の、さすがに羅の羽織の衣だにぬがで、扇なかば開きつかひ、略○下

〔一話一言三十八〕御徒七番組書留之内寫候略○中

一其一の御挾箱黒縮緬御羽織入有之處に御座候、黒縮緬御羽織被召候、爲入候事、御見上申候事、

〔一話一言四十五〕流行著書之事

頃日江戸の流行もの、長大小にあじろ笠、小鬢のこして柏木染、麻肩衣に革羽織、大刷毛に白茶柄、御厩平に麻羽織略○下

〔歡樂餘錄五〕正月いつの比にや、中の町巴屋といふ茶屋へ來り、亭主に逢て、我等始て此里へ來たる故、一向愛の遊興をしらず、何とぞ今夜世話致くれ候て、よろしき遊女に逢たきよしを懷中より小判五兩取出し、亭主へ遣し、これにて入用能樣にたのむよし也、侍の容體檀田織の羽織、小紬、茶亭の侍きて、仕立おろしの立派なる衣服なり、

略服
革羽織

〔我衣〕羽織ハ禮服ニ非ズ、無禮ナルモノナリ、太閤秀吉公ノ大御所ノ時、常ニ小廣袖ノカイ卷ヲ著

シテ、上ニ掩フコトヲ見タ略シタル物ナルベシ、其コロ茶人常ニ木綿ノヒトヘヲハヲリテ、小袖ノホコリヲヨケタリ、客キタルトキハ、ヌギテ逢タリ、是ヲ元トス、然レバヒトヘ成ベシ、

〔利家夜話 中〕一伏見にて、越後景勝〇上杉より爲御使、家老直江山城〇兼續大納言樣〇前田利家へ參り、〇中略口上には御國並の事に候へば以來は是非々々被懸御目可被下候へ、上洛仕候剋專顏存候由也、〇中略追付御禮に參度由に候故、山里にて御對面可有由にて、景勝被參候、出立は袴肩衣の上に薄桧色の單羽折を著し御出候て、山里へ御入、利家へ御對面の時は、羽折を御取、供には直江山城一人參候、

〔肥後物語〕家中質素之風行ハル、事

臣〇熊本藩士諸國ヲ遊歷シ、士風民情等ヲ何國ニテモ心ヲ付見ルニ、幾度參テモ熊本ノ風俗ニ感ジ入リシ也、〇中略彼國ニテ変リシハ儒者ナリシガ、其面々出勤スルヲ見侍ルニ、袴羽織モ皆木綿也、大城多十郎ト申ハ、元來町人ニテ富有ナル酒屋ナリシヲ、學問モ勝レ、詩文モ達者ナリシ故、儒者ニ被召出タル者ナリ、臣以前ヨリ懇意ナル故、遊學ノ時ハイツモ同人宅ニテ止宿ス、同人一日好キ日野單羽織ヲ著ナ出勤スルヲ見タ、今日ハ被飾セシガ、如何ナル故ゾヤト問ケレバ、多十郎、今日ハ學校ニテ試業之アル故ナリト云ヘリ、試業トハ稽古人文藝武藝ニ不限、一統ニ其業ノ進退甲乙ヲ試ラル、ナリ、其日ハ侯御出座ナサル、コトモアリ、左モナケレバ親類ヨリ御名代アリ、次ニ學監、次ニ師役ノ面々相詰ル、其前ニ稽古人有タ罷出、夫々業ヲ勤ムルコトニテ、至テ晴ナルコト故、多十郎モ絹羽織ヲ著シタルモ也、〇中略

附録熊本衣服ノ大略〇中略

一侍分單羽織單袴ハ紗綾、日野迄ヲ許シ、無地ハ不許、但袷羽織裏附袴ハ雖侍分不許、紬ハ無地トナモ羽織迄ハ許ス、

袷羽織

昔書云、無禮直給人以下歸被也、給人以下、當時諸書各殊、其稱無一定之名、

〔世間手代氣質 二〕得意方を語り付くる瑠璃は商の資本七十歳にて頭を丸め、其後は丸腰に成つて、武士の顔付もせず、木綿物の上に、縮緬の單羽織、三十年に成る編笠を被れば、おのづから日影者、〈下略〉

〔肥後候賢行錄〕商賈は絹類紬緞を禁じ、帶と夏羽織は絹をゆるし給ふ、袷羽織は裏も絹をゆるさず、農民は絹紬或は鼈甲の櫛笄を禁じ、又桑を植させ絹を織事を教へ、織出せしものには絹を用る事をゆるす、

〔世間旦那氣質 五〕三ヶの津の風流を一ツにかためた仁體のよい旦那の生國は江戸坂り扱も西鶴の凉風もちは古風なやうす川東とはちがふたものにて、さつはりとして、よごれてはいねど河内木綿の島の布子に、飛紗綾の黑い帶、金巾木綿を納戸茶に染たる萌黄裏の袷羽織を着て、墨繪の鍔鍔を少しゑがきし三本物の扇をさし、高等な職人の旦那が當比類講に呼れて行やうな體にて、旦那に目見へをし、〈下略〉

〔賤のをだ巻〕一頭巾も品々流行たり、〈中略〉又思ひいづるまゝに愛に志るす、我が若年の比は、飛さあやを專ら着たり、帶にもしたり、飛紗綾の袷羽織は御帳書、或は小役人などのおとなし羽織にてよかりけり、今は飛紗綾知たる人もなし、

綿入羽織

〔微妙公御夜話〕一前田對馬殿、黃八丈の綿入羽織着用罷出候得ば、年若なる人不似合思召候哉、まかげをさして御覽、あれの若殿はどなたじやと御意候、夫を被聞候而、翌日も着用、毎日々々着用、後には苦くなり、汗をながして着て被罷出候、其後御前に召、御借柄被下、御懇之御意有之候、其翌日より無着用候、氣强成事を御感心被成候旨、脇田九兵衛殿咄承り候、

夏羽織

帯羽織

革羽織

〔世間手代氣質 四〕巧は深い智惠の海底の知れぬ人の心
本町邊の古手屋の手代、又一風ありて、○中略透通るやうなたゞか縮緬の綿入羽織、胸紐は八ッ打の長短は片々しを合せしや、毎日出るに同じ物着ぬは、見世の商物を、親方に隱して、自由にすると見へたり、

〔劇場新話 上〕顔見世の事附翁三番叟式の事
扨式三番十一月朔日曉也、是を翁渡しといふ、○中略扨櫓三枚目の立女形より木戸のものへ、綿入羽織と、はうかぶりの手拭を出すなり、

〔肥後侯賢行錄〕商賈は絹類結構を禁じ、帯と夏羽織は絹をゆるし給ふ、

〔我おもしろ 上〕寄羽織戀
我こゝろゆきたらねばぞ帯羽織そでなしとまで君は見るかも

〔一柳家記〕一同年○天正六年筑前守殿同國○播州取鳥之城主畑野作大夫ヲ御攻可被成トテ、仕寄之竹タバ被附候、市助手ニモ總並之竹タバ附申候所ニ、城中ヨリ足輕出、小合戰可仕體ニ相見候由、市助備ヨリ四郎右衞門鑓ヲ持、同若黨小四郎長刀ヲ持、只二人切テ懸、十八九人出候足輕並騎馬武者二人ヲ追拂、然共小四郎ハ討死、此時敵勝ニ乘、取テ返ス、其時四郎右衞門ト城中ノ足輕莽ト鑓ヲ合、然所市助內吉田助十郎山中五郎二郎ヲ初、十二人馳付候故、敵早々城中エ引取候、市助感悅不斜、金銀斗付之脇差、羊之革羽織、爲褒美四郎右衞門ニ給之、

〔翁草 三十一〕毛原助右衞門物語に、清正は奇妙成大髯也、○中略其頃朝鮮東の方は大半治り、貳三十里の間は敵も無れば、具備神谷も革羽織革袴を着て出向處に、加藤人數を見れば、何も物具して兵食つけ、旗指物推張り、鐵炮は大繩に火をつけ、見小性迄も具足面頰を當て、いかめしき體也、

〔天保市令〕町法被仰渡書

總町
名主共
申渡
地主共
家主共○中略

一町抱之者、革羽織以來停止ニ申付候間、木綿法被ニ仕替可申事、
但品々仕替、來七月十日(天保十三年)朔日々、一統木綿法被可為着用事、○中略
四月

紙子羽織

〔續武家閑談 二〕一右之節(天正十二年四月二十日、小牧中山の戰、中略)信雄勢の内より斥候と稱し、十人ばかり乘出し、敵方の芝土手の内まですゝむ者には、常眞衆大塚助右衞門紙子羽折を着し、眞先かけて鑓を合す時に、○下略

〔續武家閑談 十〕家康公九月廿日に遠州濱松を御立あり、御上洛ヶ條之事、
大和大納言殿にて、家康公朝御膳被召上候處へ、秀吉公白紙子の御羽折、紅梅の裏御襟、袖先き赤き地に桐唐草、萌黄白淺黃色々の絹の半羽織是を蒲生飛驒守其年卅二歲、若き人故狐紙子と申候、子細は右の羽折を秀吉公召て、大和大納言にて御膳半ばの所へ成らせられ、御自分も御膳上るべしと御意候て、節斯のごとく也、

〔備前老人物語〕一これもいづれの陣の時にや、その人の名もわすれたり、信長公の侍に、博奕に打まけて、馬物具までとられて、淺ましきありさまに成たり、その明けの日、すべきやうなければ、打死すべしとおもひ定めて、紙子羽織のうしろに、黑き餅をかきつけ、大きなるさゝ板を求て、鑓に刺み、腰さし物にして戰を待つ、○下略

鳥毛羽織

〔翁草 三十二〕大將の人を知る事妙也、加賀利家いまだ前田又左衞門とて、金澤城に被居たる時、佐

佐內藏介成政と弓矢に成、越中國木船城を被攻に、利家旗本は十町餘脇に備、先備を以城を攻擊する處に、先手敗軍して下の田中迄二町餘崩來、利家是を見て扨々大崩するもの哉、先手に山崎勝兵衞が居るならば、最早返べき筈なるに、如何せるやと被申處に、雖とは不知敗軍の中より武者一人守り返す、是に勵されて加賀勢噇と大返しして、敵を城へ追込む、皆有て先手ゟ鳥毛羽織の使番來て勝を注進す、利家聞て誰が眞先に返しけるぞと被尋に、山崎勝兵衞一番に返して突返し候と云、利家聞て左有べき事也と被申、大將の能く人を被知事を諸人感せしと也、

〔老人雜話〕秀賴八歳にて參內ありし時、伏見より行列堂々たり、太閤は二三日前に入洛ありて、中立賣最上殿の屋敷におはします、參內の日迎ひに御出あり、室町通を南へさす、見物群集す、太閤は立髮の馬に騎り、むりうの澀袖の羽織に鳥を脊縫にし、供は摺箔也、

〔大坂軍記〕慶長十九年霜月十七日、大御所樣は住吉に御着陣、將軍樣には平野へ御著馬、大御所樣は只御一騎にて黑川爲堀際まで御乘廻し、いかにも傷々と城中御巡見なり、皆々御供に可罷出と仕候處を、本多佐渡守正信堅く禁制仕候に付、大御所は御すはだにて、鷹の羽ちらしに付たる花色平袖の御羽織を召、鹿毛の御馬にて堀際に御立被成候、

○按ズルニ平袖ハ廣袖ヲ謂フナラン

〔一話一言三十四〕徒卒隊紀事

一元和元年四月四日、神君〔○德川家康〕駿府御動座、大御所樣御供、御徒頭、紀切ニ緋中猩々度氣袖羽織ニ而御馬前ニ列ス、

御左　松前豐前守吉勝　松平志摩守信重

御右　松平右馬介忠頼　阿部左馬助正吉

〔一話一言三十九〕元祿年中水野監物御預義士物語書留〔○中略〕

御預者諸道具之覺　間十次郎〔○中略〕

一袖なし羽織〇イためん下略

〔續賤草十四大〕世のすがた

寛政の頃より袖なし羽織流行せしが、其後變じて半。て。ん。羽。折。となり、文化の頃より町家にて男女とも專ら用ゆ、近頃武家にうつり、輕き御家人の妻女ども用ゆるものまゝ見ゆ、

長兵衞羽織
殿中羽織

〔思福午睡三服中〕世に甚。兵。衞。羽。織。とて袖のなき羽織を、今いふ殿。中。羽。織。と同じき物、甚兵衞と云者製し始たかとも思ひ居しが、是は陣兵羽織にて、大將軍は陣羽織を著せらるれども、雜兵など寒氣の頃は、綿入の袖なし羽織なりと著ざれば、堪がたかるべし、其時の著用にて陣兵羽織なるべしと、例の饒舌を出せり、

〔三省録後編一〕民間に袖なし服折を甚兵衞はをりと云、陣兵ばをりの轉せしとなり、東隨子

〔北州列女傳四〕采女之傳

長羽織
短羽織

延寶の頃、深町に雁金屋と云るに、采女と云女郎有、〇中略 其頃何某とか云る沙門、假初に此采女を垣間見しより、妄念執心休難く、終に破戒し、永く禁籍に離せんも、此女故ならばと、離し名を惡とやらんと云て、長羽織小脇差にて、日々に通ける、

〔雛のをだ卷〕一羽織も世々に轉變したり、延享寛延の比は、今の通り並。の。羽。織。なりしが、文比はみじかき羽織はあまりの着るやうなりとて笑ひたり、彼文金風になりてより羽織も長くなり、頓て對。丈。位。の。羽。織。を著るやうになりたり、然れども天運循環して叡徽長羽織やみて、み。じ。か。き。羽。織。流行出たり、短き羽織の角袖とて、袖も大きく、丸みはわづかに五分計袖形をとり、四角同様に袖を縫て著たり、丈ケは居りて羽織の襟の疊と摺はらひになる位のみじかさなり、遊人游客は專ら此羽織を著たりしが、いつとなく直りて又長。羽。織。になり、其後並の羽織になりたり、紋所もくづし紋にして、色々工夫物好に付たり、其比世に鳴たる俳諧の紀逸といふが高點の句に、

蝙蝠羽織

身代の崩しはじめは紋所、といふ句有たり、此羽織の轉變につれて、次第に三來綿流行たり、

〔幕朝故事談〕諸侯

獻廟〇德川家光の敎命にて、羽織を長く被仰付候は嚴禁也、

〔塵塚談上〕羽織長短の事、寶暦四五年頃は、伊達男は短羽織にて、袖より下はやう〳〵四五寸もありて、袖ばかりのやうにてありしが、明和二三年の頃、大坂より吉田文三郎、吉田文吾など、いふ人形遣ひ下り、長羽織を著せしを皆人笑ひけるが、其時分より段々と長くなり、文化七八年に至り、小袖に少し短くなりけり、袖口の太細、帶の廣狹も、羽織に準じ、いろ〳〵に變化したり、又文化七戊年にいたり、又々短くなりしやうにみゆ、

〔尤之雙紙上〕みじかき物のしな〳〵

一すそのまゝつぎ、袖ふくりんがはばりはそり、

〔賤鷄草十集六〕俗のすがた

明和の頃までは、蝙蝠羽織とて丈貳尺壹寸にして、至て短きはをり、武家町人ともに著用す、安永年中より追々長くなり、寛政の中頃は膝の下に至る、丈貳尺七八寸、前貳三寸下りなるを著す、文化の末より又短きを用ひ、坐しても折返らず、立ときは膝より上にとゞまる、襟幅も壹寸餘にして下りなきを用ゆ、又寛政の頃は多は木綿夏は麻のさゝしを用ひ、武家はぶつさきを專ら著す、文化中に至りては、弓馬の稽古に出る輩もおほく黒七子紋付夏は絽小紋などを用ひて、ぶつさきを著するものは少し、近頃はそれもすたりて、多は色縮ごろふくりんの類、夏は紗の類にて、蟬の羽のごとき薄きを用ゆることゝはなりぬ、

〔根南志具佐一〕仁王は辻竹與かくやうに成行かば、地獄極樂破滅せんは目のあたりなるに、其氣の付かざる鄙年はいにも非ず、また營當世を見習て、蝙蝠羽織の長脇指、髮は本田に、皺ぎせる、男

緋貫と見せ掛ても、色のとれる御顔にてもましまさす、

よつまき羽織

〔御ひいき勧進帳〕第一番目四建目略○中

東の方より金貫太郎照門よつまき羽織にて、取手の形り、若き衆五人附き出る、

〔遊藝園随筆抄〕閏九月十三日天保十四年水野越前守殿老中御勝手向之儀に付、不行屆有之、加判之列御免、雁之間詰被仰附、差扣可罷在旨仰出され、其段土井大炊頭殿より諸役人へ仰を傳へられたり、略○中越前守殿御免に付、種々の落首狂歌世間に行るゝものあり、略○中

よつまきの羽織も丸くせし政治はり肱もぐにやとなりし松代諸役人をはじめ、いづれもよつまき羽織を着せしなりし、松代は眞田信濃守殿の御事なり、はり肱のことは別に申べきもなし、

〔叢蹊餘錄十七〕三十年已来世におこなはるゝ物、略○中風俗は略○中

御家人の夏座の單なるよつまき羽織きる事

馬乗羽織

〔世間母親容氣一〕高雄の紅葉より顏の照るお救女郎

人間萬事塞翁が馬乗羽織、綻つかへず豊なる都の藝人、略○下

雨羽織

〔南龍公言行錄三〕一鷹宜君砂の丸馬場にて、御馬を召けるに、其節俄に時雨降り来り候故、雨のたし棒に御入、雨の晴間を御待被成候、其内、略○中青柳傳三郎といふ御小性立の綾子の袴くゝり股立にて、羅紗の雨羽織、數寄屋足袋高木履に下人に長柄の傘さゝせ通りける、

〔大江俊光記〕元祿十一年二月廿三日、ラシヤノ雨羽織代金一兩孫左衞門肝煎ニテ買、五分一骨折ニ可遣候也、

役羽織

〔青標紙〕衣服制度的例

御紋付御羽織之事略○中

一羽織袴　羽織に略○中また役羽織とて役服となれり、這御成之節、御徒組頭茶縮緬單羽織南貴

火事羽織

紐也、御徒には平生共黑縮緬の單に茶紐也、御小人目付、御玄關番、中之口番、黑紬無紋の袷羽織、御小道具組頭には南貴縮緬の單也、御中間、御小人之類黑紬の單也、扨平生着用の品、身分によりて遠慮の品あるべし、尤四季の相當あるなり、又給人に紐丸打、單には平打を用ゆ、また阿蘭陀人登城之節、公方樣には御麻上下の上に御羽織を被爲召御覽也と云、扨風割羽織は騎馬以上著用すべきもの也、

〔落穗集追加十〕火事羽織の事

一問曰、今時火事杯有之節、歷々方の義は申に不及、末々の小身なる者とても、火事羽織、頭巾、胸掛ヶ等のもの迄にも、きらを盡し候如く有之けれ共、巳前より左樣の事にて候や、答曰、總て火事裝束と有之義の初りたるは、酉の年の大火事以後の義にて、其巳前は沙汰も無之事也、子細は酉の年大火の節、外々の義は不存候へ共、淺野因幡守殿には、五萬石領地被有大名之儀に候へば、今時諸家に於て、足輕共の着候樣なる、茶色にくすべ申たる皮羽織に、紋の付きたるを著用あられ、家中にて五百石迄より、百石程づゝ取りたる騎馬役の侍共迄、不殘柿染の木綿羽織に、紋所を大きく付け着用仕候、如何致して持合候や、知行取の侍の中に、只三人皮羽織を著致たる者有之を覺へ申候、右火事の日に、井伊掃部頭殿を間近く見掛け候所、是も因幡守同前の羽織にて、馬廻りに供致候侍共の義は、皆々木綿羽織を著用仕る事にて候也、其後は足輕中間風情の者共迄にも、茶色の皮羽織を着せ不申候ては不叶如く有之を以て、上下の見さかゐ無之に付、侍巳上の者共の義は、黑皮の羽織を用ひ申す如く有之、夫より段々と結構に相成り、羅紗羅紗板の羽織に、色々のもやうを致し、頭巾杯をもりを見る如く、まびさし吹返しを致し、五枚三枚のしころを下げ、胸掛杯にも、さま〴〵のゑようを仕る如く罷成るに付、當時の火事裝束一通りを、新に念を入仕り置くと有之候へば、著料の具足を一兩をどし立申程の物入に有之と也、其上武家方の足輕若黨計

りにも無之、町人出家に至るまで、火事裝束の支度を仕ると有之、今樣成る事は以前にさらく無之事共なり、

以前御當地諸買物の事

一問曰、御當地町方に於て、諸買物抔の儀は、以前も今とても、差て相違したる儀も無之事にや、

答曰、我等の若年の時分も今も、差て相違したる義も無之候、乍去七十年計り已前は、御當地の町中にて、足袋屋、香具屋、油元結店抔と申は、一軒も見當り申さゞる事也、子細は大火事以前の儀は、大名方を初め末々の男女共に、皆々皮足袋より外は用ひ不申如く有之と也、然る所に、酉の年大火事已後、諸人共に皮羽織皮頭巾の支度を專一と仕るに付、鹿の皮の入用多く成るを以て、皮足袋の直段、高直に成り候に付、末々の者共は、男女共に、自ら木綿足袋を用ひ申如く罷成り候、

〔貞丈雜記 五 裝束〕一火事裝束と云物古はなし、火事も古よりある事なれども、まれの事也、今江戸は殊の外繁花にて人家多き故、火事は一月の内に度々あり、依之火消の役人ありて、おのづから火を防ぐ裝束出來たる也、それも始は革頭巾革羽織を用ひたりしが、次第々々に結構になりて、今は羅紗にて火事裝束を作る也、かやうのものも、後には古より有し物の樣に、人の思ふべければ、是を記しおく也、

〔教令類纂初集 三十一〕元祿三庚午年四月廿五日

一火事之節、羽織之儀、最前御老中方、目立不申候樣ニと被仰渡候得共、未だ少々繪樣有之衆相見申候、向後繪樣皆而無用ニ仕、紋計ニ可致候、尤あり綸頭巾ニ繪樣無之樣可仕事、

一下々木綿羽織之類ニ而も、紋所ニ少繪樣無用之事、〇中略

午四月廿五日

右者藤堂伊豫守宅江、所々火之御番大名衆留守居之もの招之被申渡之、

〔武家厳制録三十六〕一火事装束之儀伺之覚付御加筆

午三〇元禄年五月、大目付衆江火消御役勤仕之諸大名衆之留守居之輩被召寄、火消装束之儀被仰渡候ニ付伺之覚、

一羽織襟に、白練三寸付相印ニ仕候儀如何、　無用候〇中略

一紋所三所に付苦からす候哉

　三所五所にても在来候紋のあるべき所に付候は不苦候、角の内丸の内心次第、但もんの内より鍛成はわらび手など出して付候事は無用たるべし、

一木綿膠負革染の羽織不苦候哉　くるしからす候

一羽織うしろに山路二筋付候は如何　少之筋にても無用〇中略

右之通、御用人を以聞届候、

〔享保撰要類集三十六〕元禄十七申年二月

　覚〇中略

一火事羽織頭巾結構に無之、火事場の纏に金銀之類用申間敷事〇下略

〔青標紙〕表服制度的例

一夏火事羽織之事　享保二戌年二月九日、堀田摂津守殿御沙汰にて、御老若始御出番一同、夏火事羽織相用不申様相成候ニ付、諸向江も其旨御達有之候事、

一革火事羽織之事　文化十四丑年十一月三日、久永相模守より問合、

　火事有之時、御場所柄又は風筋ニ寄、登城且又寄場江罷越候に付、其節召連候家来共、侍以上之者火事具之儀、所持致来候得者、目立候仕立等ニ無之革火事羽織相用不苦候哉、

　附書面出火之節召連候侍分之者、革火事羽織着用之儀者、御定等は無之候得共、火事場同心

紋付羽織

等著用之役羽織ニ似寄候品ニ無之候ハヾ、着用不苦儀ニ被存候、

〔青標紙〕衣服製度的例

一火事羽織の事　明暦之大火迄は御旗本以上都而羽織は革。を用ひられ、輕き者は羅。紗。を用ひて革を用ゆる事決して無之、明暦の後御旗本以上都て羅紗を用ひられ、輕き者革を用る事になれり、當時は白拵黄羅紗は遠慮すべし、其外すべて火事裝束には法式あるべからず、

〔明良洪範續篇十一〕寛文八年正月朔日、酒井忠直牛込屋敷ヨリ出火シタ、此火市ケ谷御門內麴町茶殿風呂屋町、夫ヨリ風替リタ櫻田筋愛宕下天德寺、芝海手迄延燒シケル、○中略同月○二六日、又候牛込御門外ヨリ出火、○中略此時迄ハ皮。羽。織。ハ無ニセタ、今日モ忠直計ハフ。ス。ベ。革。ノ。羽。織。ヲ着用也、其外ニハ一人モナカリシ、世上革羽織多ク成シハ、松平陸奥守若冠龜千代ト云シ頃、伊達遠江守宗倫後見トシタ、增上寺火消相勤メシ時、革墓ト云モノヲ作リ出シ、堂々ヲ包ミタ火ヲ防ギシ也、夫ヨリ革羽織、カツ足袋等澤山ニ成シトカヤ、

〔老のたのしみ〕三月廿八日、四つ過頃より快晴、今日甲子なり、類燒巳後始て堺町へ行、○中略又其邊の小屋さし掛などを見て、

これやこの行も返るも革。羽。織。汁も砂じやがめしもわら灰

〔春波樓筆記〕予が近隣に、八十餘の老人あり、大道寺某の作の落穗集を所持す、世にある落穗集に非ず、實錄なり、御入國以來の事を誌す、○中略其の頃の風俗、○中略大名の火事羽織は、く。す。べ。皮。なり、從者は木綿のハッピ、夫よりしば〳〵火災ありて、大名は羅紗となり從者は皮羽織となる、故に價貴くして、たび皆木綿となるなり、

〔雲萍雜誌三〕予がいとけなき時までは、○中略旗に紋を染め、幕に紋をつくるは、誰某と知らするためなり、農人町家までも、今は紋ありて、定紋のあらそひあれども、もとより農夫、商賈などには、紋

はなきはづなり、羽織といふものは、道服にて禮服にあらず、これに紋をつくること、いよ〳〵いはれなしと思ひぬ、世の中の移り行くありさま、多くはみなかくの如し、

〔中村一氏記〕中村式部少輔一氏美濃大垣轄之事

一慶長五年九月十三日、野一色頼母、薮内匠、池田三左衛門殿、福島大夫殿、本多中務殿御座候所ヘマイリ候テ申候ハ、今度ギフヲセメテノ川越御手柄ナサレ候ムネ申候ヘバ、御機嫌能候、左候ヘバ式部少輔者共モ軍初仕ルベキト申候ヘバ、御怒リナサレ候、軍初ツカマツリ候ヘバ、此方イタシ候、不言事ト仰セラレ、就中大夫殿目ヲ八角ニ見出シ御怒リナサレ候ヘバ、薮内匠申候ハ、アマリ左様ニ御申ナサレマジク候、大夫殿ヲレツケツ御見セ、羽織ノウシロノ紋ヲ見申ト申候ヘバ、事ノ外御腹立ナサレ候、

○按ズルニ、此ニ謂フ所ノ羽織ハ、陣羽織ナルベシ、

〔翁草 三十九〕一享保十三申年四月十二日、將軍吉宗公有德院殿日光山御社參、御發輿、雨天、黑き御服、黑縮緬御紋付御羽織、萬筋皮御袴、鮫鞘御大小、唐人笠表あめ色、裏金、被召、

〔世間妻形氣 二〕嘩の酒所は山路のきも入事が附設
長堀の石屋とて、六十ばかりのかた屓、兀天窻に黑紬の衿まき、いつも白茶の木綿羽織に、紋はたしか丸の内に抱柊、略○下

〔世間旦那氣質 五〕三ヶの津の風流を一ッにかためた仁體のよい旦那の生國は江戸訛り川東より付て來たる五六人の幸領持ちは、けふの島原行寛濶な旦那の氣に入らんため、きらをみがきし髮かたち、面々結構な伊達衣裝の綿手仕立、略○中茶。縮。緬。の。裏。に、墨。紋。に。縫。紋。を。役。者。づ。く。し。で。い。く。ら。も。付。し。長。羽。織。に、略○中或又奥の見へるほど、もみ裏を付た羽。二。重。の。ひ。つ。か。へ。し。の。羽。織。に、質屋でながれぬやうにいはふて、大。き。な。碇。を。紋。に。付。け、略○下

書入欄

〔人倫訓蒙圖彙一〕弓者　鐵炮者、つねは番所の番をつとむ、これを持筒といふ、其體、白衣に木綿羽織をきる、主人の家風によりて、羽織は、主人よりきする也、其類五百石千石までの侍衆は弓二十人、鐵炮十人などとて、あづかるゆへ、羽織には其類の紋をつける家法も有、

〔一話一言三十八〕御徒七番組書留之内拔萃〇中略

一平川口より御內證にて、淺草下谷へ度々被為入、異動衆も羽織にて、御徒向は上下にて、當番勤來候處、當番より急に御供に出、羽織と上下とまち〳〵に相成、此方より相願、羽織にて勤る、尤當日計之事、

〔享保集成絲綸錄十四〕享保十二未年八月

日光山御社參被遊付而左之書付渡之

一諸組役羽織等新規ニ相渡不申候間、在來相用ひ可申候、損じ候分は見分之上相渡し可申候、

但御徒以下行列之分は、合羽脚半相渡可申事、

〔享保集成絲綸錄七〕享保十四酉年十二月

覺〇中略

一御道筋〇竹橋入御略江十五歲ゟ上之男は、一切出べからず、女之分は不苦候、町々名主は麻上下、月行事は羽織袴著し平伏仕可罷有候、諸事公方樣御成之時分之通可相心得候、

右之通可相觸候

十二月

〔翁草百九十一〕一江戶御城御坊主の風俗不宜、分限不相應之事共有之に仍、寬政二年戌十二月御同朋頭平井專阿彌に被命、御吟味有之趣、左之通、〇中略

一一體坊主共之儀、至而小給之者ニ而、無知之者多御座候處、萬石以上之御方、其外諸御役人衆、於

御殿御用向被仰付候間、過分之給物等有之、有躰ニ相暮候故、全體之分限を忘却仕、結構成者かと心得違候ゟ事起候義と奉存候、〇中略此度勤方之心得幷萬石以上以下ゟ御頼み御用相達候仕方、衣服家作等、召仕下人人數等之儀ニ至迄、作法相定申渡、〇中略

一羽織之定古例

装束之節は　十德

麻上下以上之節　無紋黒羽織

裏付上下之節は　紬入羽織

紋付之羽織は縮緬ニ而無之候

右之通相心得、外ゟ給候紋付羽織之儀も、小給之者取締之一助に候間、平日着用不苦候へ共、先達而相達候通、當番之面々、以來無用、其餘は不苦候へ共、大勢着用無之樣、日々可被申合候、

〔青標紙〕衣服制度的例

一御紋付御羽織之事　文化六巳年六月、羽倉權九郎ゟ大河内善十郎江問合、御紋付御羽織、父致拜領候を、其總領計者致着用候而不苦候哉、又は其身拜領不致内は、着用難相成筋ニ御座候哉、

附書面、父拜領御紋付御羽織、其總領ニ而も着用之儀致遠慮可然候、〇下略

〔天保市令〕御達書〇中略

一縮緬、絹紬、羽織者、小紋ニ而も着用致間敷候事、〇中略

寅〇天保十三年四月廿三日

〔德川禁令考後聚十八〕文久二壬戌年閏八月廿二日

服制變革ノ令凡五則

今度衣服之制度御變革、左之通被仰出候間、明廿三日より書面之趣可相心得候、〇中略

陣羽織

一平服者、以来羽織小袴襠高き袴着用可致事、

右之通、萬石以上以下共、不洩様可被相觸候、

〔嘉永明治年間録十一〕文久二年壬戌閏八月廿二日、衣服制度ヲ變革ス、○中略

一平服には、以来羽織、袴襠高き袴着用可致候、

右之通り、萬石以上以下共不洩様可被心得候、

右御書付の趣に付、羽織の儀、御目付杉浦正一郎へ問合候處、紋付、無地、綿入、羽織、割羽織共、勝手次第着用不苦旨被申候、

〔德川禁令考四十八〕慶應二丙寅年十一月廿日

筒袖羽織、陣股引改稱ノ達

筒袖羽織、陣股引之儀者、改服と相達置候處、以来そぎ袖羽織、細袴と相唱、海陸兩軍役々之平服と相心得、其餘者向々ニ而も、出火等非常之節者、右服着用可被致候、

但京都表ニ而着用之火事具、幷本文之品紋所等者、最初相達候通可被心得候、

右之趣、萬石以下之面々江不漏様可被達候、

〔備前老人物語〕一大坂冬陣の時、○中略此度は戰場におゐて、度々の高名ありし中にも、三木の城を攻られし時、太閤その時は羽柴筑前守殿とて付城をなされしに、別所が方より押寄せし所に、文郎兵衛走出、門をさゝへさせ、合鑓を合せ追拂、そのふるまい比類なかりしかば、筑前守殿めされたる陣羽織を、手づから給りし也、

〔渡邊勘兵衛武功覺書〕先年山中江太閤様被押寄候様子、幷中村式部少仕形、渡邊勘兵衛手前之儀御尋候間、有增を書付申候、○中略

十七
太閤様、内府公、○德川家康、信雄公御相手被成、今度山中にて、中納言殿衆には丹波少將殿御仕形を、御

よしちやう被成、但其段も中村式部少ごときの者を、中納言殿江御付被成候て、今度の如くさいばんをさせ、取かわせ候樣にと思召候通りを、段々に被仰候上にて、御褒美として、中納言殿へは御腰物御太刀御馬、少將殿へは御腰物御馬被遣候、扨式部少をも被召出、唐織の御羽織をぬがせられ、式部少に御手づからきせさせられ、此表御勝手に被仰付候は、御國を可被下と御諚に御座候、諸大名衆不殘御尤と被感候體、寔加に叶ひ申候段、身に餘りたる義に御座候、夫に付太閤樣御諚には、中納言殿手前の人數に、御羽織を被下候間、今度山中江はやき次第に先へ呼出し、式部少とらせ候へと被仰候に付、御小姓衆一ッ〳〵式部少輔へ羽織を被持懸候に付て、內府公、信雄公を初め諸大名達、大場に居ならべ候ての仕合、とかく可申樣無御座候、そこにて式部少分別を被出、今度の御樣子、人數の詰場により如在無御座候ても、早き遲きは覺悟にまかせ不申候、何も油斷には不存候、御嚴前の御事に候、御羽織拜領させ申候は、常に被召出候ごとく拜領仕らせ申度と、內府公、信雄公を見かけ、式部少申候へば、尤の被申上樣に候と、各又どやめき立て被申候、則太閤樣左樣にも仕候へと被仰出候に付て、各不殘常のごとくに御取次を式部少致され候、此段を式部少、年寄共を呼ならべ、一所に被寄、何も口の達はざる樣に心得候へと、式部少、籠兵衛を相手にせられ被申候、

十八

式部少被申候者、右之仕合、籠兵衛前後の覺悟を以之事に候間、此拜領の胴袖を解き、籠兵衛に可賜由に候、籠兵衛申候は、此御羽織拜領被成候時、御國をも可被進御約束に候へば、此二色は、末代まで御家の御名譽に候、小平次殿江可被進御道具に候と、達て辭退申候に付、籠兵衛申所も有之候間、左有ばれんしやうゐん鹿毛のはや馬なるを賜り、御國を被下候上にて抔と、言葉を被加事に候、

〔大猷院殿御實紀　二〕寛永元年五月廿八日、細川越中守忠利が家司長岡式部有吉賴母等、大坂城石

羽織屋

縮緬

登成功の労を賞せられ、時服羽織をくださるゝ安藤右京進重長命をつたふ、大御所よりは秋元但馬守泰朝命をつたへて翌日同じく下さる、家譜

〔玉露叢十七〕一同年〇寛永四年二月七日ニ伊勢へ御名代トシテ、内藤式部少輔ヲ遣ハサル、御暇御盃ノ間ニ於テ下サル、則御目見ヘ、御召ノ御羽織拝領ノ恩主以後黄金十枚下サル、

〔玉露叢二十九〕一同月〇寛永五年五月廿三日ニ、女院御所御違例ニ依テ、稲葉美濃守ヲ京都へ遣ハサル、ニ依テ、〇中略御手自御召ノ御羽織ヲ下サル、

〔世間娘気質四〕器量に打込む聟の内證調て見る鏡屋の娘

兄の菅五郎は、己が勝手の羽織屋へ弟子奉公に遣はすべしと、所存きはめて入縁の事を聞立しに〇下略

〔一柳家記〕一同年〇慶長五年八月廿二日之朝〇中略近藤市内、前田半三郎之士〇家来討取、羽織袴分取仕候、

〔備中兵乱記〕元親〇三村最後之事

修理進元親ハ〇中略思案ヲ廻シ、自ラ羽織ノ襟ヲ切テ小脇ニハサミ、松連寺ノ後へ忍行テ、古キ小塚ノ陰ニ隠居〇下略

〔武功雑記〕一安藤対馬守家来〇中略

又右衛門〇未酒ヲ買テ飲テ、上ニ着タル羽織ヲ脱テ、則ニ酒手ナシトテ、酒屋ニトラセテ、力足ヲ三四ツ踏候勢イ、酒家見テ驚候由、〇下略

〔翁草百四〕六十年程以前を思ふに、江戸は不知、大坂は遊侠の徒多く、鐺鞘風俗野くしく、羽織など着る人は稀にして常の交りも、とせよかうせよ抔と云ひ、女は大坂帽子を被り、身には縮緬を着るを上品とし、其外凡そは綿服なり、

〔我おもしろ江戸下〕角力中入着

中入結髮拼當催、重錦結却此時間、〈○中略〉靜人見物是迄去、髮目圖取見付來、疎出百匹離客還、先役羽織皮數回、〈○下略〉

〔異本洞房語園〈附錄〉〕寛文の頃、よし原其外往還の者まで唄ひはやせし小唄に、

ぼんさまの長羽織コノエイつべしにはりひぢじや

○

〔新波猿筆記〕予が近隣に、八十餘の老人あり、大建寺某の作の落穗集を所持す、世にある落穗集に非ず、實錄なり、御入國以來の事を誌す、〈○中略〉其頃の風俗、〈○中略〉大名の火事羽織は、くすべ皮なり、從者は木綿のハッピ、夫より〈○中略〉從者は皮羽織となる、

〔天保市令〕町法被仰渡書

鐺町

名主共

地主共

家主共〈○中略〉

申渡

一町他之者、革羽織以來停止ニ申付候間、木綿法被ニ仕替可ㇾ申事、

但品々仕替、來七月〈○天保十三年〉朔日々、一統木綿法被可ㇾ爲ㇾ著用ㇾ事、

四月

〔守貞漫稿〈十四男服〉〕ハッピ之圖〈○圖略ス、〉

江戶モ市中ノ奴僕火場ニ、文化以前ハ右圖ノ如キヲ用ヒテ、ハッピト云、今世ノ半天ハ色紺ニシテ、記號ノ描風自然ト異ナル所アリ、又半天ハ袖細シ、ハッピハ袖衣服ト同寸ヲ用ヒ、染色モ紺ニセズ、標或ハ茶色ノ物多シ、文化以來、市民ニハ其製廢テ、今用ノ半天トナル、武家中間ハ今モ標染

半天

ノハッピヲ用フ○中

京坂市店ノ火事ハッピ之圖○圖

近年京坂市店モ江戸風ノ半天ヲ模製スレドモ、猶未ダ用之家稀ニシテ從來ノハッピヲ用フ家多シ、

京坂市店ノハッピ、木綿眞ニテ納戸色、正背ニ記號ヲ描キ、襟ニ種々ノ標目ヲ描クト雖ドモ、圖ノ如ク波ヲ畫ク物十ニシテ八九也、腕縫ハ開ク淺木木綿ノ紗綾ヲ付ル、

〔守貞漫稿十七男服〕半天。

古ヨリ有コトヲ聞ズ、近世民間ノ俗タノ略服ナレドモ、小民專ラ用之テ、寒風ノ禦トシ、今ハ又平服ニ婦女ハ不着之ヲ製ルニ似タリ、或書ニ半纏ヲハンテント訓ゼリ、

半天ハ羽折ノ如ク襟ノ上ニハヲル半服也、故ニ半ト云也、天ト云意、數タ據ナキ歟、愚按ニハ芝居ニテ反賊盜賊等ニ扮スルニ、衣服ノ裾ヲ裂テ四ツニスル物ヲ號テ、ヨテント云、因天ト書ス歟、此天モ亦無據ト雖ドモ、彼徒ノ俗言ヨリ起ルナラン、

男用綿入半天ハ綿ヲ專トス、縞縮或ハ紬等也、裏標絹、又粗製ハ表裏木綿モアリ、トモニ黑ノ半襟ヲカケル、京坂ハ紗綾、江戸ハ八丈也、女用モ大略同之、黑襦子襟ヲカケル、

半天、形大略羽織ニ似タ、左右ノ襠ヲ製ズ、

半天ハ三都男女トモニ小民賤者ノ略服也、京坂天保前ヨリ用之ドモ、天保中、女子羽折禁止後イヨイヨ用之、

江戸モ男子從來用之、今嘉永ハ婦女羽折ヲ着ス者ト相半ス、又三都トモ半天ニハ縞及ビ染紋トモニ衣服ヨリ大形ヲ用フ、

追書ス、或書ニ半掛ノ字ヲ用フ、又纏襲當用ハ大略羽織ト同クス、半天羽折又ハ吉原羽折ト云、

羽折ニハ緞ニマチヲ用ツ、半天不用之、故ニ窮屈羽折トモ異名ス、半天羽折ハ衿ヲ羽折ト同ク外ヘ折著ス、半天ハ襟ヲ反サヾルヲ本トス、又組紐ヲ用ヒズ、同色同品ノクケヒモ用ルヲ本トス、今世袷半天ハ男女トモニ、紐付ノ處ニ襟ヲ除キ縫テ、紐ヲ時ニ應ジ裏ニ出シテ襟ヲ反シテ羽折ニ代ヘ著シ、或時ハ外面ニ貫テ襟ヲ反サズ著ス者多シ、

又江戸市民、寒風ノ日及ビ火場ニハ革半天ヲ用フ、火場ヲ專用トス、黑革或フスベ革、或革色染等也、脊一所ニ記號定紋等ヲ描ク、或ハ白ク染除キ、或ハ蛇腹絲ノ縫紋ナリ、

又江戸ニ木綿ノ印。半。天。アリ、印ハ標目ヲ云也、トモニシルシト訓ゼリ、印半天ハ地紺紋白也、鳶ノ者或ハ大工左官諸他業ニ因テ平日モ著之、又火場ニハ下賤輩專ラ著之、單アリ、袷アリ、

因云、定紋家紋ト云、又印ト云、トモニ記號也、紋ト云ハ源氏ハ笹リンドウ、平氏ノ蝶ノ類ヲ云、印ト云ハ、幕府ノ日ノ丸、紀州家紀字、尾州家㊇等ヲ云、市民モ如此家號有緣ノ字、或ハ戸主通稱ノ一字、或ハ緣因ニテモ、大字上字等ヲ□○ノ中ニ書キ、或ハ冂∧∧等ヲ附盛ルモノヲシルシト云也、木綿半天ノ大紋ト云ニハ專ラ此印ヲ描ク、

綿入半天ハ絹紬等ヲ以テ製之、或木綿モアリ、縞ヲ專トス、

安政以來吳絽フクリン袷半天ヲ用フ、色黑或ハ紺也、略○圖

蝙。蝠。半。天。ハ縮緬綿等モ用ユレドモ、專ラ木綿ノ物多ク、旅商等、文政天保ヨリ引回合羽ニ代テ著之、

三度飛脚等輩モ、此半天ト引回ト重ネ著ス者多シ、

旅人等ノ用之物ハ、茶紺辨慶縞木綿ヲ專トス、略○圖

革。半。天。略○圖

胸紐多クハ韋ニテ長六七寸、幅四五分ノ物ヲ縫付ル、其縫付ノ所、衿ト身トノ間ヲ穿チ、縫除キテ紐ヲ表裏ニ出入レ、臨時ク或ハ裏表ニ反シ着スニ備ヘ、又表裏ニ反シ不用ル時モ、專ラ紐ヲ外ニ出シ、襟ノ表ニ紐ヲ結ブ、半天ニ胸紐アルハ革ノミ也、

背一所家紋置二三寸ニ染摺キ、或ハ蛇腹糸縫ニスアリト雖ドモ、專ラ家號及ビ俗稱ノ一字ヲ左圖ノ如ク方形ニスルモアリ、



友之字也、正緊密ナル白抜、半天等ニ畫スル物、畫法多クハ正シカラズ、俗畫ヲホシイマヽニ屈曲シタル也、俗モ准之、〇中略

木綿シルシ半天ト云

半天圖〇略

纏袢無定ト雖ドモ、大略長ケ二尺二三寸、袖一尺、裏襟ノ方幅ク細ク、襟ニテ九寸許ニス、店鋪防火夫及ビ鳶付夫等ニ與フ者、乃チ是也、或ハ自家ノ下僕ニ用ヒシムモアリ、

防火夫ニ與フ者ハ專ラ粟、下僕ニ賃者等往々給モ有之、巨戸ハ侍多粟半天ヲ大工、仕事子、左官屋根疊等ニ與之コト、江戸ノ習風タリ、京坂ニハ稀トス、

大工以下雇夫ニ巨戸ヨリ與之者ヲ、仕着セ半天ト云、

革半天モ形與是同、專ラ黒無紋或ハ真書革色、或ハ藍色、

木綿半天、袷ノ時ハ裏茶或ハ萌木木綿單半天、袖口ノミ白或ハ茶木綿、

又江戸農者等、冬日所業ノ時ハ、半天二三領ヲ重テ着ス、三尺帶ヲシ、又再一二領ヲ襲ルアリ、重半天ヲ着ス者ハ必ズ紺盲縞腹掛ヲ著シ、同色川並股引ヲハク、（夏日ハ帷ニ腹掛ナキモアレドモ、紺ハ必ズ用之、川並ハ股引ノ紺無ノ名也、今略、）

又近世江戸賤夫チンチコ半天ト云ヲ着ス、其製小夜着ノ如ク綿ヲ厚クシ、廣袖ニテ袖口及ビ襟

フキ多ク出シ、長ケハ大凡羽折ト同ク、或ハ羽折ヨリ僅ニ長クス、最拔ニハ夜著傍下ニ圖ヲ出セシ如ク、小兒ヲ負フ時、寒風ヲ防グ料ナルヲ一時假用シ、後ニハ准之テ、殊ニ製スコトニナリタル必然也、

(守貞漫稿十四男服)江戸長半天圖〇中略

鳶之者、平日モ所業ニハ用之コトアリ、火場ニハ專ラ著之、或ハ是ノミヲ著シ、或ハ著之テ表テ印半天ヲ重テ著ス、長半天ニハ必ズ三尺帶ニテ締ル也、

袖半天ト同ク衣服ヨリ細ク、長ハ印半天ヨリ長ク、衣服ヨリハ大略五六寸短クス、

無袵ニシテ襦袢ニ至ル

表其黨ノ記號標目染タル其他ノ物モ用之、多クハ地黑紋綿也、襟ハ全ク紺ニテ、央ニ圖〇圖略ノ如ク記號等白ニス、左右トモニ有之、

長半天必ズ木綿袷也、裏萌木木綿或ハ茶木綿也、襟ハ黑トス、又全體ヲ紺木綿糸二條ヲ以テ刺之、或ハ縱横或ハ麻葉或龜甲等種々刺タルモアリ、又刺ザルモ多シ、

市民モ著之レドモ、火場ヲ專トス、染形等專ラ倣之也、蓋市民モ糸刺ヲ用ヒ、或ハ不刺ヲ用フ、鳶人是ハ專ラ刺タルヲ用フ、是防火ノ時ハ、必ラズ全身ヲ水ニ濡シテ火氣ヲ凌グ故ニ、糸刺ニ非レバ水ヲ含ムコト少キガ故也、〇中略

市民モ防火及ビ其他諸器物ヲ持去リ、或ハ土藏戸ヲ塗ル等、働キヲ專トスル者ハ、猫頭巾ニ半天、長半天ヲ專用トス、

(守貞漫稿十五男服)龜の甲半天〇中略

昔ヨリ有之歟、恐クハ文政天保以來ノ製ナルベク、又古ヨリ有之ドモ、當時ニ至リテ專ラ用之歟、

今世江戸ニテ四五歲以下幼兒專ラ用之物、緋縮緬ノ絞リ染、或ハ形染等、其他縞及ビ小紋モアリ

ト雖ドモ、晴用ナル故ニ華色ヲ用トス、表ハ更紗或ハ織物錦ノ類モ用之也、裏多ハ紅絹或ハ無地ノ緋縮緬等ナリ、

全幅ヲ形ノ如ク周リヲ縫綴リ、又左右トモ図○略ノ如クニ紐穿テ紐ヲ通ス也、

紐ハ黒天鵞絨ヲ専トス、紐ヲ分外ニ多ク納タリ、

余大坂ニ在リシ時、天保初メ頃始テ見之物ハ大人ノ用也、是ハ華ヲ用ヒズ、其他種々或ハ白縮緬等ヲ以テ製之、其ノ亀甲ノ如ク形ドリ畫キタル物モアリシ也、故ニ今ハ壽仙被ト號、壽老被ト號ケシト思ヘドモ、今ハ忘却セリ、後日問コトアラバ追書スベシ、恐クハ壽仙被ナラン、

江戸ニテハ大人用甚ダ稀ナリ、幼児ハ専ラ用之、京坂ハ幼長トモニ用之モ稀ナルノミ、

古事類苑

服飾部十四

袴

名稱

袴ハ、ハカマト云フ、脛衣ニシテ、其稱ハ既ニ神代ニ見エタリ、袴ニハ表袴、大口袴、小口袴、指貫、長袴、半袴、小袴等ノ種類アリ、表袴ハウヘノハカマト云フ、束帶ノ時ニ用キルモノニシテ、襞積及ビ括緒ナク、地ハ白地ニシテ、綾絹等ニテ作リ、浮文固文ノ別アリ、大口袴ハ表袴ノ下ニ重ネテ着用スルモノニシテ、生絹平絹、又ハ精好等ニテ作リ、多クハ赤地、又ハ白地ナリ、小口袴ハ大口袴ニ對スル稱ニシテ、其口ノ小ナルヲ謂フ、指貫ハサシヌキト云フ、又奴袴ノ字ヲ用キル、緒ヲ以テ口ヲ括リタルモノニテ、多ク直衣ノ時ニ著用ス、織物或ハ綾絹等ニテ作リ、色目及ビ文様等ハ專ラ華美ヲ事トス、長袴ハ、武家ニテ之ヲ用キ、又襞積アリテ括緒ナク、長クシテ其裾ヲ曳ク、而シテ曳カザル者ヲ半袴ト云フ、小袴ハ、古ハ指貫ノ如ク括アリテ、短小ナルモノヲ謂フ、蓋シ近世用キル所ノ平袴ハ、此ノ小袴ノ括ナキモノニシテ、其製大概半袴ニ同ジ、而シテ襠ヲ高クシ、襴ヲ稍〻廣ク作クレルヲ馬乘袴ト稱ス、即チ今日普ク平人ノ用キル所ノ袴是ナリ、

〔倭名類聚抄 十二 衣服〕袴　釋名云、袴〈音故、和名八賀萬、〉脛上衣名也、

〔箋注倭名類聚抄 四 衣服〕按加萬、見雄略紀圖大臣妻歌、神代紀、天武紀、袴同訓、神代紀、崇神紀、褌亦同訓、蓋袴即褌所以覆陰處之衣、但以長短爲異耳、古所云波賀万亦是褌、故神代紀記、天照大神問、桑

童蒙背本説、男装以袴之状云、鰤裳爲袴、袴謂波加万、是可以蔽其状不異後世袴開也、略○中 按、説文云、袴脛衣也、據諸重本之玉篇、袴亦作絝、釋名、絝跨也、兩股各跨別也、

〔伊呂波字類抄 波服飾〕袴 ハカマ

〔日本釋名 下衣服〕袴 裳なり、きもと、かまと通ず、腰より下に帯をはくと云、太刀をはき、脛巾をはき、たびをはくの類なり、裳はこしより下の服なり、

〔東雅 十五服用〕裳 略○中 袴は倭名抄に釋名切韻を引て、脛上衣名也、讀てハカマといふと注せり、舊事紀日神御裳を脱て、御袴となされしと見え、日本紀またこれによらる、ハカマとは脛纏也、ハキといひ、ハカマといふは、脛の義也、裳を倭名鈔に、古語に、マと云ひしは、まとゐの義なりと見えたり、

〔倭訓栞 中編十九〕はかま 神代紀に褌をよめり、是は今いふ前ばかま也、常に袴をよめり、和名抄に見ゆ、開裳の義成るべし、其形口を開くが如し、神代紀にも褌を投く開囓神となると見えたり、略○中 雄略紀に、たへのはかまと見え、うつはに、つりざねばかまと見え、物に伊賀袴といふ事見えたり、新撰字鏡に袴をこばかまとよめり、小袴也と注せり、

〔古事記 上〕是以伊邪那岐大神詔、吾者到於伊那志許米上志許米岐此九字以音穢國而在祁理此二字以音故吾者爲御身之禊而、略○中 於投棄御褌。所成神名道俣神、

〔古事記傳 六〕御褌、和名抄に褌八賀萬とある是なり、書紀雄略卷歌に、多倍能波伽摩、那々陛鳴絁とあり、さて字鏡に、褌保禰口大袴、志太乃波加万、和名抄に、褌、須万之毛能、一云、知比佐岐毛乃などあり、如此分て呼は後のことにて、本は袴も褌もたゞ波加麻なるべし、字鏡には袴字は出ず、和名抄には袴字をあげたれども、[illegible]なし、道俣神、書紀には此神なし、[illegible]かの道饗祭祝詞にいはゆる八衢比古、八衢比賣は、此神なるべし、[illegible]さて袴の股の分れたる所衢の如し、故此神成坐

るなるべし、

名所

〔物類稱呼衣食四〕袴はかま　信濃國木曾路にて、じんぎぶくろ、又いんぎんぶくろともいふ、

〔伊呂波字類抄波雜物〕褌ハカマノマチ

〔增補下學集下二絹布〕襠袴襠

〔倭訓栞中編二十四まち〕まち　袴のまちといふも、間路の義なるべし、襠をよめり、

袴口

〔續日本紀九元正〕養老七年八月甲午、太政官處分、〈○中略〉頃者文武官人奏任以上、衣冠違制、進退緩惰、〈○中略〉或袴口所括、出其脛脚、〈○下略〉

袴腰

〔十訓抄三〕鳥羽院の御時、相撲の節の後、〈○中略〉弘光申、か樣の手合はさのみこそ侍れ、勝負はこれによるべからず、一るし二るしつかうまつるべしといひて、かくれの方へはしりよりて、二の袖をひきちがへ、袴のすそを高くからみあげて、庭へ歩み出て、是へおり候へ〳〵と申す、

〔明良洪範十二〕寛永ノ頃內藤左馬助長政方へ伊達政宗ヲ招カレシ時、兪松又四郞モ同席ニ在ヲ伊達用事有テ兪松ガ傍ヲ通ル時、袴ノ裾兪松ガ膝ニ掛リケル、兪松怒テ居ヲモテ伊達ノ袴腰ヲ打タル、〈○下略〉

股立

〔倭訓栞中編二十六も〕もゝだち　股緘の義、袴にいへり、まさすけにも、もゝだちのぬひめといひ、類聚雜要童女裝束著樣に、股立縫目と見ゆ、今もゝだちとるといふ是也、源氏にひきあげといふも是也といへり、

〔今昔物語二十四〕女行醫師家治瘡逃語第八

今昔、典藥頭ニテ［　　］ト云止事无キ醫師有ケリ、〈○中略〉女袴ノ股立ヲ引開テ見スレバ、股ノ雪ノ樣ニ白キニ少シ面腫タリ、

〔昔昔物語〕一むかしは往來する侍衆、上下著或は袴計にても、大方股立取歩行、馬上の人も股立に

て集、かきの三尺手拭はち巻して往還する有し、今はなし、下々侍も中間も一人ありくにも股立取、尻をしぼりありきしに、今は左様になし、

〔婚禮法式 下〕婿入之部〈○中略〉

一婿入の時、供のもゝだちは、返しもゝだちとらぬもの也、返し股だちとは、裏をそとへ返して取をいふ、是は忌也、袴の前のそばを帯におしかふべし、是を小もゝだちといふ也、

そば

〔倭訓栞 中編 十三 曾〕そは　岐嶇をいふ、曾端の義成べし、〈○中略〉袴のそはといひ、工匠の材木の稜角を削去を、そはをとるといふも義通へり、裝飾浅深秘抄に岐嶇の傍と書り、

〔古今著聞集 十二 偸盗〕此僧都〈○[illegible]〉の坊のとなりなりける家の、島にそばをうゑて侍けるを、夜るぬすむ人みなひきて、取たりけるを聞てよめる、

　ぬすむ人はながばかまをやきたるらんそばをとりてぞはしりさりぬる

〔平家物語 二〕けうくんの事

小松殿〈○平重盛〉まほしなをしに、大もんのさしぬきのそばに取て、さやめき入給へば、殊外にぞみえられける

〔増鏡 十八 村時雨〕式部卿の宮の常盤井殿へいでさせ給ひて、うへ〈○後醍醐〉も二三日へだてすかよひおはします、陣の内なれば、上達部殿上人、夜晝となく、袴のそばとりて、まいりちがふ、

襞積

〔賤のをだ巻〕一森山〈○孝盛〉が上下着習て十五六歳になる迄は、裃上下はよせひだとて、兩脇の中通りへ、いかにも細くよせて仕立たるが流行たり、常の袴も今のごとく二のひだ開きなどいふことはなくて、馬乘袴の如く手を入れて左右へ廣げて、すはりたり、

袴價

〔今昔物語 二十六〕鎮西貞重從者於淀買得玉語第十六

今昔、鎮西ノ筑前ノ國□□ノ貞重ト云、勢徳ノ者有ケリ、字ヲバ京大夫トゾ云ケル、近来有ル宮崎

ノ大夫則重ガ祖父也、〈○中略〉貞重ガ舍人ニ仕フル男ノ、船ニ乘タリケルガ、此ヘ來レ見ムト云フレハ、濱寄タ袴ノ腰ヨリ□□ノ玉ノ大キナル、大豆許リ有ヲ取出シテ、取セタリケレバ、舍人男著タリケル水干ヲ脫テ、此ニハ替テンヤト、玉ノ主所得シツト思ヒケルニヤ、水干ヲ取手迷ヲシテ船ヲ指放テ去ニケレバ、舍人男高ク買ツルニコソト思ヒケレドモ、異水干ヲ著替テ惜シト思テ、玉ヲバ袴ノ腰ニ裹テ返ル程ニ、日員積リテ彼方ニ行著ニケリ、

〔藩翰譜五板倉〕天正十六年、德川殿駿河の國府に移り住せ玉ふに至て、多くの御家人の中を擇び玉ひて、勝重して此所の町奉行に任せらる、

初め勝重を召され、此職の事仰せ下されしが、其任に堪ざるよしを固く辭し申けれども、更に御許しなく、勝重さらば宿所に罷り歸り、妻にて候ものと謀りてこそ、御返事をば申べけれと申す、德川殿笑はせ玉ひて、さもありなん、罷り歸りて相謀れと仰せ下さる、妻は勝重が歸るを迎へて、悅ぶべき事ありと告知らす人あり、如何なる事や候と云ひけるに、勝重物をも云はず、はくそゑみて、衣裳ぬぎ棄て、坐になはり、妻に打向ひ、されば今日召されし事、餘の儀にあらず、此度御座所を移さるゝに依て、彼の町の奉行たるべきよしを仰せ下さる、如何にも叶ふべからざる旨を辭し申せども、御許なし、さらば我家にかへり、妻に謀り候はんと申て罷歸りぬ、さて、御事は如何にや思ふといふ、〈○中略〉勝重大に悅びて神にかけ佛にかけて、かたき誓たてさせて、此上は思ひ置く事なし、さらば參らんとて、衣裳ひきつくらうて出づ、袴の後腰をもちりて著たり、妻うしろざまに見て、はかまのうしろあしう候といふて、立寄てなほさんとす、勝重聞きもあへず、さればこそ、我が妻に謀らんと申せしに誤たざりけれ、勝重が身の上の事如何なる不思議ありとも、さし出て物いはじと誓ひしは、今の程ぞかし、早くも忘れ給へりな、この定ならんには、勝重職うけ給る事、叶ふべからずとて、また衣裳ぬぎ捨てんとす、妻大に驚き悔て、

さま〴〵の罪狀まぬらす、さらばその言葉、いつまでも忘れたまふなといひて、御前に參る、

〔本朝町人鑑〕二保津川のながれ山崎の長者

ひとりのせがれも十六になりぬ、歳暮の智惠付に、年玉の扇箱をのせたる片木一枚に錢二文添て、是をわたし、汝が工夫にて商ひの元手にせよといひ聞せける、一子しばらく思案して、一錢にて紙調へ、一錢にて糊を買ひ、くだんの片木を袋立、墨屋を書付て、鐵砲的の角に仕立見せけるに、親仁中々悶心せず、おもひつきはよき細工なれど、是は實の遣ひ物なり、是を二つに割て、袴の腰板二枚にせよとの、をしへにまかせ、京の羽織やの見せにたより、はじめて錢六文に賣りて歸り、それより我と才覺して、富貴になりぬ、

〔柳亭記〕下國分の袴

文化十二年九十三歲の筆記、飛鳥川に、昔國分の座頭は袴を着し、腰板へ白き紙を張たりといふ事を載られたり、是は白き袴を着すべき官なれば、それを略して、腰板ばかり白くしたるなりとぞ、按貞享前後の古畫を見るに、彼腰板の白きがをり〳〵あり、今はたゞ年始なんどに、白き袴を着のみなるべし、

〔智惠袋〕延寶四年刊延寶改刊、座頭のあいさつに

袴腰や白きを見れば霜の花　　秋孝

〔糸瓜草〕寛文六年刊中巻

座頭坊はかまごし雨か雪の山　　重賢大の巻四丁オ

〔富吠百韻〕延寶七年兩吟興行

立さわぐ草履と杖と峯の雲　　西吟

袴のこし路白妙の月　　似春

杖といふに附たり、是も四分の事をいひたるなり、

〔延喜式十四縫殿〕年中御服

春季　正月料(二月三月亦同、〇中略)　表〇袴、中〇袴、各十腰料、絹十六疋四丈、(別五丈)絲三両一分二銖、(別三銖)給〇袴、單〇袴、各十腰料、絹十一疋二丈、(給別四丈、單別二丈八尺、〇中略)

夏季　四月料、〇中略　表袴、中袴、給袴、單袴、各十腰、〇中略

五月料、〇中略　表袴、中袴、給袴、單袴、各十腰、〇中略

六月料、〇中略　表袴、中袴、給袴、單袴、各十腰、〇中略

秋季　七月料、同六月、八月同五月、九月同四月、

冬季　十月料同三月、十一月、十二月、並同正月、〇中略

右四季御服並依前件、毎年依數從内藏寮受之、申例染縫、(臨時定)但月別一日、十六日、兩度均分供進、若數不等者上旬加之、〇中略

縫殿功程、〇中略

綿〇袴〇(袴〇褌〇及女袴亦同)長功日小半、中功日大半、短功日一人、〇中略

單布袴長功日八腰、中功日六腰、短功日五腰、〇中略

行幸供奉飼鷹、鶻、鵄、鶚料、緋布人別二丈一尺、袴別八尺、袴緒料帛以八尺充五腰、(五別)飼犬人別押帽子一口、(布別一尺)紺布衫一丈八尺、袴七尺五寸、縫腰絲五銖、(袴別三銖、衫別二銖)並毎年七月内縫備進内裏、(其數臨時定之)

〔延喜式大藏省〕人給料、〇中略　紺〇細〇布八端三丈七尺、(六尺別一丈二尺、〇中略)(侍從已下舍人已上料、細布別七尺、袴六尺、)紺〇細〇布〇四端八尺、(人別七尺、〇中略)十布〇九十四端二丈五尺二寸、(〇中略)(人十七人、袴六尺、各入尺、今夏二)

〔延喜式十三中宮〕裝束料、〇中略　貲〇布〇一端三丈、(一丈六尺、人別一丈四尺、袴料、以八尺充二人、仕丁六人料、)

〔延喜式〕鎮魂齋服(〇中略)

神祇官伯已下、齋部已上十三人、絁綱帛袍十三領、(別一疋一丈二尺)袴十三腰、(別三丈)綿五十二屯、(袍別二屯、袴別一屯、)
絲三兩一分三銖、

(續修東大寺正倉院文書別集十三)奉寫一切經所解　申正月二月三月幷三箇月告朔事(中略)

絁六匹二丈八尺(中略)

五丈紙師二人綿袴二腰料(腰別二丈五尺)(中略)

綿一十六斤八兩(中略)

二斤綿袴二腰料(腰別一斤)(中略)

綿袴五十腰(中略)

用盡

經師卅九人、校生六人、裝潢五人、幷五十人料、(人別一腰)(中略)

以前起去正月一日、盡今月卅日、請用雜物幷殘等及食口、顯注如件、以解、

寶龜三年三月卅日　散位正六位上上村主馬養

判官大判官外從五位上美努連

(政事要略六十七)太政官符　檢非違使

應革五箇條

一應衣袖並袴廣同以一尺六寸爲限事

右得檢非違使去十二月廿九日奏狀、偁、(中略)齊衡三年二月廿六日宣旨、衣袖闊一尺二寸已下表衣長纔蓋地、又衣缺䙘者自腋而上五寸爲限、袴口闊又同袖口、長保元年七月廿七日官符云、袖闊一尺八寸已下、同二年六月五日宣旨云袴廣以二尺可爲其限者、齊衡以往、袖闊一尺已下衣長纔蓋地、長保以來袖闊一尺八寸、袴廣及二尺、假過其大、還增其限、被狹少之時、人民習而不從、況寬大

之今、衆庶卑面雜行、夫法有弛張、政貴儉約、衣袴一色、何以如此乎、伏檢唐朝例、諸大夫家、服衣小裳大、謗無故高冠、仍往代之制、袴闊同袖狹、縱從民心、不可踰矩、其袖闊一尺六寸、袴廣同亦準此、又巾子之高、復舊可減者、左大臣宣、奉勅、袍袴之闊、既存儉約、宜以一尺六寸爲其限者、

以前條事、所仰如件、便宜承知依宣行之、符到奉行、參議從三位行左大辨兼勘解由長官藤原朝臣忠輔從五位下行左大史小槻宿禰奉親

長保三年閏十二月八日

〔玉英記抄〕建武元九十一、抑去比宣旨二通被下之、其狀云、○中略

建武元年九月七日宣旨

頃年以降衣服之制、多背法度、自今以後、袍袖闊二尺以下、袴廣一尺六寸以下爲限、○中略

藏人左衞門權佐範國奉

〔利家夜話上〕一利家樣〈○前田〉中略、御年寄被成候ては、御やさしき事有、御袴腰世上にちいさきがはやり候時、大府樣を初皆々ちいさき腰を召候、有時與十郎と申細工人に、御納戸奉行申候は、今時處之樣に立候得と申、心得申由にて、腰ちいさく仕立候得ば、御機嫌惡敷、御袴をなげ捨被成候て、其樣にてよく候、大府などの袴腰を見て、か樣に仕たるが沙汰の限りと被仰、夫よりは又昔流腰にさせ召候、又若き者共かふいたる程の氣立の者を御意に入申候、右袴腰の儀、德山五兵衞其外皆皆年寄衆かんじ申候、

〔入水隨筆〕はかまの仕立に、彌左衞門だちといふあり、是御仕立處心彌左衞門なり、

〔賤のをだ卷〕一翁〈○森山孝盛〉が上下着習て十五六歳になる迄は、麻上下はよせひだとて、兩膝の中通りへ、いかにも細くよせて仕立たるが流行たり、○中略次第におとなしき風俗に成て、近來は廣島屋が〈神田三河町〉仕立なり、仕立よくて、勤仕する人などは、彼の仕立ならでは着することとなし、部屋住の輩

古袴さへ、昔先皇を用ゆ、股上下開襟にて二のひだ開とて、居りたる時、膝の格好よく、裾を廣げたるやうになるをよしとす、其比馬乗袴などは、内緒なる人などは、純子緞子などを着たり、一とせ十番の仙臺馬の初見せを行て見たりしに、所の乗人なるよし、色白く小けれども好き男つきなりしが、黒繻子の袴の裾へ、金糸にて村千鳥を散らして縫せて着たり、馬も達者に能乗たり、今はかゝる伊達する人は一人もなし、馬乗袴の十番仕立とて、腰の下に紙を入て仕立も、其比より専ら流行出たり、此仕立、其頃は十番に一軒仕立屋有て、馬乗袴もの、數々仕込たるなり、外にはなかりしが、近ごろはいづかたにても其趣仕立るなり、

單袴

〔延喜式 二 四時祭〕鎮魂祭 ○中略 官人以下裝束料 ○中略
御門巫一人、生島巫一人、各青摺袍一領、○中略 袴一腰、長三丈五尺 絹二疋、單袴一腰、長二丈、
〔御禊行幸服飾部類〕文保二年十月廿七日、後宇多入道殿記云、次御下大臣、○中略 次上臈馬副二人褻馬口、舍人二人取馬口、各香白襖狩衣、無文單袴、其外左衞門尉為清花田狩衣、無文單袴、

袷袴

〔儀式 六〕元正朝賀儀 ○中略
郎一對兵庫寮頭門內大臣幄西南去一丈立鉦、南去一丈立鼓、○中略 鼓人各一人、著平巾冠、○中略 大口帛袷袴
〔侍中群要 三〕裝束 ○中略
合袴。
可著染袴、白袴更不可、有事也、然非遣使闕著之、
〔續修東大寺正倉院文書 別集十六〕福壽寺寫一切經所解　申請筆直并褌子袴事 ○中略
袷袴廿三腰、○中略 廿一腰紅絹料、二腰紺調料、
以前雜物、且所請如前、謹解、
天平十三年十月十九日　高屋赤万呂 ○下略

〔玉蘂〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子〈○仲恭〉御着袴也、〈○中略〉自院御方同被献御装束、〈調進所御服所〉之、御直衣、〈○中略〉御指貫、〈紫固文、浮線綾、正治例、〉合御袴、〈紅二重打〉

〔兼賢記〕寛元四年五月廿五日壬午、今日可被供養五部大乘經并寫經梵網經也、〈○中略〉未一點出御、〈御衣冠、御直衣如常、○中略〉薄色堅文御奴袴、〈生、〉〈御衣紅、〉白袷御袴、

〔板坂卜齋記〕慶長元年、秀賴公三歳上洛、〈○中略〉家康公利家は東福寺門前迄、京より迎に出御、家康公は大きなる黄の紋付候青染の道服、赤き裏の袴を召、利家は黑き緞子の道服袴、〈○中略〉四月〈○慶長四年〉六日伏見の城へ御移り、〈○中略、徳川家康〉御跡に三河守殿〈○結城秀康〉馬に御乘、白キ袷袴にて供の衆二十人計御迎候、

〔慶長見聞集〕三　関東衣服昔に替る事

扨又此頃、絹のうら付はかまはやりぬ、

〔装束抄〕〈中〉一御装束事〈○中略〉

引直衣、〈○中略〉張袴、略儀生袴、〈如女房〉腰引廻、前右方結、末股立入、〈○中略〉常著御練白二衣赤生袴也、

〔宗建卿記〕享保十八年二月廿五日、内々予事仰、主上御張袴近世無御著御、今度可有御再興、高倉家記近比有御覽之處、練平絹之間不分明、〈家記〉可尋高倉中納言之由、仍先日尋之、爲物一紙被上之、家記主上御打袴、〈紅平絹、或固織之、〉引、春宮夏多共主上の御服に同じ、同家記主上紅御打袴、〈平絹、或小紅、又生織、〉打、春宮夏多主上に同じ、別紙永房今案主上御打袴、當時御著用無之、生御袴ばかり御著用被遊候へども、古例先は御打袴にて、生御袴は尋常内々之儀と被存候、件御物先日入御覽了、予於建曆御記稱之、永房卿今案同意之左、

建曆御記、御装束事、張袴略儀、生袴〈如女房〉腰引廻前右方、結末股立入、調進之事、可申山科家之由被仰出、今日仰之、表綾〈文小葵〉裏紅張平絹、

〔定晴卿記〕安永九年十二月十日甲寅、午剋參內、御元服御用調進物持參、於鶴間附于正親町大納言、御袴等、略〇中御張袴、(二腰[illegible])

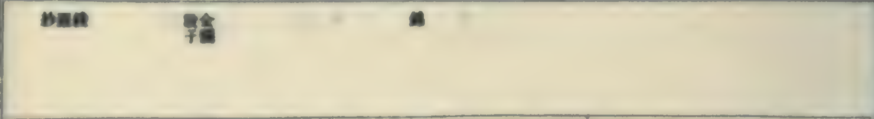
〔言成卿記〕弘化四年二月廿五日、多御引直衣方、略〇中

一御張袴(小葵紋、/[illegible])紅、行、御裏立(紅[illegible]/[illegible])御縫上糸同色

〔萬金產業袋(四衣服)〕京西陣織、羽織地、上下地、袴地、　本茶宇縞(絹糸と/いふ)と縦きぬいと、横もめん、羽をり地上下地袴地ともあり、略〇中小倉(嶋し/ま)袴地あり、略〇中夏袴地、京織にしなく〳〵あり、　精好平、たて横とも生糸にて、もやう品々あり夏袴地の上品たるべし、　茶宇絹ひら、上に同じ、地合せいごう平ゟは少しつぎ也、　繻子ひら、横麻にてたて絹糸也、　絹透ひら、上に同じ、たての絹糸はそまゆへ、ちゞみ上りて宜しからず、　郡内ひら、(上に/同し)地つよきもの也、　きぬひら、　ふく島平、是もぐんない平に同じ、上州桐生しまその所々ゟ五丈四尺ものに織出す、　なら平、ならじまにてつよし、正徳年中ゟ多出るがゆへ、正徳平共いへり、　古今平、江州高宮ゟ出る、島すぢ、いと也、　高宮ひら、きぬいとなし、但八王寺平(上に/同)其外ばせを布、島布なんど、茶はな色、小もん等いろ〳〵に染仕入、みな夏はかま地に用ゆ、

〔三省録(一衣服)〕御若年(家重)〇紀州の御小姓茶字の袴を着用して、御膳の御給仕せり、上覽ありて、それは何と申ものぞと御尋あり、茶字と申よし御答申上ければ、大に御いかり遊され、我等いまだ名さへしらぬ結構なる品を着用致す、よふ〳〵天下は治らんとするに、おのれ左樣なる奢をなして、また天下を亂さんとするやとて、以の外御機嫌を損じけると也、

〔三省録(後編/衣服)一〕義(原)〇云、長沼赤水長崎行記に云、豐前小倉云々、紺屋町塩飽又兵衞が家に宿る、夜に入商人ども土產の木綿帶袴地等持來る、みな下品なり、明石縮とて、亭主又兵衞諸方より托(あつらへ)の端切どもを見せたり、甚上品なり、地細密にて博ざんとめのごとし、其價紗綾繻子にも過たり、袴地



にて三拾匁ぐらゐは、至極の下品なりと云々、これ明和四丁亥の年記なり、

〔三省錄後編一〕御子息へ申入候、衣類大島并中形小紋、とかく他の目を止申衣類、決して御着用御無用に存候、(中略)先頃兩國橋邊にて、町人の子息らしき廿餘りの男、小僧壹人召つれ通り候、折節御歷々樣がたいかさま御役人樣方にても有之候や、其町人を御覽籠のうちより、御目を付させられ、御乘物の外へ御顏を出され、御覽なされ候體、不思儀に存、其者の樣子見候えば、黑羽二重の羽織、精好平の袴、金作りの長脇指、肩をゆすりかけて胃をはり、意氣揚々として、八文字踏で通り候、これを御覽じ咎られつらんと、そばにて氣の毒に存じ、あはや召捕るべきと氣をへらし罷通候、かの御歷々樣、さぞ〳〵御心底にくみあそばしつらんと、宿にて申暮し候、御勤の節は、多くは綾織の袴にて恰好いたし候、夏は奈良平、正德平とも申もの有之、勝手向に罷なり候、群內平、龍島平などよろしかるべく候、其外衣類のこのみにて、心底も相しれ申ものにて候、

〔日本書紀二十九天武〕朱鳥元年正月癸卯、御大極殿而賜宴於諸王卿、是日詔曰、朕問王卿以無端事、仍對言得實必有賜、於是高市皇子被問以實對、賜蓁揩御衣三具、錦袴二具、并絁二十疋、絲五十斤、綿百斤、布一百端、

〔西宮記五月〕觀射事(付騎馬○中略)

康保二年六月七日、於弘徽殿有競馬事、(○中略)左右馬各三疋、(騎小童、著天冠錦打衫、袴、胃、挂甲等、)

〔總見記二十一〕鎌中ノ石黑左近以下於江州生害事

八月、(○天正九年)朔日、五畿內隣國衆在安土ノ面々、御馬揃有之、(○織田信長、中略、)近衞殿其外御一門ノ御乘御出立、下ニ白キ帷子、上ニハ或ハ生絹ノ明衣、或ハ花染等、袴ハ金襴、段子、縫物、薄繪等ナリ、

〔御幸始部類記〕文永十一年二月七日、今日御幸始也、(○中略)先殿上人、(○中略)次御隨身、

左將曹秦久則(番長、褐衣、蠻繪、袴、)　右將曹同久顯(府生、褐衣、蠻繪、袴、)　左府生同穎澄(府生、褐衣、貫、袴、)

右府生岡久秋(［illegible］)　左番長岡重明(［illegible］)　右番長岡久延(［illegible］)

(續日本紀十四)天平十四年正月丙辰、賜武官酒食、仍賚五位已上袴、主典已上支子袍、帛袴、府生已下衞士已上絁袴、各有差、

(延喜式十五内藏)踏歌人等裝束料、(中略)東豎子四人、正月節裝束料、人別冠一條、巾子一口、絹三丈七尺、(［illegible］)深紫絹二丈、(中略)白絹三丈、(袴料)五月節亦准之、

(扶桑略記二十三)延喜十年(［illegible］)十月廿日、主上聊昇小殿、遊遨歷覽、(中略)藏人所進容貌者八人、著紫貲布衫衣、白絹袴、縹巾、歩行、

(日本書紀十四安康)三年(中略)八月(中略)坂合黑彥皇子深恐所疑、竊語眉輪王、遂共得間而出、逃入圓大臣宅、(中略)天皇復益興兵、圍大臣宅、大臣出立於庭、索脚帶、時大臣妻持來脚帶、愴矣傷懐而歌曰、飫瀰能古簸、多倍能、波伽摩嗚、那那陛嗚絁、儞播儞陀陀始諦、阿遙比那陀須暮、大臣裝束已畢、進軍門、(下略)

(儀式六)元正朝賀儀
卯一剋、兵庫寮開門、内大臣帳西南去一丈立鉦、南去一丈立鼓、(中略)執夫四人著皂縵頭巾、(中略)白布袴、

(延喜式五齋宮)造野宮裝束
舁輿丁卌人、緋衫、紅褶、布帶、布袴、緋巾、脛巾、黄布衫卌領、袴卌腰、布帶卌條、(註略)

(延喜式二十八隼人)凡元日(中略)自餘隼人皆著大横布衫、(［illegible］)布袴、(［illegible］)緋帛肩巾、横刀、白赤木綿、耳形鬘、(［illegible］)執楯槍並坐胡床、

(延喜式十五内藏)雜染(中略)
右(中略)其染手二人各給橡帛衣一領、(別三丈)調布袴一腰、(別七尺)褌一條、(別六尺)

(延喜式三十六主殿)五月五日、節供奉殿部五人、(中略)今良男十六人各給調布二丈一尺、調布袴各一腰、布

帶調布四尺五寸。略○下

〔政事要略 六十七〕太政官符

雜事六儲僮 略○中

一應禁制諸衛舍人諸司并院宮諸家雜色以下著手作衣袴事

右貴賤之衣、既有制度、上下之服、非無等差、而今板簸荷擔之類、奴婢僕從之徒、不知身分、好著手作、非唯亂尊卑之序、又費公私之弊、若不檢改、何教奢僭、同宣、大○本國 奉勅、宜特下諸衛舍人並院宮諸家雜色以下等著手作嚴加制止、然則羊質息虎皮之謗、下流絶上僭之疑、但諸衛舍人供節之日、殊免著用、以前雜事如件、諸司承知依宣行之、不可違失、符到奉行、

左大辨藤朝臣　　　　左大史三國眞人

天曆元年十一月十三日

〔古今著聞集 十六 興言利口〕隨身下野武守がむすめを、秦賴武むかへけるに、武守いだしたてゝ、やるとて物にものせずしてあゆませけるだにふしぎ成に、狩衣にさよみのはかま著たる郞等二人を供せさせたりけり、

〔布衣記〕一童裝束事、略○中上は水干下は葛袴、略○中葛袴は、中程よりも裾をかちんに染、こしの下よりすそまで、色々の繪具にて繪をかく也、時々の文草木花紅葉也、所々に白金はくにて切はくをちらすなり、腰は絹也、又絹をもゐさぬ儀也、

〔貞丈雜記 五 装束〕一葛袴と云も、くず布にて縫たる指貫也、すそのくゝりの所は絹のきれを縫つぎて、くゝり緒を通す也、葛布にてはこわくて、くゝられぬ故也、大的の射手水干くず袴を著する事、大的の書に見へたり、すそにつぐ絹のたけは、七寸ばかりなり、

〔遠岡口傳抄〕葛袴事

長サキビスヨリ五分バカリ餘ル、腰ナ長サノ半分也、但三分バカリマサリモスル、上下同色ノ水干ナラバ、三四寸モヒロシ、

(玉蘂)建暦二年三月廿二日　宣旨略○中

　けちうのしんせい略○中

一くずはかまれふはんならんはきるべし

(建武年間記)武者所輩可存知條々略○中

一内々宿直之時、可用布水干葛袴、略○中

　建武元年五月七日、

(吾妻鏡十一)建久二年十一月廿二日丁卯、多好方等献歸洛之間、自政所賜餞物、略○中

公文所送文云　好方給、略○中すいかん袴一具、水干こんくずはかまいとくず、略○下

(寛平御遺誡)昔王氏○式部卿平生晝臥帳中、令遊小児諸親王、或召采女時令酒飯、其時人夏多服絲袴、其采女袴體、如今表袴、被使細也、

(言繼卿記)天文十三年十月四日庚午、予木綿袴唐茶染今日出來了、

(慶長見聞集三)關東衣服昔に替る事

愚老若き頃、諸人のはかまもめんなり、今の時代はあるなり、

(鳳山公偉蹟錄十一)御馬乘袴儉素ノ事

江戸ニ在セシ時、曾テ御同列方ト島津侯ノ邸ヘ招カセラレシニ、御貴馬ノ御催シアリ、御諸家供奉ノ近習、孰レモ美麗ナル馬乘袴ヲ持出進ラセケレバ、公ノ御袴ヲモ持出ケルニ、御大儉ノ折ニテ、外ニ御用トテモナカリケレバ、棧留ノ木綿袴ニテ、甚見苦シカリケル、御近習ノ面々大ニ愧入テ、面ヲ赤メテ居タリ、御歸館否ヤ、早速御側役ヲ以テ、今日晴ノ御貴馬ニ見苦シキ御袴ヲ上ゲ、御

麻

外聞モ難カレシタ、必竟我々油斷セシ無調法ノ義、恐入リ奉リヌ、此上ハ早速御晴召ノ御袴、御用意仕リ度存ジ奉ルト申ケルニ、公卿セニ、イヤトヨ我ハ見苦シトモ氣付ズ、却テ常々着馴レシ袴故、乘心モヨカリシゾカシ、拐汝等モ能ク思フテ見ヨ、イカニ上杉家ガ貧窮ナレバトテ、十五萬石ニテ新シキ馬乘袴一ツヲ用意シカヌルトハ、誰モ思フマジ、然レバ今差掛リタル事ニモアラズ、不急ノ物ヲ新ニ用意スルニハ及バジトテ許シ玉ハザリキ、

〔日本永代藏 一〕世は欲の入札に仕合

あれは何屋の誰殿の娘ぞと、○中略當世男見よげにして、娘の母親よろこぶ事なり、それも分散にむへば、衣類羽物も皆人手にわたりて、あしき男の紬を花色小紋に染て著、あるひはまたうら付の木綿袴きたるよりはおとれり、

〔毛吹草 三〕山城　同名物○中略　木綿袴

〔日本永代藏 五〕三匁五分曙のかね

元日にも節入の時仕立たる麻袴にして、四十五年此かた禮義を勤めける、

〔續近世畸人傳 二〕松岡恕庵

恕庵松岡氏、名は玄達、字は成章、○中略博覽好古、儉素淳樸の人なることと人のしる處也、今其異事なる二三條を擧ぐ、○中略男齋吾、[illegible]幼年より絹のたぐひを著せず、袴も夏冬となく、麻にて有ければ、門人たち、あまり見苦しとて、よろしき袴を送りければ、先生是を見て、われ仁齋先生の講席に出し時、東涯いまだ幼して先生の側にあられしが、白き木綿の布子、白き木綿の袴也、是をおもへば、齋吾は染色衣たるは奢也とて、かのよき袴は著せ給はざりけるとぞ、

革

〔運歩色葉集 賀〕革袴カハバカマ

〔書言字考節用集 六服食〕韋袴カハバカマ 同、皮袴 同、革袴

〔貞丈雜記五裝束〕一かわ袴と云は革の袴也、古人は著ける也、入唐記に袴かゝへなどにて御供の時は、沓をばはくべからず候也、又一体ばなしと云草子にも、ある時かの權郎、かわばかまを著て來りけるとあり、近代にては、有德院樣〇德川吉宗古き事を御好みなされし故、吹上の御庭などへ御成の時は、黑塗革の御袴をめされし由、其比供奉しける人の物語せられし也

〔江家次第二正月〕大臣家大饗
裝束略〇中犬飼〈帽子、紺襖、表袴、革〇〇〇實、左手引犬、右手取白木杖、〉

〔西宮記臨時四〕野行幸
延喜十八年十月十九日、幸北野、略〇中犬養八人、著摺臆衣、〈大畫鷹東知之、先年、〇〇〇〇大畫鷹衣、袴、年月之實、然今年改以〇錦〇革〇袴〇實、〉

〔光源院殿御元服記〕御成次第　十八日
十二月〇天文十五年十八日辛丑、公方家幷若君從東山慈照寺、到坂本御成、略〇中其路御迎、管領兩人、高島佐々木一類、越中刑部大輔孝俊、略〇中人數以上六百餘人、裝束袖細、革袴行列、

〔明良洪範三〕天正十一年、近衞龍山公、秀吉ノ氣ニ違ヒ、濱松ヘ御下リテ御逗留ナリ、其七月御能興行アリテ、龍山公モ御見物有リ、今川氏眞ニモ見物セラレケル、同年繼原殿ト申公家衆、近衞殿ヘ勅使給リケル時、神君ヲ左京大夫ニ任ジ給ヒシ、此故ニ氏眞ハ京先ト申サレシナルベシ、右對面ノ時、京衆ハ物毎規式ナリケレバ、定テ長袴ナルベシトテ用意ノ所、氏眞ヲ始革袴成シ、然ルニ御當家ノ衆革袴ヲモ支度セシカバ、少シモ行キ當タラズ、是皆遠慮深キ故也、

〔明良洪範十八〕井伊掃部頭直孝、大坂冬御陣ニ略〇中看刀ヨリオタラレシ小袖ヲキタ、革袴ニテ神君ノ御前ヘモ度々出ラレシトナリ、

〔甲子夜話二〕元祿ノ頃迄ハ、世多ク革袴ヲ著タルコトナリ、吾先代天祥君〈篤信〉壯年ノトキ迄ハ、家老以下役人モ專ラ著シ、自身モ著セラレシト聞ユ、サレバ世上ノ靡々モ著シケン、下ニテハ宮本

武藏ト佐々木巖流ト仕合ノトキ、巖流ノ下段ノ太刀、宮本ガ革袴ヲ拂ヲ五寸許リ切レタルト云キ、常ニ着セシ證ナリ、今ハ火事裝束ノ外ハコレヲ見ズ

〔嬉遊笑覽〕我〇太宰純が製しゝ者の中に、慶長元和の比生れたるもの、男にも女にも有りて、寛永の比を年の盛に經たりと云ふに、男は多革のうちかけ、革の袴を美服とし、女は紫の革の襠子をはくを、能きけはひとせりと云ふ、

〔雍州府志七上土產〕革匠　以革製諸品物、是謂革屋、造踏皮幷革袴、及革頭巾、革道服、多在三條通、

〔儀式六〕元正朝賀儀

寅一剋〇中略　中務省率鼓吹、合裝束〇中略　鉦鼓師、襠冠〇中略　白練袴、

〔禁秘御抄中〕一御裝束事〇中略

引直衣〇中略　張袴、略儀生袴、如女房、腰引腰、前右方結、末股立入〇中略　常著御練白二衣赤生袴也

〔日本後紀十二桓武〕延曆廿三年四月丁卯、勅、聽著染袴、先有限制、自今以後、淺杉染不論高卑、宜特聽之、但著朝服時、不得同襲、其深染及常所禁、不在聽限、

〔續日本後紀七仁明〕承和五年三月癸未、勅曰、諸衞府及諸官雜色人、特聽著緋色袴、自餘諸人不聽著染袴、而侍從之徒所著之袴、或用緋纈、或用淺纈、著人任意、不拘文法、大夫當色之服、還爲士庶之袴、知而不糺、事涉僭濫、宜自今以後一切禁止、不得令著、但衞府制下人等者、須六十日內皆令換却、其權宜行事、著弊爲貴、如今吳桃染、黃櫨染、杉染、皂染等色、染作雖貴、著服難汚、宜四色袴不論色淺深、不論公私所、特聽著限、其參議以上、聽通著四色、自餘諸人不得著吳桃染一色、

〔延喜式四十一彈正〕凡淺杉染袴、朝座公會、悉聽服用、〇中略

凡親王以下、五位以上及內親王、孫王、女御內命婦、幷參議以上、非參議三位嫡妻女子、大臣孫、女藏人等從、並聽著染袴、

白　　紫　　紅

〔日本書紀持統三十〕四年四月庚申，詔曰，略○中綺○綺字當在帶字上，上下通用帶，白袴，其餘者如常，

〔令義解衣服令〕皇太子禮服　禮服冠，略○中註黄丹衣，牙笏，白袴，略○中

親王禮服　一品禮服冠，四品以上，毎品各有別制，深紫衣，牙笏，白袴，略○中

諸王禮服　略○中註一位禮服冠，五位以上，毎位及階，各有別制，諸臣准此，深紫衣，牙笏，白袴，略○中

朝服　一品以下，五位以上，並皁羅頭巾，衣色同禮服，牙笏，白袴，

〔扶桑略記文武〕慶雲二年十二月乙丑日，有勅令天下女上髮，又令婦女著白袴，

〔續日本紀文武三〕慶雲三年十二月己卯，有勅令天下婦女衣，一著白袴，

〔走衆故實〕一永祿三二月六日，壬寅午刻御參內，略○是例有之，略○中同朋萬阿彌馬上すわう白袴，

〔大江俊矩記〕文化五年九月十一日甲戌，又曰，舍人水干上下同色不苦哉，白袴可然歟相尋處，被勘曰，上下同色，有之，白袴爲普通，尤萬代布隨分不苦，同用白袴可然旨被示也，

〔骨董集上編上〕昔の風俗　紺屋の白袴

紺屋の白袴といふ諺今もいへり、これふるき諺なり、山の井慶安元年印本冬之部に、わらにふる雪や紺かき白袴といふ句あり、崑山集慶安四年撰明暦二年刻にも此句を載て、貞徳の句とあれば、ふるき事なり、案に當時の紺屋は、常に袴をきたるゆゑに、此諺もありしならん、今の世俗人猿まはしなどの、常に袴をきると、遊女の常に打掛を著などは、往古の風俗のなごりなるべし、

〔日本書紀天武二十九〕朱鳥元年正月癸卯，御大極殿，而賜宴於諸王卿，是日詔曰，朕問王卿以無端事，仍對言得實必有賜，略○中伊勢王亦得實，即賜皁御衣三具，紫袴二具，絁七匹，絲二十斤，綿四十斤，布四十端，

〔江家次第十七〕御書始

出御，略○中註攝政裏御服，白綾御直衣，中略紅御袴，白御挿頭事也，

黑　青　紅袴

〔扶桑略記〕二十六　村上　康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣餞、〇中略　賀賜祿、公卿以下有差、大臣給御下襲表袴各一重、親王納言白褂、紅袴各一重、

〔源平盛衰記〕一　清盛繁昌附禿童并王莽事
入道〇平清盛ノ世ノ間ハ、聊モ忽緒ニ申者ナカリケリ、其故ハ入道ノ計ヒニテ、十四五若ハ十六七許ナル童部ノ、髪ヲ頸ノ廻ニ切ッヽ、三百八人被召仕ケリ、童ニモアラズ、法師ニモアラズ、コハ何者ノ銳ヤラン、一色ニ長絹ノ直垂ヲ著ル時ハ、褐ノ布袴ヲキセ、一色ニ織物ノ直垂ヲ著時ハ、赤袴ヲキセ、〇中略　明テモ暮テモ遊行セシム、

〔光榮公記〕享保十九年三月廿五日、内侍所御法樂御當座、〇中略　上御引直衣、〇中略紅御袴、

〔枕草子〕三　にげなきもの
げすのくれなゐのはかまきたる

〔枕草子〕三　車のしりにことなる事なきおのこどものつれだちたるいと見ぐるしはそらかなるおのこやいじんなど見えぬべきが、くろきはかまのすそごなる、かり衣は何もうちなればみたる、〇下略

〔布衣記〕一六位之時の青袴事、面は上品の字消さらし也、布に白粉を付、入の袴、裏は練貫にのりふのりをよく付て、いかにもさやめき張るべし、下重の袴、いさゝかふとき布にのりをつよく付て、いかにもえもむをよく袴腰にはるべし、内まちと腰をば生の絹たるべし、下袴腰はほそき布也、すそのくゝりはねりくりの糸丸ぐみたるべし

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一未剋計に、先室町殿〇足利義教御參内有、〇中略　布衣侍十人、〇中略　印金ののはりかた褐、紺の青袴、金襴のふせぐみあり、

〔次第裝束抄〕元二三日、〇中略

染分

褶

隨身白馬節著紅梅袴、(二日奏、賭弓行事、令著紅梅袴、遣有賭弓者、不著紅梅、云々、二月令著染分、三日隨可)紅梅袴自元日至十八日賭弓日(隨身)行事、中日令著之、但家々說不同、

〔物具裝束抄〕一隨身袴色事略○中

紅梅袴(元日以後著之、自正月十八日賭弓日著之、)

〔次將裝束抄〕行幸略○中

隨身　狩胡籙、蠻繪、巾、(蠻繪外行事、下著、中著、)必著染分袴、(左蘇芳、右朽葉、三重中、隨身著染分、)

〔羽倉考二〕染分袴之事

是ハ一ツノ袴ニハ非ズ、隨身ノ袴ニ左ト右ト色ヲ染分タルヲ云、是モ定マリ有タ、左近蘇芳ナレバ、右近朽葉、左近二藍ナレバ右近蘇木ヲ用フ、此外ノ色ヲバ染分ト云ズ、次將裝束抄、滿佐壽蠻繪等ニ見エタリ、但物具裝束抄ニハ、左蘇芳右朽葉ヲ染分ト云ヒ、左二藍右蘇木ヲ僻ノ色トセリ、是ハ誤タニ分チタル者ナリ、

蛮壓巾狩胡籙之時、必用染分袴、

〔物具裝束抄〕一隨身袴色事

染分(左蘇芳、右朽葉、)　僻色(左二藍、右蘇木、)　紅梅袴(中略)(元日不論任大將、隨身白馬節歌可著染分袴、)

〔類聚行幸服飾部類三〕保安四年記云、略○中近衞八人、略○中末濃袴(左蘇芳、右朽葉、)蠻繪、略○下

〔延喜式彈正十一〕凡綺染文衣袴者、並不得著用、但縁公事所著、幷婦女衣裙、不在制限、

〔政事要略六十七〕仁壽四年正月廿日、右大臣宣、祭使著用褶袴、幷帶、陪從著用、及命婦參宮中、又應候等著用綺纈之褶衣袴、非給司之限、早制者、(左右衞門督壬生益成宣、右中辨藤原令伴宗等奉、)

(右)宣、此宣旨不載格式、亦非事勢所當、後比較中上條式、揩染成文衣袴、縁公事所著、不在禁限者、祭使著用、並非公事歟、而陪從及命婦參宮中、豈是非違式哉、況主當廳使之後、無有給司之數、謹案、今

摺袴表袴

表袴製作

何著摺衣、有野行幸之時、依宣旨得著、然則件上宣不可用、但見此文之者、恐爲後代之證、仍錄其事、以遂其意、○下略

〔法曹至要抄 中〕一染摺成文衣袴事

承平三年十一月九日別當宣云、如聞、祭使等摺袴下襲、其長過多者、仍使官人等向祭使所、出件袴下襲、任法亂行、

按之、御馬乘鷹飼舞人等之臨時被聽摺衣之外、不論男女、先從破却、可決笞卌、但至于女、雖須決笞廿、特加恕優、故免使廳例耳、

〔西宮記 臨時四〕野行幸

延喜十八年十月十九日、幸北野、○中略 ○注 鷂鷹鷹飼重茂朝臣、伊衡、貫行等、已上青摺衣、紫下襲、白褐衣、紅接腰、但重茂知二去年裝束、但淺紫布袴、○旦○花○摺○唐○車○鳥○彩

鷂飼鷂飼鷂鈎、同數小鷹鷹飼鷂供、良峯義方、以上四人、榛皮色布褐衣、黃鳥摺花形、紫村濃布袴、青摺腰、淺紫裏巾、

〔伊呂波字類抄 字 雜物〕表袴 ウヘノハカマ

〔下學集 下 絹布〕表袴 ウヘノハカマ

〔名目抄 衣裝〕表袴 ウヘノハカマ、裝束時著之、小兒不用之、

〔連阿口傳抄〕一表袴事

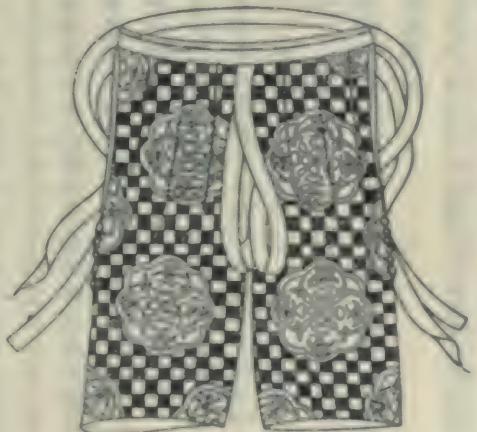
長サ一ノ骨ヨリキビスマデノ寸法ヲ、三ニワリテ、二分ニ猶二寸ナガシ、是ハ殿上人ナドノ二ヨシ、御所サマ大臣ナドハ、今一寸五分長クスベシ、マタ人ノ腰ノ高下ニモヨルベシ、廣サハ長サノ三分一也、猶一寸五分マサルベシ、大ノ事也、小ノハ大ノ三分ガ一也、猶一寸セバシ、サガリノホドハ、足ツキ九寸バカリ、寸法ニヨリ、スソノ口三寸計オトスベシ、マチハ一分カラトモ也、腰ノ高サ一寸五分、

〔裝束圖式 下〕表袴

長一丈二尺、上下年少可計、ヒダヲバ小ノヲノゾキタトルベシ、

主上、上皇、親王關白攝政御表袴御紋窠霰也、御紳事ノ御時ハ白キ平絹、攝家中少將ヨリ大臣大將ニ至マデモ、若年ノ時ハ白キ浮線綾窠霰浮紋、裏ハ紅打ノ平絹、又大納言大臣等ノ大將ヲ不ㇾ兼時ハ竪文藤丸、大臣大將モ宿德ノ後ニタ圓文藤丸ヲ用ユ、又一日晴ニハ鞍圖モ浮紋也、凡表袴ハ夏多無差別、禁色ノ人ハ有紋、非色ノ人ハ勿論白キ平絹裏紅打也、

表袴



紋窠霰、裏紅打平絹也、

〔學習院所藏文書〕ゑんはう三ねんうのとし三月ゟ十月までに御でき申候

なつふゆの御そくたい〇[illegible]二とをり〇中略

うへの御はかま

一御たけ御こしきわより　二尺六寸五ぶ（御こしわかりとも）　一御はゞ　一尺九ぶ
一御すそはゞ　八寸五ぶ　一御ひだ　二寸五ぶ
一御ひもたけ　一丈貳尺　一御ひもはゞ　一寸九ぶ
一御かへりまち　三寸

〔學習院所藏文書〕天保十一年十月御用、多御東帶、○仁孝、中略、

御表袴

御たけ　御ひも下二尺二寸五分　御はゞ　一尺一寸
御すそはゞ　一尺五分　御ひさつき　七寸五分
御かへりまち　一尺六寸　御はゞ　二寸
御縫たけ（御つゝみ御手先二御三寸五分づゝながし）　九尺五寸　御はゞ　一寸八分
御後こしはゞ　一尺二寸　御前こしはゞ　七寸ヅヽ
御まち附　三寸五分　御ひも御うはまへ五寸ながし
　おめりいづれも二分ヅヽ

〔服飾管見〕表袴襲

順が倭名抄に、大口袴、唐令云、慶善樂舞四人、白練布大口袴、和名於保久知の八賀萬、一云表袴と見えたり、されば貞觀儀式、延喜式等に、鉦鼓うつ人の禮服の大口帛袷袴とあなるも表袴也、後の世は表袴の口かへりても、ゝだちのあたりよりはせばけれど、いにしへはひろかりけるをしるべし、いまもあしつぎとて、袴の裾を切てつぐ也、いにしへは横布にてつぎしと見へて、袴の襴と記には見ゆめり、横襴つくる事は、袴の口を廣くせん料なれば、みなをうちにても、ゝだちより裾を廣く仕て、左右のわきをぬひしなめり、さてこそ禮服のときは、裳の裾にうるはしくあひ、朝服の

表袴地質色目文様

ときも、袍の襴にうるはしくあへき、中比より裳を引上て著、袍も高く裳なせば、かへりて袴の口のそがれたるが見よきとて、せばくはなりたるならむ、されば横布をもちうるも不用なれば、たてなるまゝに用ゐづ、襴の名もあはねばあしつぐといふにぞあらん（襴とは襴襴なくはふ、るないへるれなり）

〔後松日記十一〕表袴足継（中略）

戸田殿家臣小泉直記書状之写（直記越家臣なり竹屋）

表袴継。継之事、廣橋中納言殿へ相伺候処、是は山科家用られ候、高倉家には無之候、乍去主上の御料、山科家調進に候へ共継。が。け。は無之候、勿論近衛殿にも継継なきも被用、又継継あるも被用候、普通継つぎはなきが本儀に候、（付）継つぎにはあらず、表袴の継を継上候つる也、種寄にはあらず、略儀なり、

七月十四日　小泉主水

黒川丹後殿

考ふるに、表袴の下の方に、横ざまにぬひめあり、ふるくはあし継といふ、今はひ。ざ。継といふ、又襴。襴。と（もいふと見ゆ）其故よしはしらねど、昔よりかくはしたるべし、そは雅亮抄等に見えしをもてしるべし、しかるに小泉氏の廣橋殿にとひ筆りしとて、書きおかせたるは、誠に黄門殿の仰せ給へることやいかゞあらん、御料の御袴に継めなしときこえ給へど、山科家の装束師高田出雲がきこゆるには、必ぬひめありといへば、うたがふべからず、げに継後紀に、袴の襴ともみえぬれば、管見にの給へる如く、横布に加へしもしるべからず、抑その名義にて横布ならねども継目をばつくるなるべし、（表衣にも中管にし襴あれば、袴の下に横布あるもじへなるべし、下襴はわきあけなれば、らんなし、されば襴のれうなる民にはひくなり、袴、狩襴しもじてしるべし、）

〔西宮記臨時八〕表袴（古時無紋、代多有之、）

親王及童子、不着堅文、殿下隨身爲之日、尙可用浮文袴也、

〔江家次第 七 八月〕相撲召合 ○中略

藏人此日、着麴塵袍、下襲、浮文袴、後日着位袍、朽葉下襲、或二藍等也、

〔助無智秘抄〕節會

文官　位袍　他ノ裝束ツネノゴトシ、○中略 上袴ウキモンヲモチキルベシ、タヾシカタモンモアルニレタガフ、ナムナシ、

〔飾抄 上〕一表袴

夏多顯文、雖堅別、禁色人有文、宿老人龜甲、若人霰窠文、藏人頭禁色之殿上人五位六位藏人等着霰窠文、又晴時浮文、常ハ堅文、但近年五位藏人等隨所存着之、不可例事也、不然之人平絹(生)之、裏皆紅打有中倍、

〔三條家裝束抄〕一上袴、壯年の人、綸綾と稱して、白き浮織物、地ハ小石疊、(說之或霰也)其中に有窠の文、中年の人は、堅織物、文藤丸、遠ク居之、裏紅の板引、腰に有上指糸、白き練絲の糸ふとくよりて指之、股立ニ有裏[illegible]糸、(白綿糸ふとき也)多夏四季同物也、老人も非白裏、紅張裏なり、板引にせず、

〔後照念院殿裝束抄〕表袴腰結事

同屋禪閤(○兼經)(原作[illegible])御命云、家嗣公云、闕腋之時必結後、縫腋ハ只結前、

表袴文之(霰窠也、若年時着之、壯年宿老後、晴時又着、大小假令年齡、裏事歟、別雖無先例也、)

衣殿(○家經)(原作卿)仰云、若時綸綾綾、其次固織物、文藤丸霰窠マデハアラズ、次アヤ也、餘人固織物之時モ殿也、

始着固文藤丸表袴事　同屋嘉祿二年四月(大納言十七)

〔物具裝束抄〕一束帶事 ○中略

表袴〈若年及御禊供奉色、殿上人、裏濃、浮織物、中年以上、藤丸、堅織物、若少人付之、裏同、〉

〔桃華蘂葉〕一束帶色目〈略〉中

表袴、中少將より大臣大將に至までも、若年の時は、白織綾、窠霰の浮文を用ふ、裏は紅打平絹也、十五歳以前着裝束には、こき打の裏をつくべし、又大納言大臣等の大將を不兼時は、堅文の藤丸を着す、〈當家〈一條〉藤丸は、二口なの文也、〉裏は紅打也、大臣大將も宿徳の儀にて、圓文藤丸を用、子細なし、一日の晴には、宿老大臣雖爲顯白も、浮文窠霰を着用有例也、

〔西三條裝束抄〕表袴

夏冬無差別、少年浮線綾、霰地ニ窠ノ文、中年ヨリハ、藤ノ丸、堅文、是ハ公卿以下禁色ヲ聽ル人着ル、非色ノ人ハ平絹ノ堅、裏ハ何レモ紅打也、但老人ハ不打ナリ、此外承保大井川ノ行幸ニ、京極關白〈師實〉厚唐綾ノ表袴、王卿ニ被聽關白〈師實〉厚高木ノ表袴ヲ着用セシハ、唐裝束ノ時ノ事ナリ、

〔裝束唯心抄〕禁中御束帶之具〈略〉中

表御袴　白、表浮織物、御紋窠ニ霰、裏平絹、紅、板引、夏冬通用

〔當時裝束抄上〕束帶〈略〉中

表袴　公卿若年白浮織物、文窠霰、老者固織物、文藤丸、うら平絹紅、　四位五位表白平絹、〈くゝりうしん子細なし〉〈しとゞいへども、いさゝか曾上なり、〉裏平絹紅、〈若年は板引、老年はふくさばかりにすべしといへども、多くはふくさばかりを用ゆ、〉夏冬差別なし、

〔侍中群要五〕裝束〈略〉中

表袴　可然掲焉之時、多着浮文、上代無固文、近代所織出云々、或着染袴、但能可用心事也、節會日全不可着染袴、又衛府藏人行幸供奉、出陣之時、必可着染袴歟、袴色與伊治比歷巾色、令分別之故歟、最可然事也、

國忌日裝束事　或者云、着空色固文表袴云々、

〔貫首秘抄〕裝束事　禪門命給曰、雅兼爲頭、常用堅文表袴、平三位〇親範家曰、不〇此下有蟲損頭五位藏人堅文浮文依年齒也、宿老人不用浮文、不然之人時時用浮文云云、內府〇藤原公教命云、頭以下職事、本體ハ凡不用堅文袴、堅文ハ不可用物也、主上モ不召也、常途今用浮文也、全不論老少云云、

〔禁秘御抄〕中一御裝束事

尋常黃櫨染〇文竹鳳中略表袴〇霰地窠口大也、

〔禁秘御抄階梯〕中成抄主上御表袴固浮〇線〇綾〇地〇霰〇窠〇內〇二〇丁〇子〇、又ハ龍膽、御裏平絹紅裏、

〔世俗淺深秘抄〕下一直衣ハ有色々〇中略凡直衣與表袴者、不依面色用普通裏之間、不知案內輩、染裝束之時、與面同色裏付之用、甚不可然、見苦事也、

〔本朝文粹〕二意見封事意見十二條　善相公〇清行中略

一請禁奢侈事

右〇中略臣伏見貞觀元慶之代、親王公卿、皆以生絹紫紺爲夏汗衫、綾〇綺〇爲表袴、〇中略而今諸司史生、皆以白綾爲汗衫、白綃爲表袴、〇中略

延喜十四年四月廿八日　從四位上行式部大輔臣三善朝臣清行上封事

〔大鏡〕六內大臣道隆此中納言殿は、〇藤原隆家、中略節會行事にはかいねりがさねたてまつらぬ事なるを、單衣青くてつけさせ給へれば、もみぢがさねにて、表の御はかま、龍〇膽〇の二〇重〇織〇物にて、いとめでたくけうらにこそきらめかせ給へりしか、〇下略

〔榮花物語〕二十御賀治安三年十月十三日、とのゝうへ〇藤原道長室倫子の御賀なり、〇中略よしより、すけみちなどは、藏人なれば、ひ〇ら〇ぎ〇く〇を〇お〇り〇た〇る〇ふ〇た〇へ〇お〇り〇も〇の〇ゝうへのはかまどもぞ、心ばへおなじさまなれど、いろをりざまかはりておかしうみえたり、

〔連阿故實抄〕一時服事

浮文表袴事

寛保元二十、參大納言殿之〔略〕○以申、承鑑事、公卿浮文表袴、綾物下重著之時可用之、但壯年宰相中將ナド著之、又著加伊綾之日可著歟、

〔猪隈關白記〕承元二年十二月廿五日、庚日、皇太弟〔略〕○有御元服事、〔略〕○中出給晝御座、〔御装束略〕〔中略〕白〔浮文〕表袴、〔略〕○下

〔岡屋關白記〕建長二年十月十三日戊子、戊日、天皇〔後深草〕御太上皇〔後嵯峨〕御鳥羽離宮、十四日己丑、今日上皇御装束、〔略〕○中縮線綾御表袴、

〔太平記十三〕藤房卿遁世事

三月二十一日〔建武元年〕ハ八幡ノ行幸ニテ、諸卿官路次ノ行粧ヲ事トシ給アリ、藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレバ、〔略〕○中大理ハ著纓ノ老懸ニ、赤裏ノ表ノ袴、靴ノ沓ハイタリ、〔略〕○下

〔光榮公記〕享保三年九月十一日、出御清涼殿、著御御束帶、〔略〕○中冠、纓、浮紋御表袴、

〔宗建卿記〕享保十八年五月九日、新宰相中將實〔某〕慶申也、〔略〕○中新宰相中將被著縮線綾表袴、頃日殿下被示云、内々被聞被寛之、仍於拜賀被著件袴、事何有難乎、他日ハ不可然之由被示之、

〔言成卿記〕弘化四年二月廿五日、多御束帶之具、〔略〕○中

一御表袴〔表〕〔裏〕打平絹、

廿七日、今朝大納言御調進御服、〔略〕○中以使者屬勾當内侍給之處落手云々、

三月廿五日、夏御束帶之具以下御調進、〔略〕○中

一御表袴、〔如〕〔一〕〔略〕○中

以使者令附屬于勾當内侍給落手云々、

表袴附載

中袴

〔扶桑略記 二十六村上〕天德五年、(応和元年)五月十四日丙子、内豎頭小野道風朝臣書内裏殿舍門等額、(中略)道風朝臣別給綾下襲表袴等也、

〔延喜式 十四縫殿〕六月神今食御服
帛單衣二領、(別三丈七尺五寸)袴二腰、(別三丈)中袴二腰、(別三丈)褌二腰、(別二丈六尺)(中略)

年中御服

春季　正月料(中略)表袴中袴各十腰(下略)

〔後松日記 十二〕答(中略、袴問、中略、)赤大口は式に中袴と見えたるなり、げに褌に對しては中袴なるべし、

〔政事要略 六十七〕右弁官下撿非違使、

雜事三箇條

一應禁制男女道俗奢美服事

右(中略)違法濫服、紅紫之服、堤防自存、偏中袴、直袍、下襲之類、或是用紅、或亦用紫、(中略)

長保二年六月五日　左大史多米朝臣國平奉

下袴

〔伊呂波字類抄 志雜物〕褌(シタノハカマ)下袴(同、褌)用之

〔名目抄 衣服〕下袴(シタノハカマ、下袴之略)

〔雅亮裝束抄 三〕かりぎぬのいろ〳〵やう〳〵(中略)すはうはうすきすはうに、うらこきすはうのきぬ、おそきひとへにても、こきひとへにても、むらさきのさしぬき、こきしたのはかまをきるべし、

〔餝抄 上〕一下袴

宿老之人白下袴、壯年用紅下袴、(下袴非一也)故有職卿等貢生下袴、(白下袴、下袴之、出也、)貫實卿常著之云々、後日

對正面偏房之衣、〈謂二入道一〉問之、答曰、故入道常著之、非此袴云々、

老後可著白下袴事

仁安三正八、顯記曰、大納言殿〈久我〉被命曰、老後可著白下袴也、

生。單。下。袴。

保延二九二、鳥羽殿馬、宇治丞相衣冠、白袷生單下袴、

〔三條家裝束抄〕一下袴事、本儀紅也、十五以前の人濃。色。〈[illegible]の事也〉十六以後の人紅。色。なり、長大の後白。色なり、裏面さや〳〵と張之、下括の時用之、文は定れる事なし、略儀近代平絹也、張様同前、

〔連阿口傳抄〕一直衣事〈中略〉

下袴事

長サ一尺、廣サ一寸、指貫ニマサルベシ、

〔物具裝束抄〕一襲色事

平絹　白張〈上下〉　衣　單　下袴　各　襪〈中略〉

一車副事〈中略〉

平絹　白張〈上下〉　下袴　[illegible]

以上如木之時著之

〔深窓秘抄〕白下袴　老後用之、壯年紅濃下袴也、

黄生下袴　白袴ノリンニ出也

〔桃華蘂葉〕一直衣事〈中略〉

下袴　紅或白。下括時用之、

紫若袴色指貫下括之時、若年人用、雖白組、指貫の上より貫之、或儀括の末を組て結之、或又儀括無

腹白ても、以紫組一筋括之也、淺黃指貫ニハ白組一筋用之、

〔西三條裝束抄〕下袴

腹白ヲ用ユル程ノ嗣之日是ヲ用ユ、腹白ノ括ノ時ハ必是ヲ用ユルナリ、是モ昔ハ綾也、近代ハ平絹、十五以前ノ人濃蘇芳、十六以後ノ人紅、長大ノ後白色也、裏ハ表ニ同ジ、文强チ定事ナシ、近代平絹ヲ用ユル故ニ、文ノ沙汰ニ及ビ侍ラザルナリ、

〔服飾管見十一〕下袴

その製は指貫のごとくにて二寸ばかりもながくて、裾に括りはなし、指貫のうちにとぢかさぬべし、裾はりて歩みよき料也、裏表同じ色の平絹をす、濃裝束の程は濃色、紅裝束の程は紅、白裝束には白也、但夏指貫には白き生の平絹の袷也、

〔江家次第十一十一月〕賀茂臨時祭試樂御裝束〇中略

主上出御、御直衣、中略紅御下袴、

〔俗淺深秘抄下〕一黃生上袴、宿老人著之、淺位人不可然歟、

〔新野問答〕二下袴

下括にも上括にもよらず、著指貫時は必其下に可著袴に候、今も大臣などは、小直衣に白袴を被著候、則下袴に候、若年の人は用紅袴候、不然人は白袴を被用候、彼大臣の小直衣に白袴を被用候は、垂纓襲の服の體にて候、指貫を略したるに候、されば、袴は可必用事に候得共、末代の流風、省略にしたがひ候より、下括を用る時ならでは下袴は著ざる樣に覺候、是鄙俗のあやまりに候哉、

〔今昔物語二十六〕利仁將軍若時從京敦賀將行五位語第十七

今昔、利仁ノ將軍ト云人有ケリ、中略利仁此ニ馬ハ候フト云ヘバ、五位宍喜ト云テ、薄綿ノ衣二ツ許ニ、靑鈍ノ指貫ノ裾壞タルニ、同色ノ狩衣ノ肩少シ落タルヲ著テ、下ノ袴モ著ズ、下略

大口袴

〔教言卿記〕應永十三年正月一日壬辰、新御所垸飯、○中略殿上人皆御(?)入道之小袖御袴衣裏青云々、紐同文、○中略御袍、御指貫、紫下結、薄色御下袴、

〔康富記〕享德二年十一月三日戊戌、御即位、○中略攝政之院、○中略御束帶、御赤色御袍、○中略薄色御指貫、御下袴白、

〔御伽名代紙衣 二〕金佛講の酒で腰が拔けの庭散歸
臺所には料理人下袴の腰に襷をさして、鍋のふたあけながら、魚膳の男よびつけ、○下略

〔倭名類聚抄 十二 衣服類〕大口袴　唐令云、殿舍衞士四人、白絹布大口袴、和名於保久知乃八加萬、一云、表袴、

〔伊呂波字類抄 於 雜物〕大口袴オホクチノハカマ

〔名目抄 衣服〕大口 生平絹、壯年白、長者紅、精好、○下略

〔塵袋 七〕一大口ト云フ名ハ、何ナル義ゾ、タヽリワイレサバ、タロキユヘニ、大口トイフ歟、其ノ故ハ主上ノ御服ノ時、小口ノ御袴トタメスハ、御大口ニタヽリワ入レタメスハ、ナヤウニ云フニコソ、但シ清少納言ガ枕草子ニハ、大口ハナガサヨリモ口ノ廣ケレバト云々、主上ノメサルヽ緋ノ御大口ハ女房ノ袴ノ樣ニ、長クワチハヘタレバ、口ハ長アヨリモセバキ歟、サレドモ御大口トコソイフメレ、オボツカナキ樣ナレドモ、サルモノヽ云ヘルコトハ、樣コソアルラメ、

〔枕草子 七〕おほくち、ながさよりはくちひろければ、はかまいとあぢきなし、

〔餝抄 上〕一大口
紅生平絹、或紅張衣、但近代不用之、宿老之人或白張絹、

〔三條家裝束抄〕一赤大口、常に着用するのは、生の平絹を紅に染て、如常ノ大口縫なり、但固のなり、上の袴よりも短なり、夏冬同物なり、裏面におなじ、

〔後照念院殿裝束抄〕束帶下大口事

殿上人間色濃。上﨟以後色紅。（恐ツカ／ダ脫歟）　白裝束時白色也

〔蓮阿口傳抄〕大口事

表袴ニ同、足ツギナレ、スソヨリ上ヘ、内ヘオシ入ル、如此スレバ、モヽダチヨリ下ハ四ヘニナル、長サハ表袴ヨリ、三寸バカリミジカシ、

〔裝束圖式下〕生平絹紅ニ染テ用之、宿老人白張也、表袴ノ下ニ著スル也、

袴大口



〔學習院所藏文書〕ゑんはう三ねんうのとし三月か十月までに御でき申候

なつふゆの御そくたい九〇略　二とそり〇中略

御あか大くち

一御たけ御こしきわより　二尺三寸七よ　一御はゞ　一尺五よ

一御もゝたちのあき御こしきわより　一尺三寸七よ　一御まち御こしきわより　一尺一すめに入

一御ひだ　二寸二よ　一御ひもたけ　一丈

一御ひもはゞ　二寸　一御うわまへのかたにて一尺ながし

一御まものはゞ　五寸五よ

(學習院所藏文書)天保十一年十月御用多御束帶○中略、仁孝

御大口

御たけ　御ひもした二尺二寸五分　御はゞ　一尺一寸

御まち　御すそに而一尺五分下より八すめに入　御ひもたけ御前のかた一尺ながし　九尺

御はゞ　三寸ほど三ほりこしあり一す八分　御腰たてはゞ　一尺

御あひびき　一尺六寸　御まち　五寸四分

御小用のあき御まちの上三寸五分あく

(物具裝束抄)一束帶事○中略

大口紅、若少人濃色、

(深窓秘抄)赤大口　人ニ依テ有差、束帶用、生絹平絹精好等也、

(西三條裝束抄)大口

赤大口トハ、紅ノ生ノ平絹ナリ、又ハ張絹ヲモ用ユ、但近代見エズ、宿老ノ人ハ、白キ張袴也、

(裝束雜心抄)禁中御束帶之具○中略

下の御大口　紅生絹

〔當時裝束抄〕中東帶○中略

赤大口　表うら紅平絹とす、生平絹を式とす、昔は精好を用ゆといへども、いまいかにも上なり、着用の時は表袴より一寸ばかり引上て着すべし、おめらして着するは錯ことなり、

〔新野問答〕一大口前張　紅張大口

大口とは東帶之時、表袴の下に着候袴なり、幼年の人は生袴をふしがね染にて用候、是は裝束として、單衣えりくびには表袴の裏大口等をふしがねに染候、十六歲以後紅を用申候、紅張大口は別物にあらず、こはくはりたる大口ニ候、○中略大口袴は左方は腰をまわして、前後をつゞけて、右方は腰をひらきて、足を入る、料に設候、畢竟短き袴に候也、前張一名は前張(ニヘニ)の大口とも申候、量子半尻を着し候時、着用之袴なり、前方は糸すぢふとき精好を用ひて、前をつきはらしめ候、うしろは糸すぢほそき精好に候、仍前張前强の名目有之候なり、是に對して申候は、今猿樂太夫着用之大口は、後張の大口とも可申なり、一笑千笑、○下略

〔貞丈雜記〕五衣服一大口といふ袴に三品あり、赤大口、前張の大口、此二品は公家衆の裝束に用らるゝ也、古武家にて直埀の時に用るは、今も猿樂の能の時用る大口の如くにて、裁縫少し替りあり、下に圖を出す也、白き精好にて作る、後の方上より腰の下までは糸をふとく織らせて、外へ張り出る樣にする也、公家の前張の大口は、前をふとき糸にて織て、前を張り出す也、武家のはうしろをはり出す也、淸少納言枕草子に、おほぐち、ながさよりくちひろければ、はかまいとあちきなしといへる是也、大くちをきればうしろの方はり出て、大にくちあく也、今世束帶の時用る赤大口といふ物は、大きにくちあく物にはあらず、赤大口といふ物、後代の唱違にて別古名あるべし、

〔安齋隨筆〕後編十一一前張の大口、裁縫束帶の下に用る大口にかはりなし、是は前を大精好にして、後口を尋常の精好にする故、前張りて最廣く見ゆる也、猿樂の大口は、うしろを大精好にする

よし、定基卿の、うしろ張と號れ著給ひしもの是也、前張を前後して著せしものにて、興あるあり
さまに御座候、是も四布にて下にひだなし、上に計ひだあり、
前張今も隨分御用ものと御座候、大口は下に著たる袴にて、ふじかくして、下にもひだなく風情
無之故、表袴さしぬき等を略したる時見よからんがために、前張に鉄縫したるよしなり、尤前張
公服にあらず、内々の服に被用也、

〔西宮記〕臨時八袙大口袴

表袴中陪上下可同色、不得交紅青色、若人可用青色也、

〔侍中群要〕五裝束略中

袙大口　隨心著之、但著紅袙時、不著青染大口表袴下重等、袙大口下重等可用一色也、除夏衣外皆
不著白袙、又織色殊不見物也、

〔禁秘御抄〕中一御裝束事略中

自他所行幸之時、赤大口不改、略中直衣、略中常著御練白二衣赤生袴也、而近代小袖用赤大口、建久
以後事也、又自腋明直衣引上如只人著大口不可然例歟、

〔建武年間記〕武者所置可存知條々略中

一稀好大口一切停止之可用練大口、略中

建武元年五月七日

〔三内口決〕内々之衣裳略中

白大口

〔[illegible]所餘〕一大口ノ事　公武諸家等著スルハ、ダヽミノ面ヲ背ノ方ノ内ヘスルヽ也、又雑ノ時、俗
人ハマヘハリト云物著スル也、ソレハ背ヲ細ク前ヲ廣クシ、サハラスル也、

〔貞氏年中行事 正月〕一殿中ノ朝〇正月元日ノ御臺ヲバ、御サンバ計被召、〇中略御椀飯、上古ハ酉刻計ニ始ル、近代ハ夜ニ入、公方樣御直垂、御紋ハ桐二重淺黃、白御小袖ニ、チヨノ大口ヲメサル、〇中略

一同〇正月十一日、御評定始、公方樣香之御直垂、精好ノ御大口ニテ、御直垂付ニ白キ綾ヲメサル、

〔大的體拜記〕一主の出立は、〇中略大帷をかさね、下には大口こは袴を重ね、其上に葛袴を着也、〇中略おとし入の大口をばきすして、こは袴ばかりきる人もあり、

〔西宮記 臨時四 子〕東宮行啓〇中略

延喜十四年二月八日、東宮參亭子院、庶指御車、宜旨候、御車、行啓如例、其日御裝、白綾大褂、蘇芳色綾細長、綾合大口、

〔愚昧記〕安元三年八月十六日壬子、來明給馬於權禰宜範明元雅等、又內一禰宜忠良許、遣馬一疋裝束一具、〇除大口汗取、布衣也、

〔台記〕久安三年五月廿一日癸未、今日制、汗取大口布帷尺寸之法、他物尺寸之法、去保延元年制之了、

〔建武年間記〕口遊、去年八月、二條河原落書云々、〇元弘年中略

下衆上臈ノキハモナク、大口ニキル美精好、

〔言經卿記〕慶長九年七月三日壬子、長橋殿へ、御大口調色事談合ニ參了、持明院へ御出也、七日丙辰、長橋殿へ參、禁裏御大口調色シタ違上申了、次御酒有之、御大口ヘ二艮子廿五匁、調料五斗、此如日六進之、

〔光榮公記〕享保十三年六月廿三日、皇太子〇櫻町拜親、〇中略御表袴、窠霰紋、御大口、濃色、

〔言成卿記〕弘化四年二月廿五日、參御束帶之具、〇中略

一御大口、生平絹、紅、

廿七日、今朝大祓前御禊造御服、〇中略以使者局勾當內侍給之處、落手云々、

小口袴

三月廿五日、夏御装束著之具、以下御調進、〈○中略〉
一御大口〈○生紅、張、〉〈○中略〉
以使者令附進于勾當内侍給、藏手云々、

〔西宮記 臨時八〕小口袴、
多時主上著之、深紅、入綿、或打之、

〔侍中群要 年中〕定詞〈○中略〉
小口御袴、〈紅、張、或入綿、〉

〔大槐秘抄〕君は五節のまいりの夜ならぬかぎりは、おほんさしぬきたてまつる事候はず、むかしはめしけるに候めり、今はおほかたさる事候はず、御まりあそばすときは、こぐちの御はかまといふ物をめしてあそばすに候、こぐちの御はかまは、こ○あ○ふ○ひ○の○あ○や○の○紅○の○御○は○か○ま○に○く○ゝ○り○を○さ○ゝ○れ○た○る○に○候、

〔胡曹抄〕御直衣〈○中略〉　小口御袴〈紅、張、冬綿、〉鳥羽院ノ射時令著給云々、

〔紫式部日記〕あからさまにまかでゝ、二の宮〈○敦良親王〉の御いかは、正月七〈○寛弘〉十五日、其暁まいるに、〈○中略〉御かど〈○一條〉きさいみちやうの中に、二ところながらおはします、〈○中略〉うへは御なをし、こ○く○ち○奉り、

〔紫式部日記傍註〕小口ハ紅ノ小口ノ袴ナリ

〔殿暦〕天永二年十一月廿七日丙戌、余〈○藤原忠實〉今夜候内、院仰云、主上著小口袴給時、御衣上如指貫、件御體を著、〈天〉、其上〈一字〉御衣を著給、其上御直衣を著給也、但御直衣を不著給、をりもあり云々、十二月一日己丑、今朝頭弁實行從院爲御使来云、御書始之間、御装束御讀書文机等事也、余云、此三物從院被獻候はむ能候歟、余今夜宿侍、故殿御記云、寛治元年十二月廿四日、御書始也、主上著御直衣、〈小口〉

御直衣、内藏寮勤仕者、又故二條殿御記云、綾物直衣小口御袴者、此由奏院、内藏寮勤由仰下了、

〔倭名類聚抄 十二 裝束〕奴袴 楊氏漢語抄云、奴袴、佐師奴岐乃波賀萬、漢語抄云、絹狩袴、岐奴乃加利波加萬、

〔箋注倭名類聚抄 四 裝束〕廣本袴奴作奴袴、按諸書多謂指貫袴爲奴袴、然山田本、伊勢本、昌平本、曲直瀨本、下總本皆作袴奴、類聚名義抄、伊呂波字類抄、塩囊抄並同、西大寺資財帳所載羅綾王裝束、亦云袴奴一腰、續搜撰集奴袴袴奴兩載、按唐書音樂志、載龜茲樂康國樂舞者冠服、有白袴帑、則知袴奴即袴帑、其曰奴袴者、後世之誤倒、廣本作奴袴者、疑係因後世所用改竄、非漢語抄源君之舊、〇中略 按指貫袴猶縫與褌袴同、而褌袴用布、指貫用綾物若平絹、爲異、故曰絹狩袴也、天武紀括緒褌蓋是、

〔伊呂波字類抄 左 衣服〕袴奴 サシヌキノハカマ 絹狩袴 本朝式用絹狩袴之字、 指貫

〔名目抄 衣服〕指貫 サシヌキ 直奴袴

〔東雅 十二 服用〕裳モ 〇中略 倭名抄に奴袴の字、楊氏漢語抄を引て、サシヌキノハカマ、一つに絹狩袴、キヌノカリバカマといふと註したり、古の時に、布帛の類をば、すべてヌといひしかば、その奴袴としるせしものは、前後にキヌカリバカマといひしもの是也、賤者の袴なるの義にはあらず、〇註略 これは天武天皇十三年詔に見えし括緒袴の遺制とこそ見えたれ、

〔貞丈雜記 五 裝束〕一指貫の袴を狩袴とも云、〇中略 和名抄に奴袴、佐師奴岐乃波賀萬 漢語抄に云、絹狩袴、岐奴乃加利波加萬 と見えたり、奴袴のよみを知らぬ人、ヌバカマトよむは誤也、ヌバカマといふ名目はなき事也、さしぬきに奴袴と書事は、奴は奴僕とて賤きめしつかひ者也、すそを高くくゝり上げて、奴僕の走り廻りに便り宜き故、奴僕の著すべき袴といふ心なり、是も後には公卿の服に成て、綾織物等を用る事になれり、

〔裝束圖式 下〕奴袴 指貫トモ

主上ハ窠霰立涌、仙洞ハ八藤菊唐立涌鳥襷等、禁色ヲ聽タル人、少年ハ紫ニ倍織物、文龜甲ニ浮

總括、壯年ハ蟲襖色ハ紫文綸ノ表ニタ付ル、又ハ蒲色或藤丸ノ織物ヲ用ユ、浮線綾圓ハ年齢官位ニヨリテ是ヲ用ユ、中年以後蒲色ノ綾文藤丸、色ノ淺深年齢次第ニ薄濃色、至極ノ老者ハ白キ綾ノ指貫也、赤色ノ人紫ノ綾白無文、地下ハ縹平絹也、

奴袴



〔松の落葉二〕衣服

さしぬきの袴は、かりぎぬにたぐへてきるものなり、さす貫緒の末々の書に、左兵衛のすけ親輔は、むすびかりぎぬに袴をおきものにして、紫すそごのさしぬき、きくそめひたりといへり、和名抄に奴袴〈佐師奴岐乃波賀萬、一云奴乃加利入加萬〉とあり、かりぎぬにたぐふもののゆゑに、かり

指貫冬夏色目文様

ばかまともいへるなり、此はかまはすそをあげてくゝるゆゑに、そのさまいやしげなるにより
て、奴袴ともじにかきたれど、むかしはむねとよき人の、きたまへるものなりき、西宮記十七の巻
に、指貫王者以下衆人可用也、古時有制、臣下不用、近代五位已上昇殿六位皆用之とあり、さしぬき
といふ名のよしは、袴のすそに狩衣の袖くゝりのごとく、組緒をさしぬきてとはすゆゑなりと、
ものに見えたり、今のとはすこしことなり、

〔雅亮装束抄二〕はうこのこと○中略
そくたいは、四月一日よりなつのをきれども、いくはんは五ゐも六ゐもごけいのほどなどまで
は、冬のをきるなり、ふゆのうへのきぬをきるべし、さしぬきもなつのさしぬきは、ごけいのころ
よりきるなり、○中略十月一日よりふゆのそくたいなれども、又いくはんは五せちのころまでは
なつのなり、六ゐのさしぬきもきる也、うちのくら人などこそあれ、院のくら人など、とうほく院
のねん佛の頃より、うす色のふゆのさしぬきを、しおに色とてきる、さてもありなん、たゞししを
んいろはひがことなり、ほかにしるしたり、
わかやぐ人は、なつすゞしのさしぬきを、あさぎにてもうすいろにても、きませてきる、つねのこ
と也、五位になりなばふゆあさぎを、とくきよ、あしからず、六ゐのしんなどは、かりばかまをきる
に、さしぬきなどきんれうに、院のひくら人などになりてきるなり、きんだいならねど、さしぬき
にいくはんするふしぎなり、○中略
わかき殿上人など、るり色のさしぬきとて、あさぎのこきをきることは、五月などのふたあゐの
さしぬきの、しをれたるをり着ることなり、きんだいはいつもきるふしぎ也、
しをんいろのさしぬきとて、九月ばかりに殿上人などのきるは、おもてはうすいろのなつのさ
しぬきにて、あをうらのはりうらをつけてきるなり、これをしをん色とはいふを、たゞうす色の

ふゆのさしぬきをつけたるみぐるし〳〵、かやうのことをしりたりとて、人まへはれにていたくいふべからず、をのづからとふ人あらばこたへ、もしまたるもあらん人には、はし〳〵をいふべし、ひげにしらぬやうなるもわろし、たゞしひすることは、やすく人のしつべきことをひするも、大事なることはいへども、きゝとることなし、

〔雅亮装束抄〕三さしぬき

むらさきはしたいろ、うすいろ、ぬりあさぎ、はなだのうらさしぬき、もえぎのさしぬき、むらさきわかきのおり物のさしぬき、いろゆりたる殿上人もうちのくら人などきる、たゞのむらさき、わかきかんだちめ殿上、をさなきわかき五位六ゐみなきることなり、かならずはらしろをさすべし、

はしたいろ、これ又おとなだつわかき人などはきる事也、

うすいろ、又あさぎもえぎなど口も、殿上お下の五ゐみなきることなり、

ぬりあさぎは、なつふゆおとなしき人のきるものなり、そだいふなどは五ゐになりなば、とく、きたるにあしからず、うすいろはなつさしぬきのひつかしきに〇下有脱文

はなだのうちさしぬきは、をさなき殿上人、もしは六ゐなりとも、ことゝあらんにはきたらんくるしかるまじ、

もえぎのさしぬきは、いろをゆりたらん人は、きたらんくるしかるまじ、わらは殿上の人などは、つねにおりものにてきるなり、くゝりおもての色にてくみさげけり、

なつさしぬき、ふたあゐ、るりいろ、うすいろ、おりあさぎ、しをんいろ、

ふたあゐは、おさなくわかき、みなきることつねのことなり、はらしろをさすべし、

るりいろは、わかけれども殿上人などの、あつきをり、ふたあゐもあつれたればきるなり、

うすいろは、つねに五ゐ六ゐみなきる物なり、

おりあさぎは、五ゐはわかきもおとなしきも、夏さしぬききる人はみなきるなり、しをんいろは、つねにきる物にあらず、秋はじめにきるゝ物なり、うすいろのなつさしぬきのおもてに、うすあをのねりうらをつけて、ずはうのしろうらのかりぎぬ、すゞきをみなへしのすゞしのきぬなど、うつくしきものなり、

なつうすいろをきる、五ゐはあさぎをきませたる、くるしからぬことなり、なづふゆあさぎのねりたるをきる人は、なつもなつさしぬきをきず、またうすいろのさしぬき、なつもふゆもきず、いはひのことなどにて、かみなどよりきせらるゝにはきることなり、

ぢ下のそだいふなれども、かすがまうでなどには、おりものゝかりぎぬ、からあやのさしぬきなどはきることなり、

〔首書〕うすいろにはおなじいろのくゝりをむすびたるなり、はらしろをさゝず、

はり川の院のくらゐの御時、それがしたゞいまなおぼえず、五十よにしてはじめてくら人になりたりける、もえぎのおり物のさしぬきをふみちらして、こはわきして、あさがれゐにまゐりたりければ、みかどゆゝしのさうぞくのさまやとて、すこし御へいきうのていなりければ、かしこまりてついゐて、君のゆるしたびたるいろなれば、しろしめすにおよばずと申ければ、わらはせ給けり、（一無ノ御チナリ）

〔飾抄上〕一奴袴

色淺深隨年依官可斟酌也、禁色之人織物、不然之人志々羅平絹、壯年之人夏著大文浮物、或鳥多須岐等、生織物白文奴袴、高貴之人著之云々、當家壯年之間著龍膽多須岐、宿老之後藤圓、

夏冬指貫更衣事

成人衣抄曰、自十月維摩會比至四月御衣畢用綾指貫、自四月御衣日至于十月十日比生指貫、（若五著二）

(夏衣之體明白文理不改云々)、　仁安二九十八、殿記曰、參殿、尋申曰、夏指貫何比マデ可著候哉、被仰曰、五節マデハ令著也、故入道殿御敎命ニハ、著夏指貫色々ノ衣可違也、冬指貫雖擧會行幸非下向可著、其前著著之、雖然好事者十月雖居五節著也、來月上旬衣冠、猶著夏指貫也、雖廿日比可著夏(○夏一本無)衣冠、

保延二四御成秘記曰、雅親談曰、自今日可著生奴袴云々、此事在宇治殿記、是花山院左府殿(○家忠)ニ之仰云々、但後勘曰、雖無所見、古人之著用如此云々、　仁安三四六、殿記曰、著衣冠(冬直衣冬指貫)猶以前不著夏(○夏一本無)一直衣指貫、

今按、(○猶不詳)保延雖綴錯、仁安後殿之記相叶、成人衣抄宜歟、但猶以前之由令記給、御衣前一兩日事也、但同事歟、可著夏衣冠歟之由有後日難云々、

五節著夏指貫事

保延二年二十八、宇治左府(于時内大臣)駄年直衣始、織物薄色堅文指貫也、　仁平三二廿八、中納言中將兼長直衣始、紫堅文織物指貫、　久壽元十一廿三中納言中將師長直衣始、薄色浮文指貫、(紋宣袴)

成書曰、如洛外非尋常出仕之時、色々末濃村濃如唐綾、非制限著之云々、

今按公卿勅使八十島使也、

保元四正廿六、公卿勅使頼盛(時正四)大夫進陸家末濃奴袴、

青鈍浮文奴袴　保安五十廿一、新院(○鳥羽)高野御幸、御後左衛門督(實能)青鈍浮文、織物奴袴、白文御奴袴、

奴袴　保安四二二、新院始御幸、御奴袴半色二重織物、鶴菱唐草白丸文、

無文青鈍奴袴　保安五四十四、兩院御後數御幸、殿下濃打ヒヘタル出衣、青鈍無文奴袴、依仰著濃色、

國品之後可著濃色指貫事

仁安三正八、殿記曰、太納言殿(久我通親)○敎命曰、國品之後可著濃色指貫、是入道殿(中院雅定)○仰也、濃色指

貫括腹白也、是又入道中院仰也、

通方卿、雖祖御命、尤可信受、雖然近代十二三歳輩、多昇四品、帶高官、尤可斟酌事歟、已異于古也、

壯年公卿多指貫、夏指貫著交事

仁安三五一、殿記曰、大夫殿久我仰曰、多指貫年少公卿、與夏指貫著交常事也、宿老之人者、不及沙汰、著多指貫者也、　保安五七十三、若宮始渡御白川殿、公卿已下四人、皆被著薄色奴袴、有別仰、

紫指貫著用事

或書曰、紫奴袴ハ及廿者不可著、近代人々所見、及實宗卿十七少將之時、著薄色、五節公衛卿廿四侍從之時、猶紫奴袴也、人々所存樣々歟、通資卿十八少將之時、著薄色、又內府〇源通親存生之時也、今按、仁安殿記、大納言殿命曰、四品之後可著薄色也云々、今所被思合也、但十四五六、猶可斟酌歟、

年少大臣晴時可著堅織物指貫事

保延三十二二、法成寺御八講堅義日也、或秘記曰、參近衞殿、大殿〇藤原忠實問曰、著何色指貫哉、余〇藤原賴長答曰薄色綾指貫、殿下起色曰、年少大臣堅義日、必著堅織物指貫、何可隨老人之作法、於老人者雖淺黃平絹、有何憚哉、

白文二重織物指貫事

嘉禎三十一十九、實日殿上淵醉、太政入道末子、少將實藤、著梅丸白文紫二重織物指貫云々、如此事如何、執柄臣嫡家多者無止人著之也、但當世偏步之人、不能子細哉、後日六條大納言有傾奇也、

不依官隨年齒用紫奴袴事

平治元年二月十日、中納言中將基房春日祭進發日、被著紫織物奴袴、同日右大弁資長著薄色奴袴、

夏織物

久壽二四廿一、賀茂祭隆長廿歲見物、二藍織物奴袴、鳥襷文、

淺黃堅文奴袴　保延六十一十五、重御覽宇治左府〈子息、時大將、〉着淺黃堅文指貫、

萌木指貫　仁安三十一廿二、重御覽中將顯實〈大納〉着萌木指貫、梅重出衣、

今按、建暦度寅日當時右大將〈大炊御門、〉子〈時中將、〉着此色也、

公卿侍用殿上人奴袴事

久安四二十一、於法性寺邊移徙、予〈于時中納言〉着宿衣、借用侍從師光薄色指貫、余無薄色指貫之故也、

宿老之人大將後、着薄色奴袴、

仁安三八廿二、殿記曰、及御使參花山院、着直衣可參院、最重所存、淺黃指貫何樣可候哉、古賢大將之後着薄色云々、土御門殿拜賀之日令參宇治、着直衣、〈乇事〉令着御指貫云々、而今度令相具之由在御記、然者今度此定可候歟、御返事曰、尋常儀薄色宜歟、淺木何樣可候哉、然而本儀也、淺木又有何事哉、去廿四日御直衣始薄色綾指貫、

薄物指貫　或人書曰、夏指貫狩衣、薄平絹用輕人着薄物指貫、假令美華之輩着穀羅之程、稱用薄物也、無先途之輩過壯年薄物僞異樣、不着之、近代無文綾薄色指貫、人多着之、古人曰、如近衞司好々不可着、老者僞無止事用、生奴袴之時薄物着用也、近代少年少將着之多シ、イウ歟、古人又慕之、近代無人着之、直衣同前、

紫苑色指貫　或人書曰、九月九日以後〈或說、不可着、過九日、可着時着之、〉九日以前着紫苑色指貫之人、着綾指貫、件指貫古人紫苑色面薄色裏着之、近代只以例薄色指貫稱紫苑着之、謂着紫〈色〉二藍〈夏〉人、於此間綾指貫者猶可用紫苑色、秋中不着此色之人、尤過十月上旬可着多指貫歟、謂着紫苑色於袍者、猶着夏袍、

瑠璃色指貫　仁安三四廿六、殿記曰、大夫殿〈久我〉被命曰、淺黃指貫五月以後可着、〈謂瑠璃色、〉　或書曰、極熱之比、着瑠璃色指貫、近代雖隨多氣不憚、猶以不知故實歟、

〔三條家裝束抄〕一指貫事

四位五位は平絹、公卿以上は綾幷に織物なり、織物は若年人聽禁色之以後用之、綾は中年以後の人用之、十五以前人、濃紫の浮織物、文つゝき龜甲、裏同紫平絹なり、さや〳〵と張也、是は春冬の事なり、夏は生の浮織物、色二重濃紫、文同多、皆經緯共ニ染て織之、裏生の平絹、文同而、

〔物具裝束抄〕一直衣事 中略

指貫 若年公卿冬濃織物指貫、文鳥多須岐、夏二藍生指貫、文同、自二五月一縹物瑠璃色指貫、文三重多須岐、至八月一著之、壯年人薄色織物指貫、文藤丸、冬同裏綾之、夏同生裏綾之、織物淺黃指貫、中年公卿時著之、綾指貫壯年以後夏冬通用著之、宿老大臣著二平絹指貫一、

〔桃華蘂葉〕一直衣事 中略

指貫 當體時宜二依織物、指貫、浮織、綾丸、文龜甲、白、夏は生用顯白組、白指貫上貫之、元服之後濃紫浮織物、文龜甲、或鳥襷、或中色薄色の方へよりたるを云也、次薄色浮織物、文 次薄色堅織物、文丸、次薄色、付色也、綾ノ文藤丸ニヲナ、堅文綾、次淺黃堅織物、文藤丸、次淺黃綾、文同、上ノ黃同色、々貫、次白、平絹、藤丸、或

以上其色隨年齡、或依官位可進退也、かならずしも一々にこれを著用すべきにあらず、夏指貫其色同多、但織物浮文は生也、堅織物と綾とは、夏多の差別なし、

濃色、二藍、紫、薄色、経紫、緯白、半色、紅梅濃紫也、二花田、淺黃也、薄青、経青、緯白、赤色、経紫、緯赤也、鈍色、花田白、レ花ニテ鈍也、ウフ也、

指貫可依年齡事、大將、大納言、可了見也、

十五歲中納言大將時、濃紫浮文、十七歲大納言、色同、織物、十八歲同官、薄色、綾同文、廿八歲左大臣、淺黃、卅七歲關白、直衣始、薄色堅織物、

〔西三條裝束抄〕差貫之文

天子

紫地ニ窠文、或雲立涌、凡主上差貫ヲ召事ハ、五節參入幷殿上淵醉ノ夜差貫ヲ召ス、是ハ侍臣ニ相交ナ御覽ノ由也、仍晝ノ御座ノ御劔ヲ召具セザル事也、又蹴鞠ノ時内ニ著御アリ、後鳥羽院蹴鞠御好ノ故ニ、此御代ヨリノ事也、古ハ蹴鞠ノ時モ小口袴ヲ召トミエタリ、

仙洞

八葉ノ菊、或ハ鳥多須岐、藤丸、雲立涌也、花園院二十四歳ノ御時、始テ藤丸ヲ著御ノ由見タリ、

野宮家

鳥多須支、或ハ藤丸、雲立涌ナリ、但年齡官位ニヨリテ被用侍ル事也、

[illegible]家

鳥多須支、藤丸、雲立涌也、雲立涌ハ鎌倉ノ後ニ著スト見エタリ、

〔當時裝束抄 上〕正月元日 略○中 狩衣 四品中略○

奴袴

淺黄平絹 入緒にして、前後同じひだにすべきに、近頃當世風、後ハ二重に裏縫す、又平絹用ひずして、小葵文と稱し織物を用ゆ、尤言上なれども子細なし、又正絹の頃、玄冠の時、四品淺黄[illegible] [illegible]

〔侍中群要 五〕裝束 略○中

五節行事 略○中

卯日布袴 下襲、青色 紅、綾。浮文。織物。奴袴、非行事藏人同宿衣、有中院行幸位袍束帶上著青色、以日蔭糸、

懸冠、行事、同藏人行

辰日朝宿衣 青色衣、在腰織物 紋云々○中略

奴袴

織物。 夏冬 綾。可著之、尋常時又無妨、綾織物、是常物也、但不可著織物云々、

多奴袴、從九月著用、上古用單云々、冬奴袴綾、具夏袍、以多袍具夏奴袴、一切不見事也、至于色多紫、夏二藍、多

所用也、至于他色、只隨便可具、上臈時藏人用青鈍云々、然而近代除心喪外、殊不著、春末夏初(□昔夏宿衣間)著平絹奴袴云々、極熱間縑奴袴云々、○中略

十月更衣以後宿裝束事

或者云、肉䙾著夏指貫、顯織物、必可停止、但可然晴時、織物指貫乃裏ヲ返(ヘ)シテ可著也、仍尋常織物奴袴、美麗乃薄物裏付ムツメヲ可調置也云々、

〔大槐秘抄〕君は五節のまいりの夜ならぬかぎりは、おほんさしぬきたてまつる事候はず、むかしはめしけるに候めり、今はおほかたさる事候はず、御まりあそばすときは、こぐちの御はかまといふ物をめしてあそばすに候、○中略おほんさしぬきの文は、窠の文をめすに候、これはおほんうへのはかまの文をめすに候、たゞ人は、窠の文のさしぬきはき候はず、藏人の此御さしぬきをおろしてきるは、つねの事に候、

〔世俗淺深秘抄上〕一指貫色ハ、常濃薄之色、濃薄瑠璃色、紫苑色等也、此外萌黃染、多青色、幷青打、大略禁色ヲ著人十七八許ナル可然時著青色、其青顯織、女房著朝木勾衣ノ第三許吉程也、青打其ヨリモ少薄程吉也、青打必可有、濃淺或泥繪、或以糸ノ畫物也、

〔世俗淺深秘抄下〕一著禁色殿上人、至于十八九著紫指貫、昔浮織物也、但朝夕夙夜人、內々著固織物、並綾、無憚、著薄色後無妨、著薄色程無定事、尋常廿許歟、可依其人體歟、○中略

一可然晴時、若殿上人著布衣ニ、單指貫著之也、草顯文紗狩衣定事也、又有色單著之例也、綾之單文如尋常、著單指貫時、猶著用腹白也、○中略

一年少殿上人引繡布衣著時、禁色猶多用薄物大文、指貫織物年少時、中々不好用之、用之輩非難、薄物成人後不著之、仍少年時、殊著宗也、著有色單時、又爲透之多用薄物、

一不論公卿殿上人、著用薄物指貫定例也、而近代間非大文、如鳥多數木用之歟、甚非也、薄物文大少

文外無之歟、但於如狩衣者、其限、

一中年人生指貫、練指貫通用常事也、但於直衣者著生指貫、或少濃色用也、生指貫ニ無下老直衣著非也、(中略)

一若殿上人著紫指貫時、括臈白如例也、(中略)

一大將若諸衛佐廿許年齢輩、著濃々紫色指貫時、差淺色紙、其樣如臈白、但組目頗於臈白短也、指樣如例、

〔三内口決〕平生出仕之裝束(中略)

指貫　十五歳迄ハ浮線綾紫

自十六歳濃色之浮紋、鳥多襷

青壯計之時、藤丸ノ濃色、四十以後花田指貫、

裏平絹、色ハ依年齡、見右

殿上人之時、大臣ノ孫マデ、直衣指貫等如公卿著用之儀、可聽禁色之由、蒙宣旨以後著用之儀、

非色之殿上人ハ、平絹之直衣、平絹ノ指貫著用之儀、

多ハ固織貫、裏平絹、二藍

非色トハ、大臣之孫以下、大中納言家之事也、

〔光台一覽三〕清花の裝束は、家嫡は直に大臣の子猶子なれば、若輩下官のときより禁色を被召事、大かた鳥襷石疊之折文也、雲立涌の文は不叶よしなり、(中略)又嫡き家筋直衣も召る丶事也、尤著之内皆禁色にて張申候、禁色とは浮線綾なり、禁色とは指貫の品之事なり、(中略)

從五位下　從五位上　正五位下　正五位上

右之分地下也、深緑色重上に六位達之家間々あれども、裝束は淺緑を著用する也、(中略)

右の淺綠を著用之殿上人、指貫は紫の下絹、○中略

從四位下　從四位上　正四位下　正四位上

右四品に叙する時は橡色とて眞黑色也、指貫は平絹之紫色也、正四位上は殿人別中也、諸家は越階する也、夘殿人は大臣の孫分とて、式事補せらるゝ日より、石疊浮線綾の指貫也、殿人に不補とき、殿人を辭して宰相になるか致す時は、禁色は不用とするべし、

從三位綾地藤色に伏蝶とて、揚羽の蝶を向ひ蝶にしたるを、三羽丸に織紋したるを伏蝶といふ地紋也、又三ッ戻り二ッもぢりとて、藤の花房計大づ極より筋を一筋みへ出し、兩方合てもぢりたる花房六つ、三組にしたる地文も有也、諸家之地紋は轉沈文也、浮文にあらず、浮文は浮線綾とて禁色也、

正三位綾地淺黄綾文右同斷

右從正三位の指貫の事也、○中略凡從五位下より正三位迄は、位に依て指貫の品を定め、宰相に任じてよりは、官によりて定たり、○中略諸家は新任は從二位もあるなり、位は進みやすく、官は昇り難しとなり、中納言を中時は淺黄の指貫なり、色濃し、中納言詰りの家、從二位而中納言にて官息し、先途にて正二位中果る人有、是等は段々色うすく白きか、淺黄かと見まがふ計りなり、

〔新野問答〕一奴袴

和名抄、奴袴佐師奴枳乃波賀萬と和訓を付申候、是はめづらしからぬ物に候得共、著用の次第申候へば、幼年の人は濃紫、禁色をゆるされ候人は、つゝき龜甲浮文綾を用候、又は半色、（白紅紫二候、）禁色の人は枚島襷、但具平親王の子孫は、龍膽襷を用候、又は薄色（むらさきの至て薄きなり）紋藤の丸の堅文織物四拾以後淺黄固織物を用候、及老年ては付色とて、綾の藤の丸の堅文を薄縹に染て著之、殊に老闌之後白き藤の丸の堅文、至極老候ては白平絹を用候、先大略如此候へば官位の高下にて、人

人の所爲一樣ならず候、若年といへ共高官なるは用老年服候、宇治左府爲内大臣時、十八歳にて淺黄閑文を用候、されば官位高に隨若年用老年之儀、淺官の人は年齡限閑に候得共、猶用壯若之儀候、故實千萬不遑毛擧候、壯年の人は夏の指貫とて淺黄に候瑠璃色に染て著候、裏は練裏候、或二藍爲袴、生の指貫を用候、是は高貴の人著之候、綾の指貫は、壯年夏多通用候、老年人不用、夏之指貫候、薄物の指貫を用ゆる人は、五月より著之、九月九日以後は、紫鹿色と申候、表紫、裏青指貫を用て、十月一日より多の指ぬき用申候、先は四月朔日、十月朔日を更衣とさだめ候得ども、家々所習設々樣々不一定候、あまりに紛紜に候ゆへ省略申候、凡指貫とは袴のすそのくゝりを、すそにさしつらぬき候故、指貫と申候、只今の奴袴のごとく、括をぬいふくみ候はこめくゝりと申候、是は老年の所用に候へども、末代無差別、彼指貫の括は、還て秘說の樣になり申候、幼年の人用單指貫事も候、

〔枕草子一〕大納言殿〈伊周〉〇中略さくらのなをしのすこしなよらかなるに、こきむらさきのさしぬき、しろき御ぞどもうへにこきあやのいとあざやかなるをいだしてまいり給へり、

〔時信記〕大承元年十一月廿日癸丑、舞姬童女裝束了有御出、御直衣〈引出御衣如例、入直衣、〉紅打掛、紫織物御奴袴、〈濃地、窠文、〉淺御袴、〈〇中略〉
傳聞大殿令申關白〈忠通〉殿給云、主上御袴奴袴、濃地丸文定事也、仍凡人雖用表袴文、不用奴袴、

〔續世繼〕〈九　宮人の舞〉中御門右大臣宗忠の御子は、宗能の内大臣ときこえ給、〈〇中略〉みかどなどつねには五節の帳臺の心みなどに、いでさせ給ことまれなるに、さぬきのみかど、〈崇德〉おとなにならせ給て、はじめていでさせ給しに、御さしぬきは、なにのもんといふことも、おさめどの、くら人、おぼつかなくおもへるに、あられぢに、くわんのもんぞかしなど、くら人の頭におはせし時の給などして、さやうのことあきらかにおはしき、みかどの御さしぬきたてまつることは、ひと、せに

たゞひとたびぞおはしませば、おぼつかなくおもへるも、ことわりなるべし、

〔達幸故實抄〕一時服事

奴袴事

仁安元十十、可有立太子事、於東三條亭可有此事、仍院幷宮可渡御、巳時著東帶、(依雨可用之由有御氣色云々)
仰被催冒者、公卿大臣大納言直衣、中納言宰相衣冠、殿上人束帶云々、是康和例也、然而有先例之
上、年齡已闌、用織物奴袴、隨身著布衣、餘盡美、無骨存、略有恐、仍心中所消息也、

三條中納言(實房)薄色、輪(チガヘ)、圓文、織物、奴袴、不出衣、新中納言(宗家)綾、薄色、奴袴、治部卿(光忠)同前、
平宰相(親範)綾、薄色、奴袴、六角宰相(家通)薄色、藤丸、浮文、奴袴、

仁安二十一廿七、攝政(基房)被參詣春日社、春宮權大夫(邦綱)宰相(實)淺黃、奴袴、源宰相(資賢)淺黃、奴袴、左
大弁(資長)同三位中將(兼房)紫、織物、奴袴、裏款多、織物袴、紫白衣、紅單衣、左兵衛督(成親非參議也)薄色、綾、奴袴、
新三位(實方)淺黃、奴袴、右兵衛督(時忠宰相)同上、同廿八日、三位中將(兼房)被著織物梅下重表袴、如恒、同
廿九日、三位中將(兼房)薄色、浮文、奴袴、出紅打衣、可尋、

〔續古事談(五諸道)〕采女正俊通ト云醫師アリケリ、七十餘ニテ、ヌノヽナヲシニムラサキノサシヌキ
ヲキテ、人ニ會ケリ、

〔三長記〕建久九年正月廿一日己未、今日仙院(後鳥羽)初御幸于七條院、(中略)御裝束、御直衣、二倍織物、御
指貫、(綾龜甲、白朱繡、)

〔猪隈關白記〕正治三年(建仁元年)七月十五日癸亥、午時許著直衣冠等、(帷、白下袴、綾指貫如例、但著淺黃指貫藤丸、夏の淺黃指貫は、壯齡
人の著之、常事也、)

〔玉葉〕嘉應二年十一月十四日丁卯、童御覽也、(中略)此間予(道[illegible]原)著直衣參御前、淺黃綾指貫、打出衣、
(中略)召顯定朝臣仰可召諸卿之由、次右大臣(花山院兼雅、織物直衣入紐、藤色織物指貫、共浮文也、)右大將、(出二藤紅梅厚衣、)新大納言(紫織物指

貫、文紅、(出衣不入、緒只浮文也、)著御直衣、(中略)今日新嘗祭上卿權中納言爲家參議實持云々、少將師繼著二藍單、指貫、(蘇芳裏紅)紅打出衣、是不禁色人雖著□□著單指貫云々、父大宮中納言著此指貫云々、可尋、

〔増鏡 六煙の末々〕寶治二年十月廿日ごろ、もみぢ御らんじがてら、うぢに御幸し給、(中略)廿一日の朝ぼらけにいでさせ給、御えぼうしなうし、うすいろのうきおり物の御さしぬき、むじろびさしの御車にたてまつる、(中略)とうおひ、さひやうゑのすけ顯朝は、むすびかりぎぬにきくをおき物にして、ひらきすそごのさしぬききくをぬいたり、(中略)皇后宮の權大夫つねもろ、もえぎのふせんれうのかりぎぬ、うきおり物のさしぬき、紅のきぬ、(中略)御隨身居飼御厩舍人まで、いかにせんと、色々をつくす、

〔増鏡 十老のなみ〕御賀は二月晦日ごろなり、(弘安八年、西園寺實氏室貞子九十賀、中略)本院(後深草)御えぼし直衣、あをにびの御さしぬき、新院(亀山)御なをし、綾の御さしぬき、春宮(伏見)さくらの御直衣、あられにくはむのん、のむらさきの御指貫、いひしらずなまめかしう見え給、(中略)又の日はやよひの一日なり、(中略)内の上(後宇多)けふは例の御直衣、くれなゐの打たるわたあつき御ぞ、をり物の御指貫、いとめでたき御にほひなり、本院かたをり物の薄色の御さしぬき、すこしうすらかなる御直衣、新院萌木に鶴の浮織物の御直衣、おなじ指貫、(中略)春宮は色こき御直衣、浮織綾の御さしぬき、紅の打たるあはせたてまつれり、

〔園太暦〕貞和四年五月廿五日、及晩甘露寺中納言送狀、先夜對面之時問答篇目等注送之、爲後鑑尤有興事歟、但無相違候哉之旨報了、(中略)

一指貫事

貴命曰、爲晴日者織文、堅文、雖無子細、淡などは著用不可然、於淺黄者余卅以後可著用歟、當時可早速、自明年可著歟、

〔園太曆〕文和五年(延文元年)三月十九日、自内府(大文)別年人指貫事有談旨、覺悟分示遣了、

抑又大文浮物指貫公卿以後も着候哉、(三重ダスキ歟)云年齡、云官位、いつ程まで着候乎、三條故内府(實○衡)令申候しは、公卿初任(十三四歲)一兩年は浮物指貫(如此候歟)二藍にて令着、其後納言にては瑠璃色可相應候歟、(又雲客ノ時ニ可用候き)薄き二藍と(常人不)申候は、(記錄實しいかゝにが)薄色指貫と申候歟、必大文事候乎、(常是ヲ申候てらん不可有子細候哉)淡州還幸之時、實時着用候し堀出候て、再興仕候はゝやと存候、比興候、瑠璃色は五月などの外着用不可然之由申候歟、(五月以後ハ六七月など、秋中までも用候歟、本式ハ限五月ニ之由申候歟、勿論候、四月には殊に早速候歟、)然而近來夏中ひた着無苦候乎、兩中定有興御事候歟、(御叔父之職尚仕候比例々々)公淸只平伏之外無他候、他事又々可啓候、誠恐謹言、

三月十九日　公淸

〔園太曆〕延文二年閏七月廿八日、廿露寺前中納言入來、謁之、今年初參内、次來臨之由談之、(中略)

尋申云、奴袴文條丸與大文差異如何、

貴命云、大文名字世俗稱之、不得其意、三重ダスキノ事也、(夏)直衣文同之、此文壯年公卿並禁色殿上人、夏時或着用生奴袴、件文用之、其外不打任事也、條丸老少一同通用之文也、(年少之時ハ烏襷也)

尋申云、淺黃奴袴着用之後、如薄色檜色不可交用哉如何、

貴命云、凡指貫色初濃紫、(○〇其後中色ヲ着)中年薄淺色(薄色ヲ謂ヲ)、ヽコシ青ヲ過シテ着之、其後淺黃漸衰老也、及衰邁白色用之、自幼至老其色次第淺深如何、依着淺黃之後強不可交薄色歟、(青系之時無用可歟)但宇治左府被着淺黃之後白地借用故隆奴袴、被着之由所見、

〔さかゆく花〕ゑいとくぐわん年三月十一日、ぎやうかうあり、(○後圓融)(中略)同十二日、けふはまひ御らんなり、(中略)ゆじゆこう(○足利義滿)直衣しろきをりものいだしぎぬうすあさぎの奴袴をちやくせらる、

〔拾芥記〕長享元年十一月廿一日、予元服、(○中院通胤)(中略)予參内之時、雖可着白袴、近臣條無骨之間、可着平○絹指貫之由申入畢、非殿人着平絹指貫下事、無其例歟之由、有勤問、試其攝家以下有其證據、(○讀字闕)由被記進之間、勅許也、袍鍵腋冠垂纓、指貫平絹、

(一條殿〇御居〇下同)非藏人裝束事尋承候、正親町坊城尋申候時、文官(參入之時)にて候者可ㇾ爲縫腋袍平絹指貫之由、故藤開〇(康原)彼仰候、然者今度可ㇾ爲同前候哉、但尙可ㇾ有御談合候哉、

十一十七日 判

秀才進士之時衣冠事尋承候、袍(縫腋)指貫(平絹)此分覺悟候、先年予秀才之時、爲自院後成恩寺殿(兼良)〇(原注)談合申入候、無相違御同心候き、更以不ㇾ可ㇾ有餘儀存候也、

十月廿一日 和長

高辻殿

重尋承候稚議例

一當家〇(菅原)非藏人之時、著平絹指貫事、氏院出仕之時、狩衣(布衣)指貫(平絹)古來流例也、〇中略

廿一日 和長

〔季連宿禰記〕貞享二年十二月七日癸巳、侍從御局言談之次、御裝束之事尋問被言談、

春宮御裝束〇中略

一內々之儀〇中略 御指貫、紫浮文龜甲、有大紋歟、

〔宗建卿記〕享保十四年九月廿七日、今日右大臣息男(道香)元服、右府息男裝束直衣、三重(織物)指貫(龜〇甲〇浮〇織〇二〇重〇織〇物〇)濃單、後日殿下(家久〇近衞)仰云、指貫二重織物之事如何、凡元服日於條者脫直衣、(小直衣)改著冬直衣(浮織)參之事流例也、於指貫者改之事一向無沙汰、依之誤歟、雖ㇾ然於二重織物者童服之條勿論也、然者不ㇾ可ㇾ用之、可ㇾ用龜甲文歟、於元服は雖ㇾ爲童者、於他家(一條)不ㇾ被ㇾ用二重織物歟、今度桃華不ㇾ被ㇾ改指貫(是)習近代之風歟、且濃單著用爲尤、雖ㇾ然色甚黑、是又近代多稱濃色用黑單、或著薄(紫)(形)於殿下者不心得給、濃者紅之濃也、於然者今俗之黑色歟、押雲薄之事者、全僻事也、今度於右府息者不ㇾ被ㇾ用雲薄者也、又仰云、雖ㇾ被中禁色、於雜袍者無沙汰、是頃日殿下內々今度之儀被中談之處、右府所存知雜袍

指貫著用制

者不可申其故、在裝束抄(鶴華堂也)之由也、是於殿下者不審也、次裝束抄聽禁色之人者、雜袍勿論之樣雖被注、彼時之義置于後代、可被難用歟、雖然於桃華被用之事者、以有其故也、

〔宗建卿記〕享保十八年二月十三日、今日鷹司大夫(會賀)元服、直衣濃單紫浮文鳥襷、奴袴近世多纐。纈。甲也、今度如此再興歟、五月一日、關白參賀之時、令著夏奴袴給、(今度再興)

享保廿一年○元文元年四月廿八日、今夜上皇○中御門夏御奴袴也、先日從高倉家調進之、表生。臥。蝶。固。文。紫。也、裏生平絹、關表色、夏御奴袴自去享保十八年、山科家調進無裏、其後博陸一品宮等被用夏奴袴、是亦無裏、而今度高倉家調進如此、兩樣歟、猶可尋者也、

〔大江俊矩記〕文化八年閏二月十七日乙丑、三臈昨日入來之時有物語曰、先年俊幹朝臣在職中、鳥。襷。奴袴、滸。色。大。紋。ニ被換候時、濱島民部權少輔殘念之由申居旨令傳聞、故其事過日物語之序三臈嗤候處、幸此間於山科筑前守宅酒席濱島出會雜談之序、其事有傳聞、虛實如何之旨被相尋處、其節申タル事一向不覺、乍去元來藏人之服色非左樣之儀、故申タルニ而モ候半歟トテ、雜談之序彼是物語之事共二三ヶ條濱島之說被嗤、左之通、

一藏人指貫、元來固。文。著用之事ニアラズ、藏人ハ主上御衣ヲ申下シ著用スル者也、主上御袴固文ニアラズ、今ノ鳥襷ニモアラズ、內宴ノ時著御歟、常ニハ御指貫著御ノ事、餘リ無之、內宴ノ時著御御指貫ハ窠。霰。浮文也、(色ノ事闕脫云々)藏人ノ禁色者一通リ之禁色ニアラズ、一通リ之禁色ハ浮。文。鳥。襷。之類尤也、藏人之禁色ハ御衣ヲ申下シテ著用故、浮文鳥襷ニ而モ無之、況固文ノ薄色大文ヲヤ、然レドモ當時絕テ無其事、故鳥襷ヲ以最上ノ樣ニ成來、然ラバ不論老若、先鳥襷著用尤歟、

〔西宮記(臨時八)〕指貫

王者以下衆人所用也、古時有制、臣下不用、近代五位以上昇殿六位皆用之、

〔侍中群要(五)〕裝束

新藏人初參之時　元地下人著單下重云々、然而近代皆著二重宿衣著奴袴、

〔玉葉〕建暦二年三月廿二日　宣旨略○中

けちうのしんせい

一ちげの六位さしぬきをきるべからざる事

〔禁秘御抄中〕一御裝束事略○中

人々元服等時如此裝束、半臂下襲表袴也、加冠一、又直衣許常事也、其モ冠一、指貫不具、主上五節殿上試一夜著御也、但又徴具指貫有例歟、略○中

藏人所雜色

雖諸院宮判官代藏人、不可著指貫、以狩袴也、

〔禁秘御抄階梯中〕按舊例五位已上著指貫、但藏人雖六位著指貫、此御抄意、諸院宮藏人判官代、其院宮雖著指貫、雜色者於内者不可著指貫意也、

指貫著用法

〔連阿不足口傳抄〕一指貫身人次第略以傳故實アルベシ

下袴ヲ指貫ノ總目ヨリ後ヘ五分コスベシ、指貫ハ前ヘ五分チガフベシ、下袴カヘスコト、キビスノモトヨリ一寸五分程シタ、内ヘワリタ前ノヌヒメノトホリヨリ、モヽダチノ方ヘ、上ヘナキボソニワリカヘスベシ、但是ハ故實也、本儀ニハ、指貫ノスソヨリ一寸五分ヲリカヘスヲ、皆内ヘカヘス、是ハ昔也、當時ハワリチガヘタルヨシ、若クオトナキ人ハ、ウスク入ベシ、次第老者ハアツク入ベシ、ナニトシテモアツクタナル間、イカニモウスク入ベシ、タヽリノシワ長ク末ヲトホシタ、不同ニ入ベシ、シワハコマ〳〵トアルガウツクシキナリ、ロウロタワノシワハ、モヽダチノハシヘ、オリトホスベカラズ、六七寸オクニテ、タヾザマニ、シワノ末ヲオリタヲリトムベシ、ニホワズシテ、ニハカニトヾマリタルヨシ、下袴ヲ重時、シト〳〵ト直ヲウ、スベシ、入時モ、モヽダチノタモトヲ、

人ニトラヘサセテ、キビスノモトヲ、我足ニテフマヘ、左ノ袴ヲバ我右ノ足ニテ、右ノ袴ヲバ我左ノ足ニテ踏ベシ、ヨウロタワノシハヨリ入ベシ、アマリタカキモワロシ、ヒキヽモワロシ、テウレンセバ可有了見、

シワノ名

股ダチノトホリニシワノ數多キヲバ、タヽリノシワト云、手形ノシワトモ云、青袴ニハ必手形ノシワト云ベシ、マタノトホリニ一ワトホリタルヲバ、ヨウロタワト云、ワノトホリノ前ヲバ、膝ノシワト云、ヨウロタワノ前トモ云、スソニサガリタルヲ、追立ノシワト云、追立ノシワト云ハ、今チトゲスレキ事也、タエヌタシワト云、サキタチキル時ヒカレテ、タエヌユヘナリ、其前ヲバ直垂形ト云、是ハフタ青袴浄衣ニハヨシ、指貫ニハタエヌノシワノ前ト云ヨキナリ、ヨウロタワノシワノ内ヲ、ヨコザマニミダレズ、ヌケヌヤウニ、アワノキミオリカヘスベシ、力マカセテムズトヲルベシ、

タヽリノタミノ名

腹白ト云ハ、一筋ハ白、一筋ハ指貫ノ色ナリ、是ヲタヽルヤウ、タヽリサシノ上マナカホドヲ一寸バカリブヽサシトホシテ、色アルヲ下、白ヲ上ニ入テ引スヘテ身ヲ入ナリ、花族ノ人ハ、モヽダチノトホリノヌヒメノモトヨリ出ス、花族ナラザル人ハ、前ノトホリヨリ出ス、其組ヲ三タミニスベシ、腹花ノヤウナリ、カマヘテ色ノ有ヲ面ニ出サズ、腹白ハ腹黒ニスベシト云々、タミタル分ノ長六寸バカリ、其末ニタマザル色ノアルニ、白ニマカルベル其長七八寸バカリ、ワナノ方ハタミトマムル所ニテトママル、白ト色ノアルト、二ニテオシマハシテユイトム、此分十五以前ノ事也、十六七バカリマデモスル人アリ、オサナキ時ハヤワラカニタム、次第ニカタタタムベシ、凡十六以後、タヽリサシノ内ヘ二筋ヲ入テ、前ノヨリ出テ腹白ニタムベシ、此時ハチトミジカシ、此後此

定ニ出タヽマズレタヽマワシミダスベシ、此名ヲミダレ腹白ト云、此後チズワトタ、ワナヲ内ヘ入テナキヲ出、腹尾ノ長八九寸許ヲ一筋出間、出分ハ二筋也、此タヽリハ必白カルベシ、老者ノ指貫ナル故也、コノ後ワナノ方ヲ出、緒ヲト云、チズ尾ロリ短シ、四五寸許、六十ニナラバコムベシ、但チズヲ、ナル尾ヲバ、常ニハ不出、引括之時可出、唯晴通ニ、常識ニハ十五マデタヽリザシノ上ヲ一寸許ナレトホレタ、腹白ニタクム、此後ハタヽリザレノ内ヘ入テ取出タクム、此後内ヘ入テ、取出テタマズ、廿餘ニナラバコメタヽリ、タヽリザレノ内ヨリ出バ必自前ヌ、凡花族ハモヽダチヨリナレドモ、御所サマコソ如此ナレ、関白家凡人家人ノ心ニヨリテ、自前出仁アリ、可譯其人也、

〔西三條裝束抄〕奴。袴。之。括。

紫ノ指貫ヲ用ユル人、腹白ヲ括ル腹白ト稱スルハ、白組紫組二筋ヲ、奴袴ノ括差所ヘ入テ長クアマシ引出シテ封結ノゴトク組タル也、薄色ノ奴袴ニハ腹白ヲ用ヒザル事也、括ハ一筋引出シナ是ヲ括、或又纏ル也、中年以後ハ一向是ヲ纏ル事也、但中年以後モ、晴ノ時ハ濃紫ノ指貫ニ腹白ヲ用ユルト見エタリ、又腹白ノ年齢過ル人ハ、指貫ト同色ノ組ヲ用ヒテ、腹白ノ如クサゲル例モアリ、淺黄ノ指貫ニハ白キ組ヲ用ユト見エ侍ル、腹白ノ組ハ二筋ニテ、サガリ四ツアリ、餘ノ組ハ一筋ニテ、サガリ二ツアリ、腹白ノサガリハ長ク、餘ノサガリハ短ク侍ル也、

〔飾抄〕上一奴袴 中略

指。貫。腹。白。事

或書曰、少年壯年腹白括、少年之時括ノ組ヲタヽリザシノ中央之程ニ、ツイトヲシタマヘニ、腹白ヲ括也、故殿京極攝政仰曰、我等一門此前ノニ括、假令十六七以後ノ人ハ、タヽリザレノ内ヲ纏シテ引出シテ腹白計ヲ括也、中少將侍從兵衞佐之輩、年廿四五マデハ、必可用腹白、願ナタヌダル時、朝夕有事傾、徹之晴日猶可用腹白、如五節也、大嘗三十之人、猶晴ニハ括ヲ不纏、腹白ノ程ヲ過タオトナ

シキ人ハ、指貫同色ノ組ヲ腋ヨリ引出テ、白絲ヲ不交、其絲計ヲ如腋白組ヲ猶サグル也、腋白ハ四筋サガリタル、是ハ二筋也、及三十餘者此事不可然也、

〔吾妻鏡四十二〕建長四年四月一日甲寅、未一剋出御固瀬宿、○中略宗尊親王、御輿、上ニ御簾、御服顯文紗萠黄御狩衣、紅御衣、紫御奴袴、○御綱曳○白、御力者三手

〔新野問答〕下。括。

指貫の括を膝下にて結を上。括。とし、足くびにて結を下括とす、上括は直にむすびとめ申候故、無。其說候、下括は腋。白。み。だ。れ。く。ゝ。り。ね。ず。を。る。を。など申括様に候、これも高倉家秘說に候故、子細出衣に同じく候、

〔當時裝束抄上〕正月元日○中略

布衣　地下以上の御役人着し給ふ、六位侍當と云にはあらず、○中略

奴袴

淺黃平絹八布前後ひだ同じ當時は多く大方にして、後ににひだなりやくし、すそはくゝりを入、ひずふしにてくゝる事式なり、されども儀刑にし腰くゝりおくしあり、又さしぬきに肩を入て、わたを入る事もあるなり、又さしぬきを入る時は、かならず足袋をはかする事也、これは下〇く〇ゝ〇り〇とて、全く足をくゝり込見へざるゆへなり、三光院内府記に、禁中におゐて着用例申など、しるされしは、上〇括〇のさしぬきには、足袋をはくべき事の様なるべし、古へは下括たりとし、多く下括を用ひたるに、今は高官ならでは下ぐゝりは用ざる様になれり、又正德に比、較將に足袋を用べきの制有後止ぬ、今も職仕の品により、足袋を用らるゝ事あるよしなり、

〔禁秘御抄上〕一近習事

万機被任叡慮、如此事叢多也、公卿如注前、殿上人中直衣着之也、只夙夜侍臣等不可疎遠、付其能、参御前事不謂殺賤、只且事括上候也、高倉院御時、近習猶不上括、又或束帶也、自院御時、以上括謂近習也、

〔花園院御記〕文保三年○元應元年五月十七日壬申、出御儀如先々、○中略上皇○後伏見蘇芳織物御狩衣、薄色御指貫、○下括七月廿九日壬午、今日院○後字多御幸二條前關白押小路亭、爲泉邊納涼也、○中略朕著二藍布狩衣、○中略瑠璃色奴袴、

〔言成卿記〕安政四年二月十五日、今度新門主、來十七日婚禮ニ付、袴下。紺。用綿口去十二日大西右京持參處、

紋袴大紋綸白、[illegible]而紺ハ白當色、若屋不都合、法中之儀、且星亭之事、旁相宥紺白[illegible]可相遣、家公言○山科 資卿、隨仰紺了、之予[illegible]

〔續世繼八花〕のあるじ この大將殿○有仁 は、ことのほかに、えもんをぞこのみ給て、略○中 そのみちにすぐれたまへりける、おほかたむかしは、かやうのこともしらで、さしぬきもなかふみて、えぼうしも、こはくぬることもなかりけるなるべし、

〔山槐記〕治承四年二月十一日癸巳、今夜關白合卿(割注)加元服、略○中 若君[illegible]衣、直衣、表袴、[illegible]予○[illegible]相從其後、扶持之、

〔○讀ズルニ、上括下括ノ事ハ、倶ニ服飾體ニモ在リ、參看スベシ、〕

〔言經卿記〕慶長九年閏八月十四日壬戌、長橋殿へ日記書之、如此進之、略○中

百貳十匁　御さしぬき　參十五匁　御うらぎぬ　五匁　くゝりのいと　略○中

てうれうの事　略○中　御さしぬき　五斗　略○中

慶長九年閏八月十日　山科

〔言經卿記〕慶長十一年正月十八日丁亥、長橋殿へ可參之由有之付、則參了、親王御方○後陽成御ヲラハ裝束、同御指貫可縫之由、被仰出了、　廿六日乙未、遣使ヘ、貝子渡了、請文如此、

御さしぬき御たけ二しやう、御もんはかめのこうに、ふせんてうのまる、地むらさきまるはしろ、此代ほしいた百八十め、出付に卅四匁參候、二月十四五日頃出來可申候、以上、

正月廿六日　にすや 宗壽墨印

山しなさま御内 もうたう殿參

指貫

二月廿三日壬戌、長橋殿、宮御方御服モタセ參了、進上之、御祝著之由也、〇中略御服目六進之、如此、〇中略

御さしぬき　拾八石　御うらぎぬ　貝拾五匁　御く丶りのいと　貝十匁

てうれう　五斗　以上

慶長十一年二月廿三日

〔枕草子七〕さしぬきもなぞ、あしぎぬ、もしはさやうの物はあしよくろなどもいへかしなど、よろづの事をいひの丶じるを、〇下略

〔深窓秘抄〕指纜ノ字指貫ヲ略シタル也、

〔貞丈雜記五裝束〕一指子さしこと云は、平絹の指貫也、サシコとは、指貫の小袴と云事なり、今世有文なるを指貫といひ、無文なるをば指子と云て差別を立る也、本は一ツ也、有文とは紋がらあるを云、無文とは無地なるを云也、

〔光台一覽三〕堂別五攝家方〇中略動同之則は指纜ばかりを召、〇中略指纜とは、指貫のごとくにて、裾短く袴の如くなる物なり、〇中略親王方は多く直衣、攝家は水淺黃等也、指貫は常也、指纜は若輩は御めんなし、宿老も御免の衆計、時には不着、

括緒

〔日本書紀二十九天武〕十三年閏四月丙戌、詔曰、男女並衣服者、有襴無襴、及結紐、長紐任意服之、其會集之日、著襴衣而著長紐、唯男子者有圭冠、冠而著括緒褌、女年四十以上、髮之結不結、及乘馬縱橫並任意也、別巫祝之類、不在結髮之例、

〔續日本紀二文武〕大寶元年三月甲午、始依新令改制官名位號、〇中略服制、親王四品已上、諸王諸臣一位者皆黑紫、諸王二位已下諸臣三位以上者皆赤紫、直冠上四階深緋、下四階淺緋、勤冠四階深緑、務冠四階淺緑、追冠四階深縹、進冠四階淺縹、皆漆冠、綺帶、白襪、黑革舃、其袴者、直冠以上者、皆白縛口袴、勤

狩袴　布袴

黒以下者、白懸帯、

〔明良洪範二十三〕五月(元和元年)七日大阪落城ノ時、神君ニハ御持鎗御長柄等ノ儀ハ、住吉辺ヘ逝ベラレヨト御下知有テ、茶色ノ御羽織ニ、タヽツケノ御袴ヲ召レ、住吉ト城トノ間ニヨレ有、

〔倭名類聚抄十二(衣服類)〕布衣袴　文選云、振布衣袴、(布衣袴、見於史記、如今云、白布衣白袴也、)之、世説云、著青布袴、

〔箋注倭名類聚抄四(衣服類)〕按顕昭曰、狩衣所著袴可知之、謂狩衣為加利波岐奴、其袴當呼為加利八加万、也、(中略)按加利波岐奴、蓋衣名狩、故亦可服之、狩衣袖端及袴脚有可括之緒、當射獵放鷹之際、以緒括之袖袴、以取輕捷也、本以布作之、後為納言以下常服、以有文織物製之、袴用指貫、六位以下以無文絹製之、袴亦用指貫、呼無文狩衣為布衣、布衣者音讀、其實非以布製之、其狩袴亦然、

〔雅亮装束抄二〕ほうこのこと(中略)六ゐのしんなどは、かりばかまをきるに、さしぬきなどきんれうに、院のひくら人などになりてきるなり、きんだいならねどさしぬきに、いくはんするよしぎなり、殿下のこうとうなどは、狩かりばかまなり、

〔雅亮装束抄三〕かりばかまは、なつふゆはこしにてみゆるなり、うすくあついなるは、宮のさぶらひ所のしうのきるなり、かみざまのは、うぢぬの、かりばかまなどのよきなり、たゞしかくいへども、人のさうぞくみなあらぬことになりにたり、はからひておりによるべし、六ゐなどははれにもけにも、ぬのかりぎぬをきれども、きんだいふせんれうけもんさをきてきぬなり、はれには、さはなにをかきるべき、

すいじんは、くれなゐうすいろ、やまぶきむらさき、ふるくはろくのきぬを、ひろひあつめぎぬとてきけるなり、

このゑの大将のすいしんは、いろをつくしてなにをもきれども、こきくちばかみしもはきぬこ

となり、中少將のにゝてわろきゆへなり、大將も中少將のも、かりばかまは元三のほどはこうばいにてあれども、二日も三日も行幸あれば、そめわけをきてこうばいはきず、いかさまにも三日ののちはきぬなり、さぶらひゑふなどの、さもあるがおとなだつは、みるいろのうらしろきかみしも、とくさのうらしろきかみしもなどは、つねにきるものなり、

〔助無智秘抄〕小朝拜元日中略大將モ宰相中將モ、隨身ハ紅梅ノカリバカマ也、七日マデハコレヲモチキル、七日中ニ朝キムノ行幸アレバ、ソメワケニナリヌルニハ、紅梅ノ狩袴ハ、七日中ニモモチキルベカラズ、下略

〔大將裝束抄〕節會中略

壹元日白馬必著紅梅狩袴、踏歌或同之、或著例染袴、說々不同、

〔物具裝束抄〕一隨身袴色事中略

白襖袴左右番長府生隨身著之、左右近衞府賀日又著之、中略

一車副事

冠　緌　褐衣　襖袴　葉脛巾

以上糸毛并庇車之時著之、中略

一馬副事乘御馬副隨右也

冠　緌　褐衣　襖袴　細　襷

〔西三條裝束抄〕襖袴

近衞大概著狩袴ナド同類、名ノミ替テ子細ナシ、狩襖トテ、隨身舍人牛飼等ノ著、狩袴白染分、朽葉、紅梅、萌木、二藍等、サマザマ有事也、可依先規、

〔法中裝束抄〕間此表袴從僧已下同可著用歟如何、

袴、略○中 近來故座主之時、三寶院結緣灌頂興行之時、螺吹之役、當家預(隨彼戸當主也)隨其役、而鈍色表袴。略○下

(號狩袴)狩袴、是先例也、

〔世俗淺深秘抄下〕一元三間上皇御幸ニ大將車仕時、不召具一員、官人著袴、於番長者狩袴、如元日、著也、略○中

一大將夜行幸供奉之時、尋常隨身袴用狩袴、但新任御可用染分、

〔貞丈雜記 五裝束〕一狩衣の時著る袴は、さしぬきと云袴也、色は淺黄なり、裾に上ざしあり、すそにくくり緒あり、くゝり袴なり、地は平絹無文なり、公家には織物を用らる、武家にはもんがらなきを用ゆ、くゝり緒は白き組緒也、略○(闕)

一狩貫の袴を狩袴とも云、狩衣の下に著べき袴なるゆへ狩袴と云、是又布の括袴也、すそにくゝり緒をさし貫きてある故に、さしぬきの袴と云也、

〔榮花物語 三十一 殿上花見〕長元四年九月廿五日、女院住よし石淸水にまうでさせ給、略○中 讃岐守顯國朝臣のつかうまつりたる御車に奉りておはします、略○中 麴塵のかり衣はかまおなじいろのあこめきたる、めしつぎと云もの十人つきたり、車副あをいろのかりぎぬはかまに、やまぶきのあこめをきてさぶらふ、

〔字槐雜抄〕保延二年十二月十七日庚戌、今日大臣饗始著陣日也、略○中

隨身裝束　官人束帶(闕腋、可有平胡簶、隨身也)、番長(褐衣、白布帶、貫狩袴)　下臈(白襖、白袴、狩袴也)　今日每一員、

〔吾妻鏡 十〕文治六年(建久元年)○十二月一日辛巳、右大將家(賴朝)御拜賀也、略○中 中一刻御出仙洞(六條殿北、西洞院)間、路次行列、略○中 次番長秦兼平(府生也、衣冠、貫狩袴、下之、白布帶、入人、給人、麴塵狩袴、行縢)

〔御禊行幸服飾部類 三〕貞應元年十月廿三日、靜大御記云、(將子中將)番長則賜召集從者等見之、略○ 身固人、

蠻繪袍、略○中 麴塵末濃狩袴、(貫革、右背縫、)

狩袴貫布事、先日就閑分申、御開給、拔布常事之由、有御返事、仍如此、

〈御幸始部類記〉弘安十年十二月八日、今夕新院〈後宇多〉御幸始也、〈○中略〉下臈御隨身六人、〈二人步行取松明〉

秦久氏　同峯方〈○中略〉以上褐衣、白狩袴、藁脛巾、狩胡籙、

〈桃華蘂葉〉一直衣事〈○中略〉

大帷〈白〉腰繼、〈內々上括用之時用之〉

〈男官裝束要領抄〉上下袴〈○中略〉〈付腰次〉

腰次とは布の袴なり、上括の時用之、是も單衣等をかさぬる時の事なり、

〈貞丈雜記〉〈五裝束〉一腰繼〈或腰次ト書〉〈○中略〉衣服辨覽云、下括〈指貫ノスソヲ足クビニテクヽル也、ソレヲ下括ト云ナリ、〉之時ハ、下袴ヲ著ス、上括〈指貫ノスソヲ膝ノ下ニテクヽルヲ云〉之時ハ腰次ヲ用ニ腰次といふは、生ノ平絹〈ニテフヽスナリ〉、或ハ布也、短キ白大口の如き袴也云云、腰次とは、下袴より短きゆへに、袴の名をいわで、腰次と云へるにや、〈○下略〉

〈胡曹抄〉直衣指貫〈○中略〉王、腰次　大口〈略〉

以上文安二年三十六、伏見宮〈貞常〉元服時裝束也、

〈教言卿記〉應永十三年正月一日壬辰、新御所垸飯、御陪膳教有號、右少將、狩衣薄青文〈浮線綾丸〉大帷、腰繼、

指貫如恒上括也、

〈普廣院殿御元服記〉一正長二年三月九日〈乙卯〉〈元服〉御元服〈○是則〉〈○中略〉御裝束〈○註略〉白襖御狩衣〈○中略〉紅御下袴、〈自御袴下〉〈御大帷、御帶、御腰ツギ、〈○中略〉以上永豐朝臣調進〈○下略〉

〈文飾裝束抄〉節會〈○中略〉

隨、身張袴、舊老公御解隨身、或著染袴垂袴、下官〈○略〉〈東宗〉用此說也、

〈玉蘂〉承元四年十一月廿五日己酉、是日天皇讓國於皇太弟、日也、〈○中略〉申三點〈晩頭入程也〉日著東帶、〈○註略〉

長袴
半袴

參東宮、〈御二人、知[illegible]、[illegible]〉

(教言卿記)應永十六年正月七日辛亥、節會、右近少將教豐朝臣構參、日出々々、行裝隨身二人、〈布衣、[illegible]分〉壹、獨袴薄色三人、

(薩戒記)應永卅二年正月六日辛丑、今日被行叙位、昨日依御衰日延引也、(中略)予著束帶、〈蒔繪劍、紺地平緒、文[illegible]〉[illegible]、先參院、

(諸大名出仕記)半袴の事、是も自由の儀に被著候事努々有間敷候、又よの袴は依所著候、わざと四ツの袴を著する事も候、

(武家裝束抄)上恒例佳節御著服

正月三日〈御[illegible]〉熨目小袖長袴　正月七日熨目小袖半袴

正月十一日〈御[illegible]〉熨目小袖半袴　正月十五日熨目小袖半袴〈以下同這常ヘ略ス〉

三月三日熨目小袖長袴　四月朔日〈更衣〉熨目袷半袴

五月五日染帷子長袴　六月十六日〈嘉祥〉染帷子長袴

七月七日白帷子長袴　八月朔日白帷子長袴

九月朔日帛袷半袴　九月九日花色帛小袖長袴

十月玄猪熨目小袖〈御中衣紫裏付文〉長袴　十二月晦日熨目小袖半袴

右寬文年中の定あり、今と少々異也、こゝには今にしたがひてしるせり、

(醍醐記)仁安四年三月十二日、今日上皇依多年之叡念、令參詣弘法大師之廟廟給、(中略)右馬頭親信朝臣、(中略)已上各著布衣、(中略)小舍人童并雜色等著水干小袴、舍人亦同、但隨人著長袴、或著半尻狩襖、

(走衆故實)一惠林院殿樣〈義稙、足利、〉御代、有馬の湯へ被入候時、(中略)走衆廿人かたぎぬばんばかまに

四幅袴

て小太刀をはかれ候、その時分物忩事ありし程に、はんばかまにて候つる由候、高國どの被レ申事、飯川能登守殿などにて、其時の様體儀に被二物語一候、

〔總見記 一〕齋藤山城守於二富田一對面事

扨道三(○中略)ハ、ヒソカニ富田ノ町末ニ小家ヲ借リ隱レ居テ、信長ノ御出ノ様子ヲ伺ヒ見ラレケリ、信長其日ノ御出立イツモニ增リテ異風ナリ、(○中略)虎ノ皮豹ノ皮ニテ四ツ替リヲ縫タル半袴ヲ著シ給ヒ、太タ逞シキ馬ニ乘テアユマセラル、(○中略)御寄宿ノ寺エ著セ給ヒテ、屛風ノ内エ入給ヒ、(○中略)イツ用意シ給ヒケン、カチンノ長袴ヲメサレ、(○中略)專ラ古風貞異ナル御出立ナリ、

〔將軍德川家禮典附錄 十一〕享保十六年亥年十二月十五日　大納言樣(○德川家重)御婚禮之御次第

大納言樣御召物、御婚禮之節、御色直前は、かちん無地御熨斗目、同色御長袴被レ爲レ召候事、

御色直後、かちん千持筋御熨斗目、同色千持筋御長袴被レ爲レ召候事、(○中略)

亥五月十八日　小笠原平兵衞

〔將軍德川家禮典附錄 二〕寬保元辛酉年正月廿一日

一竹千代樣(○德川家治)御袴著ニ付、老中若年寄西丸へ登城、(○中略)

一御本丸殿中、熨斗目半袴、西丸者熨斗目長袴著レ之、

〔白河樂翁公傳〕同き三年(○寬政)重役より輕輩に至る迄夫々敬禮の程々を定め、禮讓の厚を主とし、御使番以上は平日も著衣を替、年始或は重き禮には、一統熨斗目を著し、御使番以上は長袴を著しむ、

〔貞丈雜記 五装束〕一四幅袴の事、貞衡云、四幅袴は前二幅後二幅なる故、四幅袴と云、長さ膝頭まで也、すそを少せばくする也、革にて二所ブヽ菊とぢあり、革はしやうぶ革又黑革也、袴の色は不定、濃い柿坏よし、紋を付てもよし、後腰はなし、(腰無のこと也)前廣ければひだを一ツヽ取り、紐を付る也云々、

中間小者ばかり著るにあらず、侍もきる事有、蜷川記に云、御はしりなどに、四幅袴などを著候時、色の事かちんあさぎ、何れも各著候也、書札領々聞書に云、しるき袴とて四幅袴にも、だちとる事有べからず、中間小者の事は時によるべし云々、右侍のきたる時の事を云、又軍陣の時も、鎧の下に著る事有、太平記、武藏守義宗、左兵衛佐義興等の人々、足利殿と武藏野に戰し時、將軍の先陣、平一揆小手の袋、四幅袴、笠じるしまで、一色に皆赤かりし由見たり、貞丈云、四幅袴著るには、先後腰を當て、前にて結て、次に前腰をあて、、緒を後へ廻し、又前へ廻して、前にて結べし、前腰の緒を後腰の外へかけて廻す也、常の袴の著様とは替る也云々、四幅袴今は世に用ざる物なる故、知りたる人少し、諸書當用抄に云、[illegible][illegible]袴とは四幅袴の事也、

〔[illegible]法式下〕着入之部
一異躰の人夫、諸道具持荷ひ候人夫などの衣服の事、十幅に四幅袴を著し帯をする也、〈○中略〉四幅袴は、布を露花色に染て、紋を白く染出て、四幅を縫合て袴にする也、長さひざの少下まで間程也、前にも後にもひだ二ッ宛あり、左右に一づゝ也、幅びきの所と裾とに菊とぢの皮を付る、まちの左右と裾とにも菊とぢあり、緒は前ごしの緒長く、後ごしの緒短く、腰板なし、常の袴の緒のごとし、著る時先後ごしをあて、前にて結びて、偖前ごしをあて、緒を後ごしの上へ廻して、前にて結ぶ也、

〔太平記三十一〕武藏野合戰事
敵小手差原ニアリト聞ヘケレバ、將軍〈○足利尊氏〉十萬餘騎ヲ五手ニ分タ、中道ヨリゾ寄ラレケル、先陣ハ平一揆三萬餘騎、小手ノ袋、四幅袴、笠符ニ至ルマデ、一色ニ皆赤カリケレバ、殊更耀テゾ見ヘタリケル、

〔光嚴院殿御元服記〕御盛次第　十八日

十二月十〇天文十五年十八日辛丑、公方家幷若君從東山慈照寺、到坂本御成、○中略若君御走衆六人、○中略帶刀、肩衣、四布袴著之、御小者六人裝束同之、○中略公方御走衆十人、○中略各帶刀、肩衣、四布袴著之、

〔新撰字鏡〕衣袴、古爲反、小袴也、古波加万、又波々支、

〔揚子方言〕四大袴謂之倒頓、今雹袴也小袴謂之袴衧、今俗袴也、了囉肯、楚通語也、

〔貞丈雜記〕五裝束一小袴と云物、古はありし也、仕立は右の指貫に同じ、古は常には素襖に小袴を著し、式正の時は上下とて素襖長袴、又小素襖を著する也、條々聞書に云、小袴の事、もと〳〵は太きか細きかにてこそ候へ、すじならでは付候はず候つる、筋とへ横に筋をぬる也長すは足のつぶぶし邊迄につぶしとはくるぶし也くゝと云々括を入て、犬などの時大追物の事にくゝりをしめて、其上にむかばきをはき候也、當時は足利時代長袴の代に被用候程に、少長く候て可然候、御かよひの時、足の見へ候は尾籠に候、又云、すあふはかまかたぎぬ小ばかまなどの紋の事、たゞ目にたゝぬが然るべし云々、小袴に紋付る事も有也、

〔松の落葉〕二衣服

小袴といふものは、今の世なほ人のきるはかまに似たり、榮花物語、木綿四手の卷に、殿は小袴きてあしだはかせたまひて、杖をつきて、とあり、たよりよきまゝに、かくよき人もうち〳〵にはきたまひしなり、むかしのしもざまの人は、大かた此はかまをぞきたりげなる、

〔玉襷〕建暦二年三月廿二日　宣旨○中略

けちうのしんせい○中略

一ひたゝれこばかまに、うらをつくべからざる事、

一こばかまきんときは、ふゆはおほくちをきるべからず、なつはせいにあらず、く□□はならんはもちゐるべし、

〔成氏年中行事〕一公方様御發向事、略○中 公方様左折之御烏帽子、金襴ノ御肩衣、小袴、略○中 御力者、或十人、或八人、又ハ六人、略○中 シロキヌワウニツノタル小袴引數ニテ太刀ヲハク、略○下

〔猿草紙 三〕此見ハ賞翫ニテ住田舎者也、而天德歌合之時、有職被召上テ、朱雀門ノ曲殿ニ宿ス、田舎ノ裝束ノマヽニテ、紺ノ小袴衣ヲ、于今持タ懸肩云々、

〔榮花物語 十三 木綿四手〕よろづあはれなる世を、との御○中略 は小袴きて、あしだはかせ給ひて、つえをつきて、みちのまゝにありかせ給、

〔兵範記〕久壽三年三月十三日甲寅、今日被發遣伊勢勅使也、略○中 傳給宮狩衣、著白狩衣、小袴、青鈍文袴、烏帽子著

〔山槐記〕治承二年正月廿三日戊午、自中山堂參鞍馬寺、扈從士呂被遣右少辨經盛朝臣、直垂小袴、行者、略

〔源平盛衰記 二〕清水寺燒失并上皇御幸六波羅事
雜色ハ白キ見紋紗ノ水干小袴ニ、萌黄ノ帷着タリ、立烏帽子ニ太刀帶タリ、物騒ヲ不負ノ、提者ヲハタリ、

〔明月記〕建久十年 正治元年 十二月十一日、午時許、三名 今見 無食、略○中 後相具參御所、自門下、諸上合著小袴、

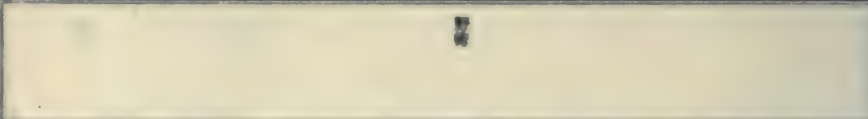
〔再訂江戸總鹿子新增大全 七〕諸職工名物

馬乘袴　芝神明町　杜菜や理右衛門

寛永のころ元祖理右衛門より、仕立出す處の袴、馬上にて重寶に勝手す、子孫相續して、當時理右衛門恰好便利の妙を得たり、是馬乘袴根元也、

寄ひだ　同家にあり

寛永年中より初る、麻袴ひだ手を付ず、立居にひらかざるやうに、袴の前ひだ中へ寄て仕立る、是よりせひだの初也、



野袴

〔守貞漫稿 十三 男服〕馬袴。図（本名馬袴ナルベシ○図略）

馬袴ニハ、図ノ如ク背ノ上ノ方ニ(ハ)此形ノ薄板ヲ用フ、是ヲ鞍。越。ト云、俗ニハ蝉。形。トモ云、馬袴モ常ノ袴ト襞積等ハ異ナルコトナシ、唯襠（マチ）高ク馬上ニテ脛ヲ顕ザルヲ要ス、半馬ト云テ、歩行ノ時著ス、馬袴ハ襠ヲ本馬袴ト、常ノ袴ノ半ニスル也、相引モ准之テ、本馬袴ハ甚ダ高シ、

馬袴半馬袴トモニ、美ナル者ハ純子緞紋ノ類ノ袷也、是等ニハ必ラズ黒天鵞絨ノヘリヲ付ル也、

野袴ノ如クスル也、

廣棧唐棧等ノ者モ袷スル也、ヘリハ有無トモニアリ、

麁ナルモノハ小倉木綿ノ竪茶縞ヲ専トス、是ハ夏冬トモニ多クハ單ヲ用フ、

夏ノ馬ニ仙臺以下平ヲ用フモアリ

〔嬉遊笑覧 二上 服飾〕野袴は作事方にて、常のはかまに緋縁を付て用ゆ、是を野袴と云ふ、

〔守貞漫稿 十三 男服〕野袴（○図略）

行及ビ普通ノ袴ト縫裁更ニ無異也、唯裾ニ黒天鵞絨ヲ以テ縁ヲ付ル、或ハ裁法、縫法、大同小異ノ物アリテ、踏。込。袴。（フンゴミトモ云）或ハ裾。細。袴。（スソボソトモ云アリ）

武士旅行等ニ乘ル者ハ、黒チリメンノ羽折ニ此袴ヲ著ス、此袴ヲハタモノハ、總テ紺足袋ヲハタ也、歩行ノ士ハ股引脚半ヲ専トス、

袷ノ野袴ニハ純子緞等ノ類上輩専之、又縞綾ノ物ヲモ用ユレドモ、下輩ノ用トス、

又幕府御用達ノ町人平日出仕ノ時、羽折野袴也、是ハ皆縞物ノミ、平日用之ハ營中ニテ士ト混ゼザルノ儀トス、

士民トモニ火事裝束ニテ袴著ス者ハ、必ラズ野袴也、

〔大江俊矩記〕文化十四年五月九日壬子、一乘院止道親王來十一日貢剛可、有御渡、爲御饗、三臈俊常

検行

參勤〇中略主人狩衣差袴、鋪代衣實者四人、實騎二人、〔引馬野袴　引馬貫引〕前供三人、

〔書言字考節用集六服食〕検行〔大口　[illegible]〕輕衫〔韻府〕

〔俗語考中[illegible]〕かるさん　蠻語なるべし、検行をよめるは、方言に小袴謂之検行と見えたり、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕かるさんは、蠻服後覺五伏見にて比丘尼相撲の鉢に、かるさんを著たりとあり、これも蠻服に習ひて作りたる物か、其名蠻語のやうに聞ゆ、露玖波集、きてみれば衣もかるさむぞ旅ばかま、〔[illegible]〕元祿頃までも股引はなく、皆かるさんを用ゐたり、明和二年川柳點の句、かるさんで心中のぞく料理人、などありて、すべてせわしき働きする者は、昔はきたる物なりしが、今は廢れて變結など、得意の方に乞ひて、かるさん作る料を集む、これをかるさんむじんといひ習へり、今は名のみにて尋常のもゝ引を擔へてはくなり、昔の繪草子どもに見ゆる變結は、みなかるさんをはきたり〇中略今の呉服屋の下男などこれを著る、

〔守貞漫稿十三男服〕輕衫、カルサントカナヲ付タリ、本名伊。賀。袴。ト云也、カルサン袴ハ百年前、武士旅行等ニ專ラ用之歟、又百年前バカリノ畫本ニハ、番匠等專ラ用之タリ、〔下ノ圖ハ寬永ノ畫本ニアリ、山田ノ筆也、〇圖略〕今江戸ノ呉服店大戸ナルモノ、三井、大丸屋、岩城屋等、其他數戸、酒樽及ビ醬醬ヲ擔除キスル等ノ下僕ハ、必ズ常ニコレヲ用フ〔[illegible]ニハ大戸ノ下僕モ不用之〕又山樵狩人等ハ、常ニ專ラ革製ノカルサンヲ用フ、其他ハ稀ニ用フルノミ、〔[illegible]ハ[illegible]ノ[illegible]以下ヲ[illegible]〕

頃日武家專用ス、古來無之コトナレドモ、具足始來以來、大小武士私行ニコレヲ專用ス、此頃幕府執政達騎ト報告スレドモ、其實將軍家達騎ナルニシ、供率大小名旗本伊。賀。袴。野羽折ト云、則輕衫設付也、

今年嘉永六年夏、亞墨利加船四艘相ノ浦賀ニ渡來シ、幕府ニ書ヲ呈シ、通交及交易ノコトヲ請ヒ、來春

再航シテ返答ヲ聞ベシト云殘シ退帆セリ、依之諸武家陣備ヲ專トシ、武術ヲ琢磨ス、特ニ皎西洋ハ大炮ヲ專トスルニヨリ、皇國ニモ炮戰ヲ專トスベキニヤヨリ、彼術ヲ學ブ者專ラカルサンヲ著ス、襌衫ニ非レバ手炮ニ不便ナル故也、又炮術セザル者モ學レ之用レ之、同七年ニ至リテハ、往來ノ武士半ハ用レ之、蓋私行ノミ、主用禮務ニハ不レ用レ之、異國船退帆ノ後、同年夏ニ至リ漸クニ廢シ、秋ニ至リ益少シ、蓋先年ハ旅行ノ士稀用レ之ノミ、今ハ廢スト雖ドモ全ク廢セズ、市上往々見レ之、

安政追書、頃日益々炮術ヲ學ブ故カ、伊。賀。袴。著用ノ士甚多シ、畢竟船來、是風俗一變ノ一端也、

(駒井日記)文祿四年四月四日未、一從二大閤樣一(○豐臣秀吉)黃皮段子御用候とて取に來、則御か。る。さ。ん。御手掛かけのおはひ袴、遣并晩に及黃段子四きれ被遣、

(細川家記十三忠興)四月(○慶長八年)廿一日、忠利君へ之御書、(○中略)

一かるさん一ツ(○中略)

四月廿一日　御判

內記殿忠利

(泰公行實)公(○細川[illegible])質性節儉、不レ喜二華飾一、除二朝儀大禮一外、常衣麤食、供二賓客一不レ過二鹽豉汁飯鷄卵羹一、在レ國必貲布外袴、伊。賀。袴。國人翕然化之、

(書言字考節用集六言辭)輕衫

(嬉遊笑覽二上服飾)義殘後覺(文祿五年識あり)前備七九郞といふもの武者修行に出て、長刀をつかふ處に、裁。付。革。の。た。つ。け。に、鉢卷をむづとしめ、襷をかけといへり、もと旅中の具なり、宇井ト養千句、ふる雪に夜道を行ば泥まぶれ餘たちつけの裾はぬれ／＼、浮世物語、二天王寺までの處、普請奉行とおぼしきが、六十餘りなる男たちつけを著て杖をつき云々、誹諧懷子、(五明曆二年撰)、たちつけをきたるを見て、たちつけや袴をしがらむ鹿の皮、同集、入道のべの宿から出る旅のつれしばしとてこ

と立付をきれ、〇中略保文按るに、たちつけは裁付にて、股はき脚半を合せ作りたるものなるべし、作り付といふ事とひとしく、したてつけたるなり、

〔守貞漫稿 十三 男服〕裁附、タチツケト訓ズ、略シテタツヽケト云形チ軽衫ト同制ニシテ、脛ノ背面ニ小ハゼ五六ケヲ設ケテ紐ヲ用ヒズ、カルサンハ膝下ト脛部辺ニ、紐ヲ以テ結之、今世モ武士ノ旅行火事場等ニ、軽衫及立付トモ稀ニ用之、又平日モ不用ニ非ル也、市民モ火場ニハ稀ニ用之、其他ヘ用ヒズ、

〔信長公記 十四〕三月〇天正九年五日、從禁中御所望に付て、又御馬めさせられ、此時者御馬揃之中之名馬五百餘騎を寄させられ、御装束者思々御室に御はふこみ何れもめされ、くろき御道服に御たち。付。御腰簑をさせられ候之也、〇又見二十一

〔立入左京亮入道隆佐記〕又三月〇天正九年五日に御馬乗有之、はや馬共をすぐられ、三百餘騎にてくろき筝き御巾思々出立、どうふく、皮袴皮立付にて御見物者、御方之御所様御思にて、〇中略御見物なされ候、

〔享保六年林丘寺御由来記〕享保六年辛丑には、普明院宮〇後水尾皇女御年八十八に及ばせたまふ、〇中略御幸〇霊元にあるべき由仰出され、昨九月廿七日卯下刻、御出門、〇中略所司代與力同心四人宛二行に、何も羽織立付、次に所司代家来目付三人、何も羽織立付、〇下略

〔相撲今昔物語 七〕行司家業幷に前行司といふ事

行司の装束は、中古は陣羽織に裁付袴、より は當時上下に股立の方立派にて尤よし、〇中略また前行司といふ事あり、〇中略これも行司の次席たるものなれば、江戸のごとく、裁付にてもはかせたきものなり、

〔本朝町人鑑 三〕何にても智恵の振賣

今程諸人かしこく物云はずして、合點する世の中に、年がまへなる男仔細らしく小脇指に大巾著さげて、皮立付きを著て、何にばよらず、世間に合點のゆかぬ事あらば問て見給へ、隨分人の身上にむづかしき事の、談合相手に成べしと、口廣くいひまはりぬ、

踏込

〔書言字考節用集 六器財〕踏込 兵具

〔倭訓栞 中編二十二不〕ふんごみ　踏籠の義、股引の類にいへり、兵具にては鐙にてする也

〔嬉遊笑覽 二上服飾〕踏込も裾ぼそといひて下を細く作れども、かるさんの樣にはあらず、いはゞ袴とかるさんの間のものなり、

[illegible]

〔枕草子 八〕いやしげなる物

むしろばりの車のおそひ、けびいしのはかま、

〔枕草子春曙抄 八〕けびいしのはかま、是は撿非違使の下の督の長の事にや、其故は環翠軒云、看督長とて、別當の召具する物、みな赤き狩衣に白き布袴を著る也、白杖を持て罪人等追捕也云云、此出立をいやしげなるとにや、

〔夫木和歌抄 雜三十三〕三百六十首中　好忠

あやめふくしづのさばかまぬれ〳〵も時にあふとぞ思ふべらなる

〔夫木和歌抄 雜三十三〕題不知　行基菩薩

まふくたか修行に出しかたばかまわれこそぬいしかそのかたばかま

〔守貞漫稿 十三男服〕袴ノ裾ヲ小口ヨリ見ル時ハ、左圖〔圖略〕ノ如ク、襠以下左右別ナル物ナルヲ、諸大名ノ家ニ上使ヲ玉フ日、其他トモニ邸邊ヲ警固ノ足輕、及ビ武家女房等ノ駕ニ隨從ノ侍、又江戸諸城門番士ノシタバン、下番也、如此輩ハ柿色茶染無地、或ハ縞ノ木綿又ハ三本杉小紋ノ高蒲革色ノ木綿袴ヲ著ス也、其袴主人ヨリ給フニ、常ノ袴形ニ製スト雖ドモ、彼輩總服ノ表ニ袴ヲハクガ

故ニ脛ノ直ク便ナラザルヲ厭ヒ給ヒ後ニ括ヲ除キ下圖略○圖ノ如ク左右ヲ合セ下トスル者多シ

古事類苑

服飾部十五

帶　紐附入

帶ハ、オビト云フ、衣服ヲ結束スルニ用ヰル、上古ハ多ク布帛ニテ作リシガ、唐服ヲ摸倣スルニ及ビ、朝服等ニハ專ラ革帶ヲ用ヰタリ、革帶ハ革ヲ以テ作リ、金、石、玉、角等ヲ以テ飾トス、故ニ玉帶、石帶、馬腦帶、犀角帶等ノ名アリ、而シテ其飾ヲ銙ト云フ、銙ニ方ナルアリ、圓ナルアリ、方ナルヲ巡方ト云ヒ、圓ナルヲ丸鞆ト云フ、又有文、無文ノ別アリ、革帶ノ稱、後ニハ轉ジテ石帶ト云ヘリ、是レ後世多ク石ヲ以テ飾トスルニ依ル、紳ハ大帶ニシテ、オホオビト云ヒ、禮服ニ用ヰ、衿帶ハ小帶ニシテ、ヒキオビト云ヒ、常服ノ時ニ用ヰル、共ニ布帛ヲ以テ作レリ、組帶ハ糸ヲ繝ミテ作リタルモノナリ、

〔伊呂波字類抄 於雜物〕帶 オビ　紳 縉紳、大帶也、以紳垂之、大帶也　鞶 一字可尋、大帶也、　博帶 已上同

〔段注說文解字 七下巾〕帶 紳也、大帶也、〔糸部曰、紳、大帶也、〕男子鞶帶、婦人帶絲、古本皆如此、毛本依小徐、内則曰、男鞶革、女鞶絲、革帶謂之鞶、大帶謂之紳、〔婦人帶絲、按古有二大帶一、有二革帶一、革帶以繫レ佩韍、而後加二之大帶一、則革帶統二於大帶一、故許於紳於鞶皆曰大帶、實則内則之鞶、專曰二革帶一、此鞶二内則一者、謂鞶統二於紳一、佩繫二於鞶一也、〕象繫佩之形、〔謂冖也、〕佩必有巾、从重巾、〔謂冂冂也、當十五部、〕

〔釋名 五釋衣服〕帶、帶也、著於衣、如物之繫帶也、

〔事物紀原 三衣裘帶服〕腰帶
實錄曰、自古皆有革帶及插垂頭、至秦二世、始名腰帶、唐高祖令向下插垂頭、取順下之義、名鉈尾、上

元元年、自三品官至庶人、各有等制、以金玉犀銀鍮石銅鐵爲飾、自十三銙至六銙、筆談曰、自北齊全用胡服、窄袖蹀躞帶所垂、蓋欲以佩帶弓劍帉帨算囊刀礪之類、後去蹀躞、猶存其環、環所以銜蹀躞、如馬鞦根、即今帶銙也、天子必以十三環爲節、唐開元之後、帶銙尚穿、帶本爲孔、本朝加順折也、

〔類聚名義抄 六〕帶 オビ　鞶帶 ヘソオビ　帶 メグラス

〔日本釋名 下衣服〕帶 おは結也、びはむすびなり、

〔東雅 器用 八〕帶オビ　古語にタラシと云ひしは帶也、されば舊事古事日本紀等に、帶の字讀でタラシといふ、タラシとは垂也、其結び垂るゝ、を云ひし也、後にこれをオビといひし義不詳、〈舊説にユヒとは帶の事なりとも見えたれど、オビといふに、ユヒの轉語なりけんも知らず、ユヒとは結也、これも結るの義なり、〉日本紀に、腰帶脚帶つらねしるされて、腰帶をばオビと讀み、脚帶をばアユヒと讀む、ユヒといふは結也、ユヒとは其末の垂れざるなり、オビとは結び垂ぬるを云しと見えたり、さらばオビとはユヒの轉語せしと見えたり、

〔古事記 上〕是以伊邪那岐大神詔、(中略)故吾者爲御身之禊、而到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐〈三字以音〉原而禊祓也、(中略)次於投棄御帶所成神名、道之長乳齒神、

〔古事記傳 六〕御帶は美淤備と訓べし、(中略)淤備は淤夫と云用語を、體語にしたる名なり、

〔日本書紀 二十九 天武〕五年正月癸卯、高市皇子以下、小錦以上大夫等、賜衣袴褶腰帶。(下略)

〔古事記 中 孝昭〕此天皇娶尾張連之祖奧津余曾之妹、名余曾多本毘賣命、生御子、天押帶日子命、次大倭帶日子國押人命、〈二柱〉

〔古事記傳 二十一〕帶は借字にて足の意なり、(中略)さて記中に、多羅志に帶字を借れる事は、古歌に、御帶の倭文服結垂とある如く、帶は結垂る、物なる故に此名あるなり、〈大刀を御佩、弓を御執と云などと同じむばへなり、〉

革帶

〔萬葉集四 相聞〕更大伴宿禰家持贈坂上大孃歌十五首〈中略〉

一重耳、妹之將結、帶乎尚、三重可結、吾身者成、〈下略〉

〔萬葉集九 挽歌〕過足柄坂見死人作歌一首

小垣內之、麻矣引干、妹名根之、作服異六、白細乃、紐緒毛不解、一重結、帶矣三重結、苦侍伎爾、仕奉而、〈下略〉

〔八雲御抄三下 衣食〕帶　はなだの〈中將等に同じ物也〉　かはの　石の　布〈六帖〉　下の〈女帶 下帶〉　ひたちかしまの帶　しづはた帶〈文帶〉　思あひてむすぶる、ものといへり

ひとへゆふ帶をみへゆひくるしきに〈在風葉六戀にや せたる心也、〉

〔倭名類聚抄十二 裝束〕革帶　唐衣服令云、革帶玉鉤〈今按、革帶以其所飾玉石角等爲名、故有白玉帶、隱文帶、馬腦帶、波斯馬腦帶、紀伊石帶、出雲石帶、越石帶、斑犀帶、烏犀帶、斑豆帶等之名、其實有銙方、丸鞆、鉈上帶之名、革帶是其總名也、〉

〔箋注倭名類聚抄四 裝束〕按通典云、大衣云々、革帶玉鉤、舊唐書輿服志云、天子衣服云々、革帶玉鉤、此所設並其事也、扶桑略記、慶雲四年二月、天下始用革帶、西大寺資財帳、大唐樂器亦有革帶、其所著金玉石角名、猶內匠寮式馬腦御帶料、銙具石一顆、唐書楊漫傳、上命玉工爲帶、壁誤一銙是也、白玉帶、隱文帶見彈正臺式、隱文謂彫銙爲文、如三代銅器銘爲欵文、俗呼毛彫、與有文帶之爲凸文異、馬腦帶見內藏寮式、彈正臺式、波斯馬腦帶無所見、蓋波斯國所出之馬腦也、波斯國出馬腦、見通典、波斯今波兒之亞國是也、紀伊石帶見彈正臺式、出雲石帶見西宮記及本朝文粹源君所作高鳳刺、貴賤之間交歌、越石帶無所見、蓋北陸道越國所出之石也、斑犀帶見彈正臺式、烏犀帶見三代實錄貞觀十二年紀、彈正臺式、散豆帶無所見、按嶺表錄異云、有墮羅犀、犀中最大、一株有重七八觔者、云是牯犀、額上有心花、多是撒豆斑、色深者堪作胯具、游宦紀聞引之、胯具作帶胯、疑乃是物也、其體純方、丸鞆今時通用、但鉈上之名未聞、攝津國莵原郡打出村某寺藏馬腦帶石若干枚、云阿保親王墓

中所出、其一有形如朱熹家禮所圖神主頭狀、所謂鰭上或是鰭形、故以鰭名帶挿、有鰭肩之名、亦疑是

石帶

〔男官裝束要領抄上〕石帶
有文玉、無文玉、馬腦、犀角、烏犀の品あれども、いづれもをしなべて、俗に石帶といへり、本名是を玉帶といひ、或は革帶といふ、いにしへは此外色々の帶ありといへども、今世の所用大槪かくのごとし、又石の帶に巡方丸鞆の二種あり、但公事によりて用る處替りあり、それ巡方とは方なるをいひ、丸鞆とは圓なるをいふ、近比は方圓相交て用ひらる、是通用のこゝろ歟、其數帶の中に、丸六ツ、兩方のはしに方二ツづゝ、上手に（帶をかくる所なり）一ツ、都合十一なり、或又丸八ツ兩方の端に方一ツづゝもあり、

〔正字通十一〕銙（音誇、帶上飾、[illegible]）（[illegible]）

〔當時裝束抄中〕束帶 略○中
石帶
無文巡方丸鞆帶を用ゆ、（[illegible]）[illegible]しる、五位以上は白石を用ゆべし、（[illegible]）

〔裝束圖式下〕石帶
凡石帶ニハ其樣品々ナリ、有文巡方、無文巡方、有文丸鞆、無文丸鞆、瑪瑙帶、金青玉、瑠璃玉、犀角、白石、烏犀等也、有文巡方ハ節會行幸啓等、其外ノ諸公事ニ用之、無文巡方ハ天子御ノ御衣著御ノ時用

給フ、有文丸鞆ハ有文巡方ト通用ス、無文ハ尋常著用ス、馬瑙ハ四位用之、瑠璃玉ハ主上用給フ歟、犀角ハ四伴五位間用ユ、白石ハ大外記用ル由ナリ、烏犀ハ地下ノ六位以下用之、又ハ重服ノ人用之、素服之時用ルノ由舊記ニ見ニ、

巡方丸鞆通用帶



近代巡方丸鞆通用之爲、如此石帶用也、

〔延喜式内匠十七〕馬瑙御腰帶一條、〈六道〉馬革一條、〈長七尺、廣六寸、〉縫料生絲一分、拭料調布五寸、入革袋料苧小一兩、張革縄料麻小七兩、黏料米一合、作革料油一合、鹽三合、糟三升、染料酢一合、漆三勺、炭五升、銙具石一顆、〈方四寸、〉切石料大坂沙一石、鐵三廷半、裏枠鉄料銀大六兩、長功一百七十五人、〈革工七人、石七十二人、銀十五人、夫八十一人、〉中功二百四人、小半〈工、百九人、大半、半、九十四人、中、〉短功二百卅三人、小半〈工一百廿五人、小半、夫一百八人、〉

〔扶桑略記〈五文武〉〕慶雲四年三月甲子、天下始用革帶、

〔枕草子 十〕ないがしろなる物
からゑのかはの帶のうしろ

〔枕草子 十〕雪たかふ降て、今も猶ふるに、五位も四位も、色うるはしう若やかなるが、うへの衣の色いときよらにて、かはのおびのかたつきたるを、とのゐすがたにひきはこへて、ひらさきのさしぬきも、雪にはへて、こさまさりたるをきて、〈下略〉

〔後拾遺和歌集 雜 十三〕おとこにわすられて、さうぞくなどつゝみてをくり侍けるに、かはのおびに
むすびつけ侍ける、　　和泉式部
なきながす涙にたえでたへぬればはなだの帶の心ちこそすれ

〔撫園日記 三〕石帶疊節

藏帶錄に、石帶を一節二節とも申よし、不許事に候歟、何に出たる歟不存候へ共、舊通には、一疊二疊と申候に疊申候、一丁二丁とも申候歟、台記、久安四年十月十九日、識見羅用隔帶二丁とあり、按ずるに帶疊節といひし事、中右記〈元永三年十二月廿四日〉吾妻鏡〈貞應三年二月廿九日〉永仁御即位調度記、蜷川親元記、〈寛正六年四月廿五日〉季瓊日錄〈長祿二年正月十八日、同三年二月十八日、〉多聞院日記〈永祿九年八月五日〉などに見えたり、さて節は條の假字なり、〈禮儀抄に、帶ヲバスダトロム、五色糸一條ト云ヘ一節也、蓋節當ニ屏綏條、〉一安祥寺資財帳、大安寺資財帳、法隆寺獻物帳、阿彌陀院寶物目錄、太神宮儀式帳、延喜式、長曆送官符等に、帶の數に條を以てす、台記の丁字も、條字の音を借たるにはあらずや、又數腰といひしは、河海抄〈若菜上〉に、李部王記を引て、屏御帶一腰、また西三條裝束抄に、金青玉ノ帶二腰など見えたり、

〔江談抄 三雜事〕帶

唐匣　落花形　獅無　鵝形　雲形　鶴通天　鳥通天

帶ハ唐犀、落花形、共在御堂、〈○藤原道長〉實資、

〔二中歷 名物 十三〕帶　壺無　唐狩〈一云瓜〉　落花形　鶴形　鶴通天　鶯通天

〔延喜式 雜式 二十一〕祥瑞〈○中略〉　駭雞犀、〈及鼓通、犀有一白理、如綖、又其角有光通天、然雞見之驚駭、故一名通天犀、○中略〉右上瑞、

〔大鏡 太政大臣兼家 五〕雷。形。といふかう名の御帶は、三條院にこそはたてまつらせ給へれ、かこのうらに東宮にたてまつるとて、かたなのさきして自筆にかゝせ給ふなる、

〔年中行事秘抄 四月〕賀茂祭使

故郷長卿鶯。衣。形、時頂石見物傳以他帶令著用、恐著石也、鶯。通。天。〈注或〉鶴。形。〈宇治〉腰。文。〈則〉

〔左經記〕萬壽五年〈○長元元年〉四月八日癸酉、關白殿〈○藤原賴通〉仰云、今日以候故殿〈○藤原道長〉帶劍等、皆令納法成寺經藏、又以香等分奉院宮云々、又烏犀鶯方二腰獻內並東宮了、〈東宮鶯。通。天、御存日被獻了、內鶴。形、使二達實一今日獻之、〉及深更退出、

〔兵範記〕久安五年十月十九日丁卯、今日於宇治縣小松殿、有左府若君元服事、〈○中略〉年十二〈○中略〉御裝束、〈○中略〉
御帶〈攝政殿〈○藤原忠實〉鶯方、又蓄鷹、用鶴形、大檢、久安藪、用今鶯方、就例被中請殿下也、此帶自大殿被獻入道殿、入道殿令獻攝政殿給、物體珍重、已似鶯花。形、美麗無雙物也、〉

〔台記〕久安七年〈○仁平元年〉二月廿二日癸亥、戌時許侍從隆長申慶、〈○中略〉慶賀籌、鶴。通。天。帶、〈丸鞆〉鶴鶉細劍、〈蒔繪〉孔雀平緒、〈紫緂〉已上賜關白〈○藤原忠實〉信給、

〔兵範記〕仁安二年四月二十七日甲午、今日御禊也、〈○中略〉主上出御、下官〈○平信範〉候第二間簀子、次前驅藤色藤原宗素〈○中略〉宮道隆重、紀重行、〈各著白襲、帶鶯方、〉〈○中略〉廿日丁酉賀茂祭也、〈○中略〉中宮使裝束如常、二藍半臂下襲鶯方、〈鶯通天、中宮殿下云々〉

〔玉海〕治承二年十月廿九日己未、此日右中將良通爲春日祭使發向、〈○中略〉自關白之許、以前筑前守以政、被送落。花。形、〈納帶筥〉

〔今昔物語 二十六〕能登國鳳至孫得帶語第十二

今昔、能登國鳳至郡ニ鳳至ノ孫トテ、其ニ住者有ケリ、其ガ初ハ貧クシテ、便无クテ有ケル時ニ、家ニ怪ヲシタリケレバ、陰陽師ニ其吉凶ヲ問ニ、トヲ云ク、病事可有、重ク可愼、嚴ク犯セバ命被害ナントストゾ、鳳至ノ孫此ヲ聞テ大キニ恐テ、陰陽師ノ教ニ隨テ、其怪ノ所ヲ去テ、物忌ヲセント爲ニ遙シタ行宿テ、物忌可爲所モ无ニ合テ、中々家ノ内ニ有ラバ、屋モ倒レテ被打壓ムズラントモ不知、只家ヲ離レテ海邊ノ濱ニ行テ居タラン、山際ナラバ山モ崩レ壓リナム、木モ倒レテ被打壓ナントスト思テ、既ニ物忌ノ日ニ成テ雞鳴ケルマヽニ、親ク仕ケル從者一人許ヲ具シテ、家ヲ出テ濱邊ニ行ニケリ、中濱際ニ立浪打寄ル際ニ、サラ〳〵ト鳴ル音ノ聞エスルヲバ、男モ聞キ付テ怪シト思フ程ニ、暫ク許有テ目ヲ見開テ浪コソ失ニケレ、此ハ何ニシツル事ゾト云テ見廻スニ、浪ノ寄ツル濱際近ク、初ハ光リツル物ノ圓ニテ黒キ物ノ有ヲ見付テ、彼濱ニ有ハ何ゾト云時ニゾ、男モ此ヲ見付タル、去來行ヲ見ムトテ走リ寄テ見レバ、漆タル小桶ノ蓋覆ナル有リ、其ヲ取テ開テ見レバ、通天ノ犀ノ角ノ繪ス微妙キ帶有リ、此ヲ見テ希有ノ態哉ト思テ云フ、此ヲ天道ノ給ヘムトテ此怪ハ有ケル也ケリ、今ハ去來還ナムトテ、其帶ヲ取テ家ニ還ヌ、其後漸ニ家豐ニ成テ、財ニ飽滿テ、寄異キ德人ニテ、鳳至ノ孫トテ有ケル程ニ、年漸ク老テ德ハ不衰乍ラ失ニケレバ、其子男子只一人有ケルガ、其帶ヲモ受傳ヘテ同樣ナル德人ニテ有ケル程ニ、其國ノ守ニテ善滋ノ爲政ト云ケル人、此帶有ト聞テ、其見セヨト云テ、事ニ事ヲ付テ、責タメントシテ、館ノ郎等眷屬ヲ引將テ、鳳至ノ家ニ行居テ、日ニ三度ノ食物ヲ令儲ケル、上下合テ五六百人許有ケルニ、食物ヲバ吉ク攄テ食ヘト敎ヘタリケレバ、露モ愚ナルヲバ返シ棄テ責ケレバ、吉ク構タリケル者ニテ、云ニ隨テ調ヘ調ヘ儲ヘケリ、然ドモ暫クゾ居タラント思ヒケル程ニ、既ニ四五月モ居タリケレバ、鳳至ノ孫侘テ、此帶ヲ頸ニカケテ家ヲ出テ逃ニケリ、國ヲ去ニケレバ、守ハ家ノ内ノ物ヲ皆計ヘ取テ館ニ返ケリ、其後鳳至ノ孫此彼ニ迷ケレドモ、此帶ノ氣ニヤ有ケン、旅ノ空ニ定メタル所モ无リ

有文帶
無文帶

ケレドモ、未天下ニハ非デゾ有ケル、其爲政ノ守任畢テ、次ニハ源ノ行任ト云人ゾ成タリケル、其任ニモ鳳至ノ孫不返來ケリ、其次ニ藤原ノ實房ト云人成タリケルニ、鳳至ノ孫、此ク浪流シ行ケル程ニ、年モ老ケレバ其ノ守ノ許ニ行テ、古ヘ有シ事共ヲ語テ、國ニ返リ住ント云ケレバ、守糸ヨキ事也ト云テ、物ナド取セテ哀憐ビケレバ、喜テ其帶ヲ守ニ渡シタリケレバ、守喜ビ乍ラ帶ヲ京ニ持上テ、關白殿ニ奉テケリ、其帶多帶ノ中ニ加ヘテ被置タラン、其ヨリ後ハ有樣ヲ不知、此ル微妙キ財ナレバ、燒トモ見エ火トモ見エケル也ケリ、其モ前世ノ福報ニ依コソ、其帶モ得メトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔吉部秘訓抄〕一有文帶號鳳切事 付着用有文無實事
建久四十一廿五國記（經房）○藤原云、午斜詣右府、（兼實公）其後心閑未謁申故也、世上身上多盡心事、其次被談云、一夜行幸、觀宗卿（于時中納言）先祖參敢中、無文玉帶、基親卿（兵部卿）云、螺鈿劍并有鳳切（有文之帶、號鳳切云々、）帶通用物也、可准有文云々、此事傳聞之、甚以希異、第一簾言也、

〔續事類聚〕帶　有文をば瑿文の帶ともいふ也、

〔新野問答〕一玉帶　有文巡方　有文丸鞆（中略）
帶高繪之節時必用候、玉帶の文の事、鬼形、獅子形、唐花等有之由見飾抄候、此内鬼形とて今も羅漢の樣なる物形たる有之候、異實の鬼形は古物に不見候へば、よしともあしとも難申候、

〔飾抄〕一帶（付魚袋）　有文（[illegible]）
節會、行幸、行啓、列見、定考、拜賀用之、無止佛事、賀茂詣等、高位之人或用之、其文鬼形、獅子形、唐花非一、異實玉火ニモ不燒云々、予所持帶、故愛宕殿家燒亡之時在其中、一切無損無、先院（高倉）御參籠八幡之時、先年被召御帳院了、件帶鬼形、
拜賀用有文、

保延二十二十三、宇治左府〈賴長、時內大臣〉參院、拜賀、有文帶、螺鈿劍、

小忌人用有文

久壽元十一十九、豐明、右大將〈兼長〉帶有文帶、

蒔繪劍用有文例

保安四三二三、新院〈白河〉〈崇德〉御元服、被下有文帶蒔繪劍、

童殿上人用有文事

久安元正四、台記曰、裏書丸童殿上所帶用之有文、右大將〈實能〉帶之、〈[illegible]〉攝政殿〈忠通〉余〈賴長〉等借用、故入道右大臣殿〈家忠〉小帶而作帶、先年爲當今〈近衞〉借用給、自院被召云々、今日行幸、借用件帶給云々、

〔西宮記〈臨時四〉〕天皇讓位、立后、立太子、任大臣時、裝束如例、

玉帶、隱文、螺鈿劍、靴、諸衞府佐、蒔繪劍、壺胡籙、靴、〈中略〉

二宮大饗

王卿以下、隱文帶、螺鈿劍、魚袋、靴、〈中略〉

列見定考

公卿隱文、螺鈿劍、靴、〈但有廢務不出〉大臣家大饗、王卿著隱文帶、螺鈿劍、〈主人以平緖、[illegible]〉

〔江家次第〈正月一〉〕元日宴會〈[illegible]〉

公卿〈有文帶、金魚袋、玉帶、平緖、錺劍、靴、〉

〔江家次第〈正月二〉〕裝束〈大臣家大饗〉

公卿〈螺鈿劍、隱文帶、〉非參議三位〈[illegible]〉辨以下〈[illegible]〉

〔江家次第〈七八月〉〕相撲召合〈中略〉

今日公卿以下、皆用無文丸鞆帶、蒔繪劍、但入道殿子孫者、用螺鈿劍有文帶、(但螺鈿可用之樣螺鈿)

〔江家次第九九月〕十一日同(小安殿)行幸次第(中略)

公卿皆陣(無文玉帶、蒔繪劍、)

〔江家次第十二〕齋王群行(中略)

自內裏被案內、齋王出野宮、由之後有行幸、行幸儀如恒、自里內有行幸時、途中著御位袍、於小安殿被改吊御裝束、巡方無文玉帶、御實(帶)公卿等皆著隱文(帶、大內時用無文、)

〔百練抄四〕正曆五年十月二日、關白(道隆、原作道長)於東三條行逆修佛事、(中略)以朝衣裝束、褻裝束各一襲、白玉隱文帶、劍、平緖冠等、爲誦諷、劍外皆納筥云々、

〔後二條關白記〕寬治七年三月廿日丁酉、卯時裝束、辰剋參六條院、予(御、原作卿、)櫻萠木下重、(上裏打、裏平)緖地平緖、螺鈿劍、犀角隱文帶等、有餝馬、結唐尾、

〔台記〕久安七年(仁平元年)正月廿六日戊戌、今日內大臣(實能)大饗也、(中略)未一點束帶了、(中略)(水精巡方帶、螺鈿、水精劍、)(紫眼貫鳳平緖、有文玉帶、名(?)柄形、○下略)

〔名目抄裝束〕有文巡方帶(節會行幸、及慶賀之時着之、)

無文巡方帶(天子之外不着之、○中略)

以上玉帶三位已上用之、(四位以下用本帶、又銅輪也、)

〔後照念院殿裝束抄〕有文巡方帶事(雖隱文)

節會行幸用之、(御輦時、用之、)

永長元年二月十九日、自筆云、宇治殿御談云、法性寺殿八講日、被帶隱文云々、劍蒔繪也、

臨時客日、蒔繪ノ劍、差有文帶云々、此事不審也、

〔物具裝束抄〕一帶事　彼帶

有文巡方〈大嘗會節會行幸用之〉　無文巡方〈上皇御服時令用之〉

〔桃華蘂葉〕一束帶色目〈略〉○中

帶〈略〉○中　有文巡方は、節會、行幸、拜賀の時用之、節會螺鈿劍には必巡方を用る也、〈略〉○中

一玉帶色々事

無文巡方帶　天子着帛御服の時用給、凡人不用之、後堀河院御小帶、當家〈略〉○中一相傳之、永享比被借召之後、遂不被返下給失之由、後日被仰之、無念事也、

有文巡方帶〈隆文圖之〉節會行幸用、螺鈿太刀之時必用之、又拜賀時用之、

〔西三條裝束抄〕帶

有文巡方帶ト〈無文巡方〉

節會、行幸、行啓、別見、定考以下公事、又無止事佛事、拜賀、賀茂詣、御賀等ニ、高位人是ヲ用ユ、文ノ事鬼形、獅子形、唐花、唐草ナド也、異賓ノ玉ハ火ニモ不燒トイヘリ、凡裝束ノ具足ノ中ニ、劍、笏、帶ニハ名物共アリト見エタリ、

將軍家拜賀此帶ノ例

建武元年十一月十九日、等持院將軍〈足利尊氏〉參議拜賀ニ有文巡方ヲ用ラル、

康曆元年七月廿五日、鹿苑院准后〈足利義滿〉大將拜賀ニ有文巡方ヲ用ラル、

長祿三年十二月十五日、慈照院准后〈足利義政〉左大臣拜賀ニ此帶ヲ用ヒラレシナリ

攝家

仁平元年八月十日、宇治左府〈藤原賴長〉春日詣ニ、獅子形ノ帶ヲ用ユ、又光明峯寺、〈藤原道家〉承久三年四月攝政、安貞二年十二月、關白、各拜賀ノ日同帶也、

無文巡方帶

天子帛ノ御衣ヲ召時、此帶ヲ用ヒ給、凡人ハ是ヲ不用ヨシ、後成恩寺記ニアリ、

〔裝束唯心抄〕禁中御束帶之具（中略）

御石帶（略）（圖）有紋巡方玉帶、紋ハ唐草唐花鬼形等不定也、

〔江家次第八七月〕相撲召合（中略）

入道殿仰云、上官今日可用純方、近代殊不見、

〔江家次第六四月〕同日使儀（中略）

使人自同門著（[illegible]）

〔朝野群載二文筆〕裝束遣退傳（中略）

帶必用巡方、但石角等幷以通用、（下略）

〔江家次第十一月〕賭射（中略）

康和二年、公卿參入、聞南殿北廂出自明義門、（[illegible]）通任少將、巡方帶、螺鈿劍、參入人人咲之、父濟時大將、後日參左大臣殿（[illegible]）申、我不知不使由、左大臣答曰、只且事者我本所知也、不可被責所咲等閉口、

〔後二條關白記〕寛治七年三月四日辛巳、有試樂事、（中略）舞人等裝束、侍從少納言著位袍帶、螺鈿巡方等、著半臂、[illegible]人螺鈿袍等如常、上達部等爲給劍、無文帶等如常、侍臣人等裝束等如恒、　五日壬午、臨時祭也、（中略）使刑部大輔顯仲等參、此間依巡方帶不被借、圖稱參入云々、如何、右大臣不給之、殿下遣江有高陽院御帶下給於使、

〔中右記〕天永三年十月廿三日丁未、今日於新造大炊殿初有伺、（中略）大外記師遠指巡方稱家說云云、此事不可然也、少外記章成又用巡方如何、

〔長秋記〕天永四年（永久元年）正月一日、主上（略）御元服也、（中略）前日習禮日、攝政忠實（略）尋申左大臣（略）

（注略）云、御元服日、用有文玉巡方帶、然候之由承之可、然候如何、左府答申云、於成親者不知給、但寛治度於例者、有文玉帶帶御例也、隨又古大殿如此者、今度任其旨者、御成年下上御時、用有文巡方帶、如法御帶云々、被散云、然者今度者如、何可被着色者不審、

（實躬卿記）久壽二年十一月三日丁未、春日使東宮使出立、被用巡方、□[illegible]

[illegible]

（吉記）壽永二年七月五日丁卯、參辨候同、初拜之間、條々事、○中略

一帶　巡方歟、丸鞆歟、入道依爲大辨、用巡方、中弁之例不審候、　答云、先例如此歟、○中略

八日庚午、頭弁定光朝臣申慶賀事、○中略　用巡方帶之由、後日示之可、尋先例、

（國史館）文和五年二月十六日、時光朝臣狀同續之、

其後久不申入候、何等御事令見給候哉、此間可參申入候、將來十九日可申慶之由存候、○中略　仍又拜賀帶可用巡方候哉、[illegible]壽永吉記、定光朝臣之時用巡方之條分明候、然者可爲巡方候歟、雖然只可爲丸鞆候歟、○中略　時光頓首恐惶謹言、

二月六日　時光

丹後守殿

壽永二年七月八日庚子、予○中略　頭藏人頭之後、今日申慶從事之帶用巡方、中弁時雖不可然、可爲丸鞆歟之由、人々被計候、然而永曆爾間令補頭給時、令用巡方、是依爲大弁歟、雖似不審、左大臣可依被例之由有御命、○中略

拜賀日時勘文、當日不可覽之由存候、且壽永記無所見候、可爲如何樣候哉、帶用巡方候ば、翌日（自翌日丸鞆可然歟）參も如然可候哉、又可用丸鞆候歟、○下略

（光業公記）享保三年九月十一日、出御清涼殿、着御御束帶、○中略　御帶文（[illegible]）玉帶、

丸鞆帶

〔名目抄 衣服〕有文丸鞆帶（無止事之時用之）
无文丸鞆帶（常用之）
以上玉帶三位已上用之（四位參木又勿論也）
〔後照念院殿裝束抄〕有文丸鞆帶
然無文帶之日、雖晴時著之歟、
無文玉丸鞆帶事
公卿以上常時用之
〔物具裝束抄〕一帶事　石帶（略）○中
有文丸鞆（子細同ニ有文巡方○公卿節會行幸用之）　無文丸鞆（公卿常用之、帶ニ略[illegible][illegible][illegible]之時用之、）
〔續學叢書〕一束帶色目（略）○中
帶（略）○中　有文丸鞆帶は、巡方丸鞆を兼たる帶也、但節會行幸にはいたくは不用之、其外副の時可用、行幸にも帶劍節會には、有文丸鞆を用べしといへり、無文丸鞆帶は尋常諸公事に用之、蒔繪太刀ニハ無文丸鞆ヲ用也、（略）○中
一玉帶色々事（略）○中
有文丸鞆帶　有文巡方丸鞆通用之物也、非節會行幸之時有便云々、
無文丸鞆帶　尋常著用之、蒔繪太刀ニ此帶宜也、
〔西三條裝束抄〕帶（略）○中
有文丸鞆帶
有文巡方ト通用ノ物也、仍著用ノ例、巡方ニ同ジ、但節會行幸ニアラザル日、便アリト見エタリ、
無文丸鞆帶

石帯

尋常著用ノ物也、春日詣ノ御前布袴ノ時丸鞆ヲ用ヒ、東帯ノ時ハ巡方ヲ用ユルヨシ見エタリ、又蒔繪ノ劍ヲ帶ヨルニハ、此帶ヲ用ユト見エタリ、巡方丸鞆共ニ玉ノ帶ノ事也、

(餝抄淺深秘抄上)一如圓白行幸還水宴時、紅梅直衣葡萄染指貫著時、用丸鞆帯也、

(權記)長保四年八月十一日甲戌、參官著追書所定考政、略○中左大弁著丸鞆帯、著朝所退出云々、

寛弘二年六月廿六日壬寅、今日巳剋初參結政所、與右大弁相共著、右大弁著巡方帶、　廿七日癸卯、參衙、右中弁初參、用丸鞆帯、

(台記)康治二年十月十五日戊戌、後日少納言成隆來云、小考定、右大弁爲通、自餘人巡方、大夫史政重丸鞆、略○中

(兵範記)保元三年九月十七日癸酉、建禮門行幸、略○中有大嘗、略○中人人裝束、公卿无文帯、蒔繪劍、淺沓、辨官丸鞆、略○大[illegible]

(達幸故實抄一)立太子日帯事

仁安文十十有立太子事、巳時著東帯、[illegible]

太子事之故也、

(吉部秘訓抄四)一弁官拜賀日不可用丸鞆帯事

文治二三九岡記[illegible]云、權弁基親示送云、四品拜賀可用丸鞆帯、是右大丞行隆朝臣申合大府卿家頼朝臣用之、季仲基綱卿等加難云々、不可爲丸鞆之由答畢、

(玉海)文治三年三月廿五日丁卯、今日始開法成寺寶藏、取出帶筥三合、使家司左京權大夫光綱、件帯筥、蒔繪圓桶三合、各五重、有上中下銘、[illegible]上、上桶玉帶、瑪瑙、○中[illegible]犀角巡方、○中略○下桶犀角丸鞆、井帯員卅六筋也、

(宇津保物語藏開中)らてんのおびのはこにふくろにいれて、御つゝみにつゝみて、もてまゐれり、お

とゞひきいでみ給へばでいしんこうのいしのおびいとかしこきなり、

〔桃華蘂葉〕一玉帶色々事略○中

白石帶　大外記用之

〔西三條裝束抄〕帶略○中

白石帶

大外記是ヲ用ユナリ、彈正式、紀伊國石ノ帶ノ白タカヤヤケルハ、六位已下不可用ヨシ見エタリ、

〔日本後紀二十一略〕弘仁元年九月乙丑、公卿奏言、略○中 去大同二年八月十九日、下彈正臺例云、雜石腰帶、畫餝大刀、及素木鞍橋、獨射犴、麞鹿猥羆皮等、一切禁斷者、臣等商量、雜石易得、違責多人、至于著用、亦復難禁、銅銙具者、以漆塗皮、動易銷落、今雖易各異、價直是同、爲弊一也、略○中 伏望雜石及毛皮等、悉聽用之、略○中 並許之、

〔延喜式四十一彈正〕凡紀伊石帶隱文者、及定摺石帶、參議已上、略○中 並聽著用、紀伊石帶白質者、六位已下不得用之、

〔西宮記臨時八〕帶略○中

紀伊石無文玉等、公卿節會、行幸、大嘗、列見、考定、立后、任大臣、相撲召合、踏歌等日之外、著用無文、映玉雖有文、四位五位用之、出雲石六位用之、近代六位上官著用、由有用角帶歟、未爲可、

〔中右記〕寛治五年三月十六日乙未、内大臣師通藤原於關白殿六條水閣、被展曲水詩筵、略○中 或人云、曲水宴會之時、必用桃花石帶云々、

〔言成卿記〕弘化四年二月廿五日、多御束帶之具、

一御石帶有文巡方、御石、御帶袋、御緒、筥御取替、就白、內紀拜、御貢進、

廿六日、今朝大藏卿御調進御服、略○中 以使者揭句當内侍給之處落手云々、　三月廿五日、夏御束帶

玉帶

之具以下御調進、
一御石帶〈御帯、御神事ノ、又石中、ト川之、御床壇ヘ、取替ル時、〉以使者令附屬于勾當内侍給之處落手云々、

〔拾遺和歌集 八雜〕大貳國章ごくのおびをかり侍りけるを、つくしよりのぼりて返しつかはしたりければ、　もとすけ
行すゑの忍ぶ草にもありやとてつゆのかたみもをかんとぞ思ふ

〔世俗淺深秘抄 上〕一玉帶見知寶玉作玉事秘說也、古帶中非寶玉帶有之、古人不知秘說歟、寶玉ハ打合セテ聞聲、無聲如石僻作玉、其聲有響如瑠璃僻作玉ハ易破シ、寶玉ハ不燒火、不破也、其說秘藏說也、

〔新野問答〕一玉帶　有文巡方　有文丸鞆
本草綱目釋名所謂玄眞之類に候、說文云、玉石之美者と候、實に其寶體には難辨候、所々に美麗の玉帶有之候得ども、眞實の玉とをぼしき物は未及見候、下官弱年之時、勸修院故内府〈伊季公〉印籠の帶付にせられ候こそ、眞實の玉と申べき物かと見請申候き、常々にもてふらし候玉帶とは、色あひ各別の物に候、古人も樣々、玉の目利を申習候得共、とかく眞實の物見不申候、彼内府の帶に付候は、本草集解に所載の出于闐國綠黝潔白如豬膏候樣に、色極めて白き中に、少し黃ばみたるいろあひにて、能すきとほり、光澤候ながら、物の形はうつらず候、彫物も異朝の細工と見え候き、何と申事失念致し候、是や眞實の玉にも候はんかと存候、妙法院宮に有之候は秀吉關白の帶にて、豐國神寶之中に、くづれたる石帶候、是は璧玉の類に候歟、光澤有りてしろきながら、すこしあをみたる色あいに候、うちあはせ候得ば響有之候、有響は眞實の玉にあらざるよし其說候、世俗淺深秘抄曰、玉帶見知寶作玉事秘說也、古帶中非寶玉帶有之、古人不知秘說歟、寶玉は打合せて聞聲無

響如石、雖作玉者雖有響也、如瑠璃雖作り玉は易破、實玉は不燒火不破也、此秘藏説也、如此候、但本草集解に叩之鳴者是眞也と候、然ときは淺深秘抄の不鳴を實玉と候は、いかが候はん、只今人々の用候は、白石の少々光澤のあるを用候、(略)○下

(日本紀略十三(醍醐))延暦十四年十二月丙子、勅參議已上著白玉帶、

(日本紀略十四(嵯峨))大同四年五月癸酉、勅五位已上通用白木笏、其白玉玳瑁等腰帶者、亦依延暦十五年正月、十八年正月兩度格、自餘依制一如常例、

(延喜式四十一(彈正))凡白玉腰帶、聽三位以上及四位參議著用、(略)○下

(名目抄(裝束))愛清原業忠法師一流、自五位外記史著無文玉帶、其由緒欲尋聞之處、無沙汰、舉愚老(略)○(實隆)注、此子細、釋宗賢入道業忠子之處不限、我家、傍局共自法性寺殿(忠通)○藤原給之云云、

(親長卿記)文明七年正月二十五日、縣召除目申沙汰、著裝束、(石帶、丸鞆也、當家(諸)四品、(略)用之、大卿以後玉帶也、)

(江家次第一(正月))元日宴會　内辨細記

第一大臣遣使於裝束司辨幷大外記許、參入以前示、諸事可催行之由、著有文玉帶、是尋常之時、有文玉帶上著尚繪飾、而節會日著飾劔、

(三代實錄二(清和))貞觀元年四月廿三日戊申、大納言正二位兼行民部卿陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁薨、(略)○中 太上天皇(嵯峨)、嘗從容評議諸國吏之優劣、以爲未若安仁爲信濃介之能、後人莫之及、即賜牙笏玉帶、金魚袋幷御衣一襲、有識相賀云、此實是宰相之鴻漸也、

(菅家文草五(詩))被拜宰相、奉謝藤納言賜鄭州玉帶、

身多撿束謝高才、貴賜分明玉不埃、初自鄭州無匹至、更從台闕有心來、雪堅腰凍隨衣結、花蕊笑春逐步開、爲向彫文相報道、讀聲功臣被譴催、

(天滿宮託宣記)天曆元年丁未三月十二日、酉時天滿天神託宣記、

馬腦帶

近江國比良宮(天仁)禰宜神良種(ガ)男太郎丸、年七歲(ナル)ニ託宣ス、(中略)良種等申ス、何處ニカ候ト申テ答
仰給ク、我物具ハ、(中略)先ニ來仕シ始テ皆納置ツ、佛舍利、玉帶、銀[illegible]ノ大刀、尺鏡など有リ、(中略)

(續古事談)(二臣節)小野宮右ノオトヾ(實資)ノ家人ニスミ殿トイフ人アリケリ、キハメタル寶女也、故家ニノデタリタ。マ。ノ。オ。ビ。アリケリ、オトヾウセタ後、宇治殿(賴通)カノオビミムトオホセラレケレバ、アヘタリシマズ、ワカヒユツクタタマフレリ、カハリタバムトオホセラレケレバ、サラニ給ベカラズト申ケリ、オビノ事ヲバトカク申アズ、宇治殿惡ワブラヒタ、カヘサレニケリ、カレコキ女トゾノ給ケル、

(兵範記)仁平三年三月八日丁酉、今夕一院美福門院御奉巾宮、(中略)有御贈物、一院玉帶、(納ニ入ニ[illegible])、美福門院和琴、皆被置本宮云々、

(續古事談)一玉帶色々事(中略)
金所玉帶　永曆二七廿八、相撲召合、殿上人用通方帶、面長忠用金青玉云々、匡房記載之、

(西三條裝束抄)帶(中略)
金青玉帶(中略)
安貞三年正月廿七日、於關白(道家)法性寺寶藏ヲ開テ、帶ノ箱三合ヲ取出ス、此中ニ金。青。玉。ノ。帶。二筋アリ、

(槐記)享保九年正月四日、今ノ石帶ト云モノ、昔三公ナドノ帶ハ玉ニテツクリタリ、コレヲ玉ノ帶ト云、法性寺殿(忠通)ノ取ナサレタル玉ノ帶、御殿ニアリ、イツゾ拜見スベシ、青。色。ニ。テ。獅。子。牡。丹。ナ。ド。ノ紋、ウ。キ。モ。ン。ノ。ヤ。ウ。ニ。見エタ。凡工ノ及マジキ寶物ナリト仰ケル、

(名目抄衣服)馬腦帶(丸鞆、馬腦之外無色、[illegible])
假物ト出來、歸ヲ本[illegible]事也、

〔雅亮裝束抄〕二いくわんなをしにきぬいだすこと○中略

かんだちめ殿上人このゑづかさなどは、たちひらを折によりてもちゐる、かんだちめはつねはむもんのごくのおび、こんぢのひらをさすなり、殿上人はつの丶おび、めなうつねにさすことなり、そだいぶこの定なり、めなうはずんばうのなきかはりにもちゐるものなり、たゞしりんじのまつりの日は、殿上人めなうをさすことなかれ、めなうといふものは、天下に八すぢぞ、むかしはありけるを、五ゐのまひ人みなさしつれば、のこりはあるべくもなきを、きんだいめなうのおほくなりたるゆへに、あないもしらやさす殿上人あるべし、○中略をみのこと○中略

せちゑなれば、まよたいをつく、殿上人はめなうをさすべし、かんだちめは、うもんのおびさす、

〔助無智秘抄〕石淸水臨時祭事

舞人、アフズリノ袍、ラデムノタチ、メナウノオビ、五位ハシザヤヲイル、

公卿、蒔繪劍、無文帶、　殿上人、近衞司モ劍ヲハカズ、　此日ハメナウノ帶ハサヽズ○中略

今日ハ公卿、○中略臨時祭日ハ馬瑙ノオビヲサヽズ、舞人サスユヘナリ、ムカシハメナウノオビハ、フブカニアリケレバ、モタヌ人モマヒ人ノレウニカリモトメシケレバ、タヾノ殿上人ハサスニオヨバズ、ソレガ今ニ流例ニナリタ、近代ハフクリメナウトテ、オホカレドモ、ナヲサヽヌナリ、

馬瑙

〔節抄〕一帶○中略

四品用之、舞人之時用之、着小忌之時、或用之、臨時祭舞人等依用之馬瑙有員、仍所役殿上人不用之、故實云々、　仁平元十一廿五、槐記曰、舞人陪從、馬瑙帶、小馬瑙、　久壽二四廿一同記曰、賀茂祭皇后宮使憲親朝臣、明日用小馬瑙、

小忌著馬瑙帶、
保安四十一、大嘗會、宗能著小忌馬瑙帶、
(後照念院殿裝束抄)馬瑙帶事
四位常時用之
(物具裝束抄)一帶事(中略)　馬瑙帶
遥方(中黒、本末白、瑙付之、)　丸鞆(上黒下白、瑙用之、)
(續修裝束鈔)一玉帶色々事(中略)
馬瑙帶　四位人尋常用之、但保元三内宴日、關白(忠通)着赤色袍、馬瑙帶、又安元元四月、侍從良通、拜賀用小馬瑙帶、(玉佩入也)又康和三正一、匡房(于時大弁)着用馬瑙帶云々、
(新野問答)一瑪瑙帶
本草曰、釋名文石(摩羅迦隷佛書)藏器曰、赤爛紅色、似馬之腦、故名、時珍曰、按增韻云、玉屬也、文理交錯、有似馬腦、因以名之、根本馬瑙の帶と申候は、皆丸鞆にて十具にかぎりたる由、見舊記候、上古異朝より所渡に候、四位人尋常に用之、臨時祭舞人は必用之候、瑪瑙には遥方なく候故、可用遥方公事にても、瑪瑙は丸鞆にて通用候由、見長治三年四月廿二日爲隆記候、但遥方瑪瑙の帶只一筋有之候、是は攝家累代の珍物にて、法成寺之寶藏に被納置候由、見玉葉候(中略)西洞院正親町院等被十具之中、累代傳來之由被稱候、件之帶實にうるはしき瑪瑙にて、皆十具とも可申候へども、遥方まじり申候へば、眞實の十具にては有間敷存候、後渡の瑪瑙おほく候て、遥方も丸鞆もかず〳〵になり候、但遥方は遥方、丸鞆は丸鞆と分れたる無之候、皆遥方丸鞆まじれる通用帶にて候へば、根本の瑪瑙にてはなく候、法成寺も被却候て、年久候へば、彼一筋の遥方も紛失候歟、いづくにありとも不承及候、十具丸鞆もみなほろび候歟、そろひて實にさもあるべきと見え候程の瑪瑙の丸鞆も、

瑠璃帶

見およびたる事無之候、一條家抄に、保元三年内宴之日、法性寺關白赤色袍瑪瑙之帶を用らる、よし見え申候、又物具裝束抄に、瑪瑙帶巡方曲水宴野行幸關白用之候、是今被法成寺一筋の巡方瑪瑙にて候はん、實に失はてたる事、惜みてもあまりある事に候、

〔西宮記 臨時八〕帶〈○中略〉

馬瑙四位五位著之、内匠式爲御帶飾云々、

〔永昌記〕長治三年〈○嘉承元年〉四月廿二日癸未、今日齋内親王御禊午後參于本院、〈所用馬瑙帶、先例丸鞆者、而江師云、可有巡方之由議、仍如此、先是有左大弁基綱、仍被借召、今度用丸鞆者、宮寮又可付時兼、仍只用馬瑙帶巡方之由、申之故也、○中略〉廿四日乙酉、今日賀茂祭也、〈○中略〉上卿爲輔朝臣〈○藤原〉馬瑙帶、外記史巡方、

〔台記〕久壽元年四月廿七日己酉、今日賀茂祭、〈○中略〉皇后宮使、大進爲親、給寶帶通天小馬瑙、

〔玉海〕文治三年三月廿五日丁卯、今日始開法成寺寶藏、取出帶筥三合、〈○中略〉上櫃玉宴馬瑙、〈玉中巡方、馬瑙有二一〉〈號曾因所在馬瑙帶丸鞆也、或外無巡方云々、〉〈○下略〉

〔教言卿記〕應永十三年五月二日、馬瑙帶典倉部、花山院ヨリ去年炎上之時、帶等犀角巡方三具、馬瑙二具、失之間、所望之處給之、殊殊勝之者也、是堀川内府〈師通公〉貫首之時、被用秘藏云々、尤難有云云、

〔純華集葉〕一玉帶色々事〈○中略〉

瑠璃帶　治承四年四十九〈玉葉〉藏人權佐申云、御即位日、主上可召有文玉帶不候、先院養之處、如然之帶不覺悟、さやうにちひさき御帶候者、可被獻之由、院宣候者召覧、所在帶等中、有文瑠璃玉ちいさき御帶有一筋、即付光長被獻了、

〔飾抄 中〕一帶〈○中略〉

青瑠璃〈○此帶〉

先年商人持來之、依母儀三品殿取之畢、于但何事ニ可用ト云事不分明、而經賴卿記、大將節會用之由注之、

瑪瑙帶

〔日本後紀 八逸文〕延暦十八年正月庚午、勅、瑪瑙帶者、先聽三位已下著用、自今以後五位得同著、

〔日本紀略 嵯峨〕大同四年五月癸酉、聽五位已上通用白木笏、其白玉、紫瑪瑙等服帶者、亦依延暦十五年正月、十八年正月兩度格、自餘雜餝一切如常例、

烏犀

〔倭名類聚抄 十二 服玩具〕白犀帶 白氏詩云、通天白犀帶、照地紫麟袍、

〔名目抄 裝束〕犀角帶〈巡方丸鞆有之、烏犀同之、以白玉代之、不用犀角也、〉

烏犀帶〈大儀用之〉

〔助無智秘抄〕小朝拜〈元日中略〉〇

近衞司ハワキアケノ袍ニ、スキエイニタリ、ラデンノキソダチ、銀魚袋、巡方ノフノノオビナリ、メナウモチキルコトモアレドモ、ウヰマカセタハ巡方ノオビナリ、

〔餝抄 中〕一帶〈中略〉〇

犀角〈付巡方〉

巡方節會行幸之時、侍臣用之、圓皮常用之、

仁安二十廿一、日吉御幸〈鳥羽殿〉試樂、新中將賴實用巡方、　久安四六廿三、侍從賴長申慶、著東帶、黄朽葉、〈丸鞆、長二寸、〉　久壽二四廿一、賀茂祭、皇后宮〈子〉〇〇使權大進重親用置鞆、〈巡方〉　久安五十廿六、隆長昇殿、帶巡方〈中略〉〇

牛角〇〈犀〉〇〈烏犀〉

地下六位檢非違使等用之、重服之人用之、諒闇之時用之、但近代公卿以下多用犀角帶也、

保元二十一廿八、中山記云、重服後出仕帶牛角云々、

〔後照念院殿裝束抄〕犀角帶事

五位用之

〔物具裝束抄〕一帶事 略中 角帶

巡方 會四位以下如行中用之 丸鞆 四位以下常用之

〔桃華蘂葉〕一玉帶色々事 略中

犀角巡方帶　節會行幸四位五位用之、又辨官拜賀等用之、

犀角丸鞆帶、五位人尋常用之、略中

烏犀帶、六位用之、

〔延喜式彈正四十一〕凡烏犀帶、聽六位以下著用、但有通天文者不在聽限、

〔西宮記臨時八〕帶 略中

烏犀、王公已下無位以上通用、瑪瑙四位五位用之 略中 出雲石六位用之、近代六位上官著用、而有用角帶輩、未爲可

〔源氏物語五十二蜻蛉〕御つかひになべてのろくなどは、みぐるしきほどなり、あかぬ心ちもすべければ、かの君にたてまつらんと、心ざしてもたりける、よきはんさいのおび、たちのおかしきなど袋にいれて、車にのる程、これは昔の人の御心ざしなりとて、そくらせてけり、

〔新野問答〕一斑犀帶

本草釋名見の角に候、郭璞の注似水牛と候、今所用之斑犀は、大略水牛に候、昔より水牛を用たるに候や、餝抄にも牛角と被載候、四位五位之人用之、巡方丸鞆兩樣候、其用儀は公卿玉帶と同じく候、本草集解曰、文理膩細斑白分明俗謂之斑犀と候いか樣にも今も宜き帶は斑白分明とも可申候、是も名物品々候、鷺鷥通天、鵰通天、約錦等名見諸記候、故東園大納言基量說に斑犀の

色目鶴羽の色に似、鶯黃の羽色に似候に付て、有此名之由被申候き、下官此說うけられざるの由申候き、彼亞相所存は、韓官の鳥犀の意を以て、推量の說に候、證文なく候ては難承諾候、山中候、愚存は通天犀と申時は、本草所謂駭雞犀花文犀絶品者有百物之形など見え申候、彼鶯黃犀はをし鳥の象、自然に犀角の文に現在し、鴛象直に現在するにて可有之候、不然候時は、雅案累代之重寶珍物とは難申候由申候き、さりながら斷絕之物を推量に申事に候へば、いかゞに直り候事もをかしく候、此外に烏犀とて、くろみ計用たる帶候、是は六位の人用候事に候、

〔西宮記臨時三〕院宮事略○中

御佛名、院司四人、御隨身帶劍、御衣青色、其直衣布衣、隨身有例、烏犀御帶、

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年七月丁未、太上天皇崩于嵯峨院、春秋五十七、遺詔曰、略○中葬斂以時服、皆用故衣、更無纏襲、不加飾束、帶以牛角帶、

〔三代實錄十八淸和〕貞觀十二年十二月廿五日壬寅、制、略○中又聽六位已下著烏犀帶、但有通天文者不在聽限、

〔貞信公記〕天慶二年八月七日、烏犀純方帶一腰、給內記直幹、問無帶、

〔長秋記〕長承三年九月廿五日辛未、當院幸鶴御殿、京都人折花云々、供奉人中納言伊通、顯賴、參議公敎、成通、按察使、乘車、被參、殿上人三十餘人皆布衣、此中少將師行帶角帶、入鹿尻鞘、

〔今昔物語二十〕能登守依直心息國得財語第四十六

今昔、能登守□□ト云フ人有ケリ、心直クシテ國ヲ吉ク治メケルニ、略○中守郡ニ行テ、田畠可作キ事ハ何ガ爲ルト、巡リ見ルニ、略○中如此ノ郡ニ入テ催シ廻リ行ク程ニ、濱ノ邊ヲ行クニ、海ノ奥ノ方ニ丸ナル物ノ小サキ浪ニ付テ浮テ見ユ、守馬ヲ引ヘテ、彼レハ何ゾト問ヘドモ、何トモ不見エト云フ、而ル間風、奥ノ方ヨリ潟ニ少シ吹ケバ漸ク寄來、近ク寄來ヌルヲ、弓ヲ以テ搔寄テ見レ

パ平ナル桶ヲ縄ヲ以テ細カニ結タリ、取上テ縄ヲ切テ開テ見レバ、油ニ油シタル紙ヲ以テ裹タリ、其レヲ開テ見レバ、藤ヲ以テ組タル箱ヲ結タリ、其レヲ解テ箱ヲ開テ見レバ、漆塗タル箱ア。リ、其レニ糸ヲ以テ結タリ其レヲ開テ見レバ犀。ノ角。ヲ切テ重ネタル、四方ニ結テ入タリ、取出テ見レバ、帶ニ荒造テ三腰ガ料ヲ入タル也ケリ、此レヲ思フニ、震旦ノ人ノ風ニ合テ、船ナド損ジテ海ニ入ケルニ、持タリケルガ不意ニ寄來タルナルベシ、此ヲ得テ喜ビ乍ラ返ヌ、京ニ上テ帶造ヲ以テ三腰ノ帶ヲ令造ツ、遠方ノ一腰、丸鞆二腰也、遠方ノ直三千石、丸鞆ノ直ハ各千五百石也、〇下略

〔延喜式〕四十一彈正凡〇中略玳瑁、馬腦、斑犀、象牙、沙魚皮、紫檀、五位巳上通用、

象牙帶 犀角帶 紫檀帶 金銀鈿帶

〔令義解〕六衣服朝服

一品以下五位以上、並皀羅頭巾、〇中略金銀裝腰帶、白襪、烏皮履、

〔令集解〕二十九衣服 〕謂云、金銀者二用者、任五位以上之意耳、在大

〔續日本紀〕五元明和銅五年五月癸酉、禁六位巳下以白銅及銀飾革帶、

〔延喜式〕四十一彈正凡〇中略刻鏤金銀帶、〇中略五位巳上並聽著用、

〔令義解〕六衣服武官禮服

衞府督佐、長官謂督佐、次官謂佐、餘皆准此並皀羅冠、〇中略金銀裝腰帶金銀裝横刀、白袴、烏皮靴、〇中略

朝服

衞府督佐並皀羅頭巾位襖、金銀裝腰帶、金銀裝横刀、

〔大安寺伽藍縁起幷流記資財帳〕合帶壹十壹條佛物十條之中、五條金作、一條高麗錦、一條銀作、三條作絶物、一條銀錦、

合大唐樂調度〇中略

金。作。帶壹條

〔倭名類聚抄〕十二ニ裝金。隱。起。帶。唐曲部令云、左右金吾大將軍各一人、紫襴袍、金隱起帶

金隱起帶

〔箋注倭名類聚抄四 服飾〕按通典大駕鹵簿云、金吾大將軍二人分左右、平巾幘、紫褊襠、大口袴、金騰蛇、金隱起帶、此所載即其事也、按隱起謂隱起文、今俗所謂高彫也、

金銅帶

〔倭名類聚抄十二 服飾〕金銅帶　唐樂令云、宴樂伎一部舞二十人、金銅腰帶、烏皮靴、

〔箋注倭名類聚抄四 服飾〕唐六典刑部郎中條、載唐令篇目、無樂令、按通典云、貞觀中、景雲見、河水清、協律郎張文收、採古朱鴈天馬之義、製景雲河淸歌、名曰讌樂、奏之管絃、爲諸樂之首、景雲舞八人、花錦袍、五色綾袴、綵雲冠、烏皮靴、慶善樂舞四人、紫綾大袖絲布袴、假髻、破陣樂舞四人、緋綾袍、錦衿褾、緋綾袴、承天樂舞四人、紫袍進德冠、並金銅帶、此所載即其事也、

將軍帶

〔儀式六〕元正朝賀儀

寅二剋左右近衞府共始擊動鼓三度、度別平擊九下、諸衞伏、次相應、裝束近衞大將(闕官任也)著武禮冠、淺紫襖、錦褊襠、將軍帶、(飾以金銀)金裝横刀、靴、執靑纓矛、中將(中略)將軍帶、(中略)少將(中略)將軍帶、(中略)兵衞督(中略)將軍帶、(中略)佐(中略)將軍帶、

〔延喜式四十五 左右近衞府〕大儀(謂元日即位及受蕃國使表、中略)大將著武禮冠、淺紫襖、錦褊襠、將軍帶、(飾以金銀、中略)中將武禮冠、深緋襖、錦褊襠、將軍帶、(中略)少將武禮冠、淺緋襖、錦褊襠、將軍帶、

〔服飾管見三〕將軍帶

貞觀儀式延喜式等に、大中少將外衞府の督佐、將軍帶をつくとみゆ、順が和名抄に、唐鹵簿令云、左右金吾大將軍各一人、紫褊襠、金隱起帶とあり、是金吾將軍のつくるものといへれば、此物にやあらん、蘭陵王などの金の帶も、此金隱起帶なるべし、但し將軍帶の注に、飾に金銀をもてすとあれば、かの蘭陵王などの帶に、銀を交たるのみならん、

烏油帶

〔令義解六 衣服〕朝服(中略)

六位深綠衣、七位淺綠衣、八位深縹衣、初位淺縹衣、並皁縵頭巾、〈略〉中 烏油腰帶、白袴、白襪、烏皮履、〈略〉中

制服

无位〈謂庶人服制、外國人位也、〉皁縵頭巾、黃袍、〈謂義服制、一切朝服也、〉烏油腰帶、白襪、皮履、朝廷公事則服之、〈略〉中

朝服〈官〇武〉

衞府督佐〈略〉中 其志以上並皁縵頭巾、皁緌、位襖、烏油腰帶、烏裝横刀、

〔日本後紀 五桓武〕延暦十五年十二月辛酉、禁飾帶以支鎖鐵也、

〔日本後紀 二十嵯峨〕弘仁元年九月乙丑、公卿奏言、〈略〉中 去大同二年八月十九日、下彈正臺例云、〈略〉中 銅飾具者、以漆塗成、聽用純蕃、〈略〉中 伏望、雜石及毛皮等、悉聽用之、〈略〉中 並許之、

〔伊呂波字類抄 保部 雜物〕方銙〈カウセン〉帶なり

〔雅亮裝束抄 二〕いくわんなをしにきぬいだすこと〈略〉中 せちゑにはかんだちめ殿上人、おびにぎよたいをつく、〈略〉中 おびの右のわきに、ほうせんといふよほうなるいしふたつがなかにつくといへども、もとこしによるべし、

〔倭名類聚抄 十二調度部 帶具〕鞓 唐韻云、鞓〈他丁反、字亦作䩚、和名於比加波、〉皮帶也、楊氏漢語抄云、腰帶之革、未著銙具爲鞓也、

〔倭名類聚抄 十二調度部 帶具〕銙具 楊氏漢語抄云、銙具〈上音古巧反、一音敎、銙具此間云加古、今按、唐令所謂玉銅是也、已見上文、〉腰帶及銙具以銅爲革也、

〔箋注倭名類聚抄 四調度部 帶具〕按廣韻上聲三十一巧云、銙銙刀、古巧切、去聲三十六效云、銙銙刀、又裝銙、音敎、是銙刀之銙、有上去二音、銙具之銙、只去聲一音、此云古巧反、恐誤、〈略〉中 按加古與鉤訓加岐同語、今銙具有加古頭之名、〈略〉中 按古革帶端有鉤以束之、所謂帶鉤是也、靈異記云、盜寺銅作帶街賣者亦是、以其所徐插之腰間、後世呼爲上手者、其遺制也、河内國道明寺藏古革帶、傳云、菅贈大相國

公退物古制可見、今世革帶無鉤、其製與古不同、若校具、並今亦有、鉤、鏤碧字與今凡刀柄鞘首、皆有、

打鉸、即此物、

〔日本靈異記 中〕佛銅像盜人所捕示靈表緣第廿二

和泉國日根郡部內、有一盜人、住道路邊、姓名未詳也、天年心曲、殺盜爲業、不信因果、常盜寺銅、作帶。。。。

鉸具〇下略

〔伊呂波字類抄 加雜物〕鉸具 カコ、銙具、帶具也、　玉銙 所玉銙具也、銙鞢、革也、　鉄 已上

〔大鏡 五太政大臣道長〕かう名の御帶は、三條院にこそはたてまつらせ給へれ、かこのうらに東宮に

たてまつるとかたなのさきして、自筆にかゝせ給ふなる、

〔槐記〕享保十六年五月十日、被野井入道殿參ラレ、御前〇近衛家熈ニテ雜話〇山科道安ヘ仰ラレケルハ、石帶

ニ鉤腰ト云コトアルコシ、腰状病形イカヤウナルモノニヤト、道安答ヘテ申ス、弦鉤毛石ハ四時ノ

定脈ニシテ、病脈ニアラズ、鉤ハ夏ノ平脈ニシテ、前曲リ後直ク、帶。鉤。ヲトルガ如クトコソ申セト

申上シニ、其帶鉤ノ形ガ石帶ニ入ルコトユヘ也ト仰ラレシ程ニ、內經以來難經ノ鉤脈ノ處ニ、諸

ノ注ヲ摘ヘテ書テ進上、其次ニ繪ナド寫今マデ鉤脈ト申スハ、曲レル鍵ノ樣ナルモノヲ、拵ヘタ

ルヤウノコトヽ存ジタリ、石帶ノコトニテハ、髪帽チガイタルヤウニ鉸ト申上シニ、イサトヨ今

ノ世ノ石帶ハ、便ナル器計ニシテ、古ノ石帶ニ非ズ、古ノ石帶ト云モノハ石ノ帶ニ環ヲツケテ、其

端ヲ一方ニカケテ結ビシ、其アマリヲ後ノ腰ニハサミタルモノナリ、其環ノ古際物ヲ御前ニ御

所持ナアレタリ、何ゾハ見スベシト仰ラル、

〔新古今和歌集 雜十一〕題しらず　よみ人しらず

東路の道のはて成ひたち帶のかごとばかりもあはんとぞ思ふ

〔倭名類聚抄 十二 調度部〕鉸子。　楊子漢語抄云、鉸子 上音絞大反、上聲之重、蓄、程俗也

〔箋注倭名類聚抄四服飾具〕兹予未聞、疑字恐誤字、

光俊朝臣

〔夫木和歌抄雜三十三〕石のおび

おもひきやわが身しづめる石のおびのうはてに人をかけてみんとは

〔台記別記〕久安六年正月四日壬午、是日天子〈近衞〉加冠、〈中略〉巳二剋許、天子遷御南殿北廂云々、能冠權右中辨光頼朝臣未參、皆被相待、及同四剋參入、率仕御髮、〈中略〉注此間至闕所、使人請付帶上手於帶、上手〈帶之上手、謂纏帶之間、〉著緒一枚、〈緒於家書被載、又書之、使緒乃也、〉

〔日本書紀武烈十六〕十一年八月〈中略〉太子〈武烈〉向影媛歌曰、〈中略〉歌鮪臣爲影媛答歌曰、於裒枳瀰能、瀰於寐能之都波柁、夢須寐陀黎、陀黎耶始比登母、阿避於謀婆儺倶儞、

〔萬葉集三挽歌〕過勝鹿眞間娘子墓時、山部宿禰赤人作歌幷短歌、古昔有家武人之、倭文幡乃、帶解替而、〈下略〉

〔冠辭考四〕しづたまき〈中略〉

倭布てふ布の事は、神代紀に、倭文神建葉槌命云云、倭文神此云斯圖梨俄未、古語拾遺に、天羽槌雄命〈倭文遠祖也〉織文布といへり、かくて倭文を古へ歌によみたるが中に、〈中略〉古之狹織之帶乎、〈中略〉〈此狹織は卽倭文の狹く織たるにて、帶に用ゐん爲とみゆ、今さなだといひて、細き織あるも此之類の意也、〈中略〉〉さていとも上つ世よりのはた物なる故に、萬葉にすら古へのしづはたとよめり、且皇朝の古へ文ある布は、たゞ是なる故に、げに文の布ともいひつらん、其文の樣は釋日本紀に、かの古語拾遺の文布の事を擧て次にいはく、延久諸祭興行之時、大藏省年預申狀、有靑筋文之布也と、これぞ實に古への物と覺ゆ、其筋とは後世に縞織てふ物のさまなるべし、

〔萬葉集十一寄物陳思〕去家之、倭文旗帶乎、結垂、孰云人毛、君者不益、

一書歌、古之、狹織之帶乎、結垂、誰之能人毛、君爾波不益、

〔日本書紀 十七 繼體〕七年九月，勾大兄皇子親聘春日皇女，於是月夜淸談，不覺天曉，斐然之藻，忽形於言，乃口唱曰，〔略〕〔中略〕妃和唱曰，〔略〕〔中略〕倭我於朋枳美能，於魔細屢，娑佐羅能美於寐能，武須彌陀例，駄例夜矢比等母，紆陪儞儺岐那皚矩，

〔冠辭考 四〕さゝらがた　にしきのひも

允恭紀に、〔歌略〕佐瑳羅餓多、邇之枳能臂毛弘、等枳舍氣帝云々、こは帶なれば、孝德紀に、大伯仙錦、小伯仙錦、縫殿式に、小花錦などいふ如き小文の錦をいふべし、〔略〕〔中略〕繼體紀に、〔略〕〔歌略〕こもさゝらがた錦の御帶といふべきを、小石をさゝれとのみもいふが如く略けるなるべし、上の大御歌に、萬葉の〔卷十四〕巨麻尓思吉、比毛登伎佐氣弖てふをあはせみるに、やんごとなき御帶には專ら錦を用ゐられしなるべし、且上にも萬葉にも比毛といへる、錦帶の事なるべし、神代紀に衣帶をころもひもと訓、はた古へは帶ひも紐を相通はしていひける也、

〔日本書紀 三十 持統〕四年四月庚申，詔曰，〔略〕〔中略〕綺帶上下通用，帶白袴，其餘者如常，

〔續日本紀 二 文武〕大寶元年三月甲午，罷制，親王四品已上，諸王諸臣一位者，皆黑紫，諸王二位以下，諸臣三位以上者，皆赤紫，〔略〕〔中略〕直冠四階淺緋，皆漆冠，綺帶，白襪，黑革舃，

〔續日本紀 三十 稱德〕神護景雲三年十月乙未朔，詔曰，〔略〕〔中略〕復詔久，此賜帶乎多麻波利弖，汝等乃心乎等等能倍直之，朕我敎事乎不違之天束禰治牟表止之天，此帶乎賜久止詔布，宣命乎衆諸聞食止宣，其帶皆以紫綾爲之，長各八尺，其二端以金泥書恕字，賜五位已上，

〔倭名類聚抄 十二〕白布帶，本朝式云，白布帶，〔[illegible]〕

〔連阿不足口傳抄〕一此日ハ、舞人爲腰帶ヲ稱乍十人也、六位ハ犀角ノ丸鞆、布帶ヲモ稱也、

〔儀式 六〕元正朝賀儀

寅一刻，〔略〕〔中略〕中務省擊鉦鼓令裝束，〔略〕〔中略〕丞幷內舍人皂緌緋襖，挂甲，白布帶，〔略〕〔中略〕卯一刻，〔略〕〔中略〕立鉦，中

略秩夫四人著皂縵頭巾、皂絝、末額、緋大纈袍、白布帶、長八尺、廣四寸、四重縫疊、

〔延喜式十三圖書〕凡行幸從駕御硯案一具、○中略官人二人率番上二人、令仕丁五人擔之、各著紺布衫、布袴、布帶、

〔延喜式四十六左右衞門〕凡供奉行幸官人以下府生以上、○中略衞士皂縵、桃染布衫、白布帶、横刀、弓箭、白布脛巾、草鞋、

〔西宮記臨時十一〕成勘文事付國名勘獄事勘文○中略

可著鈦左右獄囚贓物事○中略

清原延平年廿五山城國人　强盜　贓物二種○中略　白布帶一腰直三貫文　銀銚子一口直二貫二百文○中略

長德二年十二月十七日

〔御禊行幸服飾部類〕保安四御前文記云、○中略主殿史生、黃染闕腋絹袍、○中略布帶、虎皮形行縢、染沓、

〔雁衣抄〕一帶色事

多當國、夏二藍、公卿以下禁色人、禁色之外二藍也、白生帶、若六位之人晴之時可用之、但地下六位常ニ用事秘說也、又一日晴之時、用織帶事有之、

或記云、凡狩衣帶ハ切下襲裾用之、仍隨其色、公卿并禁色四位五位有文赤色、非禁色四位以下地下人等無文二藍也、青色帶ハ著青朽葉下襲人用之、

問云、如柳櫻狩衣著之時、反多帶事有之哉、其故如何、若貫替色歟、然者何白襖之時不用之哉、又可用に、何も布衣之時可反哉、

答云、白襖之外反事、未見及、不存知、

〔西三條裝束抄〕帶

直衣ヲ用ル人ハ直衣ノ切ヲ用ル、サナキ人ノ下襲ノキレヲ用ユ、夏冬ノカハリモ、直衣下襲ニ同

ジ、

〔當時裝束抄 上〕狩衣 中略 ○

狩衣 中略 寛帯、皮地は下品の者の用ゆる物なり、古風有、餘公家方に多くこれを用ゆ、これは武家の色赤色 見苦しき料なれば、武家方にてはその盛なる事なるべし、又公家家の由緒 ある方など公卿より寛帯を餘りして紋色のある帯を用ひらる、紋方有にや、是も黒 なる事なり、されば狩衣の上下の帯の寛帯を用ゆる事あらば、黒き方を表に出すべし、を用ゆ

べし、中略

大紋 中略 大紋

帯 こはくなゝこの類、常の帯を用、中略

熨斗目長袴 中略

帯 こはくなゝこの類、はゞ二寸計、いにしへはみな唐物を用ひし事にて、六 繻入りなど、出しみな織物をわりたるなり、

〔萬金産業袋 衣服〕帯地類 なんどゝいふ、繻子、嶋繻子、地紋じゆす、紋紗綾、あるひはかたなど、幅貳尺五寸、たけ壹丈、また壹丈貳尺、帯だけに織出す、二ツわり女帯、三ツわりにして男帯とす、繻子、上は京物地の

なみ々、段々と數多く、下品に至りては、京ろく板帯などいふ有、總じて是を繻子のたけ物といふ、

毛織帯地の織切り、あるひは壹丈貳尺、上品あり下品有、とび金入、いろ糸入、あるひはいろ糸なし、

これもふたつ割也、いと織といふては、女帯にさつま織、小石織、市のや織、おとこ帯に、こはく、みよ

し、紗子は、かたさつま、丹後じま、その外かず〳〵多し、家々にて銘かわる、紗綾りうもん、紗さや等

は、男帯にふたつ割也、此ごろ京にて紗とびさや、紗りうもん、もんさやなんど織出す、ことの外う

すく地つぎ也、ねだんも常の半分にもあらず、

提帯地厚板の帯といふ、上物は六寸幅に織切にしてあり、丈は幅にて仕入ゃ、三割にして賣用す、

中入レ紙を用ゆ、

紗子切レ付ヶ幅七すぐらい、壹尺のねだんにて賣買す、經緯共により絲にて織たる物也、これも

過分はおとこ帶、また紙入の表にもす、縞、無地品々あり

〔守貞漫稿十五男服〕男子帶ノコト〇中略守貞幼年ノ時、京坂市民ノ息子ハ博多帶ヲ用フト雖ドモ、丁兒ハ巨戸ト雖ドモ、黑紗綾ノ帶ヲ必用トシ、中民ノ息モ用之、今世ハ小戸ノ丁兒ト雖ドモ、紗綾ヲ帶ニ用ヒズ、博多ノ摸造ヲ用フ、博多ハ摸物モ能締リ、紗綾ハ柔ニシテ締好シカラズト雖ドモ、當時ハ黑紗綾ヲ男帶幅ニ織成シテ、博多獨古筋ノ如ク、白或ハ茶ノ一筋或ハ子持筋ヲ織出セリ、今ハ京坂モ用之者稀也、江戸ハ初ヨリ稀歟、

追書、安永二年江戸風俗通ノ書ニ、極上息子、博多巾二寸ヲ限トス、古風ハ黑紗綾ニテ巾廣シ云云、江戸モ百年前ハ黑サヤ專用ニテ博多ハ貴トス、〇中略

今世男帶長一丈幅一寸八九分ヲ普通トシ、二寸ヲ廣キ物トシ、一寸七分ヲ狹シトス、蓋鯨尺也、

天保頃ハ綿茶地ヲ流布トス、今世ハ紺地ヲ流布トス、地紺紋白交リモアリ、又地文トモニ紺ナル者モアリ、紺ノ佚獨鈷也、又無地紺モアリ、獨鈷及ビ縞筋更ニ無之也、紺ノミニ非ズ、他色ニモ無地アレドモ、今世紺ヲ流布トス、

紺ニ白交ヘタルハ用之、他色ヲ交ヘタルハ不流行トス、茶鼡カ交ヘタルハ、其文ニ據テ或ハ用之、或ハ不用之、

鮨越ト云文アリ、地ニ格子筋アリテ、其上ニ獨鈷アルヲ云、鮨越某ト云旗本ノ士始テ用之、故ニ名トス、今モ往々用之、

今世武士モ紺ヲ專トスレドモ、或ハ白地、或ハ淺黄地等ヲモ用フ、市民白地ハ更ニ用ヒズ、淺黄モ稀トス、茶地ハ往々用之、

地赤ハ小兒帶往々用之、相撲ノ力士專ラ赤地ヲ用フ、其他ハ不用之ト雖ドモ、今モ芝居武士ニ扮

ス者或ハ用之

博多男帶、其物ノ幅大概五寸、緯物ハ四寸二三分、トモニ鯨尺也、其物ハ唐糸ト云テ、來舶糸ヲ用フト云、假令唐糸ニ非ルモ、糸ノ上品ノヲ用テ製之、故ニ久シク〆レテ伸延セズ、用之テ絶マズ、摸造ハ糸性良ザルガ故ニ、久シクテ延易シ、

再云、近世男帶一寸八分ヲ普通トス、嘗テ八分山ト云、今嘉永五年ニ至リ、又廣キヲ好ム人アリ、大略二寸也、

士民トモ今世平日モ博多帶ヲ用フアリ、或ハ禮晴用之、褻ニハ緞子製ヲ用フ、紋色トモニ前ニ准ズ、價金一分或ハ銀二十目許也、綿博多帶古ヨリ有之歟、流布ハ近年也、

小民及ビ奴僕下男等ハ、小倉帶ヲ專用トス、豐前國小倉ニテ製之、綿糸ヲ以テ男帶幅ニ製セリ、色ハ革色茶色納色等種々、又無地アリ、縞筋ヲ織タルモアリ、獨鈷ハ織ラズ、又婦女ハ小倉ヲ用ヒズ、

略○中

今世男帶、博多織ヲ專ラトスレドモ、又綸子等其他モ往々用之、

又天保前、三都賤業ノ徒羅紗帶ヲ用ヒシ、武家廝夫ノ長、俗手廻リト云輩、或ハ芝居木戸番等也、白萌黄黄茶等ヲ用フ、其中ニ黄ヲ專トセシ歟、又八丈島ヨリ產ス、黄縞ノ八端織ヲ用フ、

又天保初、京坂賤夫風ノヘルト帶專用セリ、京坂諸廝夫、又ハ木津邑、難波邑、其他近村ノ農夫之用之シ也、羅紗、ヘルト帶ハ、專ラ神田結ビニスル也、羅紗、八端、ヘルトトモ、今モ稀ニハ用之也、略○中

三尺帶

一重廻リノ帶也、長三尺ナル故ニ名トス、昔ハ三尺手拭ヲ用ヒシ歟、略○中

又六尺ノ二重廻リノ物モアレドモ、紛ズシテシゴキ帶ヲ、今ハ長短ヲ論ゼズ、トモニ三尺帶ト云、六尺ノ物ヲ二重廻ノ三尺ト云也、

三尺帶、六尺帶ニハ、木綿ノ手綱染ヲ專トセシガ、近年廢シテヨリ今ハムキミ絞リ、柳絞リ等ヲ專トス、又江戶日本橋白木屋ニテ、一種ノ染小紋ヲ賣リ、白木ノ三尺ト云テ用之、トモニ全幅ヲシゴキ用フ、

又美ナル物ニハ羅紗綸綿八反織、其他種々ヲ用フ、トモニ全幅ヲ用フ、

凡三尺六尺帶ヲ用フハ、諸工船人馬士車力等准之者、平日ハ用之、

江戶ニテ盧ノ者ト云者ハ必用之、美服ニモ專用之、又江戶ニテ印半天ト云ヲ服スル者ハ、總テ必ラズ用之、三尺帶ハ背ニ結バズ、專ラ左或右ノ前ニ結ブ、

鯨人ハ必ラズ男帶ノ上ニ右ノ三尺帶、或ハ六尺帶ヲ重子締ル也、或ハシゴキテ用之、或ハ一幅ヲ四ツ五ツ折テ用之、江戶人ハ專ラシゴキ、京坂人ハ專ラ折テ用之、是ヲ上ワジメト云也、京坂人ハ今モ往々手綱染ヲ用之、三都トモニ前ニ結ブ也、

〔守貞漫稿十五男服〕男子ノ帶ヲ腰ニ繞フコト、左圖○圖略ノ如ク、一丈帶ヲ三囘シテ繞二尺餘ル、其餘レルヲ程ヲ計テ折返シ背ニ結ブ、是今風也、古人ノ帶古書ニ據レドモ、其詳カナルヲ知ルコト能ハズ、

追書ス、安永二年風俗通曰、巾廣ナ鯨尺一尺八九寸、一寸八九分ノアヤマリ、貝ヲ至極柔ラカニ入テ、猶ト結テ端ヲダラリトサゲル、其サマ鋼局ノサゲ帶ノ如シ、是ヲ俗呼ナオサラバムスビ、又猫ジヤラシトモ云云々トアリ○中略

男帶、貝之口結之圖、○圖略今世三都ノ士民專此形ニ結ブ、

左端ノミ竪二ツ折ニシテ結之、繞初ノ端也、女子モ繞初ノ方竪折ニス、男女トモ繞初ノ方ヲ手ト云、右圖ノ貝ノ口ハ專ラ兩端ヲ上ニシ、神田結ハ兩端下ニ向フ也、

同神田結之圖、○圖略江戶ニテ神田結ト云、京坂ニテハ又折貝之口ト云、又折ハ再折ノ意也、左右ト

モニ竪折ニスル也、左端ノ初メ折返シタルヲ再ビ竪折ニスル故也、士商等結之者稀也、武家ノ手廻リト云履夫陸尺ノ類、又ハ駕人車力等結之、手廻陸尺モ供奉ニハ不用之、駕人車力、平日ハ三尺帶也、唯手廻以下時服遊行ノ日結之、歩徒モ博多帶モ用フレドモ、專ラ黄縐紗、南木ラシヤ、或ハ八端織ノ茶縞黄縞ヲ好メリ、是等ハ幅二寸餘ニ製セリ、

今世モ京坂人ハ餘ル方ヲ僅ニ折返シタ、下圖(略)圖ノ如クニ結ビタリ、京坂ニ名ナク、江戸ニテマレニ結バズシタ名アリ、やノ字ト云、やト云字ニ似タル故也、京坂モ工匠等ハ貝ノ口也、

今嘉永中、太ダ橫長ニ結ブ、此風賈人ノミ、工匠ハ今モ貝ノ口神田結也、

從來京島ノ米賈橫長ナレドモ、先如キニ及バズ、

竪結又駒下駄結トモ云、(略)圖武士ハ專ラ結之也、腰ニ纏ヒタ後直ニ兩端ヲ折テ挾ムアリ、或ハ腰ニ纏ヒタル所ニ、兩端ヲ各一ツ纏タ後並ベ挾ムモアリ、是ハ袴ノ腰板ノ直カラン爲也、平士ハ貝之口ニモ結ブ也、賈人ハ必ラズ駒下駄ニ結ナリ、

僧ハ白或ハ淺黄又ハ鼠ノ無地也、筋縞等アルヲ用ヒズ、地ハ綾其他種々ナルベシ、僧ハ背ニ結バズ、必ズ前ニ結ブ、圖(略)圖ノ如ク片端ヲ前ニテ寒納ム也、

〔渡世身持談義　三〕色よりは金に傾む始末者の傾城狂ひ、供の者は前髮立のでつち、(中略)小倉縞の帶のありたけしめさせ、(下略)

〔吳服類名物目録〕一琥珀織帶地(機四枚、竹四本、)略 但六枚之續ニ而も織申候、

右糸遣竪貫とも上濱糸

右練糸目四拾目位懸候得ば(貫糸拾七八匁、竪糸貳拾貳三匁、)

右竪貫とも二寄り候而練上候を、夫々ニ染申候而織申候、

右鯨壹丈ニシテ、織出しヵ凡三日ニ出來、

一、薩。摩。緂。帯地　諸色右同斷
一、ど。し。緂。帯地　諸色右同斷
　但此堅糸美濃糸ニシテ、貫糸ハ濱糸遣申候、
一、七。々。子。緂帯地　（竹六枚 竹六本）
右糸遣緂方どし緂同斷

紳

〔倭名類聚抄　十二　調度部〕紳　論語注云、紳（音申）大。帯。也、唐令私記云、大帯（今按一名紳。帯。、著二縫腋一帯也、）以レ絹爲レ之、

〔儀式　六〕元正朝賀儀
卯一剋、（中略）立鼓、（中略）擊人各一人、著二平巾冠（紺緌緋抹額）緋大袖袍、襖袴、大。帯。（長五尺、廣四寸、以レ紺爲レ心、以レ帛爲レ裏、其二端各著二紺縷一、長各五尺、）大口帛袴、白布襪、烏鞋、

〔延喜式　四十九　左右兵庫〕凡大儀分二配擊二鉦鼓一人及執夫者一、（中略）大儀擊二鉦鼓一人著二平巾冠（紺緌緋抹額）緋大袖袍、襖子、帛。帯。（長五尺、廣四寸、以レ紺爲レ心、以レ帛爲レ裏、其二端各著二紺縷一、長各五尺、）

〔延喜式　四十一　彈正〕凡（中略）紳帯、五位已上聽二著用一、

韓帯

〔萬葉集　十六　有由縁幷雜歌〕昔有二老翁一、號曰二竹取翁一也、（中略）翁作歌一首幷短歌、
緑子之、若子蚊見庭、（中略）莫立、禁尾迹女蚊、髣髴聞而、我丹所レ來爲、水縹、絹帯尾、引帯成、韓。帯。丹取爲、（下略）

上帯

〔雅亮裝束抄　二〕中少將のよろひきるやう（中略）
やなぐゐをおふ、う。は。お。び。はひくべし、ひかぬは常のことなり、たゞのをりはうしろをばうはてのかみよりこしてゆふなり、これおびをさゝねば、たゞひらをのなかにあてゝゆふべし、うはおびをひくこと
いたづきにからみて、しものむすびたるをときて、いたづきにはからみながら、ながきかたをうしろに、ひらをのうへにひきまはして、まへにひらをのうへにかたかぎにゆふなり、うはおびの

すそにつゆつけたるを、ひらをのすそにひとしくせよ、ふじかくばちからなし、又うしろよりひきまはして、もとのいたづきのもとにむすぶこともあれども、それはわろし、

〔餝抄中〕一踏○中略

表帶

公卿蘇芳綾、次將蘇芳青相交綾、春紅梅地、青文、夏青地、黄文、秋黄地、青文、好事之人如此用、但常ハ蘇芳青相交綾也、有水精裝、或無、宿老之人無裝云々、中院問答抄、蘇芳綾、無裝、有加點、

引表帶事

諸人所知遠所日吉春日等詣也行幸引之、而仁平二正三威秘記曰、朝覲小六條院、御○中略隆長依爲五位結表帶云々、

遠方行幸、壯年五位次將引表帶、強弓射引表帶之時、或結脇、或結腰上、而餝片餝有兩說云々、

〔布衣記〕一裝束之下ぎ、夏冬相替白帷白小袖也、○中略上帶は自四月至九月は、生のせいがうに紫淺木の間色を付、自十月至三月、練絹に白粉を付、上に戌方に黑重をする也、一分許、五位六位無替、

〔三條家裝束抄〕一著直衣次第事○中略

騎の時出衣あらば、結指貫腰之後、指貫の上へに著出衣、以太帶結之、○下略

〔西三條裝束抄〕表帶九條ト六

公卿蘇芳綾、次將蘇芳青ヲ相交也、○中略遠所行幸ノ時、上達部次將野劍ヲ帶スル時、表帶ヲ引、五位次將ハ是ヲ結、餝記ニ、表帶ヲ結トモ引トモアリ、同事ト見エタリ、

〔世俗淺深秘抄上〕一大將次將等行幸之時、曳上帶事、或說曰、五位次將曳之、然而此說非尋常儀、遠所行幸之時曳、大將多春日行幸曳之歟、於次將先例八幡松尾、是等ニモ可曳也、曳之樣、平結之上程ヲ當テ曳也、結前也、モロカヤニ結也、端三寸許垂也、カタ方モ聊見ユル程ニ結也、雖有樣々說、以此說

爲普通說也、

中帶

〔御供古實〕一はなち十德の事、〇中略中帶計りにて、十德のおびもし候はず候は、はなち十德たるべし、

〔岡本記〕一御參宮の御ともなどには、なかおびに上に十德きて、しろきうはおびをして、さてこしあてをしむ、

下帶

〔貞丈雜記〕三小袖一下ひもとも下の帶とも云は、小袖の上に結ぶ常の帶の事也、裝束の下になる故、下ひもとも下の帶とも云也、下ひも下の帶は古歌にもよみたり、今俗にふんどしの事を、下ひも下の帶と云はあやまり也、ふんどしの事にはたゞの帶と云べし

〔古今和歌集〕八離別　道にあへりける人のくるまに、物をいひつきて、別ける所にてよめる、　とものり

したのおびのみちはかた〳〵わかるともゆきめぐりてもあはんとぞおもふ

〔異制抄〕下之上　下帶とは、裹帶にはうへしたに、おびをすればいふ也、

〔散木弃謌集〕七雜　殿下にて戀人をこふといへる事を

下のおびのいひまどはせどいきもあはずみじか〳〵りける我すくせ哉

太帶

〔諸大名出仕記〕進所の社參の時は十德を著て、其上にふと帶して、腰當を仕、太刀をはきて靭を付、弓を持候、ふと帶は白き布をほそくおりて、それをくけて用候也、

衿帶

〔倭名類聚抄〕十二　衿帶　陸詞曰、衿〈音與錦同、和名比岐於比〉小帶也、釋名云、衿禁也、禁不得開散也、

〔箋注倭名類聚抄〕四　按爾雅云、衿謂之裣、郭注云、衣小帶、卽此義、〇中略原書作衿、衿亦禁也、使不得解散也、按衿本作紟、說文、紟衣系也、後變糸從衣、爾雅、衿謂之裣是也、又有交衽之裣、說文、裣交衽也、後變從今作衿、毛詩靑靑子衿、方言、衿謂之交是也、二字混同無別、渾交衽之衿、又作襟、已見衣服具、

染色

〔伊呂波字類抄比雜物〕引帶ヒキヲビ 雜同

〔雅亮裝束抄一〕ひらは殿上のこと略〇中

おびつののまろとも、五ゐのさく、ひ。き。お。び。、したうづ、しかい、あふぎをぐすべし、略〇下

〔連阿口傳抄〕一束帶着次第略〇中

忘緒帶〇中ノ引帶ヲバ、クレロバカリニアタヽ、前ヲバハブシタ緒ニハコメズ、

〔物具裝束抄〕一縫腋袍略〇中

引帶 生絹

〔胡曹抄〕一天皇袍略〇中　御直衣略〇中　引帶 綾戸不引、裏無、帶〇中略

一皇太子略〇中　黄丹色闕腋袍略〇中　引帶

〔延喜式伊勢大神宮〕太神宮裝束略〇中　紫。帶。六條長七尺、廣一寸八分、〇中略、帛廿條長六尺、廣一寸八分、〇中略、紫。帶。十四條長各七尺、

荒祭宮裝束略〇中　紫。帶。二條長四尺、〇中略

伊弉諾宮二座裝束略〇中　緑。帶。四條長各四尺、〇下略

〔源氏物語十賢木〕かんの君いとわびしうおぼされて、やをらゐざり出給に、おもてのあかみたるを、なをなやましうおぼさるゝにやとみ給ひて、など御氣色の例ならぬ、ものゝけなどのむつかしきを、ずほうのべさすべかりけりとのたまふに、う。す。ふ。た。あ。ひ。な。る。お。び。の、御ぞにまつはれて、ひきいでられたるをみつけ給て、あやしとおぼすに、又たゝうがみのてならひなどしたる、御木丁のもとに、おちたりけり、

〔夫木和歌抄三十三〕雜十首歌合寄帶

こぞめおび　讃院親政

む。ら。さ。き。のこ。ぞ。め。の。お。び。のかたむすびとけてぬる夜のかぎりしらせよ

接腰

〔催馬樂〕石川
いしかはのこまうどに、おびをとられて、からきくいする、
二段 いかなる、いかなるおびぞ、はなだの帶の、なかはたえたる、
三段 かやるかあやるか、なかはたえたるか、

〔源氏物語七紅葉賀〕このおびをえずらましかばとおぼす其いろのかみにつゝみて、
中絶ばかごとやおふとあやうさにはなだの帶はとりてだにみず、とてやり給ふ、

〔諸大名出仕記〕帶の事、若人は色の赤を仕たるが能候、又年寄はべに不入のから物かうしなど能候、

〔倭名類聚抄十二裝束〕接腰 唐式云、承天樂舞四人、紫綾袴、紫接腰、〈唐韻、於叔反、此間云、接腰、〉

〔箋注倭名類聚抄四裝束〕伊呂波字類抄、接腰訓世比江、則知今着裲襠所用世比衣、即接腰之轉訛也、

〔伊呂波字類抄世雜物〕接腰 セヒヱ

〔江家次第十九〕臨時競馬事 ○中略
左右乘尻各十人騎馬相向、其裝束、冠老懸、袜額、錦裲襠、〈左緋地、右青地、〉接腰、〈同二裲襠色一、〉○中略
十列北上、〈中略、康平五年五月六日左經信日記云、左緋地錦袍、赤色○接腰、同色○袴、右青地錦打袍、同色○接腰、○下略〉

〔西宮記臨時五〕諸社行幸
延喜五年正月三日、幸仁和寺云々、近衞中將已下、着青摺褐衣當色接腰、如臨時野行幸云々、

〔西宮記臨時四〕野行幸
延喜十八年十月十九日、幸北野、〈大將不着、侍從着、〉云々、鷂鷹飼兼茂朝臣、伊衡、當行、〈以上、青摺接腰、摺衣、紅接腰、〉
○中略 鷂鷹飼源敍、同牧、小鷹鷹飼源供、良岑義方、〈以上四人、檜皮色布褐衣、緋接腰、在鷹村濃布袴、青摺接腰、帶二紫巾一、〉

〔西宮記五月〕觀射事〈付競馬〉○中略

組帶

康保二年六月七日、於弘徽殿有競馬事、(中略)左右馬各三疋、(錦小袖、帶、天冠、錦打毬、帶、鐙、韉等、)

〔餝抄下〕一近衛次將甲

仁安三三廿殿記曰、御部位着裝束、先着大口、(中略)着甲、腰ニ結當比衣、(當比衣不ㇾ用ㇾ帶、平緒也、結當比衣之上當平緒、有結緒、不然、記、大納言)

殿御命曰、甲之日、必用緒地平緒、云々、

〔倭名類聚抄 十二 調度部〕綺帶　唐韻云、綺(音與綺同、和名加無波太、今按、綺、又久美於比)、綺、絲爲帶也、

〔箋注倭名類聚抄 五 服飾部〕按加良久美組絲爲之、非以絲綺縵成者、然則以綺綵絲爲帶之綺字當之、恐不允、衣服令、禮服有綺帶、義解云、綺帶謂綵、加良久美直近之、說文、綺、編絲也、漢書賈誼傳作偏諸、說文又云、綱、圜采綺也、內則、織紝組綱、鄭注、綱綺也、正義、綺圜者爲綱、似編者爲綱、則知綺者綱之編圜者、急就篇注云、綺一名偏諸、縷、絲雜爲之、恐非是、

〔伊呂波字類抄 加 雜物〕綺帶(カラクミノオビ)(綺、綵色帶也)

〔令義解 六 衣服令〕親王禮服

一品禮服冠、(四品以上、每品各有別制、)深紫衣、牙笏、白袴、綺帶、(謂綺帶者綵帶也、)(中略)

諸臣禮服

一位禮服冠、深紫衣、牙笏、白袴、綺帶、深縹紗褶、(下略)

〔令集解 二十九 衣服令〕釋云、周禮鄭玄注曰、其樊及纓以綺絲飾之、說文、綺、編絲也、案綺綵織編音吐高反、古記云、綺帶謂綬一條无別也、或云綺帶不限色任釋、

〔延喜式 十三 圖書〕正月最勝王經齋會堂裝束、(中略)

紫帛帶十六條、(並二條縫四幡、料二中略)雜色綺組帶八條、(各縫幡脚、料、別二條)

〔言成卿記〕弘化四年二月廿五日、多獻束帶之具、

一御組帶(白)

廿六日、今朝大納言御調進御服、以使者局勾當内侍給之處落手云云
三月廿五日、夏御裝束之具、以下御調進、
一御組帶 白
以使者介、附局子勾當内侍給落手云云、

〔諸大名出仕記〕帶の事、(中略)くみ帶用候事、人中へは不可用候、いやしき物にて候也、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕組帶は女房衣裳次第に云、帶はいつものが可然候、夏はすゞしの帶をも用候、次にくみ帶は仕まじく候、賤きものにて候云々、かくいへるにて女の用ひしことしらる、男子のもちひたるは、室町殿日記九十諸方の溢れもの黨をなし、都に徘徊する事をいひて、此者ども愛宕へ參籠すべしとて、一やうに出立ける、赤はだかにあかね染の下帶、小玉打のうち帶を、幾重ともなくまはしてしかとしめ、三尺八寸の朱鞘のかたな云々、この小玉打丸組なるべし、又一代男二寛永ごろの男達をいふ處、染分の組帶、せかいらげの長脇差云々、これまた似たる出立なり、標題比事に、昔都の町小川通りに車うち逆名とりの糸屋ありといへり、竹齋物語に、ある上人の裝束をいふ處、御衣はひぢりめん、帶は天下にかくれなき二條通の百足屋が、上人さまの御帶とて、とり分心を盡しつゝ、しんくの帶の入ッ打に、金しやをませてぞめされける云々、此丸組帶を女童も用ひたり、又兵衞が遊女をかけるに此帶見ゆ、これを名古屋帶とするはいかゞ、專ら肥前名護屋にて打たるのみにもあらず、且つ名護屋帶と云は、まづはさなだの袋打なり、眞業袋に、名古屋帶、女帶は總付はゞ四寸位、男帶はゞ二寸五分位、尤糸さなだと云は、只一枚に織たる物、なごや織は袋打なり云々、右いづれも夏帶地なり、是今も常にあるものにて、彼小玉打とは異なり、名古屋帶そのかみはやりしゝ見えて、檢久物語に、重打の紫帶といへるは是なるべし、入子枕、一小倉㐂まの帶をやめて、なごや帶云々見ゆ、

〔骨董集上編中〕名古屋帶

文祿前後より寛永の比までの古畫を見るに、男女ともに絲を綱にし、縄に似たる帶はしに總をつけたるを、いくへともなくまはして、帶にしたる圖あまた見えたり、其色は白あり、紅あり、青黄赤などをまじへて、彩色したるもあり、按るに、是いはゆる名古屋帶なるべし、昔肥前の名古屋にて、唐糸をもて組たるゆゑに、名古屋帶とも又組帶ともいひしと、或人はいへり、和名抄腰帶云、腰帶〔和名加良久美〕は、絲組帶也とあり、加良久美は辮組にて、名古屋帶は此辮組帶の遺制にやあらん、〔中略〕さて綱の名古屋帶は便利ならざるゆゑに、寛永以後はやゝすたれたるにや、貞享より享保の比の草紙どもに往々見えたる組帶、名古屋組の帶、糸打の平帶、名古屋打の房帶などいへるものは、寛永以前の古制の如き丸打にはあらで、平打にて今云糸さなだの類なり、萬金產業袋〔享保十七年印〕＊譽之因に云、名古屋緒男女の帶糸さなだのことなり、〔中略〕とあるにて、古名はのこりながら、古制にたがへるを知るべし、

〔武道傳來記二〕戀人吹く女尺八

詩屋敷の息女と見えて、〔中略〕大振袖のゆたかに、紫糸の組帶しどけなくむすびて、〔下略〕

〔世間娘氣質五〕傍輩の惡性うつりにけりな徒娘

片陰に立忍び、美しき髮おきへの插櫛笄をのき出し、玉子色の帶を編き組帶に仕替て、此三色持て出しが、暫く有て歸り、右の袂より錢百四五十取出し、〔下略〕

〔渡世身持談義三〕色よりは金に傷む始末者の傾城狂ひ

供のおとこは瑠璃紺の大袖に、名古や打の房帶、角つばの一つざし、〔下略〕

〔萬金產業袋四衣服〕名古屋緒〔女帶男帶〕いと眞田の事也、女帶は總つき幅四すぐらひ、八ッかけ、かすり島、無地しなぐ、男帶幅貳寸五分ぐらい、尤いときなだといふは、只一枚に織たる物なごや織とい

ふは、袋打也、此ふくろうちにも二品、よこ糸の眞ともに、絹のより糸にて織たるあり、上品也、また眞に木綿糸をいれたるあり、これ中品、右何れも夏帶地なり、

〔守貞漫稿 十五 男服〕男子帶ノコト 略○中

中以下男子童男トモニ夏帶ニハ平打ノ眞田帶ヲ用フ、幅曲尺二寸バカリ、色種々ト雖ドモ、茶地ニ紺島ヲ專トス、木綿糸ノ平一重組也、稚ナドニハ多帶ヲ用之アリ、

〔延喜式 四十二 東西市司〕帶肆。略○中　右五十一廛東市

帶。幡。韉。略○中　右卅三廛西市

帶賣

〔七十一番歌合〕十四番　左　帶。賣。

人妻にかけし衣の細帶のくけ地もあらば縫しからまし 略○中

左衣のほそ帶といひ、人づまのくけ地など縫取なしたり、

〔朝野群載 二 文筆〕裝束進退傳 略○中

袍背不縫帶面、裁縫之時不彎、鰭尾幷腋襞等著用之時、結帶之後左右之腋、令有自然之襞、略○下

〔枕草子 二〕夜ふかくいづる人の 略○中 さしぬきなども、ゐながらきもやらず、まづさしよりて、よひと夜いひつることのこりを、女のみゝにいひいれ、なにわざすとなけれど、おびなどをばゆふやうなりかし、

〔御供古實〕一常に人々めされ候おびも、ふんざいに寄べし、さのみにひろきは斟酌に候、女房衆も御禁制にて候、人により候て、ひろきのふんざいもあるべき事候也、

〔夫木和歌抄 雜三十三〕家集戀歌

ゆわたおび　修理大夫顯季卿

としひさにゆ。わ。た。の。お。び。をとりしでゝ神にぞまつるいもにあはんと

〔倭訓栞前編三十五由〕ゆはたおび　いはたおびとも見ゆ、懐妊五月に帯するをいへり、齋肌の義なるべし、鳥羽院の比より見えて、東鑑にも五月著帯の事を載たり、續後拾遺集に、

逢事はかたむすびなる吾妹子がゆはたの緒よいつかとくべき

○按ズルニ、ゆはたおびノ事ハ、禮式部誕生祝篇著帯條ニ在リ、

〔源氏物語四十四竹河〕此中將は猶思ひそめてし心絶ず、うくもつらくも思ひつゝ、左大臣の御むすめをえたれど、おさ／＼心もとめず、道のはてなるひたちおびのことゝ、手ならひにも、ことぐさにもするは、いかに思ふやうのあるにか有けん、○下略

○按ズルニ、常陸帯ノ事ハ、神祇部鹿島神社祭祀條ニ載セタリ、

〔三中口傳二〕一贈物間事○中略

帯　入錦袋、或付枝、或不付之、或又入筥、

〔北邊隨筆四〕帯緒

伊勢年中行事、櫻宮十七日神事、島名子歌云、阿古女乃曾天毛不絶天波牟倍里、於比仁毛世牟、多加文仁毛世牟、伊左世牟、多加乃乎仁世牟、この歌の緒とは倭名抄には、䋝あしをとあり、日本紀には、緒の字をもちひられたり、今の俗、いづれにもはしたなき物を、帯には短し、たすきには長しといふは、これらよりやいひなしけん、この歌は、俗諺の義とはたがひて、無益のものにせんより、おなじくば有用のものにせんといへる心ときこゆ、

〔百家琦行傳二〕帯吉兵衛

大阪願敎寺前三右衛門町といへる處に、保長役をつとめ在し飾屋吉兵衛といふもの、帯をおほく貯畜もちて、一日のあひだに七度八たびはどつゝ、結びかへて歩行けり、衣服は一向數なし、ただ帯のみおほく處持して、百餘すぢに及しとぞ、然ば世人帯吉とのみ呼なしけるにぞ、後には帯

屋吉兵衛と心得たる人もありしとなり、

○紐

〔新撰字鏡 糸〕紐 女久反、緊也、束也、結也、比毛、

〔段注說文解字 十三上〕紐 系也、略○注 一曰結而可解、結者締也、締者結不解也、其可解者曰紐、○中略 从糸丑聲、女久切、三部、紉 單繩也、略○注 从糸刃聲、女鄰切、古音在十三部、

〔倭名類聚抄 十二 衣服具〕紐子 說文云、紐 女久反、俗語云、紐子、比毛、結而可解者也、

〔東雅 十一 服器〕紐 ヒモ ○中略 紐字讀てヒモといふは、古語にヒと云ひしは間也、モといひしは對也、上下にもあれ、左右にもあれ、兩間にありて、對し結ぶの義なり、

〔日本書紀 五 崇神〕十年九月、爰倭迹迹姫命心裏密異之、待明以見櫛笥、遂有美麗小蛇、其長大如衣紐、○略 原作紐、據一本改、則驚之叫啼、

〔日本書紀 十三 允恭〕八年二月、幸于藤原、密察衣通郎姫之消息、○中略 天皇聆是歌、則有感情、而歌之曰、佐瑳羅餓多、邇之枳能臂毛弘、等枳舍氣帝、阿麻多絆泥受、多儾比等用能未、

〔萬葉集 九 雜歌〕檢税使大伴卿登筑波山時歌一首幷短歌 ○中略 國之眞保良乎、委曲爾、示賜者、歡登、紐之緒解而、家如、解而曾遊、○中略 今日之樂者、

〔萬葉集 十四 東歌〕相聞

巨麻爾思吉、比毛登伎佐氣氐、奴流我倍爾、安杼世呂登可母、安夜爾可奈之伎、

〔古今和歌集 十一 戀一〕題しらず　よみ人知らず

よそにしてこふればくるしいれひものおなじ心にいざむすびてん

〔古今和歌集打聽 十一〕入紐は雌紐雄紐とて、裝束の時とりあはせてさし入る物也、仍て入紐と云、

古事類苑

服飾部十六

婦人服飾總載上

婦人ノ衣服ハ、男子ノ衣服ニ同ジク、上古ニ於テ已ニ備ハリシナルベシト雖ドモ、其詳細ハ知ルコトヲ得ズ、而シテ天武天皇ノ十三年ニ、始テ有襴無襴結紐長紐ノ制ヲ定メラレ、文武天皇ノ大寶令ニ、内親王以下女官ノ禮服朝服制服ノ制ヲ載セタリ、文地質服色等ノ禁制ハ、嵯峨天皇ノ弘仁九年ヨリ見エタリ、延喜式ニモ亦詳ニ其制ヲ載セ、特ニ美服ヲ禁ゼシコトハ、中古ヨリ近世ニ至ルマデ、其揆ヲ一ニセリ、而シテ其禮服ニハ衣、單、打衣、表著、裳、唐衣等ヲ著用セル外ニ、領巾、裙帶アリ、大袖アリテ、女帝、皇后、内親王以下、女官ノ著用スルモノ、各〻其制アレドモ、大略ハ男子ノ禮服ニ同ジクシテ、小袖ナク、唐衣ノ上ニ大袖ヲ著用セリト云フ、蓋シ中古已ニ故實ヲ失ヒテ不明ナルモノアリシコト、山槐記ニ見エタリ、朝服、制服ノ文字ハ、僅ニ衣服令ニ見ユルノミニテ、後ノ謂ユル晴ノ服十二單ハ、朝服ニ代ハリシモノナラン、此外、唐裝束、白裝束、宿裝束アリ、共ニ服裝ノ汎稱ニテ、狩裝束、壺裝束、被衣等ハ、著用ノ様ヨリ稱セル名ナリ、

凡ソ中古婦人ノ衣服著用ノ次第ハ、先ヅ衣、次ニ單、打衣、表著、袴、唐衣、裳ニシテ、衣ハ數重之ヲ襲ネタ、其袖襟等ノ美觀ニシテ宜シキヲ得タルガ如キハ、尤モ難シトスル所ナリ、就中晴ノ場合ニハ打出(ウチイデ)ヲ爲シテ、以テ其美ヲ競ヘルガ如シ、而シテ打出ニハ、時ニ應ジテ衣服ノ品類、

及ビ其服色ニ一定ノ定例アリ、又打出ニ似タル式ニテ押出(オシイダシ)ト云フアリ、其美ヲ競フコト專ラ袖口ニ在リ、

抑、中古ニ在リテハ、女御入內用途ノ中ニ、女裝束ノ調製ヲ諸國ニ課セシコトアリ、鎌倉幕府時代ニ在リテハ、女院ノ打出ノ料ノ裳唐衣ヲ諸國ニ充テ、作ラシメ、又宮女ノ衣乏ナルガ故ニ、成功ヲ以テ進ラシメントセシ等ノ事アリシ、又女裝束ハ古ヨリ公私共ニ、贈物トシテ用キラル、コト多カリキ、武家ニ於ケル婦女ノ服裝ハ、鎌倉幕府ノ頃ニ在リテハ、吾妻鏡ニ載セタル將軍宗尊親王ノ室ノ衣服注文ノ中ニ、衣單、衣裳、小袖等ノ稱呼見エタルノミニテ、詳ニ知ルコトヲ得ズ、足利幕府ノ頃ニハ、上流ノ婦女モ、小袖ノ上ニ腰卷ヲ著シ緋袴ヲ穿チ、式正ノ時ニハ專ラ小袖ヲ著用シ、上衣ヲ搔取トス、德川幕府ノ頃ニ於テモ略、之ニ同ジ、平人婦女ノ服裝、近世ニ在リテハ、略、武家ニ同ジト雖ドモ、質素ナルモノヲ著用セシムルヲ以テ常規トセリ、其品ニ禮服、晴服、略服、褻服ノ差別存セリ、

〔日本書紀 二十九 天武〕十一年六月丁卯、男女始結髮、仍著漆紗冠、　十三年閏四月丙戌、詔曰、○中略 男女並衣服者、有襴無襴、及結紐長紐、任意服之、其會集之日、著襴衣而長紐、唯男子者有圭冠、冠而著括緒褌、女年四十以上、髮之結不結、及乘馬縱橫並任意也、別巫祝之類、不在結髮之例、

〔令義解 衣服令〕制服

宮人、深綠以下兼得服之、[illegible] 縹纈紕帶、[illegible] 及紅裙、四孟及尋常則服之、若五位以上女、除父朝服以下色者、通得服之、其庶女服同無位宮人、

〔續日本紀 八 元正〕養老三年十二月戊子、始制定婦女衣服樣、

〔續日本紀 十 聖武〕天平二年四月庚午、詔曰、聖人大寶曰位、因茲賢重明以撫民庶、理財正辭曰義、○中略 所以朕衣裳面脊、時俗、妄不之事在予一人、自今以後、天下婦女改舊衣服、施用新樣、永言念茲、思允所謂、公卿

百寮豈不慎歟、

〔政事要略六十七〕一禁制女人裝束事

少辨滋野宿禰貞主宣、奉勅、既改先服、可隨唐例者、具在勅書、而至于今未有改俗、從今著麻服之外、悉禁斷、若敢違重度者、禁身申送者、

弘仁九年四月八日　　近衛春野廣繩大私伊勢繼等奉

已上二箇條宜實載在看督使式、爲見舊法、又載此書、

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年十月丁丑、文章博士從三位菅原朝臣清公薨、(中略)九年(弘仁)有詔書、天下儀式、男女衣服、皆依唐法、五位已上位記、改從漢樣、(中略)並得關說、

〔延喜式四十一彈正〕凡僧染成文衣袴者、並不得著用、但緣公事所著、幷婦女衣裙不在禁限、(中略)

凡錦衣者、內命婦及女王幷五位以上嫡妻子、並節會之日聽通服、餘者不在聽限、

凡深淺紫綾者、聽庶女以上通著、

凡紕纈絹、爲裳衣袴、纈白絹纈、著從女衣裳、(中略)悉皆禁斷、(但金銀釘身ニ制限、)

〔寬保集成絲綸錄十六〕寬文三卯年十月

女中衣類之直段被仰付之覺

禁中方其外御女中方へも以書付被相達之、

覺

一女院御所姬宮方、上之御服一ト表ニ付、白銀五百目ゟ高直ニ仕間敷候、夫ゟ下之呉服は品々により、猶以下直に可仕上之事、

一御臺樣、上之御服一ト表ニ付(綿)、白銀四百目ゟ高直ニ不可仕、夫ゟ下之呉服は其品により、猶以下直に可仕上事、

一御本丸女中、上之小袖一ツ表ニ付、三百目ゟ高直ニ致間敷候、夫ゟ下之衣類は品により、猶下直に可仕事、

一右之通、京都江戸呉服師共に堅申付候、御かんがへのため、書之差越候之間御めし物并下々之衣類、輕く被仰付候樣ニ相心得、可被申達候、以上、

十月

〔德川禁令考 五十婦女并服飾〕延寶六午年四月

茶屋給仕女之數并衣服之事

覺〇中略

一茶屋女衣服之儀、布木綿之外着せ申間敷事、

以上

午八月

〔享保集成絲綸錄 十九〕天和三亥年二月

覺〇中略

一百姓町人之衣服、絹紬木綿麻布以此内、分限に應じ、妻子共に可着用之事〇中略

一總而下女半下ハ布木綿可着之、帯同前之事

二月

〔享保集成絲綸錄 十六〕天和三亥年二月

一先達而被仰出候御條目之通、中間下女半下之分、半襟袖へり、上へ下着、頭巾、三尺手拭、鼻紙袋、巾着等ニ至迄、總而木綿麻布之外、一切可爲停止旨、今日被仰出候間、嚴堅相守、面々下人共ニ可申付候、若違背之者於有之ハ、召捕可申由、御歩行目付被仰渡方ニ廻り申候間、左樣ニ可相心得旨

被仰出候、以上、

二月

天和三亥年二月

覺

一先日相觸候通、町人衣類之儀、御定之外一切著し申間敷候、尤縫之紋所附り、上帶下帶、半襟、袖ぺり、頭巾、三尺手拭、鼻紙袋、巾著等迄絹紬木綿麻布之外、一切無用ニ可仕候、若相背者有之候はゞ、急度曲事可被仰付候間、此旨堅相守可申候、以上、

二月

天和三亥年閏五月

覺

一女衣裝縫金紗之衣服持合候共、著候儀無用たるべし、幷縫之紋所無用之事、以上、

閏五月

天和三亥年閏五月

一町家に住宅致し候奉公人、扶持人、合力取、醫師、座頭幷浪人之妻子、召仕附女之奉公人たりといふ共、總而女衣裳縫金紗之衣服持來候者も、著レ候儀可レ爲無用、縫之紋所可レ爲同前、若相背者有之においては、急度曲事可申付者也、

閏五月

〔京都御役所向大概覺書七〕江戸ゟ御觸書幷役所ゟ指出候觸書之事略○中

覺

女衣類縫御制禁被仰出候得共、有來候儀候間、向後結構に無之樣、代銀貳百五拾目を限り、縫の衣類

賣買可仕候、尤すぬひなどのたぐひの美麗成儀仕間敷候、若右書付於相背は急度曲事可申付者也、

寛30年庚戌六月十八日

覺

一女衣類於江戸被仰出候御書付最前相觸候得共、金紗等之儀、御書付ニ無之故、承合候處、少々金紗も不苦候、小袖壹ツニ付貳百五十目ゟ高直之商賣仕間敷由呉服所并縫物屋江申觸候、但町人百姓等之儀、下人ハ不及申、主人妻子等迄、先年申渡候通、絹紬布木綿之外、着不仕筈ニ付、然上者縫金紗之儀者不及沙汰候、末々ニ而色々ニ承、心得違も可有之候間、猶以此旨相守候樣ニ口上ニ可觸知旨、御役人衆被仰渡候、以上、

寅七月

(享保集成絲綸錄十六)元祿元辰年十二月

覺

一頃日町中ニ而、女之衣類結構成物着し候由相聞へ候、彌先年被仰出候御定之外、結構成衣類一切着し申間敷候、女ニ不限町人共も御法度之衣類着し申間敷候、自然相背き御定之外結構成衣類着し候ハヾ、男女共ニ召捕之、急度可申付候間、此旨可相守候、以上、

十二月

元祿二巳年閏正月

覺

一衣類之儀、御法度被仰出候處、頃日御法度之衣類着し候女、町廻り之輿力見出し捕之來に付、牢舍申付候間、彌御定之外、御法度之衣類、一切着し申間敷候、若相背候者於有之ハ、捕之、重而ハ彌

強く可₋申付₋候間、此旨可₋相守₋者也、

　閏正月

〔享保集成絲綸錄十九〕元祿十二卯年十月

　女中衆帯々けんやくを用、おごりがましき儀無₋之樣にいたさるべき事○中略

一衣類めなれ候分はくるしからず候、たび〳〵けつこうにあらためらるゝ事、むようにいたさるべく候、拜領ものはかくべつの事○下略

〔享保集成絲綸錄三十六〕正德三巳年五月

　條々

一女之衣類、自今以後小袖之表一ッに就て、上之御用之物は其代銀五百目を限り、万石以上之用之物は四百目を限り、其餘は三百目を限り、夫々高直の物一切に商賣すべからざる事、

　附、女帯之類、其外何物に不₋限此例に准じ、其價を輕し商賣すべき事、

一女の衣類、絹紬に不₋限、其下地は下品の物ニ而縫鹿子等は不₋相應之物、たとへ跳候物有₋之候共、一切に仕り不₋可₋出事、

一男女の衣類に不₋限、自今已後、或は珍しく或は新らしき織物染物之類、一切に仕り出スべからざる事、

右近年以來、女之衣類種々結構に及び、其上長綺表に渡來候織物糸類を始、縫鹿子染物等の手間代も相增し、其價以の外高直に至り、尤以て不₋可₋然事に就而、御制禁之所に候、或は衣類の下地を違つかはし、金絲縫箔鹿子等の代銀計りにて、御定之通に合候樣に仕り、或は小袖二ッ三ッの價を合せて、其表一ッの代銀とし、あるひは珍數換樣、新數染色等、其好みに任せて仕り出し候類、すべて此等の事によりて、御法度も破れ候事に候得者、於₋自今已後、何事に不₋依、御制禁の旨に違犯

之輩有之においては、急度重科に行はるべし、たとへ何方ゟ洗來候といふ共御制禁の物共請がふに不及、のがれ難き子細も有之においては、早速町奉行所に訴出、其沙汰に可任也、

正德三年癸巳五月

〔享保集成絲綸錄十六〕享保三戌年五月

町人男女衣類之儀、前々も相觸候得共、美麗之由ニ候、此間ハ別而結構ニ成、下着迄ニ心を附候樣ニ相聞不屆ニ候、町人并召仕男女共に衣類之品、先年相觸候通可心得候、相背においては、急度曲事ニ可申付候、勿論見合次第召捕可申候間、此旨町中可觸知者也、

五月

享保六丑年四月

女中衣服、次第ニ結構ニ成候、ケ樣ニは是有間敷儀ニ候間、輕き品を用ひ候やうにとの思召に候へハ、向後彌其心得可有事に候、左候得ば御家門方其外大名衆より女中使御城へ上り候節、輕き衣服着用罷出可然儀と、老中申聞候由、御家門方大名衆之女中向々へ申通有之候樣に可被致候、

四月

御女中樣方附へ

女中衣服、次第ニ結構ニ成候、ケ樣ニは有之間敷儀ニ候間、輕き品を用候樣にとの思召ニ付、御本丸女中ハ向後其心得ニ而有之候、左候へハ御本丸ニ准じ御城江女中御使差上られ候節、其心得可有之事ニ候、此段爲御心得申達候、

四月

禁奢侈

〔享保集成絲綸録十九〕享保九辰年六月

覺〇中略

一婦人之衣類、近年結構ニ相見ヘ候、向後大名之妻女たりと云共、輕き縫金糸等を用ひ、殊に結構成衣類拵被申間敷候、殊ニ召仕之女ニ至而者、猶以上下之差別有之候様ニ堅可被申付候、此度定直段町中江相觸候間、其趣ヲ可被存事、〇中略

六月

覺〇中略

一婦人衣服之儀、此度万石以上江被仰出候趣ニ准じ、彌堅く可被相心得事、〇中略

六月

〔本朝文粹二意見封事〕意見十二箇條

善相公〇清行

一請禁奢侈事

右〇中略臣伏見貞觀元慶代、〇中略其婦女則下至侍婢家非貧執不服、衣非綾綺不着、染紅袖者費其萬錢之價、縫衣者殺於一粘之間、自餘奢靡不能具陳、〇中略伏望隨人品列、定衣服之製、令檢非違使紀其事、以強格式、而此法常自上破之、令下效之、而望令檢非違使強行此制、〇中略

延喜十四年四月廿八日　從四位上行式部大輔臣三善朝臣清行上封事

〔政事要略六十七〕太政官符

雜事十一箇條

一應重禁制男女道俗著美服事

右衣服之制、明在神護景雲四年格、天暦元年符、而年紀推移、人心驕逸、不辨上下、以綾羅爲身裝、不論正私、以紅紫爲褻服、〇中略事動美服過差、一切禁斷、但袖闊一尺八寸已下、袴廣不及三幅、不可必

制止、

長保元年七月廿七日

右弁官下檢非違使

雜事三箇條

一應禁制男女道俗著美服事

右同前奏狀偁、同前符偁、〈中略〉頃來官畏紅紫之服、遠防自存、洛中者直袍下襲之類、或是用紅、或亦用紫、誠雖禁其深染、未曾制其淺色、年來之間、行來尚矣、今須停止、頗不穩便、美服過差之外、尋常通用之色、仍爲被聽、更有何異、〈中略〉華袖、紅紫之服、僅雖行之、又有濫乱行之處、中有疑殆之由、仍以二尺可爲其限者、以前條事、所仰如件、使宜承知依宣行之、

長保二年六月五日　　左大史多米朝臣國平奉

中弁源朝臣道方

(百練抄一四條)長保三年十一月廿九日、諸卿〈中略〉又上達部女房等美服可禁事定申之、

(我衣)寛文年中ニ至タハ、綸子ノ小袖ヲ著ス、地白綸子或ハ紺緋紫ノ紋鹿子總地ニセリ、尤結構ナリ、小船町一丁目石川六兵衛ト云者ノ妻著奢タリ、此女常ニナアヤテリメン綸子ノ類ヲ著シ、晴ガマシキ所ヘハ、綸子綸子金入等ヲ著ス、常憲院殿〈綱吉〉上野へ始テ御成ノ時、〈延寶年中御代替〉後ノ六兵衛御成ヲ拜スニ、黒門前ニ棧敷ヲカケナセ、御簾ヲアゲ、香ヲ打セ、名香ヲ焚キ〈伽羅トイヘリ〉左右ニ女ノ切禿兩人、緋縮緬ノ大振袖ヲ著セ、眞中ニ座ス、御通行ノ節、御簾ヲ卷セタ拜セリ、是東照宮御他界以後、漸四十餘年ノ事ナルニ、増タ御城ハ明暦ニ燒失シ、間モナク御三代ノ御代替リ、其外キシ〈〇キシ二字恐誤字〉由井、丸橋等、天草亂、其外色々天災有タ、其節迄ハ下々町人體ヘハ、御政務不行届モ尤ナリ、シカレドモ石川六兵衛カ程迄女房ニ爲著上ヲ憚ラヌ仕方心付ヌト云ハ、アマリナル事

ナリ、ヒツキヤク萬事ニ付、身ノ分限ヲワスレ、放埒千萬ナリ、感タナル町人ノ心ナリ、其時ノ上意ニ、是ハ何レノ大名ノ奥方ゾヤ、アマリ結構成樣子ナリ、アレ捕ヨトノ嚴命ニテ、則町人妻ノヨシ申上ル、是ヨリシテ町奉行吟味ノ上、石川夫婦遠島ニ被仰付、闕所トナルニ、金入ノ小袖計リ、着モノ不久ノタトヘナリ、六兵衞タハケニモセヨ、名主町役人コレヲ止メヌハ、皆々心ナキ事共ナリ、是ヨリ町人百姓男女ノ衣類、麻ノ外嚴敷御停止ニテ、寛永ノ如ク成ニケリ、

〔甲子夜話 七〕享保質素ノ令モ、オノヅカラ薄ラギシヤ、寶曆九卯年ニ、衣服ノ制ヲ仰出サレケル旨アリシ頃ヘ、○中略町廻リノ同心、兩國橋ニテ商人ノ妻、黑縮緬ノ袷ニ、モウルノ帶、茶ノ服帶、下ニ白帷子ヲ著タリシヲ咎メテ番所ヘ預ケ、黑キ縮緬ノ小袖一ニテ僕婢ニ從ク少婦ノ胸ニ封ヲツケシトゾ、コレハ能役者觀世大夫ガ妻ト聞ヘシ、神田邊ニテ青梅縞ノ袷、裏ニ黑繻子ヲツケ、金魚ヲ縫タルヲ著シタル少女モ襟ニ封ヲツケラレタリ、○下略

〔延喜式 正親 四十一〕凡無品親王、諸王、內親王、女王等衣服色、親王著紫、以下孫王准五位、諸王准六位色、其孫王

凡婦人得著夫衣服色、但節會之日、不在此例、○中略

凡蘇芳色者、親王以下參議以上、幷參議三位及嫡妻女子、幷孫王並聽著用、○中略

凡公私奴婢服、黃橡、淺紅、赤橡、白橡、黑染、其紺青赤纐布等色聽之、襲、縁、纈、綵等不須全色、唯得纐纈纈纈、

凡親王以下車馬從服色、通著皂及黑鼠染、青襲、自餘色皆聽之、其女從衣者、通著黃、赤橡、蘇芳、退紅、中縹、淺緑、緑、白橡、黑染等色、

〔雅亮裝束抄 三〕女ばうのさうぞくのいろ

春夏秋冬のいろ〳〵、いはひにきるいろ〳〵、

うらこきすはう
おもてはなからはどのすはうの、うらはこきすはうなり、おそきひとへ、
すはうのにほひ
うへはうすくて、またざまにこくにほひて、あをきひとへ、
まつがさね[illegible]
うへ二つ、すはうのこきうすきもえぎのにほひたる三、くれなゐのひとへ、
またろぎぬつねのことなり
すはうのにほひ、またろぎぬにはしこきうちをかさぬべきなり、
くれなゐのにほひ
うへくれなゐにほひて、またへうすくにほひて、こうばいのひとへ、
くれなゐのうすやう
くれなゐにほひて三、しろき二、またろきひとへ、
こうばいのにほひ
うへはうすくて、またへこくてあをきひとへ、またまざりたるひとへをもきる、
もえぎのにほひ
うへはうすくて、またへこくにほひて、くれなゐのひとへ、
うすもえぎ
おもてはみなうすあをにて、うらのすこしこきなり、これもくれなゐのひとへ、
やなぎ
おもてはみなまろくて、うらみなうすあをくれなゐのひとへ、又うらにほひておもてはまろ

くて、うらはまたへこくにほふ、

十月一日よりぬりさぬわたいれてきる

きくのやう〳〵

おもてみなすはうのにほひ、うらみなまろし、あをひとへ、

おもてすはうのにほひ、うすきなる二、あをきか、こきうすきくれなゐのひとへ、

もみぢのやう〳〵

くれなゐもみぢ

くれなゐ、やまぶき、きなる、あをきこきうすきくれなゐのひとへ、（スヘテヒトヘトゾオボユル）

はじもみぢ

きなる二、やまぶきくれなゐ、すはうくれなゐのひとへ、（キナルハヒトツニヤ、ヤマブキナミハカスナリ。）

あをもみぢ

あをきこきうすき、きなるやまぶき、くれなゐすはうのひとへ、

かへでもみぢ

うすあを二、きなるやまぶきくれなゐ、くれなゐのひとへにても、すはうのひとへにても、

もぢりもみぢ

あをきこきうすき二、きなるやまぶきくれなゐ、うらはすはうくれなゐ、やまぶきこきうすき

くれなゐのひとへ、

五せちよりはるまできるいろ

ひらききのにほひ

うへこきむらさきより、したへうすくにほひ[illegible]のひとへ、

むらさきのうすやう

うへよりしたへうすくて三、しろき二、しろきひとへ、

くれなゐのにほひ、こききにしるしたり、

くれなゐのうすやう、こききにしるしたり、

こうばいのにほひ、こききにしるしたり、

うらまさりたるこうばいに、お[illegible]て、うらまさりて、あをきひとへ、

やなぎ、こききにしるしたり、

もえぎ、こききにしるしたり、

やまぶきのにほひ

うへこくて、したへきなるまでにほひて、あをきひとへ、

うらやまぶき

おもてみなきなり、うらみなこきやまぶき、あをきひとへ、

はなやまぶき

うへよりしたまで、みな中らいろのやまぶき也、あをきひとへ、

ひめぞめ

おもてはみなしろくて、うらみなこきすはう、あをきひとへ、

ひめがさね[illegible]

うへしろきこうばいにほひて、くれなゐ一、こきすはう、こきひとへ、あをきひとへもおなじなり、

ゆきのした[illegible]

しろき二、こうばいにはひて三、あをきひとへ、

むらさきむらご

むらさきにはひて三、あをきうすき二、くれなゐのひとへ、

ふたついろに

うすいろ二、うらやまぶき二、もえぎ二、くれなゐのひとへがさね、

フタツイロへ、モエギヲウヘニカサヌルコトモアルトカヤ、ナレドフヂニハコノ定ニウスイロヲタヘナリ、カズオホクスルニハ、コクバイナドコソ、

いろいろ

うすいろ一、もえぎ一、こうばい一、うらやまぶき一、うらこきすはう一、くれなゐのひとへ」

「又さくらつゝじとて、さくらのきぬ、さくらもえぎのうはぎ、かばざくらのからぎぬなどをきる、

四月うすぎぬにきるいろ

さうぶ

あをきこきうすきしろき、こうばいこきうすきしろきすゞしのひとへ、

わかさうぶ

おもてあをきこきうすき三、ふたつはうらしろし、しろきおもて二、うらこうばいのにほひ三、しろきすゞしのひとへ、

ふぢ

うすいろのにほひて三、しろきおもて二が、うらあをきこきうすきしろきすゞしのひとへ、又くれなゐのすゞしのひとへ、

四月ノアハセノキヌニハ、イカナマニモレロキヌスヾシノヒトヘヲ、カサヌルコトニコソアメレ、マツリヨリノチ、スヾシノキヌニセンコソ、クレナヰハカサナメ、アハセノキヌニハ、ナニイロニタモアレ、シロキヒトヘト思ハヒガコトカ、

つゝじ

くれなゐにはひて三、あをきこきうすき二、ひとへしろきくれなゐ、こゝろ〴〵なり、

花たちばな

やまぶきこきうすき二、しろき一、あをきこきうすきしろひとへ、あをひとへ、

うのはな

おもてみなしろくて、うらしろき二、きなる一、あをきこきうすき二、うらしろきひとへ、

なでしこ

おもてはすはうにはひて三、しろおもて二、うらすはうくれなゐ、こうばい、あをきこきうすき、

しろきくれなゐひとへなり、

しろなでしこ

おもてみなしろくて、うらすはうくれなゐ、こうばい、あをきこきうすきしろきくれなゐひとへ、こゝろ〴〵なり、

ぼうたん

おもてみなうすきすはう、うらみなしろし、すゞしのひとへ、

わかかえで

みなうすもえぎ、くれなゐしろきひとへ、心々也、

もちつゝじ

すはう三にはひて、あをきこきうすきしろひとへ、

五月ひねりがさね

さうぶ、うすぎぬのいろにおなじ、

むらさきのうすやう、うすぎぬのいろにおなじ、

くれなゐのうすやう、うすぎぬの色におなじ、

花たちばな、うすぎぬにおなじ、

なでしこ、うすぎぬにおなじ、

ウスギヌハ、ウラノイロ々々ナルニ、フナジヤウニハイカナルベキゾ、オモテノイロノ定數、

かいつばた

うすいろにはひて三、あをきこきうすきくれなゐのひとへ、つねのことなり、[blank]ばかりなり、

六月よりのひとへがさね

すはうくちば、くれなゐうすいろうすあを、からかみそめつけ、ふせんれう、

からかみきなるに、しろたてあをきかさねをしたり、けもんさ、ふせんれう、これらはみなふたへなり、すはうくちばくれなゐ、うすいろ、うすあを、これらはみなしらがさねしたり、

カラカミハ、ヤウ々々ナリ、キカラカミ、アヲカラカミ、フチノコトナリ、スハウウスイロウスタチバ、ウヘシタオナジコナナルモアリ、フチノコトナリ、

七月七日よりきがへする

はぎうすいろにあをたて、またにあをきかさね、

をみなへし、きなるにあをたて、またにあをきかさね、

オミナヘシナドハ、六月ギヲンノ御エ[blank]ナドヨリキル、フチノコトナリ、

八月一日より十五日まで、ひねりがさね、

くれなゐのうすやう

むらさきのうすやう

すゞき

すはうのこきうすき三、あをきこきうすき、またろひとへ、

アヲキヲウヘニカサナキテ、ナカ□アリテ、レタニスハウヒトヘ□ニホヒテ、ヤガテスヘ

タヒトヘト服ヘシガコトニヤ、

りんだう、かいつばたにおなじ、

きく、ねりがさねにおなじ、

もみぢ、ねりがさねにおなじ、

八月十五日より九月八日までは、わたいれぬすゞしのきぬ、すはうすいろ、またろききくもみぢ、

ねりがさねに同じ、

をみなへし

おもてをみなへし、うらみなあをし、くれなゐのひとへ、

九月九日よりすゞしのきぬのわたいれたるをきる、くれなゐむらさきうすいろ□またろ、これらみなつねのことなり、

十月一日よりねりぎぬはしにかさ□このきぬどもに、うはぎにをきては、おりによりこゝろにあるべし、あゐいろはじいろをかさぬ、きくのきぬに、もみぢのうはぎをもかさね、もみぢのきぬに、きくのうはぎをもかさぬべし、○下略

〔女官飾抄〕秋冬のきぬの色々

一みなくれなゐのきぬ　くれなゐのひとへ、白きうはぎ、松がさねの小うちき、
一くれなゐにほひのきぬ（うへくれなゐに、うす紅なかさね、）紅梅のひとへ、もへぎのうはぎ、赤いろの小掛、
一くれなゐのうすやう（うへくれなゐに、白きなかさね、）白きひとへ、櫻のうはぎ、えびぞめの小うちき、
一紫にほひ（うへむらさきに、うす紫なかさね、）くれなゐのひとへ、うら山吹のうはぎ、もへぎの小掛、
一紫のうすやう（うへ紫に、白きなかさね、）白きひとへ（紅はわろき也、）萌黄のうはぎ、紅梅の小うちき、
一梅のきぬ（おもて白し、うらすわう、）すわうのひとへ、紅梅のうはぎ、あかいろの小うちき、
一つぼみ紅梅（表紅梅、うらすはう、）青きひとへ、萌黄のうはぎ、えびぞめの小うちき、
一うらまさりの紅梅（表紅梅、裏紅、）まさりたるひとへ、もえぎのうはぎ、赤いろの小掛、
一紅梅にほひ（うへ紅梅に、うす紅梅な重、）まさりたるひとへ、萌黄のうはぎ、えび染の小うちき、
一紅梅がさね　くれなゐのひとへ、えびぞめのうはぎ、もへぎの小うちき、
一柳（表しろく、うら青、）くれなゐのひとへ、櫻もえぎのうはぎ、あかいろの小うちき、
一さくら重ね（表しろく、うらあかく、）きあか花、紅のひとへ、紅梅のうはぎ、すわうの小うちき、
一山吹にほひ（山ぶきの表に黄なるきぬなかさね、）青きひとへ、萌黄のうはぎ、えび染の小うちき、
一花山吹（表うすくち黄、うら黄いろ、）紅のひとへ、うら山吹のうはぎ、青き小うちき、
一うら山吹（おもて黄色、うらくれなゐ、）青きひとへ、金襴のうはぎ、えび染の小掛、
一くれなゐつゝじ（おもてすはう、うらうすくれなゐ、）青きひとへ、松がさねのうはぎ、山ぶきの小掛、
一つゝじ（表すわう、うら青し、）萌黄のひとへ、かばざくらのうはぎ、藤の小うちき、
一藤がさね（おもてうす紫、うら青し、）紅のひとへ、うら山吹のうはぎ、松がさねの小うちき、
一色々五（うすいろ、こうばい、もえぎ、すわう、山ぶき、）くれなゐのひとへ、紅梅のうはぎ、萌黄の小うちき、
一七重（うへ白き、くれなゐのこきうすき二かさね、おなじこきうすき一かさね、うすいろのこきうすき一かさね、うへともに七重ね、）紅のひとへ、

すわうのうはぎ、もえぎの小うちき、

一しろうすやう（うへしおまれし、白きなかふにや、）白きひとへ、紅梅のうはぎ、くれなゐの小袿、

一松がさね（表あを、うら紫、）くれなゐのひとへ、萌黄のうはぎ、すわうの小うちき、

一かばざくら（表すわう、うらあか、）もえぎのひとへ、櫻のうはぎ、柳の小うちき

一さくらもえぎ（表もえぎ、うらあか、）紅のひとへ、紅梅のうはぎ、すわうの小うちき、

一えび染のきぬ（表すわう、うら蘇芳、）紅のひとへ、もえぎのうはぎ、紅梅の小うちき、

此内梅紅梅は十一月の五節より二月まで、裏山吹は三月まで、藤は三四月ばかり、其外の色々は時をさだめず候、四月にはあはせのきぬにも此色を用候、きぬの地はからをり物二重なり、たゞのをり物綾、何にても子細あるまじく候、常はおはやけわたくしをとしなべて、五ぎぬにて候、其内ゑかるべき御方はむつも八も又十も時によりてかさねられ候、唯今の人は五より外はいたく用ひ候はず候又うち〳〵は衣一二をも用なり（一にひとへなかまれ、二三重はたるもあるいなしと云々、）

一うはぎ小袿などはふたへをり物又唐をり物をも用べきにや、

夏のはじめの衣の色

一藤重ね（表うす紫、うら青、）白きすゞしのひとへ、松がさねのうはぎ、くれなゐの小うちき、

一卯花（おもて白く、うら青し、）しろきすゞしのひとへ、紅のうはぎ、ゑび染の小袿、

此外色々さまにゑるすに同じ、四月中は袷の衣にて候、ひとへは衣がへのひとへとて、精好の生絹を何れもかさねられ候、又賀茂の祭の日は、生絹の五衣を用事も候、

五月五日より秋までの衣の色

一あやめのひとへがさね（表青し、うら紅梅、）すわうのうはぎ、ふたあいの小うちき、

一花橘のひとへ重ね（おもて青く、うら紫、）白きうは青、すわうの小うちき、

一撫子のひとへがさね（おもて紅梅、うら青し、）すわうの上着、紅の小うちき、

一女郎花のひとへ重ね（おもてたて青ぬき黄色、うらあをし、）紅のうはぎ、赤いろのこうちき、

一すわうのひとへ重ね　女郎花のうはぎ、二藍の小うちぎ、

一萩のたてあをのひとへ重ね（表たて青く、ぬきすわう、うら青し、）すわうのうはぎ、をみなへしの小掛、

一萩のひとへがさね（おもてすわう、うらあをし、）女郎花のうはぎ、くれなゐの小うちき、

一うすすわうのひとへ重ね　こきすわうのうはぎ、松がさねの小うちき、

一紅のひとへ重ね　二あひのうはぎ、松葉の小掛、

一二あひのひとへ重ね　をみなへしのうはぎ、すわうの小うちき、

一ゑびぞめのひとへ重ね　白きうはぎ、紅の小掛、

一白きひとへ重ね　紅のうはぎ、二あひの小うちき、

ひとへがさねの事、うへはすゞしの織物、あるひはうすものあや、または綾のひとへひねりがさねにて候、下ざまはへいけんうす物などを用る、又綾を何色にても染てはりて用る也、あやめ、たちばなは五月中、なでしこは六月まで、をみなへし、萩は祇園の會より秋のうちめさるべく候、うはぎ小うちぎ皆すゞしの織物、或はふたへ織物をも上ざまは用る也、

九月九日より衣の色

一菊紅葉又何にても五ぎぬすゞしにうすきわた入て用ひ候に、近頃はいかゞ候やらん、

十月より五節までのきぬの色

一菊の御衣八（うへ五すわうにほひ、した三しろし、）あをきひとへ、きあをうらのうはぎ、表黄、裏青、りうたんの小うちぎ、（おもてすわう、うら青し、）

一紅葉重ね八（黄色三、山吹のうすきこき一かさね、紅のうすきこき一重、すわう一、合て八也、）紅のひとへ、菊のうはぎ、黄ぎくの小う

ちき、

一白菊(表白、裏すわう、)　くれなゐのひとへ、黄菊のうは着、すわうの小うちき、

一黄ぎく(表黄、裏青、)　くれなゐのひとへ、白きうはぎ、えびぞめの小うちき、

一うつろひ菊(おもて中黄、うら青し、)　紅のひとへ、松重ねのうはぎ、あをき小袴、

一黄もみぢ(表黄いろ、うらすわう、)　くれなゐのひとへ、すわうのうはぎ、青き小うちき、

一はじ紅葉(表すわう、うら黄、)　紅のひとへ、えびぞめのうはぎ、すわうの小うちき、

一かへで紅葉(表うす黄、うら黄、)　すわうのひとへ、くれなゐのうはぎ、えびぞめの小袴、

此外の色々は、先の春夏の色のところにあるしをはんぬ、

〔簾中舊記〕女はういまやうの事

一正月めし物の事、朔日、御こそでその物、ひるの御いはひおり物、二日、御小袖何にてもひるはおり物、三日、御小袖何にてもひるははくえ、七日、あさこそで何にてもひるはぬひ物、十五日、あさ小袖何にてもひるはおり物、

一正月のきりには二小袖一えりにめし候、こうばいのたぐひめし候人は、ただにこうばいのたぐひめし候、ねもじもめし候、きりにはひとつ〳〵のえりをそろへては、めし候まじく候、

一二月一日、御小袖何にても、

一三月一日、御小袖御紋はも、つき申候、二えりにめし候、三日、御小袖何にてもめし候、御こそで

一えりにめし候、

一四月一日、御小袖りうもんのおり物ばうたんめし候へば、ばうたんのたぐひなにゝても、

一四月には、ばうたんと申物めし候、ねもじにはくえぬひ物などして、うらあかくしてめし候、ばうたん廿の御としまでめし候、

一五月一日、あさ小袖何にてもこうばいめし候人は紅ばい、ひるはゑぬひ物のすゞしうら、五日あしたの小袖何にても、ひるはすゞしのおりものすゞしのうらのねりぬきめし候、五月うちはかたびらはめし候はず候、御臺さまめし候へば、わたくしにてもめし候、

一六月一日、あしたはいづれもあかきにても、くろきにても御かたびら、何にても御すゞしの御こしまき、

一七月一日、何れもあかきにても、こんおまろにても御かたびら、七日御すゞし、うらは何にても、

一八月一日、御ねりぬきのすゞしうらにそめつけ、御臺さまはませにすゝきばかり御もんに御つけ候、わたくしは秋の野を心々に御つけ候、

一九月一日、ねりうらのねもじに御小袖めし候、何にてもめし候、九日御染物きくのもんをおなじくは御付爲、参候、

一十月一日、あさ小袖何にてもひるおり物、此月はむらさきをはんにめし候、

一十一月一日、何にてもめし候、こうばいのたゞひめし候人は、こうばいのたゞひめし候、

一十二月一日、何にても御心々にめし候、廿六日には御所々々御さいまつの御禮に成り候時はゑぬひものめし候、

一御わたましには三日ゑろくめして、もをめし候、十五の御としまでは、あかきもをめし候ほどに、三日御まいり候はず候、御つぼねにてはあかくめし候、おびはあかきを御さた候、

一管領の御うへは御はゝなりをくばうよりさせ参らせられ候へば、御はゝとおはせられ候、かやうの御かたはからをり物めし候、いつにても上さまより御めん候へば、御前へをしたてゝめし候、御前へをしたてゝめし候はぬ身には、御めんと申事は候はず候つる、

一こうばいのたゞひは廿八の御としの五月五日までめし候、そうじて霜月の一日より五月五

日のあしたとくまでめし候がはんにて候、おなじくは夏はめし候まじく候へども、はくもこうばいのたぐいにもちいられ候、りやうはうひとつまぜも、こうばいのたぐひに用られ候、ひとつまぜのりやうはうこうばいぞめすゞしうらには用られ候はず候、

一上らふだちはかうしまるすゞし、ひとへもめし候、御なかたちはかうしは御めん候へども、すゞしなど御めん候こともまれに候、

一あやをまろきをめし候人は時々のきのもんをめし候、うすこうばいまろくれなゐなどにそめられ候へば、もんは何にてもくるしからず候、廿八よりのちはこうばいのたぐひにはそめてはめし候まじく候、むらさきのならではなり候まじく候、

一かた〳〵のぬひ物かた〳〵はくもいつものにて候はねば、時々の事の物を両方おなじやうにもんにつけられ候、さりながらかた〳〵はときはのまやうにて、かた〳〵は時の事の物にてもくるしからず候、

一おり物のかさねはぬひ物こうばいなどにて御入候そめ小袖はかさねられ候はず、おり色は何にても御かさね候、出候、

一こうばい、ぬきしろ、りやうはうひとつまぜは廿八までめし候、

一くもはくは十五までめし候

一はくはこうばいおりすぢのまたにもめし候

一ぬひ物はおり物のまたならでは、べちの物のまたにてめし候はず候、

一いかいすはまゞらうはがへになり候

一はくぬひ物のかいきりとは、かたすその事にて候、まゝにて候はで、そしとをしたることにて候、これはうへ〳〵にめし候たゞの人はきぬものにて候、

一とをしはくぬひ物、これもうへ〳〵ばかりめし候、久しきは下々の人き候、

一上らふたちは、いつもまたゑのもまたるうすやうにて御ぐし御ゆひ候、

〔羽倉考二〕赤花之事

女官飾抄ニ、サクラガサネ、オモテシロク、ウラアカ花、カバザクラ、オモテスハウ、ウラアカ花、サクラモエギ、オモテモエギ、ウラアカ花ナド、アル、赤花ハ紅花ノ事ナルベシ、但同書ノ中ニ上クレナヰニウス紅ヲカサヌ、上クレナヰニシロキヲカサヌナド云コトアレバ、一種ノ赤花或ハ紅ト開名ニ云別テタル事疑ナキニ非ズ、然レドモ赤花ト云フ別物アル可ラズ、何コトナレバ、二藍ト云色ハ、赤花青花ト相交ハル色ト、宮飾装束抄、純帯装束以下諸抄ニ見エタリ、而シテ此二藍ハ紅ト藍トニテ染ル事ハ世ニ明ナリ、紅ハ紅藍呉藍ナド云テ、クレノアヰト云義ヲ以、クレナヰトモ云ナレバ、一ツノ藍ナリ、又青モ一ツノ藍ナレバ、紅藍青藍ノ兩藍ヲ以染ルガ故ニ、二藍ト云事ト見エタリ、然レバ是紅花ナル事ハ明ナル歟、然ルヲ赤花ト紅ト書別ケタルハ、若淺深ノ差別モアルヤト考フルニ、赤花ヲ遁スナド云詞岷江入楚等ニモアレバ、淺深共ニ云詞ト見エタリ、蓋女官飾抄ナドハ、書例ノ正シカラザル書ナレバ、一種ヲ筆ニ任セテ、或ハ赤花ト書キ、或ハ紅ト書キタルノミニテ、別ノ趣意ハアル可ラザル歟、假令故實書ノ中、色ノ名ヲ書擧タルニ、紅ニホヒノ衣、梅ノキヌナド、誤ルカト見レバ、ムラサキニホヒ、ヤナギナド、バカリ云テ、衣トイハズ、又紅梅ト云ハ、薄紅ノ事ナルヲ、上クレナヰニ、ウスクレナヰヲカサヌ、ウラウスクレナヰ、ナド、云カト思ヘバ、コウバイノヒトヘ、オモテコウバイ、ナド、記ス、又薄色ト云ハ薄紫ナルニ、或ハウスムラサキヲカサヌト云ヒ、或ハ色々五ツウス色、コウバイ、ウス色ノ、コキウスキナド、モ云テ、書例一樣ナラズ、此外、オモテキイロト云ヒ、オモテキト云ヒ、ウラアヲシト云ヒ、ウラアヲト云フ類、何モ趣意アル事トモ聞エズ、女官飾抄ニ限ラズ、裝束諸抄皆然リ、又三條中山口傳抄ニハ、衣ノ紅ノ事ヲ紅

禁色

花トモ云ヒ、近衛院裝束抄ニハ、表、面白裏赤紋ナド、モ云リ、〈但是ハ青本花ノ字ノ誤脱ナルモ量リ難シ〉然レバ赤花ト云ヒ、紅ト云事、差別ナク錯亂モナキナルベキ歟、

カラカミト云衣ノ名之事

裝束抄經緯ヲ以名タル所ノ色ノ名ハ、大抵草木ノ名ニシテ、間々ハ水色、氷色、鳥ノ子重ナド云類名モアリ、カラカミト云草木ノ名イマダ聞ズ、若クハ唐紙ノ綺ニモ有ン歟、假字裝束抄ニ、カラカミハ黃ナルニ白經トアリ、黃緯白經ハ濃黃ナルベシ、唐紙ノ色タル大抵純白ニハ非ズシテ黃氣アリ、唐本ニ用ユル所ノ紙皆然リ、然レバ黃緯白經其色唐紙ニ似タルヲ以、カラカミト名ケタル歟、且唐紙ハ女ノ暑天ニ着用スル單重ノ名ナリ、單ナル衣ナレバ、是又唐紙ニ似タルベシ、又假字裝東抄ニ、カラカミ樣々ナリ、黃カラカミ、青カラカミ、常ノ事ナリト見エタリ、唐紙ニモ色唐紙トテ色々アリ、黃唐紙モアリ、青唐紙モアレバ、是又唐紙ナルニ似タリ、

假字裝束抄一本ニハ、カラカミ黃ナルニ青經トアリ、先ニ裝束色彙ヲ編スルニハ之ヲ用キタリ、今一本ヲ見レバ、黃ナルニ白經トアリ、案ズルニ黃ナルニ青經ハ女郎花ニシタ、則假字裝束抄カラカミノ一類ニ在リ、カラカミト女郎花ト同色ナルベキニモ非ズ、女郎花ノ條ノ文カラカミノ條ヲ去コト數行ニ過ザレバ、青經ト書シタルハ、女郎花ノ條ヨリ混ジタルナルベシ、仍テ今白經ト云ニ從フ、

〔延喜式 四十一 彈正〕凡五位以上女、依父蔭得著禁物、〈謂綾、六位以下聽著、紺、縹、〉

〔西宮記 臨時 二〕禁色雜袍事

女官禁色、宣旨同之云々、

上卿奉勅、書宣旨給彈正、檢非違使、件宣旨書者、頭藏人之所書下也、

〔北山抄 六〕禁色雜袍事〈聽〉

從御所給書宜旨、（謂二一人一乃宣旨也、日宣例已有也、）書別給彈正撿非違使、彈正者於左衛門陣給之、（往年奉勅日記、假令未着座人不着此陣、以近衛官替父中平大臣於之下宣旨云々、）大臣成於里第下給、撿非違使者於左仗座給之、（若尉以下不參時、有給志以下者歟、於陣給之、例令外記傳給歟、可尋、殿上人宣旨之時、平等用云々、）六、女官禁色同之云々、

〔續日本紀 三十七 桓武〕延曆二年正月戊寅朔、是日勅、内親王及内外命婦服色有限、不得僭差、比來所司寬容、曾不禁制、至于閭閻卑賤、恣著禁色、既無貴賤之殊、亦虧等差之序、自今以後宜嚴禁斷、如有違越、寮（〇中略）以常料事具別式、

〔百錬抄 四 後一條〕長元三年四月十五日、賀茂祭見物女車出紅衣、有司彈之、

〔榮花物語 三十四 暮待星〕としかへりぬれば、（〇長元元年）ところ〳〵のありさまどもいとめでたし、むめつぼの女御殿（〇後朱雀女御生子）の御おぼえ月日にそへていとめでたく世人は申せど、いかなるにか后には、えゐたまふまじとのみ申す、なに事にてまるきにか、この御ときは御ありて、きぬのかずは五、くれなゐのをり物などはせいあり、物のはへなけれど、おり〳〵院の人のさうぞくなどは、いとおかしくせさせ給、されどせいあれば、いと口おしくぞ、

〔雅亮裝束抄 三〕女ばうのさうぞくのいろ（〇中略）上らう女ばうのいろをゆるといふは、あをいろ、あかいろのおり物のからぎぬ、地ずりのもをきるなり、いろをゆりぬも□□□さもある女ばう、おりものゝからぎぬをゆりてきる、つねのことなり、つねにはりうもんのえびぞめのからぎぬ、りうもんならねども、ねりぬきつねのことなり、いろをゆりぬ女ばうも、うはぎはおりものなり、

〔裝束要領抄 後附〕女官

女房の衣裳并著様の次第古今相違の事（〇中略）

からぎぬには、禁色の色目あり、色ゆるされたる上らうの女房は、例の青色あかいろの唐衣に、地

すりの裳、うはぎをしわたして蘇芳などの織物なり、色ゆりぬもさもある女房は、織物のからぎぬ、うはぎゆりて著る、つねの事也、〈略〉中今世物具いろ〳〵〈○中略〉青色あかいろのからぎぬは、色ゆりぬ人は著ざる事なり、されども古昔より女房は、青き唐衣をきるなり、平絹なれば、くるしからぬゆへにや、

〔源氏物語〈六東屋〉〕きも給へる〈絹ノ衣〉もの具をさへ、いひたつるも、ものいひさがなきやうなれど、ひかし物語にも、人の御さうぞくをこそはまづいひたゝめれ、ゆ。る。し。い。ろ。の。わりなう、うはじらみたるひとかさね、なごりなうくろきうちぎかさねて、うはぎにはふるきのかはぎぬ、いときよらにかうばしきをき給へり、

〔紫式部日記〕のどやかにて、ひんがしのたいのつぼねより、まうのぼる人々を見れば、色ゆるされたるはをり物のから衣、おなじうちぎどもなれば、中々うるはしくて心々もみえず、ゆるされぬ人も、すこしおとなびたるは、かたはらいたかるべきことはせで、たゞえならぬ三重五重のうちぎに、うはぎはをりもの、むもんのからぎぬすぐよかにして、かさねにはあやうすものをきたる人もあり、〈略○中〉みすの中を見わたせば、色ゆるされたる人々は、れいの青いろ、あかいろのからぎぬに地ずりの裳、うはぎはをしわたして、すはうのをり物なり、〈略○下〉

禮服
女帝禮服

〔西宮記〈臨時四〉〕天皇禮服

女帝御裝束背白、

〔山槐記〕永萬元年七月十八日乙丑、今日可有禮服御覽也、〈略○中〉右中辨成經朝臣、藏人右少辨長方、向內藏寮、〈經盛、內藏頭也、〉巾櫃等、渡御禮服、〈略○中〉一合納〈略○中〉

女帝御裝束　大袖　小袖　御裳　已上皆白色無繡○下略

○按ズルニ、女帝ノ御服ハ、服飾總載篇天皇御服條ニ見エタレバ參看スベシ、

〔服飾管見二〕女禮服始

皇后及皇太子の妃、皇女内命婦の禮服は、いつの頃より始りしにや、孝德天皇の御宇には、此式も定めさせ給ひしならんを、天武天皇の御宇に、禮容の服飾をとゞめ、前男女の衣を同じくなさせ給ひしかば、此御宇より廢れて、文武天皇の令を製し給ひしより、又女の禮服の式も定められしなるべし、かくて朱雀村上の御宇の比より、諸の服古へとは異なる樣になりもて行て、後世は女の禮服は只たへにたへて、今は形ばかりだにもなし、

〔服飾管見別錄五〕衣服令私考

考るに、皇后は帛の御禮服なるべし、さるを載ざる事、天皇に准へばなり、扨皇太子の御禮服は載られしかば、その御妃の御禮服を準ぶべきを除かれたるは、いかなる故にや、皇太子の御服制に准ふるに、寶髻は必製有ぬべし、服は黃丹衣深紫帶、御帶は紬にて、○略註その舃は内親王に同じかるべし、

〔内裏式上〕元正受群臣朝賀式

皇后服禮服、後就御座、

〔儀式六〕元正朝賀儀

皇后服禮服、後就座、○下略

〔日本紀略嵯峨〕弘仁十一年二月甲戌朔、詔曰云云、○中略皇后○中略以繡○繡恐誤衣、爲元正受朝之服、○下略

略

〔小野宮年中行事〕皇后御服事

助祭用衣、元正受朝賀衣、(注略)…以五色畫褕翟之形、○下略

〔釋名五釋衣服〕王后之上服曰褘衣、畫翬雉之文於衣也、伊洛而南雉青質五色備曰翬、鷂翟畫鷂雉之文於衣也、江淮而南雉素質五采皆備成章曰鷂、

〔唐六典四尚書禮部〕凡服飾、○中略 皇后之服、則有褘衣、鞠衣、鈿釵禮衣之制、

〔西宮記臨時八〕天皇禮服

后御裝束、青錦色、褘衣也、

〔服飾管見別錄六〕后御禮服ノ辨

唐の制を考るに、皇后の禮衣の中に、褘衣より上なるはなければ、吾朝の皇后の、帛の御禮服の御衣、御褶、御裳、御紕帶、御舄、皆白きを奉るのみにて、女の禮服に同じかるべし、○下略

〔法成寺攝政記〕長和五年二月七日壬午、御即位、(後一條院)巳時行幸如常、太后(上東門院○上東門院)同輿、○中略 太后又御高御座、○中略 宮御裝束、青色唐御衣、地摺御裳、件物○中略 御々同之、御理髮一本、

〔殿曆〕嘉承二年十二月一日壬午、御即位、(以前、余參入)○中略 內女房并宮御方女房、參入宮、事令沙汰之、○中略

皇后(女○藤原篤子)三御御裝束、○略 色々織五領、紅打衣、萌黃表着、青色唐衣、紅御單衣、紅生御袴、白羅御裳、(注略) 御髮ハ頭計上給之、釵子結用白糸如例、

〔山槐記〕永萬元年七月十八日乙丑、今日可有禮服御覽也、○中略 右中辨成頼朝臣藏人右少辨長方、向內藏寮、(內藏寮也)中則奉渡御禮服、○中略

一合納○中略

皇后御裝束　大袖　小袖　裙

已上青色大袖并裙有畫圖、又副領巾一條、○中略

内親王以下女官禮服

已上一合納如此、御裝束各別入、無漆方筥、口口重方筥、六位藏人所書之目六入之、粗注其物員、不分別男女及皇后等事、先々不注置之、仍又今度不注置、〈下略〉○

〔令義解　六衣服〕内親王禮服

一品禮服寶髻、〈謂以金玉飾髻緒、故云寶髻也、四品以上、每品各有別制、〉深紫衣、蘇方深紫紕帶、淺緑褶、蘇方深淺紫緑纈裙、錦襪、緑舃、〈舃以金銀飾之、〉

女王禮服

一位禮服寶髻、〈五位以上、每位及階各有別制、内命婦准此、〉深紫衣、五位以上皆淺紫衣、自餘准内命婦服制、唯褶同内親王、

内命婦禮服

一位禮服寶髻、深紫衣、蘇方深紫紕帶、淺緑褶、蘇方深淺紫緑纈裙、〈謂下條云、纈羅紕帶、此條无紕字、疑知五色夾纈以爲纈文也、〉錦襪、緑舃、〈舃以金銀飾之、〉三位以上淺紫衣、蘇方淺紫深淺緑纈裙、自餘並准一位、四位深緋衣、淺紫深緑紕帶、烏舃、〈舃以銀飾之、〉五位淺緋衣、淺紫淺緑紕帶、〈紕帶在腰、紕、縁也、〉自餘皆准上、大祀大嘗元日則服之、〈外命婦、夫服色以下任服、謂衣服也、裙同、〉

〔西宮記　臨時一〕女裝束

内裏除目更衣、綾青色長袂袷褶、比禮、青下濃裳、

藏人、同上用平絹、

朝拜供奉女房、四位深緋長袂禮服、綾下濃褶及垂結、〈色々〉五位淺緋青褶同上、垂結又有色有紋、不載儀式、

執翳、摺唐衣、比禮、目染裳、餘如常、

供奉命婦女房、摺唐衣、比禮、纐纈裳、餘等如常、

采女裝飾唐衣、比𥿻、同裳、皆如常、引日蔭、尋常有領巾、唐衣裳比𥿻等也、

女藏人平絹唐衣、下濃裳、(比𥿻若無歟、以下濃裳衣、)

〔北山抄 五〕著禮服、大嘗

女禮服無褾襈、長袖廣三尺五寸、無領巾、其帶等紫緣平合加、[illegible]紐兩端繡形、不用、皆用[illegible]、是位襲也、

〔榮花物語 根合 三十六〕四月二(寛德)日八日には御卽位あり、(○後冷泉院、中略、)命婦藏人十人は、禮服とてあかいろのからぎぬのそでひろきをぞきたる、今十人はすりからぎぬのきつゝ、かみあげてならび、人わざのみこ、とばりあげなどれいの事也、

〔山槐記〕治承四年四月廿二日甲辰、今日皇帝(○安德)於紫宸殿(○中略)卽位、(○中略)褰帳二人(左、入道[illegible]女、[illegible]、右[illegible])以宣陽門外三間爲休幕、(○中略)右典侍從五位下藤原輔子上臈御乳母也、藏人頭重衡朝臣妻、前大納言邦綱卿三女、禮服下著皆紅五、以朝餉門外三間爲休幕、(○中略)

後日光長云、(○中略)又曰、前日調出女禮服、納朱漆之韓櫃二合、持參藏人所、付勾當内侍、(奥作)於辛櫃者返遣行事所了、禮服比禮用絹縠之由見舊文書、然而近代用唐綾、[illegible]錦等、而今度功所獻浮線綾、仍用之、(○中略)

又曰、女禮服其體如唐衣、但袖廣、緣[illegible]上、如男禮服、有大袖、無小袖、唐衣上著之、以唐衣用小袖代歟、今度女房問之、不知近代儀、任舊記中此旨了、其定各著之云々、(○中略)

又曰、女房禮服裳其外又裳、唐衣、皆許給之、衣皆私設之、

〔永仁御卽位用途記〕藏人所

一註進　御卽位調進物用途事(○中略)

一女房禮服四十具　今度三十四具

褰帳二人

人別

大袖一領（面丸文綾蘇芳色、裏蘇芳平絹、）

領巾代二筋（紫蘇芳二色羅文綾、[illegible]）

小褶一枚（加ニ[illegible]、平絹生、以ニ[illegible]ー小鳥ー、[illegible]）

上下襴各三枚

履一足（如ニ[illegible]、[illegible]小文綾、以ニ[illegible]ー）

裳一腰（面青純、文綾、裏平絹、）

位[illegible]一頭（釵子上具ニ金鳳ー、舍ニ玉一顆ー、高一寸、長二寸、）

平釵子二枚（如ニ常ー）

扇一枚（[illegible]、以ニ[illegible]ー、[illegible]小鳥、[illegible]目、）

内侍二人

人別

大袖一領（小文綾二丈、裏平絹、色目如ニ褰帳ー、）

領巾代二筋（色目同前）

小褶一枚（如ニ褰帳ー）

平釵子二枚（同）

履一足（同）

裳一腰（面上絹、裏同、色目同前、）

位[illegible]一頭（釵子上立ニ[illegible]形ー、長一寸五分、高六寸、[illegible]玉[illegible]於[illegible]、）

上下襴各三枚（同）

扇一枚（同）

威儀命婦四人

人別

大袖一領（面蘇芳浅文綾、裏浅蘇芳平絹、）

領巾代二筋（色目同前）

平釵子二枚（同前）

上下襴各三枚（同前）

裳一腰（面青純上絹、裏[illegible]上絹、）

位[illegible]一頭（同前）

小褶一枚（同前）

扇一枚（同前）

扇一枚（同前○中略）

供奉女房十人（今度六人）

人別

泥繪唐衣一領（色目同上、紋別）　摺繪裳一腰（蘇芳色、同色中繪）

紺摺比禮（二條、紺地同上、本）　帶一枚

平假子二枚（○中略）

御前命婦四人

人別

大袖一領（裏濃蘇芳、紋二重上繡、地文）　裳一腰（加繡、紺）

領巾代二筋（色目同前）　位袍一領（同前）

平假子二枚（同前）　小袖一枚（同前）

上下襪各三枚（同前）　扇一枚（同前）

履一足（同前）

執翳女孺十八人

人別

錦鞋一足　扇一枚（○中略、繪木入）

右注進如件

永仁六年八月十五日　御藏小舍人民部大丞紀親弘

出納左衛門少尉豐中宮屬安部親兼

〔正安三年御卽位記〕正安三年三月廿四日甲子、今日天皇（後伏見、十四）御卽位也、（○中略）女王禮服如此、

注文進之、於御所可請取云々、仍喚今具足等渡之上者、只可進之由下知畢、注文折紙、紙屋紙也、

褰帳禮服色目

大袖一領
　面丸文綾蘇芳
　裏蘇芳平絹
裳一腰紐青鈍、瀉雲文綾裏平絹、
領巾代二筋一蘇芳二色、雲文綾、知綾紐、長一尺六寸、幅、仏各三寸、合六寸、
位袋一領一寸、子上額金鳳凰五、高一寸、長二寸、○中略
童火取前等持之、自左右登壇云々、休幕入、壇北面東上、
左女王褰帳女子裝ノ八漏也、鬟ト垂、紅匂五衣、蘇木表着、衾色腰衣、唐綾裏、紅袴、以上纈纈、背之、上鬢、○下略

（伯家記禮儀類典所引）褰帳女王服事文保二年三月廿九日○中略
一褰帳禮服色目略○中
伯家記曰、褰帳女王出立、
　女王御裝束
からぎぬ青色、めかゝうら、　も地すり、文網代、鳳、おかりひきうら、　うはぎ紅梅　うらぎぬ紅　五ぎぬむらさき
つうすうす　ひとへよろし　はりばかま紅　形のまはり北山殿御局より借給
　已上略○下

（園太暦）建武四年九月四日、當代光明御即位事、于今延引、來月可被遂行、而諸國以下未及譜建用途難合期間、被仰武家之處、近日合期沙汰難力難叶、被定下至極儉略之分限、可申左右之由申之、所詮金銀珠玉綾羅錦繡皆悉改之、以平絹並圓木等替之、可有沙汰、且是武家所定申也、公賢内々可申沙汰、

之由、去月廿七日、以藏人頭經房申大宮御名爲勅使被仰下、○中略 然而女房裳唐衣以綾可被、禁平絹之外、無沙汰歟、仍今日權中納言隆季定云、女房四十人裳唐衣等雖沙汰出、人數被減之條可爲何様哉者、公實申云、尾從女房本儀十人也、然而永仁被減人數之由有其聞、八人歟、六人歟、可隨被構出哉、更又命婦威儀四人、御前四人、合八人也、威儀命婦出御以前著座之外、更無所役、御前命婦又御登壇之時、前行之外無所役歟、○下略

〔令義解 六衣服令〕朝服

一品以下五位以上、去寶髻及褶舄、以外並同禮服、六位以下初位以上、並著義髻、衣色准男夫、深淺綠紕帶、白襪、烏皮履、四孟則服之、

〔西宮記 臨時八〕女裝束

后卽位日、上髮著白綾衣裳、居倚子、受群臣拜、

〔日本紀略 嵯峨〕弘仁十一年二月甲戌、詔曰云々、○中略 皇后○中略 以鈿釵禮衣爲大小諸會之服、

〔小野宮年中行事〕皇后御服事

助祭帛衣、元正受朝𧝓衣、又大小諸會鈿釵禮衣、

〔服飾管見 別錄六〕黄櫨染の御禮服の鈿釵禮服の辨

皇后の鈿釵禮服とは、既にたゞ大小諸會に奉るべき由あれば、天皇の朝服の制なる黄櫨染の御衣に對せり、されば是も朝服の制なる事明らかなり、然るに西宮抄の女の裝束の中に、后卽位日、上髮著白綾衣裳、居倚子、受群臣拜、と見えたり、是古の鈿釵禮服なり、髮をあげたまふとあれば、寶釵あることと知るべし、白綾の衣裳とは、白き綾の長き袂の禮服、白き綾の裳にて、○中略 の儀、群臣の拜を受たまふときの御裝束なれば、禮服ならざる事明らけし、○中略 皇后の御衣なるによりて、朝服の名をいみたまひて、もろこしの后の宴會の服に、鈿釵禮服あれば、その名によせ給ひて、鈿釵禮服とは名づけしの

十二單

たまひしなりけり、且細釵と稱するにて、實髻なきをたらしめ、禮服とはもとより女の朝服の表衣、禮服に同じければなり、○下略

〔貞丈雜記五裝束〕一十二單と云ふ名目も古より有りし事也、○下略

〔女中裝束之書〕女中裝束の次第

一十二ひとへと申事は、十二かさねきる事にはあらずとなん、上らうのかた〳〵、七ツがさね、五ツがさねと申て、上著の裝束を世に十二ひとへとなんいへども、たか〳〵の傳にはあらず、或書に申おきしは、大公には重の御衣とて、卅六重召給ふ、后の御方などへは、月ごとに一つヾヽ、五月五日にあやめのひとへとて、あやめ色のひとへを外に給ふとなん、此說を十二ひとへと申つたへたり、大内の事なれば、知人まれ也、有職の方へ尋ね知べし、

〔玉勝間八〕十二ひとへ

同じ書○榮花のみのりに、皇后宮の御方へわたらせ給へれば、宮は、中こき紅梅の十二の御ぞに、同じ色の御ひとへ、くれなゐのうちたる、もえぎの御うはぎ、えびぞめの御こうちぎ、花山吹の御から衣、からのうす物の御も、けしきばかり引かけて云々とあり、俗に十二ひとへといふは、此十二の御ぞに、同じいろの御ひとへとあることより出たる名目にやあらむ、

〔嫁の鏡後編六十一〕身のほど高き女の服を取すべて、十二ひとへと云ふ事、今の世の常の言なり、されど古くは其稱多く聞えず、○中略近き世の書に十二一重といふ事は、誤なるよし云るが有は、かへりて誤也、

〔嬉遊笑覽二上服用〕今俗に官女の服を十二一重といひ、或はそれを非なりとして五ッ衣といひ、又五ッかさねと云ふ、倶に綾にて、裏は平絹の紅なり、女官飾抄に、然るべき御方は、七ッも八ッも十も、時によりてかさねられ候、只今の人は五ッより外はいたく用候はずと有り、

〔禁裏女房内々記〕禁中樣女中衆年中いまやうめし樣

一御さはうのおり　十二ひとへ〈略〉〇下

〔故實拾要〕十四十二單

紅袴一　單衣二　五衣三〈青四五裏之〉　紅打衣四　小袿五　表着六　纐纈裳七　唐衣八　裳九

引腰十　掛帯十一　小袖十二〈白〉

右十二單、女官ノ盛束也、被聽禁女房着用之、

女御御裝束

五衣　表白綾牡丹唐草、裏紅平絹、

打衣　表紅綾板引、裏紅平絹、

單　多紅綾幸菱、夏白精好、

小袿　表海老色、或紅唐松二重織物、裏紅平絹、夏白生絹、

表着　表色同、紋入子菱、二重織物白地牡丹紋、裏紅平絹、

唐衣　表紅、地紋龜甲地牡丹、裏萌黄小葵紋、

裳　散繡、紋桐鳳凰、以色畫、

紅袴　紅平絹、裏紅板引、

引腰　表紋冥菱、裏白綾板引、

掛帯　唐綾織物、唐鳥繡アリ、

纐纈裳　表紅平絹、裏黄平絹、唐花繡、

檜扇

右女御着用之衣也、

宮侍衣

五衣　表桃色、紋白梅、八重一重、沈線也、裏紅平絹、

打衣　表紅平絹板引、裏紅平絹、

單　萌黃幸菱綾織物

小袿　表海老色二重織物、紋唐松、裏紅平絹、

打袴　紅平絹板引、裏紅平絹、

表著　表萌黃地紋唐花浮織物、裏紅平絹也、但紋有夏多替、紅葉折枝椿唐草等也、

唐衣　表紅二重織物、紋龜甲、蝶丸、夏藤丸也、裏紅平絹板引、

裳　縠織、紋桐鳳凰、以色畫、

引腰　表紋窠霰、裏白綾菱板引

掛帶　唐綾織物有唐島繪、

纐纈裳　表紅平絹、裏黃平絹、有唐花繪、

檜扇

右宮侍著用之衣也、織物禁色ヲ聽スト云ハ、此服ノ事也、

典侍衣

五衣　打衣　單　小袿　打袴　表著　唐衣　裳　引腰　掛帶　纐纈裳　檜扇

右典侍著用之裳也、色目等同上、仍略之、

内侍衣

五衣　表白綾、花菱唐草、裏平絹色紅、

打衣　紅平絹板引、裏紅平絹、

打袴　紅平絹、裏紅平絹板引、

單　萌黄幸菱ノ綾

唐衣　萌黄綾蔓織物

裳　設綾、紋繝暈繝以色畫、

引腰　表紋羅紙、裏白綾蔓板引、

掛帶　唐織物、以糸唐鳥縫、

纐纈裳　表紅平絹、裏黄平絹、唐花纈

補闕

右内侍著用之衣也

采女衣

袷衣　表白絹、或萌黄紋雲鶴花以色畫、裏生絹、

衣　表生絹花色、地紋青海波、以粉畫、

袴　表裏紅平絹

右采女著用之衣也

〔長門本平家物語　五〕あるはむまの時ばかりに、おきの方を見れば、くれなゐのはをひきたる大船一艘出來、ちかづくをみれば、船にはあらず、るりのつぼにあかきぬきをつけて、ゆん風に任せ、佐伯が舟によせたり、いかにと見るところに、壺の中よりめでたき貴女の十二一重になり見え給へるが、我は是西のくに、ありつるが、おもふ心あるゆへに、はるかに遣來せり、（下略）

〔源平盛衰記　四十三〕二位禪尼入海并平家亡虜人々附京都注進事

女院（建禮門院平德子）ハ、後事ラジト、御焼石ト御硯ノ箱トヲ、左右ノ御袂ニ宿シ入、御身ヲ重クシテ、フ

キテ海ニ入セ給ケルヲ、渡邊源次兵衛尉番ガ子ニ、源五馬允眤ト云者、急飛入テ奉レ潜上ケルヲ、眤ガ郎等熊手ヲ下テ、御髪ヲカラ懸テ、御舟へ引入奉ル、彌生ノ末ノ事ナレバ、藤重ノ十二單ヘノ御衣ヲ召レタリ、

〔増鏡十一今日の日陰〕む月〇正應三年の一日、節會などはて、、夕つかた内のうへ〇伏見皇后宮〇鏱子御方へわたらせ給へれば、宮は中こき紅梅の十二の御ぞに、おなじ色の御ひとへ、くれなゐのうちたるもえぎの御うはぎ、えびぞめの御こうちぎ、花山吹の御から衣、からのうす物の御裳、けしきばかりひきかけて、御ぐしぞすこしうすらぎたまへれど、いとなよびかにうつくしげにて、つねよりことに匂くはゝりてみえたまふ、

古事類苑

服飾部十七

婦人服飾總載下

〔後松日記十二〕又季多問、〈略○中〉

一今世婦人ノ服、禮服實ノ如キハ不知、尋常家居衣等具レリ、武家ニテハ上臈トイヘドモ服ノ制ナシ、賤者トイヘドモ袴計ヲ用ユ、其餘諸侯ノ夫人ヨリ庶人ノ妻妾ニ至ルマデ、皆ニ小掛ノ如キ、綸子、紗綾、縮緬ノ衣一ツ計ヲ着テ袴ヲ不着、尾籠ノ體ナリ、只々彩繡ヲ以テ其制ヲ分ツトイヘドモ貴卑ノ差ナシ、風俗ノ一變歎クベクシテ改ムベカラズ、〈略○下〉

〔女官飾抄〕一女房は褻の時は、ひとへうはぎ、紅のうちぎぬ、から衣等着して、裳をきぬ例也、なは内内はうはぎ、ひとへはりばかまを着せず、たゞきぬの上にもから衣を着する例也、

〔小右記〕長和四年四月廿二日辛未、資平〈略○中〉今朝來云、〈略○中〉去夕帥中納言隆家令奏赴任之由、〈略○中〉入夜帥納言立過、只暫清談退去、問昨儀事、公家如資平談、皇太后宮餞裝束、扇二十枚、賜大別〈○明顯〉幷中宮女裝束、〈略○下〉

〔朝隆卿記〕久安二年三月十九日、長門守師仲調進皇后御服、〈略○中〉宮御服三具、〈中略〉一具〈褻御衣、白袷六領、紅生袴、單二重、唐衣、裙一具、紫村濃匂、紋織物唐衣十領、白單、紫匂三重織物、青襲代御所持云云、〉

〔胡曹抄〕一女房夏冬裝束

廣季記平治元年七月一日、六條攝政〈○藤原基實〉迎信賴妹給、〈略○中〉

同記、中右元年四月四日、今夕女房以下給裝束、

女房廿人　各女郎花單重　紅生袴　二藍唐衣　朽葉色裳　村濃腰

童女二人　各撫子色單重袙　紅生袴

半物四人　各萩文青單重袙　紅生袴

雜使四人　薄青單重袙　濃蘇芳袴　白裳

御樋洗二人　各朽葉單重袙　紅裳

下仕二人　薄蘇芳單重　紅生袴

〔兵範記〕仁安元年十一月十三日癸丑、五節參也、（略）中　次出立、唐衣裳、毛車〈童女裝束、五節所〉村

〔俯仰留別志〕一田舍の女は、木綿のひとへなる物を著したる上にきるを禮服とす、古のこうちぎなどののこれるなるべし、又はちまきをするを禮儀とす、職人歌合などの繪にも、能の狂言にも、かゝるすがたあり、いやしき女の裝束なるべし、桂包といふものもかしらを布にて幾重もまくといふなり、

〔守貞漫稿女服十六〕天和貞享頃ハ綿小袖ヲ著ス、（略）中　且衣服多カラザル婦女モ、必此服ヲ著ヘタ禮服トス、（略）中

縫箔小袖ハ昔ノ婦女ノ禮服トス、〈京ハ今云、田舎ハ今スリハ色、〉寛文ノ末年廢シタ金銀縫ノ製始ル、（略）中

辻染帷子圖（略）中

辻及ビ茶屋辻ハ夏ノ禮服也、其文ハ蔡良賜及ビ總模樣ノ染模樣、或ハ繡ヲ交ユ、又ユ羅〈紗色〉模樣、

略服及ビ上臈裝服ニハ數寄屋縮ヲ用フ、〈ス十ヘ紺色〉下臈ハ總模縮ノ織ヲ用フ、白地ニ紺縞或ハ白地ニ紺ガスリ、必ラズ白地ナル物ヲ專用ス、（略）中

前圖（略）ノ如ク定紋ト模樣トアル物ヲ略語ニ紋縮ト、云、大數式正ニモ用之ト雖ドモ、定紋アル

ヲ略トス、督服裾等ノ模様ナルモ、定紋記紋ヲ云ナキヲ禮服ノ本トス、

武家ノ賤婢ノ略服或ハ下婢ノ〇略註。晴服ニ、圖ノ如キ白地ニ紺ト紫ノ縞ニ、カスリ交ヘタルヲ專用ス、縞縮緬也、圖再出



圖ノ如キ縞縮緬、江戸武家女ノ著用ノミ、三都トモ市中女ハ不著之、蓋京坂ノ娼妓ハ著之アリ、江戸ノ娼妓ハ不用之、

右二圖ノ縞縮緬八丈トモニ、市民ノ男女不用之、又御殿女ハ略服及ビ端服ニモ黒ノ掛襟セズ、〇中略

又茶地黄ヲナニ、紺ノ格子、〇圖略或ハ細縞ノ八丈縞ヲ專用ス、右二品モ紅絹裏也、〇中略

今世三都之婦禮用裾模様ノ圖〇圖略

今世三都トモ婦ノ禮服、黒定紋付ヲ專トシ、又裾模様ヲ專トシ、模様ハ縮緬ヲ專トシ、扉ノ如ク裾廻リニ描ク、大略高サ三寸、是皆三寸モヤウ也、伎ハ模様ヲ高クス、又禮服定紋付ノ如キハ、三都トモニ引返同裏也、裏ニモ同模様ヲ染ル、江戸モ如此ニハ變リ裏ヲ用ヒズ供裏也、唯御殿女中ハ模様服ニモ必ラズ紅裏ヲ用フ

京坂處女ハ五寸七寸ノ物モアリ、置婦用ハ專ラ白ク細密ニ染除クノミ、黒而已ニ非ズ、他色モ同之、處女ハ友禪トナ、彩色ヲ用ヒ或ハ染之ヲ本トスレドモ、又或ハ上繪ト云テ、表ヨリ筆描ニスルモアリ、

江戸ニモ處女ニ有之、又御殿女中ハ異之同カラザル大模様多ク、又京坂ノ娼妓モ大模様ナリト雖ドモ、自ラ御殿女中ト異也、今ハ坊間ト武家婢ト娼妓ト大異也、昔ハ大同小異ノミ、

又處女ヨリ婦ハ細ニ、婦ヨリ老婦ハ密微ニ、或ハ裏模様ト云テ裏ノミニアリテ、表定紋ノミ、裾無地或ハ表裏無地ニテ定紋ノミモアリ、年齡ト時ト用ト好トニ據テ差別アレドモ、其大略如此ノ

ミ、上賀ト下品トハウツラズ、處女ト老婦ハ移ラズ、以之推之、(中略)

京坂今世市民ノ婦女ノ禮服、縮緬定紋付、[illegible]

龍紋絹次之、[illegible]

老婦ハ表無地定紋ノミヲ付ク、裏模樣ヲ用フ、[illegible]

或ハ片褄模樣、[illegible]

中以下ハ縞文付、[illegible]

モ、

縮紋付ハ昔必ラズ、紅絹八ツ掛紅絹胴也、京坂市中ノ婦モ式正ノ時或ハ式正ノ時ノ主人ノ供スル等、縮文付ヲ專用トス、江戸ノ婦定紋付ヲ著ス者稀ノタ縞ニシタ縞物ヲ專トス、

京坂晴服。。ト小紋縞トモニ用之、[illegible]

縮緬龍紋ノ小紋、上田島縞縮緬、南部縞縮緬、絹縮縞チリメン、糸織島、種々無際限也、[illegible]

結城紬縞　紬島次之

三都トモ定紋付ノ美服縮緬ヲ專トスレドモ、龍紋或ハ魚子等ヲモ用之、又京坂モ稀ニ染模樣上絹、或ハ友禪染モアレドモ、又美ヲ好ム者ニハ繡模樣モアリ、多クハスガヌヒモヤウ也、蛇腹縫ハ稀也、彩糸ヲ交ユレドモ、自ラ江戸御殿女中ノ縫ヘタルトキハ異也、江戸坊間縫模樣ヲ用ヒズ、京坂モ天保府命ノ時ハ縫ハ更也、絹ヲモ禁止アリ、今ハ稍ミタ用之レドモ、恐クハ繡ヲ不用歟、

略服。。ニモ縞縮緬以下用之ドモ、先ハ紬縞等ヲ專トス、又青梅縞、糸織玉紬、[illegible]織等モ用フ、[illegible]

部トモ用之、今ハ江戸ニテ用ヒズ、京坂ハ來製之、玉紬、天保頃江戸ニヨリ號之メイセン、弘化以來是亦江戸ノ流行ナリ京ヘ學ブ、(中略)

褻。ニハ木綿縞ヲ專トス、京坂男女所用、河内木綿ヲ專トス、江戸此品ヲ用ヒズ、京坂モ河内ヲ賞ノ縞トス、多クハ結城縞ヲ用フ也、河内ハ麁ナレドモ綿性堅ク、故ニ久シク綿疵セズト雖ドモ、糸綿色美ナラズ、故ニ江戸ニテ用ヒズ、松坂ハ綿性ヲレトセシドモ、糸色桔梗ニ似テ又糸モソク、故ニ江戸ノ農服ニハ用之、

又京坂巨戶ハ格別中以下古衣ト雖ドモ、縞縮緬等ヲ褻ニ用ヒズ、江戸ハ小民モ用之、紬以下ハ京坂モ分ニ應ジ略褻用之、

因云、京坂婦女、褻ニ表裏ハ素ヨリ裏ノミ絹ヲ用フモ、巨戶ノコトヽシ、又褻ニ衣服ヲカヽゲズ、長裾ト云テ裾ヲ引ク、巨戶ノコトヽス、江戸ハ小民ノ婦女モ褻ニ絹裏ヲ用ヒ、裾ヲ引者多ク、不用之ハ困民ニ似タリ、(中略)

京坂ノ婦女晴。褻。綿入袷トモニ黑掛襟ス、晴。ニハ黑衿ヲカケズ、晴ニモ京坂ハ黑衿カケザル物多シ。褻。ニハ黑繻子ノ長ケ二尺五寸許ナルヲ、褻衣ニカクル、又褻ニハ黑天鵞絨黑繻子等ヲ用フ、

京坂ノ婦女ハ、綿入袷トモニ綿縮緬等ノ襟ニモ、掛衿ヲ用ヒザル者多シ、江戸ハ必婦女ト雖ドモ民間ニハ定紋付ノ外ハ、必ズ黑衿ヲカクルナリ、

江戸モ同衿晴服ニハ不掛之、晴ニモ掛之アリ、褻ハ掛之アリ、掛之モノ近年京坂ヨリ多シ、後ニ衿袖ヲ晴褻ニ掛用スルノ皇アリ、又江戸ハ晴襟ト雖ドモ天鵞絨ヲ用ヒズ、黑繻ニ子ヲ用ヒ、小民ノ婦女等ハ黑八丈縞ヲ用フ、京坂ハ縞モ不用之、江戸ニヲ天鵞絨ヲ用フハ晴合羽ノミ、紫縮女ニハ紋服ニモ襟ニ用之、(中略)

又御殿女中ハ、晴服褻トモニ、更ニ黑ノ掛衿セズ、是亦合羽ニハ天鵞絨衿ヲカクル也、又大坂豪富鴻池某ノ一族二百餘アリ、其婦女下婢ニ至リ、晴褻ニ黑衿ヲカケズ、褻服ニモ不用之コト、武家風ヲ學ブニ似タリ、又江戸ノ女大夫ト云テ三絃ヲヒキ、民戸ニ錢ヲ乞フ者、綿服ニモカケエリセズ、

○中略

單物、ヒトヱモノハ略服ナレドモ又專ラ用之也、絽衣モ單衣ナレドモ、絽紋付ハ禮晴用之、其他晴ニハ用之、褻ニハ不用之、

御殿女中下婢等部屋ニテハ用之レドモ、外出ニハ必ラズ初夏中秋ト雖ドモ麻衣ヲ著ス、上臈モ

唐裝束

岡之、外出セズト雖ドモ、勤仕ニハ麻布衣也、〇中略

坊間晴ニハ綟糸ヲ以テ織タル物ヲ何ニテモ用之、盖多用夏用自ラ差別アリ、詳シ盡スベカラズ、縮緬、上田紬、絹、其他種々是亦小紋、或ハ縞、又ハカスリ也、凡今俗紋付以下、晴、略、通用スレドモ、大略定紋付、其次小紋染、其次縞、其次カスリト次第ス、絞リ又カスリノ次トス、紋付ハ禮服、小紋ハ晴、縞カスリ略服、絞リ浴衣トスルノ類、是大意ノミ、

略服ノ單物ニハ木綿ヲ專トス、京坂縮モ用フレドモ、夏地綿島ヲ專用シ、近年縮緬ノ物多ク着スレドモ、江戸ノ銚子縮ヨリハ麁ナリ、

江戸ハ今世絹銚子縮緬ヲ專用ス、縮地白縞也、模様物多シ、又模物ニ綟糸交ヘタルモアリ、江戸ハ銚子縮大流布也、

京坂男女トモ青梅島モ略服ニ用之、江戸モ先年用之、今ハ廢タル也、〇中略

又略服ニハ晒麻布或ハ木綿ヲモ用之、紗ハナシ、織色絹ニ用フ、多クハ淺黄或ハ白也、〇中略

女用帷子單物トモニ、略服ノ物ニハ袖裏ヲ用ヒズ、袖口一分バカリ内ニ折タ絎タルモアリ

〔禁裏女房内々記〕一からまやうぞく

何にてもからおりの綺まやうぞくに、一色にても入たるを云、神社佛寺など乾度またる禮服にてはなし、略なり、またかれどもよほどよき略服也、男は直衣、狩衣、直垂をとし、女はさいなまやうぞくとする也、

〔大鏡七太政大臣道長〕くやうの日けいすべき事ありて、おはします所にまいりて、いつところゐならばせ給へりしを、みたてまつりしかば、〇中略皇太后宮〇妍子はそうじてから裝束、かんの殿のは殿よりこそはせさせ給へりしか、ことどもかた〳〵のも、ゑがきなどせられたりときかせ給ひて、にはかにはくをしなどせられたりければ、入道殿〇道長御らんじて、よき呪師の裝束かなとわらひ申させ給ひけり。

〔小右記〕天元五年三月十一日癸卯、參殿、次參内、今日以女御從四位上藤遵子立皇后、〈○中略〉參中宮、〈圓融〉以左中辨懷遠令啓慶由、〈大進少進加之〉入自中門、於西對簀邊拜禮、此間左大臣以下參入、以余〈○藤原實資〉被啓公卿拜禮間皇后理髮、白御衣白袴着給白御裝束、着給倚子云云、

〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、寅剋自中宮〈○高倉后平德子〉召使走來、告御產氣候之由、〈○中略〉女房皆悉著白裝束、

白唐衣〈上臈織物、文龜甲、裏平文、中倍平絹、下臈白立文、裏中倍平絹、〉

白表著〈上臈織物、文龜甲、裏平文、中倍平絹、上中下臈皆同、〉

白打衣〈綾、文龜甲、紋之、〉

白袿五領〈文同上〉

白單衣〈菱文綾〉

白裳〈上臈織物小葵綾、不摺之、唐腰、色目上臈外中下臈生絹、不摺之、〉

已上皆服如常

紅袴〈冬白綾、青上臈之、三重内入二張、表閉之、裳色上臈上白織物文小葵、下白、上臈綾、單重色上臈上白綾文小葵、下白生絹、中下臈白綾絹下同、〉

扇〈檜扇、以白薄樣張之、以白糸貫之、白銅鈒目、〉

〔雅亮裝束抄〕五せち所のこと〈○中略〉

わらはにとのゐさうぞくといふことあり、つねに人しらず、うちきぬひとつかさねたるいつゝ、あこめにはりばかま常のごとし、そのうへにかざみをきるなり、くびのをりやう、はたそでのかへしやう、つねのごとくして、おびをせで、からぎぬのやうにきせて、うしろのわきのもとうらうへ、まへのわきのもとうらうへを、あこめにとぢつくるなり、つねに人とぢどころしらず、ひすべしうへのはかまをきず、おびせぬゆへに、とのゐさうぞくといふなり、むことりのところあらは

しなど、せざらんさきにきるべきなり、

〔女官裝束著用次第〕上古之小袿重樣之體
内衣、打袴、單、打衣、五衣、表著、小袿

右上ニ重ル衣ハ五ツ衣ナリ、衣す法次第ニ過ル謂之女袿直裝束、如男官衣冠、(俗號今細長之)

袿裝束

〔汗衫考〕袿直裝束といふは、うへの袴はきず、袿袴に單うち衣、あこめをきて、其上にかざみを著、とち付て帯もせぬをいふなり、なはうちとけて主の御まへにはいでず、おのがどちゐる時は、あこめすがたなり、

〔江家次第二十〕執聟事(近代)
次夜陪膳如此、到第四日、放着後、(女房陪膳)童女著袿裝束、(下略)

〔殿曆〕永久四年三月五日己亥、戌剋許、一條殿著御塔黒木屋、余之(中略)并女房相具、(中略)次女房袿衣人數般、自寢殿出、袖等蓋を置上、

〔吾妻鏡四十九〕正元二年(文應元年)三月廿八日乙未、和泉前司行方、持參御息所御服月充注文於御所、將軍家(宗尊親王)覽之、(中略)
十月(中略)紅袿衣、(下略)

壺裝束

〔梅松論上〕御車(後醍醐)は六波羅より六條河原を西へ大宮を下にぞ渡奉る、御先には洛外にて召るべき四方ごしを參らせらる、都の内は御車下簾をかけられて、武士共關東の命に任て前後を圍奉る、次に准后三位局其外特せうぞくの女房馬上にて、隨三人殿上人には六條少將忠顯、後には千種殿と號しける一人闕道を供奉す、

〔倭訓栞中編十五〕つぼさうぞく　源氏河海抄に、市女笠に薄絹きたる女をいふと見えたり、孟津抄に、きぬをつぼそる意也といへり、つぼとるとも見えたり、

〔河海抄 上〕つぼさうぞくなどいふすがたにて〈中略〉市女笠にきぬをきて、中ゆひたるをいふ、

〔源氏物語湖月抄 九〕つぼさうぞく〈孟〉俊成卿女説云、市女笠とうすぎぬ着たる女をつぼさうぞくといふと云々、〈河〉又孟津に、つぼ装束は、衣つぼおる心也と、入道右府説也云々、〈弄〉衣つぼおるとは、打かけたる小袖のまへの両のつまを折て、まへにはさむ也、かみきこめたる〈細〉是もつぼ装束のなり也、〈孟〉つぼおる中へかみをこめ入る、なり、

〔嬉遊笑覧 二上 服飾〕古の女歩行にて他に出るに壺装束したり、よき人のかちあるきにはなかりしが、中およりこれあるにや、其さまは垂たる髪を小袖に着こめて、両のつまをつぼをり、前にはさみて市女笠きるなり、繪巻の女のさまなり、

〔拾遺和歌集 三 秋〕西宮左大臣家の屏風に、志がの山ごえに、つぼさうぞくしたる女ども、紅葉などある所に、

志たがふ〈略〇歌〉

〔拾遺和歌集 十六 雑春〕春ものへまかりけるに、つぼさうぞくして侍ける女どもの、野べに侍りけるを見て、なにわざするぞととひければ、ところはるなりといらへければ、

賀朝法師〈略〇歌〉

〔枕草子 二〕あやしき女だにいみじく調めるものをば、されはとて、はじめつかたはかちありきする人はなかりき、ただまさかにはつぼさうぞくなどばかりして、なまめきけさうしてこそありしか、それも物まうでをぞせし、説経などはことにおほくもきかざりき、

〔枕草子 十二〕みぐるしきもの

つぼさうぞくしたる物の、いそぎてあゆみたる、

〔源氏物語 九〕つぼさうぞくなどいふすがたにて、女ばらのいやしからぬや、又あまなどの世をそむきけるなども、たふれまろびつゝ、物見に出たるも、れいはあながちなりや、あなにくとみゆる

被衣

にげふはことはりに、くちうちすげみて、かみきこめたるあやしの物どもの手をつくりてひたひにあてつゝみたてまつりあげたるも、おこがましげなるまづのおまで、そのがかはのならむさまをばしらで、ゑみさかえたり、

〔源氏物語二十二玉鬘〕さてはしもなる物、わらはなど三四人、そんなばらあるかぎり三人、つぼさうぞくして、ひすましめくもの、ふるきげす女ふたりばかりとぞある、

〔今昔物語二十九〕蛇見女陰發欲出穴當刀死語第三十九

今昔、若キ女ノ有ケルガ、夏比近衞ノ大路ヲ西樣ニ行ケルガ、小一條ト云フハ宗形也、其ノ北面ヲ行ケル程ニ、小便ノ急ク成ケルニヤ、築垣ニ向テ南向ニ突居テ尿ヲシケレバ、共ニ有ケル女ノ童ハ大路ニ立テ、今ヤ爲畢テ立タト思ヒ立ケルニ、〈略〉中其ノ時ニ馬ニ乘タル男ノ從者數具シテ其ヲ過ケルニ、女ノ童ノ泣立リケルヲ見テ、此レハ何ト泣ゾト、從者ヲ以テ問セケレバ、然々ノ事ノ樣ヘバト云ケレバ、男見ルニ、實ニ女ノ中。結。タル市女笠着タル築垣ニ向テ蹲タ居タリ、〈略〉下

〔松の葉集二〕中ゆひ　ゆまき

昔は裝束してゆふものにて、今の世の人つねにきるもの丶うへにゆふは、むかしは中ゆひとぞいひける、宇治拾遺十四の卷に、かたびらばかりきて、中ゆひてあしだはきて、同卷に、僧正中ゆひうらして高あしだはきてといへるにてしるべし、

〔參考太平記四〕後醍醐天皇遷幸隱岐國事

天正本云、三月〈元弘二年正慶元年〉八日、先帝〈後醍醐〉ヲ隱岐國ヘ遷シ奉ル、〈略〉中壺裝束ノ女房ドモ、其數ヲ知ズ、如何ナル柴取山賤迄モ、今日ノ別ヲ惜ミタ、隨所ナク吟ヒケル、

〔書言字考節用集六服食〕蒙衣〈婦人〉被衣〈女所用衣服〉

〔徒然草中卷五〕きぬかづき　徒然草にみゆ、衣被の義、官女をいふ也、き。ぬ。か。ぶ。り。も同じ、

〔倭訓栞前編六加〕かづく　今蒙衣をかづきと稱す。きぬかづきといふ是也、蒙衣は左傳に見ゆ、婦人門を出れば面をおほふの本文あり、あらはに人に見えざる也、琉球もかゝる製の物あり、

〔和漢三才圖會衣服二十八〕帽衣　綿同上

按帽衣披衣不常也、官女至庶人婦女、出外被單衣於頭、其長等身、而不顯面貌也、以練絹或布染色紋無定、不論服、故入貴家中門脫去之、

〔大上﨟名之事〕一女房はかづきはなして、白かたびらきるべからず、そのうへはんじきは、かづきもねり也、袖は左をうゑにかきぬるなり、

〔貞丈雜記三服飾〕一古より女はよそへ出る時は、かづきをする也、今も京大坂などの女はかづきをする也、ふるき物語などに、きぬかづきの女とあるは此の事也、古のかづきは白きひとえの小袖なり、古き物語に、うすぎぬの引きかづきなど、あるは、ひとへなる故、うすぎぬと云也、今は色々に染めて、うら付けたるも有、もやうをも染めたるも有、昔は兩袖を頸の上に重ねて、針にてさし置きたりと云說あれども、古も袖をさげてかづきたり、古き繪に見えたり、今も兩袖をさげてかづく也、かづきのたちぬひ、常の小袖に替事なし、えり形を前へ下ゲて縫也、是れはひたゐへふかくかゝり顏をかくす爲也、江戸にては今はかづきする事なし、

〔婚禮法式上〕婚入之部

一かづきのたちぬひ、つねの小袖にかはる事はなけれども、えりかたのあけやうあり、前の方へよせてえりかたをあくる也、如此すれば、うしろへぬげずして、かしらへよくかゝり、顏もよくかくるゝ也、かづきにうらつくる事なし、ひとえなり、色も白し、染る事なし、

かづきの圖略二圖

えりおくび付やう、常のごとくぬふべし、

〔装束〕昔のかづきはひろ袖なり、今は丸袖にする也、又今はもやうを染て、京都にては着る也、白を用べき也、

〔婚禮問答〕一婚禮の姫君わたぼうしかよらせ可申候、わたぼうし古法に無之候、姫君は白あやさいはひびしのかづきをめさせ可申候、めしつかはれ候女房衆は、白ねりのかづきたるべし、かづきは常の小袖にかはる事なし、かづきて右の袖をかしらの上へをりかけ、其上へ左の袖を折かけ候物也、みえぬ様に針をさしても不苦候、

〔婚禮推嗅記〕嫁の出立の事〈中略〉

師傳に、〈中略〉かづきはねりの袷も有、ひとへも有、時節によるべし、常に用るかづきは、黒紅紅梅の仮の物に、色々の縫有、かづきに箔はおかぬもの也、祝言には練を本とす、おちつかたは紗綾を染て用ゆ、年比によりて丸袖ふり袖の替有、かづきは輿の中より著し出候て、著座の所にて御かいぞへ、とりてまゐらする事もあり、又待上臈御出向の所にても、とりてまいらする也、

〔近世女風俗考〕被衣の事

圖略〈圖〉のごとく、貞享元祿の頃は縮緬の被衣もありしなるべし、元祿二年印本西鶴が作、懐陰秘事にも此圖にひとしき被衣を畫けり、さて近古の製は綸と白の二色なりと、古きものに見へたり、貞享元祿の頃は、さまざまの色を染たるを著たるにや、尾花に百色がわりの被衣といへることもあり、また寶永二年京師西堂といへる人作せし御前獨狂言にも、綸かづきの八重染とも見へたり、今の世にのこる被衣の殘れるを見るに、黒澁黄茶などにて染たり、是は享保年間のものなるべし、享保の頃畫ける被衣の圖を見るに、多くは甲斐字梅花を項のあたる所に染たり、

〔見た京物語〕御所の被はだんだら筋、町はもやうなり、

〔三曉庵談話上〕一被之事　於京都自分中島利兵衞へ尋候は、畿州など被をかぶり候へども、當分

ははやらすか、都の儀は昔に不替、かづきゝ上古之摸様は、何にて候やと問候へば、自分には不存候、師家へ尋候、何分にも可申旨申候、巳後參候て師家へ尋候得ば、水色の洲濱形に龜甲を付候が古き由に被申候に付、さて自分に問候が、かんの張良は母之衣にて母衣を作り出し、小幡景憲は甲州の軍師にて、其後將軍家に被召出、五ノ字指物被免候御使番にて候、知てかと申候得ば、成ほど・答候、是も御儀のかづきを以、右之指物を作られ候由、夫は水ながしにかしわの葉のもよふ有たるよし、是は古實にては有間敷候哉と申候へば、あつと申候て頭をさげて、當時かぶり候かづきに洲濱形に龜甲を付候、利兵衛事何も不知者のよし候、

〔代始和抄〕大嘗會の事

殿上の淵醉は寅卯の日この事あり、殿上人ども直衣あるひは衣冠にて、色々の出し衣をして盃酌をす・む、朗詠今やうなどうたふ、寅の日は歡無極靈山御山をいだす、卯の日は新豐蓬萊山をうたふといへり、貫首の人組をとき亂舞の事あり、きぬかづきといひて、女房など見物せし事どもむかしはありけるにや、

〔辨内侍日記〕卯の日〈○寛元四年十一月〉は、せいそだうのみかぐらなり、中宮の御方へまいるみちにて、人々きかばやとありしかども、攝政殿候はせ給ひていとくちおし、清凉殿のかたへたちいでたれば、職事どもたちならびたり、又きぬかづきかさなりてさらに道なし、

〔年山打聞上〕衣かづき

今川了俊の書たるものに、和歌不審といふもの一首あり、其中に云く、内裏にて節會の夜に、雲客衣かづきをけさうせられたるに、夜さりよと仰られければ、此女房見かへして、あの顏やうにてと申けるぞ、袖をひかへて、

されば こそ夜るとは契れかつらきの神もわが身もおなじこゝろに

又云、是も内裏にて節會の夜、實躬卿きぬかづきをけさうせられけるを、此女房あらけなくつきたふし申て、あの事やうしてと申ければ、おきなほりて、

はかなくも人のこゝろのあら磯におもひかけたる老の浪かな

〔後松日記十二〕又事多略中閒略中

被の事略

壺裝の頃、丸綿其女の妻に掛て、被をとゞめられたりといふ說あり、然れ共野外の遊びありきに用ひんは、いまも替なかるべし、城門の出入はならぬなるべし、

〔雜話筆記二〕承應年中マデハ、江戸ノ女モ京女ノ如ク、物詣ニハ被ト云フモノヲカブリシト也、然ルニ承應年中、○中略又增上寺ニ於テ崇源院殿二十七回忌ノ時ニ万部ノ御修行アリシ折節、戸次庄左衞門、林戸右衞門、藤江又十郎ナド云浪人、芝札ノ辻邊ニ住シ、万部ノ節、カブキヲカムリ參詣ニ紛レ、ノ時ノ老中松平伊豆守信綱ヲ害セント企ニ、事顯ハレタ皆々誅セラレタリ、○下略

〔昔々物語〕一昔は小身貳百石三百石位の衆の奧方、母親息女、妻方は不及申、近所へも步行にてありく事なし、皆乘物なり、○中略明曆の頃迄はまんめう襟元、かづきを戴きてありきしに、万治の頃より江戸中かづき止み、同年の大火事已後、女步行してありく時、ふくめんの上に玉ふちと云あみ笠をかぶりし、○下略

〔蘐草小言三〕江戸名所記七冊、不知作者、寛文二年五條寺町河野道清トイフモノニ、板本、神社佛寺等轉移所在ヲ知ルニ足ルモノアリ、又ソノ畫ク所ノ人物、今ニ異ナルアルヲミル、○中略女ハカブキシタルアリ、

〔胸算用二〕尤始末の異見

少し娘子は燈燭の火にては見せ憎い顏にても、○中略少い時から習い物ばかりで育てられ、頬先

の模出したる圖面も見よし、又類のひよつと出たも、被衣の著振がよいものなり、

〔近世女風俗考〕被衣の事

或書（享保十二年八十八老人筆記六の巻）に曰、上略或は下女二三人もつれる女中も、麻の被衣と申ものをかづき、紫の染革足袋をはきて、歩行にて有之候處に、七八十年計以前は、右の被衣と申ものをかづきたる女中とては見かけ不申候云々、（今、享保十二年より七八十年計に遡るに、万治の頃にあたる、）又昔々物語（享保十八年八十老人の筆記）に曰、むかし明暦の頃迄、針名醫元被衣をいたゞきありきしに、万治の頃被衣すきとやむ云々とあり、同老翁の話によるときは、明暦万治の頃より、被衣すたりし成べし、是は塗笠編笠其頃より（明暦万治をさす）時花出しより、被衣廢せし成べし、夫よりはどへて元祿の頃、又昔にかへりしか、尾花（元祿四年嘔卯本一之巻）に、下女ひとりつるゝほどの身は、もはや被衣ぞあらまほし云々、（といへるもあれば、まか異へり、此書印行の年號なし、案ずるに二之巻に、荻野澤之丞歟か、みの嘔などあれば、元祿四年の頃成べし、）さて松陰閑語、（同州長崎老人の筆記）京師某の話とて記されたる條に曰、天明の頃迄は家柄の町人醫元つれしほどの女房、年齡あるひは大禮にかずきを著たり、安永の末つ頃町人等被衣を著る事をきんじられしよりやみたり云々、とあれば、安永の頃制禁になりしものなるべし、

〔賤のをだ巻〕一昔は女の帽子と云ものをかぶりて歩行たり、○中略又女は昔は歩障とて、木にてわくを拵へ、それに絹をかけて、かたちのかくるゝやうにして歩行たり、足利家の比に見えたり、其餘風則かづきと云ものに成て、京都にては今に歩にてありく女は、かづきを著るなり、○森山孝盛も在番にて度々見たり、やさしく見入のよきものなり、女の形ちをつゝむには、至極よきものにて、昔は江戸にてもかづきを著たりしに、猷廟公御の時、（○正保四年徳川家光實）日光山へ被爲入、上野増上寺にて御法事有けるに、其比は御法事の時、貴賤ともに、女の聽聞を免されけるに、増上寺にて閻門三郎と云もの、女の眞似をして、かづきをかぶり、聽衆にまじり、松平伊豆守をねらひけるより、御

停止に成たり、大紋は元來少し彼歩障、後に是を略して、上にかけたる練絹計を用ひ、夫も又葬制になりて、小袖の著ばかりひとへをかつぐことにはなりぬ、一條兼良公の實井の春〈略〉〈享德二年ノ記ノ[illegible]ノ一名ノ〉に、襷衣かづきしてなどこそありしか、此頃は今様のこと〻て、小袖かづきの閑すがたとあり、か〻る不同語しるし侍るも、我ものしりがほに人の笑ふべきことなれど、古今の沿革しるらんは、いかで故を温て新しきを知るべき、對公尊の闘にもいはまほしきこともあれども、こ〻には略し侍りぬ、かづきの沿革など大抵の儀者もしりたる人あらず、

〔年年隨筆〈四〉〕中ごろは赤腹のみゆるを、ことの外に賤し事なり、〈略〉〈中〉下りたる世の物なれど、七十一番の職人歌合に、立君のかづき著たる圖あり、これにても大かた世中のさましられたり、正明〈略〉石はじめて京に物したりしは、寛政のはじめなりき、其時は被衣きたる女を時々みつるに、四とせばかりさきに行し時は、さやうの人にはひとりもあはず、又尾張國などにても、六七十年のいにしへは、人みなきたりしものといひつたへて、古き家には今もなほもたり、人の身まかりし時とかう物する寺、あるは三昧などいふ所まで、またしき限はをとこ女みな送する事なるに、女はまろきかづきを今もきる、名も打まかせてかづきといへば、此白かづきの事にて、凶服の名のやうになりにたり、又白かづきにむかへて、むかしきたりしたゞのかづきそ染かづきとなふる、主客たがひたれど、なは餘波あり、名古屋にては田舍めきたりとて、此白かづきも喪の事となれるは、くちをしきこと也、〈略〉〈下〉

〔東北院職人歌合〕六番　左　深[illegible]〈略〉〈中〉

ひとめみしかはらけ色のきぬかづき我に契や深草の里

〔裝束要領抄〈上〉〕女官

女房の衣裳幷著様の次第古今相違の事

女房の衣裳、古今の記録異同ありて、いにしへ今のやう各別なり、其著様の次第も亦相違せり、往古來今事物の沿革、此一事のみならず、時世に随て、かくのごときの事おほし、いにしへのきぬは四季にかはり、人々のこゝろに随ていろ〳〵有し、ふるきさうし物語にも、女房の衣裳かず〳〵みえて、其色品定めてさだまる事もなければ、今のならひに應じがたくして、畫工も是をあやまり、いにしへを今にうつし、いまをいにしへにいろどりなどして、故實をうしなふ事のみ見及し、それ褂といへるは、身に著給ふ所の服にして、衣ともいへる是なり、此褂の下には單うへには打衣とりかさねて表著を著て、おびして、袴を著し、こしゆひてより、からぎぬ著て、裳を付たり、いにしへ著様の次第、凡かくのごとし、○中略 唐衣裳まで一具定たるを物の具といへり、假令男官の束帶のごとし、唐衣裳などを略して、小袿著たるは、衣冠のごとし、○中略 そも〳〵後世物の具の著やうは、先身に小袖白を著て、はり袴緋引を著し、次に單、次に五ッ衣、單衣ノ下にして、一ッにとり合たり、次にうはぎ、次に唐衣、唐小袖きる事あらば、からぎぬは著ずるなり、各著かさぬるやう上にきるは、次第にみめらかすやうにこしらゆるなり、次に裳をつけたり、是此著やうは、小袖を著初しより、古今相違せり、凡小袖は永觀已來の事成けるにや、

〔女官装束著用次第〕内侍典侍物具

先大垂髪、次釵子平額、櫛、次内衣、白小袖一襲折著之、次打袴、○下略

次單衣、打衣、五ッ衣、表著、唐衣、裳、以上謂之物具、如男官束帶、

掌侍御下等物具重様如右、但表著典侍計著之、○下略

〔類聚雜要抄三〕一童女○五節 装束著事

先下袴ニ表袴ヲ重テ、次重著事如常、下袴腰ハ左結之、表袴腰ハ右ニ自常ハフロク結之、末ヲウルハシク引重テ、股立ノ縫目ヲ表ニシテ引弘ゲテ足ヲ可踏立也、下ノ袴腰ヲバ表袴ノ下ヨリ、スソヘ末ヲウルハシク引出也、次袙ニ單重ヲ著天、頸ヲシナヤカニ取居テ、打衣ハ本帶ヲセサス、右ヲ

ウハガイニシテ、前ノ帯シテ懐チガヘタ、後ヲ前ザマニ、身形ニ懐押マハシタ、帯ヲセナス、凡肩ナキヨリ下ザマニ、帯シノモトマデ身形ニ可着付也、帯ノ下ノ尻ハ小フクラムベシ、袖ノ縫ノ縫目ノ末ハ、懐高ヘアゲタヒロゴルベキ也、帯ノ下ノ腰ノ縫縫目ヲ取テ、帯ニ落マシノ下ザマニ餃也、其ハ末ノアリヒロゴリタ古也、(何ニ合餃也、是腰餃也、餃トアノ人ノレハ、誰晶トヤヘマム也、)帯二筋用之、(之細汗衫也、)次着汗衫頭ヲ外ザマニ折タ、背中ノ程ニ押下タ、裄ヲ見セテ着タ、左右前ヲ中ヨリ表ザマニ面合ニ折タ右ヲ上ニシタ、折目ヲ二三寸許引違テ、前後ヲ身形ニ下ザマニ引取、帯ヲセナス、前ノスソハ左右ノ高ノ脇ノ下ヨリ、後ザマニヒキヤリタ、裄脇縫目ノ末ハ、汗衫ノシモヨリ可見也、後帯シノ下ハ、外ザマニ二重ニ折、右ヲバ左ヘ背ノ縫目ノ程マデ折違、左ヲバ右ヘ三寸許折違タ帯ニ餃之、其折返タル中ニ、重ノ襞ヲバ入也、サリナガラモ背縫目ヲバウルヘシタ可着也、前ノ左右幷後ノスソヲバ、上ノ定ニ二重折ナガタ可引也、右ノ端袖ハ外ヘ可返、左ノ端袖ハクルハシタテ、裄ノ袖口見許、高ロリ下ザマニホコロビヲ八寸許縫タトヂムル也、脇ハ裄ノ脇ト引重タ、後ザマニ振出タ自後可見也、(中略)

一圖(略)ト装束着事

先下袴如常着之、次袴ヲ着タ、右ヲウハガイニシテ、前ヲ能引チガヘタ、末ヲ乍引帯ヲセナス、次唐衣ヲ合着タ裳腰ヲ裏ニ、中ヨリ二倍ニ折テ、唐衣ノ末ヲワブカニ裳ノ腰ニコメタ結之、(是懸帯ニハ餃也、)(不用之、只唐衣裳ヲ内ヘ上ザマニ打入ヲ用也、)凡唐衣ハ頸ヲ外ヘ弘タ折返、スソヲ内ヘ、上ヘ折返タ、弘六寸ニ合着也、スソ取ト云事アリ、裳ノ右ノ末ノ妻ヲ、右ノ袖ノ上ヨリ引コシ、同左ノ前妻ヲバ、左ノ脇ノ下ヨリ前ヘ引取タ、其妻々ヲ結合タ、右ノ袖ノ上ニ懸之、裳ノ右ノ末ノ妻ハ、後ウルハシタナガルベキ也、件末取ハ、節會夜、又會夜、於脇陣取之、五節所ニタハ下ノ御前へ登ニハ下タ只垂也、節會夜ハ五節所ニテシタ御前參登也、

〔裝束集成女官十二〕女房の衣裳并著樣の次第古今相違の事

裝束秘抄云、古は著やう次第、下に單、其上ニ掛トカナチテ衣ヲ著ス、單袴ヲ著シ、腰結テヨリ唐衣著テ、裳ヲ付タリ、唐衣苙一具シタルヲ物具ト云リ、假令男官ノ束帶ノ如シ、唐衣裳ナド略シテ小掛著タル、衣冠ノ如レ、猶内々ハ只キヌノ上ニ、裳唐衣著ル例有ト見エタリ、○中略

女房裝束著用次第

文容云、白小袖、緋袴精好、仕立ヤウ如衣袴、○中略表著、有夏冬五色、或三色無定、腰紐、紐腰共裳紙、幅二寸ホドニ、如袴衣帶鋼二筋重下ル、裳、單設綾、白畫尾長鳥彩色、設綾、幅一尺二寸二分、躬率蓋蘭木ニ染ルナリ、或花蓋、唐衣、朽葉色紋黄、紋同入繡也、何ニア四菱有、大海、鳳凰、鳥ノ丸、裳、紋小菱、□ニ縫ヲ、腰引、小腰ハ四重四分一ノ錦也、右都テ一領ト云也、

〔羽倉考二〕女裝束重樣之事

今ノ世見聞トコロ、先身ニ白小袖ヲ著シ、其上ニ張袴ヲ著シ、其上ニ單、其上ニ五衣、其上ニ表著、其上ニ唐衣ヲ著テ裳ヲ著タ、但女官飾抄ニ小袿ノ事、衣ノ上ニ單、單ノ上ニ打衣、打衣ノ上ニ表著ノ上ニ小袿、其上ニ袴ヲ著ルナリトアリ、此文至リテ疑ハシ、凡婦人ノ裝束ハ至リテ長シ、然ルヲ最上ニ袴ヲ著タハ、其體ノ傾ハシキ事察スベシ、又成人伊勢貞丈ガ云ルニハ、上古ノ重子樣、袿ト云ハ、身ニ著ルトコロノ服ニシテ、衣トモ云ル是ナリ、此袿ノ下ニハ單、上ニハ打衣取重子テ表著ヲ著テ、帶シタ袴ヲ著シ、腰結タヨリ唐衣著テ裳ヲ著タリ、然ルヲ永觀巳來、小袖ヲ著初シヨリ、今ノ世ノ重子樣ノ如ク成タルト云リ、此說正シキ所見アル事歟、審チラザレドモ、永觀ハ圓融院ノ年號ナレバ、年代久遠ニシテ、夫ヨリ以前ハ、萬物ノ制、今ト異ナレバ、婦人ノ裝束モ、今ノ如ク長カラザル事モ有ベク、其時代ノ圖繪モ目ニ及ブ事無レバ、成人ノ云ルガ如クナル事モ有ベシ、サレドモ裝束ノ古實ヲ搜索スル事ナドハ、皆永觀ヨリ前ニ亘ル事無レバ、永觀以前ハ捨テ論ズ可ラズ、女官飾抄ハ、後成恩寺關白兼良公ノ抄ナレバ、近世ノ書ナリ、而シテ衣ノ色目ノ名ナド、皆中古以來ノ

打出

定ヲ害レタリ、然ルニ重ネ桂バカリハ、中古以來ノ樣ヲ闕サズシテ、斷絶ナル永觀以前ノ久シク
ナリシ事ハ、書述ラルベキ事ニモ非ズ、又實良公ノ時モ、永觀以前ノ如クナリシトハ決シテ云難
シ、既ニ土佐家ノ畫圖其久遠ナル事、實良公ニ比ス可ニモ非ズ、其畫スル所ノ女ノ體、今ノ體ニ大
ニ異ナル事ナク、背襠ハ衣ヨリ下ニ在、又假字裝束抄ノ童女ノ汗衫ヲ着ル樣ナドモ、汗衫ハ勿論
袙打衣單等マデ、背襠ヨリ上ニ着ス、是皆今ノ樣ニ異ナル事ナシ、然レバ女官飾抄ノ其上ニ襠ヲ
着ルト云所ノ文、若クハ假字差誤ナドアル歟、又衣ノ上ニ單ト云ルモ通例ニハ異ナリ、ナレドモ
假字裝束抄童女ノ汗衫ヲ着ル條ニモ、袙ヲ取タ後ニ闕リタ、打衣單取重ヌタトアリ、此等ノ文モ、
單ハ袙ノ上ニ重ナルガ如シ、凡單ハ必下ニ在ト云徴文モ見エネバ、決シタ誤トハ云難シ、若クハ
本式袙ヨリ單ハタヘニ在コトモ有ベシ、

〔守貞漫稿女扮十六〕圖云、官女ガ五ツ衣ト云タ、着用ノ衣類ハ、先下ニ白小袖、次ニ緋之袴、次ニ單、次ニ五
ツ衣、（イツヽヘ、五領トモニ、同色同紋、織實綾、裏紅綢也、）次ニ表衣、（ウハノキヌ、上織紋、中陪、下重綾也、）次ニ唐衣、（カラギヌ、上中下トモニ織紋ヲ用フ、）裳、次ニ
裳也、如此衣等ニ着ス、是ヲ俗ニハ十二單トモ云也、（堂上ニハ云之也、雅亮公裝束抄、及ビ雅鑑ニモ十二單ノ名アリ、）

〔胡曹抄〕一女房夏多裝束
月輪殿御記、治承四年六月九日、右大將良通花山院中納言兼雅卿娘女房等、只衣上着裳唐衣、不着
表着、打衣、張袴等、依略儀也、

〔雅亮裝束抄〕一五せち所のこと
まいりのつぎのあしたに、うちでをはこぶ、（略）中うちいではまいりのつぎのつとめて、ながびつ
にいれて、おかざぬの仕丁かきてまいりたるを、三げんならばいだし火をけの左右のまにすべ
し、やのびんぎによるべきなり、まのかずおほかるには、三げんをいだして、なをしもわらはのゐ
うぞくをもいだすなり、たゞしうちいで四ぐにはすぐべからず、四ぐありていだすべきところ

なをあらば、わらはのさうぞくをいだすべし、うちでのまやうつねのごとし、五せち所のうちで
にはうはぎなし、うちぎぬのうへにからぎぬにてあるなり、はかま又いだすべからず、近代人ま
ねといだす人のあるみぐるし、わらはのさうぞくをいだす事は、くるまよりいだすやうに、まづ
はかまを三尺ばかりひきいだして、そのうへにかざみのまりまへとをひきいだして、あこめの
そでにかざみかさねておくなり、そでなどのいだすほど、所によりなげしによるべし、かざみの
まりまへはながらかに、二三尺もひきいだすべし、そでは右をいださば、左はたそではかへすべ
し、あこめのつますこしなどいだすべきなり、一けんに二ぐをいだす、むかひざまなり、〇中略

うちでをすること

一けんに二ぐをいだす、いろをりによるべし、こづかたばかまを、よきほどにひきいだして、其う
へにきぬのまへをひとへをぐして、またふたつばかりをよくひきいだして、なげしのきはによ
くおし出したるがよきなり、さらでいちどにみなひきいづれば、きぬのきりくちのうつぶしに
なりて、わろく見ゆるなり、びきいだすことは、おはいかによりてすべし、みちなどにてあらむは、
いたくながくいだしなどすべからず、ひろびさしなとにてあらむには、すこしくつろかにいだ
すべし、きぬのすそをはしらよせにつけて、かた身をいだすにとりて、せぬひなどを、はしらのと
はりにあたるほどに、ひきいだすべし、たゞしなげしたかきところは、みじかくもあるなり、それ
はからふべし、はかまはきぬのすそ七八寸ばかりをひきあげて、すそをたらせで、はしへいづる
ことは、ひとへより四五寸ばかりあまるほどに、すそをいだすべし、きぬのこづまのきはよりは
じめて、すゑびろにいづるなり、そのはかまひとへのうへに、ものこしを、きぬの袖のまたより、こ
づまのもとよりながくひきいだして、すそざまにひきのべて、きぬのすそを、まづうるはしくし
をきて、みすのまたよりてをいれて、きぬのくびをとりて、うへざまにそしをりをくやうにまな

して、そでをうるはしく、のひめをまたになすやうに、袖ぐちに手をいれて、うらうへざまにひろぐべし、かまへてきぬのすそのかたへ、そでをきやるやうにして、からぎぬの袖より二すばかりひきいれて、かさねをくべし、一けんに二ぐを出す、うらうへこの定なり、このすそのうへ、はしらよせのきはより、ものかたづまをとりて、はしらのきはごとにひきいだすべし、きぬ二ぐがあはひを、ひろくいだしなして、そのあはひに、き丁をひろくみせていだすぞ、上やといふなり、きぬそひきのべていだして、あはひをせばくて、きちやうをまほ〳〵とすくなく見するを、わろしといふなり、すがたよき女房のはしらのきはにゐて、かた身をおしいだしたると見ゆべきなり、みなみおもてなんげんも、ひきわたしたるやうに、なんげんもいだすなり、きぬのかさなりわたつきなどを、よくいだしなして、きぬをうつふしなゝやうにいだしなすまじ、きりくちなどを繕をきりかさねたるやうにすべし、なげしたかき所にたゞひきいだしつれば、うへのきぬはすゝみいでゝうつぶすなり、まづまたをひきいだして、なげしのきはにためて、さりげなくてまをけば、うつぶす事はなし、きぬのつまのかたを、いたくひきいだすまじ、さきとがりなるやうにてわろし、なげしにひきそへたるやうにいだすべきなり、そでのうへにあるみすは、まものへりをかならず、あらはに見するやうに、まごとにあらはすべし、もしきぬのあつき、うすきあらば、あつからんをば、おしへし、うすからんをば、とぢいとなどをひききりてふくらめ、はしらのきはのちんしなどをとりて、またにさしかひなどすべし、はかまをいだすことは、一の所つぎのところになし、たいけんもん院〔鳥羽院后璋子〕の御時よりあることなり、みなみおもて七けんも八九けんもありといへど、はしがくしのまは、御帳のまにていださず、なにごともおなじことなり、きさきたちにはしがくしのにし、の大さうじのまにていださず、かならずにしとみもふまじ、びんがしはれならば、ひむがしにてもあるべし、にしおもてうちでおなじ事なり、これまたひんがしにてもあるべ

し、つまどのまのうちで、なげしのうへに物どもありて、いだしにくし、これをよくいだすを上ずとすべし、まとみのとおなじやうにすれば、きぬのいたくながくいでたるやうに、うへの見えてわろければ、みすをふくらめんれうに、き丁をまききぬのうへに、きぬふたつがあはひに、みすをひきふくらめてたてゝ、そのうへにおくにあるそでを、みすをうちかけさせたるよし、つまどにはちんしなし、かきたらんによるべからず、ならふべし、うちでするはどなれば、つまどのとびらもとりのけ、かうしのもともとりて、びんぎの所にをくなり、よるもうちではひきいるれども、人をつけてかうしもおろさず、ならひたらんうへの、おばつかなさのれうにかきをくなり、

なつのうちでぐるまのきぬは、まつりのさい院女づかひなどのは、あつぎぬにすゞしのうちぎ、からぎぬをかさねていだしたり、うちでにはうるはしくねりたるはりひとへがさねに、ひきへぎかさねて、うちでもくるまのもあるなり、つねはくれなゐのはりひとへがさねなり、

〔雅亮裝束抄三〕うちでには、きくもみぢのきぬは、おぼろげにてはなし、をしいだしぎぬには、つねのことなり、〇中略

うちでには、いかさまにも、えびぞめのおりもの、からぎぬなり、たゞしいろをつくしなどすることにはえびぞめならし□□のへにしきのからぎぬ□□□のことなり、〇中略

うちいでおしいだしぎぬ、をりによりいろこゝろにあることなり、りうもんは□□□さま□□□なり、おしいだしぎぬ□□ころの□ゆるなり、よてこゝろあるべし、

うちでには、すみのひぢまりこそ、よくこゝろえあるべきこと、實光御がにまさすけがはじめていだしたりしをみて、ずる人あれどもみぐるし、本を見るべし、ずはうのにはひ、うらこきすはうなど、上ろうなどのたてまつるは、かずはいくらもこゝろごゝろなり、こきうちすはうのうはぎ、こうちぎ、ふたへおり物つねのことなり、又こ□□□うちの女ばうはうはぎ□□□□うちぎぬに

からぎぬはがりなり、□□て五せちのもうはぎはなし、

〔女官飾抄〕一うちいでに褄を出すは、不可然事也、

〔榮花物語十九御裳着〕大宮の女房寢殿の南より西までうちいだしたり、藤十人、卯花十人、つゝじ十人、款冬十人ぞある、いみじうおどろ〳〵しうめでたし、枇杷殿の宮の女房は西の對の東面南かけてうちいだしたり、

〔榮花物語二十一御賀〕治安三年十月十三日、とのゝうへ(藤原道長室倫子)の御賀なり、(中略)大みやの女房は、寢殿の南おもてにしのわた殿かけてうちいでたり、皇太后宮のは南對のひんがしおもて也、とのゝうへの御かたは、しんでんのひんがしおもて、中宮の御かたは東のたいのにしおもて、かひの殿の御方の女房、東のにしみなみかけて、うちいだしたり、御かた〴〵の女房のこぼれいでたるなりども、ちとせのまがきのきくどもをにははし、よもの山のもみぢのにしきをたちかさね、すべてまねぶべきにもあらず、いろ〳〵のをりものにしきからあやなど、すべて色をかへてをつくしたり、袖ぐちには、しろがねこがねのをきぐちぬいものらてんをしたり、

〔榮花物語二十四わかばえ〕關白どの(藤原頼通)の大饗は廿日(萬壽二年正月)なるべし、このみや(皇太后宮姸子)のは廿三日とさだめさせ給て、われも〳〵おとらじまけじと、急ぎのゝしりたり、(中略)事どもとゝのはりぬる程に、みなれいのさはうにて、おまへのかたに西の對にてみわたし給に、さらにもいはず、きぬのつまかさなりてうちいだしたるは、いろ〳〵のにしきをまくらさうしにつくりて、折をきたらんやうなり、かさなりたる程一尺餘ばかり見えたり、あさましうおどろ〳〵しう、袖ぐちはしろみいでたる程、火をけのさゝやかならんをすへたらむとみえたり、

〔續世繼四みのゝみゆき〕三君(藤原歡子)は後冷泉院の女御にまいりて、きさきにたち給て、皇后宮と申き、のちに皇太后宮にあがりて、承保元年の秋みぐしおろし給てき、猶きさきの位にて、ひえの山

のよもと、をのといふさとにこもりゐさせ給て、みやこのほかに、そこなひすまし給へりき、〇中略かの入道のみや、其御ようい〇白河御事ありて、法華堂に三昧僧經しづやかによませさせ給て、庭のうへ、いさゝか人のあとふみなどもせず、うちいで十具ばかり有けるを、なかよりきりて、そで廿いださんようい ありけるを、もしいりて御らんずることも侍らん、いとみぐるしくやと、女房中けれど、きりていだし給けるに、〇下略

〔胡曹抄〕一打出事

寛治五閏七六、院布引日、中宮女房打出、女郎花唐衣、村濃裳、蘇芳染綾單重、

〔胡曹抄〕一打出事

康和二年七月十七日、今日於東三條被行大饗、知足院任大臣日寢殿南庇、自東第一二三并西庇北戸簾内無間立几帳、女房出袖、紅綾單重、二藍織物表着、朽葉織物唐衣等也、

〔殿暦〕永久四年正月一日丙寅、鷄鳴四方拜、〇中略今日余忠實藤原女房幷一條殿女房皆有打出事、女房、紅梅襲紅梅にほひ、〇下略

〔中右記〕大治五年二月廿一日甲午、立女御從三位藤璋子爲中宮、　廿三日、中宮第三日也、未時許參東三條饗饌、女房打出數多仁保比如昨日、

〔續世繼二笛のしらべ〕天承二年〇長承元年三月にや侍けむ、臨時客せさせ給き、りんじのまつりのしがくのさまになん侍りける、淸涼殿のみすおろして、まごびさしに、御倚子たてゝ、みかど〇崇德御なをしにておはしますに、きたのらうに、たてしとみとりのけて、みすかけて、きさいの宮の女房、うちいでのきぬ、さま〴〵にいだされたり、

〔知信朝臣記〕長承四年〇保延元年二月八日壬子、大納言殿〇藤原宗忠令任右大將給、〇中略今日女房打出、色々掛五領、紅單、紅打衣、柳織物表着、蘇芳染織物唐衣、摺裳等也、

〈台記別記〉久安三年三月廿八日辛卯，入道前大相國〈○藤原忠實〉七十御賀於東三條，〈○中略〉東面敷滿延高麗疊二枚，東卯酉廊四ケ間，女院女房出袖，同東南子午廊三ケ間，皇后宮女房出袖，〈○中略〉次日，寢殿南面撤御佛幷[illegible]代等，改供御座，〈○中略〉南面四ケ間，女院女房出袖，〈餘御座間〉西面三ケ間，皇后宮女房出袖，〈已上不改昨日色，依装束也〉

久壽二年四月二十日丙申，自今晩天晴，早旦女房出袖，〈[illegible]〉

〈山槐記〉治承二年正月二日丁酉，參內，文中宮御方有打出於三間，〈一間[illegible]〉

〈神祇官年中行事〉注進　齋院女王用途事

合〈○中略〉

一女房　打出四具一色　單重四領〈料綾八丈〉　打衣四〈料[illegible]〉　表著四〈[illegible]〉

〈[illegible]〉　中倍薄物四疋〈[illegible]〉　青子四〈[illegible]〉　中倍薄物

四疋〈[illegible]〉　裳四腰〈[illegible]〉　中倍薄物一疋〈料[illegible]〉

上指〈[illegible]〉　張袴四〈料綾四疋〉　紅四百兩〈[illegible]○中略〉

右大略注進如件，

元曆元年六月日

〈胡曹抄〉一打出事

元曆三年，臨時客日，打出紫匂，紅單衣，紅打衣，表數多表著，萌黃唐衣也，

〈胡曹抄〉一打出事

建久二十一廿一，中宮御讀經，殿上之妻戶有打出，樺櫻木紅單，紅打衣，紅梅表著，蒲萄染唐衣，白腰裳，

押出

〔玉海〕建久五年三月十六日乙丑、此日中宮行啓大原野社、(略)○中 寢殿東面戶間一間女房出袖、(裳、勾當、單衣、花欵冬、表着、唐衣、)不出他間、是例也、(略)○中 勅使親國持御扇、(略)○中 往昇中門內方、就出袖之間進之、女房自打出袖、可被持參御、(北方打入之、此事雖無先例、事理頗可然、此女房留出、御引簾入、又衣留置無別歟、)次打出如本推出之、(不闕、只事體許也、) 六年正月一日丁亥、女院打出、裳、唐衣、爲公家御沙汰、被宛召諸國也、

〔三長記〕建仁元年正月廿三日甲戌、今日天子(○上御門)臨幸于上皇(○後鳥羽)御所、(略)○中 西第一間出彩袖、(蘇芳、黃紅、欵冬、表着、蘇芳、唐衣、)(略)○中 北第一間出几帳、同出二三間於彩袖、(欵冬、白青單、櫻表、蘇芳唐衣、)

〔玉葉〕承元三年三月廿三日、此日故攝政前太政大臣長女、有入宮事、(名立子)(略)○中 寢殿南廂西向妻戶女房出袖及妻、(門不出、不時、他)打出色、(紅薄樣、五領、白單、紅打衣、櫻萌黃表着、櫻唐衣、白裳、)

〔胡曹抄〕一打出事

建暦二十、御幸行幸、御使數打出、蘇芳匂五、青單衣、紅打衣、黃青表着、蒲萄染唐衣、白腰裳、

〔胡曹抄〕一打出事

嘉禎三年四月七日、此日大臣召也、寢殿南庇西第三間并同東廂南四間有打出、濃蘇芳紅打引倍木、青朽葉表着、二藍紅唐衣、永久例也、以衣六具出六間、

〔慈照院殿大將拜賀編目〕可用意事(略)○中

一打衣事

(注云)永享度、觀光聊雖文書云、打出事、但康暦例五衣也、東一間可被出之、可爲同衣二領、可候御簾、女房單重可著、張袴、於打出間張一二具可相副之由、攝政被申、

打出間袴事雖不審、又女房一重并張袴不得其意、只單生袴可宜歟、

〔玉海〕建久二年四月十三日庚戌、於中宮(御饗、飲事、)有豐饗事、(略)○中 寢殿東南兩面垂簾、出几帳、如常、南面七ヶ間除階間之外、女房有押出事、(非打出、只所著用之饗禮衣裝出袖、是定例也、是宮女房休所也、)西子午廊北際三ヶ間同出之、

女房裝束色目

〈皇后女御女房之所色目見〉

〔増鏡〈八あすか川〉〕ひまゆく駒のあしにまかせて、文永も五年になりぬ、〈中略〉あけんとし一院〈後嵯峨〉いそぢにみたせ給ふべければ、御賀あるべしとて、いまより世のいそぎにきこゆ、〈中略〉月花門院〈後嵯峨皇女〉内親王花山院准后〈貞子、西園寺實氏室〉などは、大宮院〈姞子、後嵯峨后、實氏女〉のおはします御方に、御几帳をしのけてわたらせ給ふ、寝殿の西面の間に袖ぐちども、心ことにてをしいださる、

〔増鏡〈十老のなみ〉〕ことし〈弘安八年〉二月、北山の准后〈貞子、西園寺實氏室〉九十にみち給へば、御賀の事、大宮院〈姞子、後嵯峨后、實氏女〉おぼしいそぐ、〈中略〉其後東向のまりのかゝりあるかたへわたらせ給ふ、御かた〴〵の女房、色々のきぬ、きぬのふには引かへてめづらしき袖口を、おもひ〳〵にをしいでたり、ひらきぎぬにはひ山ぶき、あをにはひかうし紅梅、さくら萌黄などは、女院の御あかれ、内の御かたは、内侍典侍よりしも、みな桜がさねまろかうし、うら山吹、院の御かたえびぞめにまろすぢ、かばざくらのあをすぢ、春宮〈熈仁〉の女房うへひらききかうし、御などさま〴〵にめもあやなるさまよらをつくされたり、おなじ文も色もまじらず、こゝろ〳〵にかはりていみじうぞ侍りける、

〔増鏡〈十一さしぐし〉〕正應元年三月十五日、官廳にて御即位あり、〈中略〉〈中宮、實兼女〉そのとし六月二日入内あり、〈中略〉八日御所あらはしとて、うへわたらせ給へば、袖口どもも心ことにてわざとなくをしいださる、けふはその〳〵紅のひとへがさね、あをくちばのうはぎ、二あゐのから衣な〳〵、

〔禁秘御抄〈一〉〕五せち所のこと〈中略〉御覧の日のわらはのさうぞくを、女院宮ばらなどより、たう日五せち所へおくらるゝこともあらば、つかひに女房のさうぞくをたまふべきなり、もからぎぬ、こきはりばかま、これを女房のさうぞくといふなり、つゝみにいれず、とりかさねてたまふなり、かさねやうならふべし、

〔新儀式〈五臨時〉〕内親王初笄事

内親王初拜之儀、〈○中略〉但紡裳、〈或白唐衣〉理髮者別儲祿給之、〈上中略〉〈水干袴一具、又唐衣袴一領、女裝束〉

〔西宮記臨時八〕御射場

天慶九正廿四、召帶刀六人、左右近衞射手六人、御射庭、公卿着射手出自階下、以女裝束爲帶刀懸物、以內藏絹四疋爲近衞懸物、

〔大鏡六内大臣道隆〕帥殿〈伊周〉〈○藤原〉に天下執行の宣旨くだしたてまつりに、この民部卿殿〈懷忠〉〈○藤原〉の頭辨にて參給へりけるに、御病いたうせめて、御裝束もえたてまつらざりければ、御直衣にて御簾のとにゐざり出させ給ひしにも、長押をおりわづらはせ給ひて、女裝束御手に取て、かたのやうにかづけさせ給ひしなんいとあはれなりし、

〔知信朝臣記〕天承二年〈○長承元年〉十一月十四日、弓場始也、自宮被獻懸物女裝一領、〈□蘇芳龜甲文織物、唐衣、精好、〉懸松枝、爲臨所調進之、覽御前弁殿下、了付行事藏人、

弓場始、女裝束料米四十七石八斗七升五合、唐衣料十五石、織物二丈十石、裏絹四丈五石、裳料廿二石二斗五升、南面料絹一疋十石、帽料三石、腰織物一丈二尺六石、同表綾一丈三尺三石二斗五升、合鏡料長絹一疋五尺、料米十石六斗二升五合、

〔長秋記〕長承二年六月十九日壬寅、早朝少納言來、今夕故大納言實能第六娘可嫁也、〈○中略〉御使給祿、自女院給女裝束衾等、件裝束白織物單衣、〈二重、凡三重、白織單衣、紅綿引出之、於單衣、〉擣打ひへき、白二重織上着、蘇芳二重織小袿、濃袴、三重中有單帷、ひとはたばりなふふくさばりなり、かみごしにさしつけて、すそはをりかへして、又かみにおよぶ、裏赤色、〈裏織物也〉

〔古今著聞集〕〈三十公事〉いづれの年にか、白馬節會に進士判官藤原經仲參りたりけるに、雜犯たゞすべき物なかりければ、ちからおよばで、檢非違使ども退出せんとしけるに、なにがし備正とかやの見者をはきながら、木のまたにのぼりて見物しけるを、經仲が下部をもてめしとりて、たゞしけ

る詞に、故大織冠にて、鹿の皮をはき、たかき木にのぼりて宮闕をうかゞふ、一身をもつて師のを
かしをなせる、またかるべしやいかんと勅問したりける時にのぞみていみじかりけり、叡感あり
て、女の衣をたまはせけりとなん、

〔兵範記〕久安五年十月十九日丁卯、今日於宇治殿小松殿、從左府若君（[illegible]）元服事、（中略）十二次加
冠後（略）（中略）女裝一襲、（[illegible]）（[illegible]）（下略）

〔玉蘂〕承元三年三月廿三日、此日、前太政大臣長女（[illegible]）入宮事、（中略）皇后宮權大夫良平卿經
座出中門廊北障子下、取祿、（[illegible]）被渡使者之、（中略）次女房治部卿取祿出之、（[illegible]）

〔雅亮裝束抄〕一わらはのさうぞくをつゝむべきやう
まづひらつゝみを、おもてをまたにてひろげて、そのうへにはりばかまをふたつにをりて、こし
のかたをうへにをくべしはかまながくば、三へに屛風のひだのやうに、こしをうへにてたゝみ
て、こしをうへにてをくべし、そのうへにあこめ、うちぎぬひとへかさねて、れいのやうにたゝみ
て、ながくともみじかくとも、袖たけにすそをおりて右のそでをうへにてをくべし、そのうへに
かざみをせおりにたゝみて、そでうちうへにやりて、すそをとりて、くびのもとへまづふたへに
をりて、つぎに右のそでをうへにて、これも屛風のやうに三つにおりて、そでをうへにてをくべ
し、おびだんしにつゝみてをくべし、さてのちひらつゝみのすみ〴〵をとりあはせて、わづかに
ひすぶべし、またもつかへのは、たゞの女房のにおなじ、

〔榮花物語〕三十六根合小宮の女房まで、紅葉をおりつくしたり、うち物、すりもの、ひらごなど、色々にい
とおかまう、物にうちたるをすかしたるも、ぬひ物し、かねのみづやり、もみぢのちりそひたるな

どいとおかしくなまめかし、きくのをり物の御几帳ども、をしいでわたしておはしますほどこをいださね、すこしさしのきてよきほどにをしいでたる、きぬのすそ袖ぐち、いとめもおどろきてみゆ、菊のおりえだ、かづらのもみぢ、かゞみの水などをしたるが、うすものよりすきたる、うちめにかゞやきあひたるはかげいみじうおかしく、くれなゐのうちたるをながへにて、かづらのかたにまりて、あをきを下にかさねて、かうぞめの御ありさま、えもいはずめでたくみえさせ給、みこしのまりには、やがて三位さぶらひ給、みなくれなゐのうちたるさくらの織物のうはぎに、そのおり枝をりたる綾のおりもの、さくらもえぎのからぎぬ、皆ふたへもんにており枝けざやかにおりたり、女房はさくらどもに、もえぎのうちたる、やまぶきのふたへおり物うはぎ、綾のからぎぬ、もえぎのもにゑかき、ぬいものし、らてんし、くらをきなどめもあやに、心のゆきてなどいふうたを、かねのぐのちいさきをつくりて、歌絵にて櫻のさきこぼれたるかたをかきたり、たまとつらぬけるあをやぎなどいとおかし、又まつらひのかたをして、帳臺からくしげ、ひのおましのかたをしたる人もあり、花のかゞみとなる水はとて、いとをしげなるかねをいけにをしたる人もあり、さらに〱えいひつくすべくもあらずなむ、はかまはみなうちぐちをきたり、との〻宮は、女房色々をみつ〻にはほして、十五にくれなゐのうちたるもえぎのおり物のうはぎなり、いみじうわたうすく、めもあやにけうらなり、これもいとめでたく、めもをよばぬ事どもおほかり、みやのうへ〔隆姫女王〕とのゝ上と、みところおはします、との〻うへは、まろき御ぞどもに、くれなゐのからあやをうへにたてまつれり、ひめ宮のおまへには、櫻のにほひをみなおりものにて、くれなゐのうちたるふぢの織もの〻御ぞ、もえぎの小袿たてまつりたる有さま、あてにめでたく、いふがひなくみえさせ給、

〔榮花物語三十七煙後〕九月〔長暦元年〕廿五日なり、捧物なども、御方々々いみじくせさせ給、中宮〔章子内親王〕皇

后宮に候ひのはらせ給ふまやう東など、れいのをろかならんやは、皇后宮にはすはうのにはひふたがさね、れいのかねしてきく紅葉をおはし、めも及ばずめでたし、中宮には、くれなゐをみなうちて、りんだうのふたへもんのうはぎ、白きもんを織たり、つねのことなれど、うるはしくきよげ也、[illegible]芳のからぎぬ、きくのも、またの日はむらさきのうすやう、あかきうすやうふたがさねに、あをきうちたるふせんれうのうはぎ、きうしなど優しきなり、からぎぬはりんだう、もはぎなり、はかまはあかきうすやう、またざまにまろくかさなりたるいとおかし、はかまうはぎは白々のいろなり、じらごにてざうがんのもなるもあり、うるはしくてとあれど、うすやうのまたゑのついでには、またせめの事なくぞまなしける、

〔今鏡二白河の花宴〕保安五年大治元年にや侍けむ、きさらぎにうるう月侍し年、白河の花御らんぜさせ給とて、みゆきせさせ給しこそ、世にたぐひなきことには侍りしか、[illegible]中院[illegible]の御車ののちに、待賢門院[illegible]ひきつゞきておはします、女院のだしぐるまのうちいで、まろがねこがねにまかへされたり、女院の御車のまりには、みなくれなゐの十ばかりなるいだされて、くれなゐのうちぎぬ、もえぎのうはぎ、あか色のからぎぬに、まろがねこがねをのべて、くわんのもんをかれて、繡すりの裳にも、かねをのべて、すはまつるかめをまたるに、裳のこしにも、まろがねをのべて、うはざしは、玉をつらぬきて、かざられ侍りける、よしだの齋宮の御は、いや、のり給へりけんとぞきこえ侍し、又いだし車十輌なれば、四十人の女房おもひおもひによそひども、心をつくして、けふばかりは、せいもやぶれてぞ侍ける、あるはいつゝ、にほひにて、むらさきくれなゐ、もえぎ、やまぶき、すはう、廿五かさねたるに、うちぎぬ、うはぎ、も、からぎぬ、みなかねをのべて、もむにおかれ侍けり、あるはやなぎさくらをまぜかさねて、うへはおり物、うらはうち物にして、ものこしには、にしきに玉をつらぬきて、玉にもぬける事の欄か、といふうた、櫻さくらぞこきまぜてといふ

うたの心也、裳はえびぞめをぢにて、かいふをむすびて、月のやどりたるやうに、かゞみをまたにすかして、花のかゞみとなる水は、とせられたり、からぎぬには、日をいだして、たゞはるの日にまかせたらなむ、といふうたの心也、あるはからぎぬに、にしきをして、櫻の花をつけて、うすきわたを、あさぎにそめてうへにひきて、野べのかすみはつゝめどもといふ歌の心なりはかまもうちばかまにて、はなをつけたりけり、○下略

〔台記別記〕久安五年十月廿五日癸酉、皇后入内〈○女御藤原多子入内〉諸國所課、
諸國所課、久安五年十月廿五日催之、○中略

一女裝束十三具〈織物摺唐衣裳〉

美濃　尾張　但馬　加賀　參河　武藏

已上各二具

若狹一具、○下略

〔玉蘂〕承久二年十月五日辛酉、今日出行以前、春宮亮資頼朝臣來、申文等事、昨日參城南大宮中、定事也、○中略

一女房裝束料事

奏事由處、長治江帥中出不可有沙汰者、然而右大將申云、廿人女房可著裝束、一身結構太以難堪、先例賜少々被召御處功可宜歟、或記載裝束之內、差下衣料令給歟、

予〈○藤原道家〉云、示合右大將、猶可伺御氣色由可被申也、給裝束料之由見日記、是謂給上蓋歟、先例給下衣不見故也、屬召殿上人可給之、○中略

九日乙丑、申刻春宮亮資頼朝臣來、以有長申御著袴間事、○中略

一女房上蓋事

必可ㇾ有者可ㇾ被ㇾ付成功ㇾ者、

予云、女房事、内々右大將致沙汰、被ㇾ付成功ㇾ歟、中々可ㇾ被ㇾ押ㇾ置彼人ㇾ歟、不ㇾ然ハ近代功人無ㇾ之、其□

女之甚被ㇾ見歟、

〔吾妻鏡四十九〕正元二年(○文應元年)三月廿八日乙未、和泉前司行方、持參御息所御服月充注文於御所、

將軍家(宗尊親王)覽ㇾ之、

正月分

御小袿(二陪織物、三陪織物)　御表著(二陪織物、三陪織物)　重御衣(下濃織物上二)　御單、紅御袴　三御小袖　三御衣　二

御衣　二御小袖二具　薄御衣　白御衣　御裳　色々御小袖五具　御夜衣　御明衣二　今

木二具(○中略)

二月

二御衣　二御小袖　色々御小袖五　御裳

三月(閏二月)

四月

御袿(二陪織物)　合御衣五(表濃織物、裏可浮織物、)　更衣御單合御衣　合二御小袖　合御小袖三　紅御

袴　御裳三

五月

御小袿(二陪織物)　御單　御袿重(五重表織物、上二陪織物、九)　御小袖單重　紅御袴　二生御衣　合御小

袖二　御帷五　御裳三　生御夜衣

七月

御小袿(二陪織物)　御單重(二陪織物、三陪織物九、)　御小袖單重　紅御袴　生御衣　御帷七　御裳三

御明衣二　令木二具

九月

御小掛練物上二領　生七御衣上二重織物九、唐綾物八、　御單　生二御小袖入二御綿一　紅御袴　二生御衣　御小袖五　御裳三

以上七箇月、可ㇾ爲二奥州禪門〇北條重時一御沙汰一、

六月

御單重　生御小袖　白御袴　生御衣　御帷七　御裳二

八月

二生御衣　御單　生御小袖　白御袴　生御衣　合御小袖三　御帷二　御裳二　御明衣

十月

御小掛三領練物　八御衣上二領練物　御單二　御小袖　紅御袴　三御衣　裏御衣　二御小袖

紅宿衣　色々御小袖五　御裳二

十一月

二御衣　二御小袖　色々御小袖五　御裳三

十二月閏十一月、

以上五箇月、相州禪門〇北條時頼御沙汰也、

〔經濟錄九〕今ノ世ニハ衣服モ一旦ニハ制セラレ難カルベケレバ、只今ノ分ニテ士庶人ノ衣服ヲ定ラレバ、士民ニ補有ベシ、先朝ニ士民ニ令シテ、婦女皆繡箔金襴ノ小袖ヲ著ルコトヲ得ザラシメ、農工商ノ衣服ハ絹紬ニ止ル、其時婦女ノ小袖ヲ、繡金襴ヲ禁ジ箔ヲ制タリシニ、幾程ナク此法破レテ、其以來ハ士民ノ婦女皆公然トシテ、繡ハクノ小袖ヲ著ル、所謂三日法度也、此後モ若士庶

人ノ婦女輩ハ久ク綾ヲ著コトヲ禁ゼラレバ大成害也、其子細ハ士庶人ノ婦女レウハタノ小袖ヲ持タル者、若一旦ニ是ヲ禁ジテ著コトヲ得ザラシムレバ、新ニ絹紬綿布等ノ衣服ヲ作ラントスルニ、許多ノ費アリ、有來ノレウハタノ小袖ヲ斥賣セントスレバ、買者猶絹紬綿布ハ世ニ急ニ用ウルヲ見聞ク其價貴ス、若如此成バ士庶人ノ困窮今一倍スベシ、又世ニ充滿セルレウハタノ小袖ヲ空ク棄物ニナサンモ、天地ノ道ニ違ベシ、是背害故ニ非、只庶民ニ計綺羅レウ錦ヲ嚴禁シテ、士人以上ハ男女トモニ、是ヲ著コトヲ聽ナルベシ、ナモアラバ民間ノ綺羅レウ錦悉ク斥賣スベケレバ、奢靡レウ錦ヲ買ヒ者モ、自然ニ價賤クシテ買ベシ、然ラバ民間ノ美服悉ク士人ニ歸スベシ、士人ト庶民トノ位モ彌別有テ、士人ハ貴ク庶民ハ賤ク成ベシ、是則時ニ取テノ常服也、凡人ノ衣服ハ貴賤上下ヲ別ベキ目印成ニ、今ノ世ハ士庶人ノ衣服ニ制度ナキ故ニ、貴賤ノ差別ナシ、殊ニ士大夫ハ貧窮ナレバ麁服ヲ著シ、庶民ハ豪富成者多ケレバ、十分ノ美服ヲ著ル、故ニ士大夫ハ例フモ庶民ニ壓レテ影ヲ失フガ如シ、是ニ依テ自然ニ士大夫ノ方ヨリ、商賈ノ輩ニ諂諛スルコトアリ、如此ハ士風ヲ損ズル道ニ非ズ、歎シキ事也、

〔國事草秋津中〕女衣服

女の衣服、今世には地白、地赤、地黑などゝて、色々の模紋を染めて、その間々に五色の糸、金糸などを交て、ぬひ物したるあり、是は室町殿の頃、繍縫物といひたるものなるべし、昔は今の如く色々の繪を染出す事はせずして、繪を書て、其間々にぬひ物したるなるべし、

服飾部十八

唐衣 袍附入

唐衣ハカラギヌト云フ、裳ト相具シタル婦人禮服ノ表衣ニシテ、文色ニ因テ品級ヲ分テリ、而シテ唐衣ト云フハ、或ハ唐服ノ製ニ倣ヘルニ由テ名ヅクト云ヒ、或ハカラトハ闕腋ノ闕ニテ、其衣ノ腰以下ニ及バザルニ由テ名ヅクト云フ、兩説未ダ孰レカ是ナルヲ知ラズ、而シテ或ハ背子ノ字ヲ用キルハ、其製ノ稍、支那ノ背子ニ似タルニ因テ、壙テ用キシニ過ギズ、唐衣ハ六國史及ビ貞觀以前ノ律令儀式等ニ、曾テ其名ヲ載セズ、延喜ノ式ニ至リ、始テ背子ノ事アリ、是レ蓋シ史ノ初見ナルベシ、抑、唐衣ハ表著ノ上ニ襲ル短衣ナリ、故ニ小袖ヲ用キル時ハ、唐衣ヲ用キザルヲ常トス、其色文ノ如キハ、則チ青、赤、白、紅梅、萌黄、葡萄染、櫻、柳、女郎花、朽葉等ノ數種アリ、而シテ青赤二種ハ禁色ニシテ、聽許ヲ得ルニアラザレバ用キルコトヲ得ズ、後世朝典ノ衰替ニ因テ、僅ニ裳唐衣ヲ以テ禮式ノ服ト爲ス、

袍ヲ婦人ノ著用スル事ハ、延喜ノ縫殿寮式ニ出デタレドモ、他ニ所見ナケレバ、未ダ之ヲ詳ニスルコトヲ得ズ、

〔倭名類聚抄十二衣服〕背子 婦人表衣 辨色立成云、背子、和名加良岐沼 形如半臂、無腰襴之袷衣也、楊氏漢語抄云、背子、婦人表衣、以錦爲之、

〔箋注倭名類聚抄四衣服〕西宮記作唐衣、○中略 按中華古今注云、背子、隋大業末、煬帝宮人百官母妻等、

妹尾堂金幾旦背子、以爲朝服及禮見賓客興姑之長服也、又演繁露云、背子者、狀如單襦袷襖、特其裾加長、直垂至足焉耳、則其實不與皇國唐衣同、

〔事物紀原〕三衣裘帶服 背子

又曰、〇二儀實錄曰、秦二世詔衫子上朝服加背子、其制袖短於衫、身與衫齊而大袖、今又長與裙齊而袖纔宜於衫袪、蓋自秦始也、

〔伊呂波字類抄〕加雜物 背子 カラキヌ 婦人表衣也

〔倭訓栞〕前編 六 からぎぬ　背子をいふ、宋の代に見えたり、唐衣の義成べし、倭名鈔に、婦人之表衣以錦爲之、形如半臂、無腰襴之袷衣也と見えたり、うはぎのうへにかさぬる尻みじかき衣也といへり、うつぼ物語に、女は髮あげて唐衣きでは御前に出ずとも見ゆ、又からぎぬをきる時は、小うちきをきざる例也といへり、台記別記にも、諸神社及事解之時、著唐衣、不著小袿、と見えたり、縫殿に在文唐衣見ゆ、

〔筆の靈 四編 一〕からぎのと云物名をも然いへば、唐土の衣の風にならへる物と打おもはるゝ、如くなれど、然にはあらじ、からとは、からだの事にて、そのからだと云は、人の身の今胴といふ所をいふ名なり、〇中略 さてその胴にのみきて、腋に及ばざる衣なれば、からぎぬといふなるべし、背子の字をあてたるは、ひれに領巾の字をあてたると同じくて、やゝ似たる所あるより借たるにて、異國の背子にならひて、こゝにても作りて、から衣と名づけたるにはあらず、〇中略 演繁露にも、宋の代の頃には、此名たしかに聞えたれど、古くは聞えぬが、如し、多く用ゐざりし故なるにや、但し此方にて、其背子の字にあてたるは、やゝふるければ、かつ〴〵似たる物ありて、それに引當しならんとは思はるれど、此方にて其をまねぶまでにはあらざりしなり、

〔深窓秘抄〕唐衣　ウヘノキヌ也

製作

〔枕草子七〕おのわらはのきるやうに、なぞから。ら。ぎ。ぬ。は、みじかききぬとこそいはめ、されどそれは
もろこしの人のきるものなれば、うへのきぬのはかまといふべし、

〔雅亮裝束抄三〕女ばうのさうぞくのいろ(中略)
からぎぬには、ひもといふものあり、からぐみのいろ〳〵なるにて、あげまきになをむすびて、六
すぢも八すぢもして、からぎぬのおほくびのかみは、うらうへにつけるなり、

〔裝束要領抄中〕女官
今世物具いろ〳〵(竹楼實中略)
からぎぬは、うはぎのうへにかさぬる、しりみじかききぬなり、(中略)雅すけ裝束抄に、からぎぬに
は、ひもといふものあり、(中略)と見えたれども、今の世にはひもあり共みえず、子細あり哉、(下略)

〔裝束唯心抄〕當家女中衣之色
命婦衣(中略)　唐衣、表白綾、裏平絹、胸木板引、(中略)
御妓衣(中略)　唐衣、表紅綾衣、紅平絹之裏也、

〔延喜式十四縫殿〕中宮
春季
正月料、(二月三月亦同〇中略)背子十領、(白一領、白橡九領、)料、綾五疋、(別三丈、)絲一兩一分、(別三銖、〇中略)
右四季御服、並依前件、毎年依數從內藏寮受之、准例染縫、(隨時染色)月別一日十六日兩般、均分供進、若
數不等者上旬加之、

〔神祇官年中行事〕注進　齋院女王用途事
合(中略)
一女房(中略)

青子四(面、表縮物、裏縮物二)二(尺、料絹十六尺、料糸二十二両、)　中部冒物四尺(料絹六尺、料糸廿四両、(中略))

一下仕四人装束一色(中略)○

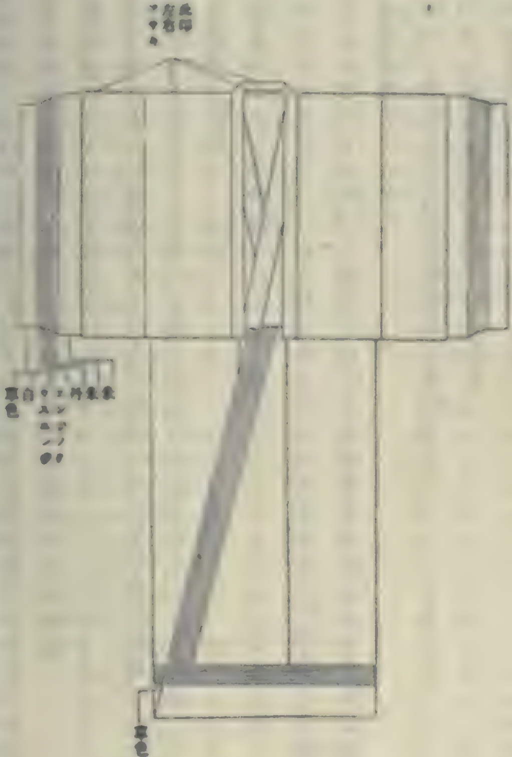
青子四(料縮二疋、料絹四尺、料糸十二両、料糸十六両、○中略)

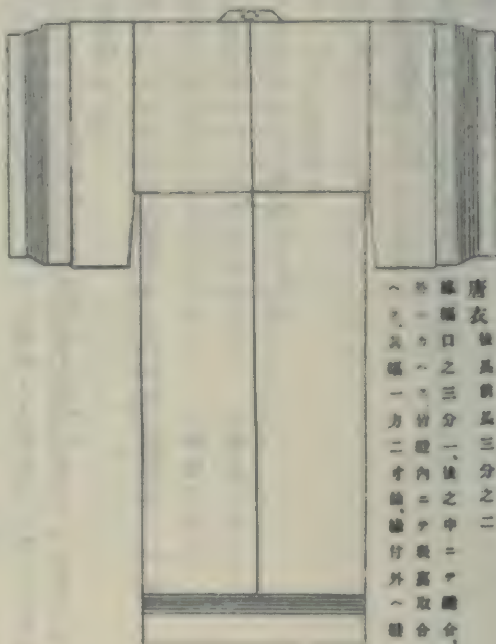
右大略注進如件

元暦元年六月日

〔近代女房装束抄〕唐衣一領(身丈下二尺五寸許、但身ノ三分ガ二分也、)袖長七寸許、

(袖口一尺五寸、裾ノ五寸ロイ九寸マデ、袖ノ一幅三分之一分ヒロゲ、下二尺三寸許、)





唐衣袖長倍裄三分之二

袖幅口之三分一、袖之中ニテ縫合、袖形ニ外ニウヘヽ折返内ニテ表裏取合内ヘタヘヲ、其幅一寸二寸餘、縫付外ヘ縫カヘス、

(永仁御即位用途記)藏人所　註進　御即位調進物用途事

合略○中

一鐵用略○中

上品八丈絹四十二疋一丈略○中

二疋四丈　供奉女房十八人唐衣面料　二疋四丈　同裏料　二疋　執翳女孺十八人唐衣面料　五疋　同裏料略○中

上品糸廿六勾四兩略○中

五匂　唐衣廿八領絹糸料〈略〉〈中〉

右注進如件

永仁六年八月十五日　御蔵小舎人民部大丞紀顕弘

出納左衛門少尉兼中宮属安倍親景

〔装束集成〕〈十二〉唐衣

文容云、唐衣一丈九尺、幅一尺一寸一分、地白菱白紋、浮織、練糸丸紋、赤糸浮織、但練糸、縮ロク地ハ朽葉色、地文菱唐草也、紋ハ鶴也、有裏、貝生衣裏ナレ、裏ハ紅打小菱板引、裂裳ノヤウニ織タ、是第一ノ表着也、

〔庭訓往来具注抄〕唐衣は、裳服の衣服にて、袖身より狭し、十二單の上に着るもの也、

〔学習院所蔵文書〕女御服〈○中略〉御衣〈裏〉御几帳〈裏〉〈中略〉○

御からぎぬ

一御身たけ　一尺五寸　一御身はゞ　一尺二ぶ

一御まへたけ　二尺三寸八ぶ　一御袖たけ　二尺三寸八ぶ

一御袖はゞ　七寸　一御えりはゞ　三寸

一御かたのあき　四寸一ぶ〈略〉〈中〉

以上

寛文十一年〈辛亥〉七月吉日

〔西宮記〕〈臨時八〉女装束

五節舞姫、髪上、釵子、赤色織物唐衣、地摺裳、

〔雅亮装束抄〕〈一〉五せち所のこと〈略〉〈中〉

ひめ君のさうぞく
うしの日　あかいろのおり物のからぎぬ

〔雅亮裝束抄 三〕女ばうのさうぞくのいろ〇中略
うちいでには、いかさまにもえびぞめのおりもの、からぎぬなり、

〔拾芥抄 五十 四〕女御御裝束
夏御料御唐衣（赤色浮線綾、本色龜甲、上紋牡丹、御裏同色、綾引、〇中略）
冬御料御唐衣（赤色龜甲、上文白菱、本形、御裏蘇芳、綾引、〇下略）

〔裝束知新抄〕女房裝束事〇中略
唐衣（典侍、又は典紅、唐織龜甲、上紋刻菱丸、浮織物也、裏は紅の綾、同裏の小葵也、裏は地紋綾龜甲、上紋同鳥、裏も之に同じ、〇下略）

〔裝束唯心抄〕女御衣
唐衣、表二重織物、地文龜甲、表紅ダ々牡丹、裏小菱也、綾萌木也、裏板引也、但夏宗多萌木、〇中略
典侍衣〇中略　唐衣、紅二重織物、紋龜甲、蝶丸有夏蝶ノ丸也、裏紅板引也、
當家女中衣之色

〔裝束要領抄 下〕女官
女房の衣裳并着様の次第古今相違の事〇中略
凡織物は、上臈小上臈までゆりて、中臈已下はゆりざる例なりし、文も、いにしへはしゐてさだまる事もみえず、名ある衣には其名に隨ひて文を用ひらる（松重には松のしやう、藤重には藤のしやうの類なり、）されども、主人のうはぎからぎぬなどは、二重織物のよし見えたり、

〔江家次第 十七〕立后事
公卿相率參會宮、令亮奏慶由、歸來日、聞食悅給、（或云、聞食ツ、）皇后着御倚子、（白織物御唐衣、白羅御裳、御褂、先是上二御裳、）

〔故實拾要十四〕女御御裝束略〇中

唐衣〈表赤地唐綾、紋亀甲地紋、丹、裏黄小葵紋、〉　裳〈表白唐綾、紋只色、〇中略〉　纐纈裳〈表紅平絹、裏黄平絹、有花鳥文、〉

右女御着用之衣也

尚侍衣略〇中

唐衣〈表紅二重織物、紋亀甲、裏紅平絹、〉　裳〈表白唐綾、紋只色、〇中略〉　纐纈裳〈表紅平絹、裏黄平絹、有花鳥文、〉

右尚侍着用之衣也略〇中

典侍衣略〇中

唐衣裳略〇中　纐纈裙

右典侍着用之衣也、色目等同上、仍略之、

内侍衣略〇中

唐衣〈表黄唐綾、裏黄平絹、〉　裳〈表白唐綾、紋只色、〇中略〉　纐纈裳〈表紅平絹、裏黄平絹、〇中略〉

右内侍着用之衣也

〔榮花物語六かゞやく藤壺〕この御かた〈彰子、一條后、道長女、〉ふぢつぼにおはしますに、略〇中御木丁御屏風のよそひまで、みなまきゑらでんせさせ給へり、女房は同じきおほうみのすりも、をりものゝ、からぎぬなど、昔よりいまにおなじやうなれど、これはいかにしたるとまでぞみえたる、略〇中中宮〈定子、一條后、道隆女、〉は四月〈長保二年〉つごもりにぞいらせ給、略〇中このたびは女房のからぎぬなども、しなじなにわかれて、けちめけざやかなる程ぞ、いとをしげなる、をしなべてありしおりは、めとゞまりてもみえざりしをりもの丶、からぎぬどもの、いまみれば、もんけざやかにうきたるもめでたくみえさるしもあらず人がらなどは、わろからぬも、またむものかぎりしたるむもんなどは、いとくちをしうなん、

〔紫式部日記〕宮（○寛弘五年九月十一日、一條后、彰子、）殿（○藤原道長）いだき奉り給ひて、御はかしこ少將の君、虎のかしら宮の内侍とりて、御さきにまいる、からぎぬは、まつのみのもん、もはかいふをそりて、おほうみのすりめにかたどれり、

〔小右記〕長和三年十一月廿一日癸卯、御靈童女新中納言（○藤原隆家）童著無文綾物袙、下仕著無文綾物唐衣、童有可謂過差之御前童女下仕著綾物、是無勘當、相府被申、不可有禁制之由、

寛仁三年二月十六日甲辰、今日宰相子（○藤原資平）於被宅加首服、（○中略）余（○藤原實資）加冠被物、（○綾物唐衣、○下略）

〔爲房卿記〕寛治五年十一月七日辛卯、今日主上（○堀河）可渡御宮（○篤子内親王）御方、又可遣後朝御書者、（○中略）東面三ケ間女房出衣、（○中略、山吹織物唐衣、紅單、○下略）

〔胡曹抄〕一打出事

康和二年七月十七日、今日於東三條、被行大饗、（○中略）女房（○中略）朽葉織物唐衣等也、（○中略）

〔台記別記〕久安六年正月十九日丁酉、今日事乾、始回儀皇居女御（○藤原多子）裝束、依廿二日還御也、（○中略）

十九日纏頭（○中略）

御乳母二人

一具今夜料

葡萄染織物唐衣（○中略）　摺裳（○中略）

一具大納言五位

青木織物唐衣（○中略）　摺裳（○中略）

渡御日

女房十八人

蘇芳染織物唐衣略○中 摺裳略○中

廿二日庚子、午剋許、尹御前、頭之後、御女御装束（[illegible]）今屋候略○中

廿二日女房衣色目略○中

蘇芳染織物唐衣 白腰裳

（胡曹抄）一女房夏多装束

同記（[illegible]）永暦二年二月二日、今日中納言殿渡御前四日也、是日人々改着装束、

女房上臈四人略○中 萌木織物唐衣文亀甲 紅袴

中下臈十六人略○中 萌木織物唐衣同文 紅袴

（玉葉）元暦元年十一月廿二日丁未、五節事具、舞姫已下今夜退出、大将五節装束已下童幼等注文、

雑織装束

五日

赤色織物唐衣 濃打衵 裏濃蘇芳衵一領 已上堀川大納言（入道物[illegible]）

（玉葉）承元三年三月廿三日、此日故摂政前太政大臣息姫君女下略○立后入宮事略○中 次女房若者取

出之、（女装束、[illegible]○下略）

嘉禎四年（元[illegible]）仁四月十一日丙辰、此日関白忠家加首服略○中 次賜禄（女装束一具、[illegible]白[illegible]、[illegible]○下略）[illegible]

（紫式部日記）五節は廿日（寛弘五年十一月）に参る略○中 なりとその朝臣のかしづき、舞のからぎぬやみの

よにも、ものにまぎれずめづらしうみゆ、

（続世継）二（白河の花宴）保安五年（天治元年）にや侍りけむ、きさらぎに閏月侍りし年、白河の花御覧せさ

せ給ふとて、御車（[illegible]白河）せさせ給ひしこそ、世にたぐひなきことに侍りしか略○中 女院の御くる

まのしりには略○中 あるはからぎぬにしきをそして、桜の花をつけて、うすきわたをあさぎにそ

紫綿　赤綿　平絹　打綿　色目未詳

めてうへにひきて、野べのかすみはつゝめどもといふ歌の心なり、

〔裝束唯心抄〕十二單之事

唐衣(紫綿)

〔庭訓往來〕美精好裳、唐綾狂文唐衣、

〔雲圖抄〕(裏書)御齋次第略○中

陪膳(采女着唐衣、其上着襅、…子、生)

〔西宮記〕(臨時四)女裝束

女藏人、平絹唐衣、下濃裳、(比禮、蓋…)

〔兵範記〕延久五年正月一日辛巳、改御裝束、供事女房采女等、不著打唐衣、只直裝束也、是御定、

〔類聚雜要抄〕(三)一御節舞姫(○五節)裝束三具

丑日　赤色唐衣一領略○中　綾地摺裳一腰略○下

〔紫式部日記〕正月(○寛弘六年)一日、略○中ことしの御まかなひは大納言の君、さうぞく、ついたちの日は、くれなゐえびぞめ、からぎぬは赤色、地ずりの裳、略○中二の宮(○敦良親王)の御いかは、正月(○寛弘七年)十五日、その縫まいるに、こ少將のきみ略○中あかいろのからぎぬ、れいのすり裳き給へり、

〔小右記〕寛仁三年十一月十三日乙丑、四條大納言五節舞姫裝束事送之、赤色唐衣、蘇芳織物褂、地摺綾裳、三重袴等也、

〔中右記〕寛治五年十月廿五日庚辰、有二品篤子内親王入内之事、略○中今夜女御御裝束、略○中赤色五重唐衣、白綾御裳也、

〔匡房卿大嘗會記〕天仁元年十一月廿一日、(○大嘗會、)略○中采女左右前行、(平額子、着絹唐衣、)

〔胡曹抄〕一女房夏冬裝束

月輪殿御記　天治元年七月廿三日、若宮入内、齋院初度女房車、略〇中赤色唐衣、地摺裳、略〇中

久安六年四月九日、中宮行啓良居理髮、略〇中唐衣色赤、地摺裳、略〇中

從二位藤幸子理髮、略〇中唐衣色赤、地摺裳、

〔玉葉〕嘉應三年正月十四日、內實今夜左府相共、入可令進御裝束、略〇中御息女、略〇中綾、略〇中

御出儀、略〇中

一條局、御唐衣、御裳、略〇中

〔増鏡〕十一今日のその日としの六月二日、入内あり、略〇中女御の御よそひは、略〇中あかいろの御から衣、こき御はかま、地すりの御もたてまつる、

〔宮廷職記〕嘉永元年七月廿七日、女御御衣御近例、文化十四年、文政八年等、御色目差出及內覽、今度御色目可伺哉、先文化文政等御例、以左書記差出、略〇中

文化十四年女御御衣、

赤色御唐衣、略〇中

文政八年女御御衣、略〇中

赤色御唐衣、略〇中

〔西宮記〕臨時四女裝束

女房青唐衣、比禮、領巾、下濃裳、

〔江家次第〕正月賭弓

內侍二人持御劔、命婦藏人各二人相從、

〔雅亮裝束抄〕一五せち所のこと、略〇中

ひめ君のさうぞく、略〇中

とらの日　あをいろのからぎぬ

〔類聚雜要抄 三〕一舞姫装束(五節)　装束三具　○中略

寅日　青色唐衣(裏如之)　蘇芳末濃裳一腰　○下略

〔紫式部日記〕行幸(寬弘五年十月十六日、一條天皇行幸上東門第、)は、たつの時と、まだあかつきより人々けそうし心づかひす、○中略 左衛門のないし御はかしとる、青いろのむもんのからぎぬ、すそごのも、○中略 御まかなひ橘三位あをいろのから衣、○中略 正月(寬弘六年)一日、○中略 ことしの御まかなひは大納言の君、さうぞく、○中略 二日かうばいのをりもののかい練りはごきあを色のから衣、いろすりの裳、

〔長秋記〕元永二年十一月十一日、五節參入、○中略 今夜圓弁顯隆朝臣語云、自民部卿許、儲中舞姫装束可調進由有其命、仍儲三領、打衣單衣、青摺袿裳、無裳唐衣之由所被示也、先々於裳唐衣者、本所儲之由所存也、如何、下官(頭弁)答(顯隆)云、儲不覺、但節會夜青摺、御前試夜青色、是儲物也、於帳代夜者、小褂、裳、唐衣、皆相具之由所覺也、　十二日、舞姫昇行事、○中略 今夜舞姫皆青色唐衣、末濃裳也、用赤色綾、裙帶、比禮、

〔玉海〕元暦元年十一月廿二日丁未、五節事、舞姫已下今夜退出、大略五節装束已下饗饌等注文、

舞姫装束　○中略

寅日　○中略

青色唐衣　裙帶比禮　蘇芳末濃裳　已上儲、花山大納言、

〔言成卿記〕嘉永元年七月廿七日、女御(入内)御衣御近例、○中略

文化十四年女御御衣(中宮)　○略

青色御唐衣(地青、以竹、鳳文、甲、上文鳳凰紅、)

〔装束知要抄〕内侍衣　○中略

唐衣萌木織物、裏黃の綾引倍、○中略

次殿院御服凱、以色織物、表引倍、裏萌黄、裏白張引の薄様、(略)下

〔紫式部日記〕二の宮〇敦良の御いかは、正月十五日(寛弘七年)、その暁まいるに、(中略)紅梅に、もえぎ柳のからぎぬ、ものすりもなど、いまめかしければ、とりもかへつべくぞ、(下略)

〔源氏物語〕二十二玉鬘このましくなれたるかぎり四人、しもづかへには、あふちのすそごのも、なでしこの若葉の色したるからぎぬ、けふのよそひ共なり、

〔河海抄〕十二なでしこのわか葉のいろしたるからぎぬ　薄萌木也

〔花鳥余情〕十四あふちのすそごのも、なでしこのわか葉の色したるから衣、なでしこには、面蘇芳、裏青也、一説面紅梅、裏青也是は花にかたどれる色也、若葉の色は、なでしこの葉にかたどれるからぎぬ也しからばうすもえぎと、河海にいへる、相違なき也

略

〔長秋記〕長承三年二月十七日丁酉、於法勝寺被供養金字一切経、(中略)皇后宮女房(中略)萌木唐衣、

〔玉海〕元暦元年十一月廿二日丁未、五節事具、舞姫已下今夜参出、大嘗五節装束已下雑物等注文、(中略)

略

下仕装束(中略)

卯日(中略)

萌黄唐衣(中略)　紺摺裳(下略)

〔榮花物語〕三十二歌合　むん(殿上)上東門院の女房はみなうす色に、ひらききの唐ぎぬぞ、せさせ給へる、

〔裝束知新抄〕唐衣(中略)

唐衣、表白綾、裏平絹、萌木板引、(下略)

〔榮花物語〕八はつはな御ゆどの、事などぎしきいみじう事ども、のへさせ給、(寛弘五年九月十一日、後一條天皇生、中略)日比われもわれもとの、しりつる、しらさうぞくどもを見れば、いろゆるされたるも織もの、もから

ぎのおなじうしろきなれば、なにとも見えず

〔定家朝臣記〕康平五年九月十一日乙卯、□剋有内大臣殿（○藤原師實）御產、（中略）次供御湯、（中略）下仕二人著白唐衣裳、出南庇、取入簾中、

〔胡曹抄〕一女房夏多裝束

忠順記、永暦二年正月廿九日、中納言中將嫁娶、今夜女房已下裝束、（中略）下仕二人、（中略）白打唐衣、

〔玉葉〕承元三年五月廿五日丁巳、今日御湯殿始也、（中略）役女房等皆著白裝束白唐衣、（下略）

〔胡曹抄〕一女房夏多裝束

同記（○忠順記）平治元年七月四日、今夕女房以下給裝束、女房廿人、（中略）二藍唐衣、朽葉裳、村濃單、

〔玉海〕建久二年五月廿七日甲戌、最勝講第二日也、（中略）副南簾立四尺几帳、（中略）二藍唐衣、白腰裳等也、

〔増鏡〕十一今日の日影八月（○正應元年）廿日、后（○伏見后藤原鏱子）に立給ふ、（中略）大宮院（○後嵯峨后藤原姞子）本院（○後深草）東二條院（○後深草后藤原公子）みなわたりおはしまして、見たてまつり給ふさへぞ、やんごとなき、今日は、紅のはりひとへがさね、（中略）二あゐのから衣、うすいろの裳、すべて廿人おなじ色のよそひなり、

〔裝束要領抄〕（女官）女官

女房の衣裳并著様の衣裳古今相違の事（中略）

常はりうもんのえび染の唐衣、りうもんならねども、ねりぬき常の事なりと、古記に見えたり、

〔榮花物語〕（四十紫野）御禊十月（○寛治元年）廿一日なり、女御代にはとの、姫君た、せ給、（中略）裝束は色々もえぎのおり物、えびぞめのからぎぬ、いまとなりては、故中宮（○白河后藤原賢子）も皇太后宮（○後冷泉后藤原歡子）も、みな色ひとつにせさせ給しかば、たゞさき〴〵のさまにておぼしめすなるべし、

〔長秋記〕天承四年正月十六日、太政大臣家大饗、○中略女房皆紅衣、○中略江比染唐衣也、

長承三年二月十七日丁酉、於法勝寺被供養金字一切經、○中略女院女房衣、○中略葡萄染唐衣、

〔台記別記〕久安六年正月廿八日丙午、是日三位殿[illegible]蒙輦車宣旨退出、○中略

廿八日、御前裝束、　色目同十九日、

御車後[illegible]○中略　葡萄染唐衣　白襲裳、○中略

三月五日壬午、臨時祭打出、○中略　葡萄染唐衣　款冬襲裳、○下略

〔兵範記〕仁安三年三月十四日丙子、今日有立后事、[illegible]○中略御裝束始事、　廿日壬午、有宮司除目事、○中略

今日寢殿南面八間、[illegible]西面四間女房有打出事、紅薄樣、黄表着、葡萄染唐衣、同色打衣、

〔胡曹抄〕一打出事

建久二、十一、廿一、中宮御殿殿上之妻戸有打出、○中略葡萄染唐衣、白襲裳、

〔玉海〕建久六年正月二日戊子、此日臨時客也、○中略今日打出、○中略葡萄染唐衣

〔白馬記〕建久九年十月廿七日辛卯、今日大嘗會御禊也、[illegible]○中略女院御車御後數御服以下色目、[illegible]○中略

出車二輛

黄青表[illegible]紅單衣、紅打衣、葡萄染唐衣、白襲、

〔玉葉〕嘉應三年正月十四日丙寅、今夜左丞相[illegible]可令通御殿[illegible]御息女[illegible]給也、○中略

御出儀、○中略

次出車三輛、[illegible]女房各四人乘也、○中略葡萄染唐衣、[illegible]白襲裳[illegible]等著用之、○中略

行路所所行也、見物如堵、○中略刀自二人[illegible]

〔爲房卿記〕寛治五年十月二十五日庚辰、今日四宮（○篤子内親王、）入御大内、（○中略）出車十輛、（入中略）女房十人、色々五衣、織物打衣、白裳唐衣、（○下略）

〔玉海〕元暦元年十一月廿二日丁未、五節帳臺、繪飯已下今夜退出、大齋五節裝束已下儀等注文、（○中略）

下仕裝束

丑日（○略註）

梅。唐衣（文立）　裏濃紅梅綾三領、（○中略）村濃裳、（○下略）

紅梅

〔枕草子〕十　御まへよりはじめて、紅梅のこきうすきをりものかたもんりうもんなど、あるかぎりきたれば、たゞひかりみちて、からぎぬは、もえぎ、柳、紅梅などもあり、

〔榮花物語〕三十二歌合〕たかつかさ殿のうへ（○藤原道長室倫子）七十賀せさせ給ふ、（○中略）女房は（○中略）こうばいのりうもんのからぎぬ、もえぎのものこし也、

〔榮花物語〕三十六根合〕ながれてはやき月日にて過もてゆけば、五節（○天喜四年）に中宮の女房、梅けいせちをふくんでといふ詩をさうぞきたり、梅のおり物香染こうばいのくれなゐに匂ひたるなど也、みどりのもんをおびたりとて、したるみどりのきぬきたり、殿上人ずんじなどしていとおかし、からぎぬのひもなどに、やがてこのしをむすびたり、やへこうばいのからぎぬなど、色々におかし、

蘇芳

〔榮花物語〕三十六根合〕右の大いどの、大納言（○藤原師實）は、（○中略）源大納言殿の姫君（○師房女麗子）を、をさなくおはしまし、より子に（○すに二字、今據一本補、）奉らせ給て、かしづき奉らせ給、（○中略）との、大納言殿（○師實）をおはしまさせ給、ぎしき有さま世のつねならず、三月（○康平二年）廿日の程なり、こきうすきふたつゞゝ、うらうへのいろなる十二、くれなゐのうちたる、もえぎのおり物のうはぎ、蘇芳のから

ぎぬなどなり日ごとにかへて、三日の程いとめでたし、

(紫式部日記)行幸(寛弘五年十月十六日)、土御門殿、は、たつの時、(中略)左京は、青いろに柳のひもんのから衣、(中略)宰はれいのすり裳なり、

(榮花物語三十一殿上花見)ひめ宮(後一條天皇皇女章子内親王)は、入道殿(藤原道長)の御よくにて、ひと〻せは御袴も奉らざりしかば、いつ〻にて奉る、しはす(萬壽元年十二月)の十よ日になんありける、(中略)その日のさしきぬ、ありさまなど、いへばをろかなり、みなくれなゐにえびぞめのうはぎ、柳のからぎぬ、(下略)

(胡曹抄)一女房夏冬装束

忠顯記、永暦二年正月廿九日、中納言中將嫁娶、今夜女房已下装束、女房廿人、(中略)柳唐衣、白腰裳、(中略)半物二人、(中略)柳唐衣、生文紅裳袴、(下略)

(玉葉)嘉應三年正月十四日丙寅、今夜左衞門督(藤原實宗)可令通故殿(藤原基實)御息女、(中略)給衣、(中略)御出儀、(中略)行路室町南行、見物如堵、(中略)下仕二人、(下略)

(紫式部日記)行幸(寛弘五年十月十六日)、土御門殿、は、たつの時、(中略)わかき人は、菊の五へのからぎぬを、心々にしたり、(中略)ちくせんは菊の五へのから衣、(下略)

(枕草子十一)御佛名のことにあすわたらせおはしまさんとて、こよひまいりたり、(中略)御車ごめに十五、(中略)つぎにたゞの女房の十、櫻のからぎぬ、うすいろのも、紅をおしわたし、かとりのうはぎども、いみじうなまめかし、(中略)殿(藤原道隆)はまづ院の御さじきにまゐりたまひて、しばし有てここ(一條天皇皇后定子)にまいり給へり、(中略)入せ給ひて見奉らせ給ふに、女房あるかぎり、もからぎぬみくしげ殿までさたまへり、(中略)あかいろさくらの五重のからぎぬを着たるを(隆圓)少僧都御らん覽じて、法服ひとくだりたらざりつるを、にはかにまどひしつるに、これをこそかり申べかりけ

龍膽

れ、

〔紫式部日記〕中づかさのめのと、宮いだき奉りて、〇中略むもんの青色にさくらのからぎぬきたり、

〔長秋記〕長承三年二月十七日丁酉、於法勝寺被供養金字一切經、〇中略前斎院〇中略櫻唐衣、

〔榮花物語三十九布引の瀧〕十月(承保元年)十六日、御禊とて世中いそぎみちたり、女御代には、故民部卿どのの大納言をば、帥大納言と聞ゆる殿君に、内の大殿(師實)〇御子おさなくよりこにしたてまつらせ給ぞたゝせ給ける、〇中略くれなゐのうちぎのよ、禁せいありとて、やまぶきのうちたる黄なるうはぎ、りうたんの唐衣なり、

〔自暦記〕建久九年十月廿七日辛卯、今日大嘗會御禊也、〇上東門中略、女院御車御棧敷御服以下色目、(別記注之)〇中略

打出六具

上赤色五紅匂、青單衣、紅打衣、上白菊衣著、龍膽唐衣、白腰裳、〇中略

半物二人

上紅匂紅梅、青單衣、紅打衣、(黒付之、黄菊、)紅龍膽唐衣、(黄菊)紅張袴、(縫物)

女郎花

〔胡曹抄〕一打出事

寛治五年七六院布引日、中宮女房打出、女郎花唐衣、村濃裳、〇下略

〔胡曹抄〕一女房夏冬裝束

廣季記、平治元年七月一日、六條攝政殿迎御移徙給、出車女房廿人裝束、〇中略女郎花唐衣、(首服物、)濃色裳、(女房物、)白三佗四人、〇中略白裳、〇中略御輿後二人、〇中略白裳、〇中略

一打出事〇中略

建久二年七月十三日、宜陽門院御幸、出車五輌、〇中略半物、〇中略女郎花唐衣、

朽葉

〔枕草子七〕故とのゝ〔〇道隆〕などおはしまさで、世の中にこと出き、(中略)左中將おはして物語し給ふ、けふは宮にまいりたれば、いみじく物こそあはれなりつれ、女ばうのさうぞく、も、からぎぬなどのおりにあひ、たゆまず、おかしうてもさぶらふ哉、みすのそばのあきたるより見いれつれば、八九人ばかりゐて、黄くちばのからぎぬ、うすいろのも、しをん萩など、おかしうゐなみたる哉、

〔長秋記〕天承元年四月十六日壬午、御棧敷、上皇〔〇鳥羽〕有御見物、(中略)女房衣(中略)青朽葉唐衣、

〔增鏡十一〇日蔭〕六月〔〇文保二年〕二日、入内あり、〔〇後醍醐中宮禧子〕(中略)女房のよそひ(中略)あをくちばのから衣、うす色のも、(下略)

纐纈　青摺

〔西宮記臨時四〕女裝束

采女纐纈唐衣、比禮、纐纈裳、白裳、節日及晴宴、青摺纐纈唐衣、裳、比禮等也、

文様　金銀文

〔續世繼二白河の花宴〕女院の御くるまのしりには、(中略)赤色のからぎぬに、しろがねこがねをのべて、くわんのもんをかれて、(中略)よしだの齋宮の御は、やのり給へりけんとぞきこえ侍し、(中略)あるは、(中略)うちぎぬ、うはぎ、も、からぎぬ、みなかねをのべて、もむにおかれ侍けり、(中略)からぎぬには、日をいだして、たゞはるの日にまかせたらなむといふうたの心也、

〔長秋記〕元永二年七月廿一日、新生皇子五十日也、(中略)表著唐衣裳等、皆押金銀文、或作禽獸形、或作花葉樣云々、

摺

〔西宮記臨時四〕女裝束

執翳、摺唐衣、比禮、日蔭、裳、髻如常、

供奉節會女房、摺唐衣、比禮、纐纈裳、髻等如常、

〔雅亮裝束抄一〕五せち所のこと(中略)

ひめ君のさうぞく(中略)

たつの日　あをずりのからぎぬ。

〔類聚雜要抄〕二一舞姫〇中略裝束三具〇中略

辰日〇中略　唐衣一領　泥繪裳一腰〇下略

〔枕草子〕五宮〇一條皇后定子の五せち出させ給ふに、かしづき十二人ことところには、みやす所の人出すをば、わろき事にぞするときくに、いかにおぼすか、宮の女房を十人出させ給ふ、今ふたりは女院しげいしやの人、やがてはらからなりけり、たつの日のあをずりのからぎぬ、かざみをきせ給へり、女房にだにかねてさもしらせず、殿上人にはましていみじうかくして、みなさうぞくしたちて、くらうなりたるほどに、もてきてきす、あかひもいみじうむすびさげて、いみじくやうしたるしろききぬに、かた木のかたはゑにかきたる、からぎぬのうへにきたるはまことにめづらしき中に、わらはゝいますこしなまめきたり。

〔兵範記〕仁安三年十月廿一日己酉、未明參河原御宮〇中略　節折命婦候南第一間屏風〈着二唐衣、纐纈裳一〉〇中略女供御膳采女七人〇中略　着花釵子、唐衣、纐纈裙、目染裳、比禮領巾、紅袴、

〔玉海〕元暦元年十一月廿二日丁未、五節事畢、舞姫已下今夜退出、大將五節裝束已下舞姫等注文、

舞姫裝束〇中略

午日〈[illegible]〉

青摺唐衣〇中略　日陰蔓〇中略　已上前源中納言〈入二國一〉

〔雲圖抄〕裏書御禊次第〇中略

出車〈[illegible]〉

〔紫式部日記〕七日のは〈〇寛弘五年九月十一日、後一條誕生、〉かはと〳〵よろづのくもりなく、しろきおまへに、人のやうだい、色あひなどさへ、けちえんにあらはれたるをみわたすに、よきすみゑに、かみどもをおほ

はいたるやうにみゆ、○中略 裳からぎぬのぬひものをば、さることにて、袖ぐちにをきぐちをし、裳のぬひめに、しろかねのいとをふせて、くみのやうにし、はくをかざりて、あやのもんにすへ、○中略 五日の夜は、殿〈道長〉の御うぶやしなひ、○中略 はかげにきら〳〵と見えわたる中にも、おほしきよのおもとの、裳からぎぬ、をしほ山のこ松原をぬひたるさま、いとおかし、

〔榮花物語〕〈三十一殿上花見〉としかへりぬ、○中略 長元六年 宮深くなるまゝに、院わたらせ給べきとしにて、心ことにおぼしめしいそがせ給、内にはまどころ、つくも所にて、女房のもからぎぬにまかき、つくり絵など、いみじくせさせ給、○中略 御前には、○中略 こきふたり、うすきふたり、やがておなじ色のうはぎ、からぎぬなり、○中略 かへさには、むらごにて、はかまうはぎ、もからぎぬ、もうす物にて、もんにはかねをし、ぬひ物どもをし、心々にまなどかきたれば、すゞしげになまめかしうおかし、

〔後三條院御卽位記〕辰二點宣旨出御、○中略 著泥繪唐衣纐纈裳之女房十人候御後、

〔永仁御卽位用途記〕藏人所　注進　御卽位調進物用途事

合○中略

一用途米絹綿萬伍佰餘拾疋〈見用意〉○中略

泥繪唐衣一領〈[illegible]〉○中略

供奉女房十人〈今度六人〉

人別　泥繪唐衣一領〈色目[illegible]〉○中略

一散用○中略

一錢四十二兩

十六兩　典侍女藏十八人唐衣泥繪料、　七兩　供奉女房十八人同前　六兩　唐衣廿

八領洲濱以下寮料、○中略

右注進如件、
永仁六年八月十五日　御厨小舍人民部大丞紀頼弘
出納左衛門少尉兼中宮屬安部親景

むすび

〔榮花物語〈十七音樂〉〕御堂供養治安二年七月十四日とさだめさせ給へれば、〈略〉〇中かくて日うら〻かにさしいづる程に、御かた〴〵の女房達のさぶらふみすぎはのはどみわたせば、〈略〉〇中あるはいとゆふむすびからぎぬなどの、いひつくすべうもなき、からゐれなるのみへはかまども、みな綾なり、

〔安齋隨筆〈前編三〉〕一むすびからぎぬ〈略〉〇中按、いとゆふむすびからぎぬといふは、糸をゆふて、とぢ付て、文をなしたるを云歟、むすび狩衣といふ類なるべし、増鏡卷五〈内野の雪〉伴氏さひやうゑのすけ親朝は、むすびかりぎぬに、きくを置物にして、むらさきすそごのさしぬき、きくをぬひたり、又〈あすか川の卷〉花山院少將たゞすゑは、〈略〉〇中櫻のむすびかりぎぬ、白糸にて水をひまなくむすびたるうへに、胡蝶をそれもむすびて付たるなまめかしくえむなり云々、是にて考ふべし、

著用次第

〔類聚雜要抄三〕一﨟女〇中裝束著事
先下袴如常著之、次單ヲ著ク、〈略〉〇中次唐衣ヲ合著ク、裳腰ヲ裏ニ中ヨリ二倍ニ折天、唐衣ノ末ヲワヅカニ、裳ノ腰ニコメタ結之、〈是緒腰也、緒腰ニハ不裏之、只唐衣東ヲ內ヘ上ザマニ打入テ著也〉凡唐衣ハ頸ヲ外ヘ弘ク折返、スソヲ內ヘ上ヘ折返タ、弘六寸ニ合著也、スソ取ト云事アリ、裳ノ右ノ末ノ妻ヲ、右ノ袖ノ上ヨリ引コシ、同左ノ前妻ヲハ左ノ腋ノ下ヨリ前ヘ引取タ、其妻々ヲ結合タ、右ノ袖ノ上ニ懸之、裳ノ右ノ末ノ妻ハ、後ニウルハシクナガルベキ也、

褻上著唐衣

〔女官飾抄〕十月より五節までのきぬの色〈略〉〇中
一女房は褻の時は、ひとへ、うはぎ、紅のうちぎぬ、から衣等著して裳をきぬ例也、なを內は、うはぎ、

唐衣今亦不着

ひとへ、はりばかまを着せず、たゞきぬの上に、もから衣を着する例也、

(装束要領抄後篇)女官

女房の衣裳并表着の次第古今相違の事、〇中略

唐衣裳まで一具したるを物の具といへり、縫分明官の束帶のごとし、唐衣裳などを略して、小袿着たるは、衣冠のごとし、〇中略斜内々は、たゞきぬのうへに裳唐衣着る例もありと見えたり、

(一條家装束抄)女房装束事、〇中略斜内々は不着衣着單御袴只衣の上に着裳唐衣有例、〇下略

(玉蘂)治承四年六月廿三日甲辰、右大將良通通花山院中納言兼雅卿娘、〇中略女房等只着裳唐衣不着衣着打衣張袴等、依略儀也、

建久二年五月廿七日甲戌、最勝講第二日也、〇中略三位殿不着物具、只着裳唐衣、外、諸々參入、

(女官飾抄)十月より五節までのきぬの色、〇中略

一主人は唐ぎぬを着せざる時、小袿をきる也、からぎぬには、小うちきを着せざる事也、

(装束要領抄後篇)女官

女房の衣裳并表着の次第古今相違の事、〇中略

小袿といへるきぬあり、前にいふうちきにはあらで、是はからぎぬの代に、うへにおるものなり、其小袿に、からぎぬかさぬる例なしといへり、

(一條家装束抄)女房装束事、〇中略主人は不着唐衣之時、小うちきを着る也、唐衣には小うちきを不着事也、

(台記別記)久安四年九月廿八日癸丑、使仲行申(問カ)閑院(藤原實能)日、着唐衣之時、着小袿乎、歸來日、閑院不悟、仍問女院、(高陽院)女院仰日、故四條大后(藤原寛子)〇中略日、着唐衣之時、不着小袿、着小袿之時、不着唐衣、是定也、諸神社及車駕之時、着唐衣、不着小袿、六年正月十九日丁酉、巳刻詣、着束帶(衣冠カ)在三位(殿)

書用例

原多、童御車過、従行啓事、此間三位殿女房、房織物衣八重、青単、萠黄二重織物五重、表着二濃打衣、赤色織物五重唐衣、白羅裳、濃袴、是入内裏、皇太后所賜之装、夜也、皆小袖、五重、有紋、寛治五年入内御膳云、東儀遺數□御衣、色々御衣、紅打衣、萌黄表着、蘇芳唐衣、小袖、小色唐衣、地摺裳、云々、如此又各餝濃着小袖袴衣、先日、高陽院御人所賜日着二唐衣、不着小袖、着小袖、不着唐衣、是例也、今依此旨著御唐衣、八嘆況歟、不記、所書無二物個書時之鏡、不用小袖歟、仍今日不着小袖、

〔女官飾抄〕十月より五節までのきぬの色、略○中

一裳唐衣に下づかへまでもきる也、

〔侍中群要 七〕雑人事

女官等事

所々女官陣中女可ㇾ著唐衣、

〔禁秘御抄 中〕刀自

刀自、御膳宿臺所各別也、衣唐衣裳也、結中、但近代只衣結中、著唐衣、是一向御膳役者也、略○中

女孺

近代不着、衣只小袖唐衣也、

書用例

〔今昔物語 廿四 上ノ下〕女はかみあげて、からぎぬきでは、御前にいでず、おとこは、かうぶりし、うへのきぬきでは、御前に出ず、

〔枕草子 三〕せちは

五月にしくはなし、略○中御せくまいり、わかき人々は、略○中さまぐ\からぎぬ、かざみ、ながきね、おかしきおりえだども、ひらごのくみして、むすびつけなどしたる、めづらしういふべき事ならねど、いとおかし、略○中

つとめて日さし出るまで、式部のおもと、ひさしにねたるに、おくのやり戸をあけさせ給ふて、うへ御○一条のおまへ、宮○定子中宮の御前、出させ給へれば、おきもあへずまどふを、いみじくわらはせ

給ふ、からぎぬをかみのうへにうちきて、とのゐものもなにも、うづもれながらあるうへにおはしまして、ぢんよりいでいるものなど御らんず、

(源氏物語四十九寄生)ひんがしのたいに出給て、御とものの人々もてはやし給、覺えある殿上人どもいとおほかり(中略)五位十人は、みへがさねのからぎぬ、ものこしも、みなけぢめあるべし、

(榮花物語四十紫野)院にわたらせ給、國母后宮のひめみやも、わたらせ給、わかき人々(中略)唐衣などめでたくおかしう、花の色々をおりつくして、十人さらぬおとなゝとに、ぞうたるいつへなる、みへなる、ふせんれうなどきたるもあり、

(長秋記)天永四年(永久元年)正月七日、節會幷叙位事、(中略)
次女官闈人理髮、着裳唐衣、中如此、着襪、(下略)

(台記別記)久安六年正月十九日丁酉、巳剋許、着束帶、(在三位○中略)(多子)金銅鏡臺、遣行鏡事、先圖

三位裝束事、(中略)土佐裝束、縅闈圖之儀、(闈人裝束、唐衣、裳、女藏人裝束、同、内女、闈司、□□裝束)

(江家次第十一十二月)内侍所御神樂事

散院(闕○白)殿御記云、内侍所御神樂、貫首上臈上天、女官闈唐衣裳引帶、依此圖縫女官所衆守護之、

(後撰和歌集二十賀)典侍あきらけいこ、の事相のために賀し侍けるに、玄聖法師のもからぎぬぬひてつかはしけれは、

典侍あきらけいこ

雲わくるあまのは衣うちきては君がちとせにあはざらめやは

(長秋記)元永二年五月晦日、三夜御養産也、(中略)次奉御前物采女六人、(中略)(着青色、白腰、唐衣、裳、唐衣、持刀自六人、着青色、)

(勘仲記)弘安九年三月廿七日甲午、天皇(中略)可有行幸春日社、(中略)昇立神寶於南庭、(中略)神寶付社司、(中略)

神寶送文(中略)

一神服(略○中)　女體一具　御唐衣一領(○中略)巳上納宮一合、

弘安九年三月廿七日

○

〔延喜式 十四縫殿〕中宮

春季

正月料(五月三月亦同) 袍十領(白一領、作日白橡九領、)料、白絹四疋一丈(別二丈五尺) 絲一兩一分(別三銖) 背子十領(○中略)

夏季

四月料(正月六月閏七月、) 袍十領(白一領、作日白橡九領、) 給袍六領(縹并紫之類) 料、絹五疋(別五丈) 絲一兩二分(別一分)○中略

右四季御服並依前件、每年依數從內藏寮受之、准例染縫(臨時定色、)月別一日十六日兩般均分供進、若數不等者上般加之、(○中略)

縫殿功程(○中略)

袍(闕子及女孺○、闕大、腋、闕腋縫腋、) 長功日大半人、中功日一人、短功日二人、

〔服飾管見 上〕女の袍

其製いかなる物にや、又いつの比よりいできしにや、延喜縫殿式、中宮年中御服料の中にあり、春冬は料に二丈五尺とありて、夏秋は袷の袍とて料に五丈とあり、裏のしろもは春冬袷にて夏秋單なるに、此物のかいさまなるもいとあやし、

裳

裳ハ、モト云フ、遠ク神代ニ起レリ、原來男女通用ノ服ナリシガ、後世女子ノ専用トナリ、唐衣

名稱

ト一具シタ、式體ノ服トナレリ、又褶アリ、褶裳ト並ベ稱スルトキハ、上ニ著ルヲ褶ト云ヒ、下ニ著ルヲ裳ト云フ、要スルニ、文字ニハ、判チ裳褶ノ別アリ、訓ニハ、則チ、モ、ヒラミ、シビラ、ウハモ(表裳ノ義)ヲ等ノ種々ノ稱アリタ、裳ト用トハ各、稍、異ナレドモ、總ベテ之ヲ言ヘバ、則チ裳ナリ、其色文ハ地摺、末濃、纐纈、目結、紅等ノ別アリ、其之ヲ著用スルニハ、古ハ表著ヲ著タ、後ニ單ヲ著シ、袴ヲ著シ、襲レタ後ニ唐衣ヲ著、裳ヲ著クタリ、後世物ノ具ノ著様ハ、先ブ小袖ヲ著タ、袴ヲ著シ、次ニ單、次ニ五衣、次ニ表著、次ニ唐衣、次ニ裳ヲ著クタリ、中世已後婦人ノ服用スル所ノ裳ト唐衣トハ、必ズ相具スベキモノニシタ、偏用スベキモノナラズ、故ニ裳ノ事ハ唐衣篇ニ併出シタ、此ニ省略セルモノ多シ、

〔倭名類聚抄十二衣服〕裳 釋名云、上曰衣、(和名岐沼)下曰裳、(音常、和名毛)白氏文集云、青羅裙帶、(裙音群、和名裳同)

〔箋注倭名類聚抄四衣服〕原書云、裙下裳也、釋名、裙群也、聯接群幅也、與此所引不同、按下曰裳、見詩綠衣及東方未明傳、曾上曰衣之對也、上曰裙之訓、未知所出、此蓋釋名云、裙下裳也之譌、又按說文云、帬繞領也、又按說文字云、帬或从衣、方言云、繞衿謂之帬、廣雅云、繞領被帬也、然則裳或云繞領、或云被、可知繞領被之、是可以充皇國婦人所著裳也、說文又云、常下帬也、釋名、上曰衣、下曰裳、裳障也、以自障蔽也、儀禮士冠禮記疏亦所云裳、及皇國禮服之裳、亦是、然則婦人之褶、不得爲裳也、是褶在上、裳在下、故廣韻、常下帬、釋名云、裙下裳也、者亦誤、類聚所引皆、或出他書、其出典亦未可知也、

〔伊呂波字類抄毛雜物〕裳(音常、又帬、裙、同)裳

〔八雲御抄三衣食〕裳　下も　あかも　紅の玉もすそひき

〔東雅十五服用〕裳モ　萬葉集抄に、裳は向ふの義也とみへけり、亦讀てモスソといふは、スソとは下衣也、下の字讀てシといひ、スといふは轉語なり、釋名に上曰衣、下曰裳、即此なり、(裳の字讀じ本、裳の字のことし、)

〔倭訓栞前編三十一〕も　裳は古事記に褶裳とも見ゆ、下ノ衣なるをもていふにや、靈異記に褶もよめり、續日本後紀に、自今後女所服裳、夏に表紗、冬は中褶、不論貴賤、一切禁斷と見えたり、唐衣の下、袴の上にきる也、白羅裳、地摺裳、下濃裳等あり、

〔古事記傳二十七〕御裳(〇中略)母とは、纏衣の切まりたる名にやあらん、(纏の意に纏ふ服なればなり、の言し纏ふ物なり、〇下略)

〔藻鹽草十八〕裳(〇中略)うはものすその水なみ(〇中略)註うはものこし(〇中略)わぎもこが裳ものの引腰

〔萬葉集五〕蓬客等更贈歌三首

麻都良河波、可波能世比可利、阿由都流等、多々勢流伊毛河、毛能須蘇奴例奴、(〇中略)

後人追和之詩三首　都帥老

麻都良河波、河波能世波夜美、久禮奈爲能、母能須蘇奴例氐、阿由可都[illegible]流良武、

〔萬葉集二十〕陳防人悲別之情歌一首并短歌

大王乃、麻氣乃麻爾麻爾、島守爾、和我多知久禮婆、波波蘇婆能、波波能美許等波、美母乃須蘇、都美安氣可伎奈美(〇下略)

〔西宮記臨時八〕內親王著裳

承平三八二十日、康子內親王著裳、(年十三、)小一條大臣(〇藤原忠平)結御裳腰、

〔枕草子十一〕御裳のことにおすわたらせおはしまさんとて、こよひまいりたり、みなみの院の北おもてにさしのぞきたれば、(中略)又さらでもあつまりゐて、きぬどもとぢかさね、裳の腰さしけさうするさまは、さらにもいはず、かみなどいふ物は、あすより後は有がたげにぞ見ゆる、

〔女官裝束著用次第〕大ゴシ(〇裳)カクオビ大ゴシノ上ニ付ナリ、

〔三中口傳三〕單裝束於衣架事

女房裝束略○中　裳ハ衣ノ後方腰ヨリ可被隱、腰ヲハ上。裾ヲ上ニタ取重タ、ユ。ソ。ヲ下ニタ裳ノ上ニ
重ヌル也、若小。腰。付タル裳ナラバ、小腰ヲバ下ニ可隱也、

〔玉葉〕文治六年〔元年〕○中　正月十一日丙寅、此日有入内事、〔女御藤原任子、兼實女〕中略、　主上著御前平敷御座、
次着裳、余奉令著御裳、以引。腰。結之、〔先例如此〕自結下引まはして前腰ニ結之也、〔上〕

建久二年四月廿日丁酉、此日賀茂祭也、○中　中宮使權亮右近中將忠季朝臣參入、自出御前御簾、〔註〕○
略　賜給打衣、表著、裳、〔以上〕唐衣等、又賜釵子給、

神裳

〔古事記上〕是以伊邪那岐大神詔、吾者到於伊那志許米上志許米岐〔此九字以音〕穢國而在祁理、〔此二字以音〕故
吾者爲御身之禊而、到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐〔此三字以音〕原而禊祓也、○中　次於投棄御裳所成
神名、時量師神、略○下

〔古事記傳六〕御裳、萬葉廿に美母とよめり、和名抄に、釋名云、上曰衣、下曰裳、和名毛とあり、御裳は
女の着る物にこそあれ、男のよそひに云ることと、古書に凡て見えざれば、〔此裳にあるは、裾のまれびなればいふべか〕
らず、此に御裳の事を云るは、いと〱いぶかし、書紀には、此に御裳と御冠とのことは無し、實あ
りてにや、

製作

〔女房裝束抄〕裳のこしをゝ、長さ一丈おほごし、ひきごし、うきをり物もんちいさきあられに、くわ
ん、小ごしおもひ〱のをり物、大やうは、からぎぬの裄より出したる物をする也、いづれにも
いとにて、とぢものゝ有、
色ゆるさるゝ人、りうもんのきぬをきる時も、おほごし、ひきごしは、うきをり物、うらはひとへもん
のたゝあや、もんちいさかるべし、夏はすゞしのうきをりもの、うらは、それもひとへもんのうす
もの、多は大ごし、ひきごしのうらはやうしばかり、　ひきごしのながさ、六尺五寸、　おほごしの
ながさ、二尺五寸、　小ごし、四尺三寸、　なかべはこは〱とはるべし、多はいづれも、おめらかす

べし、夏はひねりかさぬべし、

ひとへ裳は、大こしの廣さ四寸五分、小こしの廣さ二寸五分、いづれも、うはさしのひしくみあり、

〔装束要領抄〈中〉〕女官

裳

小腰左右ヲ脇ノ下ヨリ前ヘマハシテ、本ノ帶ノ結目ノ上ニ、諸鉤ニ結テ下リタルヲ取合テ、平緒ノカヘスヤウニカヘスベシ、下帶ニカヘシテスルガヨキナリ、下リハ諸鉤ニ大方裳ノ長サニヨルベシト云リ、

〔近代女房装束抄〕

裳　女御〈[illegible]〉　院中〈[illegible]〉

懸帶〈[illegible]〉

引腰〈[illegible]〉

裏〈[illegible]長三尺許、上四寸許、下七寸許、〉

私云、裳者褶服云、褶是也、闕腋袍ニハ、ヒラミ、又シビラト謂ズ、



〔禁秘抄〕裳　ヒトヘ　夏用之

〔皇太神宮儀式帳〕一新宮遷奉御装束用物事

出坐御床装束物七十二種〇中略

帛單御裳四腰、〈長各五尺、〉紫裙御裳二腰、〈長各五尺、纈、〉紫御裳帯六條、〈長各七尺、廣四寸、〉

〇按ズルニ、裳ニ上裳下裳アリ、此ニ云ヘル帛單御裳ハ裏裳、紫裙御裳ハ表裳ナルベシ、

〔皇太神宮儀式帳〕一荒祭宮正殿装束　合廿種〇中略

緋御裳一腰、〈長四尺、〉錦御裳一腰、〈長二尺、〉帛御裳一腰〇中略

一月讀宮遷奉装束　合十四種〇中略

御裳二腰、〈一腰長一丈六寸、一腰長一丈四尺、〉〇中略

一瀧原宮遷奉時装束　合十七種〇中略

比毛立御裳一條、〈長二尺、〉帛御裳一條、〈長二尺、廣二尺、下纈四尺、〉〇中略

一瀧原竝宮御遷奉御装束　合十一種〇中略

紫紗裳一條、〈長二尺、〉緋御裳一條、〈長二尺、〉〇中略

一伊雑宮遷奉時装束　合十四條〇中略

錦御裳一腰、〈長二尺、〉帛御裳一腰、〈長二尺、〉緋御裳一腰、〈長二尺、〉

〔止由気宮儀式帳〕一新造宮御装束用物事

止由気大神御装束物〇中略

緋御裳壹腰、帛御裳壹腰、纈御裳壹腰、生絁御裳壹腰、〈已上單御裳、長各一丈五尺、廣各三尺、〉呉錦御裳一腰、小綾紫御裳一腰、纈御裳一腰、帛御裳一腰、倭文御裳一腰、〈已上單御裳、長各二丈五尺、廣一尺五寸、纈長七尺、〉

相殿坐神三前御装束物〇中略

生絁御裳九腰(各長一丈、闊四幅、帶長三尺、闊一尺、)

(延喜式四伊勢大神宮)太神宮裝束(○中略)

帛裳四腰(各長五尺、闊四幅、色同上、)紫纈裳二腰(各長闊色同上、○中略)

荒祭宮裝束(○中略)

纈裳一腰、紕裳一腰、帛裳一腰、(各長二尺、闊四尺、○中略)

伊弉諾宮二座裝束(○中略)

紫紗裳一腰、帛裳一腰、(各長一尺六寸、闊四尺、○中略)

瀧原竝宮裝束(○中略)

紫紗裳一腰、帛裳一腰、(各長二尺、○中略)

伊雜宮裝束(○中略)

帛裳一腰、纈裳一腰、緋裳一腰、(各長二尺、○中略)

度會宮裝束(○中略)

緋裳一腰、帛裳二腰、纈裳一腰、緋裳一腰、(各高五尺、帶長五丈、闊長一丈三尺、)夾纈裳一腰、小纈紫裳一腰、纈裳一腰、倭文裳一腰(各高三尺五寸、帶長二丈五尺、闊長七尺、○中略)

相殿神三座裝束(○中略)

絹裳九腰(各帶長一丈、闊三尺、高二尺、)

(神祇官年中行事)注進　齋姫女王用途事

合(○中略)

一女房(○中略)

裳四腰(料絹六疋、一腰料糸四十八兩、疋別八兩、腰物一疋一丈、料糸十六兩、重腰物一疋、料糸八兩、)　中部腰物一疋(料糸六兩、)　上指一(料糸四兩、一領別一兩、)

略、〇中略

一下仕四人裝束一色〈〇中略〉

村濃裳四〈料絹三疋、六丈、〇中略〉

一雜仕二人裝束一色〈〇中略〉

裳二〈料絹一疋、〇中略〉

右大略注進如件

元曆元年六月日

〔永仁御卽位用途記〕藏人所 注進 御卽位調進物用途事

合〈〇中略〉

一女房裝束四十具〈今度三十四具〉

褰帳二人 人別〈〇中略〉

裳一腰〈表蘇芳、平絹、裏文繒、〇中略〉

內侍二人 人別〈〇中略〉

裳一腰〈表蘇芳、日陰、同上絹、同色、〇中略〉

威儀命婦四人 人別〈〇中略〉

裳一腰〈表蘇芳、裏絹、上絹、〇中略〉

一用途准絹例萬伍百餘捨疋〈見用定、〇中略〉

日染裳一腰〈表蘇芳、日陰、萠黃、有大繒、元小繒、裏平絹、〇中略〉

供奉女房十人〈今度六人〉

人別〈〇中略〉 纐纈裳一腰〈表平絹、裏同色、〇中略〉

一散用○中略
絹十一疋
　清書文二疋　裏様二人裳面料○中略
　綾綿十段　供奉女房十人裳面料○中略
上品八丈絹四十二疋一丈○中略
　一疋　同二人裏様裳裏料○中略　一疋　同二人内侍裳面料　二疋、威儀命婦四人裳面料、
　二疋　御前命婦四人裳面料　一疋　同裳裏料○中略　八疋六丈　同○執翳女十八人裳十
八腰面料○中略
越後國絹廿四疋二丈
　五疋　供奉女房十人綾綿裳裏料　二疋　威儀命婦四人裳裏料　二疋　御前命婦四
人裳裏料　八疋六丈　執翳女嬬十八人裳裏料○中略
右注進如件
　永仁六年八月十五日　御藏小舍人民部大丞紀頼弘
　　　　　　　　　　　出納左衞門少尉豐中宮屬安部親景
(學習院所藏文書)女御様○嘉元□藤原房子御衣夏冬御几帳夏冬中略○
　御もすゝしのみゝんおしてへみするなり
ぬいたて
一御たけ　七寸五ぶ　一すそはゞ　六寸五ぶ
一御こしはゞ　一尺五寸　一同たかさ　五寸
一御ひもそうたけ　一丈五寸　一御ひもはゞ　二寸五ぶ
一同御こしきわゟわまで　一尺六寸　一わのたけ　九寸

御かけ帶

一わたたけ　三尺八寸　一よこはゞ　五寸

御からけつみも

一わたたけ　二尺九寸二ぶ　一はゞ　一尺

一わきのゝたけ　一尺五ぶ　一同はゞ　五寸

一御ひもたけ　五尺六寸　一同御はゞ　二寸略〇中

以上

寛文十一年辛亥七月吉日

〔拾芥抄　五十月〕女御御裝束

夏御料略〇中　御裳[illegible]

多御料略〇中　御裳[illegible]略〇中

〔裝束知新抄〕女房裝束事略〇中

裳[illegible]

〔延喜式　四伊勢大神宮〕遷宮裝束略〇中

絹裳一腰、帛裳一腰、紫紗裳一腰、各長二尺、幅四尺、

〔源氏物語　四夕霧〕らうのかたへおはするに、中將の君御ともにまいる、しをん色の、おりにあひたる、うす物のも、あざやかにひきゆひたる、こしつきはやかになまめきたり、

〔自暦記〕建久九年十月廿七日辛卯、今日大嘗會御禊也、略〇中女院御車御後車御服以下色目、[illegible]略〇中

雑仕二人
蘇芳木紅衣、蘇紅單二領、幗略〇中 捻裳〇〈水文銀丹裏泥〉 組懸用、

〔西宮記臨時八〕女裝束
內裏除服更衣、略〇中 青下襲裳、略〇中
執翳褶唐衣、比禮、目染裳、髻如常、
供奉節會女房、褶唐衣、比禮、纐纈裳、髻如常、略〇中
乳母代、略〇中 蘇芳目染裳、表袴等、略〇下

〔裝束要領抄裳〕女官
今世物具いろ〳〵〈付紐裳〉〇中略
裳白腰の裳、地摺の裳、下濃裳、纐纈裳、目染裳、いろ〳〵西宮記に見えたり、然るに今の世にはつねの裳の中に、纐纈といひて、各別の物あり、是も其子細はしらず、むかしの纐纈といへるは、くゝりぞめの事なり、〇中略凡纐纈は裳にかぎらず、からぎぬにもするなり、各其きぬの地をくゝり染にする事なりと聞えし、

〔江家次第十 十一月〕節會次第
時刻天皇着御南殿、內侍二人持御劍、命婦女藏人各四人、〈命婦、唐衣、裳、女藏人、裳、唐衣、〉相從藏人頭候御裾、略〇下

〔長秋記〕元永二年十一月十四日、今夜御節會〇五 打袷一重、纐纈裳、青摺唐衣、村濃褶帶、比禮、濃袴、略〇下

〔西宮記正月〕供御藥事
天德五年正月一日御記云、供御藥如例、〈今日命婦、女藏人等、不著唐衣、只著裳、用帛衣、〉

〔江家次第十二〕齋王群行
齋司開戶、齋王入自同戶著座、〈齋王着裳唐衣、其儀如成人、不可上御髮歟、〉〇下略

〔儀式三〕践祚大嘗祭儀中

十一月上旬、〈略〉○中 先祭七日、〈略〉○中 諸物部人等行列日装束、並酒童女、〈略〉○中 赤裳一腰、〈略〉○中 大酒波、大多米酒波、粉走、相作、各紵青摺衫衣一領、〈略〉○中 赤裳一腰、〈略〉○下

〔萬葉集九雑歌〕吾妹兒之、赤裳泥塗而、殖之田乎、刈將藏、倉無之濱、

右二首、〈略〉○一 或云、柿本朝臣人麻呂作、〈略〉○中

見河内大橋獨去娘子歌并短歌

級照、片足羽河之、左丹塗、大橋之上從、紅、赤裳數十引、山藍用、摺衣服而、直獨、伊渡爲、兒者、若草乃、夫香有良武、橿實之、獨歟將宿、問卷乃、欲我妹之、家之不知、

〔萬葉集十一今相聞往來歌類〕正述心緒

立念、居毛曾念、紅之、赤裳下引、去之儀乎、

〔胡曹抄〕一女房夏多装束

貫首記、平治元年七月一日、六條殿御産御祈〈略〉○中

同記、平治元年七月四日、今夕女房以下給装束、〈略〉○中

御湯殿二人　各阿古女、重袙、紅裳、

〔宮中書記〕女ばういしやうの事〈略〉○中

一御わたましに、三日しろくめしてもをめし候、十五の御としまでは、あかきもをめし候ほどに、〈略〉○下

〔江家次第八七月〕相撲召合

巳剋御所儀、〈略〉○註 内侍取御劔璽候、前後、〈女藏上髮、用釵子、不用髮、着裳、着襲、色裳、合袴、綾單、付紐、合袴等同、〉

〔江家次第十四〕朝覲行幸

文様

内侍二人、取御裳、在前後、一本上髪、蒲色裳、他女房如此、

〔源氏物語五十二蜻蛉〕御前なる人は、まことにつちなどの心ちぞするを、思しづめてみれば、きなるすずしのひとへ、うすいろなるもきたる人の、扇うちつかひたるなど、(略)下

〔枕草子十一〕御経のことに、あすわたらせおはしまさんとて、こよひまいりたり、(略)(中)御車ごめに十五、(略)(中)つぎにたゞの女房の十、桜のからぎぬ、うすいろのも、紅をゝしわたし、かとりのうはぎども、いみじうなまめかし、(略)(中)いつしか出させ給はゞなどまちきこえさするに、いかならんと心もとなくおもふに、からうじてうねめ八人馬にのせてひき出めり、青すそごのも、くたい、ひれなどの、風に吹やられたる、いとおかし、(略)(中)凡人のこなたに出させ給へり、(皇后定子一條)まだからの御ぞも、奉りながらおはしますぞいみじき、紅の御ぞよろしからんや、中にからあやの柳の御ぞ、えびぞめの五重の御ぞに、あかいろのからの御ぞ、地ずりのからのうすものに、ざうがんかさねたる御もなど奉りたり、

〔増鏡十一今日の日影〕八月(正應元年)廿日后(伏見后藤原鏱子)に立給ふ、(略)(中)今日は、(略)(中)うすいろの裳、すべて廿人、おなじ色のよそひなり、

〔雅亮装束抄三〕女ばうのさうぞくのいろ、(略)(中)もはなつよゆこし□こしひらごなれども、ねらず□いふな口らねども、くちばうすいろつねのことなり、

〔西宮記臨時五〕女装束

五節舞姫、様器試、装束、赤色織物唐衣、地摺裳、

〔世俗浅深秘抄下〕一在女房装束裳尋常水文也、謂地摺、ハ如后宮桐竹鳳也、不然ハ和繪也、所謂花鳥類也、

〔枕草子十二〕もは
おほうみ、しびら、

〔枕草子春曙抄十二〕おほうみ　源氏玉かづらに、海賦のをり物とあり、大海に海松貝也、此類の裳なるべし、
しびら　夕顔巻に、しびらだつ物かごと計ひきかけとあり、うは裳の事と云々、閑裳とて裳の一やうと見えたり、

〔紫式部日記〕宮〇一條中宮の大輔は殿〇道長いだき奉り給ひて、御はかし、こ少將の君、虎のかしら、宮の內侍ととりて、御さきにまいる、からぎぬはまつのみのもん、もはかいふをゝりて、おほうみのすりめにかたどれり、こしはうすものからくさをぬひたり、少將の君は秋の草村てふとりなどをしろがねしてつくりかゝやかしたり、をりもののはかぎりありて、人の心にしくべいやうなければ、こしばかりをれいにたがへるなめり、中略　五日夜は殿の御うぶやしなひ、中略　はかげにきら／＼と見えわたる中にも、中略　大いふの命婦は、からぎぬはてもふれず、もをしろがねのでいしていとあざやかに、おほうみにすりたるこそ、けちえんならぬものから、めやすけれ、辨の內侍の裳にしろがねのすはま鶴をたてたるしざまめづらし、ぬひものも、松が枝の齢をあらそはせたる心ばへ、かどかどし、少將のおもとの、これらにはをとりなるしろがねのはくを、人々つきしろふ、中略　行事日〇一條院寛弘五年十一月廿日中宮上東門院〇は、たつの時と、まだあかつきより人々けさうし心づかひす、中略　おほうみのすりもの、水の色はなやかに、あざ／＼として、こしどもはかたもんをぞおほくはしたる、下略

〔小右記〕長和二年正月廿六日戊午、今日前都督女〇隆家著裳、〇加首服、中略　織物等、予實資所設也、如通例、紅色織物唐衣、裳、織物袴、綾地摺裳、〇下略

〔續古事談〕白河の花宴二保安五年〇元年天治に、や侍けむ、きさらぎにうるう月侍し年、白河の花御らんせ

させ給とて、みゆき〈略〉○白河せさせ給しこそ、世にたぐひなきことには侍りしか、〈略〉○中女院の御車のしりには、みなくれなゐの十ばかりなるいだされて、〈略〉○中地ずりの裳にも、かねを延て、すはまつるかめをしたるに、裳のこしにもしろかねを延て、うはざしは玉をつらぬきて、かざられ侍りける、よしだの齋宮の御は、やのり給へりけんとぞきこえ侍し、又いだし車十兩なれば四十人の女房、おもひ〳〵によそひども、心をつくして、けふばかりは、せいもやぶれてぞ侍ける、〈略〉○中あるはやなぎさくらをまぜかさねて、うへはおり物、うらはうち物にして、ものこしには、にしきに玉をつらぬきて、玉にもぬける春の柳かといふうた、柳さくらをこきまぜてといふうたの心也、裳はえびぞめをぢにて、かいふを縫ひて、月のやどりたるやうに、かゞみをしたにすかして、花のかゞみとなる水はとせられたり、〈略〉○下

〔玉蘂〕承久二年四月十六日、此日東宮〈略〉○中始聞食魚味、〈略〉○中次給內御乳母裳、〈女裝束、具、地摺裳、赤濃衣、濃袴、〈略〉○中羽足之、少〉還先賞持向後局、先例也、

〔蹴鞠簡要抄〕一五せち所のこと〈略〉○中

まいりをせぬ五せち所に、むらにしもづかひ、たゞのさうぞくをきて、まいりて、五せち所にてきるなり、それにはしもづかひの、もつばざることあるべからず、〈略〉○中御覽のしもづかひのもを、つばどる事ひがことなり、まいりのよは、やくをすれば、つばどるなり、やゝもせで、たゞせいりやうでんのつぼにおるといふばかりにて、つばとる事あるべからず、〈略〉○中もの左のつまさきをとりて、わきのしたよりまへに引出して、右のつまさき、右のたもとのうへよりとりて、たもとのうへにつまさきを、わづかにむすびあはせたるを、つばどるとはいふなり、されば、ものうしろは、かみざまにつばをりたるなかに、かみさいしのそなとはいりたり、〈略〉○中まいりのよは、蝋だいのこころみといふ、しもづかひは、やがてつばとりながらのぼるなり、これにならひて、やくもせぬ御

賢の日などつはどる人あり、ふしぎなり、まいりをせずとも、まいりのよつはどりたらんはなんにはあるまじけれども、つはどらであるべし、

〔江家次第〕十一十二月追儺

内侍著裳南殿、（上古毎度著、近代不然、）

〔殿中雜記〕御なりの事

一十一日に御参り候はの御かた／＼は、十六日の御ちやに御参り候、（中略）小上らふたち（中略）おり物めし候、下にはまのひ物みな裳をめし候、

〔貞丈雜記〕五裝束 一古將軍家の女房衆きぬをめし、裳をめし、袴をめしなど云事、殿中雜記、年中恒例記などにあり、（中略）裳はうしろよりかくる物也、（下略）

〔延喜式〕四十一彈正 凡禮服錦繡文衣袴者、並不得著用、但縫殿公事所著、并命婦女衣裳、不在禁限、（中略）

凡纐纈并寶髻及錦帔、刺紋作紐等類、

凡婦人給裳、不論貴賤、一裳之外、不得重著、單裳不在制限、

〔續日本後紀〕九仁明 承和七年三月乙未、勅、頃者風俗漸薄、踰濫相尚、富貴之輩、儉約是違、宜自今以後、女所服裳、夏之表紗、多中裳、不論貴賤、一切禁斷、一裳之外、不得重著、京畿七道、亦同禁斷、

〔江談抄〕二雜事 華山院御時、被禁女房以下袴事

又云、華山院御時、被禁女房并下女等袴、一裳袴被免云々、

〔左經記〕長元四年十二月廿一日甲子、頭辨而來云、齋院并齋王御帳帷、前例如何、即以此旨并齋王先日御裝束等事、案内前院、（選子村上皇女）被仰云、（中略）元日供御膳之間、御生氣方唐衣、每月朔日參殿料裳唐衣無定、今只隨候也、又童幼稚附也、著裳唐衣、年齡到著裳期之時、任例著裳云々、

〔玉蘂〕建暦二年三月廿二日 宣旨（中略）

一可札定縫素上下諸人服飾過差事〇中略

王臣家雜仕裝束、僅止絹類、宜用布、〇中略 同裳不可用纈、

〔日本書紀神代一〕天照大神〇中略 乃結髮爲髻、縛裳爲袴、

〔日本書紀神代二〕一書云〇中略 已而且降之間、先驅者還白、有一神、居天八達之衢、其鼻長七咫、背長七尺餘、〇中略 卽遣從神往問、時有八十萬神、皆不得目勝相問、故特勅天鈿女曰、汝是目勝於人者、宜往問之、天鈿女乃露其胸乳、抑裳帶於臍下、而笑噱向立、

〇按ズルニ、古事記ニハ、天石屋戸ノ段ニ、天宇受賣命〇中略 於天之石屋戸伏汙氣而蹈登杼呂許志、爲神懸而掛出胸乳、裳緖忍垂於番登也、爾高天原動而八百萬神共咲トアリテ、猿田彥ノ段ニハ此事ナシ、傳ノ異ナルナリ、

〔古事記中景行〕爾小碓命、給其姨倭比賣命之御衣御裳、〇中略 服其姨之御衣御裳、旣成童女之姿、〇下略

〔日本書紀神功九〕九年〇中略 四月甲辰、北到火前國松浦縣、而進食於玉島里小河之側、於是皇后勾針爲鉤、取粒爲餌、抽取裳縷爲緡、〇下略

〔今昔物語三十一〕大藏史生宗岡高助傅娘語第五

今昔、大藏ノ最下ノ史生ニ宗岡ノ高助ト云フ者有ケリ、〇中略 女房廿人許ヲ仕ハセケルニ、皆裳唐衣ヲ著セタリケリ、

〔榮花物語十九御裳着〕五月〇治安三年 になりぬ、〇中略 みまやのつかさめして、このたうへん日は、れいの有さまながら、つくろひたる事なくて、〇中略 その日になりて、〇中略 わかうきたなげなき女ども、五六十人ばかり、もころもといふ物いとしろうきせて、しろきかさ共きせて、はぐろめくろらかに、べにあかうけさうせさせて、つゞけたてたり、

〔增鏡九北野〕上らうだつ女房、むらさきのにほひ五に、もにかり引かけて、宮の御車にまいりたまへ

り、

〔倭名類聚抄十二衣服〕襴〇中　四聲字苑云、襴〈音蘭、和名如字〉裙也、一云、袴上之衣也、

〔箋注倭名類聚抄四衣服〕下總本作字苑、與伊呂波字類抄合、〇中　按襴與闌同、説文、闌門遮也、袴上之義、衣服令義解所謂襴者、所以加袴上、故俗云袴襴也、蓋取闌遮之義、所見釋名釋袴字、按依義所有袴字、亦未可知也、衣服令朝服有袴襴、唐志注呂晨拜謝事、袴襴始於隋開皇下、後魏書、靈帝自北齊、内臣者出鳥皮靴、令代宗服、竟不…袴褶之制、未詳所起、近世凡車駕親戎、中外戎服之、唐書車服志、袴褶之制、五品以上細綾及羅爲之、六品以下小綾爲之、三品以上紫、五品以上緋、七品以上綠、九品以上碧、開元…褶、近代服以從戎、今篡嚴則文武百官咸服之、車駕親戎、則縛袴不舒散也、中官紫褶、外官緋褶、又陳制云、褶服衣袴褶、五品以上以紫、六品以下以緋、…名褶襴衣衣、非袴褶之義、説引釋名褶字、以爲袴襴非、

〔事物紀原衣裘三〕袴褶

唐書輿服志曰、…宗服…百官朝服襴、…袴褶襴、…三代之…其制、隋已來始有服者、…其制、亦…、…服袴褶、以…、袴褶之制、未詳所起、近代服之、…定色、

〔伊呂波字類抄字衣服〕襴スソ、ミモ、裳上之衣也、

〔貞丈雜記八衣服〕裙子カラキヌ〇中　古説に、襴は女の袴の上にきる所の裳をクハミといふとみへたり、〔頭書〕されど推古天皇十三年の紀に、諸王諸臣に命じて襴を著せしむと見へて、襴の字讀てヒ。ラ。ミ。といひしぞ、天武天皇十一年の詔に、襴をきる事を停めらる、又大寶の令に至ては、親王諸王諸臣、禮服のごとき、深緋淺緋等の紗襴ありて、倭名抄にも釋名を引きて、襴は裳也、袴上之衣也、と註せり、これ又婦人の服をのみいひしにはあらず、ヒラミといふは、その製の…しと

なるべし。〇下略

〔倭訓栞前編四〕うはみ　倭名抄に褶をよめり、日本紀にひらびとよめり、儀馬類にうはもといへり、装束抄にしびらともいふと見えたり、うはもは上裳なるべし、束帶色目に、男は袴の上に著し、女はからぎぬの上に著すと見えたり、神祇式には、衣褶一領、褶一條と見えて、二物とせり、

〔倭訓栞中編二十五〕ひらび　日本紀に褶をよめり、ひらおびとも見えたり、平帶の義なるにや、倭名抄には、うはみとよめり、衣服令集解に枚帶と見ゆ、男は袴の上に褶をきるが故に、俗にはかまのひらみといへり、

〔冠服考〕袴與褶本是一物也、袴脛衣也、褶覆袴上之衣、所以乘馬、縛袴不舒散也、釋名云、褶襲也、覆二袴上一之衣也、隋禮儀志、袴褶、[illegible]袴不舒散也、中華古今注云、袴蓋古之裳也、周武王以布爲之、名曰褶、敬王以繒爲之、名曰袴、但不縫口而已、庶人衣服也、[illegible]之加下緣、名曰[illegible]、[illegible]袴之縫口也、晋輿服志、袴褶之製、[illegible]褶褶之袴褶即所以加袴上故名之也、隋禮儀志、唐輿服志、及唐令開元禮、曰褶、曰袴、曰袴褶、文有異同、名稱錦彩大口袴、[illegible]

〔服飾管見二〕裳褶

考るに、我朝に褶とかけるに二ツあり、一ツハ比良於比ととなへて、今の半臂の襴也、こゝにあづからねば、朝服儀にしるしぬ、今一ツハ禮服の具にあり、是神代の裳にて、唐に帷裳といふ物なり、後の世にむねと裳の字を用う、是却て宜也、扨雅亮が装束抄の圖と、今用うなる裳にも、襞を畳たり、詩經大全の裳の圖にも、襞に直縫を加へたり、釋名に上曰帬下曰裳とみゆ、其上とは、彼直縫の事にて、下とは、ひだたゝみたる所をいひたる也、延喜神祇式、瀧原宮の装束の中に、絞帛裳一腰、帛裳一腰、紫紗裳一腰とみゆ、絞帛裳は褶也、帛裳紫紗裳はうはみ也、扨腰とはおほかた縫の事をもいへど、こゝはかの釋名に上といへるものにて、そのたけは、すべてのたけのなかからなり、扨帷裳は、上は直縫にて四幅、下は六幅なるを、十二襞にたゝみて、縫付る也、亦雅亮

が裝束抄の圖と、今用うる裳には、腰にかくる紐あり、おきものにみえず、是は後の世にはいと引上げてきれば、さげじ料に私にせしもの也、

〔服飾漫語〕裙の事

裙とかきたるにもよみも二つ、其ものも二つあるなり、うちまかせては裙裳の事なり、則うはみとよむべし、式などに采女丁やうのもの、裝束に裙と書たるは、まことの裙にて、今の半臂にあんなる襴、忘緒は此ものゝ也、此時はひらみとよむべし、又袴裙とも書めり、うはみとはうはもといへる事にや、叔後にはうはみの下にかさぬなる裙といへるものを一かさねにて著て、それが上なるをば表裙といひて下のをば下裙とさへ書たり、いとまぎらはしき事也、ひらみとはひらおびといへる事なるべし、

〔女官飾抄〕十月より五節までのきぬの色（略）中

一しびらだつ物　しびらは、うに裳の事也、男は袴の上に著也、女はから裳の上にきる也、裙と書也、

〔令義解〕衣服令内命婦禮服

一位（略）中　淺紫衣、蘇芳深淺紫緑纈裙、[illegible]（略）中　三位以上（略）中　蘇芳、淺紫、深淺緑纈裙、自餘並准一位、四位（略）中　五位（略）中　自餘皆准上、大寶元年制服之、外命婦、夫服色以下任服、[illegible]

朝服

一品以下、五位以上、去寶髻及褶舄（略）○註　以外並同禮服、六位以下、初位以上（略）中　綠縹纈[illegible]纈紕帶、[illegible]（略）中　四孟朝服之、

制服

裙

宮人(略)(中略)綠縹紺纈(謂三色纈、若得一、則不得交、色以外纈、又不纈、深淺、皆得通服耳、)及紅裙、四孟及尋常則服之、

〔令集解二十九衣服〕謂裙者、所以加袴上、故俗云袴裙也、釋云、廣雅紗小也、倣也、音所加反、案小殺也、釋名、袴裙者裙覆上之言也、音時人反、案所以加袴上也、古記云、裙謂似婦人裳也、裙謂枚帶也、穴云、裙著袴上也、(略)(中略)穴云、女裙服裙上耳、跡云、婦女服裙袴、謂男袴衣袴上、女裙先著裙、而綴袴衣、而裙下緣襴也、襴裙與紕裙一國言耳明也、古記云、襴男一種、唯男上而袴襴出服之、婦裳一種下服之也、或云、女裙、俗云引下裙、著裙中著總之裙也、任釋、

〔儀式六〕禮服制

内命婦一位(略)(中略)淺縹紕帶、蘇方深淺紫綠纈裙、(略)(中略)三位已上、淺紫衣、蘇芳淺紫紕、淺綠纈裙、自餘並准一位、

〔西宮記臨時四〕女裝束(略)(中略)

朝拜供奉女房四位(略)(中略)纈下裳紕(略)(中略)五位淺綠、青紕、同上、(略)(下略)

〔源氏物語四夕顏〕時々中將のかいまみし侍るに、げにわかき女どものすきかげみえ侍、しびらだつものゝかごとばかりひきかけて、かしづく人侍るめり、

〔源氏物語十六關屋〕いときよげなる女房、しろき衣のいひしらすすゝけたるに、きたなげなるしびら、ひきゆひつけたるこしつき、かたくなしげなり、

〔榮花物語八初花〕わかやかなる女房四五人ばかり、うす色のしびらども、かごとばかりひきゆひつけたり、

〔日本靈異記中〕生愛欲戀吉祥天女像、感應示奇表緣第十三

優婆塞夢見婚天女像、明日瞻之、彼像裙腰不淨染汙、(略)(中略)

裙乃毛

〔事物紀原 衣裘帶服三〕裙

又〔實錄〕曰、古所貴衣裳連、下有褶、隨衣色而有緣、爰舜已降有六破及直縫、皆去緣、商周以其太質、加花繡、上遍五色、蓋自此始、衣裳則有之、後世加文飾耳、

〔服飾管見 二〕裙

延喜縫殿式に、御門の巫等が裝束にも、表裙一腰絹二疋と見えたり、〈表裙料絹三丈、裏料一丈、裙といへるは、同式縫殿一腰裏のよそひの中に、裙の長二尺といへるしのにはあらで、裙ないへるなり、かの長二尺といへる闕に、上の謂に三丈といへる中にあるも、〉考るに、〔餘部〕に、赤帷裳必襲之、正義に曰、以朝服祭服、上衣必有襞積、在下之裳、其制正幅而帷名曰帷裳、則無襞積、其餘服之裳、則又有襞積とみえたり、帷裳とは、一幅ながら縫ならべて、ひだてふ物をたゝみて、すそはひろごるやうにしたるなるに、かの襞積の裳は、一幅を裁ちがへて、狹きを上にてある也、我朝の裙といふもの、縫いる、なれば、ひだのあるべきならず、されば襞積の裳なる事知つゝ、裁替裳とかけるに同じものなる事明らけし、さらばこも上は直縫にて四幅下も四幅なる裁ちかふれば、八幅なるを知べし、さて令に、内親王より内命婦一位まで、皆蘇芳淺紫緑纈の裙とみえたるは、白き絹にかの五色の纈して、色どりたる也、女王内命婦の二位より五位までは、蘇芳淺紫深淺緑の纈の裙也、是も白き絹に、四色の纈して色どりたる也、纈とはくゝりぞめ也、何の形ともなく、結染たるなり、巧木形蓋などすべて形をせるは、後の代の事也、いかにぞなれば、左の衛府の佩の纈は金色、右の衛府の佩の纈は纈也、左を貴み右を賤しむは古例なり、しかれば金色を貴み纈を賤しむ也、若纈文をなさば、金色より貴き也よていにしへの纈文をなさゞるをしる、

〔服飾管見 三〕裙

かの年中御服料に、表袷裙二腰、料に一疋五尺、同じく腰の料の絹、料に五尺、下裙二腰料の白絹料に一疋五尺、同じく腰の料の絹、料に五尺とあれば、此比男の表袴に、中袴かさぬる如く、裙二

羅を重ね著たるにや、但夏秋は羅の裙二腰、紗の裙二腰、下裙四腰と有、但其絹の料をはかるに皆一重とみへたり、

(羽倉考二)裙帯纈考 ○中略 新裳 ○中略

本朝ノ裙ノ制、考ヘ難シトイヘドモ、其形状裳ニ似タルベシ、何如トナレバ、和名抄ニ、説文ヲ引テ、在上曰裙、在下曰裳ト載セ、延喜式ニ、上ノ裳、下ノ裳トアリテ、裙ヲモ上ノ裳ト称スルト見エタリ、然レバホレ同カラザル所アリトモ、大ニ異ナルベカラズ、異邦ノ裙、法服ノ裙、皆裳ニ類セリ、

(嬉遊笑覧二上服飾)今をみるに、女服裙ありて裳なく、裲(うちかけ)ありて袴なし、○中略 裙裳は上下の名異なるにて、一ツものなり、

(令義解十衣服)凡宮戸奴婢、三歳以上、毎年給衣服、○中略 春布衫、袴、衫、裙、各一具、冬布襖、袴、襦、裙、(襦謂短衣、裙者女装衣也、)各一具、皆随長短量給、

(延喜式三臨時祭)御巫等遷替供神装束 ○中略

女神衣四領、裙四腰料、帛五疋二丈、裙腰料、緋帛二丈、

(延喜式十二中務)女官雑用料

賀茂祭 四月

使命婦二人、女孺二人装束料、○中略 裙四腰、並

(延喜式十四縫殿)鎮魂斎服(新嘗祭同用之 ○中略)

猿女四人、○中略 纈裙四腰、([illegible]別三丈、)裙腰料、緋帛四條、(別一丈五尺、○中略)下裙四腰、(裙別三丈、腰別一丈五尺、○中略)

中宮

春季

正月料、(二月三月亦同、○中略)表袴裙二腰、(白一腰、夾纈并作袷一腰、)料絹二疋一丈、(別一疋五尺、)絲一分二銖、(別四銖、)同腰料絹一丈、

尺、（同五）絲二銖、（綿同一）下襲二領、（白）料白絹二疋一丈、（同一疋五尺）絲一分二銖、（綿同四）同腰料絹一丈、（同五尺）絲二銖

（○中略）

夏季

四月料、（五月、六月、七月、○中略）羅。袍。二領、（白一領、作日一領、袷一領、）料羅一疋五尺、（同一丈二尺五寸）絲一分二銖、（綿同四）同腰料絹一丈、（同五尺）絲二銖、（綿同一）紗。袍。二領、（白一領、作日一領、袷一領、）料紗一疋五尺、（同三丈二尺五寸）絲一分二銖、同腰料絹一丈、絲二銖、下襲四領、（白）料絹二疋一丈、（同三丈二尺五寸）絲二分四銖、同腰料絹二丈、絲四銖、（○中略）

秋季

七月料、（八月、九月同、○中略）

袷袍二領、同腰料絹一丈、紗袍二領、同腰料絹一丈、下襲四領、同腰料絹二丈、

冬季

十月料、同三月、十一月、十二月並同正月、

右四季御服並依前件、每年依數從內藏寮受之、准例染縫、（並在別）月料一日十六日兩度均分供進、若數不足者上數加之、（○中略）

裁縫功程（○中略）

表袴、長功日三人、中功日四人、短功日五人

單。袴。（同上）長功日四腰、中功日三腰、短功日二腰、

（延喜式十五內藏寮）賀茂祭（○中略）

物忌裝束（○中略）表。袴。一腰（紫地、料、已上官物）白絹一疋、（下纈）下襲一腰、紫絲十二兩、白紗一丈八尺、赤紫帛四尺二寸五分、兩面一尺五寸、紗四兩、（略）

（延喜式十四縫殿寮）錦腰綿一疋、料絲十一斤、縫手一人、共作一人、長功一尺五寸、中功一尺三寸、短功九寸、

緋形裙腰錦一疋、料絲十八斤三兩、(功程同上)

〔延喜式 彈正 四十一〕凡深淺緋紫裙者、聽進女以上通著、(中略)

凡公私奴婢、(中略)其裙青赤纐布等色聽之、紫緋綾、紺纈等、不須金色、唯得絹紕拔縫、

上裳下裳

〔篁園草 裳十八〕裳

うはも(女に衣の上に裳なきる也、裳也、)下も、

〔和訓栞 中編 十一〕したも　顯昭の說に、女の紅裳のはかまなどいふは、きぬの下にきれば、した裳と

いふなりと見えたり、遊仙窟に、紅の褌と見えて、褌をもしたもとよめり、(下略)

〔儀式 三〕踐祚大嘗祭儀中

造酒童女、(中略)赤裳一腰、支子染下裳一腰、赤帛襴引下裳一腰、(中略)大酒波、大多米酒波、粉走、相作、各

(中略)赤裳一腰、支子染下裳一腰、赤帛襴引下裳一腰、(下略)

〔延喜式 四二 時祭〕鎭魂祭(中略)

宮人以下裝束料(中略 宮主裝束)

御巫一人(中宮東宮御巫亦同此)御門巫一人、生島巫一人、各青摺袍一領、(中略)表裙一腰、(長三丈、腰料一丈)絁二屯、下裙

一腰、(長四丈、腰料一丈)(中略)單袴一條、(絹四丈)綾一條、(絹三丈)(中略)坐摩巫一人、(中略)表裙一腰、(長三丈、腰料一丈)絁一屯、下

裙一腰、(長四丈、腰料一丈)(中略)單袴一條、(絹一丈五尺)綾一條、(絹一丈)

腰裳

〔催馬樂〕貫河(中略)三段

くつがはゞ、せんがいのほそしきをかへ、るしにきて、うはもとりきて、みやちかよはん、(中略)

我門爾(中略)三段

わがかどにや、わがかどに、うはものすそぬれ、したものすそぬれ、あさなつみ、夕なつみ、(下略)

〔古事記 中 崇神〕故大毘古命罷往於高志國之時、服腰裳少女立山代之幣羅坂而歌曰、(下略)

褶裳

〔古事記傳二十三〕褶裳は、字の隨に許志都と訓べし、（中略）姓氏錄に、高木貴津査命男、褶祁裙と云人、名もあれば、（中略）古へ然云服の名ありしなり、さて其は尋常の裳とは別物か、はた常の裳を然も云しか、其差は詳ならず、（中略）上代には、裙をも褶と云つるかとおぼしき事あれば、（中略）其に對むために、表に著る裳をば褶裳とも云りしにやあらむ、但萬葉の歌などに依て思ふに、古へに裳は、女のおしなべて服たりし物なるに、此に此を服たることを殊に云るは、尋常の裳には非るが故か、又思ふに、此は此記にも書紀にも、共に少女と書き、童女とも書紀に書れたれば、いまだ幼き女なるべし、さて後の世に女に、裳着とて、初て此を服る儀のあるを思へば、上代にも、童女のほどは、裳は服ざりしことなるに、此少女の服てあるは、尋常のよそひに非る故に、殊に云るにもやあらむ、此物の事なほよく考ふべし、

〔服飾管見別錄一〕令巳前服飾の制

大彥古命、高志の國にまかるとき、腰裳きたる少女、山代の幣羅坂に立てうたうたひしとみえたり、裳は腰につくるものなるに、更にのみ腰裳とあるは、もろこしの帷裳の類なることあきらかなり、（腰襴に、帷のごとくにて、腰より膝にまとふものなればいへるなりけり、）

〔萬葉集一雜歌〕幸于伊勢國時留京柿本朝臣人麻呂作歌

嗚呼見乃浦爾、船乘爲良武、𡢳嬬等之、珠裳乃須十二、四寶三都良武香、

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕正述心緒

何日之時可毛、吾妹子之、裳引之容儀、朝爾食爾將見、

〔萬葉集十五古挽歌〕七夕仰觀天漢各陳所思作歌三首

安吉波疑爾、爾保敝流和我母、奴禮奴等母、伎美我美布禰能、都奈之等理弖婆、

右一首大使（二首略）

〔枕草子四〕おはしまさねば、〈〇一條后中宮定子〉もきず、うちきすがたにてゐたるこそ、〈〇清少納言〉物ぞこなひにくちおしけれ、

〔枕草子七〕やはたのりんじのまつりの名殘こそいとつれ〴〵なれ、〈〇中略〉しもにある人々まどひのぼるさまこそ人のやうき、殿上人などの見るらんもしらず、もをかしらにうちかづきてのぼるをわらふも、ことわり也、

古事類苑

服飾部十九

袿

袿ハ又褂ノ字ヲ用ヰル、ウチキト訓ズ、袴、古書中ニ見エタル袿ニ種々ノ別アリ、單ニ袿ト云ヘルモノニハ、婦人ノ上衣ニ用ヰルモノト、又男女共ニ打衣ノ下ニ著スルモノトノ別アリ、又小袿アリ、婦人專用ノ服ニシテ、裳唐衣ヲ著セザル時ニ表衣トシテ著用ス、又大袿アリ、專ラ賞賜贈遺ノ用ニ供セリ、

〔倭名類聚抄 十二 衣服〕袿　漢書音義云、諸于〈今案、于宜作衧、(衧原作衧、今改、)〉大掖衣、婦人袿衣也、釋名云、袿〈音圭、漢語抄云、宇知岐、〉婦人上衣也、

〔箋注倭名類聚抄 四 衣服〕今本玉篇衣部有袿字、云衣袍也、衧同上、不載諸衧義、按諸衧見說文、而漢書作于者、古字少假借也、○中略後漢書光武紀注引、婦上有如字、按諸于見漢書元后傳、顏師古注云、諸于大掖衣、即袿衣之類也、顏氏蓋因音義也、按後漢書注引漢書音義云、如婦人袿衣、顏師古亦云、袿衣之類、曰如曰類、可知諸于之非即袿衣也、此引脫如字、非是、○中略干祿字書、褂袿上俗下正、故袿俗又作褂、○中略今俗婦人衣呼打褂者、蓋此遺也、○中略原書名○釋作、婦人上服曰袿、其下垂者上廣下狹如刀圭也、今婦人官服有小褂、按說文無袿字、內司服注云、今世有圭衣者、蓋三翟之遺俗、〈如〉知古單作圭、

〔類聚名義抄 六 衣〕袿〈音圭、衣衧、ウチキ〉　褂〈ウチキ〉

〔伊呂波字類抄〕〔宇雜物〕袿〈ウチキ、婦人上服也〉 襠 褂 衦〈已上同、又襠、袿、婦人襦衣也〉

〔藻鹽草十八〕衣
うちき〈婦女のうちきしのもの、きぬの上に着也、きぬの少短也(中略)うちきすがたなどいへり、〉

〔倭訓栞前編四宇〕うちき　倭名抄に袿をよめり、又褂に作る、衦者の義、婦人上衣也と注せり、されど男女通用せり、建武年中行事に、御褂の人めしてと見ゆ、侍中群要に、侍臣とあり、源氏に引入の大臣の祿に賜はり、大和物語に、躬恒が祿の衣に賜ひし事見え、西土にても、江充が用ゐし事見えたりといへり、是は大褂也、

〔羽倉考二〕五節ノ御藏着褂之事
上ニ云ルガ如ク、褂ト衣ト通ジタルモ稱スレドモ、五節ノ御藏ノ裝束ヲ書タルニハ、大カタ褂トアリ、又衣ト書キタルモアレド、褂ヲ着タルニハ非ズ、

〔筆の靈前編三十三〕さてうちきは男女ともに着る物のよしに云へる書もありそはうちきの事を難く明め得て云へるにはあらねど、然る謂の事の書よみに聞えたるもて、ひたぶるに云へるなり、其そも〳〵うち着は、今のはふりの衣の如く、衣を常ざまに着たる上に打かけて着るを云へり、其が正しきうち着にて、和名抄に注へる意にも合へるなり、其をやゝ後に小うちきと云事になれるは、大褂といふ名に對へたるなれど、男の着る衣にも、うち着と云名ありてまぎるれば、ひたぶるに小うちきと云へるなり、小うちきは女のみ着たる衣にて、男は着る事なし、和名抄には、ただ袿として、婦人上衣也と注へる是なり、又小袿といふ名も和名抄には無し、然るが古くよりの事にて、實の稱なり、藻鹽草に、うちきとあげて、婦女の着給ふものなり、きぬの上に着也、きぬの少し短きなりとも云へり、男の着るは、其名同じけれど、内の方に着る衣にて、裏に着るより只ありに内着と云へるなり、後世にはたゞきぬといへる物にて、又あこめともいへれど、あこめは元は女

の服著の衣の名なれば、うちきと云方正しくて、きぬとのみ云ふも古よりの稱なれば、又よろし、宇治の頼長公の婚記に、綾褂十二重、平絹褂廿六重、濃袴三十六腰、打衣四領といへるなども、褂と書るは、表に著る方、打衣と書るは、裏に衣るよしの稱にて、同じ樣に云ては混らはしければ、うちぎぬと云て、稱ひ別けし物と覺えたり、然る書法なるは、猶同書の中にも、他書にも見えたり、此うちぎぬは男のにも女のにも云稱にて、則後にたゞきぬとのみ云へる衣なり、〈中略〉大鏡裏書、寛和元年二月十三日、紫野子日事の條に、西對廣庇有御遊、〈中略〉云々とありて、分注に青鈍狩襖同色打擣紅綿褂衣等也とあり、褂字は女の表衣に用ふる字なれども、言の上にては同じければ、借て書るなり、されど衣字を添たるは、女の衣なるに別んとて、然書事ありしにも有べし、〈中略〉さて小うちきと云名あれば、又對へて大うちきと云名も有しにて、其はことさらに大に製りて、狀は褂に同じかりし故の名なり、〈中略〉其大褂は人に賜ふなる服にて、總て大に製て、男にも女にも何の衣にも綴改て著らるべくしたる物なり、其は衾の狀の如くて大なれば大打著といへるなれど、伏す時に著る衾の如くなりし物なり、續日本紀より後の國史に、賜御衣被と云事の多くあるもやがて大うちきと同じ物なり、日本紀には、持統天皇五年の條に、賜公卿衾と書されたるあり、それも實は右に云へると同じ物なり、古き書にある衾には打著の如くて、いとしも厚からぬ狀を書るが多きに合せて覺るべし、表著の裏にある衣をもうち著といへど、其は和名抄には見えざる衣にて、後の裝束の事書る書どもには、男の裝束の裏に著る衣のよしに云へり、雅亮裝束抄に、六位はひへぎすゞしのひとへをかさねて著たるなりとある類書に、こゝにひへぎと有は、打たるうちきのうらを捨て、おもてばかりを著るを云たるなりとあるなど其なり、猶聞えたる事多かり、そも古くより有し衣にて、女も表著の下には著たる衣なり、今男の上下の裏に小袖を著、女はかいどりの下に小袖を著るなる、其小袖と同じ意にあたれり、〈中略〉紫式部日記に、女の装を云

製作

ひて、色ゆるされたるはおり物のから衣、同じうちきどもなれば云々、○中略又大宮はえびぞめの五への御ぞ、すはうのこうちき奉れりといへり、其大宮は云々御ぞと云ひ、后にはうちきと云へれば、別物の如くなれど、御ぞも御うちきなり、他人のはからぎぬに重ねたれば、うちきといひ、御宮のはこうちきに重ねたれば、うちきとては詞聞よからねば、御ぞと云へるにて、言をかへたるのみなり、

〔筆の霊前編九〕和名抄に、袿婦人上衣也、楊氏漢語抄作袿云、宇知岐とみえたり、その和名抄に云る如く、女の服なれども、男も是を著たるなり、○中略小袿は女のみ著る服なれどそは大袿小袿と別れたる後の事にて、其より前は男も女も、たゞ袿と呼る衣を服たるなり、○中略女の著るは、表から衣著ぬ時、其につゞく科の装として著るなり、男の著たるは、いさゝかも儀をつくろふ為の物にあらず、只寒さを防ぐ料にのみ衣たるなり、○中略さて打著と云うちは、打かくる義にて、今の世にもうちかけと云衣ある、その打掛と、此うち著と、名の意は全同じ事なり、○中略神代紀下に、高橋浮橋及天鳥船亦將供造、又於天安河亦造打橋とあるなども、高橋の用るべきところ、浮橋船などの用るべきところをいひ、又それよりはたやすき打橋の事をも云るなり、此打橋の名が書に見えたる始なり、さて此打はしになぞらへて、うち著の名も心得べし、作り立てとりのけがたき真の橋と、たゞ打かけて渡せるのみの橋を對へて、打橋といへる如く、當にて結ふべき真の衣服と對へて、只打かけてのみきる衣をうちきとはいへるなり、

〔延喜式縫殿十四〕中宮

春季

正月料 二月 三月料 袷袿衣、單袿衣各三領料絹五疋三丈七尺五寸、袷○表料一疋一丈五尺、裏料三丈七尺五寸、綿廿四屯、別入綿二分、○中略

夏季
四月料（五月六月同、七月、○中略）袿衣、單袿衣、各二領、綿十二屯、（別六屯）絲一分二銖、（別四銖、○中略）
秋季
七月料（八月亦同、九月同二四月、○中略）袿衣單袿衣各二領、綿十屯、（別五屯、○中略）
冬季
十月料同三月、十一月十二月並同正月、
右四季御服並依前件、毎年依數從內藏寮受之、准例染縫、（綵色）月別一日十六日兩般均分供進、若數不備者上紋無之、

〔服飾管見　一〕袿衣單の袿衣
此袿衣どもは、後世は袴の上にきるなるに、御袴の衣にいだせる、もしむかしは袴の下にきしものにやと覺ゆべかめれど、天皇の御服料に、袷の袴、單の袴を、表袴より前にいだしたる所もあれば、其次第はあへてあらためざる也けり、且かの單の御袴多きなどをおもひあはするに、むかしも袿衣は袴の上にきる物にて有けり、かの御服料に、袿衣單袿衣、各三領、袷別に一疋一丈五尺、單別に三丈七尺、綿別に八屯とあれば、單ならぬ袿衣は袷にて綿いりたる也けり、但八屯とあるは、十月より三月迄の事也、四五月は各別に六屯、七八月は各別に五屯也、九月は又四月に同じ、且四月より九月迄は袿衣、單袿衣、月毎に各二領也、延喜の比の女の衣服、自餘の物にくはしき事を記せしあらねば、此中宮の御服料をもてをつすべき也、男の朝服のごときも、天皇の著御なるも凡人のも、色目などこそあれ、其製はかはらねば、此比の女の服は、此製なるべし、一條院の比はひより末は、物語などにも、日記などにも多く見へて、ひとみなしる事なればもらしぬ、

袿種類
大袿
小袿

〔新野問答〕一袿、大袿、小袿、三條家抄、衣とは名目は絹、其餘事に候へ共、そのかみより申ならはし候、畢竟袿衣の意に候、出衣裝束候事、知足院關白(忠實)記(殿曆)嘉承元年十二月十六日丙辰記曰、御衣冠立儀式、蠟物御奴袴、紅出袿、御野劔、著、これ出衣の樣に候、三條抄、袙と同物たるよしに候へども、愚意(貞丈)には聊か有差別存候、袿と申時は襲さまを刀の羽のごとく、すぢかへにず、仕候、存候唯今單衣も袙も皆かたなのはの樣に襲さまを仕候へども、これはあやまりと存候、愚意は單衣袙等は襲さまを直くなすべき由存候、袿ばかりそゝぎ候事は、別に限りたる事と存候、

〔學習院所藏文書〕女御袿(○中略)御衣(中略)御几帳(中略)○

御こうちき

一ゆいたて、御身たけ　五尺八寸　一御身はゞ　一尺五ぶ
一御袖またた　二尺三寸三ぶ　一御袖はゞ　一尺一ぶ
一御おく身すそはゞ　六寸五ぶ　一同おとし　五寸
一御えりはゞ　三寸七ぶ　一御かたのあき　四寸(○中略)

以上

寛文十一年辛亥七月吉日

〔深窓秘抄〕大褂　小褂　女房用之

〔安齋隨筆十八〕一褂ウチキ又袿トモ書ク、褂ト云ニ三品アリ、一ニハ褂ト云ハ、衣ノコト也、(○註略)又一ニハ小褂トテ、衣ノ如クヒロ袖ニテ、女房ノ打カケニスル服也、又一ハ大褂トテ人ニ賜ル服也、(○中略)此三品ノ差別知ル人少シ、

○按ズルニ、此ニ謂ユル褂ハ男子專用ノ服ナリ、宜シク男子袿篇ヲ參看スベシ、

〔新野問答〕一袿、大袿、小袿、
袿の字の事、或用褂字事、褂字無字書之所見候、袿之字正字に候、和名抄載袿字、訓字智岐と訓を注候、袿と褂は大袿に候、對小袿候、此只大小の分に候、但小袿は婦人之服に候、

〔羽倉考二〕大袿小袿之事(本條并次條ニ點ヲ付セシ卅三ノ袿字ハ、褂ノ代字ナリ、)
小袿。ハ唐衣ノ代ニ著スル物ナリ、和名抄ニ、漢書音義ニ云、諸于大腋衣婦人ノ袿。衣也、釋名云、袿。漢語抄作袿云、字宇知岐婦人上衣也トアリ、又台記別記、久安四年八月廿八日、高陽院傳、四條太后語云、著唐衣之時不著小袿。著小袿。之時不著唐衣、是禮也、諸神社及奉幣之時著唐衣不著小袿。トアリ、又嘉吉元年三月、東山左府實熙公致仕、遣一條前攝政兼良公書狀之返事ニ、大袿。ノ事、衣ト各別ノ物ナリ、衣ヨリハ最長ク候、其色不定、只衣ト同體ナリ、裁縫聊相替候、小袿。ニ對シタ大袿。ト稱ス、男ノ装束ニモ女ニモトモニモタ用之由、衣ト單トノ間ニ著ル物ニ候、小袿。ノ事、是ハ女ノ宿直装束トナ、唐衣ヲ著セザル時、表著ノ上ニ唐衣ノ代ニ著候、長短候之由承候、入内抄ニ分明ニ候ト見エタリ、又女官飾抄ニ、小袿。長ナ小袖ト等シ、中倍裏アリト見エタリ、此等ノ文ニテ著用ノ儀ハ見エタリ、蓋男ノ装束ニ准ズレバ、唐衣ヲ著ルハ束帶ノ如シ、小袿ヲ著ルハ衣冠ノ如シ、又小袿。ノ製式ト裁縫聊替ルトアレバ、詳ニシ難シト雖、大略衣ト同ジクシテ、長ナ小袖ト等シキト見エタリ、又花鳥餘情ニハ袿ハ衣ノ事ナリ、ソレニ大小アリ、小袿。ハ女ナラデハ著セヌナリトアリ、サレドモ衣ト同ジキ物トハ見エズ、則花鳥餘情ト同人ノ作ノ桃花蘂葉ニモ於袿。有憚之時略之、但衣單等ニ優タ著之トアリ、同物ナラザルコト知ベシ、

〔花鳥餘情一桐壺〕まろき大うちきに、御ぞ一くだり、白大袿に女房のきぬ一領そへて、加冠の祿に給ふ也、こうちきは女房のきる物なり、

〔装束要領抄袿附〕女官

女房の衣裳并着様の次第古今相違の事略〇中
それ袴といへるは、身に着給ふ所の服にして、衣ともいへる是なり、此袴の下には單、うへには打衣とりかさねて、表着を著て、おびして、袴を著し、こしゆひてより、からぎぬ著て、裳を付たり、略〇中
又小袴といへるきぬあり、前にいふうちきにはあらで、是はからぎぬの代に、うへに著るものなり、此小袴にからぎぬかさぬる例なしといへり、唐衣裳まで一具したるを物の具といへり、假令男官の束帶のごとし、唐衣裳などを略して、小袴著たるは衣冠のごとし、猶内々はたゞきぬのうへに裳袴著る例もありと見えたり、

〔女官飾抄〕寒多のきぬの色々
十月より五節までのきぬの色
一主人のうはぎ、小袴はかならずふたへ織物也、

〔江家次第二十〕大嘗會
女給衣祿、殿上人取之、中宮織物褂一重、袴一腰、少將白褂一重、袴一腰、略〇下

〔類聚雜要抄三〕一節會略〇五裝束三具
壬日略〇中
綾。褂。袴。一腰略〇下

〔紫式部日記〕七日のは、かはる〴〵よろづのもの、くもりなく、しろきおまへに、人のやうだい色あひなどさへ、けちえんにあらはれたるを見わたすに、略〇中ひんがしのたいのつぼねより、まうのぼる人々を見れば、色ゆるされたるは、おり。物。のから衣、おなじう。ち。き。どもなれば、中々うるはしくて、心々もみえず、ゆるされぬ人も、すこしおとなびたるは、かたはらいたかるべきことはせで、たゞえならぬ三重五重のうちきに、うはぎはおりもの、むもんのからぎぬ

すぐよかにして、かさねにはあやうすものをきたる人もあり、

(小右記)萬壽四年四月五日乙亥、東宮少進藤國令申、今日若宮(冷泉)御著袴可參入者、問時剋、令申云、酉時者、○中略 其上達部殿上人祿有差、(大臣女裝束、卿上綾褂一重、殿上人綾物褂、)

(兵範記)久安五年十月一日己酉、朱明參入宇治殿、仰云、左府君君(○藤原頼長子師長)今月可加首服、内々被尋問日次之處、來十九日丁卯吉也、○中略 祿○中略 綾掛袴、

(台記別記)久安五年十月廿五日癸酉、兒冠儀入内(○藤原多子入内)諸國所課、

諸國所課、久安五年十月廿五日儀之、○中略

一綾袴十二重

伊豫　播磨　因幡　土佐　越中　伯耆　已上各二重

一平絹袴廿五重

越後　遠江　已上各三重

駿河　但馬　出雲　甲斐　相模　讃岐　備中　長門　美作　常陸

已上各二重

六年正月廿一日己亥、女御裝束、二色衣、(二色衣十領、紅單衣、紅打衣、萌黄浮線綾織物五重表著、白二重織物五重小袿、紅袴、紅梅袴、唐衣、是入内衣、統子内親王所送云々、)裳、御裳、○下略

(玉葉)嘉應三年正月十四日丙寅、今夜左丞相(藤原經宗)息女廿入可令進入内殿(○藤原基房)御息女、○中略 給也、○中略 御出儀、○中略

次御車寄、御車副六人、○中略 山吹衣、二藍織物裏濃蘇芳小袿、同表著濃打掛白褂八領、白單、濃袴著御云々、

(吾妻鏡四十九)正元二年三月廿八日乙未、和泉前司行方、持參御息所御服月光注文於御所、將軍家

袿

親王家覽之、
正月分　御小袿二陪〇二陪中陪唐物三
四月　御袿〇二中陪唐綾物
五月　御小袿〇二中陪唐綾物
七月　御小袿〇二中陪唐綾物〇二〇陪〇
九月　御小袿物〇生〇〇中唐
十月　御小袿〇紫〇下濃〇唐綾〇物〇

（實冬卿記）弘安八年二月廿日癸酉、今日於西園寺大宮院御[産]子、被遂其賀女、可被賀准三宮〇、九十算、三月一日甲戌、始參七山〇中、大藏卿忠世朝臣取、女房織物褂、一重參進、家司白目退出自餘公卿殿上人侍臣取之、

（女官飾抄）春多のきぬの色々
一みなくれなゐのきぬ中陪　紫のかさねのこうちき
一紅にほひのきぬ中陪　紫いろの小袿
一紅のうすやう中陪　えび染のこうちき
一紫にほひ中陪　萌黄の小袿
一紫のうすやう中陪　紅梅のこうちき中陪
一さくら重ね中陪　すはうのこうちき中陪
一花山吹中陪　青きこうちき中陪
一くれなゐつゝじ中陪　山ぶきの小袿
一つゝじ中陪　藤のこうちき中陪

一擣練(略)中　御の小うちき(略)中

一うはぎ小袿などはふたへをり物、又唐をり物をも用べきにや、(略)中

五月五日より秋までの衣の色

一あやめのひとへがさね(略)中　ふたあいの小うちき(略)中

一萩のたて青のひとへ重ね(略)中　をみなへしの小袿(略)中

十月より五節までのきぬの色

一菊の御衣八(略)中　りうたんの小うちき(おもてすわう、うら黄し、)

一紅葉重ね八(略)中　黄菊の小うちき

〔新儀式四臨時〕天皇奉賀上皇御算事

文殊音楽、鋪設進矣(略)中　鋪設給禄有差、(親王已上子細○紫○色○小○袿○、参議已下子細○紫○色○小○袿○、中略)王

御設書事(日付宮所也、記所日記可勘之、)

事畢給禄有差、(親王以上一領、○一下略)

〔新儀式五臨時〕内親王初笄事

内親王初笄之儀、(略)中　但給禄、理髪者別給禄、(中略)又給白○袿○二領、一襲、理髪紅○袿○袿○一領、○下略

〔西宮記正月〕御斎会(略)中　内論議

論議事了、賜布施各有差、(親王以上白○袿○一領、文子○袿○一領、各一襲、…)

王卿以下、賜上綿、参議以上被之、

〔西宮記正月〕踏歌事

給踏歌頭六人支子○染○袿○各一領、

〔北山抄四拾芥抄〕皇太子加元服儀

親王以下致敬、所司立案、差下、依次給禄、(三位已上、白〇大〇袿〇一領、参議紅〇染〇袿一領、〇下略)

(江家次第 正月 二)二宮大饗(東宮饗准此、〇中略)宮司等給禄、於王卿(〇中略)大納言以上白〇大〇袿〇二領、中納言同〇袿〇一領、参議紅〇大〇袿〇一領、非参議四位袷〇色〇衾〇小〇袿〇一領、(〇中略)

大臣家大饗

参議禄、(三位以上、紅大袿一領、四位殿上人、袷袿一領、)大納言禄、(白〇大〇袿〇一領、)

(後撰和歌集 一 春)元日に二條のきさいの宮(藤原高子)にて、し〇ろ〇き〇お〇ほ〇う〇ち〇き〇をたまはりて、　藤原敏行朝臣

ふる雪のみのしろ衣打きつゝ、春きにけりとおどろかれぬる

(扶桑略記 二十二 宇多)仁和三年十月廿九日、御修法結願、阿闍梨召御前、賜別布施、阿闍梨僧都白袿衣一重、自餘僧衾一條、

(大和物語 上)おなじみかど、(〇亭子)の御時(〇中略)月のおもしろき夜、みそかに御みやすどころたちの御ざうしどもを見ありかせ給けり、御ともに公忠さぶらひけり、それにある御ざうしより、こ〇う〇ち〇き〇ひとかさねきたる女の、いときよげなるいできて、いみじうなきけり、(〇下略)

(西宮記 臨時 五)賜物

延喜八十二十一、僧正増命依持明門外合東西塔年分度者由、右中将伊衡傳勅給白〇大〇袿〇一重、

(西宮記 臨時 九)親王着裳

承平三八二十日、康子内親王着裳、(〇中略)王卿着左仗、頒王卿侍常寧殿給禄、(親王女装束、加白〇褂〇、公卿女装束、四位五位、袷褂、六位疋絹)於左仗頒王卿禄、(大臣)侍従殿上人給禄、典侍白褂、掌侍赤褂、乳母命婦衾、

(扶桑略記 二十六 村上)康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣賭弓、(〇中略)賭賜禄、公卿以下有差、大臣給御下襲

表袴各一腰、親王納言白褂紅袴各一腰、參議紅染褂袴各一腰、非人四位白合褂一腰、五位單重白褂一腰、小舍人同、自餘絹匹絹、

〔西宮記 臨時十一〕成功文事（付四名勘、敍事勘文、）

勸申可着鈦左右獄囚事

合十五人（中略）

强盜四人

河邊延正（年卅）　伊勢國人　贓物　褂四領（一領青朽、一領蘇芳、一領花染、一領山吹色、）

清原宗高（年卅二）　筑前國人　贓物　櫻色綾褂一襲　青鈍綿褂一領（中略）

强盜六人

阿刀行忠（年廿）　左京人　贓物　白合褂一領　青鈍褂一領　白合袙一領　手作布襖

一領

多治近滋（年廿九）　筑前國人（中略）　贓物　白綿褂一領（中略）

文屋經忠　贓物　白綿褂一領（中略）

額田常富　贓物　白單褂一領（中略）

錦是長　贓物　白綿褂一領　紅花染綿褂一領（中略）

右六人竊盜者也（中略）

大中臣光忠（年卅八）　越前國人　贓物　櫻色綾褂一襲　青鈍綿褂一領（中略）

清原延高　贓物　褂四領（一領青朽、一領、一領紅花染、一領山吹色、）（中略）

以前、今月廿八日可着鈦左右獄囚、勸申如件、

寬和二年五月十七日　右衛門府生錦（以下署名略）

〔紫式部日記〕行幸日、(寛弘五年十月十六日、一條天皇行幸上東門院)は、たつの時と、まだあかつきより人々けさうしこゝろづかひす、(中略)藤の内侍まゐるしの御は、こくれなゐにえびぞめのをりものゝうちき、もからぎぬはさきのにおなじこと、いとさゝやかにおかしげなる人の、つゝましげにすこしつゝみたるぞ、心ぐるしうみえける、(中略)御いか(敦成親王)は、霜月のついたちの日、れいの人々のしたて、のぼりつどひたる、(中略)大みや(中宮彰子)の御は、えびぞめの五への御ぞ、すはうの御こうちきたてまつれり、(中略)二の宮(敦良親王)の御いかは、正月十五日(寛弘七年)その暁まいるに、(中略)宮(一條后)は、れいのくれなゐの御ぞ、(中略)うへにはえびぞめのをりもの、御ぞ、柳のうへしろの御こうちき、もんも色もめづらしくいまめかしき奉れり、

〔源氏物語三空蟬〕いまひとりは、ひんがしむきにて、のこる所なくみゆ、しろきうすものゝひとへがさね、ふたあゐのこうちきだつもの、ないがしろにきなして、くれなゐのこしひきゆへるきはまで、むねあらはに、ばうぞくなるもてなし也、

〔源氏物語二十三初音〕御つかひのろくこと/\なるに、末摘花東の院におはすれば、いますこしさしはなれ、えんなるべきをうるはしくものし給人にて、あるべきことはたがへ給はず、やまぶきのうちきの袖ぐち、いたくすゝけたるを、うつほにてうちかけ給へり、

〔定家朝臣記〕康平五年九月十一日乙卯、□刻有内大臣殿(師實)御産、(女子、但馬守宅、)十五日、左府殿若君御衣御産物装束并乳母手餉等給、(中略)又有前駆之輩、此間召御使長宗朝臣給禄、(白袿一重、細長一領、)

〔扶桑略記三十〕寛治二年二月廿二日己亥、太上皇(白河)参拝高野弘法大師廟堂、出於東寺、赴御南京、(中略)午剋御宇治平等院、(中略)権大納言源朝臣師忠、取紅染袿衣、賜于[illegible]、

〔台記別記〕久安六年正月十九日丁酉、(頼長女多子入内、中略)御乳母二人

一具〈○弁典侍中略〉裏濃紅梅掛五領〈○中略〉

一具〈大納言三位典侍中略〉紫匂掛五領〈○中略〉

藏人六人

各白掛一重　長絹一疋〈紙裹〉

得選三人

各白掛一重〈○下略〉

〔續世繼六みやぎの〕女院〈○上西門院、統子内親王〉は、まろき御ぞ十にあまりてかさなりたるに、まくのうつろひたるこうらうま、まろきふたえおり物のうはぎたてまつりて、三尺のみき丁のうちに、ゐさせ給へりけるに、皇后宮〈○後白河后忻子〉は、うへあかいろにて、またうまき〈○またうまき、本作あまき、〉なるはしもみぢの十ばかりかさなりたるに、うはぎにおなじいろに、やがてこまえびぞめのこうちきの、いろ／＼なるもみぢうちちりたるふたえおり物たてまつりたりけるを、みまいらせたる人のかたりけるとなん、

〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、寅剋自中宮〈○高倉后德子〉召使走來、告御產氣候之由、則馳參候殿東面、〈○中略〉陰陽師裝束、四位白掛各一重、〈[illegible]〉五位白掛各一領、諸大夫等取之、於中門給之、〈[illegible]〉

〔玉葉〕元暦元年十一月廿二日丁未、五節帶舞姬已下今夜退出、大府五節裝束已下[illegible]等注文、〈○中略〉

下仕裝束

〈[illegible]〉

梅唐衣〈文立〉　裏濃紅梅掛三領〈○中略〉　單〈[illegible]〉

朔日略○註

前關白家一貫錢四結色目　蘇芳打衵略○中　局註文

打出四具各色袖、裏濃紅梅衵五領、

〔增鏡八月入〕ひまゆく駒のあしにまかせて、文永も五年になりぬ、略○中かくて神無月の五日、龜山殿へ御幸なる、けふをかぎりの御たびなれば、心ことにとゝのへさせ給、新院後○龜山もれいのおはします、大宮院後嵯峨后東二條院后○後深草ひとつ御車にておなじくわたらせ給、大宮女院にたらせの御ぞ、東二條院はあをもみぢの八重くちばの御こうちぎたてまつる、

〔增鏡十〕ことし八年弘安北山の准后貞子九十にみち給へば、御賀の事、大宮院后○後嵯峨東二條院后○後深草實子おぼしいそぐ、略○中けふは昔御殿の中におはします、大宮女院白き綾の三御ぞ、東二條院から織物の御うへくらの八紅梅のひねりかさねの御ひとへ、かば櫻の御こうちぎたてまつれり、新宮紅のにほひ十、紅梅の御こうちぎ、もえぎの御ひとへ、あか色の御からぎぬ、すゞしの御はかまたてまつれる、つねよりもことにうつくしうぞ見え給、

〔增鏡十一今日の月〕十四日年○正月又うちのうへ見○食、いらせ給ひて、こなたにてはじめて御みききこしめせば、御おもてへいでさせ給ふ、女御后○嬉子すはうの御ひとへがさね、はぎのたてあをの御うはぎ、くちば色の御こうちぎ、みな二重をり物、あやのをり物すゞしの御はかま、御もん竹たてわき、略○中一本作竹たてわけ、をそる、

〔雅亮裝束抄一〕五せち所のこと略○中

ひめ君のさうぞく略○中

とらの日略○中　でいまずはうのあやのうちき、ひとかさね、略○下

〔紫式部日記〕正月寛弘六年一日かん日なりければ、わか宮の御いたゞきもちゐのこととゞまりぬ、

衣類

三日ぞまうのぼらせ給ふ、略○中さいしやうのきみの御はかしとりて、との〇道長のいだき奉らせ給へるに、つゞきてまうのぼり給ふ、くれなゐのみへいつへ〳〵とませつゝ、おなじ色のうちたる七へに、ひとへをぬひかさね〳〵ませつゝ、うへにおなじ色のかたもんの五へ、うちえびぞめのうきもんのかたぎのもんををりたる、ぬひざまさへかど〳〵し、略○中

〔台記別記〕仁平三年十一月廿七日壬子、今日競馬、略○中次施祿、於廊以下別當前權僧正隆覺白浮文綾物掛一重、中納言公能卿取之、權大僧都寛親白大掛一重、參議實信朝臣取之、權律師覺珍、千覺、寛圓、法橋覺長各白大掛一重、左近中將成雅朝臣、皇后宮亮師國朝臣、左近少將公保朝臣、前少納言俊長朝臣巳上殿上侍臣取之、略○下

〔女官飾抄〕一小掛の事　きぬの上に單、單のうへにうちぎぬ、うちぎぬの上にうはぎ、うはぎの上に小掛、其上に裳をきる也、ながき小袖とひとし、中陪うらあり、寸法は次第にうへにきるはそめらかす也、略○中

一主人は唐ぎぬ著せざる時、小掛をきる也、からぎぬには小掛を著せざる事也、

〔餝抄〕うちき　小うちきあり、こは婦人の服也、うはぎの上にきる物也、但からぎぬをきる時は、小袿をきざるの例也、略○下

〔台記別記〕久安四年九月廿八日癸丑、使仲行申[illegible]曰、著唐衣之時、著小掛乎、歸來曰、禪閤不知、仍問女院、[illegible]女院仰曰、故國母太后[illegible]曰、著唐衣之時不著小掛、著小掛之時不著唐衣、是褻也、詣神社及奉幣之時著唐衣不著小掛、六年正月十九日丁酉、巳剋許著東帶[illegible]在三位此〇

[illegible]

[illegible]衣、小袖、國居綾北絹、[illegible]

著用制

〔玉蘂〕建暦二年三月廿二日、宣旨、（中略）

一可禮定緒素上下諸人服飾過差事（中略）

紅紫二色袿、除殿上男女之外可停止之、但一院殿上人、同女房、并后妻后女房等、不在制限、（下略）

著用例

〔枕草子四〕おはしまさねば、（中略）うちまきすがたにてゐたるこそ、物ぞこなひにくちおしけれ、

〔枕草子五〕うへの御つぼねのみすのまへにて、殿上人日ひとひことふえふきあそびくらして、まかでわかるゝほど、まだかうしをまいらぬに、おほとなぶらをさし出たれば、とのあきたるがあらはなれば、びはの御ことを、たゞざまにもたせ給へり、くれなゐの御ぞのいふもよのつねなるうちき、又はりたるもあまた奉りて、（下略）

〔枕草子十一〕御經のことにあすわたらせおはしまさんとて、こよひまいりたり、（中略）女房あるかぎり、もからぎぬみくしげ殿までさたまへり、殿の上は裳のうへにこうちきをぞき給へる、（下略）

贓物

〔西宮記十一〕（中略）

可著鈦左右獄囚贓物事（中略）

田邊延正（年卅、左京人）　强盜　贓物漆種（中略）　袿十一領（直五貫五百文）（中略）

大神鋪豊丸（年卌）　强盜　贓物四種（中略）　白袿一領（直七百文）（中略）

伊勢利永（年卌）　强盜　贓物三種（中略）　蘇芳染袿一領（直七百文）（中略）

林枝重（年卌）　强盜　贓物貳種（中略）　菊色袿一領（直七百文）（中略）

長徳二年十二月十七日

以袿爲祿

〔延喜式中務十二〕同日（二日）二、早朝受群官朝賀

同日早朝所司儲設於玄暉門外西廊、〇略註式部置典儀位於同門東、差東北退設賛者位、並西面南上、〇略中事訖賜祿、親王以下大納言已上各白掛衣二領、中納言三位參議白掛衣一領、非參議三位幷四位參議掛衣一領、四位小掛衣一領、〇略中

同日受女官朝賀、

其日內侍仰闈司置版位於殿上及殿庭、〇略註內親王以下、女官命婦以上以次入立殿上、〇略中饗宴訖賜祿、妃白掛衣一領、夫人內親王各白掛衣一領、〇略中

三日給宴幷典藥官人已下酒肴幷祿、〇略中六位小掛衣一領、〇略中

同月〇七日典藥寮獻年料御藥、〇略中十四日返貢御初儀、此日給供奉官人以下祿、〇略中六位小掛衣一領、〇略下

(雅亮裝束抄一)もやのだいきやうのみそうぞくおなじことなり、〇略中おほうちき一領といふはひとへならで、たゞふたつかさねたるをいふなり、

(江家次第十七)御元服

二獻藏人頭以下取之、或殿上人取之、給祿、〇略中參議小掛衣、〇略中

(續日本後紀五)承和三年八月丙寅、八省院延僧轉經賞布施、〇略中赤絹掛衣幷御被、各有差、

(續日本後紀十一)承和九年二月辛巳、第一皇子諱道康於仁壽殿加元服、〇略中賜參議已上掛衣、五位及采女掛、山大夫等、凡一百廿人各祿、

(扶桑略記二十三)延喜四年二月十日乙亥、保明親王立皇太子、〇略中左大臣時平朝臣奏曰、貞觀故事、有御劍、以山陰朝臣爲使云々、吾〇略又始爲太子、初日帶〇中賜取御劍、名號壺切、左近少將定方爲使、持壺切劍賜皇太子、定方賜綾掛一襲、五年三月廿一日、法皇〇中御藥師寺、因使元方奉同途中消息、令仲平朝臣奉掛衣百領、藥師寺万燈會料也、十六年十一月廿六日、大僧都增命、四十七自去月

廿九日夜、[illegible]

(大和物語上)おなじみかど(宇多)の御時、躬恒をめして、月のいとおもしろき夜、御あそびなどありて、月をゆみはりといふは、なにの心ぞ、そのよしつかうまつれと、仰給ひければ、みはしのもとにさぶらひて、つかうまつりける、

てる月をゆみはりとしもいふことはやまべをさしていればなりけり、ろくにおほうちきかづきて、又、

しらくものこのかたにしもおりゐるはあまつかぜこそふきてきつらし

(大鏡四太政大臣師輔)今の關白殿(兼○[illegible])兵衞佐にて、御禊(○賀茂臨時祭)の御前せさせ給ひしに、いとおさなくおはしませば、れいは本院にかへられ給ひて、人々にろくなどは給はするを、これはかはらよりいでさせ給ひしかば、おもひかけぬ御事にて、さる心まうけもなかりければ、御前にめしありて、御たいめんなどせさせ給ひて、たてまつり給へりける御こうちきをぞかづけたてまつらせ給ひける、入道殿(道長○[illegible])きかせ給ひて、いとおかしくもし給へるかな、祿なからむも便なく、とりにやり給はんもほどへぬべければ、とりわきたるさまをみせ給ふなめり、えせものはえおもひよらじかしとぞ申させ給ひける、

(紫式部日記)かんだちめのろくは、みすのうちより、女さうぞく、宮の御ぞなどそへていだす、殿上人頭ふたりをはじめて、よりつゝとる、おほやけの祿は、大うちき、ふすま、こしざしなど、れいのおほやけざまなるべし、

表著

表著ハ字又表衣ニ作リ、ウハギト云フ、卽チ上衣ニシテ、下衣ヨリハ身ノ丈、袖幅、共ニ短ク作ル、其地質ハ織物綾及ビ綾等ヲ用ヰタリ、

〔女官飾抄〕一ひとへ重は(○中略)うはぎは織物也、入内のとき女房、五節の童女等、織物を用なり、内裏中下﨟は、織物綾等をきざる也、

〔装束要領抄後附〕女官

今世物具いろ〳〵(○中略)

うはぎ、上﨟小上﨟は織物にして、中下﨟は織物綾を着ざるなり、衣よりはたけも袖はゝをみじかくをめらかすよし見えたり、

〔時範官年中行事〕注進　裏帳女王用途事

春

一女王装束一具　夏(○中略)　表著一領(蘇芳綾一疋、料糸十六兩、裏物一疋、料糸八兩、○中略)

一女房　打出四具一色(○中略)　表著四領(蘇芳綾四疋、料糸六十四兩、裏物四疋、料糸三十二兩、裏料八兩、料糸十六兩、○中略)

右大略注進如件

元暦元年六月日

〔學習院所藏文書〕女御様(○靈元后房子)御衣(夏冬)御几帳(夏冬、中略)○

御うわぎ

一御身たけ(ぬいたて)　五尺八寸　　一御身はゞ(同)　一尺五ぶ

一御袖また(同)　二尺三寸三分　　一御袖はゞ(同)　一尺一ぶ

一御おくみすそはゞ(同)　六寸五ぶ　　一同おとし(同)　五寸

一御えりはゞ　三寸八ぶ　　一御かたのあき　四寸(○中略)

以上

寛文十一年辛亥七月吉日

〔宇津保物語あて宮〕かくて、あて宮東宮にまいり給ふ、十月五日とさだまりぬ、〈中略〉五位のむすめ〈中略〉さうぞく、からあやの赤色のいつえがさねのうへのきぬ、れうのうへのはかま、あはせのはかま、あやのもこめきたり、

〔枕草子十一〕御節のことにあすわたらせおはしまさんとて、〈中略〉つぎにたゞの女房の十、[illegible]のからぎぬ、うすいろのも、紅をそしわたし、かうとりのうはぎども、いみじうなまめかし、

〔栄花物語六かゞやく藤壺〕この比藤つぼの御かた〈彰子、一條中宮〉入重紅梅を縫たるうはぎは、みなからあやなり、

〔紫式部日記〕行幸日〈寛弘五年十月十六、一條行幸上東門第、〉はたつの時、〈中略〉左衛門のないし御はかしとる、〈中略〉うはぎはきくの五へ、かいねりはくれなゐ、すがたつき、もてなし、いさゝか、はづれてみゆるかたはらめ、はなやかにきよげなり、

〔栄花物語三十一殿上花見〕一品の宮〈章子〉〈中略〉そのとし〈長元元年〉〈中略〉のしはすの十三日に、御もたてまつりて、やがてその夜春宮〈後朱雀〉にまいらせ給べしといそぎたゝせ給にたり、〈中略〉その日になりぬれば、〈中略〉女房の装束は、色々にくれなゐのうちたるえびぞめのうはぎ、又の日はこうばいどもにさくらもえぎのからぎぬ、ひるわたらせ給日は、四人づゝ、いろ〳〵みなうちたり、いとうつくしうめでたき御あそびなり、

〔栄花物語三十六根合〕内大との〈師実〉〈中略〉に大饗あり、女房いろ〳〵にもえぎのふたへもんのうはぎ、えびぞめのふたへもんのからぎぬなどうち出たり、さらぬ女房も四十人ばかり、むら〳〵にさうぞきまいりあつまれり、

〔殿暦〕嘉承二年十二月一日壬午、雞鳴以前、余(忠實)參(中略)內、女房幷宮御方女房參、八省事令沙汰之、(中略)次母儀前齋院(鳥羽准母令子內親王、着御紅打掛、木蘭物具、青、隔織物唐衣、地摺裳、裝束紅御衣、御單衣、上御表衣、是御服許也、依御服、今日着、蘇芳綾、三領給也、)

永久四年三月五日己亥、今日下向奈良、(中略)此於北中門內女房乘車、(山吹衣、エビソメノ唐衣、國打衣、表衣付金文二、下略)

〔台記別記〕久安二年四月二十日丙申、(中略)自今曉天晴、早旦女房出袖、(物張、唐衣、蘇芳、濃色裳、白腰、紅打、表著、○五領、紅擣衣、織物單、○下略)

〔兵範記〕久壽三年二月廿八日庚子、申刻許向權辨亭、(中略)右衞門佐光宗令嫁彼第三女子也、(中略)秉燭以後、女房等列居東西幷所々、上臈女房二人、著織物表著裳等、次四人例五衣著裳、已上皆著濃袴、

〔胡曹抄〕一女房夏冬裝束

同記(略忠記)永曆二年二月二日、今日中納言殿御第四日也、是日人々改著裝束、

女房上臈四人、(中略)蘇芳織物表著、(二藍平文)(中略)

中下臈十六人、(中略)蘇芳織物表著、(○藍平文)(中略)

雜仕、(中略)村濃表著、

〔兵範記〕仁安四年(○嘉應元年)二月十三日庚子、皇太后宮(○藤原忻子)日吉行啓也、(中略)皇后御裝束、赤色二倍織物御唐衣、萌木二倍織物表著、紅打御衣、紅張袴、白腰裳、赤色御扇、羽御髮云々

是女子事相殿設也、不召御衣云々

女房按察局參同輿、(公行女)著唐衣表著打衣許、同不著裳云々、是依輿中狹少且先例云々、

嘉應元年六月五日庚寅、建春門院(○平滋子)院號之後、初可有入內御幸、(中略)次女房車毛車十兩、各二人乘之、(中略)(○下略)

十月廿日壬寅、可有齋院卜定事、(中略)入夜齋王(○僐子內親王、二條院女)自大炊御門亭行啓卜定所、(中略)出車五兩、(中略)女房廿人出白衣袖裳等、(○織物表著、蘇芳、裳濃袴、)

〔三長記〕建久八年四月廿二日乙丑、今日行幸于國母仙院、(○七條院藤原殖子)(中略)女院御服、(二藍蘇芳表、紅打)

衣ノ五領、物具、表著、色、(略)○中

(玉葉)嘉應三年正月十四日丙寅、今夜左大臣…可令進…給之、(略)○中 御息女、(略)○中 給之、(略)○中

御出儀、(略)○中 女出車三輛、(略)○ 女房各四人乘之、(略)○中 御表著、濃打衣、(略)○中 皆著用之、

(吾妻鏡 四十九)正元二年三月廿八日乙未、和泉前司行方、持參御息所御服月充注文於御所、

將軍家(○宗尊親王)覽之、

正月分(略)○中 御表著

(實成卿記)弘化三年九月十四日、明和八年、盛化門院、立后御服、(略)○中 御表著、(略)○中 安

永十年(○天明元年)、盛化門院、立后御服、御表著、(略)○中 右之通令官付給云云、十月廿二

日、家公御參、黄…立太后、…御服御色目、…一紙、…御表著…御裏…(略)○中

右御持參、立后御服更…裏書三條大納言へ御附屬候給云云、廿四日、准后御方…立太

后御服、如御覽被仰付云云、

汗衫

汗衫ハ、カザミト云フ、原ハ下著ノ名ニシテ、其丈短カク、男女共ニ著用セシモノナリシガ、後ニ

ハ專ラ童女ノ用キル所トナリタリ、之ヲ衣上ニ著セリ、男子ノ著用セシ古ノ汗衫ハ、男子服飾

部衣服篇ニ在リ、宜シク參照スベシ、

(伊呂波字類抄)(加)(雜物) 汗衫 カザミ

([illegible]草紙 十八)裝束色々品々(略)○中

かざみ 衣のうへにきるうすきものゝ、わらはの上にきるものなり、

〔安齋隨筆後編一〕一汗衫　汗衫(カザミ)は童女のみ服するにあらず、古は男も著したり、〇下略

〔倭訓栞前編六〕かざみ　汗衫をよむは音也、もと汗取の服なりしが、後に女童のうはぎのうへにきるものと成しとぞ、

〔源氏物語湖月抄十七〕細流云、かざみは童女のうへにきる物也、水干のかみのやうなる物也、

〔松竹問答一〕汗衫カザミハ何レニトナヘ候哉之事

右口傳ニカザミト習傳候、且雅亮裝束抄、源氏物語、枕草子以下ノ抄、何レモカザミトヨムノ字ニ濁點ヲ加候、但諸人ノ訓點ト申様ナル傳來ノ本ニタモ無之間、猶又相考ルニ、カザミト唱ルコト、元來字音ヲ用ヒタル候歟、汗ノ音ヲフメクカト計トナヘ、衫ノ音ヲ引テナミトロミ付、且上ニ引レタザミト云リタル歟ト存候、上ニアル字音ノ下引テ唱ル例、瞻文、見參、別當、印南野、字音ノ下引テ唱ル例、蘭麝、朱雀、[illegible]、且衫トナミトハ、マミムメモ相通ニ候歟、右ノ如ク若字音ヲ唱ルナラバ、汗ハ濁音ニタハアルベカラズ、仍タカザミト唱フベク候、下ノ字ハ、上ニヒヽキテ濁レドモ、上ノ字ハ濁音ナル事マレナル歟、[illegible]ナル歟、但濁音ニハ上ノ濁音ヲ唱ルコトモアリ、[illegible]ニハ多分ニクキアリ中略ルナリ、

〔汗衫考〕考ふるに、童女の汗衫をきる事は、おのれみしところは、西宮記、天徳歌合ぞはじめなりける、されど男も元服以前闕腋あけをきれば、女も亦ちはやぶるかみ代より闕腋を著たるとしるべし、汗衫は闕腋のわきあけ、[illegible]なし、元服以前の男女に[illegible]、いまの代にいたるまで、童女のかくしきの服なり、いやしき[illegible]なかく、この[illegible]なり、

製作

〔雅亮裝束抄一〕わらはさうぞくのすはう

かざみ　たけ一丈五尺、まへ一丈二尺、えり一尺にして、三すをいだしておびにす、おほくびのすそ六すいだして、ひろきをえもにす、まへよりおほくびはかみひろにすべし、そでのひろさふたのにて二尺一すくびのたかさ二寸、くびのながさ三尺、かりぎぬのくびのやうにさすなり、せよりくびをいだす、はたそでおもてばかりをなそしそでにす、うちたれ二尺三す、

(助無智秘抄)水干童女裝束

汗衫

色蘇芳ニハミアリノイロ　綾平絹イブレモ例ノ夏ノ時ヒトヘガサネ、

寸法事

身ヒロサ九寸ヨシ　大袖九寸、ハタ袖四寸、袖ノ口二尺二寸、マヘノナガサ一丈、ウシロノナガサ一丈二尺、アコノ夏ハヒトヘガサネ、

寸法

ソダノ口二尺二寸　タケ三尺五寸　ウチギヌハキウタ　ソダノ口二尺二寸　タケ三尺三寸　ウヘノハカマ、オホクチシロシ、カタクヲクトリ、

(類聚雜要抄 三)一童女裝束事

汗衫尻長一丈五尺御堂日記、一丈三尺御日記、廣二尺六分一二尺三寸五分、弘、前長合一丈一尺三寸御堂日記、九尺御日記、凡下裏之大略定、彫入寸下五寸三分ニ出ス、弘方ヲ大領下ニ付、後弘一尺五寸襴タ三寸五分ノ袖ヲ出ス領者用之、袖弘四尺五寸、但彫入寸襴タ後ニ三寸五分袖ヲ出也、脇四寸、クヽト六寸五分、身弘一尺三寸、合一寸前ハ身大領ヲハカラヒタ襟、横領弘二寸、長二尺八寸、單領弘四寸八分、長袖程ニ付袖端ヲ一尺三寸、端袖弘六寸七分、袖閑ル弘サ九寸五分、襴長五尺七寸、弘二寸五分、單領ハ袖マテ付、下襲領ハ單ノ領ヲハブレタ下ヒマ襴付下ス、下セバナル襴ニ凡三重ノ袖ヲ表二重ヲバ上領ニタ、下ノ單衣ヲバ別ニ放タ、袖程ニタ、常ノ衣定付也、細袖ハ男裝衣ノ襴ニ面ヲ二倍ニ中折タ付之、

(雅亮裝束抄 一)かざみのながさたちやうあり、うへのはかまのまたのこのなし、あこめうちぎぬひとへわきあくべし、それがきせよきなり、わきあかぬあこめのながきなどにあひて、みじかくきせなし、わらはのすがたをよくするを上やとはいふなり、

かざみのひだりのはたそでのたもとのすぢを、五六すばかりはころばす人あり、ゆだちとなづけたり、ぞくのひがごとなり、ぬひふたぐべし、かざみにゆだちをあくることは、左のわきのぬひめのまへを、だもとまではころばかして、くみにてひもをつくるなりこのぎつねならず、のりゆみのいてにいりたるさい相の中將の、五せちをたてまつらんに、おくべしとぞ申つたひたる、物いろはひろくきりつれば、かみのおほくとられて、かみのはだみえてわろし、すくなくとれば、さがりくだりてわろし、物いみのひろさをはからひて、かみをばとるなり、たうにちは、さしぐしといふものを右の物いみのかしらに、よこざまにさすなり、このくしこれにはるゝず、ながさ六七すばかり、はのたけ五分ばかりあるを、みねのかたへよくそらしあげて、なかをさしたるとぞ申す、

〔類倉考二〕汗衫ユ。ダ。チ。之事

觸スク抄ニ、汗衫ノ左ノ綾袖ノ袂ノ條ヲ五六寸バカリホコロバス人アリ、ユダチト名ヅケタルモ、ロクノ僻事ナリ、〈按蠶メルニ、ロクノ字ハ人々ノ字ノ誤ナランカ、ろくト人〻ト字相似レ、且上ニ人々ノクセト云文モアリ、〉縫フタグベシ、汗衫ニユダチアケタル事ハ、左ノ腋ノ縫目ノ前ヲ、袂マデホコロバカシテ、組ニテ紐ヲ附ルナリ、此儀常ナラズ、賭弓ノ射手ニ入リタル左將〈左將作二さい相〉ノ中將ノ五節ヲ獻ランニアクベシトゾ申シ傳ヘタルトアリ、然レバ此抄ノ比、ユダチトテ妄ニアクルハ、左ノ袂ヲホコロバス事ニテ、獻ル人ニ因コトナシ、是ハ僻事ニテ本儀ニユダチト云ハ、左ノ腋ノ縫目ヲアクル事ニテ、ソレモ賭弓ノ射手ニ入リタル、左ノ中將ノ獻ルニ限ル事ト見エタリ、文義ハ明ナレドモ、童女ノ服、其獻ル人ノ賭弓ニ入レルト入ラザルトニ依テ、違アルコト、儀易カラズトナリ、仍テ數本ヲ校合スルニ、一字ノ違モアラズ、蓋此比ハ如此キ事ニ、事々シタ故實ヲ加ヘタレバ、儀ニ違キ事モ有ベキ歟、是唯其獻レル人ヲ顯スバカリノ事ニテモ有歟、若又汗衫ヲ男子モ著用スル物ナラ

ハ其中宮ノ初ノ賭弓ノ時著タル汗衫ヲ著セテ出ス故ニ、ユダテアキタリト云テ、猶明ナルベクレドモ、大嘗記儀裝束抄等ヲ搜索スルニ、男子著用ノ事見エズ、和歌ニ汗衫ト云ントテ、乙女子ガ汗衫ト賦スルナレバ、女子ニ限レル服ト見エタリ、時ニ射ル時ハ如此ク長々シキ物ヲバ著ルベカラザル事歟、西宮記裝束部ニ、正月十八日賭射、射手官人著位袍、又殿上賭射、前後射手十人、左右著麴塵、或前後著位袍トアリ、衣紋裝束抄ニモ、賭射ニハ例ノ束帶ト見エタリ、然レバ賭弓ノ射手本自汗衫ヲ著ルニ非ズ、且五節ニ獻ル所ノ女ニ、必其獻ル人ヨリ裝束ヲ給フニハ非ズ、玉海元暦元年十一月十六日、自八條院賜童女裝束二具、同十八日、自院賜童女裝束二具、永久以後家ノ例也トアリ、雅スケ抄ニモ中納言時忠ノ五節出シタリシ御覽ニ、建春門院ヨリ有シコン、萌黄ノ汗衫ニ紫ノ糸モテ繡縫タリシカト見エ、又童ノ裝束ヲ女院宮ハラナドヨリ、當日五節所へ贈ラルヽ事アラバ云々トモ見エタリ、

〔裝束要領抄雅亮〕わらはは女のさうぞくの事

かざみは童女のうへに著る、より長ききぬなり、枕さうしに、櫻のかざみ、萌黄こうばいなどいみじく、かざみながくよりひきてといひ、又春はつゝじさくら、夏は青朽葉、くちばといへり、○中略凡うしろのながさ一丈五尺、まへ一丈二尺、（■といのへてのち、■なるうはがへ下がへ、左右の脇の下より、うしろへ引のべてひかする也、うしろはしとよりふかくひくなり、）そでは二のにて二尺二す、うちたれは二尺三す、くびかみはかりぎぬのくびのやうにさすなり、おはくびもあるなり、○下略

〔汗衫考〕汗衫の縫樣、西宮記の比は、上くびにて、中頃のはたりくびなるべしと、まへにかうがへしが、雅亮に狩衣の首の樣にさすとあれば、たりくびにてはなかりけり、頭をば二へにおりて背中の程におしさげて、袖のよくみゆる樣にのけてきせて帶をして、まへは左右の脇の下より後にひかする也、まへをひくに裏のみゆめれば、おもあはせに引やりてひかす、雅亮と裝要抄とをよ

く考へみれば、繧繝もきせ樣も、大かたしらるべければ、やがて畫圖にものすべし、○下略

御巫織女の裝束　儀式云、中務錄喚名、縫殿寮賜之、御巫織女四人、各緣袍一領、○中略汗衫一領、○中略云々、こゝに汗衫とあるも下襲をいひしなり、みどりの袍の下にかさね著たるなりけり、さて文政大嘗會の圖畫をみれば、この色目とはやゝたがひて、汗衫二領、表生絹、裏花田、その體製まったく狩衣の樣にて、尻は長けれども、まへはみぢかく、大くびも下ひろに付たり、入紐も有、雅亮裝束抄等の文にもあはず、半臂には忘緒も具したり、下がさねにはしりもあり、表袴には小幡なし、こやよによれるさ麁事なるべし、濃打袴こき單、帶は單角丸柄なり、袴をのぞきては男の料にかはる事なし、總角にははき形を付、あふぎは女の料にて畫をかき、總はなゑをも付たり、西宮記の内親王の御裝束の色目によれるにや、外により所も侍るにや、淺見しらず、

〔神祇官年中行事〕注進　齋院女王用途事

合○中略

一童女二人裝束○中略　汗衫二領料表綾三疋、一領料六丈、料糸四十八兩、一疋別十六兩、　中部薄物三疋料糸十八兩、一疋別六兩、

裏綃物三疋料糸廿四兩、疋別八兩、○中略

右大略注進如件

元暦元年六月日

〔服飾管見〕四同○汗衫帶の事

汗衫には帶をぐしたり、領の餘の切を圖重にたゝみて用うべし、後世製汗衫には、帶にも裏をつくる人有、よりどころのなき事也、

〔西宮記〕十四臨時女裝束○中略

女親王對面、總角著汗衫、半臂、下襲、表袴、玉帶等、○中略

皇后宮院童女、着衵、青朽葉汗衫、平絹下襲、表袴、白腰帯、

（雲図抄裏書）御禊次第略○中

童子（装束如例、童女装束、又上雑、童○汗○衫○、）

（雅亮装束抄一）五せち所のこと略○中

御覧せの所のわらはまもづかひは、わらは御覧の日はまいらすかくるゝなり、略○中御らんする
ところたゞのわらはまもづかひばかりまいるなり、さうぞくかざみのおもて、うへのはかまの
おもており物なり、略○中かざみをもあまたをめらかし、かさねのはかまをそめらかし、かさねう
ちぎぬ、かざみのうら、はかまのすそにでいしてゑをかきだひこと、つねのことなり、かざみのお
もてのふ。た。へ。お。り。物。こそ、めとをきことなれども、中納言時たゞの五せちいだしたりし御覧に、
けんすんもん院よりありしこそ、もえぎのかざみにひらきりの糸もて、りんだうおりたりしか、
□□□ひ。ら。き。ぬ。の。か。ざ。み。うへのはかま、うちぎぬ、またつねのことなり、これもいくへもかさね
だみゑもかき□□□るこゝろなり、やらうのなどは、ひらぎぬにてあるべきなり、

ひめ君のさうぞく

わらはのさうぞくまいりのよはいかさまにもつ。い。じ。の。か。ざ。み。おもてあや、うへのはかま、おも
てたゞきぬゑろくはりて、やうしてごきうちうらをつく、略○中

まもづかひのさうぞくの寸法略○中

このわらはのさうぞくのやう、ひこと、女御まいり、五せち女御の所わらはしなどのさうぞく、
かざみのおもての織物のかさね、いつへ三へ、うらだみゑをかくことつねのことなり、

女ばうのさうぞくのいろ略○中

わらはのさうぞく、あこめはねりたれども、かざみうへのはかまはすゞしなり、

〔空穗物語〕藏開上上の二わらは四人、またもつかへ四人、おりもののかざみ、れうのうへのはかまぐしたり、左右のがく人みな二人の御かた〳〵より、ろく給ことみなはて、かへり給ぬ、

〔源氏物語〕少女わらは六人、あかいろにさくらがさねのかざみ、あこめは紅にふぢがさねのそりものなり、

〔紫式部日記〕五せちは廿日寛弘五年十一月に參る、〇中略たばのかみのわらはのあをいろ、あらつるばみのかざみ、おかしと思ひたるに、藤宰相のわらは、赤色をきせて、しもづかへのからぎぬに、青色をしかへしきたる、ねたげなり、わらはのかたちも、ひとりはいとまほには見えず、宰相の中將は、わらはいとそびやかに、かみどもおかし、みなこきあこめに、うはぎは心々なり、かざみは五へなる中に、おはりはたゞえびぞめをきせたり、〇中略をみの日の夜のてうがくは、げにおかしかりけり、わかやかなる殿上人など、いかになごりつれ〴〵ならん、たか松のこきむだちさへ、こたみいらせ給し夜よりは、女房ゆるされて、まもなくとをりありき給へば、いとはしたなげなりや、さだすぎぬるを、かうにてぞかくろふる、五せちこひしなどもことにおもひたらず、やすらひ、こ兵衞などや、その裳のすそ、かざみにまつはれてぞ、こ鳥のやうに、さへづりざれおはさうすめる、

〔小右記〕長和三年十一月十九日辛丑、童女二人裝束[illegible]、事、遣右衞門督御許、

〔榮花物語〕三十六根合殿の大納言[illegible]五節いだきせ給、〇中略中宮[illegible]より童の裝束たてまつらせ給へり、〇中略蘇芳のかざみ、りんだうのうへのはかま、みなふたへもん也、

〔定家朝臣記〕康平三年十一月十八日、〇中略童女御覽也、〇中略左府參給御座、內府五節所、內府童女裝束、從殿下令奉給、(紅重、打、汗衫、[illegible])

〔台記別記〕久安六年正月十九日丁酉、讀御日、〇中略

童女二人

紅。梅。織。物。汗。衫。(中略)

二十一日己亥、主上渡御閑院、童女等當始上着汗衫、[illegible]

〔[illegible]抄〕[illegible]事記、平治元年七月一日、六條攝政殿[illegible]給、出車女房廿人裝束、(中略)

童女二人裝束、(中略) 濃。蘇。芳。唐。物。表着　同色汗衫、(下略)

〔[illegible]抄〕[illegible]記、永曆二年正月廿九日、中納言中將[illegible]、今夜女房已下裝束、(中略)

童二人(中略) 裏。濃。蘇。芳。汗。衫。(中略)

同記、永曆二年二月二日、今日中納言殿[illegible]日也、是日人々色[illegible]裝束、(中略)

童女(中略) 綾。汗。衫。(下略)

〔玉海〕元曆元年十一月廿二日丁未、五節事畢、舞姬已下今夜退出、大將五節裝束已下調進等注文、(中

略)

童女裝束、丑日二具、(略) 註

織。物。白。菊。汗。衫。(中略)　扇

卯日二具、(略) 註

黄。菊。汗。衫。(裏。中。略)　扇

〔壬生家記〕文政元年十月五日、日野殿より御尋に付、御服裝束色目書出候事、(中略)

寛政三年、從新書殿之度、御服裝束、

汗衫(表○中略)

以上

十月　行事官

著用法

〔汗衫考〕汗衫をきるに、時代によりて、三のかはりめあり、西宮記に見ゆる所は、總角をゆひて、半臂、下襲、表袴、下袴、平帶、内親王はうるはしくは玉帶をさし給ふとみえたり、夫より後のよは、みづらはゆはず、髮長うさげて、袙、打衣、單、表のはかま、かさねの袴、平帶にてぞありける、さて永曆平治の比にいたりては、袙のうへに表衣を著、その上に汗衫をきたるなり、さはいへど、雅亮、餝抄等にはうはぎなき事みえず、なみ後のよにかざみのめづらかになりぬるより、晴なる儀、表衣の上にきたる成べし、

〔羽倉考二〕汗衫著用時之事

汗衫ヲ何樣ノ時著スルト云正文ハ見及ビ侍ラズ、童女ノ服ト云ヘバ、大槪ハ汗衫ト見ニ代リ、直男子ノ服ニテモ、必束帶ハ此々ノ時、衣冠ハ此々ノ時、直衣ハ此々ノ時ト云定ナキガ故ニ、朝日同會ニ、位衣衣冠等ヲ思々ニ著用出仕ノ事、其例甚多シ、然レバ汗衫モ必何樣ノ時ト云定ハ有ベカラザル歟、西宮記女裝束條ニ、女親王對面總角著、汗衫、半臂、下襲、表袴、玉帶等トアリ、齋宮齋院童女、總角青鈍色汗衫、半臂、下襲、表袴、白絹帶トモ見エテ何樣ノ時著スルトモアラズ、雅亮裝束抄ニ、此童ノ裝束ノ樣、鈍裳、女御童、五節、女御所殿ナドノ裝束ノ樣云々ト見エ、此外嫁娶等ニ著ルコト、儀式裏書等ニ見エタリ、自餘ノ記錄モ考ヘ擧ルニ遑アラズ、蓋男子ニテノ袍ノ類ニテ、イツニテモ用フベシ、

〔雅亮裝束抄一〕ひめ君のさうぞく略○中

わらはのさうぞくまいりのよは、略○中おびをむすばせてのち、かざみをとりて、くびをとざまにをしなしてきす、からぎぬきたるやうに、よくをしさげて、かたをよくをしさげて、まへをひろげて、ひきちがへておさへさせて、おびをとりてうしろにまはりて、かざみのまへりのわきのもとを、うへざまにかへして、おびをゆふべし、ひだりをばおほく三すばかりかへすべし、うらうへにみゆべきなり、さてのちまへにまはりて、かざみのまへを、うはがへをうへざまにおしあげて、おび

のむすびめをかくして、おびにはさむなり、またがへもぐして、まへをば左右をもあはせにして、わきのまたより、うしろへひきのべてひかすべし、かざみのまへは、もとよりをもあはせにおりたる物也、さながらまへをちがへて、おびをあて、すべきに、おびのむすびめもかくされう、又た、みながらまたるは、うしろにひかれて、まへのひろごれば、ひろげてあて、うへさまにおしかくしたる、かた〳〵ひせちなり、さてのちかざみの右のはたそでを、うへさまにおりかへしてあこめうちぎぬひとへのそでぐちをみせて、かゐなたはむはどをよくおして、ずをもておさせてずきあふぎをもたす、そでのうへをもよくおして、そでのはたをはねさすべし、ひだりのそでは、身にかゐなをひきそへさせて、はたちかきや、かざみのはたそでは、ひきたれたり、さてのちものいみをつく、

まもづかひのさうぞくの寸法

わらはにとのゐさうぞくといふことあり、つねに人まらず、うちぎぬひとつかさねたるいつゝあこめにはりばかま常のごとし、そのうへにかざみをきるなり、くびのをりやう、はたそでのかへしやう、つねのごとくして、おびをせでからぎぬのやうにきせてうしろのわきのもとうらうへ、まへのわきのもとうらうへを、あこめにとぢつくるなり、つねに人とおどころまらず、ひすべし、

さい宮さい院女御だいには、わらはゝ、あれども、まもづかひははしりわらはのさうぞくをするなり、あこめうちぎぬひとへにはりばかまをきて、そばをはさみてかざみをきたるなり、まへはからぎぬのやうにひろげて、ついたてにきせて、まりはうらあはせにおりて、わらはは殿上のまりながのやうにかくるなり、

〔類聚雜要抄三〕一童女裝束著事

着用例

先下袴ニ表袴ヲ重テ次重着事如常、下袴腰ハ左結之、表袴腰ハ右ニ自常ハツヨク結之、末ヲウルハシク引重テ、股立ノ縫目ヲ表ニシテ、引弘ゲテ足ヲ可踏立也、下ノ袴腰ヲバ、表袴ノ下ヨリスソヘ、末ヲウルハシク引出也、次衵ニ單重ヲ着天、頸ヲシナヤカニ取居テ、〈打衣ハ不重〉帯ヲセサス、右ヲウハカイニシテ、前ノ帯シツ能キガヘテ、後ヲ前ザマニ身形ニ能押マハシテ帯ヲセサス、凡肩ナキヨリ下ザマニ帯シノモトマデ、身形ニ可着付也、帯ノ下ノ尻ハ、小フクラムベシ、袖ノ腋ノ縫目ノ末ハ、能高ヘアゲテ、ヒロゴルベキ也、帯ノ下ノ際ノ腋縫目ヲ取天、帯ニ落マジク下ザマニ鉸也、其ハ末ノアリヒロゴリタル也、〈可鉸也、縫鉸也、鉸トハヘ人ノイレハ縫目トヲハサム也〉帯二筋用之、〈細汗衫料也〉次着汗衫、頸ヲ外ザマニ折テ、背中ノ程ニ押下テ、衵ヲ見セ天着テ、左右前ヲ中ヨリ表ザマニ面合ニ折テ、右ヲ上ニシテ、折目ヲ二三寸許引違天、前後ヲ身形ニ下ザマニ引取、帯ヲセサス、前ノスソハ、左右ノ高ノ脇ノ下ヨリ後ザマニヒキヤリテ、衵脇縫目ノ末ハ、汗衫ノシモヨリ可見也、後帯シノ下ハ、外ザマニ二重ニ折、右ヲバ左ヘ背ノ縫目ノ程マデ折違左ヲバ右ヘ三寸許折違テ帯ニ鉸之、其折返タル中ニ、當ノ襞ヲバ入也、ナリナガラモ背縫目ヲバ、ウルハシク可着也、前ノ左右幷後ノスソヲバ、上ノ定ニ二重折ナガラ可引也、右ノ端袖ハ外ヘ可返、左ノ端袖ヘウルハシクテ天、衵ノ袖口見許〈ユ〉、鰭ヨリ下ザマニ、ホコロビヲ八寸許縫テ、トザムル也、脇ハ衵ノ脇ト引重テ、後ザマニ標出テ、自後可見也、

〔空穗物語樓上〕うちにごたちうなひども、かさねのもからぎぬ、かざみどもきてゐなみたり、うなひはあをいろふたあひかさねてきたり、

〔空穗物語國讓中〕宮あこ宮御ふみ奉り、中納言手をすりて、こひとりたり、おとな三十人ばかり、もからぎぬきて、うない八人、かざみうへのはかまきたり、

〔榮花物語二十〕君はまづねびまさりて、いとめでたうてゐたまへれば、いみじく御いはひおはし

けると思ゆ、そよ〳〵とさうぞき、汗衫着たる人、いとわかう淸げなる、十餘人ばかり、物がたりして、いとなまめかしげなり、

〔枕草子〕宮〔○一條皇后定子〕の五せち出させ給ふに、かしづき十二人、ことどころにはみやす所の人出すをば、わろき事にぞする、とさくに、いかにおぼすか、宮の女房を十人出させ給ふ、今ふたりは女院〔○東三條院詮子〕淑景舎〔○原子〕の人、やがてはらからなりけり、たつの日のあをずりのからぎぬ、かざみをきせ給へり、

〔榮花物語〔八初花〕〕五節、廿日〔○寛弘五年十一月〕まいる、〔中略〕中をみのよは、宰相の五節に、わらはのかざみ、おとなのからぎぬに、みなあをずりをして、あかひもをなんまたりけるといふことを、のちに齋院〔○選子〕聞にきこしめして、おかしうもとおぼしめして、めしたりければ奉らんじて、げにいといまめかしうおぼしめして、あをき紙のはしにて、たもとにむすびつけてかへさせ給へり、

神代よりすれる衣といひながらまたかさねてもめづらしきかな

〔讃岐典侍日記〔下〕〕の、みゆもすでにわたらせ給て、〔○中略〕日はしかくしのまに、御車たてさせ給て、かくとやはべりけん、さやうに侍けるほどに、かざみきたるわらは二人、ひとりはまろがねのてうしに、みきいれてもてまいり、いま一人はまろがねのおしきに、こがねのさかづきすゑて、大かうし御さかなにて、いだし給へりければ、〔○下略〕

〔今昔物語〔三十一〕〕大藏史生宗岡高助傅娘語第五

今昔、大藏ノ最下ノ史生ニ宗岡ノ高助ト云フ者有ケリ、〔○中略〕童四人ニ常ニ汗衫ヲ着セタリケリ、

〔装束要領抄〔三〕〕童装束〔○中略〕五節童装束〔汗衫、打衣、表袴、襪、衵、單、下袴、裏、〕

童女車〔副〕下簾、上表裏、〔○中略〕一兩ロニ二人乘テ、前方ニ各伊方袴ヲ、自立一尺五寸許ヲ上テ出テ、其表ニ汗衫尻、井口方之前各伊方ヲ、自立一尺許ヲ上テ出之、裏面許上之、後ハ不出上事、常ヨリハ頗

製作

佐久留也、

〔枕草子三〕なまめかしきもの

ほそやかにきよげなるきんだちのなをしすがた、おかしげなる童女のうへのはかまなど、わざとにはあらで、ほころびがちなるかざみばかりきて、くすだまなどながくつけて、かうらんのもとにあふぎさしかくしてゐたる、

〔永久四年百首〕五節

もろ人の遊ぶなるかな乙女子がかざみのすそのながき夜すから

〔新續古今和歌集六〕冬歌中に　　前中納言宗重

雲の上天つひれふる少女子がかざみの袖にあられ玉散る

衣 袙御入

衣ハキヌト云ヒ、又ソトモ云フ、數領ヲ重ネテ著用スルモノニテ、多キハ二十領ニ至ルコトアリ、而シテ其同色或ハ異色五領ヲ重ネタルヲ五衣ト云フ、

袙ノ事ハ既ニ男子專用ノ袙ノ下ニ於テ之ヲ言ヘリ、宜シク參看スベシ、

〔雅亮裝束抄〕一きぬのつかひのさうぞくの寸法

きぬのながさ五尺五寸、そでくち二尺一寸、はかまつねのごとし、

〔女官飾抄〕一きぬのたけの事　八尺九寸也、それによりてかづらのたけもながくする也、

〔衣色目〕一付紀　女房の衣の袖に付る也

〔學習院所藏文書〕女御(入内料)(寛文御用)　御衣(五重)　御几帳(各五重)

襲色目文樣

五ツ衣　覺

一御身たけ　五尺八寸　一御身はゞ　一尺三分
一御袖たけ　二尺三寸　一御袖はゞ　一尺壹歩
一御おくみすそはゞ　六寸五歩　一御えりはゞ　三寸八歩
一御おくみおとし　五寸　一御かたのあき　四寸　略中

以上

寬文十一年辛亥七月吉日

〔今昔物語三十一〕移燈火影死女語第八
今昔、女御ノ御許ニ候ケル若キ女房有ケリ、小中將ノ君トナム云ケル、形チ有樣美麗ニシテ、心バヘ不惡ケレバ、同僚ノ女房達モ、皆此ノ小中將ヲ勝タル者ニナム思タリケル、定メタル男モ无カリケルニ、美濃ノ守藤原ノ隆經ノ朝臣ゾ時々通ヒケル、而ル間此ノ小中將、濃色ノ衣共ニ紅ノ單衣ヲ着テ女御殿ニ候ケル程ニ、夕サリ御殿油參タセタリケル火ニ、此ノ小中將ガ濃色ノ衣共ニ紅ノ單重ヲ着テ立タリケル形チ有樣露一ツモ不替デ口覆シタル眼見額ツキ髮ノ下ハ、實不違ズシテ移タリケルヲ見付テ、女房達皆具シ見タル者カナナド云テ見驚ケルニ、略下

〔宇治拾遺物語十三〕いまはむかし、甲斐國の相撲大井光遠は、ひきふとにいかめしく、ちからつよく、足はやく、みめことがらよりはじめていみじかりし相撲なり、それが妹に、年廿六七ばかりなる女の、みめことがらけはひもよく、すがたもほそやかなるありけり、略中　九月ばかりの事なれば、薄色の衣一重に、紅葉の袴をきて、口おほひしてゐたり、

〔榮花物語八初花〕大ひめ君はたゞいま十七八ばかりにて、略中　しろき御ぞどものうへに、こうばいのかたもんのおり物をきたまふて、こきはかまをきたまへる、あはれにいみじううつくしげな

り、中ひめ君十五六ばかりにて、略○中 色々の御ぞなよゝかにみなかさなりたる、ついたち○寛弘七年正月の御さうぞく其のなえたるほど、みえたり、

(紫式部日記)宮は、れいのくれなゐの御ぞ、こうばい、もえぎ、柳山吹の御ぞ、うへには、えびぞめのおりもの、御ぞ、柳のうへしろの御こうちきもんも色もめづらしくいまめかしき奉れり、

(榮花物語十九御裳着)又の日大宮の御かたの女房から、なでしこのきぬ、まらうどの御方はやへやまぶきをおりたれば、ひとへにおかしうこまかにうつくしう、あけくれ裁物にて見奉らばやとのみ覺しめされけり、

(榮花物語二十七衣珠)宮○後一條中宮威子の御ありさまを見たてまつれば、紅梅の御ぞ八ばかりたてまつりたるうへに、うきもんたてまつりて、えもいはずうつくしげにて、略○下

(榮花物語三十一殿上花見)八月○長元五年晦日に、中宮○後一條中宮威子行啓あり、薫物のこくうすきにほひなどに、くるのかうの御ぞなどたてまつる、いとおかしうなまめかしく、めでたき御ありさま也、

(中右記)寛治四年四月九日甲辰、齋王初度御禊也、略○中 御車次與侍、略○中 次出車五兩女房廿人、裝束薫芳衣五重、打衣、表着、織物、濃青打衣紋、　十一月廿九日己丑、太上皇○白河井前齋宮○白河皇女媞子參籠八幡、略○中 次出車五兩女房廿人、皆紅衣、裝束如何、　五年十月廿五日庚辰、有三品篤子內親王入內之事、略○中 今夜殊御御裝束、

裏濃蘇芳御衣五、濃御單、同御袴、同打衣、上着梅花五重、上着黄菊五重、小打着、赤色五重唐衣、白羅御裳也、

(長秋記)元永二年九月九日、皇子百日也、略○中 今日女房裝束薫芳染衣、略○下

(朝隆卿記)久安二年三月十九日、長門守師仲調進皇后○近衛母藤原得子御服、略○中 宮御服三具、一具、裏濃蘇芳織物、打衣、蘇芳表着織物、御衣十、蘇芳打衣、

（台記別記）久安六年正月十九日丁酉、巳剋許、著束帶、[illegible]任三位、[illegible]參御所、遂催行雜事、此間三位裝束宮[illegible]、　廿一日己亥、午剋許、參御前、[illegible]御著御冠、略中　次御女御[illegible]、女御著二色衣、[illegible]

（續世繼みのぎぬ）九條のおほきおとゞ[illegible]の御むすめを、[illegible]鳥羽院女院などの御さたにて、女御にたてまつり給へり、略中　女院[illegible]こそすぐれておはしますさまは、ならぶ御かたがた、かたくおはしますなるに、いまの皇后宮[illegible]にや、いづれにかおはしますらん、まいらせ給へりけるに、人のみくらべまいらせけるこそ、とりどりにいとおかしくみえさせ給けれ、略中　皇后宮はうへあかいろにて、したざまきなるはじもみぢの、十ばかりかさなりたるに、うはぎにおなじいろに、やがてこきえびぞめのこうちきの、いろいろなるもみぢ打ちりたる、ふたえおり物たてまつりたりけるを、みまいらせたる人の、かたりけるとなん、

（胡曹抄）一宮御裝束事
平治元十月一日記[illegible]今日宮御更衣也、子細可加、不可之調進御服、御衣八領、[上五領紅匂、下三領白]御衣[illegible]略下

（胡曹抄）一女房夏冬裝束
忠顯記、永曆二年正月廿九日、中納言中將迎妻、今夜女房已下裝束、女房廿人裏濃蘇芳衣五[illegible]略下

（山槐記）仁安二年三月廿三日辛酉、今日於法勝寺千僧御讀經、可行御幸、略中　女房衣裳青染之紅打、[illegible]之、紅苔染單衣、衞府各二人在共、略下

（兵範記）仁安四年[○嘉應元年]二月十三日庚子、皇太后宮[illegible]日吉行啓也、略中　出車五兩、女房四人各乘之、紅匂衣、紅梅單衣、萌木表著、蘇芳染唐衣、白腰裳、略下

〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、資則自中宮(平徳子、高倉后)召使走来、告御産気之由、則馳参、(中略)近習女房等著白装束、紙燭御傍云々、(中略)修御産之時、著青色御衣、可令用吉方色給之由、定成朝臣申行也、

〔源平盛衰記 四十三〕二位禅尼入海并平家亡虜人人附京都注進事
二位殿今ハ限ト見ハテ給ニケレバ、鈍色ノ二衣引纏、白袴ノソバ高ク挟ミ、先帝(安徳)ヲ奉懐、帯ニテ我身ニ結合進セ、宝剣ヲ腰ニサシ、神璽ヲ脇ニ挟ミ、鈍ニ纏給、

〔三長記〕建久六年八月十二日、御産、(中略)女房御産所著御吉方御衣、(絵色)并御裳、(白之、縮綃)八年四月廿二日乙丑、今日行幸于殷富門院、(亮子、後白河皇女)女院御服、(中略)桂、重御衣五領、(表[illegible]、不入綿)

〔玉葉〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子(懐成、仲恭天皇、三歳)御著袴也、(中略)御衣二品、(白御衣七領、白単、皆白二倍織物、白裏打衣、白表着、)色二品[illegible]

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年(文応元年)三月廿八日乙未、和泉前司行方、持参御息所御服月充注文於御所、将軍家(宗尊親王)覧之、
正月分(中略)三ツ御衣　二御衣(中略)紅御衣　白御衣(中略)
五月(中略)二生御衣(中略)[illegible]
九月(中略)生七御衣(上[illegible])
十月(中略)八御衣(上[illegible])

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一御供之女房達九人の局
一の対西のつま三間
上臈うす御ぞ[illegible]
権大納言典侍殿うすぞ[illegible]

藤内侍殿うす御ぞ[illegible]

新門内侍殿うす御ぞ[illegible]

大納言典侍殿うす御ぞ[illegible]〇中略

勾當内侍殿うす御ぞ[illegible]〇中略

中内侍殿うす御ぞ[illegible]〇下略

(基量卿記)元祿四年六月十一日、今小路局[illegible]十[illegible]賀曾妓龜、十六日、午剋建賀曾木之作法、〇中略次局[illegible]〇下略

(装束要領抄中附)女官

今様物具いろ〳〵[illegible]〇中略

五衣、是はいにしへの重ね[illegible]なるべし、或はかさねの時もあり、四季によるべし、こゝにいへる五衣は、おもて何色にても、同じ色なる五ツかさねて、うらは一ツ〳〵紅の平絹を付たり、[illegible]入たり、是を[illegible]又いろかはりとて、五ツながら別いろなるもあり、かさね様、互に色をうばゝぬやうにかさぬる事、古来の有職ならひなりと承りぬ、色がはりの時には、裏は古儀のならひに随ふべし、五ツながら同じきぬの時は、文も皆おなじき也、色がはりには名あるきぬならば、文それ〳〵の名にしたがふべし、きぬの長さ、女房は官位によりて、長短ありや、女官飾抄には、きぬのたけ八尺九寸と見えたり、又猥すけ装束抄に、下仕の衣の長さ五尺五寸、袖くち二尺一すとみえたれども、今世のやうはしらず、

(装束集成女官十二)女房装束着用次第

文容云、略中五衣（青色花唐草、黄色唐草、赤色唐花、白色同唐草、紫色唐花唐草、以上五色也、）中略

五衣略中

文容云、五衣青紋唐花唐草、經緯花色、紋緯糸ニテ織（但緯糸）裏夏ハ生衣平絹同色也、冬ハ練平絹同色、仕立ヤウ夜著ノゴトク、スソヘ綿ヲ入、スソヨリ上ハ袷ナリ、但著用ノ時スソヲメラカシテ見ユル、（衣云、但冬小袖、女線用、女五衣）又云、黄紋唐花、經緯黄色、紋緯ニテ付ル、但冬ハ練糸、夏スヾシ糸、五衣共同前、○下略

〔深窓秘抄〕五衣　四時ニ依テ用之女服也、板引同、

〔空穂物語二こそ〕ばくちうちかたぶきて、とみにとらず、北方てをすりて、いつゝぎぬ五十、ひきとらせてのたまふ、いとすくなけれども心ざしなり、いま又もありなんとてとらせ給ふときに、いとやすきことに侍とていぬ、

〔平家物語十一〕なすの與一事

御ぺたがひに引しりぞく處に、おきよりじんじやうにかざつたる小船一そう、みぎはへむかつてこぎよせ、○中略舟の中より年のよはひ十八九ばかりなる女房の、柳の五つぎぬに、くれなゐのはかまきたるが、ふな紅ゐのあふぎの日出したるを、舟のせがいにはさみ立て、陸にむかひてぞまねきける、

〔増鏡七北野の雪〕文永も三年になりぬ、彌生に連華王院供養に御幸あり、一院は（後嵯峨）あか色のうへの御ぞ、新院は（後深草）青色の御袍たてまつれり、女院（大宮）の御車に平准后（貞子）もまいり給ふ、人だまゐ三輌はわたいれる五ぎぬなり、御車のまはりにつかうまつられたる、上臈だつ人のにや、あはせの五ぎぬ、蘇のうはぎ袖口いださる、

〔増鏡十老の波〕う月（弘安二年）のはじめつかたより、院のうへ（○後深草）又ひさしの御車にて、上達部殿上人御随身えもいはずきよら也、女院の御車に（〔〕以下二十五字、以院、今出河一本嬉子、）中宮もたてまつる、出車あまた、み

なまろきあはせの五ぎぬ、こきはかまおなじひとへにて、三日過てぞ色々の衣ども、ふたつゝじ、なでしこなどきかへられける、

〔御湯殿の上の日記〕慶長十三年(つちのえさる)正月一日、はる、四方拜あり、〇中略 あさかれい、ごんすけ、へいないし殿、いよ殿御まはりあり、夕かた五ぎぬにてこわく御まいる、

〔視聽草五集七〕女御入内之記

こゝに大樹(秀忠)公息女(和子)すゑの御姫君、御とし比に成給しより、たゞならぬ御寵相ありて、御かしづきもあさからぬおはしけり、女御にそなはらせ給ふべきにさだまりぬれば、辭し給ふべきにもあらず、むらかじめ御まうけし給ひ、元和六のとし五月はじめの八日に、江戸の御營を出御ならせ給ふ、〇中略 御供の車はつぎ〲に、軒の外よりおり給ふ、おの〲五つぎぬに緋のはかまを著し、かんざしをかうぶり、づま紅のあふぎをかざし、青女房に紫雲をひかせてぞ入られける、〇下略

〔吾妻鏡四十九〕正元二年(〇文應元年)三月廿八日乙未、和泉前司行方、持參御息所御服月充注文於御所、將軍家(宗尊親王)覽之、

正月分〇中略 重御衣(〇下[illegible]〇上中二略)

四月〇中略 合御衣五([illegible]〇下略)

〔榮花物語二十四わかばえ〕關白どのゝ(頼通)大饗は廿日(〇寛仁二年正月)なるべし、このみや(皇太后宮妍子)の大饗は廿三日とさだめさせ給て、われも〲おとらじまけじといそぎのゝしりたり、〇中略 みすぎはをたれも御覧じわたせば、この女房のなりどもは、柳さくら、やまぶき、こうばい、もえぎの五いろをとりかはしつゝ、ひとりに三いろづゝをきさせ給へるなりけり、ひとりは一色をいつゝづゝ、(〇原作ゝ、據一本改)みいろきたるは十五づゝ、あるは六づゝ七づゝ、多きたるは十八廿にてぞ有ける、このいろいろをきかはしつゝなみゐたるなりけり、〇中略 女房のなりなどとひかたらせ、ありし事どもを聞

えさせ給へば、(御召物)いみじうはらだゝせ給て、(〇藤原道長)あさましうめづらかなる事どもなりや、きぬはな、つやつやをだにやすからぬことゝおもへば、中宮(〇後一條后威子)大宮(〇一條后彰子)太皇太后などにはみな申させて、いみじきおりふしにも、たゞ六とせだめ申たるそあやまたせ給はぬに、此みやこそ、ことやぶりにおはしませ、すべて〳〵さらに〳〵うけ給はらじと、すぎにたる事をの、知らせ給も、さすがにおかしくおぼさる、(〇下)

〔榮花物語二十八わかみづ〕よろづみなはるのこゝろつきて、そらのけしきもひきそへ、さま〴〵にものけざやかにめでたきに、枇杷殿のみや(〇皇太后妍子)には、けふ臨時客なれば、關白殿(〇藤原頼通)そはじめたてまつりて、よろづの殿ばらのこりなくまいり給に、御前のにはけぢかく、おかしき木もはなもみぢもなけれど、うちつけのめなるべし、東の對の御しつらひあざやかにめでたきに、寢殿をみればみすいとあをやかなるに、くちきがたのあをむらさきにゝほへるより、女房のきぬのつま袖口かさなりなをほかよりはにほひまさりてみゆる、おほかた此宮の女房は、きぬのかずそいとおほうまさせ給へばなるべし、

〔榮花物語三十九布引の瀧〕二日(〇承保元年正月)殿(〇藤原師實)は臨時客などいとめでたし、女房紅梅のにほひに、もえぎのうちたるきたり、袖あればかずいつゝなり、されどわたいとあつくてすくなし共みえず、おほかたあるこそあつきもあまりなれ、うちいでたるはうすきは物げなきに、いとよけにみゆ、

〔讃岐典侍日記下〕つかひあはせて〕うへ(〇堀河)ふとわたらせ給けるに、しばしみじかき御屛風のうへより、御覽じければ、きさき(〇藤原長子)十五かさなりたる、しろき御ぞたてまつりたる、御そでぐちの、しらなみたちたるやうににほひたりけるを、なみのよりたるをみるやうなる御そでかなと、おほせられければ、うらみのそでにもやと、いらへ申させ給けるときこえ侍し、うらみの袖も、なみはたちけ

り、といふふるき事なに、はべるとかや、おりふしはいとやさしく侍けることなどこそつたへうけ給はりしか、ひが事にや侍けん、人のつたへはべることはまりがたくぞ、〈○下略〉

皇太后賜衣

〔延喜式十三中宮〕同日〈○正月二日〉受女官朝賀、其日、内侍御闈司、設版位於殿上及殿庭、〈殿上十枚、殿庭一丈、〉内親王以下女官命婦以上以次入立殿上、〈○中略〉賜宴於闈司、〈中略、皇后宮賜衣一領、中略、四位以下賜衣一領、○下略〉

賜衣

〔左經記〕寛仁元年九月廿二日丁巳、大殿〈○藤原道長〉北方相共令詣石清水給、　廿四日、早旦令歸京給、賞同遊女數輩從輿來、賞大殿以下各脱衣賜之、上達部殿上人皆以纏頭、又女房同脱衣給之、

〔十訓抄十〕鳥羽法皇の女房小大進といふ歌よみありけるが、待賢門院の御衣一重失たりけるをおひて北野にこもり、祭文書と祈られけるに、三日と云に、神水を打こぼしたりければ、守檢非違使是に過たる失や有べき、出給へと申けるを、小大進なく〳〵申やう、おほやけの中の私と申は是也、今三日の暇をたべ、それにしるしなくば、我を具し出給へ、懸何まじと、みめかたちたらひ愛敬付たる女房のうちなきて申ければ、檢非違使も哀に思てのべたりけるほどに、小大進、
思ひいづやなき名立身はうかりきとあら人神に成し昔を、とよみて、紅のうすやう一重にかきて、御寶殿にをしたりける、〈○中略〉是を取て參るほどに、いまだ參りつかぬさきに、鳥羽殿南殿の前に紛失たる御衣をかづきて、うきをば法師まひ、まりをばまきしまとて、待賢門院のざうしなりけるがかづきて、舞子にまひて參たるこそ、天神のあらたに歌にめでさせ給たりけると、めでたく侍れ、〈○下略〉

〔宇治拾遺物語十二〕いまはむかし、たよりなかりける女の、清水にあながちにまいるありけり、〈○中略〉これを給れとて、御帳のかたびらをいとよくたゝみて、前にうちをかるとみて夢さめて、御あかしのひかりにみれば、夢のごとく御帳のかたびらたゝまれてまへにあるをみるに、さはこれ

細

ようはかにたよべき物のなきにこそあんなれとおもふに、略○中かゝるともしらざらん寺僧は、御帳のかたびらをぬすみたるとやうたがはんずらんと、思ふもくるしければ、まだ夜ぶかくふところに入てまかり出にけり、これをいかにとすべきならんと思て、ひきひろげてみて、きるべき衣もなきに、さはこれをきぬにしてきんとおもふ心つきぬ、これを衣にしてきてのち、みとみるおとこはもあれ、女にもあれ、あはれにいとおしきものに思はれて、そゞろなる人の手より物をおほくえてけり、大事なる人のうれへをも、そのきぬをきてしらぬやんごとなき所にもまいりて申させければ、かならずなりけり、かやうにしつゝ人の手より物をえ、よき男にも思はれてたのしくぞありける、さればその衣をばおさめて、かならずせんどゝおもふことのおりにぞとり出てきける、かならずかなひけり、

○

〔雅亮装束抄〕一ひめ君のさうぞく

うしの日　あかいろのおり物のからぎぬ、略○中す。はう。の。あ。こ。め。略○中

たつの日　あをやぎのからぎぬ、あこめ、略○中

わらはさうぞくのすはう略○中

あこめ　たけ四尺一寸、うちたれ一尺三寸、身のひろさ一尺三寸、わき七寸にあくべし、

〔類聚雜要抄三〕一童女装束事略○中

打。衵。長四尺、袖ノ弘常定、織闕弘八寸、下。衵。長四尺二寸、裏打衣、略○下

〔細曾抄〕一女房夏多装束

資季記、平治元年七月一日、六條攝政殿遊、信頼妹、給出車女房廿人装束略○中

半物四人　青。紫。芳。ノ單重衵。略○中　雜仕四人　紫。芳。單重衵。略○中　御樋洗二人　紫。芳。單重衵。中○

略

同記、平治元年七月四日、今夕女房以下給裝束、〇中略童女二人各薄色單重袙、〇中略半物四人各萩立青單重袙、〇中略雜仕四人薄青單重袙、〇中略御樋洗二人各朽葉單重袙、〇下略

〔綺簡抄〕一女房夏多裝束

忠顯記、永暦二年正月廿九日、中納言中將〇略家嫁娶、今夜女房巳下ノ裝束、〇中略童二人裏濃蘇芳袙五領〈表文〉青單　濃蘇芳衣裳　濃打袙、〇中略半物二人裏蘇芳袙五領〈表ノ文〉青單　濃打袙、〇中略雜仕四人裏蘇芳袙四領〈表ノ文〉青單　濃打袙、〇中略

同記、永暦二年二月二日、今日中納言殿渡御、第四日也、是日人々改著裝束、〇中略童女〇中略紅打袙、〇中略半物袙五領〈表ノ文〉紅單　紅打袙、

〔源氏物語九葵〕あてぎは今は我をこそ思ふべき人なめれとの給へば、いみじくなく、程なきあこめ、人よりはくろくそめて、くろきかざみ、くはざういろのはかまなどきたるもおかしき姿なり、

〔源氏物語十七繪合〕左は、〇中略わらはは六人、あかいろにさくらがさねのかざみ、あこめは紅にふぢがさねのをりものなり、すがたよういなどなべてならずみゆ、右は、〇中略わらはあをいろに、やなぎのかざみ、山吹がさねのあこめきたり、

單衣

單衣ハ五衣ノ下、大帷ノ上ニ著用スルモノニシテ、夏冬共ニ裏ヲ施サズ、而シテ是ヲ二領重スルヲ單重ト云ヒテ、專ラ夏季ニ著用セリ、

〔裝束要領抄　後編〕女官
今世物具いろ〳〵　○曾我中略
ひとへは夏冬ともにひとへなるが故に、かならずはしをひねるなり、但夏は板。引。冬ははり。ひ。と。へ。にして、五衣の下に著せらるゝなり、

〔延喜式　十四縫殿〕中宮
春季
正月料、二月三月料同○中略　單衣十領、白一領、緋紅二領、纈蘇芳三領、黄緑二領、黄二領、料絹二疋五尺、別一丈二尺五寸、綵三分二銖、別二銖○中略
夏季
四月料、五月六月七月料同○中略　單衣十領、白一領、緋紅三領、纈蘇芳四領、黄二領、○中略
秋季
七月料、八月料同、九月閏四月、　單衣卌領、白三領、緋蘇芳十七領、纈紺十領、黄十領、○中略
冬季
十月料、閏三月、十一月十二月並同、正月、
右四季御服、並依前件、毎年依數從内藏寮受之、准例染作、色時月別一日十六日、兩般均分供進、若數不等者上般加之、

〔服飾管見　上〕單衣
かの年中御服料に帽子と領巾との間にいりて、且末に單袿衣見へたれば、後世のひとへぎぬとは別にて、表著などのごときものにや、單の袿衣は別に三丈七尺なるに、是は別に一丈二尺

單衣色目

五寸也、又九月より六月迄は月七個なるに、七八月は月毎に四十個也、是もいとおもひはかられぬ事也、

〔延喜式 十二 中務〕鎭魂祭 略○中 官人以下裝束料 中宮准此 東宮准此 御巫一人 中宮東宮御巫准此 御門巫一人、生島巫一人、略○中 單衣一領、絹三丈 中略 座摩巫一人、略○中 單衣一領、絹二丈五尺、下略○

〔尊智院所藏文書〕女御殿 略○ 寛文十一年正月九日 御衣 單衣 御几帳 中略 ○

御ひとへ

一御身たけ　五尺八寸　　一御身はゞ　一尺三分

一御袖丈た　二尺二寸五分　　一御袖はゞ　一尺八分

一御おくみすそはゞ　七寸　　一同おとし　五寸

一御えりはゞ　四寸　　一御かたのあき　四寸 略○中

以上

寛文十一年辛亥七月吉日

〔雅亮裝束抄 一〕五せち所のこと 略○中

ひの袴のさうぞく

うしの日 略○中 あをきひとへ、もしはこきひとへ 略○下

〔枕草子 十一〕ひとへは白き、ひのさうぞくの紅のひとへ、あこめなどかりそめにきたるはよし、されど猶色きばみたるひとへなどきたるは、いと心づきなし、ねり色のきぬもきたれど、猶ひとへは白うてぞ男も女も

單重

万の事とまりてこそ、

〔殿暦〕嘉承三年十月廿一日丁酉、従院長女御代織事を令沙汰、(中略)女御代(中略)下仕十人(青色唐衣、紅打袴、蘇芳匂、紅打衣、村濃裳、以上三…)(下略)

〔長秋記〕長承三年二月十七日丁酉、於法勝寺被供養金字一切経、行幸(中略)僅卯時也、(中略)女院女房衣薄色衣、紅。單。衣。同打衣、款冬織物表衣、葡萄染唐衣、皇后宮女房款。冬。匂。青。單。衣。款冬打衣、葡萄染織物表衣、桐木唐衣、前斎院紅梅同衣、紅。單。衣。同打衣、桐木織物表衣、檀唐衣、(下略)

〔玉海〕建久五年三月十六日乙丑、此日中宮(後鳥羽后任子)行啓大原野社、(中略)寝殿東面戸間一間、女房出衣、(款冬匂、青單、款冬表衣、紅打衣、…)(下略)

〔三長記〕建仁元年正月廿三日甲戌、今日天子(土御門)臨幸于上皇(後鳥羽)御所、(中略)西第一間出彩袖、(…)北第一間出凡錦袖、同出二三間於彩袖、(…)

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年(文応元年)三月廿八日乙未、和泉前司行方、持参御息所御服月充注文於御所、將軍家(宗尊親王)覧之、(中略)七月(中略)御單重(…)(下略)

〔増鏡 十 老の波〕けふ(弘安八年二月三十日)は、みな御簾の中におはします、大宮女院(後嵯峨后姞子)しろきあやの三御ぞ、東二條院(後深草后公子)から。織。物。の。御。さ。く。ら。の。八。く。れ。な。ゐ。う。ち。の。ひ。ね。り。あ。は。せ。の。御。ひ。と。へ。かば桜の御こうちきたてまつれり、

〔羽倉考 二〕單重之事

是ハ女房ノ表着ノ下ニ着ル衣、常ハ五衣トテ五ツ重ネ、又ハ七ツ八ツモ重ヌルヲ、暑夏比ハ唯一ツ着ルヲ云トナリ、雅亮装束抄、女房ノ装束ノ色ノ條ニ挙タル、裏濃蘇芳以下杜若マデハ、何モ五衣成ハ五ツ以上ヲ重ヌル事、書面ニ明ナリ、唯六月ヨリノ單重ノ色ハ、蘇芳朽葉紅薄色薄青

唐紙ナド、アリテ、何モ五ツ重テタル名ニハ非ズ、且唐紙黄ナルニ、白ダチ青キ重テヲシタリ、萩薄色ニ青ダチ(此青ノ字本書无、私ニ案ジテ之ヲ加フ)、下ニ青キ重テ女郎花黄ナルニ、青ダチ下ニ青キ重テナド、ノミアリテ、襲ツ重ヌルナド云事ナシ、此文ニアル下ニ青キ重テト云ルヲ、女官飾抄ニハ裏青シトアリ、元來ハ單ノ衣二ツナレドモ、袍枚記ナドニモ見エタル如ク、端ヲ縫合セテ、捻リ重ヌルトナレバ、スナハチ裏トモ云ベシ、然レドモ猶端ヲ捻ルハ是其本裏ト表ト別々ナルノ證ナルベシ、何ニトナレバ、男ノ夏ノ下襲ニ引倍支ト云ハ、黑キ單ノ下襲ナレドモ、冬ノ下襲ノ裏ヲ引折タル分ナレバ、端ヲ捻ラズ、是元來表裏アル物ノ裏バカリノ由ナレバナリ、然レバ表裏ニ非ザル證ニハ、端ヲ捻ルベキ事ナリ、

〔女官飾抄〕一ひとへ重ねは、すゞしの織物をも、又綾をも、何をもそめはりて、ひねり重ぬる也、すわうはりをみなべしも常の事なり、私には平絹うす物などを用る也、〇下略

〔花鳥餘情三空蟬〕こきあやのひとへがさねなめりなに、ゝかあらんうへにきて、　女房の装束五月五日よりは、ひとへがさねをきる、ひとへ二をひねりかさねたる物也、この時はさらにひとへをきず、こきとはこきうちきの事也、こき紫にそめたるべし、

〔雅亮装束抄三〕女ばうのさうぞくのいろ

春夏秋冬のいろ〳〵いはひにきるいろ〳〵〇中略

五月ひねりがさね、

きうぶ、うすぎぬのいろにおなじ、

むらさきのうすやう、うすぎぬのいろにおなじ、

くれなゐのうすやう、うすぎぬの色におなじ、

花たちばな、うすぎぬにおなじ、

なでしこ、うすぎぬにおなじ、

ウスギヌハ、ウラノイロ〳〵ナルニ、ヲナジヤウニハイカナルベキゾ、オモテノイロノ定歟、

かいつばた

うすいろにはひて三、あをきこきうすきくれなゐのひとへ、つねのことなり、□□ばかりなり、

六月よりのひとへがさね

すはうくちば、くれなゐうすいろ、うすあを、からかみそめつけ、ふせんれう、

からかみ、きなるに、白ろたてあをきかさねをしたり、けんもんさ、ふせんれう、これらはみなふ

たへなり、すはうくちば、くれなゐ、うすいろ、うすあを、これらはみな白らがさねしたり、

カラカミハ、ヤウ〳〵ナリ、キカラカミ、アヲカラカミ、ツテノコトナリ、スハウウスイロ、ウス

クチバ、ウヘシタオナジコサナルモアリ、ツテノコトナリ、〔貞　中〕

八月一日より十五日まで、ひねりがさね、

くれなゐのうすやう

むらさきのうすやう

すゝき

すはうのこきうすき三、あをきこきうすき白ろひとへ、

アヲキヲウヘニカサチテ、ナカ□□アリテ、シタニスハウヒトヘ□□ニホヒテ、ヤガテスハ

ウヒトヘト思ハヒガゴトニヤ、

りんだう、かいつばたにおなじ、

きく、ねりぎぬにおなじ、

もみぢ、ねりぎぬにおなじ、

〔源氏物語 三 空蟬〕もやのなかばしらにそばめる人や、わがこゝろかくると、まづめとゞめ給へば、こきあやのひとへがさねなめり、〇下略

〔榮花物語 三十六 根合〕廿五日〇永承元年六月に后〇後冷泉后章子内親王の宣旨くだりて、七月十日大饗あるべしなどあるほど、この宮にはめづらしかるべきことにもあらねど、猶そゞろさむくめでたし、〇中略女房はその夜は、くちばのひとへがさね、きちかうのうはぎ、をみなべしのからぎぬ、はぎの裳、またの日は、くれなゐのひとへがさね、をみなべしのうはぎ、萩のからぎぬ、しをにの裳、またの日は、きちかう、くちば、をみなべし、しをになどを、六人づゝ、おりひとへがさね、やがて同じいろの織物のうはぎ、裳、からぎぬは、はへぬべきいろどもをかへつゝ、きたり、様々のふせんれう、ふたへもんなど、こゝろ／＼にいどみたり、いろゆるされぬは、かねしてらてんし、ゑかき、ぬひものなど、いみじうものぐるおしきまで、ゑつくしたり、すぢやり、くちをき、はかまのこはぎにかねして、ぬいものにもうちばかまをゑたる人もあり、その心ばへある歌をぬひ物にもゑたり、おとらじといどみたり、

〔胡曹抄〕一打出事

寛治五閏七六、院布引日、中宮女房打出、〇中略蘇芳染綾單重、

〔胡曹抄〕一打出事

康和二年七月十七日、今日於東三條被行大饗、知足院任大臣日寝殿南庇自東第一二三、并西庇北戸前内無御簾、立几帳、女房出袖、紅綾單重、〇下略

〔胡曹抄〕一女房夏冬裝束

廣季記、平治元年七月一日、六條攝政〇藤原基實迎信頼妹給、〇中略

同記、平治元年七月四日、今夕女房以下給夜裝束、

女房廿人　各女郎花單重、(○中略)
童女二人　各薄色單重袙、(○中略)
半物四人　各萩立靑單重袙、(○中略)
雜仕四人　薄靑單重袙、(○中略)
御樋洗二人　各朽葉單重袙、(○中略)
下仕二人　薄蘇芳單重、(○下略)

(兵範記)嘉應元年六月五日庚寅、建春門院(○後白河院后平滋子)院號之後、初可有入内御幸、(○中略)次女房車毛車十兩、各二人乘之、(出衣蘇芳單重、○下略)

(玉海)治承四年七月十九日己巳、此日姫君著袴也、(○中略)奉行家司左京權大夫光盛參上申云、皇嘉門院(○崇德后藤原聖子)御使參、余(○藤原兼實)仰可召之由、即判官代豐前守能業、持御裝束置余前板敷、(蘇芳綾單重、表龜甲裏單、文女郎花、二重織物、三重表著、二重二倍織物小掛、濃引倍文、濃袴、綺衣、萱重裏赤色打裏、紋加顯色紙數骨也、○中略)先是女房八人(中略)上臈二人及件役人二人、著蘇芳單重、女郎花表著、二藍唐衣、瑠四人、女郎花單重、蘇芳表著、薄靑唐衣、并濃引倍文、濃張袴等也、伺候南面簾中、姫君同坐帳前、(袖單重袴也、女郎花單重、)母上同相副、(蘇芳單重、紅袴、不著物具、○下略)

(神祇官年中行事)注進　裳帳女王用途事
　合
一女王裝束一具　夏　單重一領(料綾二疋○中略)
一女房　打出四具一色　單重四領(料綾八丈○中略)
一童女二人裝束(付嘗火取嘗一色)　袙、單重二領、(料綾二疋二丈、○中略)
一下仕四人裝束一色　單重四領(料絹八疋○中略)
一雜仕二人裝束一色　袙、單重二領、(料絹二疋二兩、○中略)

右大略注進如件

元曆元年六月日

〔增鏡十一 今日の日陰〕正應元年三月十五日、官廳にて御卽位あり、（○中略）伏見、そのとし六月二日入內あり、（○伏見女御鏱子、中略）いま女御の御よそひは、すはうのはり一重がさね、こきうらのひへぎ、こきすはうの御うはぎ、あかいろの御から衣、こき御はかま、ちすりの御もたてまつる、女房のよそひをしなべて、みなすはうのはり一重がさね、くれなゐのひへぎ、こきはかま、すはうのうはぎ、あをくち葉のから衣、うす色のも、みへだすき、上下おなじさまなり、（○中略）八日、御所あらはしとて、うへわたらせ給へば、（○中略）女御の君はすはうのはり一重がさね、紅のひへぎ、あをくち葉のうはぎ、あか色のからぎぬ、二重をりもの、からのうすもの、御裳、こきあやの御はかま、（○中略）いと見どころおほくめでたし、

着用法

〔東二條院御出家御記〕正應六年（○永仁元年）六月七日壬辰、今夕東二條院（○後深草后藤原公子）可有御出家也、（○中略）戌剋、女院渡御無量光院爲御所、著薄色單衣重、青小袿、紅生袴、

〔入道左大臣記〕正應六年（○永仁元年）六月七日、東二條院（○後深草后藤原公子）御出家也、（○中略）次施（○施恐給誤）布施、（○中略）先自御聽聞所東南面妻戶取出御衣、（○蘇芳御單重、青御表著、朽葉御小袿、）（○下略）

〔衣色目〕一單　大かたびらのうへに著也、おとこ女きる也、色さだまらず、

〔榮花物語三十一 殿上花見〕（○長元六年春）ふかくなるまゝに、齋院（○選子）わたらせ給べきとしにて、むことにおぼしいそがせ給、（○中略）御袂にはやへ山ぶきをひねりかさねて、やへ〳〵のへだてには、あをきひとへをかさねつゝ、いくへともおらずかさねてをしいだされたり、まことのはなのさきたるゆふばへとみえて、いみじくおかし、（○下略）

〔長秋記〕長承二年六月十九日壬寅、早朝少納言來、今夕故大納言能實第六娘可嫁也、其間事、（○中略）御

雜載

使給、緑、自女院給女装束衾等、件装束白織物單衣、二重白綾單衣、凡三重也、於二單衣一者引出重之、○下略

〔今昔物語三十〕平定文假借本院侍從語第一

今昔兵衛ノ佐平ノ定文ト云フ人有ケリ、字ヲバ平中トナム云ケル、○中略平中歩ビ寄テ臥所ト思シキ所ヲ搜レバ、女ナル衣一重ヲ著テ喬臥タリ、頭様肩ツキヲ搔搜レバ、頭様細ヤカニテ、髮ヲ搜バ凍ヲ延ベタル様ニ氷ヤカニテ當ル、平中喜サニ物モ不思ネバ、被篩テ云出デム事モ不思エヌニ、女ノ云フ様、極キ物忘レヲコソシテケレ、隔ノ障子ノ懸金ヲ不懸テ來ニケル、行テ彼レ懸テ來ムト云ヘバ、平中現ニト思テ、然バ疾ク御マセト云ヘバ、女起テ上ニ著タル衣ヲバ脱置テ、單衣袴許ヲ著テ行ヌ、

〔枕草子十二〕いひにくきもの

ばんも引さげながらいそひでくるや、ひとへなどきよげに、うすいろのもなどなへかゝりてはあらず、いときよげ也、

古事類苑

服飾部二十

打衣

打衣ハ打タル綾ニテ製ス、衣ヨリハ凡ソ六七寸短クシテ、之ヲ表著ノ下ニ著用スト云フ、

〔雅亮裝束抄〕五せち所のこと○中略

ゑもづかひのさうぞくの寸法

きぬのながさ五尺五寸、そでぐち二尺一寸、○中略うちぎぬは、きぬのたけより六七寸ばかりみじかくすべし、○中略

ゑもづかひのさうぞく、れいのながききぬのすこしみじかきがよつひとつに、うちぎぬかさねたり、たゞしうちぎぬのすそのきぬよりは、七八寸ばかりみじかきなり、いろこゝろにあるべし、つねはまいりのよのは、ゑろきにこきうちあをひとへなどにてあるなり、

〔神祇官年中行事〕注進　齋院女王用途事

合

一女王裝束一具　夏○中略　打衣一料綾一疋、紅五十兩。○中略

一女房　打出四具一色○中略　打衣四料綾四疋、紅二百兩。○中略

一童女二人裝束○中略　打衣二料(料下恐脫綾字)一疋一丈、紅六十兩。但別三十兩。○中略

一下仕四人裝束一色○中略　打衣四料綾四疋、紅二百兩。一領別十兩。○中略

右大將注進如件

元暦元年六月日

〔裝束集成女官十二〕打衣

深秘抄云、打衣、紅ノアヤヲ打テカサヌ、五ノキヌノ上ニ重ヌ、近年略シテ用ヒラレヌヨシ、打衣ハ六七寸モ短、

〔學習院所藏文書〕女御樣〇靈元后鷹司房子御衣夏冬御几帳夏冬〇中略

御うちぎぬ

ぬいたて
一御身たけ　五尺八寸　一御身はゞ　一尺二ぶ
一御袖また　二尺二寸六ぶ　一御おくみはゞ　六寸五ぶ
一同おとし　五寸　一御袖はゞ　一尺一ぶ
一御えりはゞ　三寸八ぶ　一御かたのあき　四寸〇中略

以上

寛文十一年辛亥七月吉日

〔雅亮裝束抄三〕女房のさうぞくのいろ〇中略

うちぎぬはうちまかせては、くれなゐなれども、きぬにしたがひて、こうちは、なだえびぞめうち、あをうち、すはうち、しろうち、つねのことなり、すはうのきぬには、こきうち、こきはかまをかならずきるなり、しろぎぬまたこきうち、こきはかまなり、このいろ〳〵のうちぎぬは、たゞぎぬつねのことなり、

〔女官飾抄〕一うちぎぬ打衣の事　紅の綾をうちてかさねられ候、おさあな〇あ誤ゐる人は、濃きうち衣也、夏冬にかはらずひきつくろふ時、かさねられ候、常にはひとへばかりをかさぬる也、又ひと

への上にうちぎぬをかさぬる事もあり、こきうちぎぬとは、紫の打たるを云也、今の世に五倍子鐵醬にて染るはまねび物也、

〔裝束要領抄後附〕女官

今世物具いろ〳〵〈付故實○中略〉

打衣、紅のあやを打てかさねられ候、稚人は濃打なり、夏冬にかぎらず引つくらふ時、五ツぎぬのうへにかさねられ候ひしか、今の世には略せらるにや見えず、濃打とは本式紅の濃なりしが、後世はふしがね染にするなり、

〔爲房卿記〕寬治五年十月二十五日庚辰、今日四宮〈○篤子〉入御大内、〈○中略〉出車十兩、〈中略〉女房十八人、色衣五領、濃打衣、白襲、唐衣、〈○中略〉十一月七日辛卯、今日主上〈○堀河〉可渡御宮御方、〈○中略〉御所南面五ケ間、〈除晝御座〉并對代南面一間、東面三ケ間、女房出袖、〈菊重黃衣三重、濃打、淺蘇芳打衣、山吹織物唐衣、摺裳、○下略〉

〔長秋記〕天永四年〈○永久元年〉三月十九日、臨時祭、皇后宮昇給、東對東廂一間爲御所、其東向戸一間出衣、〈蘇芳色衣、紅打衣、單衣、萌木唐衣也、〉

元永二年十月廿一日、巳剋著東帶、行向二位經營所、〈上皇御所大炊殿〉〈○中略〉女房十六人中十二人、色々衣濃打衣今二人上﨟表白衣濃打衣、〈○下略〉

〔台記別記〕久安六年正月十九日丁酉、今日事訖、始四條皇居女御〈○藤原多子〉廬裝束、依廿二日還御也、〈○中略〉

渡御日

女房十八人〈○中略〉紅打衣〈○中略〉

童女二人〈○中略〉紅打衣〈○下略〉

〔胡曹抄〕一女房夏冬裝束

著用法

忠順記、永曆二年正月廿九日、中納言中將嫁娶、今夜女房已下裝束、

女房廿人〈○中略〉濃打衣〈○中略〉

下仕二人〈○中略〉濃打衣〈○中略〉

同記、永曆二年二月二日、今日中納言殿御第四日也、是日人々改著裝束、

女房上臈四人〈○中略〉紅打衣〈○中略〉

中下臈十六人〈○中略〉紅打衣〈○下略〉

〔兵範記〕仁安元年十一月十三日癸丑、五節參也、〈○中略〉女房六人〈白衣、濃打衣、〉乘毛車三兩、

〔山槐記〕治承三年二月十日戊戌、今夜北政所〈○關白藤原基房母〉可令參內給、〈○中略〉御車、〈○註略〉

御裝束〈○中略〉

白三陪單衣　濃打衣　白表著〈紫青蒼文○中略〉

御車後女房大宮局〈故伊實綱女〉

紅薄樣五　白單衣　紅打衣〈蘇木表著○中略〉　紅張袴〈○中略〉

出車二兩〈○中略〉女房各四人乘之

二色六紅單衣　紅打衣、裳、狀多表著、　葡萄染唐衣　白腰裳、紅張袴、〈○下略〉

〔愚昧記〕文治六年〈○建久元年〉正月廿七日壬午、朝覲行幸也、〈○中略〉但殷富門院御方、打衣二色六紅打、柳表著、〈○下略〉

〔松竹問答〈五〉〕女官裝束打衣、ハ、五ツ衣ノ上ニ著シ候ト申說モ有之、又單ニカサネ五ツ衣ノ下ニ著シ候樣ニモミエ申候、如何相心得可申哉、

舊記ノ趣ハ、五ツ衣ノ上ニ打衣ヲ著候樣ニ所見候、但中世以來ハ、單ノ上ニ打衣、打衣ノ上ニ五ツ衣著候趣ニ候、但此儀ハ、山科高倉兩家ノ說モ可有之候間、委細ノ事ハ、先差扣不申入候、

〔類聚雜要抄三〕姫君〇五節裝束（掛打衣唐衣裳袴、皆通裝束也、〇中略）

一同〇五節童女下仕裝束

掛（參日三領、御覽日四領、）　打衣　單　唐衣　裳　袴

〔古今著聞集五和歌〕嘉保三年〇永長元年正月晦日、殿上人船岡にて花を見けるに、齋院選子より柳の枝を給はせけり、〇中略其夜の事にや、殿上人齋院へ參たりける、御用意なからんことをはかり奉りけるにや、さる程に寢殿より打衣きたる女房あゆみ出て、筆をもちて殿上人に給はせけり、

〔玉葉〕承元三年三月廿三日、此日故攝政前太政大臣良經長女有入宮事、（名立子）〇中略御使女房中納言（範光卿女、著唐衣、打衣、裳等、）參進來、晝御座北間簀戸內、傳勅喚、（其實不言）

小袖（胴著　襦袢　掻取　腰卷　羽織　袢入）

婦人ノ小袖ハ表衣ニシテ、上著ノミヲ著スルアリ、又上著ノ下ニ下著ヲ重ヌルアリ、又中著ヲ加ヘテ三枚著トスルアリ、時トシテハ三枚以上ヲモ著スルコトアリ、而シテ綿入、袷、單物、帷子等ノ別アル事ハ、男服ノ小袖ト同ジ、

胴著ハ小袖ノ下ニ著ス、襦袢ハ最モ身ニ近ク著スルモノナリ、

小袖ノ一種ニ掻取アリ、カイドリト云フ、近世武家及ビ平人ノ婦女ノ表衣ノ上ニ打懸ケテ著用スルヲ以テ、又打掛（ウチカケ）トモ稱ス、

腰卷ハコシマキト云フ、卽チ尻切（シリキレ）ナリ、夏季ニハ尻切ヲ袒シテ腰ニ卷クヲ以テ此稱アリ、公家ニ在リテハ、雜仕樋洗等ノ著スル所ナレドモ、武家ニ在リテハ、高貴ノ婦女モ亦此ヲ著用セリ、

製作

〔伊勢貞興返答書〕女中がたの小袖

一わたいり候へば、うはざにはならず候、夏こしまきの事、いづれもすゞしうら本儀にて候、但所ひとつませこうばいはすゞしうらにはせぬ物也、〇中略

女中衆うはぎうちをきおり物

一わたのいらざるが本儀候、ぬいはく同前也、

〔故實叢叢聞書〕一丸すゞしにはうら付候、是も位によりて著候、男は幼少の間稚人著候、女房衆めし候事勿論也、是も可寄仁體、

〔守貞漫稿十六女服〕中古三都婦女衣服裁縫圖寸尺鯨尺ヲ用ユ

江戸ハ文政前、京坂ハ弘化前、女袖大略一尺一寸、或ハ一寸五分、故ニ婦ハ人形ト云蔽ヲ明ケズ、今モ江戸御殿女中ハ、袖大也ト雖ドモ古風ヲ守テ八ツ口ヲ明ケズ、其比ハ袖短キ故ニ、衣服摠長ハ今ヨリ長キ也、又其比迄ハ袂大ニ圓形ニス、今ハ僅ニ圓形ニス、女服モ二百年モ古ハ袂甚圓形也、男服ノ古圖ト同キ故茲ニ略ス、〇中略

今世婦女衣服裁縫圖寸尺鯨尺ヲ用フ、衣服男女トモニ載之、又ノ物中人ノ形ヲ云、大小准之也、

文政前長ケ四尺二三寸、今ハ四尺、身幅背左右各七寸五分、前左右各六寸五分、肩行一尺五寸五分、是京坂也、江戸男女トモ肩行長ク一尺六寸五分、

袖長ケ文政前一尺一寸五分、今ハ一尺二寸五分或ハ三寸也、

今側、袖長ク身長ケ短シ、

袖口空六寸五分、袂文化前大圓茶碗ヲ印テ規矩トシ、今ハ小圓小錢ヲ規矩トス、

衽ハ襟端ノ所三寸五分、褄ニテ四寸、襟付ノ所上斜ニ細シ、

襟幅三寸六七分、襟長ケ五尺許襟形、

襟幅三寸六七分、二折之而著ス也、

吹先年一寸五六分、今ハ禮晴用一寸五分、略褻一寸、

肩行ハ正背ノ縫目ヨリ襟ニ至ルヲ云、吹トハ裏ノ表ヨリ長ク下ニ出ルヲ云也、腋アケ俗ニ人形八ツ口、古來ハ不塞之所以ハ、古製服袖太ダ細ク帶亦廣カラズ、近年袖甚ダ廣ク帶亦古製ニ陪ス、故ニ闕腋ナラザレバ著シ易カラズ、然リト雖ドモ御殿女中ハ、今モ老少トモニ必ラズシモ不塞之、坊間專ラ塞之、其塞、文化文政中二寸、今ハ袖塞三寸五分、身塞一寸五分ナリ、塞ハ即闕腋也、

又袖口古製ニ襟ト云、今世六寸五分、男ハ八寸、和銅ノ制ニ合ヒ、女服未合之、

又袂、御殿女中ハ今モ坊間ノ製ヨリ大圓也、坊間婦必ズ小圓形、京坂處女ハ圓ニセズ、方形ヲ專トス、俗ニ角袖ト云、京坂婢ハ少ト雖ドモ圓形、處女ト差別ス、江戸ハ、稚女十二三以下角袖、以上ハ圓形也、

女服之吹、袷ハ五分、男用袷三分、

江戸少女ノ袂、前ニ云如ク十二三以下角袂也、幼女ハ袂ナシノ廣袖ヲ專トス、又處女ト婢ノ差別袂ニ無定制、男兒モ京坂往々角袖ニス、江戸廣袖ニ非ル物ハ專ラ小圓形也、又男女トモ木綿單衣ノ外制ハ制外也、

又京坂婦女ハ、美服綿服トモニ丈長クシ、細帶ヲ以テ腰周リニコレヲカヽグル也、江戸ハ美服必ズ長ク腰ニテカヽゲ、略服ニ至リテハ或ハ長ク、或ハ男服ノ如ク著テ黒節ニ至リ、カヽゲズシテ著ス、是ヲ著丈ト云也、綿服、綿入、袷等ハ專ラ長カラズシテ、キダケ也、著丈ヲ俗ニツイタケト云、單ニモ往々ツイ丈アリ、

男女トモニ縫裁ハ直ナレドモ、裾周リニハ全體ヨリ綿ヲ納ルコト多ク、婦女ハ愈多ク納之、吉原遊女ハ多之スルコト他ニ十陪ス、○中略

地質

今世江戸ノ婦女、襟ノ顯處ニ一所、或ハ三所黒大糸ヲ以テ上下ヲ刺縫如クシ、兩端ヲ結ビ止メ、筒ニ納メ蓄フニハ襟ヲ折ズ披之、著スニ臨テ二ツニ折之、右ノ糸ヲ引シメ結ビテ、折タル襟ノ披カザルニ備ヘリ、京坂未設之、如此小事不詳トモト欲ス人モア.ランナレドモ、余ハ小事ノ亡ビンコトヲ歎ズ、大事ハ諸書ニモ載スベシ、董用之コト江戸近世ノコト也、

〔御供故實〕一をり物の事、御人體によるべし、御女房衆にも中臈衆は小かうしをばめされず候、通織〇花餠疑字にで候、自然中臈衆の御中にも上意に被相叶候御かたへは、御ゆるしにてめされ候、をり物紅かうしにて候はで、筋すだれをおりたる織物をば、中臈衆もめし候、小かうしのをり物めし候はんずる方は、人によるべし、男衆織物著仕候はんずる事有まじき事也、但御殿をば可有著用候、又被下候織物のごとくにをりつぎ候て著用申事不可然候、當春被下候を來春まででも、其主の嗜にて著用の事はあるべし、公方樣より織物御拜領候事は、御相伴衆又御供衆中にも、人體に依御拜領候なり、其外は別而上意に相叶候輩に被下候也、

一唐織物之事、一段御賞翫之儀に候、尋常の人のめし候はんずる事にては候はず候、からをり物をおとこ衆の著用之事は、三管領へ御成の時御拜領之外は無之候、然共又一段の儀に被下候事も可在之、〇中略

一唐織物めし候はんずる人の位は、三管領の御母、又は日野殿三條殿の女中抔の御事たるべし、是も御免と被仰出候てめされ候、

〔伊勢貞與返答書〕丸すゞしの事

一公方樣にては、大上臈小上臈まではめし、二重すゞしは一段賞翫の事也、

〔女房衣裝次第〕女中衆衣裝之次第

一練貫の事、年被寄候迄召候、いつまでと申きりはなく候、是も男は十四五迄は著申候、〇中略

一織物の事、こかうしの織物は、常の人は可有斟酌歟、公方にても大上﨟などは召候、中﨟衆は不苦候、中﨟衆は筋すだれ、又は紋を織付たるをば召候、○中略

一織筋の小袖の事、是はいつまでも着候、女房衆のは赤候、自然又は色をもおりませ候、男は何にても着申候、○中略

一鳥織物の事、内々にては不苦候、面むきには不存候、いやしき物にて候、男も同前也、○中略

一赤き襦子段子の小袖の事、内々にては自然めし候はん哉、表向には可有斟酌候、○中略

〔成氏年中行事 正月〕一同二日朝御祝如朔日、○中略 紅隔子は御三臺様上﨟様ノ外ハ不召、其外ハ摺繪書縫物織物以下可為御隨意、但臙粉入等之織物、香地、朽葉、魚龍、黄白薄色之練貫、青練貫、黄練貫、朽葉練貫等、女房被召事ナシ、尼公ノ御衣裳也、○中略 練貫之廣小袖、公方様御女房様可被召、童體又兒喝食之外ハ依為御法不着、

〔禁秘御抄 下〕一女房、

凡女房、○中略 於局著紺紫小袖紺帷事也、○中略

女嬬 近代不著衣、只小袖唐衣也、

〔光臺一覽 二〕主殿司の女官一同、晴に從五位下を下され、淺緑の袴を著し、縫宿の小袖を著され、配膳いたす例也、

〔女房衣装次第〕女中衆衣装之次第

一赤はたをばいつまでも着申候、紅梅をばいつまでも申御定候、紅梅と申は、紅にて糸を染候て織たるを申候、又赤はたとは、糸を蘇芳にて染候て織申候、是はいつまでも不苦候、又男は廿計迄着申候、○中略

一綸白の事、若き間計召候、年寄候得ば不召候、男は是も十四五迄は不苦候、

一紫小袖の事、いつまでも召候、きりはなし、紫の小袖のうらは赤有べし、○中略

一繻の小袖の事、年寄たる人もめし候、いつまでと申きりはなく候、若人のには紋がらを似合候様に縫申候、又年寄にはそれ〲に似合候て縫申候、

〔嬉遊笑覧〕二上服飾 孔雀樓筆記(清田絢著)君錦祖母衣服の書付に、はれ着十二の内、地赤、白地、黒石疊の小袖、鱗形の小袖、地無の小袖などあり、石疊は黒地に金の石疊、鱗形は黒地に金の鱗形をひしとおきたるものぞ、石疊鱗形はその時節、式正の衣服と見えたりといへり、是そのかみの箔の小袖なり、露筑波集、二すり箔の小袖を見ては物思ひ、(眞蹟)妻のためとて縫へる打しき、望一后度千句、春の日の光りかゞやくこし車はくの小袖のうらゝなる縫地無と云は、すべて明たる處なく、箔のもやうあるをいふ、虚栗、(天和三年)いでや春地なし小袖のかい取せる、(信徳)中略○又后日男草子、二國妾ものに備りしすがりと見えて、紅鳥の下着に紫鹿子、中着を正風にして、上は地なしの菊ぞろへの小袖云々、是ははくの小袖にはあらぬやうなり、縫もやうのひたと付るにや、娘容儀冊子、よめ見むひの處、をり紋と地なしの小袖云々、(享保中遊附、ひつかいか句ひ小袖のうろこ形、○中略)かき繪小袖、衣服に畫をかくは古よりあることなれど、是は墨繪をかきたるが流行しなり、友禪とて仕いをしが始にや、椀久物語白じゆすの長ばをりに、京の幽禪が墨繪の源氏、人の目にたつ程なれ共、其頃いまだ世に衣裝法度もなき時ぞかし云々、元文寛文の頃狂歌集に、白むくに源氏繪かきたる女中の雨にぬれたるを見て、白ねりに墨で源氏をカキクケコ雨にあたりて身はヲリルレロ(○中略)賤小手卷(○中略)親和ぞめ殊の外はやりたり、安永明和の頃なるべし、其頃より裏もやうはやり、表は古風の縞或は紋付の無地に付たり夫より紅うらすたりて、紫うら黒もやう、裏を伊達とす、といへり、按に裏もやう、京師にはそれより前にはやりたり、祐信が畫の謎の冊子、はやり小袖とかけて野郎ととく、心は裏にもやうがあるなど見ゆ、

〔近世奇跡考〕一縫。箔。小。袖。

昔の婦女は、縫箔の小袖を禮服とす、京六條に傾城町ありし時、寛永の頃までは、遊女も地なし縫箔の小袖へり箔の小袖を著たるが、島原にうつりしより、縫箔とひつたの鹿子を禁せられしよし、箕山が大鑑延寶中寫本に見ゆ、好事の者懸物のかざりなどに用て、今に殘れるを見るに、絹に麁略なる縫をして、ところ〴〵摺箔をしたるものなり、今地白地黑など云もの、其遺製歟、いつの頃にか、金糸の縫いできて、縫箔はやみ、唯縫箔屋と云名のみ殘れり、〇圖略

古代といへども、縫箔はなみ〴〵の者の着すことあたはざる衣服也、しかれどもおほくは絹の地にて、縫も甚麁略なり、これ等を見ても昔の質素をおもふべし、

〔昔昔物語〕一六七十年以前は、女中地。な。し。と云小袖を持ぬはなし、人を仕ふ程の女中は、上著小袖數は持ずに、地なしは持ッ、惣身を金箔にて一面に松川菱の様に箔置たる小袖なり、祝言事、又は正月見角男の熨斗目著時は、女の地なしなり、女ののしめなり、

〔見た京物語〕女の小袖多くは裏に。も。や。う。あり、縫など入たるもあり、〇中略

一とせの女の小。袖。摸。様。は、東山御忌參の節、我も〴〵と著飾り出るを、呉服屋ども是を見て、其年の流行染を染出す、〇下略

〔本朝町人鑑二〕豐うりの藥すけ

厚恩をわすれぬ心から、手代も其後は我世の仕合せ續きて、近年書。繪。小。袖。を仕出し、倹分限となりぬ、

〔柳營秘鑑十〕比之宮様御婚禮之式

一六月十〇享保六年十八日、大納言様〇家重德川より姫宮様江御結納被遣之、御使安藤對馬守務之、御目錄之次第左之通、

著用法

一御小袖七重紅○中○黄○二、白○中○黄○二、萌○黄○三、白七

〔明良洪範十八〕京ニテ難波屋十左衛門ガ妻、江戸ニ石川六兵衛ガ女房ナドヽテ、奢侈ヲキソンヒ、其衣服ヲ競ベンタメニ京ニ登リケル、難波屋ガ妻是ヲ聞トヒトシク、ヒヂユスニ洛中ノ圖ヲ縫物シケリ、石川ガ妻京ニ着シテ、東山邊ヲ遊行シケル、黒○羽○二○重○ニ○立○木○ノ○南○天○ヲ○染○タ○ル○小○袖○ヲ著タリ、比ブル迄モナク京ノ方コソ結構ナレト云ヒシニ、能々ミレバ、南天ノ實ニサンゴ珠ヲ打碎キ、ヒシト縫付ケルニゾ、難波屋負ケタリト、延寶ノ末ノ世話ナリキ、

〔女官飾抄〕一袴は紅のはり袴、○中略夏はひとへ重ねの上に袴を著す、近代は小袖を著用す、

〔故實雜雜聞書〕一女房衆はぬいはく織物むらさきの小袖めし候時、いづれを上にめして能候哉、ぬいはく以下の事、人の覺悟によりて次第ちがい候間、一邊に難申定候、からおりの上に、ぬいら小袖はあるまじく候、

〔簾中舊記〕女ばういしやうの事

一正月めし物の事、朔日朝こそでそめ物、ひるの御いはひおり物、二日朝小袖何にても、ひるはおり物、三日朝小袖何にてもひるにははくゑ、七日あさこそで何にてもひるぬひ物、十五日あさ小袖何にてもひるはおり物、

一正月のきりには、二小袖一ゑりにめし候、こうばいのたぐひめし候人は、はだにこうばいのたぐひめし候、○中略

一三月一日、御小袖御紋はも、つき申候、二ゑりにめし候、○中略

一四月一日、御小袖りうもんのおり物、ぼうたんめし候へば、ぼうたんのたぐひなににても、○下略

〔諸家奥女中袖鏡〕年中服柄の事

一御中臈以上本式の身拵ひ、左にしるす、○中略

下。著。組白　表うらとも白羽二重　裏わた　ふきはた略○下

〔守貞漫稿女服十六〕下。著。ハ一領或ハ二領、寒暖ニ應テ三都トモニ著之、式正ニハ白絹ノ引返シ裏ヲ本トス、民間男子ハ白著ヲ禁止也、女子ハ禁ナシ、又白引返シ、裏モ胴ハ紅絹也、御殿女中ハ禮褻トモニ白絹ノ下著也、眉アル島田曲ノ女中モ、御殿ハ白下著也、坊間モ無地文付ノ表服ニハ、白下著ヲ本トシ、小紋無垢モ用フレドモ略式トス、式正ニハ上著袷ニモ白絹ノ袷下著、帷子ニモ白晒布ノ下。帷。子。ヲ著ス也、又坊間處女綿入ニハ緋縮緬ヲモ用之、又袷下著白ヲ用ヒザルモ、晴ニハ小紋下著ヲ用フ、略褻ニハ下著ヲ用ヒズ、略○中晴服ニハ小紋無垢下著ヲ專トシ、春裏同色所謂引返シ、胴裏紅絹、京坂必ラズ引返シ、江戸ハ引返シモ變リ裏モ用之、又白表裏ハ三都トモニ白無垢ト云、小紋ハ京坂引返ノ下著ト云、江戸ニテハ男女用トモニ小紋無垢ト云、京坂小紋ヲ用ヒ、或ハ中形染仙齋茶縮緬ノ引返シ等ヲモ用フ、文政頃ハ美ヲ好ム京坂ノ婦女、廣東繻ノ模造ヲ引返シノ下著ニス、其後處女ハ白茶金ノ織紋ヲモ用ヒシ、略○中

今世下。著。ハ初冬中春等一領表。服。ト。モ。ニ。二。領。也、中冬ヨリ中春ノ間ハ下著二領、乃チ表。服。ト。モ。ニ。三。領。也、蓋寒暖ニ應ジ又年齢ニヨリテ一二領重ル、遲速無之大略ノミ、稀ニ下著三領、乃チ表。ト。モ。ニ。四。領。也、著ス人モアレドモ稀也、又下著ノ二三領、各異。物。ヲ。用。フ。モアレドモ、多クハ下著二三領同。物。同。色。也、是ヲ對。ノ。下。著。云、男女同制也江戸ハ特ニ異物ヲ重ル者ヲ稀トス、蓋三都男女トモニ、表服トハ異物異色ヲ專ニシ、表服ニハ華ナラザル者ヲ用ヒ、下著ニハ華ナルヲ用フヲ常トス、下著不華、表服華ナルハ稀也、

〔見た京物語〕春より夏は、女多く紅。晒。の。下。帷。子。を著る、

〔明良洪範二十五〕堀越後守忠俊後室

着用制

後室上臈達ヘ悟サレケルハ、〈略〉〇〈中〉白小袖重子三ツ襟ナド云テ、時折々ノ衣裳有、故姫君ノ奥服、其心ニテ支度有ベシ、皆ノ衆ノ上著キラメキテ下著ノ宜シカラザルハ、心見エテワロシ、下著ハ宜シクテ、上著ノ劣リタルハヨロシ、去バ結構ニ嗜ナマレ、能程ニ取替上モ著ラレヨ、

〔好色二代男 五〕四匁七分の玉もいたづらに

飛鳥川の茶入を妹が績纑引に詰め、〈略〉〇〈中〉人の氣の著かね樣にしてのけける、〈略〉〇〈中〉男の年の六月に、勘定仕立て三分で濟まし、晦で立退くを、何れも情を懸けて、せめて身に著いた物は取つて退けと許せば、折節は帷子時なるに、色よき小袖を五ッまで重ね、汗に肌著を浸し、住宅を立退く、

〔俗つれ〴〵 四〕是ぞ妹背の姿山

庵形の插櫛に切金の折菊、伽羅の角挊枝に青貝の折菊、水鹿子の下著、中紫鹿子、上には紅鹿子の兩面、二尺三寸の袖、〈略〉〇〈下〉

〔日本新永代藏 三〕正直は一端の木綿商ひ

當代の中層本中居茶の間、飯たき女に至る迄、〈略〉〇〈中〉いかなれば多は白無垢きうこんの下著中著は、紋羽二重を時々のはやり染、上には八反がけの八丈菊田縞十反がけ、隨分能相なるが、綸子飛紗綾の染小袖、是にて萬事いふに及ばず何とて是を才覺するぞと、去とは不思議千萬、〈略〉〇〈下〉

〔皇都午睡 三編上〕內儀が、〈中略〉〇江戸、他出にも襖樣物の小袖は珍らしく、縞物多く、跡は無地なり、三四月ごろ一ッ著の比も、他出には薄綿にして、重ね著專らはやれり、

〔雲花院殿裝束抄〕一小袖のたぐひに、きりそめし候事、

なにむきにてもゑめし候はず候、上さまばかりにて候、色々御たづね候、みし世は久しき事にて候ほどに、御ゑんかう候まじく候、とうせいはわれまゝのやうにみおよび候、よろづのみちすたり申候まゝ、かやうの事ども大かたたへきたり候、

〔享保集成絲綸錄十六〕寛文三卯年十月

女中衣類之直段被仰付之趣、禁中方其外御女中方へも以書付被相達之、

覺〇中略

一御本丸女中、上之小袖一表ニ付、三百目ゟ高直ニ致間敷候、夫ゟ下之衣類は、品により彌下直に可仕事、〇中略

十月

〔享保集成絲綸錄三十六〕天和三亥年正月

覺

一金紗　一縫　一惣鹿子

右之品向後女之衣類に制禁之、惣而珍敷織物染物、新規に仕出し候事可為無用、小袖之表壹反ニ付、貳百目ゟ高直ニ賣買仕まじき也、

正月

〔諸事留四〕天保十三寅年十月二十九日

女衣類、大造之織物縫物無用ニ可致候、縫金糸等入候而も、小袖表一ツニ付、代銀三百目、染模樣小袖表壹ツニ付、代銀百五拾目を限、夫より高直之品賣買致間敷候、尤帷子も右ニ准じ可申事、

右之通者、去丑十月中相觸候ニ付、萬石巳上たり共、平生花美高價之品は、相用申間敷儀者勿論候得共、正德之度相觸候趣も有之、萬石巳上重き式正之品者、別段之事ニ候間、巳來者小袖表壹ツニ付、代銀四百目を限、染模樣小袖表之儀も右ニ准じ可被申付候、其外之義ハ去十月中相觸候通相心得、違失無之樣可被致候、　右之趣、萬石以上之面々江可被相達候、

十月

右之通、御會付出候間、町方之もの共も、其旨相心得候樣、從二町御奉行所一被二仰渡一候間、町中不レ洩御入念、早々可二相觸一候、

十月廿九日　町年寄役所

綿入

〔後水尾院當時年中行事上正月〕一正月朔日四方拜、○中略御手水まゐる、はいせんの上﨟はかまばかりきて、御手洗をもてまゐる、はいせん○中略はりばかまに五ッ衣を着す、きぬの下には紅ばいを着用す、綿のいりたる小そでなり、

〔諸家奥女中袖鏡〕年中服柄の事

一御中﨟以上本式の身拵ひ、左にしるす、○中略

一綿入半模樣　表縮めんの類、金銀の糸色糸にてぬい模やう、裏紅羽二重、異わた、ふきわた、○中略

一御小姓御側御次本式身拵ひ、左にしるす、○中略

一綿入裾模樣　表ちりめんの類、金銀の糸色糸にて縫もやう、裏紅羽二重、異わた、ふきはた、○中略

一御使番御仲居身拵ひ、左にしるす、

一枚附綿入三所　表紬のるい、うら紅秩布、下かさね白ち、布、異わた、ふきわた、

右綿入一しな○下略

〔東遊記後編三〕鶴岡慈悲

鈴木今右衛門といふ者、○中略夥敷キ饑死を見るにしのびず、所持の田畑并に諸道具等迄、ことごとく賣拂ひて、其力の限り救ひける、○中略其娘十二歳に成りけるが、同じ年頃の小娘饑つかれ、食を乞ひて門に立しに、○中略小娘はやう／＼解物のひとへ一ッを身にまとひ、振ひこゞへたる有樣、母親見かねて我娘を呼び、其方は綿入二ッを重ねてあたゝかに著たるが、あの子は誠に不便なる有樣也、年の程も同じ位なれば、衣服も程よかるべし、最早段々暖氣にも成事なれば、あまり

寒からずば、其綿入一ッぬぎて、あの小娘にとらせまじやといへば、娘心よげにとくしんして、上に著たるよき方の綿入を與へたり、

〔日本永代藏五〕世渡りには淀鯉のはたらき
内儀笑顏して、噺し仕舞るにも聞ぬふりして、略○中忰子が去年の手織島の袷に、せめて木綿入てと思ふさへ成がたきに、こなたを見る時は、長者といふて外になし、

〔御供故實〕一かた身がはりのあわせの事、十五六歳までは用候、其外は斟酌あるべし、女房衆老ふけても用候、

〔故實雜雜聞書〕一あはせの事、何色能候哉、略○中あわせの色の事、何色本にてと申儀なく候、若人にはひわ、くちば、やなぎ色、又人のこのみによりて、ひわだ色、とかげ色も用候、年寄にはこん、あさぎ、ちや、こきもへぎ相應にて能候歟、又白きあわせの事、わかき人にはあい候はず候、年寄などは可著候、又こうばいのあはせは男は十四五までは著候、ゑゝらのあはせ可然候、ぬめはもともとは御きんせいにて候、それによりて、ゑりなどゑばりて著候、又ねりぬきは男は是も十四五まで用候、女房衆はいつ迄もめし候、略○中
一こうばいのあはせの事、男は十四五まで著候女房衆は廿八の五月五日のむまの刻までめし候、此以後はめさず候、老若によりて被著候、是も人によるべく候、

〔女房衣裝次第〕女中衆衣裝之次第
一紅梅袷の事、女中衆は廿八歳の五月五日の午刻迄召候、其後者めさず候、總別年々被召始候事は、十一月の朔日より被召候て、明年の五月五日のひる程迄被召候、年々此分に候、
公方樣の御定此分に候、又男は十四五までは紅梅をも著申候、其比過候へば著不申候、
一牡丹袷の事、四月只一月計著申候由、牡丹の袷の事は、表はねりのごとくにおらせ候て、裏に紅

を付候、此はたの事、著たる人稀にて候也、十四五迄著用候、

〔諸家奥女中袖鏡〕年中服柄の事

一御中臈以上、本式の身拵ひ、左にしるす、〇中略

一地白袷　表綸子の類、金銀の糸色糸にて縫總模やう、裏紅羽二重、ふき眞わた、

一地黒袷　表綸子のるい、金銀の糸色糸にて縫ぬい模様、裏紅羽二重、ふき眞わた、

右上著二しな

一下著袷白　表うらとも白羽二重、ふき眞わた、

右下著一しな〇中略

一袷半模様　表縮緬のるい、金銀の糸色糸にて縫もやう、裏紅羽二重、ふき眞わた、〇中略

一御小姓御側御次本式身拵ひ、左にしるす、〇中略

一地白袷　表ちりめん、金銀の糸色糸にて縫總もやう、うら紅羽ぶたへ、ふき眞わた、

一地黒袷　表ちりめん、金銀の糸色糸にて縫總もやう、うら紅羽ぶたへ、ふき眞わた、

右上著二しな

一下著袷白　表うらとも白羽ぶたへ、ふき眞わた、

右下著一しな〇中略

一袷裾模様　表ちりめんのるい、金銀の糸色糸にてぬい模やう、裏紅羽二重、ふき眞わた、〇中略

一御使番御仲居身拵ひ、左にしるす、〇中略

一三所紋附袷　表つむぎのるい、裏紅秩布、下重ね白ちゝ布、ふき眞わた、

右袷一しな〇下略

〔世間母親容氣〕一高雄の紅葉より顔の照るお敎女郎

單物

怪しや三十四五と見えし美女、〇中略當世風の素縫の小袖、白綾のあはせ物に打重ね、〇下略

〔守貞漫稿十六女服〕單衣 ヒトエモノハ、略服ナレドモ又專ラ用之也、絽衣モ單衣ナレドモ、絽紋付ハ禮晴用之、其他晴ニハ用之、禮ニハ不用之、

御殿女中下婢等部屋ニテハ用之レドモ、外出ニハ必ラズ初夏中秋ト雖ドモ麻衣ヲ著ス、上輩モ同之、外出セズト雖ドモ、勤仕ニハ麻布衣也、

坊間晴ニハ鹽糸ヲ以テ織タル物ヲ、何ニテモ用之、蓋多用夏用自ラ差別アヲ、稱シ盡スベカラズ、〇中略

略褻ノ單物ニハ木綿ヲ專トス、京坂紺モ用フレドモ、鼠地縞島ヲ專用シ、近年縮緬ノ物多ク著スレドモ、江戸ノ銚子縮ヨリハ粗ナリ、〇中略

又單物ノ小紋ハ、三都トモ男子羽折等ニ染ル細密ノ形、地色淡茶又鼠藍ガヘシ等也、小紋ノ樣ニヨリ、地白モアレドモ、浴衣トハ自ラ小紋ニ差別アリ、絽、縮布、晒布、絹、紬、縮面、木綿並染之、

帷子

〔貞丈雜記三小袖〕一けかけの帷子の事、女房衣裝次第云、けかけの帷子の事、是も人により召候、扨位はなく共、主によりて似合ず候、又男は十二三迄著候云々、女房衆覺悟云、まきすり(アキツメ也　畫ニテ色々のもやうをすりたる也)、けかけ(未詳)、御としによりて候はず候、又云、けかけなどかた〳〵べにのかたなどは、いづれにても候へ、けかけのかたはいつもの物にて、も又き(字紋)のもむにてもくるしからず云々、けかけの事未詳、追而考注すべし、

〔諸家奥女中袖鏡〕年中服柄の事

一御中臈以上、本式の身拵ひ、左にしるす、〇中略

一帷子、牢撰樣、　表ちゞみの類、金銀の糸、色糸にてぬいもやう、下重ね同じく、表袖口紅羽二重、下重ね領えん、袖口とも白羽ぶたへ、〇中略

一御小姓御側御次本式身拵ひ、左にしるす、〇中略

一帷子裾模様　表縮みの類、金銀の糸色糸にて縫もやう、下重ね同じ、表袖口紅羽二重、下重ね領心、袖ぐちとも白羽ぶたえ、略○中

一御使番御仲居身拵ひ、左にしるす、略○中

三所
一紋付帷子　表さらし麻、下重ねさらし、表袖ぐち紅秩布、下がさねゑり心、袖口とも白ちゝ布、

右帷子一しな略○下

〔守貞漫稿十六女服〕帷子　カタビラ、今ハ麻布衣ノ名トス、礼服ニハ奈良晒布ヲ本トスレドモ、今ハ越後チヾミ、或ハ数寄屋縮等ヲ専用ス、夏ノ定紋付ハ黒、紺等ニ染ズ、浅葱、水アサギ等ノ淡色ヲ専トス、黒ハ更ニ用ヒズ、紺ナキニ非ズ、縹、空色モアレドモ、先ハ淡色多シ、處女ハ裾模様、婦モ新婦ハ同上、年長ハ定紋ノミヲ専トス、礼服ニハ必ラズ白絽、白晒布等ノ下襲ヲ用フ、稚年トモニ三衿ヲ着スナリ、

絽ノ帷子、惣テ同前、蓋絽ハ初夏初秋用之、盛暑ハ晒、縮等麻布ヲ用フ、絽下襲ニモ白絽白麻布通用ス、　略服ニモ麻布絽通用スレドモ、又越後及ビ薩摩ノ紺、縞紺ガスリ、又他色又絹上布ナドヲモ通用シ、又定紋付モ時ニ應テ着之、然モ今世薩摩上布ヲ浅布トスル也、多クハ紺ガスリ也、

〔好色一代男五〕當流の男を見知らぬ都より飛梅、筑前の柳町を見にまかりぬ、略○中女郎は浴衣染の帷子に、中紅のきやふを纏と見せかくる、略○下

〔男色大鑑一〕垣の中は松楓柳は腰付女の面は白粉に埋むのみ、略○中ひとつは衣装好に人を誑かす事ぞかし、絹帷子の袖凉しき風の森近き里に身を隠し、略○下

〔曇花院殿装束抄〕一女ばう衆こそでの事

三月一日より二なり
四月一日よりあはせ一つにこしまき
五月五日よりすゞしうら
六月一日よりまるすゞし
九月九日より二なり、ぐがいには三ゑりか、
十月一日より三ゑり

〔近代女房裝束抄〕小袖

白あはせ、端午より九月卅日迄、白小袖、りんず、さあや、十月朔日より霜月二番の丑まで、色々、くろこうばい、赤こうばい、さあや、ひりんず、ひぢりめん、北ゆすは用ひられず、たんのもの、あか、白、くろ、白そめだんは不被用、織物白地、あか地、くろべに、尤金入は不被用、これも二番の丑より端午まですゞしのうら、丸すゞしは六月朔日より重陽まで被用候、これはすゞしをくろべにいたして、腰白にして金糸は不被用之事、

〔年中恒例記〕八月朔日

一女中衆あはせ著用之也、同染付とて文をあをく染たる小袖を被著之也、今月中著之、
一ムカシは今日ヨリ九月八日までアハセ也、男女同前、然に當時ハ九月朔日ヨリ八日迄アハセ也、

〔條々聞書〕三衣裳の事

一衣裳の替り候時節の事、中略五月四日迄袷、五日より男衆はかたびら、女中衆は殿中にはすゞしうらの袷ぬきをめし候、御服まきもすゞしうら、六月朔日より七月中かたびらをめし候、八月朔日より又ねりぬきをめし候、中略又十月亥の子には、男女ともにむらさき色の小袖を用候、是は殿中にての事也、但京中大略此分ニ候、又ぬめの紅梅をば内裏武家の御所に御祇候の

女中、御年廿一の五月五日の午の時までめされ候御法にて候、○下略

〔守貞漫稿女服十六〕御殿女中衣服數着用ハ、元日地黒ノ綸子、二日、三日、綸子色不定、四日後帛紗ト云ナリメンノ衣服、上巳地赤、縮緬、端午染ノ帷子、七夕ト入朔ハ白、帷子ハ白ヲ本トス、上臈辻、中以下ハ茶屋辻、下臈ハ茶ヤ辻ハ辻ノ茶ニアリ、重陽地白、家ニヨリ定制不同アル歟、余ハ日戸田候ノ臈事子ニ聞タ虚知典也、又袷ニハ五節トモ定ル色ナシト也

〔養花院殿裝束抄〕一こそでのとぢやうの事

女ばうおとこにはかはり候まじ、五つがさねはひとへにとぢぬ、十かさねはすべりてわろく候ほどに、これも五つがさねづヽにとぢ候て、ふたに入候か、

〔胡曹抄〕一宮御裝束事

平治元年十月一日宣方記今日宮御更衣也、○中略御小袖、御裳、御張袴、

〔明良洪範二十四〕春日局

昔ハ諸大名ノ參勤交代ノ節、總女中ニ金銀ヲ贈リケルヲ、酒井讃岐守忠勝執權ノ時ヨリ、表立タル女中ヘノミ贈ル事ノ有テ、總女中ヘノ配物ハ無用タルベシト、仰出サレシニ、春日局、酒井忠勝ヲ始メ、諸老臣列座ノ節申サレケルハ、各ニハ諸大名ノ爲計リ思ハレ、女中ノ難儀ヲバ顧ミ給ハズ、小給ニテ御奉公致ス女中ニテモ、晴著ノ小袖一ツヲ拵フルニ、各ノ具足一領ヲ拵フル程ノ費用アル也、古ヨリ諸大名ノ參勤祝儀ヲバ、總女中ノ衣服ノ入用ニセラヽル也、此度停止有テハ、女中ノ難儀甚シカルベシ、前々ノ如ク祝儀受用有ベキ事也、我等ハ拜領三千石ナレド、御蔭ニテ三萬石程ノ暮シ也、總女中ノ少シナレバ、我々配分モスベケレド、大勢ナレバ行屆カズ、御城永々此式ハ取傳ヘラルベキ事也、物ノ手初メ故斯ノ如ク申ス也、參覲交代ノ祝儀、其役ヨリ一人ヵニ、此程ヅヽ書付ヲ以頂戴スベシ、是ハ御合力金ト申テ上ヨリ下サルヽ樣相談セラレヨト、然レバ大

名衆ノ御用給モ立、總女中モ痛マズ、夫ヨリ毎年霜月師走ノ中ニ、御合力金トシテ格式ノ程ニ應ジテ、百兩或ハ五七十兩ヅヽ、御中居御半下迄モ給ハル事ニハナレリ、〇中略又女中衆ノ小袖ノ裾ヲ引ケルヲ見咎メラレ、女ノ衣裳ノ中ニテ白小袖ノ色ウルミタルハ見苦シ、御前ヘ出ル者ガ汚レタルトコロヲ、裾引タルマヽニテハ、其身ノ冥加モ宜シカラズ、引アゲテカイ〴〵敷コソ、宜シカルベケレ、

〇

胴著

〔守貞漫稿 十六女服〕胴著

婦女モ亦用之、襦半ノ上下著ノ下ニ著ス也、是略中ノ略服ナルベケレドモ、今世民間專用之ス、中冬ヨリ初春ノ間、重之テ寒風ヲ防グ、半身服形チ男用ト異ナラズ、故ニ略シテ圖セズ、多ク縮緬ノ縞或ハ小紋又ハ中形也、絞リ稀也、

胴著ノ男用ト異ナルハ、掛衿男用ハ黑也、女用ハ他色、乃チ襦半掛衿ト同製也、京坂襦半掛衿、胴著カケエリト異物同物ヲ選バズ、江戸ハ專ト襦半胴著ノ掛衿同物同色ヲ用ヒ、異物異色ハ稀ニアルノミ、又男用裏專縹絹、女用ハ紅絹裏也、

又三都トモニ無袖ノ胴著モアリ、是亦半身襟同前、江戸ニテ號之テサルッコト云、猿兒也、此コト無袖ノ條ニ云、蓋無袖三都トモニ用之、困民ニ多シ、困民或ハ下ニ著シ、又或ハ表ニ著ス、古小裁歟色ヲ織合セタル等アリ、

襦袢

〔守貞漫稿 十六女服〕御殿女中、襦半ハ必半身ノミ、緋紫縮緬ノ類也、又袷也襟ハ必白絹也、袖半幅ニスル也袖口ヨリ襦半ノ見ユルヲ非禮トス、〇中略

今世ノ婦女ハ、禮服晴服ノ時長襦半ヲ著ス、襦半ハ肌著也、男子及ビ御殿女中、必半身也、市中婦女ノミ長襦半アリ、半身本ナルベシ、然ドモ今晴ニハ長、褻ニハ半身也、表縮緬ノ緋紫等ノ無地、又ハ山繭イリ、又絞リ、又中形染等也、裏ハ紅絹モ用フ歟、專ラ紅木

綿也、江戸ニ云緋色モメン也○中略

長襦袢、裾ヲ内ニ折返サズ、図ノ裾ノ如ク、裏ヲ一二分表ヨリ長ク吹アルモアリ、或ハ打返サズ、裏ヲ長クナスルモノハ、裏ノ周リ裏ヲ浅黄縮緬也、他色稀也、其裏ハ紅木綿也、袖ノ裏ハ皆必ナズ緋チリメン也、

長襦袢、半身襦袢トモニ衽ヲ用ヒズ、裾長ク踵ニ至ル也、幅概一寸八九分也、掛襟中古半襟ト云長サ二尺五寸、或ハ中古半襟ト云モ二長二尺五寸、幅三寸七八分、或ハ四寸、図ノ如クニス、略○図 礼服ニハ白綸子晴服ノ時、白縮ハ染綸子、又ハ縫紋ノ類也、縮メンヲ用フルコト稀也、處女ハ晴ニモ縮緬ヲ用フモアリ、略服褻服ノ時ハ専ラ縮緬也、○中略

半○身○襦○袢○ハ長襦袢ノ短キノミ、故ニ図セズ、略服褻服ノ時、半身ノ物ニハ、木綿モ用フ、藍絞リ也、ムキミ絞リ、鹿ノ子絞リ、其他種々、京坂ハ地白小紋等モ用之、江戸ハ近年小紋ヲ用ヒズ、先年ハ三都トモ襦袢等、其他ニモ小紋ヲ用フ、江戸近年ハ羽折及ビ男女衣服、或ハ下着ノ表ニハ用レドモ、其他女、襦袢等ニハ絞ヲ専トシテ、小紋及ビ中形ヲ用ヒズ、

木綿襦袢ニモ襟ハ同前也、又木綿襦袢、女用ニハ袖口ノ方ニ縮緬ヲ覆フ、表裏等、縫以下同前同裏ヲ紅絹緋縮緬等ニス、概幅三寸バカリ也、裏准之、首表一二寸内ニ折返ス、

又木綿襦袢ニ一種ノ製アリ、小民ノ婦女晴服ニモ、略服ニモ、全ク縮緬ノ襦袢ヲ製コト能ハザルモノハ、図略○図ノ如ク裾ノ周リド、八ツ口ノ辺ニ脇ブ、緋縮緬キレヲ覆フテ、衣服ノ隙ヨリ僅ニ見ユルコトアレバ、緋縮緬全製ト見ユル也、襟袖口ニ用フルハ普通也○中略

男女トモニ縮緬襦袢ハ必ラズ袷也、木綿襦袢ハ必単也、長襦袢ニ木綿ナキ也、因云、市中婦女ハ、礼服晴服及ビ略服ニモ、他行等ニハ長ヲ用フレドモ、平日ハ専ラ半身也、青楼妓院等ノ婦女ハ、平日モ専ラ長キヲ着ル、又半身モ着ル也、娼妓ハ夏ニ半身ノ襦袢ヲ着ズ、夏日ノ襦袢縮緬ノモノ、長半身トモニ単モアリ、並脊ニ浅黄木綿ヲ付テ汗ヲ除ル、又麻襦袢モアル也、紅麻也袷衣服ヲ着ス頃略ニハ木綿単半身ヲ用フ、

〔安斎随筆 前編 入〕一○カ○イ○ド○リ○打○掛○　立原氏水戸儒士甚五郎問云、武家の婦人小袖きて帯して、其に小袖

を打掛て是をカイドリと云て禮服とす、古實ある事歟、又カイドリの文字如何、　貞丈答云、內裏宮女の禮服は單衣、表著、唐衣、裳を著し、紅ノ袴を著る、是男の束帶のごとし、略儀の時は唐衣裳を著せずして小袿を表著の上に打カケて著る也、是男の衣冠又直衣を著るがごとし、略○註小袿は小袖のごとくにて廣袖也、ウラもあり、地は綾にて色は時節により、さま〴〵あり、地下のもの武家の女は、かの小袿の代りに、小袖を打カケて著るを、打カケ共、カイドリとも云、打カケたる小袖のツマの開くを取ツサメて手にカイトル意也、文字は搔取と書也、カヤトリなれども、キトイ音相通なるゆへ、カイトリといふ、カイは助語にて何意なし、略○下

〔貞丈雜記小袖三〕一女の帶したる上に、小袖をうちかけて著るを、うちかけと云ふ、今も京大坂などの人は、うちかけと云也、今江戸の人はかいどりと云也、かいどりと云事も古き書に見えたれども、つれ〴〵草にありかいどりすがたなどゝ云は、かのうちかけのつまを取りたるを云なり、小つまをかい取るなどゝ云も同じ詞也、

〔徒然草下〕世には心えぬことのおほきなり、略○中上戸はおかしくつみゆるさるゝもの也、酔ひくたびれて、あさゐまたる所を、あるじのひきあけたるにまとひて、ほれたるかほながら、ほそきもとゞりさし出し、物もきあへず、いだきもち、ひきしろひてにぐる、かひどりすがたのうしろ手、毛おひたるほそはぎのほど、おかしくつき〴〵し、

〔筆の靈曾篇四十七〕賀茂祭あふひかくるさま、人たまひ打出車、車の出しぎぬ、直衣の出し衣、うちき、みそかけ、又打褂の事、かいどり葵の事、略○中打著を著ては、自に其裾後方へ引れて、前はいたくあけば、其つまを搔とりて物するによりて、後には其方より呼て、此衣をかいどりと云り、搔取の衣と云意なり、然れば其體やゝかはれゝども、搔取は打著の餘波なり、略○下

〔近世女風俗考〕裲襠之事
うちかけといへる服は、中昔の小袿の餘風なるべし、昔は風姿あらき人、身なりをかくさんとて著たるより、禮服とはなりしと、女用訓蒙圖彙及び世間胸算用にいへり、

〔曇花院殿裝束抄〕一ぬひもの、うへにをり物を御ゑりをりてめし候て、かいどりにも、をり物めし候はむずるかの事、二をり物はいかゞにて候、

〔婚禮法式上〕婚入之部
一婚禮の當日、御料人の衣裝の事、將軍家の姫君、其外高位の家の姫君は、○中略掛うちかけには、さいはひびしを浮線にしたる白綾の小袖をめす也、うらも白き絹也、

〔女中裝束之書〕女中裝束の次第
一かいどりの事、九月九日より三月晦日まで也、上臈は織物板の物などなり、下々にはぬいの物、はくの小袖をすべし、

〔事蹟合考二〕神君御放鷹之事
一神君御隱居後など、忍の邊御放鷹として、御泊がけに御城へ御入被遊候とき、○中略御供の女中は、花色染の立波に汐汲桶などすそ腰にかけて白くしたるに、茜染の木綿裏つけたるを打懸に著て、あさぎ布の三尺手拭をいたゞき、あごにまきかへし、あまりをいたゞきにてからげて、馬に乗りたるが、おなじ體にて三人程づゝ、御供したり、

〔守貞漫稿十六女服〕昔ノ御殿女中之扮
事跡合考曰、○中略女中ノ裲ノ表地ヲ記サゞレドモ、木綿裏トアレバ、表モ木綿ナルベク、尤殿中ト旅中ノ差別モアルベケレドモ、今ハ下輩ノ女中ニテモ旅中ニ綿服ヲ著スベキヤ、○中略古ノ質素想像スベキコト也、

〔易林本節用集古服〕腰卷 腰裹

〔書言字考節用集六服食〕腰卷

〔倭訓栞中編八古〕こしまき　大雙紙に見ゆ、腰纏の義、女の服にいへり、女房飾抄に、四月朔日よりあはせこしまきとも見え、内々行事に、小袖地ねり、かたすそ同然袷也といへり、

〔貞丈雜記三小袖〕一女のこしまきの事、尻。切。といふ衣服を夏は腰に卷く也、冬はこれを著て緋の袴を著する也、是れ禁裏にては雜仕、御樋洗など丶云ふいやしき女の著る物也、武家にては、いやしからぬ女もこしまきする也、女官裝束圖式に云、尻切は雜仕、御樋洗所著也、はつき尻切ノ一名ナリ、張著ト書ク、冬紅梅、黑赤裏白ねり、つよくはりうつなり帶をせず、その上に精好の緋の袴を著用、夏はこれを腰卷と云、表白すゞし、縫はく金銀いろ〳〵もやうをつけ、裏白き精好、小袖のうへに打ちかけて、肩をぬいで腰にまかるとあり、貞丈云、禁裏に用らるはひろそでに縫ふ也、

〔裝束集成十二女官〕八。ツ。キ。。高倉家傳云、女服也、表向の服にあらず、御内にて出來、裁縫衣のごとし、或人云、女中詞に、そよ〳〵と云、裏表共に張たるもの色々、御年はいにより色目あり、小袖袴の上に著也、

〔倭訓栞前編二十四波〕は。つ。き。〇中略　女官の服にもいへり、地白ねりのしめ地の如き小袖也、そが内にさいの目と稱するは、宮方より典侍まで也と内々行事に見ゆ、

〔女官裝束著用次第〕上古腰卷之體〇略中女官裝束圖式云、尻。切。雜仕御樋洗所著也、は。つ。き。冬表紅梅、黑赤裏白練、つよくはりうつなり帶をせず、その上に精好の袴を著用、夏はこれを腰まきと云、表白すゞし、縫はく金銀いろ〳〵もやうをつけ、裏白き精好、小袖のうへに打かけて、肩をぬぎてこしにまく、

當時搔取之說〔中略〕

搔取ニ用小袖之品

肩裳肩裳ニ縫物アル小袖ナリ、纐格子細カナル格子嶋小袖ナリ、唐織、段織筋〇圖略

〔女中裝束之書〕女中裝束の次第

一大內の上らうは、つねに緋の袴を著給ひ、式正の時は七ッがさね、五ッがさねの上へ裳と申を引て、ながく後へ帶を懸給ふといへり、これは上﨟小上﨟の位までの方にもちいられ候て、下下へはくだらざる事と云り、宮仕の品によりて腰卷、かいどりに、緋の袴、さげ帶のたなはかはりありとなん、しかればさげ帶腰卷などの事は、裳とかけ帶をまなびたるにや、よしある方に尋べし、

〔後松日記十二〕又季多澤〇中同

上﨟女房の腰卷といふもの論略

腰卷は卽ち表衣にて肩脫たる體なり、肩脫たるは禮を失ふ樣なれど、帶計にて一向に上衣を著ざるよりはまされりとすべし、

〔婚禮法式上〕婚入之部

一こしまきのたちぬひも、小袖にかはる事はなけれども、ゑりかたをひろくあくる也、ゑりそこしにあて、兩わきの下へ、袖のさがりやう見よきやうにするなり、されはゑりかたをひろくあくるなり、こしまきはうらを付るなり、

〔同〕こしまきの圖〔圖略〕

表白すゞし綾はくもやう定まらず、うらは白き精好を付る、うらおもてともにすゞしにするを丸すゞしと云、

（末書）昔のこしまきはひろ袖なれども、當世は丸袖にしたるを用る也、當時の風にしたがふべし、古風を用べきも、人の好みにまかすべし、

〔女房衣裝次第〕女中衆衣裝之次第

一腰卷は、紅梅綸白綾牡丹白紅五尺の袖は二尺五寸、ふさはすそ袖下四所組候分一寸、總而八九寸うすうこう（うわがい計えりさきに下がへ也上がへ）此内しやらにおりたるも不ㇾ苦候、○下略

〔女中裝束之書〕女中裝束の次第

一腰卷の事、卯月朔日より五月四日まで、紅梅の類に赤裏の腰卷也、端午より九月八日迄はすゞし裏の腰卷也、○中略

一腰卷の事、左のわきにて本まへに引ちがへ合たる所を、ひぢにておさゆるなり、酌かよひなどの時は、ひぢにてかゝへられず、ゆへに糸にてとぢつけて、そのしなみへざるやうにする方も在、つねは本まへなれども、祝言あいさかづきより前は、ひだりのかたにて、左まへに合、色直しの時は、つねのごとくにいだし申也、○中略

一腰卷の事、卯月朔日より用ゆ、おもて紅梅赤裏、ぬひ物はやまぶき石竹などをぬふべし、

一五月はねもしすゞしうら也、縫物は姫小松なつ菊さなへなどをぬふべし、

一六月七月はすゞしのひとへ、ぬひものは花橘ふりなでし子など也、七夕の腰卷に、墨筆糸類かぢの葉など縫べし、

一八月朔日より九月八日まで、表かうばいなどに、すゞしうらをつけ、ききやう、かるかや、もみぢ、きくなどをぬふべし、いづれも腰卷はつねより身廣に仕立べし、

一しうげんの腰卷の事、合盃より前は、白あやさいわひ菱、又はねもしにつるかめ松竹、たまつばき、たち花、わか草、おやこ草などの白繡也、いろなほしよりは、こうばいか黑紅などに、ぬひ物は

まへのごとくせ、

〔娶入記〕よめ入の條々

一なつはまるすゞしこしまきたるべく候、たゞしえんだいによるべし、

〔婚禮推嘆記〕一嫁の出立の事、○中略袷の比も下に白き袷、上に白幸菱の袷、縫帶に腰卷也、○中略師傳に、○中略腰卷は四月朔日より九月八日迄、練に白生絹うらを付たる袷也、色直し前には、右の脇にて左前に合る也、色直し以後は、常のごとく本前に合る也、○下略

〔條々聞書三〕衣裝の事

一衣裝の替り候時節の事、○中略女中衆は殿中にはすゞしうらの練貫をめし候、御こしまきもすゞしうら、六月朔日より七月中、かたびらをめし候、○中略

御こしまきもすゞしうらとは、ねりのこしまきにすゞしのうらを付る也、こじ卷の儀、常の小袖の仕立にかはる事なし、袖はひろ袖本也、今江戸の諸家にて用るは、小袖の如く丸袖にする也、非也、えりかたをば常の小袖よりは廣くあくる也、是腰にあつる故也、えりを腰より上、背の中程にあてゝ、左右より前へ廻して、両のひぢにてえかとはさみおさへて着也、御宮仕、其外手に所作ある人は、わきの方にてとぢ付ても着也、又こしまきも小袖のごとく、時の季の花などをもやうに付る也、女はかたちをあらはに人に見せぬ物なり、さるによりて冬春などは、小袖の上にうちかけをする也、かたびらあはせなどの時は、うちかけをせぬゆへ、こしまきをして、腰のあたりをかくすなり、

〔有斐錄元〕御前樣○池田輝政室は、中川瀨兵衞淸秀公の御女也、大義院樣と申、御廟に御。被。といふ物有、袷にて表唐織にして、色紅、枝菊龜甲桐織、裏は練色紅也、然るに左右共御袖幅は竪に接縫有て、色も取合惡し、是を傳聞に、御有合の物にて仰付らるとなり、御被とは、御○○腰卷といふ、御大名御婦人、屋中の對客の時分、御用ひ被遊候もの、

羽織

よし、中川樣被レ遊候而、今御廟に御藏に有レ之、是にて、當時御質素なる事思ひ知るべし、

〔寶暦集成綿綸錄十五〕延享五辰年三月

町中女、近來羽織を著候儀有之由、下々寒氣ヲ防候爲メ、夫之羽織を著候杯申事は、物ずきと申ニ而無レ之候、自分之物ずきにて染させ、又は商賣物にも、女之羽織地と申も有レ之候由、右は異樣ニ而增長も致候而者如何敷候間、名主共ゟ右體之事差留候樣申渡、

三月

〔續視聽草六集二〕安政年錄

地震大風の後、世の風俗の改り、目に留りたる事一二をあげていはんに、女羽織を著用する風俗となりて、島縮緬袷又は綿入にて、脊に一所紋を縫て著するもの多し、

〔北州列女傳三〕勝山之傳

皆人丹後殿家敷前の勝山と云るを、丹前の勝山とぞ云し、神諧などするには、男風の黒仕立、紫の卷羽織、木刀の大小を帶し、玉縁の編笠に顏を隱し、其有樣由々敷歷々と見へしとなり、

袴

製作

婦人ノ袴ニハ、表袴、下袴、重袴等ノ數種アリテ、單袴、張袴、打袴等ハ、其製作ヲ以テ名トセリ、而シテ其地質ニハ織物、綾、精好、生絹、平絹等ヲ用ヰタリ、

〔延喜式十四縫殿〕中宮

春季

正月料(二月三月亦同、○中略)袴十五腰(紅)料絹十二疋三丈、(別丈五)絲一兩三分三銖、(別銖三)單袴廿腰(紅)料絹八疋

五丈、別二丈六尺五寸絲一兩二分四銖、別二銖〇中略

夏季

四月料五月六月同ニ七月、〇中略袴十五腰、單袴廿腰、〇中略

秋季

七月料八月亦同、九月閏ニ四月、〇中略袴十五腰、單袴廿腰、〇中略

冬季

十月料同ニ三月、十一月十二月並同ニ正月、

右四季御服並依ニ前件、每年依ニ數從ニ內藏寮ニ受之、准ニ例染織、臨時色月別一日十六日、兩般均分供進、若數不ㇾ等者上般加之、

〔服飾管見五〕袴

かの御服料に、袴十五腰別に五丈、單袴二九腰別に二丈六尺五寸とあり、是も此比は一重の袴の上に袷の袴を重著たるにや、かの御料の單の御袴の多きは、御身にまたしきものなればなるべし、

〔神祇官年中行事〕注進　褰帳女王用途事

合

一女王裝束一具　夏〇中略　張袴一料絹一疋、紅百兩、〇中略

一女房　打出四具一色〇中略　張袴四料絹四疋、紅四百兩、一腰別百兩、

一童女二人裝束〇中略　上袴二面織物一疋、一腰料糸十六兩二丈、裏浮物一疋、料糸八兩、〇中略　張袴二料絹三疋、紅二百兩、一腰別百兩、〇中略

一下仕四人裝束一色〇中略　張袴四料絹四疋、一腰別一疋、紅四百兩、一腰別百兩、〇中略

右大略注進如件

單袴

張袴

元曆元年六月日

〔裝束集成女官十二〕女房裝束著用次第

文容云、白小袖、緋袴、精好、仕立ヤウ如表袴、幅一尺二寸、〇下略

〔學習院所藏文書〕女御樣(藤原房子〇靈元后)御衣(夏冬)御几帳(夏冬)〇中略

御うちばかま

一御こしかけて(にいたて)　五尺五寸(内五寸は御こしなり)　一御まち　五寸五ぶ(おとし)

一はゞ　一尺一寸　一御ひもたけ　一丈一尺

一同はゞ　五寸　一もゝだちのあき　一尺二寸

以上

寛文十一年(辛亥)七月吉日

〔延喜式四時祭二〕鎭魂祭〇中略

官人以下裝束料(中宮准此、〇宮主中略)

御巫一人(中宮東宮御巫准此)御門巫一人、生島巫一人、〇中略袴一腰(帛三丈五尺)綿二屯、單袴一腰、(帛二丈、〇中略)座摩巫一人、〇中略袴一腰(帛一丈五尺)綿一屯、單袴一腰(帛一丈〇下略)

〔女官飾抄〕一袴は紅のはりばかま、祝のとき、こきはり袴、夏冬同じ、喪の時、生の紅のはかま、冬は御ぞ八領、或は六領、或は五以下、此上に袴をきる也、夏はひとへ重ねの上に、袴を著す、近代は小袖を著用す、

〔裝束要領抄(後附)〕女官

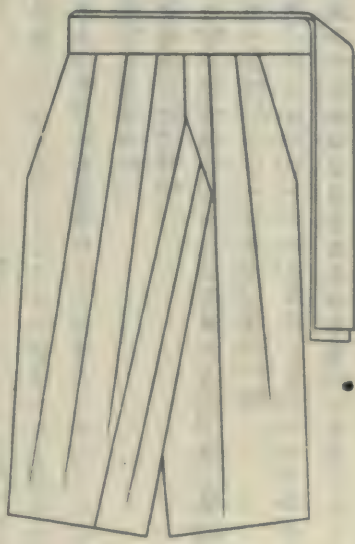
今世物具いろ〳〵〇付故實中略

紅のはり袴、長さいまだかんがへず、但雅すけ裝束抄に、わらはめのかさねはかま、ながさ九尺五

寸とみえたり、おとなしき人はいかゞ候はん、こきはり袴は、わらはめの着るはかまなりといへり、

〔近代女房裝束抄〕張袴長五尺五寸餘、一方三幅中、前幅一尺二寸、

腰五尺七八寸幅五寸餘



〔貞丈雜記五裝束〕袴之圖糊引にして張たるをはり袴と云、打てやはらかにしたるを打袴と云、○圖略

色はあかねにて緋にそむる、地は精好なり、　はかまのひもは、右の方にてむすぶ、

〔長秋記〕元永二年五月廿八日、經忠朝臣問云、三位可參御湯殿○中略之由有、其仰、裝束如何、答云、白單衣裳、唐衣表著、紅張袴、織物表重也、是常事也、經忠云、着唐物、如何、答云、着用之由、奉仲朝臣所示也、是承曆三年例云々、

〔台記別記〕久安六年正月十九日丁酉、祿法、○藤原多子女御入內、中略

御乳母二人

打袴

一具〈弁典侍○中略〉紅張袴〈○中略〉
一具〈大納言三位○中略〉紅張袴〈○下略〉

〔平戸記〕寛喜二年八月廿一日、今日北白川殿御移徙也、〈○中略〉北白河院御方、白檨物御衣、剛張御袴、御小袿、

〔續世繼〈二白河の花宴〉〕保安五年にや侍けむ、きさらぎにうるう月侍し年、白河の花御らんせさせ給とて、みゆきせさせ給しこそ、世にたぐひなきことには侍りしか、〈○中略〉四十人の女房おもひ〳〵によそひども、心をつくして、けふばかりは、せいもやぶれてぞ侍ける、〈○中略〉はかまもうちばかまにて、はなをつけたりけり、

〔台記別記〕久安六年正月十九日丁酉、今日事訖、始四條皇居女御〈多子○藤原〉廬装束、依廿二日還御也、〈○中略〉
渡御日、〈○中略〉
童女二人、〈○中略〉紅打袴、

袴寛

〔雅亮裝束抄〈一〉〕五せち所のこと〈○中略〉
御覽せぬ所のわらはは、ゑもづかひは、わらはは御覽の日はまいらず、かくるゝなり、〈○中略〉御らんずるところ〴〵のわらはは、ゑもづかひばかりまいるなり、さうぞく、かざみのおもて、うへのはかまのおもて、おり物なり、かさねのはかま、うちぎぬ、あこめのおもて、あやなり、〈○中略〉はかまのすそに、でいしてゑをかきだむことつねのことなり、〈○中略〉ひらぎぬのかざみうへのはかま、うちぎぬ、またつねのことなり、〈○中略〉すらうのなどは、ひらぎぬにてあるべきなり、〈○中略〉
ゑもづかひのさうぞくの寸法〈○中略〉
このわらはのさうぞくのやう、〈○中略〉うへのはかまのおもて、かさねのはかま、あや、くれなゐのうち、

色目

三へ五重することつねのことなり、〈〇下略〉

〔雅亮裝束抄三〕わらはのさうぞく、あこめはねりたれども、かざみ、うへのはかまはすゞしなり、

〔台記別記〕久安六年正月十九日丁酉、頃之女御〈〇近衞后藤原多子〉參上、〈今夜初著二紅生袴一、裏二蘇芳衣一、用二日來一、〉余〈〇藤原賴長〉不參、今日露顯日也、廿日戊戌、女御參上、〈自二今夜一用二紅生袴一、重二蘇芳衣一、著二用日來一、〉

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一御供之女房達九人の局

一の對面のつま三間

上﨟〈〇中略〉生衣の袴　權大納言典侍殿〈〇中略〉すゞしのはかま〈〇中略〉藤内侍殿〈〇中略〉生衣袴　衞門内侍殿〈〇中略〉生衣の袴〈〇中略〉　大納言典侍殿〈〇中略〉すゞしのはかま〈〇中略〉　勾當内侍殿〈〇中略〉すゞしのはかま　中内侍殿〈〇中略〉生衣袴〈〇下略〉

〔基量卿記〕元祿四年六月十一日、今小路局、〈當年十六歲〉鬢曾岐也、　十六日、午刻遂鬢曾木之作法、〈〇中略〉次局〈〇中略〉　註　着二紅袴一、〈精好也、持二樣日頃一、〉

〔言成卿記〕弘化三年九月十四日、〈〇中略〉　安永十年〈〇天明元年〉盛化門院〈〇皇太后藤原維子〉立后御服、〈〇中略〉御打袴、〈平絹〉〈〇中略〉右之通、令二書付一給云云、　十月廿二日、家公御參、其儀立太后、〈〇弘化四年三月、藤原祺子爲二皇太后一、〉御服御色目、書二一紙一、〈〇中略〉御打袴、〈紅平絹〉〈〇中略〉右御持參、立后御服更而議奏當番三條大納言ニ御附屬、伺給云云、　廿四日、准后御方、立太后御服、如二御覆一被二仰付一云云、

〔筆の霊〈前編十〉〕大袿小袿はふりて著るうちき、裏にきるうちきの事、から衣、うはぎ、濃き袴、裙帶、裳の事、其緒を腰と云事、腰裳の考、衣の類に三重五重など云事、たすき玉襷、〈大江山、一畫、昭宣、〉
是も大江山の畫卷に出たり、赤き袴きたるは、此中の貴人なり、それが上に著たるは袿なり、袴のすそを長く引くは、今も貴なる女の、長き衣の裾を引くなるを著ると同じ意ばへにて、飾を甚くせたるなり、是を濃き袴といふ、古き名にて、紅の色濃きよしなり、又紅の袴とも、張袴ともいふ、此

物よき人のみ著る物にはあらず、下々の者も、宮づかへなどし、よき人の目にもかゝるべきは、皆著たる事なり、今昔物語十六の七話に、更ニ取ラスベキ物无シ、但シ自然ノ事モヤ有トテ、紅ノ生ノ袴一腰持ケルヲ云々、枕草子に、げすのくれなゐの袴きたるとも云ひ、又大きやかなるわらはの髮などうるはしき、すゞしの單、あざやかなるはかま長く著なして、ゐざり出て云々など云へり、又みぐるしき物と云條に、はかま著たるわらはのあしだはきたるとあるも此袴にて、其長きを强て引上げなどして、あしだにか　らざる樣に著たるが、みぐるしきをいへるなり、古畫どもにも、貴からぬ女の著たる狀少からずなん、

〔筆の霊後編四十一〕雅亮裝束抄に、紅のはかま、こきはかま、濃き張ばかまなど云り、今は俗にそれを官女と云者のみ著る物として緋の袴と云り、

〔安齋隨筆前編十一〕一紅袴　下女亦著　袴は足を覆ひ隱すべき爲の禮服なれば、古は下女等も紅ノ袴きたる也、古畫などにも多く畫けり、○中略古は武家の女どもゝ、紅袴きたりしが、室町殿の代に至りては常には著ず、晴レなる時のみきたるやうに、其代の記錄どもに見ゆ、それも應仁の大亂より以後の事なるべし、今は將軍家の御臺所の外は、きたまはぬ事になれり、大名の內室は攝家親王家の息女を妻にせられたるは、紅袴著用也とぞ聞及びし、

〔今昔物語二十〕陽成院御代瀧口行金使習外術語第十

今昔、陽成院ノ天皇ノ御代ニ、瀧口ヲ以テ金ノ使ニ陸奥ノ國ニ遣ケルニ、道範ト云瀧口、宣旨ヲ奉テ下ケル間ニ、信濃國［　］ト云所ニ宿ヌ、其郡ノ司ノ家ニ宿タレバ、○中略年廿餘許ノ女、頭ツキ姿細ヤカニシテ、○中略微妙クテ臥タリ、○中略九月ノ十日比ノ程ナレバ、衣モ多モ不著ズ、紫苑色ノ綾ノ衣一重、濃キ袴ヲゾ著タリケル

〔台記別記〕久安五年十月廿五日癸酉、皇后○近衛后藤原多子入內、諸國所課、

諸國所課、久安五年十月廿五日催之、○中略

一女裝束十三具(中略)濃○袴○

美濃　尾張　但馬　加賀　參河　武藏　已上各二具

若狹一具○中略

一濃○袴○卅八腰

上總　下總　信濃　周防　安房　伊豆　淡路　攝津　河內　和泉

紀伊　出羽　已上各三腰

〔兵範記〕久壽三年二月廿八日庚子、申剋許向權弁亭、於四條東洞院新造家、被經營也、右衞門佐光宗令嫁第三女子也、○中略上臈女房二人、○中略已上曾着濃○袴○、童女二人蘇芳袙五、青單、濃打袙、濃○袴○等着之、

〔玉葉〕承元三年三月廿三日、此日故攝政前太政大臣良經長女有入宮事、○名立子○中略皇后宮權大夫良平卿起座出中門廊北障子下、隨指貫取裾、女房裝束色目、濃○袴○、蒸衣等也、○下略

〔吾妻鏡四十九〕正元二年○文應元年三月廿八日乙未、和泉前司行方、持參御息所御服月充注文於御所、將軍家○宗尊親王覽之、

正月分○中略　紅○御○袴○○中略

四月○中略　紅○御○袴○○下略

〔資勝卿記〕寬永五年八月十五日癸卯、梅小路贊ソギニナ、早天ニ中納言亭ヘ參候、未上剋東向碁盤ノ上ニ賀茂川石ヲ二ツ置、コレヲ踏立、兩ノ手ニ子ノ日松、橘ヲ紙ニ包持、緋○袴○ヲ着用、于ヲノ袷也、

〔幸充日次記〕寬延三年四月十五日丁亥、充實入來、婚禮之次第幷覺書、○中略記左、○中略

自舅君父給紅○御○袴○於婿君、○女房勤使○下略

〔壬生家記〕文政元年十月五日、日野殿より御尋ニ付、御巫裝束色目差出候事、

貞享以來天明之度迄、御巫、猿女裝束、〇中略

一緋袴〇中略

以上

十月　　行事官

〔雅亮裝束抄一〕五せち所のこと〇中略

わらはさうぞくの寸ほう〇中略

うへのはかまたけ四尺三寸、このなし、あしつぎ一尺二寸、すそのひろさ一尺三寸、ひろきがよきなり、こし一丈二尺、

〔類聚雜要抄三〕一童女裝束節〇五事

表袴長四尺五寸下袴長八尺參料、丈御覽料、一

一童女裝束著事

先下袴ニ表袴ヲ重テ、次重著事如常、下袴腰ハ左結之、表袴腰ハ右ニ、自常ハツヨク結之、末ヲウルハシク引重テ、股立ノ縫目ヲ表ニシテ、引弘ゲテ、足ヲ可踏立也、下ノ袴腰ヲバ、表袴ノ下ヨリスンヘウルハシク引出也、

〔枕草子五〕なまめかしきもの

おかしげなる童女のうへのはかまなどわざとにはあらで、ほころびがちなるかざみばかりきて、〇下略

〔小右記〕長和三年十一月十九日辛丑、童女節〇五二人裝束(中略)表袴、重固綾袴、三本、送右衛門督御許、

〔筆の霊後編四十六〕表の袴の裏より長く引出たるを、かさねの袴といふ、

〔羽倉考二〕重袴着用時之事

雅スケ抄ニ見エタル執翳、女御參、五節、女御所顯ニ、童女ノ着用スルヨリ外ハ、イマダ所見ナシ、直雅スケ抄ノ書面ヲ案ズルニ、此等ノ時ニ限ルナラン歟、

〔雅亮裝束抄一〕五せち所のこと〇中略

ひめ君のさうぞく〇中略

わらはのさうぞく、まいりのよは、いかさまにもつゝじのかざみ、おもてあや、うへのはかま、おもてたゝきぬまろくはりて、やうしてこきうちうらをつく、あこめすはうふたつ、あをきひとへ、こきうちぎぬ、こきはりばかまなり、まづはりばかまをうへのはかまにかさね、こしをきむずる人の右にむすばんずる定におもひあてゝ、うへのはかまにつらぬきて、すそよりひきいだす、やがてこしもうへのはかまの右のかたより、すそへひきいだしたり、かくてかさねのはかまとはいふなり、それをとりてわらはのはかまをぬがせてきす、うへのはかまかさねながらきすれば、まづはりばかまのこしをゆふ、すそよりいでたるをかみへひきあげずして、たかのもとをしまたるほどに、むすぶやうにむすべば、くりいだしなどせねども、これをひするなり、さてうへのはかまは、右をうはがへしにして、こしをひきまはして、ひだりのうしろにかぎにむすびて、いたくさがりたらば、こしにをしかふべし、さてのちはりばかまのすそをひろくひろげて、もゝだちのぬひめをうへになして、うへのはかまをも、この定にして、またのをふますべし、〇中略

わらはさうぞくの寸ほう〇中略

かさねのはかま　ながさ九尺五寸せたまたにぬふ、こし一丈三尺みのをひとのを□一尺一寸におりて、おほかた一尺七寸にぬふべし、

〔小右記〕寛弘九年〇長和元年四月廿七日甲子、今日可勤吉田祭使、而日來憚寸白未能減平、仍談將監仲

著用制

重、爲身代令出立之由、昨夕申左府、〇藤原道長許容了、〇中略被物、單重女裝束一襲、〈中一重、唐衣、同色重袴一具、紅染擣褂、〉奉送四條大納言〈〇藤原公任〉之御許、依先日被示送也、

〔江談抄　二雜事〕華山院御時被禁女房以下袴事、又云、華山院御時、被禁女房幷下女等袴、一裳袴被免云々、

帶

製作　地質　色目

女帶ニハ、掛帶、附帶、提帶、丸帶、晝夜帶、腰帶等ノ名アリ、而シテ後世ノ女帶ハ、男子ノ帶ニ比シテ、其幅廣キヲ常トシ、地質色目等ニ於テハ、一般ニ華美ナルヲ用キル、又古クハ概子前面ニ結ビ垂レシヲ、後世ニハ多ク背後ニ結ビ束子、且ツ其結方ニモ、年齡身分等ニ依リテ、種々ノ樣式ヲ生ズルニ至レリ、

〔宗五大草紙　上〕衣裝の事〇中略一いにしへは帶六ッわりにて候し、慈照院殿〈〇足利義政〉御代より、八わりになされ候、人によるべからず、

〔嬉遊笑覽　二上服飾〕古の帶は、その服の裁餘をもて作れるにや、源氏〈紅葉賀〉おびは中將のなりけり、わが御なほしよりは色ふかしと見給ふ、〈身侍のもとより、落たる帶な源氏へ返したるに、頭中將の帶にて、源氏のにはあらず、〉花鳥に、總直衣人者は直衣のきれを帶に用ひたる也とあり、但し女の帶のさだめにはあらず、七十一番職人歌合に、帶うり、人妻にかけし衣の細帶のくけ地もあらば嬉しからまし、其頃女の帶も男帶の廣さ二寸ばかりもあるらむと見ゆるを、左右はいづれにても脇のかたにて片膝に結びて下げたり、古畫ども見て知るし、貞文記に、昔は六ッ割の帶を被用候つるを、慈照院殿樣の御代より相止られ

候、人によらざる義か、女房筆記に、古は帯六ッ割にて候し、じせうゐん殿御代より、八ッ割になされ候、人によるべからず候（慈照院殿は東山殿義政公なり、實隆より文明の頃、）とあり、此頃は古くよりや、廣くなりしを、改められしならむ、さて後世に至りては廣くなりしと見えて、三絃の齋、大幣とり組の歌に、京では一條やなぎやが娘よつわり帯をたすきにかけて、（此歌は文祿慶長ごろなり）帯地の幅凡全幅二尺五寸を、四ッ割として見れば幅三寸許の帯なり、○中略女鏡（慶長板）帯は廣きもせばきも、時のはやりに從ふ、廣すぐれば、ばしに見えて、鄙きものなり、又ちいさすぐれば、腰もとあしく、およそ二寸五分たるべし、染やう大ちらし杯は、ばしばしにて宜からず、これもしんにたてなるをほんとす、のりのこはきは宜からず、さげ帯などは格別なり、それも柔かなるをすべし、○中略吾嬬物語（寛永十九年）遊女の事をいふに、御物ずきなるかたびらに、色々の御帯の廣さ五六寸あるべきを、前にて片手結びになされ云々、東海道名所記、西阪の條、遊女がましくて來るを見れば、つくもの如くなるさぶむさ〳〵とたばね、なまじゐにはゞ廣き帯を腰にまとひ云々（女鏡に、廣過れば、ばしに見ゆるとは、かゝることをいふ也、）西鶴が一代女（貞享元年）當世の風俗身の程をしらぬぞかし、一丈二尺の帯むすぶも、氣のつきることぞ、昔は女帯六尺五寸に限りしに、近年長うして、物好みよげに成ぬといへり、爰に昔と指すは寛永頃にや、一丈二尺の帯、幅をいはざれ共、二ッ割なるべし、物の移り替るは常なれど、其内わきていたく變る時ありと思はる、天和貞享のころ卽是にて、帯廣く袖口大になりなどしたる此時なり、常一本に、淺草並木の茶屋女をいふ處、たて染小袖、はゞ廣帯、尻のとがりに引かけて、せいをやり云々、

〔女重寶記　一〕衣類の沙汰幷に染やうの事○中略

一帯のこと、繻一はゞに大ちらしのそめおび長さ八尺にしてまへむすび、これ今のはやり風なり、むまれつきの腰のふとほそにしたがひて、帯のひろせばかっこう有べし、帯は中ごろはやりし茶繻子、花色繻子など、老若に通ひて、目にたゝず、よきもの也、女中のめす物は目にたゝず、じみ

なるを本とする也、

〔獨語〕婦女の帶は、金襴を美麗の限とし、黒地に梅櫻松を所々に織り付けて、是を鉢の木の帶と名付けて珍重しけり、廣さ値に鯨尺二寸ばかり、紙を心として綿など入るゝことなし、四月より八月まで、婦女の禮服に、綿にて廣さ鯨尺の八分ばかりなるを、後に結びてたるゝをつけ帶と云ふ、今のつけ帶は、昔の常の帶よりも廣く、今の人に昔のことを語ればそらごとゝ思ひてつゆ信せず、此等は我が〈太宰純〉まのあたりみたりしことにて詐に非らず、奮く知りたる人あらば尋ね問ふべし、都べて男女の衣服、昔は極めて質素なりき、〇中略婦女の帶も、貞享元祿の比より漸く廣くなりて、今は鯨尺にて八九寸におよべり、綿を心として屏の如し、

〔昔昔物語〕一昔は奥方御息女方物參りに、下ゲ髮供侍上下著、女中帶、皆今織の金入幅三寸計、長七尺五六寸計、娘腰元も右の通、又純子繻珍の帶は、したは木綿金入とて、絲を織たる金入抔有し、寛文の比より幅廣なり、延寶の比猶廣く、長一丈二三尺、緞子二ッわり三ッわりにせし、ついへ成事なり、〇中略

一むかしは女の衣裝もやう、其年ばへ相應の物を着せし、今は左にあらず、〇中略帶も常の女は幅せまき故、遊女幅廣を用ひたり、今は常の女皆遊女の眞似をする、皆女の器量なきゆえなり、

〔踏龍工隨筆〕古きより手まりの唄に、五兩で帶買ふて三兩でくけて、くけめ〳〵に口べにつけて、折め〳〵に七房さげてとうとふは、中古の流行に帶のくけたる間に燕脂をさし、たゝみて結ぶ所の折め折めに、總を提たるが七ッありしと、老人の語りし、

〔近世女風俗考〕帶之事

昔の女の帶は、今世の男子の帶よりもせまし、〇中略成書〈享保十二年寫本、八十八歳老人筆記、〉に云、殊の外に様子かわり候は、上下ともに女中の帶にて有之候、我若きころまでは、女中の帶と申候は、よろづ巻物類

をば三ッ割にいたし、略中、絹羽二重の類は、ふたつわりと相定りたること、有之、就中通しと申候は、右の三ッ割をまた三分せばにくけて、はしをむすび出し、込てさし置候こと、有之候處に、四十年ばかり以前より、織物類を二ッ割、絹類は一幅をそのまゝにてぬひ、後ろのむすびめなどをも、おびたゞしく大きにいたさず候ては、かなはぬことゝ、罷成候云々、といへるは、天和貞享年間にあたるになり、

〔婚禮法式下〕嫁入之部

一婚禮の當日、御料人の衣裳の事、略中、紅の袴着ぬほどの人の帶の地は、厚板薄板にて、ひとへ廻りにして、中に鳥の子の紙をいれて、模様を金みがきにしたる物也、帶の巾は、一幅を六ッに割、又は八ッ割也、結様は前にて結び下る也、此帶は裳の引こしをかたどりたる物也、將軍家の大上﨟小上﨟も、常の時、紅の袴を略し給ふ時は、此帶をむすび給ふ也、厚板とは唐織をあつく織たるもの也、薄板とは唐織をうすく織たる物也、から織とは、地はき糸にて、紋がらは五色のねり糸金糸等をまじへて、浮織にしたる物也、金みがきとは、一面に金にする事也、

〔三省錄衣服編一〕古老のものがたりに曰、略中、百年以前までは、公家武家の外は、紗綾縮緬の類、民家の妻子帶にも持申さず候ところ、六七十年以來、そろ〳〵と華美に罷成、下女等に絹の帶、棧留島帶など候ものも、間々見及候へども、夫も稀なることなりしが、近年は緞子、繻子の帶など、かるき下女も所持仕候、略下

〔嬉遊笑覽二上服飾〕同記衣食住、略中、に帶は元文ごろ丹後琥珀、晝夜織、寶暦には黑ごはく、縞眞田云々、天明ごろ緋はかた、世に腹切帶と稱す、ひとんす、紫とび、はゞは二寸五分なり、元文ごろには四寸五分より段々廣く、又寶暦より狹くなり、安永初めには丸ぐけ帶の如し、天明に至て元文にかへり廣くなる、

〔守貞漫稿 女服 十六〕御殿女中ハ〈略〉〈中〉帶錦純子ノ類、或ハ黑繻子ニ繡摸樣モアリ、長ケ丈也、幅市中女帶ヨリ聊短シ、〈概七八寸歟〉掛ノ下ニ用フ、帶ハ幅五六寸、黑繻子ニ繡等ヲ專トス、〈蓋椿菊ノ類ヲ一二花三四葉ニテ、大サ五六寸ノ散紋也、〉

〔皇都午睡 三編上〕帶の製に、上方の樣にシンを入ず、鯨帶とて晝夜帶多し、

〔好色一代女 一〕淫婦の美形

しんなし大幅帶しどけなくつい結びて、三布なる下紐、常の女より高く結びて、〈略〉〈下〉

〔俗つれ〳〵 二〕作り七賢は竹の一よに亂れ

つぎ〳〵の女までもぬるき風俗なくて、世間に幅廣の帶の折節中幅の前結は惜し、

〔好色一代男 三〕是非もらひ着物

暮方に色つくりたる女、〈略〉〈中〉縞繻子の二つわり左の方に結び、〈略〉〈下〉

〔胸算用 一〕問屋の寬濶女

近年は何方も女房家ぬし奢りて、〈略〉〈中〉帶とても昔渡の本繻子、一幅に一丈二尺、一筋につき銀二枚が物を腰にまとひ、〈略〉〈下〉

〔毛吹草 三〕攝津　津村木綿織帶

〔半日閑話 五〕一幸手宿に木綿島に綿糸にて摸樣織付たる男女帶地を、當地にて織出すと云々

〔將軍德川家禮典附錄 十二〕右大將樣御婚禮之次第〈略〉〈中〉

御婚禮之節御取替御品之内

右大將樣〈江〉姬君樣〈德川家定室鷹司有子〉より被爲進〈略〉〈中〉

一紗綾御上帶地　三

花色一　茶色一

御引綿　二十五匁充

御中入木綿　一丈充〈略〉〈中〉

掛帯　提帯

右大将様より姫君様江被進、略○中

一御帯地　三

緞。子。御地白。御素縫　一　緞。子。御地墨。御素縫　一　緞。子、御地墨。縫金糸鹿子入　一

御引。総。　七拾目充　御中。入。木。総。　一丈充略○下

〔深窓秘抄〕掛帯　女房用之

〔奥儀抄下之下〕ひたちの国には、をとこ女のなからひをうらなはむとては、略○中とるべきは、かけ帯のやうにまろにむすびつながはるゝを、さもと思ふおとこなれば、やがてかけ帯のやうにうちかけつ、

〔後水尾院当時年中行事上正月〕一正月朔日略○中あさがれひを供す、略○中上臈中臈下臈いづれもきぬは、うるはしくもきず、ひとへばかりをかいいだきて出そはにおく、著座の後釵子をさし、童はさゝず、かけ帯ばかりをかく、略○中

〔後水尾院当時年中行事上六月〕晦日、略○中御引なほしめされて、朝がれひの御座につかしめ給ふ、上臈一人例のひとへぎぬをいだきて御前にすゝむ、著座の後かけ帯ばかりをかく、

〔書言字考節用集六服食〕提帯サゲヲビ

〔俚言集覧部〕つけ帯　女中の平常うしろにて結ぶ帯の事也、かいどり下は前にて結び、又提帯にてあらぬたゞの帯の結び様にて、御殿によりて帯つけとも云、

〔貞丈雑記十三上〕一古の女の帯、今の帯の如くはゞ広き物にはあらず、ふくさ帯などいふ物なし、皆さげ帯也、貞衡云さげ帯は裳袴と云物の帯と、同こしらへ也、ひとへまはり也、中に鳥の子の紙を入る、上臈は惣様金みがき也、其下はこしあげとて、腰を色をかへ、うす紅梅などにそめて、前に下る分金みがき也云々、裳袴とは公家上臈装束の上に、裳といふ物をめす也、裳をめす時著給ふ袴

を、裳袴といへる也、絓の袴の事也、其袴の下にする帶と同じこしらへに、さげ帶を作る也、金みがきとは、一面に金にする事也、前に下るとは、前にてむすび下る也、此帶の地はあつ板うす板なるべし、あつらへて金みがきにもこしあげにも織する成べし、○中略

一附帶の事、貞順請取渡次第云、附帶云々、女房内々記云、今日より女房上下帷子を色々に染て著る、附帶也、是ノ事は洞中の御沙汰也、俗ニ地白帷子さげ帶と云也云々、其天文永祿元龜之比の書也、さげ帶、本名は附帶と云也、

〔諸大名出仕記〕帶の事、つけ帶用候事能候、○下略

〔後水尾院當時年中行事下〕一帶はゑやうのおびを用或は薄のさげ帶也、近年唐もの染物ぬひはく箏のくけ帶をも用、本式にあらず、

〔洞中年中行事五月〕朔日、○中略今日より女房上下かたびらを色々に染て著、附帶なり、此事は洞中計の御沙汰也、俗に地白帷子さげ帶といふなり、

〔諸家奧女中袖鏡〕年中服柄の事

一御中臈以上、本式の身拵ひ、左にしるす、○中略

一附帶(つけおび)　表黑繻子、金糸色糸にて繡ぬいもやう、心異わた、仕立はゞ七寸、○中略

一提帶(さげおび)　表唐織の類、心木綿、うら紅羽ぶたへ、幅三寸五分仕立、○中略

一御側御次巳下平御次まで、本式身拵ひ、左にしるす、○中略

一附帶　表黑繻子、うら黃繻子、服合せなり、○中略

一提帶　表繻子のるい、うら紅絹、心木綿、幅三寸五分仕立、

〔守貞漫稿十六女服〕御殿女中ハ、○中略袷及ビ帷子ノ時、禮服ニハ付帶ヲ用フ、時服ニハ不レ用レ之、○中略

付帶ノ圖　一名下ゲ帶ト云　綿ノ心ナシ、平絎ニテ兩端結ビ餘ル所ニハ、厚紙ノ心ヲ納レテ箇

琥珀帶

繻子

ニスル也、背ニ結ビ付帶エハ掛ヲ著ズ、今世兩端ノ垂ザルヲ良トス、下ゲ帶ノ名虛名ナレドモ、今ハ專ラ一名下ゲ帶ト云、

付帶ノ名、天文永祿以來有之、寬永ノ付帶、幅僅ニ八分、今製ハ纔三寸也、寬永ノ大帶ヨリ廣シ、

〔天保十三年物價書上下〕摸樣類直段引下ゲ書帳 ○中略

一提帶。。　一筋

上代　五月引下ゲ直段　百拾八匁　當時同樣

中代　五月引下ゲ直段　七拾七匁　同

下代　五月引下ゲ直段　五拾貳匁　同 ○中略

右之通直段引下ゲ商內致候、此外右ニ順じ出精可致候、以上、

天保十三寅年九月　本石町貳丁目喜四郞店　井筒屋伊兵衞

〔諸家奧女中袖鏡〕御制禁品々の事 ○中略

年中服柄の事 ○中略

一御三の間御乳身揃ひ、左にしるす、○中略

一繻布帶　琥珀の類、縮緬の類、腹合せなり、○中略

一御使番御仲居身揃ひ、左にしるす、○中略

一繻布帶　琥珀の類、綿小柳のるい、腹合せなり、

〔天保十三年物價書上下〕摸樣類直段引下ゲ書帳 ○中略

一繻子縫帶。。。　一筋

代　三月引下ゲ直段　百四拾七匁　當時同樣 ○中略

右之通直段引下ゲ商內致候、此外右ニ順じ出精可致候、以上、

丸グケ帯

丸帯 腹合帯

本石町貳丁目 嘉四郎店 井筒屋伊兵衛

天保十三寅年九月

〔西遊記續編一〕古朴

薩摩などは、格別の遠國故にや、城下にも猶古風殘れり、〇中略近き年はやう〳〵に他國の人も往來するやうに成て、〇中略下女はしたなどは、今に丸ぐけの帯なれども、妻娘などは帯も幅廣くなり、髪形ちも漸上方を學ぶ家もあり、

〔倭訓栞前編八久〕くける 帯紐に或は絎をよめり、匿し縫ふの事なれば、くけぢと意通へり、うつぼ物語に、くけばり見えたり、

〔御伽名題紙衣二〕思ひ川へ手ばまり沈み入粋の身の果

大川筋を椀久むしやくしやあたまに、立島の布子、丸ぐけのひとへ帯、革巾著の明がらさげて、〇下略

〔風流曲三味線三〕仕過しの天狗仲間

内より出る人々を見れば、委は當流の大臣めきて、〇中略立島の布子、丸ぐけの單帯、〇下略

〔諸家奥女中袖鏡〕御制禁品々の事

一丸帯は御側御次以下禁ず

一腹合せ帯、赤地、總女中とも、二十才已上禁ずる事、〇下略

〔三養雜記一〕鯨帯

今は裏表かはれる帯を鯨帯といへり、これはちと黒天鵞絨に白繻子などを合せくけたる帯、明和安永のころ專はやりたり、そのかみは總て白地に黒色をとり合するゆゑ、鯨帯の名は起りしなり、あるひは兩面帯、又は晝夜帯などもいへりとかや、明和頃の俳書名物鑑に、兩面帯といふ題にて、夜晝の帯もとけつゝ閨の月風紛といふ句あり、猶ふるくは天和の印本題林一句に、颪吹や

あせのうらきの鯨帯、といふ句あり、又延享廿歌仙の附合にも、あすか川帯さへ今はおもてうらなども見ゆれば、ふるくいへる名目とおもはれたり、

〔嬉遊笑覽服飾二上〕昔抜様亀山染、入 目 白いと黒と縫付たら鯨帯みる様でしまりがよかろ、明和七年の淨るり

〔世間妾形氣二〕篠の酒所は山路のきも入喚が附親ひは茶の木綿布子青梅縞の類、緞子の裏打帯まとはして、氏なふて玉の輿の足代、○下略

〔書言字考節用集六服食〕拘帯（コシヘンビ）䩞（コシアビ）腰帯

〔物類稱呼四衣食〕腰帯こしをび　東國にてこしをびといふ物を、畿内にてかゝえをびと云、

〔諸家奥女中袖鏡〕御免服の事○中略

一同御側御次以下すへ〳〵まで赤地の事○中略

一紳（としおび）帯掛は、御側御次以上白地の事、

年中服柄の事

一御中臈以上、本式の身拵ひ、左に記す、○中略

一紳　表白りんず紗綾のるい　心木綿異わた

一帯掛　表白りんず紗綾の類○中略

一御側御次巳下平御次まで、本式身拵ひ、左にしるす、○中略

一紳帯懸　表紅羽二重にても緋ぢり緬にてもよろし、心木綿異わた、

〔近世女風俗考〕帯之事

明暦より寛文の末までは、かゝへ帯いと稱なり、如此うしろに結ぶは延寶天和貞享の初までなり、○圖略

こしおび　享保十九年の畫本に見へたり、是今の體にかはらず、圖のごとく、○圖略帯を胸高にむ

すぶ事は、元祿のすゑつ頃よりはやれるにや、近松門左衞門が作の、百日そがにみえたり、

〔皇都午睡三編上〕抱。へ。帶。は丸で本帶の下で結ぶゆゑ、外からは見えぬなり、上方の如く本帶の次に見える樣に結ばず、內にては大方が一ッ結びに引通したる儘なり、

〔世間娘氣質二〕哀なる淨瑠璃に節のない材木屋の娘愛に長堀のながれの末に、木曾山の材木屋せし有德人の息女、○中略十三がはりの寄島帶、おまん樣結びもよしや花車づくしの抱。帶。、

抱帶

〔俗つれ〳〵四〕御所染の袖色ふかし娘盛を恐らくはと想はる、顏つき、○中略帶は黑き天鵞絨に大紋の石疊、○中略抱帶なしに細。き。忍。帶。を締め、○下略

シゴキ

〔物類稱呼四衣食〕腰帶こしをび○中略東國にてしごきと云物を、畿內にてか。ゝ。え。ぼ。う。し。と云、肥後にてゝぼそといふ、江戸にてゝぼそといふは、わたぼうし也、○下略

〔好色三代男一〕戀の姿揃へ鳥と猫の染入縮緬のしごき帶、誰が戀種かおも草のおもわくらしや、

〔好色三代男二〕戀は食らでいなの酒呑年比と若き女打連て歸る、皆疊後紋の褡衣、日野の紫のしごき帶、此所にての女姿、あれはとゝへば、大湯女小湯女とかや、○下略

前帶

〔嬉遊笑覽二上服飾〕古は帶紐みな前にて結びしなり、是自ら順にして本義なるべし、猿樂狂言の女、みな前帶なるにても知べし、寬文の頃までは、女も多くはさみ帶にして居たり、つき込帶ともいへり、箕山が大かゞみに、つき込帶といふこと、昔はなかりつれど、近代京より始る、帶さきを結ばずに折込ことなり、是傾城に一段と取あひたるものなり、結び込たるはかたし、立居にしやらはど

けして、帶を引廻しながら座をたちたる體、おのづからにて風流なり、又云、帶の結びめは、眞中より少し右の方へよせて結びたるがよし、風流徒然草、昔は帶のはゞもせばく、胸高なりし故、尻小く見え、立に結びめもなく、ついばさみたる故、取なりも細く、丸く腰の平たきよね一人もなし、當世は帶も緞子の一幅を、ふじ三重のあたり迄引さげ、むすびめは大なるまな板の如し、夫故すそ廣にあづちなどを立たるやうなり、せいひくきよねは、一入取なりあしゝといへり、秋色が句に、むかし遊女さし込帶や雪の峯、遊びは常の女とちがひ、帶のはゞなどもことに廣かりしとみゆ、西鶴置土產〈三〉土人形をいふ處、遊女にしては帶がせましといへり、

吉彌むすびといふは、西鶴大鑑〈六〉東洞院の浮世紺屋の娘、すがたのお春といへる名とりあり、上村吉彌これをうつして、一丈二尺の大はゞ帶、くけめの角に鉛のしづをかけ、世に吉彌むすびと、はじめて今にはやらしぬ、虛栗集、かなはぬ戀を祈る淸水、〈嵐雪〉山城の吉彌結びに松もこそ〈其角〉菱川やうの吾妻佛、〈嵐雪〉雨後三杯機嫌といふ野郞評判記の序に、砂は岩となりて、吉三風の衣を肩にかけ、金は山となりて、吉彌流の帶を腰にまとふ云々、水木辰之助を評する處、とりどり上村吉彌ともいふべしなど見えたり、吉原徒然草には吉彌結びは、もと玉章結なり、吉彌が結びそめしといふは誤なりといへり、歌舞妓事始に、もと女形前帶すること、昔は曾てなし、是近代のことなり、明曆のころ、東山邊の茶店の者、いそがしさの餘り、後へ廻す隙さへなく、其儘に居たりしに、其風傳へ移り、今世間一統となるといへるは、妄說なり、前帶のこと前にいへるが如し、且つ結め前にありては、立ふる舞障りとなる故、片脇より遂に後ろにて結ぶことは始りけん、ことに帶はゞ廣くなりては、彌便利によりて習となりたるを、ざれたる方にこれを好みしと見えて、一代女〈三〉後帶はきらひなれども、それぞれの風儀にかへて、貢唐茶に刻み稻づまの中形帶云々あり、是は武家風なり、嫌ひなれどもといふにて、前帶の事知べし、○〈中略〉

女重寶記〈元祿九年〉帶のこと結一はゞに大

ぢらしの染帶長さ八尺にして前結び、これ今のはやり風なり、○中略元祿八年板行の師宣が百女圖に、前帶なるが多し、袖とめ女にもあり、或人云、寶曆の頃江戸町二町め兵庫屋に、志賀崎といふ遊女あり、帶はゞ二尺五寸にして、かるた結びにむすびたり、世に帶志賀崎と異名を呼り、歌舞妓事始に、男の如く四角にするをかるた結といふ、平十郎結といふは、三代め村山平十郎といへる立役者が、結び出たるより初る路考結び、二代め瀨川菊之丞初めたりといへり、元祿曾我物語三白じゆすの疊み帶結び、先一文字にしてといへるも似たる結びやうにや、疊帶とは心(シン)なしの帶なるべし、

〔屠龍工隨筆〕女の前帶にする事は、そのかみ祇園の前にて煎茶を賣し女の、茶の飲人數多ありて、いそがはしければ、解たる帶を前にてむすび、後へまはす隙なくして、茶をくみしを、京の女のまねびて、その風を移したるがはじまりなりといへど、能狂言の女の皆前帶なるを見れば、夫より前のことなりとおもはれたり、

〔都風俗化粧傳〕下頭書帶巾の廣き狹き時々に變、或ときは巾の狹きを好み、或時は巾の廣きを當世風なりとす、結び樣又其時々に變れり、往古は知らず、延寶の比迄は、すべて男の帶結の如く四角にむすび、是をかるた結びして、專に流行しが、其後上村吉彌といへる歌舞妓者が、帶の結びやう恰好よしとて、專ら此風變れり、これを吉彌結びと云、其後年々好にしたがひ、數多の結びやうあり、女の前帶する事は、明曆萬治の比、祇園清水の茶店女參詣あまた有時は、帶のとけたるを結びて、後にまはすいとまなく、前にてむすびたるまゝ、茶酒の給仕をせしが他にうつり、島原の傾城茶立遊女もつぱら前結びにせしより、又町の女にうつり、專ら内室のむすび方となれども、大ひなる略儀也、ゆへに今もつて御所方武家がたには、老若ともに前帶にし給ふことなし、
爰に圖する所は、今專人のむすぶところを寫す、猶このむすび方より、其人其恰好によつて、其

人に應ずるやうに工夫ありて、結び給ふべし、

さげ下結び〇下略、小龍結び　よしをむすび　路考結び　ひきあげむすび

引むすび　しんこ結び　はさみ結　引しめ　文庫結び

吉彌結び、又こしもとむすびとも云、　高雄むすび　小まんむすび　立結

島原結　一ッ結　だらり結　文庫くずし　ちどりむすび

おいそ結び　おたかむすび

〔近世奇跡考三〕吉彌結帶

延寶の頃、上村吉彌といふ歌舞妓女形の始し、帶のむすびを吉彌むすびとて、都鄙なべてはやりぬ、延寶九年印本都風俗鑑に云、吉田氏藏本

帶のむすびは吉彌むすびとて、唐犬の耳たれたるごとく、二つむすびの兩はしを、だらりとさぐる也、帶屋どもは心得、尺長きをこしらへ、吉彌結はこれ〳〵と、直段ひときは高し云々、是にてそのむすびやうもしれたり

元祿四年印本染下地と云書に、絡の賣買高う成しは、吉彌むすびの帶のはしにいる、ゆゑとや云々、かの唐犬の耳のごとくたれたるはしに、なまりを入しにや、

〔浪花の風〕帶は巾廣きものにても折返し縫ることなく、巾の儘にて前後とも斜に打違へてしめるなり、結びの大きくして、見事に見ゆるはつけものにて、一ッ帶にはあらず、別に結びは作りて飾りにせしものなり、

〔好色一代男一〕別れは當座拂

しかも憎からぬ女は、〇中略折節春深く、藤色のりきん縞に鄙知立なる茶羅子の幅廣挾結にして、〇下略

〔好色一代男 四〕目に三月

下には水鹿子の白無垢、上には紫縮緬に靑海波、紋所は銀にてほの字切拔かせ、五所の光、帶は紫のつれ左卷、結目後に、縫目の隅に鉛の鎭を入れ、〇中略是は何人ぞと聞く、さる御所方の御女臈樣達、〇中略毎日の御遊山、かはりたる御物好と語る、

〔好色一代女 一〕老女のかくれ家

思ひの外なる女の臈闌て三輪組み、〇中略大内義の中幅帶前に結びて、今でも此靚粧、さりとては醜からず、〇下略

〔俗つれ〴〵 四〕是ぞ妹背の妻山

落し懸の大島田、〇中略帶は棒縞子に小鳥盡を繡縫に散らし、白糸の網を掛けて、吉彌仕出しの後結、括目の角に鎭を掛けて、白綸子の二重湯具、

〔渡世身持談義 三〕色よりは金に惱む始末者の傾城狂ひ

われらが若年の時分は、〇中略淺黃羽二重の綿のうすき帶を、かるた結びにして、〇下略

〔世間妾形氣 四〕息子の心は照降しれぬ狐の嫁入

今はとて立ち上り、野干の妾もあらはさず、角結びのくけ帶に尾をかくして、女房ぶりしほらしく、宵月夜の朧に、眞田山の方へかきうせにけり、

〔狐花街通嘩 二〕鶴人、〇中略帶の結やうにも種々の名がありやす、島原結、お出結、吉彌結、だらり結、文庫、矢、千鳥、輪違、丸山結、立挾、横挾、數おほいことでありやすが、これも皆結びやうが、圖に出て居やすから、直にわかりやス、千長、だらり結といふのが、娘が結んでゐるので御座りヤ正鶴人、さやうさやう、中以上の娘の出たちは、皆だらりむすびでありヤス、

〔皇都午睡 三編上〕帶の結び樣、立に結びて帶の兩端を上下に引出し、尤も強くしめるなり、〇中略帶

をするとはいにや、帶をしめると云なり、

帶掛　帶箱

〔嫁度口傳〕婚禮道具

一帶掛の事、

二枚折の屛風のごとく仕立つる也、腰板あり、是江帶を十二筋或は十三筋もかくる、是は女中にかぎりたる道具也、○中略

一帶箱之事

是は女中にかぎる道具也、長サ二尺八寸、巾九寸、高七寸、仕建は衣宮等に同じ、鈸紐あるべし、

〔世間妾形氣二〕渡の酒所は山路のきも入喚が附親帶は折てたゝめば折目がつくとて、帶箱といふ物をおあつらへなされましたに、○下略

裙帶

名稱

裙帶ハクンタイ、又ハクタイト云フ、婦人禮服ノ一ニシテ、肩ニ懸クルモノナリトモ、或ハ裙ノ紐ナリトモ云フ、異色相牢スルコト、裱ノ紐ノ如クナリシト云フ、

〔倭名類聚抄十二女服〕裙帶○褶帶附中略　白氏文集云、靑羅裙帶、裙帶、此間云如字、

〔伊呂波字類抄久雜物〕裙帶比禮タンタイヒレ靑囚是也

〔倭訓栞中編六久〕くたい　物にくんたいとも見ゆ、裙帶也、官女の肩にかける禮服也、

〔裝束集成十二女官〕領巾裙帶

裱按、裙帶は肩にかけ、領巾は頸の飾のよし、或記にみえたり、今の世には、ありともきゝおよばぬなり、

〔羽倉考〕二裙帶愚考

一裙帶ハ裙ノ紐ナルベシ、古ハ裙ヲ用キタルヲ、中古ヨリ裙ヲ去テ、唯其紐バカリヲ裙帶トテ用ユル歟、何如トナレバ、中古以前裳ヲ載セタル書ニハ、裙帶見エズ、中古ニ至リテ、裙帶ヲ載タル書ニハ裙見エズ、

一今ノ裳ノ腰帶ハ、初ヨリ裳ニ屬セル物ニハ非ジ、何如トナレバ、其色必裳ト各別ナリ、

一裙ヲ略セルニ依テ、其紐ヲ裙帶トテ、裳ニ付タルナルベシ、何如トナレバ、大帷ニ袒裼等ノ領バカリヲ略シテ付ル例アリ、

〔北山抄〕五著禮服次第

略

女禮服、無褙襠、長袖廣三尺五寸、無領巾、其裙帶、紫絲半合如帳紐、兩端縫形、不用簪用纂、是位驗也、〇下

〔永仁御卽位用途記〕藏人所

註進　御卽位調進物用途事

合〇中略

一用途准絹捌萬伍百柒拾疋〇見用定中略

裙帶比禮二筋（紫淡目染唐草蝶小鳥等、用二象眼薄物一、）〇中略

供奉女房十人今度六人

人別〇中略　裙帶比禮二筋、紫染、在二縫物一、同前、〇中略

一散用〇中略

象眼十一段二丈　裙帶比禮五十六筋料〇中略

右注進如件

永仁六年八月十五日

御匣小舍人民部大丞紀頼弘

出納左衛門少尉兼中宮属安部親景

地質色目

〔雅亮裝束抄 一〕五せち所のこと〇中略

ひめ君のさうぞく〇中略

とらの日　あをいろのからぎぬ、むらさきすそごのも、〇中略め。ぞ。め。の。く。ん。た。い。ひれおり物むらさきのいと、これにあたらしくまうくべし、〇中略

たつの日　あをすりのからぎぬ、〇中略め。ぞ。め。のも、おなじきくん。た。い。ひれ、〇下略

〔枕草子 十一〕御經のことにあすわたらせおはしまさんとて、〇中略からうじてうねめ八人、馬にのせてひき出めり、青。す。そ。ご。の。も。く。た。い。ひれなどの風に吹やられたるいとおかし、

〔左經記〕寛仁元年十月二日丁卯、神寶支配事、〇中略太多羅志女御裝束〔摺韓衣一領、白袴、摺裳、比禮、裙帶、〕〇下略

〔長秋記〕元永二年十一月十四日、〇丙辰、今夜舞姫〇五節打袙一重、纐纈裳、青摺唐衣、村濃裙帶、比禮、濃袴、理髪細指二筋日蔭鬘、但六筋也、青摺扇、

雜載

〔兵範記〕仁安三年十月廿一日己酉、未明參河原頓宮、〔裝束知家、巡方帶付魚袋、〕大夫史以下行事官皆候、率仕御裝東、〇大嘗會、中略、節折命婦候南第一間屏風口、〔着摺唐衣、纐纈裳、日蔭、裙帶、比禮、花釵子一、馬司車自一人方送之、〕

四年〇嘉應元年　二月十三日庚子、皇太后宮〇近衞后藤原呈子日吉行啓也、〇中略次女騎十二人、〔雜人六人、洲濱唐衣、目染裳、裙帶、比禮、〕〇下略

〔雅亮裝束抄 一〕しもづかひのさうぞくの寸法〇中略

又けいしまがいといふ物あり、〇中略まがいはきは、あこめ、うちぎぬひとへをきて、そのうへに、ふたのなるすそごのはかまをきて、まかのはかまきて、く、りをすへて、かみをあげて、くんたい、ひれをつけて、うちはた、うがみをもつ、〇下略

〔枕草子 六〕この御かた〇一條后藤原定子の御てうづばんのうねめ、あをすそごのもからぎぬ、く。ん。た。い。ひ。

れなどして、をもてなどいとをろくて、下づかへなどとりつぎてまいるほど、これはたおほやけさふからめいておかし、

〔玉海〕元暦元年十一月廿二日丁未、五節事畢、舞姫已下今夜退出、大將五節裝束已下饗祿等注文、

舞姫裝束略〇中

寅日略〇中

青色唐衣　裙帶、比禮、　蘇芳朱濃裳　已上借花山大納言

午日略〇中

裙帶、比禮、　青摺袈　已上前源中納言入假

〔勘仲記〕弘安九年三月廿七日甲午、天皇宇多〇後可有行幸春日社、略〇中昇立神寶於南座、敷播磨部
疊、神寶付

社司、略〇中

一神殿略〇中　裙帶、比禮、御掛一領、略〇中已上納宮一合、

弘安九年三月廿七日

領巾　淡須比併入

領巾ハヒレト訓ズ、婦人項上ノ飾ナリト云フ、紗、羅等ノ薄物ヲ用キル、其長キヲ以テ貴シトセシガ如シ、後世ハ絶エテ見ル所ナシト雖モ、永仁年間ニ領巾代アリ、領巾ノ代用ナルベシ、而シテ此篇ハ裙帶篇ト關係スル處多ケレバ、宜シク參看スベシ、

淡須比ハ一幅又ハ二幅ノ長キ布帛ヲ以テ製シ、表衣ノ上ニ纏フモノナリ

〔倭名類聚抄〕十二衣服背子〇領巾附略〇中　楊氏漢語抄云、略〇中領巾日本紀私記云、比禮、婦人項上飾也、

〔箋注倭名類聚抄 四衣服〕按鐵安道小女歛歳、以領巾乞詩於李巨山、見春渚紀聞、蓋卽是、〇中略方言、帍褠謂之被巾、注婦人領巾也、王念孫曰、帍猶扈也、離騷王注、扈被也、褠猶表也、表謂衣領也、被巾所以扈領、故有帍褠之稱、

〔楊氏方言 四〕帍褠謂之被巾、婦人領巾也、方廟反、

〔伊呂波字類抄 比雜物〕領巾ヒレ婦人項上巾也

〔倭訓栞 前編二十五比〕ひれ　日本紀に領巾又肩巾をよめり、振手の約りたる名也、延喜式に帔をよめり、婦人項の飾の服也、祝詞に比禮挂伴男といへるは、女の御膳等に奉仕するものをいへり、男は緒の借字也、比禮もて袖をおくる也、〇下略

〔藻鹽草 十八衣〕ひれ　乙女の装束の中に、裙帯領巾とてありける也、或は肩にも懸かる也、膳夫采女の手繦など様なるもの也、(中略)領巾はかくるものとみえたり、〇下略

〔東雅 八器用〕背子カラキヌ〇中略　領巾讀てヒレといふ、東宮切韻に帔は領巾也と注し、延喜式にも、帔字讀てヒレといひしによれる也、されど天武天皇十一年詔に、膳夫采女等之手繦肩巾並莫服と見え、肩巾よむ事領巾に同じ延喜式祝詞にも比禮挂る伴男、手繦挂る伴男、靫負伴男、劒佩伴男、伴男の八十伴男など見えたれば、古にヒレといひしもの、婦人の飾をのみいひしにはあらず、ヒレの事は、甲冑の具に見ゆ、併せ見つべし。

〔安齋隨筆 後編三〕一比禮　比禮は女服のみにあらず、男服にも比禮と云物あり、(中略)右(延喜式隼人司)隼人ノツタル所ノ肩巾に謂比禮也、されば男服ニも亦ヒレと云ものあり、此肩巾をヒレと謂する事は、日本紀天武天皇紀に、膳夫采女等ノ繦肩巾ニ注ニ肩巾此云比例也、さればヒレト云ものゝ、男女の服にともにあり、然るに或は領巾と云、或は肩巾と書く故ニ、文字の義をもつて論ずる時は、もし其義違ひある歟、されども共にヒレなり、(中略)日本紀通證に楊氏方言を引て、肩被謂之被巾、注婦人領巾也とあり、是をもつて見るに、異朝に領巾といふものは女服と見へたり、和名抄に見へたる漢語抄にいふ處も則異朝にいふ處の領巾の注に據ても記したりと見へたり、蓋誤の比禮といふもの、其比禮と云ものに文字を書るに至て、或は領巾ノ字を、又は肩巾と記したりと見へたり、和名抄には襲なる事もあり、又誤りも少からず。

製作

〔古事記傳十〕蛇比禮、○中略さて此は蛇の身の鰭と云には非ず、蛇を撥ふ比禮なり、○註略中卷ノ末に、天之日矛の持渡り來し寶物の中に、振浪比禮、切浪比禮などある比禮に同じ、さてその比禮てふ物は、如何なる物ぞと云に、まづ比禮とは振手の約りたる名にて、理氏を禮と切れば、布禮なれど、又布理は比と切れば、おのづから比禮とはいはるゝなり、何にまれ打振物を云、されば魚の鰭も、水ノ中を行とて振物、服の領巾も本は振む料にて、故に上代に領巾は皆本は一ツ意に名たる物ぞ、必ず振ことゝなへり○下略

〔古事記上〕御祖命告子、○大穴牟遲神云、可參向須佐能男命所坐之根堅洲國、必其大神議也、故隨詔命而、參到須佐之男命之御所者、其女須勢理毘賣出見、爲目合而相婚、還入白其父言、甚麗神來、爾其大神出見而、告此者謂之葦原色許男、卽喚入而、令寢其蛇室、於是其妻須勢理毘賣命、以蛇比禮二字以音授其夫云、其蛇將咋、以此比禮三擧打撥、故如敎者、蛇自靜故、平寢出之、亦來日夜者、入吳公與蜂室、且授吳公蜂之比禮、敎如先故、平出之、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事○中略
出坐御床裝束物七十二種○中略
生絹御比禮八端須蘇長各五尺、弘二幅、

〔止由氣宮儀式帳〕一新造宮御裝束用物事
止由氣太神御裝束物○中略
生絁比禮四具長各二尺五寸、廣二幅、

〔延喜式二四時祭〕鎭魂祭○中略
官人以下裝束料中宮東宮准此○中略
御巫一人、中宮東宮御巫准此御門巫一人、生島巫一人、○中略領巾紗七尺、○中略座摩巫一人、○中略領巾六尺、○下略

〔延喜式四伊勢大神宮〕太神宮裝束○中略

紺比禮八條長五尺、廣二幅、〇中略

度會宮裝束〇中略

紺比禮四條各長二尺五寸、〇下略

〔延喜式十四縫殿〕中宮

春季

正月料、二月三月亦同、〇中略領巾四條料紗三丈六尺、別九尺、綠四銖、別一銖、〇中略

夏季

四月料、五月六月閏七月、〇中略領巾四條、〇中略

秋季

七月料、八月亦同、九月閏四月、〇中略領巾四條、〇中略

冬季

十月料同三月、十一月十二月並同正月、

右四季御服並依前件、毎年依數、從內藏寮受之、准例染縫、隨時定色、月別一日十六日、兩殿均分供進、若數不等者上殿加之、

〔服飾管見五〕領巾

かの年中御服料に、領巾四條料紗三丈六尺別ニ九尺とあり、西宮抄にも多く見へたり、かの朝服にも領巾を具しけり、此領巾てふもの、崇神天皇の御字にはや見へたれど、令には見へず、又延喜式より見ゆめり、後の世はたえたり、

〔北山抄三拾遺雜抄〕內宴事

陪膳女藏人、比禮料羅事、舊例、仰ニ縫部司、人別一丈三尺、

〔日本書紀 二十九天武〕十一年三月辛酉、詔曰、親王以下百寮諸人、自今已後、位冠及襅褶脛裳莫著、亦膳夫采女等之手繦肩巾、(肩巾此云比例)並莫服、

〔續日本紀 三文武〕慶雲二年四月丙寅、先是諸國采女肩巾(〇巾原作甲、今據一本改、)田、依令停之、至是復舊焉、

〔日本書紀 五崇神〕十年九月壬子、天皇姑倭迹迹日百襲姫命、聰明叡智、能識未然、乃知其歌怪、言于天皇、是武埴安彥將謀反之表者也、吾聞、武埴安彥之妻吾田媛、密來之取倭香山土、裹領巾頭、祈曰、是倭國之物實、(物實、此云望能志呂、)則反之、是以知有事焉、(〇下略)

〔古事記 下雄略〕天皇坐長谷之百枝槻下、爲豐樂之時、伊勢國之三重婇、指擧大御盞以獻、爾其百枝槻葉落浮於大御盞、其婇不知落葉浮於盞、猶獻大御酒、天皇看行其浮盞之葉、打伏其婇、以刀刺充其頸、將斬之時、其婇白天皇曰、莫殺吾身、有應白事、卽歌曰、(〇中略)卽天皇歌曰、毛毛志紀能、淤富美夜比登波、宇豆良登理、比禮登理加氣氐、麻那婆志良、袁由岐阿閇、爾波須受米、宇受須麻理韋氐、祁布母加母、佐加美豆久良斯、多加比加流、比能美夜比登、許登能、加多理基登母、許袁婆、(〇下略)

〔古事記傳 四十二〕比禮登理加氣氐は、領巾取掛而なり、領巾と云物の本の由は、上卷蛇比禮とある處に云るがごとし、(〇中略)古は凡て女は、此を掛たりとおぼしくて、書紀崇神卷に、埴安彥之妻吾田媛、取倭香山土、裹領巾頭而云云、萬葉十三(八丁)に、濱菜摘海部處女等、纓有領巾文光蟹云々など見えたり、(中略)又式の中に帔とある物も、比禮の如く聞ゆれどいかゞあらむ、よく尋ぬべし、漢籍どもに云る帔は、比禮には非ず、服と謂ふべからず、〇中略)大殿祭祝詞に、比禮懸伴緒云々、大祓詞にも如此あり、さて此上に鵜鳥と謂ふ意は、契冲が鵜のふの、肩より胸まであるを、領巾掛たるさまに喩へて謂へりと云るが如し、(まことに此鳥、頂より胸かけて白き斑あり、領巾掛たるさま、其にぞ似たりけむ、)

〔萬葉集 五雜歌〕天平二年七月十一日筑前國司山上憶良謹上

大伴佐提比古郎子、特被朝命、奉使藩國、艤棹言歸、稍赴蒼波、妾也松浦(佐用嬪面)嗟此別易、歎彼會難、卽登、

高山之嶺、遙望離去之船、悵然斷肝、黯然銷魂、遂脫領巾麾之、傍者莫不流涕、因號此山曰領巾麾之嶺也、作歌曰、

得保都必等、麻通良佐用比米、都麻故非爾、比例布利之用利、於返流夜麻能奈、

後人追和

夜麻能奈等、伊賓都夏等可母、佐用比賣、許能野麻能閉仁、必例遠布利家無、

最後人追和

余呂豆余爾、可多利都夏等之、許能多氣仁、比例布利家良之、麻通羅佐用嬪面、

最最後追和二首

宇奈波良能、意吉由久布禰遠、可弊禮等加、比禮布良斯家武、麻都良佐欲比賣、○一首略

〔肥前風土記 小城郡〕褶振峯 在郡東、烽名曰褶振烽、

大伴狹手彥連、發船渡任那之時、弟日姬子登此用褶振招、因名褶振峯、○下略

〔日本書紀 欽明二十三〕二十三年七月、調吉士伊企儺、爲人勇烈、終不降服、○中略 由是見殺、○中略 其妻大葉子、亦並見禽、愴然而歌曰、柯羅俱爾能、基能陪爾陀致底、於譜磨故幡、比例甫囉須母、耶魔等陛武岐底、或有和曰、柯羅俱爾能、基能陪爾陀陀志、於譜磨故幡、比禮甫羅須彌喩、那儞婆陛武岐底、

〔萬葉集 十三 雜歌〕處女等之、麻笥垂有、續麻成、長門之浦丹、朝奈祇爾、滿來鹽之、夕奈祇爾、依來波乃、波鹽乃、伊夜益升二、彼浪乃、伊夜敷布二、吾妹子爾、戀乍來者、阿胡之海之、荒礒之於丹、濱菜採、海部處女等、纓有、領巾文光蟹、手二卷流、玉毛湯良羅爾、白栲乃、袖振所見津、相思羅霜、○反歌略

〔西宮記 臨時四〕女裝束

內宴陪膳更衣、○中略 裙帶比禮、青下濃裳、藏人同上用平絹、○中略

執翳摺唐衣、比禮、目染裳、簪如常、

領巾代

供奉節會女房、摺唐衣、比禮、纐纈裳、簪等如常、

采女、纐纈唐衣、比禮、同裳、簪如常、旬日及尋常青麹塵唐衣、裳、比禮等也、

女藏人、平絹唐衣、下濃裳、比禮着風俗摺衣者、下衣唐衣、

五節舞姬略〇中御前試略〇中比禮略〇中

乳母代略〇中比禮略〇中

女藏人、地摺長袂、比禮、略〇中

女豎、青唐衣、比禮、同下濃裳、無簪、后宮同之、

走孺、唐衣、比禮、下濃裳、

〔紫式部日記〕行幸日、一條院行幸上東門第、寬弘五年十月十六は、たつの時と、まだあかつきより、人々けさうしゐづかひす、略〇中左衞門のないし御はかしとる、青いろのむもんのからぎぬ、すそごのも、ひれくんたいは、ふせんれうそ、はじだんにそめたり、略〇中弁の内侍はゐるしの御はこ、略〇中ひれはあふちだん、ゆめのやうにも、今宵のたつほどよそほひ、むかしあまくだりけんをとめごのすがたも、かくやありけんとまでおほゆ、

〔永仁御卽位用途記〕藏人所

註進　御卽位調進物用途事

合略〇中

一女房禮服四十具今度三十四具

褰帳二人

人別略〇中　領巾代二筋紫羅芳二色遶文綾如二檜組一、長一尺六寸、幅巳、各三寸、餘六寸、〇中略

内侍二人

人別略○中　領巾代二筋色目同前○中略

威儀命婦四人

人別略○中　領巾代二筋色目同前○中略

御前命婦四人

人別略○中　領巾代二筋色目同前○中略

一散用略○中

遠文五疋略○中

一疋　領巾代廿四筋略○中

右注進如件

永仁六年八月十五日　御藏小舍人民部大丞紀顯弘

出納左衛門少尉兼中宮屬安部親景

〔萬葉集三雜歌〕丹比眞人笠麻呂往紀伊國超勢能山時作歌一首

栲領巾乃、懸卷欲寸妹名乎、此勢能山爾、懸者奈何將有、一云可倍波伊香爾安良牟、

〔萬葉集九雜歌〕鷺坂作歌一首

細比禮乃、鷺坂山、白管自、吾爾尼保波氐、妹爾示、

〔萬葉集十一問答〕栲領巾乃、白濱浪乃、不肯緣荒振妹爾、戀乍曾居、

一云、戀流己呂可母、

〔枕草子五〕なまめかしきもの

五月のせちのあやめの藏人、さうぶのかづらあかひもの色にはあらぬを、ひれ、くたいなどして、

くすだまを、みこたちかんだちめなどのたちなみ給へるに奉るも、いみじうなまめかし、

〔延喜式八祝詞〕大殿祭〇中略 詞別白久〇中略 皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉流、比禮懸伴緒、襁懸伴緒乎、手躓足躓古語云麻我比不令爲氐、〇下略

〔延喜式二十八隼人〕凡元日、卽位、及蕃客入朝等儀、官人二人、史生二人、率大衣二人、番上隼人廿人、今來隼人廿人、白丁隼人一百卌二人、分陣應天門外之左右、〇中略 自餘隼人皆著大横布衫、襟袖著兩面欄、布袴、著兩面欄、緋帛肩巾、〇中略

凡大儀及行幸給裝束者、大衣各紅鬘木綿大二分、白木綿二分、隼人各肩巾緋帛五尺、〇下略

淤須比

〇

〔古事記上〕八千矛神將婚高志國之沼河比賣幸行之時、到其沼河比賣之家、歌曰、〇中略 久波志賣遠、阿理登伎許志氐、佐用婆比爾、阿理多多斯、用婆比爾、阿理加用婆勢、多知賀遠母、伊麻陀登加受氐、淤須比遠母、伊麻陀登加泥婆、〇下略

〔古事記傳十一〕下卷女鳥王歌に、波夜夫佐和氣能、美淤須比賀泥、萬葉三十三七丁大伴坂上郎女祭神歌に、十六自物、膝折伏、手弱女之、押日取懸云々、外宮儀式帳に、大物忌无位神主岡成女云々、著明衣、木綿手次、前垂懸氐、天押日蒙氐、洗手不干之氐、二所大神乃朝大御饌、夕大御饌平、日別齋敬仕奉、〇略注 など見え、大神宮式、御裝束の中に、帛意須比八條、長二丈五尺、廣二幅、と見え、度會宮のには、帛絹忍比四條各長二丈五尺とあり、儀式帳には、絹を襁、帳を具と作、又廣一幅とあり、正中御飾記には、襁忍比と云、弘一幅とあり、是らを以思に、此名は意會比と通ひて、襲覆を約めたるなり、師は、おし帶を約めたるなりとて、比を濁りて訓れつ、されどそは、右に引る書どもの趣にかなはず、まづ右の式に、長二丈五尺、廣二幅とあるも、帶の類とは聞えず、同御裝束に、御帶は長七尺、廣一寸八分とあると、大く異なればなり、又美夜受比賣歌に、須蘊とよみ、儀式帳に、裳帶と云るなど、帶の類に非ること著るし、又此記に三所に出たる、みな清音の比字を書れば、濁るべき由もなし、さて其狀は、一幅にまれ二幅にまれ、幅の隨にいと長き物なるを、後世の婦人の被衣などの如く、頭より被て、衣の上を掩ひ、下は裾まで垂ると見ゆ、其著るさ

まなこゝろみに云ば、中央の處を頸に當て來り、左右へ下して、背のあたりにて違へて、腰にまとひ、前へ廻して結びて、端は前へ垂るゝなるべし、其長きことは知がたけれど、右に引る古書どもの繪を合考へて、大概は定らる、さて其は、上代に男女共に、人に誰と知れじと、面貌を隱す料の服と見えたり、今此ら事間の時なれば、御使を人に隱びたまふとて、着たまへるなるべく、又彼女鳥の王の、隼別王のために織たまふも、己命のがり隱て通ひたまはむ料と見ゆ、さて女は、常にも人に見ゆることを避て、顏を隱す物にしあれば、いつとても着たるべし、然るを末世の頃などになりては、男の着ることは旣絶て、女の古の遺風の如くなりて、神祭るときなどにのみ、着けるなるべし、右の如くなれば、是を有識家にて、かくし領と名くと、延物に見えたるは、古の意によくかなへる名なりかし、○下略

〔古事記中景行〕倭建命○中略還來尾張國、入坐先日所期美夜受比賣之許、於是獻大御食之時、其美夜受比賣捧大御酒盞以獻、爾美夜受比賣其於意須比之襴、意須比三字以音、著月經、故見其月經、御歌曰、○中略那賀祁勢流、意須比能須蘇爾、都紀多知邇祁理、

〔日本書紀仁德十一〕四十年三月、納雌鳥皇女、欲爲妃、以隼別皇子爲媒、時隼別皇子密親娶、而久之不復命、於是天皇不知有夫、而親臨雌鳥皇女之殿、時皇女織縑女人等歌之曰、比佐箇多能、阿梅箇儺麼多、謎廼利餓、於瑠箇儺麼多、波揶歩佐和氣能、彌於須比箇泥、爰天皇知隼別皇子密婚而恨之、

〔萬葉集三雜歌〕大伴坂上郎女祭神歌一首幷短歌○中略
齋戶乎、忌穿居、竹玉乎、繁爾貫垂、十六自物、膝折伏、手弱女之、押日取懸、如此谷裳、吾者祈奈牟、君爾不相可聞、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事
出座御床裝束物七十二種○中略
帛御意須比八端、長各二丈五尺、弘二幅、○下略

〔止由氣宮儀式帳〕一職掌禰宜内人物忌事
大物忌無位神主阿成女
右人等行事、○中略著明衣木綿手次前垂懸氐、天押比蒙氐、洗手不干之氐、二所太神乃朝大御饌夕

大御饌乎、日別齋敬供奉、〇下略

〔延喜式四伊勢大神宮〕太神宮裝束〇中略

帛意須比八條長二丈五尺、廣二幅、〇中略

度會宮裝束〇中略

帛絹忍比四條各長二丈五寸〇下略

古事類苑

服飾部二十一

冠

冠ハ頭上ニ加フル飾ナリ、成人ヲ示シ、貴賤ヲ別ツ所以ナリ、其名ハ既ニ神代ヨリ見エタレドモ、其製詳ナラズ、推古天皇ノ朝ニ至リ、位冠ヲ創定シテ十二階ト爲シ、各〻冠名ヲ設ケ、其色ヲ以テ等級ヲ立テタリ、孝德天皇天智天皇天武天皇ノ三朝ニハ之ヲ改増シ、直ニ冠ノ質ヲ以テ冠ニ名ヅケシガ、文武天皇大寶元年三月、冠ニ易フルニ位記ヲ以テシ、尋デ制令ノ時ニ、皇太子以下諸臣ノ禮服冠、及ビ頭巾ノ制ヲ定メラル、是ヨリ前ニハ、冠ヲ以テ直ニ位記ノ用ヲ爲シヽガ、是ニ於テ冠ノ外ニ位記ヲ設ケタリ、

冠ニハ種類多シ、玉冠ハ玉ヲ以テ飾ルモノニテ、其製大ニ尋常ノ冠ニ異ナリ、冕ト稱スルモノ是ナルベシ、令制ニテハ五位以上禮服ヲ著スル時、此冠ヲ用ヰル、稱シテ禮服冠ト云フ、但シ武官ノ用ヰル所ハ文官ト其裝飾ヲ異ニセルヲ以テ、後之ヲ武禮冠ト稱セリ、

頭巾ハ朝服ニ用ヰルモノニテ、尋常ノ冠ナルベシ、幞頭ト云フモ亦是ナルベシ、

冠ニハ有文アリ、無文アリ、有文ハ菱文アルモノニテ、四位以上ノ用ヰル所、無文ハ五位ノ用ヰル所ナリ、冠ノ額ニハ厚額、薄額、半額、透額アリ、

冠ノ具ニハ巾子アリ、簪アリ、纓アリ、緌アリ、巾子ハ髻ヲ納ルヽ所ナリ、其放ツコトヲ得ルヲ放巾子ト云ヒ、其形ノ高キヲ高巾子ト云フ、簪ハ巾子ノ上ヨリ髻ヲ貫キテ、冠ノ脱セザル爲

名稱

ニ用キシガ、後世冠緒ヲ用キルニ及ビ、一ノ飾トナレリ、纓ハ冠ノ後ニ垂レタルモノニテ二條アリ、又燕尾ト云フ蓋シ古制ニ在リテハ、之ヲ以テ髻ヲ括リ其餘ヲ後ニ垂レシナラン、纓ハ時ニ隨ヒ人ニ依リテ、垂纓ニ爲スアリ、卷纓ニ爲スアリ、緌ハ糸又ハ馬尾毛ヲ以テ作リタルモノニテ、耳ノ上邊ニ位スル處ニ、冠ノ緒ニ貫キテ懸クルナリ、武官之ヲ用キル、又神事ニ際シテ冠ノ飾ト爲スモノニハ、幘アリ、心葉アリ、日蔭鬘アリ、木綿鬘アリ、幘ハ天皇ノ御冠ヲ結バセ給フ白キ絹ヲ謂ヒ、心葉ハ冠ノ巾子ニ付クル擬造ノ花枝ヲ謂フ、日蔭鬘ナ白糸或ハ青糸ナドヲ組テ、心葉ニ結ヒ付ケ冠ノ左右ニ垂ル丶者ニシテ、木綿鬘ハ麻ヲ結ヒテ製ス、其用法凡ベテ日蔭鬘ニ同ジ、

〔新撰字鏡 彡〕髻䯻 同數政尼力二反、加加保利、又加鬘佐之、

〔倭名類聚抄 十二 冠帽〕冠 附幞頭　兼名苑注云、冠 音官 黄帝造也、辨色立成云、幞頭 加宇布利

〔箋注倭名類聚抄 四 冠帽〕按說文云、古者黄帝初作冕、玄應音義引世本云、黄帝作冕、與兼名苑注云黄帝造冠不同、然說文又云、冠、㒃也、所以㒃髮、弁冕之總名也、从冖从元、元亦聲、冠有法制、从寸、然則冕亦可謂冠、其云黄帝造冠、亦非誤也、釋名、冠、貫也、所以貫韜髮也、與許云㒃髮異、白虎通云、冠者𢃄也、所以𢃄持其髮也、○中略 按中華古今注云、幞頭本名上巾、亦名折上巾、但以三尺皂羅後裹髮、蓋庶人之常服、沿至後周武帝裁爲四脚、名曰幞頭、以至唐侍中馬周更與羅代絹、又令重繫前後以象二儀、兩邊各爲三撮、取法三才、百官及士庶爲常服、隋禮儀志、巾用全幅皂而向後襆髮、俗人謂之襆頭、自周武帝裁爲四脚、今通於貴賤矣、封氏聞見記、近古用幅巾、周武帝裁出脚後襆髮、故俗謂之幞頭、唐會要、武德四年七月、勅折上巾軍旅所服、卽今幞頭是也、自後紗帽漸廢、貴賤用之、貞觀八年五月七日、太宗初服翼善冠、賜貴臣進德冠、因謂侍臣曰、幞頭起於周武帝、蓋取便於軍容耳、今四方無虞、當偃武事、此冠頗採古法、兼類幞頭、乃宜常服、下總本作加々布利、按萬葉集、麻被引可賀布利、又美許等

加我布理、是蒙字可謂可賀布流、冠所以蒙首、故謂之可賀布利、布保通音、故新撰字鏡、髻訓加々保利、幘訓比太比乃加々保利、後依音便呼加賀布流、爲加宇布流、故加賀布利亦爲加宇布利、然則作加宇布利、作加々布利兩通、後俗省加宇布流呼加夫流、故亦呼冠爲加布利、又訛呼加无牟利、

〔類聚名義抄七〕冐冠 上俗、下正、音官、カヽウフリ、

〔伊呂波字類抄加雜物〕冠 カフリ、首飾、漢高祖以竹皮爲冠、音官、亦音貫、黄帝造之、

〔名目抄衣服〕冠 常時東帶直衣、及小忌等用之、

〔倭訓栞前編六加〕かうふり 冠をいふ、幞頭もよめり、かうむりと書も又通す、蒙るものなれば名目にいふ也、今讀書にかんふりといひ、常の口語にかぶりといへり、

〔八雲御抄三下雜物〕冠 みどりのせみ

〔東雅八器用〕冠カウフリ 略○中 我國の冠制を通じ考るに、太古の制の如きは知るべからず、推古天皇の御代に至て、始て當色絁をもて、縫て冠を制せられ、元會の如きは、金銀の髻華を著頭となさる、大化の制の如きも又此制による、大寶の制の如きに至ては、上世より此かたの玉統玉纓など云ひしものも、中世の髻華等の制によりて禮冠を作られ、朝服の如きは、たゞ天武天皇十一年の制の如く、漆冠を用ひられしとぞ見えたる、禮冠の制の如きは、延喜式にしるされし所詳なり、文武天皇の御時、粟田朝臣眞人唐國に使して、則天武后に見えて歸れり、彼にして其時の事をしるしけるには、眞人冠進德冠頂有華蘤四披、紫袍帛帶、進止有容と見えたり、そのしるせし所の如きは、我國の禮冠をいふに似たり、唐書に見ゆ、按ずるに、粟田朝臣正四位下をもて使たり、令によらんには、その禮服の如きは、深緋衣纁帶等を用ゆべし、然るに紫袍帛帶としるせしは、傳聞の詳ならぬに似たれど、其代に深緋と云ひし色の如きは、彼國にしていふ所の紫色なれば、かくしるしけると見えたり、

〔松の落葉二〕冠字受

冠は略○中天武天皇の御代十一年に、男夫始結髮、仍著漆紗冠と同紀にあり、孝德天皇の御代の冠

のみさだめにも、冠の背にうるしぬりのうすものを、はりたること見えそめたり、それをよろしとして、なべてうるしぬりしたる紗の冠をきる事とは、なれるなるべし、文武天皇の大寶のころにも、四十八階の冠をさだめたまへること、續日本紀に見えたり、これもみなうるしぬりなりき、そのころいできつる令に見えたるやう、冠は禮服につれて、親王諸王諸臣みなそのしな位のきざみきざみごとに、朝服のをりは、一品以下五位以上、並皁羅頭巾、衣色同禮服と見え、六位よりしも初位までは、皁縵頭巾（同綾無文紬色）と見えたる、此頭巾のいろにならひて、中ごろより後には、冠をみなくろきいろにしたまへるなり、つくりざまもこゝの上古の冠に似たる、かの頭巾のかたに、大かたはより、すこしはありつる冠のさまをも、くはへあはせて、ひとやうにつくりなされしとぞおもはるゝ、さてこそ頭巾といふ名はやみて、冠とのみいひ、そのかうふりも衣も禮朝のわきをさをさ見えぬやうにはなりつらめ、かくなれるはいろ〳〵の冠なかりつる、推古天皇の御代よりあなたの、みくにのいにしへぶりに、たちかへれるにて、いと〳〵めでたくたふとし、これなんこゝの冠なりける、たゞ御即位のをりの禮服の冠衣のみなん、からのふりなるとぞ、さて中ごろより後の冠も、なほきぬにうるしぬりて、つくれるものゆゑにやはらかなり、古今著聞集に、御冠のひしげて、えまゐらせたまはぬといふこと見えたり、今の世のやうにかたくつくりはじめられしは、いつのころよりにかありけん、

〔冠帽革制考〕上古の冠は、いかにとも考ふべき據なし、推古の御字より如囊冠を用ひたまひしを、天武天皇の十一年より、改めて漆紗冠を用ひ給ふ、是即令にいふ頭巾にて、幞頭といふも同物なり、禮冠は別なり、此漆冠の制は、髮を髻にして巾子をいれて、漆摺たる紗をもて、前よりつゝみて、端をうしろへ垂たる物なり、其形を後世には塗かためて、今の如くになれるにて、別製にはあらず、されどその塗かためたる冠は、いつ頃よりかいできけむ、すべて物に見あたらず、はじめはい

名所

つともなくかたくして、亂れぬやうにせしを、便なるまゝに、次第にかくなりけむと思はるれば、やがていつのほどゝいふ際はなく、はじめは人々入交りて古きさまを守りたる人と、新樣なるとありけむかし、動靜などありて、改められしにはあらねば、必きはやかにはあらざるべき事なり、

〔倭訓栞前編六〕かうふり（中略）厚額、薄額、半額、透額等の別あり、額ぎはを磯といひ、横に兩方へ出たる繩がねを角といふといへり、

〔達幸故實抄一〕一節會事

當冠額程差上宣命事（引當之時、當冠額程讀之、）

〔古事談一王道后宮〕於鳥羽院御前有酒宴之日、宰相中將信通（寵愛ノ人ナリ）爲上戶、而一兩度之後固辭、依被責仰之時、申云、冠ノ額ノツメ候之間不可叶云々、氣色實不便、（下略）

〔大槐秘抄〕殿上人もちかくまで殿上にふして、かうぶりのひたひあがりてこそ、（下略）

〔下學集下器財〕磯（冠也）

〔類聚名物考服飾一〕冠磯　かうぶりのいそ

磯は冠の緣なり、琴のへりをも磯といふ、

〔北山抄四拾遺雜抄〕御元服儀

出御於御座、（中略）太政大臣進、自西屛風南頭（式云、經屛風西頭、西面、記文如之、）受御冠、（內侍傳授、記文云、入自西第二間、就進之云々、）右手執頂、（記文云、冠後也、貞觀元慶式、左執頂、）左手執前、（貞觀元慶式右執前、）進當皇帝前少左、祝曰云々、（祝詞、如平生之讀書云々、）乃跪加御冠訖、

〔裝束集成一〕冠上緒。

貞丈云、冠ノ紙繞ニナシメタル所ナリ、

〔武家裝束抄三〕一冠の前巾子と甲との間に、横に引わたせるを、あげ緒といふ、

列見

〔箋注倭名類聚抄 四冠帽具〕皇國古呼髻者、以羅結巾子本根、有餘垂於頸者、○中略 或呼上結、謂上者、與呼結髮於上髮之上同、今時稱上結者、巾子前糾纏之形者、

〔北山抄 七都省雜事〕列見事

大弁取笏插頸、插書者冠左、（巾子下、上緒上、）

〔今昔物語 二十六〕兵衛佐上緌主於西八條見得銀語第十三

今昔、兵衛佐□□ト云人有ケリ、冠ノ上緒ノ長カリケレバ、世ノ人上緌ノ主トナン付タリケル、

〔古事記 上〕是以伊邪那岐大神詔、○中略 到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐（此三字以音）原而禊祓也、○中略 次於投棄御冠所成神名、飽咋之宇斯能神、（自宇以下三字以音）

〔古事記傳 六〕御冠は美加賀布理と訓べし、此名は萬葉五（二十九丁）に麻被引可賀布利（頭にひつかぶるといふことなり）又廿（十五丁）に美許登加我布理（命を蒙るなり）などある如く、本は加賀布留と云用言なるを、體言にしたるなり、字鏡には䯰髻同、加々保利、また幘首服也、頭巾也、比太比乃加加保利とあり、（保と布とは通音なり）然るを和名抄に冠又幞頭を加宇布利とあるは、音便に轉れる言なり、（かむむり、かむりなども云り、）さて皇國に上代は冠は無りしと云説あり、（隋書にも、北史にも、倭國のことを記して、頭亦無冠、但隋書に、於開皇上、至隋其王始制冠云々といへり、）姑く是に依て思ふに、證あることとなむある、まづ上代の首の飾を考るに、髻の玉又鬘などは固りにて、字受と云物あり、倭建命の御歌にも見えたり、書紀に髻華と書て、髻に草木の枝、又やゝ後には金銀など以作ても、刺たる物なり、もし冠あらば、さる物を髻に刺べき由なし、此らを冠にも刺は後の事にこそあらめ、本は直に髻に刺たりしことと、かの字もても知らる、又此記にも、書紀にも、上古冠のことを云る、ことさらに見えず、（景行紀、雄略紀などに、衣冠と云ことあれども、そはたゞ文章のみにて、實は冠のことを云るには非ず、）如此れば、推古御卷十二年始行冠位とあるや、實に冠の始なりけむ、（首服なかりしといはゞ、皇御國の不足ことに人思ふべけれど、そは例のみだりに漢國をうらやむひがむなり、無も有し風儀なれば、いづれをよしとか定めむ、もし必あるべき物といはゞ、漢國にても女は冠ぬはいかにぞや、それも冠ぬならはしなれ

製作

ばこそさてあれ、女は必服まじき故あらむやは、なほいはゞ、御國には右の如く髻華あり、髻ありて、玉をさへ飾れりしかば、冠なことゝて、首服は何のあかぬことかあらむ、然有ども今こゝに、此大神の御冠を云るうへは、無といふ論は表には立がたくなむ、上代冠あり、推古紀に始行とせるは、其階級を始て定め給ふなり、出雲風土記神門郡に、冠山と云を記して、大神之御冠とあり、此大神は大穴牟遲命を申すなり、これらは古傳と見ゆ、後世の書に、垂仁天皇の御冠の傳はりて存しことなどあるは、證とすばかりのことにしもあらず、

〔續日本紀 七元正〕靈龜二年十月壬戌、重禁、○中略六位以下羅幞頭、○幞頭、下同其武官人者、朝服之袋儲而勿著、及幞頭後脚、莫過三寸、

〔延喜式 四十一彈正〕凡除禮服幷參議已上半臂、五位已上幞頭之外、不得著羅。

〔西宮記 臨時二〕御冠作事

以名簿下給藏人、可仰下於所敷、御巾子作同之

〔冠儀淺寡抄 二冠具〕冠

冠禮以前、召冠師、賜其額寸法、或使冠師取其額、任其申狀、先以桐木造其形、然後令遣新冠、勿論薄額也、

〔兵範記〕久安五年十月七日乙卯、早且入道殿渡御東小松殿、訖、寢殿便宜、若君○藤原賴長子師長元服御裝束料也、召御冠師淸成、賜若君頭寸法、卽仰御倉町、任御冠師申狀、可令造冠形之由下知了、件形以桐木造之、件木裝日召丹波御庄、

〔儀式 三〕踐祚大嘗祭儀中

十月上旬、○中略祭六神、○註略其料、○中略又畫女一人、物部女八人、酒部一人、燒灰一人、驅使丁四人幷十五人、冠料一段三尺、人別三尺、○布

〔延喜式 二十五主計〕凡大和國交易所進倉院、四月賀茂祭料、冠絹十五匹、○下略

〔延喜式 十五內藏〕諸司年料供進

御冠羅四匹、一匹無文、○中略右織部司所進、其料絲從寮行之、

種類
禮服冠
玉冠

〔延喜式織部三十〕年料

冠羅四匹、（一匹無文）雜羅二十三匹、白綾二十匹、色綾二十匹、二色綾八匹、錦卅匹、兩面十二匹、白廣紗卅匹、

右依前件、若有改換者、支度功程別錄返省、

羅綾

冠羅一匹、（長四丈、廣二尺六寸、）料絲五斤十兩、織手一人、共造一人、長功日一尺一寸、（無文二尺）中功日九寸、（無文一尺七寸）短功日七寸、（無文一尺四寸）

雜羅一匹、（長四丈、廣二尺、錦兩面長廣准此、）料絲二斤、織手一人、共造一人、長功二尺二寸、中功一尺九寸、短功一尺六寸、○中略

雜機綜絲

冠羅綜一具料絲九斤十二兩三分、（續六匹、隨損更加四斤、續六匹、）

〔延喜式四十六左右衞門〕凡狩子五十人冠幷衣袴、布端三丈之中、紺布一端一丈五尺冠料、桃染布廿五端、白布十四端一丈五尺、縫絲十八兩三分、

〔倭名類聚抄十二冠帽〕冕　續漢書輿服志云、冕（音免、和名玉乃冠、）冠之前後垂旒者也、

〔箋注倭名類聚抄四冠帽〕原書作冕冠垂旒、無之前後及者也五字、説文、冕大夫以上冠也、邃延垂瑬紞纊、古者黃帝初作冕、釋名、祭服曰冕、冕猶俛也、俛平直貌也、又言文也、玄上纁下、前後垂珠有文飾也、白虎通、十一月之時、陽氣俛仰黃泉之下、萬物被施、如冕前俛後仰、故謂之冕也、桓二年左傳正義引世本宋注云、冕冠之有旒者、後漢書明帝紀注云、冕以三十升布漆而爲之、廣八寸、長尺六寸、前圓後方、前下後高、有俛府之形、故謂之冕、士冠禮疏、又名冕者俛也、低前一寸二分、故得冕稱、周禮弁師疏、冕則俛也、以低爲號也、桓二年左傳正義、冕俛也、以其高後前下有俛俯之形、故因名焉、

〔名目抄衣服〕玉冠（タマノカフリ）（禮服之時公卿用之、付纓緒、）

〔裝束唯心抄〕御禮服之事

玉御冠　かねにて打のべ、瑤珞を付たるもの也、

〔令義解六衣服〕皇太子禮服

禮服冠(謂、作有別式、也、○中略)

親王禮服

一品禮服冠(四品以上、毎品各有別制、○中略)

諸王禮服(○義解略)

一位禮服冠(五位以上、毎位及階、各有別制、諸臣准此、○中略)

諸臣禮服

一位禮服冠(○下略)

〔令集解二十九衣服〕古記云、禮服冠、謂禮冠也、玉冠是也、底云、皇太子禮服冠、可有別制、諸王與諸臣亦可有別也、(在穴)

〔儀式六〕禮服制

親王四品已上冠者、漆地金裝、以(○以原脫、據一本補、)水精三顆、琥碧三顆、靑玉五顆、交居冠頂、以白玉八顆、立徽形上、以紺玉廿顆、立前後押鬘上、其徽者立頂上、一品靑龍、尾上頭下、右出左顧、二品朱雀、右出左顧、三品白虎、尾(○尾一本作毛)上、末卷頭下右顧、四品玄武、爲蛇所纏右出左顧、(立玉者有聖并座、居玉者有座無聖、○中略)諸王、諸臣、一位冠者、漆地金裝、以琥碧五顆、緑玉六顆、(但王二位、三位、琥碧玉五顆、緑玉五顆、白玉一顆、臣二位、三位、緑玉五顆、白玉三顆、赤黑玉三顆、)交居冠頂、以黑玉八顆(臣一位緑玉、)立徽形上、以緑玉廿顆、立前後押鬘上、衣以下同親王、二位三位冠者、漆地金裝、以琥碧五顆緑玉五顆、白玉一顆、交居冠頂、以朱玉八顆、立徽形上、(○中略)四位漆地絡形、徽形、押鬘、玉座皆金裝、自餘銀裝、以琥碧五顆、緑玉六顆、交居冠頂、以白玉十顆、立前押鬘上、靑玉十顆立後押鬘上、不立徽形

上、衣以下同、三位、(臣四位深緋、)其五位深地錦裝、以黑玉十顆、立前押鬘上、以青玉十顆、立後押鬘上、自餘准四位、衣以下同、四位、(臣五位淺緋、○五位以下十二字原脫、據一本補、)諸王徹者具、三位以上、正位正立仰頭、從位正立低頭、正四位上階左出右向、下階右出左向、從四位、上階左出右顧、下階右出左顧、五位准四位、(○五位以下五字原脫、據一本補、)諸臣徹者纈、自餘皆准諸王、(○又見延喜式彈正式)

〔儀式 六〕元正朝賀儀

當日(中略)中務省率鉦鼓、令裝束、(中略)鉦鼓師、緋冠、皂緌、緋大袖袍、

〔延喜式 四十三 春宮〕朝賀儀

東宮鸞輿以下出、(中略)至東廊外、降輿、就次、著禮冠、(若未冠者、則雙童髻、)禮服、帶、劍、

〔續日本紀 十四 聖武〕天平十三年十月辛卯、勅、五位已上禮服冠者、元來官作(○作原作收、據一本改、)供、賜之、自今以後、令私作備、內命婦亦同、

〔延喜式 十五 內藏〕元日御禮服玉冠、牙笏等、當日平旦寮官人、於大極後殿下持候之、隨內侍宣進之、

〔西宮記 正月〕朝拜

天皇就高御座、(卽位時、不待次第、召時、登座著冕冠、○下略)

〔西宮記 臨時 四〕冠

冕冠(天皇御位、御拜、朝堂儀用之、女帝著寶冠、童帝著日形冠、在內藏寮及東大寺等、太子著九章冕冠、)

玉冠(其體在式、彈正式并圖、)

〔範國記〕長元九年七月四日、今日御覽玉御冠、禮服御裝束等、(○中略)御覽了、賜御冠於作物所、爲令修理也、(○中略)他物等返遣本寮、

〔古事談 一 王道后宮〕後朱雀院御卽位、內弁ニテ大二條殿(○藤原教通)ヲセ給ヒケルヲ、宇治殿(○藤原賴通)大極殿ノ辰巳ノ角、壇上ニテ御覽ジテ、アハレ狛人ニミセバヤト被仰ケリ、玉冠ニサガリタル玉ド

モチヽリウチヽリウトナル程ニ如法令練給ケリ、

〔榮花物語三十六根合〕寛德二年正月十六日に位ゆづりの事ありて、（○中略）四月八日には御即位（○後冷泉）あり、のこる人なくみる、もんいる程たまのかうぶりして、あぐらどものうへにたなみたる、（○下略）

〔古事談一王道后宮〕大嘗會之時、代々令著給玉冠ハ、應神天皇之御冠也、（相具御禮服、在內藏寮）後三條院御頭ニメデタクアハセ給タリケル、此事ヲツテニ御自讃云々、

〔兵範記〕仁安三年三月廿日壬午、巳一剋主上（○高倉）召御裝束、（○中略）御輿寄小安殿北面中戶、（○中略）御裝束、下官（○平信範）問祇候、（○中略）五位藏人光雅、持玉御冠（候ニ御共）、

〔台記〕久壽二年十月十八日壬辰、有官別當忠親、持來興福寺禮服玉冠等、右衞門督來臨被退出、

〔三長記〕建久九年正月廿六日甲子、殿下（○藤原兼實）出御、公卿著座、次諸大夫等運禮服（辛櫃二合、一合御禮服、一合女御料、二合也、）（辛櫃二、人舁之、）御冠筥、次予（○藤原良經）取參進次第被之、　二月廿八日丙申、參殿下、申東大寺禮服事、暫可宿納便宜所、可申院、（○中略）先以參內、東大寺禮服、暫納殿、其次覽之、白綾絹綾綾禮服二具、玉冠二頭、（天子冠也、一頭付ニ纓）（著注ニ先、御冠由、）○不可用之物也、被取出之間、有事煩、無其要歟、

〔平戶記〕仁治三年三月十日壬辰、早旦前內府被送消息云、御即位（○後嵯峨）禮服御覽去八日也、而御冠破損無實、（○中略）前內府退參、日景已暮了、良久令參、自御前相具御冠出來、傳仰給言云、御冠如此、承元承久令見歟、此上何樣可有計略哉、期日已迫了、可相計者、先見御冠、堅固無實、金銅珠玉之類者、先年爲盜人被盜取歟、一切不見、只御冠羅少々許相殘、又珠玉少分落殘、不及其正體之由、就何體可申上哉、仍申其由、此上難治事也、東大寺寶藏、天子御冠二頭相殘歟、若可摸者可召出哉、（○中略）但左保朝廷（聖武歟）禮冠圖納御冠之納物歟、同被下之間、於燈下見之イヘドモ、不覺悟之由所申也、前內府歸出仰云、東大寺御冠事、不思食寄之處、今令申旨尤所感思食也、早可被召出、即前內府爲御使可參申殿下（○藤原良實）云々、　十四日丙申、傳聞、一昨日右少辨時繼、申拜賀即向東大寺、爲取出御冠也、今朝上洛云々、

仍遣尋之處、件寶處爲盜人被給失之後、雖聞之、未徒評定之間、時剋推移、昨日申剋打破戸、令取出、只今京著者、以消息申殿下云、御冠到來云々、但太上天皇御冠、并前帝御冠不可被取入内裏歟、所有先聞也、御返事中、此由尤神妙、可有御存知此旨、又爲見知御冠、可參會内裏歟、只今可有御參内者、仍登參、先是殿下前内府參候、被見知御冠之間也、但前帝御冠太上天皇御冠等也、被取入了、事之次第不可說、能々衆申盡之處、如此事出來、誠不可說々々々、就中以太上天皇御冠、爲本様、已被遣入道相國許云々、

〔後深草天皇御記〕弘安十一年二月廿七日、自禁裏見○伏以顯世給玉冠、可加修理乎否、可計之由被仰之、召寄見之、被納赤漆(朱ニ朱漆塗也)八角冠筥、桶高二尺許、付朱緒、被見之處、納物玉冠一頭(雖無破損、是仁治被入道相國加修理歟、正元同被用此御冠歟、)被居多、(件筥龜甲形押繪、又上十文字打木、其中央立柱二、上有御形物、入之御冠中、)其板裏有文云、貞觀六年十二月十五日、自始玉冠、更改作七年、元日料作工右近衛鐘健麻呂、如此二行書之、又玉冠繪圖一枚在之、佐保朝廷禮冠圖云々、是聖武御宇歟、件圖今一ッ在冠無珠相違、又普通透額冠、巾子異額取放、二頭被入之、若是寛元正元等、玉冠下被用御冠歟、覽了返獻、

〔實躬卿記〕永仁六年十月十三日丁卯、今日天皇○後伏見、春秋十一歳御卽位、官廳也、實躬被定右親王代之間、已剋著禮服、先著烏帽子理鬢、○中略次著玉冠、(以組合額閇之、仍懸心緒無要之間不入之、以組結白耳、被理下結之、又纓少々烏帽額口、是今案也、○下略)

〔康道公記〕寛永七年九月十二日、天子○明正清涼殿ニ行幸アリ、○中略禮服ヲメシ給フ、寶冠、是ハ日形御冠ナリ、

〔言成卿記〕弘化四年八月廿五日、御禮服以下、御調進品々裏分給、　廿七日、參内、御禮服調進、屬于橋本中納言(實麗也)

一御玉冠、御古物御修復、(其實ハ、依御調御料、而必不可新調、御古物御修覆之旨可然、三條大納言殿被示了、)冕旒已下、頗御損ジ御修覆ナリ、御冠ノ周ノ錦小石許也、御冠形者新形、(自寛年至當年、度々何定了、)日形鳥廻

右、御紐白綾グリニマタ左右一筋ヅヽ、露白水精、

一同御樋〈朱塗直シ、白鑞、組取替、〉

〔名目抄 衣服〕武禮冠(ブライクワン)

〔服飾管見 三〕武禮冠

貞觀儀式、延喜式等に、大中少將衞門兵衞督佐、武禮冠をかうむることはみへたれど、其製をあらはさねば、いかなるものといふ事をしらず、今の武官の禮服に、皂の羅の冠とあなるに、同じきやとおぼゆれど、それにはおいかけをかくめる、武禮冠にはさる事見へねば、こと物なることうたがひなし、近比の再興の武禮冠は、唐の武弁てふもの丶製の如し、實彼朝にもか丶る官の大禮にかうむる物也、且例のおいかけかくべうもなきなど、合せ思へば、うべなるにぞあらむ、但しそのいたゞきのわきあきて、うちにもとゞりをさしいるばかりの、細き巾子のやうなる物みゆめり、もいにしへは、頭巾のうへにかうむりしなるべければ、もとはいたゞきのわきふたぎて、うちひろくてぞ有けん、

〔令義解 六 衣服〕武官禮服

衞府督佐、〈兵衞佐不ㇾ在ニ此限一、〉〈○中略〉並皂羅冠、

〔令集解 二十九 衣服〕跡云、羅冠謂禮服冠是、但與ニ文官禮服一有ニ別制一耳、或云、問文官禮服冠與ニ武官禮服冠一有ニ別哉、答可ㇾ有ㇾ別、但其制不ㇾ見也、亦冠與ニ頭巾一別也、〈在ㇾ穴、〉

〔儀式 六〕元正朝賀儀

寅二剋、左右近衞府共始擊ニ動鼓一三度、度別平聲九下、諸衞依ㇾ次相應、裝束近衞大將〈卷ニ纓任也、〉著ニ武禮冠淺紫襖一、〈○中略〉中將武禮冠深緋襖、〈○中略〉少將武禮冠淺緋襖、〈○中略〉兵衞督著ニ武禮冠深緋襖一、〈○中略〉佐武禮冠淺〈○淺原脫、據ニ一本一補、〉緋襖、〈○下略〉

位冠

〔延喜式 左右近衞 四十五〕大儀 謂元日即位及受蕃國使表、○中略 大將著武禮冠、○中略 中將武禮冠、○中略 少將武禮冠、○下略

〔西宮記 臨時八〕朝拜

王卿服禮服、○中略 外衞督佐著武禮冠褊襠靴等、不著下襲云々、

〔御即位次第抄〕御即位冠服之事

大將代冠服 武禮冠也、玉山冠ト云ヘリ、紫綺子ニシテ、其メグリニ金銅ノ金物、花唐草等也、其上ニ四角ナル纓ヲ、左右項ノ後、黑色羅ヲ以テ是ヲヘリ、前ノ隅ノ左右ニ、鳥ノ羽三枚宛テサス、山雉ノ羽ニ似タリ、○中略

行事辨

執翳ノ女嬬ニ相副テ事ヲ行フノ職數、此冠服武禮冠、褊襠等、大將代ノ冠服ニ同ク見ユ、但佩劍、○中略

右之服冠等、臣下ノ服ハ高倉家ヨリコレヲ調進シテ、御規式畢リテ後、右之御冠服其家ニコレヲ預クル、

〔宗建卿記〕享保二十年十月廿九日、參殿下、○藤原家久 被命云、即位大將代裝束、今度再興、武禮冠出來、內々被入上皇 ○中御門 御覽也、今日予參洞候て附 宗建 書可被上仙院之由、則御物幷件冠等被爲見之、於御例者、予令持參院了、頃之件冠到來、早速入御覽、尤御物同令獻了、御物卒爾寫之了、注二別紙 君臣圖像異西山之圖、後漢書三禮圖等所見者也、

〔日本書紀 推古 二十二〕十一年十二月壬申、始行冠位、大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、幷十二階、並以當色絁縫之、頂撮總如囊而著緣焉、唯元日著髻華、髻華此云于孺、

〔日本書紀 孝德 二十五〕天豐財重日足姬天皇 ○皇極 四年六月庚戌、以大錦冠、授中臣鎌子連、爲內臣、

大化三年、是歲制七色一十三階之冠、一曰織冠、有大小二階、以織爲之、以繡裁冠之緣、服色並用深紫、

二曰繡冠、有大小二階、以繡爲之、其冠之緣、服色並同織冠、三曰紫冠、有大小二階、以紫爲之、以織裁冠之緣、服色用淺紫、四曰錦冠、有大小二階、其大錦冠以大伯仙錦爲之、以織裁冠之緣、其小錦冠以小伯仙錦爲之、以大伯仙錦裁冠之緣、服色並用直〈○直、眞誤〉緋、五曰青冠、以青絹爲之、有大小二階、其大青冠以大伯仙錦裁冠之緣、其小青冠以小伯仙錦裁冠之緣、服色並用紺、六曰黑冠、有大小二階、其大黑冠以車形錦裁冠之緣、其小黑冠以菱形錦裁冠之緣、服色並用綠、七曰建武、〈初位、又名立身、〉以〈○以原脫、據一本補、〉黑絹爲之、以紺裁冠之緣、別有鐙冠、以黑絹爲之、其冠之背張漆羅、以緣與鈿異其高下、形似蟬、小錦冠以上之鈿、雜金銀爲之、大小青冠之鈿、以銀爲之、大小黑冠之鈿、以銅爲之、建武之冠無鈿也、此冠者大會饗客、四月七月齋時所著焉、　四年四月辛亥朔、罷古冠、左右大臣猶著古冠、　五年二月、制冠十九階、一曰大織、二曰小織、三曰大繡、四曰小繡、五曰大紫、六曰小紫、七曰大華上、八曰大華下、九曰小華上、十曰小花下、十一曰大山上、十二曰大山下、十三曰小山上、十四曰小山下、十五曰大乙上、十六曰大乙下、十七曰小乙上、十八曰小乙下、十九曰立身、

白雉五年正月壬子、以紫冠授中臣鎌足連、增封若干戶、

〔日本書紀 二十七 天智〕三年二月丁亥、天皇命大皇弟〈○天武〉宣增換冠位階名、及氏上民部家部等事、其冠有二十六階、大織、小織、〈○小織原脫、據一本補、〉大縫、小縫、大紫、小紫、大錦上、大錦中、大錦下、小錦上、小錦中、小錦下、大山上、大山中、大山下、小山上、小山中、小山下、大乙上、大乙中、大乙下、小乙上、小乙中、小乙下、大建、小建、是爲二十六階焉、改前華曰錦、從錦至乙加十階、又加換前初位一階、爲大建小建二階、以此爲異、餘並依前、十年正月甲辰、東宮太皇弟〈○天武〉奉宣、〈或本云、大友皇子宣也、〉施行冠位法度之事、大赦天下、〈法度冠位之名、具載於新律令、〉

〔日本書紀 二十九 天武〕二年八月戊申、詔耽羅使人曰、〈○中略〉在國王及使者久麻藝等、肇賜爵位、其爵者大乙上、更以錦繡潤飾之、當其國之佐平位、

〔續日本紀 二 文武〕大寶元年三月甲午、始依新令改制官名位號、〈○中略〉始停賜冠、易以位記、

有文冠
無文冠

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合雜物貳拾捌種〇中略

位冠貳拾捌頭

天平十九年二月十一日　都維那僧靈仁

〔飾抄中〕一冠

四位巳上有文、地下五位巳下无文、

〔蛙抄又〕頭巾〇但冠是也中略

尋常之束帶直衣ニ冠之時、五位巳上所著之冠也、以有文羅張之、〇中略

有文冠ハ、四位巳上著之、〇中略

無文冠ハ、地下五位巳下著之、著白重之時、五位巳上著之、六位者不斷所著歟、可尋、但至藏人者用有文、而初參未聽禁色之時無文也、

〔西三條裝束抄〕冠〇中略

有文無文トアリ、尋常有文也、但近代織物ノ羅ナキユヤ、糸ヲ以テ菱ノ紙ヲ閉付テ、唯有文ノヨシ許也、

〔桃華蘂葉〕一束帶色目

冠　有文冠は小菱のある羅を用る也、近來羅織なきと稱して、其文分明ならざれ共、有文のよし也、

〔冠記〕冠羅

令式ノ如ク、羅ハ五位以上用ル所ニシテ、有文ナリ、桃華蘂葉ノ如、近代羅織ナキト云ハ、中古羅織絶テナキニヨツテ、菱文ヲ繡ニシタル也、五位以上ハ、必此菱文ヲ用ベキ事ナルヲ、當時　紫文ト稱シテ、タヤスク用ルコトナラザルニヨリテ、巾子ト攖ニ計菱ヲ繡テ、有文トシテ用ユ、又六位ハ

無文ノ縚ヲ用ユベキコトナルニ、今巾子ト纓ニ菱文ヲ縫タルヲ、普通ニ用ルナリ、主上ハ加冠ノ家ノ菱文ヲ用玉フトゾ、

〔宿德裝束抄〕冠

古代者爲老用無文冠、中古以來不用之、蓋以假諒闇也、

〔當時裝束抄中〕束帶

冠并纓

普通に用るは有文と稱するものにて、巾子の上と纓のはしに、菱の文あるなり、古代はなべて紫文を用ひしにや、今按にのする五位以上皆と見ゆるは有文なり、六位皆とあるは無紋なり、當時京都にても、六位の冠とて別になく、五位以上用る處も同じ事也、又紫文と稱するものは、中絶したるに、櫻町院御宇にや、[illegible]再興のよし、近衞九條二條一條鷹司等の御家、各文様かわりて、紫くねいたるなり、本儀は緣べきなれども、緣事なし、武家方には公方様にも、この冠御用ひなりきよし、先年近衞殿より別家へ贈り給りし時、同家に伊木慶七へ用ひ給るべきやのよし、沙汰有しに依て、いかゝすべきと、予(松岡義方)へかたらへしに、公方様まへ御用ひなきものゆへ、用ひ給ふもいかゝあらん、伺ひて用ひらるべきと答へしに、伺ひ侍るもこと〳〵數とてやみぬ、又此冠に厚額薄額など、様々説あれども、略してしるさず、又中額とて、額に中月なすかしたる有、是は十六歳まで用ゆるものなるに、文化八年御百回忌御法會の日、成御方、此中額を用ひ給ひし由、いかゞ也、

頭書文政文政恐天保誤左大臣宣下之時、○天保八年徳川家慶任左大臣、初ヲ紫文御冠御用ヒアリ、

〔武家裝束抄三〕一衣服令に、○中略とあり、桃華蘂葉に有文冠は、小菱の紋ある羅を用ひさぶらふなり、近代羅縵なきと稱して、其文分明ならざれども、有文のよしなりと見えたり、其文分明ならずとは、文をとぢ付て、有文のよしのみにて、さだかに菱とも見えわかぬをいふ也、しかるに近きころより、攝家は冠師におほせて、異の有文を用ひらる、諸家は用ることを得ず、攝家の家來たる公卿は、申請て着せらるといへり、

一今世には六位の冠も有文なり、されど古の有文のやうにもあらねば、其沙汰にも及ばざる歟、

〔西宮記臨時四〕冠

五位以上、六位藏人及新冠者、皆用綾冠、更衣時並暑月、著白下襲、著無文冠、(近代五位已上、雖更衣用綾、)

〔侍中群要五〕裝束

冠　二季更衣、無文、(但更衣時有文、無妨、著、)自餘有文、

〔光榮公記〕享保九年閏四月六日、內府(○藤原家久)云、當時主上(○中御門)御著用、重紋御冠、羅上以糸爲雲形、是陽明(○近衛)家熙公爲攝政、御元服時言上、從今上始著御也、元來陽明被用、又近來事也、基熙公關白已後、無二三年後歟、元祿年中始而被著用、其後言上東山院、著御儀被仰進法皇(○靈元)處、未被聞食義也、被改事如何由被仰遣、依之東山院無著御、今上者依家熙公言上、自御元服時著御也、(此時被仰合歟、又雖被仰合、)(已攝政人言上、無相御存歟、不知之、)其後攝家元服時、爲近來例賜冠間、九條幸教卿元服時賜御冠、雖然九條家不被著之、凡古冠爲東三條殿冠形由、陽明被申云云、併不連綿、而近年被用、其儀不審也、又於付紋者、可爲蓋也、今紋體以其由許、物數多付之義難信用也、

〔宗建卿記〕享保二十年三月十三日、今日以大乳人賜夏御引直衣、武家傳奏等長入了、又以右大將賜御冠(繁文)丸組口懸等於左右大臣、同御冠賜內大臣、(不及神祇附、大納言賜之、)且有仰之儀、今度更賜御冠之間可有著用、於組懸者、是又今度再興之間、同可被受用、又左大將一條大納言、先年被加首服之時、雖賜之、未被著之、自今可被著之旨可申達之由也、其餘淸華人々元服之時、雖賜御冠、於繁文冠者不被著之、是亦向後可著用者也、(○下略)

〔大江俊矩公私雜日記〕文化八年閏二月十七日乙丑、繁紋冠著用之事、是者自新藏人、昨日廣橋へ被尋之由、(是先日禁色先守大藏大輔予ト中合、著用被相勸故歟、)彼卿返答隨分不苦事と被存、此方共も自陽明拜領令著用事也、併外樣之衆は、平日御前へも不被出事故、畢竟何著用ニ而も不苦、侍中は常ニ御前勤仕候故、被改者一應殿下へ彼卿ニ而も申上置候はゝ、宜事も可有之由被申居由、是又被申廣橋たるものならん、

厚額冠
薄額冠

右兩條(○付衣冠、服換、紫紋冠、)不可説之事也、舊家倣新家之意、常に不止、可謂非君子之侶歟、且言語多虚誕、頗可用心事也、

〔將軍家裝束抄〕文恭院殿(○徳川家齊)はことに服色の事をこのませたまひ(○中略)左大臣の宣下あらせ給ひし時、繁文の御冠をめさせ給はん事を思召、御小納戸頭取中野播磨守をして、高倉の旅宿へ遣し給ひ、其事をはかり給ふに、繁文の冠は攝家の再興に付、攝家より被進に相成候得ば子細なし、さもなき時は、新規に御文柄を織なし給ひてんやと、答られしかば、中野かへりのぼりて、此事を執政に議す、時に大久保忠眞朝臣にはけしからざる事なり、攝家の冠を讓うけ給はんには、其門下に等しく、御威光にも轢きてん、そよりも別文を被仰付可然とありて、かもの葵の御紋形を高倉家に被談しに、兎角其御受も及遲々、日を經て先これまでの御冠しかるべからんと、仰來りければ、執政の人々より奉書もて、所司代へ被申遣、所司代亭にて傳奏へ達しければ、速に調進なしたり、

〔名目抄衣服〕厚額(アツヒタイ)　薄額(ウスヒタイ)

〔飾抄中〕一冠(○中略)年少之人用薄額、近代依有事煩、不necessarily年齒用厚額、僻事也、中年人或用半額冠、礒額隨人面立之、插頭花之時、令放前緒絲也、輕閉之、不然爲風各別被吹成也、

保延三正一、槐記(○藤原頼長)曰、予(時内大臣右大將)初著厚額冠、(年十八)

仁安三正八、殿記(○藤原兼實)曰、大納言殿(○源雅通)敎命曰、四品之後、可著厚額冠、入道殿(○源雅定)仰也、猶著薄額冠人間有歟、雖然不得意也、

通方案、近年人々、僅十二三歲、昇四品帶高官、仍異于古也、隨年齒可斟酌事歟、薄額苦熱之比有其煩也、仍不論歲之老少、近代多用之、

〔餝抄 冠〕厚額冠ハ、長大之後上下著之、常ノ冠也、破ノ不透也、 透額厚額事ハ、只依年齒之長幼、著替ル計也、上下多夏無差別事也、

〔西三條裝束抄〕臣下冠
少年薄額、中年ノ後厚額ナリ、或說ニ十五歲マデハ薄額、十六歲ヨリ厚額ノヨシ見エタリ、然ルニ京極大閤〇藤原師實 三十四歲、左大臣ノトキ、初テ厚額ヲ用ユ、後二條關白〇藤原師通 三十二歲、內大臣宇治左府〇藤原賴長 十八歲、同ク內大臣ノ時ヨリ用ユ、此等ノ進先蹤、十六歲以後モ任槐已前ハ可有用捨事也、近代ハ官ノ尊卑ニヨラズ、一向十六歲ヨリ厚額ヲ用ルコトヽナレリ、

〔冠帽圖會〕冠 厚額 五位以上有文、六位以下無文、厚額薄額ハ、竹屋故光棣卿ノ說、額窠ノ制ヲ以テ曰フト云々、

〔宇槐記抄〕久壽二年正月七日乙卯、右大將〇藤原兼長 不闕、余〇藤原賴長 用厚額冠、今日於內裏所見付也、 歸家尋問之處、陳曰、殿下賴長、余 十八、正月用厚額之由見御記、臣已至十八、故所用也、仰曰、余依爲大臣所用也、處是同、年齒懸隔、例不齊等、所陳不當、自今以後可用薄額、仰取厚額冠破棄了、

〔續世繼 六 [illegible]〕實行の太政のおとゞの御子は、內大臣公教と申き、〇中略 て、この太政のおとゞよりもさきに、うせ給にし、おほかたおとなしきやうにふるまひて、藏人の頭になり給へりしに、おとうとにおはせし公行の、弁にはじめてなりて、あつびたひのかぶりになし給ければ、われもいまは、あつびたひにせんとて、おなじやうにして、うちにまゐり給へるに、成通宰相の、中將にはじめてなりて、しばしはすきびたひのかぶりにしてとやおぼしけん、うちにまゐり給て、頭中將のかぶりをみ給て、ひたいにあふぎさしかくして、まかりいで給て、やがてあつびたひになりておはしける、成通の御心ばへは、よのさたをばいたくもこのみ給はで、公事などは識者におはせしかど、よのまめなることは、とりいられぬる御心にや、藏人頭も、けびいしの別當もへ給はず、侍從大納言などいひてすぎ給にき、

〔餝秘御抄〕一御裝束事
御冠毎月爲納殿沙汰、御冠師獻之、〈○中略〉薄額也、然而暑天更不叶、只半額也、半額トハ厚額ニハアラズ、又透額ニモアラヌ也、

〔後照念院殿裝束抄〕冠事
透額冠事
六條殿〈○藤原基實〉十八まで令用給〈于時攝政〉
猪隈殿御記〈○藤原家實〉云、建仁元年四月八日、初著額冤冠、
岡屋禪閤〈○藤原兼經〉廿年まで著給
照念院殿〈○藤原兼平〉十三まで著給〈大納言大將〉

〔物具裝束抄〕一束帶事
透額〈年少人著之〉

〔深窓秘抄〕透額　同〈○御元服之時用、諸臣同、〉十六未滿也

〔雑抄冠〕透額冠〈年少之人用之、公卿四位五位六位同之、天子幼主之時著之歟、〉
常ノ冠ノ礒ノ額ノ上方ノ透タル也、透タ所ハ羅一重ニテ張タル也、往昔ハ及廿歳著之歟、近代限十五歳著之、不可必然事也、但既爲流例、不得已事矣、

〔西三條裝束抄〕臣下冠〈○中略〉
御透額ノ冠ハ、忠義公〈○藤原兼通〉ノ息閑院大將朝光、始テシ出シ侍ルヨシ見エタリ、

〔三内口決〕一裝束之色目事
冠〈○中略〉堂上之人々、自元服至十六歳用透額之冠、〈冠ノ額ヲ中月形ニ掘透テ、額ハ羅ヲ張リタル物ニ候、〉貴人者及廿餘歳被用候、其以後者著厚額、常之冠之事候、後京極攝政〈○藤原良經〉廿未滿之時被著厚額候、父公〈月輪殿○藤原兼實〉以

外ニ加貴紳被切破冠之由見舊記候、

〔装束圖式上〕透額ノ冠トハ、甲小キ月形ヲスカシ、其上ヲ羅ニテ引フサギタル物也、〇中略透額ノ冠ハ、元服以後十六未滿ノ時用之、十六歳以後厚額ヲ用ル、近代ノ例也、舊記ニハ、十六歳以後モ、淺官ノ人ハ透額ノ由見ユ、近代一向無其沙汰也、

〔新野問答〕冠　厚額　薄額　透額〇中略

故御居子所預前備前守宗恒朝臣令申聞候者、ふるき業平の像を見申候に、冠の額一面に羅ばかり張たる體を書候き、これ眞實の透額に候と申候き、此說尤に存候、半月形を半額と申候時、額一面に羅ばかりはりたるは、すき額勿論に候、至十六歳用薄額義、凡家之事候、

〔冠帽革制考〕透額冠は、纓の額上に半月形の穴ありて、紗一重にて張たるなり、〇中略又薄額ともいふなり、纓といふは冠の纓をいふなり、厚額といふは、冠の纓の透なきをいふなり、纓とは冠の纓の事なり、薄額はやさしく、厚額は物々しければ、若き人も厚額を用ふる例なれども、頭上と額との間籠りて、透間少き故に、暑中はたへがたき事あるなり、

〔源平盛衰記三十一〕青山琵琶流泉啄木事

聖ル目出琵琶山〇青ナレバ、其後凡人引事ナシ、仁和寺宮ニ傳リ、代々此御所ノ重寶ナリケルヲ、皇后宮亮經正十七ニテ初冠シテ、敍テ五位ニ成、スキ額ノ冠ヲ給テ、宇佐宮ノ御使ニ立ラレケル時、申預テ下ッ、、當社權現ノ神前ニテ、盤渉調ニテ青海波ヲ彈ジ給ケル、

〔公清公記〕貞和六年正月十六日壬申、著装束、濃色闕腋、依二節會一也、

冠透額中透額云々、冠御冠也、額ノ方中バカリ透也、是常事云々、

〔園太曆〕文和五年三月十八日、抑按察大納言實〇正親町送消息、透額冠事尋之、所存報了、

良久不參上思儲候、追々參上之志候へども、兎角懈怠遺恨候、旁可申入事等候、近日ふと可參入候、此事不依年紀、依歟、愚身十七歳之時、用中透額、件年曾根賀以下用平常帰額、同年夏用中透額了、

抑冠透額は十五まで用候哉由被存候、猶又若年事候哉、濃色も同前候歟、德大寺さまには十三までと承候き、公陰舞人被責伏候、堅固無物大略不定事候、先用意ニ如此事まで沙汰候し、たゞし彼男は、十四ニ罷成候云々、堅固未おさなき者にて候、透額は無公平事候間、早速改候人も候歟、比興比興、悉舞人委記六抄物などや候らむ、一見大切候、毎事可参啓候、實継誠恐謹言、（御眼透額通用歟と心得候也）

三月十八日　實継

漆紗冠

〔日本書紀天武二十九〕十一年六月丁卯、男女始結髮、仍著漆紗冠、

〔西三條裝束抄〕冠〇中略天武天皇、悉古キヲ止テ、漆紗ノ冠ヲ用ユ、今ノ烏帽子也、

〔續日本紀文武二〕大寶元年三月甲午、始依新令、改制官名位號、〇中略又服制、〇中略追冠四階淺縹、皆漆冠綺帶、

〔續日本紀考證文武二〕漆冠（漆紗冠見天武紀、案舊唐書輿服志云、弁冠通用烏漆紗為之、象牙為簪導、亦此、）

錦冠

〔續日本紀聖武十四〕天平十三年閏三月甲戌、奉八幡神宮秘錦冠一頭、金字最勝王經、法華經各一部、度者十八人封戸馬五疋、

〔類聚名義抄八〕秘錦ヒコム

〔續日本紀淳仁二十二〕天平寶字二年三月丁亥、船名播磨、速鳥並叙従五位下、其冠者各以錦造、入唐使所乘者也、

〔續日本紀淳仁二十四〕天平寶字七年八月壬午、初遣高麗國、船名曰能登、歸朝之日、風波暴急、漂蕩海中、祈曰、幸頼船靈、平安到國、必請朝庭、酬以錦冠、至是緣於宿禱、授従五位下、其冠製錦表絁裏、以紫組為纓、

絹冠

〔續日本後紀仁明十二〕承和九年十月庚辰、西市司言、依承和二年九月符旨、錦、綾、絹、調布、絲、綿、紵、染物、縫衣、續麻、針、櫛、染革、帶、幡、油、土器、絹冠、牛屋等類、興販於西市、

綾冠

〔西宮記臨時四〕冠

五位以上、六位藏人及新冠者、皆用綾冠、更衣時并暑月、著白下襲、著无文冠、近代五位已上、至夏衣用綾、

紙冠

〔紫式部集〕やよひの一日かはらに出たるに、かたはらなる車に、法師のかみをかうぶりにて、はかせだちをるをにくみて、

はらへどの神のかざりのみてぐらにうたてもまがふみゝばさみかな

〔枕草子十二〕見ぐるしきもの

法師陰陽師のかみかうぶりして、はらへしたる、

〔今昔物語十九〕内記慶滋保胤出家語第三

今昔、□□天皇ノ御代ニ、内記慶滋ノ保胤ト云フ者有ケリ、略○中道心發ニケレバ、□□ト云フ所ニシテ、髪ヲ切リテ法師ト成ヌ、略○中川原ノ有ル所ニ至ニケリ、見レバ河原ニ法師陰陽師ノ有テ、紙冠ヲシテ祓ヲス、□此レヲ見テ、馬ヨリ忩ギ下テ、陰陽師ノ許ニ寄テ云ク、此レハ何態シ給フ御房ゾト、陰陽師答ヘテ云ク、祓シ侍ル也ト、□云ク、然ナルゾ、但シ其紙冠ハ何ノ料ゾト、陰陽師ノ云ク、祓殿ノ神達ハ、法師ヲバ忌給ヘバ、祓ノ程ト、暫ク紙冠ヲシテ侍ル也ト、□此レヲ聞テ、略○中陰陽師ノ紙冠リヲ取テ、引キ破リテ棄テ、略○中陰陽師ノ袖ヲ引ヘテ、泣ク事无限シ、略○下

鐙冠

〔日本書紀二十五孝徳〕大化三年、是歳、制七色一十三階之冠、略○中別有鐙冠、以黒絹為之、

圭冠

〔日本書紀二十九天武〕十三年閏四月丙戌、詔曰、略○中唯男子者、有圭冠、冠而著括緒褌、

〔釋日本紀十五述義十一〕圭冠

私記曰、師説今之烏帽子也、

〔東雅十五器用〕冠カウフリ略○中圭冠といふもの、私記には即今の烏帽子也と見えて、讀てハシバカウフリといふ、その義も詳ならず、又其制の始も詳ならず、孝徳天皇紀に、鐙冠以黒絹為之と見

えしものも、また不レ詳、江師の說には、ツボ冠は當世に用ゆる所のもい也と見えけり、後に烏帽子と云ふもの、國史令式等に見えし所にもあらず、またエボウシなどいふは、其字の音をもて呼ぶ所なれば、後世に名づけ云ひし所なり、もし私記の說の如くならんには、古にハシハカウフリと云ひしものにや、唯いづれにも其制の因來る所は、特に久しき者とは見えけり、

〔古今要覽稿冠服〕釋日本紀云、圭冠、私記曰、師說今之烏帽子也、是は日本書紀天武天皇十三年閏四月、有レ詔曰、唯男子者有二圭冠一、而著二括緒褌一、とある所の注なり、按に圭は上圜く下方なる物なれば、圭冠といふは、如何にし立烏帽子の形なれども、この時は紗を漆にて縫て、烏帽子のごとく纏てかぶり、髻の本にてしばりよせて、その本に髻なして、あまりをうしろへ下げたるが、今の纓の垂なれば、今の冠の纓の飾なり、但し後には髻にしてはしらすして、著しこともありしならん歟、さらば今の烏帽子は、圭冠の一轉せし物とは云べし、たゞちに今の烏帽子なりと、註せしはくはしからず、

平巾冠

〔儀式六〕元正朝賀儀

卯一剋、兵庫昭訓門內、大臣幄西南去一丈立レ鉦、南去一丈立レ鼓、〇中略擊人各一人、著二平巾冠一、漆羅閉項

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡大儀分二配擊二鉦鼓一人及執夫者、〇中略大儀擊二鉦鼓一人著二平巾冠一、漆羅閉項

〔後三條御即位記〕治暦四年七月廿一日、卯剋、百官諸司皆參、〇即位中略贄者二人左京屬中務錄入、自二西廊西向戸一著座、少納言經長、與二座上一同、但不レ著レ纓、贄者平巾冠、淺緋方色、大細青純裝束、件裝束與二女裝一同、仍引レ褶、不レ知二先例一、可レ尋、

三山冠

〔深窓秘抄〕三山　唐冠之時用之

〔御即位次第抄〕御即位冠服之事

內辨以下文官冠服烏者宣命使服ニ著ア飾官ヲ讀ムナリ

內辨、外辨、親王代、擬侍從、少納言代、宣命使、典儀等、各冠服同樣、玉冠、〇中略三山冠、文烏帽ト云〇中略

圖書主殿冠服

三山冠、白キ平絹之服、青裳、白袴、淺沓、

贄者ハ圖書主殿ノ冠服ニ等シ、一人ハ三山冠ニ赤袍、黑裳、薄綠ノ褶、表袴、淺沓ヲハケリ、一人ハ

青袍ヲ著、〈○中略〉

右之冠服等、臣下ノ分ハ、高倉家ヨリコレヲ調進シテ、御規式畢リテ後、右之御冠服、其家ニコレヲ預ラル、

楊州冠

〔西宮記〈臨時四〉〕冠

坊帶刀御讓位日、放給著衞府冠、被纏緋袍、〈○中略〉

舊日記云、以垂纓冠、爲長纓冠、以衞府冠、爲楊州冠、

天冠

〔倭名類聚抄〈十二冠帽〉〕天冠　内典云、環釧釵璫天冠臂印、〈天冠俗云天和加布利、〉

〔西宮記〈五月〉〕観射事〈付競馬〉

康保二年六月七日、於弘徽殿有競馬事、〈○中略〉左右馬各三疋、〈打毬小童、著天冠錦打毬裝束、同抹額等、〉

〔源平盛衰記〈三十五〉〕巴關東下向事

巴ハ、〈○中略〉甲ヲ脱、長ニ餘ル黒髮ヲ後ヘ、サト打越テ、額ニ天冠ヲ當テ、白打出ノ笠ヲキテ、眉目モ形モ優ナリケリ、

〔玉葉〕承元四年十二月廿八日癸卯、此日天皇〈○順德、年十四、〉即位于太政官廳、〈○中略〉天皇渡御高御座、〈○中略〉御前命婦左右各一人前行、其次内侍二人、〈○註略〉次主上、〈著天冠、令持玉佩給、〉

雲冠

〔倭名類聚抄〈十二冠帽〉〕雲冠　唐令云、散樂儛八人五色雲冠、〈俗云無比乃加之良、〉

○按ズルニ、樂舞ニ用キル所ノ冠ハ、樂舞部ニ載セタリ、

狛冠

〔日本紀略〈八花山〉〕寬和二年五月卅日丁酉、天皇出御南殿、有打毬之興、番長以上各十人、左右近衞左右兵衞官人幷廿人爲二番、皆著的冠、

〔日本紀略〈八花山〉〕〈頭書〉春村曰、的冠當作狛冠、西宮記五月六日打毬條云、衣冠如唐人、同書臨時四云、打毬裝束、狛巾子冠、黄袍云々、卽此、

〔倭名類聚抄十二冠帽〕頭巾　唐令云、諸給時服、多則頭巾一枚、

〔箋注倭名類聚抄四冠帽〕按衣服令云、朝服、一品已下五位已上、並皁羅頭巾、六位七位八位初位、並皁縵頭巾者、今時所云冠、恐與此所載者不同、

〔服飾管見一〕頭巾
西宮抄に禮服を著るは、先烏帽子を著て髻をかく、天皇御巾子を解て御冠を入と有、考るにすべてそえざるもの、具には、かく君臣の別の有べきならず、且烏帽子は弁をつらぬく事あたはねば、古くは臣等も頭巾を著たる事明らか也、朱雀村上の御時は、禮服著る事、既にたまさか也、且かろんじつれば、弁も飾ばかりになせしより、用なければ、頭巾をば著て、烏帽子の上に禮冠を著そめけん、されど天皇のは猶古きまゝに、まことの弁を挙れば、御頭巾の上にめさるゝ也けり、かゝれば今の臣等が禮冠も、下に猶頭巾を著て弁をさすべし、近世は禮冠の飾なきを、烏帽子と名づけて、禮冠の下に著る也、是は賛者焼香の官人などの禮冠にてこそあれ、

〔冠帽革制考〕幞頭また頭巾は、常の冠の名なり、別に一種あるにあらず、今の冠とても、漆固めたる制こそかはりたれ、即其形容の遺制なり、

〔令義解六衣服〕朝服（○親王、諸王、諸臣）
一品以下、五位以上、並皁羅頭巾、（○中略）六位、（○中略）七位、（○中略）八位、（○中略）初位、並皁縵頭巾、（謂縵者無文繒也）（○中略）

制服
无位、（謂無位人服制亦同也）皆皁縵頭巾、（○中略）

朝服（○武官）
衛府督佐、並皁羅頭巾、（○中略）其志以上、並皁縵頭巾、皁緌、（○中略）兵衛、皁縵頭巾、皁緌、（○中略）主帥、（○義解略）皁縵

空頂黒幘

頭巾、皂縵、〇中略 衞士皂縵頭巾、

〔令抄〕衣服 皂羅頭巾　頭巾今世冠是也

〔令義解〕十獄 凡流徒罪居作者、皆著鈦若盤枷、〇中略 注 有病聽脱、不得著巾、謂不得著頭巾也、〇中略

凡禁囚死罪枷杻、婦女及流罪以下去杻、其杖罪散禁、謂不關木索、唯禁其身也、案下條有不脱巾之文、故此條散禁以上、皆脱巾、〇中略

凡應議請減者、犯流以上、若除免官當者、並鎖禁、〇義解略 公坐流、私罪徒、〇義解略 並謂非官當者、〇義解略 責保參對、〇義解略 其初位以上、及無位應贖、〇義解略 犯徒以上、及除免官當者枷禁、公罪徒並散禁、不脱巾、謂聽鎖禁減以下、散禁以上、並皆脱巾、

〔倭名類聚抄〕十二冠帽 幘　釋名云、幘古伯切、去聲、又古獲反、和名知岐利、加宇不利、今老嫗戴之、賾髮上者也、唐韻云、幘婦人喪冠也、

〔箋注倭名類聚抄〕四冠帽 按幘紀巾訓知波夜利、豈知岐利加宇布利之名依之、云今老嫗戴之者未詳、

〔儀式〕六 元正朝賀儀

中務省率鉦鼓、令裝束、〇中略 儀丁皂縵頭巾、皂袴、緋末額、緋大纈袍、

〔延喜式〕三臨時祭 鎮新宮地祭 〇中略

皂縵頭巾二枚

〔延喜式〕三十三大膳 年料 〇中略

頭巾廿條 別三尺〇中略

右從十一月一日迄來年十月卅日供御料

〔西宮記〕臨時四 冠 今以綾冠、羅謂頭巾、

〔西宮記〕臨時八 冠 〇中略

空頂黒幘

其形如末額、中高有花形、冠工所縫也、天皇及太子、元服之時著之、

〔忠言卿記〕安永九年九月六日辛巳、午半刻參內、此度調進空頂黑幘之繪圖、六條前黃門(有江)附、退出畢、

明和五年調進之通圖、寸法同上、(略)○圖

八日癸未、依當番卯半刻參勤、依請取也、攝政殿(家久○藤原)內々被命曰、空頂黑幘、天皇花形、皇太子三山、可爲覺悟歟仰有、予申曰、尤覺悟、當時名計同物ト申入畢、又仰曰、雖然于官庫有花形之御幘之由、(其形如九山以冠纓二組二重、依之文小異、縫下方計小異切、色黑紫、綸唐花唐草、兩鳥五六寸計長、其上ニ紫絲附、)此御幘貞享四年正月、皇太子(朝仁○東山)御元服之時被用御幘也、委細基勝卿(于時頭中將、予奉行人也、)記見、委攝政如仰、此御幘爲花形ハ、貞享之度、春宮御元服ニ被用之事顯不審、予再申曰、此如九山御幘、貞享四年正月春宮御元服之時、被用候之御幘ニ而ハ無之哉、寶永之度調進ハ、去六日入御覽候通之圖ト存之旨申入、併右九山之御幘、於官庫も年號具不分、尙爾應吟味之上可及言上申入畢、正親町亞相(公明○藤原)雖談曰、空頂黑幘之事、攝政殿仰之趣也、予是貞享之御物之樣存之旨申入了、尙攝政御尋之趣令雖談、吟味候而可申入旨申置了、彼亞相之命ニ者、寶永之度如此九山黑幘被用、貞享之度明和之比ヒ、同樣之黑幘被用之旨、此事尙不審、以何記此事考如此有命歟、殊貞享之度、奉行(基勝)記ニ具有記、又於寶永度當家調進之記ニ、專有此事以尙不審ト可云者也、 十八日癸巳、依當番巳半刻參內畢、攝政ヘ內々申入候、此間之空頂黑幘之義、寶永明和等調進形、仍花形三山之無分之旨、右御庫被納如九山御幘、貞享之御元服之度、御用無相違物と存之由予申上畢、又家ニ所持候空頂黑幘之圖、一紙入御覽畢、(是全別物、寶永之度、明和之度等、一向調進ニ被據之圖也、)左之通、

空頂黑幘之圖、(略)○圖 伏見殿ニ崇光院御著用ノヲ、父公金剛院ノトメ置シナリ、本ハ紫トミユ、今ハ黑シ、紋綾也、地紋如此、紐ハ白キ糸ニテ唐鳥唐草ノ縫アリ、

貞享之度、從當家調進無之、其旨も申入畢、併此度於有思召ハ、如何樣之形ニ成共、任御好調進勿論之義也、又可被任調進候ハヾ、寶永明和之度之通、調進之旨言上畢、可有御勘辨之旨攝政有仰、又調

進來候御幘形、於家ハ稱花形本意歟、稱三山本意歟、有御尋之仰、予申曰、外見先如三山ニ候、然而樣躰分候故、強何と難定之旨令言上畢、　十一月十八日壬辰、巳剋退參寄畢、空頂黑幘之義、未被思召定哉、內々殿下江竊畢、仰曰、去九月十八日、內々入御覽候繪圖之通、御治定可然旨被命畢、予申曰、其御紋ニタハ、御冠御紋ト相違ニ候、且又下方綠紫染ニ而ハ如何可有哉竊畢、御紋之事、御冠御紋ヲ小葵ニ可被改、下方綠之事、紫染可然之旨、倚一事以傳奏可被仰出之旨被命畢、　十九日癸巳、午剋依召參內、正親町大納言、頭辨等被申渡、御元服御用空頂黑幘圖被出、左ニ記、略○圖如此圖可令調進、下方綠小葵之處平絹紫染、繡唐草唐鳥、御紋尤小葵、緣之緒二筋ニ不成之樣、可有調進被示畢、略○中愚案、此圖御幘元來花形幘歟、然共貞享四年正月、皇太子御元服之御物也、此時頗聞違歟ト察入畢、當家ゟ調進ニ而ハ無之、貞享ヲ正當ニタ被立、今度此御幘ヲ圖ニ被出ハ、今度聞違ノ樣也、雖然前後貞享之度、聞違之樣ニ相考、爲後世仍記之、

○按ズルニ、空頂黑幘ハ天皇皇太子元服ノ時ニ用キルモノニシテ、儀式部元服篇ニ載セタリ、

〔倭名類聚抄 冠帽十二〕幅頭 方言云、頭巾、或謂之幅頭、幅音陌或謂之絡頭、絡音洛唐令云、高昌伎一部錄二人、紅末額、

〔箋注倭名類聚抄 冠帽四〕原書卷四云、絡頭帞頭云々、幧頭也、自關以西秦晉之郊曰絡頭、南楚江湘之間曰帞頭、與此頭異、鄭注問喪云、今時始喪者、邪巾貊頭笄纚之存象也、鄭注士喪禮云、喪服小記曰、斬衰髽髮以麻、免而以布、此用麻布爲之、狀如今之著幧頭矣、自項中而前交於額上、却繞紒也、釋名、綃頭、或謂之陌頭、言其從後橫陌而前也、按說文無陌字、畢沅曰、蓋橫陌之義、字當作末、漢書谷永傳、末殺災異、略○中按通典云、高昌樂舞二人、白襖錦袖赤皮靴、赤帶、紅抹額、是其事也、又按衣服令、朝服衞士會集等日、加朱末額、內裏式大儺侲子著紺布衣朱末額、政事要略有大儺侲子著末額圖、又北山抄御元服儀、空頂黑幘引承平記文云、幘是御冠師以冠網裁之、其體如末額、是可以見末額之狀、

額冠

也、个賀茂競馬人冠、存其遺制、

〔新野問答〕一末額帽額二物に候、○中略 故圓成寺殿下〈兼輝公〉敕命に、末額俗云鉢卷也、緋の絹を以て冠之磯際を引まとひて、後にむすぶ由に候、六府官人大射の禮の時用之由見式候、

〔令義解〈六衣服〉〕朝服○中略武官、

衞士、皂縵頭巾、○中略 會集等日、加朱末額挂甲、以皂彩代緋絁彩、朔節日則服之、

〔內裏式〈中〉〕十二月大儺式○中略

方相一人〈取大舍人長爲之〉著假面、○中略 侲子廿人〈取官奴等爲之〉同著紺布衣朱末額、共入殿庭列座、

〔儀式〈六〉〕元正朝賀儀

裝束○中略 府生近衞並皂緌、○中略 麻鞋、〈近衞加緋末額〉○中略 府生兵衞並皂緌、○中略 麻鞋、〈兵衞加末額〉○中略 衞士皂緌、末額、○下略

〔延喜式〈四十三春宮〉〕朝賀儀○中略

東宮鸞輿以下出、帶刀舍人服上儀服、被甲脚纏、末額、列立前後、

〔延喜式〈四十六左右衞門〉〕凡緋末額七百條、布帶三百廿條料、白布卅四端、〈以八尺二寸爲二條〉○中略 右隔五年請、

〔江家次第〈三〉〕射禮

射手〈位袍、諸衞、末額、〉

〔西宮記〈臨時四〉〕冠

大嘗會、小忌舞人、衞府童、著垂纓冠、〈額冠、古人不著、今人皆著之、〉

〔侍中群要〈五〉〕裝束

麴塵袍○中略

掛用打衣若有色綾褂等、〈物著白衣等〉但捻非違使常以青色爲宿衣、〈白褂等無其忌〉儀式官著青色時、放冠額宛、

冠具 巾子

也、帽著巡方帶、

〔倭名類聚抄十二冠帽具〕巾子　辨色立成云、巾子、(此間音如レ字、)幞頭具、所三以挿レ髻者也、

〔箋注倭名類聚抄四冠帽具〕按隋唐嘉話、幞人皆服二皁巾、至二周武始為二四脚、國初又加二巾子、巾子又出二封氏聞見記、唐會要、中華古今注、舊唐書輿服志云、武德以來始有二巾子、文官名流上平頭小樣者、則天朝貴臣內賜二高頭巾子、呼為二武家諸王樣、中宗景龍四年三月、因二內宴、賜二宰臣以下內樣巾子、開元以來、文官士伍、多以二紫皁官絁、為二頭巾平頭巾子、相效為二雅製、玄宗開元十九年十月、賜二供奉官及諸司長官羅頭巾及官樣巾子、迄レ今服レ之也、今世所レ謂放巾子蓋是、

〔伊呂波字類抄古雜物〕巾子(コンジ)(幞頭具、所三以挿レ髻也、)

〔下學集器財下〕巾子(キンジ)(冠入レ髻處也、)

〔名目抄衣服〕巾子(コジ)(放巾子、老屈之時用レ之、)

〔空穗物語祭の使〕かうぶりのやれひしげて、こじのかぎりある、しりきれのしりのやれたるはきて、けもなくあおみやせて、ゆるぎいできて、すゑふさけふのみあゆみのおちにいらんとて、まじりたる、

〔延喜式十五內藏〕正月七日、伎人并音聲人等裝束料紗十二匹四丈、今良料冠三條、巾子三口、充二內敎坊、

〔延喜式四十二東西市〕巾子廛(○中略)　右五十一廛東市

〔江家次第十一十二月〕內侍所御神樂事

內侍所者神鏡也、本與二主上御同殿、故院(白河)被レ仰云、帝王冠巾子左右有レ穴、是內侍所御同殿之時、主上夜不レ能レ放レ冠給、御眠之時、御冠壓落、仍以二插頭花、自二巾子穴一通二御髻一也、

〔禁秘御抄上〕一賢所

世始同殿御座之間、主上朝夕不レ放二御本鳥、仍冠巾子穿二緒穴、結二御冠穴、此故也、

放巾子

〔禁秘御抄 中〕一御裝束事
御冠每月爲納殿沙汰、御冠師獻之、〇中略角上程有穴、以羅引塞也、

〔續日本後紀 十三 仁明〕承和十年七月庚戌、致仕左大臣正二位藤原朝臣緒嗣薨、〇中略桓武天皇延曆七年春、喚緒嗣於殿上、令加冠焉、其幞頭巾子、皆是乘輿之所徹也、

〔雅亮裝束抄 二〕おとこになるあいだのこと〇中略かぶりにてあれば、こじをはなちてそれもやないばこにするたり、〇中略こじをはなちたる、かぶりなれば、まづこじをもとゞりにいれてのち、ひたいをせさするなり、又こじをはなたぬ、つねのことなり、

〔深窓秘抄〕放巾子　御元服之御時用、諸臣同、

〔江家次第 二十〕諸家子弟元服
理髮人進著座、〇中略先取冠貫左手見之、次放巾子置於本宮、

〔冠儀淺寡抄 二 冠具〕冠
凡於冠儀者、用放巾子冠、是古來通例也、不及書記、或亦用尋常冠、又古者自由放離冠之巾子、近代之冠者不可放之、仍備用放巾子冠、則別造之、

〔安齋隨筆 前編 三〕一放巾子ノ冠　はなしこじの冠といふは、巾子と磯を取りはなちて作りたる冠也、元服の時に用る冠也、寬永廿年癸未九月廿七日、紹仁親王元服ノ次第ニ、理髮其儀先ヅ以左ノ手取御冠、放巾子如元置之、中略次取巾子入御本取、以左御手奉令押之、中略次ニ冠ノ人著圓座、理髮座入磯額畢復座、　巾子とは冠の筒の如く立たる物をいふ、磯とは額より頭上をおほふ所を云ふ也、はなち巾子の時は、まづ御もとゞりを、巾子の中へ入る也、左の御手にて押しめ奉るとあるは、其巾子にかんざしをつらぬかんとて、押へしめ奉るなるべし、扨其後に磯を御ひたいに入

るも、このいそはうすびたひなるべし、

高巾子

〔西宮記正月〕踏歌事

八日被定踏歌之事、〇中略又召御巾子造、仰可奉高巾子二口之由、又召內藏寮、仰可奉高巾子料冠纓之狀、〔以上絹二條、一條、〕〇中略又以高巾子冠等、給御冠師等令調改、〇中略事畢高巾子返納於所、

〔西宮記裏書入〕踏歌事

天皇服御直衣、王卿如常、青色麴塵袍、白下襲、半臂、白石帶、深履、綿花被白杖等也、高巾子、六位者、以綿裹面、

〔源氏物語二十三初音〕ことしはおとこたうかあり、〇中略さるはかうこじのよばなれたるさま、ことふきのみだりがはしきを、こめきたることも、こと〲しくとりなしたる、〇下略

〔花鳥餘情十三初音〕さるはかうこじの世ばなれたるさま〇中略今案、高巾子冠は、こじをたかくしたるかぶり、しろききぬにてこれをはる、藏人所より、これをくだし給ふ、六位の舞人のうちこれを著す、かうこじきる物は、綿の面をかうぶるよしみえたり、

巾子紙

〔禁秘御抄中〕一御裝束事

御冠ハ白地ニモ不御踏方、〔在江記、〕巾子紙ハ以檀紙用之、

〔蛙抄冠〕纓〇中略

私云、天子モ御束帶御物具、御引直衣ノ時ハ、御垂纓也、〔平生ハ御巾子紙ヲ入ラルヽ也、〕

〔深窓秘抄〕金巾子　常ニメサルヽ御冠也、金ノ紙ヲ以御纓ヲハサム也、

〔有職問答五〕一御冠に巾子紙と申字〔薄樣ヲタヽミテ巾子ノ上ノカタヘカケテソレヲ細紙ナリ、天子ノ外臣下ハ不用之、〕被爲遊候、是又被仰下度候、かうむりにこじなど申物候哉、具被仰下度候、

〔實豐口傳聞書〕主上ノ御金巾子ノ時、御纓ハ御卷纓ト稱ルナリ、御巾子紙ハ、御卷纓ヲ挾ム爲ナリ、

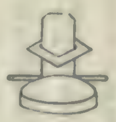
御前ノ方ニ折卷也、

〔貞丈雜記〕〈五裝束〉一天子の御冠に、金巾子の御冠といふ物あり、是は御內々の時めさるゝ也、是も纓をうしろより巾子の上を引越して、前にて上へ折返し、又は上へ折返さず、うしろへ纓のさきを、上へ立てもおく、杉檀紙を合せて、兩面ともに金箔にだみて、中を切さきて巾子を入て、纓を巾子にはさみ置也、山科家と高倉家にて、少の違めはあれども、大かた同じ樣也、私ニ云、近代は御幘を用ひられず、金巾子を用ひらるゝ歟、

〔冠帽圖會〕巾子紙〈主上常ニ巾子紙ヲ入玉フ、巾子紙檀紙ヲ用、近世箔ヲダム、俗ニ金巾子ト云、〉

〔後水尾院當時年中行事〈上〉二月〕朔日、〈○中略〉正月には御かうふり垂纓なり、けふはこじかみにて、生の御はかま也、

〔忠成公記〕弘化二年正月一日、主上〈○仁孝〉金巾子之事、一昨冬、內藏頭言成卿奉仕之時、調法聊有相違、其事申于博陸、〈○關白政通〉之處、可改直、可下知旨被命了、此事有仰之故也、



例ハ上ヘ立ナリ

此所下ヘ摺ル紋也



高倉家之樣、四角ナル紙ヲ以テ、兩達ニ挟ムト云々、

知此御纓ヲ巾子ノ前ヘ折ツケテ、金薄紙〈檀紙〉ニテ此ヲ挟ム也、薄紙ノ中ヲ切抜テ、其穴ヘサシ融シテ挟ミ置ナリ、但山科家奉仕非古製云云、高倉家抄、幷鴨戶少將ノ費卷ノ圖等符合、其分可然、但當時山科家而已奉仕、仍每度如此之旨、殿下被諭了、

〔言成卿記〕弘化四年二月廿五日、大祓前御調進御品々御點撿、豫納于箱給、〈○中略〉

一御冠〈御纓五枚、二枚御冠、三枚御金巾子ノ分、紙十入、〉內二頭御金巾子、四頭〈御金巾子ノ分、紙〉札ヲ附給云云、

幘

一御髻結三掛

一御小髻三筋

廿六日、今朝大紋衆、御調進御服各調進給、○中略各以使者屬勾當内侍給之處落手云云、

一家公、未刻可有御參朝旨被召、仍依御所勞御不參、予參内之節、御切紙議奏中江差出給云云、○中略

未半刻比、橋本中納言被示云、御金巾子可奉仕云云、御清御用之間、可有其心得云云、如例於鷹間

奉仕之、諸大夫、令非藏人令出了、御金巾子二頭分奉仕了、屬予橋本黄門、則被上御内儀云云、

〔新撰字鏡 巾〕幘 子尺反、入、首服也、頭巾也、比太比乃加々保利、

〔倭訓栞 前編十〕さく ○中略 幘も音也、御幘は白き絹もて御冠の巾子をゆはせたまふ、御神事の時の儀式也と、三箇重事抄に見えたり、建武年中行事にかたかざ也と見えしは片結の義、江次第に量常無供幘之儀と見ゆ、

〔冠帽圖會〕御幘



〔装束拾要抄 上〕天子御冠 ○中略

御神事ノ御時ハ御幘トテ白キ絹ヲ以テ、無文ノ御冠ノ巾子ヲ結ハセ給フ、

〔淺浮抄〕一上ノ御冠ニ御幘トテユワル、ハ、イツノコロヨリカハ、白キスヾシノキヌヲ用ラル、

コト、イワレナキヿ也トゾ、モトハ皂絹ヲタヽミテ用給トゾ、○中略近代御冠ノヒタイニ、マコウノヤウニタテマツルアヤマリナリ、サレド久シクナシツケタリ、シレヌコトナリ、ムカシハ諸臣モ幘ハユイタリトゾ、

〔御當代裝束抄〕冠

御神事の時は、御幘とて白き絹を以て巾子を右卷にまかせ給ふなり、○下略

〔裝束問答〕御幘ゴサクと申事は、何といいたしたる事に候や、

此は天子御神事の御時、白き絹にて無文の御冠のこじのねに、かたかぎにむすび、御纓の下よりまへに引まはさせ給ふとなり、かならず御額をひきまはさぬ事にて候、童帝の御時は、この義なく候、

〔筆の靈後編十九〕巻纓柏夾の外に、猶幘といふ事あり、そは天皇の大嘗會などの御神事の時、帛の御衣とて白き御袍を召す、其時御冠の纓を巾子の上に前へ引越し、二折にして巾子ともに前にて指置事あり、そを御幘とまうせり、そは漢籍に覆髻帥之幘とあるによれる名目にて、中昔の俗名なり、江家次第新嘗祭の條に、縫司供神事御服、内藏司供幘とある是なり、其分書に撿式可令引廻御額而引廻御巾子給とあり、そは古くは御額に引廻せるを、其覆き方に變り行まゝに、然なしがたくなりて、巾子に廻す事となれるを云りと覺えたり、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中

率内藏官人、奉御服幷絹幞頭於廻立殿、

〔延喜式十五内藏〕六月十二月神今食、奉絹幞頭、新嘗祭亦同

〔西宮記臨時四〕人々裝束○中略

大嘗會卯日○中略

天皇〈行幸之間帛衣〉齋服衣著幘歟、大嘗宮之間、御裝束也、

〔西宮記六月〕神今食　中院儀

戌時、天皇〈○註略〉幸神嘉殿、〈○中略〉主殿供御湯殿、〈○中略〉上皇自御浴之後、供奉人不着宿色、奉仕神御裝束、[illegible]內藏寮奉御幘、[illegible]之

〔江家次第十五〕大嘗會

次御裝束　近例殿上帛御衣之袍下襲等、令著祭服給、至表袴以下者不改給、又御幘令廻御巾子給、不必曳廻御纓、黄帝無供幘之儀、

〔建武年中行事六月〕十一日〈○中略〉內藏寮のたてまつれる御幘を、御かうぶりのこじのねにむすぶ、かたかざなり、御ゑいの下よりまへに引まはす也、御かうぶり無文、御帯むもんのずんばう、うちうち御用意あるなり、

〔匡房卿大嘗會記〕天仁元年十一月廿一日、次中臣忌部各一人、率縫殿大藏等官人、令置衾單於悠紀殿神座上、次內藏官人、率置御服一襲、幷絹幘頭於廻立殿、〈幘所謂高巾子者幘也〉

〔萬一記〕正安三年十月十四日、爲御使向大炊御門大納言〈資家〉示條々事、〈○中略〉

御幘頭事

私相對大納言云、相具帛御服自廻立殿行幸神殿之時奉仕之、絹切五六寸許也、御冠ノ巾子ノ根ヲ、ウシロニヒトムスビニ結也、御纓ノ上ニカタカギニ結之、或一說ニハ師カギニ結也、サガリタルヲバ垂也、此外無殊事、

〔竹屋家記〕天保五年正月、光棣卿勘物、　舊多以書狀相尋、于時在讚岐高松城下、

並河保敬尋問書付三通之內

一御冠幷幘

主上ノ御冠ニ幘ヲユハセラルヽオン事ハ、何ノ由緣ニ候ヤ、マタオンエイヲ巾子ノウヘヨリコ

セラ、略○■如此結セタマフヨシ圖ニ相ミエ候、右ノ圖相違ナキコトニ候ヤ、マタ御齋服ノトキニユハセラル、モ、カクノ如クニ候事歟、纓ヲ卷タマハザルオン事歟、○中略

十日附中村濱江

返答右一通耳返答殘二通ハ今度不遣之、

一御幘ノ事、モト絹幞頭也、儀式、延喜式等、絹幞頭ト注ス、西宮記ノ比ヨリ御幘ト有之、其後北山抄ハ文章ヲ嚴ニシテ、舊文ノ如ク絹幞頭ト注ス、其後江次第以下皆御幘ト注セリ、江記天仁大嘗ノ條ニ、幞ハ幘也トアリ、大嘗新嘗神今食等ノ嚴重ノ御神事ニハ神殿ニテハ御齋服ニ改ラレ、御冠モ無文ノ絹ノ幘頭ニ召替ラルヽ也、然ルニ中古以來、元ノ御冠ノ儘ニテ、絹ノ幞頭ノ切レヲ結付ラル、只形ノ如ク神事舊義ヲノコサレタル儀也、其結樣ハ高倉家ノ秘傳タル間、他人ハ委敷ハ存ゼズ、荒增ヲ申サバ、御纓ヲ三ツニタヽミ、巾子ト纓トヲ幘ニテ束子、巾子ノ前ニテ片鉸ニ結タル也、

〔倭名類聚抄 十二冠帽具〕纓 唐韻云、纓(於盈反、俗云冠尾)冠纓、禮記云、玄纓紫緌、自魯桓公始焉、

〔箋注倭名類聚抄 四冠帽具〕說文、纓冠系也、釋名、纓頸也、自上下繫於頸也、○中略廣韻云、纓冠纓、禮記玉藻曰、玄冠朱組纓、與此不同、按禮記玉藻云、玄冠朱組纓、天子之冠也、廣韻所引即是、玉藻又云、玄冠紫緌自魯桓公始也、則此玄下脫冠朱組三字、紫緌上亦脫玄冠二字、然不宜於纓條載緌、則唐韻所引、必不如此、蓋源君別依禮記增之也、或其玄冠紫緌以下、當是下緌條引之、傳寫錯在於此也、下總本爲作也、與原書合、按儀禮士冠禮鄭注、有笄者屈組爲紘、垂爲飾、無笄者纓而結其條、賈疏、無笄則以二條組爲纓、兩相屬於頍、其所垂條於頤下結之、略與皇國繫緒同、唯有一條二條之異耳、皇國古呼纓者、以羅結巾子本根、有餘垂於頸者、是蓋幞頭之纓、不與古冠之纓同也、或呼上緒、謂上者、與呼結髮爲上髮之上同、今時稱上緒者、巾子前糾繩之形者、即幞頭纓結巾子本根之遺象、今時稱纓者、結餘之象耳、今昔物語載有上緒長於平常之上緒、人呼曰上緒主、今時上緒曷得有長短乎、

〔類聚名義抄 六 衣〕纓 音嬰、冠系、俗云エンビ、カヽル、カムサシ、レス、

〔伊呂波字類抄 江 雜物〕纓 エイ 冠纓也 靈尾 エンス

〔下學集 器財 下〕纓 冠後所垂巾也

〔名目抄 衣服〕纓 エイ 俗用之、武官依事用之、閉常儀、

〔書言字考節用集 六 服食〕燕尾 エンビ 今按、燕尾、冠纓之俗呼、冠纓之總稱也、常言所謂巾之建巾子、

〔東雅 十五 服用〕冠 カウブリ 略〇中 倭名鈔に見えし冠帽の具に、略〇中 纓の字、唐韻を引て俗に燕尾エンビといふと注したり、靈纓之部に、纓頭後脚と見えしもの即是也、其形燕尾に似たれば、エンビとも云ひしを、其語轉じてエヒとも云ひしに、其纓の字音に近ければ、遂に纓の字を借用ひしと見えたり、又舊說に古語には、帶をエヒと云ひしといふ事あり、冠脚はもとこれ頸中の帶なれば、かく云ひたりけんも又知るべからず、古畫の冠畫せし人な繪がきしを見しに、そのエヒの形、今世のしのゝ形にもあらず、たゞ後に垂れしものにて、唐畫に見えし唐巾にたがふ所にしもあらず、

〔安齋隨筆 前編 五〕一纓 和名抄唐韻云、纓冠纓、下略 俗に云ふ燕尾とみえたり、玉篇に纓の字ノ注に、冠緌とあり、唐にては冠の緒を纓と云、日本にては冠の後に垂れる飾物を纓といふ、名は同くして實は異なり、和名抄に所謂燕尾、卽日本のエヒなるべし、エンビトいふを略して、エビと云ひ、エビ轉じてエイと云て、纓の字に用ひ來れるなるべし、燕尾も今世は燕尾に似ず、古畫の小野道風の像の燕尾は、柳枝の如く挾む勢なく柔に直に垂れ、兩岐にして、燕の尾に似たり、常も丸くして少し尖てあり、今の如く端方に切らず、總べて冠服の體、鳥羽院の御代、衣文といふ事はじまりし以來、冠も烏帽子も堅く衣服も强くなりて、古體を失へり、

〔冠帽革制考〕纓は頭をつゝみたる羅の兩端をうしろへ垂たるが元なるを、今の如く作り固めてよりは別にさすやうになりたれども、錺は殘りて、淺羅を二重垂るは兩端の形なり、略〇中 漢書に

ては纓は冠の緒の事なるを、いかにしてか、此方にては羅の端をいふ稱となれり、俗に今纛の尾といふは、和名抄に纛尾とあると同意にて、かたちにていふなり、

〔物具裝束抄〕一束帶事

冠垂纓、常事也、

〔餝抄冠〕纓

垂纓は文官一位已下、六位已上、纓ヲ垂ル、常儀也、雖武官非警固日ハ皆垂纓、文官ニ同也、○中略親王平生垂纓、如臣下、

〔西三條裝束抄〕纓

同冠、羅ヲ以テ用ユルナリ、

〔武家裝束抄三〕一纓、倭名抄に俗纛尾といふあり、纛尾を略してえひといふと云說あれど、しからず、纓を音にいふなり、纓の音はえいなり、えひとは音同からず、

一古の冠の制は、帛或は羅を以て頂をつゝみ、其餘れるを以て髻を結てたれたるなるべし、今えいといふは、其たれたるかたちか、左なくば纓はかうむりのをなるを、いかでか今のえいには用べき、亦おいかけは纓を卷て餘れる端に、ふさあるを左右へ出せしかたちなるべきか、又三禮圖に見へし布纓縄纓などいふは、凶服なれど、しばらくたとへていはゞ、布纓は垂纓に似、縄纓は細纓をたれたるに似たり、いづれも二條づゝあり、頭をつゝみてむすびさげたるかたちなり、○中略

一纓をたむるには、湯を熱くわかし、其湯氣をあてゝたむべし、今は多くは冠師のためたるを用る也、すべてためやう高く見ゆる也、大臣は巾子より高くたむることなれば、尋常の人の纓は巾子より少ひきくたむべきなり、

〔西宮記臨時四〕踏歌

召人、蘇芳衞府垂纓、不帶劒笏、被聽禁色者、其日用无文、○中略

冠

大嘗會小忌舞人衞府冠、着垂纓冠、頗先古人不着、今人皆着之、舊日記云、以垂纓冠爲長纓冠、以衞府冠爲細州冠、

〔北山抄 四拾遺雜抄〕皇太子加元服儀 加敍記文

加冠訖、復南廂座、理髮人又着倚子、結纓理髮訖、

〔江家次第 十二正月〕大臣家大饗

藏人給祿、下庭再拜退、

有官纓頭挿出纓、把笏拜、無官取祿拜畢、纓頭出云々、

〔江家次第 六四月〕賀茂祭使

使將下、自長橋拜舞、纓頭不入纓壺尾、於竹臺邊可拜云々、或於長橋內拜、是兩儀也、

〔江家次第 二十〕一人若君元服事

加冠立座進、入冠者額、結雲尾退復座、次理髮又進理髮退、○中略

諸家子弟元服

理髮人進着座、○中略次解緌卷尾返置、○中略加冠人進着坐、以冠入於巾子、入冠額畢、固纓本退復本座、

〔三內口決〕一裝束之色目事

冠○中略被定置官位以來、冠之貴賤尊卑差別無之候、但垂纓之寸法依貴賤長短有之事候、上自大臣下至六位外記史、於冠者着用之差異無之候、雖然殿上六位藏人四人着用細纓候、

〔續日本紀 七元正〕靈龜二年十月壬戌、重禁○中略六位以下雖幞頭○幞頭、下同、卿、其武官人者、朝服之袋、儲而勿着、及幞頭後腳、莫過三寸、

○按ズルニ、幞頭後腳トハ幞頭ノ纓ヲ謂フナリ、

〔續日本紀 九元正〕養老七年八月甲午、太政官處分、〈○中略〉頃者文武官人雜任以上、衣冠建（○建恐違誤）制、進退緩惰、〈○中略〉或冠纓長垂、過越擡領、〈○中略〉如此之徒、其類稍多、臺省二司明加告示、

〔台記別記〕久安七年〈○仁平元年〉二月十六日丁巳、是日、今麻呂加元服、〈○中略〉理髮（解冠者髻理了、入巾子一揖退之事也）了、入巾子一揖退、候孫廂賓邊著圓座、加冠結纓、（從例無結纓、依命（兼長）命有此事、）

〔宇治拾遺物語 十一〕今はむかし、村上の御時、古き宮の御子にて、左京大夫なる人おはしけり、長（ひとゝなり）すこしほそだかにて、いみじうあてやかなるすがたはしたれども、やうだいなどもおこなりけり、かたくなはしき樣ぞしたりける、頭のあふみかしらなりければ、えいはせなかにもつかず、はなれてぞふられける、

〔枕草子 十〕えいをひきこして、かほにふたぎて、すぎぬるもおかし、

〔後水尾院當時年中行事 上正月〕一正月朔日、〈○中略〉はりばかまをもぬがせ給ひて、小袖に赤すゞしの御はかま、垂纓組かけはもとのまゝにて、西の一帖の御座にうつらせおはします、

〔言成卿記〕弘化四年二月廿五日、大祓前御調進御品々御點檢、豫納于箱給、〈○中略〉

一御冠（御纓五枚、二枚垂纓、二枚巻纓、一枚細纓、十枚御細纓、內二頭、御金巾子、）四頭、

〔物具裝束抄〕一束帶事〈○中略〉

巻纓（警固中、公卿殿上人、及諸府官者用之、）

〔深窓秘抄〕巻纓　老懸之時用之、吉禮凶禮共有之、老懸三ノ習有、

〔蛙抄 冠〕纓〈○中略〉

巻纓　警固之時、武官人作法也、（公卿、四位、五位同之、）文官人、一切不可巻之、（見右）但凶事時巻之、（見左）　束帶、直衣、衣冠同之、

凡次第ノ裝束ニ大儀、上儀、中儀、少儀等有之、此內中儀少儀等時ハ、巻纓（上儀不然）非警固トモ定事也、

外衞佐ハ、諸節會ニモ卷之、行幸及警固時、又不能左右、

左右大臣ハ、雖兼大將、不卷纓、行幸等供奉時、只垂纓也、(執ニ予納言大將說、)

凶事ノ時ハ、不謂文武官、皆卷之、

〔西三條裝束抄〕衞府具足

卷纓

卷纓ハ大將以下五位已上、弓箭ヲ帶スル輩是ヲ用ユ、但卷纓ト云ト、柏夾ト云ト有差別、柏夾ノ時、纓ノ卷樣、末外ニアリ、輪穴ハ内ニアリ、柏夾ノ木ニ差別アルナリ、

〔實豐口傳書〕臣ノ卷纓ハ、後ノ方ヘ卷ナリ、内ザマヘ卷ナリ、下ザマヘ一卷マキテ、纓ノ末ノ端ハ上ヘナル也、天ノ方ヘ成ナリ、柏夾ハ纓ノ末ノ端ヲ、前ノ方ヘ一卷マクナリ、外ザマヘ卷ナリ、纓ノハシハ、是モ天ノ方ヘ成ナリ、臣下ノ卷纓ハ、吉事ノトキ用ルナリ、吉事トハ朝覲行幸、御方違ノ行幸ナドノ事ナリ、此時ハ兼日ヨリ仮被催、ハサム木モ、タヽル糸モ、墨ヲ以クロク塗ナリ、木ヲ冠ノ角ノ右一方ノ上ヘ不出角ト平等ニハサムナリ、角ヲノ上ヘ出シミユルヤウニハ挾マヌモノナリ、巨細ハ此木ハ冠ノ常具ニテ無之故也、卷纓ノ時計ノ具故ナリ、卷纓ノ輪ノ上ノ方ヲ、冠ノ巾子ヨリ上ヘ、高クタヽメタルモノ也、平等ニタヽムルモ嫌フ事ナリ、一寸バカリヒキクタヽムルモノナリ、高クレバ心氣ノボルモノナリ、ミテモけふとくみゆるものなり、垂纓同前ナリ、

一垂纓ノ輪ゥたむるに、上方を幅ひろくむゝくりと丸くたゝむるも、卷纓に垂纓を可用ためなり、

〔當時裝束抄中〕隨身裝束(御若年寄)

冠幷卷纓

普通の冠なり、卷纓とは纓を卷て、左の方より木にてはさむなり、(卷纓にしなくあり、家々に依て卷樣替り有ことなれども、當時用らるゝは、高倉家の法のごとくにや、白木にて左の方よりはさむ、享保の比、西尾隱岐守など御勤の時、卷纓の冠を貸給りしとて、五位は卷纓を用ゆべきに定る事なればとて、僩れ給ふに、五の

細纓

位ならぬ勤なれば、細纓を用ゆべきよしにて、巻纓の御免なきぞ、其後いつの比にや改り、今は巻纓になりぬ、相當なりと云べし、

〔政事要略 六十七〕又云、○彈正式 除禮服并參議已上半臂、五位已上幞頭之外、不得著羅、冠制略見此條、並下制服條等也、但長上番上、垂纓巻纓法式之中、章條未明、古老云、延喜之初、式部史生、皆以垂纓、延喜以來自以巻纓者、官人以下專無別制、共可垂纓、更有何疑、或人云、延喜式部史生之中、有容儀端正之(此間有脫字)巡中儀過法帝臨幸下車駕、帝覽曰、彼何人乎、侍臣奏、式部史生也、帝曰、容貌端正、堪可謂郎中、若列官史生之間、无強寬分別之法儀者、始自彼時一分巻纓云々、爲聞後昆之案、聊記之、古人記、

〔世俗淺深秘抄 上〕上皇於如鳥羽賀茂祭警固中冑、被行如競馬時、近衞次將必巻纓帶劒也、祭警固不及洛外之由、是一說也、然而成帶之縱雖不帶劒、於纓者必巻之、其上爲衞府者、何可不帶之哉、

〔世俗淺深秘抄 下〕警固間、如上皇有幸儀、而奉供將佐、皆巻纓例也、

〔殿暦〕天永三年五月十九日乙亥、內裏燒亡之後、今日初余○藤原忠實隨身等令警蹕、○中略上達部參內時、於陣邊巻纓、參他所之時不可然、但殿上人ハ向他所猶巻纓、

〔達幸故實抄 一〕警固中衞府官不巻纓所事

仁安二四廿賀茂祭、參齋院著客家亭、右中將左兵衛佐具方辨依警固巻纓、康和三年、國隆巻之、次年依爲房諷諫垂之、依有信時範[　]巻之、依彼例巻、而參結政人甚、奉使之人又垂之、參入神社之人々垂之、以之案、可垂之由爲房示云々、不隨先祖案如何、

〔宮槐記〕承元四年十一月廿五日己酉、今日御讓位○土御門也、實時公棟等參勤之由談之、垂纓蒔繪劒丸鞆帶等之由兼諷諫之、行幸之時自里亭巻纓爲常事、其定如何之由實時尋之、此日猶垂纓可參內也、況於承警固事者、勿論承其事之後巻纓也、

〔物具裝束抄〕一束帶事○中略

細纓尾六位侍奉顧人闕身用之

柏夾

〔深窓秘抄〕細纓　六位用之、老懸アリ、

〔鈴抄野〕纓○中略

細纓　六位武官ノ纓也、竹ニテ細クシタル物也、別ニ無雲之沙汰、殿上地下用之、文官ノ六位ハ、五位以上ト同物也、

〔西三條裝束抄〕衛府具足○中略

細纓　武官ノ蜜六位已下是ヲ用ユ、六位藏人、是ヲ用ルモ武官ノ故也、

〔冠記〕細纓○中略

纓ノ端バカリヲハサミタルナリ、近頃廣サ一寸バカリノ端ヲハリタル纓ヲ、細纓ト稱ス、是故實再興ノヨシナリ、

〔當時裝束抄中〕隨身裝束御使番

冠并細纓

普通の品なり、細纓とは纓のはし計のよし、鯨の鬚をまげたるものなり、

〔兵範記〕久安五年十月十一日己未、日吉行幸也、○中略、三位中將殿令ニ供奉ニ給、○中略馬副四人冠褐衣以下如ニ常、但付ニ造作花ニ、近衛殿舎人、隨身、褐、重正、爲ニ細纓ニ細纓冠、○下略

〔山槐記〕治承三年正月廿三日壬午、權亮召ニ坊掌ニ、坊掌參進立ニ前庭ニ、權亮仰之、帶刀召、○註略坊掌稱唯退歸、相率帶刀著ニ細纓ニ、著ニ細纓冠ニ、不ニ帶ニ劍ニ、皆弓可ニ列也、而爲ニ先例ニ許參上、舍人令ニ入ニ扶持ニ、置ニ數ニ從ニ横沙汰ニ、各遲々、仍不ニ致ニ闕云々、參上、權亮仰云、兵仗給へ、○註略此後上ニ雲尾ニ、懸ニ老懸ニ、帶ニ弓箭劍ニ、可ニ列拜ニ也、

〔雅亮裝束抄二〕ほうこのこと○中略

かすがのつかひなどには、いくわんにも、なそしにも、きぬをいだして、かぶりにかしはばさみをする事なり、くゑんえいにはあらで、えんびをとざまにをりて、たけなどをけづりてはさみてさ

したれば、くゑんえいのやうに、さがりたるなり、それはだいりせうもう、にはかの行幸などには、ゑふみなすることなり、大將なをしにて、はじめてありきになをしにうちぎぬいだして、さくをもち、たちをはけども、それにはかしはばさみせず、五せちにも、又す正の御幸などにも、なをしにきぬをいだすことは、つねのことなり、これらには、かしはばさみせず、なをしはじめには、又かならずきぬいださず、きこめてもあれども、さくをもち、たちをはくことは、おなじことなり、○中略宮づかさに、まつりのつかひなどするも、うへのきぬに、うちぎぬいだして、かしはばさみしてくだる、このゑづかさおなじことなり、わらふかぐつをかならずはくべし、

〔餝抄 中〕柏夾事

削白木端、(又長知二物頭木、但不懸、以白可爲說、非常着用時知此、)或說破檜扇用之云々、破懸天纓末ヲ取テ、巾子ニ引充テ、巾子ノタケノ程ヲ夾懸、末ハ在外、ワナハ在内、卷纓指所ニ指也、卷纓ハ内ザマヘ卷、是ハ外ヘ折、玄隔不似也、不知人多以卷纓爲柏夾、或裝束師云、柏夾有秘說、木ヲ三ニ破懸テ、纓二枚ヲ夾テ卷、不延亂也云々、兼日存知、迎春日祭使、若公卿勅使柏夾木塗云々、件木黒白共ニ、其長不過一束之内云々、

〔物具裝束抄〕一束帶事

柏夾(非常之時、公卿殿上人、衞府官、着用之、)

〔餝抄 上〕柏夾ハ春日祭使進發之時、直衣柏夾舊例也、非常時公卿以下兼武官人柏夾也、文官之人不及沙汰、非常トハ、火事、兵革、神輿入洛等、不期事出來之時ノ事也、假ナル行幸ノ時又用之、

〔實豐口傳聞書〕柏夾ハ、纓ノ末ノ端ヲ、前ノ方ヘ一卷マタナリ、外ザマヘ卷ナリ、纓ノ端ハ是モ天ノ方ヘ成也、

〔續世繼 二昔のし〕檢非使の別當にて、纓卷といひし人、なをしにかしわばさみにて、やなぐひおいて、中門廊にゐたりける日は、○下略

〔台記別記〕仁平元年十一月十二日戊申、傳聞、未明使〇春日祭使藤原隆長起、淀、未對著裝束、直衣、柏夾、出袴、野劔、鹿皮尻鞘、

〔愚昧記〕承安三年三月十四日、臨時祭也、中將被勤使役、〇中略使歸來、則改裝束、衣冠、纁色指貫、野劔、鹿皮尻鞘、柏夾不出衣也、

〔玉海〕承安四年三月十九日丙午、此日八幡臨時祭也、使中務權大輔經家朝臣云々、廿一日戊申、經家朝臣來、〇中略呼前導臨時祭之間事、〇中略又語云、參向社頭之路間、使可柏挾哉否事有說々、於衛府者無異儀、非衛府人不可然之由、隆季卿教訓、仍問人々之處、公卿勅使、春日、宇佐等之使、雖非衛府、皆柏夾定事也、至于臨時祭、何不然哉云々、仍所柏夾也云々、

〔百練抄十四〕嘉禎元年二月九日壬申、春日祭左中弁兼左少將實雄朝臣、爲上卿代被參行、如法、長則進發、弁侍隨身前駈諸大夫前行、直衣、柏夾、葉奴袴、帶劔、去四日下、禁色宣旨、見物之輩濟々焉、

〔當時裝束抄中〕行粧具〇中略

纓筥

纓は丸くして冠ばこに入るものなれば、別に製作なきものなれども、おして冠ばこのごとく製す、文化八年の度、小葉厘殿には、別製作なきに依て、纓ばこを用ゐる、雖嚴殿には、皮びつを用ひらる、何も好に隨ふべし、さして定りなし、略

冠緒

〔雅亮裝束抄二〕らいふくをきること〇中略かぶりにみゝのほどにあたりて、左右にをあり、そのををみゝのうへより、みゝのうしろへこして、をとがひのしたにゆふべし、するはつゆなどして、くびかみのうへに、みせたる人あり、又くびかみのうちに、をしいれたるつねの事なり、

〔裝束唯心抄〕院中御束帶の具
御冠紙捻御掛緒

〔高倉永綱記〕季部口訣

冠　束帶の時紙捻也、中に糸を入てよりたるがよし、著用の時は、眞結びにして、雙のはしを三分ほど宛殘したるが、ぬき度時も便あり、またとけも申す、上下とも本式紙捻なり、

一武家方へ遣ス懸緒を、市中の者、紙よりのうへに、絹にてくゝみて縫て遣スト云々、堂上一向無之事也、○中略

著用の次第○中略

一束帶の時の懸緖、紙は長永を九分か六分程に切て二長つぎ也、中へ麻糸を捻込べし、

一每度掛緖は二筋可用意也、一筋は懷中せらるべき事、故實とは自他の用を達する爲なり、

〔裝束抄〕懸緖

上古所無也、中古以來冠形狀日小、故動有墜落之輿、仍假懸紙捻而結之謂之懸緖、自後鳥羽院比、爲嚴物用紫組、然近年三四百年許衣冠直衣之時、亦許天許用之、雖然及著單衣等之時者、猶用古儀不用之、若用之例用紙捻、但九條家門著單衣時、猶用組懸、又近代故權大納言宗雅卿稽古之力、博達之餘、別制丸組緖、此緖則隨年序而色有淺深、老者宜用其最薄者乎、又古代者有用紺色懸緖事、近比不見當、又謹合馬尾用之云々、若不用是等之懸緖人者、必可用紙捻紙中入糸可捻之凡老者必可用冠懸、管見記所見注下、老人髮少故也、

雜有職三時抄云冠懸略又五句などは紺糸にてよつぐみ、但紺は汗こき人は顏よごれわろし、宿老は馬尾をよりあはせてす、○中略

管見記延慶二十一廿六云、巳日節會太政大臣、信嗣、鶴文龜甲、柳下襲、自身又有冠懸、依老躰、

在家按、此說の文をみれば、其比までは、未一統かけ緖を用ることはなくて、極老の人のまれに紙捻などかけたるをも、いとめづらしくおもはれしとみえたり、

〔服飾管見〕一〕纓冠○中略

孝德天皇の御字に製せられし、十三階の冠の纓、紫の組を用ひられしに、今纔冠の纓必紫の組を用られば、今より延喜までの纔冠も、皆紫の纓なるをしらる、又西宮抄に、冠をくはへ、ふさを以て、おとがひの下に結と見へたれに、其比は冠の結に、今のごとく露はなくて、末にふさを付しなけり、是則大化の製也、またまさすけが裝束抄には、冠の耳のほどにあたりて、左右に結あり、其結を耳の上より耳のうしろへこして、おとがひの下にゆふべし、末は露などして、くびかみのうへにみせたる人ありとあれば、此頃は既に露を以て、ふさにかへたることもいできにけり、されど今のごとく四筋はあらで二筋なりき、又其結をいまは緘して付めり、是も古き製にはあらず、考るに異國の冠には、かむざしをさして、其笄に纓をば付る也、

〔諸家家業記〕蹴鞠 并冠掛緒之事

飛鳥井　難波 〇中略

兩家より冠之掛緒免許之事有之候、右も元來蹴鞠より事起り候儀に而、兩家江入門、蹴鞠凡五十度出座之後、韈塵を被伺、紫之掛緒免許被致候事御座候、夫よりして掛緒の事は、彼家之家業之様に相成、蹴鞠入門無之向も、紫掛緒相用候格位之者は、必彼家ゟ免狀を乞候事に成來候由、

〔淺野家文書〕飛鳥井雅胤紫組冠纓免許狀

蹴鞠爲門弟、紫組冠纓之事、須韈塵免申候、可有受用者也、恐々謹言、

季秋上浣 〇寛永三年　雅胤 〇飛鳥井

安藝侍從殿 〇淺野長晟

〔言經卿記〕慶長九年十二月十一日丙辰、一昨日榮任へ、大納殿 〇鶴川男之 御裝束以下目錄相添、モタセ懸向渡之、目六如此了、

一御裝束之日記

一御冠　拾五匁

同御かけ　五匁(略)○下

〔續世繼(八花のあるじ)〕この大將殿(有仁○源)は、このほかにえもんをぞこのみ給ひて、(略)○中こまかにさたせさせて、世のさがになりて、かたあて、こしあて、ゑぼしとゞめ、かぶりとゞめなどせぬ人なし、又せでもかなふべきやうもなし、かうぶりゑぼうしのしりは、くもをうがちたれば、さらずはおちぬべきなるべし、

〔大槐秘抄〕近代となりて、こはきもの、うへに、猶こはき物をきかためて、こしあて、かぶりとゞめ、ゑぼしとゞめなど申て、ちからもをよばず、したてあひて候なかに、(略)○下

〔裝束集成(冠一)〕冠留

雜史(冠)、コジノ中ニ鯨ヒレヲマゲ髮ノ所ニテモタセ、額ギハニテ、針有リテサシテモタシム、立烏帽子如此、同ジ冠モ習有之歟、高倉家傳云、古注には無き事なり、田樂串の樣の物にて、先を三ツに割り、髻へのしこみ、扨冠著は張る也、

〔倭名類聚抄(冠帽具十二)〕緌　兼名苑云、緌(儒誰反、與蕤同、)一名老懸、(和名冠乃乎、一云保々須介、又云於以加計、或說云、老人鬢薄、以此繫冠使不墜、故名老懸也、今不論老少、武官皆用之、)

〔箋注倭名類聚抄(四冠帽具)〕按說文云、緌系冠纓也、玉篇緌纓冠纓也、儀禮士冠禮注、禮記內則注並云、緌纓飾、是皆冠緌、爾雅釋器云、婦人之褘謂之縭、縭緌也、釋水云、汎々楊舟、紼縭維之、縭緌也、郭璞注並云、緌繫也、兼名苑蓋本之、然爾雅所云、一則婦人之褘、一則繫舟之索、皆轉注之義、非冠緌之義、恐源君誤引、衣服令、武官禮服、皂羅冠皂緌、謂冠紞也、(略)○中又按緌纓系於冠纓以爲飾、與是間老懸其用不同也、蓋皇國古昔纓無繫結、惟以纓括髻垂之頸耳、老人髮禿者、難以纓括之、不能緊固、故別以條自頤下而上、以縛兩端於笄維持之、名曰老懸、如西土屈組爲紘之狀、屈組爲紘者、士冠禮賈疏、屈

組、謂以一條組、於左笄上繫定、繞頤下、右相向上、仰屬於笄、屈繫之、有餘因垂爲飾是也、今老懸者、緌之所遺緌之象也、武官雖少者亦用之者、以便弓馬走驟也、後世作綴結系之、則綴老懸僅存遺製耳、

〔令集解 二十九衣服〕古記云、緌謂此間俗云以可氣也、

〔類聚名義抄 六糸〕緌 人佳反、フサ、ヲイカケ、綏 音雖、スヽ、オイカケ、冠ノフサ、ホ

〔伊呂波字類抄 於雜物〕緌 オイカケ、ホヽスケ、カウフリノヲ

〔名目抄 衣服〕緌 老懸

〔書言字考節用集 六服食〕緌 冠具、俗誤爲纓之緌、 老懸

〔東雅 十入用〕冠カウフリ 略○中 倭名鈔に見えし冠帽の具に、略○中 緌の字讀てカウフリノヲとも、ホヽスケとも云ひ、又オイカケともいふ、或説云、老人鬢少、以此緌冠使不墜、故名老懸也、今不論老少、武官皆用之と見えたり、令義解には、緌謂冠緌と見えたり、左氏傳の注に、緌は冠之垂者と見えて、纓を繫る紐の垂餘をもて、飾れるものなれば、緌の字讀てカウフリノヲとも云ひしなり、ホヽスケと云ひし義不詳、老懸といふ事は倭名鈔に注せし所、義自ら明かなり、されど武官の皂緌を用ゆる事、令に見えて、古よりの制也、後代に起りしにはあらず、此物の制いづれの頃に始れるといふ事は、いまだ所見あらねど、前にしるせし事の如く、推古天皇十九年の夏、藥獵の日に、諸王諸臣の髻華、金及豹尾鳥尾等を用ひしめられし事ありしかは、此物によりて始れる所なりけんも知るべからず、上代の制に、鏤冠といひしは、金鏤を飾となし、鵰尾を飾となしたるなり、また縵鵰冠といひしは、鷲鳥の毛羽をもて飾となしたるなり、皇極天皇の紀には、鏤縵の字見えて、鏤の字讀てウズといふ事、鏤事の字を讀むが如し、縵の字讀てカザリクシと云ひけり、さらば鏤冠にして、鏤事といひしも、もとこれ上代鏤縵の制をうつされし者にや、或は金或は豹尾或は鳥尾を用しなどみえしも鵰鳥也、鵰鷲の事によるに、推古天皇紀の豹尾の字は、鵰尾の字を誤寫せしを、その誤を傳て、これを正す事なかりしも亦知るべからず、コユルキといふ名ある名、オイカケは鵰尾也といひ傳へたれば、古のオイカケは鵰尾なりしを疑ふべからず、

〔用捨箱上〕鍋取　杓子之古製

鍋取公家といふは、いやしめていふにはあらず、老懸をかけたるをいへるなり、老懸を俗に鍋取又釜取ともいふ、〇中略鹿苑院殿御元服記、永和元年三月の條、御車新造自東寺御輿、御力者十三人、牛飼五人、雜色九人、車副釜取以下とあるは、老懸をつけし者の供奉の事を記し、にて、釜取といひしは最古し、又太平記抄慶長十五年著二十四卷、卷纓の老懸の注に、老懸とは下々の者の鍋取といふやうな物ぞと見え、寛永十九年の或記に、淺黄指貫冠、鍋取持弓負矢とあり、貞室のかたことなほし慶安三年印本に、緌を鍋とりといふことといかゞと制したれど、その師貞德の句にも見ゆちかくは假名字例延寶四年印本においかけ、緌冠具、野俗ナベトリト云とあり、今は老懸を知らざる者なく、厨の鍋取は見ざる人おほかるべし、

油かす寛永二十年編云云

公家と武家とはふたかしらなり

なべとりをかぶとのわきにかざりつけ　貞德

前句に二頭とあれば、かぶり物を二ツとり合、武家胄、老懸公家と附たるなり、

〔雅亮裝束抄二〕中少將のよろひきるやうかぶりつねのごとし、くゐんえいをして、おいかけをす、おほくちにあせとりをきる、〇中略おひかけをかくる事は、このゐづかさ、ゐふのかみ、大將常のことなり、大臣の大將はかけず、行幸にもけにも、ひらやなぐゐにかけてもたせたり、うはおびをひくこと〇中略

〔餝抄中〕一老懸

古今厚薄異也、古ハ事外薄也、今ハ甚厚、但隨人可用事歟、撿非違使別當、用厚老懸爲吉、老懸緒紫或

緌緌、

日蔭老懸事

保安四十一十八、宗能卿記曰、晴、間入夜、還立殿行幸、今朝著裝束參內、但卷纓老懸、（日蔭之間、尤有其憚、）今度嘉祿元年大嘗會、還成朝臣爲皇后宮御給叙從上四位、仍立叙列、老懸懸日蔭上、或六位懸日蔭下、不可然歟、

〔次將裝束抄〕節會 中略

白馬節會日、若預加階之人、（近衞中將中納言師仲卿、如此、尤以所持歟、）用卷纓、蝶鈿野劍、不付魚袋、參內引陣之後、立入閑所、懸緌、帶弓箭、（平胡籙如行幸、）立叙列、給位記、拜舞畢退出、撤弓箭緌、垂纓參所々拜賀、中略

行幸

卷纓（緌）闕腋袍 中略

五節之間

丑日、（參入直衣古人不闕）卯日、中略 同夜有中院行幸時、卷纓緌、中略

立坊立后、任大臣節會、（叙位又同）

縫腋、蒔繪細太刀、垂袴取笏、（相具緌弓箭）參內之後臨引限、卷纓緌、帶弓箭引陣、中略

立后若勤啓將者、同垂纓取笏參陣、靈上卿命之後、參本宮、又卷纓著緌弓箭、祇候、第三日給祿退出、

后宮行啓々將一（如行幸）

行幸記、供奉行啓時解弓箭、撤緌供奉、

〔桃華蘂葉〕一衞府具足事

攝家中少將より、行幸供奉す、公卿は二位、三位、中將、中納言、中將、大將の時までも帶弓箭供奉す、至大臣大將者、雖令持胡籙、不懸老懸、昔雷鳴陣の時、大臣大將帶胡籙而不懸緌云々、愛鹿苑院入道相

園〈○足利義滿〉永德二年、左大臣右大將の時、行幸供奉被稱別勤之由、懸緌帶胡籙有供奉、別段事也、更不可爲傍例、見故殿御記者也、

冠　行幸の時、卷纓懸緌、

〔蛙抄〕〈四冠〉緌　老懸トモ書也、文官ハ總テ不懸之、武官人〈公卿四位五位同之〉警固時懸之、
其儀同卷纓、但雖警固中、不帶弓箭時ハ、卷纓ノミニテ不懸緌云々、但家々義勢、說々區分歟、直衣冠皆同之、
次將上儀小儀之時懸之、如卷纓、大臣ハ雖兼大將不懸之、行幸等供奉是定例也、六位ノ武官ハ不論警固之有無、〈不斷之、新古例〉不斷懸之是例也、殿上地下皆同之、
警固之間懸緌事〈家々說〉
二條說云、晴日懸之、不可依束帶直衣、內々祗候時不懸之、
西園寺說、直衣之時不懸之、可懸乎、胡籙、束帶時勿論懸纓、
正應二三廿四、朝覲後日和歌、右大將〈實兼〉直衣不懸緌、不帶弓箭、卷纓持笏帶劔、
三條說、直衣云々、束帶之時、警固中何不帶弓箭哉、實任卿〈三條公親卿臣子〉當家用來分、可依矢、不可依直衣束帶不可、
帶胡籙日不可懸緌也、束帶之時ハ必可懸緌之由ハ不存知候、卷冠之時不可依裝束之是非、可懸緌之由、後鳥羽院御代、有種々沙汰、高陽院殿仙洞之時、行幸御逗留之間、若キ人々、必可懸緌之由、有沙汰、仍上括人、猶以懸之云々、當時面々如此、但於身不負矢之日ハ不懸之、
一條殿說、正應二三廿三、朝覲後日和歌、中納言正二位右大將〈內實〉直衣下括、卷纓許、持笏、
當家、安元一三五、爲御賀、自昨日行幸法住寺、今日有舞、公卿殿上人皆直衣、頭中將卷纓許也、自余侍臣皆帶弓箭、
行幸日自里亭懸緌卷纓例

嘉祿三四廿三、八幡行幸三位中將(實經)卷纓、供奉、參內、卷纓緌老懸、當日依有召仰也、

弘長三二十三、朝覲、三位中將(實兼)自里亭、懸緌卷纓、

〔西三條裝束抄〕老懸

武官ノ人、卷纓ニ是ヲ用ユ、但六位ハ細纓ニ用ル也、其品厚薄ノ替リアリ、古ハ薄ク、近代ハ厚キヲ用ユル也、緒ハ糸、或ハ紺ノ糸ナド、時ニヨリ人ニヨリテ替ルベシ、納言ノ大將ハ、行幸等ニ、弓箭ヲ帶、仍纓ヲ卷ク、老懸ヲ用ユ、大臣ノ大將ニイタリテハ、弓箭ヲ不帶、隨身ニ令持之、仍老懸ヲ不懸ナリ、然ニ鹿苑院准后(〇足利義滿)ハ永德二年ノ行幸ニ、左大臣ノ右大將トシテ纓ヲ卷、老懸ヲカケ、弓箭ヲ帶セラル、但コレハ別勅ノヨシ見エタリ、後例タルベカラザルヨシ、成恩寺關白(〇藤原經嗣)シルサル、凡大臣ノ大將、弓箭ヲ帶スルコトハ、雷鳴陣外、先例ナキヨシ見エハベルモノナリ、

〔冠記〕緌(老懸又老懸)

古ヘ薄ヲ用、近代厚ヲ用、撿非違使別當ナドハ、殊ニ厚ヲ用ルヨシナリ、鬣尾ヲ以テ作リ、又馬尾ノ直ナルヲ以テ作ルヲ上品トス、上品ナルハ自ラ霞ト云、陽明家(〇近衞)大炊御門家等ニハ、ユルギノ緌相傳シタマフヨシ、

〔令義解(六衣服)〕武官禮服

衞府督佐(兵衞佐、不レ在二此限一、)〇中略並皁羅冠、皁緌、(謂二冠緌一也、)〇中略

朝服

衞府督佐、並皁羅頭巾、〇中略其志以上、並皁縵頭巾、皁緌、〇中略兵衞、皁縵頭巾、皁緌、〇中略主帥(〇義解略)皁縵頭巾、皁緌、

〔儀式一〕賀茂祭儀(四月中酉、若有二三酉一、則用二中酉一、有二二酉一、則用二下酉一、)

時刻齋王輿出、其前駈次第也、山城國步兵左右各十人、(著二皁緌、黃衣、白布帶、布脛巾、執レ杖、)騎兵左右各十人、(著二皁緌、〇

簪

中略其間郎司八人、(各執凱興、騎兵遷引者相當、並著鳥纓緌、布衫、)○下略

〔西宮記〕(臨時四)冠

六位衛府新叙五位者、放綾冑著本冠、披新位袍、坊帶刀、御讓位日、放綾著衛府冠、著縫腋袍、

〔北山抄〕(二六月)十一日神今食事

小忌親王以下、五位以上、出自右腋門、立南中門西腋御溝東邊、(帶劔者解之、只把笏、還著時又挿之、衛府人不脱纓、)

〔江家次第〕(十四)御讓位

今上服天子服、(有大冠、可參入、)坊官著劔帶刀解兵、(著纓緌、放老懸、)

〔禁秘御抄〕(中)一小舍人

望衛府志、懸老懸、伺殿上判官、尤不似先例、○下略

〔後愚昧記〕應安七年十二月廿七日、今夜爲御即位、行幸官廳、○中略中將著裝束、裝束師前兵部少輔多顯也、

裝束○中略

老懸(正親町前内府相傳物書進之、自カヒメル圖、以油絹試之、是被實也、)

〔倭名類聚抄〕(十二冠帽具)簪　四聲字苑云、簪(作含反、又則岑反、和名加無左之、)插冠釘也、蒼頡篇云、簪笄也、釋名云、笄(音雞、此間云乎、上音加不、)係也、所以拘冠使不墜也、

〔下學集〕(下器財)角簪

〔東雅〕(入器用)冠カウフリ○中略　倭名鈔に見えし冠帽の具に、簪讀てカンザシといひ、插冠者也と注す、即今の制の如きは、たゞ插頭花など插むべきものにして、實用のためにはあらず、

〔服飾管見〕(一)纓冠○中略

貞觀延喜の禮冠の式には、笄の事見へねど、唐書にも三品已上の進德冠には、笄のことは載すし

髻華

て、皇太子の進德冠の下にのみ兼簪導みへたり、是を以て見れば、自餘の進德冠にも、笄なきにはあらねど、略して載ざる也、されば貞觀延喜の冠の式にも、笄のこと見えずとて、笄を用ゐざりしとは言べからず、且纓の事も見へず、まことに此二ッの物あらずば、いかでかしらにこらうべからむ、其上神代につまぐしといへるも則是なるに、禮冠の頂三山なるも、神代よりの傳へ也、禮冠にも簪ありて、夫に纓のもとをつけたるに、うたがひなし、もろこしにても、むかしは纓を簪につけし也、拐此二ッを載られぬは、金のつゝみかた成には金を用ゐ、銀のつゝみかたなるには銀を用うるなる、さだまれる事なれば載られず、纓はたけおめなく常なれば、載られぬ也けり、

〔東雅部入用〕冠カウフリ〈○中略〉　髻華の字、讀てウズといふ、釋日本紀に、髻華者佩也、今世插頭花象此と見えたり、佩の字、讀て又ウズといへば、髻華といひ、佩といふ、其制異ならざりしにもあるべけれど、豹尾鳥尾を用ゐと見えたれば、後の插頭花の如くなるべしとも思はれず、插頭花といふものは、天鈿女の命の、天之香山の眞拆を鬘とせられしなど見えし事の遺制にてあるなり、されば舊事記に、此神の名をしるされしにも、佩の字を借用ひられしと見えけり、ウズといふ義の如きは不詳、

〔松の落葉二〕冠字受
國紀〈○日本書紀〉推古天皇の十一年に、始行冠位とあるは、からのそまなびていにしへよりを、あらためたまへり、おほきなきことなりかし、そのさま大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智幷十二階、以當色絁縫之、頂撮總如囊而著緣焉、唯元日著髻華、〈髻華此云于孺〉とあり、こは北史といふからふみにみえたる、からのさまなり、めづらしきをこのむ、人のこゝろのならひにつれて、つかさづかさの人たち、さこそすゝめ申て、かうやうにはなりつらめ、されどさすがにこゝのをもすてたまはずして、いみじうことだつむ月ついたちの日には、著髻華とあり、これぞみかどの

いにしへのさまなる、此手受といふものは、倭建命の御歌に、くまがしの葉を、手受にさせとあるにて、そのさまおしはかりしらる、ちひさき木の枝葉を、かうぶりにさしかざれるものなり、のちには金銀をもて、木の枝葉花などをつくりなしてもさせり、かゝればからざまならざりし、上古の御圖のかうぶりも、かしこのにおのづからかよひて、これもきぬにてものして、昔今の頭巾といふものゝごとくにぞありけん、手受は其巾をつらぬきて髻にさしたるものとぞおもはる、さるからに文字を髻華とかけり、孝德天皇紀に、なにの冠はくれの手受と、たゞへいはれたるにても、さやうならんとおしはかりしられたり、そも〳〵冠のあるがうへに、玉をかざり、字受をさしなどしたるは、こゝの上古の冠は、頭巾に似て見だてなきものなればなり、師の古事記傳六の卷に、上古に、冠はなかりしやうなりといはれしは、くはしからず、かざれる玉手受ははなやかにて、めにつくゆゑに、それをむねといひて、見だてなき冠のことは、をさ〳〵いはぬゆゑに、なきやうにおもはるゝにぞありける、からふみの北史倭國傳に、至隋其王始制冠、以錦綵爲之、以金銀鏤華爲飾とかけるは、推古天皇の御代の事を、ほの〴〵きゝつたへて、かけるものにてたがへり、はじめて冠を制したまへるにはあらず、冠もて位のしなをわかつことを、はじめたまへるなり、さるからに冠位とあり、(こは推古天皇紀に、始行冠位と見えたるをいふ)こゝろをつくべし、以金銀鏤華爲飾といへるは、字受のさまにて、これはげにさやうにもしたりき、されどけづり華ならぬ、まことの木の葉草の花など冠にさしつるぞ、いにしへのふりなる、今のかざしとて、大宮人のさやうにしたまふは、いにしへのふりののこれるにて、いと〳〵をかしくたふとし、孝德天皇紀には、制七色一十三階之冠とありて、又冠をあらためつくらせたまへるよしなり、そこに手受もいろ〳〵見えたるは、此時にあらたに、つくられしぞ多かりつらん、

〔古事記中景行〕自其幸行(○日本武尊)而到能煩野之時、思國以歌曰、(○中略)又歌曰、伊能知能麻多祁牟比登波、

多多美許母、能具理能夜麻能、久麻加志賀枝乎、宇受爾佐勢、曾能古、

〔古事記傳二十八〕宇受爾佐勢は髻華に插せなり、〇中略木草の枝を頭に插すを云、宇受にすと云は、則に宇受と云物ありて、其に因には非ず、插物ぞ即宇受なる、後世に插頭と云物、即古の髻華なり、然るに右の推古紀、孝德紀に見えたる冠位の飾に隨て金銀及物の尾などを以て造りて插るは、上代の爲には非ず、其は推古天皇の御時に、始て制られたるにやあらむ、萬葉の歌によめるぞ、古のさまなる、

〔日本書紀景行七〕十七年三月己酉、是日陟野中大石、憶京都而歌之曰、〇中略志邏迦之餓延塢、于受珥左勢、許能古、是謂思邦歌也、

〔日本書紀推古二十二〕十一年十二月壬申、始行冠位、〇中略唯元日着髻華、髻華此云于孺、

〔釋日本紀十二述義〕髻花〇中略

或說字須者珠之玉冠歟、愚案之、髻花者飾也、今世插頭花象此歟、

〔日本書紀推古二十二〕十六年八月癸卯、唐客入京、〇中略是時皇子、諸王諸臣悉以金髻華著頭、亦衣服皆用錦紫繡織、及五色綾羅、一云、服色皆用冠色、　十九年五月五日、藥獵於菟田野、〇中略是日諸臣服色、皆隨冠色、各著髻華、則大德小德並用金、大仁小仁用豹尾、大禮以下用鳥尾、

〔日本書紀孝德二十五〕大化三年、是歲制七色一十三階之冠、〇中略其冠之背、張漆羅、以緣與鈿異其高下、形似蟬、小錦冠以上之鈿、雜金銀爲之、大小青冠之鈿、以銀爲之、大小黑冠之鈿、以銅爲之、建武之冠、無鈿也、此冠者大會饗客、四月七月齋時所著焉、

〔萬葉集十三雜歌〕五十串立、神酒坐奉、神主部之、雲聚玉蔭、見者乏毛、

〔古事記傳二十八〕山蘰は日影蘰にて、其を鬘にしたるなり、今本は山字を玉に誤れり、

〔萬葉集十九〕爲應詔儲作歌一首并短歌

安之比奇能、八峯能宇倍能、都我能木能、伊也繼繼爾、〇中略吾大皇乃、神奈我良、於母保之賣志氏、豐宴、

見爲今日者、毛能乃布能、八十伴雄能、島山爾、安可流橘、宇受爾指、紐解放而、千年保伎、保伎吉等餘毛之、惠良惠良爾、仕奉乎、見之貴左、〇短歌略

右二首、大伴宿禰家持作之、〇中略

二十五日〇天平勝寶四年十一月新嘗會肆宴、應詔歌六首〇中略

島山爾、照在橘、宇受爾左之、仕奉者、卿大夫等、

右一首、右大辨藤原八束朝臣

〔伊呂波字類抄 加雜物〕插頭花 カサシ

〔倭訓栞 前編六〕かざし 插頭花をよめり、髮刺の義なるべし、康保三年三月、花宴、藤伊尹奉詔、折花插王卿冠と見へ、紅葉をしたる事は源氏に見へ、體源抄に、舞人著冠必有插頭花、用其時花也と見へたり、後には剪綵花をも用うる故に、時ならぬ花をも插せり、大嘗祭の時、天子の插頭は銀の櫻花也とぞ、天寶遺事に、以御花親插頲之巾上と見ゆ、學士蘇頲也、

〔西宮記 臨時八〕插頭花事

藤花、大嘗會及可然時、帝王所剋給也、插左方 祭使幷列見之時、大臣藤花插左方巾子內、中納言當日上卿菊插左方、其納言者用櫻花、參議者山吹、會插右方、並非參議插巾子後、下者以時花插巾子、巳 八月定考時、大臣白菊、金室 納言黃菊、參議龍膽、辨少納言時花、同列見儀、臨時宴會時、除御之外、可插後方、踏歌綿花者立冠額、並插總角、臨時祭使藤花、插左方巾子也、舞人櫻花、插右方、試樂日、插小竹、倍從山吹、近衞使次將無插頭、四月祭時、近衞使以桂爲插頭、

〔儀式 四〕踐祚大嘗祭儀下

辰日〇中略 次奏所司樂訖退出、次獻御插頭、〇蓋花足机一居高机、以紗覆、五位六人舁之、〇中略 訖皇帝御清暑堂、〇中略 次供御膳、賜群臣饌、奏國風、獻別貢物幷御插頭等事、一同悠紀、

〔北山抄 五〕大嘗會事

辰日○中略 次檢校納言以下、○抄略 辨悠紀行事大夫等、昇御插頭使等案、入御插頭、各盛高机、有蓋、作之、如等二面、五位以上六人、一人辨、一人也、入自建春門、經左仗南頭、昇自中階、○略註 立南簀、○略註 從下退出、大臣○略註 執案並御插頭、經座上、昇御座東階、○略註 候帳下、宸儀許之、即奉插御冠左、右臣下自座末復本座、群臣降階拜舞、○中略 行事辨等賜王卿插頭、寬平式云、國司給之、而近例如之、承平例親王紅梅、大臣藤花、納言以下櫻花也、而安和記參議欵冬云々、承平天慶並參議欵冬、大臣插頭并參議大辨、右也、

〔兵範記〕仁安元年十一月十七日丁巳、晚頭參大極殿、○中略 次供御膳、○中略 次三獻、奏風俗、依雨儀、於西廊北二三間供之、次王卿獻插頭、賞木○付金銀枝、其上中納言、左大將、行事右少將、國司等獻之、次被賦插頭花、左大辨取藤花、插奉御冠、右中辨左少辨取、納言以下料、內辨白四位上、昇內、立四○中略

以下大納言櫻花、參議山吹云々、

〔江家次第 十一 十一月〕賀茂臨時祭

三獻○下略 次歌人裝束物、次立插頭等、○中略 所衆取之 次賜插頭事、五位藏人賦之、公卿并侍臣取之、來座前賜之、次使已下退出、

〔建武年中行事〕前二日、臨時祭○石清水 ばかりに試樂の事あり、○中略 陪從の座のまへは、五位の藏人なり、此役の五位、かざしのもとによりて、長はしのつまにあるがさしのだいをとりおろして、一づゝ上達部につたふ、垣下の大臣先す、みよりて、笏さし、藤の花をとりて、使のかうぶりにさす、○中略 舞人のかざし櫻なり、○中略 かざしは巾子のまへ、あげをのちがひたる所を見てさす、すきなければ、たゞとらず、手づからさゝしむ、あげをのさきにさすは、ひがことなんめり、○下略

〔西宮記 二月〕列見十一日

兩日、於壇上謝之、召雅樂、○略註 插頭、大辨已下取之、上卿插之、左方巾子、櫻、右方花、插巾子後、公卿料物也、大辨見參、

〔北山抄 七 都省雜事〕列見事

雅樂官人率樂人參入、或大弁候上、觸氣色召之、着座、厨家賜饌、舞龍王、納蘇利等各二曲、大弁取插頭、插尊者冠左、巾子下、上、緒上、中辨以下、插納言參議冠右、大臣藤花、納言欄花、參議款冬、皆作花、大史取時花折、辨少納言冠後、樂畢樂人等退出、

〔西宮記八月〕定考事

雅樂著座、唐高麗舞各二曲、舞人位袍色、舞數隨時儀、舞日於御裏舞、插頭、少將取上卿料、插冠巾左方巾子、辨少納言已下公卿料、大臣白菊、納言黃菊、參議龍膽、右方辨少納言、以時花插冠後、此間別以青物一折敷、立諸卿前、天慶三年、中宮御膳、无撤插頭事、於食所見參、三年准此例、見參、

〔公事根源八月〕定考　十一日

朝所に就て三獻の儀式あり、次に宴穩の座につく、又おの〳〵三獻有、かざしの華を上卿以下の冠にさす、大臣は白菊、納言は黃菊、參議はりうたん、其外はみな時の華をさす、つくり華にあらず、大かたは二月の列見に同じ、

〔飾抄下〕舞人

插頭

臨時祭、於禁裏賜之、諸社御幸行啓、或於社頭賜之、或於仙洞賜之、先院嵯峨八幡御幸自鳥羽南殿有御出立、即於御所賜之、行幸之時於社頭賜之也、

試樂日插頭之事

仁安二十廿三日吉御幸試樂殿記曰、少將隆房插頭指右事也、而左如何、後日大納言殿仰曰、使指左而爲違指右也、試樂日指左有何事乎、

〔續教訓抄〕或人云ク、舞人冠ヲキルトキハ、必ズカザシノハナヲサスベキナリ、トキノハナヲサスベキウヘハ、其季ニシタガウベキナリ、タトイツクリハナヲサストモ、ソノ季ノ花ヲサスベキナリ、

昔モロコシ鶴トイヒケル舞人ハ、櫻ヲ冠ニサシケリ、

恒例ノ會式ニハ、興福寺常樂會二月左櫻右款冬造花、法隆寺聖靈會同之、縦延引シテ他月ニ行トイヘドモアイカハル事ナシ、氷室御祭ノ日ハ、十列舞人路次渡ルトキ、僧正門ノ前スグルトキ、南岸ニ生タルスマキ草ゾ、面々ニトリテカザシニナス、

春日若宮御祭十列舞人ハ櫻、陪從ハ款冬、使ハ藤、左ニナス、巳上造花、是又他月ニ行ヘドモ、アイカハラズ、

又殿下御春日詣ノ陪從ハ款冬ヲナス、自上被下之造花也、

或記云、總ナ陪從ハ柳ヲナス、祭使ハ藤ヲナス、杉ヲカタルナリト云々、康和ノ興福寺供養、七月左キヽヤウ右ヲミナヘシノ造花ナリ、

旬儀三四月歟左竹右款冬、又ハ左櫻右款冬、十月左菊右スヽキ、相撲節七月左キヽヤウ右ヲミナヘシ生花、

稻荷出居三月タヽラヘノ生花烏帽子付之

同御祭四月卯花生花

童舞ハ左サクラ右ヤマブキ、ハシリモノシヤウヒ通例也、

仁治新熊野僧正童舞、十一月興福寺ニツタナレタリケルニハ、左白菊右黄菊也、承元新羅祭十月ニ侍リケルハ、左菊右リムダウナリ、カヤウノ例ヲシリテ用ユベキナリ、

又採桑老ハ竹ヲカザシニナス、又二舞モ同ク竹ヲカザシニナスナリ、

〔吉野樂書〕一舞人ハ左右共ニ、カザシハ左ニサスベシ、和歌云櫻右款冬同ジ藤左リ插頭ノ花ハカタヤアルラム、

〔樂家錄〕三十八舞樂裝束用作花之類

造陵頻插頭花櫻、長七寸許、天冠二箇處挾之也、中略

心葉

東遊標長七寸許、指于冠左、陪從餘陵指冠右也、

〔古事談 一王道后宮〕一條院御時、臨時祭ノ試樂ニ實方中將依遲參、不賜插頭花、還加舞之間ニ、進寄竹臺許、折吳竹枝插之、優美之由滿座感歎ス、依之試樂插、永用吳竹枝云々、

〔續日本後紀 十九仁明〕嘉祥二年十月癸卯、嵯峨太皇太后、(○藤原嘉智子)遣使奉賀天皇卅寶算也、其獻物、○中略机二前、就中一前御插頭、(○造沈香山、以金銀鳥、令銜插頭花、)一前居和琴二面、

〔名目抄 衣服〕心葉(付冠、日陰糸、)

〔倭訓栞 前編九古〕こゝろば 心葉と書り、大嘗會に冠の上に懸るもの也、祭主などは、賢木の枝をさせり、神代紀にその旨見えたり、桃花蘂葉に、心葉は金銅の梅花也と見え、萬葉集大嘗會の歌のさまもさ見えたり、今主上は櫻の插頭にて、銀にて造る、大臣は藤、大中納言は山吹、參議は梅也、ともに鍍金を用う、

〔裝束圖式 上〕神事ノ冠モ常用ラルヽ冠ニカワル事ナシ、日陰蔓心葉ナドヲ、冠ノ巾子角ニ付マトウ、○中略心葉ハ梅花ノ枝三四寸計ナルヲ作リ、或ハ金又ハ糸ニテ花ヲ作リ用ル也、

〔雅亮裝束抄 二〕をみのこと○中略かぶりのこじのもとに、ひかげのかづらといふものをゆひて、○中略このいとかざるところにこころ葉とて、むめのえだのちひさくつくりたるを、このかづらにまとひてたてたり、かづらなければ、あをきいとよし、このこゝろば、かぶりのまへのすぢのもとゝ、うしろのかづらむすびたるところに、たつといふ人あり、

〔餝抄 下〕一小忌○中略

心葉 平治或秘記曰、心葉、梅枝三寸許也、予金枝付梅花貝、今案(○今案、一本作今案)以續飯爲葉、或銀枝付同貝、若蘇芳貝、破或用銀或結花、紅梅、白結本ニ額前方ニ付ヲ穢ヲ副巾子、立之左右方、各一枝也、(或挾上結二)

〔前一本下ノ諸ノ五枝、立ノ之、但仲資也、〕

〔紫式部日記〕五節は廿日に参る、侍従宰相にまひ姫のさうぞくなどつかはす、右宰相中将の五節に、かづら申されたるつかはすついでに、はこ一よろひにたきものいれて、心葉梅の枝をしていどみ聞えたり、

〔冠帽図会〕

心葉　日蔭蔓



日蔭蔓

〔名目抄衣服〕日蔭絲（ヒカゲノイト）

〔倭訓栞前編二十五比〕ひかげのかづら　延喜式に日蔭鬘と見えたり、○中略　大嘗会に用ゐさせらるる事、式にくはしく出たり、今白糸青糸などを組て、冠の左右に垂させらる丶、其表物なりといへり、よてひかげの組、ひかげの糸とも見えたり、

〔装束図式上〕日蔭蔓トハ、下苔ト云蔓草ニテ、清キ山陰ニ生ズル草ナレバ、神事ノ飾ニ用ルナリ、今ハ白糸或青糸ニテ、アゲマキニシテ左右ニ八筋或十二筋、冠ノ角ニ垂ルナリ、

〔雅亮装束抄二〕をみのこと○中略

かぶりにひかげといふものを、左右のみ、のうへにさげたり、かぶりのこじのもとに、ひかげの

かづらといふものをゆひて、ゑろきいとのはしなど、ほどからくみなるして、あげまきになをむすびさげて、かた〳〵に四すぢづゝ、かぶりのつのをはさめて、まへにふたすぢ、うしろにふたすぢ、左右にさげたるなり、（略）○中ひかげかた〳〵に八すぢもあり、心々なり、

〔飾抄〕下一小忌（略）○中

日蔭　組タヲ一丈二尺計ト云々、細圓組、（或分組）

平治秘記曰、日蔭蘰結冠巾子、（舊日有細上、組用青糸、又以白糸遣之、小枝少々在之云々、予用生絲、）圓結（白組、若少人、或用紅絲、又白相交、又用蘭木云々、今度不見、）

以細絲付纓也、冠ノ上結、前方二筋、後方二筋垂也、或三筋、

今度（嘉應）大嘗會、通成朝臣、用青糸日蔭、實基卿曰、尤有其謂云々、

〔助無智秘抄〕五節（略）○中　辰日節會

人々ミナソクタイナリ、（略）○中　刻限ニ小忌ヲキ、ヒカゲヲカク、イトノイロ人ノ心ニアルベシ、シロキヲヨキトス、

〔世俗淺深秘抄〕上一大嘗會卯日、次將著縫腋、相具壺胡籙、參內以後、以隨身出納之許へ尋、小忌爲用意日蔭蘰也、持之出御漸近頃、於弓場邊帶弓箭著小忌、後方帶ニ推入、前方同插帶、但多分不及腰程、仍令用意紙捻結續テ帶ニ結付、日蔭蘰、巾子ニ纏也、（略）○中

一同辰日（略）○中　日蔭白、或紅梅、或紅梅匂、總八筋、或十筋、或十二筋也、自上結分前後、前方過半分、心葉以梅花貝造之、臺絲金須一方ニ三許ヅヽ、可有、可隨日蔭絲様、然而有煩、只片方二枝許、若只一枝無其難、以青縒絲結日蔭、同心葉、青絲二結付也、巾子後纓下ニ結付、其上ニ殊細日蔭蘰ヲ纏也、人不知之、日蔭長サ二尺七八寸許也、（略）○中

一作著小忌、如御幸供奉、間々有例、早速之時、不改之、然者必可撤日蔭許、是秘說也、

〔延喜式〕七踐祚大嘗祭凡十一月中寅日（略）○中　卯日平明、（略）○中　神服宿禰一人在中頭、（當色木綿鬘、）（略）○中　日次神

木綿鬘

舞男七十二人、分在左右、〈青摺布衣、日蔭鬘、〉次神服女五十人、分在左右、〈青摺布衣、日蔭鬘、以白平絹爲之、男女各執榊枝、已上〉

〔蜻蛉日記 下之下〕にうだう殿、中納言ためまさの朝臣のむすめをわすれたまひにけるのち、ひかげのいとむすびてとてたまへりければ、それにかはりて、

かけてみしすゑもたえにしひかげ草なに、よそへてけふむすぶらん

〔新撰六帖 六〕ひかげ　衣笠内大臣

諸人のかくるひかげの心ばにあまてる神のめぐみをぞみる、

〔兵範記〕久壽二年十一月廿四日戊辰、藏人高階俊成、日蔭組、〈以紅組爲之、心葉等如常、青摺如常、〉小忌袍、〈具〉紅梅織物半臂下襲、〈紅打〉

仁安元年十一月十七日丁巳、晩頭參大嘗殿、頭弁以下雲客廿餘人祗候、皆小忌、有日蔭糸等、〈○中略〉左衛門佐信基、小忌袍、〈具〉蘇芳下襲、濃打半臂、例表袴、紅袙單衣、雲繝、副日蔭組、因結垂之、在巾子根、羅幷付所心葉、螺鈿長劔、樺地平緒、遠方魚袋、〈下略〉濃香赤紐、〈○中略〉付右方、

〔神道名目類聚抄 三 神事〕木綿鬘(ユフカヅラ)〈○中略〉日蔭糸ト同ジク、日蔭草ノ表ナリ、髮ヲ結タ冠ノ巾子ニ掛ル、

〔倭訓栞 前編 六〕かづらゆふ　鬘木綿也、延喜齋宮寮式に見ゆ、式には鬘とばかり見えたり、されば木綿もて鬘とするなるべし、鎭魂記鎭魂祭の儀にも見えたり、奥義抄に、神樂するには、まさ木のかづらにて頭を結也、額より後に引廻す、此をかづらゆふといふと見えたり、今猿樂の女の形に、金襴などにて額をゆふは、此遺風成べしといへり、

〔倭訓栞 前編 三十五〕ゆふかづら　木綿鬘也、かづらゆふといふと少異あり、愚昧記に、豐篇拍手、取木綿鬘結冠額、

〔皇大神宮儀式帳〕皇太神御形新宮遷奉時儀式行事〈○中略〉

以十五日〈○九月〉巳時、齋內親王參入坐於太神宮、〈○中略〉卽太神宮司、太玉串幷蘰木綿〈ヲ〉捧、第三御門〈爾〉候、卽女孺一人罷出〈氐〉受取、其太玉串〈幷〉蘰木綿〈乎〉持參入、爾時親王受取、著蘰木綿、太玉串捧持拜奉給、

年中行事幷月記事

九月例

以同日〈○十七日〉午時、齋內親王參入、坐川原御殿〈爾〉、御輿留〈氐〉手輿坐〈氐〉、到第四重東殿、就御座、卽太神宮司御蘰木綿捧、向北跪侍、內侍罷出〈氐〉受〈氐〉、轉親王奉、卽親王手拍受、

〔儀式一〕春日祭儀〈二月上申十一月上申〉〈○中略〉

次神主著木綿鬘、就祝詞座、兩段再拜、拍手四段、訖各就直會殿座、次神部散祭、

園幷韓神祭儀〈二月春日祭後丑、十一月新嘗會前丑、〉〈○中略〉

省〈○大藏〉丞一人稱唯就版、大臣問何誰、丞稱官姓名、大臣宣賜鬘木綿、丞稱唯退出、卽容木綿於筥、相率而入、先賜神祇官人、訖丞賜參議已上、鬘賜五位已上、次史生賜諸司判官已下召使已上、次藏部賜諸司史生已下歌女已上、並拍手受之、〈主典已上安藝木綿、自餘凡木綿、〉

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡十一月中寅日、〈○中略〉卯日平明、〈○中略〉神祇官一人在中頭、〈當色著木綿鬘、〉

〔北山抄十二一月〕中寅日鎭魂祭事〈○中略〉

上宣、召大藏省、丞參上、〈同〉上宣、賜木綿鬘、〈尸〉稱唯退出、賜之、〈丞奉上卿、取之著冠額、緒授弁、史生已下、次々給之云々、〉

〔江家次第五二月〕上申日春日祭事〈○中略〉

神主著木綿蘰、著中門座、兩段再拜、〈勅使已下共拜、〉讀祭文、

〔皇大神宮年中行事二月〕一九日祈年御祭次第行事〈○中略〉

于時山向內人、鋪設調半疊、〈紙〉祭使裾ヲ引進寄テ、件半疊ニ跪候、于時玉串大內人進寄テ、自山向內

人之手、鬘木綿ヲ請取使ニ奉ル、使笏ヲ差手一緒シ請取、著用後笏ヲ拔持互拜、後本所ニ被著、後宮司鬘ヲ引違寄、鬘木綿岡前、

(皇大神宮年中行事九月)十七日略〇中其後中臣參寄御鹽湯所石疊副ニ半疊ノ上ニ跪テ、手一緒之後、玉串大内人之手ヨリ請取鬘木綿、著用之後立本座、略〇中次忌部同進參テ、手一緒之後、從玉串大内人之手、鬘木綿ヲ請取テ著用、次木綿太須岐ヲ得テ懸之後不歸本列、付石疊ノ副ニ、向祭使隔石橋立也、

(賀茂大神宮年中神事略次第四月)同日〇一貴布禰神祭次第略〇中次兩官著夏東帶、神主著衣冠、於是社司氏人各懸木綿鬘、近代此儀及退引、〇下略

(本朝世紀)天慶四年八月十三日庚子、此日爲祈年穀、臨時幣帛使被奉遣諸社、略〇中于時中臣神祇大祐大中臣頼行、忌部少副齋部宿禰奉行、卜部齋部連光等、各著鬘木綿、入自東福門、昇自軒廊柱内、經大極殿東北砌上、至同殿北軒廊、壁立東面北上、

(長秋記)大治二年十一月十六日壬寅、鎭魂祭也、略〇中召召使問姓名如前、次仰云、大藏ノ省召セ、召使稱唯、退出如前召、次大藏參入立版、次上卿問申官職姓名、次上卿云、蔓木綿給ヘ、次給木綿、丞奉上卿、上卿取之結巾子、

(兵範記)仁安元年十一月九日己酉、梅宮祭也、略〇中次上卿召召使、二音召使於本座稱唯、起座趨參西砌、上宣加づら木綿給へ、丞代唯出、持參蘰木綿、安ニ笏數更參上、先獻上卿、上卿拍手受之、結冠巾子、次持參下官座、下官拍手請取之、結冠、

(治承元年公卿勅使記)九月十五日辛酉、參外宮、於一鳥居外下馬、略〇中次予實房〇藤原又排進、跪半帖上、當石壇北頭、南北相對敷白縁半帖二枚、搢笏拍手、取木綿鬘結冠額、鬘冠額也、一結之後合之、其末只垂也、取笏左廻復列、次中臣又結之復列、取宣命立王上、次齋部又結之、了則給木綿鬘、立幣案東頭、次宮司又給鬘木綿、則取玉串前行、三人

押木珠縵

皆如此、〇中略予以下奉拜四度、了拍手、次又拜四度、又拍手、此後私祈請了、予以下起座退出、〇中略至初木綿所、解木綿鬘懸直會殿方榊葉了、〈爲懸木綿鬘、遣行之時、與闕宜授、此事舊記不見、而闕宜座事所中也、仍暫令授了、〉

〔薩戒記〕應永卅三年十一月十三日壬寅、今日鎭魂祭也、〇中略深山御記云、〈予時參議左中將〉長寬二年十一月十六日、今日鎭魂祭也、予〈〇藤原忠親〉爲分配、仍戌剋參宮内省、〇中略次予召召使如前、予仰曰、大藏省召、召使稱唯出召之、次大藏參入、名謁如前、次予仰云、鬘木綿給、大藏稱唯退出、持參木綿、〈折敷上置鬘一筋、持參予後、予令入鬘、置乎方、自座前持來、〉予取木綿結巾子、〈巾子下結之、結目左後、只一結也、〉弁已下神祇官〈神祇少副大中臣親隆、宮主卜部兼康已下也、〉等同如此、

〔康富記〕寶德三年十一月十九日甲寅、鎭魂祭也、〇中略

其儀委見所持長寬上卿記記錄了、近例不可說云々、獻盃二獻有之、無鬘木綿云々、

〔綏光卿記〕正保四年九月十四日、到宮川乘船、〈未剋許〉參著山田宿、〇略十五日、寅一點沐浴著束帶、修祓出門、〇中略次綏光揖、進跪半帖、〇註略上、置笏拍手、取木綿鬘結冠巾子、〈竹串二本相添、持左右手授之、〉次取笏復本列、次中臣以下同此儀、忌部者結木綿蘰畢、次給纏、立幣案東頭、次宮司給蘰木綿、取玉串前行、〇中略次參高宮、〈今度遙拜、西上南面、〉使々同列、宮司禰宜等東方同列、再拜拍手又再拜、畢離列、於側解木綿蘰懸榊枝、

〔日本書紀〕〈十三安康〉元年二月戊辰朔、天皇爲大泊瀨皇子、〇略欲聘大草香皇子妹幡梭皇女、則遣坂本臣祖根使主、請於大草香皇子曰、願得幡梭皇女、以欲配大泊瀨皇子、爰大草香皇子對言、僕頃患重病、不得愈、譬如物積船以待潮者、然死之命也、何足惜乎、但以妹幡梭皇女之孤、而不能易死耳、今陛下不嫌其醜、將滿荇菜之數、是甚之大恩也、何辭命辱、故欲呈丹心、捧私寶名押木珠縵、〈一云立縵、又云磐木縵、〉附所使臣根使主、而敢奉獻、願物雖輕賤、納爲信契、於是根使主見押木珠縵、感其麗美、以爲盜爲己寶、則詐之奏天皇曰、大草香皇子者不奉命、乃謂臣曰、其雖同族、豈以吾妹得爲妻耶、既而留縵入己而不獻、

冠箱

〔日本書紀雄略十四〕十四年四月甲午朔、天皇欲設呉人、歷問群臣曰、其共食者誰好乎、群臣僉曰、根使主可、天皇即命根使主為共食者、遂於石上高拔原饗呉人、時密遣舎人視察裝飾、舎人復命曰、根使主所著玉縵大貴最好、又衆人云、前迎使時又亦著之、於是天皇欲自見、命臣連裝如饗之時、引見殿前、皇后〇中略仰天歔欷啼泣傷哀、天皇問曰、泣耶、皇后避床而對曰、此玉縵者、昔妾兄大草香皇子奉穴穗天皇〇安康勅、進妾於陛下時、為妾所獻之物也、故致疑於根使主、不覺涕垂哀泣矣、天皇聞驚、大怒深責根使主、根使主對言、死罪死罪、實臣之愆、詔根使主自今以後子子孫孫八十聯綿莫預群臣之例、乃將斬之、根使主逃匿至於日根、造稻城而待戰、遂為官軍見殺、

〔古事記傳四十一〕押木之玉縵は、書紀に押木珠縵、一云立縵、又云磐木縵とあり、押木としも名けたるは、いかなる由か知りがたけれど、書紀に云ば、大神宮式正殿御飾金物の中に、裘蔓押木打鋪十二口、〈徑各一寸玉分云々〉とあり、されば押木と云物ありて、其形に造りたるにやあらむ、書紀に立縵ともあるを思ふに、其押木のさまに造りたる蔓に、玉を貫て立たるにや、磐木縵と云も、其狀の巖の立たる如く見ゆるを以て云か、〈木とは又な云べし〉貞觀儀式元日禮服制に、親王四品以上冠者、漆地金裝云々、以白玉八顆立餝形上、以紺玉廿顆立前後押鬘上と見え、〈又玉を以て立之前後押鬘上とも見ゆ、〉又立玉者有蘂幷座居玉者有座無蘂と見えたり、〈禮服の制は、大かたに漢國の制をまねび給へる物なれども、右の玉のかざりのさまなどは、皇國の上代の縵の飾を用ひられたる物と聞えたり、〉是に押鬘とある物、押木と同じきか異なるか、なほよく尋ぬべし、さて玉を立つとあるは、蘂をつけて立たる物なること、右の玉立者云々とある以て知べし、大かた此らを以て、押木玉縵の形狀おしはかるべきか、〈儀式に、押鬘と云名あるを以て思へば、押木も同じことにや、立玉に就て木とは云るか、然らばかの大神宮式の押木とは別ことなり、さて押と云由は壓にて、かの立玉の蘂を立る料の物を居て、頭上を壓すよしの名にやあらむ、〉

〇按ズルニ、押木珠縵ハ蓋シ後世ノ玉冠ノ類ナラン、

〔安齋隨筆後編五〕一柳箱 柳木を細く三角に削て、紙捻にて編て箱に作る、冠沓などを載るは、其

蓋也、

〔當時裝束抄　中〕行粧具○中略

冠筥

製作は入角の筥を式とす、又隅角にしたるもあり、座地蒔繪黑漆蒔繪等好によるべし、文化八年、對州にて小笠原家藤貞家、古製の書にすへたる、冠箱を用らる、花鶴のしななり、

〔新儀式　五臨時〕皇太子加元服事

當日所司參上南殿、供奉裝束、○中略其左右分立平文置物机二脚、東机置二御冠筥及唐匣、小鋪度、御巾等置之、○下略

〔禁秘御抄　中〕一御裝束事

御冠毎月爲納殿沙汰、御冠師獻之、藏人盛柳筥持參、

〔三代實錄　四十一陽成〕元慶六年正月二日乙巳、是日天皇加元服、其儀、天皇御紫宸殿、從二位行大納言兼左近衞大將源朝臣多、執御冠筥、昇自東階、度御前、置御座西、歸當東階西面而立、

〔兵範記〕久安五年十月十九日丁卯、今日於宇治縣小松殿、有左府若君○藤原兼長元服事、年十二、○中略新院判官代高階政行、束帶持參御冠、安柳筥、令持布袴小舍人、下官○平信範相逢申事由於入道殿、

保元三年正月廿九日庚寅、今日關白殿第三若君○藤原基實有御元服事、○中略此間殿下出御御座、御直衣、藏人源親行持參御冠、安柳筥、令持小舍人、

〔左經記〕寬仁二年正月三日丁酉、參內、申二剋有御元服事、○中略加冠理髮皆如先例、內侍御冠入筥、置持出、○下略

〔古事談　一王道后宮〕永長九年○九年元年改大田樂事、成人記云、七月十二日參內、新年叙奉幣定也、今日有殿上人田樂事、卅餘人云々、藏人弁俊所勞不參、裝束或衆議仰定、紅帷有風流、以冠筥蓋爲笠、差貫、○有風流、下略

〔伏見院御記〕弘安十一年二月廿一日丙子、今日禮服御覽也、○中略頼藤俊光持參御冠筥二合、置西間、

〔宗建卿記〕享保二十年三月十九日、今日賜□□於大樹（德川吉宗）、冬御引直衣、御冠、纓御檜扇、蟲方御帖紙、松重組懸、丸組

冠櫃

鴨居御宮、〈有二外宮一〉武家傳奏兩人持參于土牧丹後守館、

〔徒然草　上〕此比の冠は、むかしよりは、はるかに高くなりたる也、古代の冠桶をもちたる人は、はたをつぎて今は用る也、

冠師

〔兵範記〕久安五年十月十九日丁卯、今日於宇治縣小松殿、有左府若君元服事、〈○中略十二〉此間料官代持御冠筥、候中門廊、次右宰相中將教長卿、遣書受御冠、獻御曹子了、即給御冠師褂一領、披巾子取放之、

〔雍州府志　七土產〕冠　洛下造之者多矣、近世木村某造之、獻禁裏及武家、諸亦雖製之不及中華之所作、其良者並冠則師如帶微風面戰搖、又天冠并烏帽有造之家、

〔江戸鹿子　六〕御冠烏帽子幷裝束師

日本橋南二丁目　前羽甚兵衞

同三丁目　山城守重正

〔增補京羽二重大全　三〕御冠幷烏帽子折

今出川小川東〈江〉入町　木村日野

室町通三條下ル町　三宅近江守〈○以下五人略〉

冠店

〔延喜式　四十二東西市〕幞頭廛　巾子廛〈○中略〉　右五十一廛東市

幞頭廛〈○中略〉　右卅三廛西市

〔出雲風土記　神門郡〕冠山、郡家東南、五里二百五十六步、大神之御冠、

脫冠

〔古事談　一王道后宮〕花山院殿上人冠ヲ令取給ケリ、其中惟成弁事被取、關白參給ケルニ不著冠云々、關白〈賴忠〉問給ケレバ、ミカドノメシタレバト申ケリ、仍不便之由被奏ケレバ、其後不令取惟成冠給云々、

〔古事談　二臣節〕一條院御時、實方與行成、於殿上口論之間、實方取行成之冠、投棄小庭退散云々、行成無

謂氣〔節〕喚主殿司取寄冠提砂著之云、左道ニイマスル公達哉云々、○下略

〔枕草子六〕わびしげに見ゆる物

雨のいたくふる日、ちいさき馬にのりて、せんくしたる人の、かうぶりもひしげ、袍も下襲もひとつになりたる、いかにわびしからんと見えたり、

〔今昔物語二十八〕傳大納言得烏帽子侍語第四十三

今昔、傳大納言ト云フ人御シキ、名ヲバ道綱トナム云シ、家ハ一條ニナム有シ、其ノ家ニ世ノ口者ニテ、物可咲ク云テ人咲ハスル侍有ケリ、字ヲバ内藤トゾ云ヒケル、其レガ其ノ家ニテ、夜ル寢タリケル程ニ、烏帽子ヲ鼠ノ咋テ、持行テ散々ニ咋ヒ損タリケレバ、取替ノ烏帽子モ无クテ、烏帽子モ不為デ、宿直壺屋ニ袖ヲ被テ、籠居タリケレバ、主大納言此ヲ聞給テ、糸惜キ事カナトテ、我ガ烏帽子ヲ、此レ取セヨトテ給ハセタリケレバ、内藤其ノ烏帽子ヲ給ハリテ、其レヲシテ、壺屋ヨリ出テ、異侍共ニ向テ云ケル樣、主達ヨ、此レ見ヨ、寺冠社冠ノ得テセムヤハ、一ノ大納言ノ御舊烏帽子ノコソハ給ハリテセメトテ、頷ヲ持立テ、シタリ顔ニ袖ヲ打合セテ居タリケルヲ見テ、人皆ナ咲ヒケリ、

〔言經卿記〕慶長九年十二月十一日丙辰、長橋殿ヘ參、禁中來正月御冠アゲ申了、

一木村筑後守ニ切手渡之

御かふり　一かしら

この代一石五斗者、木むらちくごのかみに御わたし候、以上、

慶長九年十二月十一日　山科下代判

御あや、まゐる

〔衍德裝束抄〕冠

如常、然及其老血氣既衰、其髮種々難容、其冠宜使冠工執其頭、其冠大之、其纓短之、又添他毛於其髮、成結、加飾皮以助其力矣、不然則恐失威儀於公庭、然胡於衆中、往年白馬宴故治部卿於外辨座、爲風所吹、落其冠、故權大納言露首拜舞、顯落冠於御前等、乃予〇在座而所見皆是結首毛少也、

〔鵞峯文集十二〕冠記

夫冠者爲蹈髮覆之、髮者在身體之最上、故服飾之貴無如冠者、其造字取一在元上而法度从寸也、元即元首之元也、加冠謂之元服、職此之由、既爲生者服飾之貴物、則爲人之後者、祖先之冠不可忽諸、故京兆尹大中大夫拾遺伊州太守板倉君藤重矩藏在參河國幡豆郡長圓寺者、以其世遠年在往也、鳥山城主朝散大夫石州牧重通者、拾遺曾孫也、聞其冠損敝、遣使就見之、不日而補直以獻府第、命冠工修補之、舊物維新、嘗聞古禮見杖几杖履、亦猶敬者心、況其服飾之至貴、而鬢髮之餘澤猶存、對之捧之、則如見其威儀、如聞其聲容、則畏敬之意不亦宜乎、追遠永慕之志深哉、可謂孝之終也、〇下略

古事類苑

服飾部二十二

烏帽子

烏帽子ハ黑帽ナリ、エボウシ、又ハエボシト云フ、冠ニ次ギタル首飾ナリ、往昔ハ貴賤共ニ、冠ヲ用キシガ、後ニハ多ク烏帽子ヲ著シ、元服ニモ之ヲ用キ、上皇モ或ハ烏帽子ヲ裳リタマヒシコトアリ、更ニ後ニハ搢紳家ノ外ハ、平時ハ露頂スルヲ常ト爲スニ至レリ、烏帽子ハ初ハ紗絹ノ如キ柔軟ナルモノヲ用キシガ、鳥羽天皇ノ比ニハ、左大臣源有仁ガ、好ミテ容儀ヲ修飾シ、漆ヲ以テ塗リ固メシニ由リ、當時習ヒテ俗ヲ成シ、變ジテ强硬ノ者ヲ用キルニ至ル、而シテ烏帽子ハ冠又ハ胄ノ下ニ著ルニハ、柔軟ナルモノヲ用キル、烏帽子ハ立烏帽子ヲ以テ本トス、立烏帽子ハ反テ折烏帽子ニ對シテ名ヅクル所ニシテ、折烏帽子ハ又風折烏帽子ト云フ、此烏帽子ニハ種類頗ル多クシテ、後世黑色ナラザルモノヲモ、烏帽子ト稱セリ、

〔新撰字鏡十二臨時雜要字〕烏帽子江本保宇志

〔倭名類聚抄十二冠帽〕烏帽帽子附　兼名苑云、帽一名頭衣、帽音冒、烏帽子、俗說烏帽、今案烏帽是也、見二文選注玉篇等一、唐式云、庶人帽子、皆寬大露面、不得有掩蔽、

〔箋注倭名類聚抄四冠帽〕釋名、帽冒也、漢書雋不疑傳、著黃冒、注、冒所以覆冒其首、按說文無帽字、有冃、曰、小兒及蠻夷頭衣也、从冂二其飾也、則知帽俗冃字、兼名苑一名頭衣、亦蓋本於說文也、但兼名苑所載、帽之總名、非特皇國所謂烏帽子、晉書輿服志、成帝咸和九年、制二宮直冠、著烏紗帢、隋書禮儀

〔志〕閑皇初、高祖常著烏紗帽、自朝貴以下至于冗吏、通著入朝、中華古今注云、武德九年十一月、太宗詔曰、自今已後、天子服烏紗帽、百官士庶皆同服之、是即烏帽子近之、釋日本紀引私記云、圭冠師說今之烏帽子也、烏帽子又見西宮記人々裝束條、北山抄著錫服文第云、先著烏帽、按賛按阿以字衣通音、故俗呼烏帽子之烏如衣、非說烏字爲焉也、又按文選注玉篇不載烏焉通、此所言恐誤、

〔釋日本紀十五述義〕圭冠

私記曰、師說今之烏帽子也、

〔類聚名義抄六巾〕焉帽（エンボウ）一名頭衣

〔伊呂波字類抄江雜物〕烏帽子（エボウシ）頭衣、烏帽也、烏俗說曰、焉、但烏焉二字通用也、　頭衣同

〔下學集下器財〕烏帽子（エボシ）

〔書言字考節用集六服食〕烏帽子（エボウシ）有左折、右折、片折、詳見服器之類、

〔類聚漫筆九〕烏帽子の假字

倭名鈔卷十二調度部冠帽類に、蔣魴切韻云、帽一名頭衣、（帽音冒、烏帽子、俗云烏帽、今按烏焉通、見文選注玉篇等、）云々、類聚名義鈔巾部に、烏帽、（エンボウ）一名頭衣、伊呂波字類鈔江雜物に、烏帽子（エボウシ、頭衣、烏帽也、烏俗說曰、焉、但烏焉二字通用也、）と有ともに依て稽ふるに、此假字はえぼうしと書べし、（えは衣にて、阿行の假字なり、ゑは和行の音なればなり、）さるを近頃の假字遣の書どもに、烏の通音と見て、ゑの假字としたるは、恐らくは失考なるべし、倭名鈔の分注に、文選注烏焉通と見えたるは、足利學校に傳へたる、宋版李善五臣文選（金澤文庫の印ありて、奥書に、永祿三年に、平氏政朝臣より足利學校に寄附の由を記し、後北條家の印あり、）のうち、子虛賦なる烏有先生を、焉有とも亦かき変へたれば、是をさしていはれしなるべし、刊本の六臣註にも、烏五臣作焉とあるを見るべし、（玉篇に烏、亦作焉とあれど、今本には所見なし、○中略）今烏は和行の音、焉は阿行の音なるを、是通用せるは何ぞと云に、烏はもと開口阿行の音にて、合口音に轉りし後も、猶其はじめは阿行のウなりし證は、說文解字烏字の注に、烏、孝鳥也、象形、孔子曰、

烏盱呼也、（盱文一曰也、玉篇眼也、とあり、）取其助气、故以爲烏呼、凡烏之屬皆从烏、（哀都切、臣鉉等曰、今俗作鳴、非是、）𦐇（古文烏象形、）於（象古文烏省）と有を見よ、於烏の字體一つにして、原音恐くはオなるが如し、○中略 玉篇に、惡、於各切、不善也、又烏路切、憎惡也、また字彙に、烏於然切、音煙（按ずるに、音焉と有べし、煙は也行の音にて不快なり、）など、凡て於烏通用して、阿行の音に呼し例なり、（但玉篇に、於央閭切、居也、又倚乎切、歎辭也、烏於乎切、孝烏也、又語辭とある以來は、字體輕重共に分れて、全く別音とはなれりし也、通雅卷四十五にも、烏本篆作於、後以於爲助字、而立烏字、といへるが如し、）かゝれば烏字も烏帽子の時は其聲輕く呼ばるゝ故に、焉字に通用して、古人もえの假字を用ゐけむとぞおぼゆる、但猶一說あり、太田全齋翁の音徵不盡と云へる書に云、烏轉音阿、漢書司馬相如傳、烏有先生注、烏於何也、愚按、於何反、音阿ニナリ、惡字ヲイヅクンゾト訓ズルト同ジ、然レドモ廣韻ニナリ、ヲト呼ベリ、蓋シコレ古音ニアラズ、又云、惡轉音烏、左傳桓十六年傳、惡用子矣、注惡ハ安也、穀梁定九年傳、惡得之、注惡於何也、愚按、惡音烏、イヅクンゾト訓ル時、烏ト同音ナリ、ヲト呼也、因テ烏ノ字モイヅクンゾト呼フナリ、然ルニ孝烏ノ聲、今現ニアト啼テ、ヲトモウトモ啼ク事ナシ、因テ思フニ、惡安也、惡於何也ノ解ニ據ル時ハ、惡平聲歌ノ字（三十一轉）モ安ノ字（二十三轉）モ同位ニテ、アノ發聲也、於何ノ反ハ阿ノ字ニ歸リテ、是モ同位也、（同廿七轉）然レバ古ヘ惡ノ音烏ハ、惡モ烏モ虞ノ韻ニハアラズ、歌ノ韻ニテ音阿ナル事見ツベシ、惡ハ安也ハ義訓ナレドモ、古ヘノ注ニ音ヲ寫シタルアリ、コレラノ類ナリ、サテ烏ノ字ハ歎辭ノ方ニ、本音ヲ存レテ、阿ノ音ハ嗚字ノ轉音トナレリ、サレバ又是ニテ、三十一轉ト十二轉ト、通ズル字アルベキヲ知ルベシ、亡ノ音（三十一轉）無（十二轉）ニアルヲ以テ證トスベシ、亦二十七轉ニ歸ノ音（三十一轉）ヲ借ルヲ思フベシ、惡ハ於何也ヲ、何ニ於テノ義ニテ反切ニアラズト思フベケレド、サニ非ズ、義直ハ何ニ於テノ直ニテ、卽反切ナリ、是等韻字ニ熟セザレバ、疑ヒヲナス事也、（以上音徵）と見えたる趣委しき心づきにて、是に據て猶思へば、烏をえと呼ぶは本音にして、轉音にはあらざりけり、然か思ひとらるゝゆゑは、烏ノ音阿は漢音にて、其吳音卽ち衣なれば、烏帽子の時は此衣の音にて、正しき古音を呼べるにぞ有ける、（歌韻にえの吳音ある事は、いまだ先輩のいはぬ說なれば、疑ふ人も有べけれど、古書どもに證のある事

にて、音韻書にし明しおけり、按き見て論ふべし、又此編におノ音ありて、それが濁ノ音に通ずるなり、烏事しか考へ書に云り、かく本音はえなるが故に、烏に通ふも亦理りなりけり、なほ族韻に墨安皇道作烏と見え、眞福寺本將門記に、烏呼哀哉、但し此他妙に不可可、諸事缺、音烏呼事一決とあるなどはヲコと訓べし、不可過、萬葉集卷一二十に、嗚呼見乃浦、天正三年鈔本千金方に、嗚呼などあるも、皆歌韻にて呼べるにこそあれ、嗚し烏の同音、呼も亦同じく古音なるべし、かゝれば烏帽子は、えの假字なる事、一定と云べきにこそ、〇略さて如此思ひ決めて後に、天治元年鈔本の新撰字鏡を渉て、按き見れば、其第十二卷、臨時雜要字篇云、帽保字靈増架江本保字とあり、按ふに帽増は共に帽の誤り、靈帽架は烏帽子なるべき事明らけし、さるを靈は烏行の音わむなれば、前說に協ひがたし、然はあれど、こは彼字鏡の注に、烏於然切、音經とある類にて、國度計なき當字なめれば、とまれかくまれ妨げなからむ。

〔松の落葉　二〕烏帽子

日本書紀天武天皇の十三年に、其會集之日著襴衣、而著長紐、唯男子有圭冠、冠而著括緒褌とあるは、今の世にかりぎぬさしぬきのはかまきて、ゑぼうしをかゝぶりたるさまに似たり、圭冠は私記に、今之烏帽子也といへり、圭は瑞玉にて、上圓下方といへば、今の世に大宮人のきたまふ、たてゑぼうしといふ、ゑぼうしのかたちに似たり、たてゑぼうしといふ名は、そりたるがいできつるのちに、そらぬをしかいひなせるなり、はじめはたゞにゑぼうしとぞいひける、此ゑぼうしは、かく書紀にも見えたれば、いと〳〵ふるきものにぞありける、さて烏帽子も冠と同じく、いにしへはきぬをぬひてなしたれば、うるしぬりにしても、なほやはらかなれば、そりてもきたるなり、折烏帽子のものに見えたるは、ます鏡月草のはなの卷に、別當は道のほどのわりなきに、そりゑぼうしに、布ひたゝれといふもののうちきてとあり、緒をかけたりしは、古今著聞集に、經家水干の袖くゝりて、袴のそばたかくはさみて、ゑぼうしかけしてとあり、このます鏡、著聞集などに見えた

るにてしられたり、昔はゑぼうしを折て、緒をかくるは、つねのことにはあらず、遠きみちをゆくをり、又はいそがはしきをりなどにせし事なりけり、これによりて、高術つら〳〵考るに、風折烏帽子、侍ゑぼうしなどゝいふ名のさだまれるは、いたく後の事にて、いにしへはことゝある其をりをりのやうによりて、ひとつ折てもき、をりにをりてもき、かけたるをも、ひとつもむすび、ふたつもむすびて、さだまれることはなかりしを、かくするはたよりよきことなるゆゑに、よき人はしたまはねども、つぎ〳〵はつねにをりたるをきる世になりてぞ、何くれとゑぼうしの名もいできけん、かくてのち身のほど〳〵にあはせて、風折烏帽子をきる人と、侍烏帽子をきる人とは、しなもおのづからかはれるなるべし、ふるき職人盡歌合のゑやうは、しもざまの人の、つねにをりにをりたる、侍烏帽子をきる世になりての、さまをかけるなり、たゞしこはよそはひかざりて、かける繪やうにて、ゑぼうしをつねにきたる時代にても、家にて人にあはぬをりはぬぎてをりき、此事はおくにくはしくいふべし、よき人ははしりありきしたまふことなく、遠きみちはものにのりて、ゆかせたまへば、そのきはゝおきて、つぎ〳〵は、げにひとつをりて、ゑぼうしかけもひとつむすびたるぞよかりなん、風折烏帽子これなり、下ざまの人は、いたく身をうごかすことのあれば、折にをりて、かけたる緒も、むすびにむすぶは、おのづからさもあるべきことぞかし、侍ゑぼうしこれなり、今の世はそれをたかきいやしき、禮服のさだまりとしたまへり、さてゑぼうしをきること、むかしは門の外へ出るをりは、さらにもいはず、家にても、あるはふしたるにも、人にあふには、かならずきたりしことなり、榮花物語の初花の卷に、此姫君たちのおはすれば、かたじけながりて、御ゑぼうしひきいれて、ふしたまへりとあるにてしるべし、ひきいれてといへるにて、そのかみの烏帽子の、やはらかなりつることもしられたり、又古今著聞集十六の卷に、此山ぶしがふるまひ見ゐたるほどに、もとゞりとりはてゝ、ねいりたるいもじが、ゑぼうしをとりてき

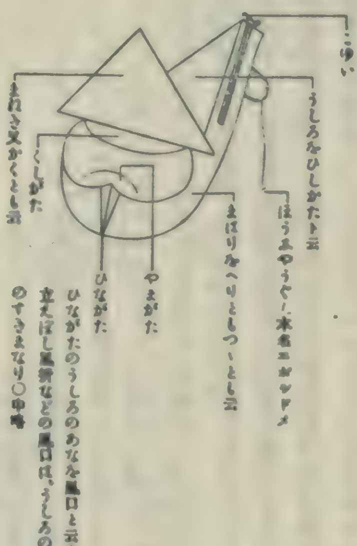
てけり、さて遊女がねたる、ぬりごめのもとにいたりてとあり、いもじがゑぼうしをきてふしたるも、かたへに人のあればなるべし、おのが家にてかたへに、うとき人のなきをりはきざりき、さおもはるゝよしは、これも著聞集の同書に、前隠岐守永親がしたしきものに、左衛門尉何がしとかやいふものありけり、永親が家とこのぬしが家と、向あはせにて近かりければ、つねにゆきかよひけり、つとめてとくたゞひとり、永親がもとへ行けるほどに、忘れてゑぼうしをせで、もとゞりはなちながら、門をあゆみいりけるを人々見て、ふしぎの事かなと、笑ひあひけれども、聞にいふことなければ、わが事とは思ひもよらであるほどに、朝日のかげに、もとゞりのうつりて見えけるに、はじめてさとりて、頭をさぐるに、ゑぼうしなかりければ、あわてまどひて、はしり歸りにけり、うしろ姿かげさこそをかしかりけめとあればなり、つとめてゑぼうしきずして、むかひなる家に行つるは、人にあはぬをりは、きざりしゆゑにぞありける、又人の見てわらひあへるよしにいひ、あわてまどひてはしりかへりしを思ふに、むかし人はかりそめにも、ゑぼうしをきずして、人にはあはざりしことしられたり、此ゑぼうし今のごとく、かたくつくりそめしは、いつのころにかありけん、續世繼物語に、此大將殿はことのほかに、えもんをこのみたまひて云云、大かたむかしは、ゑぼうしもこはくぬる事は、なかりしなるべし、此ころこそ、さびゑぼうし、きらめきゑぼうしなど、をり〳〵かはりて侍るめれといへり、大將殿といへるは、後三條院の御孫、花園左大臣有仁公なり、そのかみこはくぬらせたまへるよしなれば、かうぶりゑぼうしなど、今のさまにやものせられけん、さだかにはしりえがたし、ついでにいはん、猿樂の狂言といふわざに、大紋といふものきて、たてゑぼうしの、いみじうたけ高きをきることあり、此烏帽子は、猿樂にたてゑぼうしを、ことやうにつくりなせるにぞあらん、大紋は布ひたゝれにて、紋の大きなるによりてしかいふよし裝束抄に見え、ます鏡に、ぬのひたゝれきて、そりゑぼうしきたる事はあれど、さるた

名所

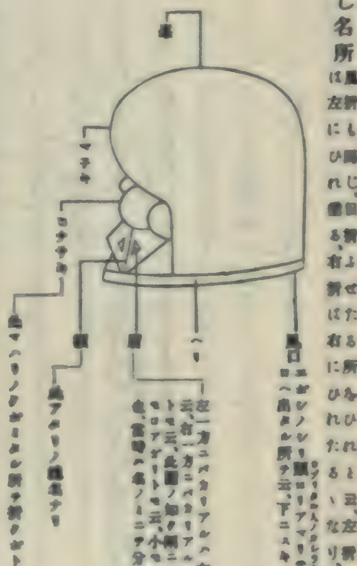
けたかきゑぼうしは、ものに見えたることなし、ひがごとにこそあらめ、

〔筆の靈 後編 二〕えぼしといふ物は、上代のかゞふりにて、寒さを防ぐ料の物なり、然るに外國引れうつりて、是を禮式たる頭のきものなり、されど其物の元のあり樣を思ふに、寒きを今賤者が髮の微かにして、手拭の布をかぶる事ある如く、さはやかなるを求て、かぶる事も有げ、然る事ありし上に、外國の風又移も添、冠位といふ物になりて定りは出來しなり、

〔貞丈雜記 三烏帽子〕一横さびの折ゑぼしの名所



一立ゑぼし名所風折も同じ、但折よせたる所をひれと云、左折は左にひれ生る、右折は右にひれたるゝなり、



〔古今要覽稿 服具〕たてえぼし 立烏帽子〇中略

形ち竪ざま長くして、えぼしの頂を峯といふ、その峯丸くして前の方をまねきといひて、少しひくゝし、正面の高凹を眉といひ、かぶりたる末のあきたる所を風口といふ、其立烏帽子ひとつを種々に折て用ふるなり、

〔類聚名物考 服飾 一〕烏帽子額　えぼしのひたひ

額は眉なり、今のえぼしに右眉左まゆなど云事、堅烏帽子にあり、前の方のおし入たる所に、ひだをつくるの名也、風折には左右眉の沙汰なし、右折ひだりをりの異なる有を云也、むかしはこの眉もなかりしにや、鳥羽院の御比より始りたるなるべし、それはこの比までは、やわらかなる故、髮の立べきいはれなし、この比より裝束も強裝に成し故、冠帽もそれに隨ひて、こはく堅く成し故、この額の沙汰も出來しなるべし

〔桃華蘂葉〕一狩衣事

烏帽子　常家（作）○一はもろ額也、四十以後やう〳〵さはすべし、

〔西三條裝束抄〕烏帽子

仙洞ハ右眉、攝家ハ小諸眉、諸家十六以前諸眉、以後左眉也、

〔三内口決〕一烏帽子事（略○中）

額有種々之品、小諸額（攝政物著用）諸額（十六歲迄用之）

右上り、院御所親王等御著用也、但給御服之人々、雖臣下著之、左上り諸家通用之、

〔新野問答〕一烏帽子（略○中）

烏帽子はもと帽子に候へば、立烏帽子勿論の事に候歟、風折に對して立烏帽子と申たるにもやと存候、諸眉、小諸眉等の名目、舊記には不及管見候、亡父故内府（定基原實父、藤茂）申候者、右あがり、左あがり、もろあがりなど申候き、故實清譚等も此通に候、もろあがりを一條家の抄には諸額と候、故實清譚同之候、彼抄曰、小諸額攝家御著用、諸額十六歲迄用之、右上り院御所親王御著用也、但給御服之人雖臣下著之、左上り諸家通用之、今按給御服人とは、元服の始蒙禁色宣下候人々によりて、御冠御直衣を下し給り候、御冠を給り候ても、准じて太上天皇の御烏帽子を申給はる心にて、右上りを用ひ候、右上りと申候は烏帽子の前の中央に尖りたるひだの下に、少し押出したるひだ候、右方に押出し候を右上りと申候、左方なるは左あがりに候、左右ともにおし出したるは諸額に候、（略○下）

〔貞丈雜記（三烏帽子）〕貞丈按、西三條裝束抄ニ、右眉、左眉、諸眉、小諸眉ノ名見タリ、彼抄ハ逍遙院實隆公ノ作也、又故實清譚ニ、諸額、小諸額、右上リノ名見タリ、彼抄ハ三光院實澄公ノ作也、逍遙院ハ三光院ノ祖父也、時代遠カラズ、然レバ眉ト云、額ト云、上リト云ハ通稱ニテ、新古ノ差別アルベカラズ、

製作

〔松竹問答 二〕諸眉小諸眉之形差別事
右其形一向覺悟無之候、當時烏帽子師方ニモ小諸眉ノ形、不分明趣ニ承候事ニ候、
風折烏帽子ニモ小諸眉並諸眉有之儀、片眉ニ限リ候儀之事
右古クハ諸眉モ有之候樣所見候、深窻秘抄、折烏帽子、大ナピ、小ナピ、諸眉片眉アリ、人ニヨルベシ、
左右ニ習アリ、然レドモ當時諸眉ノ折烏帽子着用ノコト見及バズ候、小諸眉殊ニ以無之候、
當春出雲國守ニテ有之候節、諸眉小諸眉ノ兩形ヲ京都烏帽子師へ遣ハサレ、新調申付ラレ候
由、但烏帽子師ニ小諸眉ノ傳無之由傳承候事有之、實否ハ不存候、若足下ニモ小諸眉ノ古形ナ
ド被見及候儀ハ無之儀、實考モ候ハヾ教諭所希候、

〔雍州府志 七土産〕烏帽子〈略〇中〉凡烏帽子前額左邊有凹處者源家著之、右邊有凹處者諸家共用之、凡
左右之內、一方有凹者是謂片額、俗謂片眉、左折右折、左右共有凹者是謂諸額、

〔長秋記〕大治四年五月五日壬午、當院有御馬御覽、〈略〇中〉新院〈〇鳥羽〉見參文、被仰云、本院〈〇白河〉以五色糸、
左臂上揚令結給、又烏帽子風口令剃塗給、是何事哉、

〔續世繼 六ゆみのね〕太政大臣伊通のおとゞおはしき、〈略〇中〉こもりゐたるはくるしからねど、よにま
じろはまほしきことは、人のいたくゑぼしのまりたかくあげたるに、うなじのくぼにゆひてい
でんとおもふなど、世ににぬやうにのたまひけり、

〔源平盛衰記 十三〕熊野新宮軍事
信達モ消入樣ニハ覺ケレドモ、〈略〇中〉青狩衣ノ下ニ、萌黃ノ糸威ノ腹卷著テ、烏帽子ノ尻、金ノ窪ニ
押入テ、狩衣ノ小袂ヨリ手ヲ出シ、〈略〇下〉

〔飾抄 中〕一烏帽
宿老之人、薄塗、壯年厚塗、近年不論老少、著薄塗、不可然事也、古人著薄塗烏帽子、臨期平禮云々、額打

様、隨人面可有用意、只以不黥目爲善也、晴時布衣可用平禮云々、而近代希也、入道相國〈公經公〉一門、烏帽額上ヲ取ヒサグ、先祖阿古丸大納言〈〇藤宗通歟〉白川院寵愛之間、烏帽ノサキヲ取テ、常令引寄給、其益隨云々、質賢卿家、烏帽子後ヲスヘタリ、如此家々曲節之外、只以不黥目之様爲吉也、正佛房〈號二馬入道〉曰無此事云々、

〔連阿口傳抄〕裝束寸法

一烏帽子ハ其仁ノヒタヒノキハヨリ、ウシロベノカミノハヘギハヘマハシテ、二ニ折テ可定、タケハタカタアラバ、ヘリノケテヨハウ、ヒキタバ、ヘリノケテヨハウ也、ヘリノ高サ一寸バカリガホド也、人ニヨリテ五六分モアリ、七八分モアリ、可計、

〔故實拾要十四〕烏帽子

凡烏帽子ハ薄塗厚塗ノ品アリ、薄塗ハ宿老ノ人用之、厚塗ハ壯年ノ人用之也、

〔類聚名物考服飾一〕烏帽子地　えぼしのち

烏帽子折の謠物に、殊更都より然るべき地を取下して候間、如何様にも折て參らせうずるにて候と有るを見れば、此謠作りし比は、すでに紙にては折らで、精好の絹、或は麻の類にてやせしならん、古への如く紙ならば、地とは云まじきもの也、

〔貞丈雜記三烏帽子〕一古の烏帽子は、今の世のゑぼしの如く、こはくぬりかたむる事無之、古のゑぼしはうすくやはらかにて、いかやうにも折らるゝ也、續世繼物語に、昔はゑぼしこはくぬる事もなかりけるなるべし、此比こそさびゑぼうし、きらめきゑぼうし、折り〳〵かはりて侍るめれ云云、又大的の書に、射手の出様を記したる條に立ゑぼしを左へかざおりとあり、又かよひ小町といふ謠に、立ゑぼしをかざおり、かりぎぬの袖をうちかづひてとあり、皆是ゑぼしのやはらかなるゆへに、立ゑぼしも時によりては、かざおりてかぶりしなり、〈〇中略〉

一きぶぬりゑぼしといふ物あり、源平盛衰記巻第九、頼朝重衡對面の條ニ云、兵衛佐深塗ノ立烏帽子ニ、白直垂著シテ、寢殿ニ出テ著座、空色ノ烏ワカヒナト云々、此きぶぬりと云は、柿きぶにてぬりたるにてはあらざるべし、うるしの色を青黒く、かききぶの色にしたるをいふなるべし、きぶ色ぬりといふ事を略して、きぶぬりといふなるべし、後三年合戰の繪に、かききぶ色の鎧ゑぼしを著て、馬に乘りたる武者一人繪がきたり、黒うるしは定りたるゑぼしの色なれども、たま〳〵はかききぶ色、むくのみ色なども、ありしと見えたり、

一むくのみ色のゑぼしあり、○中略むくのみ色は、黒くして少むらさきばみたるが如くなるべき歟、むくのみ此色なり、○中略

一烏帽子塗様の事、黒塗、椋實、ナハシノ三品有、黒塗とは、うるしにて黒く、つやあるやうにぬりたるを云、椋實とは、うるしにて黒く光なく、さら〳〵とぬりたるを云、ナハシとは、うるしにてつやなく、さつとうす〳〵とぬりたるを云、

〔軍用記一〕委烏帽子の事

口傳に云、ゑぼし大小は、人々の頭の寸を取てゆるからず、(ゑぼしのひたひの所へ、鉢巻を少し入るゝ間、其心得なすべし、)つまらぬやうに、頭に合て作るべし、頭の廻りの寸二尺ならば、ゑぼしの高さ一尺なり、(少し長くも人々の好みによるべし)何れも大小このつもりを用ゆべし、綾の紋何とても不定、細かなる紋あるを用ゆべし、此製子打ゑぼしは、表は綾、うらはうるしぬりの、薄やうの紙を付てぬふなり、縫めは内にあり、へりはうるしぬることなし、表うら共にはしを折て、糸にてくけ合するも、ゑぼしのうしろにゑぼしどめの緒を付べし、四寸ほどの細き組緒を、二ツに折て、緒のはしをゑぼしの内へ、兩緒一すブ・入て、表へ見えぬ様に、表裏へさし通しとぢ付べし、細糸にてとづるなり、

〔草茅危言二〕衣服制度の事

一烏帽子ノコトハ、愚(中井積善)カツテ故老ニ聞シニ、立烏帽、折烏帽、風折烏帽子、士烏帽子ナド造リ付ニ仕立ルハ、後世ノコトナリ、古ハタヾ一様ノ烏帽子ニテ、小鷹ノ紙ニ漆シテ製シタル者、(京人ノ云、紙ハ小鷹ニトモ、郷リ云紙ナリト、イヅレニヤ、)ヒトツノ折ヤウ用ヤウニテ、イロ〳〵ニ變ズルナリ、故ニ古代ハ、烏帽子折ト云モノアリテ、ソノカタヲツケテ商シタルコトニテ、尊貴ヨリ卑賤マデ、一統ニ是ヲ著スルナリ、ソノ形上ヨリ抑ユレバミナ皺ケテ、首ノナリニナル、ソノ皺ケタル上頭ヲ撮ミアゲテ、一ツ捻レバ、圭首ト成テトマル、是今ノ侍烏帽子ナリ、士大夫ノ平居出入、往々コノ通リニテ、恭敬ヲ加フル時ニ引直スナリ、賤者ノ役ヲトリ、工匠ノ業ヲ作スニ、烏帽子サハリテ妨グルユヘ、引コメ置コト常ナレバ、侍烏帽子常ノ事トナリタリ、是ヲ半引アゲ、左右ヘオレバ左折右折トナル、ミナ引ノバシ前ヲ淺タヽケバ、直立シテ竪烏帽子トナル、後ロヲ深ク叩ケバ、半ハ後ロヘオレテ折烏帽子トナリ、ソノ餘キハソバダチテ風折烏帽子トナル、古キ記錄物ニ、諸士ノ君所ニツメ居ルヲ、主人ヨリ召ルヽトキ、烏帽子引立テ參ルナド、カキタルハ、右ノコトナリ、甚ダ面白キコトナルヲ後世ニテ是ヲ知ズ、又律儀ヲ好ムヨリ造リ付トナリ、一ツニテスム烏帽子ヲイクタ品モコシラユルコト、大ニ古意ヲ失ヘリ、今ノ士烏帽子ハ、別シテ見苦シキモノトナリタリ、是ヲ著スルモ、後ロニサゲテ髻頂ツムキ出シ、アヤシキ所ニ紐ヲツケテ、カツテ首ノ服トハ思ハレヌ姿トナリ、厭ヒ惡ムベキモノナリ、

〔神皇正統記 烏羽〕御容儀めでたくまし〳〵けれぱ、きらをもこのませたまひけるにや、裝束のこわくなり、烏帽子のひたひなどいふことも、そのころよりいできにき、

〔平家物語 一〕かぶろの事

ゑぼしのためやうよりはじめて、ゑもんのかきやうにいたるまで、何事も六はらやうとだにいひてしかば、一天四海の人、みなこれをまなぶ、

種類 立烏帽子

〔七十一番歌合〕十三番　左　　えぼし折

いかにせんえなれぬ戀の痩やまひむくのみ色に身は成にけり〇中略

左戀に痩くろむこと、本說なきにあらず、烏帽子のむくのみ色、能思寄たるにや、〇中略

今時の御えぼしはちとそりて候

〔雍州府志七土産〕烏帽子〇中略　凡造烏帽子謂折出、自風折烏帽子之謂、而風折之謂也、風折烏帽子倣中華折角巾者乎、烏帽子元烏帽而烏紗巾類也、後世漆之著紙而裹之、〇中略　又平禮并士烏帽子造之、

〔有徳院殿御實紀附錄七〕京極佐渡守高矩も當家たるにより、他にこえたる家法多しと聞召けるがまづ家人等が用ゆる烏帽子、世にいふ侍烏帽子とはさま異なる製にて、古風にみゆれば、近く御覽せらるべしと仰ありければ、先祖佐々木兵庫頭成頼が時より用ひ來れる烏帽子の製を、今もたがへず、歲首に太刀馬代を進獻し、又御卽位の時京都に奉る使は、いつもこの烏帽子を著するよし申て進覽せしに、かゝる古製をうしなはざりしこと貴き事なり、

〔饅頭屋本節用集財寶〕立烏帽子タチエボシ

〔貞丈雜記三烏帽子〕一立ゑぼしは、ゑぼしの本體也、本は立ゑぼしをゑほしとばかりいひたるを、いろいろの折ゑぼし出來て後に、折らぬをば折ゑぼしにまぎれぬために、立ゑぼしといひて、わかちをたてたる詞也、大さびの立ゑぼしも有、柳さび立ゑぼしもあり、〇下略

右の立ゑぼしをかぶりて、前の方をおしこむ也、是は古のやはらかなるゑぼしの事也、今は前の方を、おしこみたる體にこしらへて、かたくぬりかため置なり、〇中略

一立ゑぼしの恰好は、横の廣サ八寸なれば、竪の長サも八寸也、大小是に准じ知べし、竪の長サ八寸に過て、壹尺ばかりもあらんは、長ゑぼしともいふべき歟、

〔古今要覽稿冠服〕たてえぼし　立烏帽子

立えぼしは、衣文いまだ始らざりし昔は、紗絹などにて漆ぬりたり、その全體を考ふれば、今の世の立えぼしより、竪ざまもみじかきものとおもはる、それのみならず、柔に製作したる物なりし、然るを鳥羽院衣文といふ事を、始給ひしより、烏帽子は大鷹紙などを漆ぬりたり、形ち竪ざま長くして、えぼしの頂を峯といふ、（中略）○凡立烏帽子は、太上天皇の御時御用ひさせ給ふと（深窓秘抄）見え、仙洞には左眉を用ひさせ給ひ、攝家は小諸眉を用ひ、諸家は十六歳以前は諸眉を用ひ、年たけたるものは、左眉を用ふと（實隆公、裝束抄）みえたるを、伊勢貞丈の說に、眉をわけ定むる事、諸書裝束抄に實に詳なりといへり、壯年のものは立えぼし、老ぬる物は折えぼしといへども、攝家は折らざること、見えたり、然に近代宿老の後これを折るなり、かならず清花大臣家などは、折べからずと（同上）みえたり、又貞丈曰、老壯の差別なく、立えぼし折えぼしを混じてめさる、攝家は大抵立えぼし召さるゝなり、さて保安五年十月廿一日、新院高野御幸の御後に、左衞門督通季卿布衣に立えぼし著と（[illegible]鈔）見え、又承安元年四月十一日、加茂祭に、大相國直垂に立えぼしをめさると（同上）見ゆ、又直垂に冠をめして參內ありても、院參の時は、立えぼしにあらためらるゝ事、諸記にいへり、又立えぼし、諸臣は大將以上、大臣の息など用ひらる、凡壯人如木雜色等の著するは、製おなじからずと（實隆）（公裝束鈔）見ゆ、是は柳佐比或は揉えぼしの類ひならん、兵衞佐は澁塗の立えぼしに白直垂きて、寢殿に著座のよし（源平盛衰記）みゆ、この澁塗といふは、サビもなくして、なめらかに生澁にてぬりたる物ならん、又數輩朝臣は立えぼしに冑を著給ふよし（同上）みえたるを、新井筑後守の說に、直垂に立えぼし用ゆることは、軍禮に嚴儀たゞさん時は、有べきといふ、三浦義時折えぼうしを立えぼしに改めて、幕府へまいると（東鑑）見ゆ、上古は立えぼし一つを、いろ〳〵に折りしが、いつとなく別に排ることになりて、今のえぼしは漆こければ、猶こはく成て、をられぬことゝなりぬ、

〔深窓秘抄〕御立烏帽子　ワリキノ御時御用也、諸臣ハ大將以上、又大臣ノ息、又凡人以下ハ十八未

滿也、但神人ハ淨衣ノ時用之、

〔西三條裝束抄〕烏帽子

此直衣ニ立烏帽子ヲ著用スルナリ、假令冠直衣ヲ著シテ内ニ參、直ニ院參ノ時、烏帽子ヲアラタメ著ルヨシ、諸記ニ見エタリ、〇中略壯年立烏帽子、老者折烏帽子、攝家ナドハ、折ザル事ト見エタリ、然ニ近代宿老ノ後是ヲ折ナリ、諸家ハ十六ヨリ是ヲ折、淸花大臣家ナドハ折ベカラザル事也、但鷹狩、或ハ蹴鞠、馬上ナドノ時ハ、折烏帽子タルベシ、又社人如木ノ雜色等立烏帽子ナリ、サレドモ是ハ擲佐比ト稱シテ、各別ノ物也、又社人如木退紅等ハ、當時モ風折ヲ用キザル事ナリ、

〔三内口決〕一烏帽子之事

立烏帽子ハ、堂上一同著候、地下不著用候、但社官社人雜色如木白丁退紅等、皆著用立烏帽子候、（此等ハ當時ハ不著ニ風折也）但雜色立烏帽子、佐比各別之（擲佐比也）之儀候、總別最上異、最下同等之儀有之物候、

〔冠帽圖會〕立烏帽子（狩衣以下ニ著之、又烏帽子直衣ト云アリ、）

緇立烏帽子（地下重著之）

〔台記別記〕久安四年七月三日戊子、此日甯々、始行女子入内事、〇中略大將（烏帽直衣）被來、因之著裝束、（立烏帽、直衣、）

〔源平盛衰記二〕額打論附山僧燒清水寺幷會稽山事

内藏頭敎盛朝臣ハ立烏帽子ニ胄ヲ著ス、

〔山槐記〕治承二年正月三日戊戌、左衞門權佐光長來云々、著烏帽子、（立）直衣謁之、

〔源平盛衰記三十九〕維朝重衡對面事

廿七日ニ、兵衞佐ト、三位中將ト對面有ベキ由披露アリ、〇中略兵衞佐澀塗ノ立烏帽子ニ白直垂著シテ、寢殿ニ出テ著座、

〔源平盛衰記 四十〕法輪寺附中將相見瀧口幷高野山事
時頼入道ハ幼少ヨリ小松殿ニ候ケルガ、出仕ノ時ハ、繪書花付タル狩衣ニ立烏帽子、私ノ行ニハ直垂ニ折烏帽子、衣文ヲ立テ鬢ヲ撫、サシモ花ヤカナリシ有樣ニ、○下略

〔吾妻鏡 八〕文治四年九月十四日丁未、城四郎長茂者、爲平家一族、背關東之間、爲囚人、所被預置景時也、○中略愛長茂參入、諸人付目、長七尺男也、著白水干立烏帽子、融二行著座中、參著橫敷、○下略

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月五日、晩鐘以後昔參、左中辨夜前示送云、折烏帽子可參、但於干三津邊可用立烏帽子、又高良御幣使可存、又曰、前使同可勤也、所々御布施取可存知者、仍著折烏帽子、此日後先折之、每人如此、淨衣、○中略昇緣邊坐、左中辨同如此、

〔吾妻鏡 二十一〕建暦三年建保元年五月二日壬寅、相州○北條義時有圍碁會、雖聞此事、敢以無驚動之氣、心靜加目算之後、起座改折烏帽子於立烏帽子、裝束水干參幕府給、

〔書言字考節用集 六服食〕鳳折ホウヲリ烏帽子制

〔類聚名物考 服飾一〕鳳折烏帽子　かざをりえぼし
思ふにこれ折角巾の類ひ也、後漢書に高句麗傳に見えし、折鳳といへるもの相似たり、されどもそれははるかの古へ、この鳳折は後に出來しものなれば、それとは異なれども、より所は同じき意より出たり、○中略

何番烏帽子
烏帽子折の諷物にさて烏帽子は何番に折候べき、三番の左折にをりて給り候へといふは、烏帽子の大小を、一番二番三番とはいへる也、大中小と云が如し、今も器物にこの一番二番といふの名有る事、大中小と云に似たり、

〔謡曲〕烏帽子折

シテさらば折て參らせうずるにて候、先此方へ御入候へ、扨ゑぼしは何番に折候べき、中者三番の左折に折て給り候へ、

〔新野問答〕一烏帽子〇中略

烏帽子はもと帽子にて、やはらかなるべく候、昔は絹を用ひたるも候、今は紙を漆にてかため申候、ふるきはやはらかに候へば、自由になり申候、野行幸時、四位以下鷹飼等著烏帽子候こと、見西宮記候、故内府令申聞候は、野行幸の鷹飼著烏帽子、野中狩獵の時、烏帽子やはらかにて自然に風に吹れて、そのかしら折候を、後世風俗に好に折候折烏帽子に候、風折の名目これより出來候よし申候き、

〔貞丈雜記三烏帽子〕一風折ゑぼしと云は、右の立ゑぼしをかぶりて、上をすじかひに折ふせたる體也、風に吹折られたる體なる故、風折といふなり、立ゑぼしをかぶりて、左の手を上げて、右の方へ折りふせたるを右おりと云、右の手を上げて、左の方へ折りふせたるを、左折といふなり、今世も如此なり、是を知らぬ人は、右の方へ折れふしたるを左折といひ、左の方へ折れふしたるを右折と云は誤りなり、〇中略

一上古の折ゑぼしは、右のよにさびナリうすくやはらかにて、立ゑぼしを折て、折ゑぼしにきたる也、さればまねきも三角ナル所ヲ云也ふたえになりて袋の如し、其袋の如くなる内へ、髮のもとゞりを入れて、かぶりしなり、

一折ゑぼし、前にいふ如く立ゑぼしを折てかぶる故、風口などもなき也、今はかたくぬりて、まねきを切はなして、とりおきにし、ひたゐの上に、風口とてあなをあけ、又てうづがけを付る爲に、はりがねを曲て、ゑぼしに打、當世也、此等の事昔に替たり、〇中略

一今の世にては折ゑぼしは、横さび也、當世作ゑぼしと云也、素襖の時ばかりかぶる物と、かたく心得たる人多

し、古はひた丶れうらうち、長絹、水干、狩衣、十德、かたぎぬ、袴、鎧など著たる時にもかぶりし也、古書古書を見て知るべし、

〔安齋隨筆後編十二〕一烏帽子〇中略

貞丈左折右折と云稱は、風折には有之まじく、侍烏帽子に限りたるといふ事、古書に其の證有之哉、又は烏帽子師などの口傳にても候や、たしかなる事承度候、

喜樹左折右折と申す稱は、風折には唱不申候事は、前段のごとく御座候、不依侍烏帽子にて可有之と申候は、右の品佐殿へ太郎が折りて參らせたる段、全く士烏帽子と稱候ゆへ、先ヅ夫を徵し申候也、外には未ダ尋得不申候、烏帽子師の唱は士烏帽子と計申候樣に覺申候、夫を折居へ方好み申候節は、雛形を以て示し不申候へば、中々合點いたし兼候也、普通には士烏帽子と申付候へば、左へ折居へ申候て調達候也、されば彼等が口傳も無之と可被思召候事、〇中略

喜樹、中略左折右折之事、源平盛衰記之所見、殊更古の烏帽子は絹にうるしぬりて、和らか成りし故、眉額など稱する事もなく、折樣をもつて稱する事にては無之哉の段承入候、成程烏帽子の强く成り、額など申事も、烏羽天皇の御治世の頃、有仁の君の殊更容儀を好み給ひしよりとの所見、正統紀、續世繼等に見候へば、如貴命、其頃迄は今の世の平禮々は、猶更に和らかなりしと見へたり、夫迄の烏帽子は、左右前後へ風にまかせて、折しと見へて、風折とは稱し申候、折風巾等も如此ものか又去れば左右の名目は無之候半歟、但し太郎が折て參らせ候、佐殿の御烏帽子は、今の世に云ふ士烏帽子成べきか、此烏帽子には左右前後高下等、さま〴〵の折形在之外は、八十數の餘も名目在之由、當時は十四五も形ち殘り申候樣に承候、松本美作守、三宅近江守等が說にて、古書に所見は無御座候、所謂京極佐々木赤松一色等と承及候、足利之頃専ら家々曲說を立てられしと見へ申候、

〔安齋隨筆前編六〕一京極折烏帽子　昔京都將軍の時、武士の著る侍烏帽子の折やう、家々により

てかはりたる折やうありしとぞ、古き書に家々の折烏帽子といふは、此事なゝやわらかなる烏帽子を折るなり、昔佐々木京極の家にて折著したるを京極折とて、今も殘り傳はれり、古を好む人は、是を用る人あり、古き事は古けれども、京極家にあらずして、京極折を用ふるは誤りなり、我家の折やう傳はらずば、唯當世の常なるを用ゆべし、

〔古今要覽稿冠服〕をりえぼうし折烏帽子　風折烏帽子

をりえぼうしといふは、風折えぼしの事にて、衣文といふ事、いまだ始らざりし時には、紗絹などにて柔に製作したる立えぼしをかぶれば、風にふかれて、そのかしら自然にをれふす、その體をさして風折といふ名も出來しならん、それよりして立えぼしを、わざと折て、折えぼしとせしことは、人々の所存にまかせたるなり、後世には風流に斜に折りて用ゆるにや、或は家々の著例によつて定まれる事歟、伊勢貞丈の說に、實隆公裝束抄に壯年のものは立烏帽子、老ぬるものは折えぼしといひしが、この折えぼしといふは、疑もなき風折なるべし、深窻秘抄に折えぼし、大ナビ、小ナビ、諸眉、片眉、人によるべく、左右に習ありといへれば、侍從以上の物は、左眉を用ひ、五位以下の物は右眉を用ゆと(實隆公裝束抄)見ゆ、世俗に左折右折の折えぼしと唱ふるは、故實をしらずして、唱へあやまりたるなるべし、左右眉の折えぼしとも唱へず、左右上りの折えぼしとも唱へずして、堂上にては、尋常には立えぼし折えぼしとのみ唱ふる故は、左上りを著る人は左へ折、右上りを著る人は右へ折る事、家々の著例定りたるゆへ、立えぼし折えぼしと唱ふるなるべし、又折えぼしのうへに、とうしみのわをふとらかにして、かみはそにして、みへもよへもかさねいれたり、かぶりをふかくいれじと(滿佐須計裝束抄)見えたるは、いまだ烏帽子のかけ緒もせぬ比の事にや、えぼしの風などにてうごめくをいとひて、細き紙よりにて、とうしみのわをからげたれば、ふかくかぶりて、しつくりしたるならん、されどもいつとなく懸緒も出來しと見へて、紙よりの組懸本假な

りと（實躬公鎌東抄）見え、〇中略　さて保元三年正月十日、朝覲行幸の時に、右大臣殿武士を集め給ふ、平清盛朝臣賴盛教盛重盛、皆鎧に折えぼし著給ふと（人車記）見ゆ、供奉などの時は、武士の冑は著ずしても、鎧にえぼし計著る事は、行儀正しき事ならん、維盛朝臣は折えぼしに直垂めし給ふと（山槐記）見えたるは、風折の時必布衣直垂へ（實躬公鎌東抄）見ゆ、又ゆりの太郎は、からもよぎの直垂に、もよぎをどしの腹卷して、折えぼしにえぼしがけしてと（義經記）見ゆ、〇中略

さむらひえぼうし（侍烏帽子。なつとうえぼし。）

さむらひえぼうしは、伊勢貞丈說に、古への紗絹などにて、やはらかに製作したる立烏帽子を折りて、（折方の圖下にあらはす〇圖略）折えぼしとなし、折方に依て何烏帽子とも名付しなり、折たる形の平たく折居ゑたるを侍えぼしといふ、今の世普通にはなつとうえぼしもいふ、風折えぼしなど稱する物は、たゞ折えぼしといふ、侍えぼしはこまかに折故にや折烏帽子といふ、され共侍えぼしの初めは、折えぼしといひしなれども、專ら武士の用ふるに限りたれば、後には侍えぼしといひしなり、侍えぼしも風折も折えぼしといふべきに、侍烏帽子に限りて折えぼしといふ事は、風折のいまだ始らざる以前より、侍えぼしは折て著る事にてありし故、折烏帽子といふならん歟、後に平禮は始りし故、是をば折えぼしといはずして平禮といひ、又後に風折と名を替たるなるべし、我家の折えぼしと（[illegible]日記）見えたるを、貞丈說に、我家の折えぼしといふは、昔は家々にて折樣かはり、人々の思ひ〳〵に折りしは、疑もなき今の侍えぼしの始にて、左折右折と唱ふるは、侍えぼしに限りたるなり、又類聚名物考に、侍えぼしは圭冠の遺制なりといへども、是は誤りなり、その故は、えぼしの本來立烏帽子にて、圭冠の一轉せしものなり、立烏帽子より折えぼしとなり、それより折方によつて侍えぼしともなりたれば、追々に移り替りたるなり、本朝軍器考にも、武士の折えぼし立えぼし等の事、古書に見えたり、これは左右肩、諸眉など稱するものにはあらで、世に侍え

ぼしといふものなり、今の世の侍えぼしといふは、後をたらし、前の方に三角のまねきをつけ、漆かた〴〵と塗りたるは、まことに近世のことなるべし、

〔雅亮裝束抄二〕らいふくをきること○中略をりえぼうしのうへに、とうまみのわをふとらかにしてかみはそにして、みへもよへもかさねいれたり、かぶりをふかくいれじれうなり、

〔布衣記〕一布衣達迯、立烏帽子、風折可折左、○中略當府時は風折也、内々時は不可折之者也、

〔深窓秘抄〕折烏帽子　大ナビ、小ナビ、諸闕、片闕アリ、人ニヨルベシ、左右ニ習有、

〔三内口決〕一烏帽子事○中略

風折、地下諸大夫布衣侍直垂等着陰之時、殿上之中ニモ着用之家々有之、世號此折請之黨候、但元服之朝、至二十六歳一者、帶二諸大夫一、着二用立烏帽子一候也、又昇堂上、或馬上、或鷹狩、或蹴鞠等、如此之時者、必着風折候、

〔當時裝束抄上〕正月元日　直垂侍從以上

烏帽子

普通左折を用左眉なりて左上りとも云、諸國には右折を用ひ給ふ、公方樣にも右折なり、拜領に依て右折を用る家あり、會津家には嚴有院樣徳川家綱御幼年之時拜領のよし、右折の諸眉を用らる、眉は童形の用ゆる品なり、諸皺の大小は其人の好によるべし、本儀は老は大く、若年は小く、皺し若年にこく、老年にうすくぬる事にて、儀事奉書に四十はようやくまはすべしと云ふ、つやなくうすくめりたる也、又内事にはむくのみさほしとて、濃くつやなきを用、大小は人の頭によるべし、○中略

素襖

烏帽子

折烏帽子普通製作折を用ゆ、折すへ烏帽子、侍烏帽子とも云、古へはやはらかくして、懷中もなるしの中、その家々に依て折樣替り有、たとへば島津家にては島津折、京極家には京極折、土岐は土岐折など、其外小笠原折、土佐折、赤松折、新田折など、今烏帽子折の家に七十品も傳へ侍るよし、當時も高家京極殿には、連綿として京極折を用ひ、土岐殿にも先代

まで家の折を用ひられし由、去年對州にて、小笠原殿御家來猪飼晩太郎、彼の家の折を用ひ、脇坂殿家來は、はりま折をみなく\用ひしよし、古風感すべし、今觀世折をなべて用る事は、猿樂の風を學びしにや、本意なき事といふべし、

〔保元物語〕一官軍方々手分事

基盛、宇治路へ向フニ、白青ノ狩衣ニ、淺黄絲ノ鎧ニ、上ヲリシタル烏帽子ノ上ニ、白星ノ甲ヲ着、

〔武家名目抄〕衣服三按伊勢貞丈が武器談に、うはおりしたるゑぼしは、兜の下にかぶるもみゑぼしなり、うは折とは、立ゑぼしをかぶりて、上を折り平めたる也といひしが、もし此說の如くば、誰もしかすべきことなれば、基盛にかぎりて、かくしるすべき理りなし、今文意を味ふるに、兜を着んには、おりひらめもすべけれど、かねて上折したる一種の烏帽子を着せしごとく聞ゆ、後三年合戰繪詞に、上折ともいふべき物あまたありて、皆頭は圭形なり、此烏帽子を折れば、同じ繪卷物に見えたる、折烏帽子となる也、

〔保元物語〕二上皇三井殿御幸事附官軍勢汰事

義朝ヲ御前ニ被召、赤地ノ錦ノ直垂ニ、折烏帽子引立テ、脇立計ニ太刀帶タリ、

〔源平盛衰記〕三頼打論附山僧燒清水寺幷會稽山事

若狹守經盛朝臣ハ、折烏帽子ニ冑ヲ著ス、

〔源平盛衰記〕二十二土肥燒亡舞同女房消息附大太郎烏帽子事

去程ニ、大場伊藤ハ、此間山ヲ廻シテ搜尋ケレ共、佐殿〇源頼朝見ヘ給ハネバ、今ハ力ナシトテ、我ガ館館へ歸ニケリ、敵散ズト聞エケレバ、兵衞佐杉山ヲ出テ、土肥ノ眞鶴へ落ントシ給フ、〇中略夜ノ凌晨ニ、眞鶴ヘコソ落給ヘ、軍將宣ヒケルハ、敵ニ攻ヲレテ、甲ヲバ捨ツ、大童ニテハ落人トイハレナン、如何ガシテ、烏帽子ヲ著ベキト被仰ケレバ、折節甲斐國住人大太郎ト云烏帽子商人、箱ヲ肩ニ懸テ道ニテ逢、然ルベキ事也トオボシテ、何國ノ者ゾト問ヒ給ヘバ、甲斐國住人大太郎ト申、烏帽

子商人也ト答、土肥申ケルハ、アノ男ハ其平ガ家人、商人ノ爲ニ所領ニ家造シテ通ヒ侍リ、ヤ、太郎、人ハ七八人アリ、皆大童ナレバ、民百姓マデモ、藏人トヤ見ラン、其憚アリ、烏帽子折テ、進セナンヤトイヘバ、安キ程ノ事也トテ、宿所ニ請ジ入奉テ、白瓶子ニ口裹、サマ〳〵ノ肴ニテモテナシ奉ル、酒宴半ニ、烏帽子箱ヲ取出シ、中座ニ候テ、折之テ人々ニ奉賦、不取敢折節ナレバ、急アハテ、折程ニ七頭ハ右ニ、一頭ハ左折ナルヲ、而モ佐殿ニ奉ル、佐殿アヤシトオボシテ、七人ガ烏帽子ヲ見廻シ給ヘバ、皆右ニ折タリ、コノ常ナリ、我身一人左也ケレバ、不思議也、源氏ノ先祖八幡殿ハ、左。烏。帽。子。ヲ著給ヒシヨリ、當家代々ノ大將軍、左折ノ烏帽子ナルニ、今流人藏人ノ身ナガラ、是ヲ著ルコソ難有ケレ、略○下

〔源平盛衰記三十二〕法皇自天台山還御事

二十八日、（壽永二年七月）二義仲行家兩人ヲ、院御所ヘ召レタリ、略○中義仲ハ赤地錦直垂ニ、逆頬ノ箙負テ、[illegible]ヲハケリ、折烏帽子ニ黒革威ノ鎧ヲ著シ、略○下

〔平家物語十一〕だいり女ばうの事

同き（壽永三年二月）十四日、いけ取本三位の中將しげひらの卿、都へ入て大路を渡さる、略○中三位の中將は、こむらごのひたゝれに、折ゑぼし引たてゝ、おはします、

〔吾妻鏡十〕文治六年（建久元年）十二月一日辛巳、右大將家（賴朝）御拜賀也、略○中申一點御出、參仙洞（六條北門洞殿）四路次行列、略○中

精屋藤太有季（直垂、折烏帽子、）持御劒（武太刀）　前左衛門尉朝綱　前右衛門尉知家

（各直衣、折烏帽子、在御車左右、立車副前）

〔增鏡十七月草の花〕兩六波羅（仲時、時益、）ひんがしをさして、あづまへと心がけておちければ、御幸もおなじさまになし奉けり、略○中別當（道冬）殿は道の程のわりなきに、おりゑぼうしに、ぬのひたゝれといふ物うちきて、ほそやかにわかき人の、御せんどもにまぎれたれば、とくにも見えず、

〔貞丈雜記烏帽子三〕一細ゑぼしは、武官のかぶるゑぼし也、いたゞきのほそきゑぼし也、是もかたくぬらすやはらか也、太平記卷十三、藤房遁世の條に、看督長走下部調度懸舍人等、細ゑぼし著たる由見えたり、後三年合戰の繪に、細ゑぼしかぶりたる武者多く見えたり、義家朝臣も細ゑぼし著たる體也、

〔物具裝束抄〕一雜色事

平禮〇中略

或平禮上ハチ亂緒、或細烏帽子上結山菅、或風流之時著當色也、以上依時可隨事也、〇中略

如木之時平禮亂結、フタコノ時細烏帽子菅、

一御厩舍人事

〔西三條裝束抄〕烏帽子〇中略

凡烏帽子ヲ細烏帽子引立烏帽子平禮ナドノ替リアルト見エ侍レド、近代ハ著用スル人ヲ見エ侍ラザル也、

〔御幸始部類記〕永仁六年八月五日己未、新院〇伏見御脫屣之後、初御幸嚴親法皇〇後深草御在所常盤井殿、幷御馬御覽、自一院被進之、上下北面始、以上右中弁俊光朝臣奉行、布衣始等日也、〇中略今日儀殊勝、急可被改御裝束之由中入之、退下直廬、改著烏帽子直衣、著引倍木、細烏帽子、如常、持檜扇、〇中略予以下著弘御前所、〇中略小時被開乾角小御障子、女房開之、出御、御細烏帽子、白織浮線綾御指貫、〇中略諸卿以下蹲居、

〔太平記十三〕藤房卿遁世事

三月〇建武元年十一日ハ、八幡ノ行幸ニテ、諸卿皆路次ノ行粧ヲ事トシ給ケリ、藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレバ、御供ノ官人悉目ヲ驚ス程ニ出立レタリ、〇中略走リ下部八人、細烏帽子ニ上下一色ノ家ノ紋ノ水干著テ、二行ニ步ツヾキタリ、〇中略次ニ細烏帽子ニ袖

サビ烏帽子
キラメキ烏帽子

單白シタ、薄松色ノ水干著タル調度懸六人、次ニ細烏帽子ニ、香ノ水干著タル舍人八人、其次ニ直垂著ノ雜人等百餘人、警蹕ノ聲高ラカニ、傍ヲ拂テ、被供‐奉タリ、

〔薩戒記〕應永卅二年九月十日丙午、今日上皇〈後小松〉御‐幸東山泉涌寺、〇中略

右衞門督〈教豐〉〇中略

布衣隨身一人　二藍上下〈有紋繡黄糸〉　紅衣白生單細烏帽子

〔貞丈雜記〕〈三烏帽子〉一ゑぼしにさびと云事あり、ゑぼしのしはの事也、大さび、横さび、柳さびなど色色あり、古へゑぼしをやはらかに作る時代に、ゑぼしをもむに、そのしはのよせ樣にかはりはなかりし也、今の世かたくぬるゑぼしに至て、品々形を作りて、板木にかたをほりて、紙をそのかたにおしあて、うちこみてさびをする也、續世繼物語に、さびゑぼし、きらめきゑぼしといへるは、後にきらめきゑぼうしと云物出來て、さびもなくなめらかにぬりて、光りあるゆへ、きらめきといへるなるべし、そのきらめきに對して、わざとしはを作りたるゑぼしをば、さびあるゆへ、さびゑぼうしといひて、わかちをたてたるなるべし、きらめきゑぼうし、今は用ざる物なり〇中略

一柳さびの折ゑぼしは、柳さびの立ゑぼしを、上を折りて、折たる所をうらより、竹釘をさして留め置也、此ゑぼしも紙にてうすくやはらかに作る也、柳さびは貴人のかぶる物にあらず、下賤の人用之、常にも白張著て傘持ツ者などは、柳さびの立ゑぼしを用る也、軍陣には平士折て用之、〇中略

一横さびのゑぼしは、素襖きたる時かぶるゑぼし也、今時は侍ゑぼしと云ふ古は士農工商ともに、常にかぶりたる平服なり、侍のみかぶりたるにあらざれば、侍ゑぼしといひがたし、又近代は納豆ゑぼしといひ習はしたり、彌非也、〈今時、田舍ノ寺ヨリ檀那ヘ納豆ヲ遣ルニ、薄キ板ヲ三角ニ折曲ゲ、紙ヲハリテ底ニシテ、ソレニ納豆ヲ盛也、其納豆ノ入物ニ似タル故、納豆烏帽子ト云ナリ、〉此横さびのゑぼしも、古はやはらかなる立ゑぼしにて、それを折て三角のま

ねきを作りたる也、まねきは即ひれ也、是もひれゑぼしの内也、今はこはくぬりかため、まねきをば切はなしてとりおきにこしらへたる故、あらぬ物の様になりたり、

〔安齋隨筆 後編十二〕(貞丈)一ゑぼしのさびにて、貴賤の階級を分ると云ふ事は無之由被示候、堂上に被用候立ゑぼし、五位等の風折等は、大さび仕丁の鋤ゑぼしは柳さび、侍ゑぼしは横さび夫々にさび極り有之候、立烏帽子風折等のさびを、鋤ゑぼし侍ゑぼしには不用候、又鋤ゑぼし侍ゑぼしのさびを、立ゑぼし風折等には用ひず、然らばさびに貴賤の階級なきにては有るまじくや、さびに製法ありと云べからず、階級といわんはくるしからずや、

(蒿蹊)立帽子以下さびの儀急に成申候は、階級ありて、次第に儀に成候には無之、著用の人賤者に候まま、闕儀に制させらる、自然と右の如く成行事、尤烏帽子の絶糸はぬの故、もとは一様に候へども、調料の高下によりて、己れといろ〳〵名も分ち申候事と見へ申候、混に階級を定る時は式令の書に有之事に御座候、

〔古今要覽稿 冠服〕はくてうえぼし　白丁烏帽子　鍬形

はくてうえぼしは、柳さびの事にて、多くは白丁を著るもの、用ふるえぼしなる故、白丁えぼしといふならん、俗にはこのえぼし鍬形ともいふなりと(伊勢貞丈隨筆)見ゆ、鍬形と名付しは、古への農作に用ふる鍬は、今の世の鍬のごとく、刃の方、角なくして丸かりしかば、白丁えぼしの形、それに似たる故に、いふなるべし、○中略

さびえぼうし　佐比烏帽子

さびえぼうしに限りて、さびをうつといふことには、あるまじきなりと(安齋隨筆)見ゆ、さればさびをうつ事は、何えぼしにても、えぼしの常なり、古へのえぼしは眉はなく、さびはそれ〳〵の階級にかゝはらず、己が好に應じて定まれる事なかりしが、鳥羽院の御代よりして、えぼしは紙にて張

り、漆こくぬりて、眉もさびも階級によりて定まりければ、えぼしにさびをうつ事、さはだちて見えたる物ならん、それをさびえぼしと名付しならん、さればこのころこそ、さびえぼしかはりて見ゆるよし、續世繼にみえたり、○中略

きらめきえぼうし

きらめきえぼうしと名付しは、古へのえぼし墨ぬりにして、その上へ膠を引、或は薄塗、或はせしめ漆にてつやなくぬりたるなり、かゝる類なるが故に、えぼし麁末にてつやなくめだゝざりしが、鳥羽院殊の外に衣文を好み給ひて、えぼし紙にて張り、漆こくぬりて、立涌に見ゆる様に、つや出しにぬりたれば、えぼしの格別に目だちて、きらめきてみえたるなるべし、されば何えぼしにても、きらめきえぼしと名付しならん、

〔三内口決〕一烏帽子事○中略

佐比有種々之品御佐比之類

被御氣色之錄開眼末被形四國中宸筆

〔當時裝束抄中〕召具裝束○中略

烏帽子

鷄烏帽子と云、懸るひなり、別に掛緒なく、烏帽子の緣に打紐を付たり、

〔續世繼花のあるじ入〕この大將殿有仁○源は、ことのほかに、えもんをぞこのみ給て、○中略そのみちにすぐれたまへりける、おほかたむかしは、かやうのこともしらで、○中略えぼうしもこはくぬることもなかりけるなるべし、このごろこそさびえぼうし、きらめきえぼうしなど、おり／＼かはりて侍るめれ、

〔七十一番歌合〕十三番　左

えぼし折

秋や深き月の光もさびえぼし頭の上に影の成ぬる

〔本朝軍器考九下甲冑〕萎烏帽子トイフ物、又ハ引立烏帽子トモイヒキ、古ノ武士、ヨノツネニ折烏帽子ヲ著タリ、物ノ具シテ冑キルニ及テハ、其折タルヲ引立テ、其上ニ冑ヲ著、冑ヲ脱ヌレバ、又其頭ヲ引立ツ、サレバ此等ノ名ハアリシ也、保元ニ安藝判官基盛ウハオリシタル烏帽子ノ上ニ、白星ノ冑著タリシト見エ、義朝錦ノ直垂ニ折烏帽子引タテ、脇楯バカリニ大刀佩タリト見エ、共ニ保元物語屋島ニテ、那須余一ガ扇射タリシニ、冑ヲバ脱テ童ニモタセ、揉烏帽子引タテ、薄紅梅ノ鉢巻セシト見エ、十郎藏人行家平家追討ノ院宣カウフリシ時ニ引立烏帽子ニ鎧著ラレシト見エ、共ニ源平盛衰記ニ和田合戰ノ時、義盛スデニムカフト聞エテ、相模守義時折烏帽子ヲ、立烏帽子ニ改メ、水干著テ御所ニ參リシト見エシモ、東鑑皆々此事ヲ云フナリ、東鑑ニ、武士ノ折烏帽子、立烏帽子等ノ事見エタリ、コレハ、諸爾、左爾、風折ナド云フ物ニハアラズ、今世ニ侍烏帽子ナド云フ物ハ、其折烏帽子ノ違例ナリ、烏帽子ノコハクナリテ、額ナド出來シハ、鳥羽院ノ御時ニ始レル由見エタレド、今鏡并ニ神皇正統記等武士ノ烏帽子ハ、皆ヤワラカナリシカバ、粟子打烏帽子ナドモ云シナリ、衣服ニ粟子テ打ツト云ヘ、アクサ褻トテ、綱ノコハカラヌ也、又過ニシ比、上洛ノ時、東寺ニ籠シ日、佛前ノ漆器ノ制ヲ問フ事侍リシニ、其法師ノ答テ、粟子打ニモシサフラフト云ヒシナ、又其事ヲ問フニ、答メ今ノカキアワセ漆ナド申ス事ノ如クニ、塗リ侍ルニヤト云ヒキ、彼是ヲ通シ考フレバ、薄漆烏帽子ナド云物ノ如クニ、コハカラ子バ、又粟子打トハ云シナルベシ、

古キ萎烏帽子一頭、一條殿ノ家ニアルト云事ヲ聞及ビ侍リシカバ、上洛ノ時望申シケレバ、是ハ綠塗ナル由、仰下サレテ、借シ給ハリキ、古キ平治物語ノ繪ニ、物具シテ烏帽子著タル武士共、繪ガキシ中ニ、此物ノ形ノ如クナル、相マジハレリ、其餘并義家朝臣ノ像、後三年ノ繪等ニ見エシ所トハ、其形同カラズ歟、義家朝臣ノ像等ニ見エシ所ハ、譬ヘバ平禮ノ如クニ、頭高クシテ、其形ナヘタルナリ、平治ノ繪ニ見エシ物ドモハ、高カラズシテナヘズ、今世ニ白丁烏帽子ナド云物ノ如シ、山科中將言繼朝臣ニ問ヒシニ、引立烏帽子、モミ烏帽子一物也、其形白丁烏帽子ノ如クニシテ、ヤワラカニ塗リタル也、冑ノ下ニテハ、タヽマレ、其頭、引上ヌレバ、立烏帽子ニ似タル由ト答ラル、彼緣塗ト云フ物ハ、此説ニハ合ヒタリ、サレド、義家朝臣ノ像、後三年ノ繪等ニ、見エシ物ノ形ニハ、同ジカラズ、又野々宮宰相中將定基卿ニ問ヒシニ、引立烏帽子ハ、永仁正安等ニ、布衣始ノ記ニ、大納言以下殿上人ニ至ルマデ用ヒシ由ハ、見所アレド、其樣ハ見エズ、或人ノ言ニ、モミ烏帽子ノ樣也トテ、一條故殿下ニ作リテ遣ラセシ物ハ、見タマヒシ物也トノタマヒ、高倉中納言永福卿モ、引立烏帽子モミ

烏帽子等、當時聊分明ナラヌト、ノタマヒタリケ、又在諸ノ時、當樣ノ折烏帽子ニ願、求メ得タリ、其中ニ、京極殿ト云フヘ、古キ繪ニ見エシ物、相似タリ、サレド折タルニハアラデ、折タル樣テツクレ作レルナリ、京樣繪ナ以テ、其樣ニ做ヒテ折テ見ルニ、其形大ナリタガヘズ、サレバ折タル烏帽子、引立ツベキ物也ト云フ事ヘ知タリ、

〔新野問答〕一烏帽子○中略

もみ烏帽子は、杉本美作と申烏帽子師、先年園城寺故殿下○原註略へ、調進候者に候、下官定基○原註略儀故殿下には十餘年親炙候得ども、一言不及此事、此頃一條亞相○原註略物語に候き、其許より尋られ候に付、微取出候、これ先年故無師一位大納言取次てまいらせ候、微美作が家傳來の說候て調進候由唯今承り候、猶いまだ其形は見ず候、やはらかなるよしは、亞相物語に候き、

〔貞丈雜記三烏帽子〕一軍陣の時冑の下にかぶる揉ゑぼし三品あり、一は梨子打ゑぼし、一は引立ゑぼし、へんぬり也、一は揉さびのおりゑぼし、右何れもやはらかにて、冑の下にかぶるに宜敷やうに、もみたるゑぼしなるゆへ、總名もみゑぼしと云也、こはくぬりかためたるゑぼしのある中に、右の三品は、今も昔の如くやはらかに作る故に、もみゑぼしといふ也、古代は皆やはらか成ゑぼし也、後にかたくぬりかためたる物曲家てより、やはらか成をもみゑぼしと云、

〔源平盛衰記二十二〕衣笠合戰事

大介云ケルハ、○中略イザ〳〵義明カケ出テ、最後ノ軍シテ見セ奉ラントテ、白キ直垂ノ袖セバキニ、萎烏帽子ヲ引立テ、雜色二人ニ馬ノ口引セ、○下略

〔長門本平家物語十二〕まぼしありて此法師褐衣のよろひたゝれに萎威のよろひきて、もみゑぼしひき入て、かげなる馬にのりて、○下略

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

伊勢三郎義盛、後藤兵衛尉實基等、與一ヲ判官ノ前ニ引居テ、面々ノ故障ニ日既ニ暮ナントス、兄ノ十郎、指申上ハ子細ヤ有ベキ、疾々急給ヘ〳〵、海上暗ク成ナバ、ユヽシキ御方ノ大事也、早々ト

云ケレバ、與一誠ト思ヒ、甲ヲバ脱、童ニ持セ、揉烏帽子引立テ、薄紅梅ノ鉢卷シテ手綱搔捨、扇ノ方ヘゾ打向ケル、

〔新野問答〕一烏帽子○中略

引立烏帽子の事、永仁正安等布衣始記、大納言以下至殿上人用之事所見候、件記中細烏帽子著用之人も相交て見え申候、然共繪に形樣は不見得候、但推量候所、引立烏帽子と申候は、歌仙の繪に、うしろ樣にそばだちてをりたる烏帽子見え候、是にてもや候はん、尤推量に候て分明に所見を不得候、

〔貞丈雜記〕三烏帽子 一引立ゑぼしは、紙にてうすく作り、さびは大さびにて、へりぬりにする也、形は右のなし打ゑぼしの、うしろのかどを引たてたる物也、されば引たてゑぼしと云也、○中略

〔源平盛衰記〕三十二 法皇自天台山還御事

行家ハ綾物ノ紺ノ直垂ニ、同毛鎧引立烏帽子ヲ著テ、郎等三人ヲ相具セリ、

〔吾妻鏡〕三 壽永三年○元暦元年三月廿八日丁巳、被請本三位中將〔平重衡〕直垂引立烏帽子於廊、令謁給、

〔源平盛衰記〕四十二 屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

平家侍ニ、伊賀平内左衛門尉ガ弟ニ、十郎兵衛尉家員ト云者アリ、餘リ面白サニヤ、不感堪シテ、黒糸威ノ鎧ニ甲ヲバ著ズ、引立烏帽子ニ長刀ヲ以、扇ノ散タル所ニテ、水車ヲ廻シ、一時舞テゾ立タリケル、

〔類聚名物考〕器飾 一 縁塗烏帽子 へりぬりえぼうし 或云へんぬり

是は烏帽子のまはりのへりを、漆塗にしたる也、近比見しは常のえぼしの縁は平きを、是はちとふくらかに蛤ばの如くにして、中へしんを入てぬりたるもの也、是必しも古への製にてもあるまじきなれども、かゝる事なるべしと思ひはかりて今の烏帽子折の工の作れるものなるべし、

そのふちには、鐶を入て武備に用るなどいふも、後世の推量より出たる事なるべし、すべて烏帽子を今の製の如くに、漆塗にせし事は、近き世のわざにて、古へはつやもなく張引にし、或は生漆(きうるし)にて、いためたるものなれば、今の世の製を見て、古へをはかるべからず、その事は次に委しくまるしつけぬべし、さてこのへりぬりえぼうしを、言便にてへんぬりえぼしといふを、又略てへんぬりとのみもいへり、猿楽の諷物柏崎にも、へんぬりといへるは、この縁塗の事也、○中略

ふちえぼうし　縁烏帽子

つねのには形異なり、背の下にまる物なり、へりをとりてその縁を漆にて塗たるものなり、或は縁塗烏帽子ともいへるよしいへども、今案にいづれの烏帽子か縁ぬらぬは有るべき、是皆俗の云ひ出せし事にて信べからず、たゞし是はへりえはしを心得違ひて、ふちとよみし成べし、字はともに縁字なり、

〔軍用記　一〕萎烏帽子の事

引立烏帽子之事、一名べんぬりとも、へりぬりともいふ、但へりぬりとはあやまり、べんぬりといふ事本也、弁塗と書異名なり、(今按撿するに、ふるき軍物語に弁塗かぶるといふ事、からびつの裏に所見なし、みなへりぬりとあり、○中略)幷ぬりとは常のゑぼしなり、其あまりを上へ引立て、きやうげんゑぼしの如くに引立て締ふべし、白布をひらぐけにして、中程を結で、其あまりをもつて纈にむすぶべし、是を䑓さしも著べし、其外軍勢も用ゆべし、地は烏帽子(風折ゑぼしなるべし)の大きさびの如し、ゑぼしの手をむすびて、はりをけづりて、うしろよりをとるぬやうにさすべし、

〔貞丈雜記　三烏帽子〕一縁塗(へりぬり)と云は、へりを付てぬりたるゑぼし也、へりぬりと云事を轉じて、へんぬりとも云、今公家方の立えぼしも、風折ゑぼしもへりぬり也、

〔武家名目抄　衣服三〕按この縁ぬりといふは、御前の引立烏帽子の事也、この烏帽子は、緣を桼にて

梨打烏帽子

きらきらとぬるが故、線なきゑぼしにむかへて線塗といふ、音便によりて、へんぬりともいふなり、足りぬ知りぬを、足んぬ知んぬともいふ例なり、

〔隨兵日記〕一へりぬりは、出陣の時大將又ははたさしなどきべし、同はちまきをすべき也、はち卷の色紅、同上帶の色も同前たるべし、次に黑くも白くもすべし、

〔成氏年中行事〕一公方樣御發向事、○中略 公方樣左折之御線ヌリ、金襴ノ御肩衣、

〔長門本平家物語十五〕伊能は線塗の烏帽子に引柿の直垂うちかけて、引かたぬいで、弓の弦をさしつゐてゐたる所に、伊村かへり來れり、

〔謠曲〕柏崎

女御 いかに申候、○中略 荒いとふしや此ゑぼし直垂の主は、萬何事に付ても闇からず、○中略 又さかもりなどの折節は、いで人々に亂舞まふてみせんとて、よろひ直垂取出し、衣紋うつくしくきなひて、へりぬりとつて打かづき、○下略

〔書言字考節用集六服食〕梨打ナシウチ烏帽子俗所言

〔圖嚢式〕古ことは文字を略する事多し、なしうち烏帽子と云事あり、これ村なしうち烏帽子といふなり、

〔軍用記一〕萎烏帽子の事

梨子打ゑぼし、地は綾也、或は絹を用ゆ、 ふしがねにて玉子の鐵醬也染、うらはうすやうを二三枚重て、かきをかきまぶなり、上に引て、うるしにてぬり裏に付る也、少しやわらかにこしらへて緒あるべからず、鉢卷に付やうあり、是は甲の下に著すべきため也、甲をとる時、もとゞりのみゆるは、もとゞりはなしとて、髮を亂すを云天のおそれあるによつて是を用る、殊に合戰のあらん日は、大將軍是を用る、○中略 この烏帽子を梨子打といふ事、衣をはるに、のりをうすくやわらかにはるを、なしをふくさばり也打と

大烏帽子

いふなり、又うるしなどもあさ〴〵とうすくぬるを、なし打といふなり、此えぼし縺をやわらかにはり、うらをうるしにて、こわらぬやうに、あさ〴〵とぬる故、なし打烏帽子と云也、

〔貞丈雜記三烏帽子〕一梨子打ゑぼしと云は、梨子の字を假り用ひたる迄にて、木の實の梨子の義にはかゝはらぬ事也、なしうちとは、なやし打の略語也、なやしはやはらかなるを云、打は作る事なり、やはらかに作たるゑぼしなればなり、(中略)なし打ゑぼしは、表はふしがね染の縺にて、裏はうすやうを、墨漆にてぬりて、縫ひて作る也、(中略)右の古法をしらぬ人、近年うすきなめし革ニテゑぼしを作りて、それを金箔にてだみて、是なし打ゑぼし也といふ人あり、一向故實なき妄作なり、笑ふべし、

〔成氏年中行事〕一社參之時、辻固小侍所、疊直垂、矢負弓ヲ持、ナシウチ烏帽子廿騎、(下略)

〔愚昧記〕仁安四年(○嘉應元年)正月十六日癸酉、雨雪之間、依打梨子取寄、裝束於殿下御直廬可着之支度也、仰催成了、安元三年(○治承元年)九月十一日丁巳、今日前駈並侍等著水干狩袴等、但朝宗俊宗通清、打梨布衣也、是今朝依恐雨氣歟、而終日不雨降、支度頗相違歟、

〔明月記〕正治二年八月十六日、鷄鳴之程參上御堂、無程御輿出御、予(○藤原定家)資家國行俊光騎馬供奉、(布衣打梨)

〔親長卿記〕文明十九年(○長享元年)九月十二日、今日征夷大將軍從一位行權大納言源朝臣義尚進發江州、佐々木六角(實名高賴)御退治云々、(中略)武家之輩數多人數不知巨細之間不注載、公家之輩、(中略)政資朝臣(錦直垂、鎧蜷九物具、打烏帽子、)(中略)各召具軍兵、

〔長秋記〕大治四年五月十日丁亥、於八條殿有種田事、(中略)又散樂弘延、著大烏帽、立田畝行事、持破唐笠之者一人相從、

〔枕草子〕二にくきもの

みそかにしのびてくる所に、ながゑぼしして、さすがに人に見えじとまどひ出るほどに、物につきさはりてそよろといはせたる、いみじうにくし、

〔古今要覽稿冠服〕うやえぼし

うやえぼしは、禮をいやと訓たれば、うやいや相通ひて禮帽にや、恭をうやうやしと訓せり、されば、禮恭の意なるべし、このうやえぼしといふは、立えぼしの事なるべき歟、その故は立えぼしは、禮を正すべき時に用ふるえぼしなれば、禮帽といふ意にて、うやえぼしと名付しなるべし、

〔十訓抄〕一武正といふ舍人の、かなしくしける子の煩ふ事ありて、麝香を求めけるに、蕃を尋得ざりければ、とかく思ひまはしけれどさるべき人も、心のそこさばかりにこそと、おしはかられて、色に出ざりけり、思かねて侍從大納言藤原行成ばかりこそ、優の人におはすれ、さり共と思て、かしこに參りて、中門の方に、たゝずみ見入たれば、中略何事にきたられたるぞと、問給ければ、しかしかの事の侍る也と聞えけり、まづ世中の物語などし給ひけるほどに、みすの破より見ければ、白き衣赤き袴き給て、うやえぼししてぞ、居給ひたりける、

〔雅亮裝束抄〕二ほうこのこと中略

かうのぬのかりぎぬつねのことなり、中略六ゐもつねは、ことゝあることには、うやをかくべきなり、きんだいかゝぬふしぎなり、五ゐもしうのおまへなどへまゐるとては、さうなくうやをかきて、ふみくゝみをして、ふるくはまいりけるなり、

〔續世繼六嵯峨の春〕民部卿宗通藤原卿のうせ給けるほどにも、いしゝさがありつるは、またあるかなどの給はせければ、さも侍らず、はかなくなりて、としへ侍にしものは、いかでか侍らんなど、人申ければ、うやをかきで、まさしくありつるものをとの給けるは、下略

小結烏帽子
長小結烏帽子

〔長秋記〕天永四年(○永久元年)正月十六日、太政大臣家大饗、(○中略)入自北面小御門、(角殿門也)乎降車宿幔、到中門北廊、飛仲源結緒文狩衣紫裏、白刷面袴、紅衣、同色單衣、籠行騰、壺胝巾、淺沓、烏帽子ウヤヲカケヲ、其上著細帽子、又クヤヲカク、結緒(カイカケヲナリ)烏頸飼、(○下略)

〔貞丈雜記〕(三烏帽子)一長小ゆひのゑぼしを、長組輪とも云也、少年の人のかぶるゑぼしにて、こゆひのはしを長くいだしたるを云也、當世長こゆひの長の字を略して、こゆひゑぼしとばかり云は、あやまり也、

〔古今要覽稿(冠履)〕こゆひえぼうし　小結烏帽子

こゆひえぼうしは、侍えぼうしの事なるべき歟、その故は侍えぼしに限りて、こゆひしたるなり、裝束秘名鈔に、こゆひえぼし、さびは節、しぼ、小結、小ひれ、山形と見えたり、然るに侍えぼしのさびは、節しぼ、ひれ、山形にて、小く小結したるなり、さればこゆひえぼしは、まさしく侍えぼしの事なるべし、又侍えぼしに限りて、こゆひしたる故に、異名にこゆひえぼしと名付しなるべし、(○中略)

長小ゆひえぼし　長小結烏帽子

長小ゆひえぼしは、本名長組輪のえぼしといふ、くはしくは伊勢家元服の法式にみえたり、伊勢家元服法式云、元服の時始てかぶるえぼしを、長組輪のえぼしとも、長小結のえぼしとも云ふ也、長の字をつけず、小結えぼしとはいふまじき也、其故はおとなのえぼしにも、細き小結はある故なり、その小結のむすび餘りを長くする故、長こゆひといふなり、

〔當時裝束抄(下)〕小人騎馬裝束

烏帽子(長小結)

烏帽子のこと、素袍の條に云るすごとし、長小結とは、烏帽子の巾ほどより、元結を引出、後にて結び、あまりを長く殘したる也、(此元結を白紫赤の三色の糸にて巻、いづれの烏帽子にも、小結はあるものなれども、これは結目長く殘し置ゆへ、長小結といふ、常の小

緒よりはふとくするなり、

〔走衆故實〕一長こゆひのゑぼしにて走に參勤例事、慈照院殿樣御代にも、藤民部殿十六歲にて被召加候て、長こゆひにて久敷祗候、父子ならべて細々此仁被參候由に候、

〔元服法式〕一元服の時、始てかぶるゑぼしを、長組輪のゑぼしとも、長小結のゑぼしとも云也、長の字をつけず、小結ゑぼしとはいふまじき也、其故はおとなのゑぼしにも、細き小結はある故也、その小結のむすび餘りを長くする故、長こゆひと云也、

〔古今要覽稿冠帽〕ひたひえぼうし　額烏帽子

ひたひえぼうしは、伊勢貞丈說に、土佐光長の筆にて、童子の額に、三角なる物を畫がける、（圖下にあらはにす、圖略）○年中行事の繪の中に所々見えたり、額えぼしなるべき歟、夫木和歌抄西行法師の歌に、ゑのためてすゞめ弓いるをのわらはひたひえぼしのほしげなる哉、と見えたるを、額えぼしの證として、この歌の意は、男童の額烏帽子したるが、篠ためて雀小弓作りて、雀ほしげに射るさまをよめるなるべし、烏帽子と詞をうけて、ほしげなるとつゞけたるなり、されば額えぼしは額へのみあつる故の名なり、侍えぼしのまねき三角なれば、その三角なる物ばかりをえぼしとなし、額えぼしとなせるならん、只表を示のみにて、かりそめのものなり、又曰、後の世の葬禮に供する者の額に、三角なる白紙をあつるは、若し額えぼしの遺風にもやあらんかし、

〔倭訓栞前編五〕えぼし　今死者に三角の紙をあつるも、侍えぼしの表示也、よて元祿の比までは葬を送る者、皆此三角の紙をあて、死者には三角の内に、卍字を書て分つといへり、近江高嶋のあたりには、士えぼし也とす、佛家には寶冠といふ、

〔夫木和歌抄三十二〕寶治二年百首　西行上人

ゑのためてすゞめ弓はるをのはらはひたいゑぼしのほしげなる哉

鬢烏帽子

〔古今要覽稿冠服〕びんえぼうし　鬢烏帽子

小笠原家傳に、鬢烏帽子はれの時、此物を用ふと見えたり、いまだ聞ざる事也、もし鬢帽子の事などにや、名義未詳、

テナ烏帽子

〔古今要覽稿冠服〕をさえぼし

をさえぼしは、此名義いまだ詳ならず、或曰、立えぼしの事なるべき歟、其故は立えぼしはえぼし第一なれば、をさなるといふ意にて、時にとりて立えぼしををさえぼしと名付しなるべし、

武藝烏帽子

〔古今要覽稿冠服〕むひしえぼうし　武藝烏帽子

むひしえぼうしは、侍えぼうしのことなるべき歟、裝束秘名集に、むひしえほしのさびは、筋、しぼ、ひれ、山形と見えたり、然るに侍えぼしのさびは、筋、しぼ、ひれの形なり、されはむひしの武は武士のえぼしといふ事なる歟、藝といふは侍えぼしの全體、藝の形なれば、侍えぼしを武藝えぼしと名をかへて、いひたる物なるべし、

打掛烏帽子

〔貞丈雜記三烏帽〕一古へ打かけゑぼしと云は、折ゑぼしを小結もてうづがけもかけずして、頭におし入て後の針ばかりにて、とめ置くを云也、是無禮の體也、室町殿の代には、うちかけゑぼし禁制也、條々聞書に見えたり、

引入烏帽子

〔貞丈雜記三烏帽〕一引入れゑぼしと云は、ゑぼしの名にはあらず、風折ゑぼしにても、立ゑぼしにても、かけ緒をかけずして、頭に引入たるまゝなるを云也、昔のゑぼしは、頭にふかと引入る也、えぼしやはらかなる故也、づきんをかぶるが如し、今はゑぼしかたくて引入られず、

〔古事談五神社佛寺〕八幡故撿挍僧都成淸ハ光淸第十三郎之弟子、小大進三宮女房腹也、○中略余十二歲之時、及ㇾ可ㇾ加ㇾ首服之沙汰、但爲宮寺之氏人、祈請可ㇾ任ㇾ左右トテ、先髮ヲワゲテ引ㇾ入烏帽子、假成其體、令ㇾ祈ㇾ請之間、○下略

推入烏帽子

〔古今著聞集六管絃歌舞〕源義光は豐原時元が弟子也、○中略近江國鏡の宿につく日花田のひとへかり衣に、あをばかまきて、引入烏帽子きたる男、おくれじとはせきたるあり、あやしう思ひてみれば豐原時秋也けり、

〔古今著聞集十二偸盗〕大殿小殿とて、きこへある强盜の棟梁ありけり、○中略しろき直衣に、ひきいれ烏帽子きたる男、下人兩三人ぐしてとをる有、○下略

〔類聚名物考裝飾一〕おしいれえぼし　推入烏帽子
引立烏帽子、もみえぼうし、みな同じ物なり、時にとりていふなり、

〔義經記七〕平せんじ御見物の事
富樫のすけも、大くちにをしいれゑぼしきて、手鉾を杖につきてさぶらひにぞ出にける、

下烏帽子　投烏帽子　遊之烏帽子　卑賤烏帽子　トツハヒ烏帽子

〔古今要覽稿冠服〕ひらえぼうし

裝東秘名集にみえたり、名義未詳、
○なげ。○え。○ぼ。○う。○し。　投烏帽子

延德年中烏帽子古式にみえたり、圖下にあらはす、○圖略、えぼしの形なげつけたるやうに見ゆれば、もしなえたるえぼしの事にや、名義未詳、
○はし。○え。○ぼ。○う。○し。　遊之烏帽子

同書にみえたり、圖下にあらはす、名義未詳、
○ひ。○い。○ろ。○え。○ぼ。○う。○し。　卑賤烏帽子

同書にみえたり、圖下にあらはす、名義未詳、
○と。○つ。○は。○ひ。○え。○ぼ。○う。○し。

同書にみえたり、圖下にあらはす、名義未詳、

平禮

〔松竹問答 一〕平禮之事
古今人々皆ヘイライト稱ス、示サル、如ク也、但古クハヘイレイトモ稱セシニヤ、北山院入內記、めし衣の長下つけのたけをとたいけんへいれい、明德二年室町殿春日詣記、九月十五日、公卿、中野中納言、薄青狩衣裏白文、唐紅衣、指貫同、但烏帽子ヘイレイ、

〔新野問答〕一烏帽子略〇中平禮は折烏帽子の類に候、是もかしらをとりひらめて折中候ゆへ、平禮の名を得候歟、飾抄曰、古人著薄塗烏帽子、號平禮、いよ〱やはらかなる事分明に候、略〇下

〔貞丈雜記 三烏帽子〕一平禮ゑぼしと云物、別に替りたる物にはあらず、ゑぼしのいたゞきを折りてかぶる事を平禮と云也、何のゑぼしにもあれ、折りたるは平禮也、古書に平禮とあるを見て、ヘイレイ、又ヘイライなどゝよむは非也、ヒレトよむべし、平禮と書てヒラレイ也、ヒ、レを用て、ヒレト訓也、是萬葉書也、ひれトハゑぼしを折ればひらめく故ひれと云也、魚のひれもひらめく故、ひれと云同意也、風折ゑぼしも平禮也、侍ゑぼしもひれ也、古のゑぼしはやはらかなるゆへ、ひらめきたる也、平禮ノ字に付て、平人の禮服也と云說あり、是甚あやまり也、平人の禮服といふ事にてはなき證據は、中ノ院通方公の書給ひし、飾抄と云書に、或書曰、羽中少將儀飾儀、日多平禮略〇中右中將少將トあるを以て、平人の禮服といふ事にて、平禮といふにあらざる事を知るべし、近代風折とゝなへて、平禮とゝなへざるゆへ、平禮と云ゑぼし、別にある樣に思ふ人あり、略〇下

〔古今要覽稿 冠服〕ひれ　平禮
平禮はヒレとよむべし、吾妻鏡の訓讀ヘイレイ、又ヘイライと讀むは誤り也、平禮の名は裝束抄にあれども、よみは名目抄にも見えざるゆゑ、人々の心々にてよみ來れるにや、吾妻鏡に、建久元年十二月一日、右大將家御拜賀也、路次行列、舍人平禮を用ふると見えたり、平禮の二字にヒレとかなを

付たり、伊勢貞丈曰、古へ絹などにて柔に製作したる立えぼしをかぶれば、其頂風を受ればヒレ鳴る、恰も魚の鰭を動かすが如し、保呂もヒラメク故、ヒレを轉じてホロと名付しは同意ならん、古人は著薄塗烏帽子臨期で平禮を用ひ、公經公の一門烏帽子額の上を取ヒサグと飾抄見えたれば、ヒサグはヒシグなり、えぼしの先を平にヒシグなり、此文によれば平禮は疑もなき立烏帽子の風折なるべし、又飾抄に風折の名目見えず、古書にも曾て記されざれば、平禮は風折の古名なる歟、實隆公装束抄には、平禮を別物のやうに記されしは、其比風折の名目盛に行はれて、平禮の名隱しに依て、別のやうに思ひ誤り給ひしならん、又貞丈說に、寳治元年五月九日、院午剋御幸、土御門内大臣直衣に平禮めし給ふと百錬抄見えたれば、大臣家の白丁えぼしに、直衣を用ひ給ふべき事はあるまじきなれば、平禮は立えぼしの風折なるべし、直衣には立烏帽子めしたまはねば、大臣家の装束とはおもはれず、又地下に平禮を用ゆと深窓秘抄見えたれ共、於鳥羽院御前左府へ平禮の烏帽子を賜ふと古事談見えたれば、堀川殿上皇より給はりける烏帽子なれば、用ひ給ひしことは必定なるべし、されば地下にのみ平禮を用ふるとは誤りなり、さて近代平禮を著用する人は見え侍らざると實隆公装束抄みえたれば、其比にも希なりしほどに、今の世は猶更いつとなく平禮の名はたえけるにや、新井君美の問の答に、山科中將堯言卿曰、平禮は白丁の烏帽子の長ながく圓へたる物なりとありしも、あやまりなるべし、

〔筆の靈後編二〕安齋隨筆には、平禮と云は立烏帽子を頂に折て著れば、ひらめく故ひれと云、平禮の字を用ふと云たれど、書一おもふに然はあらず、其は古き畫どもを見るに、頂にて折てひらめく體に見ゆる狀は少く、又風なき時、家の内に居るをりなどは、彌おだやかなるべき物なれば、ひらめく義にはあらで、平伏す樣なるに因れるなり、故に字には皆平禮とかくにて、平む意を含めたるなり、平む意なくば、常にひの假字に用ざる字を、殊につかふべくもあらず、

〔餝抄中〕一烏帽
宿老之人、○中略古人著薄塗烏帽子、臨期平禮云々、頗打棲隨人、而可有用意、只以不屬目為善也、晴時布衣可用平禮云々、而近代希也、○中略

平禮事
或書曰、雖中少將、儲賤儀日多平禮、公保卿少將二十許マデ常事也、基家、光能、及二十四近代其兩人外近將不及見、基家又好此事、

〔餝抄下〕雜○中略
打任タハ、隨令指舍人、而平禮出衣舍人、令指狩衣頸紙、○下略

〔物具裝束抄〕一雜色事
平禮　白襖上下○中略
或平禮上ハチ亂緒、或細烏帽子、○中略
一車副事○中略
平禮　白張上下○中略
一御厩舍人事
如木之時、平禮亂緒フタコノ時、細烏帽子、嵩沓、
平禮　狩衣上下

〔深窓秘抄〕平禮　地下ニ用之

〔古事談一王道后宮〕於鳥羽院御前、有酒宴之日、宰相中將信道寵愛ノ人ナリ為上戶、而一兩度之後、固辭尙被責仰之時、申云、冠ノ掛ノツメ候之間、不可叶云、氣色實不便、上皇忽令著御之烏帽子ヲ取テ、是ヲセヨトテ給ケレバ、左府○源俊房御前ニ候ガ傳給テ、自ラ烏帽子ヲ取テ出御、本烏ニ著件御烏帽子、トシ

コウヘイ

房カフコソ、直ニハイカヾトテ、平禮ノ烏帽子ヲ給云々、

〔皇帝紀抄七高倉〕安元二年二月廿一日、於内裏有試樂事、○中略先是於院御所法住寺殿、有度々布衣舞御覽、裝束各拔錦繡、其儀目不暫捨、觀者拭感涙、抑右大臣兼實隨身祗候中門、平禮烏帽爲風飛來舞庭、終日飄揚、莊觀瓌瑾也、諸人驚目、件隨身長以逐電云々、

〔吉記〕安元二年五月一日乙巳、今日山御幸還御也、○中略公卿五條中納言別當、布衣、狩袴、平禮、茶染

〔山槐記〕治承三年正月廿八日丁亥、少將實宗申慶賀、○中略雜色□□六人、長四人、座頭一人、平禮、三人立烏帽子、　四年三月四日丙辰、今日新院令著始御烏帽子給云々、無殊儀、帥大納言隆季執事調進之、以入角蒔繪二口、一口平禮、一口立烏帽子、○中略被獻云々、

〔吾妻鏡十一〕文治六年○建久元年十一月九日己未、今日付民部卿經房可爲直衣之由奏之給、卽勅許、廣人左京權大夫光綱奉之、民部卿布衣平禮爲申次、豫被候御所、　十二月一日辛巳、右大將家○賴朝御拜賀也、○中略路次行列、○中略次舍人四人、二行、(中略)白線單衫、平禮、○中略　次御車、上簾、車副二人、平禮、垂襴、○中略

〔百練抄十三後堀河〕貞應元年十一月五日、今日左大辨宰相資經拜賀也、檳榔毛車、車副平禮、○中略雜色七八輩、平禮、

〔百練抄十六後深草〕寶治元年五月九日辛酉、新日吉小五月會也、院御殿臈以後今年爲初度、午剋御幸、○中略公卿左大臣、直衣、土御門前内大臣、直衣、平禮、堀川大納言、具實、直衣、中宮大夫、隆親、布衣、平禮、○中略　別當、通成、茶染、平禮、○下略

〔御幸始部類記〕文永十一年二月七日、今夜布衣始也、著布衣、布衣、檜皮、白裏生袴、白衣、白單、指貫如常、歸參院山○龜所、文車○中略先之人々多祗候弘御所、○中略四條中納言、隆行、唐綾花田狩衣、浮線、白單、平禮、權中納言、師親、平禮、別當、經任、平禮、○中略高三位、經永、平禮、實門著座、兩實音候ニ端長押、各平禮、○下略

〔物具裝束抄〕一車副事、○中略

烏帽子コウヘイ　白張上下　藁沓　以上細々常如此

〔台記別記〕仁平元年十一月十五日辛亥、使裝束、○是月十一日藤原兼長爲春日祭使、○中略歸京日、○中略雜色裝束、○中略烏

烏帽子具

帽子刻鯉、蓑沓上括、〇中略

厩舎人装束　餝馬〇中略　烏帽子、刻鯉、蓑沓上括、

三年十一月廿六日辛亥、今日詣春日、〇中略　乘車、唐車、車副四人、着衣白袴、平禮不摺、沓、〇中略

出納二人、細雙、布衣上括、蓑沓、平禮、刻、大臣家厩舎人装束同、刻鯉、〇中略　同居飼〇装束略　舎人二十人、細雙、(中略)皆刻々刻鯉、

〔台記〕久壽元年十二月廿六日甲辰、今日美福門院御懺法結願、〇中略　右大將、中納言中將參入、大將布衣、刻鯉、今日物忌也

〔吉記〕安元二年五月廿八日壬申、今日著鈦政也、〇中略　佐舞車、(中略)褐色六人、白襖上下、白引倍文、刻鯉烏帽、

治承五年六月十八日癸亥、新三位中將重衡廣中也、子、時重衡生黒袍、〇中略　雜色如例、不刻鯉、還前停立弓場殿、中門外也

〔下學集下器財〕調度懸(テウドカケ)烏帽子之緒(ヒモ)也

〔貞丈雜記三烏帽〕一小結は組緒二筋を以て結也、色は何色とも不定、又紙捻(コヨリ)にて小結する事、布衣記に見えたり、是は少行儀を正す時の事なり、

一式正の時はてうづかけ也、よの常にはこゆひ也、されば小結する時はてうづかけせず、てうづかけする時には、こゆひをばせざるなり、是古よりの法なり、

一こゆひの去様は、緒壹尺計二筋そろへて、もとゞりにかけ、一むすび結びて、(緒ニからみからみてまじる)そのあまり緒のさきをそろへ、紙を細くたちて包み、ひねりてゑぼしの內よりそとへ引出して、まねきにかけてかたわなに結び置也、わなはその主の左へなし、緒の端は右へなる也、〇中略

一前に云るすごとく、ゑぼしに小結とてうづ懸は別々也、然るに伊勢下總入道宗五の記(條々聞書の事ナリ)に、ゑぼしにはこゆひなき物也、てうづかけをする也、そのてうづかけを、ゑぼしに打かけたるを、今はこゆひと申候云々、貞丈按、此說非也、上古よりこゆひと、てうづかけは別也、てうづかけを打

かけたるを、こゆひと云にあらず、

一てうづかけを、ゑぼしかけとも云也、是はゑぼしの上よりかくる緒也、てうづかけと云文字は、頂頸掛と書也、調度掛と書クは非也、頂はイタヾキ、頸はカシラ也、ゑぼしのいたゞき頭の上より掛るゆへ、頂頸掛と書也、○中略

一てうづかけのかけ様、是又古今替りあり、上古のやはらかなるゑぼしには、うしろにてうづかけ結付るかな物なし、只てうづかけの眞中を、わなに結てかくる、拐直に左右へ引おろして、おとがゐにて結也、○中略

一烏帽子の總之事、烏帽子の緒を内より外へ引出し、緒の先を二ツにわけて、ふさの如くに、平らめて緒をとむる也、

一遍上人繪卷物ニ、烏帽子に總を付たるあり、

〔筆の霊後編二〕さて昔のえぼしは、緒も何もある事なく、今髮剃れる者のきめ頭巾とて、すき間なき様に、ひしと著入るゝ物の如く爲ればなり、其狀しるく見えたる畫も有て、末條に引るが如し、さらぬも背ゆるからで、緒なくても落べくはあらざりしなり、さて其網は後世の張拔の物などとはいたく違ひ、やはらかなれば、雨などかゝれば甚く委えしほるゝ、其狀は枕草子などにも見えたり、今昔物語には、茶田重方が、其妻に髻を烏帽子ながらに捕へられたる事など見え、福富草子の畫に、烏帽子ながらに髻を捉りて引伏せたる畫有をも、思合てさとるべし、然るにや、世下りて後に、固くもなり行き、はた武士は時に取てあらきはたらき爲る事も多ければ、えぼしかけと云物を設て、えぼしを折てそれにかけて、結び固めたる事なり、そは後三年の繪などにある如く、えぼしを隔て、元烏に結付たるが見よくも有ねば、其童にて一きは美くしたる物にぞありける、折えぼしに緒を上よりかけて、領の下にて結べるものなり、○中略又烏帽子にこゆひと云物あ

り、其名古くは聞えざる事也、海人藻芥に、俗人之服衣者云々、烏帽子モコユヒヲ略スル也云々とあり、古は烏帽子に緒なきが正しきにて、緒を用ふるは非常の装なりしなり、然るに後には緒を付るが常の狀となれるから、其無きをば略きわざとして、然は云へるなり、其こゆひ如何なる物か、たしかに心得られねど、えぼしかけは其名もたしかに聞えたれば、別に然は云べからず、又引立たるえぼしには、かけぬ事なれば、略すと云べきにあらず、おもふに紙捻を著け置て、頷の下にて結置が後世の常なり、其物をさして然いへりけん、

〔布衣記〕一布衣進退、立烏帽子、風折可折、左、紙よりの烏帽子懸也、○中略

一調度懸の事、折烏帽子に、紙よりの小結に赤皮の烏帽子懸、褐布直垂に赤革のひぼなり、

〔常照愚草〕一烏帽子長くみの事、いにしへは年齢廿許まで用、匠作義直朝臣舍弟義遠は、廿五六迄長くみたりし、総ていにしへは如此ありし也、近代にいたりては、何もかも不入體也、然間更可爲靜謐體無之候、むかしは長くみも兩方へ三四寸づゝ、ゆいめ共には七八寸計也、近代政元などは、黑眥に一尺計ありしなり、應仁以前に一色五郎政氏は二尺五寸ありし、此等ま人の目にたちて申ならはしたる事也、諸大名の内衆などは心にも可任、又は猿樂風情は、ながくもみじかくも仕候也、總而最初元服の時は、黑眥に五六寸にて、次第々々に長くありしなり、鹿苑院殿樣○足利義滿わかく御座候し時は、おり御ゑぼしにて御座候、御くみながく御座候とて、伊勢禪門松繹口柱にをしあて申て、御こゆいのきへを、小刀にてきり率りし事を、諸家にまるし置、又申傳し事なり、

〔西三條裝束抄〕組懸

本儀紙捻也、常ノ組懸ハ後鳥羽院蹴鞠御好ユヘ、建久年中ヨリ始テ出來タル事也、サレド建久以來モ、蹴鞠ノ時ナラデハ、モチヒザル事ニテ侍ルヲ、近代ハヨノツネ用ル事ニナレリ、然ニ今モ公事ニハ、必紙捻ヲ用ヒラルヽ也、上古ハ蹴鞠ノ時モ紙捻、或ハ琵琶筝ノ緒ナドヲ、假初ノヤウニ、モ

チヒ侍リシ事也、

〔御供古實〕一ゑぼしかけの事、くみ本にて候、馬尾に仕候事は、近年の事にて候、是は御的などの時可用候、常にはくみ本儀にて候由申候なり、

〔奉公覺悟之事〕一ゑぼしかけの事、馬の尾をする事えりて用候、夏又は用事可在之也、又大かたびらの時、ゑぼしがけ、一寸まだらに白黑うちませて、被用候事在之也、

〔宗五大草紙上〕公私御かよひの事

一一獻の時御酌の事、〈略○中〉今川貞世か、れたる大雙紙に、御酌の人かならずゑぼし懸をすべしとあり、當時見及ばず候、御酌ならず共、はれの御役仕候時は、ゑぼし懸を可仕事也、椀飯などの時御酌左樣候也、又烏帽子懸は、馬の尾にてうちたるを本共申候、又糸にて打たるを本共云、故勢州申されしは、糸を本と候し其故はゑぼしには小ゆひなき物也、てうづがけをする也、其てうづがけを烏帽子にうちかけたるを、今はこゆひと申也、さある時は糸本たるべし、今もはれの時は、烏帽子にこゆひはなくして、てうづがけをする也、てうづがけは一寸まだらに、白くと黑くとうつ也、さげ緒の如く也、但下緒よりほそくうすかるべし、

〔當時裝束抄上〕正月元日　直垂〈○侍從以上中略〉

掛緒〈○烏帽子〉

かならず飛鳥井難波の兩家の門弟となりて、彼家の執奏に依て、許をうけ用る事なり、彼家の門弟ならぬものは、たとへ高官に至るとも、用る事叶はず、〈兩家の門弟となれば、兩家より其よしを禁中へ申上、許さるゝ事なり、たとへ兩家の門弟たりとも、侍從に任ぜざれば、用る事叶ざるなり、武家方にて門弟ならざる人、侍從拜任ありて、直に此掛緒を用ひ、扨兩家へ入門ある事普通の事なり、又近頃御老中方侍從に任て、紙捻の掛緒を用ひらるゝ方あり、公家衆にては、侍從拜任の後、兩家の門人ならねば、組かけを用ひられざるもあるよしなり、元來此組かけは、顯騎馬上のためなれば、强て規模とせらるゝにもあるべからず、此緒の組樣、厚平組にて、長サ壹丈許なる此長サ也、烏下になき物也、〉

(頭書)紅葉山幷兩山御參詣之節、御老中方紙捻掛緒を用ひらる、
年齢によりて用ゆる品あり、老者は薄色、但拜領之掛緒は老者たりといへども、濃き色を用ゆ、
又紺も老者の用ゆる所なり、白馬の尾黑馬の尾等、何も老者の用ひらる、所也、

〔當時裝束抄 上〕正月元日(○中略)　素襖(○中略)
掛緒(○烏帽子)
調子掛とも云、色定らず、(諸もへぎ黑な多く用ゆ)古法は必平組なるに、今は多く丸組を用ゆ、(當時も丸組平組とも子細なし、古法は一すまだらとて、白と黑と一すま計の段染を用、又ひやうもんとて、白紺茶の段組を用、又は紺一色も用ゆ、いづれも平組也、今も貴家高家京極殿には、一すま染を造組して用ひらる、)

〔建武以來追加〕禁制條々(貞和六十二○中略)
一同輩(○中略以下)直垂之絹裏、絹壓幷烏帽子懸不可用事、
貞治六年十二月廿九日

〔今昔物語 十九〕比叡山大智房檜皮葺語第卅七
今昔、比叡ノ山ノ東塔ノ東谷ニ大智房ト云フ所有リ、其ノ房ノ上ノ檜皮、損ジタリケレバ、房主ノ内供ト云ケル人、檜皮葺共ヲ呼上テ、其ノ檜皮ヲ葺セケルニ、檜皮葺四五人計、屋ノ上ニ登テ、檜皮ヲ葺ケルニ、房主ノ内供ハ、念誦ヲシテ延ニ廻リ行テ、此レヲ見ケル程ニ、眠タリケレバ、長押ニ枕ヲシテ、假染ニ寄臥タリケル程ニ寢入ニケリ、然テ内供夢ニ、房ノ上ニ金色ノ佛、烏帽子ヲ着給テ、風ノ吹ケバ、紙捻ヲ以テ、烏帽子ヲ頤ニ結付テ、檜皮ヲ葺給フト見ル程ニ、驚ト驚ヌ、怪キ夢ヲモ見ツルカナト思テ、庭ニ下テ、房ノ上ヲ見上タレバ、房ノ上ニ檜皮葺四五人有ル中ニ、年七十餘許ノ翁ノ烏帽子ヲ折テ、紙捻ヲ以頤ニ結付テ、檜皮ヲ葺ク、(○下略)

〔古今著聞集 十馬〕武藏國住人つゞきの平太經家は、高名の馬乘馬飼なりけり、(○中略)經家水干の袖くゝりて、袴のそばたかくはさみて、ゑぼうしがけして、庭におり立たるけしき、まづゆゝしくぞ

見へけり、

(吾妻鏡九)文治五年九月七日甲子、宇佐美平次實政生虜泰衡郎從由利八郎、相具參上陣岡、而天野右馬允則景生虜之由相論之、二品(○源頼朝)仰行政、先被注置兩人馬并甲毛等之後、可尋問實否於囚人之旨被仰、其時、(着白直垂、折烏帽子、紫革烏帽子懸、)立向由利云、(○下略)

(曾我物語九)きそうだい出たつ事

十郎がそのよのいしやう、しろきかたびらの、わきふかくかきたるに、村千鳥のひたゝれの、そでをむすびてかたにかけ、一すむまだらのゑぼしかけを、つよくかけ、くろざやにまき、しやくどうづくりのたちをぞもちたりける、おなじく五郎がいしやうには、あはせの小袖のわきふかくかきたるを、かりばのよういにやしたりけん、からさゆみのひたゝれに、てふを二つ三つところどころにかきたるに、こんぢのはかまの、くゝりゆるらかによせさせ、そでをばむすびてかたにかけ、ひやうもんのゑぼしかけをつよくかけ、あかぎのつかの、かたなをさし、げんじちうだいのともきり、かたにうちかけ、まことにすゝめるすがた、(○下略)

(親長卿記)延德三年四月十九日、新飛鳥井中納言入道許、明日之儀、治定之趣尋之、治定云々、已令用意也、(○中略)予云、烏帽子懸事、老者ニ相應之色はなにか候べき、返答云、いまは丸打組可然、色は紺色可然云々、晉歸了、　廿日、日中之儀、(○中略)午剋許改衣裳、(中略)丸組烏帽子懸、(如此今日始而懸之、)罷向、

(光源院殿御元服記)御元服(○足利義輝)次第　同十九日(○天文十五年十二月、中略、)

一表江御出有テ、有富、有春、御身固有之、御次管領代(定頼)着座、衣裝大帷子、折烏帽子カケ緒紙ヨリ、海老鞘卷刀ヲナトルヽ也、

(淺野家文書)飛鳥井雅章紫組烏帽子懸免許狀

雖拘爲門弟、紫組烏帽子懸之事、依叡慮所免之如件、

雅章○飛鳥井

安藝侍從殿○淺野綱長

延寶二年十二月廿七日

〔甲子夜話 二〕白川少將(定位)四位ノ侍從ニテ、老職ノ上座トナリシトキ、阿部伊勢守ハ(正倫、福山侯、)老職ノ末ナリシガ、新歳ノ御禮席ニ、烏帽子ノ結ヲ兩人トモ元結ニセラレケル、此時世評ニ、伊勢守當職闕ナキユヘ、飛鳥井家ノ免狀來ラズ、同列ノ中勢州獨リ元結用ラルヽヲ氣ノ毒ニ思ヒ、上座ノ白川コノ如ク爲ラレシト云シハ、條評ナルベシ、烏帽子ニ紫ノ掛緒ヲ用ユルコト、モト蹴鞠ノ式ニシテ、飛鳥井家ノ免ヲ得テ用ユルコト、面白カラヌコトヽ思ハレ、白川ハ元結ニセラレシモ、知ルベカラズ、人心ノ歸スルコトハ、不思儀ナルモノニテ、同列ノ人ヲ會釋シテ用ラレシナド人ヨリ押アテニ、ヨキ方ヘオモ向ケ云成セリ、

〔枕草子 二〕夜ふかくいづる人の、ゑぼしのをつよくゆひたる、さしもかためずともありぬべし、やをらさながらさしいれたりとも、人のとがむべきことかは、○下略

〔謠曲〕烏帽子折

シテ加樣に祝ひつゝ、(同)程なく烏帽子折立て、はなやかに三色組のゑぼしかけ緒取出し、け高くゆひ濟し、召れて御覽候へとて、御ぐしの上に打置、○下略

〔源平盛衰記 三十四〕木曾可追討由附木曾怠狀擧山門事

知康、木曾ガ許ニ行向テ、院宣ノ趣申含ケリ、木曾御返事ヲバ申サズ、ナシモノ院宣ノ御使ニ、小袴ニ懸直垂、烏帽子ニ手綱ウタセテ、賢モカヽズシテ申ケルコトハ、○下略

〔春湊浪話 下〕烏帽子に手綱

木曾義仲、治承に上洛ありし時さしも院宣の御使に、小袴に懸直垂、烏帽子に手綱うたせて、出あひしことあり、又藤九郎盛長、賴朝卿の使にて、瀧口三郎利氏、同四郎利家がもとへ向ひし時

烏帽子止

も御使も憚からず、惡口せしなどいふこと、ともに源平盛衰記に見えし、是等至て非禮なる體をいひし事なれども、其世の信濃武士東武士のふつゝかなるも、必頂をあらはさず、烏帽子に、かゆるに、手綱をば、打かけたるなり、又俊寛、成經、康賴、鬼界が島に流されし時の詞にも、此島には、男はえぼしをいたゞかず、女は髮もけづらずと、島の男女の異樣の體なるよしを、同じ書に記せしに、今は公卿殿上人をはなちては、都も鄙も貴きも卑きも、おしなべて、物をいたゞく事をせず、頂をあらはしゐるは、いつよりの事か、是を異樣なるさまとも、更におもはぬ世となりしぞかなしき、

〔安齋隨筆 前編 二〕一烏帽子に手綱ウタセ〇中略　貞丈云、烏帽子に手綱ウタセテといふは、エボシノカケ緒ユルミテヱボシの動くを云ふ也、侍えぼしの髻をいふなり、馬に手綱うたするに似たれば云也、馬に手綱うたするといふは、手綱をゆるく持て、馬のうなづくにつれて、手綱のゆるぐを云也、其馬の首のうなづく如く、がたり〳〵と動くをいふ也、是たとへことに云たる也、古の俗諺なるべし、しかるに土肥經平春湊浪話の作者也が、エボシに手綱うたせてと云を、エボシかぶらぬ時、エボシの代に手綱を首に打かくる事也といへる誤なり、エボシの代りに手綱をかぶる事、何の書にも見えざる事、惑ふ事なかれ、

〔貞丈雜記 三烏帽子〕一えぼしのうしろの針を、ほうじやうぐしと云、此串は猿樂の寶生太夫がし始めたる故、寶生串と云由の說あり、信じ難し、猿樂のし始たる物を、公家には用給ふべからず、按ずるに、えぼしを落さゞらんやうに、頭の上に保ち置く爲の針なれば、保上串(ホウジヤウグシ)といふ事なるべし、但俗稱也、エボシトヾメト云ベシ、續世繼物語ニ、エボシトヾメトアリ、

〔續世繼 八花のあるじ入〕この大將殿有仁〇源は、ことのほかに、えもんをこのみ給ひて、〇中略こまかにさたせさせて、よのさがになりて、かたあてこしあて、えぼしとゞめ、かぶりとゞめなどせぬ人なし、又

せでもかなふべきやうもなし、かうぶりゑぼうしのゑりはくもをうがちたればさらずばおちぬべきなるべし、ときにゑたがへばにや、

〔普廣院殿御元服記〕正長二年三月九日、〈己酉〉御元服、〈○中略〉御装束、〈○中略〉御立烏帽子、〈御ハリトハリ、御烏帽子〉御扇〈檜扇也〉以上永豊朝臣調進

〔山槐記〕治承四年三月四日丙辰、今日新院令著始御烏帽子給云々、無殊儀、帥大納言〈隆季、執事〉調進之、〈○中略〉又御烏帽子筥一合〈納三合〉被献云々、於女房中令著給云々、

烏帽子商

〔源平盛衰記〕〈二十二〉土肥焼亡舞岡女房消息附大太郎烏帽子事

甲斐國住人大太郎ト云烏帽子商人箱ヲ肩ニ懸テ道ニテ逢、〈○中略〉土肥申ケルハ、〈○中略〉ヤ、太郎、〈○中略〉烏帽子折テ進セナンヤトイヘバ、安々程ノ事也トテ、宿所ニ請ジ入奉テ、〈○中略〉酒宴半ニ、烏帽子箱ヲ取出シ、中座ニ候テ、折之テ人々ニ奉賦、〈○下略〉

〔西宮記〈臨時、四〉〕冠〈○中略〉

烏帽子

太上天皇、或時著之、自餘公卿以下、褻時所用也、

著用法

〔西宮記〈臨時、八〉〕朝拜〈○中略〉

著欹服者、先著烏帽子、之天髪ヲ樣久、

著用例

〔源平盛衰記〈二十六〉〕如無僧都烏帽子同母放鷹附毛寳放龜事

寛平法皇ノ御時、昌泰元年十月廿日、大井河紅葉叡覽ノ爲ニ御幸アリ、和泉大納言定國卿被供奉タリ、嵐山ノ山下風、烈シカリケルニ、定國烏帽子ヲ河ヘ吹入ラレテ、スベキ樣ナカリケ、袖ニテ髻ヲカヽヘテオハシケル處ニ、如無僧都ト申人、御幸ニ被召具タリケルガ、香爐箱ヨリ烏帽子ヲ取出シテ奉リタリケルコソ、人々目ヲ驚シタル高名ニテハ有ケレ、

〔今昔物語十九〕於鎭西武藏寺翁出家語第十二

今昔、佛ノ道ヲ行フ僧有ケリ、鎭西ニ至テ流浪シケルニ、□□ノ國ニ□坂ト云フ所ニ、道祖神有ケリ、此ノ僧其ノ道祖神ノ祠ノ邊ニ宿ニケリ、○中略年七八十許ナル翁ノ、黑キ髮モ无クテ、白シトテモ所々有ル頭ニ、袋ノ樣ナル烏帽子ヲ押入レテ、本ヨリモ小カリケル男ノ、彌腰屈ヲレバ、杖ニ懸リテ歩ヒ來ル有リ、

○按ズルニ、宇治拾遺物語此事ヲ載セテ、袋ノ烏帽子トアリ、

〔今昔物語二十八〕近衞舍人共稻荷詣重方値女語第一

今昔、衣曝ノ始午ノ日ハ、昔ヨリ京中ニ上中下ノ人、稻荷詣トテ參リ集ノ日也、○中略重方手ヲ摺テ、額ニ宛テヽ、女ノ胸ヲスル許ニ、烏帽子ヲ差宛テ、御神助ケ給ヘ、此ル侘シキ事ナ聞カセ給ソ、ヤガテ此ヨリ參テ宿ニハ亦足不踏入ジト云テ、低シテ念ジ入タル髻ヲ、烏帽子超シニ、此ノ女ヒタト取テ、重方ガ頰ヲ、山モ響ク許ニ打ツ、○中略重方烏帽子ノ萎タル引破ナドシテ、上樣ヘ參ヌ、○中略

傳大納言得烏帽子侍語第四十三

今昔、傳大納言ト云フ人御シキ、名ヲバ道綱トナム云シ、家ハ一條ニナム有シ、其ノ家ニ世ノ□者ニテ、物可咲ク云テ人咲ハスル侍有ケリ、字ヲバ内藤トゾ云ヒケル、其レガ其ノ家ニテ夜ル寢タリケル程ニ、烏帽子ヲ鼠ノ咋テ持行テ、散々ニ咋ヒ損タリケレバ、取替ノ烏帽子モ无クテ、烏帽子モ不爲テ、宿直壺屋ニ袖ヲ被テ籠居タリケレバ、主大納言此ヲ聞給テ、糸惜キ事カナトテ、我ガ烏帽子ヲ此レ取セヨトテ給ハセタリケレバ、内藤其ノ烏帽子ヲ給ハリテ、其レヲシテ壺屋ヨリ出テ、異侍共ニ向テ云ケル樣、主達ヨ此レ見ヨ、寺冠社冠ノ得テセムヤハ、一ノ大納言ノ御舊烏帽子ヲコソハ給ハリテセメトテ、領ヲ持立テ、シタリ顏ニ袖ヲ打合セテ居タリケルヲ見テ、人皆ナ咲ヒケリ、世ニハ墓无キ事ニ付テ、此ク物可咲ク云フ者ノ有也ケリ、大納言モ此レヲ聞テ咲ヒ給ヒ

ケリトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語三十一〕身貧男去妻成攝津守妻語第五

今昔、京ニ極テ身貧キ生者有ケリ、(中略)北ノ方近クテ吉ク見レバ、現ニ其レ也、土ニ穢テ夕黑ナル袖モ无キ麻布ノ帷ノ膝本ナルヲ著タリ、帽子ノ樣ナル烏帽子ヲ被テ、顏ニモ手足ニモ土付テ、穢氣ナル事无限シ、

〔榮花物語八初花〕帥殿(藤原伊周、中略)この月ごろなやみ給て、やゝうちはそり給へるが、色あひなどのさらにかはり給はぬをぞ、人々おそろしきことに聞ゆる、このひめぎみ(伊周女)だちのおはすれば、かたじけながりて、御えぼうしひきいれて、ふし給へり、

〔古事談一王道后宮〕後三條院春宮御時、スヱザマニナリナハ合著御烏帽子給云々、見敦光朝臣抄物、

〔神皇正統記鳥羽〕鳥羽院、(中略)天下を治めたまふこと十六年、太子にゆづりて尊號あり、白河代をしらせたまひしかば、新院とて、所々の御幸にもおなじ御車にてありき、雪見の御幸の日、御烏帽子直衣にふかぐつをめし、御馬にて本院(白河)の御車のさきにまし〱ける、

〔長秋記〕大治四年四月廿五日癸酉、賀茂祭也、(中略)下官(源師時)等參新院御方、著御裝束出御渡殿、(御烏帽子、二重織物、指貫、紅打衣、御衣、御直衣也、)

〔台記〕康治元年二月十二日丙子、著烏帽直衣、先參院、皇后同坐、候宮之人著烏帽、依高陽院之例也、

〔古今著聞集十六興言利口〕此比天王寺より、ある中間法師京へのぼりける道にて、山ぶし一人、又いもじする男一人行つれて上りけるを、(中略)いもじ男は、たゞよくねいりぬ、法師はそらね入して、此山ぶしがふるまひ見ゐたる程に、もとゞりとりはてゝ、ねゐりたるいもじがゑぼしをとりて著てけり、さて遊女がねたるぬりごめのもとに至りて、やをらたゝきければ、すなはちあけて、たそと問ば、我はやどりう人にて侍り、(中略)さて事共よくして、其著たりつるゑぼしをば、君がまくらに

とどめをきて、あからさま成やうにて出にけり、

〔古今著聞集十六興言利口〕前隱岐守永親が志たしき者に、左衞門尉何がしとかやいふもの有けり、永親が家と此ぬしが家と、むかひあはせにちかゝりければ、つねに行かよひけり、つとめてとく、ただひとり永親がもとへ、行ける程に、わすれてゑぼうしをもせで、もとゞりはなちながら門をあゆみ入けるを、人々見てふしぎの事かなと笑あひけれども、ことばにいふ事なければ、我事とは思ひもよらである程に、朝日のかげに、もとゞりのうつりて見へければ、はじめてさとりて、かしらをさぐるに、ゑぼうしなかりければ、あはてまどひて、はしりかへりにけるうしろすがたおもかげ、さこそおかしかりけめ、

〔人倫訓蒙圖彙六〕ゑぼし師　室町一條上ル美作室町三條下ル町、此外所々にあり、簡板に志るし置、

〔萬買偏忘錄中〕漆事行動方書付略〇中

一御烏帽子師杉本美作、前々ゟ壹ヶ年に漆壹桶御拂直段ヲ以買請被仰付候間、漆屋共入札取之高直段ヲ以、美作へ相渡、代金取上之、御金藏へ相納候事、

〔謠曲〕烏帽子折

レヲ拐も某が先祖にて候者は、元は三條烏丸に候ひしよな、略〇中我らも又其如く、嘉例目出度ゑぼし折にて候へば、此ゑぼしを召れて、程なく御代に、下目出羽の國の守か、陸奧の國の守にかならせ給はん御果報有て、代に出給はん時、祝言申しゑぼし折と、召れて目出たう引出物たばせ給へや、

〔明和新增京羽二重大全三〕御冠并烏帽子折

今出川小川東江入町　木村日野略〇下

烏帽子屋

〔雍州府志七土產〕烏帽子　製之家在室町三條南、板面書十一之字、而揭門楣、爲烏帽子屋之證、買者認之、然今不解其意、蓋始製烏帽子之家、以十一屋呼之乎、一說十表立烏帽子之形、一表士烏帽子之狀者也、是亦可取者乎、

雜載

〔清獬眼抄凶事〕一燒亡事

一未聽烏帽子廷尉重定、著冠向炎上所事

後清錄記云、長寬二年甲申三月十日乙未、今日於千手堂有拷問、所々强盜嫌疑輩等也、丑剋許四條南、烏丸東西、綾小路北燒亡、其中左權佐爲親宅爲灰燼、向官人、平尉康佳 江尉永重 源尉重定 志基重 府生友兼 等也、重定依未被聽烏帽子著冠、參大理申燒亡事、仰云、禁裏神事也、不可有參云々、

〔山槐記〕永曆二年○應保元年四月廿五日丁卯、中云、火丁看督長、有著烏帽之時事、命云火丁內裏燒亡之時著之、是卒爾之儀也、爲故實一兩人必令著烏帽歟、取依白羽、大理負之、著烏帽者可爲早參之儀也、○中略中院右府入道高野御幸之時、火丁著烏帽云々、

〔建武年間記〕口遊去年八月二條河原落書云々○元年歟中略

マナ板烏帽子ユガメツヽ　氣色メキタル京侍○下略

古事類苑

服飾部二十三

帽子

帽子ハボウシト云フ、中世以後ニ起リシモノニテ、其名ハ烏帽子ト似タレドモ、其用ハ大ニ異ナリ、頭上ニ戴キテ、防寒ノ爲ニ用ヰル具ニシテ各種アリ、綿帽子ハ綿ヲ以テ作リ、初ハ男女共ニ用ヰシガ、後ニハ婦女子ノミ之ヲ用ヰタリ、又布帛ヲ以テ製スル所ニ、澤之丞帽子、瀬川帽子等アリテ、其類モ亦頗ル多シ、而シテ覆帽ニハ錦帽子、押帽子等アリ、遊戯部放鷹篇ニ載セタリ、

桂包ハカツラヅヽミト云フ、頭髮ヲ包ムノ義ナリ、卑賤ノ婦女ノ用ヰル所ニシテ、手巾ヲ以テ頭部ヲ覆フナリ、足利幕府ノ時ヨリ見エタリ、

覆面ハフクメント云フ、多クハ婦女ノ用ヰル所ニシテ、外出ノ時、布片ヲ以テ面部ヲ覆ヒシガ、帽子及ビ頭巾ノ行ハルヽニ及ビテ、遂ニ廢レタリ、

帽子

〔饅頭屋本節用集〕保財寶　帽子(ボウシ)

〔易林本節用集〕保衣服　帽子(ボウシ)

〔書言字考節用集〕六服食　帽子(ボウシ)

〔倭訓栞〕前編保二十八　ぼうし　今婦人の首服にいふ、帽子の音なり、西土の書に面帽なども見えて、帽巾の類なり、今種々の製あれども、實はかづきの省略なるべし、江戸の婦女、むかしはきまゝと

て、黑き絹もて額面を包みけるが、其後は綿にて製し額面を覆ひし、寶永の比までの風俗しかりとぞ、今のびらりぼうしは、明にいふ蓋頭の類なるべし、北國に頭巾をぼうしといふ、

種類

〔都風俗化粧傳 下頭書〕綿ぼうし〇圖略、　丸輪あげぼうし　ねり帽子　大坂ぼうしの小形　揚ぼうし　大坂ぼうし　袖わた　おそめぼうし　大坂後家ぼうし

〔嬉遊笑覽 二上服飾〕衣食住記に、元文の頃迄は、綿ぼうし、丸わた、舟わた、瀬川わた、其後ちりめん、羽二重、紫ぼうし、淺黄ぼうし、白綾に紅裏ぼうし、寶曆のころ、黑ぼうし、お高祖頭巾、それよりむきつらになりたり、元文頃までは、女のかぶり物なしに、出ありくことなかりしに、いつとなく、かぶりものは止み、安永の頃より、そろ〳〵と御堂ぼうし、御堂わた、一向ぼうし共いへりとあり、若き女、白綾紅裏のぼうしきる頃も、年少したけたる女は綿ぼうしなり、

〔秇苑日渉 十一〕蓋頭 帽子 附蒙頭當額

每見百年前畫、賤者乃著高頂笠子于蒙衣上、今市女笠(イチメガサ)一云壺笠是也、後來晴雨皆用傘、無有戴笠者、已而用蒙衣者漸少、或有以絮爲帽者、漢史所謂冒絮是也、〇中略或有以方帛斜折覆頭、垂其端結之頷下者、其製亦不一、又有老婦尼姑所著稱花帽子者、蓋唐帷帽、宋蓋頭之類也、〇中略或以幅紗打疊、自頂繞兩鬢、交加蓋髻者、亦謂之帽子、其小幾蓋髻者謂之阿傑帽子(アゲボウシ)、方言所謂紗繻郭璞謂之結籠、燕京謂之雲髻、古謂之幗、者蓋此類也、〇中略三四十年前、有帽子上戴垂簷白莞笠者、近來莞笠皆用平頂一字者、無有垂簷、婦女多露髻、間有著帽絮及阿傑帽子者、惟縉紳世家用蒙衣而已、至總髻梳髮及笄簪脂澤之制、月換歲變、其風多出自倡優、及士大夫之家、靡靡之俗、日甚一日、吁可慨也夫、

縹帽子

〔書言字考節用集 六服食〕縹帽子(ハナダボウシ)

〔本朝世事談綺 一衣服〕縹帽子

天台大師隋煬帝の前にて、說法ありし、塞風を凌しめんと、御衣の袖をときて給はりしを、そのま

まに被りたりし也、本朝は桓武帝の御衣の袖を、傳教大師に給はりし事あり、是花のぼうしの始也、

髭帽子

〔太平記三十五〕北野通夜物語事附靑砥左衛門事

日野僧正賴意〈○中略〉北野ノ聖廟ニ通夜シ侍リシニ、秋モ半過テ、杉ノ梢ノ風ノ音モ冷ク成ヌレバ、曉月ノ月ノ松ヨリ西ニ傾キ、閑庭ノ霜ニ映ゼル影、常ヨリモ神(かうかう)宿テ物哀ナルニ、〈○中略〉南殿ノ高欄ニ寄懸テ、三人並居タル人アリ、〈○中略〉髭帽子(ひげぼうし)シタル雲客打ホヽ笑テ、何ヲカ心ニクヽ思召候覽、〈○下略〉

〔建武年間記〕於陣中可加制止條々〈○中略〉

一用髭〈○髭一本作髪〉帽子事

〔類聚名物考服飾一〕髭帽子　ひげぼうし

思ふにこれは陣中などにて、たくましく出立んとて、帽子に熊毛などにて、髭を植付て著る物にや、これにては面相も常とかはる故に、非違もあらんとて、陣中にては常には禁せらるゝ事にや、或人云、小笠原家の說に、はれの時、びんえぼしといふ物有れども、しかしこれらの物にや、

ノセ帽子

〔大館常興日記〕天文十年十一月十一日、三淵播部殿來入、淸光院殿よりのせぼうし二給之候をもち被來候、一段見入候よし、能々可預御申旨申候也、

ガクサイ帽子

〔津輕舊記傳二〕仙桃夫人〈段榮源〉　仙桃夫人名〈御戒名おふ〉爲則公の二女にして、爲信公の御室也、〈○中略〉元龜二年、爲信公大浦ヶ鼻南部高信を代玉ひし時、板垣兵部を先手として、二陣には野武士の者を集め、尾花綴りの厚き物を著し、がつさい帽子といふものを引被り、〈○中略〉八十三人也、

綿帽子

〔書言字考節用集六服食〕綿帽子(ワタボウシ)

〔本朝世事談綺一衣服〕綿帽子

宮女の老たる人、寒風を凌んため、額に綿を被る、額わた、被わたとも云、又烏帽子のごとくかぶるゆへに名とす、

〔物類稱呼四衣食〕腰帶こしをび　しごきと云物を、畿内にてか、えぼうしと云、肥後にてぼそといふ、江戸にてぼもといふは、わたぼうし也、泉州堺にてこきんわたといふになし、

〔塵袋二〕一木綿トカキテ、ユフトヨム、歌ニハシナノ心ニゾヨム、コレ紬羅綿ト同ジ物歟如何、(中略)冬ナムキニタヘズ、綿帽子トテ頭ユフコトアリ、昔モソメタルワタニテ頭ユフコトノアリケルニヤ、

〔雍州府志七土産〕被綿　婦人以手攤白綿爲片面造被綿、其狀形有大小之異、然總稱綿帽子、老女多家頭所々造之、一條北入江殿尼寺、而號三時知恩寺、此所曰入江辻子、故世此尼寺曰入江殿、淨土宗而屬淨華院、近世爲知恩院派、皇姫或攝家姫公多爲尼住斯寺、有寺產二百石、侍尼多間暇也、寂寥之餘、製婦人之綿帽子、或尺長帶、或被帷子、是出自尻懸者乎、

〔萬金產業袋五衣服〕綿帽子　此作りやう、右綿子の心得にてなるべし、そのうへ綿ぼうしのぬり桶は、格別に形ちいさく、性たかくはそ長なるを用ゆ、これも又綿なりを作るに、裏の方をこしらへ、後に表を仕あぐる也、


是を丸わたといふ、此ころ殊外大きなるあり、綿ぼうしの古風也、


これを船綿とも、ぼそともいふ也、


是を古今綿、あるひは頬包ともいふ也、

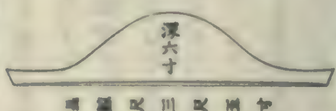


手促綿といふ、うこん淺黃の染綿にても作ル、

此類形も近代いろ〳〵に作る、出來合にはうちへ唐綿を包みつゝみにして上綿ばかりを著せ作る、日に透して見れば包みか、眞綿計か、よくしれ見ゆる物也、きつね綿とは、右のつゝみの事なるよし、

〔守貞漫稿 十五 男服〕綿帽子ハ眞綿ニテ此形ニ造リ、布苔ヲシキテコレヲ堅ム、

京坂ニテ帽子 江戸ニテ頭巾ト云 昔平綿ト云此形歟



江戸今俗綿延ノ頭巾ト云是也

京坂從來眞綿ヲ以テ製之テ、名ヲ綿帽子ト云、男用モ淺葱ヲ專トシ黒モアリ、茶ハ專ラ老夫ノ用トス、女用ハ淺葱ノミ也、江戸ニハ昔ヨリ綿製ナキ歟、又ハ昔有テ今無之歟、江戸今世綿製ヲ見ズ、天保以來京坂モ縮緬ノ表裡、或ハ裏ノミ絹モアリ、男用黒ヲ專トスルコト、江戸ニ反ス、綿製ト並ビ用フ、

追考、江戸ニモ綿製ナキニハ非ズ、安政ノ今モ稀ニ有之、

江戸ハ綿製稀ニシテ、縮緬絹或ハ鹽瀬等ヲ以テ專トス、鼠色茶鐵納戸茶革色等也、男子ハ黒ヲ用ヒズ、女子ハ亦此形ヲ用ヒズ、江戸ハ安政ノ頃ヨリ不用之、

三都トモニ絹縮緬等袷製ニテ、中ニ薄ク眞綿ヲ納ル、

又三都トモニ粗織ノ文浜木綿ヲ以テ製之テ、小民ノ用トス、煙賣ノ商人等ノ用トス、形小也、江戸專用之、京坂稀ニ用之、色紺或ハ茶也、茶ヲ專トス、トモニ單也、

〔近世女風俗考〕綿帽子之事

綿帽子は、老女の寒風を凌がんとて頭上に頂し也、若き女のかづきし事、昔はなきことなり、延寶の始寛文の末、男女風俗一變せしより起りし事とおぼゆ。〇中略

右にあげたる〇圖略丸綿、寶永以後一變せしにや、右のごとき體、ものにみへず、後年山高帽子、直りぼれ或ひは引まはし綿、伊勢にていふ是等は丸綿の變せしものと見ゆ、山高といふ帽子は、安永年間より以前のものに所見なし、

手綿綿といふ帽子は、江戸より始めしもの歟、上方より出板せし古きものには見あたらず、延寶の頃より流行して、寶永の頃に廢る、

〔嬉遊笑覽 二上服飾〕わた帽子種々あり、犬筑波集に、かねうちなくてぬめる人かは、おはぐろを付ぬもかづくうなぎ綿、寛永發句帳、雪やけさそのまゝ紫の額綿、一代男四 紀州加田の風をいふ處、紫のわたぼうしあまねく著ることにぞ有ける、(中略)自笑が色三線、五 めかくしする處、紅打の手ばそにて、口をかくしといへるも綿にて作れるなり、又綿にて頰かぶりすることもはやれり、是もしごきの服紗も、共に手ばそといふ細き義なり、(中略)丹前能、五 伊勢道中の處、傾城と打見え、綿ぼうしの上を、淺黄ちりめんにて包み、又松の落葉、四 條涼八景、加賀 紫ぼうし、御所かつぎ、思ひ〳〵のだて姿、

〔後水尾院當時年中行事 下〕一綿ぼうし單度等かへつて不用、或は老者、或は病者御ゆるしを給はりて、後は夏冬をいはず、片時も是をはなたず、男の襟等御免に同じ、

〔婚禮問答〕婚禮の姫君、わたぼうしかぶらせ可申哉、わたぼうし、古法に無之候、姫君は白あやさいはひびしのかづきをめさせ可申候、

〔覽富士記 足利義教〕富士御覽の御有増、すゑとをされ侍て、永享四のとし長月十よ日の程に、おぼしめし立れ侍り、(中略)朝ざむなるほどにて、御わたぼうしをせられ侍しに、おりしも富士の根にくも一むらかゝりて、さながらぼうしのやうに見えけるを、御わたぼうしにおぼしめしなずらへて、

我ならずけさはするがのふじのねにわたぼうしともなれる雲かな

御和

ふじの根にかゝれる雲も我君の千世をいたゞく綿ぼうしかも

〈甲陽軍鑑品第三十七十一下〉織田信長よりは、いつものごとく、書狀の書付も、前々のごとく、御音信も大形の小袖、其上信玄公めし候をば、一重蒔繪の箱にいれ、御頭巾綿帽子まで、うつくしきまきゑのはこに入、進上申さるゝ也、仍如件、

〈明良洪範八〉溝口外記ハ五千石ニテ、秀吉公ノ使番也、或時榊原式部大輔康政ト同座シケル時、溝口ハ直參ナル故、上座ニ在テ、其驕慢ナル體也、殊ニ病氣也トテ、綿帽子ヲ冠ラレタリ、

〈叢恩記下〉九〇松永良德十二三のとき路次にてあひしに、綿帽子をかづきたるを、とをくより見つけ、〇紹巴さん〳〵にしかられし、そのこはきに、この年までさのみ頭巾をもせぬは、此高恩なり、ありがたくおもひはべる、

〈明良洪範續篇五〉或正月年始御禮トシテ、駿府へ台德院樣〇德川秀忠ヨリ御名代トシテ、酒井左衞門尉ヲ遣ハサレシ時、烏帽子ノ下ニ綿帽子ヲ著用致セシ所ニ、如何シテヤ烏帽子ヲ落シ申サレ候、權現樣〇德川家康御機嫌惡敷候テ、佐渡守抔ハ、老人ト云、又ハダラケ者故、綿帽子著用スル事モコレ有、左衞門尉抔ガ、其眞似ヲ致スハ無用也、我等事ハ隱居ノ身分ナレバ苦シカラズ候ヘドモ、將軍家ニハ、東國西國トモ登城致ス所ニ、左樣成不禮ノ體ニテハ、將軍外見ヲ失ヒ申サルベシ、サンザンノ事ナリ、畢竟將軍ヲタワケニスル故也ト仰有シ、御側ニ阿茶殿居ラレテ、取成申サレ候ハ、昨夜左衞門方ヨリ申越候ハ、風ヲ引候故、明日ノ登城ハ成申間敷トノ事故、私ヨリ申遣シ候、御年始ノ御名代ナレバ、一日ニテモ延引有テハ、御心掛ニモ思召サルベク候間、如何ト存ジ、私差圖ニテ、風引候ハヾ苦シカル間敷候間、著物ヲ澤山ニ著シ、綿帽子ヲ著ラレ候樣ニト申遣シ候由申上ラレケレバ、權現樣御機嫌モナヲリ候由、〇下略

〈獨語〉江戶の婦女の外に出づるに、昔はきまゝとて、黑き絹にて頭面をつゝみ、目ばかりをあらはしけるが、其後綿にて頭面をつゝみしは、我が二十あまり、寶永の比までしかなりき、今はちひさ

綿帽子
オモリ帽子

き綿を頭上にいたゞきたるのみにて、面をば打ちさらし、はれやかなる顏にて道を往くさま、おもはゆげにも見えず、

〔本朝櫻陰比事 五〕櫻に被ける御所染

蠟燭の光に透かして見れば、まさしく姉君は片眼なりと、通ひ女のいへるに驚き、仲人かゝ綿帽子の下より覗けば、最前の見たる娘とは變り、年齡も二つばかり老たり、

〔懷硯 一〕長持には時ならぬ太鼓

見や角屋鋪の所へ、二親御堂より下向し、父は肩衣かけながら、母は綿帽子取も敢ず、是はと娘に縋り、始を聞屆け安堵して、○下略

〔咲分五人娘 一〕御暇が出て御國を散行く櫻戸は色の曙

譜代の家老大和田要人之助、○中略早朝より奥方の御屋敷へゆく所に、國そだちとは見えざりし當世風の艶女、丸綿にて顏つゝみ、供をもつれず只ひとり、○下略

〔塵塚談 下〕綿帽子賣の事、我等若年の頃は、瀨川ばうし、船綿帽子、其外流行のばうしを賣歩行ける、これもいつか絕て、近衞ばうしうりなし、帽子うりの來りし比迄は、武家の婦女、禮服には勿論、他行の節はかぶりけるが、近衞ばうしを被る女さらに見へず、諸侯の奥方他行の時は、供の女ばうしを用る家多し、又一向宗門の婦人、角かくしとかいふて、綿ばうしに似たるものを、寺參りには必被る事、是綿ぼうしの遺風なるべし、

〔賤のをだ卷〕一昔は女の帽子と云ものをかぶりて步行たり、綿帽子は、年季三四十已上の女のかぶるものにして、若き女は白に紅のうらを付てかぶりたり、扨其ばうしをとむる針を銀にて物好に拵ひ、贔屓のかぶき役者の紋所などをうたせてさしたり、

〔嬉遊笑覽 二上 服飾〕吉原徒然草に、澤之丞といふ野良、帽子の左右をたれてかづきけり、小娘をどり子

澤之丞帽子
瀨川帽子
ヤデン帽子
菖蒲帽子
水木帽子

などの帽子の最初なり、元祿の初の頃よりひろまりけり、〇略註類柑子に、辰之助が猫は、焦尾琴のしらべに踊り、澤之丞が帽子は、菊の宴の紫に匂ひて、二度の勲入をかざらずといふことなし云云、八文舎が歌舞妓故實に、澤之丞帽子、元祿の初め、澤之丞といふ女がた、かづき初たり、左右に鉛のおもり付たるよし、依ておもり帽子といふ、瀨川ぼうしと云は、先瀨川菊之丞享保十九寅年、中村座にて生肝の狂言、屋敷女中風俗にて、切落より出し時、始てかぶれり、其頃より專らはやる云云、〇中略江戸名物鑑に、帽子屋に瀨川わたと有り、彼が紋所結綿なれば、かた〳〵名とする歟、世にありふりたるものも、歌舞妓に用ひぬれば、それに名を稱はれて、役者の名を負ぬる類いと多し、澤之丞ぼうしは、前條にいへる、おもり頭巾の類、瀨川ぼうしは、屋敷女を學びて著たるとなれば、其時始めたるにあらぬ事知べし、小きんぼうしは、こきん綿にて、即てぼそなるを、彼伎藝古實には、これをも藤井古今といへる女形より始れりといへり、非なるべし、

〔役者全書下〕紫帽子

一歌舞妓にて用ゆ紫ぼうしは、そのかみ鳥居庄七といふ女形はじむ、是びらりとさげてきせたるよし、又天和の比、玉川千之丞と云女形、黑きぼうしを上にて打込み、左右へさがらぬやうに志たり、夫より加茂川のしほ兄傳兵衛といふもの工夫して、やでん帽子とて、四角なる絹の切レの角角におもりを付て、落ぬやうにこしらへかぶりしとぞ、其後元祿の比、加茂川のしほ水木辰之助工夫して、ちりめんにて風流にこしらへ、色はむらさきに定めたり、

澤之丞帽子　元祿の始、澤之丞といふ女形、かづき始たり、左右に鉛のおもりな付たるよし、よつておもりぼうしともいふ、

水木帽子　是水木辰之介はじむ、其比專はやりし也、

菖蒲帽子　元祖よし澤あやめよりはじむ

瀨川帽子　先瀨川菊之丞、享保十九寅年、中村座にて生肝の狂言の節、屋敷女中の風俗にて、切落しより出し時はじめてかぶれり、其比より專はやる、大坂丁にて是を製す、今にあり、

綿帽子

〔我衣〕寛永ノ比、水木辰之助トイフ野郎、京ヨリ下リタ丸ヤヒタヒ帽子ヲカケタリ、是ヨリ前ハ前髪カツラヲ付、紅ノ切ニテ鉢巻ヲシタリ、其後元祿ノコロ、荻野澤之丞トテ、京下リノ野郎、ナガリ帽子ヲ始ム、是ヲ澤。之。丞。帽。子。ト云、

〔近世女風俗考〕綿帽子之事

開扇廿我座敷狂言、元祿十四年印本、京の巻、京祇園にて、ゆきかひの女の品定する所に、上略、山王のみやしろの前を東に向ひて歩行女、下に淺黄八丈上に黄八丈の□□ひとつ前にかいつかみ、白く清々なる、緋ちりめんのふたのにあらそひ、す親に、すあし、淺黄絹の丹前せきだ、紫。の。水。木。帽。子。著て云々としるして、此図図略を出せり、

〔近世女風俗考〕綿帽子之事

綿帽子之図図略　十七回享保八年印本、牛山[illegible]々撰前句略

挑灯で綿帽子更るほの〴〵と　露沾

御前獨狂言寶永二年印本、花洛四愚作五之巻、因、堂の縁に雨やどりに、四五人連の女、十七八の振袖、絹ちゞみに墨絵の山水、狩野家の筆勢をつくし、黄繻子に秋の縫帯、絹かづきの八重染、雨風にふきちらすを忍びかね、被衣とらせて紫の上ぼうし、自ら愛ある顔ばせ云々とある、上帽子





綿帽子全図

といへるは綿ぼうしの事歟、

右に畫たる圖は、ある老女、わが若きとき、其母のかたれるを聞おきたる話によりて、圖する所なり、さて同人の曰、此帽子、大かたは縮めんにて仕立て、春秋冬かぶる、夏むきは絽にてつくる、中年は紫水色多く、少女は桃色おほしとぞ、

〔嬉遊笑覽 服飾 二上〕一向宗門徒の婦人、角かくしとかいひて、寺參りにかぶるもの、綿ぼうしの遺風なるべし、(長崎歲時記、一向宗御正忌とて、男子は肩衣を著し、女子はさらし木綿、或は布、西洋布の類を以て、圖にかづき、是をおよほしといひ、俗にすみ手拭、また角かくしと異名す、新婦兒女といへども、皆是を用と云り、是は寬政丁巳(九年)の刻梓なり、)

〔東都歲事記 四十一月〕廿二日 一向宗寺院報恩講、廿八日まで修行、○註略

東本願寺(中略)一宗の老若、御講小袖となづけて、あらたに衣服を調へて參詣す、男は肩衣の巾せまきを著し、女は薄ものゝ黑き頭巾をかぶる、是を俗につのかくしといふ、

〔嬉遊笑覽 服飾 二上〕他物を頭巾に用ひたるは、奈良法師、山の衆徒等、袈裟をもて頭を包み、賤の婦は手巾にてかつら包みをなす、かつら包は、室町日記、甲陽軍鑑などにもみえたれども、昔は賤女なべて頭を包みたるが、後に桂卷と書は、桂女にのみ其風殘りたれば、然いひけるなれど、かつらは長き意にて髮をいふなり、桂女のことにはあらず、萬治寬文の頃までも、下女など頭を桂包にしたるさま、其頃の繪にみゆ、○中略

猿樂狂言に、ゆぼうしといふは、木綿帽子なるべし、後には桂帶ともいひ、其包みたるをかつら包といふ、昔々物語に、昔の淨瑠理のことをいひて、人形の拵へやうも、女の主人には髮をすべらし、かつら帶かけて、召仕まで如右云々とあり、これは室町將軍の頃の風俗なれども、寬文以上の淨るりには然ありしなるべし、夏山雜談、二西國邊にては、賤女は物語などする時、白布もめんの類にて、長き鉢卷をして、前にて結びさぐるなり、古の賤女はかくせしにや、能狂言の女は鉢卷をするなり、春湊浪話に、今世婚禮の時、桂女といふものを供につるゝ、是は鬘女といふ、桂女と誤れる

覆面

にや、往古は玉かづら、木綿かづら、花かづらなどありて、卑き女は木綿かづらせしこと、萬葉以來歌にも多くよみたり、後世京都將軍の頃までも、布をもてかづら帽といひて、乘輿に從ふ半女など、常の事にてありし故なりといへるが如く、帽子はこれより起りしものなり、よき人は衣かづき、賤女はかづら帽したり、それより帽子となる、古畫にかづら帽の體一樣ならず、又五色の筋など染たるもあり、又黃なる無地もあり、もと手拭をかぶれるにて、今世も同じことながら、古は手拭もいと長く、婦女髪澤を多く用ひざれば、髪散みだれ易き故に、頭を包むを常としたる也、その風後代に式正の如くなりし也、そは是のみにあらず、

〔甲陽軍鑑十下品第三十二〕景虎〈杉○上〉三月中旬〈○永祿三年〉に、相模の小田原へ押込既に蓮池まで亂入に、心もしらぬ關東侍、大將衆に少も樣道なく、甲を脫白布の手巾をもつて、桂包と云物に頭をつゝみ、朱さいはいをとりて、諸手へ乘わり下知し、〈○下略〉

〔書言字考節用集六服食〕覆面

〔嬉遊笑覽二上服飾〕古へ女は外に出るに、衣かづき、深き笠を著下ざまなるは桂包みなどして、覆面はせざりき、永正大永巳後、手巾やうのものを頭にかぶり、上に笠きたり、これ覆面の類なり、職人盡の繪などに、賤き者は覆面して笠きたるが多し、其外祭りには細男の覆面、舞樂には按摩蘇利古の象面あり、おぼつかなきは源氏、〈夕顏〉源氏夕顏をかたらひ、河原院へゐて行たる處に、顏は猶かくし給へれど、女のいとつらしと思ふべければ云々、これは源氏が夕顏に顏をかくして見せざるなり、細流抄に、昔はふくめんをたれて、面をかくしてありくとある也、花鳥、かりぎぬの袖などを覆面にせるにや、又扇などさしかざして、半面にかくしたる心かといへり、いかさま覆面にてもせざれば、誘ひ出してこれまで隱し居らんこと、かたかるべし、されどかやうの人のふくめんしたるは、古畫などにも見及ばず、覆字おほふと訓ときは、フクの音なれども、ふくめんと云來れり、

象面は假面にて、半面とは異なり、○中略俳諧懐子、付合立かへりみる塗笠の内、ふくめんを誰ともしれぬ妻にて、(寛文のころ迄も、わり笠の下に手巾をかぶれり、)昔々物語、召仕女の針妙こし元も外へ出るに、顔をふくめんし、又綿にて包みありく也、○下略

〔豊太閤大坂城中壁書〕御掟追加○中略

一覆面仕、往來之儀、堅御停止之事、

右條々於違犯之輩者、可被處嚴科者也、

文禄四年八月三日　隆景　輝元　利家　秀家　家康

〔落穂集追加三〕御鷹野先へ女中方御供の事

一問曰、權現樣御在世の内、御鷹野の御先には、女中方を御供に召連れらるゝと申候、いよ〳〵其通りの事と申事にや、答曰、○中略遠方御泊り御鷹野とさへあれば、女中衆六七人程づゝ、定て御供被致、其内乘物にて御供被致るゝ女中一兩人づゝにて、其外は何れも乘掛け馬にて、あかね染の木綿布團杯を敷、市女笠に、下にふく面を被致て、御供有る由、○下略

〔昔昔物語〕一昔は小身二百石三百石位の衆の奥方母義息女、歩行にてありく事なし、遠方は申に及ず、近所も乘物にてありく、○中略出先にて乘物より下りあゆむ時は、ふくめんかぶり物して、面を包、眼計出し包故、御旗本方の奥方息女等の顔、人みる事なし、總而息女は七歳以後は深窻に隱し、人にまみえさせず、召仕の女ましんめう腰元、外へ出るに顔を、ふくめん、又は綿にて貌を不出、貌

を出し候て行女一人もなし、明暦の比までは、しんめう脛元かづきを戴きてありきしに、略下中ごろは編笠かぶり覆面して、都の町々を賣けり、

〔會呂利狂歌咄〕四往昔正月元日の朝より十五日まで、年毎に懸想書とて賣けり、○中略

〔當社御造替日記〕上同月〈○戌〉十二日ヨリ、若宮方兩神殿御精進事、二七ケ日也、○中略下遷宮ノ日カミアラヒ、行水ヲスル、○中略手袋フタメンカミニテスル也、

〔攝津名所圖會〕九能勢郡御玄猪餅調貢〈又御玄猪餅、能勢餅ともいふ、能勢郡木代村切畑村より、毎歳十月に調貢し奉る、上亥日木代五戸より貢す、中亥日切畑入戸より貢す、若下亥日ある年は、切畑入戸の内四戸より貢す、むかしは村長門大夫より調貢し奉る、元弘建武の頃安永年間の國宣あり、○中略〉能勢餅製造〈宮家の四壁に齋竹を立て、家を清め新藁を布、精進して先赤小豆を能煮て、餅米を白臼に搗、赤小豆に交て餅と爲す事、數十盛也、製造の間人はみな〳〵齋を書し、覆面して製とす、〉

〔甲子夜話〕六予〈○松浦清〉ガ若年ノ頃迄ハ、イヅ方モ奥ノ女ノ外行スルニハ、總ジテ帽子ヲ戴コトナリキ、相互ニ縁家ノ夫人、年始其餘ノ往來ニモ侍女ノ歩行スル者ハ皆コレヲ冒タリ、晴ノ時ユヱ、サモ有ベシ、其頃ハ今ト違ヒ所々ノ奥方ナド戯場ニモ憚ナク往タルニ、其供ニ從ルモノ、皆帽子ヲシナ棧敷ニ並居ル體ナリ、又郊外野遊ノトキモ同ジ、俳諧ノ發句ニ奥方と見へて帽子の野がけ哉ト云句アリ、其時ノアリサマ知ルベシ、コレ武家ノミナラズ、町人モ身ヲ持タル輩ハ、晴ノ時帽子ヲ用タリ、夫ユヱ今宿解ノ祝儀トテ、霜月ニ少女ノ社詣スルトキ、必帽子ヲ冒ル、是ノミ世ニ遺リテ、武家ノ女中貴家ト雖モコレヲ不用、況ンヤ小侯御旗本衆ノ婦女、絶テ其體ヲ見ズ、最イカヾハシキハ、十年前ロリ婦女手巾ヲ冒テ往來ス、商家農婦等ハサモアルベシ、士人ノ婦女モ往々其體ヲ見ル、殊ニ甚シキハ、何方ニ宮仕ノ女カ、宿下ト覺シキ體ノ者、總模樣ノ衣服、天晴屋敷女中ノ容體ナルガ、頭ニ木綿ノ手巾ヲ冒タリ、戎服セシ人ノ、冠ヲ戴キ、烏帽子ヲ著テ裸體ナル者アラバイカ計カ人々咲フベシ、淺マシキ風俗ナラズヤ、因テ予ハ彼帽子ヲ冒ラシメシ妾婢ヲ從行セシ

メント思ヘド、世上ニ對シテ、異ヲ好ムト人ヨリハ見ンカ、又好古癖トセンカ、是非ナク其事ヲモ逢ザル世ノ中ニハ成リヌ、

〔曾呂利狂歌咄 五〕大原の里は、八瀨よりは一里ばかりの北に在り、〇中略女は鐵漿くろく薄げさうし、白布のぼうし赤前だれして、柴木をいたゞき、日毎に京に出て、黑木召せと賣ける、

頭巾

頭巾ハヅキント云フ、後世ノ創製ニシテ、多クハ布帛ヲ以テ作リ、頭部ヲ覆ヒテ防寒ニ備フルモノニシテ、禮容ノ具ニアラズ、大寶令中、禮服ニ頭巾アリテ、其字同ジケレドモ、其用ハ素ヨリ異ナリ、其種類ニ氣儘頭巾、御高祖頭巾、山岡頭巾、宗十郎頭巾等、頗ル多シ、

〔下學集 下絹布〕頭巾(フキン)或山臥鋪服用之頭巾也

〔饅頭屋本節用集 財寶門〕頭巾(ヅキン)

〔易林本節用集 衣服〕頭巾(ヅキン)

〔書言字考節用集 六服食〕頭巾(ヅキン)時珍云、古以尺布裹頭爲巾、後世以紗羅布葛縫合、方者曰巾、圓者曰帽、

〔代官觸留 三〕本庄伊勢守殿御觸

近來面體を隱候頭巾を拵、途中に而かむり候者數多有之、奉行所ゟ尋ものに紛敷候間、前々ゟ有之候丸頭巾角頭巾之外、一切かむり申間敷候、右之趣先年相觸候處、近比又々面體を隱し、異風之頭巾をかむり候者有之段相聞、不埒の次第、右樣の儀には有之間敷事に候、依之已來面體を隱候頭巾をかむり歩行致候者於有之は、屋敷々々に而も、廻り之者見懸次第、頭巾を取らせ、名前等も承糺、疑敷者に候はゞ召捕屆に不及、町奉行江可相渡候、尤咎遂ひは不苦候、

右之通、享和元酉年相觸候處、近來男女共頭巾を冠候上、手拭を以鼻口を掩ひ、後に而結び下ゲ、面體を隱し往來いたし、右風儀武家江も押移り候哉に相聞、風俗ニ拘り如何之事に候、已來右體之者見懸候はゞ、前條之通相心得、疑敷者ニ候はゞ召捕、町奉行江可被相渡候、

右之通可被相觸候

十一月〇天保十二年

〔諸事留 三〕天保十三寅年九月十九日〇中略

一冬氣ニ向候間、頭巾ニ而顔を包、後ロニ而結び、其外去年中被仰渡之頭巾者勿論、手拭等同樣用間敷旨、早々行屆候樣可致、

右二廉之外、都而今後御觸之趣、店々一統嚴敷行屆候樣可申合旨、今日掛者共北御番所江出合、市中御掛り方ゟ被仰渡候間、御組合內急速行屆候樣、御取計可被成候、此段御達申候、以上、

九月十九日

石塚三九郎

鈴木市郎右衛門

衣笠房次郎

熊井理左衛門

〔諸事留 七〕辰弘化元年正月六日

面體隱し候頭巾を冠候者有之候間、前々ゟ有來候丸頭巾角頭巾之外、一切冠り申間敷旨、去々十一月中御觸有之候處、今以右之頭巾を冠り、又頭巾之上を手拭ニ而掩ひ、往來いたし候者有之候間、右面體を隱し候頭巾を仕入賣前持合候袋物屋、其外頭巾商ひ候者共、手元組々、御支配限御取調持合候品數、商人名前共、半紙竪帳御認、御支配限、御組合取締掛御同役江御取集、十一日寄合席江御持寄可被成候、〇中略

右者、北三御廻リ方ト急御談ニ付、御達申候、以上、

辰正月　　　定世話掛

〔嘉永明治年間錄十〕文久元年三月十五日、覆面頭巾ヲ用キルヲ禁ズ、

異風の頭巾一切冠り申間敷旨、先年より度々相達候處、近頃兎角異風の頭巾を冠り、面體を隱し候もの有之、以の外の事に候、右風儀武家へも押移り、如何の事に候、諸事先年より相達候趣相守可申と云々、

〔物類稱呼四衣食〕頭巾づきん　奥州南部の俗、てつぺんぶくろといふ、江戸にて梟づきん、又がんだうづきんと云を、（畿內、東國にてがんだうと云、）北國にてぼうしと云、又をくそづきん、をくづづきんと云、武州秩父にて、ちよつぺいと云、（品類多し、ここに略す、）

〔寬天見聞記〕風俗の奢靡になりし事の、前にいゝもらせしを書つく〇中略多の頭巾もいろ〳〵工夫して、天鵞絨羅紗、または襟巻とて、縮緬の綿入にしたるもあり、男女とも面を包み、目ばかり出して、頭巾の上を手拭にてむすび、知る人に行きあいても、しらぬ面こそ面憎けれ、昔も目ばかり頭巾、風呂敷頭巾など流行して、御制禁となりしを、今の人は其御制禁の品に美を盡して、其元を忘れしこそおろかなれ、

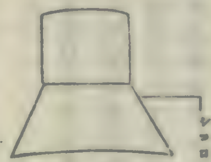
〔寶藏二〕頭巾

甚哉、わが食たる事、そのかみはかくし〳〵にかぶりても、わが身もあるまじき事のやうにおもひ、人も譏めつるに、此比は人もゆるし、われもをしはれてかぶれるぞ、いとかなしき、多あみ笠になき、此わが述懷はともこも頭巾のともこうもせよ、浮世狂ひの若とのばらの、寒さの外にかぶるこそ、一かたならずおかしけれ、世を忍ぶ略のほあて頭巾、ひじき物には袖をして、葎の宿にもす。

み。頭巾。逢夜やむ丸。頭巾。別れを急ぐ鳥の聲こそつらにくけれ、霜は袂よりをかざき頭巾。情をになふもつかう頭巾。今やうの事ながら、緣につるれば、唐の物くふ思元頭巾。不思議にあふや、奇特頭巾。しづ山がつのむくつけきも、心をみだす苧くそ頭巾。思ひ淵にあこがれて、はかなく身をもなげ頭巾。こそ、いと哀には侍るものなれ、はげが頭巾は戀の寒さか、

花の顏のはあてかかくす入道霜

〔我衣〕男ノ頭巾女ノ帽子、古來ヨリアルコトニヤ、神代ノカン頭巾、大黑天ノ如シ、年來カムリモノ風カハル、其圖



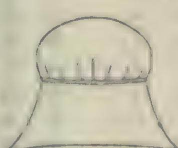
上代是ヲ角頭巾ト云



キヌ頭巾　シコロナシ



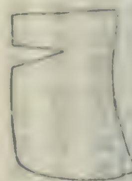
丸頭巾　慶長ノ比ヨリ始ル



同シコロ付

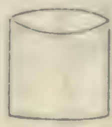


ホクソ頭巾、織田信長著ス、尤古キ風ナリ、以苧作之、元文比マデハ山家ノ者多ク用ユ、庭匠ナド用ユルモ有、是ハヤハリ鳥ノ田家モノト、見違ヘルヤウニ仕タルモノカ、

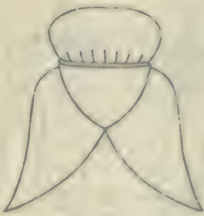


天和ノ比、鼻トモニカクシタル頭巾ハヤル、

其比綱吉公ノ御妾ニ於傳殿ト申ハ、黒鍬ノ娘ニテ、部屋方ヘ召出サレ、後甲府付トナリテ、御妾ニナリタリ、綱吉公御治世ニナリテ於傳殿事、願ハ、私親ハ小山田彌四郎ト申浪人者ニ討レ候、以御威光、彼小山田ヲ討申度ニ付、國々在々ニ至ル迄、人形ヲ以テノ御吟味ナリ、日本ノ地尺寸ノ居ドコロモナシ、依之定ル住所ナク、右ノ頭巾ヲカムリテ徘徊シ、茶屋々々ヘ止宿ス、依之此頭巾御停止ナリ、此節端々ノ茶屋モ御停止ナリ、



黒縮緬　寶永ノ末正徳ノ比ヨリ、此頭巾ハヤル、小山田以後ハ裏紅絹、　絶テシコロ頭巾ナシ



此頭巾ハ、道心者或ハ出家ナドノ、チリメンニテコシラヘカムリタリ、享保ニ至テ、武士町人共カムル、然ドモ若キ者ハ角頭巾タリ、卅歳以上用之、



元文年中ヨリシコロ長キモノハヤル、熊坂ト云、

チリメン裏紅、背ノ紋ヒゴロニナミヘズ、

寛保ヨリ鼻口ノ所へ別ニ切レヲアテヽ、目計イダスブキンハヤル、

黒縮緬裏モミ、シコロ凡二尺餘、キマヽブキント云フ、

黒チリメン両面　又カヨウニ前ヲ一幅ニシテ、目ノ前ヘマドヲ開キタルモノ一種ハヤル、

首丁頭巾

〔源平盛衰記十二〕教盛夢忠正爲義事

平中納言教盛ノ夢ニ見給ヒタリケルハ、保元ニ討レシ平馬助忠正、六條判官入道爲義、大將軍ト覺シクテ、數百騎ノ勢共有ケル中ニ、或柿衣ニ不動袈裟係タリ、或腹甲ニ鎧著タリ、或首丁(シユチヤウ)頭巾(キン)ニ腹卷キタリナンドシテ、讃岐院ヲ張輿ニノセ奉テ、木幡山ノ峠ニ昇スヘ奉テ、可奉入都由評定シケリ、

ノセ頭巾

〔運歩色葉集乃〕能勢頭巾 自丹波之能勢作也

〔大館常興日記〕天文十一年閏三月廿日、清光院殿より文在之、まんぢう一折十串柿一はこ、のせづきん一給之、種々御懇至、一段畏入存候由、御返事則申之也、

錦頭巾
升頭巾

〔常照愚草〕一一跡を子息に渡、隠遁の身體にて諸家へ參會候事、かみしも可着用事本儀也、はかま

かたぎぬなどの事は可為略儀、衣に黒衣御免の事、面目之至なり、其例數多在之、衣にも禪衣、又墨染、其品は其身可任心、衣又はちきとつ、何にても御免にしたがひて著用あるべし、昔はまづ衣を御免にて、以後自然ちきとつ御免ありし事も在之、尤可依時儀歟、又頭巾御免の事、もと〳〵は鍇頭巾を專用候よし、又升頭巾同前なり、たこづきんにかぎりて紫色を用る也、萬にむらさき色をば憚申候へ共、たこづきんにかぎりて不苦候云々、升頭巾の事、典厩樣昌院常に被用候、かみにてこしらへ、うるしにてぬりたる物なり、やがてたゝみて懷中するやうに調候し、

〔貞丈雜記三小帽〕升頭巾、鍇頭巾の事、常照愚草に云、頭巾御免ありし事、もと〳〵は鍇頭巾を專用候し、又升頭巾同前也、(略○中)又伊勢常眞返答ニ云、入道出仕のときは、頭巾壺頭巾を可用候とあり、鍇頭巾とは丸くこしらへたる頭巾なり、鍇の頭の丸きに似たれば、たこづきんと云なるべし、升頭巾とは四角にこしらへたる頭巾也、四角なる形、米をはかる升に似たれば、かく名づけしなるべし、壺の字は假字なり、

黒皮頭巾

〔立入左京亮入道隆佐記〕三月(天正九年○)五日に御馬乘有之、はや馬共をすぐられ、三百餘騎にて、くろき赤き頭巾思々出立、(略○中)信長之御出立者、(略○下)しやうぶかわの皮袴、なんばんずきん、并秋田城介殿は、しやう〳〵皮の御どうふくに、同ずきん、黒皮袴、(略○下)

括頭巾

〔續武將感狀記〕くゝり頭巾ハ、小田原陣所ニテ能興行ニ、家康公ヲ御相手ノ狂言ニ、秀吉公太郎冠者ニテ、括頭巾ヲメサレケルヨリ初リタリ、角頭巾ハ昔ノ製也ト榊原越中守語ヌ、越州隱居シテ淨雄ト號ス、父內記ハ東照神君ニ昵近ノ人也、

〔柳亭筆記中〕頭巾の名種々(略○中)

くゝり頭巾

空林風葉　くゝり頭巾風のあけたるひだもなし　如風(略○中)

玉海集追加寛文七　人心かどのなきこそしたわるれ
くゝり頭巾にそへる玉章　喜雲

大黒頭巾

〔柳亭筆記 中〕頭巾の名種々〇中略
破枕集　鼠色に染る大黒頭巾かな　桂子

絽頭巾

〔柳亭筆記 中〕頭巾の名種々〇中略
續山の井寛文七年印本 湖春撰　春寒みとかぬや花のひも頭巾　如貞〇中略
古糸屑集延宝三年 重安撰　鳳の手にとくなむすびし絽頭巾　重春

紙頭巾

〔竹齋物語 下〕やつれはてたるありさまを、何につゝまんふくろびの、やぶれがみこに、かみづきん、ごそり〳〵とあゆみ行、
〔柳亭筆記 中〕頭巾の名種々〇中略
　紙頭巾
鷹筑波集寛永十五年印本 西武撰　かさぬるや破れかみこの紙頭巾
不辨するがの安倍川に住　正康
雪千句寛文五年印本　露に湿氣もつよき所化部屋
秋よりも出すかみこに紙頭巾　作者不知 季吟判
向の岡　社の燵夜叉神はらへ紙頭巾　不卜

縮緬頭巾

〔桃源遺事 四〕西山にては、〇徳川光圀御世の時よりも萬の事猶さら輕き御事也、〇中略御頭巾も、いつの比よりか、古きをあらため給はず召させられ候、茶縮緬の御頭巾也、久敷御返習の名巾候は、此御頭巾四十年餘に成候と申候、御逝去のきはまで被レ為レ召候、
〔三省錄 一 衣服〕大河内金兵衛、〇秀綱寒中伊豆守〇松平信綱秀綱保へ見廻はれ、對面之内、ことのほかさむく、老

人の事なれば、頭巾をめし候樣にと伊豆守しいて申されしとき、左候はゞ御免候へとて、ふところ〻古き木綿頭巾を出し、かぶり被申候、其とき伊豆守小姓に申付、奥〻縮緬の頭巾、色々さまざま十四五取よせ、此うち御目好召させられ候へと有ければ、さては自分の頭きん見ぐるしとて、かくの如く候哉、御心入は祝著也、去ながら頭きんは、公儀はせぬもの也、かぶり居候而も、人に逢候へばぬぎ申候、然れば結構なるをかぶり候ても無益之事也とて、さらに取申されざるよし、(下略)

(後略)

〔柳亭筆記 中〕頭巾の名種々〇中略

縮緬頭巾

境海草 (萬治三年印本 盛之撰 鷗成次撰)

山寺の坊主や頭巾かぶるらん

入逢の鐘に花ぞちりめん　作者不知

古糸屑集 (延寶三年 重安撰)

高き山も麓のちりめん頭巾哉　初知

〔柳亭筆記 中〕頭巾の名種々〇中略

毛頭巾

蛇の酢 (延寶七年印本 言水撰)

横霞道外は墓に立かへる　言水

小鬢に雪を殘す毛頭巾　同

阿蘭陀丸二番船 (延寶八年印本 宗圓撰)

風あらくして毛頭巾を吹

夫巡簡に物まね叫ぶなり　賀子

〔柳亭筆記 中〕頭巾の名種々〇中略

かは頭巾

十三歌仙

大豆燈籠に跡の大和路　武旻

毛頭巾

皮頭巾

帽子頭巾
覆面頭巾
トッコモ頭巾
奇特頭巾
紙燭頭巾
目計頭巾

旅なれる一本ざしの皮頭巾　曰良

空林風葉　かは頭巾古郷に母あり風の泪　不可

〔嬉遊笑覽二服飾上〕はあて頭巾は頰當なり、室町日記に、頰かくし頭巾とあり、古畫に往々見ゆ、

〔嬉遊笑覽二服飾上〕按ともこも頭巾は、今出羽國秋田にて用る一種の頭巾あり、總體江戸の婦人當時用る頭巾に似て、うす綿を入、顏の出る處、左右に細き紐を付たり、これを前より後に廻して結べば、顏と目ばかり出る、これを方言にどもつたといふは、呼やう訛れり、此頭巾や、古し、犬筑波集に、頭巾をだにも今はかづかず、ともかうもせし昔こそ戀しけれ、醒睡笑に、大晦日に幼き子に敎へて、元日の朝、わが此頭巾を手に持たらば、とゝのともかうも頭巾をもたればといへと云々、世話盡〈明暦二年板〉二戀の詞の内、ともこも頭巾を出せり、浮世ぐるひに用る故なり、衣食住記、元文のころ、頭巾しころを付、しころの端にボタンを付、顏を覆ふ、是を覆面頭巾と號し、異名をともかうもといふ、制せられて止と云り、されども明和八年江戸名物鑑〈前板の時より已前、有來りし物も多し、〉に、ふく面頭巾出たり、ともこもとは、若き者の著べきにあらぬを便して用ふる故、ともかうもあれと云意をもて呼なり、〇中略

奇特頭巾、これは前に覆面を付たる也、岡元隣が作の誰身の上、〈六〉是は明暦二年撰なり、おどけたる物語あり、文長ければ略してしるす、昔さる人田舍へ金色を贈りしに、田舍にてこれをしらず、皆々打よりて寺の長老に尋ねしかば、長老も是をしらねども、識りたるふりして云やう、京には近年六角堂の辻風とて、つよきから風吹て、大佛のつりがねなどをも吹ちらせば、洛中その風を防がむことを神に祈りしに、夢想ありて此頭巾を賜ふ、名付て神變奇特頭巾と云、問て云、頭巾はさることさぶらはむ、此上に反りたるはしの樣なる物は何にて候ぞ、答云、この頭巾をも取て行ほどの風なれば、ひかへのほゝ當なり、又問云、くちばしのやうなる物はいかに、答云、これは人の

物いふを聞ための耳の穴の口なり、又不審して問云、さあらば兩方にあるべきを、一ツあるはいかゞ、答云、兩方にありては、夜臥に枕につかへてあしき故なりと云けるに、一在所の者ども感心し、かゝる珍しき物を地下におさめおかば、後の聞へもあしかりなむと、國の守へさゝぐるに、國守御留守にて、しばし待て廣間に居る、忠節の者なればとて御膳給はりけるに、件の神變奇特の頭巾に汁を次で出しければ、在所者肝をけし、すべきそしやうもなくて、在所へもどりしと也と云り、この長老問答の繪有て、その處にともかうもの沙汰と書たり、金色とは提子なり、林逸節用に出づ、ともこも頭巾を奇特の異名と呼ぶは、そのかみ此物語ありて、これを取たるにや、此頭巾、もとの名は頰當なり、一物にて三名あり、これを思へば、寶倉に多く出たる頭巾、同物別名にもあらんか、其後天和貞享ごろ、專ら女の著たる頭巾にて、今時はきどくと呼り、又氣まゝともいへり、五元集に、目ばかりを氣まゝ頭巾の浮世かなといひしは、元祿のころなり、○中略一代男雙紙、天和頃髮は水引かけて、黑しゆすのきどく頭巾、女の著たる也一代女冊子、貞享三年女奉公人藪入の處、きどく頭巾より目ばかりあらはし、諺袖海、元祿十七年貴賤群集の女の中云々、深う人目を忍ぶと見えて、きどく頭巾に顏かくし云々、この書のさまをみるに、覆面を付たるにあらず、今の風呂敷頭巾に似たるを頰かぶりしたるやうなり、

〔柳亭筆記中〕頭巾の名稱々○中略

ともこも頭巾

大和順禮寛文十年印本正辰撰初瀬　頭巾きるやともこもりくの初瀬風　貞伸○中略

奇特頭巾　氣儘頭巾

此三種時代によりて、製作のたがひはあるべけれど、名義は同じ、世話盡承應三年皆虛著一の卷、戀の詞寄に、御座直て、なし子、ともこも頭巾、さゞめ言と並べ出せり、忍ぶる便よき頭巾なればなるべ

し、○中略目ばかり頭巾ともなり、さもなき頭巾ともなる、ともなりかうもなり頭巾といふ事にて、
氣儘頭巾といふに同じ、此頭巾、再元文寬保の頃流行し事、衣食住の記といふ老人の隨筆に見え
たり、今も出羽越後すべて北には雪中の寒風をしのぐに、此頭巾を用るなりとぞ、奇特頭巾、今の
袖頭巾なき前は、婦女子此頭巾を用たり、さて奇特とは不思議といふ程の詞にて、まへの條にい
へる如く、目ばかり頭巾ともなり、さもなき頭巾ともなる、不思議なる頭巾といふ事なり、

〔賤のをだ卷〕一頭巾も品々流行たり、○中略目計頭巾とて、鼻の上通り、目の下を横にあご迄きれを
付て、片々にてぼたん掛にするやうにしてかぶるもあり、是は度々御書付出て制せられたり

〔好色一代男四〕目に三月
髮は水引懸けて、黑縮子の奇特頭巾、○中略是は何人ぞと聞くさる御所方の御女﨟様達、○中略每日
の御遊山、かはりたる御物好と語る

〔當世武野俗談〕大口屋治兵衞
享保の頃より寶曆の今日迄、世間に其名のとゞろきわたる、淺草御藏前に曉雨といふものあり、
○中略長嶽の小袖、ふくめんの幽巾、ふところ手して大門を出、

錣頭巾

〔柳亭筆記中〕頭巾の色種々○中略
智惠袋寬文永沽政撰　甲かやしころ頭巾をはちひたゐ　久光

猫頭巾
兜頭巾

〔守貞漫稿十五男服〕猫頭巾
今世江戸防火夫及衆民火場ニ所用也、此他革頭巾アリ、又武士ハ兜頭巾ヲ用フ、
猫頭巾圖○略圖ノ如ク糸刺ニスルハ、水ヲ含ムヲ要ス、又刺ザルモアリ、地紺木綿或ハ茶ノ者ノ標
目紋ヲ染ル、盔綿入太タ綿ヲ厚クス、鐵粉面ハ裕也、

大明頭巾
袖頭巾

〔我衣〕寶曆元年、大坂ヨリ中村富十郎ト云若女形下ル、寒風ヲ防ンタメ、紫チリメンニテ帽子ヲ製

シタリ、時ノ若キ女是ヲカムリタリ、男モカムルモノアリ、〈略〉〇圖 其時ノ人、是ヲ大明頭巾ト云、甚ダ見グルシキモノナリ。

〔用捨箱下〕袖頭巾

袖頭巾、一名御高祖頭巾といふ物、ふるき草紙には見えず、寶曆八年の寫本、愚痴拾遺物語に、一兩年以前より、をかしき頭巾はやる、袖頭巾といふ、其原は順光といふ坊主、品川へ通ふに、高祖日蓮上人のかぶり物より思ひつきしなり、始には順光頭巾といひけるとなりと記し、又我衣に、寶曆元年、大坂より中村富十郎といふ若女方下る、寒風を防ぐため紫縮緬にて帽子をこしらへたり、時の若き女是をかぶりたり、男もかぶる者あり、其時の人是を大明頭巾といふとありて、袖頭巾をかぶりたる圖を載たり、按に順光富十郎に起りしといふ、兩說ともに非なり、寶曆元年より十八年前、享保十九年印本櫻鏡に、

花盛りそれかあらぬか袖頭巾　〈江戸町二丁目平野屋平左衞門內〉みちのく

とあり、〈中略〉されば享保年間より此頭巾あり、此頭巾中頃は鼻まで出るやうに縫ず、目の下のはづかに見ゆる程に製したり、ゆゑに明和八年伏山點前句附、うつぶいてゐる〳〵といふに、ぼたんには鼻を用る袖頭巾と附たるあり、又我衣に記し〻如く、昔は男もかぶりしなり、風俗陀羅尼〈寶曆十年尺龍點集〉に、いつごろにはやり男の袖頭巾、といふ句あり、當世不問語〈明和元年印本〉には、御高祖頭巾と見えたり、

〔賤のをだ卷〕一頭巾も品々流行たり、〈中略〉誰人の工夫したるか、袖頭巾とて、黑縮緬にて大なる袖を縫て、袖口より顏を出して、顏を能様に、袖口の左右を兩方へひろげ耳へかくれば、顏計出て、頭より衿り肩へかけて風をしのぐ、扠袖口の下をとりて鼻へかくれば、目計見えて顏はかくる〻なり、遊客の用るに至極よろしと、能興じたるものなり、其比殊の外流行て、貴賤ともにかぶりたり、

是は顔をかくす故、無程御制禁に成て、今はかぶる者なし、女のかぶるには、髪がそこねずして甚よかりき、

隱元頭巾

〔嬉遊笑覽 二上服飾〕隱元頭巾は、今お高祖頭巾といふものにや、此禪師は承應三年來朝す、元隣が○寶藏今やうといへる、寛文中よりなれば當時のことなり、

〔柳亭筆記 中〕頭巾の名種々○中略

隱元頭巾

向の岡　隱元頭巾山や淺黃とかくれがの　貫物

好色飛鳥川 元祿十一年印本 序に、昔日の浮世妻を、今日の黑染になして、隱元頭巾のさとられぬ隙から云々、

オモリ頭巾

〔嬉遊笑覽 二上服飾〕おもり頭巾、菜花晦におもり頭巾留針、其頭が草子にも同じごとくあり、是はひらり帽子のかへり易ければ、左右の端に、鉛のおもりを入たる也、

〔柳亭筆記 中〕頭巾の名種々○中略

おもり頭巾

四季ばなし 貞享年間印本 二の巻に、出立常めかぬ末づかひの女、○中略御所染のおもりづきん淺く、○中略

好色盛衰記 元祿元年印本 三の巻、○一丁オ今の世の女、昔なかつた事を仕出し、○中略首筋より上ばかりに入物、十六品あり、○中略まづ髮の油、鬢付、長かもじ、小枕、平髻、忍び髻、かうがい、さし櫛、前髪立、紅粉、歯黑、黛、きは墨、おもり頭巾、留針、浮世つゞら笠、

糸瓜草 寛文元年選 甘露 關東ではやるはなまり頭巾哉　幸俊

こゝにおもり頭巾といふは、おもり帽子○又云二挿之吊帽子の事なるべし、

角頭巾

〔柳亭筆記 中〕頭巾の名種々○中略

細頭巾
長頭巾
丸頭巾
物頭巾
裏頭巾

角頭巾
スミ頭巾、又たま〳〵ツノ頭巾とよませたる書あり、製はかはるべからず、醫者老人法師などのかぶる頭巾なり、
藥師通夜物語、醫者の事をいふ條に、○中略長胴服に角頭巾、わざとおほへいにして云々、
見山集慶安四年五書 多のきたかどを見せけりすみ頭巾　政次
〔續山井冬下〕紙子付頭巾
赤うらや火におこすてふすみ頭巾　同氏盛近
〔飛花落葉〕天和二戌年六月の比、似たるもの揃へ、○中略
一すみ頭巾と山城殿○戸田老中が似たるぞや、それはなせに引込そふなはさて、
〔柳亭筆記中〕頭巾の名稱々○中略
細頭巾製作不レ考
同書○空林風書 きま、姿いづくへ老の細頭巾　春澄
〔柳亭筆記中〕頭巾の名稱々○中略
長頭巾
新竹齋貞享四年印本 くだらぬ理屈あはう口引づり羽をり、長づきん、暮ればそゝる鼻歌の云々、
好色伊勢物語元祿はじめの印本なるべし 初段に、男のきたりける長づきんのうらをとりて、歌かきてやる、その男忍び編笠に、かゝぎぬをなんきたりける、○中略歌同書の注に、長づきん、小そでふくさ扇などに歌かく事、わけて色里のわざなり、
〔嬉遊笑覽二上服飾〕丸頭草、見覺草、若僧の山立、紅うらの丸頭巾云々、裏あかしだてな人丸頭巾かな、玄札色々の頭巾のはてや丸頭巾、御居佐夜中山集、紫にそむるや藤の丸頭巾、奕雄僧徒の頭巾なり、

猫頭巾といふは少し異なり、寛永發句帳、寒きとも誰かゆるしの猫頭巾、風流使日男、二くだんの大臣、丸頭巾にて床柱にもたれ、略〇註 古き繪草子を見るに、置頭巾大かた丸頭巾とみゆ、らと雪踏の頭巾なれ共、誰言わづから知ぬ、〇これをほうらく頭巾ともいふ、一代女、五 この親父衣裏に綿ぼうしをまき、夏多なしのほうらく頭巾云々、ほうらくは炮烙にや、

〔浮世親仁形氣五〕老を樂む果報親父

若殿の祖父樣なれば、略〇中 然らばお慰に千本鎗をさせませと、俄に黑塗に高蒔繪の地鎗棒こしらへ渡せば、是々と悅び、身には小袖をまとひ、置頭巾にて、ヤアレ天滿ノヒンヨヱと、月花にかへておもしろがり、

〔世間母親容氣三〕鉢子の老たるは運を開くさし扇

むかしのいき杖を刀にさし替、略〇中 かごかきのはてとて、略〇中 俄にのり物かごつらせ、丸づきんに鐘木杖つき、略〇下

〔柳亭筆記中〕頭巾の名種々、略〇中

置頭巾

句の圖 延寶八、不卜撰、　木枯や老僧森に置頭巾　二葉

山高し雪井にまがふ置頭巾　不門

落花集　けふよりや風は心を置頭巾　正村

ホウロク頭巾

〔俗つれ／＼一〕過ぎて善は親の意見惡きは酒

二番目に生れながら、確なる親の跡をふまへ、俵の數藏に積みて、金袋を攤げさせ、いふ事に槌のきくも、炮烙頭巾を被りて、異見たら／＼詞はれし親仁の御陰過分至極なり、

〔柳亭筆記中〕頭巾の名種々、略〇中

カマス頭巾

はうろく頭巾

落花集　はうろくは八丈ぎぬの頭巾哉　重安〇中略

五ヶ津餘情男（元祿十五年、著花風、）三の巻、死ればなんの苦の無ィ事、小塚原の石の主となりて、土くさい土器の水飲ばかり、肌白まん實藏頭巾著ては生れず、

〔狗猧集十六〕魚鳥〇中略

このわたつみて雪をしのがん

年寄はかます頭巾を引かぶり〇中略

以上七十句、右は德元獨吟二百韻之内抜書也、

モツカウ頭巾

〔嬉遊笑覽二上服飾〕もつかう頭巾、其形おもふべし、

〔柳亭筆記中〕頭巾の名種々〇中略

もつこ頭巾

よだれかけ、（永禄二年梅枝軒著、寛文五年刻、）一包のかねごとなとある棧ン敷などへは、歌舞妓を須磨の浦づたひにて、かのがりゆくを見れば、もつこう頭巾にて、百會をかくしくる少年の、もろともになさけをくみかはさんなど云々、これはかぶきの少年の帽子の事を、もこうづきんといへるなり、

赤頭巾　小豆頭巾　紅頭巾

雀子集（寛文二年印本、光方撰、）もつこ頭巾かぶるあたまやになひ辻　慰聽五ノ廿四オ

〔柳亭筆記中〕頭巾の名種々〇中略

赤裏頭巾

落花集　赤裏や頭巾の山の下紅葉　昨夢

當世男　見渡せば山も霞の酔まぎれ　重治〇中略

赤裏頭巾ひつくり返して

紅頭巾

空林風葉　てづへいに風のかけたる紅頭巾　柳宮

赤頭巾

古糸屑　赤頭巾人なとがめそはげあたま　成林

〔柳亭筆記　中〕頭巾の名種々　略○中

紫頭巾

紫頭巾

落花集　寛文十一年印本、似船撰、　赤うらもうばふ紫頭巾哉　言給

晴小袖　富おくや紫頭巾かほよばな　一雪

是は杜若の句なり、女子の紫頭巾をかぶりしにたとへていへるなり、

〔柳亭筆記　中〕頭巾の名種々　略○中

花染頭巾

花染頭巾

古糸屑　花染の頭巾の山は吉野かな　顧成

〔柳亭筆記　中〕頭巾の名種々　略○中

夏頭巾　麻頭巾

夏頭巾

夏頭巾といふもの、安永天明の頃までは、花街にかよふものなんどがかぶりし事ありとぞ、當時は絽又は紗を用ひたり、昔は麻にてありしなるべし、ゆゑに麻頭巾といふ、則夏頭巾なり、

晴小袖　寛文十二年印本、一雪撰、　富士に雪薄くかぶるや夏頭巾　一雪　略○中

瓜作　元禄四、琴風、　眉の白毛まで著し麻頭巾　一桃　略○中

男色大鑑　西鶴著、貞享四年印本、　八の巻に、若衆みな〳〵丸袖の羽織をかしく、夏頭巾の山は、さながら錦をよるかぶりて云々、若衆とは、かぶき治郎の事をいふなり、是はうすものにて製し、さま〴〵の色

に染たるをいふなるべし、

〔武家義理物語二〕御堂の太鼓うつたり歟

三人氣をつけて、おさんだん中に、數多の人を見わけしに、佛前のおそれも無く、柿の夏頭巾をきたる頭〇下略

頤頭巾

〔柳亭筆記中〕頭巾の名種々〇中略

おとがひ頭巾

藥師通夜物語寛永廿年印本富るもの、事をいふ條に、りんずや、さやに、はぶたへを、けんぼう染に數をして、うらに紅梅もみをつけ、花かいらぎの鮫ざやに、金銀大小うち違、高麗ざしの木綿たび、おとがひ頭巾で顏かくし、刑部梨地の印籠に、枝のさご樹に丸砂瑚樹、さげたる事を云々、

紅梅千句承應中ノ吟

鉢の先より錄る秋風　正章

多近み頤頭巾こしらへて　安靜

忍頭巾

〔柳亭筆記中〕頭巾の名種々〇中略

忍び頭巾

吉原伊勢物語寛文頃の印本なるべし初段に曰、男のきたりける、ふるがみこのすそをきりて、歌を書てやる、その男しのびづきんをなんきたりける、

かすならばわれが旦那はすりきるとしのびてかはんかずはしられず

味噌濾頭巾

〔柳亭筆記中〕頭巾の名種々〇中略

みそこし頭巾

正月揃貞享五年僧依は法被打敷云々、帽子味噌濾頭巾

好色旅日記貞享四年印本二の卷上點町の隱家の事をいふ條に、此所はよろづ住まふたやの樂隱居、後家の獨住、ならずもの、假道心、名物の引がら貨有盡無盡のけだもの、つねは舍利寺の、みそこし頭巾の行かよひを見るのみ云々、

大坂頭巾
與作頭巾

〔守貞漫稿十五男服〕安永二年刊本當世風俗通ト云小冊子ニ所載圖上ノ息子風ト云條ニ云、黑縮緬ノ大坂頭巾、是ヲ世俗竹田頭巾ト云、又鶴屋頭巾トモ云、浪華ノ戲場ニテ冠リシニヨツテ云歟

與作頭巾與作頭巾ハ乙咸則馬ノ專用ス、圖略

竹田頭巾

守貞云、竹田頭巾、大坂頭巾ト云ハ、浪速ノ戲場ニテ用ユトアルハ、歌舞伎芝居ニハ非ズ、淨留里ノアヤツリ芝居ニテ用ヒシ物也、故ニ竹田ノ名アリ、今世ノ淨留里芝居人形遣ト云者ハ、三都トモニ此形ナレドモ、頭ヨリ覆面迄、一幅ノ製也、黑麻布ノ單ナル故ニ、眼ヲ出スニ及バズ、

難波頭巾

〔柳亭筆記中〕頭巾の名種々略中

なんば頭巾

慶友千句寬永十二年吟寬文三年印本埋草にあり

よけ道はけつまづきけり露の原

難波頭巾に風寒きころ

韮山頭巾

〔守貞漫稿十五男服〕韮山頭巾、略圖亦號講武所頭巾、是モ左ト同ク西洋炮ヲ學ブ士專用ス、西洋炮術韮山住人江川某ト云代官、能之ニヨリ門人多シ、故ニ名之、黑天鵝絨製多シ、

黑木綿製錏付鉢卷白木綿、總テ紙心ヲ用ヒタリ、江戸ニテ武夫西洋炮術ヲ學ブ者用之、笠頭ニテハ炮ニ觸レ、自由良シカラザルヲ以テ用之、嘉永末米里ケン來舶以來、頻リニ西洋炮ヲ學ブ、然リ

投頭巾
黑船頭巾

ト雖ドモ、其始メハ不用之、安政二三年ヨリ用之、蓋古昔ノ木曾ノ巴女、及ビ板額女等ノ女武者用之コトヲ擂キ、用之者近世不見之也、此兩三年學西洋炮者ノミ專用之、然レバ古ヨリ此形ハ有ルナルベシ、

〔嬉遊笑覽〈二上服飾〉〕なげ頭巾、〈中略〉佐夜中山集、心ひとつになげ頭巾著て、いへばえにいはれぬふりよばか踊、とあれば、踊に多く用ひしとみゆ、又同集に、投頭巾ゆるし給へや人々よ、〈信元〉四角に縫たるを、後の方へ折てきる頭巾なり、〈傀儡師人形、また今小兒にし著るあり、〉又いと長きもあり、難波にて俠客などの著たるも、其始東海道名所畫、けんくわ買の奴といふに、投頭巾をやり、おとがひ迄引かぶり云々、歌舞妓事始、二黑船頭巾と云へるは、立役姉川新四郎始めたりといへる是なるべし、但この者より始ると云るは非なり、溫故集に、日光へ思ひ立に、雀子も笑へ旅出の投頭巾、〈重谷〉

〔守貞漫稿〈十五男服〉〕投頭巾
緋縮緬ヲ以テ製之、單ニテ四尺許リモアル也、其大略三分ノ一ニ厚紙ヲ納レ、圖〈略〉圖ノ如ク立テ、其餘ヲ背ニ垂ル、長キ幣ノ如キ也、
天保府命前、京坂芝居霜月顏見世興行ノ時、諸俳優座付ト云コトアリ、十日ノ間、晝ハ狂言ヲシ、夜座付也、座付ハ俳優各座上下ニテ舞臺ニ列坐シ、各一人ヅヽ端ニ出テ、自ラ名乘リ最屓ヲ希フノ旨ヲ否ス、其時大坂ニハ、大手連中、笹セ連中、櫻連中等名付ケ、黨ヲナシ、每夜交替シテ舞臺ニ接ス土場ニ席シ、各々此頭巾ヲカムリ、拍子木ヲ拍テ諸唄等ニ合セ、或ハ種々ノ藝ヲ行フ也、其詳ナルハ芝居ノ條ニ云ベシ、彼徒其扮種々アレドモ、先必ラズ此緋頭巾ヲカムル也、天保府命後、此行止ム、京師モ同之、江戸ニハ從來無此行也、

〔續山井〈下冬〉〕紙子付頭巾
相撲ならで取やかちんのなげ頭巾　正次

〔柳亭筆記中〕頭巾の名種々略〇中

投頭巾

空林風葉　酒僊僊はみな酔りなげ頭巾　松扉

ひそめ草正保元年書上の巻、四季の事をいふ秋の條に、おどりとなれば、常はくすみたる顔してゐる人までも、心をうからかし、生知りなる小歌も、しどろにうたひなし、ひかく光る投頭巾、だてなる麻衣著ておどれば、木曾をどりともいふべき歟、

大佛物語一寛永廿年書上の巻に、醫者と見えて、年頃六十ばかりの人、けんのはをりになげ頭巾、あさに乘物つらせてきたれり、

〔老人雜話上〕秀頼五歳の時參内有、略〇中太閤〇豐臣秀吉立髮の馬に騎り、略〇中庭なしのなげ頭巾を著せり、

〔我衣〕牛王賣ノ比丘尼ハ、略〇中寛永ヨリ小比丘尼ニ柄杓ヲナヽセ、文庫ヲ持セタリ、略〇中夏冬黑チリメンノ投頭巾ヲ著ス、尤長シ、編拜サヽヌ遊女ニヒトシク、ゲシカラヌ有樣ナリ、

〔好色一代男八〕らく寢の車

車三輛の上に花莚を敷かせ、大夫樣方へ申遣し、一樣に水色の鹿子、白縮緬の投頭巾を著て、略〇下

〔俗つれ〴〵一〕上戸丸裸みだれ髮

いざ先へ廻りて、九大夫を怖すべしと、乘上の彌吉、篿用なしの藤介、身輕の茂左衞門、火せゝりの德兵衞、此四人、作兇に投頭巾、奴扮裝の凄しく、略〇下

ソラ頭巾

〔柳亭筆記中〕頭巾の名種々略〇中

そら頭巾

空林風葉　ほの〴〵かぶるたそがれ人のそら頭巾　自悅

のけざまかぶる事をいふか、又そら頭巾といふ物あるか考べし、

オボロ頭巾

〔柳亭筆記 中〕頭巾の名種々（中略）

おぼろ頭巾

後砂金袋　めす笠はさながらおぼろ頭巾哉　作者不知

俳諧三部抄 延宝五年惟中撰　霞こそおぼろ頭巾のゆふは山　朴之

宗頭巾
苧屑頭巾
山岡頭巾

〔書言字考節用集 六服食〕苧屑頭巾（或作ニ北、寛名异）

〔物類称呼 四衣服〕頭巾づきん（中略）江戸にて気づきん、又がんだうづきんと云を、（強盗、東国にてがんだうと云、）北国にてぼうしと云、又そくそづきん、をくづづきんと云、武州秩父にてちよつぺいと云、

〔賤のをだ巻〕一頭巾も品々流行たり、（中略）強盗頭巾とて、狩人のかぶるごとく、ちりめんにて拵へかぶるもあり、苧（紺綿）などにて組たるもあり、（組は内へ付るなり、尤昔より狩人のかぶりて歩行たるものなり、賊者のかぶるものにて、常の人用ひては、不人柄なり、）

〔嬉遊笑覧 二上服飾〕をくそ頭巾は、苧屑にて製りたるなり、（中略）越後にては苧を以て作る、軽きを便とす、是をいつぱいと云ふ、ちよつぺいも、いつぱいも、共に冑の頭盔になずらへて名けたるを訛れるなり、又山岡頭巾ともいふ、洛陽集、人かひの名にや穢れむほくそ頭巾、春澄　人かひは、人かどひ也、

〔毛吹草 三〕越前　苧屑頭巾

〔守貞漫稿 十五男服〕山岡頭巾（中略）圖

江戸ノ武士専ラ用之、八丈絹ノ黒或ハ納戸茶等袷也、黒天鵞絨襌ノ表毛アル方ヲ内ニ、裏ヲ表ニ出シ用フモアリ、市民ノ用フルハ専ラ八丈絹也縮緬ハコレニ製セズ、京坂ノ市民武士トモニ往々用之、八丈絹等也、

胡椒頭巾
宗十郎頭巾

又天保中、京坂小民ハ、表紺木綿裏同茶ヲ以テ製之、或ハ縞或ハ形染モアリ、平日モ用之、又專ラ火所旅行ニ用之、八丈絹製等ヨリ形僅ニ小也、

又幅二三寸ノ同裁ヲ横ヘテ覆面ニシタルモアリ、是近年ノ製也、

又古圖ニ山賊ヲ圖スル必ズ被之リ、芝居ニテモ扮之者用之、蓋今モ當國ニ用フル關製ノ物也、八丈木綿等ニ非ズ、又山繊蠶夫モ關製ノ物ヲ用フ也、

〔柳亭筆記　中〕頭巾の名種々(中略)

ほくそ頭巾

吉原よぶこ鳥(寛文八年印本)序に曰、われも昔はさいなみや、志賀のうらはのより〳〵に、此きんかの蝿すべり、糸鬢にすりこかし、ほくそ頭巾を引込で、土手をて丶めが出すなといはゞ、

〔嬉遊笑覧　二上服飾〕こしやう頭巾、劇場惡黨の渾名を擧たるに、岱寇(すへヤと)國香、(我國ニイフ、コセウ頭巾の類也、)といへり、大坂遊樂町に、梅の澁や吉兵衛といふ者、こしやう頭巾の本人なるが、元祿二年四月十九日、大敵に逢て獄を免かれしが、同五月十九日、天王寺屋久兵衛といへる兩替店の召使長吉を殺害して、六月十九日捕へらる、其始末うるさければ記さず、(西鶴が中將姫といへる淨瑠璃是なり)難波長吉踊といふ唄あり、此事を作れり、一雲が新著聞集、梅澁吉兵衛といふもの、胡椒づきんといふ事を始て仕出す程の大惡黨なりといへれど、これ始にあらず、延寶八年撰みし洛陽集に、胡椒頭巾すりはあやなし年の暮(野楊木)かくあれば、もとより其稱はありしなり、頭巾にて面隱し、又は人をかどひて頭巾を打きせなどしたるにや、胡椒は辛きをいふ、山椒大夫の號にひとしかるべし、草廬雜談に、唐書の王君郭が傳に、負竹筒如魚具、內置逆刺、見鷩縮者、負其頭不可脫、乃奪而去、民間に云つたへたるふ。く。ろ。頭巾といふもの丶類なるべし、この袋頭巾といへるは、即ち胡椒頭巾なるべし、芝居役者伎藝古實に、宗十郎頭巾は、古助高屋いまだ宗十郎といひし頃、梅の由兵衛の時かぶりしより、今に

其名を殘すといへり、此狂言に用る頭巾、小さき錏を付たり、胡椒を小錏に取なしたりとみゆ、〈彼剪リ錏のきたるも、しころ頭巾にや知べからず、〉故調下手談義二ちりめんの頭巾のしころが、七の圖まで下る、百姓は身帶のさがるも、又それ程髮の毛のうへにあがる程、馬鹿もあがるもの云々、このしころの頭巾は、卽ち宗十郎頭巾といふものなり、類柑子、小兒のことをいふ處、しころ頭巾のおかしげなる云々、これに比丘尼などの著る、しころ短き頭巾なるべし、

〔賤のをだ卷〕一頭巾も品々流行たり、大抵大黑の如きくゝり頭巾に、少ししころを付て、襟をかくして用ひたり、是は翁〈才麿〉山が生れぬ前よりの頭巾にて、先ヅ年來の人には、役人などのかぶりたるなり、其後は宗十郎頭巾とて〈歌舞伎役者の澤村宗十郎のかぶりたり〉四方に、筒を長くして、後にしころを一尺計下げ、左右の耳に顏を包むやうに、小びんに細きたんざくの樣なるしころを大きく付たり、此しころを左右の頰より取て、あごの下にて結べば、耳も顏も寒からず、筒の餘りは上にて卷込、又は折て頭へはさみたり、是はさのみ目立ず、今もかぶる人は、又左右の細きたんざくなしに、後のしころ許にて、角頭巾にてかぶるもあり、〈中略〉是は度々御書付出て制せられたり、
又はじめのくゝり頭巾に、總廻りにしころを付て、其しころの餘りを目計り頭巾のごとく、目の下より廻して、ぱたんにて留たるも有、是等は餘ほど古きことなり、尤火消の火事頭巾も、皆是通りなり、此しころの付方はふるきことにて、昔の頭巾大方しころは十通りなり、

〔守貞漫稿 二十五 男服〕宗十郎頭巾〈圖略〉

是亦芝居俳優澤村宗十郎ヨリ製シ始ム、故ニ今ニ至リ名トスト聞ク、宗十郎モ數世同名アリ、何ノ年ノ宗十郎歟、又彌々始之歟、其詳ナル傳ヲ知ラズ、唯口碑ニ云ノミ、或書曰、寬延中ヨリ流布スト也、

黑縮緬袷製也、角頭巾ノ二幅縫ナル物也、武士專ラ用之、蓋江戸ノ武士ハ不用之歟、今江戸ニテ士

民トモニ不ㇾ用ㇾ之、江戸モ武士ニ稀ニ用ㇾ之歟、

京坂武士專用ㇾ之、又市民モ黑チリメン羽折、或ハ上下ヲ著スル人ハ、必ラズ專用ㇾ之トス、頭巾ノ餘リハ、〈圖略〉大略圖ノ如ク折テ頸ニ挾ミ、或ハ周リヲ立テ、凹ニ押入ル也、餘ハ左右トモ前ニトリ襟ニ挾ミ、或ハ頰カムリトス、皆ハ餘ヲ背ニ垂シナルベシ、

長宇頭巾
ナカマチ頭巾

〔雍州府志 七土産〕被綿　婦人以下綸白綿、爲片、面造被綿、其狀形有大小之異、然總稱綿帽子、〈中略〉頰囊

又奇特頭巾、或長宇頭巾等處々製ㇾ之、

〔書言字考節用集 六服食〕强盜頭巾〈俗云、鍛坂强盜山賊者服也、時任俠者習ニ服、異實嗜之輩、今所製頭巾、擬其形者、〉

〔嬉遊笑覽 二上服飾〕をかざき頭巾、丸頭巾にしころ付たるを錣坂頭巾と云、もしこれにや、短きも長きもあるべし、長きを錣坂といふ、

鹿頭巾

〔柳亭筆記 中〕頭巾の名種々〈中略〉

唐頭巾

鑓譜が家〈寶永七年百韻〉

うどんやまでのまるべ頭巾　百里

唐頭巾椅木の間を嘘しで　琴風

〔貞丈雜記 三小袖〕一づきんの事、鎌川記ニ云、頭巾御免候而かづき候事、色などは定り候はず候云々、いにしへの頭巾の形、如何共しれず候、古は何事もあまりたくみ過たる物なければ、頭巾も今の世のすみ頭巾などを用ひたる歟、

錣巾

〔太閤記 十五〕秀吉公異形の御出立にて御遊興之事

文祿三年六月廿八日之事なるに、瓜畑などひろく作りなしたる所におゐて、瓜屋旅籠屋をいかにも錦相にいとなみ、瓜あき人のまねをなされつゝ、呑をも慰め、又御心をも慰み給ひつゝ、長陣の勞を補ひ給ひしなり、御出立は、柿帷をめされ、わらのこしみの、黑き頭巾、菅笠を御肩に物し、味

よしの瓜めされ候へ〳〵と有しは、聊商人に違ふ所もなふて、つき〳〵しく有しなり、

〔窻の須佐美 二〕延寶の頃にや、〇中略ある時戯に、我〇河村瑞賢執政の方へ出入するに、稻葉殿美濃守正則の門番人、殊にかさたかくある間、彼門を向後頭巾著して出入して見せ申べしとて、一時わすれたるよしにて出入して、頭巾をかむりながら門のくゞりを入んとす、番人脱べしとあらけなく云ければ、大きに驚き、寒氣故不圖失念の至り、幾重にも御免を願ひ申と平伏して、門より直に歸り、晩方門番人の宅へ生鯛二枚、一樽一荷贈り、今日の不調法必ず御沙汰なしに奉願と、細々と書遣し、四五日過て行、亦頭巾を著ながらくゞりを入らんとして、また忘れしと驚きたる風情して脱んとするを、その番人ども、その儘御通り候へと小聲にていふ、如此すること二三度して、それより後は頭巾著ながら出入しける、

〔好色二代男 八入〕有るまで美人修業

揚屋町は闇、送男の長棒、〇中略忍ぶ人の爲とて、鬘布頭巾賣など、冷水まゐれといふ、

古事類苑

服飾部二十四

笏

笏ハ、シヤク又ハサクト云フ、笏ノ音ハコツナレド、屍骨ノ骨ト同音ナルヲ忌ミテ、シヤクト云ヘリ、文武天皇ノ大寶制令ノ時ニ、其制初テ見エ、元正天皇ノ養老三年ニ至リ、職事主典以上把笏ノ事初テ見エタリ、爾來太政官ノ官掌、京官ノ史生、及ビ諸國郡司ノ主帳等ニ至ルマデ把笏ヲ聽サレ、禰宜、祝ノ中ニモ之ヲ把ルコトヲ得ル者アルニ至ル、而シテ笏ハ元來束帶シテ把ルベキモノナレドモ、後ニハ衣冠、直衣ニテモ把ル事トナレリ、

笏ノ用ハ原ト事ヲ之ニ記シテ、忽忘ニ備フルモノニシテ、中世紙ヲ貼シテ事ヲ錄セシハ、笏ノ本義ヲ失ハズ、然ルニ後ニハ、專ラ容飾ニ屬スル具トナリテ、之ヲ把ルニ法アリ、把ラザルニモ亦法アリ、或ハ搢ミ、或ハ搢クニ、故實アリ、作法アリテ、貴人ヲ拜スルニハ必ズ把レドモ、玉體ニ咫尺スル官ハ、執ラザルヲ例トス、而シテ五位以上ハ、牙笏木笏ヲ通用シ、六位以下ノ官人ハ專ラ木笏ヲ用ヰレドモ、後世ニ至リテハ、五位以上モ多ク木笏ナルガ如シ、笏ノ製、天子ハ上下俱ニ方ナリ、五位以上ハ前詘シ後直ク、六位以下ハ前挫シ後方ニシテ、並ニ上ヲ圓殺シ、下ヲ方直ニセリ、倭名類聚抄ニ、長一尺六寸、闊三寸、厚五分ト載セタレド、後世ハ漸ク短クナリテ、一尺二三寸ナルアリ、且ツ廣狹長短ハ、其家ノ慣例ニ依ルモノニシテ一定セズ、

名稱

〔倭名類聚抄 十四服玩具〕笏　四聲字苑云、笏、〔音忽、俗云尺、〕手板、長一尺六寸、闊三寸、厚五分也、

〔箋注倭名類聚抄 六服玩具〕按説笏無倭名、其字音如骨、以有諱骨之名、改呼尺也、唐王玄策至天竺維摩室、計之得十笏、故云方丈室、然則一笏爲一尺、故名笏爲尺也、○中略 按、桓二年左傳正義引徐廣車服儀制云、古者貴賤皆執笏、即今手板也、

〔伊呂波字類抄 志器物〕笏 シヤク 〔元正天皇御宇養老三年、百官始把笏、五位已上牙笏、六位已下木笏也、〕

〔下學集 下器財〕笏 〔手板也、書事也、百事々具忘記、以備忽忘之謂也、日本曰尺也、〕

〔書言字考節用集 七器財〕笏 シヤク 〔音忽、又名手板也、君有教命及所啓白、則書其上、備忽忘也、〕

〔塵袋抄 五〕束帶ノ人ノシヤクトテ持給ハ何ノ爲ゾ、日本ニ是ヲ尺ト云、其長サ一尺ナル故歟、實ニハ笏（コツ）也、只手板也、即和訓ニ、タイタトヨム、其心ハ、是ニ用事ヲ記シテ、爲不忘也、

〔倭訓栞 前編十一〕さやく　笏をいへり、倭名鈔に音忽俗云尺と見えたり、骨と同音なれば、忌て尺といひし也、もと西土の制にならへるものゆゑ倭訓なし、尺といふは唐の王玄策西域に使し、維摩居士の室を量りて十笏を得たり、故に方丈と號するよし、釋氏要覽に見えたり、又笏尺と名目にいへる事、南海寄歸傳に見え、書言故事の注にも、手板長一尺と見えたり、手板も笏也、晉宋以來の稱なる事、紀原に見ゆ、

〔倭訓栞 前編十一〕さく ○中略 源氏に、笏をさくといへり、さや反さ也、

〔日本靈異記 中〕恃己高德刑賤形沙彌以現得惡死緣第一
以天平元年己巳春二月八日、於左京元興寺、修大法會、供養三寶、勅太政大臣正二位長屋親王、而任於供衆僧之司、時有一沙彌、濫就盛供養之處、捧鉢受飯、親王見之、以牙册（○册、笏字、）以罰沙彌之頭、頭破流血、

制度

〔書言字考節用集 七器財〕手板(シヤクノ)笏本名

〔令義解 六衣服〕親王禮服

一品、禮服冠、略○中牙笏、略○中

諸王禮服 解○略義

一位、禮服冠、略○中牙笏、略○中

諸臣禮服

一位、禮服冠、略○中牙笏、略○中

朝服

一品以下五位以上、略○中牙笏、略○中六位、略○中七位、略○中八位、略○中初位、略○中木笏、略○中

武官禮服

衛府督佐、略○中牙笏、略○中

朝服

衛府督佐、中略、凡著朝服之時、督佐牙笏、志以上木笏、並文不畫者、略、諸衛如也、○下略

〔延喜式 四十一彈正〕凡五位以上通用牙笏白木笏、前詘後直、六位以下官人用木、前挫後方、

〔唐六典 四禮部〕凡百僚冠笏

三品已上笏、前詘後直、五品已上、前詘後挫、幷用象、九品已上、任用竹木、上挫下方、男以上聽依爵品

執笏

〔續日本紀 八元正〕養老三年二月壬戌、初令天下百姓右襟、職事主典已上把笏、其五位以上牙笏、散位亦聽把笏、六位已下木笏、　六月辛未、初令諸國史生、主政、主帳、大小毅把笏焉、　丙子、令神祇官宮主、左右大舍人寮別勅長上、畫工司畫師、雅樂寮諸師、造宮省、主計寮、主稅寮筭師、典樂寮乳長上、左右衞士

府醫師、左右馬寮馬醫等始把笏焉、

〔續日本紀九聖武〕神龜三年九月丁丑、令京官史生、及坊令、始著朝服把笏、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年三月丙寅、勅、近衞將曹從六位下勳六等間人直足人等十九人、感會風雲、奮激忠勇、超群拔衆、斬逆滅凶、朕以嘉其武節、賞此高勳、宜令美服光榮、容儀標異、自今以後、諸勳六等已上、身有七位而帶職事者、許執牙笏并用銀裝刀帶等、及元日等節、著當階色、

〔類聚國史七十職官〕神護景雲二年十一月癸未、任官云云、是日被任官者、多不會、庭省掌代之稱唯、於是詔、式部兵部省掌、始聽把笏、

〔續日本紀三十三光仁〕寶龜五年六月庚午、始命太政官左右官掌把笏、

〔日本紀略桓武〕延曆廿年二月丙申、始令住吉社神主把笏、

〔類聚國史七十職官〕大同元年十月壬申、中務、治部、民部、刑部、大藏、宮內等六省省掌、准式部兵部二省聽把笏、

〔日本後紀十七平城〕大同三年六月壬申、是日令有品親王并諸司把笏者、進役夫、各有差、爲防葛野河也、

〔日本紀略嵯峨〕大同四年五月癸酉、聽五位已上通用白木笏、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年九月癸酉、坐能登國正三位勳一等氣多大神宮、禰宜祝二人、始令把笏、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年二月戊戌、坐越前國正三位勳一等氣比大神、祝禰宜、准鹿島能登兩大神祝禰宜、令以把笏、

〔類聚國史七十職官〕承和二年十月乙亥、勘解由使言、使局雜使十二人之中、給服食者二人、便以此二人、號爲使掌、准省掌、令把笏、許之、

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年九月甲辰、始置陸奧國鎭守府掌一員、令帶刀把笏也、

〔文德實錄三〕仁壽元年十一月乙未、策命曰、(中略)悠紀主基兩國乃主典利典以下、國醫師曾王氏万、及諸郡

司主長巳上乃把笏者實、位一階上賜と治賜布、〇下略

〔文德實錄 七〕齊衡二年三月乙巳朔、大和國撿非違使正六位上伊勢朝臣諸繼預把笏、諸國撿非違使把笏、始於此人、

〔類聚國史 百七職官〕貞觀八年三月丁丑朔、圖書寮置寮掌一人把笏、

製作

〔撰塵裝束抄〕牙笏

彈正式云、五位以上通用牙笏白木笏、前詘後直、六位以下官人用木、前挫後方、今按、五位以上通用牙笏白木笏、六位以下用木、則示尊卑之異也、故禮玉藻云、笏天子以球玉、諸侯以象、大夫以魚須文竹、士以竹木象可也、鄭玄曰、球美玉也、文猶飾也、大夫士飾竹以爲笏也、不敢與君並用純物、是示尊卑也、大夫與士笏俱用竹、大夫以魚須飾之、士以象骨爲飾、不敢純用一物、所以下人君也、又按、五位以上前詘後直、六位以下前挫後方、則示其形偶異也、故玉藻云、天子搢珽、方正於天下也、諸侯荼、前詘後直、讓於天子也、大夫前屈後屈、无所不讓也、鄭玄云、此亦笏也、謂之珽、珽之言珽然无所屈也、前後皆方正也、荼讀舒懦、所畏在前、圜殺其首、屈於天子也、大夫上有天子、下有己君、故首末皆圜、前後皆讓、正義云、前詘謂圜殺其首、後直、下角正方、讓於天子者降、讓於天子、故詘也、挫、鄭玄曰、折也、賈逵曰、折其鋒曰挫、說文、摧也、牙象牙也、

〔服飾管見 四〕笏

延喜彈正式に、凡五位巳上は牙笏と白木笏とを通用せよ、前まがり後直し、六位巳下の官人は木を用ゐよ、前そぎ後けた也と見ゆ、今も笏につくる木の中に、ふ。く。ら。てふ物あり、ふるき笏にも、此木もてつくれる有といへり、且其木のはだへ牙に似たれば、彼白木てふものは是にて、唐には櫟木といひて、爰にはさくきといひしもの也、〈くはしくは、雅にいへり、〉采其形は牙笏に同じ、〈くはしくは、禮服條にいひたり、〉六位巳下の官人のは、かの白木にむかへて木を用ゐよとあれば、白からぬ木にてつくる事明らけ

し、削そぎとは、笏の上のとがれる也、殺けた也とは、直しと云に同じ、唯圓をかへしのみ、いつの頃よりか、五位巳上も六位巳下もわかちなく、もとはほそくて末ひろごりたる笏を用う、其後は木の品もさたなけれど、なほ五位巳上はふくら、六位巳下は櫟、櫻などを用うべきにこそ、

〔西三條裝束抄〕笏　天子ノ御笏上下方也、是朝拜ヲ受タマフ時ノ御笏也、上古ハ神祇ヲ拜給時、持給フハ前圓ナリ、臣下ノ笏、古ハ五位以上ハ象牙白木ノ笏ヲ通用ス、前鋪後直也、六位以下木ヲ用ル、前挫後方也、又五位マデハ散位モ是ヲトル、六位以下ハ散位ノ輩トル事ヲユルサザルヨシ、長元七年法曹ノ勘文ニ見エタリ、○中略然ニ中古以來禮服ノ時バカリ牙ノ笏ヲ用ヒ、常ニハ並ヲ木ノ笏也、一向制ノ定ル事ナシ、但主上上皇ハ近代マデモ、牙ノ笏ヲ用ヒ給フト見エ侍ル、

〔飾抄下〕牙笏○中略永承六二十、土御門○源師房曰、參殿○藤原賴通有牙笏、事次殿仰曰、上下共方、是天子御笏也、是朝拜兒御用者也、其外神事之時多用、給上圓也、敬神之心歟、

〔宗建卿記〕享保十七年七月十三日、今日於殿下家○藤原久被爲見笏牙二枚、一枚頭方、下方也、○中略一枚、頭圓、下方也、下有角、普通笏形者下モ圓也、是法隆寺、東大寺、三藏等被納之聖德太子笏形云々、東宮○櫻町御元服之時、可被獻東宮之由也、此牙日來有吟味、近日出來云々、　十一月十九日、牙御笏袋宮等出來、今日殿下隨身可有獻上之由、猶家久參內之節、宜沙汰之旨也、件御笏、去七月十三日、內々被爲見之、其形、○中略

東宮御笏



上圖、下方也、以錦袋入、太子笏形、補遺之、　入錦袋宮ノ形同前、但黑塗爲繪鳳凰也、

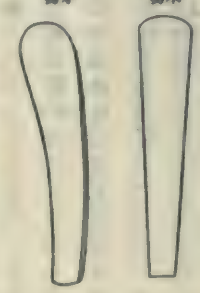
〔飾抄中〕一笏○中略予所持之笏、法性寺關白賜清隆卿之笏、雅隆入道授予、以之爲本樣也、甚持吉、入道相傳○略用之、當時

右大將家ハ此樣也、頭廣厚ハ重而持惡也、當家拜賀所ㇾ用也、具平親王御笏薄ナ持吉、古物如ㇾ此歟、手本皆ヲヒタリ、往古人拜趨以ㇾ之可ㇾ知歟、

〔裝束圖式下〕笏、近代其制定ル事ナレ、尋常木笏也、

笏

圖



禮服之時ハ牙笏ヲ用也

〔朝野群載二文筆〕裝束進退傳

○○笏長一尺二寸、上廣二寸七分、下廣二寸四分、厚三分、頭體令ㇾ有二中月之形體一、頗摩二左右角一、笏是上廣下狹、前體厭二其體一、仍習二風俗一也、○下略

〔江家次第四正月〕除目○中略

四條大納言笏長式部判官記云、笏長一尺二寸、上廣二寸七分、下廣二寸四分、厚二分、長二尺五六寸、家說二尺五六寸、或二尺三寸、或一尺七八寸、皆所ㇾ用也、此外有說說、

〔御當代裝束抄〕笏

大臣冠は、長サ一尺四寸八分、上二寸五分、下一寸五分、厚サ二分にして平メなり、

忠仁公は、長サ一尺四寸三分、上二寸、下一寸五分にして丸ミ有、

貞信公の笏は、長サ一尺四寸三分、上二寸五分、下一寸三分、厚サ二分、

日野家笏、長サ一尺三寸一分、上廣二寸三分、下廣一寸三分、本末圓ク削也、橫はまろからず、板ふくら也、

種類　牙笏

勸修寺家笏、(光豐笏也、)長サ一尺三寸七分、上廣二寸三分餘、下廣一寸三分、本末まろく、横もまろく、板中なり、

〔東大寺獻物帳〕

牙笏一枚(長一尺三寸二分、本廣一寸九分、)

通天牙笏一枚(長一尺一寸三分、本廣一寸六分、入日錦)

大魚骨笏(長一尺二寸一分、本廣一寸九分、)

〔百練抄〕(六崇德)保延四年十一月廿四日、皇居土御門殿(東洞院)燒亡、天皇御小六條、累代御笏、(象牙、納櫃、)燒失、(天皇累代御物也、)

〔玉海〕文治四年六月卅日甲午、今日向宣、女房修小佛事、(其遊)內府所持之笏、(本是累代之物)手自彫刻卒都婆、(幷五輪)又圖手圖寫大日如來尊像、(予所圖也、法印書之、)

〔名目抄〕(衣服)牙笏(ゲシヤク、禮服之時用之)

〔深窓秘抄〕牙ノ笏　禮服之時用之

〔儀式〕(六)禮服制

天子、袞冕十二章、牙笏、(中略)○下

〔延喜式〕(十五內藏)元日御禮服、玉冠、牙笏等、當日平旦、寮官人於大極後殿下持候之、隨內侍宣進之、

〔北山抄〕(三拾遺雜抄)朝賀事(中略)

天皇御高座、(中略)把牙御笏、

〔北山抄〕(五)即位事(中略)

天皇端笏(把牙御笏、)(下略)

〔春記〕長曆四年(長久元年)九月廿一日癸酉、今日有奉幣使、(中略)御出御、(中略)予奉御笏、(件御笏、納內藏寮所也、太刀少、)

（上下同樣也、累代御物也、今朝御仰ニ被寮、令奉也、御拜之後、所返納由、依仰也、）廿八日庚辰、今日神鏡奉入新造唐櫃之日也、（○中略）予依召參御前、奉仕御裝束、關白被奏云、內藏寮之御笏、是猶不可用、例事之物也、御笏可令用給也、而只今不候、爲之如何、被仰云、春宮權大夫源朝臣（師房）許、有手笏由云々、即以藏人左少將定房遣召了、良久進件笏、其體頗雖短少、又非凡、仍爲御笏、以水被洗清了、（○下略）

〔山槐記〕永萬元年七月十八日乙丑、右中辨成頼朝臣、藏人右少辨長方、向內藏寮、（○註略）申刻奉渡御禮服、（御笏筥二合、寮下部持之、）（○中略）

一合納、男帝御裝束一具、（○中略）御笏一帖、（○中略）牙

有延久四年目六、但有相違等、（○中略）皆悉御覽之、被返納之、

〔百練抄 高倉〕治承元年十一月廿三日、牙御笏日來紛失、今日求出之、出納中原信仲妻盜取之云々、紛失之時、被行御卜之處、始終不可失、但鮮可伺之由申之、

〔愚昧記〕治承元年十一月廿七日壬戌、光能朝臣語云、御笏出來了、（主上御笏所失也、仍日來帝有新調、御七人勤修聖天供云々、）（○中略）此事頗棠異人、示送光能朝臣許之消息、彼人令見之狀云、彼御笏累代物之由、存知僻事云々、承曆之比、內裏燒亡之時燒了、仍土御門右府（于時大納言○源師房）被獻之笏也、（御笏雖出來、此付之、於今者雖被用歟、此替御笏、自院被進了云々、）

〔伏見天皇御記〕弘安十一年二月廿一日丙子、今日禮服御覽也、爲俊朝臣、兼仲等向內藏寮禮服倉、臨昏相具禮服參、（○中略）牙御笏入錦袋、（○中略）

已上入唐櫃一合、內々進御所、（○下略）

〔看聞日記〕嘉吉三年十二月十三日甲午、抑牙御笏今度紛失之間、被新調、象牙難得之間、被尋普光院、（○源義教）御座ニ有之、管領執進、笏寸法不審之間、關白前攝政（○藤原兼良）被尋申、不覺悟之由被申、仍花山院（內府）進之、法性寺關白笏寸法云々、以之爲本樣、聊大ニ被作、今日出來、殊勝之由兵部卿語之、

〔胡曹抄〕皇太子。（○中略）

○牙笏

(後三條院御元服記 東宮御元服部類記所引)永承元年十二月十九日甲子、此日東宮御元服也、○中略 宮(中略)牙御笏、○下略

(兵範記)仁安二年正月廿日己未、今日皇太子爲朝覲行啓上皇宮、○中略 儲皇御裝束(中略)牙笏、内府調進之、

三年二月廿六日己未、儲皇之時、所召用之御劒等、爲御使持參院、○中略

御笏一枚、牙、件物等、右兵衛□相從、受取進御所畢、

(猪隈關白記)承元二年十二月廿五日、此日皇太弟有御元服事、○中略 出給晝御座、(中略)牙笏、

(三代實錄 淸和二)貞觀元年四月廿三日戊申、大納言正二位兼行民部卿陸奥出羽按察使安部朝臣安仁薨、○中略 太上天皇皆從容、評議諸國吏之優劣、以爲未若安仁爲信濃介之能、後人莫之及、即賜牙笏、玉帶、金魚袋、幷御衣一襲、有識相賀云、此賞是宰相之漸也、

(玉海)治承四年四月廿二日甲辰、此日天皇 安德 即位於紫宸殿、○中略 申一點、内辨左大臣 藤原經宗 著禮服、取牙笏、押笏紙、不取之、摺下名、如何、

(岡屋關白記)貞永元年十二月五日庚辰、是日天皇 四條 即位於太政官廳、○中略

禮服、○中略

牙笏□(笏紙用建暦四年□、但新寫、)○下略

(資季卿記)仁治三年三月十八日庚子、今日新帝 後嵯峨 即位也、○中略

外辨

大納言藤隆親(中略)纏大緒、小輸、牙笏、押笏紙、

權大納言藤定雅(中略)黑禮服、牙笏、○中略

權中納言藤公親(中略)○例木、須之、牙笏、○中略

參議兼左大辨(中略)公親卿牙笏如之、

木笏

〔寛元四年記〕三月十一日、此日御卽位也、予巳剋著禮服、〇中略〇注 參官廳、〇中略 著禮服様、〇中略 次把笏、用牙笏、自餘人々皆以木作、〇牙笏形、〇下略

〔雍州府志〕七土産 笏〇中略 多以飛驒位山櫟木造之、樗與一位倭語相同、故取一位之義、而祝昇進之謂也、

〔倭訓栞〕前編二 いちひ〇中略 笏を飛驒の位山の櫟にて造るといへり、よて一位によせていへるは、權を四位に寄てよめるが如し、本義にあらず、一說に、位山の木は笏の木ともいふ、一位にて、いちひの櫟にあらず、櫪に似たり、よて飛驒にて、いぬがやといふ、赤き實を結ぶ、榧よりは葉柔かにして、信州にて米餅芳といひ、花緋にては伽羅木といふ物也、滿山皆此木なりとぞ、〇下略

〔倭訓栞〕前編十一 さやく〇中略 笏をいへり〇中略 木はいちひ、又ふくらの類ふるく見え、近世或は櫻栘を用う、禮服の時は牙笏を用う、

〔世俗淺深秘抄〕上 一以板目笏爲善、近代用滿佐事、僻事也、古最上寶物皆板目也、

〔深窓秘抄〕禰等榮ノ笏　一位ノ笏位山ノ櫟也

〔瓊矛拾遺〕上 笏者傳三種德、自神代之製也、
和姬世紀曰、天兒屋命形笏座、
御鎭座記曰、天兒屋命靈形笏坐牙像也、
天石戸開之時、捧持祝詞敬拜鎭祭笏、賢木是也、
如此笏者、兒屋命之始制也、シヤクノ反サク、サト、スト相通テ直ト云義也、行坐拜皆有習也、拜ハヲレカヾムノ略訓也、今以儀趁之笏法爲禮、笏書奏之事者、可謂甚誤、〇中略 如此於神代者用賢木之笏、中古誤以異國笏也、今自大臣而迄下官用櫟木笏、猶太古矣、然職者曳西地之式、或用牙笏有習、或書事于笏、不知神道者可笑矣哉、〇中略〇注 櫟木者、飛驒國位山材爲美、似榧、他俗謂之犬栢、於伊勢、

賀茂、春日、錦、櫟者似イチヰ、材色白而不美、於四國九州謂櫟者、材色赤而美、或云赤樫アカガシ、或云一位、

〔兼貴記〕寬元四年三月一日庚寅、巳剋許參院、(後深草、註略)今日有御讓位、(中略)自攝政殿(實經)被進御笏、(入錦袋、入朱漆箱、納檜木箱、加書、)

〔親長卿記〕文明十二年正月一日、寅剋許參內、(衣冠)召具元長、四方拜奉行之故也、(中略)著御御屏風之內、後元長取御草鞋退入、持參御笏、(先々牙御笏也、雖然先年紛失了、今度以中間自伴室町殿之處、牙笏無御座云々、仍後白河院木笏被用之由、御聞說、中略木笏有御物之內、仍被用之、)(下略)

〔宣胤卿記〕永正五年三月十一日、前內府狀到來、先日進殿下笏木、被付刀自賜之、被寫富家殿御笏形云々、令祝著者也、前內府依外戚所傳進也、

〔季連宿禰記〕貞享二年十二月七日癸巳、侍從御局言談之次、御裝束之事尋問、被言談、

春宮御裝束(中略)

一御笏、白木、ツヽアヽリ、(下略)

把笏作法

〔朝野群載〕(二文筆)裝束進退傳

取笏之後、不顧兩手、先左手之上覆其袖之端、側掌隔袖把笏、次以右袖之端、入左袖之內、各相叉之後取定笏了、以左手執上、以右手執下、共舉左右之臂、從右手之上出笏七寸、直當胸上、笏頭不及頤下一寸以還、令笏摩兩乳之上、隨步頗令有相動氣色之謂也、(下略)

〔上卿故實〕移著端座事附刷裾直沓事(中略)

口傳持笏於左手之時、笏ノ中程ヨリハ、少上方ヲ取テ横(笏下方右方)ニ持之、身ニ副テ持之也、(下略)

〔江家次第〕(一正月)內辨細記

又被仰云、有髭人與無人、持笏不同也、凡笏以頭當口程、頗避持之也、而有髭人避持、無人頗寄持、(下略)

〔作法故實〕持笏事

正笏

尋常之時者、右手持之、腰程也、聊寄右腰持之、口傳

〔新任弁官抄〕揖事

公卿弁官作法、只在揖也、恒時持笏事、右手把之、大指與小指在笏之內、中三指在笏外、仍堅久把之不令動搖笏、以左手引右袖鰭、天、人差指與中指之中引夾、天拳ヲ截ル、人差指舒許令出也、笏スグニ持之、笏端當口程、但長短人當鼻切口也、笏端傾內也、或又傾外持之人有之、是略作法也、尋常如此、○下略

〔富家語談〕仰云、笏ハ居タ只有時ハ、片手ナドニ取也、又手モ出ハ不可有苦、儀事ナドノ仰下ニハ、兩手ニ取笏可承此事、

〔兼量卿記〕貞享二年三月廿四日、一條攝政殿申條々、笏持樣於禮服者、上下打返持之、廣方爲下之由、左府昨日御習禮之剋、仙洞江被言上、此儀可爲見之由仰之間、攝政被引爲之處、廿八日次取牙笏、廣上方二寸七分、下方二寸計、凡長一尺五寸程、左府樣被申上御尋也、是金指之定也、此儀廣方爲下、狹方爲上之由、猶邊不分明之由、仙洞仰之間、主上如尋常令持給也、

〔上卿故實〕名官人事閑一昔召例

正笏召之、○中略

上卿揖許事

正笏、幷身體揖許之、

〔作法故實〕於床子座前揖事○中略

納言經床子前之時雖不揖、外記史經其前之時、故正笏過、故實也、口傳○中略

平伏事○中略

其體正笏、近面於疊、如揖時、○下略

〔兵範記〕仁平三年十一月十九日甲辰、今夜可移徙雞殿也、○中略次著沓下自車正笏、立頸木外、

仁安三年九月十九日丁丑、別當初着陣、(中略)次被下驗紙、(中略)又下文卿相之間、不能取笏、如何、若先敍、正笏卿、先例也、

〔上卿故實〕藏人下文事與端儀附上卿結申作法幷稱唯不出音事、

上卿候奥座者、藏人昇參議座末居、上卿見方下之、上卿顧居向之、(凡奉仰時、毎事時、幷給文之時、又如此、)取在文、(爲取文上以下方、)

如此置笏於右、(或山槐記云、此中文書云、北座給宣旨時、下置右歟、或置左右、置笏便宜也、多置左可、)(中略)

上卿候端座之時、藏人下文之儀同前、但不居向、又置笏於左右、(今案、帶劒人不置其所、必置右、而於端座者、不便置左、爲落失云、)(下略)

〔參議要抄〕下 奏議要事(中略)

置笏事

帶劒人ハ置右、不帶劒人ハ置左云々、但宇治殿(〇藤原賴通)只可置座下方之由被仰云々、

〔富家語談〕仰云、車中ニテハ不持笏也、只可置傍也者、

〔吉部秘訓抄〕人一於腋陣床子見文之時笏置樣之事

延久元年十二月廿六日、江記云、右府參陣、有陣申文、大辨置笏於座下、開文見之、

〔台記〕保延二年十一月十六日庚戌、予(〇藤原賴長)以下立宮、(於予者先笏插右尻下也)(中略)此間予插笏於右尻下立宮、

〔山槐記〕永曆二年四月六日戊申、今日平野祭也、依例被立殿上使、依可有御映、午剋參内、(中略)御膳間上置御笏、(或置敷上、置御笏也、)

治承二年正月廿日乙卯、今日外記政始也、(中略)未剋參外記廳、(中略)此後予置笏於右尻下、(使侍從置右、)見文、(下略)

〔愚昧記〕文治六年(〇建久元年)正月三日戊午、今日主上御元服日也、(中略)次左大臣參進帳臺下、置笏、(〇註略)昇帳臺、(下略)

〔明月記〕建久七年四月廿四日癸酉、藏人大進長兼、於小板敷取盃、(〇中略)勸盃、(中略)使置笏、(〇以下左ニ置之、)

搢笏

〔玉蘂〕承元五年〇建暦元年十月廿九日丁未、此日京官除目也、〇中略依仰關白召左大臣云々、起座參上入御座間著第一圓座、一如次第、仍不記、依仰少掛置笏、左、右否如何、無□故實也、

嘉禎三年七月五日、一先院御時、最勝講之時、打磬之間置笏、近代順置下方、押二笏於膝下一是每人事也、此條無理、可置前之由有御尋、法性寺殿〇藤原忠通御記置前之由、令記給、横置歟、然而近代每人置片方、仍如此用來候之由申、被問松殿、〇藤原基房被申可置前由云々、

〔實躬卿記〕永仁三年八月十七日未、今夜親王侍始幷御行始也、〇中略子姫事始、〇中略二獻之後彼朝臣中御著、予座狹之間、爲臺盤、仍不能立箸之間持笏、且前幕下命也、雖不立得箸置笏又一說也、然而依彼命、今夜如此、

〔花園院御記〕正和二年十二月廿七日壬午、今夜吉書奏也、〇中略又臥置笏起舞踏之時、笏宇津伏乍ハ不置也、居後更置笏也、乍伏置笏ハ非說云々、但爲不忘却、乍臥置之事有之云々、

〔西宮記〕臨時三召名宣旨事〇中略

上卿以右手漸給之丞、丞插笏、近代不插而只□置右方左膝前之取召名加笏、退立本所了、〇下略

〔上卿故實〕奏聞事附笏搢樣幷懸尻於小板敷事〇中略

上卿搢起座、〇中略藏人出逢緣名門外〇註略之後、目外記〇註略外記進來、上卿南邊、頗磬折、上卿指笏、以左手推之、向上手二寸許、置左笏首側左、帶下二寸許、差出之、略、偏置中之、取宣〇註略取𨗉之〇註略授藏人之後拔笏、以左手拔之〇下略

〔作法故實〕搢笏事

帶搢笏於腰也、其體有故實、先推下帶之上手、爲不搢懸于笏也、不然則笏必落也、次以右之手逆手取笏而、左之袖ノ下ヲ後ヘ搢通而卽以左之手笏ノ手本ヲ逆取テ、頓テ右ノ手ヲ以テ、左之袖ノ端ヲヒカヘテ、左ノ手ニ持ツ笏ノ手本ヲ、帶ノ上ニ當テ、後ヘマワス、此時笏之首、次第ニ上ニ成也、插左脇之帶、一度ニ不可搢、終二三寸可出也、是恐有拔落故也、笏ノ首可寄左也、不可寄右也、笏ヲ搢時者、

身聊不傾、有口聊身ヲソル樣ニ可成、然時者、帶與身間有之也、指易者乎、非口傳者、不可得之者也、

〔世俗淺深秘抄 上〕一指笏樣、左大指與人指間ナ、笏下方一寸餘許ヲ夾ナ、右ヲ放ナ押也、其後副副股寄ナ、能々不懸緒袖樣間令用意ナ、後へ可追拔時能々閑可拔也、餘安拔ハ非也、背間指程、聊寄左ナ、笏上方左へ可傍也、笏末方帶ノ下へ一寸餘許可出、

〔後押小路内府抄〕持笏事略中指笏有故實等、先推下帶上手、爲不指違于笏也、指違時者笏落也、尤可有用心、次右手ヲ持ナ笏ヲ左ノ袖下ヲ後へ指通ナ、即左手ヲ持ナ笏下本ヲ逆ニ取ナ取替、ヤガナ右手ヲ持ナ、左縫袖ヲヒカへナ左手ニ持ツ、笏ノ本ヲ帶ノ上カドニ當ナ後へマツス、此時次第指上へ成也差左脇帶、一度ニ指ハ惡也、一度指ナ後、一兩度深差、笏手本帶ノ下二三寸出程也、不然之時有拔落恐、笏首傾左聊斜也、但スガナハ無益歟、首寄右ナハ不差事也云々、差笏之時、須ウゴカズ、身不傾、聊後へ身ヲソル樣ニスル也、然者帶與身間、クツロギナ差安云故實也、如此事雖少事、然不存知時有失委、可用意事也、當時人差笏之時、必屈腰、乖故實之上、見苦、手後へ遣ク成、笏偏差ニクキ也、不傳古傳者、不可說事每事出來也、

插笏於左腋事

自差笏者、假ナル時事也、見自馬拜坊家奏時如此、是假爲是ケ也、左脇内衣門ニハサム、脇ヲ持ナヲス也、惡スレバ有笏落事、但有故事、以黑糸衆由左脇ノ衣門ノ内ヨリ、笏ノツマリヲ繩程ニ構ナ内ノ方へ人ナ並之插時引出ナ人、笏ヲシメ本作ソメ一ワヘナ插之、不可令見人也、笏首自肘上二三寸アケナ插也、右ニハ假ニモ不插事、

〔左經記〕長元四年七月十三日戊午、午剋許參神祇官、依爲祈年穀奉幣也、略中余參、小野先洗手社司儲手水、著祝座、禰宜捧御幣立前庭、先把笏再拜了、插笏讀宣命了、

〔字槐雜抄〕保延三年九月廿三日壬午、今日仁和寺競馬行幸也、略中予又同助、插笏於左腋、略下

〔愚昧記〕仁安四年嘉應元年正月十六日癸酉、秉燭之後、中略參內、中略見坊家奏之間、插笏於左腋云々、作插樣ハ、前ノ方ニ縦サマニ夾候歟、仰云然也、

承安四年七月廿七日壬午、相撲召合、中略左大將插笏於左腋、出二肩上一寸許一、

文治五年七月十日戊辰、任大臣大饗、中略木工權頭時壽朝臣、持來盃、居二折敷一、予指笏、依有所憚、仍公時朝臣差二笏於取盃入東廂、經公卿座末後居陪膳者右、中略次宰相中將出□□朝臣、中略取陪膳者盃之、之、捨之、予座右方授之、予差笏、依有所憚、之、下略

落笏

〔台記〕久安四年正月七日丙寅、敍位宣命、中略召左衛門督公教、給宣命、中略宣命使作法如常、作聊左手有恙、不得搢笏、仍如搢故落、進退優美、唯恨衣裳不鮮、下略

〔山槐記〕久壽三年正月廿四日丙寅、除目、中略大納言入自東面妻戶、經廉下、於第二間程、被落笏、不取略、中略次大理殿、於二間、謂大納言令落笏給、頗不取之、隱而中令取之、大納言退出之時被取之、大理殿各又如此、是理不可然、作法只二何說可以是哉、

〔明月記〕正治二年正月五日、參大臣殿、終日在御前、而會文書等御覽之、次仰云、宣命使就版搢笏之時、若不搢得者、如搢落其笏、拜訖退之時、ウツァキヲ取笏、非失禮、是故實也、公教卿故落之云々、而隆房卿指笏之間誤落之、而ウツブキテ先取其笏、故搢之、時人最稱不知故實、遺恨也云々、

〔康富記〕應永二十六年三月八日癸丑、今夜懸召除目被行之、中略予持筥參進之時、落笏之間、筥ヲ下ニ置テ、取笏ヲ搢シテ取筥、一搢シテ立ツ、更參進、是落笏之時作法也、

〔猪隈關白記〕建仁二年正月一日、召左宰相中將通具朝臣、注略給宣命、中略次宣命使就版位、搢笏、不搢得、仍落了、宜制一段、群臣再拜、

懷中笏

〔花園院御記〕正和三年正月二日丁亥、今日爲拜覲參於院、中略先出南殿、於清涼殿光藤朝臣獻草鞋、關白家平藤原取裾、中略過清涼殿南簀子之間、關白所指笏拔落、長隆朝臣取之、於御後密授關白、下略

〔上卿故實〕奏聞事附笏指樣幷懸尻於小板敷事中略

使用法　押笏紙

上卿揖笏、中略〇下略

(世俗淺深秘抄上)一上皇奉之時、近習次將置劒於車、事、撥未直前、可置之笏、能々可懷中、及闕笏落事出來也、

一近衞次將拜賀申時、中略〇有引出物者、起座ヲ跪可取之、中略〇引出物不一同、或付枝、或如笛入袋、若裹薄様、如此持安々物ハ、大略自取之、無憚懷笏取之、其物少時ハ、又取笏許、物ヲ令懷中也、〇下略

(長秋記)天承元年正月廿二日、大納言三人皆以笏納懷中、於御前、宗忠卿向北立、能俊卿落笏、宗忠有未練氣云々、後日內府談、

(愚昧記)文治六年正月七日壬戌、內記持來宣命、予揖笏、中略〇取文杖、昇階、經東廂母屋北小間等、到御屏風下、授內侍了、拔笏右廻退出、中略〇御覽了返給、還年給也、次第之儀、不能具注、仍略中了、〇下略

(吉續記)文永八年十一月十六日丙子、參大原野社、中略〇予立留、著到殿西砌邊、上卿進鳥居下之時、披氣色、上卿予於鳥居下洗手、上卿予等、洗手、主水司供之、中略〇

(實躬卿記)永仁二年二月七日戊子、今夕仙洞御會、註略〇可有御院號事云々、中略〇院司交名實任朝臣下之、而懷中笏而持折紙書硯、此條不可然歟之由、人々有沙汰云々、

(康富記)文安五年正月十日丁酉、參室町殿、年首御禮也、中略〇御前參進之時、懷中笏、持御太刀者也、

(續日本後紀五仁明)承和三年二月戊寅、天皇御紫宸殿、引見遣唐大使副使等、參議右近衞大將橘朝臣氏公、降殿宣詔云々、〇詔文略、〇賜節刀文、

(日本諸手鑑十三服章)押笏紙

押貼、凡公卿在朝執行內外辨之事、日爲欲使其儀不違忘、預書紙貼笏背、之押笏紙、劉熙釋名解笏字曰、臣有教命及所啓白、則書笏上、備忽忘是也、近有一祠官、每拜大廟、押祝辭於笏上、俗言鴻飛館急可笑、重孜、押字多義、若押署押韻壓鎮之義也、東鑑第四十九云、阿曾沼小次郎隨兵役以子息令勤仕、申事右

所勞之由押紙于廻文云云、卽與押笏紙同意、猶今之貼紙(ハリガミ)也、

〔江次第抄 正月一〕元日宴會

今按、笏者備忽忘之義也、在君前記事、恐忽忘故粘紙笏上記其頭緖、今笏紙之意也、但唐禮常插在腰、國制常手執爲威儀之則、若手取物則暫插於腰、是所其不同也、

〔作法故實〕用笏事

節會內弁可押笏紙之時、可用大笏、除目宮文等、可差笏之時可用小也、

〔小右記〕長元四年正月一日己酉、內辨起座、於陣後著靴、令押笏文、

〔台記〕久安六年正月一日己卯、諸卿并殿、(略)(中略)後入御、稱疾取替中納言公敎卿笏、(略)(中略)翌日左金吾公敎使淸驗示不可還笏、笏紙等之狀、(依先例也)

〔宇槐記抄〕久壽二年正月一日己酉、今日所用笏、殊有光明、押笏紙之時、可損其光、(故笏紙拭續飯之間損光也)仍於高陽院借請俊通笏、押笏紙、將著陣時把件笏、

〔北山抄 正月一〕同日(元日)宴會事(略)(中略)

大臣起座到東階下、外記宜命橫插見參杖、跪而進之、(略)(註略)執之參上、(略)(中略)奏覽畢返給、進搢笏取之、(不插文杖)左廻退下、先給文杖於外記、次給見參畢、大臣取副宜命於笏參上、(略)(下略)

〔上卿故實〕參議右筆事附投遣土代事并上卿校合事

參議(略)(上略)隨上卿目起座、移著座上、(略)(註略)氣色、(略)(註略)上卿目許之後、引寄硯搨墨染筆、著返續紙、(略)(註略)取副笏氣色、(略)(中略)書畢校合之後、取副定文於笏氣色、上卿目許、(略)(下略)

〔三長記〕建久九年正月十一日己酉、今日有御讓位事、十九日丁巳、內豎取出木契、(略)(註略)置案上、少納言取之進上卿、(先是少納言宗信立請印案下之、不知其要、亦搢笏執取木契、而內豎稱外記可取副笏之由敎訓之、仍更亦拔笏取副之進上卿、每事違亂、不能左右、)

〔吾妻鏡 二十三〕建保六年三月十八日己丑、權少外記中原重繼、爲勅使下著、是去六日、將軍家(實朝)(源)可

爲左馬寮御監之旨被宣下、仍所持參件宣旨狀也、廿三日甲午、午剋頭重資朝臣(束帶)參入西廊、右京兆(布衣)請申文之、小時兩將軍家(御直衣)御出、上卿著圓御座、有御對面、頭重資陪行、宣宣旨狀(大將記筆事)於笏上令献、

(吉續記)正應二年九月廿八日、今日關白殿(基○忠)家大臣御上表、○中略兩在檀紙上、大外記仲朝臣持參御前、(取副笏、○中略取一笏、取之、覽之、爲御覽也、)

以笏正膝

(永昌記)保安五年(○天治元年)四月八日乙卯、改元以後政始也、○中略予一揖著座、史等起座揖、答揖、次以笏直膝、

(長秋記)長承元年五月十二日辛未、春季御讀經也、○中略此後武衞還外座第三間中央也、是大納言著程也、尙於中納言進東可著也、又以笏直膝不可然、前例以膝直之歟、次召官人令置試、○下略

(山槐記)仁安二年四月九日丙子、有出車幷御禊前駈定、○中略次著端座、(予取忘笏、直座也、件人先々取笏相公顧、爲内外之故也、於後人、不可然、以笏可直也、)

以笏撰人

(玉海)嘉應二年正月三日甲寅、此日朝覲行幸也、○中略次攝政以陣官人(以笏撰招之、右近陣頭邊直所也、)召左右樂行事、○下略

以笏書儀

(玉海)承安五年(○安元元年)二月十一日癸亥、此日新年穀奉幣也、○中略入自嘉喜門、著北廊座、(以笏書儀明鏡)

拜之笏

(西宮記臨時五)叙位

叙位者、○中略三日中可申慶於寺中、拜僧家者、撤笏擧手三拜、於官爵者、把笏可拜、(仁和寺法皇御時例)

揖之笏

(作法故實)揖事

凡揖時不垂面頭、折腰許也、不縮膝也、笏者隨面下、笏端幷手本隨之引之、○中略又揖了後、聊下笏於手本、是解揖儀也、○中略○口傳

公卿於御前揖事

雖爲板敷猶揖、不爲御前之時、雖持笏不揖、○中略雖冠帶之時、不持笏之時不揖、如八講之類也、

〔新任辨官抄〕揖事〈○中略〉尋常如此、欲揖之間、以左右手同把笏、〈不離手〉笏本引寄前天、笏上傾外二寸餘ニテ、身并笏共傾天、揖ス、笏ヲ平〈ニ〉成、笏端不仰不昂程也、一念了起揚也、伏間并起間不疾不徐也、可得疾徐之中也、又伏〈モ〉起〈モ〉、笏與面之間相去程可開也、不可隨伏面近笏也、起事又同、又伏仰之間、頭頸肩脊不可直也、不可屈又不可反也、是立揖〈事〉也、座揖大略准之、但突膝居以左足置前、右足猶退天居定、一息シテ揖、了以右足置前也、〈○下略〉

慶賀之笏

〔名目抄〈衣服〉〕慶賀笏〈ケイガノシヤク〉〈奏慶之時用之、往昔各別用意歟、〉

〔桃華蘂葉〕笏　拜賀の時は京極殿の御笏を用ふ、是を慶賀笏と名づく、

〔左經記〕寛仁四年十二月二日戊寅、入夜參新大納言御許、語次被命云、一日爲申慶賀參御室、命令惟憲朝臣申事由之次、問慶賀人々所爲作法、惟憲答云、皆把笏二拜者、余思此事猶不快、仍把笏三拜、人々所爲各以異也者、

〔台記〕久安七年〈○仁平元年〉二月廿二日癸亥、侍從隆長申慶、〈○中略〉慶賀笏、鶴通天帶、〈丸鞆〉鵰鵠緌劒、〈蒔繪孔雀平緒、〉〈紫緂〉已上禪閤借賜、廿八日己巳、今日新宰相中將〈師長〉奏慶、〈○中略〉慶賀笏、〈○下略〉

〔兵範記〕仁平二年十一月十五日乙巳、三位中將可令申御慶賀於所々給、〈○中略〉中將殿召御裝束、〈小唐草文御袍、（中略）紫檀地螺鈿劒、紫綬平緒、有文玉帶、令持新造御笏給、淺沓、〉

治承三年十二月七日庚寅、關白内大臣殿御拜賀也、〈○中略〉召御裝束、涌雲文御袍、〈○中略〉慶賀御笏、〈○下略〉

〔自暦記〕建久九年十一月十八日辛亥、今日大納言殿御慶申也、〈○中略〉立檳榔毛車於門外、此間令著裝束給、〈束帶如常、於笏者自三事御時每度慶申令持給笏也、已爲吉物、中長々々、〉

〔經繼卿記〕正安四年四月十一日乙亥、參議拜賀、黄有文玉丸友、〈自殿下借下了、〉笏、〈今度新調、賦拜賀笏可秘藏、〉

内事之笏

〔西宮記〈臨時八〉〕服者裝束、〈服者不新製、笏見手板例、〉

笏拍子

〔家光卿記〕承久三年閏十月廿二日壬寅、先參院、於殿上□□招藏人俊賢申慶賀、歸來仰聞食之由、頗□□□□□服者〇重不拜舞之例也、〇中略笏、或借用人之由云々、然而不可必然歟、隨又外記師季云、一門之習只用日來笏、除服時洗濯之云云、以此趣申合師岡之處、可用日來物之由有仰、

〔體源抄十上〕御遊儀〇中略

歌呂律馬聲

先是請取侍人笏、相具我笏持之、用拍子、

口傳云、右手持他人笏、左手持我笏、左所持之拍子被打具歟之故也、

〔玉蘂〕承安二年正月二日辛未、此日攝政家臨時客也、〇中略次主人云可有歌、實宗家卿打笏拍子、〈用二笏、當笏、〉出歌、

文治三年正月三日乙巳、攝政〇藤原兼實臨時客也、〇中略仍內府實打笏拍子出音、取實家卿笏用之、

〇按ズルニ、笏拍子ノ事ハ、樂舞部樂器篇拍子條ニ在リ、參看スベシ、

把笏例

束帶把笏

〔續世繼四白河のわたり〕またやくはそくたいにてぞ、もつ事にて侍を、とのゐさうぞくにも、ことにまたがひ人によるべきにや、けびゐしなどは、つねにもち侍るめり、〇中略そくたいにもかんだちめはなちては、殿上にはもちてのぼり給はぬとかや、おほみやの右のおとゞつねすけの大納言殿人顏にて、いさかひ給ける時、笏してうち給たりけるより、とゞめられ侍とぞきゝ侍し、

〔大將裝束抄〕朝夕出仕、〇中略東帶之時、帶劍者必持笏、(中略)[illegible]

衣冠把笏

〔玉蘂〕承元四年正月八日丁酉、入夜密々參賀茂下上吉田春日社、其儀用省略也、〇中略余雖然猶著衣冠、取笏、是例也、　五年〇建曆元年十月十五日癸巳、衣冠可持笏歟否被尋問之、予云、尤可被持笏也、衣冠之時引刷事ニハ必持笏定事也、況於御禊御棧敷歟、不可及異儀之由令答了、　十七日乙未、也、御棧

敷之人、衣冠者可持笏哉否之由、大納言被不審、雖引勘無所見、理須持笏也、然而引勘他事例、不帶劒持笏之事未見出、書若付劒持笏歟、凡近年見持笏、件之人則關白修明門院御幸始之時被持了、大相國中宮入宮露顯日被持笏了、旁可持笏、恐意雖存、依無所見不答也、

直衣把笏

〔世俗淺深秘抄〕下一上皇幸、若大將直衣始、著直衣帶劒時取笏也、於大將直衣始者、不及子細、（下略）

〔西三條裝束抄〕笏　直衣ヲ著用スル時、事ニヨリテ持之也、

〔小右記〕長元元年十一月廿五日乙卯、今夜經季朝臣通左中將兼綱女、祖父但馬守能通一向經營、（中略）亥時經季朝臣向兼綱中將女許、直衣把笏、

闕腋把笏

〔台記別記〕久安六年正月七日乙酉、及午剋左衛門尉藤原邦綱入來自西門、（四足）立西中門、（中略）（註）右少將公親朝臣、（闕腋也、帶劒、把笏、）自中門廊東簀子歸之、（不著沓）

〔玉海〕治承二年正月一日丙申、申剋先參內、（中略）今日良通裝束、闕腋、（中略）持笏、（下略）

不把笏例　御前不把笏

〔次將裝束抄〕女叙位、院宮御申文役、御前之儀、時不帶劒不把笏也、（依殿上役）（下略）

〔中右記〕大治四年正月十六日乙未、未時許相具中將參內、先參入女御殿、（中略）申時頭中將忠宗爲御使參、（陪膳闕帶劒、依爲節會日也、）不具笏、小舍人則季、著衣冠入御書於柳筥令持也、（中略）初獻右中將重通朝臣、（帶劒不具笏）（中略）次數盃巡、主上渡御、（御直衣）右中將宗能（不具笏）取御劒前行、

〔台記別記〕久安六年正月十九日丁酉、巳剋許著束帶、（吉服）在三位壺御座邊、（中略）出御暫御壺御座邊、（中略）次左中將成雅朝臣、（帶劒不取笏）執壺御座御劒參入、藏人右少辨範家奉御插鞋、（中略）公能卿、公通朝臣、範家等、經東舍西簀子渡打橋著座、（中略、公通朝臣、公親朝臣、依主上渡御撤御笏、著座、）（中略）居汁物、（余手長、藏人右少辨範家、（中略）手長、役送者皆撤御笏、）

〔經俊記〕建長八年五月九日己亥、新日吉小五月會也、巳剋有御幸、予依有其催參御棧敷、（中略）（束帶）次公卿著御前座、右大臣、（中略）頭中將通世朝臣（直衣）（中略）予（束帶、不持笏、御前儀也、故入道殿之時不可持笏、人々謳滿、仍用彼例、）

辨官奏軾時不把笏

〔三長記〕建永元年九月廿五日癸卯、今日被行官奏、（中略）次以官人召予、（藤原長兼、于時頭辨）其即參著軾、（予不取笏、先人

御記曰、此、殿上人頭在大臣之時、取笏參議、中御門右府記、不可持笏之由被記之、大納言具雖取笏、猶不可及殿上人頭於殿裏取笏、傳事也、仍顯頭召不知、又中御門右府記、不可持笏也、或日事中納言所爲、于云、參議大辨之時、取笏參議、被蔵人頭之後、不取之、○中略菅原子座相等位署文書具否、圖宗宿禰云、皆相具了、次予參献、下座持笏、使役蔵人頭、不取笏、是不着床子、以前可被小板敷、殿上持笏、此儀也、由中宮文之時、持笏參揖了、出遲取笏參献之、仍、臣記、加賞、

〔吉續記〕文永七年九月十七日甲寅、參內、藤中納言、頭辨等祗候、藤中納言談云、重陽平座之時、右中辨頭職持笏參賦、前々不見之由被申、可尋決、

職事出陣不把笏

〔瑩草拾露〕人車記、仁安二年正月一日、外任奏、付頭中將實家、奏、中將持笏、未曾有事也、

〔實多卿記〕文永十二年正月七日乙卯、以頭中將公貫朝臣被奏外任、公貫朝臣堂不取笏參賦、此事職事出陣之時、不取笏先例也、右貫之所持已如此、今案不可然歟、

童不把笏

〔北山殿行幸記〕わか君はことし十五にならせおはしますにや、○中略わらはのしやくをもつことは、なきよしうけ給はりしに、これはばや五位のかうぶりをさゝけ申されたるゆへに、御笏をもち給ふにや、○下略

入俗室時不把笏

〔東齋隨筆〕仲原師遠攝津守に任じて、知足院入道殿忠實○藤原へ參りて、慶賀を申けるに、笏を持ずして、三度拜し奉けり、入道殿中門の連子より御覽有て仰られけるは、對師遠也、俗室に入ときは、笏をとらずといへる者也、

〔吉記〕建久四年十一月五日戊辰、今日仁和寺北宮高倉院御子御灌頂後朝也、巳剋出蓬門、參入觀音院、東寺屬僧綱毛車、共人一兩人召具、著樣敷座、先之人々多參集、或又參加人々皆不持笏、予獨持之、雖寺中不入堂中之間持之、或又不持、兩說也、

外出時使從者持笏

〔扶桑略記〕二十五村上天曆九年三月十二日、酉時、天滿天神託宣記云、近江國比良宮仁天之禰宜神良種加男太郎丸、年七歲仰事童ニ託天宣久、我可云事有リ、良種等聞々、我加像ナ加ト、作メル笏ハ我加昔持シリ

笏貫

有リ、其ヲ令取ト仰給フ、良種等申久、何處加候止、其本答仰給久、我物具ハ下モ此仁來仕セシ始、皆納置ヲ、
我從者仁老松富部ト云者ノ二人有リ、笏ハ老松ニ持セ、(中略)若宮乃前ニ、小シ高キ所ニ、地下三尺
計入テ有リ、(下略)

(吉記)壽永二年二月廿一日丙辰、今日朝覲行幸也、(中略)予供奉、(中略)馬副四人、(中略)以右爲上臈、其後二人中立、左者令持笏、細纓令持之、以上笏左、

(御禊行幸服飾部類)建暦元年十月廿二日、長兼記云、供奉公卿、(中略)
關白殿、騎馬供奉左近陣、(中略)(注)
府生二人騎馬在前、馬副二人張口、自餘馬副行列如例、一人持笏、一人持雲珠、一人持鄣泥、(中略)
貞應元年十月廿三日、禪大御記云、(中略)予帶弓箭著靴騎馬、(中略)
次馬副二人
上臈持笏ニアラハ持之

(山槐記)治承三年三月廿四日壬午、今日石淸水臨時祭也、(中略)
舞人(中略)
侍從定家
童二人(朽葉蘭木衣、白生袴、立左右、童持笏、雜人間不令持之、(下略))

(葉黄記)寶治二年正月十三日壬戌、今夜可有御幸法勝寺也、(中略)予(藤原定嗣)下匠之後取笏、之○下略

(陽明記)寛元四年二月十六日丙子、今日一院初御幸承明門院、(中略)下官(藤原公光)行粧見左、笏上臈雜色持之、在馬共、

(御禊行幸服飾部類)天仁元年、次第司記文云、次第司、(中略)次官、(中略)馬副四人、手振四人、笏持、胡籙持、笏筥、(中略)
保安四年、次記云、次第司、(中略)次官、(中略)手振四人、持胡床、笏筥、靴襪、(下略)

(葉黄記)寛元四年三月一日庚寅、今日有御燈御禊、(中略)自攝政殿(藤原實經)被進御笏、人(○之)時、給笏入赤地錦笏袋、木笏如常、

笏袋

〔吉口傳〕正中三三二從向吉田亭、頭左大弁資房朝臣參亞相御前、中略頭弁尋申云々、中略

一進御笏事

進御笏之時ハ、御笏ヲ裹タル錦袋ヲ箱ノ中ニ敷テ、其上ニ御笏ヲ置也、件箱ヲ橫ニ持之テ置ナガラ持參スレバ、御笏ヲ被召也、御笏ニハ更不可懸手也、御笏箱ハ縱サマニハ不可持也、橫ニ可持也、

〔山槐記〕永曆二年應保元年四月六日戊申、今日平野祭也、中略御膳棚上置御笏、裹錦袋、以上置御笏也、

〔言成卿記〕笏袋圖



賜笏

〔吾妻鏡四十二〕建長四年正月八日癸巳、先是殿下被獻親王御袍、雲立涌、文打裳、御笏、以檀紙裹之、等、藏人左衞門權佐資定爲御使云云、

〔權記〕長保三年八月廿五日甲子、今夜中略於宿所賜蒼隱文白玉帶、中略賜左府御車並牛、又給笏、

〔台記〕久安七年仁平元年正月十七日己丑、法皇賜笏五枚、仰曰、爲宛子息之用所賜也、廿六日戊戌、今日内大臣實能藤原大饗也、中略未一點束帶了、白下襲、紅打衣、中略去十七日自院賜笏、下略

〔吉部秘訓抄五〕一累田口太政入道公忠與經房卿言談條々事

建久二二十九同記經房云、

京極大殿御笏、公卿以後被持可宜、件笏花山院左府家忠公不被授故權大夫忠宗公我給之、昇一位大臣、

畢、可云、背物、歟、法性寺殿仰云、大殿笏二令造給畢、其中云々、

〔山槐記〕治承三年正月二日辛酉、今日朝覲行幸也、○中略 供御膳、陪膳三條大納言、役宰相三位等、座傾落笏於南階上、陪膳取笏、歟、笏落地上、殿人舍人喚云々、○下略

〔扶桑略記二十七一條〕寛弘三年五月十日辛亥、右少辨藤原廣業、於殿上爲藏人式部少輔藤原定佐、以笏被打損其面了、仍十一日除定佐札、

〔古事談二臣節〕一條攝政與朝成卿、共競望參議之時、○中略 朝成參一條攝政第、爲望申大納言闕也、丞相良久不相逢、歎刺之後適以面謁、朝成立申任大納言條々之理、丞相無所答、而云、奉公之道尤可謂有興、昔競望同官時、多蒙被訴訟、今度大納言事可在予心云々、朝成懷恥成怒、退出乘車之時、先投入笏、其笏自中央破裂、○中略

但馬守能道朝臣參宇治殿、衣冠臨晚被召御前時、寄子藏人所置物厨子許、物ヲ探テ、笏モ不被置之御厨子戯ト、ツブヤキケリ、○下略

〔明月記〕建永元年八月三日、未時御車渡御新御所、○中略 鳥羽、乘燭以後著束帶具隨身歸參入、聞出御由、騎馬北門西行、朱雀南行、入御殿北板葺棟門、亦入纖戸、列立新中門北、西面 今夜未練之輩、持笏取松明、○中略 分如烏、○下略

古事類苑

服飾部二十五

扇上 團扇 併入

扇ニ二種アリ、一ヲ檜扇又杉目扇ト云フ、木片ヲ以テ造リ、絲ヲ以テ編ム、面ニ金銀泥ヲ塗リ、花鳥草木等ノ彩畫アリ、冬季之ヲ持ツ、但シ束帶ノ時、及ビ老人ハ、夏日猶ホ之ヲ持ツ、一ヲ蝙蝠扇ト云フ、竹木ヲ以テ骨トシ、張ルニ紙ヲ以テス、其畫樣ハ檜扇ニ同ジク、或ハ詩歌等ヲ書ク事アリ、其骨ニハ塗骨、彫骨、蒔繪骨、猫間骨等ノ別アリテ、骨數ハ五骨ヨリ二十五骨ニ至ル、夏日之ヲ用キルニ因テ、夏扇トモ云ヒ、又摺疊スルニ便ナルヲ以テ、支那ニテハ之ヲ摺扇トモ云ヘリ、此外ニ檳榔扇ト云フモノアリテ、古ク之ヲ用キシカドモ、裝束シテ把ルモノハ、概ネ檜扇或ハ蝙蝠扇ナリ、

古ヘ宮中ニテハ扇ヲ執ラズ、淳仁天皇ノ朝ニ、文室淨三ガ年老イタルヲ以テ、宮中ニテ扇ト杖トヲ携フルヲ聽サレシ事アリ、以テ當時ハ之ヲ禁ゼシヲ知ルベシ、降リテ清和天皇ノ朝ニ、王卿以下ニ宴ヲ賜ヒ、御扇各、一ヲ賜ヒシ事アレバ、此頃ハ宮中ニテ用キル事ヲ聽サレシガ如シ、尋デ花山天皇ノ朝ニ至リ、藤原道兼ガ、佛數ノ文ヲ題シタル扇ヲ帶ビタルヲ叡覽アリテ、終ニ遜位シ給ヒシ事アリシヲ觀レバ、當時ハ既ニ御前ニテモ之ヲ用キシコトヽ知ラル、後世蝙蝠扇ヲ末廣、又中啓トモ云ヒ、檜扇ハ漸ク稀ニナリテ、束帶ニモ多ク蝙蝠扇ヲ持テリ、

扇ノ用ハ、元來風ヲ取ルニ在リ、故ニ中古ニハ、束帶シテハ手ニ笏ヲ把リ、扇ヲ懷ニシ、時ニ出シテ之ヲ用キシカドモ、十分ニ披クヲ以テ無禮トス、又直衣、衣冠、狩衣等ヲ著スル時ハ、扇ノミヲ持ツヲ、常ノ事トス、或ハ扇ヲ笏ニ代用シ、事ヲ錄シテ遺忘ニ備ヘ、扇ヲ鳴シテ人ヲ呼ビ、物ヲ載テ人ニ贈ル等ノ風習アリ、

婦人ノ扇ヲ持ツ事、及ビ其使用モ男子ニ異ナラズ、中古ノ俗、男女扇ヲ交換シテ所持シ、或ハ互ニ相寄贈スルコトアルニ依レバ、製作モ男子ニ同ジカリシガ如シ、後世ニ至リ女房ノ扇ハ、彩緒長ク、或ハ造枝ヲ著ケナドシテ、装飾殊ニ多シ、要スルニ、蝙蝠扇ハ我邦ノ發明ニ出デテ、盛ニ貿易ノ用ニ供シ、聲ヲ海外ニ馳セシガ、後世ニ至リテハ、其用極メテ廣ク、其種類頗ル多シ、故ニ販賣スル家モ工ヲ爭ヒ雅ヲ競ヒテ、有名ナル地モ少カラズ、

軍扇ノ事ハ兵事部麾篇ニ在リ、參看スベシ、

名稱

〔倭名類聚抄 十四 服玩〕扇　四聲字苑云、扇式戰反、和名阿布岐風也、玉篇作箑在竹部、纂名苑云、扇一名箑音捷字亦作翣、

〔類聚名義抄 七 尸〕扇アフキ又箑

〔下學集 下 器財〕°五明°舜令造五明扇、又形如日本扇子、後人呼之曰旋風扇也、

〔古今注 上 輿服〕五明扇舜所作也、既受堯禪、廣開視聽、求賢人以自輔、故作五明扇焉、秦漢公卿士大夫皆得用之、魏晉非乘輿不得用、

〔壒囊抄 五〕扇ヲ五明ト云ハ何事ゾ

五明ハ、只是扇ノ異名也、〇中略舜ノ御門ノ造給ヘルヲ、五明扇ト云、其形日本ノ扇ニ似タリト、後ノ人呼之曰旋風扇ト云々

〔中島宗次記〕一あふぎを五明と云事、あつき時つかふ、第二に祝言に指事なり、第三に御座敷にて物をすへて參らするなり、第四に刀なくして敵をしりぞくるなり、第五に天照太神なり、其故に

扇を賞翫する物なり、此外に五明といふ事、口傳あり、

〔日本風土記 四〕内器○中略

扇（黄旗）あふぎ　泥金扇（空檎尼佳、古黄旗）　泥銅扇（挨蓋挨尼、法古黄旗）

〔武備志 二百三十一日本考〕器用○中略

扇（黄旗）○中略　泥銅扇（法古黄旗）○中略　泥金扇（空檎泥、黄旗）

〔名物六帖 器財五 扇箑帚拂〕扇（中略）揲、扇、本門扉之名、故字从レ戸、後借爲ニ扇箑之扇一、則今所レ謂團扇也、揩。扇。摺扇則亦甚晩、始ニ于明之中葉一、　聚頭扇（劉氏鴻書、國憲宋獻宋元）以前、中國未レ有ニ摺扇之製一、元初東南夷使者持ニ聚頭扇一、當時譏ニ笑之一、我朝永樂初、始有ニ持者一、然特僕隸下人用以使レ事人爲耳、至ニ倭國以充一レ貢、朝廷以遍ニ賜群臣一、内府又倣ニ其制一以供ニ賜予一、於レ是天下遍用レ之、古團扇、惟江南之婦人猶存ニ其舊一、按、游官紀聞云、宋宣和中、高麗國遣ニ摺疊扇二雙一、則不レ始ニ於元一矣、南齊褚淵以レ此障レ日、則中夏有レ之亦已久矣、但不レ知ニ彼僞貴賤通一用爲耳、　摺疊扇（交貫、）編、摺疊扇一名撒扇、蓋收則摺疊、用則撒開、或寫作レ箑者非レ是、箑即團扇、可ニ以遮一レ面、故又謂ニ之便。面。一、前人詠ニ摺疊扇一、及ニ圖畫中一可レ見矣、聞撒扇始ニ於永樂中一、因ニ朝鮮國進ニ撒扇一、上喜ニ其卷舒之便一、命レ工如レ式爲レ之、南方女人皆用ニ團扇一、惟妓女用ニ撒扇一、近年良家女婦、亦有レ用ニ撒扇一、　泥金面烏竹骨（蓬窓續錄、倭人所レ製泥金面烏竹骨、春風堂隨筆、今摺扇、蓋自ニ北宋一以來有レ之、倭人亦製ニ爲泥金面烏竹骨一充レ貢、）　貼金扇（會典禮部、日本貢物、）　泥金扇（同日本）　泥銅扇（同上）　倭扇（明太祖文集、有ニ倭扇行詩一、）　松板閉疊（王氏彙苑、宋鄧椿畫繼云、倭扇以ニ松板兩指許一砌疊、亦如ニ摺疊扇一者、其制以ニ銅歴ニ錢貫一子、黄絲條甚精妙、板上畫ニ山川人物、松竹花草一、亦可レ喜、竹山尉王公軒、惠公嘗作ニ明州舶官一、得ニ兩柄一、按、此本朝所レ謂檜扇也、明州即寧波府、）

〔南山墨談 十八〕宋元以前中國未レ有ニ摺扇之製一、元初東南夷使者、持ニ聚頭扇一、當時譏ニ笑之一、我朝永樂初、始有ニ持者一、然特僕隸下人用以使レ事人爲耳、至ニ倭國以充一レ貢、朝廷以遍賜ニ群臣一、内府又倣ニ其制一、以供ニ賜予一、於レ是天下遂通ニ用之一、而古團扇則惟江南之婦人猶存ニ其舊一、今持者亦鮮矣、

〔通雅 三十三器用〕摺扇起ニ于東夷一、而盛ニ于今日一、　折扇之妙、則此時爲レ盛、古但有ニ團扇羽扇一、如ニ張敞便面之類一耳、方面障面、竹紙薄扇也、今世所レ用摺疊扇、亦名ニ聚頭扇一、子淵曰、張東海先生以爲貢ニ於高麗一、永樂間始盛ニ行于中國一、予見ニ南宋以來詩詠聚扇者多一、予收ニ得楊妹所レ寫絹扇面一、摺痕尙存、東坡謂高麗白松扇、展之廣尺餘、合之止兩指許、正今摺扇、蓋自ニ北宋一已有レ之、智按、游官紀聞曰、宣和二年、高麗貢ニ松

扇三合、摺疊扇二隻、倭人亦製、為泥金面、烏竹骨、充貢、唐詔有摺扇、殆亦折扇之萌芽乎、

〔皇朝類苑六十風俗雜誌〕日本扇

熙寧末、余遊相國寺、見賣日本國扇者、琴漆柄、以鴉青紙、如餅揲為旋風扇、淡粉畫平遠山水、薄傳以五彩、近岸為寒蘆衰蓼、鷗鷺佇立、景物如八九月間、艤小舟漁人、披蓑釣其上、天末隱々有微雲飛鳥之狀、意思深遠、筆勢精妙、中國之善畫者、或不能也、索價絕高、余時貧苦、無以買之、毎以為恨、其後再訪都市、不復有矣、

〔佩文齋書畫譜十二論畫〕宋鄧椿記倭扇畫　倭扇以松板兩指許、砌疊、亦如摺疊扇者、其柄以銅、黶鐶子、黃絲條甚精妙、板上霽畫山川人物、松竹花草、亦可喜、竹山尉王公軒惠恭后家、嘗作明州舶官、得兩柄、畫繼

制度

〔延喜式彈正十一〕凡大蓋聽妃已下三位已上及大臣嫡妻、其烏尾扇聽四位及參議已上嫡妻及女子自持、不得令人執之、

〔新抄格勅符抄十一〕一應重禁制以金銀薄泥畫扇火桶及六位用蘇芳細袴事

右金銀薄泥不得為服用幷雜器飾之由、嚴立科條、而比來多費薄泥、繪扇火桶、質朴之道有良、虛華之風口扇飾是為二時之玩、不可為累世之珍、中略○扇火桶等之類、所用之人、及畫工、隨其違犯、特以論之、

中略

長保元年七月廿五日

〔玉葉〕建暦二年三月廿二日、宣旨二中略

蝙蝠扇、金銀薄、幷畫圖等、為先、龍品勿華美、

〔百練抄十五後嵯峨〕寛元元年十月廿四日、今日五節儀約事、為頭左中辨時高朝臣奉行、被仰下五節所云云中略

一童女扇可ㇾ被ㇾ停ㇾ止金銅珠玉風流ㇾ事

〔花營三代記〕應安七年十二月廿八日

追加

新制 永和二三廿七

革韈年齡五旬以後可ㇾ被ㇾ免許ㇾ但雖ㇾ未ㇾ及ㇾ此齡ㇾ於ㇾ爲ㇾ病體ㇾ者ㇾ蒙ㇾ御免ㇾ可ㇾ白革韈革ㇾ蝙蝠扇可ㇾ用ㇾ廐品ㇾ

聽宮中持扇

〔續日本紀 淳仁二十四〕天平寶字六年八月丙寅ㇾ御史大夫文室眞人淨三ㇾ以ㇾ年老力衰ㇾ優詔特聽ㇾ宮中持ㇾ扇ㇾ策ㇾ杖ㇾ

製作

〔親聽草 六集九〕扇之記

一扇は本檜扇なり、是は檜の薄板にて作り、手元を要にてしめ、先の方を糸を以綴あみて、其糸の餘りを上橋の外にて、藤の丸、又は藤の花、或は蜻結、あわび結などにしたるもの也、又女の持を袙扇と云、是も檜扇と同じ拵へにて、扇面に彩色の繪をかき、綴糸の餘りに造花などを付、糸を長く付設けたるもの也、猶古實に至り、くわしき事は、公家方の古實にして、武家のあづかる事にあらず、扨檜扇を冬の扇と云、夏の扇とは、橋に紙を張たる扇也、是は張扇摺扇と云、世に云末廣也、本名は蝙蝠と名づく、和訓はかわほりと云もの也、

〔淺浮抄〕一扇ニサマ〳〵アリ、延久ノ聖主〔後三條〕物ゴトニケンヤクヲモトヽシ給フユエ、御檜扇ノソンジタルヲアツメツキ給ヒテ、御手ヅカラケヅリホソメテ、ホソクナシタマヒテ、ホネニアヒヲヌリテ、十一マヒ、九マヒナド、オリニヨリテ、イロ〳〵ノ數ハアルニマカセテ、カラノカミヲハリテモタセ給ヒタリ、ソノコロノ人々ワレモ〳〵トマネビ奉リシガ、久シクスタレシヲ、建久〔後〕鳥羽正治〔土御門〕ノコロ、ワザトアタラシクツクリテ、アヒヲヌリテ、女ナドハ、カナメヲ金銀ニテ、テフトリヲツクリテ、フンデ、ハクダミノ扇ノ、フリタルサマニ、ウスヤウニ金銀ノデイニテ、カラカ

ミノ形ヲウツシテモチタル延久ノ御ヲキナノノコリナレド、コトノヤウカワルベジ、ナニゴトモコヽロアルベキナリ、

〔雍州府志 四寺院〕新善光寺　在五條橋西所謂御影堂也、(中略)中世以來、僧尼常製扇賣四方、是謂御影堂折、非他處之所及、是摺扇之始也、僧俗造扇、是謂折、有扇折聞合之義也、

〔雍州府志 七土産〕扇　元應司通城殿駒井氏製之、今良賤常用之扇、小川并所々有之、然不及御影堂之製也、其寺僧尼共造之、是謂折、扇折面摺疊之謂也、號之謂某阿彌折、

〔四季草 秋草下道具〕扇

扇の事、浮折(ウキオリ)、沈折(シヅミオリ)の二品あり、浮折は扇のさきまさらずして、ひろがりてあるなり、俗に末廣といひ、又中啓と云、本名は蝙蝠といふ、(中略)沈折と云は、常に持つ扇の、さきすまりて、ひろがらざるを云なり、浮折沈折は折様の名なり、

〔雍州府志 七土産〕扇骨并要(中略)以木釘或鹿角鯨鬚釘、貫其骨於一所、是謂要、于要之義也、

〔倭訓栞 前編六加〕かなめ　扇椊を扇眼ともいふ、蟹眼に似たる故也、

○按ズルニ、要ノ字原トカナメノ訓ナキガ如シ、蟹目ハモト扇ノ必要ナル處ナル故ニ、蟹目ニ要ノ字ヲ塡テ、カナメト訓マセ、遂ニスベテ必要ナル事ヲモ、カナメト云ヒテ、同ジク此字ヲ用キシナラン、

〔三議一統大雙紙 出仕門〕一扇の事　是も要を下にして遣らするなり(下略)

〔大藏卿行宗集〕うちにて、大夫のすけのあふぎの、かのめかためてとて、つかはしたりしかば、か

　ためてつかはすとて、

かにのめのはなるゝたびにいとゞ敷君が心のうしろめたさよ

　かへし、大夫のすけ、

けふよりは君がかのめにかたまりぬ人もあふきはおもひはなたん

〔雅筵醉狂集二夏〕扇

みな月のもちをかなめとたゝむ雪よじよりうへのあふぎはねおり

〔嗚呼矣草四〕扇の要は、近き世まで、象牙、鹿角、塗要、銀、錫要、或尋常のものは、みな木要なりし故、要はしりて不用のものとなりて、捨る事夥し、殊に木要も角要も、いづれも中は銅の管を入て仕立し故、食物といえども、人工を費すこと多かりしに、元文の頃、京師柳馬場六角邊に、小西八郎兵衛といえる扇折、今の鯨かなめを工夫仕出し、初て製せしなり、自他益を得ること大なり、其頃松原富小路に、千歳要と號け、小西氏の眞似して、大に幸を得しとなり、

〔閑田次筆四〕南都の人の話に、〇中略扇を需もの、鯨要といふことを仕出て、これに傚ひて利を得るもの多かりしが、要のぬけはしるものすくなくなりて、是より木あるひは角もて要を造る者乏しくなりたり、扇屋もまた扇の損ずることすくなくなりしは、大なる損なりと或者かたりき、

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

南方引退キ、又強健處ニ、沖ヨリ莊タル船一艘、渚ニ向テ漕寄、二月廿日ノ事ナルニ、柳ノ五重ニ、紅ノ袴著テ、袖笠カブケル女房アリ、皆紅ノ扇ニ日出タルヲ枕ニ挾テ、船ノ舳頭ニ立テ、是ヲ射ヨトテ、源氏ノ方ヲゾ招タル、〇中略源氏ハ遙ニ是ヲ見テ、當座ノ景氣ノ面白サニ、目ヲ驚シ心ヲ迷ス者モアリ、此扇誰カ射ヨト仰ラレント肝膽ヲ作、難唾ヲ飲ル者モアリ、〇中略サテヲバ與一召レタリ、〇中略神力既ニ指副タリ、手ノ下ナリト思ツヽ、十二束二ツ伏ノ鏑矢ヲ拔出シ、爪ヤリツヽ、滋籐ノ弓握太ナルニ打食、能引、暫固タリ、源氏ノ方ヨリ、今少打入給へ〳〵ト云、七段計ヲ阻タリ、扇ノ紙ニハ日ヲ出シタレバ恐アリ、蚊目ノ程ヲト志テ兵ト放ツ、浦響クマデニ鳴渡、蚊目ヨリ上一寸置テ、フツト射切タリケレバ、蚊目ハ船ニ留テ、扇ハ空ニ上リツヽ、暫中ニヒラメキテ、海へ颯トゾ入ニ

板

タル、

〔玉葉〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子(懷成、三歳、)御著袴也、(中略)御扇(檜、白泥繪、注紙小、懸緒、中略、)御帶、御扇各一具、以檀紙二枚裹之、

〔雍州府志七土産〕檜扇　有製之家、其板數隨位之品而有多少、高貴之所携、至二十五枚餘、

〔桃華蘂葉〕一束帶色目(中略)

扇(中略)

檜扇ハ廿五枚、

〔海人藻芥中〕檜扇骨數、(公卿殿上人、廿五橋、凡僧二十三橋、)

〔三内口決〕一束帶之具(中略)

平生出仕之裝束(中略)

檜扇(與束帶之時同、廿五枚、但十五才迄ハ、杉横目ノ扇、有彩繪金物、五色絲糸付結花、平生色之時、十六才以後ハ置繪押枝等、具裝束之枝、)

〔諸問抄〕一檜扇事(大臣扇、於骨數者、如公卿廿五枚也、但大二具タル儀、)

〔滋草拾露扇〕式目抄上　檜扇

公卿以上扇、重數廿五、四位已下者廿三、於上官儀式官者、用廿五重、

〔布衣記〕一扇は檜扇なり、板數十六まい、付花さけの糸は色々也、太刀は中間にもたすべし、

〔男官裝束要領抄上〕檜扇(中略)

檜扇の數廿五枚、或は廿八枚も有、白糸にてとぢて、糸の餘りを藤の花或は家々の文を置物にして、猶あまれる糸をもつて、から草などをははして、兩方にそくなり、

〔宣胤卿記〕永正四年五月廿六日、一檜扇骨數事、(公卿三十枚、殿上人廿五枚也、)

〔永仁御卽位用途記〕一女房禮服四十具(今度三十四具、中略)

骨

扇一枚〈浪長骨入二銀木一、蒔二絵以村濃糸一、閉文金銅蝶、小鳥蟹目、〉

〔古今著聞集　五和歌〕鳥羽宮天王寺別當にて、かの寺の五智光院に御座有ける時、〈中略〉件扇檜骨ばかりはゑりて、其外は細骨にてなん侍ける、

〔枕草子　五〕なまめかしきもの

五えふの枝につけたるみえがさねのあふぎ、いつえはあまりあつくなりて、もとなどにくげなり、

〔源氏物語　八花の宴〕かのしるしの扇は、さくらのみへがさねにて、こき方にかすめる月をかきて、水にうつしたる心ばへ、めなれたれどゆへなつかしう、もてならしたり、

〔河海抄　四花の宴〕櫻の三重がさね〈中略〉　檜扇の両方のうへ、三枚づゝをうすやうにてつゝみて、色々のいとにてとぢてするをあはびむすびにむすびてたれたる也、五重扇同風情也、

〔雍州府志　七土産〕扇骨幷要〈中略〉　扇心以竹造之、是謂骨、十本或十二本、〈中略〉古製扇長一尺一寸、今多一尺也、是謂尺扇、端末之骨翦竹皮、其幅與所摺疊之紙幅相齊而掩兩端、是謂平骨、是皆倣中華之製者也、

〔塵草拾露　扇〕雑事抄下

一夏扇事〈中略〉

十五までは、中うす塗の扇、〈中略〉ほねは竹木いろ〳〵なるべし、又別當廷尉佐彈正等は〈中略〉六ほね、或は黒白竹骨、朴木ほね等用之、

〔大鏡　五太政大臣伊尹〕殿上の人々、あふぎどもしてまいらするに、こと人々はほねにまきゑをし、あるひはこがねろがね、ちん、したんのほねに、なんすぢをいれ、ほりものをし、えもいはぬかみどもに、人のなべてしらぬ歌や詩や、又六十よこくの歌まくらに、なあがりたるところ〴〵などを

かきつゝまいらするに、れいのこの殿は、ほねのうるしばかりをおかしげにぬりて、○中略たてまつり給へりければ、○下略

〔建武年間記〕口遊去年八月二條河原落書○中略

ヘナヽ扇ノ五骨○下略

〔海人藻芥 中〕蝙蝠扇橋事、六橋、判官大小男猛將持之、

〔薩戒記〕應永廿五年六月廿五日甲辰、藏人左衞門權佐宣光、衣冠、赤衣、單袴白、持六骨扇、

〔康富記〕應永廿七年閏正月十六日乙酉、參勸修寺、卿有對面、已直烏帽子、萊黄直垂、六ツ子ノ扇被持之、

〔夫木和歌抄 雜九〕永久四年百首、扇、　藤原忠房

するひろのなゝつ骨にてはる扇やつれにけりな本のたかさに

〔十寸抄 十〕一輪の扇の事、當流は八ツぼねなり、ねこまも、紙のほねも、常の扇より大きく、くゝり染にぬるも、繪は家の文をかくも、

〔大鏡 序〕わかき人だち、おぼしなあなづりそとて、くろがいのほねのこゝのつあるに、きなるかみはりたるあふぎを、さしかくして、けしきだちわらふほどもさすがにおかし、

〔迎陽記〕貞治三年八月九日、花田御扇十二骨、

〔海人藻芥 中〕蝙蝠扇橋事、○中略十二橋常人持之、

〔雜草拾露 扇〕高倉家記、夏扇、

蘇芳骨　紅地、泥繪、骨數十五、

〔年中定例記 十二月〕一細川殿より參御扇も今日、日○略その〳〵へまいらせられ候、而之繪は源氏、うらは雪の間くれなゐ、其上に、でい繪在之、骨は十五、骨くろく候、

〔枕草子 二〕こまら川といふ所は、小一條の大將殿の御家ぞかし、それにて上達部、けちえんの八か

う し給ふに、〇中略六月十よ日にて、あつき事世にしらぬほどなり、〇中略三位中將とは、關白殿〇藤原道隆をぞきこえし、かうのうすもの、ふたあゐのなをし、おなじさしぬき、こきすはうの御はかまに、はりたるしろきひとへの、いとあざやかなるをき給て、〇中略ほ。そ。ぬ。り。ぼ。ね。など、はねはかはれど、たゞわかきかみをおなじなみにうちつがひもち給へるは、なでしこのいみじうさきたるにぞいとよくにたる、

〔山槐記〕應保元年九月七日丙子、藏人頼保一﨟判官持。來塗骨十骨扇紙十枚、與、予、〇藤原忠親調進内裏納殿預之餘分云々、

〔玉海〕承安五年四月廿七日戊寅、今日侍從良通拜賀、〇中略赤色紙、畫、繪塗細骨、數骨扇

〔東寺塔供養記〕建武元年九月廿四日己酉、今日東寺塔供養事、〇中略上童一人狩衣〇中略本結紅薄樣有、薄扇スリホネノ骨エリホネ

〔類聚名物考調度部二〕猫。間。ねこま

扇の親骨のすかしの名にして、猫間透といふを略て猫間とのみいふなり、その形如此なり、昔猫間氏の家の好みに出たる名なるべし、

丁。子。透。てうじすかし

扇の親骨のすかし丁子の形の如しまづは如此、すかし家々の好みに依て、形ち少しづつのたがひ有、猫間丁子は、堂上方にて用ひらる、夏の扇に有、今世は此外にさまざまのすかし出來たり、遠州利休の好みの如きは俗也、

〔海人藻芥中〕猫間骨、大臣家物也、

〔三内口決〕蝙蝠扇、〇中略金銀同骨。白。骨。保。經。不。用之、

〔増鏡〕入川飛鳥陵王の童に、四條大納言〇藤原隆親の子、裝束つねのまゝなれど、むらさきのろくたいの

地紙

はんじり、かねのもん、赤地のにしきの狩衣、あをき魚綾のはかま、ちやく木のみなえりぼね、紅のかみにはりてもちたる、よういけしき、いみじくもてつけて、めでたくみえ侍けり、

〔枕草子十二〕あふぎのほねは

あをいろは、あかき、むらさきは、みどり、

〔園太暦〕文和二年六月廿五日辛酉、德大寺前内府送狀、實時朝臣行本供奉事也、略中紅扇には塗たる彫骨にて候、只の黑骨之彫たるをも用候やらん、塗骨は若如此幼少之時事乎、例之不審爲恐之千萬、又々可遣候、誠恐謹言、

六月廿四日　　　　　　　　　　　　　　　公淸白

〔增鏡十一さしぐしの〕後嵯峨院亀山院連花王院御幸ありし時、略中内のうへは、白骨の御扇左の御手にもたせたまひて、花のいみじくおもしろき木かげにたちやすらひ給へる御かたち、いとゆゝしきまできよらに見え給まふ、

〔枕草子五〕中納言殿まいらせ給ひて、御扇奉らせ給ふに、たかいへこそいみじきはねをえて侍れ、それをはらせてまいらせんとするを、おぼろげの紙にははるまじければ、もとめ侍る也と申給ふ、いかやうなるにかあると、とひ聞えさせ給へば、すべていみじく侍る、更にまた見ぬほねのさま也となん人々申、まことにかばかりのは侍ざりつと、ことたかく用給へば、さて扇のにはあらで、くらげのなりときこゆれば、これはたかいへがことにしてんとて、わらひ給ふ、

〔裝束集成三〕或人云、今ノ扇ハ骨ヲ紙ノ中へ入ル、是ハ利休ノ作也、元來骨ハ紙ノ外へ出ス故實也、唐扇ヌベタ是也、略下

〔本朝畫史四〕扇面畫法略中

白紙扇　圖樣不レ定、當時畫二其畫一扇地紙不レ用二胡粉一行事、畫絹、是亦無レ之、畫レ之、地紙名不レ用二胡粉一、水色一、

〔裝束集成三扇〕夏扇

高倉家傳云、末廣中啓にても夏の分は地紙の有るは、皆夏の扇子と云、

〔山槐記〕治承二年六月十七日庚辰、今夜有内御作文、〇中略太政大臣帥、着直衣、〇中略扇骨如冬扇、張薄香紙、

〔滋草拾露扇〕近代大理扇事〇中略

隆朝卿、竹骨數多、香紙、無畫、予〇藤原公賢竹骨、六本張香紙、無畫、

〔物具裝束抄〕一臨時事〇中略

扇赤色、

〔大將裝束抄〕賀茂祭使

多著加伊禰利加佐禰、〇註略垂纓巡方、魚袋、飾劔代、紫緂平緒、赤色扇、

〔雅亮裝束抄一〕五せち所のこと〇中略

ひめ君のさうぞく　うしの日〇中略　あかいろのあふぎ〇下略

〔圓融院扇合〕あか色の扇に、すみよしのかたを繪にかきて、〇下略

〔源氏物語七紅葉賀〕かはほりのえならずゑがきたるを、さしかくして、〇中略わがも給へるにさしかへてみ給へば、あかきかみのうつるばかり色ふかきに、木だかきもりのかたをぬりかくしたり、かたつかたに、てはいとさだすぎたれど、よしなからず、もりのしたくさおいぬればなど、かきすさびたるを、〇下略

〔大鏡四右大臣師輔〕さてこの御はらに、〇中宮安子、中略うみをきたてまつらせたまひしたびの十の宮〇選子こそは、今の齋院におはします、〇中略この當帝〇後一條や東宮〇後朱雀などのまだ宮たちにておはしまし、時、まつり見せたてまつらせ給ひし、御ざしきのまへ、すぎさせ給ふほど、殿〇藤原道長の御ひざに二所ながらすへまいらせ給ひて、此みやたちみたてまつらせ給へと申させ給へば、みこし

のかたびらよりあかいろの御あふぎのつまをさしいで給へりけり、殿をはじめたてまつりて、なを心ばせめでたくおはするゐんなりや、か丶るしるしを見せ給はゞ、いかでかは見たてまつらせ給らんとも知らましとこそは、かんじたてまつらせ給ひけれ、

〔明月記〕寛喜元年三月廿二日庚寅、長時参殿(九條殿殿御所)女家平朝臣、忠高(奉行事)等参(頭辨事、少々)、参御前、仰云、略○中侍從能忠(右腹扇紅扇、此事頗被實、先々又聞有此事、)　二年十一月十九日丙午、資雅出仕、略○中賞日持夏扇、(紅扇也、)

〔愚管抄五〕下野守義朝はよろこびて、日いだしたりける紅の扇を、はら〳〵とつかひて、義朝がいくさにあふこと何か度になり候ぬる、みな朝家をおそれていかなるとがをか蒙り候はんずらんと、胸に先答へて恐候き、

〔長門本平家物語十六〕敵の城のうしろなる鵯越にぞあがりける、略○中九郎義經は空も見えぬ深山の道を、いづくともしらずあゆませつゝ、かくて泉山をうち出て、まん〳〵たる海上をみわたせば、なぎさ〳〵のかゞり火、海人のとまやのもしほ火かと、御曹子おもしろくおもはれける、かんにたへ給はず、兵仗具足をばわざととらせぬぞよ、是にて敵まねきて打物業取て高名せよ、勤功は取申べしとて、みなくれなゐに月出したる扇をぞ、賀古曾六に給ける、

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事
此扇ト云ハ、故高倉院嚴島ヘ御幸ノ時、三十本切立テ、明神ニ進事アリ、皆紅ニ日出シタル扇也、

〔溫故拾葉扇〕雜事抄下
一夏扇事略○中
十五までは、中うす地の扇、十六よりあつ地、つま紅は十七八迄も用也、

〔裝束秘傳抄〕一扇の事、地はあさぎ、又はかう也、つまくれなゐたるべし、或は家の文をかく也、うらは四季の繪たるべし、

〔曾我物語　一〕おなじくすまふの事

此ぎおもしろしとて、十人ばかりなみゐてまくれば、つといでうつれば、はねこえせめけれども、くつきやうの者やうすの大ぢからなれば、つゞけて二十一ばんかちけり、そのときどひの二郎さねひらざしきをたち、つまくれなゐに日をいだしたるあふぎをひらきて、またのをまねばしあふぎて、よき御すまふかな、あつはれさねひらのとし十四五もわかくば、出てとらばやといふ、

〔視聽草　五集七〕女御御入内之記

こゝに大樹（忠、德川秀）すゑの御姫君、御とし比に成給しより、たゞならぬ御瑞相ありて、御かしづきもあさからぬおはしけり、女御にそなはらせ給ふべきにさだまりぬれば、辭し給ふべきにもあらず、あらかじめ御まうけし給ひ、元和六のとし五月はじめの八日に、江戸の柳營を出御ならせ給ふ、（中略）おの〳〵五つぎぬに緋のはかまを著し、かんざしをかうぶり、つま紅のあふぎをかざし、青女房に裙裳をひかせてぞ入られける、

〔枕草子　二〕七月ばかりいみじうあつければ、（中略）かうしのあかりたれば、みすのそばをいさゝかあけて見るに、おきていぬらん人もおかし、露をあはれとおもふにや、またばし見たれば、まくらがみのかたに、ほをにむらさきのかみはりたるあふぎひろごりながらあり、

六條院大進

〔夫木和歌抄　九〕（雜）永久四年百首、扇、

手馴けるぬしはまらねど紫の扇の風のなつかしき哉

〔雅亮裝束抄　一〕五せち所のこと（中略）

ひめ君のさうぞく（中略）　寅の日（中略）あをいろのあふぎ（中略）　辰の日（中略）あをずりの扇

〔源平盛衰記　三十九〕賴朝重衡對面事

良アリテ兵衞佐（賴朝、源）澀塗ノ立烏帽子ニ白直垂著シテ、寢殿ニ出テ著坐、空色ノ扇披仕テ、梶原平

三景時ヲ使ニタ、三位中將殿ニ被申ケルハ、〇下略

〔鹽草拾露 扇〕雜事抄下

廷尉彈正

扇〈夏、花田、〉

〔師夏記〕貞治三年七月六日戊辰、辰刻家君著朝衣、〇花田扇〇中略、參記錄所給、〇下略

〔鹽草拾露 扇〕近代大理扇事、〇中略

金房朝臣〈朴骨、夾竹、〉張花田紙、〈二重、云々、如例紙、〉

〔大鏡 序〕きなるかみはりたるあふぎを、さしかくしてけしきだちわらふほども、さすがにおかし

〔大鏡 五太政大臣伊尹〕殿上の人々扇どもしてまいらするに、〇中略きなるからかみのしたゑほのかにおかしきほどなるに、〇下略

〔大夫尉義經長中記〕一條儀事、〇中略

小舍人童、〇中略扇、〈白竹骨、淺黃紙、〉

〔赤染衞門集〕大原の少將入道わらはにおはせしころ、あきしろきあふぎをおこせ給ふて、〇歌略

〔夫木和歌抄 九扇〕四季百首夏歌　民部卿爲家

たび枕しろき扇の月かげもなれてくやしきかたみ也けり

〔後拾遺和歌集 十九雜〕中納言資成、宰相にて五節たてまつりけるに、いもうとの弘徽殿女御の御もとに侍ける人、かしづきに出たりけるを、中宮の御かたの人々、ほのかにきゝて、〇中略はこのふたに、しろかねのあふぎに、ほうらいの山つくりなどして、さしぐしに日かげのかづらをむすびつけて、〇下略、又見花鳥餘情、紫式部日記等、

〔承元御鞠記〕その數百に滿時、上皇まりを御袖にうけましまして、忠信卿にたまふ、〇中略銀の扇八

枚を召出して、上七人にわかちたまふ、御分一枚をもて、醫王丸をめして是をたまふ、

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年三月廿七日甲午、將軍家御吉事有二露顯之儀一、(中略)末廣入二御中御直衣一、頃之有二進物一、(中略)砂金(百兩、納二銀扇一、)相模太郞殿、南殿、南庭(黄金二兩、入レ扇、)相模四郞、(下略)

〔道照愚草〕一金の扇、平人も可レ持哉事、金の扇、平人は持間敷候、又字書たるも、公界へは不レ可レ持候、扇にも色々次第候、平民はさうなるまづめおり可レ然候、

〔武雜記〕一金の扇、平民は斟酌あり、字を書たるも無用、内々は不レ苦、おもてむきには不レ可レ然候、

〔圓融院扇合〕まろかねをば、まづ萩のかたに色どりて、からのらを淺みどりにしてはれり、それにあしでにてぬへるなんめりき、

澤に住たづの羽かぜに涼しきは君か千とせをあふぎなるべし

またのほねに、あか色のおり物に二藍にかさねて、はれるにぬへる、

秋來ぬと風の音にもあふぎつゝそらを袂にまらんとぞ思ふ

〔拾遺和歌集 十七雜秋〕天祿四年(中略)七月七日にかの宮より内の大ばん所にたてまつられける扇に、はられて侍けるうすものにをりつけて侍ける、　中務

天河かはべすゞしきたなばたに扇の風を猶やかさまし

〔小大君集〕扇のぬひものしたるをもたせ給て、これ見よとおほせられて、給はせたるに、郭公のうの花くひていくかたあり、(下略)

〔三議一統大雙紙 筆法門〕一扇に物書事　不レ書間有、又折目に不レ可レ書、繪の生物由緒有物の上に書べからず、

〔筆法禮儀集〕一人の扇に物を書事、主の心に可レ叶らむ詩歌を可レ書也、又繪の心に應じて心なんどを可レ書也、然ば繪の心に能見ときて可レ書なり、又疊みて見る物に書たる、不レ見様に可レ書也、疊目の

上には不書、

〔全玉積傳集〕一扇物書樣事、扇折目ヨリ外ニ見スル樣書ベシ、七言詩ナラバ二行一字ニ書ベシ、頭字ハ間一字也、餘准之、又歌ヲ書タ時ハ、在名體二ハ九七一ヲ二行一字ニ書、七六一ヲ二行一字ニ書ベシ、此外ノ可書之也、四行木立ニモ書也、

〔玉章秘傳抄下〕一扇ニ物ヲ書事、折ナウシロノ間中ニ可書、甚花ノ妻ニ可書也、字ノ間配ヲシナ可書也、

〔蓬軒拾遺扇〕扇書物樣ノ

一扇ニ物ヲ書ニハ、繪アラバ其心ヲ可書也、繪ノ所ヲバ可除、又主ノ扇ヲ給ナ、[illegible]ノ歌、別ノ歌等ヲバ不可書、祝言ノ歌可書、疊目折目ニ不書、但可依體也、其故ハ一條院御時扇合ノ有ケルニ、唐紙ノ大骨張タルヲ、面ニハ眞ニ、裏ニハ草ヲ被寫書、鳥ヲ殊ニ御秘藏有ケレバ、隨事可書也、○略■

〔狹衣一下〕ありし御扇の枕がみにありけるが、下にさはりたるも、こゝろさはがせられて、先とりて見れば、○略ゆすゞりをせがいにとり出で、この御あふぎに、ものかゝんとするに、めもきりふたがり、手もわなゝきて、とみにもかゝれず、

はやきせのそこのもくづとなりにきと扇のかぜよ吹もつたへよ○下略

〔古今著聞集五和歌〕鳥羽宮天王寺別當にて、かの寺の五智光院に御座有ける時、鎌倉前右大將○源頼朝參せられたりけり、○中略退出の時、廷尉の尼一人いで來り、右大將に對て、ふところより文書を一枚取出して云、和泉國に相傳の所領の候を、人におしとられて候を、○中略申つぐ人も候はねば、ただ直に見參に入候はんとて、參りて候とて、その文書を捧たりければ、大將みづからとりて見給ひけり、○中略硯たづねて參れと仰せられて、○中略わが持給たる扇に、一首の歌を書給ひけり、

いづみなる志のだの森のむまさきはもとの古巣にたちかへるべし

かく書て、義述に、これに判くはへて尼にとらせよとて、なげつかはしたりければ、〇下略

〔撰集抄八〕扇合事

昔、九條殿にてさるべき人々扇合の侍りけるに、中務と聞え侍る女房の扇、

天の川かはべすゞしきたなばたにあふぎの風を猶やかさまし、と云歌を書たりけるを、殿を始奉て人々手ごとにとり傳へて、餘にかんの侍けり、扨元輔の扇の遲く參りてありけるを見給に、おかしげなる手にて、

あまの河あふぎの風にきりはれて空すみわたるかさゝぎのはし、と云歌をぞ書侍ける、面白き分方なかりければ、此二の扇勝に定めて、其外のゆゝしかりける扇共は、花のあたりの太山木の心ちして、心とめてみる人もなかりけり、

〔風雅和歌集雜十七〕六條院、位におはしましける時、臨時祭、四位陪從にもよほされてまいりけるに、思ふ事やありけん、檜扇のつまに書て、中宮御方の女房の中に、さしをかせける、

清輔朝臣

昔見し雲のかけ橋かはらねど我身ひとつのとだえ成けり

〔月刈藻集下〕人語云、人歌書テ見セタランニ、ムザト評スベカラズ、〇中略予サイツ頃、アル人櫻ヲ繪ガキタル扇ニ、歌カキテト云人ニ、

山ザクラ霞ノマヨリホノカニモミテシ人コソ戀シカリケレ、トイヘル歌カキテアタヘタルニ、此人此歌予ガ歌ゾト心得タルニヤ、アカシゲニウチカタブキ詠吟シテ持タリシニ、又或時人來テ、此扇ヲ取テコノ歌ヲ吟テ曰、イトヲジメヲトリザマナル歌哉トテナゲステタリ、此人サモコソ何トモヨクキコヘヌカナトテ、兩人笑テ申タリ、

〔甲陽軍鑑九下品第二十七〕一板垣信形は、十二月十〇天文五年二日に、信州を立、甲府へ歸り、近日御暇出、諏訪

へ可参と有事にて、子息彌次郎所へ振舞にゆき、萬異見を申きかせて、さてをし板の折くぎに、物かきたる扇をかけておきたるをみて、彌次郎書けると存じ、扇に物書は知識か、御公卿か、ちごか、さては屋形様かあそばす物なり、總手よくとても、たゞの者はむだとかゝぬ人の作法とて、子息を折檻仕る、彌次郎申は、十日ばかり已前に我等の扇をとり給ひ、屋形様のあそばして下さるゝといへば、そこにて板垣信形座を立て、かけてある扇をはづして、いたゞきてみれば、其歌に、

たれもみよみつればやがてかく月のいざよふ空や人の世中、此歌を板垣信形みて、目をふさぎまばし案じて申は、去十月、屋かた様御病氣故、御代官として七千餘の人數を我等におほせ付られ、笛吹峠へ向ひ、朝合戰に勝、我等床机に腰をかけ、勝時を執行、屋形様のごとくに仕るは、敵方管領家の人々と申、當御代に始て、關東衆に打合ての勝利なり、殊更晴信公御煩故、中々御出馬なさるまじと存の外御出あり、しかも御旗本にて二の合戰をあそばす、手の外の屋形様にてましますに、我等諏訪の郡代に罷成、奥殿などよりうはての様にこれあり、其上今度勝時の儀を聞召、我等むすこ、扇に此歌をあそばし被下たると分別して、やがて諏訪郡代をさし上申べきと仔細丞申上れば、諏訪の郡代はあげなされず、其年は種々申上、板垣信形甲府にて、越年致候は右子息彌次郎扇の歌のこゝろをさとり、屋形様を恐奉りてなり

〔雨窻閑話上〕佐川田喜六名歌幷評論の事

いにしへ永井信濃守尚政の家老、佐川田喜六は、（昌俊）和歌を好みて、名歌をば讀み出でんと心懸けゝるに、或時主人信濃守佐川田を呼びて申されけるは、今日登城いたしたる所、近代の名歌の由にて、禁裏より下し置かれし扇なりとて、今日御所様より賜はりぬ、汝は風流に志厚きに依りて見せんとて、佐川田に扇をわたし給へば、ひらき見るに、

よし野山花まつ頃の朝な〳〵心にかゝる峯のしら雲

喜六涙を流して申しけるは、恐ながら此歌は愚詠にて御座候を、上方へさしのぼせ候、秀逸の由にて、御賞美にあづかり候を、勿體なくもか樣に、御手にふれさせ給へる難有さよと申しければ、尙政も大に驚き且感じて、卽登營して委細の趣言上有りしかば、將軍にも御感不斜して、佐川田を召されて、あつく物たまひて、大切にすべき由、信濃守へ上意有りしとぞ、

〔紫式部日記〕のどやかにてひんがしのたいのつぼねより、まうのぼる人々を見れば、〇中略扇などみめには、おどろ〳〵しくかゝやかさで、よしなからぬさまにしたり、心ばへある本文うちかきなどして、いひあはせたるやうなるも、心々とおもひしかども、よはひのほどおなじまちのは、おかしと見かはしたり、〇下略

〔大鏡五太政大臣伊尹〕れいのこの殿〇行成卿は、ほねのうるしばかりをおかしげにぬりて、きなるからかみのしたゑ、ほのかにおかしきほどなるに、おもてのかたには、樂府をうるはしう、えんにかきうらには御筆をとゞめて、さらにめでたくかきてたてまつり給へりければ、うちかへし〳〵みかど御らんじて、御手箱にいれさせ給ひて、いみじき御たからとおぼしめしたりければ、ことあふぎどもは、たゞ御らんじけうするばかりにてやみ侍りにけり、

〔古今著聞集十三哀傷〕花山院御時、〇中略扨も彼御門〇花山世をそむかせ給事のおこり、いと哀にかなし、法住寺相國の御むすめ弘徽殿の女御とて、さぶらはせ給けるが、かぎりなく御心ざしふかゝりけるに、おくれさせ給て、御なげき淺からず、世中心ぼそくおぼしみだれたりける比、粟田關白いまだ殿上人にて、藏人弁と申けるが、あふぎに、

妻子珍寶及主從、臨命終時不隨者、といふ文を書てもたれたりけるを、御覽せられけるよりこそ、いとゞ御心おこりにけれ、又見古事談、十訓抄、

〔空華日工集〕康曆二年六月十四日、箇器之傳、二條准后相公命、令題扇面詩者二首、扇乃今右幕下所

贈也、幕下相君賛曰、大樹將軍扇云云、余即題二首曰、太傅齋奏撲儀俗、武侯白羽指揮忙、爭如大樹多陰庇、無意涼人々自涼、又曰時々晩日出扶桑、海上雲横匹練長、想見上公徒早起、朝天衣染御爐香、

〔右文故事十四〕同じ時、(文祿三年)高野山大德院にて遊ばしける御作、

峯寺峻嶮、峯有達摩應躍、峯逢乾竺佛當遐躍、峯登碧空點不塵佛徹道、峯頭石徑更遙々神国身、峯以扶桑行者練禪、峯無邪法性淸、峯開胸中、

高野山大德院記録に、文祿三年二月、大權現様高野山へ御登山被遊、在候節、於大德院御詩作を被遊、足利學校三要執筆御扇面へ相認、大德院住持宥雅法印、御作之末へ奥書致候、三要儀も御作へ和歌を奉り、則直に其御扇面之裏へ相認差上候、右御扇面予今大德院に什寶仕候、長壹尺ある骨十本、裏に歌あり、

〔先哲叢談四〕伊藤長胤(中略)

東涯聲動海內、四方後學多歸嚮、旣入徂徠門、又心郷注東涯、遂負笈赴之、徂徠固不爲意、春臺內甚不平、各有送別詩、(中略)

揮麈意氣慣秋涼、才子奉辰遊洛陽、但到西山紅葉好、錦衣相映早歸郷、自書扇頭以贈之、

〔枕草子五〕御めのとのたゆふの、けふひうがへくだるに、たまはするあふぎどものなかに、かたつかたには、日いと花やかにさしいでゝ、たび人のあるところ、井手の中將のたちなどいふさま、いとおかしうかきて、いまかたつかたには、京のかた雨いみじうふりたるに、ながめたる人などかきたるに、

あかねさす日にむかひても思ひいでよみやこははれぬながめすらんと、ことばに御手づからかゝせ給ひし、あはれ也き、

〔狹衣三下〕中將の扇に、秋の野をかきて、風いたうふかせたるに、もとあらの小はぎの、露おもげな

るを、ゑがらみふするさをしかのけしきも、おかしうかきなしたるを見給ひて、（○下略）

〔榮花物語二十一〕宮の御まへは、もえぎの御几帳に、はたかくれておはします、こうばいの御ぞをぞやへにもすぎていくつともなくたてまつりたるうへに、うきもんのいろこまやかなるをたてまつりたるに、おなじいろの御あふぎの、かたそばのかたに、おほきなる山かきたるを、わざとならずさしかくさせ給へる御有樣なべてならず、はづかしげにけだかうおはします、

〔とりかへばや物語二〕女君いみじとおぼしいりて、かくさんの御心もなきに、やをら寄りて、あふぎのまくらがみにおちたるを火のもとによりてみれば、あかきかみに、だけに雪のふりたるなどかきだるが、ぬりばねにはりたるに、うらのかたに心ばへある事どもてならひすさびたる、その人のなりけり、

〔長秋記〕長承二年四月十八日癸卯、齋院（○禛子内親王）東河禊、（○中略）卯時以前其催□□□□車相、次團扇二枚、裏業薄様、送藏人登忠許、依前日召也、三十五枚扇、銀表骨、面各四季繪、（○下略）

〔今物語〕大納言なりける人、内へまいりて、女房あまたものがたりしける所にやすらひければ、此人のあふぎを、手ごとにとりてみけるに、蝉のすがたしたりける人をかきたりけるを見て、（○下略）

〔十訓抄十〕高陽院の御樣は、あまりに男とをくて、男女ならびゐたる繪かける扇をば、すてられなど、かへりてよつがぬさまにあざけれども、ふかく昔びたらん方は、いみじきためしと申べし、

〔新古今和歌集九離別〕つくしへまかりける女に、月いだしたるあふぎをつかはすとて、（○下略）

〔玉葉和歌集十雜〕八月ばかりに、まうできたりける人の、竹の葉に露をきたるかたかきたる扇を、おとして侍けるを、程へて返しつかはすとて、（○下略）

〔新猿樂記〕六郎冠者繪師長也、墨畫彩色、淡作繪、丹調、山水、野水、屋形、木類、海部、立石、屏風、障子、軟障、扇、繪等上手也、

蝙蝠

檜扇

〔近世畸人傳　四〕池大雅附　玉瀾

大雅池氏、(中略)漢法の山水を畫はじめたるころ、扇面に圖して自携へ、近江、美濃、尾張の國々に售んとす、人多怪て買者なし、於是むなしく京へ歸らんとて、瀬田の橋をわたる時、其扇を出し、ことごとく湖水に投じて曰、是をもて龍王を祭ると、後いくほどなく、書畫の名海內に擴なり、

〔裝束集成　三〕檜扇

禮儀考云、今案、扇本式檜扇也、此檜扇を略して、紙を以て作りたるより、檜扇、蝙蝠の二品となる、束帶の時、夏冬ともに懷中せらる、處の檜扇なれば、夏と冬と無差別、檜扇たるべきを、後世に及びて、檜扇は冬扇、蝙蝠は夏の扇となりたる故、略には夏冬共に蝙蝠を衣冠などにも持、又晴の衣冠には檜扇を用ひらる、是人の所存による事になりたり、(下略)

〔本朝畫史　四〕扇面畫法

蝙蝠扇者、本是香奩之器也、有檜扇、有紙扇、所用因其衣飾也、

〔平家物語考證　一〕扇の事

冬の扇は檜を用ゆ、これを檜扇と稱す、綵色を施さゞるをつねとす、檜板廿五枚、糸を以て是を括る、原のあまりを、糊を用て紋をおす、少年の人は或は繪をかく、泥繪也、宇治左府香染を用ゆ、幼年の人、婦人杉を用ゆ、杉の板目を用ひざるを横目の扇と稱す、板目を用ゆるを杉目の扇と稱す、松鶴等をゑがひて、色々の糸を以てこれを括て、糸のあまりを梅花のかたちに結て扇に卷て持之、但高年極官の人、此扇を持事あり、法勝寺の一切經會、八條相國實行公八十有餘、此扇を持り、

〔裝束唯心抄〕禁中御裝束帶之具(中略)

御檜扇、色紅にてぬるなり、(中略)

主上吊御服之事(御錫紵事之時着御給ふ也)(中略)

御檜扇　色蘇芳

(後愚昧記)應安七年十二月廿七日戊午、今夜爲御卽位行幸官廳、〇中略二位中將實冬公先申拜賀、可供奉行幸、〇中略裝束〇中略扇〈檜扇有置物、不似仁安、〉

(言成卿記)弘化四年二月廿五日、冬御束帶之具、〇中略

一御檜扇〈蘇芳長飾〉

廿七日、今朝大樹前御調進御服、〇中略各以使者屬勾當内侍給之處、落手云云、

三月廿五日、夏御束帶之具以下御調進、〇中略

一御檜扇〈白長飾、蘇芳、白飾、〉〇中略

以使者令附屬于勾當内侍給、落手云云、

(八條相國實行公記)天治元年十月廿一日甲子、此日太上天皇爲拜弘法大師之聖廟、令參詣金剛峯寺給、早旦自法皇爲資行粧、以別當内藏頭家保朝臣被獻御裝束一具、〈御烏帽子、御直衣、(中略)檜扇、深香、淺香、腰高深香等、〉

(兵範記)仁平二年三月七日壬寅、今日公家被奉賀太上法皇五十寶算、八日癸卯、今日御賀後宴也、〇中略備中守光隆朝臣獻重任成功用途料、〇中略院御法服二具、夏御法服一具、〇中略赤色御扇、〇中略冬御法服一具、〇中略赤色御扇、〇下略

(葉黃記)寛元四年五月廿五日壬午、今日可被供養五部大乘經、并宸筆梵網經也、〇中略御衣冠、〇中略御比扇也、御笏、〈木〉

(顯言卿記)享保二十年後三月廿七日丁卯、院御會始ニ付、著御御直衣、御立烏帽子、〇中略蘇芳御檜扇、〈白蘇唐草、長飾、〉

卅日庚子、院布衣始、〈於渡殿〉酉剋著御御狩衣、〇中略蘇芳長飾御檜扇、

(兵範記)仁安四年〈嘉應元年〉二月十三日庚子、皇太后宮日吉行啓也、〇中略次勅使持參御扇、〈赤色紙面、以圓糸貫之、無〉

〈檜、御扇被置之、〉直進入簾中、〈○下略〉

〔愚昧記〕仁安四年〈元年嘉應〉二月十三日庚子、皇太后宮行啓日吉社之日也、〈○中略〉此間諸大夫一人取皆

圓座一枚、敷寢殿西面戸前、被光持御扇、〈檜扇數紅薄樣、其上置赤色紙扇一枚、又置之、〉

〔胡曹抄〕一皇太子、〈○中略〉

扇〈赤色具檜、以紅薄樣置之、〉〈○下略〉

〔裝束唯心抄〕東宮御束帶〈○中略〉

御檜扇　横目扇也、檜の板にて、紐糸付ル也、金物蝶鳥、金のやき付なり、

〔玉蘂〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子〈三歲〉成御著袴也、〈○中略〉此間自内裏被獻御裝束、〈○中略〉御扇〈檜○○、白骨、以紅薄樣下張、畫松竹並鶴、以糸貫之、以糸結小松一付之、横目扇長八寸、挿小中略、以檜紙二枚裹之、〉

〔季連宿禰記〕貞享二年十二月七日癸巳、侍從御扇言談之次、御裝束之事種種被言談、

春宮御裝束〈○中略〉

白檜扇

〔式目抄〕上主上春宮ハ、白御檜扇有金物、御束帶之時、蘇芳有金物、六位藏人ハ、〈○中略〉或白檜扇ヲモ近代多用之、

〔玉海〕建久二年六月廿五日壬寅、女出行、先是著裝束、〈○中略〉白檜扇、

〔浚浮抄〕一檜扇、イタメノフヨコメト云、年六十ノコロモツナリ、出家ハワカクテモ持ナリ、板目マサメソリタル、シワツノヨ・ヨナリ、

横目扇

〔式目抄〕上一白横目扇事

色々糸ニテ、ニナ結シテ、繪モカヽズ、花モ付ズ可然、若ハ藏人等モ用之、其後者書通檜扇也、若時ハ置物ヲ長ス、自中年者一文、或可依官位、或置物ヲセズ、白糸ニテニナヲ結垂、

〔歷草檜扇〈四〉〕雜事抄上

一横目扇

板數廿三枚、繪をかく、うら蝶小鳥、薄だみ、金もの蝶小鳥、色々の糸のにな、花を結て付なり、

〔裝束集成三〕高倉家傳云、横目ノ扇子、女中ハ大形粉ダビ、男ハ小形木地也、

〔山槐記〕治承三年十一月十二日丙寅、今日殿上淵醉也、少將兼宗參內、龜甲裏欵冬衣、掛薄色衣、紅單、半色奴袴、檜横目扇、

〔長秋記〕大治四年十一月廿四日戊辰、中剋皇后宮大夫送舞姬裝束、打袙一重、合袴一腰、桐竹泥繪扇一枚、裏白絹、使內舍人忠辰、〇下略

泥繪扇

〔玉海〕安元三年〔治承元年〕十二月二日丁卯、此日中將良通拜賀也、〇中略 裝束色目如常、唐草蒔繪劒、〇中略

〔仲資王記〕建永元年四月十六日辛酉、賀茂祭也、〇中略 又被召扇二枚、〔各泥繪、松鶴也、〕之、

〔公親卿記〕正嘉元年十月十三日、快助〔一年十〕親王御出家、〇中略 御裝束御直衣、〇中略 御扇、〔蕤芳泥繪〕

〔枕草子十一〕三十よばかりの僧の、いとにくげなからぬが、うすずみの衣、うす物のけさなど、いとあざやかにうちさうぞきて、かうぞめの扇うちつかひ、せんじゆだらによみゐたり、

〔禁裏政要追加〕香染扇事

保延四二四、春日祭、宇治系相上卿束帶、香染多扇、

〔妙槐記〕正元二年〔文應元年〕四月七日甲辰、晚頭參花山院、〇中略 謁大納言、被談云、豋山左大辨宰相〔定長〕日記、此間借受民部卿〔忠高〕本書寫之、其記中有珍事等、〇中略 香檜扇事、故花山院右大臣殿〔先公也〕三位中將之時被參院之日被用之、件香檜扇ハ檜横目ヲ薰テ被用之、若壯年人楫ノ横目ヲバ不持シテ、檜横目ヲ欲持之中間、可持件香扇歟云々、已上〔定長記〕

〔御飾行幸服飾部類〕文永十一年十月廿二日、花內記云、攝政〇中略 被持香扇、件扇檜木ヲ香ニ染テ、以

白糸閉之、被試云、香扇者、老者所持也、略下

杉目扇

〔式目抄上〕公卿以上扇、重數廿五、四位已下廿三、於上官儀式官者用廿五重ヲ、十五以上者檜扇[illegible]

色々、糸ニテ、ニナヲ綴也、但依官歟、

〔遊革拾露上〕雜事抄下

一杉目の扇の事

杉を横目にしして、數廿三枚、金物蝶小鳥、面には繪をかく、裏にだみて、蝶鳥をかく、色々の糸にてになをむすびてさげ、又花をむすびてになに付也、繪も花も時にしたがふべし、

〔本朝畫史四〕扇面畫法略○中

杉目扇、略○中女御扇、[illegible]

右三扇[illegible]

檜扇

〔類聚名物考調度二〕檜扇略○中

今の世には、模樣なき素木を檜扇といひて賞翫もなし、こゝに見ゆるさまなるは、今は衵扇といふ、箔をおし彩色繪をかき、つま紅などにして、とぢ糸のさきを長さ四五尺ばかり、いろ〳〵の糸にてすかりの樣にしてたれたる、これをばかざすことなり、なにゝよりてあこめ扇といへるにや未考、この記に細面とある、もし明扇の誤にて、それをあかめとも訓べきか、外にしるしとすべき事未見、

〔裝束要領抄女官附〕女官略○中

衵扇　板數三十九枚　泥地金銀、妻紅、　金物蝶鳥略○下圖

〔本朝畫史四〕扇面畫法略○中

杉目扇　官家童形持之、俗曰衵扇、雖爲衵妻以持之故也、

〔山城名勝志五〕御影堂略○中

平敦盛室略○註 就祐寛阿闍梨剃髮、號生如佛、創蓮華院於堂傍ト居、王阿幼年有患潮熱、如佛尼自制袷。扇、令祐寛加持之、德風扇拂熱即愈、皆人爲奇、寺家說云、是寺寺製、蝙本緣也、

〔壒囊抄五〕扇ヲ五明ト云ハ何事ゾ略○中

當時ノ扇ハ、日本ニテ造始ル也、見蝙蝠羽學之ト云リ、故ニ其形蝙蝠ノ羽ニ似タル也、爰ヲ以テ源氏ニハ、扇ヲカハホリト云也、

〔源氏物語若菜三十五〕まだあさすゞみの程にわたり給はんとて、とくおき給、よべのかはほりをおとして、これは風ぬるくこそ有りけれとて御あふぎをおき給て、略○下

〔浅浮抄〕一カハホリノ扇トイフハ、ホチヲエリタルナリ、カハヨリホリタルユエ、カハホリトイヒシヲ、近代樣カハル扇ノヤウニ心エタルヒガゴトナリ、

〔雍州府志七土産〕檜扇略○中 此外古男女共用蝙蝠扇、其體似蝙蝠羽、故稱之、

〔視聽草六集九〕扇之記

夏の扇とは、橋に紙を張たる扇也、是は張扇、摺扇と云、世に云末廣也、

〔類聚名物考器用二〕摺扇 たゝみあふき 撒扇

顧書威儀便覽下 摺扇、三才圖會衣十二 摺疊扇、一名撒扇、蓋收則摺疊、用則撒開、略○中 此土摺扇狀蝙蝠所造、略○下

〔雍州府志四寺院〕新善光寺 在五條橋西、所謂御影堂也、略○中 中世以來、携尼常製扇貢四方、是謂御影堂折、非他處之所及、是摺扇之始也、

〔雍州府志七土産〕檜扇略○中 此外古男女共用蝙蝠扇、略○中 其後用摺扇、從其輕者也、

〔平家物語考證一〕鐘の事

末廣

柱貫、蝙蝠の羽を模して、扇を造る紙を用るものを、かうふりの扇と稱するなり、紙の色様々あり、紅、紫、香、丁子等なり、或は泥繪をかき或は絲色を施す、凶喪の時は鈍色の紙を用ゆ、骨は厚朴を用ひ、あるひは竹を用ゆ、黒漆、朱塗、蒔繪等あり、凶喪の扇は墨を用ゆ、骨數書記の載るところ、七骨、九骨、十骨等なり、これを夏の扇とす、冬の扇は檜を用ゆ、これを檜扇と稱す、○下略

〔服飾管見〕扇○中略

蝙蝠とは骨は竹にて紙を張たる也、骨の色白青黒赤色など也、なほほねにはゑりすかしあり、要は角也、又此大骨計りを紫檀蘇芳などにて作りたるもあなり、紙は白赤青紫香染などなり、泥繪又下繪をもかく、ゑとなしきは、金銀などの箔ちらしたるもあり、

〔類聚名物考 調度部 三〕かはほり　蝙蝠扇

かはほり、若き齢の人は末をひらかせ、老人ほど先をひらかせぬ事なり、大臣家などは常の扇の如く平骨にして、つま紅、腰を銀地に蝶鳥など付らるゝ、水戸殿へ一條家よりまいらせられしは、常の扇の如くにて、要を銀の蝶鳥にさせられしと承はれり、

〔小右記〕長和四年閏六月廿四日壬寅、今日大納言齊信周忌法事、於東北院行之、○中略今日中納言行成持蝙蝠扇、是專可然事也、上達部作法不失例之者也、

〔綾草拾遺 十四〕實多公記 寛永二年四月九日、右大將慶申、

早旦著裝束、　蝙蝠扇 畫 ○彫○扇○有二

〔類聚名物考 調度部 二〕末廣扇　すゑひろのあふぎ　風扇

今はたゞ末廣とのみいひて扇の名とせり、顯密威儀便覽下巻に、風扇をすゑひろと訓せたり、

〔觀總草 六集九〕扇之記

一末廣と云名目に、手元をば要にてまめ寄、先の方は地紙を挾むゆへに、自然と末の方ひらくゆ

へに、說し名付て末廣といふなり、

〔裝束抄元〕檜扇付蝙蝠〇中略

夫蝙蝠とは今の末廣也、公卿以上は妻紅なり、檜は定る事なし、蝙蝠をかはほりと讀也、

〔光源院殿御元服記〕後奈良院、天文十五丙午歲十二月十九壬寅日、於坂本樹下宅、公方左馬頭義藤朝臣後改義輝、被レ加ニ御元服一次第〇中略

若君御座へ出御也、御扇仿ニ當ル丶、末廣也、

〔田樂法師由來之事〕日光山參勤之節、頂戴仕候道具覺、

狩衣　六人前　指貫　六ツ〇中略　末廣扇　六本〇下略

〔有姬御方御婚禮之記〕右大將樣〇德川家定より、姬君樣へ被爲レ進、〇中略

一御末廣　二本入　一箱銀地金、千鳥繪樣、〇下略

〔類聚名物考服飾二〕中啓　ちうけい〇中略

今中啓といふて、中位先のひらきたる扇有り、是卽ち末廣也、一束一本の上に當用る扇、僧家俗間に用るに、先の苔ひらきて銀葉に似たるを、末廣といへども、是は堂上方にて用ゐられず、古法にもなき事なり、中啓は十二本骨にて、是を末廣扇と云べし、

〔裝束抄元〕臣下裝束之事〇中略

狩衣〇中略

一中啓

右院參、其外晴之時着之、〇中略

武臣裝束之事〇中略

衣冠〇中略

一中啓○中略
右御法事等ニ著之○中略
小舍人童
一狩衣○中略　一中啓
晴之時、大中納言召具之、
〔裝束抄 下〕御中啓

ボンボリ



〔視聽草 六集九〕扇之記
一ぼ。ん。ぼ。り。と云は、浮折の扇にて末廣の先のひらき少きもの也、大塚翁の考にぼんぼりは、少し計ひらきたれば、風に拔きたるの意にて、燈火のぼんぼり、又耳目の塵埃を拂ふのぼんぼりなど各風の意なり、元よりぼんぼりの文字なし、風拔扇(ボンボリ)と書じて可ならんと云々、
此ぼんぼりは、高位の公卿の持給ふものにて、近代武家にても、高位の方より申請て、内々持人もあるよし也、
〔類聚名物考 服飾 二〕ぼんぼり
扇の上の小口のすまらず、ぱつとして六七分計もひらき有るを云、世の普通の扇は親骨をためて、頭の小口のよくすまるを第一とすれども、是はさにはあらず、その故は、中啓の姿を見せしも

のなり、さて今の世には、このぼんぼりには、必ずしも細骨の剜すかし無を用ると心得るは僻事也、猫間、丁子透をも用ゆべし、尤も是夏の扇にして、ぼんぼりと云名は、俗名にして雅名にあらず、細骨にかぎらず、ほねは何にてもあれ、上の小口の末まらぬをもて名とせしもの也、

〔扇之記〕御月扇と申事、古しへよりありしや、永享の比より改まりし歟とも聞ゆ、〈略〉〇中文月の御いわひの節、御宮づかへの方々へ給り候扇はぼんぼりとて、十本骨にて、扇の末を丸うなして作る、地紙に金でいにて雲どりをして、あいだ〳〵には源氏絵、舞人四口ちなどいふ品々にて、定しこともさぶらはず、裏には夏秋の草花、てう笹つばめを絵にかきけり、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜八年五月癸酉、渤海使史都蒙等歸蕃、〈略〉〇中賜渤海王書、〈略〉〇中又緣都蒙請、加附〈略〉〇中檳榔扇十枚、至宜領之、

〔豐受皇大神宮年中行事今式〕御田扇

凡五本、骨六本以白麻為庭目、餘麻末為総、本宮料、畫松下置酒甕加杓、人形二人、烏帽子裝束而舞、高宮料、畫流水鷺鶴、上宮料、畫人形二人、烏帽子裝束而持鎌荷稻、月讀宮料、畫松竹、風宮料、畫船柱帆積稻人形三人烏帽子裝束而乘之、〈略〉〇下

御田賦扇

一者畫負稻馬、一者畫積稻船、一者畫鶴鶴松竹、〈略〉〇下

〔嬉遊笑覽二服飾〕烏繪扇、〈略〉〇中外宮御山豐宮崎御田植神事、扇持五人、御田扇といひて、凡六七尺ばかりの扇を一本づゝ持、扇の畫色々にて定らず、〈略〉〇下

〔朝野群載三文筆〕洛陽田樂記

永長元年之夏、洛陽大有田樂之事、〈略〉〇中權中納言基忠卿捧九尺高扇、通俊卿兩脚著平蘭笠、

〔枕草子一〕いま内裏のひんがしをば、北のぢんとぞいふ、ならの木のはるかにたかきがたてるを、

つねに見て、いくひろかあらんなどいふに、權中納言の、もとよりうちきりて、定澄僧都の、えだあふぎにせばやと、の給ひしをぞ〈下略〉

〔下學集 下器財〕城殿扇〈日本之事也〉

〔扇之記〕貴嶺殿扇とて、今世に人多く扱ふは、そのかみ扇合の風流によりて、一種の扇を製し出したり、秋霧のたくみ美麗也、また白雲、涼鐵、八重、ひとへなど、となふあふぎ、貴嶺扇におなじかた也、此外遠州、石州、利休好寸法など第一として、さま〴〵作出せり、手取扇とて聞けば、二ッ三ッに切れ、疊てまたひらけば、一枚にもなれり、立ませはねに絆をかくし、舶來の左右へ開く製を摸して、見女のもて遊びとする類、記すにいとまあらず、國々にて製作の扇、加賀扇は世に名高し、尾張にては、西土并朝鮮、琉球の扇をうつし作り出せり、是等よきさいくなり、近頃は九州、筑後、肥後にも扇を作出せり、唐土舶來の扇、黑心扇、染扇の類品多し、これらは唐物の店に有ことなり、本朝の合歡扇は、やつがれ先祖對馬と申せし者の造り始めしぞ、やごとなき御方より、大骨の要を賞せさせ給ひて、合歡扇の名を下し給ひてより、日々月々に、世上にもつくり出せる、かたじけなるいとありがたし、

〔二判問答〕一、廷尉扇事、春夏女郎花色、秋冬花田色、於香者不斷可用也、又表裏同色勿論、表香裏女郎花色、此定如何、　付骨、差骨、黑白等、共以可用哉、

〔扇之記〕檢非違使別當の扇は、厚朴にて六骨につくる、紙は花田朽葉なり、是又御家の御流にて、竹の六骨も有しや、

〔雍州府志 七土産〕舞扇　凡能太夫起舞時、所用謂舞扇、製之家在小川一條北、

〔扇之記〕能の扇、末廣を用ふ、翁扇、尉扇、脇能、忍、修羅、狂女、亂、紋畫、色なし、官女、三番目など〻數多し、能は諸流とも同じく骨のそらしかたに違ひ候は、其流々なるべし、

仕舞の扇、觀世に水まき又は千どり、寶生は雲にかすみ、草花もありけり、金剛は丸に花盡し、金春は九よう砂子、喜多流は三ッ雲に、花の繪をもかき、またつらゝ霰といふ摸樣あるなり、狂言方に、三番叟、千歳、其外にも末廣を用ゆ、常の舞扇も、繪やうは花やかなり、妓女の舞扇、おほく黑ぬり骨にて定りなし、

〔雅筵醉狂集 二〕扇○中略

舞扇尺還短○中略

狂歌は、舞曲の面白ゆへ、はや舞おさめたるかと、みじかく覺て惜む意也、俗に尺扇と云あり、

〔近世江都著聞集 六〕芳澤春水傳

此春水は、歌舞妓役者たりといへども、本間の能の事能く辨へし者にて、當時四座の人々の傳授とする□□の亂れ道成寺、石橋も、悉く習ひ覺へ、扇子一通りは、他の及所にあらず、○中略先年子あやめ、大坂にて、海士の玉取りやつし舞せし時、地謠共亂ひつれ、春水扇子の手、格別なりと稱美する、其手の中、チロット見れども、底もなくといふ所にいたり扇子を上ゲて、顏をふり上げ、件の扇を見てのふり、或人古春水へ難じて、アノ場は、海原を見やる體也、海上へこそ心を移すべきに、扇子をふり仰ぐは、其情氣取あしからんと申ければ、春水答へけるは、凡扇の手と申習ひは、その舞臺の飾にかまはず、海も山も波も花も雪も、總て萬物を、扇を的に見る事也、たとへば地謠此松はと謠時は、扇子を上ゲて松にたとへけり、月は隈なく照渡ると謠へば、扇子を月に見て、大空へ心は移さず、扇子のみ氣を取を、舞の傳授と致す事也、それを扇に心をば用ひず、月と云ば空に目をつかひ、山といへば、あそのき、川といへば下をのぞく身振り、今皆々素人藝にて甚だつたなく、本間事を、一向しらぬ者のする所なり、先舞の扇は、無にして有、虛にして實、陰にして陽なり、陽中の陰、又陰中の陽とて、開くを陽の手、たゝむを陰の手、取おとしたる扇子は虛の扇、取上げひろふ扇

は、實の手、月雲花になぞらへ見る扇の手は、有の扇といふ、手にはに持直す扇子は、無の扇と云也、されば天台大師智者大和尚の文句の中に、風大空に入ぬれば、木を動して是をさとし、月重山にかくれば、扇子を上て是にたとふと申事あり、是法花比論の大事といふ歟、有佛說なり、扇子の手は根本此子細にて、中々言葉に盡しがたく、容易に知る事かたかるべしと物語けるゆへ、春水の達人たる事を明らかに考ふべし、

〔本朝畫史　四〕扇面畫法〈○中略〉

○○男扇〈本有ノ畫ニ繪圖ヲ、今世只木色曾之以白紙、有作ニ家之紋畫之、〉

〔山槐記〕治承三年四月廿一日己酉、今日祭也、〈○中略〉小舍人童六人、〈中略〉〈○○〉田退扇、

〔明月記〕嘉祿元年十月十五日、數獺少將以使者尋問云、五節女。房扇〈○○〉〈什女房扇、〉二枚可調送由消息、何樣物哉、答云、扇近代檜扇、〈細畫と云〉繪雲母、〈レヲニカキノ書繪、其山野之體、男女ノ人形、五六分許ヲ〉金銅鈸目以村濃、〈白青〉糸貫之、結末結垂物也者、

〔藤中書記〕女ばう衆御持候扇の事

夏はうす塗の扇御もち候、ばうたん廿までめし候はどは、扇みなくれなゐ御もち候、こうばいは廿八までめし候程はおふぎつまくれなゐ御持候、紅ばいをめしとまりては、つまむらさきの扇御もち候、

〔雅筵醉狂集　二夏〕扇〈○中略〉

風丹〈フウチハ〉○朝○鮮○扇〈テウセン〉

古事類苑

服飾部二十六

扇下 (團扇 帖紙 附)

持扇作法

〔北山抄 七 都省雜事〕諸并南所作法

著靴之間、與傍不語、又無用扇、南所申文間又如之、但申文後非無小語、

〔作法故實〕持扇事

衣冠、直衣、布衣之時也、持扇之時、爲步行者、令懷中、空手也、居座之後取出而持之、或佇立、或對人立而佇側、又取出可持之也、

〔宮家語談〕仰云、御前ナドニテハ不可取出扇、但極熱比、竊取出テ、向傍テハ自開仕事モアレドモ、又可納懷中者也、

〔三中口傳 五〕一雜談事○中略

扇　不可露顯、

〔男官裝束要領抄 上〕檜扇

束帶の時は、懷中のよしなり、

〔後押小路内府抄〕持扇事

冠帶、(不取笏、當中入諸事懷也、)衣冠、直衣、布衣、持扇之時、步時懷中不持、空手也、居坐之後取出テ持之、又雖佇立并對人立逢之時、取出可持、

〔成氏年中行事正月〕一同十一日御評定始、○中略管領各八日礼アツテ致参、○中略右ノ指ニテ御障子ノハブレヲ取テ立ラル、三寸ブヽ立残シテ、其後先手ニテ、コレニサレタル扇ヲヌキテ、右ノ手ヘ取ウツシテ、持テ御座ニ着ルヽ也、

〔浚浮抄〕一扇ニ人ニヨリテ、モツマジキアリ、又コノミモツベキアリ、アイズリノアフギ貫素ノモノナリ、タレモ持ベクレド、権勢ノトキニアヘル人ハ、モツマジキヲ、アフギ下賤ノモノナリ、官爵アル人モツマジ、アフボチノヒラ扇ハ、異國ノウツリナリ、コノムマジ、隠者僧ナドハサモアルベシ、

〔二水記〕大永六年五月廿日、巳刻参般舟三昧院、○中略黄門聞著之、[illegible]参進之時持檜扇了、此事如何、○下略 [illegible]

〔[illegible]記〕一あふぎもつ事
あふぎをこ。し。に。さ。し候には、右にさすをばふえざしといふなり、後にさすをばやなぐひざしと云也、かみの入かたをちと右へかたぶけてさす也、又あふぎのかみのかたをたゝうがみのうへにおいて、はねのかたをたゝみのしたにさしいれても不苦也、

〔[illegible]波家記〕扇をさす事
やなぐひざしといふは、懸の下によりて是も木をそえみて、左に持たる扇を右にとりうつして、右の脇うしろのかたへさす也、かのゝのかたは、はかまの腰にさし入なり、おほぎのさきはうしろに可成、

〔口傳抄〕扇を腰にさす事
成云、孤伴蹴鞠手鞠、成通外祖父也、説云、腰にさすはせなかにそへる鞠の扇にかゝりてとゞまる也、さればこしによこさまにさす也、師説云、近親はせなかによこさまにさせり、成平此やうをまなべり、是に

よりて成平かやうをつたへたまふ也云々、深頼云、貴夏もせなかによこざまにさしき、笏のやうにひだりによこざまにさす人もあり、又やなぐひのやうに右のわきにさす、經基はいづれもかねて用也、

〔今川大雙紙上〕躾式法の事

一扇を手に持て、出家などに禮すべからず、こしにさして、手ばかりあげて、禮をすべき也、

〔伊勢貞興返答書〕御前へ扇さすや否事

一なに、ても役の時は、ぬきてをき候、つねにはさしてもくるしからず候、口傳、

〔貞丈雜記一禮法〕一貴人の御前へ出る時、扇を腰にさして出る事は古は不禮とせず、扇をつかふことは無禮也、京都將軍御代にも、中比より扇をさして、貴人の御前へ出るを、不禮と申ならはしたる樣に、舊記に見えたり、配膳などの時は落こぼれたる物などを、扇にすへて退く事もある間、配膳にはさしても不苦也、

〔武道初心集上〕士法

先ヅ士法ト申ハ、朝夕手足ヲ洗ヒ、湯風呂ニモ入テ身ヲ潔ク持ナシ、〇中略時節ニ應ジタル禮服ヲ着シ、刀脇差ノ儀ハ申ニ及バズ、腰ニ扇子ヲ離テズ、客對ノトキハ尊卑ニ從テ、相當ノ禮義ヲ盡シ、〇下略

〔親長卿記〕延德三年四月十九日乙丑、詣飛鳥井中納言入道許、明日之儀治定之趣尋之、治定云々、巳令用意也、次予示云、今度扇指度之由命之、尤可然、又予云、指樣有種々説、答云、誠有種々説、指樣三樣、指所三ケ所也、

先刀指トテ如刀指之一、胡籙指トテ矢ヲウクタル樣ニ指之一、笏指トテ如指笏ニ指一、指所之事於座邊指之一、進立道々指之一、立定樹下指之一、於岡臺之所者道々指之云々、

老若異扇

〔今川大雙紙 上〕躾式法の事

一扇を人に出す事、我がつかふ樣に持て參り、さて出す人の前にて扇を取直し、請取人のつかふやうに出す也、

〔三議一統大雙紙 躾之門〕一扇の事　是も要を下にして進らするなり、同輩へはかたむけて、左をそへずして渡すなり、左を突べし、上へは右に、またをすへなり、

〔伊勢貞興返答書〕主人へ御腰物御扇はながみまいらする事

一御腰物はつねのごとく、はな紙の上に御扇を置、かなめのかたをさきへなしてまいらせ候、口傳、

〔中島宗次記〕一主人に扇を持て參候、左の手にかなめのあたりをとち、あふぎを立て參るなり、

〔風呂記〕一小袖と扇と太刀とを添て、人に參する事あり、先小袖と扇を可出なりそのゝち太刀を出すなり、

〔酌幷記 三〕一杉原の上に、扇などすゑて出る事常の義也、すぎはらにはひぼ有べし、杉原を三ツに折てながくつぎて、上にて常のおびをするごとく、兩方にわなの有樣にむすぶべし其上に扇をつゝみてすゑべし、何時も杉原のおりめ、人の右の方にあるやうにかさねたるがよし、必定法には有らねども、如此すゑたるが能なり、

〔風呂記〕一扇の置樣、出家には右の方に置、女房には金目の方を右へ成て置なり、手をはやく引なり、等輩には右の手計にて出、左をつく也、

〔三議一統大雙紙 歩射門〕一扇を立る事、　要を上にして立るなり、繪に生類幷人形の有方を面にして立べからず、草木は其まゝ成べし、

〔世俗淺深秘抄 下〕一年老公卿、夏裏面ニ薄不散、紅練紙扇持也、知案内事也、

一宿老人、能々我ハト思時、杉横目扇持之故實也、近卿八條太相國實行公、參公家最勝講時、著瑠璃色下襲持此扇、其外例多歟、雖參議納言、我ハト思人不可有其難、然者先例多不依官淺持之歟、

〔式目抄上〕宿老人ハ無置物、閉糸ヲ三四寸許二筋引垂、○下略

〔滋草拾露扇〕雜事抄下

一檜扇之事

板數廿五枚、おき物蓋、白糸線、公卿弁官等用之、わかき公卿長キ置物、いろ〳〵心にまかすべし、又宿老人は六十計おき物なくて、とぢ糸のさき二すじつく、四五寸ばかりさぐる也、かなめ紙ひねり、別當また同前、おきものなし、冬の束帶以下に是を用る也、

板數廿三枚、公卿よりは、たけみじかし、おきものは我が家の文又はなもみぢ、時にしたがふべし、若人はながく、年によりて次第にみじかくして、十歳より四位五位六位等、冬束帶以下ニ用之、

〔路間抄〕一夏時扇事(老人卿ハ夏時、直衣以下持檜扇之條、一說不能左右、然而蝙蝠扇又無苦也、)

〔禁裏執要[illegible]〕扇

公卿宿老之人、束帶之時、不論夏冬持檜扇、直衣之時猶持之、年少之公卿、或炎天持蝙蝠、冬年少之人横目扇(數骨、蝙蝠)持之、

〔古記ノ寫〕寬永元年八月廿五日癸亥、今日成菩提院御念佛修也、○中略參仕公卿、○中略刑部卿(親綱、布衣、持檜扇、宿老知此歟、)

〔四三條裝束抄〕扇

冬ハ杉目、泥薄ノチラシ、繪書タルヲモツナリ、攝家用ヒ來ハ、壯年ノ時、兩方ノ面ニ、藤ノ丸ヲ糸ニテ通ハシテ、押タル檜扇ヲ持、又十七八歳ノ比ハ、白キ糸ノ閉アマシタルヲ、藤ノ房ニ結テ持、一向十五以前ハ、杉ノ横目ニ繪ヲ書タル、蝶鳥ノ盤目ノ扇也、

夏冬扇用

〔桃華蘂葉〕一束帯色目略○中

扇　十五歳以前は、杉の横目の扇、繪は松鶴龜など、叙物をかくうらのかたは、雉小鳥を青、色々の絲にて是をとぢて、糸のあまりをあはび結びにして、梅のちり花などを結びつけて、扇にまきて持也、かなめは蝶鳥をかねにて打て用之、十六歳の時分までも猶用ふ、くるしからず、檜扇は廿五枚、若年の時は白糸にてとぢて、糸のあまりにて、藤の花を置物にして、かなめより上二三寸程、持ところを残すべし、是は中納言中將、十七八歳の大納言大臣などの時持べし、宿徳の大臣などの時は、藤丸を絲にてははして兩方の面に押也、

〔溫草拾露原〕雜事抄下

一杉目の扇の事略○中

是は十五までに、束帯以下に多用之、略○中親王は十五まで此横目扇御用有、

〔伊勢兵庫頭貞宗記〕みかきつけの扇の事

一みかきつけの扇は、おさないものは、十四五迄持候も不苦候也、

〔桃華蘂葉〕一束帯色目略○中

扇略○中　束帯の時は、夏も檜扇を持也、衣冠直衣などの時、極熱には蝙蝠の扇も子細なし、老者は猶冬の扇をもつべし、近ごろは夏冬をいはず、蝙蝠をもつ人あり、（中略仁平元八十、長者之後、春日詣時知足、）尋常にも是をもち侍るよし、日記にしるされたり、又香染多扇を持給へる事もあり、（保延四二四、春日詣上卿日事也、）

〔飾抄上〕若大臣持夏扇事

保延二九二、鳥羽競馬、威秘記曰、予略○中衣冠帶野劍、持夏扇、依大殿仰也、

〔照房卿裝束抄〕一檜扇ノ事、常ニ用之、但夏ハカナチナドノ時モ、若キ人ナドハ末廣用タモ無難、乍去暑氣タメ也、檜扇ハ公卿殿上人ヲレナヘタ用之者也、

〔二判問答〕一廷尉扇事○中略

用夏扇事、堅固內々儀也、雖為何扇不可有巨難、但可依多分流例歟、

〔右記〕一冬持扇事、寒中無用之上者、不可帶之云々、凡不限翠黛楊氏、可及緇素群卿者歟、扇者是笏代也、冬用之強非可悪、似有禮法、但冬用檜扇、暖暑之比、用蝙蝠扇事、尤宜云々、冬披而用蝙蝠扇之人可有之、擬謝袍之恭黨也、

〔溢草拾露扇〕雜事抄下

一杉目の扇の事○中略

鞆あし馬のりは、冬も夏の扇を持と云々、又別て馬のりならねとも、御幸など供奉まて、騎馬の時、狩衣浄衣の時は、若き殿上人、夏の扇を冬も用之、子細なし、

一夏扇の事○中略

若き公卿は、東帶にもかうもり扇をもつこと有、殿上人以下、東帶衣冠等に夏のかうもり扇用也、

〔飾抄上〕一扇○中略

久安五十十一、日吉行幸、三位中將兼長用塗銀泥畫菊之冬扇、依禪閤仰也、

〔西三條裝束抄〕扇　宿老ノ公卿夏冬ヲワカズ、東帶直衣ノ時是ヲ持ツ、年若キ公卿、炎天ノ比蝙蝠、冬ハ杉目泥薄ノチラシ繪書タルヲモツナリ、

〔裝束抄元〕檜扇付蝙蝠

束帶の時は、夏冬檜扇也、衣冠も本儀檜扇也、然共近世夏冬共に蝙蝠なり、

〔後二條關白記〕寛治五年二月十三日壬寅、殿下御使○中略盛長朝臣來、予相逢、御消息之旨承之處、與言無極、御使無祿衣、仍內小弓矢相加、夏扇給使云々、

〔溢草拾露扇〕香扇事

保安四年記云、服飾部類、殿下(忠通)御出、香御檜扇、

保延四年二月四日、春日祭、宇治丞相上卿、束帶、香染多扇、

〔仲資王記〕建永二年(○承元元年)四月十六日辛酉、賀茂祭、(○中略)齋王出車、扇(祭日)還立日、夏、(骨木紙、其繪物歟、)

〔明月記〕寬喜二年十一月十九日丙午、資雅出仕、殊叶叡慮、於事有其譽云々、賀日持夏扇、(本扇也)此事頗被詳事歟、予(○定家)(扇)有所聞、今年頻示合事相之由聞之、被中將只可持由、一日密々所相計也、

〔二水記〕大永八年四月六日丁未、從今日三ケ日被行御懺法、(○中略)巳刻許著衣冠、(中略)(持蝙蝠扇、)(此扇事無巨細、我白紙繪扇也、一扇之、有問、似蝙蝠、)

〔滋草拾葉扇〕故殿御記、享保十一年五月廿八日、夏扇出來、則被高見、(骨十八本、竹骨也、紙繪樣紅面、以金白泥繪花鳥、裏紙繪花也、長一尺二寸許也、)是自先日所注進、繪物并北祭使之古キ繪等ニテ、准后(家熙)公御物好ニ出來也、尤親骨猫間アリ、　七月十一日、參殿下、辨又扇一本、末廣一本賜、(骨扇へ、直衣繪之時、吟味之夏扇也、竹骨十八本、以二重骨、紙白地、以金銀泥、具繪四花、高蒔繪、)當時官庫ニ有之女房扇、(長一尺三寸、かれずし、)表薄紅梅、竹雲とり、裏蘇芳雲とり、繪糸、(紅、白、紫、黄、萌黄、黄、)作華、(松、梅、白、紅、色、萌黄色、)夏(扇也、)

使用法

〔桃華蘂葉〕一束帶色目扇(○中略)

扇(○中略)衣冠直衣などの時、極熱には蝙蝠の扇も子細なし、

〔三內口決〕蝙蝠扇(平生用之、○下略)

〔宣胤卿記〕永正四年五月廿六日己巳、夏多共用蝙蝠扇無子細歟、

以扇代笏

〔宇治拾遺物語五〕なにがしまいれといへば、ひとり立てめすなり、みれば鬢(○鬢髮)はげたるをのこの、六十ばかりなるが、まみのほどなどそらごとすべうもなきが、うちたるしろきかりぎぬに、ねり色のきぬのさるほどなるきたり、これは給はりたる衣とおぼゆる、めし出されてことうる

はしく、扇を笏に取て、うずくまりゐたり、

〔曾我物語 六〕あさいなとらがつぼねへむかひにゆきし事

此とのばらきやうだいは、身こそひんなりとも、心はひんにあらばこそ、そこつに入てほそくびうちおとされ、あしかりなんと思ひ、あふぎをしやくにとりなをしかしこまつて、略○下

取扇

〔明月記〕建仁四年元年○元久 正月五日己巳、今日御幸始也、略○中 三位中將、直衣、帶劔、浮文指貫、不取笏、持扇如笏持參入、 十二日丙子、法勝寺修正御幸也、略○中 定通卿持扇、如笏捧持、左右未見聞事也、袖ヲ曳テ持、帶劔牛鞦 是毎度事也、中納言中將殿、以日讀御云、直衣之時ハ、笏ヲダニモ、只サゲテ、ナニトナク持テ參ベキ也、是依殿下御說也、捧持ハ見苦之由被仰也、 四月十七日庚戌、若宮御行始云々、略○中 三位中將騎馬、定通、直衣淺履、捧扇如例、

〔枕草子 二〕あかつきにかへる人の、略○中 扇引ひろげて、ふた〳〵とうちつかひて、まかり申したる、にくしとはよのつね、いとあいぎやうなし、

〔榮花物語 八 初花〕御車のしりに、殿上人ひきつれて、色々さま〳〵にて、あかきあふぎをひろめかしつかひて、御さじきのまへあまた、びわたりあるかせ給程、略○下

〔山槐記〕治承三年三月廿九日丁亥、今日列見也、略○中 此後權中納言開扇云、暑氣不可堪、於法可用者、予○藤原忠親隨之曰、申文之後何事之有哉、六角宰相、宰相云々、中將申文以前用扇見之、納言有所傾思歟、

障面

〔源平盛衰記 六〕入道院參企事

小松殿ハ、弟ノ右大將宗盛ヨリ上座シ給タリケルガ、檜扇半バカリ披仕給ケルガ、入道ノ言ヲ聞給ヒ、雙眼ヨリ涙ヲハラ〳〵ト流シ、暫ク物モ宣ハズ、

〔御即位次第抄〕闘褰内侍二人　褰帳女王　同典侍　威儀命婦人

是等ハ五ツ衣、唐衣、裳袴等ヲ服スル歟、何レモ檜扇ヲ以テ面ヲ蔽フ、

〔古今著聞集 三政道忠臣〕光方廷尉佐にて、看督長につきたりけるに、雨の降たりけるに、扇をさしけり、晴日夕陽にむかひてこそ、さす事にて侍るに、思ひわかざりけるにや、父大納言見物しけるが、かへりて、光方が辭狀をかゝせて奉りけり、

〔十訓抄 八〕白川院は花盛、雪の朝必御覽じてもてなさせおはしましけり、或時雪の夜中ばかりよりかきくれて降ければ、略○中皇太后宮の御方へと仰あれば、人々つかうまつりて門の外におり立たりければ、略○中童の十七八計なるが、縹青にて色どりたる折敷に金の御盃すへて、こんろりの御皿に銚にて主たるは餅をもりたり、藁をば青く色どりて、今かたつかたは同御皿にさくろをもられたる右の手にもちて、左の手に扇さして、雪の上にかざみながく引ちらして、はしよりおりたるゝもに同じ様なる童御てうしにみき入て、又扇さしてつゞきて庭の雪にならびて參りて、御車の前よりまいらすれば、略○下

〔十訓抄 一〕法性寺殿、皇嘉門院をぐしまいらせて、宇治へ入まいらせ給ける時、宇治川のはた近く、女房の車をあしくやりて打かへしたる事ありけり、略○中各心もとなくおもひて、あるにもあらぬ氣色なるに、美作と云人のきぬきながら寄て、扇をさしかくして、いみじげに居たるたにあさましきに、略○下

〔源平盛衰記 五〕成親巳下被召捕事

其中ニ西光法師ヲ召取テ大庭ニ引居タリ、略○中中御門藤中納言家成卿ノ、播磨守ニテオハセシ時、受領ノ鞭ヲ取リ、朝夕ニ覺ノ直盧ニ、縄緒ノ足駄ハキテ通給シカバ、京童部ハ、高平太ト云テ咲シゾカシ、其ヲ耻シトヤ思給ケン、扇ニテ顔ヲ隱シ、骨ノ中ヨリ鼻ヲ出シテ、閑道ヲ通給シカバ、又童部ガ先ヲ切テ、高平太殿ガ扇ニテ鼻ヲ挾タル、ゾヤトテ、後ニハ鼻平太々々トコソイハレ給シカ、

書事扇面

以物置扇上

〔玉葉〕嘉禎四年(暦仁元年)二月十七日癸巳、又建久八幡賀茂行幸、如法未明出御、日出渡大路、左右大將共被差扇子、故入道岡車見物、過其前之間、取扇被入懷中、如此往事等條々被語、

〔百練抄十六後深草〕寶治二年六月廿七日癸卯、大宮院院號之後初入内、内大臣已下供奉云々、内大臣於路次、馬上被差扇於面、

〔今昔物語二十七〕參官朝廳辨爲鬼被噉語第九

今昔、官ノ司ニ、朝廳ト云事行ヒケリ、其レハ未ダ曉ニゾ火燈シテ人ハ參ケル、其ノ時ニ、史□□ノ□□ト云ケル者、遲參シタリケリ、辨□□ノ□□ト云ケル人ハ早參シテ、坐ニ居タリケリ、〇中略史主殿寮ノ下部ヲ召シテ、火ヲ燃サセテ、廳ノ内ニ入テ見レバ、辨ノ座ニ赤ク血肉ナル頭ノ髮所々付タル有リ、史此ハ何ニト驚キ怖レテ傍ヲ見レバ、笏沓モ血付テ有リ、亦扇有リ辨ノ手ヲ以、其ノ扇ニ事ノ次第共被書付タリ、

〔古事談一王道后宮〕後一條院御時、踏歌節會出御之時、乍置三位中將(師房)大納言齊信卿稱警蹕之事、權大納言行成卿注其失錯於扇置笏内、而子息少將行經取件扇參内、陸國相替自扇見之、記文卿失禮事云々、及披露之條、齊信卿怨恨無極云々、行成卿云、爲記暦先注扇爲不忘、彼日事而行經取之參内、後聞此事極不便云々、本來不快之中也、若作令知龍顏及多聞歟、齊信卿所怨尤可然、至失錯者可爲所遁歟云々、

〔江家次第一正月〕供御藥(正月元三)〇中略

次供一獻〇中略

或此間給肴於後取、(多給大根〇中略)或給串刺、女房置扇上出之、後取乃給之、

〔成氏年中行事正月〕一同九日、〇中略初子日ニ相當時、見好法師參テ、種々ノ祝言ヲ申、根松ヲ三本持テ參、其時評定衆之子共親類ノ間、以上意直垂ニテ松ヲ受取テ、扇ニ置テ、御二間ノ御妻戸ヨリ、十

二間ヘ介持參時、松ヲ御請取アフヲ被置也、

〔今川大雙紙上〕躾式法の事

一扇に物を置て持て參る事、何成共扇の上に物を置には、扇の裏にはおかぬ也、何時も面に置べし、扇のかなめの方を、主人の方へして、押なをして置也、ゆめ〳〵たゝの所にをかず、繪の上に置也、

〔細川記〕扇子に物をすへ候て進上之事

一居候進上候時は、うらにすへ候哉、おもてにすへ候哉、かなめを貴人の方へなし申候、裏おもてと定り候てはなく候、扇のめの方を我持候て先を主人向參候なり、

〔中島宗氏記〕一あふぎに物をすへて參する事あらば、あふぎのうらにすへべし、置きものならば、左の手を下におき、貴人の前にかなめを、我前になるやうに置なり、

一御まほりなどを持て參時あふぎの表にすへ、まほりの緒をもちて參なり、ゆめ〳〵左に扇を持事なかれ、

一扇にやうじそへて參る樣、柳枝のかしらを、我左へ成る程に横にすへて、持て參るなり、兒若衆などへは、柳枝のかしらをおきあひ人のかたへ成やうに、たてに置てまいらするなり、努々扇のさきを、貴人のかたへむくべからず、少脇へよこになすべし、

〔出陣日記〕一陣にて扇に物をすへて人に參る時は、夜晝に替るなり、晝は日を書たる方にすへて、出すべし、これは小笠原流のよし被仰なり、

〔源氏物語四夕顏〕御隨身ついゐて、かのしろくさけるをなん夕がほと申侍る、○中略口おしの花のちぎりや、ひとふさおりてまいれとの給へば、このをしあけたる門に入ておる、さすがにされたるやり戸口に、きなるすゞしのひとへばかま、ながくきなしたるわらはの、おかしげなる出きて、う

以扇警告

以扇代拍子

ちまねく、しろき扇のいたうこがしたるを、これにをきてまいらせよ、枝もなさけなげなめる花をとて、とらせたれば、かどあけて惟光の朝臣のいできたるして、たてまつらす、

〔拾遺和歌集雜秋〕三位國章ちひさきうりを扇にをきて、藤原かねのりにもたせて、大納言朝光が兵衛佐に侍ける時、つかはしたりければ、○歌略

〔中右記〕寛治八年○嘉保元年八月十五日、午時許候、大納言殿、御車後參入鳥羽殿、○中略此間女房從簾中被出三首歌、書薄様三重、被置扇上、新鳥羽殿歌題、曉望、

〔吾妻鏡十九〕承元二年十二月十七日壬午、神宮寺藥師像開眼、相州大官令被參、○中略供養之後、美作藏人橘判官代等、取御布施、○中略加布施裝束念珠、置扇、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎三年六月廿三日壬寅、今日大慈寺郭内新造精舍丈六堂供養也、○中略導師布施用物、又法服、横被、香爐筥、童裝束等也、此外自大相國禪閤、○中略銀檜扇置砂金百兩、又御劒等被送進之云云、

〔江家次第十九〕御覽陸奥交易御馬事○中略

上卿仰曰、御馬取、遣、開音稱唯、○中略

右次將等、直西渡交代又行過、○註略各立東西、如此兩三度、然後令奉所取御馬、自其跡進出、檜扇有之、所執者、即奉令驚行、○下略

〔小右記〕治安元年八月十六日、余○藤原實資出陣向北之間、以扇鳴笏、史留居、

〔經信記〕承安二年二月十日己酉、今日有冊命皇后事、○中略次內辨召宣命使、召詞不聞、以扇被鳴笏、○下略

〔玉葉〕治承二年十二月十五日甲辰、此日有冊命立太子事、○中略入中門、○註略進立標下、○註略各揖、皆悉列擧之後、○註略內辨召宣命使、其詞不聞、以扇被鳴笏、

〔三中口傳五〕一雜談事○中略

以扇代的

打扇儀事

不打骨、不打手、必可打板、甲乙四度ヲ可打也、猶人不知バ、兩段可打、扇ヲ右ノ手ニ持、末ヲ左ニ遣タヒラメテ可打之、

〔枕草子九〕見るものは

ぺいぢうのまなをくれたる、柳のまたがさねにかざしの山吹、おもなく見ゆれども、扇いとたかくうちならして、賀茂の社の、ゆふだすきとうたひたるは、いとおかし、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕いづれの比の事にか、大宮右大臣殿上人の時、南殿の櫻さかりなる比、うへぶしより、いまだ裝束もあらためずして、御階のもとにて、櫻花をながめられけり、霞わたれる大内山の春のあけぼのゝ、よにしらず心すみければ、高欄によりかゝりて、扇を拍子に打て、櫻人の曲を數反うたはれけるに、多政方が、陣直つとめて候けるが、歌の聲を聞て、花の本にすゝみ出て、地久の破をつかうまつりたりけり、

〔三議一統大雙紙注進門〕一あて物に扇を立る事　要を上にして立べし、又要を前にする事有べし、上意などならば立べし、くし立、木の串ならば、わりて要を前にはさみ、またの有くしならば、要を上にかけべし、

但扇の繪にならび有人と、畜類ならば、人の有方を立べからず、畜類に、鳥類ならば鳥を立べし、虫と魚ならば魚の方を立べし、有情非情の物ならば、非情の物を立べし、

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

本間〈○資氏〉ト相馬〈○忠重〉ト二人ナガラ、〈○中略〉例ナラズ散共ノ體候ハ、軍ノ候ハンズルヤラン、ナラシニ一矢ヅヽ射テ見候ハン、何ニテモ的ニ立テセ給ヘト云ケレバ、是遊バシ候ヘトテ、皆紅ノ扇ニ月出シタルヲ矢ニ挾テ、遠的場ダテニゾ立タリケル、本間ハ前ニ立、相馬ハ後ニ立テ、月ヲ射バ、天

以扇正笏

ノ恐モ有ヌベシ、兩方ノハヅレヲ射ントスルゾト約束シテ、本間ハタト射レバ、相馬モハタト射ル、矢所約束ニ違ハズ、中ナル月ヲゾ婆シケル、

〔作法故實〕直笏事

在陣端座納言自直之、置笏於奧方、自懷中取出扇、以數目方入笏置之方引廻、(後可著椎直之)宿德人以官人直之、

〔上卿故實〕移著端座事(付劍、)裾直笏事略○中

自直笏(左手持笏、以右手取扇、末上直之、笏鼻向外南、)

〔公宜卿諸歌節會次第〕次內辨移著外座、

其儀、略○中於座上取出懷中扇直笏、(以扇本入笏鼻、直笏、笏鼻向東也、)下略○

〔中右記〕長承三年二月廿日庚子、今日除目初也、略○中頭中將重通來仰之、從今日可被行除目、召仰諸司、予(宗忠○中略)微音稱唯、移著端座、(以扇直笏、)

〔玉海〕安元二年三月廿五日庚午、此日始候官奏、略○中揖之後東面居直、(天)引直下襲尻、(其儀無量、自長押也、)以扇直履、(內弁之時、以膝突之、官人令直之、官奏之時、以扇自直之、如常儀、)

〔玉蘂〕承元四年正月一日庚寅、顯亮猜長朝臣來、跪余座下方、仰云、內辨召、余取笏顧向座下、小揖、頭退之間、余如本居直、頭退了、次予起坐、笏廻柱內移著外坐、略○中予仰云、賦官人稱唯退去、持來賦敷予方地、余密仰云、笏直、(依法性寺殿御說、曾無如此事、常人以扇直之、)

〔薩戒記〕應永卅三年正月六日辛丑、今日被行敍位、略○中大將起坐移著端座、(遂入扇於左袖內、以左手取出之、被直笏、尤有興、可謂事、)

〔二水記〕大永二年正月一日己酉、今夜可奏慶也、略○中權中納言著陣了、略○中次持笏於左手、取出扇、(遂以扇上、笏ノ左方ニ置、前ノ笏ノ方ヘ、ヲトニ置)取渡笏於右手、以左手持扇上方直笏、(先左、次右、扇ヲ笏ノ後ニ入テ、左ザマニ直也、而扇聊懸笏、仍令懷中也、)

鳴扇招人

不二自由一也、不可改也、居直嗣衣裝、召二官人一〇下略

〔新撰六帖〕五あふぎ

ひのおものまかりをつげしたをやめの扇の音もえやは忘る丶　右大辨入道光俊

〔古實採要〕下一マカリノ事〇中略

此歌ハ天子階膳ノ女官唯今御膳モ濟タルヤ、手長ノ人々參リナ、御膳ヲスベラカサレヨト知ラス爲ノ、扇ヲ二ツ三ツ打ナラス也、ヒノオモノトハ、毎日ノ御膳ナリ、マカリトハ、スベラカセヨトノ義ナリ、（貞丈云、里ノ字也、）其階膳ノ女官ニ心ヲカケタル、殿上人ノヨミシ歌也、其扇ノ音モ忘レズトイフトノ、詞ツヤキオモシロシ、

〔源氏物語〕五若紫なつかしううちそよめくをとなひ、あてはかなりと聞給て、程もなくちかければ、とにたてわたしたる屛風の中を、すこしひきあけて、あふぎをならし給へば、おぼえなきこ丶ちすべかめれど、き丶しらぬやうにはとて、ゐざり出るひとあなり、すこししぞきて、あやし、ひがみにやと、たどるをき丶給て、〇下略

〔大鏡〕三太政大臣頼忠一條院位につかせ給へば、又女御后にた丶せ給ひて、内に入給ふに、この大納言、〇藤原公任啓のすけにつかうまつり給ふに、出車よりあふぎをさし出して、や丶物申さんと、女房のきこえければ、何事にかとてうちより給へるに、〇下略

〔今物語〕薩摩守忠度といふ人ありきある宮ばらの女房に物申さんとて、つぼねのうへさまにてためらひけるが、ことのほかに夜ふけにければ、扇をはら〳〵とつかひならしてき丶知らせければ、此局の心しりの女房、野もせにすだく虫のねやとながめけるをき丶て、あふぎをつかひやみにけり、人しづまりて出あひたりけるに、この女房あふぎをば、などやつかひ給はざりつるぞといひければ、いざかしかましとかやきこえつればといひたりける、やさしかりけり、

かしかまし野もせにすだく虫のねよ我だに物はいはで社思へ

〔十訓抄二〕此道清ある春の比、後德大寺左大臣使をやりて、大内の花見むずるに、必といざなはれければ、うれしき事と思て、破車に乘て行程に、車二三兩にて人のくれば、うたがひなく、此左大臣のおはするぞと思て、尻のすだれをかきあげて、扇をひらきてまねきけり、

以扇拂虫

〔東照宮御實紀附錄三〕天正八年七月の頃、濱松の城中にいつき祭る出社大明神の社を、城外へ移さんとせしに、數萬の蜂むらがり飛で、諸人よりつく事ならず、御みづから社頭へまし〳〵、しばし御牽靜ありし後、扇子をもてうち拂ひつゝ、御下知有しかば、蜂みな四散す、○下略

以扇供笏違之用

〔西宮記四月〕一四府進給扇事、總二四月一日、重二九月一左右近衛、左右兵衛付内侍所、

〔北山抄一四月〕同日○朔日 旬事十月同之、雖月朔不必出御、○中略

畢○○○月給扇、其儀、内侍取盛扇楊筥、出自御帳北、坐御屏風南妻、自出居次將、次將進取之、立王卿坐前給之、片手取筥、片手取扇給也、給者先懷中扇、把笏起坐更插腰、賜扇、又把笏復坐、賜畢、次將跪置筥、賜自料、以楊筥置大盤下、

〔後水尾院當時年中行事上正月〕二日、○中略内々のをとこ衆、左こうのかぎり中の口にて、御扇をたぶ、當句のないし是をとり傳ふ

〔公方樣正月御事始之記〕一正月四日、御うたひ始、觀世大夫、同四郎左衛門致祇候、從右京大夫進上之御扇に、御緞物之御服を致相副候て被下候、

〔成氏年中行事正月〕朔日、早旦御祝ノ始勝栗昆布ニテ御酒アリ、其時番ニシコウアル奉公中、御酒ワクダサレ、御扇一本ヅヽ拜領、

〔年中恒例記〕御扇一本、日野殿御進上之、每月御進上也、

〔伊勢兵庫頭貞宗記〕扇は黑骨白骨上下候哉の事

一公方樣へ御進上のはみな白骨にて候、扇骨白骨上下の沙汰は不存候也、

〔扇之記〕御月扇と申事、古しへよりありしや、永享の比より改まりし歟とも聞ゆ、御繪所預りの家より、月毎の晦日に先達て調進ある事にて、尋常の妻紅の御末廣、畫のやうは、さだまらずさぶらふ也、年の始に下されし候扇も、末廣なり、金地に淺黃妻をとりて蓬萊の畫を書り、一方は、銀をばらりと砂子にまきて、梅、水仙、たんぽゝなどかきけり、文月の御いわひの節、御宮づかへの方々へ給り候扇は、ぼんぼりとて、十本骨にて、扇の末を丸うなして作る、地紙に金でいにて、雲どりをして、あいだ〳〵には、源氏繪、歌人、四口ちなどといふ品々にて、定しこともさぶらはず、裏には、夏秋の草花、てう笹つばめを繪にかきけり、

〔宗五大草紙上〕奏者の事

公方樣正月出仕之次第、人により又進物により、さま〳〵の故實口傳候へ共、注に及ばず、先進物の置やう、御對面所のうちすゑの御さいのきはに、御左の方にをくべし、〈中略〉扇は一包又一本五本なども、檀紙杉原にて包てもすへ候、又一包と申て進上は十本の事にて候、いかにもうつくしくだみたるうすやうのかさねたるにてつゝみ、金銀の水引にてからげ候、れうしの切口の方へながく置て、かなめの方を御前へなすべし、つゝまぬ扇を人にまいらせ候も、かなめの方を人にまいらする也、

〔魚板記〕一扇を包候事も是も雜注、直傳とす、扇を包候はゞ、水引にて結候事、有圖數にて候、

〔類聚名物考服飾二〕扇を贈て賀禮とする事

今の世にも一束一本といふは、紙に扇を添る也、事物とし、私の家にも、年始歳暮は常も相贈て禮とする事、西土にも有事也、

〔扇之記〕扱扇の德廣きもかぞへがたし、年の始めの壽き、元三の禮式より、送りその、五節、其外祝儀

昔物にもる丶事なし、恭なくも雲の上の御かたより、國々の御司がたの御手にふれさせ給ふ、またもの丶ふ、さぶらひ、僧俗、民百姓、貴賤をいはず、神佛を拜し、禮をと丶のふに用ゆ、

〔三代實錄 二十二 清和〕貞觀十四年八月己亥朔、王公已下侍左仗下、會飲至夕、勅賜五位已上見在坐者御扇。各一、親王已下皆起舞蹈、

〔中右記〕永久二年八月十日壬子、今日源大納言男大夫君經營事沙汰、(○中略)右衛門督、(顯)兵衛督、(忠)按察大納言送扇。、大殿御(扇二枚、被物一重、)

〔吾妻鏡 十〕文治六年(○建久元年)十二月七日丁亥、前右大將家、(○源賴朝)關東御下向近々之間、御所女房三位局被送餞物等、扇百本在其中、是依內々御氣色、及此儀云云、

〔明月記〕元仁二年(○嘉祿元年)四月八日、處々有灌佛云々、(此女房布施、夕顏付扇、最猛略之體也、)

〔異俗叢記〕賜扇事、問何答、弘長二年二月朔日、爲釋迦堂修二月勤仕、申檜扇事、御所以良田賜檜扇、仰云、是僧綱扇也、且可成僧綱先非也、

〔空華日工集〕康永二年癸未二月旦、師上堂、余出衆問訊、罷歸方丈、師以扇子一柄紫地者而爲賞、余謂同學曰、今此一柄、一生受用不盡底之法寶也、

〔御湯殿の上の日記〕天文十一年五月五日、かものもりけいばに、御あふぎたぶ、

〔言成卿記〕天保十二年八月九日、入夜自姉小路羽林順達文匣之內、(○中略)扇子一(包)(五本)從殿下賜之旨、例年之通御送、(○中略)扇子違例、無彫、細骨無繪、紫青縹黄薄赤等也、依諒闇令所存賜歟、

〔蔭涼軒日錄〕永享十二年二月十九日、朝鮮官人爲歸國參于殿中、而請暇去、於御會所御對面、御返章被遣、書幷箱、如被報、而被贈之者扇子百本、太刀十振、朱椀一具、奈良桶二ケ、以僧遣之、

〔宋史 四百九十一 日本國〕日本國者倭奴國也、(○中略)雍熙元年、日本國僧奝然與其徒五六人浮海而至、(○中略)二年、隨台州寧海縣商人鄭仁德船歸其國、後數年仁德還、奝然遣其弟子喜因奉表來謝曰、(○中略)又

別腎貫傳綜略○中又金銀蒔繪扇一合、納檜扇二十枚、蝙蝠扇二枚、

〔應仁二年成化四年戊子入明記〕渡唐御荷物色々御要脚略○中

一三百文扇子三百本、寺方年始進上之、同前

一貳百文扇子八十本、以代物折之、被察、

一曾彫骨扇子百本、自寺方年始進上之、略○中

寛正六年六月廿日　大和守判

散位判

宗刑部少輔殿

〔台德院殿御實紀五〕慶長十二年五月十一日、朝鮮信使にいとまたまはり、その國王李照へ御返簡をおくらせ給ふ、略○中相國寺長老承兌よりも、かの國僧松雲に書簡を贈り、略○中重箱六組、錫鉢十、扇百柄をくる、

使用例
束帶持扇

〔桃華蘂葉〕一束帶色目略○中

扇略○中　束帶の時は、夏も檜扇を持也、

〔飾抄上〕一扇

公卿宿老之人、束帶之時不論夏冬、持檜扇、

〔玉海〕安元元年十二月廿二日己亥、此日侍從叙正下之後拜賀也、酉剋著束帶、蒔繪劍、紺地平緒、笏、蝙蝠、如女房扇、幼年之時持之也、

衣冠持扇

〔年中恒例記〕正月十日

御參内次第事、略○中御冠、御指貫、御袍を御著用候て、略○中長橋殿ゝ、南の方の御みすを卷上被申候時、御參也、禁裏樣御座所の御障子を、内より長橋殿あけられ候時、御緣と御座敷との際の上邊にて、御檜扇を持れながら、ふかく御禮を御申也、略○下

直衣持扇

〔康富記〕文安五年二月十九日乙亥、晝參仙洞、(衣冠持檜扇、著靴、)

〔飾抄上〕一扇

直衣之時猶持之、(○檜扇)

〔爲房卿記〕嘉保二年七月九日壬寅、帥大納言(○經任)參兩殿下、被申赴任之由、先被參關白殿、(○中略)次率出物、(○中略)直衣裝束一具、(中略)扇一枚、(晝繪、納織物裏、)(○下略)

〔成恩寺殿記〕應永十七年八月十九日、此日三席御會也、(○中略)著冠直衣、(中略)夏扇(○中略)關白參入、(今夜直衣始也、)(中略)持檜扇、(○下略)

〔將軍德川家禮典附錄二〕寬永十一年御上洛之記附錄

同年七月十一日御參內之記　道春草案

十八日に及んで、兩傳奏御迎に參りてさき立行、高倉中納言は御裝束に候じ、土御門左衛門佐は反閉を役す、辰の兒に出御有て御輿にめす、御冠直衣御指貫御檜扇をもたせ給ふ、

闕腋持扇

〔長秋記〕保延元年四月十八日辛酉、賀茂祭也、(○中略)次使裝束單、

闕腋袍、ひへぎの半臂下襲濃打、袙單衣白汗取、濃裏表袴、濃大口、冠垂纓、笏、火。扇。、飾劍、代、巡方、紫綾平緒、銀魚袋、(○下略)

狩衣持扇

〔山槐記〕久壽三年三月二日壬子、大理殿(○忠雅)二男、(歲、王、)爲弟子、始被渡宮法印(最雲)七條河原房、若公裝束、二重織物櫻狩衣、(○中略)帖紙、薄様、扇、(檜扇、青繪、)

〔香廣院殿御元服記〕一正長二年三月九日乙卯、亥剋御元服、當日安倍有富朝臣相撰、(○中略)

白襖御狩衣(浮文、紅唐草、○中略)御扇(檜扇也)

〔妙槐記〕正元二年(○文應元年)四月廿四日辛酉、賀茂祭也、(○中略)可有御幸御棧敷、(○中略)著布衣、令參本院、(顯文鈔□鷹狩衣、鳥引、○中略)今日相具裝束、有薄扇、用意之、然而不用之、顧不叶時儀事歟、但予(○藤原師繼)依有所存好儉

陣中持扇

按扇或書云、神功皇后三韓征伐時、見蝙蝠羽始作扇、今軍中所用扇、大抵一尺二寸、片面紙金色以朱畫日輪、片面紙朱色以金畫月輪、其竹骨八枚或十六枚有緒、長可六寸、隨家傳有小異、

〔和漢三才圖會二十六服玩具〕扇（中略）約（下略）

〔軍用記五〕扇の事

軍陣にもつ扇、長さ一尺二寸なり、地紙長さ六寸、紙より下に出るはね六寸にする、骨は黒塗十二本さしはね也、上骨にははねこまをうけばりにして、うるしにて金箔を入る、上の方にはその人の生年の入卦の形をうけばりにして、漆にて金箔を入る、かなめの所には金にてしとゞめを兩方より入て、緒を手にぬき入るゝ程にすべし、大方一寸二分、ふさは其外也、ふさ一寸五分計なり、叶結にする也、緒の色は其主のこのみによるべし、ひらきぎはゞかるべし、扇に折も地紙の廣さ一寸二分におる也、寸法は金の定也、

地紙の事、表の方地を白く縁々を紅に朱にて色どり、日輪を金箔にて置き、所々に金泥にてかすりを書也、是をつま紅の扇といふなり、裏の方へは地を空色に紺青にて色どり、月輪九曜星を銀はくにて置き、所々に銀泥にてかすりを書也、右は大將の扇也、諸軍勢のもち扇は表は前に同じ、裏には月輪七曜星を書、銀泥にてかすりを書事前に同じ、月輪は半月の形なり、滿月の形をばかかず、

或說に日月星はいまだ金銀のはくを置ざる時、大日勢七曜九曜の梵字を書入るゝ事あり、其主のこのみにまかすべし、

〔本朝軍器考三〕指扇ヲ執テ軍ニ令シタル事ナド、フルキ世ノ事ニ見エタレド、コレヲ執ル事、將帥ノミニ限ルベカラズ、義家朝臣執ラレシ所也トテ見タリシ物ハ、表ノ方ハ雲母地ノ薄紅ナル

ニ日ノ形ヲ金ニシ、裏ノ方ハ白キ雲母地ニ銀ノ月形アリ、日月ノ徑各、四寸、竹骨ノ長サ一尺一寸二分ナル十二本ニ、鍮石ノ鵐目アリテ、紅ノ打緒ヲ貫キ其末ヲ結ベリ、是モ上野國新田後閑ノ家ニ相傳ヘシ所ナリキ、

〔隨兵之次第事〕一扇の事、表は地紅日を出すべし、いか程も大き成日を金はくにて出すべし、裏は空色に星、たゞし月を出べすし、滿月たるべき也、骨の數は十二ねこま黒かるべし、

一かのめの事は、赤革に黒革をかさねて入る也、是は軍陣の扇同事也、ことなる秘說也、如此の儀は大將に限たる事也、

一持やうの事、晝の程は日の方を骨の數六ひろげて可持、夜は月の方を又骨六廣げて月を表に成して可持、つかはざる時は、右のあひゞきにおさむる也、

〔出陣日記〕一扇子の事、第一可秘、骨十二、ねこますかし物三所にすかすべし、黒骨長さ一尺二寸、かなめの事、中をこめんはし、二ッは黒革にて以上三とおして、上に成方をとんぼうむすびに、下に成方をとんぼう頭に結留て可置、又はかねにてもぬけざる樣にすべし、おもてを紅に日を金はくにていつはひに出すべし、少も日のちいさきが惡き也、うらを靑して月を銀箔にていつはひに出すべし、月の方の脇に七星を出すべし、細々に持には、七星を不出共可持、扇子のつかひやう秘事なり、晝は日の有方をおもてになしてつかふべし、夜は月の有方をおもてになすべし、ほねのひろげ樣の事、六よりおほくはひろげべからず、つかひやうも、例式はそばさまにつかふを、ひらめておもてをむけてつかふなり、○下略

〔軍陣之聞書〕一軍陣のあふぎのかなめの事、革にてするが本式なり、皮二色たるべし、黒皮を上に、きめを中にあるやうにかさね、何も革の表は、外へむくべし、弓袋の假粧のもしあなへ通すかたの革さきを細く切て、一方より二筋宛を、あなの兩方より引ちがへてしかとしめて、革先の出し

胡蝶陣

程は、二分のこして親先に切るべし、革厚くば裏をすくべし、〇中略又かなめを例式のかなめのかたちに、さやくどうにてもすべし、本式は革也、

〔兵具雑記〕一扇の事、前九年は過、後三年の時、八幡殿の扇の金目ぬけゝる時、御羽直垂のひぼをそめされて、御沙汰有義なり、

〔出陣日記〕一扇子つかふ事、半分六枚ひらきて、むねにをしあてゝ、つかふべし、勝軍の時、皆ひらきてつかふ也、

〔軍陣之聞書〕一扇つかふべき様、并はねの寸法等、戸部政清より相傳、表は日の方をそとへ、月の方を身に向様に持て、むねいたをたゝく様に、右の手にてつかふべし、扇ひらきたるさき、大ゆびと人さしゆびの所に、はねを三ッにても四ッにても、ひらき残して扇子をつかふべし、例式の扇つかふやうにはなく、むねをたゝくやうつかふべし、〇下略

〔兵具雑記〕一扇をたかひぼにさす事、弓持時、弓手にふかくわきへまはしてさす、
一陣にて人の所へ行時、扇を持て行事、弓手に持べし、外仁ならば弓手にさす、歸時は扇をぬきて、右の方にさして歸るなり、

〔日本風土記一〕選衛〇注略
倭夷慣爲蝴蝶陣、臨陣以揮扇爲號、一人揮扇、衆皆舞刀而起、向空揮霍、我兵倉皇仰首、則從下砍來、

〔遊庭秘抄中〕扇付疊紙事
束帶直衣の時も、春も冬も、檜扇は假不可持之、晴の日ならずとも、鞠足は、公卿殿上人、夏の扇持侍らん事、難あるべからず、晴會は必扇をさすべし、直衣にはさゝず、狩衣水干の時さす也、〇中略庭訓に懸のもとへよらん時も、左に持て、腰をとらへて、ほねと紙とのあはひまで、ふかぐくと骨をうへに、右のかたへなびけて指也、又右の手を袖の上より、左の手を袖の下よりもまはす、兩方の手

[illegible]　服者扇

を袖の下より廻、左右ながら、袖の上より下をうしろへ廻すに、ちばらるゝむちし侍るとて、先賢もいましめ侍し、又さし様にさま〳〵あり、或はやなぐひざしとて、脇にさす、或は刀ざしとて腰にさす、又指所人々の所爲な〻〇略下

〔雅緣聞記〕一あふぎもつ事
あふぎをこしにさし候には、右にさすをばふえざしといふ也、後にさすをばやなぐひざしといふ也、かみの人かたをちと右へかたぶけてさす也、

〔名目抄裝束〕無文扇不置文表裏花田

〔安齋隨筆後編四〕一墨骨扇　貞丈云、凶事に服者の扇は黑骨にて、紙は青鈍色無文也、或花田とも云、此色は鈍色とてウス墨色なるに、藍色を加へたる也、眞の花田色にはあらず、卽青鈍色也、右に云ふ如くなるゆへ、黑骨也とも紙花田色には非ず、無文にあらざるをば忌む事はなき也、何色にても無文はいむべし、

〔安齋隨筆後編十三〕一扇骨白黑之事　貞丈云、公家にては、凶事にて素服を著する時には、無文の黑色の物を用ゆ、〇中略されば扇も黑ばねを用也、吉事には必ず白骨を用る也、公家ニ凶事ニ黑ヲ用ルハカザリナク、クラキなり、古武家には吉事に白ばねを忌み、公家には吉事に黑ばねを忌む、是は公家武家にて裏表の違也、

〔扇之記〕涼闇中に用ひさふらふ扇は、黑さはし、竹の艶なき骨に、地がみ白花田、にぶ朽葉色なり、黑のうるしぬりの骨もありしとかや、

〔飾抄上〕一扇
重服事　保元二十一廿八或秘記曰、重服之後始出仕、扇鈍色、至于扇者夏冬改之、

〔法體裝束抄〕一鈍色を可令著次第〇中略

扇[illegible]

檜扇〈畳物なし、末計覆之、又若法師ハ有二畳物一歟、夏も略の時には、扇ひあふぎに候、〉

一袈裟事〈略〉○中

下具白綾袙〈略〉○中　扇〈夏はかうもりあふぎ〉

〔真俗雑記〕扇懐中事

問何、答、蓮華院法印御房仰云、扇ヲ懐中事可レ依二所作體一、若用二右手一計時、移二左手一、若用二二手一時、尤可二懐中一、〈故仁和寺宮〉〈覚法法親王〉成人云、不レ論二一手両手一、随レ役時皆可二懐中一、木幡アザリ云、醍醐様持二花宮一時、左手珠数、独古花宮右手持、扇散花云ノ仁和人々扇又持二左手一、以二右手一散レ花、法印御房仰云、散花手持レ扇者不レ可レ然歟、私云醍醐異二仁和一、故何必同歟矣、

〔僧官僧服諸文〕扇

扇年、紋〈井〉唐草等付之、中年、紋計付之、或用二未編一書レ之、宿老之人、極熱之時、用二蝙蝠扇一、

此外、蘇芳香染染扇等有之、〈略〉○中

扇

用二横目扇一、皆童體之通用也、

〔法體装束抄〕一袈裟事〈略〉○中

〈寛正〉應永三年四月廿八日、尊道法親王、青蓮院天台座主宣命之時、為二御見物一有二入御彼門跡一、室町殿御装束、御袈裟〈知ノ如キ〉○中略　香御扇、〈略〉○中

應永三元三院飯、室町殿〈義満〉○足利　御出座之時、御袈裟〈略〉○中　香御裂裟、〈略〉○註　御檜扇〈畳、糸〉

〔故實拾要〕〈九〉法體装束〈略〉○中

扇〈宮鈍色ノ時ハ檜扇、其外ハ蝙蝠也、蝙蝠トハ末廣、或常ノ扇ノ事ヲ云フ也、宮體トハ紅衣ヲ着スルヲ云フ也、〉

〔〈應仁二年〉〈成化四年〉戊子入明記〕渡唐御荷物色々御要脚〈略〉○中

一御扇箱　一[illegible]也、上ニ[illegible]燒、御扇百本入、皆エリガ子、

寛正六年六月廿日　大和守判　散位判

宗刑部少輔殿

〔南嶺稿遺四〕扇箱に焼杉を用ゆ、是は喪中の進物なり、木の容を焼こがして用る也、中略〇扨扇箱の紐を貴人に奉るは、檀紙にてする也、革を用る事なかれと也、中略〇又扇子箱に直にあしをくり付にしたる有、是は十里より外へ、貴人のもとへつかはすに用る也、十里以外は臺を略するゆへなり、十里より内は、かならず臺を用る也、遠近にて禮の違あり、

〔塵塚談下〕正月玄關に年玉の扇箱を飾る事、商賈が業をうらんとして專にせし事也、武家町人にもまゝ有けり、年玉にもらひし扇子箱を、井桁に積重ね、高きを伊達にし、内より持出し飾るも有し也、然るに近來は諸町人扇子箱を配るはまれにして、いさゝかの品にても、有用の物を配る事になりしより、扇子箱を積あげる事絶てなし、

〔歌俳百人集〕　六樹園飯盛

鳳凰のすむてふ桐の扇箱にほんは長くをさまれる國

此歌は、或諸侯家の御館に居し時、扇子箱のかたかける繪に讚を乞はれて、太平を祝し侍ると詞書して、此歌を詠じたりとぞ、

〔狂歌醉狂集二夏〕扇　中略〇

月雪の二本いりなり扇箱　中略〇

太ら雪や杉にむもるゝあふぎ箱

〔嗚呼矣草二〕扇懸。とて、紫の組紐にて鱗形にし、總角結の總をかけたるものは、陽明家の御好とかや傳承侍る、無雙の釘に懸れば、甚風流なるものなり、扨世俗陽明家と申は、往昔大内裏の陽明門

は、近衛通に有り、則殿これに御座しき、よつて斯いふなりとかや、此扇屋は、京師四條京極邊に賣げり、

〔雍州府志 四寺院〕新善光寺 在五條橋西、所謂御影堂也、○中略中世以來、携尼常製扇賣四方、是謂御影堂折、寿徳庵之所及、○下略

〔都名所圖會 一〕御影堂扇折

扇折る手品やさしく御影堂涼しき風を編入にして　　斑竹

〔人倫訓蒙圖彙 五〕扇折　唐土より始りて其時代さだかならず、古語に月長山に入ぬれば扇を上てこれを敎ゆといふ時は、道の上古と聞えたり、都においては、城殿折、是根本なり、城殿、今座司通の西に住す、疊紙此家に作り名物とす、扇、疊紙共に公家より此所にもとめらるゝなり、中比より五條の御影堂の僧これをなす、女の業なり、扇あまたの手にわたれり、地紙師、繪師、骨師、要師、箱指等外にあり、末廣中化等は公家出家これをもつ、舞扇は能大夫狂言師これを持、舞扇師小川通上立賣の下にあり、近世由縁扇とて一風あり、

〔京都土產〕一扇子　江戸よりは手際も宜敷、價も下直なり、其問屋、又は扇折、或は其商人、坏之内、何れ之町にも有之樣なり、其内五條通寺町西御影堂、山內は、扇子の根元なれば別而宜敷筈なれども、三條通等之扇子屋に比し見れば、却而劣れる樣なり、其要綱は、尚更京地永住巧者之人に可尋事なり、

〔七十一番歌合 上〕十三番　右　扇うり

骨こはき扇の紙の薄そくい思ひもつかぬ人に戀つゝ

〔一話一言〕烏丸亞相職人歌仙

右　扇屋

とりかはすこなたかなたの年玉も手玉もゆらに打扇かな

〈後は昔物語〉今なくなりし物、傀儡師すた〳〵坊主、地。紙。賣。木綿の高背帷子賣、乘物行器、鑵の道具と賣ありく抔也、

〈蜘蛛の糸卷〉扇賣

扇賣といふものありけり、扇の形したる箱を、いくらも重ねたるをかたにおき、あふぎ〳〵とよびありく、其姿は染ゆかたに、白き脚半、玄ん〳〵ばしより、おほかたはなまめきたる男、あみ笠をかぶり、呼び入るれば、地。紙。を見せ、其座にてをりてうるなり、略○按是正德比の遺風なりしに、寬政にいたりて絕えたり、

〈塵塚談下〉扇地紙賣の事、予若年の頃は、夏に至れば、地紙形の箱を五ッ六ッも重ね、肩へかつぎ、賣歩行ける、買人ありて直段極れば、すぐに其座にて折立て賣し也、又持歸り折立、翌日持來るも有り、近邊は地紙賣一切來らず、皆人京都下りの折扇を持事になれり、近頃は扇に伊達を飾る人はさらに見へず、右の地紙うりは伊達衣服を著し、役者の聲色、或は浮世物眞似などをして、賣人へあいきやうをして、うれるが多く有しなり、

〈賤のをだ卷〉一扇、鼻紙袋、たばこ入の類まで、色々に移りかはりたり、其頃は先地紙賣とて、四月半にもなれば、奇麗なるひとへ物に、略○註足袋雪踏はき、地紙の形にこしらへたる箱を、三ッ計、其間に骨を入たる角に長き箱を組入、馬の胸がひにて、中ゆひをして肩にかけ、地紙々々と呼て賣歩行たり、屋敷々々の臺所へ呼込て、扇を物好にあつらへ、又卽席に折もあり、よき聲にて、下女はしたまで、地紙うりの男つきによりて、取廻していらぬ扇を折らするものも有けり、翁が十二の歲、寬延三年伊奈友大夫市兵衛町御小性組の御館の衛の門入しけるに、相弟子皆云合て、金平骨の扇子、地紙一はいに鰹を一匹か、せて、稽古の時不殘持たりし事あり、今は中々さる模樣の扇などは、子ども、

扇流

日に曝す、地紙賣もいつの頃より歟絶て出す、

〔大鏡八〕ひと、せのひでりの御いのりにこそは、東三條殿(兼家〇藤原)の御賀茂まうでせさせ給ひしには、此一條殿(〇伊尹)もまいらせ給ひき、(〇中略)この生に御す、とらせ給ふ事はなくて、只毎日に南無八幡大菩薩、南無金峯山金剛藏王、南無大般若波羅密多經と、ふゆの御あ。ふ。ぎ。を。か。ず。に。と。り。て、一百八遍づゝ、ぞねんじ申させ給ひける、

〔吾妻鏡九〕文治五年七月廿六日甲申、佐竹所令持之旗、無文白旗也、二品令咎之給、與御旗不可等之故也、仍賜御扇(出月)於佐竹、可付旗上之由被仰、

〔東照宮御實紀附錄二〕この軍(〇元龜三年十二月)すでに敗れ、殆んど危急に及ばせたまふ時、(〇中略)武重(〇鳥居助九郎)は、からうじて供奉し、濱松にかへりて、御門明よといふに、番兵たやすくうけがはねば、殿の御供して助九郎が歸りたるぞとよばゝる、を聞て、はじめて御門を明て入れ奉る、卽ち助九郎に命じて、城外を巡視せしめ、御扇にさゝせられし扇を助九郎に賜ひしが、折しも雨にうるほひて、扇の紙と骨の離れしをもて、後に助九郎が家。の。紋。となしける、

〔安齋隨筆後編十四〕一扇。流。の繪の事、京都將軍の何れの時か、嵯峨天龍寺御成の時、小童の持る扇子風にとられて、渡月橋より嵯峨川(又ハ桂川大井川也)に流しを、面白とて、供奉の人々扇を流せし也、其後五山の寺々、又御成の時屛風に繪て立し也、夫より御成の時、儀式のやうになりて、御成の時には、必扇流しの屛風を立られたり、古き屛風に今も扇流しあるは是也、

〔甲子夜話二〕天祥寺雄峯和尙ノ、吾松英君ノ(鎭信肥前守)物語トテ語シハ、若キ頃中秋月明ノ時、隅田川ノ上流ニ船ヲ浮メ、金銀ノ扇ヲ數枚河水ニ投ジテ、月光ノ映ジテ流行ヲ觀賞シタリト云、今ノ世トハ、其約奢殊ナル事見ルベシ、

〇按ズルニ、投扇ノ事ハ遊戲部ニ其篇アリ、扇引ノ事モ亦同部遊戲雜載篇ニ在レバ、此ニ省略

セリ、

○

〔倭名類聚抄 十四 服玩〕團扇 唐令曰、團扇、方扇、團扇、字知波、

〔伊呂波字類抄 宇 雜物〕團扇 ウチハ、唐令有團扇、方扇、

〔運步色葉集 宇〕團扇 ウチハ

〔倭訓栞 前編 四 宇〕うちは 團扇をいふ、倭名鈔に見ゆ、撲羽の義也、蚊蠅を撲拂ふ意、唐詩にも輕羅小扇撲流螢と見ゆめり、はは延喜式に圓羽、橫羽などいへると同義也、

〔錦府評〕雅訓曰、波、萬葉集にいはゆる指羽、實基本紀にいはゆる刺羽といふもこれなり、卽天子卽位の時に、女嬬所持の長柄の團扇、又羽鳥ともいひ、又日隱とも、御蔭などいへり、團扇は則似翳而小、可以撲蠅拂蚊、故に名づけてうちはといふ、

〔松の落葉 一〕うちは

團扇をうちはといふは和名抄に見えたり、うち〳〵のものにて、翳のかたちに似たればぞ、なづけつらん、宇津保物語の國讓卷に、御ぞとりかけ、御うちはなどまゐれといふ事みえ、狹衣物語にも、まだしきにあつきところせきとしかな、何しに常にめすらんとつぶやきたまふを、うちはなどせさせて、ものしたまへかしとあるなどをおもふに、こはもとたかき人のためにさむらふ人の、もてあつかひしものなりけり、さるからに今の世にても、みづから手ならすとはすれど、門のとにもていでず、うときまらうどのまへにては、手にとらぬにこそ、

〔毛吹草 三〕山城 漆團扇 ウルシウチハ 〇中略 踊團扇 ヲドリウチハ 大和 澁團扇 シブウチハ

〔雍州府志 七 土產〕網代團扇 油小路一條北專有製團扇之家、以竹編之、其狀似取魚之網代、網代編竹橫河水、遮魚而漁之、以是代網之罟也、故細割竹編連之、是謂網代團扇、其兩面塗漆、是謂漆團扇、近世

或云、團竹爲柄、細削其末、是爲心、貼紙成紗、婦人女子專用之、中華所謂輕羅小扇之類也、又自南都來者、以紙貼竹、其體製至輕、有便生風、多春日社禰宜製之、是稱奈良團扇、

〔嬉遊笑覽〈二中服飾〉〕人倫訓蒙圖彙の奈良うちはは、春日の社人の中に是を作る、京は油小路中立賣上る町にあり、當世大坂長町に作る、野人童子の持領として、判じ物、うらはさま〴〵の畫をかく、代物三錢にして涼風を求む誠にかゝる行の重寶なりといへり、繪は其時の流行なるべし、叟の團扇は早く聞えたり、洛陽〈伊〉三笠山飾は散けり禰宜うちは、〈行正〉又延寶三年の兩都名所集にも、團扇賣の畫べの繪あり、一代女〈三〉高聲に鯨油の光よしあし判事物團扇の沙汰に〈貞享の頃かくいへるは、都わたりには、此ころ鯨油を用ひそめし歟、〉志道軒傳〈寶曆刻本〉夏の景色を荷ひ出す判じ團扇譯扇あふげばいよ〳〵高荷のかや賣、又その圖とて、俳諧追鳥の發句集に、月村の畫にて團扇を色々かきたる内に、判じ物うちは有、常の丸き團扇なり、〈注略〉江戸には此ごろ行はれしと見ゆ、團扇は輕微なる物故、武田家の定めに、足輕の進物は一蓮寺うちは一本づゝ、是は詮なき事に物を入、武具疎略にしてあしきとの事なりと、甲陽軍鑑に見ゆ、その内柿油うちはは見るだに賤き物なればにや、世に貧乏神の譯うちははといふ、堆長老狂歌、大きなるかき團扇かな二三本びんぼう神をあふぎいなさん、也足軒判に云、柿うちはに貧乏の神のつくといへば、我等の果報にて、二三本にてあふぎいなせんこといかが彌增長すべくや、又梅津のかもん繪卷物に、貧乏神みなうちはを持たり、永代藏に藥箒譯うちはは貧乏まねくといへども云々、又貧乏神の形を作る處に、わらの人形に紙の衣服頭巾を著せ、譯うちはを持せたり、

團扇形と云ふ、今の洲濱の形に似たり、今の團扇に此形なし、古畫を見るに寬文正保ごろも、うちはは皆ダンセン形といふものなり、

貞享より元祿はじめは、女は內に居るも外に出るも、みな扇は用ひず、團扇を持り、禰宜がかける

名稱

繪本百女など見るべし、其角が花つみ集、元祿三年六月廿六日條に、誰どの、後室にや、寺まうでの有さまを、紅に團扇のふさのにほひかな、此風江戸のみにあらず、雍州府志に、網代うちは、竹を割、あみ連ねて作る、其兩面を漆にて塗たる、塗うちはといふ、近世或は圓き竹を柄とし、その末を細く割て、上に紙または紗を貼たるを、婦人女子專ら用といへり、あじろ團扇は古き畫にみえて、其製久しきものなり、紙を貼たるは近世といへる、いつの程をいふ歟、

〔嬉遊笑覽六下歌舞〕箔の團扇は、ほゝづき挑灯、伊呂三絃に、遊女七月の贈り物をいふ處に、箔の團扇五十本、ほゝづき挑灯三十云々、是は踊の調度なるべし、

〔蜘蛛の糸巻〕うちはうり　扇賣　いかのぼり
かゝる世の中なりしかど、稽古質の殘りたる事もあり、此比は今の如く、繪店にて錦繪の團扇は稀には賣るもありけれど、はし〲には繪見世さへなければ、團扇を物に入れて脊負ひ、竹に通したるをもかたげ、ほんまぶうちは、うちは、更紗うちは、ほぐうちはとよびて賣りありく、大方は若衆ごさえなり、錦繪の團扇一本十六文なり、其麁末なりしを志るべし、

帖紙

帖紙ハ、懷紙ト云ヒ、後ニ鼻紙トモ云フ、二種アリ、甲ハ檀紙ヲ二ツ折ニシテ、金銀ノ箔ヲ散布シ、其他種々ノ美麗ヲ畫シテ、恰モ今ノ紙入ノ如シ、乙ハ別ニ紙ヲ重子折リテ、甲ノ檀紙ノ中ニ插入シテ、用キタルガ如シ、束帶以下ノ裝束、又ハ家ニ在ルニモ、懷中ニスルヲ常トシ、時トシテハ事ヲ記シ、詩歌ナドヲ書ク料ニモ供シ、或ハ涙、鼻液ヲ拭フニモ用キシ事アリ、

〔下學集下器財〕疊紙(タヽフカミ)女性之假粧具也

〔書言字考節用集七器財〕帖紙(タヽフガミ)又作疊紙

〔倭訓栞中編十三多〕たゝうがみ　帖紙或は疊紙と書り、たゝみ紙とも見ゆ、折形あり、類聚雜要に、疊

紙質

紙二帖紅葉入、白粉といふ、今の鼻紙袋といふものは此頃製也といへり、職人歌合に、き殿に染るとも、みがきうちたるきりばくともよめり、

〔人賢記〕一度犬引たる者、略中畳紙の事、はながみとも、畳紙ともいふなり、

〔嬉遊笑覧二中服飾〕貞順雑々聞書に、女房衆のはながみは、男のやうには折れまじく候、御伽の紙と申を必もたれ候、是は杉原またはならのやさ〳〵を用ひ申され候なり、

〔婦妹の糸巻〕鼻紙袋の始

案ずるに、上古の人といへども、他行の時は、懐中に使用の紙なくんばあるべからず、是を古書にはたとう紙、文字には畳紙ともあり、しかれば今の鼻紙は、昔のたとう紙なり、

〔本朝世事談綺一女服〕鼻紙袋

近世の製なり、略中今のはながみ袋は、畳紙の遺風也、今云鼻紙も、むかしは懐紙といひし也、連歌の懐紙も、今云はながみをとぢて書たりし也、よつて懐紙の名あり、

〔餝抄上〕一帖紙

陸奥紙、或檀紙好事雲客、多用薄様帖紙、

〔西三條裝束抄〕帖紙

陸奥ノ紙ヲ用ルヨシ見エタリ、時ニヨリテ、薄様、檀紙ナドヲ用ル事モ侍ルナリ、

〔裝束集成三帖紙〕帖紙　宗五一冊、女房文條下云、檀紙は四季によりて、春は梅がさね、夏はあやめみどりの薄様、秋はもみぢがさね、冬は松がさね文引合などに、ふか〳〵と匂ひをしにても用べし、

〔服飾管見四〕帖紙

是もおさなきわかきは、薄様を五重計りもかさねて、表に下繪かきて用し、其後は色紙今色紙といへる鳥の子紙也などーかさねにて、是も表に下繪書たり、おとなしくては檀紙一枚を用し、

〔枕草子二〕七月ばかりいみじくあつければ、○中略みちのくにがみのたゝふがみの、ほそやかなるが、花かくれなゐかすこしにほひうつりたるも、きちやうのもとにちりばひたる

〔江家次第六四月〕御禊日(賀茂祭禁中儀也○中略)有仰召藏人、青色給之、今日二藍下重、丸鞆帶、鼻切沓、又給青色帖紙、

〔園太暦〕文和五年正月十日、今朝德大寺前内府送消息、條々有否事、注付遣之、篇目續左、○中略

一帖紙は、不及沙汰之由雖仰候了、只朝夕用候白にやらん、若薄などちと散ばみたる物にや候べき、現在鼻垂候者可取出之間、可有之樣大切候歟、公卿已後も、薄樣帖紙持たる事も、よそには見及候了、是は若夏の事候にやらん、紅帖紙古物をば持て候、

〔成氏年中行事〕公方樣御元服ノコト、○中略先御裝束、同御袙御差貫ヲ取出ナ、上下ニアコメヲ重テメサセラ、其後、ハクダミノ御タヽウ紙ヲ進上申、○下略

〔七十一番歌合下〕五十二番　右　疊紙うり

たゝう紙みがき打たる切はくの光ことなる秋のよの月

忘めやきの殿に染るたゝうがみまなやか成し人の手さはり

〔裝束抄元〕臣下裝束之事○中略

束帶○中略

帖紙　檀紙切リ箇、或ハ薄紙の色々を重ぬ、折形口傳、

〔三議一統大雙紙多紙門〕一忌扇、忌疊紙の事　扇は繪を見、兩方の疊紙をとりて引折、ひたゝれの間へおし入べし、地體のたゝうがみのおりやうは、先中程を二つに折て、又中より三ッに折てあらば四折に成なり、兩のつのを取て二つに折べし、是は懷紙折にはすべからず、又女のたとう紙のごとくにも成べしにもすべし、夫を懷紙折にすべし、

〔三議一統大雙紙 注疊門〕一疊紙を立るは、切目を前にすぢかへて挾むべし、これは小打敷の代と心得べし、ひるならば、すみ〳〵を面へおりて立べし、
一四半といふは、小折數を四つに切て立るなり、切目を前に立べし、
一九半といふは、小折數を九つに切て立る也、其一つ立べし、切目を前にすべし、四半九半ともに、盡は角を面へ折て立る十枚の内なるべし、

〔嬉遊笑覽 二中 服飾〕貞順條々聞書に、疊紙折樣の事、紙數二十枚を五つに折候て、持べきよし候云々、紙は大略杉原を用候、

〔伊勢貞興返答書〕はな紙折やう。。。。。
一公方樣のもたせられ候やうだい、おりてみせ申候、近代はいろ〳〵にたゝみ候てもたれ候、本儀をまもり候へば、それにしたがい、何やうにもくるしからず候、

〔入覽記〕一匹犬引たる者、〇中略疊紙の事、はなかみとも、疊紙ともいふなり、昔は五ばかり常に持しなり、其内射手方のたゝうがみとて、必一おり折て、紙のはしをきりそろゆる物なり、杉原をたてざまに四におりて、又よこに二に折、四方にきれば、大略はさみもの、寸法になる、自然主君御弓あそばさるゝ時、たてさせらるゝ事有之、其時はきりめを前の下へ成て立候、端より上くらのたけ六寸計也、此外我はなかみに用候、又人の所望候時の用、かれこれ五ばかりも用意候つる、折やう紙數も有之、公方樣へも進上候、それは引合候はゞ寸法折樣有之、

〔裝束集成 三帖紙〕順叢考云、帖紙には檀紙あるひはうすやうなど折て用ひ候もの也、折形色々有、檀紙には、切はくを置、うすやうは色々のうすやうを重て折らす也、折形別に有、所持の折形は、一帖は後水尾院の御懷中遊されし形、一帖は飛鳥井家の形なり、今一帖ありしは紛失して不見、是は野之宮中將殿の形なり、然共折樣、そらにても不覺侍る也、

〔四季草〕秋草下　道具　鼻紙
鼻紙の事、古は今の世の如く、小菊小杉などの類の如く、小振にすきたるはな紙はなし、小引合杉原などを横に折り、〈略〉〇中　歌の詠草を書く料紙の折やう今もあり、是即古へたゝう紙に書たる體なり、折樣同じ事なり、近世公家衆束帶の時、大たゝう紙といふ物を懷中せらる、此大たゝうがみは、厚き檀紙に切窓などちらして、折たる物なり、〈略〉〇註　此大たゝう紙の間に、前にいふ所のたゝみ紙をはさみて、懷中せらるゝなり、

〔三議一統大雙紙〕註量門　一疊紙の事　折紙のごとく、折目を御方へ向て進上すべし、

〔故實聞書〕一疊紙折て進候はんずる時は三に折て、又よこに折て、折めをえかとは付ぬ事と申、猶折樣候歟、

〔中島宗次記〕一座敷へ主人のはながみ持て參る事あり、きりめを我前になし右手にもちすわうの袖の内より、貴人の右の手へ參なり、

〔風呂記〕一鼻紙を參する事、左の手に持て、主人の右の袖の内へ押入樣に可參也、切目我方へなし參する也、

〔中島宗次記〕一座敷にてはなをかむ事引合より紙を出して、直にむかふを見るやうにかむ事本なり、脇へかほをふる、くわんたいなり、但座敷の下に入なくば、少座敷の下へかたぶくやうにかむなり、はな紙をおほくたゝむ事くわんたいなり、十枚ばかりより内を四に折てもつなり、國の守殿は、杉原一帖折て御持有之、一帖とは十一二枚のことなり、

〔裝束集成〕三　帖紙〈略〉〇中　成記云、笏なき時は、帖紙を笏の替りに用べし、

〔續世繼〕四　白川のわたり　たかみつとかきこえし人の、たれにおひたてまつりけるとかや、車よりおりて、ふところがみを、たかくたゝみなして、しやくになしてなんとれりけるとぞきゝ侍りし、

使用例

〔筆のすさひ三〕一扇を笏のごとくもつ說

考案いふ、笏なきときは、たゝふ紙を用ゆること故實のよし、御厨子所預高橋若狹守が、禁庭にて鶴の庖丁せし時に、上より物賜はりければ、笏のかはりに懷中のたゝふ紙をもて拜せしかば、一時の公卿其故實に達したるを譽め給ひしとなり、

〔源氏物語賢木十〕かんの君、いとわびしうおぼされて、やをらゐざり出給に、略○中うすふたあひなるおびの、御ぞにまつはれて、ひきいでられたるをみつけ給て、あやしとおぼすに、又たゝむかみのでならひなどしたる、御木丁のもとにおちたりけり、

〔源氏物語澪標十四〕御車のもとちかきこれみつ、うけたまはりやしつらん、さるめしもやと、れいにならひて、ふところにまうけたる、つかみじかきふでなど、御くるまとゞむるところにて、たてまつれり、おかしとおぼしてたゝうがみに、

みをづくしこふるしるしにこゝまでもめぐりあひけるえにはふかしな、とて給へれば、かしこのこゝろしれるしも人して、やりけり、

〔源氏物語紅梅四十三〕はなおらせて、いそぎまいらせ給、略○中やみにまどふはるけどころに、きこえをかるんかしとて、

心ありて風のにほはす園の梅にまづうぐひすのとはずやあるべき、と紅のかみに、わかやかにかきて、この君のふところがみに、とりませ、をしたゝみて出したて給を、略○下

〔狹衣一上〕こゝろときめ御すいがん、そのわたりにすゞりもとめて奉りたるして、たゝうがみにかたかんなにて、

見もわかですぎにけるかなをしなべて軒のあやめのひましなければ

〔十訓抄二〕近頃の歌仙には、民部卿定家、宮內卿家隆とて一雙にいはれけり、其比我も〱とたし

なむ人多けれど、何れも此二人には及ばざりけり、或時後京極殿、宮内卿をめして、此世に歌よみに多く聞ゆる中に、いづれか勝れたる、心に思はんやう、ありのまゝにの給へと、御たづね有けるに、何も分がたく申、思やう有けるを、いかに〳〵と強に問せ給ひければ、懷よりたゝうがみをおとして、やがて罷出けるを、御覽せられければ、

明ばまた秋の半も過ぬべしかたぶく月のおしきのみかは、とかきたりけり、是は民部卿の歌也、

〔後撰和歌集 雜十九〕いせへまかりける人、とく〳〵いなんと、心もとながる、ときゝて、たびのてうどなどとらするものから、たゝうがみにかきてとらする、なをばむまといひけるに、

おしと思心はなくてこのたびはゆくむまにむちをおほせつる哉

〔源平盛衰記 四〕師高流罪宣事

廿日、加賀守師高解官、尾張國流罪由被宣下、〈中略〉時忠卿既ニ有登山、實ニ衆徒ノ讎レル氣色、面ヲ向ベキ樣ニ非、只今可會事體也ケレバ、供ニ有フル侍モ顏色モ、大床ノ下、御堂ノ陰ニ忍居タリ、時忠卿ハ少モ騷給ハズ、大講堂ノ庭ニ進出デ、懷中ヨリ矢立墨筆取出シテ、所司ヲ招、硯ニ水入、疊紙ニ一筆書テゾ給タリケル、所司狀ヲ捧テ、大衆ノ前ゴトニ披露ス、其詞ニ云ク、衆徒致濫惡者、魔緣之所行、明王加制止者、善逝之加護也、トゾ書タリケル、大衆各見之、理ナレバ不及引張、還優ニ書レタル一筆カナト稱美讚嘆ニ及、落涙スル衆徒モ多カリケリ、

〔太平記 二〕俊基被誅事幷助光事

俊基朝臣ハ、殊更謀叛ノ張本ナレバ、遠國ニ流スマデモ有ベカラズ、近日ニ鎌倉中ニテ斬奉ルベシトゾ被定ケル、〈中略〉工藤左衞門幕ノ内ニ入テ、餘ニ時移リ候ト勸レバ、俊基疊紙ヲ取出シ、頸ノ回リ押拭ヒ、其紙ヲ推開テ、辭世ノ頌ヲ書給フ、

鼻紙袋

古來一句　無死無生　萬里雲盡　長江水清

筆ヲ閣テ、鬢ノ髮ヲ撫給フ程コソアレ、太刀カゲ後ニ光レバ、首ハ前ニ落ケルヲ、自抱テ伏給フ、

〔今昔物語二十四〕百濟川成飛驒工挑語第五
今昔、〈略〉〇中 下部ノ云ク、安事ニハ有レドモ、童ノ顏ヲ知タラバコソ捕メムト、顏ヲ不知シテハ、何デカ捕メムト、川成現ニ然ル事也ト云テ、疊紙ヲ取出テ、童ノ顏ノ限ヲ書テ、下部ニ渡シテ、是ニ似タラム童ヲ可捕キ也、〈略〉〇下

〔源平盛衰記六〕小松殿教訓父事
内府ヤヽ暫ク在テ、直衣ノ袖ヨリ疊紙ヲ取出シ、落ル涙ヲ推拭被申ケルハ、〈略〉〇下

〔賭弓場始之記〕有徳院殿〈徳川吉宗〉御代、享保十四己酉年、於吹上御庭御弓場始之式、〈略〉〇中

射手裝束左之如し

一烏帽子〈ムカ〉水干　葛袴　括　疊紙　中啓　敷皮　内衣〈但熨斗目〉　小サ刀　弓　矢　韘

矢箙

〔政談二〕鼻紙袋ト云物モ昔ハナシ、小寺勾當ト云座頭ノ仕切テ、小寺袋ト云テ世間ニ流行シテ、何ノマニカ兎角懷中セヌハ成ヌコトニ成タリ、今ハ又其頃ヨリハ、殊ノ外結構ニ成タリ、昔ハ大名モ前巾著ヲ下ゲ、夫ニ印ヲ入テ、鼻紙袋ハ入ザリシ也、

〔蜘蛛の糸巻〕鼻紙袋の始
案ずるに、上古の人といへども、他行の時は、懷中に使用の紙なくんばあるべからず、是を古書にはたとう紙、文字には疊紙ともあり、去かれば今の鼻紙は、昔のたとう紙なり、さて鼻紙袋といふ物は、余が父の物語に聞しは、寛永の比よりの物にて、〈今より百四五十年前〉はじめは絹にもあれ、木綿にもあれ、四角にぬひくゝるべき紐をつけ、内には途中用の物を入れしを、鼻紙袋とて、妻などに細工

させ、今の如く、（天明なさしていふ）鼻。紙。袋。屋。といふものなかりしといはれき、

〔賤のをだ巻〕一鼻紙袋も、昔はひとつ口にして、脇入を入、口のかぶせに、銀の大なる平金物に、様々の物好して打たり、それを紫の和巾につゝみて、胴入とて眞田の廣きを廻して、銀の平き輪金物をはめ、緒じめの如くしめるやうに拵へ、其先に落し巾着を付て、内懐へ入て持たり、扨はな紙袋は別に其儘入るか、又は鼻。紙。さ。し。鼻。紙。お。さ。へ。とて、きれにて薄く拵へ、夫にてはさみ、外懐へ入たり、（細きいにて疊の如くして、へりなとりたるもあり、又紙にて拵へたるい有、又はな紙袋は、今に女の懐中するはかはる事なし、）其後三徳と云もの流行出て、はな紙袋の通り仕立、かた／＼は脇入なしに口付て、薄くして書付、楊枝さしなんどを入、中に鼻がけみをはさむ様にしたるもの也、今も猶是を用ゆ、口の引懸は脇入のなき方ゟ鈕を付、ぱたんがけにして〆置たり、其後はな紙さしと云もの出來て、はな紙袋へは、金子其外要用の品を入、（略）○註鼻紙さしに當用の品を入、小菊のはな紙をはさみて懐中する也、（前はな紙さしと同様にて、少し手厚く拵たる物也、）今は多分右の二品づゝ懐中する也、此はな紙さしにも、品々工夫出來て、中の所へ又一ッ淺き口を付て、楊枝などを入る、是を田。沼。懸。といへり、（田沼主殿頭殿用ひ始められしとぞ、）又さらさ或は純子などにて、大なる袋を拵へ、何と云事なく、此袋の中へ入て懐中する人も有けり、何事も此袋一ッにて事足りたり、是をど。ん。ぶ。り。と號して、若き遊人俗客なんどは、專ら用ひたり、

〔賤のをだ巻〕翁（○森山孝盛）が御番つとめたる比は、（安永明和）彼は。な。紙。さ。し。も腰をひきくして、鼻紙を三ッ折にして、女のごとく懐中すること流行たり、對客先などにて見るに、森川紀伊守（大御番頭）其比若手にて專ら勤めらるゝに、かの三ッ折の細きはな紙さしを入られたるを見るに、其時は其時にて、いかにも懐の形り格好よかりしなり、

〔神代餘波上〕懐中鼻紙入は、天明のころは多くは丼といひて、太織棧留などにて、かますのごとくぬひたるを、其後三徳といひて、羅紗純子にて、小菊紙二折のまゝにて入べく、巾廣くぬひたるを、

當世は小菊紙四ッ折にして入べく、幅狹くぬふ事となれり

〔本朝世事談綺 一 衣服〕鼻紙袋

近世の製なり、寛永のころよりか、むかしは疊紙を以、丸散の藥、あるひは耳爬、石筆やうの物を納む、今のはがみ袋は、疊紙の遺風也、〇下略

〔憲教類典 五ノ十五上 江戸町觸〕寛文十二年壬子年十二月

葵之御紋付候切レ鼻紙袋、匂袋之類、辻擬賣仕間敷候、誂候もの有之者各別、

右者全文書載無之候間、認入可然候、

〔甲子夜話 三十二〕林叟反古堆ノ中ニ、虫干斷ト名ヅケタ、密ナシタルモノ有ト云者アレバ、强テ乞見ケルニ、壬申ノ夏ト題セシ小冊ニテ、ハヤ何年ナルカ、所々蠹魚囓セリ、見ハカヽルコト一向ニ事トセザル人ナレバ、定テコノ筐ニテ、蠹腹ニ充ベキコトノ惜サニ、乃コノ附加トセリ、

水無月ノ末、例ノ虫干ストテ、女ドモ調度トリ廣ゲ晒ス中ニ、余實曾祖妣昌安院殿ノ御懷中物アリ、若キ者ハアヤシムモ有リ、咲フモ有リキ、ソノ一ツノ鼻紙袋ハ、表ハ萌黄地錦ニテ、華ヤカニモアラヌ模樣、ウラハ茶繻子ニテ、脇入アリテ、今時ハコセコノ類ナリ、上ヨリ掩ヒタル所ノ兩端ヲ丸クシテ、中央ニ隱レ鋲ノカナ物、金銀鳥銅ノ色繪殊勝ナル彫物ナリ、コレ多ノ料トゾ見ユル、一ノ紙入ハ、表白チヽミ、山水ニ霜葉ヲ藻彩色ニ畫ガキ、裏ハ鳥ノ子紙ニフキ紙シテ、蔦紅葉ヲ色入ニフキ出ス、脇入ハアレドモ、口ヲ上ヘ向ケ開キ放ニシテ掩フ所ナシ、黑キ繻子タクタルヲ帶ニシテ、中ニカケ結ブノミ、鋲具アリテ動クベキヤウニ作レリ、コレ夏ノ料ナルベシ、

〔守貞漫稿 後集 雜器 四〕鼻紙囊

常ニ略シテ三都トモニ紙入トモ云、三ツ折也、表裏無定ト雖ドモ、專ラ表羅紗次ニ天鵞絨、或ハ革類、其他種々織紋モ稀ニ用フ、裏純子錦ノ類也、近世ハ俗ニタスミタル物ト云テ、地紋色近ク濃色

帖紙賣

ノ物ヲ用フ、或ハ紺革色等、無地八丈絹、

二圖略〇圖トモニ前後挔ノ所ニ、金子嚢、小楊枝挔、用書類ヲ納レ、央ニ小菊紙ヲ挟ム、右圖ハ紙三ツ折、左ハ二ツ折也、左圖ノ物ヲ或ハ紙挟ト云、近年江戸ニテ三折ヲ用フル人少ク、此紙挟ヲ流布トス、表裏大略同前、

紙挟ニハ前金物ヲ用ヒズ、紐端ニ牙ノ輪ヲ付タルヲ專トス、

ソトイレハ表黒、或ハ紺天鵞絨ヲ專トシ、羅紗ナレンプ、其他種々又革類モ用レ之、織紋ハ稀トス、裏ハ同前、三ツ折紙入ヲ是ニ納ル、即鼻紙嚢ノ精也、蓋紙入ノミヲ持テ不レ用レ之人多ク、稀ニ用レ之、必ズトセズ、或ハ紙入ヲ用ヒズ、鼻紙其他諸品ヲ、直ニ是ニ納レテ懷中スルモアリ、

ツ。パ。ク。ロ。グ。チ。モ所用同前ノ外入也、表天鵞絨羅シヤ革ノ類ハ稀ニテ、縞琥珀織、裏無地八丈絹等ヲ專トス、

因ニ記、江戸女童等、長唄及常盤津、富本、清元、新内、義太夫等、稽古ニ師家ニ通フ者、其院本ヲ鼠色木綿單ノ燕口ニ納ム、蓋長唄ニハ杵ノ定紋、常盤津ニハ角木瓜等ヲ白ク染ヌキ、是ハ手拭店等ニテ製シテ賣之、

〔元祿五年萬買物調方記〕諸工商人所付いろは分

は　京之分

　はながみ袋　六角通東西に有　同　四條通御たびの後

は　江戸之分

　はながみ袋　田所町さかい町　同　同ふきや町　同　芝神明のまへ　同

姫御門木引丁

は　大坂之分

　はながみ袋　から物町　同　さかいすぢ

〔七十一番歌合下〕五十二番　右　疊。紙。う。り。

御たゝうがみめせ、色もよくいできて候ぞとよ、

結紙

〔玉海〕建久二年六月廿五日壬寅、出行、（中略）表衣下疊如例、（中略）結紙付檜、○下略

〔常山紀談十二〕會津征伐の御時、東照宮下野小山の途中にて、左右の近習の人々に向はせ給ひ、我〔麾〕を忘れたり、あれなる小竹林に、串になるべき細竹を切れと仰られしかば、則切て奉るを、たゝう紙をとり出させ給ひ、鞍の前輪におしあて、切裂てくゝり付、二つ三つ打ふり給ひ、眼勝などを打候らんには、是にて事足ぬとの給へり、

〔明良洪範十七〕紀伊大納言頼宣卿、御内用ニ金子御入用ノ節ハ、硯箱ヨリ御判ヲ御出シナサレ、御鼻紙ヘ押シテ、御側ノ者ニ持セ遣ハサレケレバ、金奉行金子ヲ渡シ越ス也、○下略

古事類苑

服飾部二十七

履 襪 足袋 附入

履ハクツ又ハハキモノト云フ、其字ハ又沓〈鞜ノ名字〉ニ作ル、履ハ總名ニシテ其種類甚ダ多シ、謂ユル深履、淺履、舄、靴、履、鞋、履鼻、鼻切、鼻高、指懸、平沓、唐沓、毛履、貫、屐子、足駄、草履、雪踏等ナリ、而シテ淺履ハ又木履トモ稱ス、舄ニ烏皮舄、線舄アリ、靴ニ烏皮靴、赤皮靴アリ、又半靴アリ、履ニ皮履、烏皮履アリ、鞋ニ挿鞋、錦鞋、線鞋、絲鞋、麻鞋、草鞋アリ、草鞋ノ類ニ、亂緒、舌地アリ、草履ニ金剛、ゲゲ、裏無、緒太、尻切、足半、半物草等ノ別アリ、其烏皮舄ハ、天皇親王以下、諸臣五位以上ノ禮服、朝服ニ著シ、近代マデ變遷無シ、線舄ハ、內親王一品以下、內命婦三位以上ノ禮服ニ著スル事、衣服令ニ載セタレドモ、中古ハ挿鞋ヲ代用ユル事トナレリ、靴ハ、天皇、皇太子モ之ヲ著シ給ヒ、又古クヨリ近代マデ、武官ノ禮服ニ著シ、後世ニハ、文官ト雖モ雨雪ノ日ハ之ヲ著ス、靴ノ略製ナルヲ半靴ト稱ス、近代用キシ事ナシ、蓋シ靴ノ製作ト相混同シテ、靴ノ名ノミ存レルナルベシトノ說アリ、鞋ハ神事佛會ニ用キルヲ得ザリシヲ、中世ニ至リ其製廢弛セリ、赤皮靴ハ重服ノ履ナレドモ、靈帝ハ之ヲ著シ給フ事モアリ、深履ハ、政始、甚雨、大雪ニハ、上下共ニ之ヲ著用ス、淺履ハ天皇モ用キ給ヒ、後世普ク通用ス、木履ハ古製詳ナラズ、後世ノ淺履是ナリト云フ、毛履ハ檢非違使之ヲ著シ、其餘ノ人ハ、騎馬ニテ盛裝スル日ニ用キル事アリ、後世ハ櫻桐又ハ蓋ニテ製スレドモ、太上天皇ノ如キハ、仍ホ虎皮ノ毛沓ヲ著シ給ヒシ事アリ、插

鞋〈或ハ鞾ニ作ル〉ハ、天皇、皇后、太上天皇ノ著シ給フ所ナレドモ、貴女及ビ僧侶モ亦之ヲ服ク事アリ、錦鞋ハ皇后ノ著シ給フ所ナレドモ、節會ノ日ハ、女官モ亦之ヲ著用シ、或ハ神事ニ用ヰシ事アリ、線鞋ハ上下男女通用スレドモ、著用ノ例多カラズ、中世以後最モ少シ、絲鞋ハ天皇、皇太子ヲ始メ、俗人及ビ衞府ノ六位著用シ、女御入内、五節舞姫等ニ隨行スル女房ノ中ニハ、必ズ之ヲ著スルモノアリ、是ヲ絲鞋履ト稱ス、近代武家ニテモ、隨身ノ著スル事見エタリ、麻鞋ハ、衞府ノ官人、及ビ手振、走闘等ノ著スルモノナリ、進退ニ便ナル故ナルベシ、サレド既ク廢レシト見エ、中古以來所見少シ、草鞋ハ雜色、舍人、居飼以下、庶人普通ノ履物ナリト雖モ、其製ニ由リテハ貴人モ之ヲ著ス、葬禮ニハ關白ト雖モ亦之ヲ著ス、後世ノ草鞋ハ多ク旅行ニ用キル、藁深履ハ天皇、上皇モ、雪見行幸ニ用ヰ給ヒ、春日祭ニハ其使人之ヲ著ス、雁鼻ハ形狀ヨリ出デシ名ニシテ、上下男女通用シ、鼻切ハ鴈ノ略製ニシテ、四位五位ノ著スル所ナルヲ、中世ニ至リテ、公卿以下六位マデ之ヲ著ス、指懸ハ四位以下ノ通用スル所ナリ、而シテ雁鼻、鼻切、指懸ノ類ハ、諸書ニ記ス所、或ハ同物トシ、或ハ異稱トスルハ、其實物ノ早ク絶エタル故ナラン、鼻高沓ハ僧侶之ヲ著シ、半沓ハ粗麁ノ處ニシテ、之ヲ著スルコト稀ナレバ、今ハ共ニ其跡ヲ止メズ、貫ハ熊皮等ヲ以テ製シ、武將ノ著スルモノナリ、犬飼ナドモ之ヲ用キル、履子ハ中古普ク行ハレテ、婦女子僧侶常ニ著用ス、女房之ヲ著シテ、絲鞋履ト共ニ、五節舞姫等ニ從フヲ例トス、因テ履子、絲鞋ト併稱ス、足駄ハ公服ニ著スル事無シト雖モ、其第中ニ在リテハ、大臣モ著スル事アリ、今普通著用スル下駄ハ、履子、足駄ノ遺製ナリ、草履ハ御齋會ノ日、公卿以下著スルヲ以テ例トス、皮革ヲ用キルヲ忌ムナリ、後世ハ平人一般ニ之ヲ著ス、ゲヽハ藁ヲ以テ製ス、藺ニテ作レルヲ藺ゲヽト稱シ、公家ノ從者、或ハ武士ノ所用トナリテ近代ニ至ル、裏無ハ德川幕府時代ニ行ハル、金剛ハ多ク僧ノ用キルモノナレドモ、太上天皇ノ著セ

ラレシ例モアリ、結太ト云フハ、即チ金剛ト同物ナルベシ、尻切ハ近代稀ナリ、足半ハ足利氏、織田氏ノ頃偏ク行ハレ、軍陣ニハ將帥モ之ヲ履キタリシガ、豐臣氏ノ頃ヨリ漸ク減少セリ、此等ノ類皆大同小異ニシテ、原ト私用ニ限レル物ナリシヲ、近世ニ至リテハ、衣冠等ニモ裏無ヲ用キルヲ常トス、雪踏ハ或ハ席駄ニ作ル、古クハタチハメトモ云ヘリ、慶長以來大ニ行ハルヽニ至レリ、

履ハ之ヲ著ケ、之ヲ脫グニ皆式法アリ、其脫グニ當リテ揖スルヲ、履ノ揖ト稱ス、又履ヲ摩スル事アリ、履ヲ正スニ又作法アリ、或ハ扇ヲ以テシ、或ハ笏ヲ以テス、事ハ笏篇扇篇ニ詳ナリ、而シテ高貴ノ人ノ履ハ、有位者之ヲ執リテ進ムルヲ例トセリ、

襪ハ足衣ニシテ、之ヲ著ケテ履ヲ穿ツニ用キル、因テシタグツト稱ス、即チ裏面ノ履ノ義ナリ、後世シタウヅ(タナトノ知ノ鳴フ)ト稱スルハ音便ナリ、文武天皇ノ大寶ノ制ニ、禮服ニハ錦襪ヲ著シ、朝服ニハ白襪ヲ著スルコトヽセリ、中世ヨリ束帶ノ外ニハ、襪ヲ著タルヲ許サズ、但シ老年ノ人ハ特許ヲ得テ、衣冠直衣等ニモ著クルコトヲ得タリ、革襪ハ蕃人及ビ蹴鞠等ニ用キ、布襪ハ卑賤ノ者ノ著スル所ナリ、

足袋ハ襪ノ變化セシモノナリ、原ト襪ニハ股ナカリシヲ、足袋ニハ股ヲ作リタリ、初メ紐ニテ結ビシヲ、寬永ノ頃ヨリ、コハゼガケ行ハレ、正德ノ頃ニハ牡丹ガケト云フモノアリ、常足袋ハ、天文ノ頃ヨリ慶安ノ頃ニ行ハレ、天和ノ頃ニ廢レタリ、革或ハ木綿ニテ作ル、又金巾、天鵞絨等ニテ作リタルモアリ、德川幕府時代ニハ、九月十日ヨリ翌年三月晦日マデ、足袋ヲ用キルヲ許シ、其他ハ之ヲ禁ゼリ、サレドモ老人及ビ病者等ニハ、夏日モ之ヲ用キルヲ許スコトアリ、而シテ搢紳ニテハ、凡テ足袋ヲ著スルヲ禮トシ、武家ニテハ用キザルヲ法トス、

〔新撰字鏡 尸〕屣履䩮 三形同、所綺〇所解〇二反、躧屬也、久豆、

朝見
制度

〔倭名類聚抄 十二 履襪類〕履 唐韻云、草曰屝、〈音扉〉麻曰屩、〈音脚〉革曰履、〈音李、和名久豆、屨字亦通、今按、用屨字〉黄帝臣於則造也、

〔類聚名義抄 七 尸〕履 クツ ハキモノ

〔伊呂波字類抄 久 雑物〕沓 クツ 履 クツ 俗用 鞋 屩 屣〈已上同〉 〔同 波 雑物〕屐 ハキモノ 屐履

〔日本書紀 一 神代〕一書曰、伊弉諾尊、〈○中略〉又投其履、是謂道敷神、

〔續日本紀 二 文武〕大寶元年三月甲午、始依新令、改制官名位號、〈○中略〉又服制、親王四品已上、諸王諸臣一位者、皆黒紫、諸王二位已下、諸臣三位已上者、皆赤紫、直冠上四階深緋、下四階淺緋、勤冠四階深緑、務冠四階淺緑、追冠四階深縹、進冠四階淺縹、皆漆冠、綺帶、白襪、黒革舄、〈○下略〉

〔令義解 六 衣服〕皇太子禮服〈○中略〉烏皮舄、〈○中略〉親王禮服〈○中略〉烏皮舄、〈○中略〉諸王禮服〈○中略〉烏皮舄、〈○中略〉諸臣禮服〈○中略〉烏皮舄、〈○中略〉

朝服　一品以下五位以上〈○中略〉烏皮履、六位〈○中略〉七位〈○中略〉八位〈○中略〉初位〈○中略〉烏皮履、〈○中略〉

制服　无位〈謂、無位人服制、今亦同、〉〈○中略〉皮履、朝庭公事則服之、尋常通得著草鞋、〈○中略〉

内親王禮服　一品、禮服寶髻、〈謂、内親王以上、每品各有別、〉〈○中略〉深紫衣、〈○中略〉緑舄、飾以金銀、女王禮服　一位〈○中略〉深紫衣、五位以上皆淺紫衣、自餘准内命婦服制、〈○中略〉内命婦禮服　一位〈○中略〉緑舄、飾以金銀、三位以上〈○中略〉並准一位、四位〈○中略〉烏舄、以銀飾之、五位〈○中略〉自餘皆准上、〈○中略〉

朝服　一品以下五位以上、去寶髻及褶舄、〈○中略〉六位以下初位以上、〈○中略〉烏皮履、四孟則服之、〈○中略〉

武官禮服　衞府督佐〈○中略〉烏皮靴、〈兵衞督、亦皮靴、〉〈○中略〉

朝服　衞府督佐、〈○中略〉烏皮履、其志以上〈○中略〉烏皮履、〈○中略〉兵衞〈○中略〉烏皮履、〈會集等日、加著甲冑、帶弓箭、以槍代位袋、以鞋代履、〉〈○中略〉衞士〈○中略〉草鞋、〈○下略〉〈位襖、代以桃染、以鞋代履、〉〈○中略〉主帥〈○中略〉烏皮履、〈會集等日、加著甲冑、帶弓箭、以槍代位袋、以鞋代履、〉

〔延喜式 十八 式部〕凡神事及齋會之處、不得著深履、

〔西宮記 臨時 五〕八省

神事時供奉人不著靴、不稱警蹕、无鈴奏、〇中略 或神事佛事不著靴、〇下略

〔北山抄 一 正月〕八日御齋會始事〇中略 若有行幸、鈴奏警蹕等如恒、親王以下著靴又如例、〈神事佛事不可著靴之由、見式部式、而神事不可著、〇〇此日著之、是説歟、〉〇下略

〔延喜式 四十一 彈正〕凡内外諸司、不論把笏非把笏者、公事公會之所悉著靴、自餘時著履、〈把笏者雖非公會、而泥之日聽著靴、〉

又庶人等通著履、

〔政事要略 六十七〕彈正式云、〇中略 内外諸司不論把笏非把笏者、公事公會之所悉著靴、自餘時著履、〈把笏者雖非公會、而泥之日聽著靴、〉又庶人等通著履、

私按、把笏之者、雖非公會而泥之日、可聽著靴者、今之所謂深履是也、時之行事布衣之者、皆著深履、不入禁中、蓋避非把笏之例也、至于半靴、雖各法式之中未見半靴、依是非法物又不著用歟、自上古傳來尙矣、推尋事理、似有由緒、但破却之儀宜減此旨、〇中略

式部式云、神事及齋會之處、不得著深履、

私按、依存奉幣之事、行幸八省之時、不著靴供奉、是存此式歟、亦稱齋會已稱佛事也、而長保三年三月十日爲大疫災、被修仁王會、有臨時之議、幸八省之處、准御齋會著靴供奉、今檢輿意頗似依違、但雖存式、宜隨時儀、〈公家爲事接之、内時議可由式意、不可依時議、〉

問爲從僕之輩、以絁絹之類可爲衣服否、〇中略

又問可著履歟否

答、衣服令云、制服、无位皆皀縵頭巾、黃袍、皮履、朝廷公事則服之、尋常通得著草鞋、義解云、謂庶人服制亦同也者、无位之輩、雖仕諸司、公事之外通著草鞋、況彼庶人車馬之徒、是私役也、何著皮履乎、

長保二年七月十七日　允亮自問答

太政官符　檢非違使

雜事六箇條

一應禁斷諸司雜任以下服著絹絁皮履事

右同前〇檢非違使奏狀偁〇中略弘仁九年四月八日下看督長宣旨云、禁制女人裝束事、少將滋野宿禰貞主宣事、勤從者庶服之外、悉被禁斷、衣服令云、制服、无位皆皂縵頭巾、黃袍、皮履、朝廷公事則服之、尋常通得著草鞋、義解云、謂庶人服制亦同也、而以紵布之類、更好絹絁之衣、又无位之者擧仕諸司、退食之後通著草鞋、況車馬將從何著皮履乎、世之凋弊无不依斯、諸司番上之外、雜任之輩、院宮諸家雜色人、車馬僕從幷下女、僧尼童子等、服著用絹絁皮履、一切禁斷、但太政官史生、召使、文殿使部、內豎、大舍人、諸司伴部、書生、諸衞舍人、藏人所小舍人供奉之時、殊從寬恕、不可必制者、同宣、事勤絹絁皮履、或依法式、或存舊慣、須任申請、殊加制止、但太政官召使、文殿使部、內豎、大舍人、諸司伴部、書生、諸衞舍人、藏人所小舍人等、除供奉時之外、一切禁制者、

長保三年閏十二月八日〇中略

問、人之僕從不可著履、但諸國掾名掾目等、爲車馬從之日、依例僕從猶可制哉、爲帶掾目、不可制哉、答、尤是可制、明有其歷、儀制令云、武官禮服、衞府督佐、並位襖加繡裲襠、注云、兵衞佐不在此限、以下准此、義解云、謂依官位令、兵衞佐是正六位下官、其雜任五位、不可同督佐相當法、制禮服故也、仍須依朝服法、准志以上、加繡裲襠、若六位任三衞佐者、亦准志以上法也、又云、朝服、衞府督佐並皂羅頭巾、其志以上並皂縵頭巾、說者云、兵衞佐亦同、仍縵頭巾耳、僧尼令云、僧尼聽著木蘭、靑碧、皂、黃及壞色等衣、餘色及綾羅錦綺並不得服用、違者各十日苦使、輒著俗衣者百日苦使、又云、僧尼有私事訴訟、來詣官司者、權依俗形參事、義解云、謂依俗形者、既爲俗形、卽須稱俗姓名也、參事者、參對官司、申論事緒也、又儀制令云、內外官人、有犯其位階、故違憲法者、六位以下及勳七等以下宜聽量情決笞、義解云、卽於本司

犯是也、若在外犯者、自依贖法者、據此等文、雖帶五位以下、若任六位以下官者、禮服則不加纓裲襠、可加錦裲襠、朝服亦不著羅頭巾、可著緌頭巾、又僧尼爲俗人之間、衣裳之制雖異、訴訟詣官司之時、服用之色相同、例止其履、准而可知、況以可著履之身、從可著履之職、猶著例履、不著彼履、所爾恃其位蔭、故違憲法之類也、處斷无所避、決笞殆可行、若在外犯、徴銅合贖、(尤先答)

〔倭名類聚抄 履襪類 十二〕深頭履。。。 釋名云、韋履、深頭曰靸、(先立反、又穢鞋見下文、今按、此間云深履、其頭短者、謂之半靴、)言深攝覆足也、

〔箋注倭名類聚抄 履襪類 四〕按政事要略云、私披、把笏之者、雖非公會、雨泥之日、可聽著靴者、今之所謂深履是也、桃花蘂葉、西三條裝束抄、皆以靴爲深履、此注云、此間云深履、其頭短者、謂之半靴、亦似深履即靴也、然本書並擧靴深履、今寄靴深履不同、○下略

〔類聚名義抄 七 尸〕深頭履 フカクツ

〔伊呂波字類抄 不 雜物〕深頭履 フカクツ 韋履深頭曰靸

〔名目抄 衣服〕深履 フカグツ 政之時用之

〔延喜式 十八 式部〕凡神事及齋會之處、不得著深履、

〔政事要略 六十七〕糾彈正式云、○中略 諸司不論把笏未把笏者、公事公會之所、悉著靴、自餘時著履、(把笏者雖非公會、雨泥之日聽著靴、)又庶人等通著履

私披、把笏之者、雖非公會、雨泥之日、可聽著靴。者、今之所謂深履。是也、時之行事、布衣之者、皆著深履、不入禁中、蓋避非把笏之例也、

〔服飾管見 入〕深履

西宮抄に、深沓、上下共用之、公卿尋常政著、外記廳著用(物著靴)と見ゆ、延喜式部式には、神事齋會等の所に、深履を著く事を得ざれと見ゆ、かゝれば靴と深履同物と云る說はひが事なり、飾抄には、政若深雪深雨之時用之、縁華旋有緣(脱文當革)とあれば、靴の甓をこめたる如く、つゝを長くし

て、紫革にて緣を取たるなり、

〔西宮記 臨時八〕深沓　上下共用之、公卿尋常殿著外記廳著用、〈舊靴〉

〔飾抄 中〕深沓

敍始、若深雪深雨之時用之、無爭履、有緣、〈無文紫皮〉

〔西三條裝束抄〕深沓

外記廳ノ敍ニ、公卿是ヲ用ユ、尋常ニモ、甚雨深雪ノ時、著用スル也、

〔達家抄〕五番事略○中

一家公卿、若受佃獻之時、依其器扶持也、著直衣裝束、雖非繼物、猶可用心歟、又必可著深沓云云、是舊例也、而近代令多著淺履、狹指貫之禮、頗不甘事也、但可依時歟、猶經有何難乎、於雨雪夜者、尙必可用深履也、

〔枕草子 十〕雪高ふ降て、今も猶ふるに、五位も四位も、色うるはしう若やかなるが、うへの衣の色いときよらにて、略○中おどろ〳〵しき山ぶきを出して、からかさをさしたるに、風のいたく吹て、よこさまに雪を吹かくれば、すこしかたぶきてあゆみくる、ふかぐつ、はうくはなどのきはまで、雪のいと白くかゝりたるこそおかしけれ、

〔富家語談〕仰云、大宮大臣殿〈○藤原俊家〉雪事降日、衣冠ニ薄色指貫、白堅文綾物擣出天、著深沓被參內ケレバ、後冷泉院イミジク有御感キト、令語申給キ、

〔玉海〕文治二年十一月十六日己未、今夜可有御方違行幸云々、略○中公卿前行爲先下臈、各高繪劒淺沓、但依甚雨、內府路間著靴、准他例須著深沓也、然而行幸之儀、若可用深沓、必可著靴也、仍余〈○藤原兼實〉所教訓也、

〔仁部記〕弘安二年五月八日甲寅、八幡神輿御歸座儀、〈雖風雨降止〉中則神輿略○註出御、先公卿士大、〈○元著深沓、關〉

故二淺履一〇下略

〔齋戒記〕應永三十三年七月廿三日乙卯、今日有二政始一、〇中略於二門外一著二深沓一、近代無二其實一、皆用レ靴、或說疑二深沓一者、可レ徹二靴氈靴帶一云云、然而上﨟以下、相催不レ及二其儀一、但少納言史等少々徹之、〇下略

〔夫木和歌抄三十二〕
ふみわけてたれいそぐらんこゝのへやとのべにつもる雪のふかぐつ　民部卿爲家

〔新撰字鏡尸〕屐跂同、志加太、又木久豆、

〔倭名類聚抄十二履襪類〕木履　續漢書云、袁宏著二木履一、楊氏漢語抄云、木履、[illegible]都、

〔伊呂波字類抄雜物〕木履キノクツ

〔下學集下財〕木履ボクリ

〔服飾管見八〕木履

考るに、古に聞えず、順が和名抄に續漢書曰、袁宏著二木履一〇註略とあり、中頃よりは靴をつけざる巳下は、皮の履にかへて、黑塗の木履を用う、履敷表袴の表の切をす、大將巳上履とらする人にあらぬは、目ぢるしを墨してかゝぢむる也、家々の紋は是より初れり、この木履を後の世は淺履といふめり、淺履のすがたをうつしたればなるべし、

〔名目抄衣服〕淺履アサクツ

〔裝束要領抄上〕履〇淺履〇中略　尋常は淺履を用ひらる

淺履音沓、往古無二此名一也、蓋和名鈔有二木履一、乃此履乎、

〔雍州府志七土産〕淺沓　以二桐木一造之、塗二漆於外面一、其内貼レ紙、是官家著二衣冠一時所レ用也、〇中略一說、淺沓元麻沓也、以二麻苧一製之、元絲鞋類也、今淺沓誤二木履一者也、一說、今所レ謂淺沓、取下去二鼻高之鼻一者上也、

〔貞丈雜記五裝束〕一淺沓は木にて作る、桐の木を彫り作る也、但足の甲と下二ッして合する、漆にて

黒くかたくぬる也、〇下略

〔儀式〕七 釋奠講論儀〇中略

大學允起座進升自西階、執如意、〇中略 大夫授侍講四位已下及問者等、受如意者、起至堂西廂壁外、脫著淺履、用烏皮履、〇下略

〔西三條裝束抄〕淺履

尋常公卿以下、悉ク是ヲ用ユ、〇下略

〔深窓秘抄〕淺沓　鼻キレ也、常ニ用之、

〔羽林要秘抄〕朝覲行幸〇中略

有引出物御馬、多是大將所役也、殿上人宜勤、頭將著淺沓、暫弓於隨身、取轡牽之、〇下略

〔[illegible]抄〕一娘亡事〇中略

藏人所〇中略 著位袍之時、著淺沓、〇下略

〔禁裏殿要上加〕淺沓　禁色之人、各數用錦物、紋錦之類也、可用地文浮文、可謂人也、不然之人用平絹、皆押文、爲不混雜也、但大臣若大將不押之、不混雜之故也、執柄家者不押之也、然使著淺沓事、

〔武家裝束抄〕上 將軍家御裝束

東帶〇中略

淺履　表袴のきれを以て裏をはる、當時の裏黑、表袴の様にあらず、文甚小やし、

衣冠〇中略

淺履或へ錦大、略によるべし、

右は御上洛の時、御參内に御著用ありしといへり、其外例を聞かず

諸家裝束東帶〇中略

淺履　裏張、位階によりて、各其人の表袴のきれをもてはる也、當時武家には淺履を用られずといへども、束帶の日は、持しめらる、なり、

〔春記〕長暦四年（○長久元年）十一月十四日乙丑、寅一剋出、御帳臺、著御直衣指貫、（紫色深文、檜文）又著紅色出袖御衣、行之著御淺履、

〔古事談〕五（神社佛寺）乙放生會被准行幸之儀式事ハ、延久二年始也、上卿大納言隆國云々、初年許ハ壺胡籙淺沓也、自第二年被改平胡籙靴沓云々、○下略

〔台記〕天養二年十一月九日庚辰、今日深泥、因之降車著深沓、（外記政所著也）參內、於陣腋後著淺沓、

〔台記別記〕仁平元年十一月十五日辛亥、祭日○中略深沓、（無事儀、無引導、黑濫有先明、外記政所用之昔也）

〔山槐記〕仁安二年四月三日庚午、今日有政、○註略午終剋參著左衞門陣、源宰相、（資賢）○中略六角宰相、（家通）參在陣、于時甚雨、仍於陽明門著深沓、（總角衣冠）○下略於官人座○註略脫之著淺履、下南捨等著座、

〔吉部秘訓抄〕天一太政大臣御幸供奉間事

仁安四三八開記○略 經云、參大相國、（忠雅公）高野出立之事、○中略又相語、左右近者可令張篤口支度也、又可著淺沓之由存之、淺沓之時不可張口之由有示者、若爲巨難歟、○下略

〔山槐記〕治承三年四月九日丁酉、今日初齋院○中略勅使參議左中將定能朝臣、（緌、劒、懸方、不付魚袋、淺沓、和鞍）○中略左衞門權佐光長、（緌、劒、懸方、淺沓、和鞍、不付魚袋）○下略

〔源平盛衰記〕二清水寺緣起幷上皇臨幸六波羅事

清水寺燒失ノ後、切堤川原ノ武士等陣頭ニ參ズ、仔細ヲ爲被召問、賴政ヲ陣ノ中ニメサル、賴政ハ白々見紋紗ノ水干小袴ニ藍摺ノ帷著テ、立烏帽子ニ太刀帶テ、胡籙ヲ不負ハ、淺踏ヲハケリ、

〔玉海〕建久二年十一月廿日乙丑、五節參入、○中略著御履、（實明朝臣奉之）御指貫踏入御沓給也、深沓淺沓雖有兩說、今夜召淺履也、近代多如此、其程遠之時召深沓云々、

〔明月記〕正治二年正月八日、御幸、〇中略大臣殿無御出衣、淺履、〇中略内府(紅梅厚衣)淺履(中御)云々、

〔玉蘂〕承元四年十二月廿八日癸卯、此日天皇即位于太政官廳、〇中略右大臣不着靴、(依御云、當之人着淺沓、自餘不審、云々、所存可尋、)

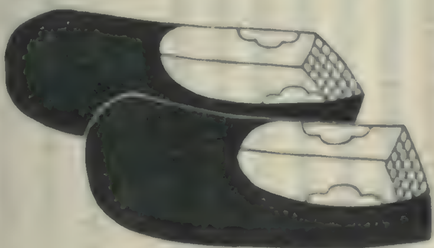
〔後中記〕仁治三年正月廿日壬卯、夜深被渡御璽、〇中略行列如行幸儀、〇中略花山、予、(實經〇藤原)拾遺、相公、懸袍前於上手、依深泥着深沓、他人多淺沓、〇下略

〔公衡公記〕乾元二年〇嘉元元年六月六日壬辰、今夕行幸、〇中略頭中將入門内右腋、申次大納言、(中略)源氏等參儀之時、各着淺沓、此事雖不審、依先例、於御前除之、

〔二水記〕永正十四年正月一日丁丑、〇中略今日敍六位兩人、(藤原仲、源氏直、)各着淺沓、

〔言繼卿記〕享祿廿一年〇天文元年正月一日丙申、院御拜、實則出御於小御所、〇中略着御御束帶、(中略)御淺沓、

〔裝束抄〕(上)淺沓



〔倭名類聚抄十二履襪具〕履屧　野王曰、屧〈思協反、和名久都和屐、一云久都乃之岐、〉履中薦也、楊氏漢語抄云、履屧一名履苴、〈七余反、又音苴之、苴見二唐韻具一、〉

〔類聚名義抄七尸〕履　クツノシキ

〔西三條裝束抄〕淺履〈○中略〉　禁色ヲ聽タル人ハ、履敷ニ表袴ノ織物ヲ用ユ、非色ノ人ハ平絹也、又文ヲ押ス、大臣大將文ヲ不レ押、總ヲ執柄家ニハ文ヲ押サルヨシ見エタリ、

〔裝束要領抄上〕履〈○靴淺履中略〉

履敷、〈履の内に敷〉表袴の切にて張レ之、故に公卿并聽二禁色一之人は、皆文あり、其外は紋なし、

〔淺浮抄〕一大臣又ハ大將ナラヌ人ノ沓ノ敷ニ、モンヲ押ス事ハ、ヌギステヽ參ルニ、ワレトマギレヌタメニシルシヲスナレバ、敷ニスミニテカクコトニハアラズ、カミニカキテオスコトナリ、

〔吉槐記〕乾元二年正月一日、予〈○藤原定房〉裝束〈○中略〉沓敷文、〈不レ當〉如レ此、

〔後愚昧記〕應安七年十二月廿七日、今夜二位中將〈實冬公〉先中拜賀、可レ供二奉行幸一、〈○中略〉沓、〈淺履○、敷表袴切、當レ文、唯二沓文〉

〔公清公記〕貞和六年正月十六日壬申、今日少將實時、〈十三歳、左衞門督息也〉以二節會次一奏二羽林慶一、公事之次、拜賀常例也、〈○中略〉沓、〈敷表袴切、有二繝文一、〉

〔康富記〕寶德二年正月七日壬子、白馬節會也、〈○中略〉可レ被レ召二仕隨身之條、不レ能二左右一、仍於二大將沓一者、不レ付レ文、是故實也、自餘公卿沓者、各有二家々之文一、以レ之於二近衞陣中一者、大將之命、陣官等不レ可二違背一之段、分明也、

〔今物語〕秦公春といひける隨身、宇治の左大臣殿につかふまつりけるが、御くつをまいらせけるが、御沓のまきに千鳥をかゝれたりけるを見て、沓ゝうらにもとぶちどりかなといひでたりけるをとりつく殿上人もものいはざりける

舃

に、おほい殿まばし御くつをはき玉はで、
難波なるあしの入江をおもひ出て、と仰られたりける、いとやさしかりけり、

〔倭名類聚抄 十二 履襪〕舃　唐令云、諸舃履並烏色、舃重皮底、履單皮底、（舃音思積反、字亦作䑃、和名與履同、）

〔箋注倭名類聚抄 四 履襪〕所引文典、舊唐書輿服志全同、蓋衣服令文也、按周禮屨人、掌爲舃屨、鄭注、複下曰舃、禪下曰屨、隋書禮儀志、北堂書抄、並引三禮圖云、複下曰舃、單下曰履、是唐令所本、釋名、複其下曰舃、舃腊也、行禮久立、地或泥溼、故複其下使乾腊也、按說文舃鵲也、又䧿字云、篆文舃从隹昔、玉篇烏部云、舃鵲也、今爲履舃字、革部云、𩋡亦作舃、廣韻、舃履也、𩋡上同、則知舃部烏鵲正字、假借爲履舃字、後人或從革、以別烏鵲字也、（略）○下

〔令集解 二十九 衣服〕古記云、（略）○中　舃、謂似倡等堂履高鼻也、（略）○下
○按ズルニ、舃ハ鼻高也トハ、舃ノ形體ヨリ云ヒ、倭名類聚抄ニ、舃ハ重皮底也トアルハ、其製作ヨリ云ヒシナリ

〔下學集 下 財〕舃（クツ）履也

〔伏見院御記〕弘安十一年二月廿一日丙子、今日禮服御覽也、（略）○中
御舃　赤皮、以金銅爲飾、（略）○下

烏皮舃

〔伊呂波字類抄 久 雜物〕烏皮舃（クリカハノクツ、即位時、禮服公卿等著用之、）

〔名目抄 衣服〕烏皮舃（クリカハノクツ、禮服時著之）

〔深窻秘抄〕烏皮舃　禮服ニハ必此舃也

〔服飾管見 入〕烏皮舃
五位已上禮服の外、用うる事なし、但貞觀儀式釋奠の條に、四位已下及問者等、受如意者、起至堂西廉壁外、脫靴著淺履（用禮服履）と見へたれど、考るに此間者の中六位已下もあれば、こゝに禮服の履を

を用うと注したるは、烏皮の舃にはあらで、鼻切履也けり、されば此鼻切履は、六位已下の禮服の履にて、五位已上も束帶にはつくる事ある者なり、且本文に淺履とかきて、注にも舃の字をばかかで、なほ履の字を用ゐしなどあはせ思ひはかるべし、

〔令義解 六衣服〕皇太子禮服〈○中略〉烏皮舃〈謂烏皮者、烏皮也、舃者高鼻履、〉

〔西宮記 正月〕朝拜〈○中略〉

天皇就高御座〈卽位時、不待次第、吉時皆座、着冕冠禮服、大綬、小綬、褶、烏皮舃、○下略〉

〔經信卿記 禮儀類典所引〕治暦四年七月廿一日辛酉、今日御卽位也、〈○中略〉

禮服樣

先借處々本樣調之、〈○中略〉次著烏皮舃結之、

〔師元記〕保安四年二月十九日癸卯、是日天皇卽位、〈○中略〉乃開章德與禮門等、〈自餘小門先開〉伴、佐伯各著五位禮服、〈朱圍領也、細太刀、烏皮舃、武禮冠也、〉

〔山槐記〕永萬元年七月廿七日甲戌、予〈○藤原忠親〉被定右方侍從、〈○中略〉次可著烏皮舃、〈中略〉有赤綺、襪上結之、○下略〉

〔寛元四年記〕三月十一日此日御卽位也、〈○中略〉著禮服儀、先著大口、〈○中略〉次著烏皮舃、以組緒結、〈於官廳可著之、同、臨期著之、〉

〔玉英〕建武四年十二月二十八日甲午、此日天皇於太政官正廳有升壇踐祚、〈○中略〉著舃、〈烏皮、有伏輪、以緒結之、○下略〉

〔園太暦〕貞和五年十二月二十六日壬子、卽位、內辨下官、烏皮舃、〈赤地黑文、有伏輪、無栗形、〉外辨權大納言、〈如予、但新有栗形、〉大納言、松殿中納言、〈着以上同〉大炊御門中納言、〈朱襪、無文伏組、栗形也、〉左親王代宰相中將舃、〈有伏組、付栗形、前組結之、○節略〉

〔禮儀類典圖繪〕烏皮舃



綠舃

〔令義解 六衣服〕内親王禮服　一品〈○中略〉四品以上〈○中略〉綠舃〈飾以金銀〉　女王禮服　一位〈○中略〉深紫衣、五位以上皆淺紫衣、自餘准内命婦服制、〈○中略〉　内命婦禮服　一位〈○中略〉綠舃〈飾以金銀〉〈○下略〉

〔令集解 二十九衣服〕古記云、綠舃謂、以青皮綠衣縫作也、

靴

〔倭名類聚抄 十二履〕靴　唐令云、烏皮靴、赤皮靴、〈靴音化、字亦作鞾、和名化乃久都〉

〔箋注倭名類聚抄 四履〕所引唐令、蓋衣服令文、按舊唐書音樂志、有烏皮靴、又有赤皮靴、舊唐書輿服志、新唐書車服志、並有烏皮六合靴、車服志又有烏皮靴、廣本无胡履也三字、按輿服志云、紫衣用赤舃、烏衣用烏舃、唯褶服以靴、靴胡履也、則唐令亦或有此文、廣本无者恐非是、又按希麟音義廣韻並引、太平御覽亦引釋名云、鞾本胡服、趙武靈王所好服也、故云胡履也、又釋名云、鞾跨也、兩足各以一跨騎也、

〔伊呂波字類抄 久雜物〕靴〈クワンノクツ　亦作鞾〉

〔名目抄 衣服〕靴(クツ)

〔增補下學集 下二 器財〕靴沓(クツ) 大臣沓也

〔深窻秘抄〕靴沓　天子諸臣通用ス、深沓也、

〔人倫訓蒙圖彙 一〕服○中略　靴是を俗には靴の沓といふ、赤地の錦にてつくり、帶は塗皮をもてつくり、黄金の金物あり、是を深沓といふ也、節會の弁、或は御幸供奉の時、是をもちゐらるゝこと也、

〔服飾管見 八〕靴

令には、大禮のときの衞府の五位巳上の官のみ、著る事なりしに、後は文官禮服を除くの外、文武の官小儀巳上、さらでも行幸、行啓、列見、定考等の如きに、つくる物となりけり、是も弘仁儀式よりの事とぞおぼゆる、さて後の代の靴には、氈といふ物あり、但もろこしの氈にはあらで、行縢をつけたるなり、○註略　扨五位巳上は錦なり、赤地常なり、青地もあれど、こは赤らかなる裝束の時用うとも、年老たるが用うともいへば、私意にて仕出せる事明かなり、○中略　また六位巳下のは、赤き絹なる事知るべし、扨飾抄に、帶革有金物とあり、考ふるに帶革は後に仕出し物にて、金物は猶其後なり、いかにぞなれば、倭名抄に、楊氏漢語抄云、靴條○註略　所以繫靴跟也、或以革爲之、喚云靴帶と見えたれば、○註略　養老の頃既にありし事明らかなり、○註略　但その比は條常にて、革はまれなりけり、是を以て考るに、靴帶は唯馬にのらむとするに、ぬけ安き物から、○註略　ぬけじ料にえそめしにて、尤私のもの也、既に文永の賀茂祭の晝の、使の次將の靴にも、靴帶をかゝず、されはこそ、古き繪に多くは靴帶をかゝず、且踐祚の大嘗會の、御插頭を奉る人、御帳の階下にて、靴を脫する事、北山抄巳下、家々の記にあなり、○註略　扨御插頭を取ながら、跪て脫するをだに難せしかば、まゐて自ら靴帶をとくべうもあらず、また人をして解しむるよしも見えず、また今のごとと靴帶を飾るのみに、仕つけたるなどやうの事は、此頃いかで有べからん、さるにたはやすく脫ぐるをもて見れば、い

よいよ靴帶は式の物ならぬ事あきらかなり、たゞかく頸にぬぐ事なきには、意にまかせぬるなりけり、又飾抄に、金物とあるは、環の事にあらで、靴帶の末のかねの露の事なり、是も古き事ならねばこそ、延喜內藏式、御靴の料の中には見へず、考るにすべて此頃、かゝる物に露つくる事を好みけん、靴氈の緒の末の浩にかへて露をつけ、胡籙の丸緒の末にも、つゆを付けけり、是等の露を飾にはあらで、靴氈の緒をまづむる料、丸緒のはかいはさみて、かくすにたよりよき料なり、○註略かゝれば靴帶の金物も、橘氏濱路抄の說と、右の意を合せ考るに、一筋なるを、足くびすの本に宇をあてゝ、足の甲のうへに、一結びして、上ざまに出たる緒をば、下ざまに外より內に靴帶を寄て、その末を下より靴帶にかひかくし、下ざまに出たる緒をば、上ざまに外より內に、靴帶にかひかくして、固めたりとおぼゆ、さればこそ、承安の畫のあかりの繪にも、金のつゆ見えず、○註略しかれば靴帶の露も、かのはさみてぬけじ料にて、飾にのみあらざる也、

今の靴てふものは、中頃の半靴なり、○註略それに露を左右にあてゝ、末に露つきたる帶、二筋をもてからみて、其帶にも、せめ金物もてとめたり、此末の露は中頃より出來し事、既にいひつ、環とせめ金物は、いたく近くより出來し事なり、さるは中頃の繪にかけても見えず、

〔西宮記正月〕小朝拜

主上御出（著靴、撤御簾內御座、立御倚子、太子不參時、立東廂、太子參上、於庭中拜舞、着靴、○下略）

〔江家次第一正月〕小朝拜事

所司供御靴、殿上王卿於射場殿邊著靴、○中略次宸儀出御、（使龍御靴、坊主殿料）

〔江家次第九九月〕同（○小安殿）十一日行幸次第

此日大將足駒、（不可然歟）大將大臣、（中納言不著靴、）

〔江家次第十一十一月〕同（○豐明）節會無御出儀○中略

内辨出陣後著靴、○中略注王卿著外辨、於宣陽門著靴、
〔北山抄四拾遺雜抄〕御元服儀○中略
皇帝出自北廂、著御倚子、著御靴、○下略
〔北山抄一二月〕上丁釋奠事○中略
問者等出西壁外、脱靴著淺履、進申官位姓名、再拜昇高座、論議畢、退而著靴、○下略
〔餝抄中〕靴沓○中略
行幸、行啓、列見、定考等著之、元日出仕之人、爲見任者、雖不參節會、令持之故實也、
〔桃華蘂葉〕靴○中略
節會の内辨外辨公卿、若行幸供奉之時用之、深沓同事也云々、
〔西三條裝束抄〕靴
朝賀、小朝拜、節會、内宴等ニ天子モ召、臣下ハ此外、御位、行幸、行啓、列見、定考、府奏、讓位、立后、立太子、任大臣、釋奠等ニモ是ヲ用ユ、
〔羽林要秘抄〕朝覲行幸○中略
時剋出御南殿、内侍取劒璽候前後、○中略注上﨟次將扶持之、○中略左次將出自敷政門、○中略注到日華門外、於此所著靴、右次將入自月華門、於此門外著靴、還於弓場殿著之、○下略
〔禁裏政要〕靴沓 靴氈錦帶革有金物、但無色讓ニモ少可用、可有用意事也、節會付立時、任大臣、行幸、行啓、列見、定考等著也、元日出仕之人、爲見任者、雖不參節會、令持之故實、
〔三代實錄五清和〕貞觀三年九月九日庚辰、重陽節、○中略是月伊勢齋内親王入太神宮、由是無用宣命、不擧音樂、亦不著靴、
〔續日本後紀五仁明〕承和三年六月戊午、天皇御紫宸殿、賜侍臣酒、且令圍碁、天皇依炎熱、脱御靴、勅侍臣

同亦脱之、

〔水左記〕永保二年正月一日癸未、寅剋、拜天地四方、如常、未時許、或人云、陽陸參內給了者、仍直參內、先之人々參入、內府殿人々被列立之間、於弓場殿邊欲著靴之處、靴未持來、因拭令脱、宰相中將雅實所著之靴、予〇源俊房先著之立、剋雅實卿又著予靴、同立之、小朝拜了、

〔長秋記〕保延元年正月四日戊寅、行幸院、〇中略 源卿借著靴、

〔玉海〕壽永三年〇元暦元年七月廿八日甲寅、此日有御位事、〇中略 巳剋、大將著束帶、〇螺鈿劔、平緒、蒔繪、相具靴、參內、〇中略 未一點、行幸官廳、公卿騎馬、行〇寅剋細劔、平緒、蒔繪螺鈿、靴、定能〇下略

〔實躬卿記〕正應四年十二月廿五日、今夜任太政大臣節會也、予餝劔、蒔繪太刀、巻纓、參內、〇中略 內辨著靴、此間大將入陣、〇前右大將 予著靴、凡此節會淺沓、靴兩說也、然而予先著淺沓、而今夜雪深、雖令掃庭、猶以深之、仍有傾敗之由存之間、脱沓著靴、右予許、左中將〇中略 皆淺沓、雪深之間、頗有其煩歟也、尤不便、可謂不存歟、

〔太平記十三〕藤房卿遁世事

三月〇建武元年十一日ハ八幡ノ行幸ニテ、諸卿皆路次ノ行裝ヲ事トシ給ケリ、藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレバ、御供ノ官人、悉目ヲ驚ス程ニ出立レタリ、〇中略 其後大理ハ、巻纓ノ老懸ニ、赤裏ノ表ノ袴、靴ノ沓ハイテ、蒔繪ノ平鞘ノ太刀ヲ佩、アマノ面ノ羽付タル平胡籙ノ箙ヲ負、甲斐ノ大黑トテ、五尺三寸有ケル名馬ノ太タ逞ニ、〇中略 鞍ノ上閑ニ乘ウケテ、〇下略

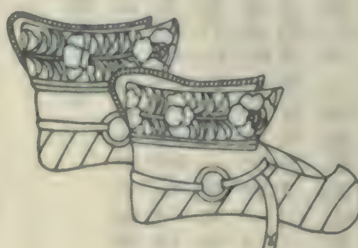
〔將軍德川家禮典附錄四〕元文三午年二月九日

竹千代君御誕生之御祝成就のため、〇中略 高田馬場において、御近習の面々に被仰付、流鏑馬興行あり、〇中略 巳半剋に至て、射手の面々、八幡社內より馬場へのり出る、裝束は皆一やうに、水干の袖をくゝり、綾藺笠を冠り、行縢に箙を負ひ、弦弓小手をかけ、尤小手は、金地織物等なり、太刀を帶、打

刀を弦袋にて堅め、靴をはき、○下略

【装束圖式下】

靴



靴氈ハ錦赤地也、帶ハ革金物アリ、朝賀、小朝拜、節會、內宴ニ、天子モ召ス、臣下ハ此外卽位、行幸、行啓、列見、定考、駒牽、釋奠等ニ用ユ、此外ニモ猶用之、

烏皮靴

【令義解六衣服】武官禮服

衞府督佐、○中略烏○皮○靴○、

【玉海】養和二年元年○壽永五月十六日乙酉、今日余○兼實始出仕、橡直衣、練指貫、白帷、頂服冠、黑○沓○等也、

【萬葉集十六有由縁雜歌】昔有老翁、號曰竹取翁也、○中略爾乃竹取翁謝之曰、非慮之外偶逢神仙、迷惑之心無敢所禁、近狎之罪、贖以歌、卽作歌一首幷短歌、

緑子之、若子蚊見庭、垂乳爲、母所懷、褨襁、平生蚊見庭、結經方衣、氷津裏丹縫服、○中略彼方之、二綾裏沓、飛鳥、飛鳥壯蚊、霖禁、縫爲黑○沓○、刺佩而、○下略

【夫木和歌抄三十二】長歌 よみ人不知

赤皮靴

とよとりの、あすかをとこが、そらはれて、ぬひしくろぐつ、さしはきて、庭にたゝずみ、

〔令義解 五 衣服令〕武官禮服、略○中 兵衛督、赤皮靴、

〔飾抄 中〕重服者事

保元二十一廿八、或記曰、今日初出仕、裝束重服、赤舃裏鈍色、

〔深窓秘抄〕舞装　有服者赤舃、鈍色裏也、諒闇者无文、革緒、靴氈淺黃平絹也、

〔吉記〕治承五年六月十八日癸亥、參內、新三位中將重衡、殿中着于時重服生黑袍、同下重鈍色表袴、赤舃、略○下

〔山槐記〕永萬元年七月十八日乙丑、右中將成親朝臣、藏人右少辨長方、向內藏寮、略○註 中刻事、實御禮服、略○中

一合納

童帝御裝束、略○中

昔悉御覽之後返納之、童帝御裝束一具許入御手箱一合、略○註 但御舃二足被加之、黑御舃并赤革舃、

同小一足在、[illegible]

靴氈

〔倭名類聚抄 十二 履具〕靴氈　唐令云、諸給時服、春秋各給靴一兩并氈、[illegible]

〔伊呂波字類抄 久 雜物〕靴氈 クツセン

〔名目抄 裝束〕靴氈 [illegible]

〔飾抄 中〕靴沓、略○中　帶氈、鈍帶革、有金物、[illegible]

〔桃華蘂葉〕靴

靴氈、○鐵、一本作鐵、は、赤地の錦、略○下

〔後照念院殿裝束抄〕靴花仙事

半靴

衣笠命云、靴ノハ赤地、但丞相以前ナドハ、其ハ青地無苦之由、普賢寺殿〈○藤原基通〉被仰、後日命云、普賢寺殿ノ仰ニハ、靴ノ花仙者青地、而猪隈殿〈○藤原家實〉ハ執柄以後コソ、青地ニハアレト被仰ト、故大納言入道者赤地也、但赤ヲカナル染装束時ハ、青地ト申キ、

〔深窓秘抄〕靴毡　錦也、青赤之二色、是ハ深履ノタワ、イ也、

〔装束要領抄上〕一靴の氈、赤色は左近衛大將中少將等、青色は右近衛大中少將等、被著之よしうけ給はり候き、此通候哉、

古記に覺申さず候、青は老人被著候歟、赤は壯年の人被用候事の樣に覺申候、

〔吉記〕文治三年十一月七日甲辰、石清水行幸也、靴仙鎖、廷尉用青地、自餘人多用赤地云々、今日新納言〈兼光〉用之如何、

〔御禊行幸服飾部類〕保安四朝記云、〈○中略〉殿下御御輿、〈○中略〉御装束如常、〈○中略〉御靴、〈寛治用貴島錦等、事美麗之故也、〉

〔宮槐記〕嘉禄三年正月二日辛亥、未斜著装束、餝劔已下如常、〈○中略〉靴、青地錦、靴仙練色ナド、極老之時用歟、關白御元服之時被用、所詮不定色計用歟、但白地錦有之云々、白地頗稀歟、仍用青地了、

〔御禊行幸服飾部類〕仁治三年十月廿一日庚午、公光卿記云、予爲御後次第司長官、仍未明勤行粧、装束、〈○中略〉靴、〈花鶴用青地、依大理也、〉

〔吉槐記〕乾元二年〈○嘉元元年〉正月一日、予〈○藤原定房〉装束、〈○中略〉靴、〈卿靴青地錦歟、或黒地用歟云々、〉

〔親長卿記〕明應二年正月一日卯、予著装束、袍、〈○中略〉靴、〈今度新調、青地錦、○下略〉

〔伊呂波字類抄波雜物〕半靴〈ハンタウ、此間云深履、其頭短者、前ニ之中靴、宮其深鼻履足也、如字、〉

〔名目抄衣服〕半靴〈ハウクワ、無襪、著下襲乘馬ノ時、公卿已下ノ侍已上著之、〉

〔服飾管見八〕半靴

古き物には見えず、何れの頃より作出せるにや、餝抄に、直衣衣冠布衣騎馬の、はれに用ゆとあり

て、革靴帶など、靴に同じきものといへれば、靴にたがへるところは、いづこぞや、もしは筒の短きならん、然らば今の世の靴は、中頃の半靴ならん、

〔政事要略 六十七〕彈正式云、○中略 諸司不論把笏非把笏者、公事公會之所、悉著靴、自餘時著履、〈把笏者謂、非公會之日、謂、著靴、〉又庶人等通著履、

私案、把笏之者、雖非公會而既之日可、謂著靴者、今之所謂深履是也、○中略 至于半靴、雖各法式之中未見半靴、依是非法物又不著用歟、自上古制來貫矣、推尋事理、蓋有由緒、但彼卸之濫宜誡先賢、

〔餝抄 中〕半靴

直衣、衣冠、布衣、騎馬之時用之、革鞋餝事如靴者、

〔餝事要集〕半靴 御幸供奉、直衣騎馬の時用之、

〔西三條裝束抄〕半靴

直衣、衣冠、布衣ニテ騎馬ノ時モチユ、行幸御幸ナドニ、束帶ニテモ用ユ、尤騎馬ノ時ノ履ナリ、

〔次將裝束抄〕春日祭使參內幷社頭裝束 ○中略

衣冠、○註略 蘇深履、〈或半靴〉○中略

臨時祭使 ○中略 路頭 ○註略

衣冠〈或直衣〉半靴、爲繪野劍、〈弘長〉柏夾、○中略

著衣冠布衣、供奉之時 ○中略

半靴 〈或毛沓、有御幸、如靴用〉

〔深窓秘抄〕半靴 タヲイナレ、侍用之、

〔枕草子 六〕正月に寺にこもりたるは、いみじく寒く雪がちに氷りたるこそおかしけれ、○中略 ふかぐつ、はうくはなどはきて、らうのほどなどくつすりいるは、うちわたりめきて又おかし、

皮履　烏皮履　履

插鞋

〔枕草子十〕雪高ふ降て、今も猶ふるに、五位も四位も、うるはしう、若やかなるが、うへの衣の色いときよらにて、〇中略おどろ〳〵しき山ぶきを出して、からかさをさしたるに、風のいたく吹て、よこさまに雪を吹かくれば、すこしかたぶきてあゆみくる、ふかぐつ、はうくはなどのきはまで、雪のいと白くかゝりたるこそ、をかしけれ、

〔御禊行幸服飾部類〕保安四、永昌記云、〇中略左大弁爲隆、中略上、具二半靴、馬副四人、同雜色三人、

〔愚昧記〕嘉應二年十一月十三日己丑、五節舞姫參入也、〇中略又被示云、帳臺御出之時、主上可著半靴御歟、予〇實房云、不同候歟如何、將軍云、其程遠之時著御半靴、近時淺履云々、然者御大内之時、可著半靴御之由、先人所被申也、予云、尤有其謂、有興事歟、又云、今夜可著沓否、先例多ハ著也、或又不著歟、無可取沓人之憚、似無便宜歟、

〔管見記〕弘安十一年正月八日、今日法勝寺修正初夜也、院有御幸、〇中略公卿等著半靴、〇下略

〔葉黄記〕寶治二年八月廿九日癸卯、今日御幸鳥羽殿、〇中略吉田中納言、爲經、半靴、右衞門督、通成、同、右兵衞督有資、同、〇下略

〔令義解六衣服〕朝服　一品以下、五位以上、〇中略烏皮履、六位〇中略七位〇中略八位〇中略初位〇中略烏皮履、〇中略

制服　无位謂庶人服制亦同也〇中略皮履、朝庭公事則服之、〇中略

朝服、〇内親王、女王、内命婦、中略烏皮履、〇中略

朝服　衞府督佐〇中略烏皮履、其志以上〇中略烏皮履、〇中略兵衞〇中略烏皮履、會集等日加著挂甲、帶槍、以位襖代二袴襖、以短襖代、履、主帥〇中略烏皮履、會集等日加著挂甲、帶弓箭、以襖襖代二位襖、以短襖代、履、〇下略

〔類聚名義抄九〕插鞋俗用之

〔伊呂波字類抄左雜物〕靸鞋サツカイ　插鞋同、俗用之

〔名目抄 衣服〕草鞋〈天子著之、臣下不用之、但諒闇中用之、〉

〔服飾管見 入〕插鞋〈略〉○中

その姿は麻鞋に同じく、たゞ絲もてつゝめるのみ、

〔延喜式 内藏十五〕縫作雜履料〈略〉○中

插鞋十五兩〈三兩料雙料〉

兩別料面淺紫綾〈長九寸、廣一尺七寸、〉裏白綾〈長九寸、廣一尺五寸、〉中黏絹〈長九寸、廣一尺七寸、〉調布〈長一尺五寸、廣二尺二寸、〉紙三張、糯米一合、縫紫絲一分、底牛革二條〈長九寸、廣二寸、〉漆二勺、緣白綾〈長九寸、廣五寸、〉綿一分、調布〈長九寸、廣五寸、〉炭一斛五斗、〈以二一斗一充二一兩一〉刀子三柄、〈以二一柄一充二五兩一〉針三十隻、〈以二二隻一充二一兩一〉東鑿大宰、伊豫砥一顆、緋文革一張〈長七尺、廣五尺五寸、〉緋得鞋一兩施鞋底十二兩、

〔西宮記 臨時入〕插鞋　主上及僧家貴女等之所用

〔江家次第 六三月〕三日御燈事〈略〉○中

後三條院毎出御庭、必召御插鞋、而故源右府被申云、可著御倚子之日、召御插鞋、自餘不可然、又乍著御插鞋可入御云云、

〔江家次第 十四〕臨時〈○中略〉行幸〈略〉○中

主上渡御南殿、著御裝束〈無文玉帶插鞋〉

〔江家次第 十七〕立后事〈略〉○中

皇后著御倚子、〈白御裝束、白織物御唐衣、御插鞋、〉

〔禁秘御抄 中〕可達凡賤事〈略〉○中

如御草鞋、六位奉仕雖有例、非普通事、

〔雲圖抄 裏書〕賭弓次第〈略〉○中

天皇出御射場、鞋、〈御青色、御草〉〇下略

〔雅亮装束抄〕一五せち所のこと〇中略

その火おけのまへに、すへなうさうかいを、やないばこのふたにをきて、ゐりぐし、まきぐし、かんざしをぐして、五せち所ごとにおきまはるなり、ひめ君のれうなり、〇中略

そうのさうぞくをつゝむこと〇中略

さうかい、やないばこのふたにをきて、つちたかつきのうへにすへたり、

〔三條装束抄〕插鞋

天子尋常ニメス、幼主ノ時ハ糸鞋ヲ用ヒ給フ也、

〔深窓秘抄〕草鞋、〈鞋ヲカイト云習也〉天子之外不用之、僧道又用之、

〔僧官僧服勘文〕草鞋

門跡僧正赤地、僧綱紺地色金襴用之、有職所著袈裟紺香用之、内張、人々著用表袴絹以張之、

〔法中装束抄〕一草鞋餝事

當寺諸僧、老若之草鞋ノ餝、或赤地、或青地、或紺地、等、凡思々而來、一准是無定様之故歟、或云、俗中靴ノ履ニ准之者、公卿ハ赤地錦ニテ張之、殿上人ハ赤地ノ錦用之、綱凡可准之歟、然而僧正可用此儀之法ナクレバニヤ、青赤之[ ]又不定歟、爲之或當時金襴[ ]草鞋出現、以大阿闍梨所著多分金襴多也、

〔兵範記〕仁平二年三月七日壬寅、今日公家被奉賀太上法皇五十寶算、八日癸卯、今日御賀後宴也、〇中略備中守光隆朝臣獻重任成功用途料、〇中略院御法服二具、夏御法服一具、〇中略御襪二足、〇中略唐織物御插鞋、〇中略多御法服一具、〇中略御襪二足、唐織物御插鞋、〇下略

〔顯廣王記〕永萬元年七月廿七日甲戌、〈夏書云〉御即位、〇中略御女子參褰帳、〈年十〉頻雖申辭退、敢雖通、仍今晚參入

東廊宿所、〈○中略〉

装束、〈○中略〉草鞋、指貫等、已上自貴人所賜之、

〔業顕王記〈伯家部類所引〉〕正安三年三月廿四日甲子、今日天皇〈春秋十七歳〉御即位也、〈○中略〉

褰帳威儀色目〈○中略〉

履一足〈如錦鞋、以布張之、面當今文纐、以錦押金銀形文、萬歳蘭文白線、經紐〉

〔伯家記〈伯家部類所引〉〕褰帳女王装束〈文保二年三月廿九日○中略〉

一褰帳威儀色目〈○中略〉

履一足、〈如錦鞋、以布張之、面當今文纐、以錦押金銀形文、萬歳蘭文白線、經紐、○下略〉

〔装束抄〕御草鞋〈白平絹〉



大和錦表白平絹

絲鞋

〔倭名類聚抄十二履襪類〕絲鞋　辨色立成云、絲鞋、〈此間今音〉以絲爲之、形如皮履、〈鞋音佳、履音呂〉

〔伊呂波字類抄〈志雑物〉〕絲鞋〈シムカイ〉

〔服飾管見入〕錦鞋○中略

插鞋は、絨もてつゝめるを、こは錦もてつゝめるのみ、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御装束用物事○中略

出座御床装束物七十二種、○中略錦御沓二足、○下略

〔止由氣宮儀式帳〕一新造宮御装束用物事

止由氣大神御装束物○中略錦御沓二兩、

〔延喜式十五內藏〕月別縫造○中略羅鈴、錦鞋五兩、○中略

皇后錦鞋三十九兩三兩緋鞋料

兩別錦七寸、中縹絹八寸、生絹七寸、調布二尺、練絲一分、調綿一分、紙三枚、漆二勺、糯米一合、針二隻、炭一斗、東筵一枚、小半、刀子三柄、以上一種充五兩、伊豫砥一顆、檜榑一材、波多板一枚、調布一丈二尺、覆鞋料、已上五種、十五兩料、

牛皮一張、長六尺五寸、廣五尺五寸、除毛一人、除膚肉一人、浸水潤釋一人、曝涼踏柔四人、

染緋文革一張、長廣同上、採櫨皮一人、合和煮鹽染造四人、

鹿皮一張、長四尺五寸、廣三尺、除毛曝涼一人、除膚宍浸釋一人、削暴和膩撓乾一人半、

染皂革一張、長廣同上、燒柔焦烟一人、染造二人、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中○中略

風俗歌人、兩國男女各二十人、○中略女○中略錦鞋一兩、○下略

〔西宮記臨時八〕錦鞋　節會時內侍女藏人等所用也、

〔江家次第正月一〕元日宴會○中略

藏人催內侍女藏人闈司等、御插鞋、釵、錦鞋、筵道等階下、○註略

線鞋

〔倭名類聚抄〕十二履襪類線鞋　辨色立成云、線鞋、〈上音線、下戸佳反、又戸皆反、字亦作鞵、俗云線鞋、千乃久都、〉舞妓着用、男女通著、

〔箋注倭名類聚抄〕四履襪類舊唐書輿服志、開元來、婦人例著線鞋、取輕妙便於事、按說文、鞋作鞵、云生革鞮也、釋名鞵、解也、著時縮其上如履、然解其上則舒解也、彼釋名所云鞵、後世所謂都良貫文是也、

〔伊呂波字類抄〕世雜物線鞋　センカイノクツ

〔增補下學集〕下二器財線鞋　センカイ

〔儀式〕三踐祚大嘗祭儀中○中

風俗歌人、兩國男女各二十人、〈○中略〉女〈○中略〉線鞋一兩、〈○下略〉

〔延喜式〕十四縫殿鎭魂齋服〈新嘗祭服亦同、〉

神祇官伯已下郷別以上十三人、〈○中略〉線鞋四兩、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合香貳足〈線鞋一足、線鞋一足、〉

〔催馬樂〕貫河

ぬき川の、せゞのこすげの、やはらたまくら、やはらかに、ぬるよはなくて、おやさくるつま、おやさくるつまは、ましてるはしも、しかしあらば、やはぎのいちに、くつかひにかむ、くつかはゞ、せんがいの、ほそしきをかへ、さしはきて、うはもとりきて、みやちかよはん、

絲鞋

〔倭名類聚抄〕十二履襪類絲鞋　辨色立成云、絲鞋、〈伊止乃久都、今案俗云之賀伊、〉

〔箋注倭名類聚抄〕四履襪類按老學菴筆記云、禁中舊有絲鞋局、專造供御絲鞋、〈○下略〉

〔類聚名義抄〕九糸絲鞋

〔伊呂波字類抄〕志雜物絲鞋　シカイ

〔名目抄〕衣服絲鞋〈幼主之時著之、又舞人同時著之、〉

〔增補下學集〕下二器財糸鞋〈伶人所著也、〉

〔服飾管見入〕絲鞋

糸もてつくれる鞋なり、舞人のつくるものなり、西宮抄には、諸衛の六位もつくるとあるは、狡麻鞋の変かわりてよりの事なり、

〔装束類典圖繪三〕絲鞋



糸鞋以素糸作之(糸太細五厘許)

其形如足皮之無飾者、口一寸許鉄断之、分前後、面前後編有絲環、前方別作四組緒施之、(緒長一尺五寸許)底用筵作之、底縁縫合糸鞋、處用白韋包之而附牛皮、爲裏、(合二重牛皮厚二分許)

右緒通于後方左環、左緒通于後方右環、而結之、

〔西宮記臨時入〕絲鞋 舞人、及諸衛六位着之、

〔江家次第七月入〕相撲召仰(○中略)

相撲長三人

冠緌 褐衣 布帯○ 白牛帯

下駈 白布帯 脛巾○(○下略)

〔雅亮装束抄一〕しもづかひのさうぞくの寸法(○中略)

まがいはきはあこめうちぎぬひとへをきて、そのうへに、ふたのなる、すそごのはかまをきて、したのはかまきて、くゝりをすべて、かみをあげて、くんたいひれをつけて、うちはたゝうがみをもつ、女御だいには、まがいはなし、(○中略)女御だいには、まがいはきを、まもづかひといふなり、

〔雅亮裝束抄二〕まひ人のさうぞくのこと〇中略

まひ人のさうぞくをすることは、〇中略 またうづをひとへはきて、まがゐをはく、はかまのくゝりにて、まがゐのきびすにかけてゆひたるが、ぬけでよきなり、〇下略

〔餝抄下〕糸鞋

殿上著之、作著昇堂上無憚、參入之時深沓者、作著絲鞋昇殿、但取上敷云々、〇下略

〔西三條裝束抄〕糸鞋

舞人及ビ諸衞ノ六位是ヲ著用ス、殿上ノ舞人ノ時、風流ノ糸鞋見タリ、主上太子幼時召ナリ、將軍家伊勢參宮ニ被用之ハ、又別之事也、

〔文寄裝束抄〕舞人〇中略 巻纓青摺赤紐、中略 打衣、略 糸鞋、〇下略

〔深窓秘抄〕絲鞋　幼主ノ御時用之、又舞人用之、

〔長秋記〕大治二年十一月十九日、臨時祭、〇中略 舞人右衞門權佐顯能昇殿、〇中略 顯能云、昇殿人解劔幷絲鞋歟、答云、劔可解、絲鞋不解、人々多聊解由、下官〇源師時 寛治七年舞人還立日聊昇殿、解劔不可解絲鞋由、先公命給、但件日依日次不宜不昇殿、大貳云、殿上童、堂上不解絲鞋、於舞人何脫乎、〇中略 後示予云、全不可脫ざりけり、

〔兵範記〕仁安二年正月廿日己未、今日皇太子爲朝覲、行啓上皇宮、〇中略

裏書

儲皇御裝束、〇中略 絲鞋、〇下略

〔後愚昧記〕應安四年五月十七日、内府拜賀之時、拜聞事幷今度不令著絲鞋之儀、予〇三條公忠 扶持次第、不可然之由、大閤於新院御前加難破、及種々嘲哢之間、〇中略 絲鞋事、耆老人必可著之由、出何書哉、遊還緩難有其例、不著之條不可及難事也、還而可謂比興歟、内府代々二條家鷹人也、今度一事以上可謂聞之由、大閤被存歟、而無異儀問定哉、無念之恩歟、〇下略

〔太平記 三十九〕神木御歸座事

大夫入道道朝、都ヲ落テ後、越前國河口ノ庄、南都ニ被返付シカバ、神訴忽ニ落居シテ、八月十二日神木御歸座アリ、剩限卯ノ時ト被定タルニ、其曉ヨリ雨閤ク風暴カリシカバ、天ノ怒猶何事ニカ殘ラント怪カリシニ、其期ニ臨テ雨晴風定リテ、天氣殊ニ麗カリシカバ、是サヘ人ノ意ヲ成ゼシメタリ、先南曹辨綱房參テ諸事ヲ奉行ス、〇中略 時ノ關白良基公ハ、柳ノ下重ニ絲鞋ヲ召テ、當リモ輝ク計ニ歩ミ出サセ給ヘバ、前驅四人左右ニ順ヒ、殿上人二人御裾ヲモツ、隨身十　有トイヘドモ、態御先ヲバヲハズ、神幸ニ恐ヲ成シ奉ル故也、

〔將軍德川家禮典附錄 一〕同月〇寬永三年九月六日、中宮行啓供奉行列、〇中略 御隨身二行

左	右
柳生又衞門宗矩	小川新九郎長保
岡野平兵衞房恒	高木九兵衞正次
花井勝右衞門吉高	久永源兵衞重勝

右六人、武家より被遣之冠、當ノ如シ褐、紋紗縫物、紋紗縫、衣、麻紋紗裏黃糸、紋紗裏金、裏有、袖單、赤地金襴、付ニ大帷、石帶　絲鞋〇下略

〔倭名類聚抄 十二履襪〕麻鞋　顏氏家訓云、麻鞋一緉、麻鞋和名乎久豆、俗立成云、麻鞋以麻爲之、

〔箋注倭名類聚抄 四履襪〕所引治家篇文、麻鞋又見彈正臺式、西宮記、昌平本、下總本、有和名二字、本草和名、故麻鞋底、和名布留岐乎久都乃之岐、方言、絲作之者謂之履、麻作之者謂之不借、

〔類聚名義抄 九〕麻鞋

〔服飾管見 八〕麻鞋

古は、麻にてつくれる鞋なりしに、後の世は、奴等が著くなる高き鼻緒をつけたる物を、麻鞋といへり誤也、

〔儀式大元正朝賀儀〕略○中裝束近衞大將、略○中將監、將曹、並皂緌、深緑襖、錦裲襠、白布帶、横刀、弓箭、緋脛巾、麻鞋、略○下

〔延喜式左右近衞十五〕大儀、謂元日、即位、及受蕃國使表、○中略將監、將曹、略○中深緑襖、略○中麻鞋、府生、近衞、略○中深緑襖、略○中麻鞋、略○下

〔延喜式左右衞門四十六〕大儀、略○中尉、志、略○中深緑襖、皂緌、中略錦裲襠、麻鞋、府生、門部、略○中緋襖、略○中麻鞋、略○註衞士、略○中纈染布衫、略○中麻鞋、略○下

〔延喜式左右兵衞四十七〕大儀、略○中尉、志、並略○中深緑襖、皂緌、中略錦裲襠、麻鞋、府生、兵衞、並略○中緋襖、略○中麻鞋、略○下

〔西宮記臨時八〕麻鞋　手振走鐺之所用

〔西三條裝束抄〕麻鞋

手振走鐺ノ著用スルコト見エタリ

〔倭名類聚抄十二履〕屩　史記注云、屩居約反、與屩同、字亦作屦、和良久豆、草履也、

〔箋注倭名類聚抄四調度〕屩字讀書不載、龍龕手鑑屩屩俗、依是考之、當作屩、龍龕手鑑所載亦譌、昌平本、下總本、有和名二字、日本紀略寛和二年條作草履、榮花物語楚王夢卷作和良宇豆、一聲之轉也、今俗又轉呼和良奈豆、再轉呼和良治、略○中孟嘗君傳躡屩、虞卿傳躡屩擔簦、玉篇引作屩、按說文云、屩屐也、又云、屩屐也、二字不同、史記作蹻者、古字少通借也、虞卿傳集解引徐廣曰、蹻草履也、伊呂波字類抄引此亦作草履也、則作屦恐傳寫誤、然山田本、昌平本、下總本、廣本、皆作屦、今姑依舊、漢書注臣瓚曰、以麻爲屩、蘇林曰、木蹻、其說亦不同、釋名、屩蹻也、出行著之、蹻蹻輕便、因以爲名也、

〔類聚名義抄九草〕履鞋ワラクツ　〔同七尸〕屩屩ワラクツ　屦隔正屩俗

〔伊呂波字類抄和雑物〕屩ワラクツ亦作屦、草履也、屦草曰屩、木曰屐、式作之屐字、ワラクツ　蹻履字經文　藁履已上同

〔服飾管見 入〕草鞋菲鞋

草鞋は藁にて造れる鞋なり、庶人常に皮履と通用せよと令に見ゆ、やつこ等は、常に用ゐき、〇中略

麻鞋、草鞋、菲鞋其製別なし、唯そのつくれる物をもて、名づくる也、

〔令義解 六衣服〕制服

无位、(闕明、庶人服制亦〇中略)尋常通得著草鞋、〇中略

朝服〇中略武官、衛士〇中略草鞋、〇下略

〔延喜式 四十五 左右近衛〕凡供奉行幸、大將以下少將以上、〇中略並著〇中略行縢草鞋、〇中略近衛二行〇略著鞋、

凡供奉踐祚纈帔、近衛、青摺衫、緋脛巾、草鞋、

〔物具裝束抄〕一雜色事〇中略

或平禮、上ハチ、或細烏帽子、上括、山藁沓、〇中略

一車副事〇中略

烏帽子コヘイ　白張上下　藁沓、

以上細々常如此、〇中略

一御厩舍人事〇中略

フタコノ時、細烏帽子、藁沓、〇下略

〔榮花物語 二十六 楚王の夢〕かんのとの〇尚侍嬉子、〇中略萬壽二年八月三日、御產ありて、五日うせさせ給て、六日夕に法興院にわたらせ給也ける、〇中略さて御車にかきのせたてまつる程、〇中略關白殿〇藤原頼通內の大い殿〇藤原教通などは、御わらうづといふ物はかせ給ながらこそ、たちおどりなかせ給、

〔扶桑略記 二十八 後一條〕治安三年十月十七日丁丑、入道前大相國〇藤原道長指紀伊國金剛峯寺、二十一日、於吉野川之末御船、漸棹迅瀨、遠過奇巖、午時御高野政所、申剋許指山中假屋御宿、登御、前例雖騎馬、

此時用藁履、僧侶從者以進從、

(今昔物語二十六)飛騨國猿神止生贄語第八

淺黄ノ男、僧ヲ狭ク上リ給ヘトテ、板敷ニ呼上レバ、負タル笈ト云物ヲ取テ、傍ニ置テ、藁沓ナド脱テ上ヌレバ、糸古クロタル所ニ居エキ、〇下略

(古事談一王道后宮)寛治八年正月三日、朝覲行幸、右大臣供奉之間、馬前左衛門尉盛重、左府生行俊等騎馬、〇中略又侍一人、著藁沓、〇下略

(古事談三僧行)永觀律師、〇中略補東大寺別當、爲拜堂下向南都、歩行ニテ藁沓ハキタ、裝具小法師二人、一人裝束、度者、

(金葉和歌集十雜下)和泉式部がかもにまいりけるに、わらうづにあしをくはれてかみをまきたりけるを見て、

神主忠頼〇歌略

(長秋記)大治二年十一月三日己丑、爲御參御所、良久出御、取□□山於高野鳥居前、松火、本院〇白河御輿、新院〇鳥羽御馬、〇中略仍進發於盤打坂本、御輿前駈等於此所下馬、著藁履、取杖、新院又於此所著藁履給、

(台記)仁平三年十一月廿六日、〇略隨身廿人、〇中略騎縹打衣、著藁沓、

(吾妻鏡十)建久元年十二月三日癸未、右大將家令上兩職辭狀給、〇中略次隨身色七人、一人著藁沓、五

(御禊行幸服飾部類)仁治三年十月廿一日庚午、公光卿記云、予爲御禊次第司長官、仍未明勤行粧、

裝束〇中略

手振八人〇中略

冠、零纓、〇略老懸、袍衣、〇略狩袴、〇略半比、〇略下重、〇略袙、〇略單衣、〇略下袴、布帶、革巾、藁沓。

〔親長卿記〕文明三年正月三日、今日御葬禮、〇後花園院 治定、〇中略 中剋許先寄御車、〇中略 此間人々著藁沓、降居御車前、〇纔左力 〇下略

〔新猿樂記〕七御許者、食飲愛酒女也、〇中略 東馳大津三津、西走淀渡山崎、〇中略 足無脱藁履之時、手無拾搭鞭之日、〇下略

〔雅亮裝束抄〕二 いくわんなをしにきぬをいだすこと〇中略 宮つかさにまつりのつかひなどするも、うへのきぬにうちぎぬいだして、かしはばさみしてくだる、このゑづかさおなじことなり、わらふかぐつを、かならずはくべし、

〔餝抄〕中 藁深履

保安五二十、兩院雪見御幸、新院御烏帽子直衣、出衣、藁深沓、有事疑、

〔西三條裝束抄〕藁深沓。

雪見ノ御幸、上皇著御ノロシ見エタリ、

〔大齋裝束抄〕春日祭使、參內幷社頭裝束、〇中略 路頭

衣冠、〇註略 藁深履、或中略 柏夾、高繪劍、〇下略

〔深窓秘抄〕藁深沓　雪履也

〔服飾管見〕八 藁深履。

餝抄に、保安五二十、兩院雪見御幸、新院御烏帽子直衣、出衣、藁深履、有二議一とあれば、藁にてあめる牢靴にやあらむ、古きものには見えず、

〔運歩色葉集〕和 草鞋ワランヂ

〔下學集〕下器財 藁鞋ワランヂ　草鞋サウアイ ワランヂ

〔烏板記〕一 あしなかに、禮はなきものなり、〇中略 わらんじも禮はなきといえり、

〔武具要說〕鐙之事并具足下着手鑓突之事

一原美濃守申分、山本申所至極候、〇中略一大事に可仕は、足の裏にて候、鐙の所は少し計手負ても、さして節に成物に而無御座候、足の裏は少にても疵付候へば、踏る丶物にては無御座候、草鞋の上には、いため皮か、又はうすがね杯を踏敷たるが克御座候、木竹の株、矢の根、菱などに踏かけ、又は鑓、長刀などに踏かけたる時、踏ざる為也と申候、何も尤之由申候、

〔平家物語二〕座主ながしの事

たとひのぼるべきなり共、わらんづなどいふ物をしばりはいて、同じやうにあゆみつゞいてこそのぼらめとて、のり給はず、

〔太平記五〕大塔宮熊野落事

此君〇護良親王、中略、怪シゲナル單皮脛巾草鞋ヲ召テ、少シモ草臥タル御氣色モナク、社々ノ奉幣、宿々ノ御勤懈ラセ給ハザリケレバ、路次ニ行違ヒケル道者モ、勤修ヲ積タル先達モ、見尤ル事無リケリ、〇中略頓テ十津河ヲ尋テゾ分入ラセ給ケル、其道ノ程三十餘里ガ間ニハ、絶テ人里モ無リケレバ、或ハ高峯ノ雲ニ枕ヲ欹テ、苔ノ莚ニ袖ヲ敷、〇中略數日ノ間嶮ル岐路ヲ經サセ給ヘバ、御身モ草臥ハテヽ、流ル丶汗如水、御足ハ欠損シテ草鞋皆血ニ染レリ、

〔昨日は今日の物語上〕一あづまの人の物語に、しなのゝ國そのはら山にて、たび人わらんづをよみきり、とくさにてつゞりてはきたれば、ひた物に、あしのうらがみが丶れて、やがてあしくびばかりになりたるといふ、〇下略

〔奧の細道〕名取川を渡りて仙臺に入る、〇中略爰に畫工加右衛門と云者あり、聊心ある者と聞えて、知る人になる、〇中略紺の染緒つけたる草鞋二足餞す、さればこそ風流のしれ者爰に至りて其實を顯すなれ、

亂緒
沓地

あやめ草足に結ばん草。鞋。の。緒。

〔御ひいき勸進帳〕第一番目五建目
海老藏の辨慶、花道より緋の衣の露を取つたち形りにて、いがぐりかづら、檜笠にて、いらたか珠數、金剛杖を持ち、重。ね。草。鞋。にて出で來、

〔古朽木〕第七回奇妙院頓智の新鑄の事
赤木の念珠のいら高ならで、淺黄の繻子の胸高帶、五ふくづめの鍍烟管は、金剛杖より重んじ、胎藏こしきの行纏は、御納戸茶のばつちとしやれ、扨又た八。目。の。草。鞋。は、三枚の裏付と出かけ略〇下

〔太平記三十三〕飢人投身事
或ル御所ノ上北面ニ、兵部少輔ナニガシトカヤ云ケル者略〇中女房ハ娘ノ手ヲ引、夫ハ子ノ手ヲ引テ、泣々丹波ノ方ヘゾ落行ケル略〇中妻子ノ飢タルガ悲シサニ、又トアル在家ヘ行テ菓子ナンドヲ乞集テ、サキノ川端ヘ行テ見ルニ、母少キ者共ガ著タル小。草。鞋。杖ナンドハ有テ其人ハナシ、

〔我衣〕キガラニテ作ル略〇同小兒ノハク習ノワ。ラ。ジ。ナリ、是ヲ權。藏。ト云、權藏ト云人始テ作ルナルベシ、元祿前ニ出ル此草履ナキ前ハ小兒ヲバ皆ハダシニテ、アルカセシト云、土ハ小兒ニフマスベキモノナリ、

○按ズルニ、權藏ノ製作ト云フ說疑ハシ、恐ラクハこんずノ說ナラン、宜シク金剛條ヲ參看スベシ、

〔安齋隨筆前編十四〕一亂。緒。ノ沓。　舌。地。沓。とも六。葉。沓。是も衞府官人ノハク物、ワランジノ飾也、略〇[illegible]

〔物具裝束抄〕一雜色事
平禮略〇中或平禮上ハチ亂。緒。略〇中
一草鞋事略〇中

鼻切履

平禮略○中　亂緒略○下

(江家次第十九)臨時競馬事略○中

左右乘尻各十人、騎馬相向、略○中　左退紅布袍、略○注　右淺黄續絹布袍、亂。緒。藁。履。壺胡籙、略○中　錦袴、略○下

(兵範記)仁平二年十一月十七日丁未、被行東三條御神樂、略○中　御幣使立神殿東外、此間乘尻六人(着褐衣、褐冠、亂緒、)騎御馬、御馬在前、略○下

(台記)仁平三年十一月廿六日、今日詣春日、略○中　騎緒(紅打、押金物、)隨身藁。沓。亂。緒。褐襖、(褐冠之)

(太平記十三)龍馬進奏事

三月(○建武元年)十一日ハ、八幡ノ行幸ニテ、略○中　龍馬モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレバ、御供ノ官人、悉目ヲ驚ス程ニ出立レタリ、看督長十六人、冠ノ老懸ニ袖單白タシタル藍紅ノ袍ニ、白袴着レ、イチヒハバキニ亂。レ。緒。ヲハイタリ、藺ヲヒタ、略○下

(物具裝束抄)二馬場事略○中

冠、(老懸)緌、略○中　鼻、藁脛巾、香。鞋。(○代略中皆着)

一手振事略○中

冠、(老懸)緌、略○中　布衫、(…)藁脛巾、香。鞋。

(西宮記臨時八)履鼻切　上下男女通用之

(深窓秘抄)履鼻　淺。沓。也、又鼻切トモ、但別名ト、未知、

(服飾管見入)履鼻切

西宮抄に、履鼻切　上下男女通用之とあり、略○注　今の後、皮の履も品多くなりにたれば、今にいなる皮の履を、しかいへるなりけり、西宮抄草履の注に、そのかたち麻鞋に似たりとあり、順が和名抄に、緋色立皮云、鞋以抹爲之、形如皮履とあなるを、合せ見れば、鞋も履も、要は同じけれど、左右を

さきて、緒をしてつかぬるを鞋といひ、緒もなく左右もさかざるを履といふ事知るべし、か丶ればかの履も、明に来らる形、履の鼻より、くちばしのさきに至るに似たり、

〔延喜式 十五 内藏〕月別繡作御靴一兩、插鞋一兩、○中略 六月十二日神今食、十一月新嘗料、別插鞋一兩、送二縫殿寮一、○○○○○以上 不レ御二禁所一之時、以二履鼻沓一代二插鞋一、

〔經俊記〕建長五年十二月廿二日丙寅、今日法勝寺阿彌陀堂供養也、○中略 堂童子各八人、（中略）左近大夫將監仲忠（中略）履鼻履、淺沓也、

〔尊勝寺供養記〕康和四年七月廿一日甲辰、今日有二尊勝寺供養事一、（中略）右方大皇太后宮大進清實朝臣、（中略）肥後權守盛實、着二朽葉色下襲、半臂、履鼻、沓一、重丸小帽政綱卿之着座、

〔西宮記 臨時 八〕鼻切、○中略 四位五位上官著用之、近代公卿及六位任意著用、未レ知二可否一、

〔江家次第 六 四月〕御禊日、○中略 今日二藍下重、丸柄帶、鼻切履、又給二青色帖紙一、

〔侍中群要 五〕裝束

沓　儀式官、除二著青色一日之外、不レ著二鼻切一、撿非違使用之、自餘人同前、

〔雅亮裝束抄 二〕そくたいのさうぞくのこと○中略

だうどうじの、そめわけなどには、はなきれといふ物を、はくことあり、それは、さしかけとて、まつりのつかひなどの、かへさの日はく、又六位のはれにはくものなり、○下略

〔飾抄 中〕鼻切沓 號二履鼻一、

臨時之祭、若諸社行幸、御幸、舞人試樂日、或用二此沓一也、土御門大納言 中將 于レ時 先院 後嵯峨 八幡加茂御幸、試樂日、著二火色下重一用二此沓一、彼時予勤二仕五位舞人一也、著レ例淺沓、

大嘗會御禊、女御代前駈用二此沓一事、

永治元御禊、女御代前駈廿人、履鼻沓、六位鼻切沓

通方案、永治記、五位前駈履鼻、六位前駈鼻切沓ト注、若有差別歟、可尋、

〔西三條装束抄〕鼻切沓

或ハ履鼻ト称ス、臨時祭、諸祭、諸社ノ行幸、公卿以下是ヲ用ユ、舞人試楽ノ日モチユ、昔ハ四位五位ノ上官計、是ヲ用ユル由見エタリ、或説、履鼻ハ又替リタルヨシ記セリ、

〔服飾管見 八〕鼻切履

西宮抄に、四位五位上官著用之、近代公卿及六位任意著用、未知可否と見へ、まさすけが抄には、ただうどうじの、そめわけなどには、はなきれといふ物をはく事あり、それはさしかけとて、祭の使などの、かへさの日はく、又六位のはれにはく物なり、くつ縫のする物なりとあれば、革もてつくれる事はあきらけし、考るに、撃鉦鼓人の礼服に、烏舄あり、焼香の官人すら、舄をばつけで、鼻切履にてあるに、かゝるもの、まちきんだちと同じくつくべきにあらず、されば鼻切履を、撃鉦鼓人の礼服の所には、烏舄とかける事知らる、烏舄は三鼻なるに、其鼻を切たれば、鼻切とはいふなり、註○略かの貞観儀式釈其の儀をもて見れば、鼻切履を、古くは浅履ともいひけり、こは履はやはらかなれば、足くびまでつくめるに、此鼻切履は三鼻ならざる舄なれば、左右も後のふちも浅ければ、履にむかへては、浅履といふ事うべなり、鼻切履といふ時は、舄の字を用うべきを、古くより履の字を用ゐたるは、何れをもくつとよめばなるべし、今の木ぐつを浅履といふも、是が姿をうつしたればなり、

〔小右記〕寛仁二年十月廿二日辛亥、今日行幸上東門院、○中略太政大臣（大殿）騎馬、候西中門内北腋、（服赤色、白橡表衣、螺鈿劔、下襲、浮文表袴、[illegible]力瑪瑙帯、鼻切、○下略）

〔山槐記〕永暦二年四月十九日辛酉、未刻、○中略麴色二人、所衆二人、（青色袍、二藍下襲、鼻切沓、○下略）

〔吉記〕承安四年九月廿二日丙午、後聞今日定考也、○中略大中少弁少納言等著座、次第云、著二鼻切沓一、○中略但右少辨次晋顯外記晋、弘誓淺○下略

〔經俊記〕建長五年十二月廿二日丙寅、今日法勝寺阿彌陀堂供養也、○中略堂童子左右各八人、(中略)著二鼻高一、繁履、時略

〔倭名類聚抄〕十二履襪鼻高履　楊氏漢語抄云、突子、突骨出骨反、今案、俗人所レ著鼻高履是歟、鼻高履也、

〔伊呂波字類抄〕比雜物鼻高履ヒタカクツ今案俗所レ著、鼻高履、

〔類聚名義抄〕七尸鼻高履鼻高履是歟

〔下學集〕下器財鼻高ヒタカ履也、高字或作レ堯、

〔貞丈雜記〕五裝束一鼻高といふ沓は、皮にて作り、鼻を高く持上て作りたる沓也、

〔延喜式〕二十一玄蕃諸師法服、○中略

高鼻履一兩

高鼻履一兩

讀師法服○中略

高鼻履一兩

〔法體裝束抄〕一鈍色可レ令レ著次第○中略

鼻。廣。僧のはき沓の、鼻のあるものなり、むかしきはあやにてはる、

〔僧官僧服揃文〕鼻高

黒漆也、内張事同二草鞋一、

〔三中口傳〕一乘車儀事○中略

下御時御簾役人立レ左、榻役人立レ右、故入道左府、依二脚氣所勞一、於二榻下一被レ著二沓鼻廣一、○下略

〔新猿樂記〕五郎者、天台宗學生大名僧也、○中略捧二如意香爐一姿蕩々、履ハクル二鼻廣草鞋一勢稅々、○下略

〔長秋記〕長承三年二月十七日丁酉、於法勝寺被供養金字一切經、行幸、催卯時也、○中略 唄師參時、於本座著草鞋、而仁證著鼻高參上、○下略

〔僧官僧服總文〕一去年○享保四年 正月、鼻高之儀御尋之節、諸人嚢芥ニ鼻廣ト有之、外之記錄ニ鼻高トモ候ヘバ、同ハ物ナキ可然哉ト、申達申候ヘドモ、延喜式玄蕃寮ノ中ニ、講師、讀師、法服ノ目錄ノ内ニ、各鼻高履一兩ト有之候ヘバ、昔ヨリ履ニ物コレアリタルコト、見ヘ候、以上、

右者享保八癸卯年正月、僧官幷僧服之儀、公儀御尋ニ付、凌雲院前大僧正實觀、考ヘ上ラレ候寫也、

〔西宮記臨時三〕踏懸 四位已上著之

〔西宮記正月〕殿上賭弓○中略 定諸陽師、文宣旨 出居畢參內、自西對 解除事、召矢作事、[illegible]○中略）鼻切、○下略

〔雅亮裝束抄二〕そくたいのさうぞくのこと○中略 はなきれといふ物をはくことあり、それはさしかけとて、まつりのつかひなどの、かへさの日ははく、又六位のはれにははくものなり、○下略

〔服飾管見入〕踏懸

西宮抄、鼻切履とは別にあげて、四位已下是をつくとあなるに、雅亮が抄には、だうどうじの染わけなどには、はなきれといふものをはく事あり、それはさしかけとて、祭の使などのかへさの日ははく、また六位のはれにははく物なり、くつぬひのする物なりとあなり、堂童子は堂上にての役なるに、例の鼻切はぬげてあしければ、鼻切の左右のはたに、皮のわな、どして、緒をさしてゆひて、足の甲にかくれば、かくいふにや、さて雅亮が頃は常になりて、鼻切にもかへて用ゐしかば、一つものと思ひたるなめり、後の世五位已上の禮服の烏皮舄に、緒をつくる事も、是がうつりつら

人々、略、○下

〔中右記〕寛治四年十一月廿七日丁亥、今日太上皇覽御物詣試樂、略、○中中將殿御裝束、大、中下襲、黑半臂、二色重織物表袴、紅、白、青、紺地綾、紫檀地緒、靴、履、

長治元年八月六日、御八講五卷日也、略、○中今日右大臣殿唐裝束、略、○中履、靴、

〔頼業記〕仁安三年三月廿日壬午、今日御即位也、略、○中少外記中原師高、著二重履、

〔管見記〕弘安十一年正月廿六日壬子、今日太上天皇有御幸石清水宮、略、○中一位、衣冠、持笏著絹襪、著差履、略、○日如此、下略、

〔園太曆〕文和四年十二月十七日、差履沓事、其體不審相似、只今分明所見實應不審、鶴僧著用、赤漆沓歟、然而定不同歟、先年可被知此儀、相尋、後任時父存命可有才學被歟、三條内府禪門爲前大納言、衣冠之時被著用、粗雖見及不分明、件沓不審、大臣大中納言參議散三位、勿論候歟、先年殿爲關白臣爲二大外記、著用之、三條内府爲大納言之時當會之時、已被忘卻無正體、無定儀不及只沙汰候、宿老人著用歟、將又依人著之歟、依時宜勅許之後可著候歟、雖無其儀任意可著用歟、條々委細欲被註下候、

〔續古事談〕五諸道ノ博士ナドハ、裝束執スル事ナカリケルニヤ、光榮ト云ケル陰陽師、上東門院ノ御產ノ時、アサマシゲナルウヘノキヌ、指貫ニヒラクツハキタリ、略、○下

〔山槐記〕治承四年四月廿二日甲辰、今日皇帝於紫宸殿、略、○註御即位、略、○中敍位正光著裝束、後日左府被示曰、仁安度沓強著惡、仍今度關改之處、本履無術、

〔三内口決〕沓、略、○註御即位之沓ハ如唐人之沓、沓表中ハ以錦張之有緒、有紅緒、

〔後二條關白記〕寛治五年二月六日、春日使立、新少將爲使云々、略、○中中宮職使立、件使許被進唐。靴。之由聞之云々、

〔長秋記〕長承三年二月朔日辛亥、女房御幸帶云々、略、○中此間仁譯法師著履、行者著唐人沓、

平沓

唐沓

〔海拝抄〕一毛沓ハ近世フ。ラ。ワウチヤワラゲタフクル、本儀ハ左ハナシ、シ。ユ。ロ。ノ。葉。ヲホソクナキナ、ビロウノ如ク、シホ水ニユタ、末ゴトニノコレナフクル、毛ノゴトシ、イカニモホソクワリナクベキナリ、

〔飾抄中〕毛沓

或古老抄曰、布衣騎馬殊刷時、或毛沓、有帯如鞍著、使公卿勅使、始終騎馬從之人、可用歟、

〔服飾管見八〕毛履○中略

飾抄には、古老抄曰、布衣騎馬殊刷時、或毛沓、有帯、如鞍著、といへれど、古き繪には帯を畫がゝず、祭の使の舞人小舎人童は、必はくものなり、

〔西宮記臨時八〕毛履　諸衛使佐已下随便用之、

〔深窓秘抄〕毛沓　布衣騎馬ニ用ルコト有、官侍ノコト也、公卿ハ不用、

〔物具裝束抄〕一小舎人童事

狩衣上下　衣　單　毛沓○下略

〔年中諸公事裝束要抄十月〕興福寺維摩會

勅使　下向の時かならず騎馬、衣冠出衣、毛沓をはくべし、○下略

〔小右記〕長元四年九月廿五日庚午、今日女院參給八幡住吉天王寺、多賀遊覧歟、萬人經營、皆以爲奇、○中略上達部、或冠直衣、或宿衣、或狩衣、○中略或上達部著毛履、以金銀爲莊嚴、未見未聞事也、

〔兵範記〕仁安二年四月卅日丁酉、小舎人童六人、○中略著毛沓、

〔山槐記〕治承三年三月廿四日壬午、今日石清水臨時祭也、○中略使右少將隆房朝臣、○中略童六人、各平絹、練紅打衣、狩衣、紅袴、毛沓、(中略)○下略

〔實躬卿記〕弘安八年十月十九日、今日御幸住吉、○中略今日上皇御騎馬、○中略御水干狩襖、○中略虎。皮。御。

毛。沓。(〇下略)

〔貞丈雜記 十一 武具〕一御。つ。ら。ぬ。き。とも、御。つ。な。ぬ。き。とも云は、大將の御沓の事也、大將ならずとも、常の人もつなぬきとも、つらぬきとも云、

〔三議一統大雙紙 騎射門〕一沓の仕立やうの事、熊の皮本なり、毛の方を外へなして、こしらへべし、中は鞠の沓と同前なり、

〔江家次第 二 正月〕裝束(〇大臣家大饗、中略)

大饗(帽子、錦袍、表袴、錦靴、左手引大、右手取白木杖、)貫。

〔長秋記〕大治五年十月十四日癸丑、晴、鐘鼓間、中務少輔入來、同車參廣隆寺、(〇中略)召別當良實、於堂前給御馬、御隨身府生敦忠兼以綱引入自東廊戶、伴二人撤弓帶胡籙劍、又著。熊。貫。、

〔奥州後三年記 上〕相模の國の住人鎌倉の權五郎景正といふ者あり、先祖より聞えたかきつはものなり、(〇中略)同國のつはもの三浦の平太郎爲次といふものあり、これも聞えたかき者たり、つ。ら。ぬ。き。をはきながら景正が顏をふまへて矢をぬかんとす、(〇下略)

〔源平盛衰記 三十五〕義經院參事

義經巳下ノ兵六騎、門外ニシテ下馬ス、(〇中略)大將軍義經ハ、熊。皮。ノ。頰。貫。ヲ履、自餘ハ牛皮ヲ履、(〇下略)

〔源平盛衰記 四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

宗行熊手ニ被懸ナガラ、馬ヨリ飛下、貫。帶タリケルガ、沙ニ足ヲ踏入テ、頸ヲ延テ曳々トゾ引タリケル、

〔義經記 五〕義經よし野山を落給ふ事

武藏坊、(〇中略)やがて御前を立ち、かちんのひたゝれに、黑糸おどしのよろひきて、法師なれ共、つねにかしらをそらざりければ、三すばかりおひたるかしらに、もみゑぼしに、ゆひかしらして、四尺

二寸有りける黒漆の太刀、かもめじりにぞはきなしたる、三日月のごとくにそりたる長刀つえにつき、熊の皮のつらぬきはきて、きのふふりたる雪を、時の落花の如く蹴ちらし、山下ぞさして下りけり、

〔高館物語上〕ひせんの平四郎略○中熊のかはのもみたびまろがねにてへりがねわたし、あぐち高にふんごうだり、

〔安斎随筆前編十五〕一くまの皮のもみたび略○中くまの皮のもみたびは、毛つらぬきと云者ノ事也、やはらかなるゆへ、もみたびとも俗に云也、へりかねは、足をふみ入る所のくちに、へりをとりたる也、あぐちは、あぐとども云、ちトとト音相通也、あぐちは踵の字也、くびすとも、きびすとも云同事也、あぐち高の高の字は、もみたびのくち高く、足にかゝるを云也、ふんごうだりとは、ふみこむ也、

〔倭名類聚抄十二履〕屧　史記注云、屧〈蘇協反、與躞同、漢語抄云、久都乃之岐、一云、屧子〉履之薦也、

〔箋注倭名類聚抄四調度〕按屧或通用蹝字、孟子云、猶棄敝蹝、趙注云、蹝草履可蹝者也、文選北山移文注引劉熙注孟子云、蹝草履可履、然則屧當訓和良久都、其履屧者、履上薦、屧故名久都々計乃阿之太、今俗草履下駄是類也、略○下

〔類聚名義抄七〕屧屧〈ハアシハ〉屧子閑

〔伊呂波字類抄久雑物〕屧屧〈ハアシハ〉

〔雅亮装束抄一〕まもづかひのさうぞくの寸法略○中又けいし、まがいといふ物あり、けいしは、はりばかまをきて、そばをはさみて、わきなが（　）こめ、うちぎぬ、ひとへをきて、おびをして、そのうへに、もをまもづかひのやうにきて、つぼとりたるなり、これもあしだをはく、略○下

足駄

〔枕草子　一〕まつりのころは、略○中わらはべのかしらばかりあらひつくろひて、なりはみななへはころび、うちみだれか丶りたるもあるが、けいし。くつなどの緒すげさせ、うらをさせなどもてさはぎ、いつしか其日にならんと、いそぎはしりありくもおかし、

〔枕草子　二〕いま内裏のひんがしをば、北のぢんとぞいふ、略○中定證僧都のえだあふぎにせさせばやとの給ひしを、山しなでらの別當になりてよろこび申すの日、略○中高。き。け。い。し。をさへはきたれば、ゆ丶しくたかし、略○下

〔枕草子　九〕清げなるわらはべなどの、あこめいとあざやかにはあらず、なへばみたる、けいしのつや丶かなるが、かはにつちおほくつゐたるをはきて、略○下

〔山槐記〕仁安二年四月廿七日甲午、今日齋院御禊也、略○中次屐子束[著]、出中門之東方屏戸、經客殿北方西行、随南方出東島居丁、此事有不審、去年之儀相尋之處、屐子今曾經客殿北方西行、随南方云々、中内府之處、共經寢方西行之由、覺悟之留敷、仰、予(藤原忠親)雖引見舊記、未見此儀、仍只可随先例之由存、長官於今者經南方西行、屐子因欲進行之間、六位次官某甲云、於今知見、近予屐子事者、先々經北庭東行也、予雖不覺悟、仍唯可随先例之由、仰之、諸可尊、又可随見也、但雖經南庭不甘心、如今可令經紋、又束雖先例東、予家長官云、屐子先可渡紋、長官承諾退了、屐子出東之間、官人等出來、經扶束雖先可渡之由中、是可候一御車後也云々、此事知例屐子束雖共可候也、又下仕雖參、來及紋之間、罷集進讀了、事可及雖々、仍輒不候、○下略

〔碧山日錄〕長祿四年九月廿一日甲午、南帝之孫大塔太子、嘗聚凶賊、據笠置之險、將軍尊氏奉詔出師、陣三叛原、將軍未出師之時、入海住山達解脱之像、尋欲見上人隨身之具、衆僧出之、中有木。屐。一雙、以桐。木。所。造。也、將軍喜曰、予前夜夢以桐屐踐天下、乃分其片屑著之甲衣之上、遂平敵以執天下之柄也、自是以桐葉為家紋、且表屐二齒為二劃而之二引兩云、

〔倭名類聚抄　十二履襪〕屐　兼名苑云、屐一名足下、屐音奇逆反、和名阿師太、

〔伊呂波字類抄　安雜物〕屐　アシタ　足下　屐同　一名

〔下學集　下器財〕屐　又云足駄、○駄也

〔雅亮裝束抄〕一しもづかひのさうぞくの寸法〇中略

又けいし、まがいといふ物あり、〇中略御くるまのともに十二人、さうぞくれなゐのはりばかま、そばをはさみあげて、うへにあこめをきておびをす、からぎぬをきる、もをつぼとる、ぬ。り。あ。し。だ。をはく、さいしをさす、

〔海人藻芥〕淺足駄准后、僧人ハ用、尻切、草鞋ハ可用、頭陀非此限云々、〇下略

〔空穗物語國讓の中〕はたけつくるおとゝくゝりあげて、く。れ。の。あ。し。だ。はきて、さいつえつきて、ぬの、ひたゝれきてたち給へり、

〔枕草子六〕はつせなどにまうでゝ、つぼねなどするほどは、くれはしのもとに、車引よせてたてるに、おびばかりしたる、若き法師ばらの、あ。し。だ。といふ物をはきて、いさゝかつゝみもなくおりのぼるとて、〇下略

〔枕草子十二〕見ぐるしきもの

はかまきたるわらはのあしだはきたる、それはいまやうのもの也、

〔榮花物語十三木綿四手〕花の程にかはりぬるそらのけしきも、いとはれ〴〵しく、〇寛仁二年正月、中略院〇小一條の御をきてのあれば、みやたちに御節供まいれり、よろづあはれなる世をとの〇藤原道長は小袴きて、あしだはかせ給ひて、つえをつきて、みちのまゝにありかせ給、御まへの小木どもの、おひさきつくみはせたまへば、〇下略

〔宇治拾遺物語十五〕染殿の后物氣になやみ給けるを、或人申けるは、慈覺大師の御弟子に、無動寺の相應和尚と申こそいみじき行者にて侍れと申ければ、めしにつかはす、則御使につれてまいりて中門にたてり、人々みれば長高き僧の鬼のごとくなるが、信濃布を衣にき、椙の平。足。駄。をはきて、大木槵子の念珠を持り、〇下略

〔古事談〕三僧行 叡山ノ平燈大徳は、阿彌陀房之阿闍梨淨眞之師也、池上阿闍梨皇慶之祖師也、或日朝ニ河屋ニ居タリケルガ、足駄計ヲ蹈脱テ晴跡了、○下略

〔古今著聞集〕十六興言利口 順德院御くらゐの時、あるところの格勤者よりあひて、雜談しけるに、内裏の番がはり、此たびは以の外にきびしくてなどいふを、ひとりが云やう、いかにきびしくとも、我は高。あし。だはきて、とをりてん、すこしもとゞめらるまじといひければ、○中略此主ことにたかきあしだはきて、二條あぶらのこうじを、南へとをるに、あんの如く大ばんのもの、あの男のあしだはなどいふを、すこしもきゝ入ぬやうにて、にらみまはしてなを行を、○下略

〔源平盛衰記〕五 成親已下被召捕事
西光ハ天性死生不知ノ不當仁ニテ、入道〇平清盛ヲハタト睨返シテ、○中略御邊ノ父忠盛ハ、正シク殿上ノ交ヲ嫌レシ人ゾカシ、其嫡子ニテオハセシカバ、十四五マデハ叙爵ヲダニモ不賜、シカモ繼母ニハ値タリ、緣遠カリケレバコソ、中御門藤中納言家成卿ノ播磨守ニテオハセシ時、受領ノ鞭ヲ取、朝夕ニ覺ノ直垂ニ縄。緒。ノ。足。駄ハキテ通給シカバ、京童部ハ高平太ト云テ咲シゾカシ、○下略

〔平治物語〕二 信頼降參事并最後事
信頼卿ヲバ左衛門佐シテ、謀叛ノ子細ヲ被尋、一事ノ陳答ニモ不及、只天魔ノ進メナリトゾ被歎ケル、○中略松浦太郎重俊斬手ニテ有シガ、太刀ノアテ所モ覺ヘチバ、押ヘテ掻頸ニゾシテケル、○中略受ニ齡七十計ナル入道ノ、柿ノ直垂ニ文書フクロ頸ニ掛タルガ、平。ア。シ。ダ。ハキ、鹿杖ツキ、市ノ如ク立圍タル人ヲ、カキ分カキ分行ケレバ、○下略

〔兵範記〕久壽二年十月廿八日壬寅、今日下家司親兼所、法性寺殿僧料物、○中略尻切、足駄、各十足、

〔寺家雜筆至要抄〕建長四年八月十八日、新制三箇條内、○中略有職以下從僧、并中間法師等事、大帷塗。足。駄。停止之、○下略

〔太平記 十一〕書寫山行幸事附新田注進事

五月二元弘十三年七日ニハ、播磨國書寫山ヘ行幸成テ、先年ノ御宿願ヲ被果、諸堂御巡禮ノ次ニ、開山性空上人ノ御影堂ヲ被開ニ年來秘シケル物ト覺タ重寶ドモ多カリケリ、當寺ノ宿老ヲ一人召テ、是ハ如何ナル由緒ノ物共ゾト御尋有ケレバ、宿老畏テ一々是ヲ演説ス、○中略又眞禿ナ儘ニ履レル杉ノ履アリ、是ハ上人當山ヨリ毎日比叡山ヘ御入堂ノ時、海道三十五里ノ間ヲ一時ガ内ニ歩マセ給シ履也、○下略

〔常山閑話 上〕加藤清正心入并庄林隼來出來助が事

清正肥後の國に在城の時、夜陰の事にて有しに雪隱へ行れ、小姓共二三人附添行て、手水所に待居る、清正はいつも廁へ入るに不淨をにくみ、足の高さ一尺計の足駄をはきてはひられける、略

〔東海道名所記 三〕かざまつり左に松山あり、その上に杉山あり、石垣山といふ、氏直をせむるとき、太閤秀吉むかひぢんをとり給ひし所なり、名物には、○中略小田原足駄、けやきのまるき木履なり、○下略

〔岡田新筆 二〕こゝにまた、此頃飛驒の人田中記文といふが訪來て、其國の事ばしかごのわたりのことをかたり、且記せるものを示さる、○中略土人は重きを負ついたゞきて、しかも彼程限を踰て進む、かつて一歩をあやまたず、或は雨夜に燭を執らず、木履を穿て行となん、○下略

〔享保集成絲綸錄 四十九〕元祿十二卯年閏九月

覺

與力　御徒　御徒以下　坊主衆　職人　町人　銘々　被業　家老

用人の外又もの

右の輩下馬より内、げた、あしだはき候儀、可爲無用候、以上

〔我衣〕寶永比ヨリ、京下リ草履下駄アリ、則京草履ニ下駄ヲ打付タルモノナリ、正德ヨリ皮パナヲノ雪踏ノ表ニ歯ヲツケタルコマ下駄出ル、ハリガチニテカラタル、(中略)古來ヨリ下駄ハアルコトナリ、地下駄桐ニテ作ル、山下駄ト云アリ、山ニテ作テ出ス、下品ナリ、(中略)

寶永ノ比ヨリ小田原町足駄トテ、衣島桐ノコマカナルヲ用、歯ハ樫ノ木ナリ、始テアリニサス、後ニケヤキヲ用ユ、(略)〔圖〕

寶永ゴロヨリ、上方色々ノ塗下駄ヲ下ス、皆女下駄ナリ、(中略)

享保年中、上方ヨリ桐ニテ作リ、歯ホウノキノ足駄大ニハヤル、

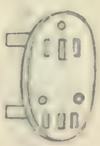
男女塗下駄足駄トモ、寛延三年八月御停止、元文比、燒桐ヲヌグヒ漆ニテハキシ下駄足駄ハヤル、

甚ヒカリテ伽羅ノ如シ、上人ハ不用、

正德ノ比ヨリ駿河町越後屋、大下駄ヲコシラヘル、紛失ナキ用心ナリ、長一尺二寸餘、横五寸、他ニナキハキモノナリ、



長ヘ歯ヲ横出ス、表桐、歯ケヤキ、



元祿ヨリ丸キモアリ、下女ナドハク、

〔昔昔物語〕享保の末元文の比より、寛延の今に至りて、若き衆の風俗衣裝は、女の如くにきびす打ほど長、女のはく樣成下駄足駄を黑塗にしてはき、(下略)

〔諸家奥女中袖鏡〕履もの丶事(中略)

一足駄は銀杏葉黑塗にて、三筋はな緒、黑天鵞絨の事、

草履

〔三省錄 四 五〕三四十年このかた、わら草履のはな緒、殊の外細く成、持ぞうりにすべき品なく、また中間小者ども、いづかたにても、自分用に出るときは、雪踏をもちひ、または當時流行の眞田はな緒のぞうり下駄を用い抔、世の風俗一變となりぬ、〈中略〉石川氏筆記

〔骨董集 上編上〕ころばやといふ下駄〈○中略〉傳て云、瓢簞をおよるは轉ざる拍歌なりと、これによりておもふに、江戸の名物にころばやといふ下駄あり、其下駄に瓢簞の形を印するも、原徳拍歌の爲にする事なるゆゑに、ころばやといふ名をおほせけるにやとおもはる、〈○下略〉

〔七十一番歌合 上〕廿二番　右　あしだつくり

山風の寒くる霜の古あしだかたえの月は木のま成けり〈○中略〉

獨ねの身は我なれやさしあしだ二めみつめもあればこそあれ

〔倭名類聚抄 十二 履襪〕草履　楊氏漢語抄云、草履、〈[illegible]〉

〔箋注倭名類聚抄 四 履襪〕草履又見西宮記御齋會條所引天暦二年吏部王記、北山抄御齋會條、中華古今注、伊尹以草爲之、謂之草履、周文王用麻爲之、名曰麻鞋、

〔類聚名義抄 七〕草履〈ワラフツ、俗云サウリ〉

〔伊呂波字類抄 佐 雜物〕草履〈サウリ、日記用淨履、〉

〔下學集 下 器財〕草履〈ザウリ〉

〔服飾管見 八〕草履

こはわらにてつくれる履なり、〈○中略〉此草履或は草履とかけるあり、誤なり、貞觀儀式正月八日、講最勝王經儀〈十四日〉とある中に、〈○中略〉執淨履、〈○中略〉とあれば、是、草履は尋常の物なり、草履なればこそ、淨履とはいひたれ、

〔儀式五〕正月八日講最勝王經儀（十四日儀准之）

前一日、所司裝束太極殿、○中略 東側戶外少北勅使座、（南面西上）其後三許尺、執淨履、雜掌座、（各以淨履納折櫃置前、勅使執之、王四位以下、及堂童子雜掌執之、）

〔西宮記臨時八〕草履

御齋會行香間、王卿已下所著、（其形似鞋、）近代不用之、

〔西宮記正月〕一御齋會○中略

樂人著、○註略 堂童子著、○註略 唄散花行道、○註略 內辨著、○註略 舞、次講讀兩師退、（如進儀、三綱行香、當府公卿不行香、兩側著草履、）

還御、

〔北山抄一正月〕八日御齋會始事○中略

衆僧著座後、各供一曲、講、呪願、讀師退下、樂工在前面出、東西行香如常、（往年著草履、今即無此事、）○下略

〔西三條裝束抄〕草履

御齋會行香ノ間、王卿著用ノヨシ見エタリ、

〔今川大雙紙上〕躾式法の事

一ざ。う。り。の緒立る事、はなつゝ、ひかみをそとへまくべからず、内へまく也、彼一段の時、○四事 外へ寒也、いかやうにもそつじに請取事有べからず、又裏へ出ス緒のさきを切也、彼一段の時は、きらぬ也、なし共切るまねをする也、

〔諸家奥女中袖鑑〕履ものゝ事○中略

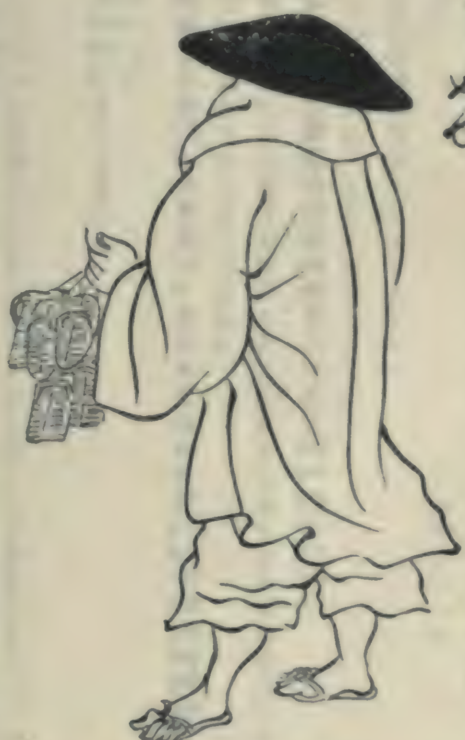
一御殿中、御下ばきは惣女中とも、白羽二重にて一筋綰緒、藤。く。ら。草。履。の事、

但しはな緒は白綸、木綿にてもよし、

一外。履。は、京。草。履。三。枚。重。ね、三筋緒、くろ天鵞絨の事、

〔七十一番歌合上〕廿一番　左

とがむべき人もあらじなぬげゝはき雲井の月ぞのぼりてやみん○中略



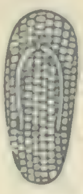
ざうりつくり

〔我衣〕草履ワラゾウリ、元タルベシ、京草履トテ、ハチクニテ拵タル有リ、元祿ノコロハヤル、當地ニテモ眞竹ノ皮ニテコシラヘタル皮草履アリ、下郎ノハキモノナリ、湯土產等ニクヾ草履〈小兒ノハキ物〉正德ノ比キガラ草履ハヤル、是ヲ三谷草履ト名付、吉原通ヒノ若男ノハキ物ナリ、其後ハ中ヌキワラゾウリ流行ストイヘドモ、下郎ノハク物ニアラズ、武士有德町人ノハキ物ナリ、尤カケナガシナレバ、二十四銅ホドノゾウリヲカケナガシニハ、常體ノ人ハセズ、享保ヨリ中ヌキ草履所々ヨリコシラヘ出スユヘ、代十二銅十四銅ニナリ、タイガイ常ナイノ人ノハキキノ、目立ヌヨウニハ成タリ、元文ノ比ヨリ川繪ヨリ裏附ゾウリコシラヘ出シ、寬保比ハ大方右ノ裏付ゾウリヲハク、此節ワラノ裏付ゾウ履ニ、絹ビロウドナドヲ鼻緒ニシテ女ハク、緋縮緬モアリ、物好ノ女中多クハ是ヲハク、延享ヨリ三枚ガサネノ草履モミヘタリ、是ハシンシヤクシテ多クハ不用、ヨリ〳〵ウワ氣物ノハキシナリ、裏附草履古來ヨリアリ、是ハ中ヘ草ヲ入ルモノナリ、雪踏ヨリ高直ナルモノナリ、大名ノ玄關前茶人ノ路次入ニ、水ノシメラヌタメナリ、元文ノ比迄モ、是ヲ晴天ニハクモノ一人モナシ、延享始ヨリ木綿切レヲ以テ作ルゾウリアリ、多クハ紺淺黃黑ナド古切レヲ交タリ、柔カナレドモ下品ナリ、



古ヘノワラゾウリ

今ノ雪踏ゾウリヲ、少シ丁寧ニコシラヘタルモノナリ、代大銅ヅヽ、



京ゾウリハ、三十六銅ホドスル、ハチクノ竹ノ皮ニテ作ル

糸瓜(ヘチマ)草履、延享元年始テ京ヨリ下ル、ヘチマヲサラシ白クシテ、二(フタツ)ニワリテ重ネタルモノ、鼻緒ハ白木メン、持草履又ハ風呂草履ナリ、人ノ肌ヲヨクスト云、○中略享保ノ始ヨリ爪(ツマ)カクシトテ、京草履ノ前緒ヲツメテ前ノ方上ヘソラシ、足ノ指向フヨリミヘヌ

ヨウニシタル草履アリ、昔遊女ノハキ物ニテ、常ノ女ハハカズ、

〔江戸塵拾 四〕安藝草履　藝州の中間吉助といへるは、草りを作る名人なり、かれが作りし草りにて、道路を行に草臥る事なし、藝州の家来、此草りを吉助草りといふ、其後世にひろまりて、安藝草りといふは、此品をよぶもの歟、延享の頃よりはじまる、

〔翁草 八十三〕盛入録　本多百正記之

大猷院家光公の御代に、盗人を捕縛、其同類を糺し求、糺明するに、其組の長の名を大草履組と申て、此同類皆々草履の鼻緒を太く仕、相圖に定ると白状す、此由御耳に達しければ上意に、定て小草履組と云が有に仍、大草履組と云成べし、今一組をも捜させよとの仰に任せ、相尋處に、果して爾也ければ、是二組共に召捕、公の御智を感じ奉る、

〔浚明院殿御實紀附錄 二〕喜多村弥三郎正秀小納戸となりて、いまた日数へざりしほどのことなりしとか、御供にまかるに、御馬より下りさせ玉ふ時、御草履を奉りしに、ことなれざる故、あやまちて御草履を違に奉り、やがてこゝろづきて、こはいかにとおもひしが、改むる暇もなかりしかば、恐怖して御沙汰を待しに、弥三郎はじめて供に出しことなれば、あやまちは有べきなり、ましてこれまで人に、草履直せしことはあるまじければ、草履あつかふ様あやまちしは、猶さらことはりなりと仰ありて、御咎なかりしとぞ、

〔一話一言 二十四〕和穩子。

東海寺などにて用る草履なりし、レタウブを着してはく爲に鼻緒なし、



和穩子又寄草履

〔増補下學集 下二 器財〕金剛(コンガウ)

〔雍州府志 七 土産〕草履 草鞋、謂草履、又稱金剛、始金剛氏人使造之云、一說其製法堅密、而雖行遠方不損、故謂金剛云、

〔重尻 十〕金剛草履ト云名 金剛草履といふは、菅を以て作る、○中略今も伊勢參宮の路にて、菅の草履を金剛と呼ぶ、金剛坂の地名もこれより起れりといふ、昔僧家歩行の時多く是を用ひし、尻切の裏に革を用ゆるは又別物也、

〔嬉遊笑覽 二中 服飾〕こんがうは金剛にて、もと佛氏の堅固なることに、譬へたる語なり、こんがう、略きてこんごとも云り、物類稱呼に、江戸にてこんがう、又のりものざうり、小注に、裏おもて共に藺の皃をもつて織たるもの也、畿内西國にて、こんがうといふ乘物ざうりの名はなしといへり、藺にて織たるのみにあらず、可笑記 四 に、こんがうと申すはき物は、わらにて作るものなれば云々といへり、

〔古實採要 下〕一草履類ノ事 ○中略
今案ニ履打(コンガウ)ハ、和名タナハメト云モノ也、地下ニテ用ルハ、制異也トイヘドモ、コンガウトヨブ、昔比叡山ニ、安然僧正貧窮シテ、香ヲ求ル力ナシ、依テ金剛 白注 ヲ手ニ持タマヒテ、草履ヲ製リショリ、コンゴウザウリト世ニ云ヒ習レタリトナリ、○中略
ゴンズワラヂ、今ハ小兒ノミハク物ノヤウニ聞ユレドモ、小兒ニカギラズ、本ハ大人ノハクモノナリ、古ハ武者モハキタルユヘ、武者ワラヂトモ云、源平盛衰記ニ、ゴンズハキテト云コト見タリ、又義經記ニモ、辨慶ハ大先達ニテ有ケレバ、袖短ナル淨衣ニカチンノハヾキ、ゴンズハキタトアリ、ゴンズノ制、今ハ知ラヌ人多シ、小兒ノハキモノニノミ其制ノコレリ、圖ノ如シ、



〔義經記七〕判官北國落の事

辨慶は大先達にてありければ、袖みぢかなる淨衣に、かちんのはゞきに、ごんぷはいて、袴のくゝりたからかに結ひて、新宮やうの長頭巾をぞさげたりける、

〔三内口決〕一小者事略○中

中間小者ヘ侍之家召遣候、公家中一向不作候、假令名ヲ申替候計候、顏色ハ皆金剛令持之候、略○下

〔法然上人行狀畫圖三十四〕をよそ上人の一期の威儀は、馬車輿などにのり給はず、金。剛。草。履。にて多行し給き、略○下

〔圓光大師行狀畫圖翼贊三十四〕金剛草履ハ、世ニ傳フ、安然和尚イタク貴カリケレバ、草履ヲタリタ、世ノイトナミトシ給ケルヲ、人來テソレハ何ニカト問申セシニ、金剛ノ性體トコタヘ給ヘリ、ナレバコノ時ヨリ、草履ヲバ金剛トハ云ヘルトカヤ、

〔吉口傳〕一法勝寺九重塔壇上不可著金剛事

正安二年五月五日記云、今日相具從儀師、相語云、先日法皇新院内々幸御覽、有臨幸九重塔壇上、法皇不被召御金剛、本願無恐有恐之由有勅定、其以後寺家存其旨、一向上下禁斷之云々、

〔實躬卿記〕德治元年十二月二十三日己未、今日於仙洞可有白馬節會御習禮、可參之由、隆長朝臣相催、略○中參院、御裝束等悉供之、里内儀卿無相違事、上皇御直衣御上括令立襄殿御、御金剛五

〔伊勢守貞忠亭御成記〕一御こんがうおよそ三そく、一御こしたて、

〔鳩巢文集五〕道春に金剛經の口義をかへすとて狂吟二首、文のまゝに寄てをくる、

ふみまりて佛のみちにゆ〻なとやこんがうをみなくぎづけにして

みちふまんこんがうきやうのくぎづけをしらではしらんあしのふんぬき

〔安齋隨筆前編七〕一ゲゲ　ワラノゲヾと云は、常のワラザウリ也、キ。ノ。ゲ。ヾと云ハ、藺ガラにて作りたるザウリ也、藺ガラは燈心を引取たるアトノカラ也、大和河内等の土民のゲゲと名付て、ハク藁ザウリ、左の圖のごとし、



塩鹽ワラヲ二ツヽ、折曲テ、平タ三ツ組ニスル也、甚麁相ニ作リタル物也、

右のゲゲ、甚古風なる物ゆへ是を記す、本は此體なるを、後に巧をかへて、今のザウリを作り出したるなるべし、村井敬義云、大和、河内のゲゲ、右の圖とハ異也、右の圖ノゲゲハ、京都三賀茂の神社へ御鎗東來る時、其中にあり、神前に奉る也と、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕げヾといふはきものは、いやしきものなれば、下々の音なるべし、

〔源平盛衰記十九〕文覺頼朝對面附白首附曾公尋父骸事

佐殿略○中上人ガ庵室へ渡給フ、文覺目モ懸ズ、詞モ出サズ、佐殿ノ御座スル處ヲ、黒歷カ、ゲ。ウ。ワ。へ。ゲゲ。ハキヲ前へ後へ通、略○下

〔源平盛衰記三十七〕景高景時入城幷景時秀句事

平家ハ高橋ヨリ矢衾ヲ造テ散々ニ射ル、城ハ究竟ノ城也、略○中武藏國住人篠黨ニ河原太郎高直、同次郎盛直、兄弟二人馳來テ、馬ヨリ飛下、藁。下。々。ヲハキ、城戸口ニ責寄テ、今日ノ先陣ト名乘テ、逆

茂木ヲ登越々々城内ニ入ケルヲ、略○下

〔平家物語 九〕二度のかけの事

むさしの國の住人かはら太郎河原次郎とて、おとゞひ有、略○中所々でうたれんより、一所でこそ打死をもせめとて、下人共よびよせ、さいごの有さま云つかはし、馬にはのらでげゞをはき、ゆんづえをついて、いく田のもりのさかもぎをのぼりこへて、城の中へぞ入たりける、

〔成氏年中行事 正月〕一同廿三日、鶴岡御社參、略○中御貫左ノ方ヨリ參タ、御鐙ヲ右ノ手ニタアゲタ、御絹ヲ給タ、モタル、時、御沓役御貫ノ左ノ方ヨリ繼タ、御イゲゞヲノメサセ申、略○下

〔海人藻芥〕於裏無者、夏衆并諸堂預ヲ用之、〈堂預法師、實也、〉横竪毛ノ裏無見用之、無職ノ物也、略○下

〔古實拾要 下〕一草履類ノ事 略○中

按文○貞常ノ草履ハ二枚ダチナルヲ、一枚ニスルユヘウラナレト云、二枚裏ハ本ニアラズ、

〔衣文晝書〕一緋袴、略○中次淺履或裏無、〈二ア〉略○中

一闕腋、略○中次淺履或裏無、略○中

一衣冠、略○中次淺履或裏無、

一直衣、略○中次淺沓或裏無、略○中

一狩衣、略○中次淺履或裏無、略○下

〔山槐記〕治承三年六月十二日己亥、今夜宥行幸、略○中當今渡土御門亭、略○中次内侍所、略○中左少辨通資朝臣、〈着淺履、依雨也、不用裏無歟、〉

〔三長記〕建久九年二月十四日壬午、今日上皇令參詣石清水給、略○中午刻著束帶參宿院、略○中予御先行、檢組緞、汗衫衣、〈裏無、上着、〉

〔五代帝王物語〕此三條の相國師門〈公○實房〉は、極て志れたる人にて、申べき事ありて、今出川の第へわたりけるには、乘ながらやり入させて、中門の廊に車よせて、手づから裏無を取いでゝ、堂上に

はきて、公卿座に居て對面して歸にけり、侍者無人の振舞おかしかりけり、

〔高一記〕正安三年十月廿九日、予〇勘解由小路兼仲供奉、實所、近衛大將定宗朝臣供奉、六位外記史小舍人等如先度、上皇立御車御見物、予著靴供奉之、於中御門所著之如

〔源平盛衰記三〕澄憲祈雨事

過ニシコロ、比叡山ニ候ケル兒ノ、夜ノ間ニ失テ見エザリケレバ、〇中略方々尋ケル程ニ、辛崎ノ湖ニ人ノ身投タリト聞テ、師僧驚テ見ケレバ、濱ノ砂ニ裏ナシヲ脫置タル處へ、二三度バカリ往還タル跡アリテ、終ニ沈タリケルヲ、〇下略

〔裝束要領抄上〕緒太

古記に、或閑履、或麁無といふ是也、あながち晴の物にはあらねども令持之、常の事なり、東帶の時の緒太は、從者可有覺悟もの也、

〔貞丈雜記入履〕一緒。太。と云は、閑の草履也、常の如くの紙緒のざうりの緒を太くしたる也、其中のふとき所を三寸廻り程にする也、式正の裝束著したる時、はくざうり也、緒太のゐのげゞとも、裏なしとも、閑金剛とも、閑履とも云也、女のはくは緒細き也、〇下略

〔雍州府志七土產〕緒太　北野有造之家、又丹波姬栗谷人、變侍禁裏清所、取穢物、勸酒攤、其會長號八十、傳言、後陽成院時、八十歲會長强健而勤之、帝以八十呼之、子孫逐爲名、斯從獻緒太於禁裏、其所獻用閑之鞋、以藁造之、其形似蝦蟆、凡緒太以閑造之、其形如草鞋、而鼻緒圓大也、故號緒太、

〔裝束抄光〕武臣裝束之事〇中略

如木雜色

一烏帽子〇中略　一緒。太。

右三木以上召具之、但殿上人も召具之、

尻切

〔武家裝束抄上〕將軍家御裝束

束帶〇中略

緒太、足袋の時は、鼻緒のたてやう常の草履に同じ、但前緒の所を紙にて包也、據の時に用るは、前緒のたてやう常とはかはれり、淺履を用らるゝ時も、持しめらるゝ事あり、〇下略

〔光源院殿御元服記〕二日目　廿日〇天文十五年十二月也〇中略

若君〇足利義輝御妻戸ヨリ出御、御烏帽子ヲ召シ御單物召セラル、御供大館左衞門佐晴光、御小者千若御沓ヌギヨリ御緒太ヲ參ラセ、於庭上御沓ヲ召ルヽ、〇下略

〔增補下學集下二〕尻切シリキレ

〔江家次第六七〕解除事〇中略

御手水大床子南頭立白木机一脚、其上居白木手洗、〈加手巾〉其南立白木二階机一脚、其上層敷調布、其上居御巾、〈入ㇾ器、敷紙、〉又置粉一坏、〈入小土器〉下層置藺履一足、〈加裏、爲履代尻、裹尻切、置之、〉

〔海人藻芥〕俗人ハ用尻切、裏無ハ可隨時宜歟云々、尻切俗人ハ月卿雲客諸大夫用之、僧中法親王以下、僧綱凡僧以下之輩用之、裏無同前、〇下略

〔宗五大草紙下〕色々の事

一あしなかには禮有まじく候、總じてしきれなどには禮儀まじきなり、其故はしきれは昔代也、昔にには禮なき物也と公家衆は被仰候、但當時は禮儀べし、

〔空穗物語藏開中〕うへのきぬのわゝけしたがさねのはんひもなき、ふとかたびらのうへの衣きて、うへのはかま、またのはかまもなし、かうぶりのやれひしげて、こじのかぎりある、しりきれのしりのやれたるはきて、けもなく、あおみやせて、ゆるぎいできてすゑふさけふのみあゆみのおちにいらんとて、まじりたく、はかせどもたちより、ずゑまでわらふ事かぎりなし、

〔今昔物語二十四〕碁擲寛蓮値碁擲女語第六

女少シ咲タル音ニテ、亦ヤト云ヘバ、寛蓮此ル者ニハ、亦物不言ゾ吉キト思テ、尻切モ履不敢ヘ逃テ車ニ乗テ、散シタ仁和寺ニ返テ、〇下略

〔宇治拾遺物語二〕あらまきのなはをしきりて、刀して葉をそぎひらくに、ほろ／＼と物どもこぼれておつるものは、ひらあしだ、ふるしきれ、ふるわらうづ、ふるぐつ、かやうの物のかぎりあるに、用經あきれて刀もまなばしもうちすてゝ、沓もはきあへずにげていぬ、

〔小右記〕万壽二年九月十八日丁酉、去夜更闌左三位中將道雅、烏帽直衣、著尻切見參、

〔朝野群載三文筆〕洛陽田樂記　帥江納言

永長元年之夏、洛陽大有田樂之事、不知其所起、〇中略權中納言基忠卿捧九尺高扇、通俊卿兩脚著平藺脊、參議宗通卿著藁尻切、〇下略

〔台記〕久安六年九月十七日庚寅、兩院渡御念佛所、親王參候、余〇頼長原註略依神齋不禮佛、更聞還御、家明朝臣不候、余奉御尻切、十八日辛卯、兩院御西門覽迎講、法親王參上、事訖還御、上著親王所著之尻切、賜御尻切於親王、

〔源平盛衰記五〕成親已下被召捕事

其中ニ西光法師ヲ召取テ、大庭ニ引居タリ、相國ハ素絹ノ衣ヲ著、尻切ハキ、長念珠後手ニ取テ、聖柄ノ刀サシ、中門ノ緣ニ立テ、〇下略

〔山槐記〕文治元年九月九日己丑、愚息親覺年廿去月廿六日敍法眼、〇註略今日始出仕、〇中略下法師四人、〇中略一人持尻切、〇下略

〔增補下學集下二器財〕足中アシナカ

〔成氏年中行事附錄〕一御社參之事、〇中略御コシノ左右ニ御中居殿原二三人、スワウ、ハカマ、足ナカ、

カヘシ股立ヲバトラズ、レヲ引敷付ズ、其跡ニ笠著ノ御供二三十騎ヌル笠ヲ著スツウハカマニテ還シキ、ダチヲ取鎗ノ度ニ狩羊ノ度ノ引シキヲ付タ、足ナカヲハキ、小太刀ヲハタ也、○下略

（嬉遊笑覧二服飾）貞順古實集上主人に、足半をめさせ候事、是は小者の役にて候、侍者など仕候事は、なき事にて候、但小者など居候はぬ時は、そこに居合候侍者なども、取てはかせ申候云々、

（伊勢貞助雜記）一殿中へ足なか。木履の事不苦歟、然ば誰々に行合候てもはき可申歟、あしなかばくりに鐙はなき由、古より申ならはし候得共見しりたる人には用捨候て可然候、貴人などへはぬがれ候はぬやうに、此方より用捨尤候、かやうの事は法の外の心持専用候、

（諸大名出仕記）足半木履は、殿中の御門の内へもはき申候、御縁のきわまでもはかれ候、○中略足半木履は公界にも禁候、公方事公人は殿中にもはかれ候、大名の御内にははかれず候、

（諸大名出仕記）大名出仕の時、其供の足半の事、御門の内までもはかれ候、○中略又足半三緒二緒之事、高下於都は其沙汰なく候、貴人等も大略二緒にて候、

（宗五大草紙下）色々の事

一あしなかには鐙有まじく候、惣じてまきれなどには、鐙候まじきなり、○中略

騎馬の事

一御供の時、○中略御供衆は御成の時、所近くならば、馬上にて沓をぬぎ足半をはかるべし、下馬して沓をぬぎ物をはき候へば、遅々候て御こしに追付かね申候、

（雜々記）あしなかには鐙候なし、人の數度に應し候とも、還る時あしなかは、ぬぐまじき也、

（信長記六）刀根山合戰并近邊城々開退事

金松又四郎所々ニテ無比類働シタリケルガ、亦此度モ大將分ノ頸捕テ參リケル、何トカシタリケン、生足（スアシ）ニ成テ、血ニマブレタリシヲ御覽ジテ、汝ガ高名不始事也、見レバ生足ナリ、此足半ハ香

半物草

若年ヨリ戰場ニ望毎ニ、刀ノ鞘ニ付タリ、今用ニ立ルトテ下サレケリ、金松足半被下、勇氣彌付ニケリ、〈略〇下〉

〔歌林雜話集上〕一禪定殿下失給し後には、ひたすらに幽齋法印を頼奉りて、〈略〇中〉尋奉れば、いざとよ、和歌をよみ習には、歌書はいらぬ事也、〈略〇中〉太閤御所の御代にも、御内衆の形儀迄、古法におきて給ふ、〈略〇中〉御供のはき物皆あしなかにて、長きざうりはきたる者、一人もこれなし、

〔將軍德川家禮典附錄四〕元文三午年二月九日
竹千代君御誕生之御願成就のため、〈略〇中〉流鏑馬興行あり、〈略〇中〉十六人の射手、先へ小素袍着たる從者一人宛、足中をはきて、馬の先へ立、〈略〇下〉

〔翁草六〕當代奇覽の拔書
一古老の云く、〈略〇中〉軍中履物の事、草鞋を履とのみ思へり、左計には非ず、尤人數押には草鞋を履也、扨戰ひに至ては皆足半をはく事也、其所以は働きの間に草鞋の中へ土砂入て、働の碍と成る也、仍各足半を履事也、

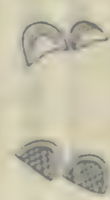
〔皇都午睡三編上〕毎日花の都へ入込て、花車風流の都人を相手に、見馴聞馴て居る八瀬小原女の形りかたち、裾は膝切に腰高くからげ、脚半を足の向ふにて合せ、足半とか呼て、足の半よりなき藁草履をはき、〈略〇下〉

〔松屋叢考二〕ものぐさ
半物草は尻切ともいひて〈尻切は革にて製るよし、小車錦に見えたれど、革製は後の事なるべし、〉關東の方言に足半とよぶもの也、〈略〇中〉物の惡臭を厭より出て、心の傾く進まぬことに、ものぐさしとはいふ也、俗言にいやになりて鼻に著、といへるにおなじ、ものうしは俗言にブシヤウといふ心にも、又物の憂つらき事にもいふ古言也、

雪踏



小草鞋ハ、鞋、裏切の図、ここに草鞋始にて、古製にはあらじ、



古今要覧稿中巻々所載、裏切の図、こゝに所謂半物草にて、関東の方言に、足中とよぶものなり、

〔源平盛衰記 三十六〕鷲尾一谷案内者事

九郎御曹司搦手トシテ此上ノ山御座、案内者ニ参レトノ御使ニ、武蔵房辨慶トテ、古山法師ノ怖者ガ来レリ、痩々可参也ト云、老人急起上、烏帽子打着テ申ケルハ、〔中略〕キ子息ノ小冠者ハ不敵ノ奴、案内ヨク知タル候ラン、被召具ベシトテ、片膝ニ有ケルヲ呼起シテ心ヲ合テ進セケリ、柿ノ衣物ニ同色ノ袴、節巻ノ弓ニ、猿皮靭、鹿矢アマタ指タ、半物草〔ハンモノクサ〕ヲゾハキタリケル、辨慶ニ相具シテ参タリ、

〔大的體拜記〕一中間の出立は、折烏帽子の緒をときて着て、えぼしがけをする、直垂は或はうすかき、或は香摺、家々の紋をする、但紋の事は、何にても人の好による也、大帷子大口を重る下ニは、白小袖を着し、刑部の刀をさし、扇をさすべし、足ニは皆々半物草はく、

〔雍州府志 七土産〕雪踏　羅鞋底敷革、故謂履為雪踏、濕地不沾濕、依之稱雪踏、然其所敷之革、亦滑而踏石、則有轉仆之患、故重數革於其下、是謂裏着、俗名鉸、履打下賤之人以牛皮補着革履下者也、然則履打今所謂雪踏乎、

〔老人雜話 下〕雪踏はもとよりありて、革を加ることは、利休よりと云傳ふ、

〔本朝世事談綺 二器用〕雪踏

千利休初てこれを作らしむ、雪中の露次入に濕の通るをいみて、草履に又ぞうりをかさね、これを裏付ぞうりといふ、猶濕の通らぬ事をはかりて、裏に牛皮を以作る、雪のうへを踏といふ理によつて、雪踏と名付たり、今常にこれを用ゆ、

〔我衣〕比丘尼雪踏トテ尻ノ皮ソラシ、キビスノカクル、ヤウニシタリ、平人ハ不用、元文末ヨリハヤル、

貞享比マデハ、地雪踏ト云ハ、穢多セツタノコトナリ、眞竹ノ皮ニテ表ヲ作リ、革ハ馬皮ナリ、下品ナルモノハ、皮草履ニ裏ヲ付タルモノナリ、上方ヨリ下ルハ皆上品ナリ、革足袋ヲ商フ人、大津ノ石割トテ強向キノ雪踏ヲウル、尤ハヤル、貞享ノ末ニ至テ、江戸ニ雪踏ノ上手出來テ、若手アツラヘ是ヲハキタリ、元祿始ヨリ切マワシトテ上雪踏ハヤル、又表眞竹ノサラシカハ、少シモ黑ミナシ、地合コマカニ唐織ノゴトシ、ハナヲタマゴチヂ、前トモヲントウ革トテ水牛ナリ、尻ニ鐵ヲウツ、代元字金十匁位ヨリ貳朱ニウル、是ヨリ上方セツタ下品ニナル、カヘツテ京大坂ヘ登セル、然ドモ重シ、老人ニハイカヾナリ、〈略〉〈中〉

切付雪踏、下品ナリ、茶屋モノナドハク、〈略〉〈中〉

寶永比マデハ、僧ノ雪踏、表ワラミゴニテ編ニヲリ、裏皮付表ヘカケヘリ皮アリ、白シ、ハナヲ白革

又皮三枚重ネ、表皮ヲ黑ク漆ヌリニシ、或ハタメアリ、是ヲカピタンセツタト云、所化武士醫者ナドノハキモノナリ、平人ハ不用、スベリテハキニクシ、冬ハツメタク覺ユ、古ク成レバ塗ハゲテミニクシ、此前新町ヨリ表毛ノ儘皮ヲ付、鼻緒モ毛皮ノ雪踏アリ、元文比ヨリ不見、

女雪踏ハ、寶永迄ミナ〳〵上方セツタヲ用ユ、地雪踏ノ上出テ下女ヲ仕フ女中ハ、切廻シノタマゴチヂ雪踏ヲハク、前緒ハ紅絹或ハ淺ギノ絹ナリ、〈略〉〈中〉

表ドンスニ裏皮ヲツケタル乘物セツタ、寛文比ヨリ奧方ノ御ハキ物ニアリ、享保ノ比ヨリ京下リ表ミゴヲリ、緣リ紫皮ニテヘリヲ取タルヲ出ス、間々陸地ヲハク女モミエタリ、ヨハキユヘ不通用、小兒ニハアリ、〈略〉〈下〉

〔三省錄前編五〕いかにせん世の有樣、小百姓も板緣張り、青き疊敷ならべ、大坂雪踏に晒の足袋、雨

製造

作法

時には、紅葉がさに塗木履まかのみならず農業をいとひ、何の村里も商するもの多く成行こそ遠ましけれ。〈〇中略〉

〔東海道名所記一〕それより未申のかたへ、はるかに行きければ、三味線の音の、かすかに聞ゆるを、いづくぞと人にとへば、三谷といふ所なり、そのかみ吉原といへる傾城町を、明暦三年の五月に、こゝにうつし給へりといふ、〈〇中略〉はな歌をうたひ鹿杖をひきずり、局の口にたち格子をのぞき、〈〇下略〉

〔玉川砂利〕補履匠のデイン〳〵といふは、悲田院悲田院とよびし輩の崩れる也、むかし悲田院より、雪踏直しは出るとなん、

〔類集文字抄十二〕鞁貫

〔玉葉〕治承二年十月廿九日己未、此日右中將良通爲春日祭使發向、〈〇中略〉

開〈〇左〉將曹秦頼文〈[illegible]〉

念内〈[illegible]〉

發向〈[illegible]〉

〔吾妻鏡二〕治承六年〈〇壽永元年〉六月七日丙午、武衛令出由井浦給、壯士等各施弓馬之藝、先有牛追物等、〈〇中略〉次以鹿皮著、長八尺韋、召愛甲三郎、令射給、

〔了俊大草紙〕一沓は、鹿皮のいかにも薄を可用なり、昔は佐渡沓を用なり、當時の木京沓は、鼻皮の厚く候也、

〔夫木和歌抄三十二〕雜集　和泉式部

庭の間もみえずちりしく木の葉沓いかでもたれの人かきてみん

〔運歩色葉集久〕靴〈[illegible]〉

〔參議要抄下〕食議要事○中略
於障塵邊退下、著沓作法、
大弁宰相先顯見沓在所、後へザマニ退下、至他宰相ハ、只踐退踏下歟、
〔新任辨官抄〕揖事○中略
沓脫下（南所之類也、於沓脫之下、抽揖、昇降揖同前、）
〔今川大雙紙下〕馬に付て式法之事
一沓をはきて、人に逢て兩方をぬぐ隙なくば、左の沓計をふみぬぎて禮をすべし、かやうにすれば、兩方ぬぎたると同前也、○中略
一路次などにて、主人の御馬に乘候へと仰あらば、沓をぬぎて乘るべし、○中略
一馬上にて御供之時は、先へ馬を打候へと仰せあらば、主人の左を通るべし、とをる時は沓にても、足なかにても、主人の方をはづして通るべし、○下略
〔驪驥枝葉抄〕下車事○中略
又自前下車ノ時、若晴ノ出仕ナラバ、鼻廣若ハ沓ヲ前板ニ儲之、著ナガラ飛下ルベシ、但又地下ニ沓ヲ用意シテ飛下テ後著之常事也、但公卿ハ榻ヲ用之間、沓等ヲ其上ニ置也、其時ハ先榻ニ下立テ沓ヲ著也、假中又准之、仍鼻廣ヲ榻上ニ可置也、但老體怖畏之時、沓若ハ鼻廣ヲ地下ニ儲テ、先榻ノ上へ下立テ後、地下ニテ著之、是則儀失錯ナカランタメ也、○下略
〔玉海〕仁安三年正月二日乙丑、今日院拜禮并攝政家臨時客也、○中略主人未被降立、此間下官（○藤原兼實）沓頸綻、仍以隨身紙ヲ加はしむ、（此事不穩便、然而主人未降立之間也、仍隨便ニ結緒所爲也、）
〔源平盛衰記四十五〕内大臣京上被斬附重衡向南都被切并大地震事
最後（○平重衡）御裝束ト覺ヘテ、武士共兼テ用意持セタリケルハ、小袖、帷、直衣、褌、扇、笏、沓ニ至マデ、取出

シテ畢、日比著給ヒタル物ヲバ、武士給ヲノヽキニクリ、武士ノ中僅ニ御裝束ヲノヽシ、衛々者ニハ子細アル者ヲトヲ、疊ヲ敷ナシヘキヲ、緣ヲ歩ク、正面ヨリハ、東西向ニシテ座シケル、

著履

〔吉部秘訓抄 八〕一進退之間、履沓左右事

長元三年十二月廿五日、經頼卿記云、予退出、庭末之間、履沓、(右左)

長治二年八月七日宗記云、初參給敵、右大辨揖履史覽沓、擧起上、(入時於庭來揖、出時於庭上揖、)今夜入時(中)木右歟、出時庭上左歟、但餘會釋候歟、當職之時、先達云、日野戸部禪門(資業)井勘解由長官(能俊)云、入時履左、出時履右云々、源納言(師頼)云、入時履右、出時(中)左云々、坊城大丞成爲左大辨、仍其說不候、依用師匠說、源納言說畢、經頼記可取信之上、兩人又如此申候ケリ、尤可隨彼說歟、然而被案殿御所爲不分明者、爲先達、參入畢、可令用餘身所爲給歟、此上可在御計歟、

〔兵範記〕保元三年二月十一日壬寅、依式日、有列見事、(中略)辨少納言履、起立(自列下略)

〔薩戒記〕應永三十三年七月廿三日乙卯、今日有政始、(中略)外記史著障子之後、左少辨作、居床子履、脫、(三度右足ヲ踏出シテ後方へ只跪地ヲ履略也、○下略)

脫履

〔北山抄 七都省雜事〕外記政(中略)

上卿脫深沓、入北廂西戸著座、從者還出後、文簿進、小屋坤角、脫沓深沓、(先脫左足、次脫右足、揖向方、脫沓、云、只左手押取、今不然、)(若堂有二十間内○中略)

弁少納言著履、大舍人進鎰後、史捧申文趨進、(出自間先略○下略)

取履

〔日本書紀 二十四皇極〕三年正月乙亥朔、以中臣鎌子連拜神祇伯、再三固辭不就、(中略)偶預中大兄於法興寺槻樹之下打毱之侶、而候皮鞋隨毱脫落、取置掌中、前跪恭奉、(下略)

〔雅亮裝束抄 一〕もやのだいきやうのみそうぞく(中略)

すべて人のそんざにおりあふにはいゑにとりてさもあるものにくつをとらす、又のぼりてのちわ

がざにまかむれうに、すがゑんざをまうけて、すのこにしくことあり、そのわらうだもさもあるものにとらす、くつとりわらうだとりとてあるなり、くつはゐかひの上ろうとるべし、

〔貫首秘抄〕一日平三位曰、頭必取執柄沓、不經頭之刀禰上達部自曰不取一人沓過分云云、頭ワロキ事此事許也、〇下略

〔裝束抄元〕武臣裝束之事〇中略

衞府長〇中略

不掛武官大中納言時之時召具之、武官ニ小隨身之如き者也、(係ニ沓取官人と云)

〔三内口決〕一小者事〇中略

雜色ハ沓、金剛令持之候、諸大夫取之令付之、諸大夫無之時ハ、雜色金剛等置之候、直非令著候、

〔布衣記〕一諸役次第事、抑御出仕之時、第一御祓の給仕事、第二御裾の役、第三御すだれの役、第四御笠の役、第五御沓の役、御まちの役、如斯次第々々に上首より可隨なり、

一於本家進退の事〇中略 御車御門に立時は、中門の沓ぬぎにて沓を進、其時に雜色の方より沓を如斯請取、自如木方青侍請取、其時如木三足あよみよる、其時侍一足歩向、目禮して沓を請取、沓ぬぎにて進也、但諸大夫の進時、依爲上首、侍不綺之、諸大夫隨諸役也、〇下略

〔成氏年中行事正月〕一同五日ノ夜、御行始、〇中略 公方樣出御之時、管領門ノ外迄被參、〇中略 御輿ヨリ御劍ヲ取出シテ持參、御傍ニ被立申、御沓役ゲヾヲ持參、供奉ノ人モ被座所ニ置之、〇下略

〔江家次第六三月〕石清水臨時祭〇中略

御裝束畢〇中略 出御(御直衣、御下襲、藏人頭獻御鞋、召取御插鞋、白三殿上方參入、獻御劍、〇下略)

〔枕草子七〕關白どの〇道隆のくろ戸より出させ給ふとて、女房のらうにひまなくさぶらふを、〇中略 わけいでさせ給へば、戸口に人々の色々の袖ぐちして、みすをひきあげたるに、權大納言殿〇道長

〈関白道隆〉御くつとりて、はかせ奉らせ給ふ、いと物々しふきよげに、よそほしげに、したがさねのしりながく、ところせくさぶらひ給ふ、まづあなめでた、大納言ばかりの人に、くつをとらせ給ふよと見ゆ、

〔兵範記〕仁安三年八月廿五日甲寅、太政大臣〈忠雅〉〈藤原〉拝賀、中殿賀於内院宮等、〈略〉〇中 辨少納言引率中門邊、〈辨少納言列内、中、五位外記史生官掌召使、中官、家司職事前駆随身人、列立中門外、庁官〉太相國被降自對南階、右少將通親朝臣取沓、太相出中門、諸卿列賀、〈略〉〇下

〔玉海〕承安二年正月二日辛未、此日攝政家臨時客也、〈略〉〇中 主人不揖、右廻昇自階東頰、〈上中略〉〈三位中將兼房、取沓、置御所了、〇下略〉

〔山槐記〕治承三年正月一日庚申、殿下自寢殿南階下給、〈自階下給〉關家朝臣獻御沓、於門外乘車給、〈略〉〇中 關白退歸、〈此間關白殿、日昇沓、〉於中門廊沓脱下、昇沓脱、〈先例家人納言昇沓脱上、取沓、又家司入道參宮、權大夫今日於沓脱上取沓之、是例也、〉〈家司日參宮、權大夫、今日於沓脱上、取沓之人、自取下沓之、不置之、例也、〇下略〉

〔玉海〕文治三年正月三日乙巳、此日家臨時客也、〈略〉〇中 經宗殿東面賓子、降自南階西頰、〈三位中將良經、取沓〉〈略〉

建久四年四月廿日丙戌、此日攝籙之後、初度賀茂詣也、〈略〉〇中 次予起座、降自南階、左大將取沓、〈大將不着沓、不〉〈取沓、上階、取之時、如此也、〉

〔鵞峯文集七十〕肥前國唐津城主中大夫大久保君碑

十年〈寛永〉　台德公〈秀忠〉〇徳川 有將軍宣下、拜賀之時、忠常〈大久保〉勤御劍之事、此非近臣則不能爲之、故擇其人也、〈略〉〇下

〔將軍德川家禮典附録〕二 同〈寛永十一年七月十八日〉御參内之次第〈略〉〇中

一公方様〈家光〉〇徳川 四足之門之内ニ而御下輿、〈略〉〇中

御沓　　　　　　　　飛鳥井中納言雅宣○下略

御沓渡　　　　　　　阿部豐後守正武○下略

〔吉部秘訓抄 八〕一頭右大辨宗賴朝臣政始禮間事○中略引沓事、史座上下共爲右足之由、有所見云々、又二尺許過之後、可引沓之由、見按察次第祐隆自筆云云、○中略

直沓事、辨官著畢直之、或一人著定直之由、見按察次第云々、

〔上卿故實〕移著端座事付刷裾直沓事

居定引沓裾、○註略更居直東面、疊裾、○註略自直沓、左手持笏、(中略)持笏於左手之時、笏之中程ヨリハ小上方ヲ取テ、右ノ方ノ方持之、身ニ副テ持之也、直沓之時、持樣如何、

〔作法故實〕直沓事

在陣端座納言自直之、置笏於奧方、自懷中取出扇、以敷目方入沓踵之方引廻、後樣可著直之、

〔長秋記〕長承元年五月十二日辛未、春季御讀經也、○中略此後武衞還外座第三間中央也、是大納言著程也、尙於中納言遣東可著也、又以笏直履不可、然前例以扇直之歟、次召官人令置歟、

〔玉海〕仁安二年正月十六日乙卯、踏歌宴會也、○中略余○兼實移著端座、召官人、官人參候小庭、余仰云、敷、官人稱唯退去、卽持參置之、此次使官人直履、常說自以扇直之、而故殿御作法如此、仍爲家例云々、

〔老人雜話 上〕太閤或時、宇喜多殿にて能を見物し給ふ折しも、庭におり給ふとき、東照宮みづから下りて履をなほしたまへば、太閤手を以て肩をおさへ、德川殿に履を直させ申ことよと宣ふとぞ、

〔續日本紀 三十六光仁〕寶龜十一年正月壬申、授新羅使薩飡金蘭蓀正五品上、副使級飡金巖正五品下、大判官韓奈麻薩仲業、少判官奈麻金貞樂、大通事韓奈麻金蘇忠三人、各從五品下、自外六品已下各有

履名稱

遂、逵踏當色非履、

〔續日本後紀 二十 仁明〕嘉祥三年三月庚寅、鈴印櫃鳴聲如板、履部八人之履、共爲鼠嚙、〇下略

〔古事談 二 臣節〕一條攝政與朝成卿共競望參議之時、〇中略朝成卿爲一條攝政、發惡心之時、其足忽大ニ成テ、不能著沓、仍足ノアキニ縣テ退云々、

〔古事談 六 亭宅諸道〕知足院殿御座宇治之時、武正陵礫御所侍大略及死門之間、侍等參集訴申之、仍仲數ヲ爲御使、被召問子細於武正之處、申云、武正ハ小舍人之時、大殿召出御覽、有御感、御沓ノ中三寸計ヲ切捨テ、尻首ヲ閉合テ、給タハキタ候レナリト云々、殿下イミジク申タリトテ、賜酒肴、遁侍等訴訟無沙汰云々、

〔江家次第 二十 執聟事〕〇追代例中略聟公入自中門、登自寢殿隱階、〈但設階隱、或階〉水取人下階執沓、自階上、件沓舅姑相共懷臥之、

〔禁腋秘抄〕清涼殿〇中略土ノ間ノ底、馬クナギノ廊ト云、其上ハ沓脫ノ廊ト云、御後ロヨリコナタヘ出ル時、此廊ヘ沓ヲカタス、

〔明月記〕承元二年正月十六日丙戌、外弁起座、納言通具卿一人也、參議保家定通、先是家經卿早參、内弁可早出由被告之間、忽忘履之由云、出内弁令著定明沓、〈試之、不入由稱、[illegible]、外出了、〉

〔萬紅千紫〕祝儀

掃たて草履に灸はすうるとも千秋萬歳われは長尻

〇

〔新撰字鏡 四〕䩛履〈二同、履也、三同、屐、入足衣、太久豆、〉

襪初見

〔倭名類聚抄 十二履〕襪 説文云、襪、音末、字亦作韈、和名之太久豆、足衣也、

〔箋注倭名類聚抄 四履〕之太久豆、裏履也、謂履裏著之也、○中略 之太宇豆、音便之轉也、今俗依之、

〔類聚名義抄 六衣〕襪 俗韈 シタウツ 〔同 九本〕韈、韤袜 俗正或巳代又袜韤伃袜 韤、シタウツ、シタクツ

〔字鏡集 十七衣〕襪 韈同 韤同 袜同 韈同 シタウツ

〔名目抄 衣服〕襪 シタウヅ

〔倭訓栞 中編十志〕したぐつ 新撰字鏡、倭名鈔に、襪を訓せり、下履の義也、今したうづといへり、又襪に作る、袜も同じ、束帯色目に、小袖の時は練貫を染て用ゐ、宿老は白平絹の練はりなりと見えたり、

〔安斎随筆 前編十三〕一襪 音ベツ、訓シタウヅ、下沓と云事也、西土の襪は、履のタテアゲを長くして、膝の邊に至る物也、此方のシタウヅは、指の股なき足袋也、常の足袋とは、ヌイやう違ふ也、○下略

〔衣文感棠訓〕縫腋○中略

襪 緋平絹 シタウヅノヒモ

紐は、強からず弱からず、其間に結ひて、末を必はさみかふべし、

〔古事記 中應神〕於是有二神、兄號秋山之下氷壯夫、弟名春山之霞壯夫、○中略 爾其弟如兄言具告其母、卽其母取布遲葛而一宿之間、織縫衣褌及襪沓、○下略

襪製作

〔禮儀類典圖繪三〕

襪子



襪子者以生絹作之、如俗用足袋、而其製少異也、無鞐無底、今所畫圖之緣、皆縫也、故著之則當于足底、有縫窩、如竹筒、面前後皆縫合之、狀如常足袋、

著用制

〔令義解六衣服〕皇太子禮服○中略錦襪○中略親王禮服○中略錦襪○中略諸王禮服○中略錦襪○中略諸臣禮服○中略錦襪○中略朝服　一品以下五位以上○中略白襪○中略六位○中略七位○中略八位○中略初位○中略白襪○中略制服　无位[illegible]白襪○中略内親王禮服○中略錦襪○中略内命婦禮服○中略錦襪○中略朝服　一品以下五位以上○中略六位以下初位以上○中略白襪○中略武官朝服　衞府督佐○中略白襪○中略其志以上○中略白襪○中略兵衞○中略白襪○中略主帥○中略白襪○下略

〔名目抄衣服〕襪シタウヅ錦、晴儀之時用之、

〔西三條裝束抄〕凡襪ハ、束帶ノ外著用セザル事ナリ、御免ヲ蒙リタルハ、直衣衣冠ニテモ用侍ルナリ、

〔物具裝束抄〕一禮服事○中略

襪錦、臣下白生絹、

〔深窻秘抄〕御襪　諸臣モ用之、有差、錦、練貫、平絹等也、

〔衣文徵畫訓〕衣冠○中略

次襪　衣冠直衣に襪被著事、御免なくては著用なきなり、○下略

〔秋齋間語四〕襪の事、束帶の時ははき、衣冠の時ははかず、是は應仁亂の時よりの例とか、今の足袋元來襪なり、今堂上に用る襪の製、大指のわりめなし、夫にては用方にあしきゆゑ、武家にて大指のわりめをこしらへ、足袋と名付今に用ゆ、元は襪にては常の草履ははけず、むかしはなを二つ兩方に付たる草履をはくなり、足袋とは餘程製かはるなり、

〔園太曆〕貞和二年十月二日丙子、今日依吉曜著直衣始出仕、拜賀以後遲々、計會于今懈怠了、遂不可默止之間、以省略之義出立、申剋著裝束、

直衣、薄色、堅織物指貫、　植色浮織物出衣二藍裏、入綿、文立涌雲、○中略

著襪練貫　依足所勞、自先年被免之、

〔建内記〕文安四年正月十日癸酉、參室町殿、○中略　予○藤原時房、時為内大臣、直衣、堅地綾文浮線綾丸、如例、(中略)調事、代々五十以後申免之、予五十四歲、雖不依官位、内々以狀付女房申入之、有勅許、仍自今日所著也、凡束帶之時、襪者不及申請、貴賤皆著之、直衣衣冠以下之時者、非勅許者不著事也、束帶之時者シメバキ共ニ、二足著之、不入綿也、衣冠直衣以下之時、著用スルハ、シメバキ無之、只一足綿入綿也、仍入綿一足用之、(中略)件襪夏時者、不可著例也、

〔惟房公記〕永祿七年正月二日丙午、帥中納言著襪參也、自元日如是候、定御免之事申入者哉、不相應之儀、非御沙汰之限、叡慮定御不案内被免之歟、云其家云年齡、尤以若傍無人之事也、

〔百一錄〕正德六年○享保元年十二月十二日、諸家中へ御入内御祝儀從關東獻上之、綿二把、銀三枚或二枚被下、

日野亞相襪御免被仰出、

〔德川家系譜〕慶勝字君悟○中略

文久二年壬戌九月十一日叙従二位、任権大納言、〇中略同三年十月三日、辞自今被免橡之命、

(皇大神宮儀式帳)一新宮遷奉御装束用物事〇中略

出座御床装束物七十二種〇中略　緋御橡八領(長各九尺五分、廣七寸五分、)

(資季卿記)仁治三年三月十八日庚子、今日新帝御位也、〇中略予率見御輿後急歸出立、先著烏帽子理髪、

次著橡、例橡二重許上著鈍(白地)一領、〇下略

(伏見院御記)弘安十一年二月廿一日丙子、今日橡服御覧也、〇中略

御橡　白地錦一具〇下略

(實躬卿記)永仁六年十月十三日丁卯、今日天皇(御年十一)御即位官庁也、實躬被定右親王代之間、已刻著禮服、

先著烏帽子理髪、〇註略　次著大口、(例大口也)

次著橡、(例橡二領上、表地錦、裏書也、何代鈍袍、或又無之、)〇下略

(松亞記)貞和五年十二月廿六日、天皇登壇御位日也、〇中略予〇中略著禮服、

先著烏帽子理髪、　次著大口、(表)

次著橡、(表地錦)〇下略

(續日本紀二文武)大寶元年三月甲午、又服制、〇中略皆漆冠綺帶、白襪、黑革舄、〇下略

(裝束要領抄上)橡

白平絹のねりはりたる也、束帯の外著用なし、〇下略

(衛府官裝束抄)一行幸供奉の次第〇中略

内舍人の武者所にて宮侍にてあるは、〇中略まらかはのまたぐつをはきて沓をはく也、あふみとくつとのはないらぬには沓をぬぎて、笠持がふところにいれさせて、またぐつばかりにて、あり

くもくるしからず、〈○下略〉

〔本朝文粹〈二意見封事〉〕意見十二箇條　善相公〈淸行〉

一請禁奢侈事、

右臣伏以、〈○中略〉而今諸司史生、皆以白縑爲汗衫、白絹爲表袴、白綾爲襪、茜褐爲履裏、〈○下略〉

〔名目抄〈衣服〉〕襪〈(中略)練貫、上臈及顯職之人用之、平絹、下臈及老者用之、〉

〔西三條裝束抄〕襪　著練貫小袖之時者用練貫、宿老は白平絹のねりばりたる也、

〔物具裝束抄〕一束帶事〈○中略〉

一襪〈練貫〉〈○下略〉

〔胡曹抄〕一皇太子〈○中略〉

緣鞋〈或靴、○中略〉襪〈白平絹、○下略〉

〔武家裝束抄〈上〉〕將軍家御裝束

束帶

襪　白平絹練張て用

〔人倫訓蒙圖彙〈一〉〕襪　練貫の小袖を著する時は、練貫をもちゆ、宿老の人は平絹の練張たるをもちゆるなりと云々、

〔本朝文粹〈二意見封事〉〕意見十二箇條　善相公〈淸行〉

一請禁奢移事

右〈○中略〉臣伏見、貞觀元慶之代、親王公卿、皆以生筑紫絹爲夏汗衫、緋絁爲表袴、東絁爲襪、染絁爲履裏、〈○下略〉

〔後愚昧記〕應安七年十二月廿七日、今夜二位中將〈實冬〉公先申拜賀、〈○中略〉襪、〈練綀一足、平絹一足、〉

〔飾抄 上〕一襪

平絹、或說夏著、唐裝束之人、著顯文紗襪、一重云々、或人曰、故通宗卿爲藏人頭、最勝講著唐裝束之時著之云々、(下略)

〔玉造小町壯衰書〕女答子曰、吾是倡家之子、良室之娘、(中略)羅襪綾鞋、集龍鬢之席表、緗履吊蹴、並象牙之床緣、

〔延喜式 四十五 左右近衛〕凡正月七日青馬、從近衛、著皂緌末額緋布青摺衫、(中略)帛襪麻鞋、(下略)

〔儀式 三〕踐祚大嘗祭儀中(中略)

風俗歌人、兩國男女二十人、男(中略)細布襪一兩、(註略)女各(中略)細布襪一兩、(下略)

〔延喜式 四十八 左右馬寮〕凡蕃客乘騎唐鞍、寮家掌收、若有違損、量加修理、其馬子簡取丁容貌端正者充、(註略)

其裝束、黃袍、汗衫、調布袴、革帶、布襪、長絡緌、緋巾子、麻鞋、(下略)

〔本朝文粹 一〕高鳳刺貪賦、之間交歌　源順

高鳳高鳳、敎誰人子、(中略)訪其德於鄰國、則出雲石老尊、其襪於足下、赤信濃布穿、初參藏人所之朝、布袴招責、俄遇帶刀陣之夕、烏帽取喝、(下略)

〔西宮記 臨時 十〕外衞佐事　搜監事

著緌著胡籙、著布袴革襪等、昔有副兵、隨上卿之仰、向陣々、搜求嫌疑者、(下略)

〔台記別記〕仁平元年十一月十五日辛亥

舞人裝束　白半臂(中略)　纈尻鞘(裏錦)　革襪　糸鞋(中略)

陪從裝束　青半臂(中略)　革襪　糸鞋　冠老懸(下略)

〔兵範記〕仁平三年正月二日壬辰、朝覲行幸也、(中略)御隨身四人、紺襖衣、蘇芳狩袴、(中略)白革襪、

〔吾妻鏡 二十二〕建保二年二月十日乙巳、今日坊門新黃門(忠信)使者自京都參著、被送統物書一卷、彼

卿去年十二月被聽紫革襪、宗長朝臣同云云、

〔禁秘御抄中〕御裝束事略○中

半臂黑、下襲打裏、皆文小葵、襪無文、

〔寛元四年記〕三月十一日、此日御卽位也、略○中著禮服襪、

先著大口、略○中次著錦襪、(例襪三之上著之)

〔吉槐記〕乾元二年正月九日、今夜可有御幸法勝寺也、略○中仍秉燭之後著衣冠、(帶下襲、檜扇、取笏著襪、)參院、略○下

〔康富記〕文安五年二月十九日乙亥、童參仙洞、(衣冠、持檜扇、著襪、)

〔園太暦〕康永三年正月一日癸亥、參勸修寺前大納言、(冠、直衣、著襪、此一兩年著也、直衣、奴袴、白色、如常、)略○下

〔齋戒記〕應永卅二年二月十一日壬子、今夜院御遊也、略○中一位(大納言也、前大)爲傳奏、內々著直衣、(上括著襪)參

入、略○下

〔玉蘂〕嘉禎三年七月五日、一布袴之時不著襪歟、西園寺供養之時、野宮左府著布袴襪、事被問き、如官

奏之時不著之由答了、而件日著襪云々、可然哉、予(藤原道家)○云、著襪之由不覺悟、元永元年法性寺殿嫁

娶之時御記、委令記給、襪事定有所見歟、略○下

〔延喜式二十一玄蕃〕講師法服、略○中

襪。

襪一兩料東絁三尺四寸、略○中

讀師法服、略○中

襪一兩、略○下

〔法體裝束抄〕一鈍色を可令著次第、略○中

襪(平絹、著法師には錦、貫も無子細なり、)

〔法中裝束抄〕一襪事

問、是綾歟、平絹歟如何、

答、當寺之樣、僧綱凡通而綾貫用之、多分如此歟、予此事不審候間、故因幡黄門問談之次手、談此事、俗中所用ハ平絹之粉張ノ物定式也、黄門云、然者不審、北嶺之宿老三井之舊徳ニ相尋之所、一同申云、皆平絹之樣著之、是內衆之綿用之候由也、但名僧等綾貫用之、是別儀也、雖更修法之大アザリ等、努々綾貫不可用之由申歟、予聞是等說、尤叶愚意、仍近來修法之時、略綾貫用平絹襪了、而近來以來、當寺僧綱已下、多分此儀ニ成侍歟、不可思議也、仁和寺所用可尋記也、

〔雅亮裝束抄一〕そうのさうぞくをつゝむこと略○中

あふぎゑたうづ、かみにつゝみてをくべし、これもほかへつかはさば、ふだんはむすびめのうへにおほふべし、略○下

〔餝抄上〕一襪略○中

故人有襪合事、或綾綿之二貫、或雪下、紅梅、畫梅々貫也、近代如此事一向絕了、

〔西三條裝束抄〕襪略○中　晴裝束ノ時ハ、色々襪ヲ用シタル事ドモ見エ侍ル、

〔北山抄三月〕十八日賭射事

康和四年、左府生秦茂重服、大將奏事由、令奉仕、其裝束、尋常袍、淺鈍色半臂、柳色汗衫、深鈍色表袴、襪等也、

〔增鏡九內野の雪〕節會臨時のまつりなにくれの公事どもを、女房にまねばせて御らんずれば、大きおとゞ興じ申給ひて、ことさらちいさき笏などつくらせて、あまたたてまつり給へば、うへもよろこびおぼす、略○中中納言のすけを權大納言實雄の君になさるゝに、しゝたうづはく事いかにもかなうまじとて、さうじにおるゝに、うへもいみじうわらはせ給ふ、

〔古事談一王道后宮〕保延五年四月廿五日、齋王令入本院給之後、次第使左馬助藤原敦頼與肥前權守

足袋名稱

俊保同乘退出之間、於一條大宮、爲郎等數十人毆之、〇中略引落數輩、冠襪不殘一物、剝取其裝束、

〔古今著聞集公事三〕一條院御時、東帶にて殿上の日給にはあふべきよし、起請有けるに、堀川右大臣、殿上人にておはしけるが、片足に襪をはきて、身をば殿上のまへの立蔀にかくして、襪はきたる片足ばかりを指出て、藏人に見せられたりければ、〇下略

〔玉蘂〕承元五年〇建暦元年三月十九日、家隆此次語云、昨日臨時祭、良平卿舞、插頭花之間、自懷中襪落庭、依舞人告、取之入懷中、大失也、

〔明月記〕寬喜二年五月二十二日癸丑、顯亮足大指有損事、不著襪出仕云々、足事頗有恐事歟、

〔後撰和歌集雜一〕ものにこもりたるに、しりたる人のつぼねならべて、正月をこなひていづるあか月に、いときたなげなるまたうづを、おとしたりけるを、とりてつかはすとて、

よみ人しらず

あしのうらのいときたなくも見ゆるかななみはよりてもあらはざりけり

〔大鏡五太政大臣兼家〕帥宮、一條院の御時の御作文にまいらせ給しなどには、御前などさるべき人おほくて、いとこそめでたうてまいらせ給ふめりしか、御前にて御またうづのいたうせめさせ給ひけるに、心ちもたがひて、いとたへがたうおはしましければ、この入道殿に、かくと聞え申させ給ひて、鬼間におはしまして、御またうづをひきぬきたてまつらせ給へりければこそ、御心ちなをらせ給へりけれ、

〔長秋記〕大治二年十一月四日庚寅、寅一剋參御所、白線襖、紫衣、〇中略深泥不能行步、仍脫襪更著履參上、昇堂上著襪參御所方、

〔倭名類聚抄十二履襪〕單皮履 唐令云、諸局履並烏色、烏重皮底、履單皮底、〇中略今按、野人以鹿皮爲半靴、名曰多鼻、宜用此單皮二字、

〔箋注倭名類聚抄四履襪〕又按多鼻名義未詳、源君欲以單皮字爲之、恐屬牽強、

足袋着用制

〔伊呂波字類抄〕〔太 雜物〕單皮〔タヒ〕

〔運歩色葉集〕〔多〕蹈皮〔タヒ〕　單皮〔タヒ〕

〔下學集〕〔下 器財〕蹈皮〔タヒ〕

〔書言字考節用集〕〔六 服食〕單皮〔タヒ〕〔見和名、野人以鹿皮爲半韈、〕蹈皮〔同、太平記〕足袋〔同、俗字〕

〔成氏年中行事〕一公方樣御參向事、管領爲始宿老中ニ意見有、御評〔略〕〔中略〕公方樣左折之御袴ヌリ、金襴ノ御肩衣、小袴、御籠手、御臑當、御脛巾、御丹皮〔細〕御ヒフレキ、皮〔皮〕

〔臥雲日件録〕文安六年〔寶德元年〕三月十日、興定水竜主岡寮、新鮮去爲之出、短鼻一足相惠、

〔倭訓栞〕〔前編十四多〕たび〔略〕〔中〕足のたびは、倭名抄に、野人以鹿皮爲半韈、名曰單皮といひ、鎌倉年中行事に、鎌倉殿くゝりの單皮めされしとみえたり、全浙兵制にもかく書り、もと軍用に貫きと稱せし物と一物にして、世人常用と成しより、其制も變りたれど、舊名を呼しにや、木綿たび、今の製の如きは、長岡三齋の始初て製す、三齋足冷による也、今いふ物は襪子にひとし、よて中山傳信錄にも襪を譯せり、足衣也と注せり、襪はもと韈也、ばつの音也、べつの音あれども義異なり、されば韈にてはく物と、物にもみえたれば、其義にや、昔は皆革を用ゐて、女は時に紫革を用ゐ、紫たびといふ、寛文延寶の比まであり し事なりといへり、今足袋をよむは、大雙紙にあしぶくろとみえ、無文の皮、ふすべ皮用うべからずといへり、

〔宗五大草紙〕〔上〕色々の事

一足袋の事、殿中へは御免候はではえはき候はず候、御免の時は、必御足袋を一足被下候、又入道同朋は、御免之沙汰なくはき候、人の内衆も主人の御免候へばはかれ候、いか樣無紋の皮、ふすべ皮をば不可用、出陣之時はふすべ皮たるべし、

〔武雜記〕一足袋の事、殿中へは御免候はではもはき不申候、無紋の革黑革をば不用候、まきふすべ、小

紋の黃革などは用候、又はき候事は右よりはき候、人にまゐらせ候時も、右よりめさせ申べし、但左よりといふ說もあり、猶可尋、

〔花營三代記〕應安七年十二月廿八日

追加

新制 永和二三廿七

革。韈。年齡五旬以後可被免許、但雖未及此齡、於爲病體者者、御免可用白革燻革、○下略

〔齋藤親基記〕寬正六年十二月廿日、同日、飯左大之禮、單皮御免、同單皮被下之、結城下野守政藤同前、

〔御產所日記〕一同年○寬正七年即文正元年十二月廿二日、御所樣ヨリ御タビヲ被下、文ツタ歲卅二也、別率公仕候ヨリ御メン有、

〔諸家奧女中袖鏡〕年中式服の次第并著用制限之事

一單皮の義は、九月十日より、三月晦日まで用ひ候事、

〔享保集成絲綸錄十六〕正德元卯年十二月

覺 ○中略

一向後足袋用候時節、御前江被爲召候面々、足袋御免候、且又進物番も御規式之節、向後足袋御免候間、用可申事、以上、

〔幕朝故事談〕諸侯

足袋は、四月朔日以前に、病身にて足ひえ候故、夏足袋著用仕度候段、御支配方へ願候事也、此書付は御前に出る事也、

〔浚明院殿御實紀十五〕明和四年六月二十九日、ことしの夏より、諸番の輩もし宿疾ありて、足の冷ることを患ふるものは、請にまかせて夏も襪をもちひしむ、これまで有司はさる定なりしかど、

番士にゆるされしは、このときをはじめとす、

〔翁草百九十一〕一江戸御城御坊主の風俗不宜、分限不相應之事共有之に仍、寛政二年亥十二月、御同朋頭平井專阿彌に被命御吟味有之、○中略

一足袋之儀、以來白き足袋無用、色足袋可被用候、○中略

十二月

右御吟味、御目付立會にて取調被ㇾ仰付ㇾ候由、御目付名前不ㇾ知、可ㇾ追書入、○足袋の事、玉子色へ御かたよ御坊主足袋ト申候由、○下略

〔青標紙〕衣服制度的例

一殿中野服足袋之事　文化二丑年七月、平賀式部少輔ゟ、御作事奉行幷御作事奉行支配、御目見以上の分は、夏紺足袋、野服之節は殿中相用候而も不苦哉之旨問合申候處、書面之通不苦旨御目付佐野宇右衞門答有之、　但此外御用掛りに而白衣勤之者何御役に不拘、殿中紺足袋相用候得共、新地改計は出役之故歟、著ながしにて白足袋なり、

〔幕朝故事談〕諸侯

將軍宣下の時は、○中略與の御小納戸衆は、布衣にて足袋をはくなり、衣の布衣は素足なり、東叡の時は襪を著、履シはく故也、

〔倭訓栞前編十四多〕たび○中略　凡朝廷諸臣、諸社神人、足袋御免なければ著せず、

〔成氏年中行事正月〕一同十一日御評定始、○中略　俗體ハ青常ノ直垂ナリ、法體ハ無紋褊地之紙緒綴、クビ、只時ハ白小袖ニ綾ノ大口、シタウズト名テ、シラ革ノ單皮ヲハカル、

〔宇治拾遺物語十一〕年四十あまりばかりなる男のかつらひげなるが、無文の袴にこんのあらひざらしのあをき山吹のきぬの衫、よくさらされたるきたるが、鎮のさやづかのまりざやしたるたちはきて、巾の皮のたびに沓きりはきなして、わきをかき、およびをさして、とびまかうひき物

いふ男たてり、

〔〇〕按ズルニ、此文モト今昔物語ニ載セテ、鹿ノ皮ノ沓履タル云々トアリ、本書コレヲ申の皮のたびニ改タルモノナリ、又活板本宇治拾遺物語ニハ、申ヲ猿ニ作レリ、

〔翁草 五〕木下清兵衛成立之事 并 堀八郎右衛門事

常憲院殿綱吉公御母堂桂昌院殿の、御姉瑞光院殿は、京都山科邊に住居せらる、嵯峨宗賀と申人の妻室也、〈中略〉此宗賀の若黨木下清兵衛と云者、元は江戸本石町に夏は帷子、冬は革足袋杯を商ふ者の方に奉公して有しが、〈下略〉

〔我衣〕正德ノ比マデ革足袋甫稀アリ、小人皮〈ウスシ〉唐皮ナリ、ハダヘコマカニシテ、革モヤハラカナリ、足袋代八匁程スル物ナリ、クツ足袋六匁ホドナリ、シヤム革足袋渡リ革ナリ、小人ヨリ厚クヤハラカナリ、小人カハ筋足ニテハ、ツメタク覺ユ、シヤムハアタヽカニオボユ、小人ハ古クナル程光澤出テ、ヌリタルゴトシ、シヤムハ古クナル程ハゲテ肌アラクミユル、下品ナリ、シヤム筒六匁位、クツ足袋四匁五分位ナリケリ、享保ノ比ヨリ、右ノ渡リ革足袋一切ナシ、皆和革ニテ鹿ノ皮ナリ、シヤムノゴトク早ク毛バ立テアシヽ、其上直段高ク、筒足袋ニテ十匁位、クツニテ七匁程ナリ、古足袋直シモアリ、少下直ナリ、古ヘノ皮足袋ハ直段安ク、シカモ二三年モ破レズ、近代和革足袋、高直ニテハヤク破ルヽナリ、正德迄ハ紐モ長ク近代ヒモ短クナリシ、

〔落穗集 後編 六〕以前御當地男女衣服之事

以前の儀は、下女の二三人もめしつれ、若黨挾箱持など連候如くなる、歷々の妻女と相見へ候女中迄も、麻のかつぎと申物をかぶり、紫。。。。染の皮足袋をはきて、あるき申如く有之候、

〔獨語〕我が親しき者の中に、慶長元和の比生れたるもの、男にも女にも有りて、寛永の比を年の盛に經たりと云ふに、男は多衆のうちかけ革の袴を美服とし、女は紫。。。。の革の襪子をはくを、能きけ

はひとせりと云ふ、其樣子は我が幼き時までも殘りて有りしなり、

〔我衣〕足袋ハ古來ヨリ有モノナリ、寛文ノ比、女ハ紫革ナドニテコシラヘ、筒長シ、白カハ、淺黄革アリ、ヒモ白緞子ニ致ス、

〔本朝世事談綺一衣服〕踏皮

むかしは足袋を皮にて作る、女は晴にむらさき革を用ひて、紫足袋とて、下々の女は得はかざりしなり、この紫たびは寛文延寶のころまではやりし也、皮々は作るゆへ踏皮といふ也

〔矢開之記〕一公方樣御矢開の時は、御喰役人も、御の臺持役人も、白ひたゝれに大かたびらを重て著する也、おなじ小袖も白くあるべし、刀はさや卷たるべし、脚足にも白足袋をはく、○下略

〔二判問答〕一白足袋事、於殿中者勿論也、北面已下諸侍者可爲淺黄歟、僧人可用哉如何、

調前可○可依時儀、且又其人所存歟、

〔人倫訓蒙圖彙六〕足袋師　木綿足袋の地、則これを織て、河内津國等より出す、これをかいとりて、それ〴〵にさしに出す、女の業としてこれをさす也、并とろめんたび、これを綾小路通御幸町より西の方にあり、又室町通四條の南にもあり、○下略

〔和漢三才圖會衣服三十〕單皮○中略

木綿足袋　勢州山田、上州高崎、以綿剌縫之、名剌足袋、其不加剌縫者名袋足袋、凡多用皮、春秋用綿、又有兜羅綿、雲齋織等、皆白、重陽至上巳着之、○下略

〔老人雜話下〕木綿踏皮は今の製法の如くなるは、長岡山齋の母初めて製之、山齋の茶の會に出らるゝ時、足冷るとてはかれしとぞ、

〔清水物語下〕出家の武道、みめよきびくに、もめんたびの薄綸、かやうの事は世におほかんめる、

〔我衣〕貞享ニ至テ、白ザラシ木綿ニテ、女ハ足袋ヲ指ヘタリ、

〔一話一言二十九〕江戸風俗の事　服飾之部

諸役人万石以上以下小身之旗本

安永天明の初のころは、○中略夏冬白き足袋を用ゆ、○中略

天明の末、節倹の令一たび出て、忽服飾を變じ、○中略足袋は花色、薄柿など用ひ、または生木綿にて製るも有、多くは冬もすあしにせり、○中略

寛政の末に至りては、漸また服飾の制も美しく見へて、○中略足袋も夏冬ともきそはく事にはなりぬ、○下略

〔雨窓閑話上〕本多流髮并家風の事

或時近習の者、鼠色の足袋をはきて、彈正殿前に出たり、彈正殿御覽有て、其足袋を御所望有しに、彼者憚り多しとて辭退す、苦しからずとて、無理に乞給ひ、扨其後屋舖にて召給ふ所の足袋は鼠色に成しとぞ、是何が故なれば、御儉約の思召より出たり、是まではき玉ふ白足袋は、よごれめ見えて、五日もめし給ふ事能はず、此所を考辨し給ひて、近習の者の足袋を所望有て、鼠色足袋にし給ひしかば、是より近習の者は、いふに及ばず、家中一統鼠色になりて、總體にて大ひなる儉約となれりとぞ、

〔見聞雜錄十三〕寛永五年閏二月廿六日、御老若方申合、火事ニ付、兩山江出馬の節、火事裝束の處、白足袋紺足袋、是迄區々ニ候得共、以來紺足袋相用可申旨極ル、

〔我衣〕享保ノ比、將軍吉宗公、御鷹野被遊、ウノ目ガヘシノ御股引、紺ノサシ足袋ヲ召タリ、依之其頃ヨリ裏附上下ニ紺ノサシ足袋ハク人モアリ、サレドモ目立テミユルコトモナカリケリ、平人若手尤良之、

〔我衣〕寛永ゴロ迄、小兒ノ花足袋ナシ、正德ノ比ヨリ、サラサ木綿ノ足袋ヲウル、代二十四銅程ナリ、

享保末ニ至リテ十六銅位ニナル、

〔我衣〕元祿ゴロヨリ、カ○ナ○キ○ン○又ハ龍○足○袋○ヲハク女マレニアリ、男ハ雲斎モメンナリ、

享保ヨリ半ダフトテ、タフ足袋ヲ少シ高ヲフケ、クロブシ下ニ限ル、紐ヲ付ハキタリ、大方淺ギナリ、

〔三省錄 四編一〕天明の度、淺くさ三社權現の祭に、天○鵞○絨○の足袋をはきし者あり、見物のもの目ざましき事におもへり、(中略)[illegible]

〔參考太平記 三十二〕直冬上洛

天正本云、文和四年正平十年正月十六日、直冬大將トシテ、足利高經、桃井直常、三千餘騎ニテ入洛有シカバ、大内ノ舊跡、大將殿ノ頼門ノ跡ニ、敷皮布テ座シ給フニ、重籐弓征矢ヲバ近習ニ持セラル、我身ハ黑革ノ腹巻ニ、大弓持タ、草鞋ニ淺○寶○度ヲ着セラレケレバ、見物ノ貴賤、天下ノ武將ニハ成ガタキ出立カナト、憚所ナク申ケル云々、

〔東海道名所記 六〕五條を西のかた大宮に出て、(中略)これ傾城町なり、世に嶋原と名づく、(中略)庄や殿の二番子めしつれらる、太鼓衆には、御出入をいたす、とり質なまはやりなる謡舞師など、心やすきもの一兩人、當世のつくり髭に、はき替の草履もたせ、まづこの馬場にさしかゝりて、木綿の衣裏襟の亂れをつくろひ、う○ね○足○袋○の紐のたゝくれをなをし、あみ笠引こみて門に立入る、

〔我衣〕天和ノ比ヨリ木綿ノウ○チ○ザ○シ○ノ○足○袋○ハヤル、男ハカ○ワ○足○袋○ニテ登城ヲフトム、十一月ヨリ二月比マデ皆アワタ止、

召水中、我等ガ母、當文化二丑年七十四歲、生國常陸水戸ナルユヘ、木綿足袋ノ上手ナリ、年々我等ガハキ料トテ、十月ノ始ヨリ、彼ウ○チ○差○ノ○足○袋○ヲ貳足ヅヽ給フル、勿體ナシト申セドモ不聞入、妻井娘仲兩人ヘモ年々一足ヅヽ給ハル、其仕方、足袋ヘ綿ヲタクスタ入レ、其上ヲ眞岡木綿糸

ニテ寛クスクヒテテスユヘ、畦ノ如クナル、甚見事ナリ、我等ハキレヲ見テ、須田町下野屋利兵衛、小柳町池田屋三九郎達テ所望シ、是モ年々一足ヅヽ遣ス、年寄ノ勞煩モナク、氣根ヨク當年モ下ダサレタリ、

木綿糸ニテサストイヘドモ、至テ奇麗ナルユヘ、貴人ノ前ヘモハキテ出ラルヽナリ

〔我衣〕寛永ノ比ヨリ、夏足袋ヲハク、尤好色人ニアリ、享保ヨリ大方ハク、〇略 註 夏足袋ヲハクニ、二ッノ德アリ、先ヅ暑ニハ足ニ脂浮テ其上ニ土ホコリタマリテ甚足ヨゴレ、帷子ノ居鋪黑クナルニヨッテハクナリ、又日ニアタリ足黑クナルヲイトヒテハク、寛永比、御旗本ノ諸役人、歩行ニテ御城ヘ通ハルヽ衆中、多木綿足袋ヲハキ、足袋ノヨゴレザルヨウニ、又其上ヘ革ノタッ足袋ヲハク、御城ニテ上ノ革足袋ヲトリ、木綿足袋計ニテ上ル、是二足ハクノ始ナリ、

〔入水隨筆〕くつたびの事、跡をこはせがけにする事は、予が父大坂に在し時、ふと捨させてより、その足袋屋の作の樣に云なし、おびたゞしく仕込、江戸へ贈せしより一統にはやりしとなり、

〔我衣〕寛永ヨリ、ウスガキノタッ足袋ハヤル、筒アル足袋ハタ人稀ナリ、皆コハゼガケナリ、正德ノ比、牡丹ガケニヌル、

〔色香論 末〕かゝるおりふし、年のころ廿あまりのさぶらひの、〇略 中 ながさきたびにねりのひぼ、たてにあかぬとむすびとめ、あみがさふかくかたぶけて、〇略 下

〔一話一言 二十九〕寛文年中、江戸武家名盡時の遺物、〇略 中

くゝり頭巾も　へりほそく　とちめんたびを　するがひも　〇略 下

〔駿河上產 二〕一權現樣駿府の城郭に被遊御座候節、大御奧に御足袋箱と申て二ッ有之、一ッには新らしき御足袋を入置、一ッには一度も被爲召よごれ候御たびをば、別の箱に入置き、其箱つまり候と申上候得ば、皆々御取出させ被成、其古き御足袋の中にて、なまあかよごれ見へ候を、二三

足袋雜載

足程ブ、又元の箱へ御入させ置候歟、其外をば捨よと有上意にて、下々の女中共、分取に仕り候也、右の箱の内へ殘りたる御足袋を、被召候儀とては無御座候得ども、古き御足袋とて、不殘捨よと仰あるは無御座候由、〈中略〉

右は紀伊權宜卿の御母儀養生院殿御物語の由、去老女の噺し書留申候なり、

〔殿中申次記〕正月晦日〈中略〉

一御足袋〈三足〉染革三枚細川右馬頭、

自永正十三到十八年、例年進上之御足袋革三枚共在之、

〔男女衣元美人粧書〈三〉〕嫁送人式

啓　女郎ハ大方襪足、是ハ糸織物ヲ以スル也、〈中略〉皮袋ト又襪足ト云、中比ヨリ紫ナンド染皮ニシタスルモ有、往古ニハ神拜度ワフ、シム不斉ガ故度ハ本儀ニ非ズ、〈中略〉顯紋紗トノアヤワル巾ヲ以スルモ有、大略ノ方ニハ啓ハ是足袋也、足ノ袋ニハ方無シト也、〈下略〉

〔書札法式〈四〉〕一足袋積樣〈附〉包時之事

仕立の足袋を臺に積時は、踵を上座へして、爪先を貴人の左へして、右よりつみ初め、左の方へ段段に積也、紙に包時は、踵の方を折、爪先を字頭にする、仕立足袋抔も同前、横に積ときは字頭左、豎に積ときは爪先下座也、爪先字頭也、

古事類苑

服飾部二十八

服飾雜載

大寶ノ制、親王及ビ諸王諸臣五位以上ノ禮服ニハ綬ヲ佩ビ、三位以上ノ禮服ニハ玉珮ヲ加ヘシム、玉珮ハギョクハイト云フ、玉ヲ以テ製ス、天皇ノ玉珮ハ二流ニシテ、綬ノ左右ニ在リ、綬ハジユト云フ、糸ヲ組テ製ス、其狀平絡ニ似タリ、又親王及ビ諸王諸臣初位以上ノ朝服ニハ位袋ヲ著セシム、（武官ノ督以下主帥以上モ文官ニ準ジテ之ヲ著ス）位袋ノ色ハ服色ニ從ヒ、其緒ハ位階ニ由リテ、色目及ビ結樣ヲ異ニセシガ、元正天皇ノ養老六年ニ至リ、其裁縫功程ノ費、衣袴ヲ製スルヨリモ甚ダ多キノ故ヲ以テ、之ヲ廢止セリ、

魚袋ハギョタイト云フ、之ヲ石帶ニ施サシム、金裝銀裝ノ二種アリ、參議以上及ビ著紫ノ諸王ノ五位以上ハ金魚袋ヲ著ケ、諸臣ノ四位五位ハ銀魚袋ヲ著ク、

印籠ハ、インロウト云フ、漆器又ハ蒔繪等ヲ施シタル小匣ヲ、三重又ハ五重ヲ以テ一組トシ、緒ヲ貫キテ腰間ニ佩ブルモノナリ、初メ印ヲ入レタルヲ以テ印籠ノ名アリ後ニハ專ラ藥劑ヲ入ルヽニ用キレドモ尙ホ此稱アリ、藥籠ノ事ハ、方技部藥方篇藥劑器具條ニ在リ、參看スベシ、

胴卵ハドウラント云フ、鳥銃ノ鉛子ノ皮袋ヲ謂フヨリ起ルト云フ、巾著ハキンチヤクト云フ、燧袋ノ名殘ナリト云フ、織物羅紗布帛皮革等ニテ作レリ、

上古ノ人ハ其頸髮手足身體ヲ飾ルニ頸玉、手玉、足玉、手纒、釧、脚帶等ノ類アリテ、多ク珠玉ヲ用ヰタリ、

頸巻ハ衿巻トモ云フ、布帛ヲ以テ作リ、頸ニ纏ヒテ防寒ノ用ニ供シ、襷ハ字或ハ繦、手繦、手次等ニ作ル、紐ヲ以テ作リ、兩袖ヲ挑ゲ事ヲ行フニ便ニス、前垂ハ衣服ノ胸部及ビ腰以下ヲ覆ヒ、其汙損セザル爲ニ用ヰルナリ、股引、パッチ、脚絆等ハ脚部又ハ腰部ヲ覆フモノナリ、

古手屋ハフルテヤト云ヒ、又古着屋トモ云フ、專ラ衣服ノ古物ヲ販賣スル商店ナリ、德川幕府ノ時ニ在リテハ、同屋及ビ小賣業者ニ對シテ、他ノ古物賣買ト共ニ、其取締ヲ嚴ニセリ、事ハ產業部商業篇八品商條ニ詳ナレバ、宜シク參看スベシ、

〔飾抄下〕一雜裝〇中

玉佩

繪樣在永治別記、

〔裝束圖式下〕玉佩　禮服ノ時用之、天子ハ二旒、臣下ハ一旒也、各ノ鼻ニアタリ鳴ル程ニ垂ル也、

玉佩



〔西宮記臨時四〕天皇禮服。赤大袖、〇中玉佩二旒、〇下

〔北山抄 三拾遺雜抄〕朝拜事 〇中略

天皇御高座 御劍、東先、帶、中略、玉佩在左右、〇下略

〔吉成卿記〕弘化四年八月廿五日、御禮服以下、御調進品々裏分給、〇中略

一御玉佩二旒 玉ヲ十ヤ直シ、白糸如玉形取替、件御品、眞實ハ先朝御料也、而唯不論御代御古物御修覆之間合也、

〔令義解 六衣服〕親王禮服 一品禮服冠、四品以上每品各有別制、〇中略 佩綬、玉佩、〇中略凡君子佩玉、天子佩白玉、公侯佩玄玉是也、

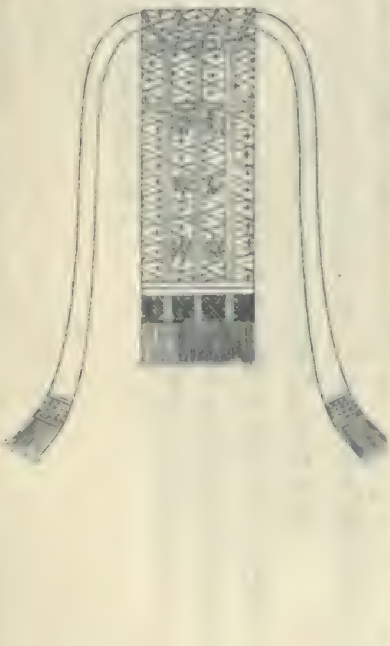
諸王禮服 〇義解略 一位禮服冠、〇中略 五位以上佩綬、三位以上加玉佩、諸臣准此、

〔飾抄 下〕一禮服 〇中略

綬

如平緒組也、貞應〇下略加、結唐綾、令畫繪也、人々所爲大略如此、

〔裝束圖式 下〕綬圖 糸ニテ組之、如平緒、大嘗會卽位等禮服ヲ著スル時、乳ノ下ヨリ結テ垂ル也、



〔西宮記 臨時四〕天皇禮服
赤大綬、(略)白綬、

〔北山抄 三 拾遺雜抄〕朝拜事(略)
天皇御高座、

〔實成卿記〕弘化四年八月廿五日、御禮服以下、御調進品々、寫分紹、(略)
一御綬、長一丈二寸、(略)白綾裏地、

〔令義解 六 衣服〕親王禮服、
一品禮服冠、(略)
諸王禮服、
一位禮服冠、(略)

〔經光卿記〕仁治三年三月十八日庚子、今日有上卿、(略)於太政官廳有踐祚卽位事、(略)禮服人猶參入無例云々、相伴參入爲古實之由、先賢之口傳歟、(略)
權大納言隆親卿、(略)

〔令義解 六 衣服〕朝服
一品以下五位以上、(略)衣色同禮服、(略)六位深緑衣、七位淺緑衣、八位深縹衣、初位淺縹衣、(略)袋從服色、親王縹紕緒、一品四結、二品三結、三品二結、四品一結、諸王三位以上同諸臣、正四位深緋紕、從四位深緋紕、正五位淺緋紕、從五位深縹紕、結同諸臣、諸臣正位紫結、從位纁結、上階二結、下階一結、唯一位三結、二位二結、三位一結、以結別正從、以結明上下、朝廷公事則服之、

〔令集解 二十九 衣服〕朱云、袋從服色者、未知无位有袋不、答无用也、不可用也、女亦不見袋、不可用者、額云、女亦可用也、无蕃文、又爲可屛位故、下條衣色准男夫、故者何、穴云、初位以上有袋、見武官條也、禮服之日无袋也、(略)朱云、諸王三位以上同諸臣、謂結并結數並同也、正四位以下從五位以上、並爲諸

王立文者、未知此文諸王三位以上、與又諸司四位以下、爲明辨、別云文歟何、案然也、

〔令義解六衣服〕朝服〈略〉〔中〕衞府督佐、〈略〉〔中〕其督以下主帥以上袋准文官、

〔續日本紀二文武〕大寶元年十二月戊申、賜諸王卿等袋樣、

〔令集解二十九衣服〕養老六年二月廿三日格云、太政官謹奏、停止位袋事、右奉勅、賜從三位行授刀頭藤原朝臣房前上意見、一品以下初位以上位袋者一切停却、宜作商量者、臣等謹撿衣服令、袋從位色、緒別正從、結則上下、當時競從女功、勞倍衣袴、將著反費、欲停即利、伏請依被意見、永從停廢、謹以申聞、謹奏、奉勅依奏、

魚袋

〔倭名類聚抄十二調度具〕魚袋　蔣魴切韻云、袋〈代〉、囊名、又金銀魚袋、唐令云、諸百官魚袋、並令中尙預造進、

也、

〔箋注倭名類聚抄四調度具〕按新唐書百官志云、中尙署令丞、掌製魚袋以給百官、是其事也、伊勢廣本無也字、所應島話、朝儀魚袋之飾、唯金銀二等、至武后乃改五品以銅、中宗反正從舊、舊唐書輿服志、高宗永徽二年五月、開府儀同三司、及京官文武職事四品五品、並給隨身魚、新唐書車服志、隨身魚符者、以明貴賤、應召命、左二右一、左者進內、右者隨身、皇太子以玉契召、勅合乃赴、親王以金、庶官以銅、皆題其位姓名、官有貳者、加左右、皆盛以魚袋、三品以上飾以金、五品以上飾以銀、又云、景雲中詔衣紫者、魚袋以金飾之、衣緋者以銀飾之、又按本朝公式令、載給隨身符、則此所引唐令、蓋公式令文、公式令在唐令第十七、見唐六典、

〔事物紀原三衣裘帶服〕魚袋

實錄曰、三代以韋爲之謂之第袋、魏易之爲龜、唐高祖給隨身魚、三品以上其飾金、五品以上其飾銀、故名魚袋、大后改爲龜、後復曰魚、神龍初、賜紫則給金魚、賜緋則給銀魚、不限品也、唐會要曰、永徽二

年四月二十九日、給隨身魚袋、咸亨三年五月三日、始令京官四品五品職事佩銀魚、久視元年十月十三日、職事三品以上用金飾、四品銀、五品銅、景雲二年四月二十四日、紋文魚袋著紫者金裝、緋者銀裝、宋朝神宗元豐末、親王又賜玉魚、以別(金帶玉魚、金帶金魚、)韓文公之詩曰、不知官高卑、玉帶懸金魚、是也、

〔名目抄衣服〕金魚袋(キンギヨタイ)(三位已上用之、四位參議又如此、不論文武官、節會及御禊行幸日付之、臨時祭使又付之歟、)銀魚袋(ギンギヨタイ)(四位已下殿上地下付之、節會付之、但大上儀之時不付之、但令叙列等之時是也、)

〔裝束圖式〕金魚袋ハ三位以上用之、銀魚袋ハ四品以下用之、付樣ハ石帶第一ノ石、或第二ノ石ノ右方ニ付ル也、節會、大嘗會、御禊、內宴、臨時祭等ニ用之也、

魚袋



〔延喜式四十一彈正〕凡魚袋者參議已上、及著紫親王五位已上金裝、自餘四位五位銀裝、

〔雅亮裝束抄二〕いくわんなをしにきぬをいだすこと〇中略せちゑにはかんだちめ殿上人、おびにぎよたいをつく、かんだちめはきんなり、殿上人のはしろ

きなり、おびの右のわきに、ほうせんといふよほうなるいし、ふたつがなかにつくといへども、もとこしによるべし、ふとからんはせなかになりなん、ほそからんはわきにいりてかくれなん、をりによりてはからふべし、

〔江家次第正月一〕元日宴會　內辨細記〇中略

節會日著飾劍、其魚袋付右第二石、故二條大閤白御說、隨人肥瘦或付第一石、或付第二石、或付第一第二石間、具見紙、〇下略

〔三內口決〕一束帶之具〇中略

魚袋　節會日石帶ニ著之、公卿金、殿上人銀、

〔桃華蘂葉〕一束帶色目〇中略

魚袋　公卿ハ皆金魚袋也、三節會又御禊行幸之時付之也、右腋腰程付之、

〔江家次第正月一〕元日宴會御物忌月并不出御〇中略

公卿、有文玉帶、飾劍、金魚袋、平緒、非參議、純方帶、螺鈿劍、銀魚袋、衞府將佐、巡方、螺鈿劍、平緒、銀魚袋、〇下略

〔飾抄中〕一帶〇中略

魚袋

公卿金魚袋、四位以下銀魚袋、付帶第二石右方、或第一石、隨人之肥瘦云々、付緒紺糸、或紫四組、黑漆或朱漆云々、節會大嘗會御禊等付之、

大嘗會兼國司之人、標山引日不付魚帶事、　保安四十一十八、宗能朝臣兼國司供奉著小忌、不付魚袋云々、

節會大外記大夫史不付魚袋事　保安四或秘書曰、大嘗會大外記師遠、大夫史政重用巡方、但不付魚袋、大外記大夫史者雖五位身、不付魚袋云々、可尋由緒、

齋宮入野宮諸司前駈不付魚袋事　仁安二九廿一殿記曰、初齋宮入野宮、威付魚袋、〔承曆不付〕　仁平三
九廿一、齋長駒勤仕前駈無魚袋、
〔日本紀略〕外記不付魚袋事、内々事次問師季朝臣、無別子細、師安マデハ付之、近代不付云々、五位已上可付
之云々、釋奠ニモ、都堂院五位外記史可著、緋衣而近代不著、是又略儀云々、

〔後照念院殿裝束抄〕魚袋事
仰云、元三中行幸付魚袋、而後鳥羽院御時、相似大嘗會御禊行幸トゾ被仰之、猪隈殿以下於御所假
被撤之、

〔世俗淺深秘抄 下〕一次第立親王日、直衣陣時、著野劒付魚袋、而近代多以不付魚袋、甚非說也、

〔西宮記 五 月〕二日二宮大饗〔九記云、天曆三年正月五日、行中二宮、二三日宮御物忌也、仍今日行中、又宮大饗、但前二日中、依御物忌、今日饗、王卿及侍從等給祿、侍從等給祿云、諸大夫等不著、諸大夫行成今來云、天皇御太后之院、日、著魚袋、是依大饗日、侍從可著也、御物忌年二日、依御物忌不行大饗、五日行中、次行還成饗、天皇〕〔魚袋之日可著之證々〕

〔紀貫之集 七〕天慶六年正月、齋大納言殿〔○藤原〕御せうそこに、年比ありつる魚袋をつくろはせんとて細工に給へるを、おそくもてくるあひだに、日ちかくなりしかば、いぬる一日の日はつけず有しかば、おほいどの〔○藤原忠平〕に此よしきこしめして、わがむかしよりようするをあえ物にけふばかりつけよと仰られて、給はりしかば、よろこびかしこまりて、給はりようして松の枝に付て、返し奉る、其よし内侍の督の殿上に、いさゝか聞えんとなんおもひしのびて、そのよし書いたしてとあるにたてまつる、
吹風に氷とけたる池の魚の千代まで松のかげにかくれん〔○又見二拾遺集一〕

〔台記〕久安二年十一月十四日
裏書〔○中略〕豐明節會、〔○中略〕訪他五節所、歸廬舍了、〔○中略〕皇后退出云々、罷歸改縫腋魚袋、上御門大納言家〔○藤原宗輔〕御

印籠

魚袋如本云々、是爲奇、

〔大江俊矩記〕文化六年正月十五日乙亥、自廣橋亞相夕方來書、一封四折參內以後故預り置、翌朝進呈返書、（返書之體在于此、）別紙四折一紙者留置也、如左、

上﨟一列衆へも、爲心得可被示傳候也、

自今元日踏歌小節之日、不被經侍從廳觸四位五位殿上人不可被著魚袋之由、以別紙之例宮〇四文（記）內府公被命候、仍爲御心得入見參候、尤一列衆早參廳觸共只今迄不被著魚袋候ハヽ尤可爲其通候、万一若被著魚袋有之候ヘバ、自今元日踏歌小節之日、不可令著魚袋給候、仍爲御心得如此候也、

正月十五日　胤定

極﨟殿

〔下學集器財下〕印籠

〔饅頭屋本節用集器財伊〕印籠

〔倭訓栞中編二伊〕いんろう　印籠の義、もと印章印色を納るゝ器なるを、後世藥を畜ふるに用るは、古時に藥瓢垂腰間といへる物也といへり、

〔和漢三才圖會服玩具二十六〕藥瓢　俗云印籠

本綱、榼藤子其殼貯丹藥、作藥瓢垂于腰間也、

按俗云印籠是也、蓋印籠本納印判印肉、小籠以佩腰者、而借爲藥瓢乎、今以革作盒子、黑漆出於長門者、所盛丹藥不乾、出於京師者、搯金繪彩色甚精巧也、而竟不改名、

〔貞丈雜記調度八〕一印籠と云物は、唐土にて印を入る箱也、大かたは三寸餘程の大サに、四方にして、四五重もかさねたる重箱也、つい朱などにしたる物也、今腰に下る印籠も、右の印籠のごとく重ね

てある故、印籠と云ふなるべし、足利殿の時代の書には、印籠臺に下ると云事見へず、

〔萬金產業袋 三〕印籠

本邦といふは、印籠地とて製したる牛皮、厚皮うす皮とて二しなあり、水牛を見るごとく、よく透とをりうつくしき物也、その厚かわをば懸子にして、うす皮を內の重のかさね蓋といふに作る、重の當には薄板をつかふ、合口上手のいる事也、尤そくいゐにて作る、そも牛皮を用ゆる事いかんとなれば、奇妙によく蒔を有もの也、又懸を蒔のうす板にてこしらへ、內の蓋ばかりを、右の牛皮の薄皮にて仕たるあり、是本邦下ぬりの間のものなり、また平邦といふは、蓋も懸もみな右の薄板、經木のごとくなる物にてまきあげ、そくいゐにてとめ製るなり、ゆへに蒔のもちよろしからず、ぬりは銘々その品々物やきによる、うちはなし地、いつかけ、黑ぬり、朱ぬり等、外のまき繪はさびあげ、高まき繪、粉ためなし地、ひらめ地、とぎ出し、青貝、青貝入、金貝入、金銀錫等、まき繪の仕やうは、何重物にても、また地のぬりも、重をわけず一ッにぬり、かさねめの口をきらずして蒔繪なし地、青貝等をとくと仕あげてのち、兩の手の裏にて重をわるに、鍛磨の功にて、蒔繪ぬりに少しもかまはず重わかる也、その木口をかみそりにて、合口をうつくしくけづり、いつかけなし地也とも、その品次第に仕あぐる、形は近代いろ／＼に作なし、定りたる事もなし、(中略)

本長門印籠をば、なべて秋月といふ、江戸にては取わき、世人もてはやし賞翫す、長門ならずぐに所謂あつて、調ふるにも自由也、下地本牛皮の、本すきといふにて製し、一切上の化粧をかざらず、極本邦にして、たゞ淺き黑のり、梨がらぬり、溜ぬり等、蒔もちのよきをのみ專走とす、形は常形に少し丸みあつてたけながゝ、五重六重七重迄もあり、內も一色、黑ぬり、朱ぬり等也、打見には至極草成やうに見ゆれども、第一こゝ能には、蒔をよくもつがゆへ、次第に世に是ヲ秘藏す、

〔毛吹草 三〕山城　蒔。繪。下。地。印。籠。

〔甲子夜話十九〕米澤ノ筆、長門ノ傘、鍋島ノ竹子笠、秋月ノ印籠、小倉ノ台羽ノ裝束ノ如キ、ミナ下々細工ニイタシ、第一ソレニ精ヲイダシ、博奕スル隙ナク、第二ニ身持形氣ニナリ、仕置モ致能候、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕廿七日、御引出物共を被參、
一御會所にて參る物〇中略　銀印籠すはまに

〔明良洪範二十三〕綱吉公御能拜見仰セ付ラレ登城セシ時、玄說弟子ヲ以テ、平日用ユル印籠ノ藥ドモヲ、皆入替ヨト申付シ、弟子ニモ此印籠コソ見苦シクレ、能印籠ノ有ニト云ナガラ、師命ノ如ク丹藥ドモ詰替ケル、扨御能拜見シ御中入ノ節ニ、將軍家如何思召シケン、玄說ガ印籠御覽有ベシ迚、御取寄有シニ用ヒ古セシ黑塗ノ印籠ナレバ御笑ヒ有リ、內ヲ拔カセラレシニ、名方ノ丹藥ドモ悉ク詰置テ、藥氣鼻ヲ通シケレバ、器ハ麁相ナレドモ、醫ノタシナミコソ頼母シケレ、誰モ斯コソ有ベケレ、玄說ハ名醫程有テ、御感ジ遊バサレ、其印籠ヲバ戾サレ、御前へ召サレ、御手ヅカラ壽ノ字ノ御印籠ヲ給ハリケリ、玄說ハ存ジヨラザル仕合ニテ、家寶ニモチ傳ヘケリ、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕鷹狩の時などめさるゝ御羽織は、〇中略　御刀は鞘三尺餘り、御差添も二尺五寸ばかりなりし、御印籠は黑塗、內は梨子地、緒〆は無患子、御帶つけは象牙、みな赤銅鐵銅のみのよそひにて、金銀のかざりは絕てなし、〇中略　これよりさき文昭院殿〇德川家宣のころより、長き印籠を佩る事、世の時尙となり、上も下もこれを好まざるものなし、公いまだ紀藩にましましゝ頃、彼邸の藩士、かゝる印籠を佩て落馬し、その印籠にて腋の下をしたゝかにつきて、息絕たるものありしかば、これより長印籠を禁ぜられ、公〇德川吉宗には橫付印籠とて、橫に幅廣きを用ひさせ玉ひし、左近將監いかにもことはりにかなへる御事なりとて、みづからもそのごとく製したるを佩しかば、世人多くこれをまなび、左近形と號せしとなり、すべてよきもあしきも、人の上にあらむ人のなすことは、容易なるまじき事にこそ、

(大鏡のはし)御とのゐ處に、人のわすれ置きたる印籠のあるをみしれる人、八條殿の(中納言隆英)なりと申しければ、わかき人々あけてみむとせられけるに、又さなせそといふひともありければ、通枝の中納言、

八條が置きし印籠あけて見ん麝香國處は何かあるべき

(甲子夜話六十八)武都ノ繁榮、近日隨月盛ンニシタ、郊外田野ニ及タモ嘗其餘澤ヲ蒙レリ、然ドモ亦大火ノ暴ナルモ、兼郊外又遠ニ及ベリ、是都下ノ一大患也、予○中略自少遭之事四回○中略頃ニ其燒亡ノ日ヲ擧ゲ、且其來歷由緒ヲ記シタ後來ニ貽ル○中略

一印籠軍詞　三匝

此品ハ予ガ勤務中、フト佩物ヲ好ミ出シタ、後ハ所謂濫觴ト云者トナリヌ、又其頃ハ御班ニテモ上席ト云ヒ年長ナレバ、不肖ナガラ人モ尊稱シタ所々ノ茶席ニモ招カレ杯シケリ、ソノ折カラ坊主衆ナド予ガ玄關ヨリ入リ、書院ヘ通ル道スガラ附添タ、今日ノ御下ゲ物ハ如何ニ候ナド云タ、後ヘヨリ隨ヒ來リタ覗ル者多ク、同役ニモ云フ如クナリキ、或ハ同班ノ人々モ、亦今日ハ如何ナル物カナド口實ニシタ、登營ノ時モ又聞ワタ人モ覗ケレバ、自然ト同物ヲ何遍モ佩ルモ、如何ガナルヤウニ流行キ、數品ヲ引替々々佩出セシユヱ、頗ル珍奇ノ名ヲ得タリキ、退隱ノ後ハ無用ノ者トナリシ故、肥州ノ讓リ給ランド望ミ請ヒタリシガ、トリ調ベタ贈リナントタ、閑情日ヲ送ル中、悉皆烏有ニ屬セリ、

其品殆百餘ニモ踰エタン、今ソノ中ニテ記臆セシ者ヲ左ニ擧グ、

玉取附合

根付　象牙彫物、蜑女游泳ノ形、　緒〆　蛸河豚木彫、舟月作、　印籠　波ニ寶塔ノ蒔繪、地黑色、　巾着　茶地蝦夷錦龍ノ大模ヤウ、裏唐物、波ノ縫出キレ、　紐　何レモ黃ガラ茶組打

○中略

三猿一疋ノ印籠

根付　木彫猿　右手雙眼ヲ覆ヒ、左手口ヲ掩ヒ、二足ヲ擧テ、兩耳ヲ塞グ、世ニ謂フ、視猿聽カ猿、言ハ猿ノ說ナリ、　緒〆　忘レタリ　　印籠　黑塗　戒愼恐懼ノ四字、行草金銀高蒔繪、執政松平越州定信朝臣筆

子丑寅ノ附台

根付　象牙彫物、鼠ノ立テ乾菓ヲ食フ形、　緒〆　黑冠石グミ形　　印籠　黑塗　牛車川ヲ渉ル蒔繪　　巾着　虎ノ毛皮下ブクヲ、

古寺ノ印籠

印籠　黑塗　鐵ノ撲樹、葉幹綠石繡漆ノ眞寫、　根付　黑檀丸瓦ノ形　　緒〆　壁瓦巴ノ

小口　○中略

壽字ノ印籠アリ、（小形、黑塗ヽザヽガヘ、表ニ行書ノ壽ノ字、金高蒔繪、裏ニ梅花象ノ黑ノ字、金銀同上、）コノ印籠ノコトヲ尋ルニ、松英公本莊ニ退老アリシ後、當世ニ名人ト呼バレシ俳優市川柏莚、屢々御伽ニ出ケル、或時公ノ聞ハセラレシハ、今何ヲカ狂言スルト、莚答申スハ、管我ノ狂言ノ中、ヤツシニテ助六ト申スコト仕ルト云ヒケリ、又聞ハセラルヽニハ、如何ナル裝束ヤト、莚申スニハ、黑繻子小袖、杏葉牡丹ノ紋、紫鉢卷シテ、鮫鞘ノ一小刀ヲ帶候ト、公曰ク、左ラバ印籠ヲ與フベシ、佩ヨトノ御言ニテ下サル、莚畏テ歸リ、夫ヨリコノ狂言ノ歌ノ中ニ、一ツ印籠一ツマヘト云フ文句ヲ添タリトゾ、（コノ歌ハ、元祖江戸大夫河東唄ヒメリ、又俳優モソノ例ヲ引テ、今ニコノ助六ノ狂言ニハ、必此裝束ニシテ、印籠ヲモ佩ルト云フ、又是今ニ至テ、柏莚ガ流派ニ非レバ爲サズトゾ、）

〔人倫訓蒙圖彙六〕○○○印籠師　印籠并藥入等是を造る、堅地弱地の目利入事なり、所々に住す、

〔天保十一年武鑑〕御印籠師　南ぬし丁　山田常嘉

〔續近世畸人傳　五〕望玉蟾

望玉蟾もとは望月藤兵衞といひて、印籠の蒔繪を業とせしが、池大雅と共に畫をはじめんといひて、此老は唐伯虎を學び、又諸家の長ずる所をとりて、つひに一家をなす、

〔諸問屋再興調十四〕商賣品御書上　通町組 內店組　小間物問屋

品書

一提物類　印籠、巾着、胴亂、金物一式、革、根付、緒〆一式、

右之通、私共仲間古來ゟ取扱ひ候品に御座候、以上、

嘉永五年子三月　　藤兵衞 人〇外一 名略

〔貞丈雜記　三〕腰下物（こしさげもの）

つゞの緒じめに、ばへのくわら紋、印籠に鳥巾着は、醫者のよきさげ物なり、ものまふでのぬさいるゝによろし、道路の乞食にはどこすによろし、自のわづらひをいやせるによろし、人のやめるをすくふによろし、目藥をたくはへ燒物をたしなみて、ちいさきうちにそなへずといふ事なし、此むくろじの幾年みがきても走ろまぬは、よきかたにふかくそめるか、あしきかたにふかくそめるか、またねつけのばへを見るに、そとのたけ鐵に二寸牢ばかりにて、うちをのぞめる時はいとおくぶかし、凶の器も、まがりてくらきものは、其寸法よりふかく見え、すぐにして明なるものは、其寸法よりあさくみゆ、これにて走りぬ、人のむばへも、たくみにしておくぶかく見ゆるは、識佞のなせる所なるべし、たゞすなはにあかくみゆるなん、はとんゝ道にちかゝるべしねつけといへど、丸くて、やすらかならんぞこのましくてつけかへ侍つ、

山の腰の月もや雲の帯ぐるま

當世早流下物奇　名珠珍石輝如晴　我疑長者必作力　金目雙腰不落離

〔倭訓栞前編二十二〕ねつけ。根著の義成べし、墜子也といふへり、

〔倭訓栞中編三〕をじめ。緒占の義、或は緒留といへり、草木子にいふ墜口也といへり、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕目覺草に、貴顯斷のきんちやくに、蒔繪梨地の印籠さげ、からのやまとの緒。ど。め。して、色替論なし地まき繪のいんろうに、むらさき糸のから打を、たれもきらはぬさんごじゆの、おどめもろともひきからうで、寶倉、三 腰下物つゞの緒〆めに、ばへのくわら鮫印籠に、島巾着は隱者のさげ物也と有、つゞの緒じめは木槵子をいふ、ばへのくわらは螺殼の掛落なるべし、又同書山の腰月もや雲の霧。ぐ。る。ま。と云は、根付を霧ぐるまと云り、今は二物なり、一代男(七、寛文中のことを云)、ねづみやが藤色の糸、ひらいんろうに、色革の巾着、めのうのふたつ玉、あら木細工のねつけ、諸艶大鑑、あま(貞享元年)天かはの玉ひとつ有、疑物なれども四匁七分有之、色よし勧濟縫の前巾着につけて云々、(かはは巨[illegible]て[illegible]な云)に勧濟縫これより古きものにはみえず、箕山大鑑下ゲ物のものゝすき品多けれど、こと〳〵く記しがたく、其中に印籠總梨子地と無地の黒ぬりとを用ひず、又大なるさんごじゆ、初心なれど遊所にかなひたり云々、おなじ思はくながら、金銹さしたるより勝れり、さげ物は好むとこのまざると人によるべし、近代は紙入用ゆれば、さげものゝ用すくなしと云り、緒。じ。め。は西廂記粧臺窺簡と云條に、我做一個縫了口撮合山(撮合山へ媒也上眼口也)と見ゆ、

本草啓蒙に云、舶來にトンボ玉と云あり、黄白色にして正中に猫睛の如き點あり、これ集解の猫睛石なり、又淡青色の硝子にて櫻花などを畫きたるあり、俗にくすり玉と云、これを又とんぼ玉と云は非なり、此は蠻人の衣服の鈕釦なりと云り、此説非なり、猫睛はもとトンボ玉とは云はず、産業袋に、鳳天は唐物なり、地あめ色にて、兩方に紅のまろき照あり、みごとなるもの也とて、トンボ玉とは別に出せり、物理小識にも、猫睛のことを云て、無活光を蜻蜓頭と云とある如く、こゝにも唯るり色の玉の、初め渡りたるを、その形を取て、トンボと云しなり、サクラ玉をば、大よそに其

たゞひと思へりしなるべし、トンボウ玉、東寶に鍮鉐をトンボクなどいひ、近俗にはボタンなど云ふ、トンボウとは其形をかたどりいひし也、ボタンとは西洋拂郎察國の方言の轉じたる也とあれば、一種に限らずと見ゆ、產業袋にとんば玉は地るり、或は白きに赤き花のちらし紋あり、燒物の如くみえて至極うつくし、その昔唐より始て渡りし時、世に珍らしく奔走せし、中ごろ大坂に名人ありて作り出せしに、唐物にちがはず、其上唐より年々に多く渡りて、人の用ひらなく、今は以前の百が一つの價もなきやうに成ぬ、去かし最初に渡りしは、人よく見わけて價も以前にかはることなし、

〔萬金產業袋三〕眞玉類（此條下には、[illegible]として唐より來る所の寶玉類石、其外に[illegible]の品、その分な[illegible]のす、）珊瑚（上品二番とす）さんごじゆは、誠に重寶として、價むつかしく、去るまぢらぬ共にもてはやすはあらじ、枝玉といふは、枝の形ながらすぐに、ひも通しをぬきて緒じめにす、玉は勿論、唐より來るも、丸く形を作れりとはいへども、どふでは和にて形をつくる、緒とをしをぬくも、みな眞にてもみ明にあくる、是ずいぶんの手間ずいく也、〈略〉中　鳳天、（唐物）地あめ色にて、兩方に紅のまろき點有、見事なるもの也、　孔雀玉、地もへぎいろに透て、内に木工のごとく影うつる、尤上品唐物也、　琥珀、色かういろに黑う、ちに影なきをいふ、色こきを金こはくといひ、色の薄きを銀こはくといふ、又あめ色、あるひは牢金にすきとをるを蠟珀といふ、いづれも上品、但火を忌べし、　瑠璃、（唐物）はな色にうつくし、尤ねり物にや、　ひしの實、色淺黄にてすきは通らず、蝦夷にて製す、つくり物也、　貝珠、これ貝の珠にはあらず、青白にすぢあり、　印地石、地白く、柘榴の實のごとき赤きもんあり、とんば玉、地るり、或はまろきに、赤き花のちらし紋あり、燒物のごとく見へて至極うつくし、〈略〉中　瑪瑙、赤、まろ、もゝいろ、まろに赤入、栗色等、いろ〳〵の色あり、唐あり、和あり、（[illegible]は加賀石也）　つがる石、石かたし、まろ、あめ、まろにあめ入、まろに墨入、うす墨色等、品々多し、　佐渡石、むらさき、無地に

赤きもあり、碑磲いろ白く、本性貝也、水晶、日向を上とす、近江ゟ出るを次とす、

〔萬買物調方記(元祿五年)〕諸工商人所付いろは分

を 京之分

をじめ 御かう町玉屋ニ有 同 四條かはら町玉屋ニ有

〔攝陽群談(十六名物土產)〕今宮千生瓢 同郡(○西成)今宮村ノ田圃幷ニ民家ノ軒ニ作リ、瓢小クシテ數多生ルヲ以テ千生ノ名アリ、世俗印籠巾著ヲ腰ニ垂ルノ留(帶緒ト云)ト云、今謂根附也、

〔倭訓栞(中編十六)〕どうらん 銃卵と書れど胴卵なるべし、もと鳥銃の鉛子の皮袋をいふより起るといへり、箭嚢の字、紀効新書に見えたり、

〔和漢三才圖會(二十六服玩具)〕胴(○中略)

止字彙卑(正字未考) 膀之方者多以革作之、橫與底有狹縫、謂閩清縫、(閩清者人名、始縫出人乎、)

〔甲子夜話(六十八)〕予(○松浦清)自少遭之四囘、(○中略)大災、竊ニ其燒亡ノ目ヲ擧ゲ、且其來歷由緣ヲ記シテ後來ニ貽ル、(○中略)

一印籠單司 三匣(○中略)

文福茶釜ノ胴卵

根付 四分一茶釜 緒〆 樂燒白四角、四方ニ文福ノ字染ツケ、コレ今ノ閣老水野羽州、嘗帝鑑席ニテ部屋住ノトキ、請テ自作セシ者、 胴卵 毛印度革(○中略)

障泥ノ胴卵

根付 銀鍍象嵌、カコ類ニ綴ツタル、 緒〆 銀ノ轡、紐ヲカヾミノ組骨ニ通ホス、 胴卵

障泥ノ形 二枚ヲ合セ、上ニ口アリ、障泥ノ緒ヲ紐トス、表土龍ノ毛皮ナリ、

〔江戸名物狂詩選〕越川屋袋物(同所(池ノ端)仲町)

閩清縫細製尤工、仕立從來世上通、胴亂腰帶懷中物、人人自藏越川風、

巾着

〔萬買物調方記〕〈元祿五年〉諸工商人所付 いろは分
と　京之分　どうらん　四條寺町東へ入　ゐんでんや

〔倭名類聚抄〕〈十四行旅具〉䐡　唐韻云、䐡〈音胡、和名比不久呂、〉囊之可帶也、

〔箋注倭名類聚抄〕〈六行旅具〉按新撰字鏡、[illegible]己志不久呂、言如此、今俗巾着是類也、〈○中略〉説文、䐡囊也、玉篇、䐡囊也、有物謂之䐡、

〔書言字考節用集〕〈六器財〉金著〈文選用、又出古詩、〉　巾着〈同〉

〔物類稱呼〕〈四器財〉巾着　きんちやく　豐州にてふうづうと云、長崎にてだらと云、津輕にてだらこと云、

〔和漢三才圖會〕〈二十六服玩具〉䐡　音胡　和名於比不久呂　俗云巾着

唐韻云、䐡囊之可帶者也、字从肉、

按䐡本行旅具帶腰袋、今之巾着卽䐡之小者、用緞子或革作之、貯錢以爲囊、田間佩腰備急用、革巾着以唐革爲佳、銀口以有縮目爲奇、印傳亞爲上、今亦有[illegible]多歎次之、莫臥爾又次之、皆南天竺國名也、

〔本朝世事談綺〕〈二器用〉巾着

巾着はむかしの燧袋の遺風なり、〈○中略〉上古の火打袋は、大名といへども、布あるひはなめし皮にて、縫〳〵はむくろじを付たり、今の巾着は七寶をかざれり、〈○中略〉[illegible]と云もの、かんせい錢をはじむ、時代しらず、

〔嬉遊笑覽〕〈二中服飾〉巾着は燧袋の名殘なり、〈○中略〉太平記に、青砥左衞門これに錢を入て持しとあるは、今の巾着を用るとひとし、〈錢の事ながら、[illegible]に入て持たりといふ物語あり、〉巾着を唐土には荷包といふ、是はもと雲にて竹籃を用るやうに、荷葉もて物を包しが始なるべし、〈[illegible]〉

之生氣、爲觜嘴、爲眉外、加於左肩、乃頭首之會、鼻之會也、今頭巾也、本此ともいへり、其形古畫をみるに背圓く、口の處に襞積多くあり、三角なるは後の製なるべし、然るに燧袋は三角に縫ふものなり、三角は火の形なりといへるは玄ひこと也、但し今紙子服などに、火うちといふものを付るは、三角の形によりて名づく、（古製に三角なるはなし、恐らくは火打がまの形によるか、○中略）

筆山大鑑に、前巾著は凡卑なれど、遊所には能かなへり、（これ寛文延寶のことなれども、其比の撰なる古く見ゆ、）其後久しく廢りしにや、寶小手巻、安永頃、京坂にて前さげといふもの流行て、一般に用ひたり、巾著の上に紐通しを付、帶革といふ物を付て、前へ提るなり、印形要用の鍵の類、身をはなさゞる品を入、至極重寶なる物にて、能工夫なりしが、江戸にてはさのみ用る人少なし、（かくいへるは、昔流行しを知らねばなり、）雙紙輪に、前巾著はとり置の車丸居風呂で人の儲する雲の香といふ付合あれば、今少しははやく江戸にも流行したるを知べし、

〔三省録一〕またある文に、三才の童子が弄る巾著を見るに、近ごろの仕出しなりとて、般若の面を押繪して、緒子をもて眼をはりたる、さながら玉眼をも欺くべし、その外種々のきれにて縫ものなど、數々手をつくしたるさま、その價七十錢にはあらねども、是また妖物とも謂ふべし、世の中華美を好み、金銀をいたづらに費し侍るをおどろきて、

世中の奢の程もおもはれてはておそろしき般若面哉

〔守貞漫稿後集四〕巾著

キンチヤクト訓ズ、今俗ハ巾著ノ字ヲ假用ス、元來燧嚢ヨリ出タル物也、

革ヲ專トシ、革モ印傳ヲ好トスレドモ、印傳革ハ世ニ稀ナル物故ニ、餘ノ舶來革ヲ以テ、日本ニテ摸造之シ、其他種々ノ革ヲ用ヒ、或ハ織物及羅紗ノ類モ稀ニ用之、倶ニ上下著用ノ時等、印籠ニ代ヘ用フ、

或ハ丸如キ形(中略)アリ、大小長短種々也、唯好ニ任ス、男女兒童神佛ノ守札ヲ納メ、帶ニ下グル物、專ラ此形也、多クハ緋縮緬種々緋ヲ以テ製、白縮緬切付ノ定紋ヲ繡ス、

或ハ女夫巾著ト名付ケテ、背二ツ底ニテ一ツニナリタル物ヲ製ス、是ハ專ラ賣物ニ非ズ、又工人ノ手ニ製セズ、多クハ婦女自製也、種々ノ縮緬ギレヲ以テ製之、一ツニ錢、一ツニ飾物ヲ納ル等也、

〔老人雜話上〕太閤(秀吉)禁中にをいて、能をなされし時、與松は立合に能をせり、與松能をする時は、太閤長柄の刀を帶し、虎の皮の大巾著を下げて、緣が、りの中程に立ながら見物す、

〔鳩巢逸話下〕一備前の池田故新太郎殿ニ而、家老池田大學巾著さげ、大珊瑚珠を付候而出被申候義を見被申、氣に入不申顏色ニ而候へ共、何共不被申、一兩日過候而、新太郎殿自分に巾著を下げ出被申候、常々巾著きらいに候處、いな事と近習の者など不審仕候處、大學を呼被申、てづから右の巾著を賜り候、其緒〆は手前細工に候、左樣に心得候へと被申候、大學頂戴いたし立退候而、其身の巾著とさげ替候て罷出申候、何とやらん無束成べき巾著ニ而、緒〆はむくろじニ而、自分の細工と被申候は、態と大學に可給ため、むくろじの穴を燒火ばしニ而、自分にあけ被申候、夫々大學右の大珊瑚珠さげ申事不罷成候、國中の士若々者など印籠巾著も物好きすきと被申候由、面白儀に奉存候、

〔好色一代男一〕別れは當座拂

茶字島の切にて、御物師が縫ふてくれし前巾著に、こまかなる錢を盜みためて、(下略)

〔利休茶道具圖繪下〕降遺臆寸法

一金著革好次第　うらなしにして

一縱　五寸四分緒立なり　一橫　五寸八分同　一緒のとをし穴口より　三分　一緒

色紺天鵞絨四ッ折なり　一橫のひだ六つなり　一下緒長さ　五寸四分　一同ふとさ

頸玉
手玉
足玉

貳寸五分まわり　一竹の節あと先に貳つ有、下は節にかけて切、　一竹の小口革の付やう圖のごとし、（圖略、下同、）　一小刀長　三寸（但圖のごとく、小刀先丸くとぎつくる、）　一同柄長　三寸八分（但柄の表裏の方に樋あり、圖のごとし、）　一同はゝ　五分　一同厚中にて　三分半（但丸目削る）　一柄頭方より八分置て針金にて卷、小口より貳分置て同く卷なり、中は兩端の卷目のまん中を卷なり、圖のごとし、

一臺は桑の木色付　一おび通し眞革、こひかうじ用ふすべ、　以上

〔人倫訓蒙圖彙 五〕巾着師　諸の唐革、これをもちゆ、

〔古事記傳 七〕古は男女共に、玉を緒に連貫て、頭にも頸にも手足にも、衣にも、凡て飾りしこと、云もさらなり、其中に火遠理命の御裝束に、御頸之珠見え、（中略）万葉十六（二十七丁）に、吾宇奈雅流、珠乃七條云々など有は、頸に懸たるなり、（うながせるは、頸にかけたるなり、うなげるとも云り、）

〔古事記 上〕伊邪那岐命大歡喜詔、吾者生生子而、於生終得三貴子、卽其御頸珠之玉緒母由良邇（此四字以音、下效此、）取由良迦志而、賜天照大御神而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也、故其御頸珠名謂御倉板擧之神、（訓板擧云多那、）次詔月讀命、汝命者所知夜之食國矣、事依也、（訓食云袁須、）次詔建速須佐之男命、汝命者所知海原矣、事依也、

〔日本書紀 一神代〕天照大神素知其神（素戔嗚尊）暴惡、至聞來詣之狀、（中略）結髮爲髻、縛裳爲袴、便以八坂瓊之五百箇御統、（御統、此云美須磨屢、）纏其髻鬘及腕、（中略）旣而素戔嗚尊乞取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯於天眞名井、𪗾然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神號曰、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、（中略）凡五男矣、

〔日本書紀 二神代〕一書曰、（中略）天孫（瓊々杵尊）又問曰、其於秀起浪穗之上、起八尋殿、而手玉玲瓏織紝之少女者、是誰之子女耶、（下略）

〔古事記 上〕爾海神之女豐玉毘賣之從婢、持玉器將酌水之時、於井有光、仰見者有麗壯夫、（訓壯夫云遠登古、下效此、）

以爲甚異奇、爾火遠理命見其婢、乞欲得水、婢乃酌水、入玉器貢進、爾不飮水、解御頸之璵、含口唾入其玉器、

〔古事記中垂仁〕爾天皇詔之、吾殆見欺乎、乃興軍擊沙本毘古王之時、其王作稻城以待戰、此時沙本毘賣命(垂仁后)不得忍其兄、自後門逃出而納其之稻城、(中略)於是天皇詔雖怨其兄、猶不得忍愛其后、故卽有得后之心、是以選聚軍士之中力士輕捷而宣者、取其御子之時、乃掠取其母王、或髮或手、當隨取獲而掬以控出、爾其后豫知其情、悉剃其髮、以髮覆其頭、亦腐玉緖三重纏手、且以酒腐御衣、如全衣服、如此設備而抱其御子、刺出城外、爾其力士等取其御子、卽握其御祖、爾握其御髮者、御髮自落、握其御手者、玉緖且絕、握其御衣者、御衣便破、是以取獲其御子、不得其御祖、

〔日本書紀十一仁德〕四十年二月、納雌鳥皇女欲爲妃、以隼別皇子爲媒、時隼別皇子密親娶而久之不復命、(中略)天皇聞是歌、而勃然大怒之、(中略)欲殺隼別皇子、時皇子率雌鳥皇女、欲納伊勢神宮而馳、於是天皇聞隼別皇子逃走、卽遣吉備品遲部雄鯽、播磨佐伯直阿俄能胡曰、追之所逮卽殺、爰皇后奏言、雌鳥皇女寔當重罪、然其殺之日、不欲露皇女身、乃因勅雄鯽等、莫取皇女所齎之足玉手玉、(中略)雄鯽等知免、以急追及于伊勢蔣代野而殺之、時雄鯽等探皇女之玉、自裳中得之、乃以二王屍埋于廬杵河邊而復命、皇后令問雄鯽等曰、見皇女之玉乎、對言不見也、是歲當新嘗之月、以宴會日、賜酒於內外命婦等、於是近江山君稚守山妻與采女磐坂媛、二女之手有纏良珠、皇后見其珠、旣似雌鳥皇女之珠、則疑之命有司、問其玉所得之由、對言佐伯直阿俄能胡之妻玉也、仍推鞫阿俄能胡、對曰、誅皇女之日探而取之、(下略)

〔播磨風土記賀古郡〕難波高津宮天皇(仁德)之世、伯耆加具漏、因幡邑由胡、二人大驕无節、以淸酒洗手足、於是朝廷以爲過度、遣狹井連佐夜召此二人、爾時佐夜悉禁二人之族參赴之時、屢漬水中酷拷之中、有女二人、玉纒手足、(下略)

〔日本書紀 十八安閑〕元年閏十二月、是月廬城部連枳莒喩女幡媛、偸取物部大連尾輿瓔珞、獻春日皇后、事至發覺、枳莒喩以女幡媛獻采女丁、是春日部采女也、幷獻安藝國過戸廬城部屯倉以贖女罪、

〔萬葉集 三挽歌〕同石田王卒之時山前王哀傷作歌一首 反歌略

或本反歌二首

隱口乃、泊瀨越女我、手二纒在、玉者亂而、有不言八方、一首略

〔萬葉集 七譬喩歌〕寄玉

海神、手纒持在、玉故、石浦廻、潛爲鴨、

〔萬葉集 十秋雜歌〕七夕

足玉母、手珠毛由良爾、織旗乎、公之御衣爾、縫將堪可聞、

〔萬葉集 十三雜歌〕阿胡之海之、荒磯之於丹、濱菜採、海部處女等、纓有、領巾文光蟹、手二卷流、玉毛湯良爾、白栲乃、袖振所見津、相思羅霜、○下略

〔延喜式 四伊勢大神宮〕四月九月神衣祭

太神宮和妙衣廿四疋、○中略 並鬘絲、頸玉手玉、足玉緖、佐襍緖等絲各十六條、縫絲六十四條、各長五尺 ○中略 荒祭宮和妙衣十三疋、鬘絲、頸玉、手玉、足玉緖、佐襍緖等絲各八條、縫絲四十條、○下略

〔新撰字鏡 金〕釧 止縷反、金環、太万支、又久自利、

〔倭名類聚抄 十四服玩具〕釧 内典云、在指上者名之曰鐶、在臂上者名之爲釧、鐶經文也、釧音食倫反、比知萬岐、

〔箋注倭名類聚抄 六服玩具〕按、釧古名久之路、見萬葉集、源君訓農耕具鉏、爲久之路、字形近而誤也、

〔事物紀原 三衣裘帶服〕釧

通俗文曰、環臂謂之釧、後漢孫程十九人立順帝、有功各賜金釧指環、則釧之起漢已有之也、

〔冠辭考 三〕くしろつく たぶしのさき

手纏

萬葉卷一に、（伊勢國に幸でませる時、京に留れる人麿、）釧著手節乃崎二、今毛可毛、大宮人之、玉藻苅良武、この釧に手なる臂に纏物にて、その臂は手の節なれば、釧を着るたふしとはいひかけたり、卷九に、（振田向宿禰其筑紫へまかる時、）吾妹兒者、久志呂爾有奈武、左手乃、吾奥手爾、纏而去麻師乎、とよみしを思へと、荷田大人（春滿）にいはれし也、

〔古事記　下仁德〕速總別王女鳥王共逃退而騰于倉椅山、（略）（中）故自其地逃亡、到宇陀之蘇邇時、御軍追到而殺也、其將軍山部大楯連取其女鳥王所纏御手之玉釧而與己妻、此時之後、將爲豐樂之時、氏氏之女等皆朝參、爾大楯連之妻、以其王之玉釧纏于己手而參赴、於是大后石之日賣命自取大御酒柏、賜諸氏氏之女等、爾大后見知其玉釧、不賜御酒柏、乃引退、召出其夫大楯連以詔之、其王等因无禮而退賜、是者無異事耳、夫之奴乎、所纏己君之御手玉釧、於膚熅剝持來、卽與己妻、乃給死刑也、

〔萬葉集　九挽歌〕思娘子作歌一首幷短歌（略）（中）玉釧、手取持而、十寸鏡、直目爾不視者、下檜山、下逝水乃、上丹不出、吾念情、安虛歟毛、

〔萬葉集　十二正述心緒〕玉釧（作者闕名）卷宿妹母、有者許曾、夜之長毛、歡有倍吉、

〔萬葉集　十二寄物陳思〕玉釧（作者闕名）卷寢志妹乎、月毛不經、置而八將越、此山岫、

〔古事記　上〕是以伊邪那岐大神詔、吾者到於伊那志許米上志許米岐（此九字以音）穢國而在祁理、（此二字以音）故吾者爲御身之禊而、到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐（此三字以音）原而禊祓也、（略）（中）次於投棄左御手之手纏所成神名奥疎神、（略）（中）次於投棄右御手之手纏所成神名邊疎神、（略）（下）

手纏、

〔古事記傳　六〕手纏、和名抄には射藝具に、韝、和名多末伎、一云小手也とあり、まことに後に云小手の如くなる物と聞えたり、（射藝のみの具にはあらず、上代には常にも著る物なりき、）又是を手結とも名しにや、万葉三（四十三丁）に、丈夫乃手結我浦とつゞけよめり、足なるを脚帶といへば、手なるをも然も云けむ、（脚帶、[illegible]）

と訓べきことゝあるしと云れき、今思ふに、萬葉に右の如くつゞけたるは、手纏の意なれば、手纏をしやがて多由比とせしも、物は纏はず一なり、然れども名は別なるべし、もし多由比ならば、此紀にも手結と書べきを、纏字をかけるは、多麻伎なるゆゑなり、此紀の例然り、其上万葉十五、和名抄などにも、多麻伎とあるをや、たゞ纏物に二つの名ありしなりけり、又右の万葉十五なる歌に依れば、此物にも玉を飾りしなり、但しかれは、たゞ手にまける玉と云ことにて、此手纏と云物のことにはあらぬにやとしきはゆ、されど手に玉を纏たみ、其すなはち手纏なり、

〔日本書紀十一仁德〕五十五年、蝦夷叛之、遣田道令擊、則爲蝦夷所敗、以死于伊寺水門、時有從者、取得田道之手纏、與其妻、仍抱手纏而縊死、時人聞而流涕矣、

〔萬葉集三雜歌〕角鹿津乘船時、笠朝臣金村作歌一首幷短歌

越海之、角鹿乃濱從、大舟爾、眞梶貫下、勇魚取、海路爾出而、阿倍寸管、我榜行者、大夫乃、手結我浦爾、海未通女、鹽燒炎、草枕、客之有者、獨爲而、見知師無美、綿津海乃、手二卷四而有、珠手次、懸而之努櫃、日本島根乎、

反歌

越海乃、手結之浦矣、客爲而、見者乏見、日本思櫃、

〔日本書紀十三允恭〕四十二年○允恭十月、太子○木梨輕皇子行暴虐、○中略太子知群臣不從、百姓乖違、乃出之匿物部大前宿禰之家、穴穗皇子○安康聞則圍之、大前宿禰出門而迎之、穴穗皇子歌之曰、○歌略大前宿禰答歌之曰、瀰椰比等能、阿由臂能古輸孺、於智珥岐等、瀰椰比等等豫牟、佐杜弭等茂由梅、

〔日本書紀十四雄略〕三年八月○中略、○安康坂合黑彥皇子深恐所疑、竊語眉輪王、遂共得間而出、逃入圓大臣宅、○中略天皇使使乞之、○中略天皇復益興兵、圍大臣宅、大臣出立於庭、索脚帶、時大臣妻持來脚帶、愴矣傷懷而歌曰、飫瀰能古簸、多倍能婆伽摩嗚、那那陛嗚絁、儞播儞陀陀始諦、阿遙比那陀須暮、○下略

〔日本書紀二十四皇極〕元年、是歲、蘇我大臣蝦夷立己祖廟於葛城高宮、而爲八佾之儛、遂作歌曰、野麻騰能、飫斯能毗稜栖鳴、倭柁羅務騰、阿庸比拕豆矩梨、擧始豆矩羅符母、

〔倭名類聚抄 十二 衣服具〕襷　續齊諧記云、織成襷、(本朝式用此字、云多須岐、今按所出未詳、)日本紀私記云、手繦、(同上、見日本紀、)本朝式云、襷襷各一條、(襷讀如上、襷知波夜、今按未詳、)

〔箋注倭名類聚抄 四 衣服具〕續齊諧記一卷、梁吳均撰、所引文原書不載、襷字亦諸書無見、此所引可疑、伝壽抄云、襷疑襻字之誤、按廣韻、襻衣襻、普患切、類篇、衣系曰襻、崔儦賦云、衫正身長、襟斜袖襻、作襷因是然、源君云、其義未詳、則明作襷字也、本朝式用襷字、見延喜四時祭、大嘗祭、縫殿寮、內藏寮、宮內省、大膳職、大炊寮、主殿寮、內膳司、造酒司、主膳監等式、本居氏曰、當是皇國所製會意字、其說可從、又按、說文、繦、觕類也、襁、負兒衣也、玉篇、繈、收衣袖繩、淮南子原道訓、短袂攘卷、以便刺舟、列女傳、魯季敬姜云、文伯引衽攘捲而親饋之、攘卷攘捲並即襷義、是可以訓多須岐、(中略)按說文云、襁、負兒衣、又云、繦、觕類也、二字不同、此作繦爲正、由繦成從衣、呂氏春秋明理篇、道多褓繦、直兼篇、兒衣繦褓、其他皆多、新撰字鏡則云、襁、束小兒背帶、須支、又云、繈、絲有節也、負兒帶也、須支、蓋以襁繈爲同字、又按、單繦字訓爲須岐、新撰字鏡可證、故日本紀連手繦二字訓多須岐也、伝壽抄訓單繦字爲多須岐、是者誤、(中略)按襷襷連文、見延喜縫殿寮、內藏寮、大膳職、主殿寮、內膳司、造酒司等式、知波也、見拾遺集神樂歌小序、按知波夜伊知波也之省、伊知波夜閑急速也、有動作之時、以之扶攝衣袖、以便捷疾也、其用略與多須岐同、但多須岐掛臂、本綿多須岐者、以便事神也、與天竺偏袒右肩以事佛、其意全同、然襷云一條、則是襷類似非後世居女所著物、未知其詳、又按、後漢明德馬皇后紀注云、褠、臂衣、今之臂韝、以縛左右手、於事便也、

〔古事記傳 八〕手次繫は、多須岐加氣と訓べし、書紀には、手繦と書て此云、多須岐とあり、(繦ノ字は、多須伎にあたらず、其故は、まづ古の手次は、今ノ世に婦人のかくると全く同物にて、書紀允恭ノ卷、盟神探湯の處にも、諸人各著木綿手繦、此後萬葉などにあり、然るに繦は、負兒衣と見えて、多須伎の意なし、字鏡に、繦、負兒帶也、須支、また繦、小兒背帶、須支とあり、是に依て思に、繦を負帶を須支と云を本にて、袖をかゝぐる帶をも、手よりかくる物なれば、手須伎とは云なるべし、然れば書紀には手ノ字を添て、多須伎に、繦ノ字を用ひられたるなるらし、和名抄に、本朝式云、襷襷各一條、襷多須岐、襷知波夜、今按未詳と見ゆ、襷字は

華なる由の字なるべし、萬葉には此と同く手次とのみ書り、次字を書は、次を古言に須伎とも云へればなり、天武紀に、次此云須伎と見え、中昔の物語などにも、次々などあまた見ゆ、

〔下學集 下 器財〕襷タスキ、

〔壒嚢抄 一〕タスキト云字ハ如何、常ニハ綵ヲ用、順和名ニハ襷ノ字ヲコメリ、私ニ思ヘハタ襷ハ襷歟、

〔後奈良院御撰何曾〕春の農人　たすき

〔延喜式 十五 内藏〕縫殿〇中略

右毎年起六月一日、至八月卅日、染暴、〇中略 染女六人、各調布衫一領、別一丈六尺 襷一條、褌一條、別六尺 〇下略

〔延喜式 三十一 宮内〕凡諸司供御人等、給襷褌并襷、

〔延喜式 三十三 大膳〕平野雜器〇中略

襷十二條、別四尺 襷五十二條、別六尺 〇中略 絲二兩、縫襷料

〔延喜式 三十六 主殿〕凡養牧油壺丁二人、毎年各給調布衫一領、襷一條、褌一條、

〔香取志 上〕祭祀之事

大御田祭　閏月 正月〇略 五日申〇中略 此日當手襷を貫〇中略 當手襷は田植、古實、古、田を植者必當手襷ヲ掛と云、

〔日本書紀 一 神代〕天照大神〇中略 發慍乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、〇中略 猨女君遠祖天鈿女命則手持茅纒之矟、立於天石窟戸之前、巧作俳優、亦以天香山之眞坂樹爲鬘、以蘿蘿、此云比舸礙、爲手繦、手繦、此云多須枳、而火處燒、覆槽置、覆槽、此云于該、顯神明之憑談、〇下略

〔日本書紀 七 景行〕五十三年十月、至上總國、從海路渡淡水門、〇中略 膳臣遠祖名磐鹿六鴈、以蒲爲手繦、白

給爲飾而進之、

〔日本書紀 二十九 天武〕十一年三月辛酉、詔曰、(略)○中 膳夫采女等之手繦肩巾、(肩巾、此云比例、)並莫服、

〔枕草子 八〕うつくしきもの

あまにそぎたる兒の目に、髮のおほひたるを、かきはやらで、うちかたぶきて物など見るいとうつくし、たすきがけにゆひたるこしのかみの、しろうおかしげなるも見るにうつくし、

〔源氏物語 十九 薄雲〕御はかまぎは(○明石姫君、年三歲、)なにばかりわざとおぼしいそぐことはなけれど、氣色ことなり、(略)○中 ひめぎみのたすきゆひ給へるむねつきぞ、うつくしげさそひてみえ給へる、

〔萬葉集 一 雜歌〕過近江荒都時柿本朝臣人麻呂作歌

玉手次、畝火之山乃、橿原乃、日知之御世從、(略)○下

〔萬葉集 十二 寄物陳思〕玉手次、不懸者辛苦、懸垂者、續手見卷之、欲寸君可毛、

〔古今著聞集 八 好色〕白河院御時、天下殺生禁斷せられければ、國土に魚鳥の類絶にけり、其比まづしかりける僧の年老たる母をもちたる有けり、(略)○中 みづから川の邊にのぞみて、衣にたまだすきして、魚をうかゞひて、はえといふちいさき魚を一つ二つ取てもちたりけり、

〔源平盛衰記 四十七〕北條上洛尋平孫附同妹尼御前事

此人(○平六代)西山栂尾ノ明惠上人ニ隱レタリ給ケルニ、(略)○中 立寄タル見ケレバ、門々ニ武士アマタアリ、内ヨリ五六歲計ナル少人ノ、(略)○中 練貫ノ小袖ヲ打著セタ、總白ノ直垂ニ玉ダスキ上タ、下腹巻ニ烏帽子カケレタ太刀計帶タル男ノ肩ニ乘セタ、大路ニ出タ西ヲ指テ走、(略)○下

〔日本永代藏 四〕茶の十德も一度に皆

町はづれに小橋の利助とて妻子も持ず、口ひとつを其日過にして才覺男、荷ひ茶屋しほらしく拵へ、其身は玉だすきをあげてくゝり袴、利根に烏帽子おかしげに被き、(略)○下

〔和爾雅五衣服〕木綿手繦(ユフダスキ)見于日本紀九卷神代紀、

〔倭訓栞前編三十五由〕ゆふだすき　日本紀に木綿手繦と見えたり、木綿もてたすきとする也、姓氏録に、星川建彦宿禰、諡應神御世、代於皇太子大鷦鷯尊、繫木綿襷、掌監御膳と見ゆ、古へは神宮に木綿造内人木綿を作進し、後世凡ての神事にのみ此名あり、

〔神道名目類聚抄三神官服〕木綿繦(ユフダスキ)〇圖略　木綿ノ糸ヲ以テ四組或ハ八組ニシテ、如是結テ用ユ、

同〇圖略　績ザル麻ヲ結テ用ユ、又布ヲエリアハセタモ用ユ、

〇太〇手〇繦〇　布一筋ヲ以装束ノ袖ヲシバリカヽグルナリ、是ヲ太手繦ト云、圖スルニ及バズ、義木綿手繦ニ同ジ、　神代卷ニ云、太玉命廣肩ニ太手繦ヲトリカケテ代御手(ミテシロ)ニシテ以此神ヲ祭ハ、始テ是ヨリ起レリ、又曰、天鈿女命蘿ヲ以手繦ニシ云々、　按ニ、世俗木綿手繦ヲ佛家ノ袈裟ノゴトク思フハアヤマリナリ、木綿ハ清淨ノ義ナレバ、神事ハ必カケ用ユベキカ、上賀茂ノ神官神事ノ時、蘿カヅラヲ以手繦ニカクルコトアリ、

〔御當代裝束抄〕齋服神道
神事の時著之、成齋服の上に千早を著する也、〇中略　千早の代に木綿だすきかくる事有、是は少略儀也、木綿だすきは白き八つ打にて、とんぼう結してむすびさぐる也、

〔安齋隨筆前編九〕一祝詞、木綿襷、鈴、〇中略　木綿襷ハ大殿祭の祝詞に、皇御孫命ノ朝乃御膳夕乃御膳ニ仕奉流比禮懸伴緒襁懸伴緒トアリ、神ノ御膳ニ仕ヘ奉ル女ハ、領巾ヲ以テ袖ヲ擧ゲ、御食ヲ造ル男ハ、襁ヲ以テ袖ヲ擧ル也、伴ノ男トハ役人ノ事也、水分神ノ祭ノ祝詞ニ、弱肩爾太多須支取掛氏、持由麻波利仕奉留幣帛ト云々、御食のみに限らず、神事に手を使ふ人はタスキかくる也、如此手をつかふ人は、襁を掛る也、さもなきに襁を頸にかくるは、無禮也、然るに今世の神主、木綿タスキを頸に掛て、神前に向て祓をよむ也、祓をよむに手を使ふ事なければ、襁に及ばざる事な

るに、タスキを肩に掛るは、是僧の袈裟を掛るまねをする也、

〔新撰姓氏錄左京皇別上〕雀部朝臣　巨勢朝臣同祖、建內宿禰之後也、星川建彥宿禰、謚應神御世、代於皇太子大鷦鷯尊、繫木綿襷、掌監御膳、因賜名曰大雀臣、

〔日本書紀十三允恭〕四年九月戊申、詔曰、略○中 諸氏姓人等、沐浴齋戒、各爲盟神探湯、則於味橿丘之辭禍戶碑、坐探湯瓮、而引諸人令赴曰、得實則全、僞者必害、略○中 於是諸人各著木綿手繦、而赴釜探湯、

〔皇大神宮儀式帳〕年中行事幷月記事

二月例

以十二日、年祈幣帛使參入坐弖、幣帛進奉時行事、幣帛使與太神宮司、共神宮外院參入侍弖、即禰宜內人等被侍弖、山向物忌父乎造奉留太玉串、宇治大內人二枝捧弖、太神宮司仁給、即宮司手拍給弖、禰宜、生絹乃明衣幷冠着、左右肩仁木綿多須岐懸弖、太玉串四枝手拍弖給弖、捧持弖、左方立、宇治大內人太玉串八枝捧持、右方立、共發、

〔止由氣宮儀式帳〕職掌禰宜內人物忌事略○中

大物忌無位神主鬪成女

右人等行事、卜定任日、從家離穢事忌弖、他人火物不食、略○中 著明衣木綿手次肩懸弖、天岡比賀弖、洗手不干之弖、二所太神乃朝大御饌夕大御饌乎、日別齋敬供奉、

〔延喜式一四時祭〕大殿祭略○中

右神今食明日平旦、以齋函四合、一合盛玉、一合盛切木綿、一合盛米、一合盛酒、入足案二脚、令神部四人執、著木綿鬘襷、略○中

宮內省官人還出、召中臣忌部喚、御巫官人著木綿鬘、木綿、加襷、

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡十一月中寅日、略○中 卯日平明、略○中 神服宿禰一人在中預、著色木綿鬘、日蔭鬘、

〔賀茂大神宮年中神事略次第四月〕中酉日祭儀次第略○中

次神主祝左右相並、（別宮執二神主一之輩、神人執二松明一、所司執二左右一、）經二橋殿一進行、而於二玉橋之上一折回、異向並立、（神主北、禰宜南、河上、下、）
次驛木綿手繦幷末額、（所司別宮役之、氷額手繦江隔直之、○中略）　次直降二于橋殿之北方一、而歸二立于玉橋一、（北面並）　次切二
解手繦一、獻二入手橋下之水一、
其儀、以二利刀一切二手繦一、爲二三段一、神主之手繦者、別當大夫切レ之、獻二流于橋上方一、祝之手繦者、所司大夫
切レ之、獻二流手橋下一、有二深秘一、
〔住吉大神宮諸神事之次第記錄〕十一月
相嘗御祭（○中略）卯ノ日戌時、社參、御供備進、（○中略）橋座、（惣官）南座、（禰宜）勸所司八人、（衣冠）南北（東行）西、著座、（敷之圓座）巫
女同著座、（○中略）次兩官手水、（長人下臈）手布（上臈）進之、次木綿手繦同氏人勤仕之、（○中略）四神殿御供畢、社司立レ
座、自二著座所一南ニ、東惣官、西禰宜、（用二床子一）氏人等自二著座所一西ニ著、（用二床子一）侍氏人參、二人社司木綿襷等取
之、氏人木綿自身取之、其後經二三四神殿間一、自二南鳥門一退出、
〔鈴鹿家記〕光嚴院延元丙子元年二月十四日
一朔日（庚子）　江州多賀ノ社備乘元、ユウダスキ神服請ニ上ル、取次定康、奉納鳥目百疋請取、
〔内宮臨時假殿遷宮記〕十二日（○明應六年九月）　御出行事
戌上剋、一二三四五六七八九十各束帶、次本宮新宮兼帶、玉串大内人、大物忌父兄弟、各束帶、著明衣
著、木綿襷懸、次召立役人奉禰神主束帶明衣著、自餘禰任各衣冠明衣著御火二人前立、玉串行事
所參列、次宮司則長御火二人前立、大麻御鹽湯奉仕之後、玉串行事所參向、其次第如常祭禮時、
〔德川禁令考〕（四十　神社僧宮神主）享和元酉年十一月、林大學頭より問合挨拶、
吉田家より百姓（江）木綿襷冠等免許差出候節之事
村持之社（江）、吉田家執役より、百姓ニ（而）も不苦候間、免許之木綿襷冠等差許可申趣ニ付、
御書面、赤城明神ハ村持ニ（而）ハ、神事祭禮之節、修驗相頼爲取計候上者、桑原左衛門如何樣申聞

前垂

候とも、百姓之身分ニ而、縮緬ニ吉田家より木綿襷之免許可受筋無之間、其旨左衛門江相断候
一右村方之者江被仰中渡、其上ニも猶又免許受候様申聞候へ共、其段被申聞候様仰付候、
〔書言字考節用集〕六服食 袚、袷裙、前垂、
〔倭訓栞〕前編二十九 まへだれ　褘又袷をよめり、前垂の義なり、儀式帳に前垂帛と見ゆ、式に袜
を用たり、蔽膝也といへり、
〔壒嚢抄〕一 水仕下女ナドノスル、マヘダレト云ヘ、何ノ字ゾ、　袷ノ字也、　文選ニ袜腹レタト侍リ、
革ニテ作ル武士ノ衣兵具ナルベシ、其ニ擬ヘテ下女ノ前ニ懸ル物ナレバ云歟、
〔嬉遊笑覧〕二上服飾 前だれは壒嚢抄三袷の事、これを前だれとよめり、国学者流、袜給士服飾之衣と
はみえたれども、詳ならず、壽山には、通鑑また蔽膝などいへる是なり、昔の前だれは、大かた赤前。
だれ。なり、尤巣子赤き物の内、茶屋のかゝの前だれにみゆ、これは茶師なるべし、狂歌咄二宇治の
ことをいふ歌、茶師の家々数十人の女、赤前だれ一やうにといへり、又そのかみ入瀬大原の女ど
も、赤まへだれを用ひたり、又狂歌咄五白布のぼうし、赤前だれして、柴木をいたゞき云々、寛永
発句帳、山姫の赤まへだれや下紅葉、重頼、醒睡笑五 ある侍、友人の家に行て、化物を見たりと物
がたりする、紫野路の一ツ橋を、夜六ツ過に帰りしが、川の中に女一人すごすごとたちて、髪をみ
だし、腰より下は血にそまり、通る者をなつかしさうに見送るほどに、何者なるぞと咎めければ、
恐きえうせぬと語る、其家の下女そばに茶をふりて居けるが、これを聞て、その時川中に居たる
は我にて候、赤き前だれして、いがきに物を入て洗ひ居しが、おまへのお通りなされたるを見る
たり、さりながら何者とも御申なされず、只走りて御通りなされしものをといひければ、笑ひに
なりて、面目を失ひけるとあり、茶屋などにあらぬ常の人家の下女も用ひたるを見るべし、小栗
説経車引の段、赤前だれが姥が茶屋云々、其外はたごや女などは更なり、松の葉、四入踊 ひゞく

芝居の朝太鼓、あかねさす日の赤前だれ、すしに出立し賤の女が云々、是は芝居の札賣女なり、古今夷曲集、赤坂にて、（傾城）出女が赤前だれの赤坂のあかね妻にとまる旅人、今も娼家の中居などいふ者、皆これを用ゆ、昔の檜よの常の下女赤前だれを著たり、

（老人雜話上）或時太閤（秀吉）〇中略馬に騎て、烏丸通を參内有りし時、新任家の下女四五人、赤前垂を掛て出て見物せり、太閤馬上より見て云く、只今我内裏にて能をすべし、皆々見物にこよと、

（甲子夜話八）近頃京都御即位ノトキ、諸大名ヨリ使者ヲ上ス、予〇（姓名略）ガ家ノ使者上著シテアル間ニ、京都ノ留守居某、使者ニ禁廷ヲ拜見スベシトテ誘行タ、紫宸殿ナド拜見シテ、長橋局ノ住所ニ往タリ、〇中略ソノ住所ノ奧ノ方ニ體鉢ノ音聞ヘケレバ、何カニト問ヘバ、長橋殿ドノヽ廚所ナリトテ案内スル故、入テ見レバ、ハレタ女ト見エテ、味噌ヲスル者モアリ、野菜ヲキルモアリテ、四五人計居タルガ、皆赤キ前垂ヲ著タリ、使者コハ何ナル者ゾト問タレバ、コレハ長橋ノ婢ナリ、緋袴著ルベケレド、周旋不便ナレバ、中古ヨリ省略シテ、如此赤布ヲ前ニノミ著セリ、是ヨリ京地ノ婦女ハ、赤キ前垂ヲキルコトニナリヌト云ケリ、然レバ今京師ノ闠ニ、妓家茶店ナドノ婦女、赤前垂著ルコトハ、緋袴ノ餘風ナリト、初テ心付レナリ、〇下略

（玉勝間九）みちのくの田うゑ歌

陸奧の田植歌とて、書たるを人の見せたる、〇中略三十三人の其中では、どれが目につく旅人、紅の前だれに、上ゲ島田がめにつく、〇下略

（寛天見聞記）予幼少の頃は、町家の女子供の前だれといふものは、紺がすりの木綿へ、白糸にて山道にはし縫したるが流行せり、享和の頃より、さんとめとなり、三布にしてうしろにて合せること流行し、價の高きをいとはず、太織つむぎ縮緬の袷など用るも有し、〇中略仲町を初め其外の娼婦、客の迎ひとて屋根船にのり、舟宿まで行事あり、又おくりとて、客とゝも

に身に乘行あり、略○中かゝることいひて、中居の女付そひ行、是も縮緬の前垂をして、頭の飾り高金の品を用ゆ、

〔本朝町人鑑〕一 律の闇のかくれ里

心よき春をかさね、元日の嘉例とて、父親は胸前垂して、蓬萊を丸盆に組付け、略○下

〔守貞漫稿 十五〕前垂 略○中

今世市中ノ男女平日ハ專ラ用之テ、衣ノ裾ヲ除ク、

京坂ノ男子ハ、花色ノ織色木綿二幅紐附物、或ハ茶木綿、縫目ノ下二寸バカリヲ裂ク、紐左右トモ一タビ背廻シ、前ノ裾先ニ結ブ、蓋三都トモ前ダレヲ用フル男子ハ賈人ノミ、農工ハ不用之、女子ハ農工商ノ家ニモ用之、

又京坂魚賈古ビ廐廝ノ夫ハ、麻布二幅圖略○下之ト同ク、紺染ニテ片端隅ヲ絞ル、下ノ圖ノ如シ、

文政中京坂ノ男女トモ、縞木綿ヲ二幅合セ、上ヲ胸ニ結ヒ、紐ヲ通シ用フ、上ノ方紐ヨリタ持ニ似タリ、故ニ持前垂ト云、婦女專ラ用之、男子ハ坐工等用之、蓋男女トモ用人ハ十ノ一ノミ、四五年ニテ廢シタリ、

京坂賈物ヲ車ヲ以テ運リ、或ハ倉ノ出入スル等ノ庸夫ヲ仲士ト云、其庸夫ハ雲齋木綿ノ長サ四尺許ナルヲ、半ヨリ斜ニ折テ、圖ノ如ク端ヲ左右ニ開カレメ、餘タル方ニ紐ヲ付ケタ前垂トス、白ヲ專トシ、或ハ淺黄モアリ、貨物ヲ肩ニ擔ル時、一斤ヲ肩ニ當ル也、故ニ中仕前垂ト云、馬士モ用之、

酒醬醋噌ノ賈ハ、奴僕等中形長胸當ヲ掛テ、前綿二幅ハ半幅ヲ用フ、專ラ厚綿毛綿ナリ、江戸モ同賈ノ徒ハ用之、蓋原賈ノ前垂ト云モノハ不用之、小賣店ノミ、

文政以前、大坂染筋ノ砂糖賈ノ前垂ハ、形チ常ノ如ク、淺黄及花色木綿二幅也ト雖ドモ、縦横斜ニ白糸ニ糸ヲ以テ刺之、久ク堪ルヲ要スル也ト雖ドモ、竹輪及ビ釘等ニカヽリ、褐タ裂易キヲ以テ、近

年更ニ不レ刺之ヲ磨ス、刺糸竪方寸ノ格子形也、

江戸男前垂　江戸男用、紺目クラ縞木綿二幅ノ両端ヲ折リ、背ノ中間ニ同色或ハ異木木綿半幅ヲ用ヒ、圖ノ如ニスルアリ、

表全紺ニテ、正中ニ縫目アリ、圖略之、

又二幅両端ヲ折リ、裏半幅ヲ用ヒズ、表裏正中ニ縫目アル物アリ、

又一重一幅ニテ、縫目ナキ物アリ、是ニハ暖簾木綿ト云厚キ物ヲ専トス、

右三種トモニ、紺岡木綿、或ハ茶萌黄ヲモ用ヒ、又専ラ岩槻木綿眞田紐ヲ用フ、

右ノ前垂買人ノ専用也、工及ビ他行モ稀ニ用之レドモ、多クハ前垂ヲ用ヒズ、

酒買用　是酒買用ノ前垂ニハ、鍋島毛氈ト號タル肥ノ鍋島ニテ製ス處ノ、太キ木綿糸ヲ以テ、圖ノ如キ種々ノ筆文ヲ織タル、地白紋紺ニ赤等ヲ交ヘ、表ノ方ニハ毛ノ如ク、凡五分ヅヽ綿糸出テ、綿モ纏カソノ如ク縮メリ、

江戸新川新堀邊酒問屋多シ、其下男ニ綿コロト號シテ、酒庫ノ出入ヲナス者ハ、必ラズ鍋島毛氈ヲ、三尺帶ニ挾ミテ前垂トス、江戸酒買モ問屋ニ非ル者ハ、藍染前垂等ヲ用ヒ、唯問屋タルコロノミ用之、問屋ニ非ルモ偕數多出入ノ時ハ用之モアリ、

鍋島ハ肥ノ佐嘉城主ノ氏也、佐嘉製ト云ベキ也、又氈ト云トモ、ケムシロニ非ズ、太ヨリノ木綿織ニテ、紺赤等ノ圖ノ如キ織紋アリ、

總テノ前垂ハ三都トモ男子夏服用之ハ稀也、木綿單衣ニハ往々用之、麻布衣ニハ且テ不用之、婦女子ハ帷子ノ上ニモ用之、

〔易林本節用集 久衣服〕襅マヘダレ

〔書言字考節用集 六服食〕衿マヘダレ

腹當

〔好色二代男〕二百物語に假が出でる
姥な顔なる男振、(中略)濃いかうじの革踏皮、毛常皺を穿きて、懸入の腹當、(下略)
〔世間娘氣質〕三不器量に身を歎く線香屋の娘
思はぬ老のいりまいよく、昨日迄は裏羽にかけて拵てまはりし辻風爐に、今日は紫繻繻敷て腹巾に、花色絹の首掛して乗つて來る仕合、(下略)
〔世間妾形氣〕二腹の痛所は山路のきも入嚊が斡旋
長暖の石臺とて、六十ばかりのかた親、兀天窟に黒繻の幷まき、いつも白茶の木綿羽織に、紋はたしか丸の内に撫子、(下略)
〔書言字考節用集〕六衣服　腹掛
〔守貞漫稿〕十五男服　腹當
京坂ニテハハラアテト云、江戸ニテハハラガケト云、蓋モ三都トモニ何年ヨリ製之歟、其初ヲ知ル人ナシ、
京坂男子長幼トモ所用ノ腹當、胃略、(圖略)
胸當ト腰當トヲ兼ル也、夏日裸體ニ着之、上ニハ麻ノ無袖羽折ヤウノ、蓋兵衞ト云服ヲ着ス人多シ、
地白縞木綿、或ハ小紋中形等ヲ専用トス、
胸ノ一文字、及ビ乳ニハ綱縮緬ノ類ヲ用フ、腰紐モ同之也、
首紐ハ八ツ折絹也、又タケ紐ヲ用フモアリ、(中略)
スッポリ腹當　(圖略)同腹當也、袷也、表専ラ縮緬ノ紋リ、或ハ板ジメ、又ハ中形也、色種々ナリ、藍ヲ専トス、裏紅木綿ヲ専用トス、是又長幼トモニ用之、又長幼トモニ夏ノ夜臥床ニモ着之者アリ、(圖略)

腹當

手甲

腹當ト云　角腹當也、表生平ノ麻布ニ墨繪ヲ畫キタルアリ、或ハ縞及中形染縮緬モアリ、裏ハ紅木綿ヲ專トス、京坂幼長男子用之、江戸モ此形ハ往々用之、小兒ハ專之トス、緋縮緬ノ絞リ、或ハ縞レタルモアリ、一文字ト乳ハ黑ビロウドヲ專トス、

京坂モ諸工ハ、左圖略○圖ノ紺木綿腹當ヲ專用トス、此製江戸ヨリ起ル、故ニ京坂ニテハ、江戸腹當ト名付ク、江戸ニテ唯ニ腹掛ト云ハ、左圖ノ物ヲ云也、蓋江戸ニテモ工人庸夫等用之コト、京坂ヨリ甚シク必ス用之、商ハ用之者稀也、旅行及ビ火災ノ時ハ、商人モ用之者アリ、士ハ更ニ不用之、下○

略

(守貞漫稿十五男服)腕貫右手圖、左手圖略之、○圖略

ウデヌキ、袷ノ縫製也、上ニ紐ヲ付テ背ニテ左右ヲ結ビ合ス也、

手首ノ所ハ紐ヲ用ヒズ、コハゼガケ也、

雇夫ノ所用也、表紺裏淺木等ノ木綿製也、

文政ノ末天保初比、京坂ノ工夫及ビ商家ノ丁稚等用之コト流布セリ、必ラズ表紺ノ織色、裏淺木モメン也、江戸ニテハ當時ヨリ今ニ至リ用之者甚稀也、

芝居狂言ニテ武辨及男士等ニ扮スル者往々用之、蓋白絹製也、又美少年等ニ扮ス者往々用之、少年ニハ緋縮緬製也、三都トモ然リ、武夫少年トモニ太刀打或ハ旅裝等ニ用之也、

(守貞漫稿十五男服)手甲　タカウナレドモ、俗言必ラズテツカウト云也、手甲ハ昔袷ニテ縫裁ノ製ナレバ、大小長短其人ニ應ジテ製之、

左右同形ナレドモ、縫目ノフセヲ以テ判之、左右ノ紐ハ手首ノ表ニ結之、或ハ紐ヲ用ズ、コハゼガケモアリ、又甲ノ央ニ紐ヲ付テ中指ヲ貫之、

手甲ヲ用フルハ旅人ニ多シ、淺黃或ハ表紺裏淺黃木綿也、雇夫ノ輩モ用之、

股引
パツチ

江戸女太夫ト云非人女ハ三絃ヲ弾ク故ニ指ヲ覆ラハ必ラズ用之也、其製又異也、圖左ニ出ス、〇圖略
又芝居狂言等ニテ西國邊鄙ノ娘等、又ハ小原女ナドニ扮スル者、淺黃光澤絹ヲ以テ製シ用フ、
四時トモ必ズ用之、紺茶鼠等ヲ專トス、〇中略
メリヤス圖〔圖略〕ニ、白木綿糸二糸ヲ並べ手ノ形ニ編成シテ、原ヨリ鎖鎧ノ製ニ异ズ、
表裏如此編ミ製シタ、左右ノ別ナシト雖、屈伸自由也、コレヲ自ラ左手右手ニ合セ、又大小トモニ
寛狭ナシ、手甲ニ〇形ヲ織出シタ、掌ト混ゼルノ標トス、メリヤスハ專ラ馬上歩行共ニ武夫ノ用
トス、平民モ一刀ヲ帶ル者ハ用之、無刀ノ者ハ用之タ見ルカラズ、蓋定制アラザレドモ自ラ風俗
ニ合ザルノミ、又四時トモニ用フレドモ、炎暑ト寒風ノ專用也、

〔倭訓栞中編二十六〕もゝひき　褌襠といふ、行縢衣に股。衣。と見えたり、股に着たる義なり、爾州に
ては。もゝつひい。と常にいへり、又猿股引あり、

〔倭訓栞中編十九〕ばつち　袴褶の類にいふ、朝鮮語也といへり、或は股褌を譯す、

〔嬉遊笑覽二上服用〕今のもゝ引は、右の脛巾どもにて〔註略〕を簡便に作りたり、文祿慶長、朝鮮軍のこと
をいひたる書、異國の馬乘は、韈の皮を股引のやうにこしらへて、腰の手に紐とくゝり付て、太股
までぐつすりと踏込云々いへり、杉田勾當記一居度千句に、いそぎ身よりおるゝ馬かた、露ひれ
ばもゝ引だにもぬれ〳〵す、衣食住記に、享保の頃までも縮緬羽二重色は淺黃もえぎすみる茶
などの股引、または脚半なりしが、寶暦の頃よりパ。ツ。チ。流行、お納戸茶、明和の頃より茶色に替り、
股引脚半は廢り、武家町人等しくパツチ尻つまげ專らなり、同記又云、立つけは武家の着る事に
て有しが、踏込といふ物はやり出て、元文の末より立つけは、下部のもの、きる物になりし、され
ども御番方の衆は、古法故か、踏込に括ル緒を付置、入用の節は、立付になるやうに仕立用るなり、
初めは股引脚半と二物なりしを、其後のべ付に拵へ、ボタンがけの股引となりしも、衆渡りし後

は、象股引とて、ボタンがけは磨る、(象の江戸に來りしは、享保十四年酉五月廿四日なり、)江戸名物鑑、象股引、股引も横ひろし年の市、また享保二年丁酉十二月十八日町觸、御鷹野に御成之節、名主は羽織はかま、家主は羽織立付云々あり、此頃は立付下等の服となりし歟、然らば上に引る筆記に、元文の末といひしは非なり、又寶暦頃の繪本に、虚の者などをうつしたるに、みな脚半の如く、上下に紐つけ、合せめにボタン付たる股引をはきたり、大工さくわん等は、かるさんを著たり、そのかみの股引は古の袴なりしを、象股引より始て、筒に作りしなり、角町錢はまた其後なり、(象とは異ながら、住吉踊と云は、攝の國住吉の社に、御田植の儀式)(あるやらむ、まことめのとのまうしに見ゆ、)パッチは明和の初より出來て、安永に專らはやりて用る事となれり、(大田南畝)(つれに觸れていふ、股は記と、ペッタナは綿すゝむなり、○中略)踏込野袴パッチ、皆近世出來たる物なり、

(大館常興日記)天文八年十二月三日、今日未上刻京兆へ御成、先若公様渡御云々、仍御供之事、○中略

御走衆六人(きやはん、もゝひき)　御小者六人○下略

(有徳院殿御實紀附錄十三)これまで鷹狩よりかへらせ玉ふ時、萬石の列の人々より、使もて御けしき伺ふ事なりしが、これをもとゞめられ、○中略かろきものどもは、いかなる花やかなる御よそひならむと、思ひわたりしが、いかにもことそぎたる御よそひにて、紬の御羽織、木。綿。の。股。引。に、草鞋をはかせたまひ、乘輿のときも、左右の扉をひらきておはしまし、○中略市井村里の賤も少く、民のくるしむことさらになく、衆人常に相違して、よろこびあへりける、

(皇都午睡三編上)十三四位の娘子の他所行には、緋。縮。緬。板。じ。め。等。の。ぱ。つ。ち。をはかせ、○下略

(天保十三年物價書上)足袋股。引。引下ゲ直段書上

一上絹縞色袷股引壹足ニ付、當五月引下ゲ直段金壹分壹朱、此度引下ゲ直段金壹分三百七拾二文、

一同斷前通し壹足ニ付、當五月引下ゲ直段金壹分、此度引下ゲ直段金貳朱七百七拾貳文、

一同斷紫堂足ニ付、當五月引下ゲ直段金貳朱五百五拾文、此度引下ゲ直段金貳朱五百文、

右者此度價相場御定ニ付、直段引下ゲ方取調申上候、以上、

寅八月

南四番組諸色掛
名主共

〔守貞漫稿 十五 男服〕パッチト股引ノ名、其實京坂ト江戸ト異ナル處アリ、京坂ニテハ縮緬絹毛繻トモニ、股脚全ノ長キヲ皆巳パッチト云、旅行ニ用フル短キ物ヲ股引ト云、（中略）今江戸ニテハ縮緬及ビ絹ノ物ヲパッチト云、木綿ハ長短ヲ擇バズ股引ト云、（又股引ト云）縮緬京坂ノパッチハ聞フトク寛レ、文化中以前ハ江戸モ寛ヲ好ム、五分ダルミ一寸ダルミ等云リ、文政季年ヨリ今ニ至リ、細キヲ好トス、甚ホソキ故ニハ、ハク時モ脱グ時モ足ノ出入苦難シ、故ニカヽト（京坂ニ云、江戸ニテキビスト云）ニ竹皮或ハ紙ヲ當テ、踵ヲ出入ス、此股引ヲハク者ハ坐スルコト難ク、平居ニ察レバ居ルコト能ハズ、縮緬絹等ノパッチハ僅ニ寛ク坐スルコトヲ得ル、

江戸ノパ。ッ。チ。ト股。引。ハ、絹ト毛繻ニテ名ヲ異ニスルノミニ非ズ、又綾。紋。モ。異。ナ。リ。パッチハ胄ノマチ上廣ク下狹シ、股引ハ上下トモニ狹シ、○中三都トモ絹パッチハ花色ヲ專トシ、又不易ノ物トス、近年綿ノンニテ製ス、縮緬ハ鼠等也、（江戸ニテハ）木綿パッチ（江戸ニ云股引）賈人ハ千種色淺黄等也、（古ハ紺）工及ビ庸夫ハ紺目クラ縞ヲ用フ、三都トモ同製也、又三都トモ火所ニハ専ラ紺ヲ用フ、又大坂堂島ノ米賈ハ、紺密ナル白地藍小紋ヲ用フ、上ニ云千種アサギ堂島ノ小紋ハ、トモニ異同木綿也、異同ノ產、他產ト異ニシテ上品也、江戸ニテハ小紋ヲ用フル者更ニナシ、

又京坂ノ夫、生業ニ因テ紋羽毛綿ノパッチヲ用フ、

花街ノ廓夫俗ニ云マツレ男ト云モノ等、文様ヲ用フ、其他推テ知ルベシ、多文様バツチ用ノ徒ハ、夏モ麻布ノバツチヲ用フ、專ラ生平ヲ用フ、生ハ晒サヾルモノ也、無地也、或ハ晒布ノ小紋等也、文様麻布ノ股引、江戸ニ無所也、〈○中略〉

三都トモ縮緬及ビ絹ノ物ハ必ズ袷也、木綿ノ物ハ或ハ袷或ハ單也、又前通レト云アリ、前ノミ袷背單也、

今世江戸火所ニハ、必ラズ絹モヽ引、京坂ハ地鼠或ハ淺木又ハ茶ニ紺ノダンダラ染、其他形染ヲ用フ、江戸モ昔ハ用之、今ハ廢ス、又革色バツチ茶器買等准之、人品ノ人用之、綿或ハ木綿股引モアリ、

旅行ノ半股引〈京坂ニハ旅引トノミ云、江戸ハ股引ト云、〉膝下僅ニ一二寸ニ止ル、必ズ淺黄木綿ノ單也、武士ノ野行ニハ、鼠地藍小紋ヲ用フ、貴人モ眞岡木綿ヲ用フ、〈貴人ハ黒ダフタ等ニス、裏羽二重或ハ絹也、又單モアル也、〉近年ハ白地ニ藍ヲ以小紋ヲ專用ス、〈○中略〉

京坂火事バツチ　木綿地鼠紺ノ横筋染〈京坂ニ云ドンドラ、江戸ニ云手綱染、〉今ニ至リ火事場ニハ、防火夫及ビ市民ノ奴僕等用之、上體前ニ圓、綿周リニ淺ナド染タル注紋也、蓋ハツピ及ビ此バツチ、火場ノ外更ニ不用之、〈○中略〉

江戸昔ノ火事股引　京坂之股ダラ筋　江戸ノ釘貫ノ縫形モ有之ト雖ドモ、先京坂ダンダラ、江戸クヾヌキツナギヲ專トスル也、〈○中略〉

是亦木綿地鼠紺ノ釘貫繋ギ形、大略文化以前火場用之、鳶人足ナド平日モ用之、市民奴僕ハ火場ノミ用之、文政以來廢タ、火場平日トモ更ニ無用者トナル、〈○下略〉

〔新撰字鏡　衣〕褌、裩、褌、〈三都同、古寸反、平、口、大害、宇太乃故加万、〉褠〈夫候反、去、褌、太不佐支、〉

〔楊子方言　四〕無襠之袴謂之襣〈[illegible]今[illegible]字異耳、〉

〔倭名類聚抄 十二装束具〕褌　方言注云、袴而無跨謂之褌、〈音昆、和名須万之毛乃、一云知比佐岐毛乃、〉史記云、司馬相如著犢鼻褌、韋昭曰、今三尺布作之、形如牛鼻者也、唐韻云、松〈音鍾、楊氏漢語抄云、松子毛乃之太乃太不佐岐、〉小褌也、

〔箋注倭名類聚抄 四装束〕無跨、原書作無襠、近是之襠也、原書方言云、無襉之袴謂之褌、郭注云、袴無跨者、即今犢鼻褌也、與此所引少異、○中略 釋名、褌貫也、貫兩脚上繫要中也、說文、幝、幒也、從衣作褌、重文幒松字同訓、按謂褌至短之物宜言松褌之也、新撰字鏡、褌訓志太乃太波加万、是當時既有今時著之內衣上、故呼褌爲下褌、猶讀衣爲字波加万之類也、○中略 按玉篇、松小褌、按氏蓋本之、方言、褌、陳楚江淮之間謂之松、按說文、幒或从松、如繼松皆俗幒字、

〔古事記傳 九〕和名抄に、褌和名須萬之毛乃、一云知比佐岐毛乃、唐韻云、松小褌也、漢語抄云、松子毛乃之太乃太不佐岐とある、これに褌と松と和名を別に擧たるを以思へば、松は褌の裏に著る物にて、今世に云、下帶の如き物にて、古は其上に褌をば著しにやあらじ、若爾らば松を毛乃之太乃太布佐岐と云る、毛乃之太は褌之下の意にて、上代には褌を毛と云るにやあらじ、此文に褌は別にあれども、褌は衣に著たまへる御袴のことなれば妨なし、後世にも后宮名目抄に、御またも下袴と言、是は御品具の事にて、衣々にてはおゆもじなど申し侍る云々とあり下袴とに、女は衣に著る袴ある故に、それに別むために下と云るなるべし、

〔伊呂波字類抄 太雜物〕犢鼻褌〈[illegible]〉　松子　褌巳上同

〔下學集 下器財〕犢鼻褌〈[illegible]〉　犢鼻衲袴

〔和字正濫抄 五〕犢鼻褌　たふさぎ　日本紀、萬葉、和名、一名ちひさきものなどは上に出せり、袖中抄に、ひそりの日を釋する所に、からのしりを、うしろより前へ引たふさぎてとかゝれたるを思へば、たふさぐといふ用の言を體にいひなせるなり、今もあてまの人は、たふさぎと申よし、或人語り申き、此たふさぎを、世にふんどしといへるは、賤者の俗語歟、若屬袁第十六に、乞食者のよめ

る長歌に、馬にこそ、ふもだしかくも、牛にこそ、はななははぐれとよめり、此ふもだしの轉せるか、其故はふもだしはこれ踏縻なり、布毛切保なる故に、つゝめてはだしといふ、あらき馬の人を踏などするも、はだしをかけつれば止む故に、もだすといへり、褌をかけたるさまの似たれば、かう名付たるにや、

〔東雅 八器用〕裳〇中略　倭名鈔に犢鼻褌の字を註して、楊氏漢語抄を引き、松子はモノシタノタフサギと讀みけり、日本紀には犢鼻の字讀でタフサギといふ、義不詳、今も邊地の俗、褌をタフサギなどいふは、古言の猶遺れるなり、按ずるにタフサギとは、手塞の義にや、今も賤しきが水などに入りて、褌のなき者の、手をもて前をふさぐ事はあるなり、

〔貞丈雜記 三 小袖〕一ふんどし本名はたふさぎと云、とうさぎとよむべし、又手綱とも云、是上古よりの名也、字には犢鼻褌と書けども非なり、犢鼻褌は別なり、今も房州の人はたふさぎと云也、田舍にはふさぎ詞も殘りて有也、たふさぎトハ手ふさぎ也、手にて前をふさぎかくすべきを、手の代りに絹布にてかくす故、たふさぎと云也、手ノ字をたともよむ也、ふんどしと云は賤き詞也、

〔倭訓栞 前編 十四 太〕たふさぎ　神代紀に犢鼻をよみ、新撰字鏡に褌をもよめり、股塞の義也、今も上總に此語遺れり、漢書に犢鼻褌とみえたり、靈名に犢鼻褌貫也、貫兩脚上繫腰中下當犢鼻と、犢鼻は足の三里の上の穴處の名なるか、ゝる褌の物ありしにや、承久記に、佐々木が宇治川を渉りしに、褌になりたふさぎばかりをかきてと見ゆ、今の鎧股引の類にてふどしには非るべしといへり、

〔物類稱呼 四 衣食〕犢鼻褌ふどし　東國にてふんどしといふ、西國および中國にてへこ。といふ、奥州にてへこ。し。といふ、常陸にてて。こ。と云、こゝかうなどいふて、ふへこの轉じたるか、畿内及美濃近江にてま。は。し。といふ、上總にてたふさぎといふ、〇中略

和字正濫にふみもだし、川部所說にふみとはしなどゝ有、たふさぎは股塞の上略也、或家には

はだまきといふ、又相撲を業となすものは、まはしといふ、其外下ぴ、ぱだの帯などいふ所有、
略○下

〔本草綱目啓蒙 二十六服帛〕褌襠
タフサギ上古 ナレギヌ ヘダマキ

〔皇都午睡 三編上〕着類仕立にて、上方と名の異なるを少しく申さば、略○中 雑具を褌、略○下

〔春湊浪話 下〕犢鼻褌手綱
又ふるく手綱と記せるは、今の下帯といふものなり、或は犢鼻褌といふ、同じ類なれども、手綱には異にして、是は短き肌袴なり、日本紀に火闌降命の犢鼻褌をつけ給ふを、忌部正通の口決に、肌袴と注せる是也、兼倶も環翠軒も是を手綱と注せるは、同類なるを以注し誤れるなり、略○中 後三年の書に、貴なる肌袴を著しを書たる則是なり、略○中 此手綱といふものをせし様は、職人尽の相撲に書たり、是等をならべ考れば、犢鼻褌といふも手綱といふも、昔より有しものなれど、其製は異なるに、是を混じて、盛衰記に犢鼻褌と書たるを、とうさぎといはず、たづなと訓を付たる、同類なるを以て是も誤たる也、殊に朝夷六郎が水引の鎧に入し時に、緋の褌をせしとある褌の字に、またおびと訓せし、いとゞいぶかし、若後代につけたる訓なるにや、尤ふるき歌に、身手の下帯、又下の帯の道はかた〳〵なみなどよみて、下帯といふ事、其名なきにあらねど、是はたゞ常の帯の事なり、清輔奥儀抄にも、うへまたに帯をはすれば、下帯とはいふなりと見えて、今の俗にいへる下帯といふことは、古く聞えず、

〔用捨箱 下〕下帯を手綱といふ
今の下帯を手綱といひし事、瑣考を記して後、経平子の春湊浪話を見るに、其説最詳しければ、かい破捨んと思ひしが、近くたんなと音便にいひし事など、俗書に見えたるは載られねば、其かた

はしを記すべし、○中略

守武千句天文九年

町へいづるはいかめしく見ゆ

手綱をばかゝず袴はほころびて

今も下帯をしむこそかくといふ、○中略

又近く正章千句に正章は貞室初名也

相撲とり〳〵あかれこし中

かへさるゝかたみのたんな置けくて

正保四年の吟なり、是より二十年過て寛文の半、一雪といふ者茶杓竹と題する草紙を著し、正章を批判しゝ句を前の相撲に附すと難ず、貞恕蠅打といふ書を作りて是に答、たんなとは下帯の事なり、それを附ぬとはいかゞとあるにて思ふに、正保の頃までは音便にてたんなといひ、寛文の頃はその名も人知らずなりしなるべし、

〔嬉遊笑覧二服飾〕ふんどしはふもだし也とぞ、萬葉集十六乞食者詠に、馬爾己佐布毛太志可久物云、ふもだしはほだしと同言なり、和名抄鞍馬具に絆之保太とある是なり、馬をとゞめ置具にて、其さま似たるよりいひ出しは、賤き名なり、手綱はたばかま、たふさぎ等の名あり、手綱は専後漢語に、犢鼻褌と同じ類なれ共、短き股袴なりといへるはいかゞあらん、八幡殿著鎧次第に、手綱と見え、又曾我物語相撲の處に、手綱二筋より合せなどあるは、疑くよむべきものなれば、平常の服にはあらぬにや、猶下に見ゆ、和名抄に褌、方言注云、袴而無跨謂之褌、和名知比佐岐毛乃、一名毛万之毛乃、とありて、唐韻云、𧞶楊氏漢語抄云、衣手乃之太乃太不佐岐、一云水子、小褌也とみゆ、是を秋草に、毛は犢鼻褌也、はたばかまの下にかくたふさぎといふこと也云々、はたばかまは褌也、犢鼻褌といふも、源平盛衰記に、宇治川先陣の事はだ

ふかまをかきとあり、褌は長短かくして膝の邊まで垂る程なりといへり、和名抄、褌は一條にして、其幅下に絵も出たり、絵は褌のなをちいさきものにて、むしろ褌の下に絵子著をるにはあらじ、（今し又製織し／あるが如し）さればもとあるは廣く袴のことをいふと聞ゆ、〇中略今の越中ふんどしは古體なるを簡便に作りしものか、按るに、茶事指月集に、三齋翁亡羊に物語の内に、臨ざしの雛形を、予が頃は越中流とて、人のゆるしつるに云々とあり、又貞德が歌林雜話に、故殿は何事も（忠興）古風に從たまふとあれば、此ふんどしも、恐らくは故越中流ならんか、〇去膳職まち〳〵にて是非をまらず、みをつくしに、延寶年中、木村屋又次郎、越中といへる太夫あり、ある時あげやにて我が相方の客、風呂へ入らむとせし時、下帯まではづして入らむとせしかば、見苦とて傍に思ひ付、晒具の縁ぢりめんの二本をとりはなし、それに紐付て與へしより、此風を越中褌と云、越中國より始りしとは、大なる僻説なりと云り、又或人云、秋元越中守殿舊領は、上州總社といふ所一万八千石の時、居城ありしなり、秋元山城守殿と云は著名所なり、更に利根川を引て用水としたる、天狗岩堰などいふ所あり、もと此處水少く、早損多きを患ふ、君侯其邊を見ありき、地理を考て、今の如くに堀わられたり、其時數多の人夫、大かた丸裸なりしかば、人別に下帯一筋を與へらるゝに、布多く費ける故、三尺に切て紐を付て作らしむ、越中ふんどしといふこと、これより起る、今其地この趾を神の如く祀るといふ、これらの説みな非なるべし、紀長谷雄の繪草紙は撰者不知、元祿前後の物と見ゆ、繪人までも皆總髮にて、もとゞり丸くして頂にあり、其中に小童たふさぎかきたり、前下りあり、越中ふんどしの體なり、此さま二人みえたれど、皆かく有を知るべし、もとこれむつきより起りしなるべし、〇中略

假勢物語に、おかし男、臨にもならぬすまふをとりけり云々、ちりめんのたんなを・めとゞろあしよみ出てとりぬ、〇中略

懐子集十　心ゆるまるたんなゆるまる早。川。の水につれつゝおよぎ越（早川）

は奥○ふ○ん○ど○し○ないふ、尤筆紙、書きしものゝ内、早川主馬のふんどしと見えたり、此人色よきふんどし常にかゝきたれば、あに立て家職の嬉ふしんの時、京童の小歌に作りたるとぞ、後に早川といへどば、家きふんどしのことゝなる、正章が下句、相撲とり〳〵あかれこし中、かへさる、かたみのたんな露けくてなど有り。○中略諸艶大鑑三浮世ぐるひの者をいふ、丸裸になる時緞子の下帯云々、かゝる少年などは貞享ごろ迄も此風あり。

〔嬉遊笑覧武事〕褌、古はさらにもいはず、文亀永正の頃までも、角力とるに用ひしは麻布にて、白或は藍染を、三重又は二重にも結べりとぞ、其後に至りては、常人も繻子、綸子、縮緬子などを用ひたれば、角力には勿論なり。

〔松屋筆記八十四〕犢鼻褌。

甲州具傳歩騎必用口傳〈二兵具ノ部〉に、犢鼻褌、當時越中と云有り、是も可用事の位に、布縮緬ノ内モ心ニ任スベシ、先一幅ノナクシ三尺二三寸、一方ハ袋乳ニヌヒクケ、紐ヲ通シ、腰ヲ廻ス、タレノ兩ハシニヒボヲ付ケ、腰ニカケ、大小便ノ用トス、又常ノ褌モ、シメヤウニテヨシ云々、與清按に、越中ふんどし、天明寛政の比、松平越中守執政して、尊儉約を示されしよりおこれるよし、人口に膾炙せり、されど此書に其名目あれば古くよりありし物也、さてフ。ン。ド。シ。と云は踏通しの義にて、褌の短き様なるを、犢鼻褌とて、兩足に踏通して著すれば然いふ也、今の奴。ふ。ん。ど。し。とてしむる物は、古の下帶の遺れる也、越中フンドシは、下帶を切て短くし、それに紐を付て製出たりと見ゆ、下。帶。の事は、歩騎必用口傳〈一兵具部〉に、下帶は木綿布類、是は下著の上に可廻なり、上帶はゆるぎの糸の上を可結事の條に、帶ノシンハ木綿ヲ三重縫リ、九尺五寸位、幅ハ曲尺ニテ二寸五分位、コレモ眞中ニ印ヲツクル、ユルギノ糸ノ上ニマハシ、シカトトメタ大小ヲサシ、打綿五尺位アルモノヲ以テ、太刀ドノスベシ、サテ處々ニ九字叶友糸ニテ縫モ心ニ任スベシ、上帶ハホツテノヒチリカヘシノ上ニテ結ビ、後ハチズヲ、ユヒカラムモ有リ打結ノカハリニ太刀緒モ用フ、然ドモ當

波大小ノ差様三通ニスル故、其仕方ニヨリ用不用アレドモ、先打絹ヲ吉トスと見えたり、猶通し一名は股褌といへり、

〔日本書紀 神代二〕一書曰、〇中略 故兄〇火酢芹命 知弟有神徳、欲自伏辜、而弟〇彦火火出見尊 有慍色、不與共言、於是兄著犢鼻、以赭塗掌塗面、告其弟曰、吾汚身如此、永為汝俳優者、〇下略

〔日本書紀 雄略天皇 十四〕十三年九月、木工猪名部眞根、以石為質、揮斧斲材、終日斲之、不誤傷刃、天皇遊詣其所、而恠問曰、恒不誤中石耶、眞根答曰、竟不誤矣、乃喚集采女、使脱衣裙、而著犢鼻露所相撲、〇下略

〔萬葉集 十六 有由縁并雜歌〕無心所著歌二首〇中略
吾兄子之、犢鼻爾為、都夫禮石之、吉野乃山爾、氷魚曾懸有、

〔江家次第 八 七月〕相撲召仰〇中略
左相撲人皆入、犢鼻褌、上著狩衣差縫、
裏書 延久三年江記云、次相撲人三十人、次第行列、〇中略 皆著犢鼻褌、差縫狩衣上著袴、不著下衣袴徒跣、

〔長秋記〕天永二年八月六日、相撲人等令犢鼻褌、正元近定延貞等也、

〔宇治拾遺物語 十二〕むかし東大寺に、上座法師のいみじくたのしきありけり、〇中略 衆中にてかくいふことを、なにともこたへざらんもくちおしと思て、かれがえすまじきことを、おもひめぐらしていふやう、賀茂祭の日、ま裸にてたうさぎばかりをして、干鮭太刀にはきて、やせたる女牛に乗て、一條大路を大宮より河原まで、われは東大寺の聖宝なりと、たかく名のりてわたり給へ、〇下略

〔源平盛衰記 十一〕経俊入布引瀧事
小松殿〇平重盛 布引瀧見物ノ事アリ、〇中略 備前國住人難波六郎経俊進出タ、中臈ハシラズ候、瀧壺ニ入テ見テ參ラント申、然ルベシトテ免サレタリ、経俊ハ練ノ褌カキ、備前造ノ二尺八寸ノ大刀、

随分秘藏シタリケルヲ脇ニ挟ナ、髮ヲ亂シテツト入、

〔源平盛衰記三十五〕高綱渡宇治河事

佐々木ガ郎等ニ、常陸國住人鹿島與一ト云、無雙ノ水練アリ、鎧脱置、褌ヲカキ、腰ニハ鎌ヲ指、○下略

〔醒睡笑三〕既心

宗長法師あるかたにとまり、暁いそぎかへるとて、下帯をわすれおかれしを、もたせて送りけれ
ば、よみてつかはす、

おもひきやおとすたづなの濱風に波より高き名のたゝんとは

〔慶長見聞集一〕下帯古にかはる事

見しは昔、老若も比迄は、はだの帯は麻布杯を四尺程に切、中より二ツにわり割たる方をば腰
へ廻し、前にて結びたりしが、當世の下帯は替りたりといへば、若き人聞しからすと笑ふ、老人聞
て、○中略今は世上豊にて、昔人ねりはぶたへ杯のやはらかなる物を腰へ引廻し、片結びになせり、
○中略當世色好みの人達は、どんす、綸子、あや、しゆす杯のはゞびろ物を、二ひろ餘りにきり、腰へふ
たへに廻し、後ろにて片結びにとめ、前へ長くさげ、海道をあるくとては裾をかゝげ、股尻を人に
見する、下賤小者のたぐひ迄もすると見へたり、

〔明良洪範十九〕伊藤三白ト云老醫ノ話シニ、先年細川三齋老ニ、戰場ノ事ドモ御咄承リ候ツイデ
ニ、總ジテ合戰ノ節、深手負又ハ討死セシ者、イヅレモ下帯コレナキ由、諸人申シ傳ヘ候、大坂夏御
陣ノ時ニモ、安藤治右衛門殿ナリケルトカヤ、討死セラレシ死骸ヲ、兩三人ニテ引カツギテ退候
ヲ見タル者ノ咄シニモ、只今討死シタル者ノ、下帯ノナキト申スハ、何カナル事ナレヤト不審セ
シ由申シ傳ヘ候、タトヘ分取ヲ致シ候トテモ、甲カ大小ノ類ヲコソ取モスベケレ、何トモ合點ノ
マヒラヌ儀ナリト申シ候ラヘバ、三齋老申サレ候ハ、成程下帯ナキ事ハ實正ナリ、去ナガラ此事

ハ醫者ナドハ、其理合ヒ心付申スベキ事ナリト申サレシ故、一向存當リ之無ト申セシカバ、語タ人ノ身體ハ血氣ニテタモチ候モノ也、血氣內ニアル時ハ、上帶下オビトモ結ビ申スモノナリ、右上オビ下オビ結ビシ儘ニ之有候ヘドモ、死セシ時ハ、五臟離チ肉オチタハヒナキモノ也、戰中戰死ノ者ハ、血モ多ク出候間、病死セシ者トハ大キニ格別ナリ、ソレ故結ビ付タル物モ、タマルベキ樣ナク、下帶トテモ宜シ物ナリ、サレバ功者ナル心掛ノ者ハ下帶ノ結ビ目ノ前ニ結ヲツク間ニシタク、或ハ前ノタレノハシニ結ヲ付タ置ニカタク、モツコフンドレト申シタル用ヒ候、此ミナ死後ニモ、脫ケオチヌ用心ケリト申サレシ。

〔富草 大〕當代奇覽之拔書

一細川越中守忠興(三齋と號す、細川幽齋の子)軍用の料を考て、下帶を割下帶と名付て、中を竪に割て並べ合せ、前にて結ぶ樣に拵らる、是は具足を著たる時、常の下帶は後ロにて結ぶ故に不勝手也、其料方を以製せられ、家中不殘是を用ゆ、然るに後世には左樣の譯も知らず、越中褌とて簡略の事に直て、卑賤のみ專ら用る事となりぬ。

〔三省錄 前編 一〕成瀨小吉正成、(中略)駿府御城御修復のとき、小吉殿の上にて人を下知しけるを、神君御覽遊し、小吉が下帶せざるは、あれ取らせよと仰ありしかば、頓て御納戸より絹のあかね染の二ツ割を一筋給りしと也、今に彼家に持傳ふよし、(成瀨正成傳)

〔三省錄 後編 一〕男子の下帶、木綿布は白より淺黃に染たる能きと、御意ありしと、上樣にはいつ木綿下帶を御こゝろみあそばされて、かく御意ありやとて、一ツ嶋に仕候よし、上樣綿の御下帶素染にあそばされ度とて、諸國の御代官へ、御自身御誂あそばされ候と申嗚承傳候、(前書同篇)

〔護迷幸庵對話〕一下帶は木綿がよし、夜陰の冷はキン玉より受る也、夫故下りを人は大事にすべ

し、

〔三省錄 後編 一〕酒井忠勝侯、御下帶は茶染に仰つけられ、よごれ候へば、いつとても洗濯をせよとて、御下くだされ候、もとより新しきを取替さしあげ候へば、これ見よ洗濯をすれば、かくのごとく、奇麗になるなり、儉約こゝろづけ可有之こと、仰られ候よし、あたらしきを取かえ上候とは、おぼしよらるべく候へども、態と右の通り仰られ候ことかと奉存候、〔酒井空印言行錄〕

〔好色一代男 八〕情の賭祿

日外取らしたる、緋綸子の犢鼻褌か、せと申せば、〔下略〕

〔本朝町人鑑 一〕古候よりは十八人口

男は又一代竸そふ女に、ない物もある顔して高慢し、うちに、鳳蕃に、不斷ひざやの下帶かく事、人のまらぬ費なり、

〔守貞漫稿 十五 男服〕今世フンドシ、貴人ハ白羽二重、士民ハ白晒木綿ヲ本トス、長六尺、呉服尺也、士民白木綿ヲ本トスレドモ、中以上ハ白加賀絹ヲ用ヒ、又美ヲ好ム者ハ、大幅或ハ小幅縮ノ縮緬、又ハ白龍紋等ヲモ用フ、

又江戸ニテ三四十年前、俠氣アル徒等ハ緋チリメン用フ、今世三都トモニ小見ハ往々用之、

又三都トモニ、文政中賤業ノ者美ヲ好ムハ緋縮緬、平日紺木綿等ヲ用ヒシ、又緋絞リモ用ヒシ也、

今世三都トモ白木綿ヲ本トスレドモ、或ハ絞リヲ用フモアリ、小紋中形等用ヒズ、

又今世京坂ハ縮緬以下木綿褌トモニ、兩端ヲ細ク折テ縫之、號クテ石突ト云、江戸ハ不縫之因云綿褌京坂ハ洗之者、洗後糊ヲ解テツケ乾ス、江戸ハ糊ヲ用ヒズ、〔中略〕

畚褌〔圖略〕モツコフンドシト云、形畚ニ似タル故也、前後ヲ縫テ是ニ紐ヲ通シ、或ハ左或ハ右ニ結ブ、女形俳優等ニ用之由ヲ聞ク、

二布

〔物類稱呼 四衣食〕犢鼻褌ふどし〇中 二布をんなのはだにまとふ物 京にてきやふといふ、畿内及美濃近江にてゆぐといふ、西國にてゆのものと云、上總にてみゝひもと云、江戸にて下ぞび又ゆもじと云、陸奥にてこしまきと云、津輕にてはふまきといふ、

〔男色大鑑 一〕此道にいろはにほへと 女は嫌しく木綿足袋をぬがずて袂に入れ〇中 紅の縮緬を内證にまくりあげ〇下

〔男色大鑑 八〕心を染し香の圖は誰 歳よりいまだ十六と見て十五なるべき美女の〇中 緋ぢやの二幅蹴返しにはのめき〇下

〔俗つれ〳〵 四〕御所染の袖色よかし 衣裝ゆたかに〇中 濃き合紗具の裾に、錦の縁を掛け、總裏食綴を縫きて素足に歩み、皮めつけ島田髷〇下

古手屋

〔人倫訓蒙圖彙 四〕古手屋 絹布木綿等、足袋等にいたるまで、古着、買の洗濯をかいあつめてこれをあきなふ、烏丸通二條下ル丁、五條通室町の西所々にあり、

〔俳諧類葉 中 二十三〕ふるて 伽に絹布の縫きにいふては、たへの反故といへり、

〔江戸總鹿子 四〕諸職諸商人有所
古着や
富澤町　長谷川町　鎌倉がし　京橋南がし　芝田町壹丁目貳丁目　赤坂傳馬町　宇田川町

〔落穗集追加 二〕古着三ヶ條の事 附 富澤町の事
一問曰、御入國の節は、町方盜賊共多入込、殊之外難儀いたす處に、御仕置を以、件の盜賊共退散申候と有之は實にや、答曰、其儀を我等若年の頃承り及は、其元御中の通り、盜賊共諸方より入集り、以の外ぶつそうに有之由、權現樣聞召され、何本致し、盜賊の張本たる者一人召捕へさせる

樣にと、奉行中へ被仰付候所、其頃關東に名を得たるすり大將鳶澤と申者を搦取、牢舍を被申付候と有るを申上れば、其盜賊を召出し、御仕置きなるべく所、一命を御助け被成候間、其働を以、他方の盜賊を御當地へ入り込申間敷由にと被申付候樣にと、被仰出に付、奉行中より、右之通り御申渡し候得ば、鳶澤承り、命を御助け被遊る、段、ありがたく奉存候得共、他方より入込あまたの盜賊共を私一人の力にて防ぎ候と有之儀はなり難く候へば、何方に於てなりとも、屋敷地を被下置候はゞ、私手下の者共を呼集め差置、其者共の盜を相止、吟味爲致度奉存候、併手下の者、盜を相止候ては、渡世の仕方無之候間、御當地にて、武家町屋を不限、外の者共の古手を買候儀御停止に被仰付、私儀を古手買の元〆役に被仰付被下候樣にと申に付、願之通とて、遊女町の近所に於て、一ヶ所四方の葭原を屋敷に被下候に付、夫より切ひらき、鳶澤町と名付、町屋に取立、手下の盜人共を古著買にいたし、方々へ出し、其者共へ申付、吟味を致し候に付、程なく盜人共の御當地へ入込事はならぬやうに致すと也、去によつて、我等若年の頃迄の古著買と申には、定りて二人つれ立、布にて作りたる長き袋をかたげ、一人の者は古著と呼べば、一人は買うと申て、町屋の軒下を左右へ別てあるく如申有之、其かたげたる袋の口をば、二ツに割、其はづれを麻繩にてまきたて、其下に鳶澤が印形有之と也、若盜人にて無之ても、古著買をいたし度思へば、鳶澤が手下を願、件の袋を請取如申有之となり、次第に御代まづかなる故、盜賊の沙汰も無之に付、古著買之儀も相止、鳶澤町の儀も、今程は富澤町と文字をかへ、葭原町の儀も、何れの頃よりか、吉原町と文字相改申候由と也、

〔古著問屋舊記〕地古手問屋舊記

一地古手問屋之儀は、萬治二亥年三月、御改有之候てより永續致來り、其後寶永三戌年十一月、享保十巳年十月、御改書上之寫、左之通、〇下略

(古着問屋舊記)元祿十三年古帳之内拔寫

定

一御公儀從御法度之儀、堅相守可申候事、

一毎日買申古着、帳面ニ判形堅く取可申候事、

一請人無之者之古着一切買申間敷候、勿論胡亂成物堅買申間敷候事、

一自今以後毎日買取申古着之下衆所名并判形無之候へば、堅々買申間敷候事、

一於所々古着賣人參候節、請人判鑑無之候へば、堅く買取申間敷候事、

右之通公儀相改、商賣可仕候、以上、

古着問屋　井筒屋久右衞門印　堀川清左衞門印　山崎屋助左衞門印　江口屋仁平治印　嶋屋嘉兵衞印　鈴屋平兵衞印　武藏五兵衞印　山田屋平右衞門印

(古着問屋舊記)御觸書より書拔

一今度富澤町江名主彥右衞門、古着總代申付、古着致商賣候者共江、彥右衞門方より銘々札を渡置、唯今迄古着持寄商賣仕來候所々會所を建、役人を付置、組合を相定、無札之者改之、總而疑敷古着可令吟味候儀、總代差圖之趣違背すべからざる事、

一失物等相尋候節、總代方より致吟味候へば、隱置申間敷事、

一總而古着商賣可仕と存候もの有之候は、彥右衞門會所江罷越、商賣札受取之、其上總代定書之趣を相守可致商賣事、

一古着商賣相止候ものは、是又彥右衞門方江札相返し、帳面之判形消可申事、

一古着致商賣候表店之者は、壹ケ月に銀九分宛、中買其外之者共は、壹人に付、壹ケ月に銀五分宛、札賃出し、毎月彥右衞門會所江可致持參事、

右之趣、古着致商賣候者は不及申、家持借家店かり、地借出居衆召仕等迄申聞置之、堅可相守、若違背之者於有之は可為曲事もの也、

元祿十四巳年十二月

〔古着問屋舊記〕元文年中古帳之内抜寫

元文四年己未十一月廿一日

古着問屋仲間定目

一御公儀樣御法度之儀、堅相守可申候事、

一毎日買取候古着帳面ニ判形堅ク取可申候事、

一判元より古着買出し方江、印鑑相渡し置申候、右之判鑑無之者之古着、一切買申間敷候事、

一問古着買候儀、先年之通買出し衆、ひしろた上江風呂敷をひろげ候時、呼かけ候様に可仕旨、相定申候、前後之木戸ニ立居、遠クより呼かけの儀、堅無用可仕候事、

一從御公儀樣被為仰付候紛失物幷ニ御吟味之儀、享保十一年午九月中、御請合申上候、

一問屋組合之者、古着仲買等吟味仕、買取可申候、勿論判元不請合印形無之もの、堅買取申間敷候事、

一旅人衆前店幷ニ市買物等、前々之通先々より賣上ゲ取、御買可被成候、但中買手、折買出し方江御聽被成、直買被成候儀、堅ク御無用ニ可被成候、古來より無之儀ニ御座候、向後相對ニ而猥ニ直買被成候ハヽ、問屋組合吟味之上、右買物戻させ可申候事、

問屋中間古來覺書

一古着問屋十三人、慶安年中初り、御代々組合帳面三冊ヅヽ、町年寄月番ニ納、此古帳十三本、長谷

川町和歌野屋清左衛門殿藏預ケ元祿年中九月類火、十歳の行、御帳面ニ付申候、
一問屋御改、寶永三年仲間八人帳面三冊印形仕、十一月、月番喜多村(江戸町年寄)江納候、
一享保十年巳四月、奈良屋會所より問屋御改ニ付、銘々名主切ニ、支配より帳面ニ下ケ札、古來之儀書付差出候、
一享保十年巳十月九日、問屋共本町奈良屋會所江被召寄、被仰渡候ハ、古來之問屋御尋ニ付、組合五人之儀、一組ニ被仰付候之帳面三冊印形仕候而、奈良屋江納申候、
右古來十三人中、譯八人唯今五人、古來古著問屋、御當地之古著問屋外ニ、上方問屋ハ銘々帳面差上ゲ申候、其分ケ段々、上方古著諸問屋之分ケ、御入國江戸古著問屋と分ケ申上候由、二通り被成候手前江口屋と申に慶安二年に、小傳馬町三丁目にて、六十八國之儀なれば被仰被下候、
一萬治年中江戸商賣札被下より、六十以上は札にとし有唯被下候、六十以下は金三兩ヅヽ差上ゲ札被下札ニとしなし、
一富澤町園之儀、元來鎌倉かし立申候所、御町奉行石谷將監殿御代古著問屋店々差出願差上ゲ、富澤町ニ成、
一古著初りは神田鍋町より初り、古著買組合被仰付候則、八十一組ニ當ル、大組買屋廿一組古著廿一組、合四十二組、鍋屋熊左衛門樽(江戸町年寄)之御支配ニ成候、
一古著總代三度ニ及、願人出候得共、段々御吟味中上、御免切之總代御免ハ、享保十一年午八月御免古著大組廿一組之内ニ而、十九ケ町組合富澤町組と仕候由申上候、御免以來ハ、橘町壹丁目四十六ケ狀申上より切り段々御吟味之上、御免也、
一古來古著仕義問屋買場所へ中買入事ならず、中買かい場へは問屋入り申事なし、地中買と中は古著問屋之相違目付を立置申候段々不届ケ成買方ニ成候ゆへ、定目を改申候、

一古來判元ハ、古著問屋より初メ問屋之わかれ高野藤兵衞、高木忠兵衞兩人也、中頃より、勝手勝手判取を作る也、

〔吳服古手仲間定書〕定

一從御上樣被爲仰付候御條目之御趣堅相守、不正之賣買致間敷候事、

一失物御吟味之節、似寄之品有之候ハヾ、年行司へ差出し、篤と取調、不正ニ候ハヾ、早速御注進可申上候事、

一寛政九巳二月、被爲仰付御觸達有之候通、仲間外ニて古手賣買致候を見附候ハヾ御注進可致候、右體不埒成方ニて買物致間敷候、萬一相背候者有之候ハヾ、仲間一統總て取引差止可申候、

右規條ニ背き、仲間外ニて古手賣買候を見付候ハヾ、早速年行司へ可申出候、若又不申出候て、後日相知候ハヾ、其者定之過料差出可申事、

一古手代、銀札ニて受取可申候、正金銀ニて受取候ハヾ、早速引替所へ差出可申事、

一他所より古手買ニ參候衆中へ周旋ニて買先へ參候義、堅不相成候事、自然仲間外ニて買物致候ハヾ、一統取引致間敷候事、

一吳服反物、都て仲間外卸賣之衆中小賣被致、不正之筋ニ候ハヾ、一統取引致間敷候事、

一手先之衆中、買物ハ勿論、下取ニても不相成候事、

一仲間之內、賣買人うろんヶ間敷者參候ハヾ、一統爲相知可申事、

一何方ニても、不筭用、又ハ不道理成義被致候ハヾ、以切紙爲相知、一統取引致間敷候事、

右之條々、堅相守可申者也、

〔古著問屋舊記〕仲間心得方之儀御尋有之候ニ付、昨年願書幷ニ愚案之儀共認奉願上候、

古著問屋

乍恐以書付奉願上候

一元地古着買問屋、富沢町嘉川庄五人組持地借江口屋仁平治外弐人申上候、私共儀、御當地之古着ヲ買入、諸國在々へ賣捌、年古く家業相續仕、御國恩之程、冥加至極、難有仕合奉存候、渡世之儀ニ付ては、慶安三寅年、石谷左近將監樣町御奉行御勤役之節奉願上、問屋名目御免被下置、爾治二亥年、寳永三戌年、享保十巳年、諸問屋御調之節々書上候儀ニ而、元祿年中、大火之節、往古之書物ハ類燒仕候得共、寳永享保兩度之書記ハ、仁平治方ニ所持仕罷在、享保二十卯年三月、橘町壹丁目山口屋久左衛門と申者、同渡世新問屋仕度段、稻生下野守樣御番所へ奉願上候處、御糺之上、同年閏三月、大岡越前守樣御内寄合へ被召出、久左衛門儀は新規ニ問屋不相成旨被仰渡、私共儀ハ古來之通被仰付、寛政八辰年、當御役所より私共仲間渡世之儀御尋ニ付、地古着取扱方之儀申上、其後年數相立候ニ付、古來より之儀申上、御調之上名前帳相改、文政九戌年中、當御役所へ差出し候儀ニ御座候、前書之通年古く問屋渡世仕來候故、仲間組合御差止後、嘉永四亥年、諸問屋再興被仰出候節、私共名前書調帳り名主中へ差出置候儀ニ而御座候、私共仲間古來之通、古着問屋、現在之名前帳面調印仕、當御役所へ差出置、代替り其外、時々書上候樣仕度奉存候、當時同渡世三人ニ而、以後新規加入等の儀は、熟談之上奉願上、不取締之儀無之樣、實直手廣ニ渡世仕度、古來之通名前帳面差出候儀、御聞濟被下置候樣、偏ニ奉願上候、以上、

安政六未年六月

富沢町嘉川庄五人組持地借　江口屋仁平治

元濱町五人組持地借　松坂屋小三郎

同　刈借地ニ付　店支配人茂七

關所吉兵衛地借　伊勢屋又次郎

東　住宅ニ付　店支配人正助

樽〈○江戸町年寄〉御役所

右之通、昨未ノ夏中、奉願上候、其後同御役所ニ而御調之節、右仁平治所持、寶永三戌年、享保十巳年之舊記、并ニ山口屋久左衞門と申者、古著新問屋願出候一件之古書物等、奉御覽入候而、右寶永享保之舊記之寫、并ニ右寶永三戌年より當時迄、追々當家業讓り受候次第之書物等、右御役所へ奉差上置候、

一地古著仕入方之儀は、先々より之御觸趣相守、買帳へ名主衆之押切ヲ受、右帳面へ賣主請人之兩印取之候儀ハ勿論、往古より仲間人數も定有之、右仲買へ番附之赤き判を渡置、壹品毎ニ裏表共右赤判ヲ為押候而、其赤判無之候古著ハ、一切買入不申、是は右古著類何方へ參り候共、其出元相分候樣、古來より仕來ニ御座候間、右仲買之外、親類成共直買は不仕候、

一寬政八辰年、樽御役所より御調有之候節、書上仕候通、古來より只今ら仲買之者より證文取置候、其儀ハ品々之出處相糺、兩印取之候而、仲買共友吟味仕、御尋之筋有之候節、其賣主認出申披仕候而、紛敷品一切賣渡し不申候段認候證文取置候上、出元嚴敷相糺仕入候得共、猶買取候上も精々調方仕候、

一赤判ヲ押候儀は、往古より仕來候、元祿十三辰年正月之仲間定書之內、左之一ヶ條御座候、

一自今以後、買取申候古著之下タ前、兩面とも判形無之候ハヾ、堅買申間敷候事、

右之通、古帳面ニ有之候間、其以前より赤判有之候而、等閑之事も御座候而、其節嚴重に相成り申、其砌赤判始り候や、只今分り兼候、尤も元祿十一寅年九月と承り候、大火之砌ニ、仲間帳面十三冊仲間行事方より類燒仕候ニ付、其段御訴申上候、其後追々帳面相改、右辰年之規定之帳面も、其前之振合を見、認候事と愚案仕候間、赤判ヲ押候は、古來之仕來と奉存候、然ル處文化七午年、右赤判相改、仲買夫々へ相渡候處、間早仲買日々出合候間、直段組之節ニ而、赤判ヲ押候杯有之、不取締ニ

成行而は不相成候ニ付、文政五午年、村松様御月番へ相願、又々株札相改、名主衆御立合之上ニ而、右仲買へ夫々相渡し候、同十二丑年、右両人様と渡辺様と御三人へ、右御懸りを奉願上候、天保十三寅年、諸仲間とも組合御差止後ハ、組合ハ不仕候得共、私共ハ従古来之仕法堅相守、株札無之古着ハ、今以一切買入不申候、然ル処追々諸国より旅人出府仕、旅人宿ニ泊り居、私共買入候仲買之仕入先ハ不申及、素人直買、或は往来買等勝手に仕入候而、互に競合、兎角高直に相成、綿木綿下落之節も引下ケ不申、其内引合に不相成候者は、外品を仕入、又ハ新規に出府仕候者、古着を仕入、日々増長仕候、私共は先々之仕法通、堅心丈夫相気、株札無之古着は仕入不申候に付、株札所持之内にも、彼々旅人直買仕候者有之候間、私共買先之者も以前よりは多分之人少に相成、其営愚仕候間、先年之通被仰付候様御赦免、偏に奉願上候、株札之儀は、毎年正月十五日、仲間行事方へ寄合、仲買共幷に諸人立会之上、株札相改候儀、従古来仕来候、

一天保六未年、旅人宿より奥羽へ古着荷物積出し候を見止候に付、其筋を申而懸合候得共、取扱不申候に付、不得止事、筒井伊賀守様へ奉出訴候処、公事合当日御奉行様被仰聞候には、在方へ古着を売候者は、定り無之ては不相成、取締に拘り候儀、もし右様無之候而、此方より申付而も定度事、先達も、越後之消蔵と申盗人、旅人宿に止宿いたし、盗物を在方へ送り候故、久敷知被候而、其盗物を預りたる者、難儀に付、其品を買取候より難く相分候事も有之候と、厳敷御利解に而、早速相済願有事有候且私共より申上候儀は、重々恐入候得共、右様旅人共、御府内之古着を素人直買、往来買なども仕候はゞ、乍恐紛失物御調方にも拘り候事と、匙案仕候、此儀奉恐入候事に有之候得共、何卒御役頭様より被仰上可被下候、私共儀も、右再興被仰付候上には、相当之者共と熟談之上、罷致加入、仲間も先々之通りに、精々多人数取立、古来之通、厳重に仲間取締仕候間、何卒此段御慈悲を以、再興に相成候様奉願上候、

一先達而下り古手仲間之儀も御尋御座候、右下り古手は、私共三人も仕候得共、享保十巳年、諸問屋御改之節も、古着問屋と、上古着受問屋と、兩組別段に書上仕候儀、舊記に御座候、且同樣成品に御座候得共、仕法取扱方は別段に有之候、地古着は、先々申上候通、第一に御觸紛失物御調方專に仕候へ共、下り古着は、上方所々にて、御調方相濟候品故、御觸紛失物御調帳に拘り候品は無之候間、下り古手計仕候者共方は、名主乘押切帳は無之候、地古着は、諸國へ荷物積出し候而已、諸國より入荷は何樣有之候共、差障不申候、右に付、菱垣船は不及申、上方筋より下り荷物に拘り不申候間、十組へも先年加り不申、下り古手仲間は十組へ加申候、尤も享和元酉年、十組通町組之取極を以、十組へ加り候に付、再興被仰付にも右組に隨ひ、館（江戸町年寄）御役所へ願出候得共、當仲間之儀は、何事も先々より樽（江戸町年寄）御役所へ申上候に付、昨年も右御役所へ奉願上候、右之通、實來組合申候、且諸仲間組々も、追々再興被仰付候間、私共儀も、前文之通、旅人共勝手次第に直買直送り仕候而、必至と難澁仕候間、何卒古來之通、私共組合も再興被仰付被下候樣、御慈悲之御沙汰、偏に奉願上候、以上、

萬延元申年八月

元古着問屋
江口屋仁平治
松坂屋小三郎
伊勢屋又次郎

村松源六樣

〔古着問屋舊記〕乍恐書付を以、江口屋仁平治、古着問屋相續罷在候代數御尋に付、御答奉申上候、

一難波町泉川岸古着問屋江口屋仁平治先祖は、武家之浪人に而、江口藤兵衛と申候、
但し最上出羽守樣御昼下、羽州棚屋之城主、江口五兵衛之男と承り候、棚屋を落而上方江登

り、後に上野國に住し、元和之頃、御當地(江戸)江に來り、小傳馬町三丁目に住居仕、同町北側に而拜領地仕候趣申傳へ候、此拜領屋敷之儀、其後如何相成候哉、右は拜領屋敷に而も頂候は、ゞ人に渡し候儀も叶候由承り候間、餘人江賣渡候儀にも可有御座候哉に奉存候、(中略)

一先祖藤兵衞儀、奥筋に木綿出來不申候儀は、承知仕候に付、元和八戌年より、古著を買入、奥筋江賣渡し申候、南氏を其まゝ屋號と仕候、

二代目　江口屋六郎兵衞

右は、先祖之實子に御座候由相續仕候、

一寛永年中より、同渡世之者追々出來候に付、同渡世之者共申合、慶安三寅年、町御奉行石谷左近將監樣江願上、古著商屋組合御免に相成候、其頃は仁平治方、

三代目　江口屋甚右衞門

右は二代目實子に御座候又弟之由にも申候、古著商屋相續仕候、

一古著御座之場所は、元神田紺屋町より鎌倉町川岸江引越、富澤町之邊に、古著渡世之者多く御座候に付、是又石谷左近將監樣江、古著商屋共願上、御聞濟之上に、富澤町川岸通江引移り申候、

右三代目甚右衞門も、其職人之内に御座候、

一明暦三酉年、大火之砌、右甚右衞門、小傳馬町三丁目に而類燒仕、其後橘町壹丁目江引移り候、

一萬治二亥年、御調之節、古著商屋名前帳江書上仕候、

一同年、町御奉行神尾備前守樣御勤役中、江戸町人江商賣札頂戴被仰付、難有所持候、(中略)

右は私儀、年來古著商屋相續之譯御尋ニ付奉申上候、何卒御慈悲を以、古著商屋組合被仰付候樣、偏に奉願上候、以上、

文久三亥年七月廿二日

富澤町家持　商人　江口屋仁平治印

樽御役所

同人父
先願人　仁藏印

編修總裁　從二位文學博士男爵　細川潤次郎
編修長　正七位文學博士　佐藤誠實
編修副長兼校訂長　正七位文學博士　松本愛重
編修　正七位　廣池千九郎
編修兼校訂　加藤才次郎
編修兼校訂　山本信哉
編修兼校訂　村尾節三
編修　從六位　佐伯有義
編修兼校訂　三浦千畝
校訂　竹島寛
校合員　坂倉廣胖
校合員　齋藤松太郎

編修顧問　正四位文學博士　本居豊穎

編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　從五位文學博士　井上頼圀

明治四十三年五月九日印刷
明治四十三年五月十二日發行

神宮司廳

昭和十一年三月一日印刷
昭和十一年三月五日發行

（普及版古事類苑　全六十册）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社内
古事類苑刊行會
振替東京三二七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(85)　一〇五四番　三二六九番

單式印刷株式會社印刷

（白石製本所　製本）